

海士町例規集

島根県海士町総務課編

編さん例

- 1 この例規集は、現行の海士町条例、規則、規程その他諸例規（以下「条例等」という。）で執務上必要と認めるものを編、章、節に分類収録した。
- 2 2つの編にかかわる例規は、どちらか関連の深い方に登載し、その他には「・」で題名のみ記載し、「（第〇編第〇章に登載）」の表示をした。
- 3 条例等の公布の形式は省略し、題名の次に制定年月日番号及び改正年月日番号を掲げてその沿革を明らかにし、各条項のあとにそれを改正した例規番号と改正の態様（全改、改正、追加、繰上げ、繰下げ等）を示した。
- 4 附則は、原則として全文を掲げたが、附則で他の例規の一部を改正している規定については改正内容を省略し、その他附則中の規定の一部を省略したときは附則の文字の次に「抄」と記載してその旨を示した。
- 5 この例規集は、令和6年1月1日現在で改版したものであるが、その後における制定改廃については、逐次追録を発行して、内容を補正することとする。

令和5年12月

海士町総務課

○条例とは

条例とは、地方公共団体が、その自治権に基づいて定立する自主法である。地方公共団体の条例は、法令に違反しない限り、制定することができるが、条例も国家の法体系の一部を構成するものであるから、自治権の範囲、目的により規定事項及び効力について一定の制限がある。また条例の効力のおよび得る地域的限界は、当該地方公共団体の区域内に限られる。条例は、法規たる性質をもつものと、法規たる性質をもたないものがある。条例を制定することができる事務の範囲は、地方公共団体の事務であるが、そのうちには、当然住民の権利義務に関する事項も含まれている。

条例がその規定の内容とすることができる所管事項は、一定の限られた事項だけである。すなわち「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」（地方自治法第2条第2項）であり、いわゆる地域における事務（自治事務）及び法定受託事務をいう。以下簡単にこれらの事務を説明する。

- 1 地域における事務（自治事務） 地方公共団体の処理する事務のうち法定受託事務を除いたものをいい、法文上何を指すかは必ずしも明確でないが、地方公共団体の存立目的にしたがって、その住民の福祉の増進を目的として積極的に各種の事業の実施、施設の経営、管理等をその主な内容とするものである。自治事務に属するものとしては、団体の組織、財務又は自治立法に関する事務のような団体自身のための事務と学校、火葬場等の設置及び管理、清掃事業、観光事業等の各種事業のような住民の福利を増進するための事務とがある。
- 2 法定受託事務 都道府県又は市区町村が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（第1号法定受託事務）と、これと同様に、都道府県から市区町村への法定受託事務（第2号法定受託事務）の両者をいう。これらの事務については、それぞれ同法別表第1及び別表第2において詳細に定められている。

条例は、上に並べた2種の事務のすべてにわたって制定し得るが、住民に義務を課したり、住民の権利を制限したりするような場合には、「法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例によらなければならない」（同法第14条第2項）こととされている。

普通地方公共団体は、その事務に関する事項であっても、規定事項の限界として次の制限を受ける。

- 1 法令に違反しないものであること。
- 2 長その他の執行機関の専属的権限に属しないものであること。

○規則とは

規則とは、地方公共団体の長の権限に属する事務に関し、長がこれを制定するものであって、次のようなものである。

- 1 当該団体の自治事務及び法定受託事務で法令上条例事項とされず、又は議会の議決事項でもなく、その権限に属している事務
- 2 法律又は条例により規則に委任がある事務

普通地方公共団体の長が規則で定めることのできる事項は、地方自治法第15条第1項に規定する事項であって、すなわち「その権限に属する事務」である。この規則を制定するに当たっては、「法令に違反しない」こと及び「議会の権限に属しない」ことを必要とす

る。その範囲は、次のようなものである。

- 1 行政機関の位置、名称及び所管区域に関する事項（同法156条第2項）……条例でもよい。
- 2 手数料の徴収を免れた者に対する過料を科する事項（同法15条第2項、第228条第2項、第3項）
- 3 財務に関する事項（同法施行令第173条の2）

また、特別地方公共団体の長の外に、規則制定権を有しているものには、地方議会、教育委員会、人事委員会、公平委員会等の諸機関がある。

○告示とは

告示は、地方公共団体が指定、決定などの処分その他の事項を一般に公に知らせる行為又はその行為の形式の一種であり、法令において告示を必要とする旨定められている例も少なくない。

地方公共団体の場合、国家行政組織法第14条のような規定はないが、告示を発する権限は、行政庁として当然に有するものと解されている。行政庁が一定の事項を住民に公示して周知徹底を図る方式も種々であり、名称も一定しないが、おおむね法令の立法形式に準拠しているようである。

○訓令とは

訓令は、上級行政機関が下級行政機関に対して、その権限の行使を指揮するために発する命令である。上司が部下の職員に対して、その職務に関して発する職務命令を含めて用いる場合もある。「下級の行政庁」とは、当該事務について職務上の指揮監督を受ける機関をいう。上級行政庁が、下級行政庁又は職員に対し単に一定の事項を告知するものは、通達という。

訓令の効力の発生時期は、その訓令が明定すべきであるが、これの定めがない場合は、それが表示された日から効力を発生するものと考えるべきであろう。

○用字・用語・文体について

条例、規則、告示、訓令の規定の内容は、文字によって表現されるのであるから、その内容ができるだけ正確に表現され、解釈運用上の疑義が生じないこと及び誰にでも直ちに理解できるよう平易、簡明に書かれることが必要である。したがって、その用字、用語はなるべく簡易にして、誰にでも一読直ちに理解ができるような表現の仕方を工夫しなければならない。また、文体も文語体を避け、通常われわれが使用している口語体によるのが最近の例である。

〈総目次〉

第1編 総則

- 第1章 町制施行
- 第2章 公告式
- 第3章 表彰
- 第4章 町の休日等

第2編 議会

第3編 執行機関

- 第1章 町長
- 第2章 選挙
- 第3章 監査
- 第4章 附属機関等

第4編 人事

- 第1章 定数・任用
- 第2章 分限・懲戒
- 第3章 服務
- 第4章 職員厚生
- 第5章 職員団体

第5編 給与

- 第1章 報酬・費用弁償
- 第2章 給料
- 第3章 手当
- 第4章 旅費

第6編 財務

- 第1章 財務一般
- 第2章 特別会計
- 第3章 契約・財産
- 第4章 基金等

第7編 税及び税外収入

- 第1章 固定資産評価審査委員会
- 第2章 税
- 第3章 税外収入

第8編 厚生

- 第1章 社会福祉
- 第2章 児童福祉
- 第3章 老人福祉
- 第4章 障害者福祉
- 第5章 国民健康保険
- 第6章 保健・衛生

第9編 産業

- 第1章 農業委員会
- 第2章 農林業
- 第3章 漁業
- 第4章 畜産
- 第5章 商工・観光等
- 第6章 情報

第10編 建設

- 第1章 建設一般
- 第2章 港湾
- 第3章 町営住宅

第11編 水道

第12編 防災

- 第1章 災害対策
- 第2章 消防

第13編 教育

- 第1章 教育委員会
- 第2章 学校教育
- 第3章 社会教育
- 第4章 文化財

第14編 規約等

〔廃止〕

〈細目次〉

第1編 総則

第1章 町制施行

- 村の名称を変更する条例 (昭和43年条例第16号) 27
- 海士町役場の位置を定める条例 (昭和43年条例第10号) 28
- 海士町役場の位置を定める条例の施行期日を定める規則 (昭和44年規則第5号) 29
- 町章の制定 (大正4年) 30
- 町旗の制定 (昭和45年) 31
- 海士町民憲章 (昭和45年) 32
- 町歌 (昭和43年) 33

第2章 公告式

- 海士町公告式条例 (昭和27年条例第103号) 34
- 海士町公告式規則 (平成8年規則第5号) 35

第3章 表彰

- 海士町表彰規程 (昭和38年規程第1号) 36

第4章 町の休日等

- 海士町の休日を定める条例 (平成元年条例第2号) 37
- 海士町執務時間規則 (平成元年規則第4号) 38

第2編 議会

- 海士町議会基本条例 (令和元年条例第23号) 39
- 海士町議会の議員の定数を定める条例 (平成12年条例第4号) 42
- 海士町議会の定例会の回数を定める条例 (昭和31年条例第3号) 43
- 海士町議会の定例会の招集時期を定める規則 (昭和31年規則第1号) 44
- 海士町議会委員会条例 (昭和62年条例第14号) 45
- 海士町議会会議規則 (昭和62年議会規則第1号) 50
- 海士町議会傍聴規則 (平成8年議会規則第1号) 64
- 海士町議会事務局設置条例 (昭和41年条例第15号) 66
- 海士町議会事務局の組織に関する規則 (平成8年議会規則第2号) 67
- 海士町議会事務局処務規程 (平成8年議会訓令第1号) 69
- 海士町議会公印規程 (平成8年議会訓令第2号) 70
- 議会の委任による専決処分事項の指定について (平成24年発議第1号) 73
- 海士町議会災害対策本部設置要綱 (令和元年告示第31号) 74
- 海士町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和5年条例第11号) 78
 - ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (第6編第3章に登載)
 - ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (第4編第4章に登載)
 - ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (第4編第4章に登載)
 - ・議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (第5編第1章に登載)

- ・ 議会議員の議員報酬及び費用弁償の額の特例に関する条例 (第5編第1章に登載)
- ・ 海士町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (第5編第1章に登載)

第3編 執行機関

第1章 町長

第1節 事務分掌

- 海士町課設置条例 (平成27年条例第4号) 93
- 海士町行政組織規則 (令和3年規則第5号) 96
- 海士町副町長の定数を定める条例 (平成19年条例第8号) 106
- 統括主査の指定等に関する規程 (平成24年訓令第1号) 107

第2節 職務権限

- 町長の職務代理者を定める規則 (平成6年規則第1号) 108
- 海士町役場決裁規程 (平成21年訓令第6号) 109
- 海士町福祉事務所長に対する事務委任規則 (平成19年規則第11号) 123
- ・ 海士町教育委員会の権限の一部を海士町副町長に委任する規則 (第13編第1章に登載)
- 町長の権限の一部を海士町教育委員会教育長に委任する規則 (平成7年規則第1号) 127
- 海士町農業委員会に対する事務委任規則 (平成19年規則第1号) 128
- ・ 議会の委任による専決処分事項の指定について (第2編に登載)

第3節 処務

- 海士町役場庁内管理規則 (昭和41年規則第5号) 129
- 海士町町有自動車管理規則 (昭和45年規則第7号) 132

第4節 文書・公印

- 海士町公文書管理規則 (平成14年規則第3号) 137
- 海士町公文書管理規程 (平成14年訓令第1号) 141
- 海士町文書書式規程 (平成9年訓令第2号) 167
- 海士町条例の左横書き等に関する特別措置条例 ... (平成9年条例第1号) 180
- 海士町公印規程 (平成8年訓令第2号) 182

第5節 情報管理

- 海士町情報公開条例 (平成13年条例第11号) 188
- 海士町情報公開条例施行規則 (平成14年規則第4号) 197
- 海士町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年条例第4号) 212
- 海士町個人情報保護に関する法律施行条例 (令和5年条例第1号) 213
- 海士町個人情報保護条例施行規則 (平成18年規則第5号) 215
- ・ 海士町議会の個人情報の保護に関する条例 (第2編に登載)
- ・ 海士町個人情報保護審査会条例 (第3編第4章に登載)
- ・ 海士町無料職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程 (第9編第5章に登載)

・海士町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(第3編第1章に登載)
○海士町戸籍システム管理運営要綱	(平成26年告示第7号) 219
・戸籍システムの事務委託に関する規約	(第14編に登載)
・海士町地域情報基盤施設の設置及び管理に関する条例	(第9編第6章に登載)
第6節 行政手続	
○海士町行政手続条例	(平成8年条例第24号) 223
○海士町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	(平成16年条例第25号) 233
○海士町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	(平成16年規則第4号) 236
○海士町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(平成27年条例第34号) 238
○海士町聴聞手続規則	(平成7年規則第6号) 240
○海士町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	(平成17年条例第5号) 245
○海士町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則	(平成17年規則第1号) 247
第7節 住民	
○海士町印鑑条例	(昭和56年条例第11号) 250
○海士町印鑑条例施行規則	(昭和56年規則第4号) 254
○海士町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例	(平成6年条例第24号) 262
○海士町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	(平成6年規則第8号) 265
○海士町住民票の職権消除の取扱いに関する要綱	(平成24年告示第20号) 275
○海士町航路・航空路旅客運賃助成事業助成金交付要綱	(平成29年告示第13号) 289
第8節 交通・生活安全	
○海士町交通安全対策会議条例	(平成3年条例第9号) 292
○海士町交通指導員条例	(昭和45年条例第15号) 294
○海士町国民保護協議会条例	(平成18年条例第5号) 295
○海士町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	(平成18年条例第6号) 296
○海士町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	(平成19年条例第9号) 297
○海士町暴力団排除条例	(平成23年条例第23号) 300
○海士町暴力団排除条例施行規則	(平成23年規則第9号) 302

第2章 選挙

第1節 選挙管理委員会

- 海士町選挙管理委員会規程 (昭和30年選管規程第1号) 317
- 海士町選挙管理委員会委員長専決規程 (平成8年選管告示第2号) 320

第2節 選挙一般

- 公職選挙法に基づく選挙運動等の実施に関する規程 (昭和30年選管規程第2号) 322
- 海士町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 (令和3年条例第13号) 338
- 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程 (昭和50年) 341
- 海士町選挙公報の発行に関する条例 (昭和56年条例第21号) 345
- 海士町選挙公報発行規程 (昭和56年選管規程第2号) 346
- 海士町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例 (平成11年条例第1号) 352
- 海士町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程 (平成14年選管訓令第1号) 353
- 選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱 (平成8年選管告示第3号) 355

第3節 政治倫理

- 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例 (平成7年条例第44号) 359
- 町長の資産等の公開に関する規則 (平成7年規則第25号) 361

第3章 監査

- 海士町監査委員条例 (昭和39年条例第6号) 373

第4章 附属機関等

- 海士町行財政改善審議会条例 (昭和59年条例第11号) 374
- 海士町総合振興計画策定審議会設置条例 (昭和63年条例第11号) 376
- 海士町史編さん委員会設置条例 (昭和38年条例第20号) 378
- 海士町交通事故調査委員会規程 (平成12年訓令第5号) 379
- 海士町行政不服審査会条例 (平成28年条例第2号) 383
 - ・海士町交通安全対策会議条例 (第3編第1章に登載)
 - ・海士町特別職報酬等審議会条例 (第5編第1章に登載)
 - ・海士町固定資産評価審査委員会条例 (第7編第1章に登載)
 - ・海士町固定資産評価審査委員会規程 (第7編第1章に登載)
 - ・海士町民生委員推薦会規則 (第8編第1章に登載)
 - ・海士町青少年問題協議会設置条例 (第8編第1章に登載)
 - ・海士町予防接種健康被害調査委員会設置に関する条例 (第8編第6章に登載)
 - ・海士町簡易水道事業運営協議会の設置に関する条例 (第11編に登載)
- 海士町住みよいまちづくり計画策定委員会設置要綱 (平成22年訓令第 号) 384
- 海士町個人情報保護審査会条例 (令和5年条例第2号) 385

第4編 人事

第1章 定数・任用

○海士町職員定数条例	(昭和28年条例第6号)	387
○海士町職員定数の配分に関する規則	(昭和46年規則第9号)	389
○職員及び職員の職の設置に関する規則	(昭和39年規則第1号)	391
○職員の臨時的任用に関する規則	(昭和41年規則第7号)	393
○海士町職員採用試験実施要綱	(平成29年告示第29号)	394
○行政職職員昇任選考要綱	(平成7年告示第1号)	396
○職員の退職管理に関する規則	(平成29年規則第2号)	397
○海士町高齢者等退職希望者募集要綱	(平成16年告示第9号の2)	402
○人事異動及び人事記録に関する規程	(昭和41年訓令第1号)	403
○海士町職員の人事評価に関する規程	(平成25年訓令第4号)	415
○海士町半官半X推進における目的と定義を定める条例	(令和4年条例第2号)	417

第2章 分限・懲戒

○海士町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	(昭和26年条例第95号)	421
○海士町職員の分限に関する手続及び効果に関する規則	(平成8年規則第8号)	423
○海士町職員の分限処分に関する指針	(平成27年訓令第5号)	425
○条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例	(平成8年条例第10号)	438
○職員の定年等に関する条例	(昭和58年条例第25号)	439
○海士町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	(昭和26年条例第96号)	448
○海士町職員の懲戒の手続及び効果に関する規則	(平成8年規則第9号)	449
○海士町職員の懲戒処分等の指針	(平成27年訓令第6号)	451
○職員の懲戒処分に係る勤勉手当成績率の運用に関する規程	(平成27年訓令第4号)	460
○海士町職員分限懲戒審査委員会規程	(平成27年訓令第7号)	461

第3章 服務

○海士町職員の服務の宣誓に関する条例	(昭和26年条例第90号)	462
○海士町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	(昭和26年条例第91号)	464
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例	(平成7年条例第25号)	465
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則	(平成7年規則第14号)	472
○職員の勤務時間に関する規程	(平成7年訓令第3号)	481
○職員の育児休業等に関する条例	(平成4年条例第2号)	483
○職員の育児休業等に関する規則	(平成8年規則第7号)	493
○職員の自己啓発等休業に関する条例	(平成20年条例第1号)	499
○職員の高齢者部分休業に関する条例	(令和5年条例第4号)	501
○海士町職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則	(昭和41年規則第11号)	502
○海士町職員服務規程	(平成8年訓令第3号)	503
○海士町当直規程	(昭和41年訓令第3号)	514

○職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準	(平成16年訓令第4号) 517
○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	(令和4年規則第5号) 521
第4章 職員厚生	
○海士町職員衛生管理規則	(平成8年規則第10号) 529
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	(昭和42年条例第25号) 537
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	(昭和42年規則第8号) 549
第5章 職員団体	
○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	(昭和41年条例第29号) 558
第5編 給与	
第1章 報酬・費用弁償	
○海士町特別職報酬等審議会条例	(平成7年条例第1号) 559
○海士町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	(平成28年条例第23号) 561
○議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	(昭和31年条例第4号) 563
○議会議員の議員報酬及び費用弁償の額の特例に関する条例	(平成15年条例第12号) 567
○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	(昭和31年条例第5号) 569
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	(令和元年条例第20号) 574
○会計年度任用職員の給与に関する規則	(令和2年規則第5号) 588
○職員以外の者に対する費用弁償等支給条例	(平成6年条例第31号) 592
○証人等の実費弁償に関する条例	(昭和31年条例第11号) 593
○嘱託員の設置及び報酬支給に関する条例	(昭和56年条例第22号) 594
○嘱託員報酬支給規則	(昭和47年規則第2号) 595
○海士町アドバイザー設置要綱	(平成27年訓令第3号) 596
第2章 給料	
○特別職の職員の給与に関する条例	(昭和32年条例第22号) 597
○町長、副町長及び教育長の給料月額の特例的取扱いに関する条例	(平成30年条例第9号) 601
○町長、副町長及び教育長の給料月額の特例的措置に関する条例	(令和4年条例第8号) 602
○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	(平成7年条例第6号) 603
○職員の給与に関する条例	(昭和38年条例第2号) 605
○職員の給与の支給に関する規則	(昭和38年規則第1号) 663
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	(昭和48年規則第11号) 688

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び 基準に関する条例	(昭和46年条例第15号) 732
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規 則	(昭和38年規則第4号) 733
第3章 手当	
○職員の特殊勤務手当に関する条例	(昭和31年条例第7号) 754
○海士町職員退職手当給与条例	(昭和28年条例第10号) 757
○職員の児童手当の支給に関する規則	(昭和46年条例第15号) 758
○職員に対する勤勉手当の成績率の特例に関する 規則	(平成27年規則第10号) 764
第4章 旅費	
○職員の旅費に関する条例	(昭和32年条例第15号) 765
第6編 財務	
第1章 財務一般	
○海士町財政状況の公表に関する条例	(昭和41年条例第9号) 770
○海士町財務規則	(昭和41年規則第5号) 771
○海士町補助金等交付規則	(昭和41年規則第12号) 823
○貸付金の返還債務の免除に関する条例	(平成23年条例第22号) 826
第2章 特別会計	
○海士町特別会計設置条例	(平成23年条例第1号) 827
第3章 契約・財産	
○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例	(昭和39年条例第8号) 828
○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	(昭和39年条例第9号) 829
○長期継続契約を締結することができる契約に関 する条例	(平成21年条例第4号) 831
○海士町有住宅設置及び管理条例	(昭和57年条例第26号) 832
○海士町町有地払い下げ要綱	(平成23年告示第11号) 835
○海士町業務委託検査規程	(平成24年訓令第2号) 840
○海士町私債権の管理に関する条例	(平成25年条例第24号) 851
○海士町私債権の管理に関する条例施行規則	(平成25年規則第10号) 854
○海士町電子契約実施規程	(令和4年訓令第1号) 856
第4章 基金等	
○海士町国民健康保険事業基金条例	(昭和39年条例第10号) 858
○海士町財政調整基金条例	(昭和41年条例第25号の1) 859
○海士町歴史文化遺産継承基金条例	(昭和50年条例第8号) 860
○海士町土地開発基金条例	(昭和57年条例第11号) 861
○海士町減債基金条例	(昭和61年条例第12号) 862
○海士町人材育成基金条例	(平成3年条例第11号) 863
○海士町人材育成基金条例実施要綱	(平成16年告示第9号) 864
○海士町福祉基金条例	(平成3年条例第23号) 866
○海士町簡易水道事業財政調整基金に関する条例 ...	(平成5年条例第9号) 867
○海士町中山間ふるさと・水と土保全対策基金に 関する条例	(平成6年条例第1号) 868

○海士町中山間地域活性化基金条例	(平成9年条例第3号)	869
○海士町宿泊施設整備運営基金条例	(平成18年条例第49号)	870
○海士町ふるさとづくり寄付条例	(平成20年条例第2号)	871
○地域雇用創出推進基金設置条例	(平成21年条例第3号)	873
○海士町過疎地域自立促進基金条例	(平成23年条例第2号)	874
○海士町再生可能エネルギー基金条例	(平成25年条例第20号)	875
○隠岐島前病院整備基金条例	(平成26年条例第1号)	876
○海士町島前研修交流センター整備基金条例	(平成27年条例第1号)	877
○海士町役場庁舎建設基金条例	(平成28年条例第1号)	878
○海士町森林環境基金条例	(平成31年条例第1号)	879
○新型コロナウイルス等支え合い基金条例	(令和2年条例第16号)	880
○海士町まち・ひと・しごと創生基金条例	(令和2年条例第17号)	881

第7編 税及び税外収入

第1章 固定資産評価審査委員会

○海士町固定資産評価審査委員会条例	(昭和26年条例第99号)	882
○海士町固定資産評価審査委員会規程	(昭和26年規程第1号)	887

第2章 税

○海士町税条例	(昭和40年条例第11号)	888
○町税に関する文書の様式を定める規則	(昭和35年規則第1号)	1017
○過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	(平成27年条例第27号)	1018
○離島振興地域における固定資産税の課税免除に関する条例	(平成27年条例第28号)	1019
○地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	(平成27年条例第29号)	1020
○軽自動車税の環境性能割の減免及び課税免除取扱要綱	(令和元年告示第20号)	1022
○海士町地籍調査作業規程	(昭和62年訓令第1号)	1023
○海士町地籍調査標識等の保安全管理に関する条例 ..	(平成9年条例第25号)	1024
○海士町地籍調査標識等の保安全管理に関する条例施行規則	(平成9年規則第10号)	1025
○海士町入湯税条例	(平成18年条例第48号)	1029
○海士町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例	(平成24年条例第20号)	1031
○海士町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例施行規則	(平成24年規則第5号)	1034
○町税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則	(平成25年規則第8号)	1036
○海士町町税等収納対策会議設置要綱	(平成25年訓令第2号)	1115
○海士町町税等収納対策実施要領	(平成25年訓令第3号)	1116

第3章 税外収入

○海士町手数料条例	(平成12年条例第7号)	1119
○海士町行政財産使用料条例	(平成14年条例第9号)	1123
○溜池使用料条例	(昭和31年条例第2号)	1125

○海士町住宅使用料条例	(昭和57年条例第25号)	1126
○海士町分担金徴収条例	(昭和40年条例第9号)	1127
○海士町健康診査手数料に関する条例	(平成26年条例第15号)	1130
○海士町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例	(平成28年条例第3号)	1131
・海士町道路占用料徴収条例	(第10編第1章に登載)	
・海士町ふるさとづくり寄付条例	(第6編第4章に登載)	

第8編 厚生

第1章 社会福祉

○海士町福祉事務所設置条例	(平成18年条例第47号)	1133
○海士町民生委員推薦会規則	(平成22年規則第6号)	1134
○海士町特定非営利活動促進法施行細則	(平成19年規則第16号)	1135
○海士町社会福祉法人に対する助成に関する条例 ..	(平成21年条例第27号)	1150
○海士町青少年問題協議会設置条例	(昭和47年条例第9号)	1151
○災害弔慰金の支給等に関する条例	(昭和49年条例第32号)	1153
○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	(昭和49年規則第20号)	1157
○海士町罹災証明書等交付要綱	(令和2年告示第35号)	1180
○海士町行旅病人及び行旅死亡人取扱規則	(昭和62年規則第6号)	1187
○海士町福祉医療費助成条例	(平成17年条例第15号)	1189
○海士町福祉医療費助成条例施行規則	(平成17年規則第13号)	1194
○医療従事者等確保対策事業給付金要綱	(平成22年告示第1号)	1234
○介護従事者等確保対策事業給付金交付要綱	(令和2年告示第32号)	1237
○海士町医療職員住宅の設置及び管理に関する条例	(平成24年条例第1号)	1240
○福祉事業従事者雇用促進拠点施設設置及び管理に関する条例	(平成29年条例第1号)	1243
○海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱 ..	(令和2年告示第42号)	1244
○海士町生活保護法施行細則	(平成27年規則第8号)	1276
○平成27年度海士町臨時福祉給付金支給事業実施要綱	(平成27年告示第20号)	1342

第2章 児童福祉

第1節 児童福祉一般

○海士町児童福祉法等施行規則	(平成20年規則第4号)	1348
○海士町すこやか子育て支援に関する条例	(平成25年条例第7号)	1373
○海士町すこやか子育て支援に関する条例施行規則	(平成25年規則第14号)	1376
○海士町助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則	(平成25年規則第12号)	1388
○海士町助産施設及び母子生活支援施設の入所に係る費用徴収規則	(平成25年規則第13号)	1400
○海士町子ども等医療費助成条例	(平成17年条例第14号)	1409
○海士町乳幼児等医療費助成条例施行規則	(平成17年規則第12号)	1414
○海士町育児ヘルパー派遣事業要綱	(平成25年告示第18号)	1440

○海士町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例	(平成20年条例第3号) 1448
○海士町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	(平成27年条例第3号) 1449
○海士町妊婦・乳幼児健康診査事業実施要綱	(平成31年告示第5号) 1454
○海士町産婦健康診査実施要綱	(令和4年告示第12号) 1478
○海士町新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱	(平成28年告示第10号) 1480
○海士町難聴児補聴器給付事業実施要綱	(平成28年告示第14号) 1483
○海士町要保護児童対策地域協議会設置要綱	(平成31年告示第8号) 1490
○海士町子ども家庭総合支援拠点設置要綱	(令和3年告示第43号) 1493
第2節 児童手当	
○児童手当事務処理規則	(平成24年規則第13号) 1494
○児童手当支給に関する規則	(昭和48年規則第1号) 1514
○海士町子ども手当事務処理規則	(平成23年規則第4号) 1515
○海士町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱	(平成26年告示第33号) 1524
○海士町未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱	(令和元年告示第22号) 1532
第3節 保育所	
○海士町保育の実施に関する条例	(昭和62年条例第2号) 1539
○海士町保育所保育料徴収規則	(昭和49年規則第7号) 1540
○海士町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	(平成26年条例第24号) 1544
○海士町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	(令和元年条例第21号) 1559
○海士町副食費負担事業費補助金交付要綱	(令和元年告示第24号) 1578
第3章 老人福祉	
第1節 老人福祉一般	
○海士町老人福祉法施行細則	(平成5年規則第5号) 1580
○老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則	(平成14年規則第22号) 1613
○海士町地域支援事業実施要綱	(平成25年告示第29号) 1621
○海士町養護老人ホーム入所者生活補給金支給要綱	(平成27年告示第12号) 1627
○海士町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱	(平成28年告示第8号) 1631
○海士町地域支え合い推進会議設置要綱	(平成28年告示第12号) 1642
○海士町高齢者サービス調整会議設置運営要綱	(平成23年告示第18号) 1644
○海士町認知症対策総合支援事業実施要綱	(平成28年告示第25号) 1646
○海士町高齢者等受診支援事業実施要綱	(平成28年告示第26号) 1649
○海士町認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業実施要綱	(平成30年告示第7号) 1658
○海士町ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱	(平成31年告示第4号) 1672

○海士町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱	(平成31年告示第11号)	1682
○海士町高齢者等交通費助成事業実施要綱	(令和3年告示第5号)	1683
第2節 老人福祉施設		
○海士町福祉センター設置及び管理に関する条例 . .	(平成22年条例第28号)	1687
○海士町福祉センター管理運営に関する規則	(平成22年規則第10号)	1690
○海士町地域包括支援センター設置及び管理に關 する条例	(平成18年条例第30号)	1702
○海士町在宅介護支援センター設置及び管理に關 する条例	(平成8年条例第19号)	1704
○海士町在宅介護支援センター管理運営に関する 規則	(平成8年規則第19号)	1706
○海士町指定居宅介護支援事業所設置条例	(平成12年条例第19号)	1709
○海士町高齢者住宅設置及び管理に関する条例	(平成22年条例第26号)	1710
○海士町高齢者住宅管理運営に関する規則	(平成22年規則第9号)	1713
第3節 老人医療		
○老人医療事務取扱細則	(平成11年規則第6号)	1725
○海士町後期高齢者医療に関する条例	(平成19年条例第29号)	1765
第4章 障害者福祉		
○海士町身体障害者福祉法施行細則	(平成5年規則第3号)	1769
○身体障害者福祉法第38条第4項の規定に基づく 身体障害者更生援護施設への入所又は入所の委 託に係る費用の徴収に関する規則	(平成5年規則第2号)	1787
○海士町介護給付費等の支給に関する審査会の委 員の定数等を定める条例	(平成18年条例第4号)	1795
○海士町介護給付費等の支給に関する審査会規則 . .	(平成22年規則第7号)	1796
○海士町障害者相談支援センター設置条例	(平成18年条例第46号)	1797
○海士町指定相談支援事業運営規程（指定一般、 指定特定、指定障害児）	(平成28年告示第13号)	1798
○海士町障がい者グループホーム設置及び管理に 関する条例	(平成22年条例第27号)	1803
○海士町障害児福祉手当及び特別障害者手当支給 細則	(平成24年規則第8号)	1805
○海士町障害者自立支援法施行細則	(平成24年規則第9号)	1820
○海士町障がい者移動支援事業実施要綱	(平成25年告示第30号)	1864
○海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱	(平成28年告示第1号)	1873
○海士町障がい児通所給付費等支給事務実施要綱 . .	(平成29年告示第14号)	1883
○海士町介護用ベッド等貸出事業実施要綱	(平成30年告示第4号)	1909
○海士町地域リハビリテーション活動支援事業実 施要綱	(平成31年告示第12号)	1913
第5章 国民健康保険		
○海士町国民健康保険条例	(昭和41年条例第26号)	1914
○海士町国民健康保険条例施行規則	(昭和38年規則第5号)	1936
○海士町国民健康保険診療施設条例	(平成6年条例第10号)	1940
○海士町国民健康保険高額療養費委任払い要領	(平成2年要領第2号)	1943

○海士町国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱	(平成27年告示第26号)	1948
○海士町国民健康保険居所不明者取扱要領	(平成27年告示第27号)	1950
○海士町国民健康保険料減免取扱要綱	(平成31年告示第2号)	1951

第6章 保健・衛生

第1節 保健

○海士町保健センター設置及び管理に関する条例 ..	(平成8年条例第18号)	1960
○海士町保健センター管理運営に関する規則	(平成8年規則第18号)	1963
○海士町予防接種健康被害調査委員会設置に関する条例	(平成26年条例第3号)	1968
○海士町予防接種事故災害補償規則	(平成25年規則第9号)	1970
○海士町予防接種費の償還払に関する要綱	(平成28年告示第6号)	1972
○海士町長期療養者等のための定期予防接種実施要綱	(令和2年告示第11号)	1977
○海士町新型インフルエンザ等対策本部条例	(平成25年条例第4号)	1983
○海士町先天性風しん症候群対策事業実施要綱	(平成25年告示第13号)	1984
○海士町がん検診推進事業実施要綱	(平成27年告示第8号)	1989

第2節 衛生

○海士町環境美化条例	(平成15年条例第18号)	1990
○海士町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	(昭和59年条例第6号)	1994
○海士町ごみ焼却場設置及び管理に関する条例	(昭和56年条例第15号)	1998
○海士町リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例	(平成11年条例第9号)	2000
○海士町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例	(平成9年条例第37号)	2002
○海士町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する規則	(平成9年規則第11号)	2004
○海士町斎場の設置及び管理に関する条例	(平成9年条例第39号)	2005
○霊柩輸送のための自動車使用条例	(平成9年条例第40号)	2007
○墓地、埋葬等に関する法律施行細則	(平成16年規則第6号)	2008
○狂犬病予防法施行細則	(平成12年規則第12号)	2027
○海士町希少野生動植物保護条例	(平成29年条例第20号)	2034
○海士町希少野生動植物保護条例施行規則	(令和元年教委規則第2号)	2039

第9編 産業

第1章 農業委員会

○海士町農業委員会の委員の定数に関する条例	(平成28年条例第25号)	2052
○海士町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	(平成28年条例第26号)	2053
○海士町農業委員会会議規則	(平成8年農委規則第1号)	2054
○海士町農業委員会規程	(平成8年農委訓令第1号)	2057
・海士町農業委員会に対する事務委任規則	(第3編第1章に登載)	

第2章 農林業

○制度資金の利子補給に関する条例	(昭和44年条例第14号)	2061
○海士町土地改良事業分担金徴収条例	(昭和48年条例第22号)	2062

○海士町農業大学校生奨学金貸与に関する規則	(平成 8 年規則第14号)	2064
○海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与 に関する規則	(平成 8 年規則第15号)	2069
○海士町農村公園設置及び管理に関する条例	(昭和60年条例第14号)	2074
○都市農村交流センター設置及び管理に関する条 例	(平成 5 年条例第18号)	2075
○海士町農業近代化施設の設置及び管理に関する 条例	(平成 6 年条例第26号)	2078
○海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条 例	(平成18年条例第 7 号)	2080
○海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条 例施行規則	(平成18年規則第 6 号)	2082
○海士流産業育成型研修宿泊施設の設置及び管理 に関する条例	(平成24年条例第 2 号)	2086
○炭焼き体験施設設置及び管理に関する条例	(平成15年条例第 8 号)	2093
○海士町体験交流施設の設置及び管理に関する条 例	(平成18年条例第40号)	2095
○海士町地域住民活動支援促進施設設置及び管理 に関する条例	(平成30年条例第 1 号)	2097
○新規就農者技術習得管理施設の設置及び管理に 関する条例	(平成22年条例第 1 号)	2099
○海士町農業共同利用機械管理規程	(平成22年訓令第 1 号)	2101
○海士町青年就農給付金給付規則	(平成24年規則第 4 号)	2103
○海士町稲藁保管庫の設置及び管理に関する条例 . .	(平成25年条例第22号)	2107
○海士町「人・農地プラン」検討委員会設置要綱 . .	(平成25年告示第 1 号)	2109
○海士町特別融資制度推進会議設置要綱	(平成25年訓令第 6 号)	2110
○海士町特別融資制度推進会議設置要領	(平成25年訓令第 7 号)	2112
○海士町中山間地域等直接支払交付金交付要綱 . . .	(平成27年告示第15号)	2118
○海士町多面的機能支払交付金交付要綱	(平成27年告示第16号)	2126
○特色米生産加工施設設置及び管理に関する条例 . .	(平成30年条例第10号)	2137
○海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金 交付要綱	(平成31年告示第 7 号)	2139
○森林環境譲与税活用事業費補助金交付要綱	(令和 2 年告示第 6 号)	2148
○海士町森林環境譲与税活用事業実施要領	(令和 2 年告示第 7 号)	2156
○農業振興事業補助金交付要綱	(平成 9 年告示第12号)	2166
○海士町新規有機栽培支援補助金交付要綱	(令和 3 年告示第 9 号)	2168
○海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付 要綱	(令和 4 年告示第 1 号)	2176

第 3 章 漁業

○岩ガキ生産関連施設の設置及び管理に関する条 例	(平成14年条例第11号)	2183
○沿岸漁業構造改善事業及び沿岸漁場整備開発事 業により設置した施設の管理に関する規則	(昭和59年規則第 2 号)	2185

○海士町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	(平成10年条例第18号) 2187
○海士町漁業集落排水処理施設使用料条例	(平成11年条例第11号) 2189
○C A S施設の設置及び管理に関する条例	(平成17年条例第2号) 2191
○海士の御塩司所の設置及び管理に関する条例	(平成17年条例第3号) 2192
○水産加工体験交流施設設置及び管理に関する条例	(平成19年条例第1号) 2193
○地域産物販売提供施設設置及び管理に関する条例	(平成19年条例第14号) 2195
○総合交流施設設置及び管理に関する条例	(平成19年条例第15号) 2197
○農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例	(平成20年条例第4号) 2199
○水産物鮮度保持施設の設置及び管理に関する条例	(平成20年条例第5号) 2201
○海洋資源活用研究施設の設置及び管理に関する条例	(平成20年条例第6号) 2203
○海洋漁業研修施設の設置及び管理に関する条例 ..	(平成24年条例第16号) 2205
○海士町いわがき集出荷施設の設置及び管理に関する条例	(平成25年条例第21号) 2207
○海士町環境・生態系保全活動支援交付金交付要綱	(平成22年告示第7号) 2209
○海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱	(平成22年告示第7-1号) 2219
○海士町新規自営漁業者定着支援資金貸付規程	(平成18年訓令第1号) 2228
○海士町漁業共同利用施設管理規程	(平成24年訓令第10号) 2231
○海士町漁業共同利用機械管理規程	(平成25年訓令第4号) 2232
○海士町戦略産品海上輸送費補助金交付要綱	(平成25年告示第31号) 2234
○殺菌冷海水貯水施設設置及び管理に関する条例 ..	(平成30年条例第11号) 2237
○海士町種苗センター設置及び管理に関する条例 ..	(平成30年条例第15号) 2239
○海士町いわがき作業保管施設の設置及び管理に関する条例	(令和3年条例第14号) 2241
第4章 畜産	
○海士町牧野管理規程	(昭和27年規程第1号) 2243
○海士町肉用牛振興施設の設置及び管理に関する条例	(平成2年条例第6号) 2246
○海士町老人肉用牛センター設置及び管理に関する条例	(昭和56年条例第9号) 2247
○共同利用牛舎施設設置及び管理に関する条例	(平成21年条例第25号) 2249
○共同利用牛舎施設管理運営に関する規則	(平成21年規則第26号) 2252
第5章 商工・観光等	
○海士町複合型宿泊施設の設置及び管理に関する条例	(平成6年条例第22号) 2256
○海士町半潜水型海中展望船、附属施設等の設置及び管理に関する条例	(平成5年条例第5号) 2258

○海士町半潜水型海中展望船、附属施設等の設置及び管理に関する規則	(平成5年規則第7号) 2261
○海士町無料職業紹介業務運営規程	(平成27年告示第1号) 2262
○海士町無料職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程	(平成27年告示第2号) 2264
○海士町小規模企業振興基本条例	(平成28年条例第27号) 2265
○海士町島食の寺子屋、周辺施設の設置及び管理に関する条例	(平成29年条例第6号) 2267
○海士町雇用機会拡充事業補助金交付要綱	(平成29年告示第11号) 2269
○海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱	(平成29年告示第12号) 2273
○海士町宿泊関連施設の設置及び管理に関する条例	(平成30年条例第16号) 2285
○海士町観光施設等魅力アップ事業補助金交付要綱	(令和2年告示第13号) 2287
○海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱	(令和2年告示第14号) 2290
○海士町産地創生事業費補助金交付要綱	(令和2年告示第15号) 2301
○海士流産業給付金交付要綱	(令和2年告示第18号) 2303
○海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱	(令和2年告示第21号) 2308
○海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱	(令和2年告示第22号) 2318
○海士町リモートワーク交流施設の設置及び管理に関する条例	(令和4年条例第1号) 2339

第6章 情報

○海士町地域情報基盤施設の設置及び管理に関する条例	(平成23年条例第3号) 2341

第10編 建設

第1章 建設一般

○海士町工事執行規則	(昭和30年規則第2号) 2346
○海士町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱	(平成19年訓令第4号) 2353
○海士町建設工事等郵便入札執行要綱	(平成26年訓令第2号) 2362
○海士町指名停止措置等に係る建設工事等請負契約締結に関する要綱	(平成28年告示第19号) 2365
○海士町建設業者指名審査会設置要綱	(平成19年訓令第5号) 2368
○海士町道路占用料徴収条例	(昭和60年条例第15号) 2370
○海士町普通河川道路等管理条例	(平成10年条例第12号) 2372
○海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	(平成24年条例第21号) 2382
○海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則	(平成24年規則第6号) 2385
○海士町町道の構造の技術的基準等を定める条例 ..	(平成25年条例第1号) 2402
○海士町河川管理施設等構造条例	(平成25年条例第2号) 2413

○海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱	(平成27年告示第11号) 2427
○海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱	(令和4年告示第25号) 2440
○海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付規程 ..	(平成27年告示第17号) 2445
○海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱	(令和4年告示第31号) 2452
○海士町空き家等の適正管理に関する条例	(平成25年条例第27号) 2459
○海士町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	(平成25年規則第11号) 2461
○海士町空き家バンク制度要綱	(平成28年告示第16号) 2474
○海士町空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱	(平成29年告示第18号) 2480
・海士町空き家リニューアル事業活用住宅管理規則	(第10編第3章に登載)
○海士町景観条例	(平成27年条例第21号) 2484
○海士町景観条例施行規則	(平成27年規則第11号) 2491
第2章 港湾	
○海士町港湾施設条例	(昭和48年条例第30号) 2510
○海士町漁港管理条例	(昭和61年条例第3号) 2513
○海士町漁港管理条例施行規則	(平成17年規則第11号) 2519
○承久海道キンニャモニャセンターの設置及び管理に関する条例	(平成13年条例第27号) 2520
○承久海道キンニャモニャセンター管理運営に関する規則	(平成14年規則第1号) 2522
第3章 町営住宅	
○海士町営住宅設置及び管理条例	(平成9年条例第26号) 2526
○海士町営住宅設置及び管理条例施行規則	(平成9年規則第9号) 2543
・海士町住宅使用料条例	(第7編第3章に登載)
○海士町営住宅敷金、家賃減免及び徴収猶予取扱要綱	(平成9年告示第25号) 2558
○海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	(平成9年条例第36号) 2560
○海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(平成9年規則第14号) 2565
○海士町空き家リニューアル事業活用住宅管理規則	(平成12年規則第13号) 2570
○海士町特定公共賃貸住宅管理条例	(平成17年条例第12号の10) 2575
○海士町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則	(平成17年規則第4号) 2582
○海士町公営住宅等整備条例	(平成25年条例第3号) 2597
・海士町有住宅設置及び管理条例	(第6編第3章に登載)
・海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例	(第9編第2章に登載)
・海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(第9編第2章に登載)

○海士町営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱	(平成25年告示第11号)	2600
第 1 1 編 水道		
○海士町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	(令和 4 年条例第16号)	2615
○海士町簡易水道事業条例	(平成10年条例第13号)	2617
○海士町簡易水道事業規則	(平成10年規則第25号)	2625
○海士町簡易水道事業運営協議会の設置に関する条例	(昭和60年条例第 8 号)	2641
○海士町簡易水道施設等破損事故に対する取扱い規程	(昭和56年規程第 1 号)	2643
○海士町下水道条例	(平成13年条例第28号)	2645
○海士町下水道条例施行規則	(平成14年条例第 7 号)	2657
○海士町下水道排水設備指定工事店規則	(平成14年規則第 2 号)	2680
○海士町下水道排水処理施設の設置及び管理に関する条例	(平成13年条例第29号)	2692
○海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例	(平成14年条例第12号)	2693
○海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する規則	(平成14年規則第 8 号)	2697
○海士町水道技術管理者等の資格基準等に関する条例	(平成24年条例第 3 号)	2703
○海士町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規則	(平成25年規則第 2 号)	2705
○海士町上下水道使用料滞納整理事務処理要綱	(平成25年告示第 2 号)	2708
第 1 2 編 防災		
第 1 章 災害対策		
○海士町防災会議条例	(昭和37年条例第14号)	2720
○海士町災害対策本部条例	(昭和37年条例第15号)	2722
○海士町災害対策本部規程	(平成 5 年訓令第 4 号)	2723
・海士町議会災害対策本部設置要綱	(第 2 編に登載)	
○海士町防災行政無線の設置及び管理に関する条例	(昭和60年条例第 6 号)	2727
○海士町防災行政無線管理運用規則	(昭和60年規則第 1 号)	2729
・海士町罹災証明書等交付要綱	(第 8 編第 1 章に登載)	
○海士町ヘリコプター臨時離着陸場条例	(平成 6 年条例第25号)	2735
○海士町ヘリコプター臨時離着陸場条例施行規則 ..	(平成 6 年規則第 9 号)	2738
○海士町被災者生活再建支援金支給事業実施要綱 ..	(平成26年告示第 9 号)	2745
○海士町避難行動要支援者名簿の整備に関する要綱	(平成28年告示第23号)	2754
○海士町崩落土砂災害撤去費等助成金交付要綱	(令和 3 年告示第25号)	2760
第 2 章 消防		
○海士町消防団の設置に関する条例	(昭和42年条例第13号)	2767
○海士町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	(昭和42年条例第14号)	2768

○海士町消防団の階級に関する規則	(昭和43年規則第8号)	2772
○海士町消防団の組織に関する規則	(昭和42年規則第5号)	2773
○海士町役場職員消防団員勤務規程	(昭和44年訓令第1号)	2775
○海士町消防表彰条例	(昭和42年条例第15号)	2776
○海士町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ 金条例	(昭和45年条例第17号)	2778
○海士町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ 金条例施行規則	(平成8年規則第16号)	2780
○海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例	(昭和39年条例第18号)	2782
○海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例施行規則	(昭和63年規則第3号)	2786
○海士町消防団員等公務災害補償条例	(昭和41年条例第30号)	2787
○海士町消防団員等公務災害補償条例第9条の2 第1項の規則で定める金額を定める規則	(平成26年規則第2号)	2814
○海士町消防団員等公務災害補償条例第9条の2 第1項第3号の規定に基づき障害者支援施設に 準ずる施設を定める規則	(平成26年規則第3号)	2815
○海士町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給 等に関する規則	(平成23年規則第2号)	2816
○海士町消防団員被服等貸与規則	(昭和43年規則第7号)	2822
○海士町火入れに関する条例	(昭和59年条例第7号)	2823
○海士町消防団協力事業所表示制度実施要綱	(平成26年告示第22号)	2828

第13編 教育

第1章 教育委員会

○海士町教育委員会委員の定数を定める条例	(平成26年条例第19号)	2834
○海士町教育委員会公告式規則	(平成7年教委規則第1号)	2835
○海士町教育委員会会議規則	(平成7年教委規則第2号)	2836
○海士町教育委員会傍聴人規則	(平成7年教委規則第3号)	2839
○教育長に対する事務の委任規則	(平成7年教委規則第5号)	2840
○海士町教育委員会の権限の一部を海士町副町長 に委任する規則	(平成7年教委規則第13号)	2841
○教育長の権限を委任する規程	(平成7年教委訓令第1号)	2842
・町長の権限の一部を海士町教育委員会教育長に 委任する規則	(第3編第1章に登載)	
○海士町教育委員会決裁規程	(平成7年教委訓令第3号)	2844
○海士町教育委員会事務専決規程	(平成8年教委訓令第2号)	2847
○海士町教育委員会公印規則	(平成7年教委規則第6号)	2848
○海士町教育委員会事務局組織規則	(平成7年教委規則第4号)	2851
○海士町教育委員会事務局処務規程	(平成7年教委訓令第2号)	2855
○海士町教育委員会教育功労表彰規程	(平成8年教委訓令第1号)	2857

第2章 学校教育

○海士町立学校設置条例	(昭和30年条例第20号)	2858
○小中学校通学区域規則	(平成7年教委規則第10号)	2859

○海士町立小・中学校管理規則	(平成23年教委規則第 1 号)	2860
○海士町立小・中学校の体育施設開放に関する規則	(平成29年教委規則第 4 号)	2921
○海士町立小・中学校教職員の服務規則	(平成23年教委規則第 2 号)	2924
○教職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準	(平成 9 年教委告示第 6 号)	2983
○損害賠償事務取扱要領	(平成 9 年告示第10号)	2987
○海士町教職員住宅設置及び管理条例	(平成28年条例第15号)	2991
○海士町立学校教職員住宅管理規則	(平成 7 年教委規則第 8 号)	2994
○海士町学校給食共同調理場設置条例	(昭和57年条例第 9 号)	3003
○海士町学校給食共同調理場管理運営規則	(平成 7 年教委規則第11号)	3005
○海士町学校給食共同調理場運営委員会規則 ..	(平成 7 年教委規則第12号)	3007
○学校給食に関する食中毒発生事故対策要綱 ..	(平成 8 年教委告示第 2 号)	3008
○海士町通学バスの設置及び管理に関する条例	(昭和58年条例第 8 号)	3009
○海士町通学バスの運行及び管理に関する要綱	(平成 7 年要綱第 1 号)	3010
○海士町立中学校通学費助成に関する規則	(平成 7 年教委規則第14号)	3014
○海士町立の学校の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	(平成14年条例第13号)	3015
○海士町立の学校の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則	(平成14年教委規則第 3 号)	3016
○海士町いじめ問題対応専門委員会等設置条例	(平成28年条例第16号)	3023
○海士町小中学校運営協議会の設置等に関する規則	(令和 4 年教委規則第 1 号)	3026

第3章 社会教育

○隠岐開発総合センター設置及び管理に関する条例	(平成13年条例第 8 号)	3029
○隠岐開発総合センター管理運営規則	(平成13年規則第 8 号)	3032
○海士町中央公民館設置及び管理に関する条例	(昭和28年条例第11号)	3037
○海士町中央公民館管理運営規則	(平成 7 年教委規則第17号)	3039
○海士町中央図書館の設置及び管理に関する条例 ..	(平成22年条例第34号)	3040
○海士町地区公民館の助成に関する条例	(昭和47年条例第16号)	3041
○地区集会所建築要綱	(平成 8 年告示第 9 号)	3042
○海士町地区集会所設置及び管理に関する条例	(昭和62年条例第 1 号)	3044
○海士町運動公園設置及び管理に関する条例	(平成11年条例第12号)	3046
○コミュニティ活動支援施設設置及び管理に関する条例	(平成22年条例第 2 号)	3049
○海士町島前研修交流センターの設置及び管理に関する条例	(平成26年条例第29号)	3050
○隠岐國学習センターの設置及び管理に関する条例	(平成27年条例第 2 号)	3054
○海士町社会教育委員の設置に関する条例	(平成 7 年条例第 9 号)	3056
○海士町社会教育委員会議規則	(平成 7 年教委規則第15号)	3057
○海士町社会教育指導員の設置に関する規則 ..	(平成 7 年教委規則第16号)	3058

- 社会教育指導員の報酬及び費用弁償等に関する
条例 (平成7年条例第5号) 3059
- 海士町スポーツ推進委員に関する規則 (平成7年教委規則第18号) 3060
- 海士町総合災害補償規程 (平成25年告示第14号) 3062
- 隠岐島前高校生里帰交通費等補助金支給要綱 (平成22年告示第1号) 3065

第4章 文化財

- 海士町文化財保護条例 (平成7年条例第12号) 3075
- 海士町文化財保護条例施行規則 (平成7年教委規則第19号) 3079
- 海士町ふるさと伝承施設の設置及び管理等に関
する条例 (平成19年条例第1号) 3097
- 海士町ふるさと伝承施設管理運営規則 (平成19年教委規則第2号) 3098
- 村上家資料館の設置及び管理に関する条例 (平成25年条例第16号) 3099

第14編 規約等

- 公平委員会の事務委託に関する規約 (昭和41年) 3102
- 島前町村組合规約 (昭和57年) 3103
- 島前環境衛生組合规約 (昭和48年規約第1号) 3105
- 海士町、西ノ島町し尿処理に関する事務の委託
に関する規約 (昭和52年規約第1号) 3107
- 隠岐広域連合規約 (平成11年自治許第643号) 3109
- 戸籍システムの事務委託に関する規約 (平成25年規約第21号) 3117

廃止

- 隠岐開発総合センターテニスコート管理使用規
則を廃止する規則 (平成11年規則第9号) 3119
- 隠岐島町村組合规約を廃止する告示 (平成11年告示第20号) 3119
- 過疎地域における固定資産税の課税免除に関す
る条例を廃止する条例 (平成12年条例第34号) 3119
- 固定資産税の課税免除に関する条例施行規則を
廃止する規則 (平成12年規則第21号) 3119
- 海士町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に
関する条例を廃止する条例 (平成12年条例第8号) 3120
- 海士町手数料規則を廃止する規則 (平成12年規則第6号) 3120
- 海士町乗合自動車乗車料金助成条例を廃止する
条例 (平成12年条例第26号) 3120
- 海士町乗合自動車乗車料金助成条例施行規則を
廃止する規則 (平成12年規則第18号) 3120
- 海士町宿泊施設基金条例を廃止する条例 (平成13年条例第5号) 3121
- 海士町患者輸送車設置及び管理に関する条例を
廃止する条例 (平成13年条例第15号) 3121
- 海士町総合福祉施設建設基金条例を廃止する条
例 (平成14年条例第7号) 3121
- 町有牛貸付条例を廃止する条例 (平成16年条例第17号) 3121
- 町有牛貸付規則を廃止する規則 (平成16年規則第11号) 3122
- 海士町電子計算機処理に係る個人情報保護に
関する条例を廃止する条例 (平成18年条例第3号) 3122

○海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	(平成18年条例第7号) 3122
○海士町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	(平成18年条例第27号) 3122
○海士町青少年、老人研修集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例	(平成18年条例第26号) 3123
○海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	(平成18年規則第6号) 3123
○海士町に収入役を置かない条例を廃止する条例 ..	(平成19年条例第2号) 3123
○海士町収入役の事務を兼掌する助役の事務委任に関する規則を廃止する規則	(平成19年規則第9号) 3123
○キンニャモニャセンター特別会計設置条例を廃止する条例	(平成20年条例第16号) 3124
○海士町ふるさと創生基金条例を廃止する条例	(平成21年条例第14号) 3124
○伝染病患者及び保菌者の薬価徴収に関する条例等を廃止する条例	(平成23年条例第10号) 3124
○海士町スポーツ指導員派遣要綱を廃止する告示 (平成25年教委要綱第1号)	3124
○海士町ホームヘルプ事業実施要綱等を廃止する告示	(平成23年告示第1号) 3125
○海士町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例	(平成28年条例第33号) 3125

第 1 編 総則

第 1 章 町制施行

○村の名称を変更する条例

(昭和43年12月26日海士町条例第16号)

改正 平成 8 年 6 月 24 日 条例第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 8 条第 3 項の規定により、「海士^{あまむら}村」を「海士^{あまちょう}町」に変更する。

附 則

この条例は、昭和44年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 24 日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町役場の位置を定める条例

(昭和43年 6 月27日海士町条例第10号)

改正 平成 8 年 6 月24日条例第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、海士町役場の位置を
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地に定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で別に定める。

附 則（平成 8 年 6 月24日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町役場の位置を定める条例の施行期日を定める規則

(昭和44年10月25日海士町規則第5号)

改正 平成8年6月24日規則第3号

海士町役場の位置を定める条例（昭和43年海士町条例第10号）の施行期日は、昭和44年10月25日とする。

附 則（平成8年6月24日規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

○町章の制定

(大正4年7月8日)

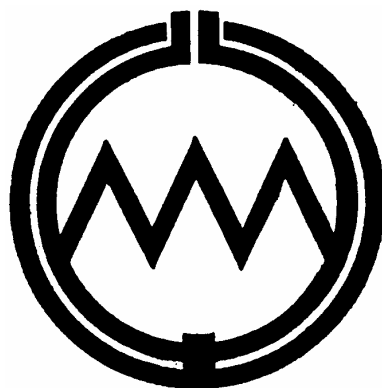
海士町の町章を次のとおり定める。

正 章



下方の三は水にして輪郭は波為り、即ち海を意味し、中央の菊は土形を為すを以て海士を表現す。

略 章



中央の線は波形にして海を意味し、輪郭は土字を円形に作りたるものなり。上部突出したる土字横線を長くし下線を短くするの意なり。

○町旗の制定

海士町の町旗を次のように定める。



- 1 旗の寸法の比率は横 3、縦 2 の割合とし、町章の外円の中心点は旗の中心点とする。
- 2 町旗の地色は白色とし、町章は緑色とする。

○海士町民憲章

(昭和45年 1 月 1 日)

わたくしたちは、美しい自然と豊かな文化遺産をうけつぐ、海士町町民としての自覚をもち、郷土を愛し平和で発展する町を築くためこの憲章を定めます。

- 一 豊かな史蹟と自然の風物を愛し、美しい町にしましょう。
- 一 時代にふさわしい生活基盤を整え、豊かなまちにしましょう。
- 一 お互に人の立場を尊重し、よい習慣を養い、住みよいまちにしましょう。
- 一 青少年の夢と希望を育て、栄えるまちにしましょう。

○町歌

(昭和43年10月 1 日)

海士町歌を次のとおり定める。

海 士 町 民 の 歌

宮田 隆 作詞
秋山竜英 作曲

1 潮路はるかな 日本海 群島隠岐の 中の島 よせくる波もかがやきみちて 生産の歌はつらつと みよ海士町は ここにあり	2 森の木立は 承久の 昔を語る 後鳥羽院 自然と文化 とけあうところ 観光の夢うつくしく いまふるさとの 幸をよぶ
3 心ひとつに むすびあい 理想をめざす 町づくり 港に里に いぶきも若く 躍進の意気 たからかに わが海士町よ 栄えあれ	

第2章 公告式

○海士町公告式条例

(昭和27年4月2日海士町条例第103号)

改正 平成8年6月24日条例第7号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。 改正（平8条例第7号）

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、海士町役場掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、町長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して町長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。 改正（平8条例第7号）

(町の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、教育委員会を除く町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「町長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く町の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。 改正（平8条例第7号）

(施行期日の特例)

第6条 規則又は町の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年1月1日から適用する。

2 海士町公告式条例（明治37年海士町条例第2号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に従前の公告式により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町公告式規則

(平成8年6月24日海士町規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項に規定する町長の定める公表を要する規程以外の告示（以下「告示」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

第2条 告示を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び町長名を記入し、町長印を押さなければならない。

2 告示は、町役場前の掲示場に掲示して公示する。

(施行期日)

第3条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に公示されている告示については、なお従前の例による。

第3章 表彰

○海士町表彰規程

(昭和38年2月6日海士町規程第1号)

改正 昭和57年5月29日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、篤行者及び本町のため貢献した功績が特に顕著な者の表彰について定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者（団体を含む。）に対して、町長が行う。

- (1) 政治、産業、経済、文化その他公共の事業に尽し、功労顕著であること。
- (2) 常勤の職員で満20年以上勤続し、功労顕著であること。
- (3) 非常勤の職員で満10年以上勤続し、功労顕著であること。
- (4) 常勤の職員又は非常勤の職員で勤続年数が前2号の年限に満たないが、特別の功労あること。
- (5) 前各号のほか、住民の模範となるべき行為があること。

改正（昭57訓令第1号）

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行い、副賞として金品を添えることがある。

(追賞)

第4条 この規程による表彰に該当する者が表彰前に死亡したときは、追賞する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月29日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

第4章 町の休日等

○海士町の休日を定める条例

(平成元年3月31日海士町条例第2号)

改正 平成4年9月30日条例第14号

(町の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、町の休日に町の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものでない。

改正（平4条例第14号）

(期限の特例)

第2条 町の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが町の休日に当たるときは、町の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成元年4月16日から施行する。

附 則（平成4年9月30日条例第14号）

この条例は、平成4年10月17日から施行する。

○海士町執務時間規則

(平成元年 3 月 31 日海士町規則第 4 号)

改正 平成 8 年 6 月 24 日規則第 3 号 平成 24 年 4 月 1 日規則第 1 号

海士町執務時間規則（昭和 41 年海士町規則第 8 号）の全部を改正する。

海士町の執務時間は、海士町の休日を定める条例（平成元年海士町条例第 2 号）で定める海士町の休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

改正（平 24 条例第 1 号）

附 則

この規則は、平成元年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 24 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第2編 議会

○海士町議会基本条例

(令和元年10月12日海士町条例第23号)

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 議会と議員の基本原則（第7条―第11条）

第3章 町民と議会との関係（第12条）

第4章 議会と町長等との関係（第13条―第15条）

第5章 議会の機能強化（第16条―第17条）

第6章 議員の身分・待遇及び政治倫理（第18条―第20条）

附則

前文

二元代表制である議会と海士町長（以下「町長」という。）が共に町民の信託を受け、対等な関係の下に、緊張関係を保ちながら議会の基本理念、議員の責務や活動原則を定め、主権者である町民の意思を把握し、町政に的確に反映させる責務を有する意思決定機関である。

町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、議会の監視機能や立法機能を十分に発揮し、議会改革、政策立案機能の充実等に積極的に取り組み、公正性と倫理性を確保し、透明性を高めることにより、町民に開かれた議会と、町民参加を推進する議会を目指し、継続的な改革を進める。

日本海を一望し田園・里山に囲まれた美しい海士町を未来につなげる努力を決意し、「海士町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会と議員の責務や活動原則等を定めることにより、議会が町民の信託に的確に応え、町民福祉の増進や町政の伸展に寄与し、海士町の豊かなまちづくりを実現することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に違反する議会条例、規則、規程を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例についての研修を行い、併せて別途新人議員には特別研修を行う。

（検証）

第3条 議会は、議会運営及び議員活動がこの条例に即しているかを全員協議会の場で年1回以上検証しなければならない。

（見直し手続）

第4条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているか否かを全員協議会において検討し、制度の改善が必要な場合は、条例の改正を含めて適切な処置を講じ、この条例を改正する際には本会議において改正の理由及

び背景を詳しく説明しなければならない。

（公開の原則）

第5条 議会の会議は、原則として、全ての会議（常任委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び議員全員協議会の会議を含む。）を公開する。

2 議会は、必要に応じて、休日及び夜間において開会することができる。

（議会報告会）

第6条 議会は、議会報告会を年1回以上開催し、町民との相互理解を図るものとする。

第2章 議会と議員の基本原則

（議会の責務）

第7条 議会は、町民を代表する唯一の議決機関であることを深く認識し、適切な判断と責任ある行動により、町の政策決定を行うとともに、町長等の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行の監視と評価を行い、町政の発展に資する政策提言を行う。

（議会の活動の原則）

第8条 議会は、町民主権を基本とする町民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、情報公開と町民参加を原則とし、町民に開かれた議会運営を行い、町民への説明責任を果たす。

（委員会及び議会議員全員協議会）

第9条 議会は、社会経済情勢等により、新たに生ずる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運用されなければならない。

（議員の責務）

第10条 議員は、町民から負託を受けた議会を構成する一員として、倫理と公正を保持し、議会の役割と責任を誠実に果たすよう努める。

（議員の活動の原則）

第11条 議員は、町民の意見を的確に把握し、日常の調査や研究活動を通じて自己研鑽に努め、町民目線に立ち行政運営を監視し、政策提言を行う。

第3章 町民と議会との関係

（議会への町民参加及び町民との関係）

第12条 議会は、町民に積極的に議会の情報を発信し、町民との共有化を図る。

2 議会は、町民が議会を身近に理解する方法として休日議会、模擬議会（子ども議会等）を開催することができる。

3 議会は、海士町広報誌の「議会だより」及びあまコミュニティＣＨによる議会録画中継等を用いて町民に議会の情報を積極的に伝える。

第4章 議会と町長等との関係

（本会議での議会・議員・町長等との関係）

第13条 本会議における一般質問での町長等との応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため一問一答方式で行う。

（町長による政策形成過程の説明）

第14条 議会は、町長が提案する重要な政策・施策及び事業について、町長に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求める。

- (1) 政策を必要とする背景、政策等の実施に係る財源措置
- (2) 提案に至るまでの経緯と関係法令
- (3) 将来にわたる政策等の効果・コスト

(予算・決算における政策説明)

第15条 議会は、予算決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、町長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう求める。

第5章 議会の機能強化

(予算の確保)

第16条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努める。

(危機管理)

第17条 議会は、災害等の不測の事態から町民等の生命・身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、町長等と協力し、海士町議会災害対策本部を設置するものとする。

2 議会及び議員は、町内の状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて町長等に対し、議会として提言及び提案を行う。

3 海士町議会災害対策本部の設置、組織、議員の対応については、別に定める。

第6章 議員の身分・待遇及び政治倫理

(議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

(議員の報酬)

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町議会の議員の定数を定める条例

(平成12年 3 月24日海士町条例第 4 号)

改正 平成18年 3 月27日条例第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第 1 項の規定に基づき、海士町議会の議員の定数は、10人とする。

改正（平18条例第28号）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（海士町議会議員の定数を減少する条例の廃止）

- 2 海士町議会議員の定数を減少する条例（昭和41年海士町条例第33号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の海士町議会議員の定数を減少する条例に基づく議会の議員の定数については、附則第 1 項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

○海士町議会の定例会の回数を定める条例

(昭和31年10月 1 日海士町条例第 3 号)

改正 昭和43年 4 月 1 日条例第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第 2 項の規定に基づく、海士町議会の定例会の回数は、毎年 4 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年 4 月 1 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町議会の定例会の招集時期を定める規則

(昭和31年10月1日海士町規則第1号)

改正 昭和43年3月30日規則第5号 平成8年6月24日規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による海士町議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町議会委員会条例

(昭和62年10月1日海士町条例第14号)

改正	平成5年12月22日条例第20号	平成7年2月13日条例第2号
	平成8年6月24日条例第9号	平成9年11月26日条例第20号
	平成11年6月28日条例第15号	平成12年3月1日条例第3号
	平成16年3月24日条例第5号	平成19年5月1日条例第13-2号
	平成22年6月17日条例第20号	平成23年9月28日条例第18号
	平成25年3月21日条例第15号	平成25年9月30日条例第26号
	平成26年12月19日条例第20号	平成27年3月13日条例第5号
	平成29年8月10日条例第14号	平成30年3月22日条例第5号
	平成30年9月26日条例第18号	令和4年6月20日条例第12号

海士町議会委員会条例（昭和40年海士町条例第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 通則（第1条―第11条）
- 第2章 会議及び規律（第12条―第19条）
- 第3章 公聴会（第20条―第25条）
- 第4章 参考人（第25条の2）
- 第5章 記録（第26条）
- 第6章 補則（第27条）

附則

第1章 通則

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務厚生常任委員会 5人

総務課・財政課・住民生活課・健康福祉課・診療所・教育委員会の所管に属する事項
他の委員会の所管に属しない事項

(2) 産業建設常任委員会 5人

交流促進課・地産地商課・環境整備課・農業委員会の所管に属する事項

(3) 予算決算常任委員会 9人

予算及び決算に関する事項

改正（令4条例第12号）

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任委員の任期の起算）

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

第4条の2 削除（平30条例第5号）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第6条 議員は、少なくとも総務厚生常任委員会又は産業建設常任委員会のいずれかの常任委員となるものとする。全改(平29条例第14号)

2 常任委員は、任期の初めに議会において選任する。改正(平30条例第5号)

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。追加(平25条例第15号)

4 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。改正(平30条例第5号)

5 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。繰下げ(平25条例第15号)

6 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。改正(平25条例第15号)

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。改正(平30条例第5号)

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び特別委員の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。全改(平30条例第5号)

第2章 会議及び規律

(招集)

第12条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

改正(平26条例第20号)

(秩序保持に関する措置)

第19条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第20条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び有識者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第23条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第24条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第25条の2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。 追加（平8条例第9号）

第5章 記録

(記録)

第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月22日条例第20号）から

附 則（平成12年3月1日条例第3号）まで 略

附 則（平成16年3月24日条例第5号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日条例第13-2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月17日条例第20号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第20号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月10日条例第14号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 広報調査特別委員会は、廃止する。

附 則（平成30年3月22日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月26日条例第18号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町議会会議規則

(昭和62年10月1日海士町議会規則第1号)

改正	平成元年9月13日議会規則第1号	平成12年3月27日議会規則第1号
	平成14年6月28日議会規則第1号	平成25年3月21日議会規則第1号
	平成27年10月2日議会規則第1号	平成28年3月15日規則第13号
	平成29年8月10日規則第9号	平成30年3月22日規則第3号
	令和3年6月21日規則第6号	

海士町議会会議規則（昭和40年海士町規則第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条－第20条）
- 第3章 議事日程（第21条－第25条）
- 第4章 選挙（第26条－第35条）
- 第5章 議事（第36条－第49条）
- 第6章 発言（第50条－第64条）
- 第7章 委員会（第65条－第77条）
- 第8章 表決（第78条－第88条）
- 第9章 請願（第89条－第95条）
- 第10章 秘密会（第96条・第97条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第98条－第101条）
- 第12章 規律（第102条－第109条）
- 第13章 懲罰（第110条－第116条）
- 第14章 公聴会（第117条－122条）
- 第15章 参考人（第123条）
- 第16章 会議録（第124条－126条）
- 第17章 全員協議会（第127条）
- 第18章 議員の派遣（第128条）
- 第19章 補則（第129条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

改正（令3規則第6号）

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

改正（令3規則第6号）

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。
これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員1人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

改正(平12議会規則第1号)

(休会)

第10条 町の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

改正(平元議会規則第1号)

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿泊所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

（議案の提出）

第14条 議案の提出に当たっては、法第112条（議員の議案提出権）の規定によるものを除くほか、議員は1人でも議案を提出することができる。

2 議員が議案を提出しようとするときは、提案者は、その案を備え、理由を付けて署名し、他に賛成者があるときはこれと連署して、議長に提出しなければならない。

全改（平12議会規則第1号）

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

追加（平27議会規則第1号）

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第17条 修正の動議については、法第115条の3（修正の動議）の規定によるものを除くほか、議員は1人でも発議し、会議の議題とすることができる。

改正（平25議会規則第1号）

2 議員が修正の動議を発議しようとするときは、発議者は、その案を備え、署名して、議長に提出しなければならない。

全改（平12議会規則第1号）

（秘密会の動議）

第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の措置）

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員1人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

改正（平12議会規則第1号）

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

（日程の作成及び配布）

第21条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第22条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第23条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第30条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員1人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

改正(平12議会規則第1号)

(議案等の朗読)

第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は討論を用いずに会議に諮って所管の常任委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

改正(平30規則第3号)

2 提出者の説明は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

全改(平29規則第9号)

(付託事件を議題とする時期)

第40条 委員会に付託した事件は、第77条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまって議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第41条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第76条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第42条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第43条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第44条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第45条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第46条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第40条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第47条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第48条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第51条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員1人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

改正(平12議会規則第1号)

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条(質疑の回数)及び第59条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 委員会

(議長への通知)

第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第66条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第69条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第71条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第72条 委員会は、法第100条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

追加(平25議会規則第1号)

(委員の派遣)

第74条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第75条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第76条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第77条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第79条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第80条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。 改正(平25議会規則第1号)

2 議長が起立者又は挙手の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員1人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 改正(平25議会規則第1号)

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員1人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 改正(平12議会規則第1号)

(記名及び無記名の投票)

第83条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第84条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、第32条(開票及び投票の効力)、第33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する疑義)及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員1人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

改正(平12議会規則第1号)

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員1人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

改正(平12議会規則第1号)

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。 改正(令3規則第6号)

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第90条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第91条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会に付託する。ただし、会議に付した請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第95条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第96条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 11 章 辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第 98 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその可否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第 99 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

（資格決定の要求）

第 100 条 法第 127 条（失職及び資格決定）第 1 項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第 101 条 前条の要求については、議会は、第 39 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 1 項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

第 12 章 規律

（品位の尊重）

第 102 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第 103 条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第 104 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第 105 条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

（禁煙）

第 106 条 何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞等の閲読禁止）

第 107 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（許可のない登壇の禁止）

第 108 条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第 109 条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第 13 章 懲罰

（懲罰動議の提出）

第 110 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなけれ

ばならない。

- 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。
ただし、第97条（秘密の保持）第2項の違反に係るものについては、この限りでない。
（懲罰の審査）

第111条 懲罰については、議会は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。
（代理弁明）

第112条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。
（戒告又は陳謝の方法）

第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。
（出席停止の期間）

第114条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。
（出席停止期間中出席したときの措置）

第115条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。
（懲罰の宣告）

第116条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。 追加（平25議会規則第1号）

- 2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
（意見を述べようとする者の申出）

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。 追加（平25議会規則第1号）
（公述人の決定）

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。 追加（平25議会規則第1号）

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
（公述人の発言）

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 追加（平25議会規則第1号）

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

追加（平25議会規則第1号）

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

追加(平25議会規則第1号)

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

追加(平25議会規則第1号)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条(公述人の発言)、第121条(議員と公述人の質疑)及び第122条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

第16章 会議録

(会議録の記載事項)

第124条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

繰下げ(平25議会規則第1号)

(閲覧用の会議録に掲載しない事項)

第125条 閲覧用の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第64条(発言の取り消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

全改(平28規則第13号)

(会議録署名議員)

第126条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

繰下げ(平25議会規則第1号)

第17章 全員協議会

(全員協議会)

第127条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

追加(平25議会規則第1号)

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 18 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第 128 条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 繰下げ（平25議会規則第1号）

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間及びその他必要な事項を明らかにしなければならない。 追加（平14議会規則第1号）

第 19 章 補則

(会議規則の疑義)

第 129 条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。 繰下げ（平25議会規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月13日議会規則第1号）から

附 則（平成14年6月28日議会規則第1号）まで 略

附 則（平成25年3月21日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月2日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年8月10日規則第9号）

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月21日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町議会傍聴規則

(平成8年6月24日海士町議会規則第1号)

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の制限)

第2条 議長は、傍聴席の都合により傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
ただし、第7条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成8年6月24日から施行する。
- 2 海士町議会傍聴人取締規則（昭和32年海士町規則第2号）は、廃止する。

○海士町議会事務局設置条例

(昭和41年 3 月22日海士町条例第15号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第 2 項の規定に基づき、海士町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和41年 4 月 1 日から施行する。

○海士町議会事務局の組織に関する規則

(平成8年6月24日海士町議会規則第2号)

改正 平成10年1月30日議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、海士町議会事務局設置条例（昭和41年海士町条例第15号）により設置した事務局の組織及びその事務分掌について定めることを目的とする。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置き、町議会議長が任免する。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 書記 1人
- (3) 雇員 1人

(職員の職務)

第3条 事務局長は、議長の命を受け、議会に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

3 事務局長に事故あるときは、上席の書記がその職務を行う。

(分掌事務)

第4条 事務局職員の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 例規に関すること。
- (3) 議員の身分及び資格の得失に関すること。
- (4) 予算の経理に関すること。
- (5) 議員及び職員の出張に関すること。
- (6) 人事に関すること。
- (7) 議員の報酬その他給付に関すること。
- (8) 文書の收受、発送に関すること。
- (9) 議会関係施設の管理に関すること。
- (10) 議会互助会に関すること。
- (11) 議会共済に関すること。
- (12) 町村議会議長会に関すること。
- (13) 議会の招集に関すること。
- (14) 委員会の招集に関すること。
- (15) 公聴会その他諸会合の開催に関すること。
- (16) 誓願、陳情等の整理に関すること。
- (17) 議会が行う選挙に関すること。
- (18) 議員の出欠に関すること。
- (19) 傍聴人に関すること。
- (20) 議事日程及び会期日程に関すること。
- (21) 会議録に関すること。
- (22) 議決事項の処理に関すること。
- (23) 広報「議会だよりあま」の編集発行に関すること。

- (24) 法令、条例等の研究に関すること。
- (25) 議員提出議案に関すること。
- (26) 各種統計、資料、情報の収集整備に関すること。
- (27) その他議事、進行、調整に関すること。

全改（平10議会規則第1号）

（特定事務分掌）

第5条 議長が特別に必要があると認めたときは、前条の規定にかかわらず、特定の事務につき特別の分掌を定めることができる。

（決裁及び代決）

第6条 議会の事務は、議長が決裁する。

2 局長は、代決若しくは代理をした事務については、次条に定める専決事項を除き、後閲に供しなければならない。

（局長の専決事項）

第7条 次の事項は、局長において専決することができる。

- (1) 文書の收受並びに定例的な調査、報告、通知、照会及び回答
- (2) 法令等の規定に基づいて行う原簿による証明及び謄本の交付
- (3) 文書の保管、廃棄及び軽易な文書の閲覧の許可
- (4) 議員共済の納付金に関する事務
- (5) 諸資料、諸統計の収集、作成
- (6) 前各号のほか、所掌事務のうち定例に属し、かつ重要でない事項の処理

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 海士町議会事務局設置規則（昭和41年海士町規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成10年1月30日議会規則第1号）

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

○海士町議会事務局処務規程

(平成8年6月24日海士町議会訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、海士町議会事務局の処務について定めることを目的とする。

2 この規程により処理しがたい事件は、議長の指揮を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(文書の受付及び配布)

第2条 議会に到着した文書は、次の各号の定めるところにより処理しなければならない。

(1) 普通文書は、局長の閲覧に供したのち、処理すること。

(2) 親展文書その他、開封を不相当と認めるものは、局長の閲覧を経て処理すること。

(3) 現金書留、金券その他貴重品添付の文書は、特にその受渡しを明確にして処理すること。

(口頭及び電話による收受事件)

第3条 口頭又は電話による届出、通知、照会、報告等で重要なものについては、その要領を摘記し、前条の規定に準じて処理しなければならない。

(文書の発送)

第4条 発送文書は、校正及び浄書して送付しなければならない。

2 前項の文書に公印を押して発送しなければならない。

(文書の編さん及び保存)

第5条 文書は、文書及び簿冊類別により編さん、保存期限により整理保存しなければならない。

2 文書（録音テープを含む。以下次項及び第6条において同じ。）の保存期間は、海士町文書取扱規程（平成9年海士町訓令第1号）に定めるところによる。ただし、必要に応じ局長の許可を得、保存期限を伸縮することができる。

3 保存期限の計算は暦年とし、文書の処理が完結した翌年から起算する。ただし、会計年度に属するものは、その翌年度から起算する。

(文書の廃棄)

第6条 保存年限を経過した文書は、局長において精査のうえ、さらに保存を必要とするものを除き、これを廃棄する。

(文書の閲覧及び謄本の交付)

第7条 文書の簿冊は、局長の承認を得ずにこれを部外者の閲覧に供し、又は内容を漏らしてはならない。事務局外に持ち出す場合もまた同様とする。

2 会議録及び議決書等の謄・抄本を交付しようとするときは、謄（抄）本交付簿に所定の事項を記入し、局長の承認を得て、交付しなければならない。

3 会議録調製のための録音テープは、これを部外者に聴取又は貸付けしないものとする。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の処務並びに職員の任免、給与、勤務条件、分限、懲戒、服務及びその他身分取扱いに関しては、町長の事務局の例による。

附 則

この規程は、平成8年6月24日から施行する。

○海士町議会公印規程

(平成8年6月24日海士町議会訓令第2号)

(目的)

第1条 この規程は、海士町議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類及び名称等)

第2条 公印の種類、名称、大きさは、様式第1号に規定するひな型のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、議会事務局長（以下「保管者」という。）が行う。

2 公印は、常に確実に保管しなければならない。

3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の保管者は、様式第2号の公印台帳を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第4条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を議長に届け出なければならない。

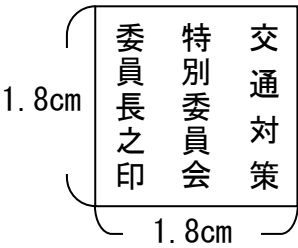
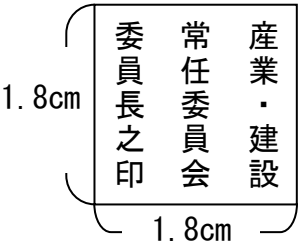
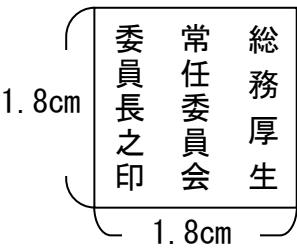
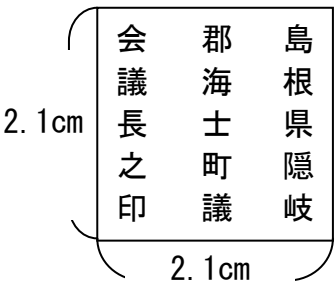
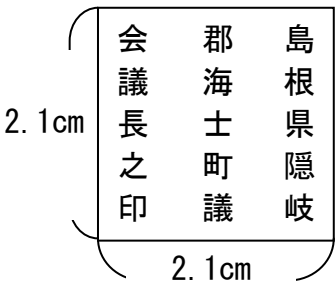
(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後、押印するものとする。

附 則

この規程は、平成8年6月24日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）



様式第 2 号（第 3 条関係）

印鑑の名称	
用途	
印影	
調製	年 月 日
	年 月 日
改刻	年 月 日
	年 月 日
廃棄	年 月 日

○議会の委任による専決処分事項の指定について

(平成24年 3 月16日発議第 1 号)

改正 平成25年 6 月26日発議第 1 号 平成28年 3 月15日発議第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、町長において専決処分できるものとする。

- 1 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額をその10%を超えない範囲内で変更すること。ただし、変更することができる金額は3,000万円以内とすること。
改正（平28発議第 1 号）
- 2 その目的の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること（第 3 項に掲げるものを除く。）。
追加（平25発議第 1 号）
- 3 町営住宅等の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。
追加（平25発議第 1 号）
- 4 法律上その義務に属する損害賠償の額を 1 件100万円（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第13条の規定に基づく保証金があるときは、当該保険金額に100万円を加えた金額）以内で定めること。
追加（平25発議第 1 号）

附 則（平成28年 3 月15日発議第 1 号）
この一部改正は、議決の日から施行する。

○海士町議会災害対策本部設置要綱

(令和元年10月12日海士町告示第31号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海士町議会基本条例（令和元年海士町条例第23号）第17条の規定により、海士町議会災害対策本部（以下「議会対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 「災害」とは、海士町災害対策本部の設置に該当する災害及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに等しい災害をいう。

(対策本部の設置)

第3条 海士町議会議長（以下「議長」という。）は、各種災害等により、海士町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置された場合において、町対策本部が実施する災害応急対策事業等に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、もって町民の生命、財産の保全に努めるため、議会対策本部を設置することができる。ただし、議長に事故等がある場合は副議長がこれを設置することができる。

2 議会対策本部は、海士町役場2階議員控室に設置する。ただし、議員控室が使用できない場合は、町対策本部と協議し、議長が別に定める。

(議会対策本部の組織)

第4条 議会対策本部は、本部長、副本部長、本部員を以て構成する。

2 本部長は、議長を以て充て、議会対策本部を代表し、その事務を総括する。

3 副本部長は、副議長を以て充て、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 本部長、副本部長共に事故等があるときは、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に本部長及び副本部長の職務を代理する。

5 本部員は、本部長及び副本部長を除く、全議員を以て充てる。

6 本部員は、本部長の命を受け、議会対策本部の事務に従事する。

(議員の対応)

第5条 議員は、議会対策本部が設置されたときは、議会対策本部に対し、その安否及び居所又は連絡場所を明らかにするとともに、次条に定める事務に従事する。ただし、議会対策本部に参集できない場合は地区等の情報収集に努め、議会対策本部に報告すると共に、地区等の諸活動を支援する。

(所掌事務)

第6条 議会対策本部は、次の各号に掲げる事務を掌握する。

(1) 町対策本部との情報交換に関すること。

(2) 被災地及び避難所等の調査に関すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について、町対策本部への提言に関すること。

(4) 町対策本部が行う、避難所等における諸救援活動への協力に関すること。

(5) 国及び島根県等に対する要望に関すること。

(6) その他災害に関し、議会対策本部が特に必要と認める事項

(町対策本部への要請等)

第7条 町災害対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、本部長を通じて行う。

(町対策本部との協議)

第8条 町対策本部から議会对策本部として、緊急の判断を求められた場合は、本部長及び副部長等が協議の上、対処するものとする。

(出勤時の服装)

第9条 議会对策本部には、原則として以下の服装で出勤する。

- (1) 応急活動のできる作業服上下、及び帽子又は安全帽（ヘルメット）
- (2) 雨合羽及び防寒具上下、安全な靴
- (3) 手袋

(本部の庶務)

第10条 本部の庶務は、海士町災害対策本部（議会事務局）において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

議員安否確認票

確認日時	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名				議員住所 海士町

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽傷 その他（ ）
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子供 その他（ ）
			無
所在地	町内	自宅	自宅外（ ）
	町外	場所（ ）	
居宅の被害状況			
無 有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 がけくずれ その他（ ）			
参集の可否		参集可能な時期	
可 否			
連絡先（議員との連絡が取れない場合⇒家族の連絡先を記入）			
地域の被災状況			
その他（特記事項があれば記入）			

様式第 2 号（第 5 条関係）

情報収集連絡票

受信者氏名	
受信日時	
第	報

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生状況	発生場所 (地域)	校区	校区			地区	発生日時	月日		
		住所				時間				
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷		計			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応急対応の状況										
町民の避難状況										

送信先 議会事務局 fax 08514-2-0357

○海士町議会の個人情報の保護に関する条例

(令和5年3月14日海士町条例第11号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第52条）
- 第6章 罰則（第53条－第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、海士町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、海士町情報公開条例（平成13年海士町条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項第2号に規定する公文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
（従事者の義務）

第１０条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第２項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（漏えい等の通知）

第１１条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第１２条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前３号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条	納めなければならない	納めなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委

託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名

称及び所在地

- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（開示請求権）

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

- 第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開

示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報、又は情報公開条例第7条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意

見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 この条例の規定による開示請求に要する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第28条第1項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条２項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第３３条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第３４条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第３５条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第３６条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第３７条 議長は、第34条第１項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第３節 利用停止

（利用停止請求権）

第３８条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思

料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、

同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、海士町個人情報保護審査会条例（令和5年海士町条例第2号）第2条に規定する海士町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者

である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、海士町個人情報保護審査会条例第2条に規定する海士町個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第3編 執行機関

第1章 町長

第1節 事務分掌

○海士町課設置条例

(平成27年3月13日海士町条例第4号)

改正 平成30年9月26日条例第17号 令和2年6月22日条例第12号

海士町課設置条例（平成22年海士町条例第19号）の全部を改正する。

（課の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 全改（平30条例第17号）

総務課
財政課
住民生活課
健康福祉課
環境整備課
交流促進課
地産地商課

（所掌事務）

第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

改正（令2条例第12号）

(1) 総務課

ア 議会及び町行政一般に関する事項
イ 職員の進退及び身分に関する事項
ウ 職員の勤務条件及び福利厚生に関する事項
エ 条例及び規則の立案公布に関する事項
オ 公文書の収受及び発送に関する事項
カ 地方分権に関する事項
キ 公共交通に関する事項
ク 交通安全に関する事項
ケ 消防、防災及び危機管理（海難を含む。）に関する事項
コ 防犯に関する事項
サ 広域行政に関する事項
シ 広報及び公聴に関する事項
ス 電算業務に関する事項
セ 情報政策の推進に関する事項
ソ 情報公開に関する事項

- タ 統計に関する事項
- チ その他他課の主管に属さない事項

(2) 財政課

- ア 町の歳入歳出予算その他財務に関する事項
- イ 町有財産の管理に関する事項
- ウ 町政の総合企画及び調整に関する事項
- エ 嘱託登記に関する事項
- オ 地籍調査に関する事項

(3) 住民生活課

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- イ 印鑑及びその他証明に関する事項
- ウ 失業保険に関する事項
- エ 国民年金に関する事項
- オ 町税の賦課徴収に関する事項
- カ 国民健康保険に関する事項
- キ 後期高齢者医療に関する事項
- ク 総合窓口に関する事項

(4) 健康福祉課

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 高齢者福祉に関する事項
- ウ 障がい者福祉に関する事項
- エ 児童福祉に関する事項
- オ 介護保険に関する事項
- カ 生活保護に関する事項
- キ 保健衛生に関する事項
- ク 人権に関する事項

(5) 環境整備課

- ア 環境衛生に関する事項
- イ 環境政策に関する事項
- ウ 新エネルギーに関する事項
- エ 道路及び河川に関する事項
- オ 建築に関する事項
- カ 公営住宅及び定住促進住宅等（教員住宅を除く。）に関する事項
- キ 簡易水道に関する事項
- ク 下水道に関する事項
- ケ 林業に関する事項
- コ その他土木一般に関する事項
- サ 水産業に関する事項
- シ 漁港及び港湾に関する事項

(6) 交流促進課

- ア 観光に関する事項
- イ 定住に関する事項
- ウ 商工、工業及び労働に関する事項
- エ 自然保護及び自然公園に関する事項

(7) 地産地商課

- ア 農業に関する事項
- イ 農地に関する事項
- ウ 農林土木に関する事項
- エ 地産地商に関する事項
- オ 産業創出に関する事項

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日条例第17号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日条例第12号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○海士町行政組織規則

(令和3年4月1日海士町規則第5号)

海士町行政組織規則（平成22年海士町規則第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 経営会議（第6条・第7条）

第3章 本庁（第8条―第11条）

第4章 出先機関（第12条―第15条）

第5章 附属機関（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、町長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（この規則の規定事項）

第2条 前条の組織を構成する機関の設置、内部組織、所掌事務及び職制は、法令、条例又は規則に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 法令又は条例の規定により設けられた機関であっても、その設置について法令又は条例で定める範囲において、この規則に掲記するものとする。

（機関の区分）

第3条 前条の機関を次のように区分する。

(1) 経営会議 町政の運営上総合調整を要する重要事項を審議するための機関

(2) 本庁 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第7項の規定に基づき置かれる課及び法第171条第5項の規定による会計管理者の事務組織をいう。

(3) 出先機関 法第156条第1項の規定に基づき置かれる行政機関

(4) 附属機関 法令又は条例の定めるところにより置かれた審議会、委員会その他諮問又は指導調査のための機関

（行政機能の発揮）

第4条 各機関は、町長の指揮監督のもとに機関相互の連絡を図り、すべて一体となって行政機能を発揮するよう努めなければならない。

（臨時又は特別事務の組織）

第5条 臨時又は特別の事務でこの規則に定める組織により処理することが不適当なものについては、別に必要な組織を設け、又は職員を指定して当該事務を処理させることができる。

第2章 経営会議

（経営会議の構成）

第6条 経営会議は、町長、副町長、課長、会計管理者その他町長が必要と認める者をもって構成する。

（運営方法等）

第7条 経営会議の運営方法その他必要な事項は、町長が別に定める。

第3章 本庁

(内部組織)

第8条 海士町課設置条例（平成22年海士町条例第19号）の規定により設置された課に、内部組織としてそれぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

課及び出納室	係
総務課	総務防災係、職員係、情報政策係
財政係	財政係
住民生活課	住民係、保険係、税務係
健康福祉課	福祉係、健康増進係
交流促進係	観光商工係、定住係
地産地商課	地産地商係
環境整備課	環境整備係、環境管理係、上下水道係、水産振興係

(会計課)

第9条 前条に規定するもののほか、法第171条第5項の規定により、会計管理者の権限に属する事務を処理する内部組織を次の通り設置する。

課	係
会計課	出納係

2 会計課には、課長及び職員を置き、課長は会計管理者がその職にあたる。

(係の事務分掌)

第10条 係の事務の分掌は、次のとおりとする。

総務課

総務防災係

- (1) 議会に関すること。
- (2) 公文書收受及び発送に関すること。
- (3) 公文書の審査保存に関すること。
- (4) 町長秘書に関すること。
- (5) 条例、規則その他例規の整備に関すること。
- (6) 儀式及び表彰に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 庁用車の管理、運転に関すること。
- (9) 電話交換に関すること。
- (10) 来客の応接に関すること。
- (11) 庁舎の維持管理及び取締りに関すること。
- (12) 庁用備品、用品の発注管理に関すること。
- (13) 消防及び防災に関すること。
- (14) 生活安全に関すること。
- (15) 危機管理に関すること。
- (16) 各種の災害救助及び海難救助に関すること。
- (17) 防災行政無線放送に関すること。
- (18) 漂流物及び取得物に関すること。
- (19) 治安及び防犯に関すること。
- (20) 自衛官募集事務に関すること。
- (21) 交通安全に関すること。

- (22) 行政相談に関すること。
- (23) 選挙管理委員会に関すること。
- (24) 地縁団体に関すること。
- (25) NPO法人の許認可に関すること。
- (26) 隠岐島前高等学校の魅力化に関すること。
- (27) 他課、他係に属さない事務に関すること。
- (28) 課内の庶務に関すること。

職員係

- (1) 職員の人事及び服務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 公務災害に関すること。
- (4) 給与、旅費及び報酬に関すること。
- (5) 職員の衛生管理に関すること。
- (6) 職員研修に関すること。
- (7) 定員管理に関すること。
- (8) 嘱託員及び臨時職員の雇用事務に関すること。
- (9) 社会保険、雇用保険に関すること。
- (10) 職員団体に関すること。
- (11) 町有財産の共済に関すること。
- (12) 各役職員の委嘱状等の交付に関すること。

情報政策係

- (1) 広報の編集発行に関すること。
- (2) 公聴に関すること。
- (3) 町政座談会に関すること。
- (4) 情報公開に関すること。
- (5) 町史編さんに関すること。
- (6) 電算統括業務に関すること。
- (7) 電算の管理業務に関すること。
- (8) 情報化の推進に関すること。
- (9) あま光ネットに関すること。
- (10) 諸統計に関すること。

財政課

財政係

- (1) 町政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 歳入歳出予算の編成及び執行に関すること。
- (3) 広域市町村計画に関すること。
- (4) 辺地計画に関すること。
- (5) 過疎地域自立促進計画に関すること。
- (6) 離島振興計画に関すること。
- (7) 町財政計画に関すること。
- (8) 交付税に関すること。
- (9) 町債に関すること。
- (10) 財務会計の電算処理に関すること。
- (11) 行財政改革に関すること。

- (12) 事務事業評価に関すること。
- (13) 普通財産の取得、管理並びに処分に関すること。
- (14) 土地利用計画に関すること。
- (15) 嘱託登記に関すること。
- (16) 地籍調査に関すること。
- (17) その他財政に関すること。

住民生活課

住民係

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 人口動態（統計を含む。）に関すること。
- (4) 公的個人認証サービスに関すること。
- (5) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (6) 埋火葬の許可に関すること。
- (7) 民刑事処分及び犯罪人名簿に関すること。
- (8) 破産者名簿に関すること。
- (9) 身元証明及びその他の証明に関すること。
- (10) 相続税法通知に関すること。
- (11) 墓地に関すること。
- (12) 斎場の管理に関すること。
- (13) 旅券申請に関すること。
- (14) 外来者受付・総合案内に関すること。
- (15) 課内の庶務に関すること。

保険係

- (1) 国民年金に関すること。
- (2) 国民健康保険に関すること。
- (3) 国民健康保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (4) 後期高齢者医療に関すること。
- (5) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (6) 失業保険に関すること。

税務係

- (1) 町税の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 町税の課税台帳の調製及び保管に関すること。
- (3) 町税の賦課資料の収集及び調査に関すること。
- (4) 町税及びそれに係る附帯金徴収に関すること。
- (5) 町税の滞納処分に関すること。
- (6) 固定資産税の評価に関すること。
- (7) 固定資産税の賦課資料の収集及び調査に関すること。
- (8) 固定資産税台帳並びに土地及び家屋名寄帳に関すること。
- (9) 固定資産評価委員会に関すること。
- (10) 納税証明に関すること。
- (11) 納税組合に関すること。
- (12) 確定申告に関すること。

健康福祉課

福祉係

- (1) 福祉対策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 青少年福祉に関すること。
- (4) 身体障がい児者福祉に関すること。
- (5) 知的障がい児者福祉に関すること。
- (6) 精神障がい者福祉に関すること。
- (7) 高齢者福祉に関すること。
- (8) 社会福祉協議会に関すること。
- (9) 民生児童委員に関すること。
- (10) 児童福祉に関すること。
- (11) 子育て支援及び少子化対策事業に関すること。
- (12) ひとり親、寡婦に関すること。
- (13) 女性問題、DVに関すること。
- (14) 福祉医療、更生医療、乳幼児医療に関すること。
- (15) 障害者自立支援に関すること。
- (16) 介護保険に関すること。
- (17) 介護予防事業に関すること。
- (18) 高齢者サービス調整会議に関すること。
- (19) 老人クラブに関すること。
- (20) 福祉施設の管理運営に関すること。
- (21) 男女共同参画に関すること。
- (22) 福祉事務所に関すること。
- (23) 人権に関すること。
- (24) 成年後見制度に関すること。
- (25) 災害援助に関すること。
- (26) 行旅病人及び行旅死亡人等に関すること。
- (27) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護等に関すること。
- (28) 日本赤十字社に関すること。
- (29) 温泉施設維持管理に関すること。
- (30) 課内の庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 健康増進事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 老人保健に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 献血に関すること。
- (7) 栄養指導及び食生活に関すること。
- (8) 食育の推進に関すること。
- (9) 精神保健に関すること。
- (10) 歯科保健に関すること。
- (11) 感染症予防に関すること。

- (12) 介護予防に関すること。
- (13) 地域包括支援センターに関すること。
- (14) 障がい者自立支援相談に関すること。
- (15) その他健康増進に関すること。

交流促進課

観光商工係

- (1) 観光情報の発信に関すること。
- (2) 観光イベントに関すること。
- (3) 観光協会に関すること。
- (4) 観光団体との調整に関すること。
- (5) 観光施設の整備及び管理に関すること。
- (6) 自然保護及び自然公園に関すること。
- (7) 商工業の振興に関すること。
- (8) 度量衡に関すること。
- (9) 課内の庶務に関すること。

定住係

- (1) 定住促進に関すること。
- (2) 雇用促進に関すること。
- (3) 労働に関すること。
- (4) ふるさと納税に関すること。

地産地商課

地産地商係

- (1) 農業全般に関すること。
- (2) 畜産業全般に関すること。
- (3) しゃん山に関すること。
- (4) 特産品振興に関すること。
- (5) 農業委員会に関すること。
- (6) 推奨作物のブランド化に関すること。
- (7) 担い手育成に関すること。
- (8) キンニャモニャセンターの管理に関すること。

環境整備課

環境整備係

- (1) 道路、橋梁及び河川に関すること。
- (2) 漁港・港湾の整備、維持管理に関すること。
- (3) 急傾斜に関すること。
- (4) 治山に関すること。
- (5) 所管課の栄典及び褒章に関すること。
- (6) 他課の所管する建設事業の計画及び施工監理の協力に関すること。

環境管理係

- (1) 環境衛生に関すること。
- (2) 環境政策に関すること。
- (3) 環境保全（ごみ又は不法投棄）に関すること。
- (4) 塵芥処理及びし尿処理に関すること。
- (5) 公害に関すること。

- (6) 猫、ハチ等の被害に関すること。
- (7) 狂犬病に関すること。
- (8) 鳥獣保護及び有害鳥獣に関すること。
- (9) 林業に関すること。
- (10) 隠岐島前森林組合・隠岐島前森林復興公社に関すること。
- (11) 新エネルギー・省エネルギーに関すること。
- (12) 景観に関すること。
- (13) 公営住宅及び定住促進住宅等に関すること。
- (14) 住宅使用料の徴収に関すること。
- (15) 空き家に関すること。
- (16) 建築に関すること。
- (17) 課内の庶務に関すること。

上下水道係

- (1) 簡易水道に関すること。
- (2) 下水道（浄化槽）に関すること。
- (3) 上下水道料金の徴収に関すること。

水産振興係

- (1) 水産業全般に関すること。
- (2) 第三セクターに関すること。
- (3) 起業支援及び商品開発に関すること。
- (4) 生産力強化に関すること。
- (5) 種苗生産に関すること。
- (6) 販路拡大に関すること。
- (7) 担い手育成に関すること。

会計課

出納係

- (1) 収入、支出命令の審査に関すること。
- (2) 予算照査に関すること。
- (3) 小切手の振り出しに関すること。
- (4) 支出負担行為の認証に関すること。
- (5) 現金の出納保管に関すること。
- (6) 物品（使用中の物品に係る保管を除く。）の出納保管に関すること。
- (7) 基金、有価証券の出納保管に関すること。
- (8) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (9) 出納室電算処理（日次処理・月次処理・他）に関すること。
- (10) 決算の調整に関すること。
- (11) 財産台帳の調製及び保管に関すること。
- (12) 指定金融機関及び指定代理金融機関等に関すること。
- (13) 課内の庶務に関すること。

（職及び職務）

第 11 条 次の表の左欄に掲げる組織に当該中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ当該右欄のとおりとする。ただし、主査は、町長が必要と認めた場合に限り置くことができる。

組織	職	職務
課	課長	上司の命令を受け、課の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
	主査	上司の命令を受け、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	上司の命令を受け、係に属する事務を処理する。

第4章 出先機関

(診療所)

第12条 海士町国民健康保険診療施設条例（平成6年海士町条例第10号）第2条の規定により設置された診療所に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
診療所長	上司の命令を受け診療所の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
副診療所長	上司の命を受け、診療業務を整理し、診療所長を補佐する。
事務長	上司の命を受け、所掌事務を整理し、所属職員を指揮監督する。
看護師長	上司の命を受け、所掌事務等を整理し、所属職員を指揮監督する。
係長	上司の命を受け、係の事務又は業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
主任看護師、主任薬剤師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任歯科衛生士	上司の命を受け、所掌事務等を処理し、職員を指揮監督する。
看護師、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士	上司の指示に従いその業務を処理する。

2 前項に掲げる職のほか、必要に応じ、職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和39年海士町規則第1号）第2条第1項に掲げる職員を置くことができる。

(分掌する事務)

第12条の2 診療所に次の係を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

医事係

- (1) 職員の服務に関すること。
- (2) 文書の收受及び発送に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 支出命令及び収入調定に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 医師確保に関すること。
- (7) 外来及び入院患者の受付並びに一部負担金の徴収に関すること。
- (8) 診療録の整理及び保存に関すること。
- (9) 診療報酬の請求に関すること。
- (10) 保険外収入の請求に関すること。
- (11) 健康診断書その他の証明に関すること。
- (12) 医薬品、衛生材料等の購入及び保管に関すること。
- (13) その他医事に関すること。
- (14) その他、他の係の所掌に属さないこと。

看護係

- (1) 患者の療養上の世話、看護及び診療の介助に関する事。
- (2) 診療業務の補助に関する事。
- (3) 診療、看護の記録保管に関する事。
- (4) 巡回、出張診療、集団等の健康診断の補助に関する事。
- (5) 診療機械器具、医薬品及び衛生材料の保管管理に関する事。
- (6) 診察室内等の感染の予防措置に関する事。
- (7) 入院室の整理及び火災、盗難、事故の防止措置に関する事。
- (8) 調剤に関する事。
- (9) その他の看護業務に関する事。

検査係

- (1) 各種検査に関する事。
- (2) 医療検査機械、器具及び検査試薬の保管管理に関する事。

(事務処理の例外)

第13条 主管が明らかでない事項があるときは、課内にあっては課長が、2つ以上の課にわたる場合にあっては町長が定める。

(臨時又は特命の事務)

第14条 臨時又は特命の事務については、第8条から第12条までの規定にかかわらず町長が職員を指定し、又は本部、事務局、協議会等を設けて事務を処理させることができる。

(課員等の分担事務)

第15条 課員等の事務の分担は、課長等がこれを定め、その都度上司に報告しなければならない。

第5章 附属機関

(附属機関等)

第16条 法令又は条例により設置された附属機関の名称及び当該附属機関の庶務を担当する主管課は、次表のとおりである。

名 称	庶務担当課
議会の議員その他非常勤の職員公務災害認定委員会	総 務 課
海士町防災会議	
海士町災害対策本部	
海士町消防委員会	
海士町国民保護協議会	
海士町交通安全対策会議	
海士町史編さん委員会	
海士町特別職報酬審議会	
海士町行財政改善審議会	財 政 課
固定資産評価審査委員会	住 民 生 活 課
国民健康保険運営協議会	
海士町簡易水道事業運営協議会	環 境 整 備 課
海士町民生委員推薦会	健 康 福 祉 課
海士町予防接種被害調査委員会	

海士町青少年問題協議会	教 育 委 員 会

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

○海士町副町長の定数を定める条例

(平成19年 3 月19日海士町条例第 8 号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第 2 項の規定に基づき、海士町の副町長の定数は、1 人とする。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

○統括主査の指定等に関する規程

(平成24年 3 月12日海士町訓令第 1 号)

改正 平成25年 3 月25日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 増大する行政需要に的確に対応し、業務遂行上の責任体制の確立と業務の能率的運営を図るため、主査を複数配置した課に限り、それぞれ統括主査を置く。

改正 (平25訓令第 1 号)

(職務)

第 2 条 統括主査は、当該主査としての職務のほか、課内の主査を統括し、所属職員を指揮監督する。

改正 (平25訓令第 1 号)

(任命)

第 3 条 統括主査は、主査の職にある者のうちから、課長が任命する。

改正 (平25訓令第 1 号)

(委任)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月25日訓令第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

第2節 職務権限

○町長の職務代理者を定める規則

(平成6年3月1日海士町規則第1号)

改正 平成10年1月30日規則第8号 平成14年8月1日規則第14号
平成19年3月30日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第2項に規定する場合における町長の職務を代理する職員を指定し、同条第3項に規定する場合における町長の職務を代理する上席の事務職員を定めることを目的とする。

改正（平19規則第9号）

(職務代理者)

第2条 法第152条第2項に規定する場合に町長の職務を代理する職員は、総務課長とする。

改正（平19規則第9号）

第3条 法第152条第3項に規定する場合に町長の職務を代理する上席の事務職員は、課長の職にある事務職員で次の順序による。

改正（平19規則第9号）

- (1) 給料の号給の多い者
- (2) 給料の号給の同じ者については、課長の在職期間の長い者
- (3) なお同じであるときは、吏員としての在職期間の長い者
- (4) なお同じであるときは、年齢の多い者
- (5) なお同じであるときは、くじで定めた者

改正（平14規則第14号）

附 則

この規則は、平成6年3月1日から施行する。

附 則（平成10年1月30日規則第8号）

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成14年8月1日規則第14号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○海士町役場決裁規程

(平成21年3月10日海士町訓令第6号)

改正 平成24年8月20日訓令第3号 平成25年3月25日訓令第1号
平成30年9月28日訓令第1号 令和2年6月9日訓令第1号

海士町役場決裁規程（昭和41年海士町訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 海士町における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について、この規程に定めるところにより、常時町長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について、町長又は専決することができる者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 合議 決裁を受けなければならない事務について、決裁権者が総合的に判断して的確な意思決定をすることができるよう関係職と協議調整することをいう。

（決裁の原則）

第3条 職員は、法令、条例、規則、訓令、予算その他の基準に従い、その職務権限を行使しなければならない。

（決裁の手續）

第4条 事務は、原則として順次に係の上席者を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

（決裁対象事務）

第5条 町長の決裁事項及び副町長、課長及び診療所長の専決事項は、おおむね別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（専決の例外）

第6条 専決権者は、自己の決裁の対象とされた事務のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、町長又は副町長の決裁を受けるものとする。

- (1) 事案が重要又は異例に属すると認められるとき。
- (2) 事案が先例となるおそれがあるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずると認められるとき。

2 この規程に専決事項と定められていないものであっても、その内容により専決とすることが適当であると類推できるものは、この規程に定める専決事項に準じて専決することができる。

（専決の報告）

第7条 専決権者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について速やかに上司に報告しなければならない。

（代決）

第8条 事務の決裁をする者が、出張その他やむを得ない事情により不在であり、かつ、

当該事務の施行が急を要するときは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める者が代決することができる

- (1) 町長が決裁者であるとき 副町長
 - (2) 副町長が決裁者であるとき 総務課長（総務課長不在のときは上席課長）
 - (3) 課長が決裁者であるとき 主査（統括主査を置く課にあっては統括主査）又はあらかじめ当該課長が定めた係長
- 改正（平25訓令第1号）
- （代決についての特例）

第9条 前条の場合においても、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

（代決後の手続）

第10条 代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

（代決の禁止）

第11条 代決事項が次の各号の一に該当するものについては、代決することができない。

- (1) 新たな計画に関するもの
- (2) 当該事項の重要度に応じる緊急性がないと認められるもの

（合議）

第12条 他の部署と関係を有する事案は、当該部署の合議を経て決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により合議を受けなければならない事案及び合議の相手方は別表第3に定めるところによる。

3 合議の相手方は、当該事案について意見を異にするときは、その意見を付して返付しなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月20日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日訓令第1号）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月9日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

事務の種類	町長の決裁事項	副町長専決事項	各課長の共通専決事項
1 運営方針及び事業計画に関すること	(1) 町行政の総合計画、総合調整及び運営に関する基本方針の決定並びにその変更 (2) 重要な事業の計画及び実施の決定		(1) 軽易な事業の計画及び実施の決定
2 議会に関すること	(1) 議会の招集		
3 条例、規則等に関すること	(1) 条例案、予算案、その他議会に提出する議案の決定 (2) 規則、規程、要綱及び訓令等の制定、改廃		
4 予算及び決算に関すること	(1) 予算の編成 (2) 予算の執行方針及び執行計画の決定		
5 事務の執行等に関すること	(1) 国・県等に対して行う陳情・要望・請願等の決定 (2) 特に重要な事務事業の実施計画の決定 (3) 予算の定めのない国庫補助金、県補助金等の申請	(1) 重要な事務事業の実施計画の決定 (2) 予算の定めてある定例に属しない国庫補助金、県補助金等の交付申請及び実績報告 (3) 予算の定めてある定例に属しない補助金の交付決定及び額の確定	(1) 所管する事務の方針の決定 (2) 所管する簡易な事務事業の実施計画の決定 (3) 所属職員の事務分掌 (4) 予算の定めてある定例に属する国庫補助金、県補助金等の申請及び実績報告 (5) 予算の定めてある定例に属する補助金の交付決定及び額の確定 (6) 予算の定めてある補助金の交付に係る補助事業の状況報告の徴収、実地調査及び実績報告の受理

	(4) 特に重要な告示、指令、通達、通知、催告、申請、届出、報告、照会、依頼及び回答 (5) 特に重要な許・認可 (6) 町広報誌等、特に重要な刊行物の編集、発行及び広報宣伝 (7) 特に重要な事項の証明 (8) 特に重要な事件に関する職員の復命 (9) 公印の新調・改彫又は廃棄の決定 (10) 町の廃置分合、境界変更 (11) 字の区域及び名称の決定 (12) 副町長の事務引き継ぎ報告の承認	(4) 重要な告示、指令、通達、通知、催告、申請、届出、報告、照会、依頼及び回答 (5) 重要な許・認可 (6) 重要な刊行物の編集、発行及び広報宣伝 (7) 重要な事項の証明 (8) 重要な事件に関する職員の復命 (7) 管理職の事務引き継ぎ報告の承認	(7) 定例に属し、かつ、重要でない事項の指令、通知、申請、届出、照会、回答及び報告 (8) 定例に属し、かつ重要でない事項の許・認可 (9) 所轄に属することで、軽易な広報宣伝 (10) 定例に属し、かつ、軽易な事項の証明 (11) 軽易な事件に関する所属職員の復命 (12) 軽易な事項に関する届出の受理及び処理 (13) 施設の使用許可、使用変更許可及び取り消し (14) 各種台帳の調製及び備付け (15) 所管に属する車両管理 (16) 所属職員の事務引き継ぎ報告の承認 (17) 前号前各号のほか、所掌事務のうち定例に属し、かつ、重要でないもの
6 表彰及び儀式に関すること	(1) 表彰者及び儀式の決定		

7 権限に関する こと	(1) 権限の委任		
8 任命等に関する こと	(1) 職員の任免、進退、賞罰及び給与の決定 (2) 臨時職員（月額給与職員）の雇用の決定 (3) 委員会、審議会等の委員又は役員の任免	(1) 臨時職員（月額賃金職員）の雇用の決定	(1) 臨時職員（日額賃金職員）の雇用の決定
9 訴訟等に関する こと	(1) 訴訟、訴願、異議の申し立て等		
10 服務に関する こと	(1) 副町長の出張命令 (2) 管理職及び職員の県外、海外出張命令	(1) 管理職の県内（鳥取県を含む。）出張命令及び職員の県内出張命令（鳥取県を含む。隠岐管内出張を除く。） (2) 管理職の特別勤務命令	(1) 所属職員の隠岐管内出張命令 (2) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令 (3) 所属職員の特殊勤務命令
11 年次有給休暇等の付与に関する こと	(1) 管理職の年次有給休暇（7日以上）の承認 (2) 職員の年次有給休暇（7日以上）の承認 (3) 職員の特別休暇、病気休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤（7日以上）の承認 (4) 育児休業等の承認 (5) 職員の職務専念義務免除（7日以上）の承認	(1) 管理職の年次有給休暇の承認（6日以内）の承認 (2) 職員の年次有給休暇（4日以上6日未満）の承認 (3) 職員の特別休暇、病気休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤（4日以上6日未満）の承認 (4) 管理職の週休日及び代休日の指定、振替等 (5) 職員の職務専念義務免除（6日以内）の承認	(1) 所属職員の年次有給休暇（3日以内）の承認 (2) 所属職員の特別休暇、病気休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤（3日以内の休暇等）の承認 (3) 所属職員の週休日及び代休日の指定、振替等

12 財務事務に関すること	(一般事項)		
	(1) 1件5,000,000円以上の動産及び不動産の取得、交換及び処分（物品を除く。）の決定及び契約の締結 (2) 1件1,000,000円以上の物品の購入の決定及び契約の締結 (3) 契約予定価格5,000,000円以上の長期継続契約 (4) 普通財産の交換、譲与、貸付等の決定 (5) 行政財産の用途変更及び用途廃止 (6) 物品不要の決定（取得価格1,000,000円を超えるもの。）	(1) 1件500,000円以上5,000,000円未満の動産及び不動産の取得、交換及び処分（物品を除く。）の決定及び契約の締結 (2) 1件200,000円以上1,000,000円未満の物品の購入の決定及び契約の締結 (3) 契約予定価格500,000円以上5,000,000円未満の長期継続契約 (4) 物品不要の決定（取得価格200,000円以上1,000,000円未満のもの。）	(1) 1件500,000円未満の動産及び不動産の取得、交換及び処分（物品を除く。）の決定及び契約の締結 (2) 1件200,000円未満の物品の購入の決定及び契約の締結 (3) 契約予定価格500,000円未満の長期継続契約 (4) 物品不要の決定（取得価格200,000円未満のもの。）
	(工事契約等事項)		
	(1) 契約予定価格30,000,000円以上の工事の起工の決定、予定価格の決定及び工事請負契約の締結 (2) 1件の金額が30,000,000円以上の工事の検査の実施及び復命 (3) 契約予定価格10,000,000円以上の業務委託契約の締結	(1) 契約予定価格1,000,000円を以上の入札事務の執行 (2) 契約予定価格1,000,000円以上30,000,000円未満の工事の起工の決定、予定価格の決定及び工事請負契約の締結 (3) 1件の金額が1,000,000円以上30,000,000円未満の工事の検査の実施及び復命 (4) 契約予定価格500,000円以上10,000,000円未満の業務委託契約の締結	(1) 契約予定価格1,000,000円未満の入札事務の執行 (2) 契約予定価格1,000,000円未満の工事の起工の決定、予定価格の決定及び工事請負契約の締結 (3) 1件の金額が1,000,000円未満の工事の検査の実施及び復命 (4) 契約予定価格500,000円未満の業務委託契約の締結

(予算の執行)		
(1) 歳出予算の配当を受けて、その範囲内で行う1件の金額が30,000,000円以上の支出負担行為（課長専決事項は除く。） (2) 支出負担行為をしたものについて行う1件の金額が30,000,000円以上の支出命令（課長専決事項は除く。） (3) 重要な収入調定、収入命令及び納入通知 (4) 1件300,000円以上の予備費の充用及び予算の流用	(1) 歳出予算の配当を受けて、その範囲内で行う1件の金額が1,000,000円以上30,000,000円未満の支出負担行為（課長専決事項は除く。） (2) 支出負担行為をしたものについて行う1件の金額が1,000,000円以上30,000,000円未満の支出命令（課長専決事項は除く。） (3) 重要な収入調定、収入命令及び納入通知（課長専決事項は除く。） (4) 1件の金額が50,000円以上300,000円未満の予備費の充用及び予算の流用	(1) 歳出予算の配当を受けて、その範囲内で行う次に掲げる事項についての支出負担行為 (ア) 報酬、給料、職員手当、共済費及び総合事務組合負担金に係るもの (イ) (ア)以外の1件金額1,000,000円未満に係るもの (2) 支出負担行為をしたものについて行う次に掲げる事項についての支出命令 (ア) 報酬、給料、職員手当、共済費及び総合事務組合負担金に係るもの (イ) (ア)以外の1件金額1,000,000円未満に係るもの (3) 収入調定、収入命令及び納入通知（分担金及び負担金のうち建設事業に係るもの、財産収入のうち不動産売却収入、寄附金、繰越金、町債に係るものを除く。） (4) 支出更正 (5) 1件の金額が50,000円未満の予備費の充用及び予算の流用 (6) 納入通知書及び督促状等の発送 (7) 過誤払金の戻入について調査決定をし、戻入命令及び返納通知書を発すること。

	(5) 財務規則第128条第1項第1号又は第4号の事由に基づき、行政財産の使用を許可すること。		(8) 財務規則第82条の規定により、入札参加者の参加資格を確認すること。 (9) 入札保証金及び契約保証金の受入れ及び払出の命令をすること。 (10) 財務規則第105条及び第106条の規定による監督職員並びに検査職員を命ずること。 (11) 財務規則第128条第1項第2号又は第3号の事由に基づき、行政財産の使用を許可すること。
	(その他)		
	(1) 町債の申請及び借り入れ (2) 町税等の不納欠損処分及び減免の決定 (3) 滞納処分の決定		

別表第2（第5条関係） 改正（令2訓令第1号）

1 総務課長専決事項

- (1) 経営会議等の庶務
- (2) 宿日直の割当及日誌の管理
- (3) 文書の收受及び発送
- (4) 各課及び各団体との連絡調整
- (5) 庁舎放送設備の管理
- (6) 庁舎の維持管理及び取締
- (7) 共有備品、用品の発注管理
- (8) 庁用自動車の保険加入の決定
- (9) 例規集の編纂
- (10) 職員の給与の支給に関する規則の規定による職員の扶養の認定及び住居手当に係る認定
- (11) 職員の児童手当の支給に関する規則の規定による児童手当に係る認定
- (12) 職員の人事記録の管理
- (13) 職員研修の実施
- (14) 職員共済組合、社会保険、雇用保険及び市町村総合事務組合等に係る申請、請求等の決定
- (15) 出勤簿（タイムカード含む。）の管理
- (16) 職員の労働安全衛生及び健康管理の実施
- (17) 火災及び損害保険料その他これらに類するもの
- (18) 郵便料の受払保管
- (19) 消防団との連絡調整
- (20) 消防統計、消防情報の収集
- (21) 防災行政無線の管理、運営
- (22) 区長会の庶務
- (23) 広報の編集、印刷及び配布
- (24) 自衛官の募集に関する事務
- (25) 交通安全に関する事務
- (26) 防犯に関する事務
- (27) ホームページの総括管理
- (28) あま光ネットの統括管理
- (29) 情報処理システム等の総括管理
- (30) 町誌に係る資料の収集及び保管
- (31) 指定統計及び各種統計調査の実施
- (32) 生活路線バスの運行及び管理
- (33) 海士町通学バスの運行及び管理
- (34) 所管に属する行政財産の管理及び運営
- (35) 隠岐島前高校の魅力化と永久の発展の会に関する事務

2 財政課長の専決事項

- (1) 総合計画等の調整及び進行管理
- (2) 財政計画の調整
- (3) 予算の編成及び予算統制

- (4) 町債に関する事務
- (5) 財政調整基金等の管理
- (6) 財政事情の調査及び分析
- (7) 国土利用計画法に基づく届出等の受理及び進達
- (8) 町有林の管理及び育成
- (9) 財務会計システムの管理
- (10) 嘱託登記の事務
- (11) 地籍調査の軽易な事務
- (12) 他課に属さない行政財産及び普通財産の管理

3 住民生活課長の専決事項

- (1) 印鑑の登録及び印鑑証明書の発行
- (2) 戸籍及び住民登録の届出の受理
- (3) 戸籍の記載を訂正する場合の関係者への通知
- (4) 戸籍の謄抄本の交付並びに住民登録の謄抄本の交付及び閲覧
- (5) 住民異動及び転出証明の事務
- (6) 身分証明及び身上調査の事務
- (7) 外国人登録法に基づく各種申請書の受理
- (8) 人口動態調査の報告
- (9) 破産決定者名簿の管理
- (10) 犯罪人名簿の管理
- (11) 墓地の新設、変更申請
- (12) 埋火葬及び改葬の許可
- (13) 海士町斎場の管理
- (14) 国民年金に関する届出、申請及び報告
- (15) 遺族年金、障害者年金、弔慰金、遺族給付金、遺族一時金等に関する請求書の進達
- (16) 遺族年金証書の交付及び弔慰金裁定通知書の伝達
- (17) 国民健康保険被保険者資格の認定
- (18) 国民健康保険料納入通知書の発行
- (19) 国民健康保険の保険給付の決定
- (20) 国民健康保険資格得喪届け等の受理
- (21) 後期高齢者医療の届出及び申請
- (22) 後期高齢者医療の資格管理
- (23) 後期高齢者医療保険料納入通知書の発行
- (24) 土地及び家屋の異動通知及び納税関係の申告並びに届出等の受理
- (25) 課税客体の調査
- (26) 納税通知書の発行
- (27) 納税嘱託書の受理執行
- (28) 納税督促状の発行及び督促
- (29) 納税関係の諸証明
- (30) 納税奨励及び納税組合の育成強化事務
- (31) 町税の異動決定
- (32) 総合行政システムの管理
- (33) 住民基本台帳ネットワークシステムの管理
- (34) 公的個人認証サービスシステムの管理

- (35) 基本健康診査の実施
- (36) 所管に属する行政財産の管理及び運営

4 健康福祉課長の専決事項

- (1) 民生委員、児童委員に関する事務（選任に関することは除く。）
- (2) 生活保護の開始、廃止等の事務
- (3) 児童手当の受給資格、額の認定
- (4) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- (5) 保育所入所資格、額の認定
- (6) 保育料等の調定及び徴収
- (7) 放課後児童クラブの管理及び運営
- (8) 放課後児童の健全育成事務
- (9) 乳幼児及び母子・父子家庭の医療給付に関する事務
- (10) 母子・寡婦の貸付等に関する事務
- (11) 結婚、子育て支援祝金等の支給事務
- (12) 介護保険の業務に関する事務
- (13) 老人福祉計画の進行管理
- (14) 要介護認定、要支援認定に関する事務
- (15) 地域包括支援センター介護予防マネジメント事務
- (16) 高齢者福祉住宅の管理及び運営
- (17) 老人ホーム・ひまわり・ショートステイの入所決定等
- (18) 地域支援事業に関する事務事業
- (19) 身体障害者福祉法による交付事務
- (20) 障害者自立支援法による事務
- (21) 障害者相談支援センターの事務
- (22) 障がい者グループホームの管理及び運営
- (23) 保健指導に関する事務
- (24) 各種健診の実施
- (25) 結核及び伝染病予防、予防接種の実施
- (26) 母子・精神・歯科保健に関する事務
- (27) 介護予防に関する事務事業
- (28) 療育事業に関する事務事業
- (29) 児童相談の事務
- (30) 食育に関する事務
- (31) 栄養改善、指導の事務事業
- (32) 募金団体、日赤支社との連絡調整
- (33) 福祉団体との連絡調整及び指導
- (34) 戦傷病者、戦没者及び遺族等の援護
- (35) 保健福祉センターひまわりの管理及び運営
- (36) 温泉施設の維持管理
- (37) 行旅病人及行旅死亡人等に関する事務等
- (38) 災害救助対策の実施
- (39) 所管に属する行政財産の管理及び運営

5 交流促進課長の専決事項

- (1) 観光の振興に関する事務

- (2) 観光及び物産の紹介宣伝
- (3) 観光関係各種イベント等の実施
- (4) 観光関係団体等との連絡調整
- (5) 商工団体との連絡調整及び諸報告
- (6) 計量の取締り及び指導に関する事務
- (7) 所管に属する行政財産の管理及び運営

6 地産地商課長の専決事項

- (1) 農業委員会の庶務事務
- (2) 食料・農業・農村振興計画に関する事務
- (3) 農業振興に関する事務
- (4) 農地流動化の推進に関する事務
- (5) 農業担い手に関する事務
- (6) 農業関係団体等との連絡調整林業関係の事務
- (7) 農業土木事業の工事の設計及び施行事務
- (8) 農林行施設の維持管理事務
- (9) 病虫害防除の指導事務
- (10) 森林計画等の作成事務
- (11) 森林復興公社の特命事務
- (12) 地産地商の事務
- (13) 地場産品の開発に関する事務
- (14) キンニャモニャセンター集荷
- (15) キンニャモニャセンターの管理及び運営
- (16) 産業創出に関する事務事業
- (17) 第三セクター(株)ふるさと海土の特命事務
- (18) 所管に属する行政財産の管理及び運営

7 環境整備課長の専決事項

- (1) 町道、農道及び林道等の通行禁止、制限、解除
- (2) 町道、農道及び林道等の占用等の許可及び取り消し
- (3) 町道、農道及び林道等の管理
- (4) 町道、農道及び林道等工事の設計及び施行
- (5) 普通河川道路等の管理
- (6) 建築確認申請書の副申
- (7) 町営住宅、定住促進住宅及びリニューアル住宅等の管理
- (8) 町営住宅、定住促進住宅及びリニューアル住宅等の入居公募、資格審査、入居決定
- (9) 猫、ハチ等の駆除
- (10) 犬の登録申請その他諸届書の処理
- (11) 犬の鑑札の交付
- (12) 一般廃棄物処理施設の管理
- (13) ごみ収集計画の策定
- (14) 環境衛生及び汚物し尿の処理計画の策定
- (15) 海土町環境美化推進対策会議の事務局事務
- (16) 水道の水質検査に関する事務
- (17) 給水制限及び断水に関する事務
- (18) 水道給水申込書の受理及び給水、廃止工事の承認及び実施に関する事務

- (19) 水道料金の納入通知書の発行
- (20) 水道料金の徴収事務
- (21) 水道施設の維持管理
- (22) 下水道料金の納入通知書の発行
- (23) 下水道料金の徴収
- (24) 下水道施設の維持管理
- (25) 下水道排水設備等の計画の確認及び工事検査
- (26) 水産関係団体との連絡調整及び諸報告
- (27) 漁港、港湾等土木工事の設計及び施工
- (28) 漁港及び港湾施設の管理
- (29) 漁港及び港湾施設の利用及び占用の許可（占有期間が1年以上のものを除く。）
- (30) 所管に属する行政財産の管理及び運営

8 会計課長

- (1) 歳入調定通知書
- (2) 支出負担行為の確認
- (3) 支出命令の審査及び支出の決定
- (4) 過誤納金還付に係る支出
- (5) 歳入歳出外現金及び県税の収入、支出
- (6) 予算の流用、年度更正、科目更正、会計更正及び予備費の充用に係る通知
- (7) 資金前渡及び概算払の精算
- (8) 口座振替払及び隔地払い
- (9) 現金及び有価証券の出納保管小切手の振り出し
- (10) 支払通知書の発行
- (11) 基金の繰替運用
- (12) 会計課電算処理（日次処理・月次処理・他）
- (13) 財産台帳及び備品台帳の管理
- (14) 決算の調製
- (15) その他輕易な事件を処理すること。

9 診療所事務長

- (1) 国民健康保険直営診療所の事務
- (2) 国民健康保険直営診療所の管理及び運営
- (3) 所管に属する行政財産の管理及び運営

10 診療所長

- (1) 各保険に係る診療報酬請求
- (2) 医療関係の重要な文書の進達、申請、届出及び報告
- (3) 医薬品等の発注
- (4) 診療計画の策定及び計画変更
- (5) 緊急時等における診療日、診察時間等の変更

別表第3（第12条関係） 改正（平24訓令第3号）

	事案	合議の相手方	摘要
1	議会の議決、同意若しくは承認を要し、又は議会に報告することを要する事項	総務課長	財務に関するものにあつては、財政課長を加える。
2	条例、規則、規程、要綱等の制定、改廃又は令達	総務課長	財務に関するものにあつては、財政課長を加える。
3	告示及び通達に関する事項	総務課長	財務に関するものにあつては、財政課長を加える。
4	協定書、確約書及び覚書に関する事項	総務課長	財務に関するものにあつては、財政課長を加える。
5	貸付金、投資及び出資金に関する事項	財政課長	
6	債務負担及び権利の放棄	財政課長	
7	寄附の受納に関する事項	財政課長	
8	不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び賠償に関する事項	総務課長	財産権、財務に関するものにあつては、財政課長を加える。
9	各種審議会、委員会等の委員の嘱託	総務課長	
10	職員の任用	総務課長	
11	その他関係課に合議しなければならないと認められる事項	当該関係部署の課長	

○海士町福祉事務所長に対する事務委任規則

(平成19年3月30日海士町規則第11号)

改正 令和3年2月10日規則第2号

海士町福祉事務所に対する事務委任規則（平成18年海士町規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第9条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の5、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第8項、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第33条第2項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項並びに地方自治法第153条第2項の規定により、町長の権限に属する事務の一部を海士町福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に委任することを定めるものとする。

（生活保護法による委任事務）

第2条 生活保護法（以下この条において「法」という。）第19条第4項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第24条第1項から第5項に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。
- (2) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (3) 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。
- (4) 法第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示に関すること。
- (5) 法第27条の2に規定する相談及び助言に関すること。
- (6) 法第28条に規定する要保護者に関する立入調査及び検診の命令並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- (7) 法第30条から第37条までに規定する保護の方法に関すること。
- (8) 法第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。
- (9) 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給に関すること。
- (10) 法第55条の5に規定する進学準備給付金の支給に関すること。
- (11) 法第55条の6に規定する報告の徴収に関すること。
- (12) 法第55条の7第1項及び第2項に規定する被保護者就労支援事業に関すること。
- (13) 法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止又は廃止並びにこの処分に対する被保護者の弁明の機会の供与に関すること。
- (14) 法第63条に規定する被保護者の返還する金額の決定に関すること。
- (15) 法第76条に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (16) 法第77条に規定する扶養義務者からの費用の徴収に関すること。
- (17) 法第78条に規定する不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者からの費用の徴収に関すること。
- (18) 法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。
- (19) 法第81条に規定する後見人の選任の請求に関すること。

改正（令3規則第2号）

（児童福祉法による委任事務）

第3条 児童福祉法（以下この条において「法」という。）第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第10条に規定する児童及び妊産婦の相談等に関すること。
- (2) 法第21条の6に規定する障害福祉サービスの措置に関すること。
- (3) 法第22条に規定する助産の実施に関すること。
- (4) 法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（法第31条第5項の規定により母子保護の実施とみなされる同条第1項の規定による母子生活支援施設における保護を含む。）及び法第23条第1項ただし書の規定による適切な保護に関すること。
- (5) 法第25条の7第1項に規定する要保護児童等の措置に関すること。
- (6) 法第33条の4に規定する措置又は保育の解除に係る説明等に関すること。

（母子及び寡婦福祉法による委任事務）

第4条 母子及び寡婦福祉法（以下この条において「法」という。）第9条の規定により、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第17条に規定する居宅等における日常生活支援の措置に関すること。
- (2) 法第18条及び第33条第2項において準用する法第18条に規定する措置の解除に係る説明等に関すること。
- (3) 法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金の支給に関すること。
- (4) 法第33条第1項に規定する寡婦日常生活支援の措置に関すること。

（老人福祉法による委任事務）

第5条 老人福祉法（以下この条において「法」という。）第5条の5の規定により、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第10条の4に規定する居宅における介護等に関すること。
- (2) 法第11条第1項に規定する老人ホームへの入所等の措置に関すること。
- (3) 法第11条第2項に規定する被措置者の葬祭に関すること。
- (4) 法第13条に規定する老人福祉の増進のための事業の計画及び実施に関すること。
- (5) 法第27条に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (6) 法第28条に規定する費用の徴収に関すること。
- (7) 法第36条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- (8) 老人福祉法施行規則第6条に規定する措置の変更、停止又は廃止に係る届出の受付に関すること。

（身体障害者福祉法による委任事務）

第6条 身体障害者福祉法（以下この条において「法」という。）第9条第8項の規定により、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第9条第4項、第6号及び第7号に規定する援護の実施に関すること。
- (2) 法第16条第4項に規定する知事への通知に関すること。
- (3) 法第17条の2第1項に規定する診査及び更生相談等に関すること。
- (4) 法第18条に規定する障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
- (5) 法第18条の3に規定する措置の解除に係る説明等に関すること。
- (6) 法第23条に規定する売店に関する協議、調査及び連絡に関すること。
- (7) 法第38条第1項に規定する費用の徴収に関すること。

（児童扶養手当法による委任事務）

第7条 児童扶養手当法（以下この条において「法」という。）第33条第2項の規定によ

り、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第4条の規定による児童扶養手当の支給に関すること。
- (2) 法第6条の規定による児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること。
- (3) 法第12条第2項の規定による児童扶養手当の返還命令に関すること。
- (4) 法第23条の規定による不正利得の徴収に関すること。
- (5) 法第28条の規定による届出の受理に関すること。
- (6) 法第28条の2の規定による相談及び情報提供等に関すること。
- (7) 法第29条の規定による調査に関すること。
- (8) 法第30条の規定による資料の提供等に関すること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による委任事務)

第8条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条において「法」という。）

第38条第2項の規定により、次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。
- (2) 法第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定に関すること。
- (3) 法第22条第2項の規定による障害児福祉手当の返還に関すること。
- (4) 法第24条第1項の規定による不正利得の徴収に関すること。
- (5) 法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に関すること。
- (6) 法第26条の5において準用する法律第19条に規定する受給資格の認定、法第22条第2項に規定する返還命令及び法第24条第1項に規定する不正利得の徴収に関すること。
- (7) 法第35条の規定による届出の受理に関すること。
- (8) 法第36条の規定による調査に関すること。
- (9) 法第37条の規定による資料の提供等に関すること。

(地方自治法による委任事務)

第9条 地方自治法第153条第2項の規定により、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。）に関する次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第9条第4項、第5項及び第6項に規定する援護の実施に関すること。
- (2) 法第15条の4に規定する障害福祉サービスの措置に関すること。
- (3) 法第16条に規定する障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
- (4) 法第17条に規定する措置の解除に係る説明等に関すること。
- (5) 法第27条に規定する費用の徴収に関すること。

第10条 地方自治法第153条第2項の規定により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に関する次の事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第8条に規定する不正利得の徴収に関すること。
- (2) 法第9条の規定による調査に関すること。
- (3) 法第10条の規定による自立支援給付対象サービス等の調査に関すること。
- (4) 法第12条の規定による資料の提供等に関すること。
- (5) 法第20条に規定する障害程度区分の認定等の調査に関すること。
- (6) 法第21条第1項に規定する障害程度区分の認定に関すること。
- (7) 法第22条に規定する介護給付費等の支給決定等に関すること。
- (8) 法第24条第2項に規定する支給決定の変更に関すること。
- (9) 法第25条に規定する支給決定の取消しに関すること。
- (10) 法第30条第1項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給に関すること。
- (11) 法第31条に規定する介護給付費等の額の特例の決定に関すること。

- (12) 法第32条に規定するサービス利用計画策定費の支給に関する事。
- (13) 法第33条第1項に規定する高額障害福祉サービス費の支給に関する事。
- (14) 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給に関する事。
- (15) 法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給に関する事。
- (16) 法第48条の規定による指定障害福祉サービス事業者であった者等の調査に関する事。
- (17) 法第49条第7項に規定する都道府県知事への通知に関する事。
- (18) 法第54条に規定する自立支援医療費の支給認定等に関する事。
- (19) 法第56条第2項に規定する支給認定の変更等に関する事。
- (20) 法第57条第1項に規定する支給認定の取消し等に関する事。
- (21) 法第67条第5項に規定する都道府県知事への通知に関する事。
- (22) 法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療費の支給に関する事。
- (23) 法第76条に規定する補装具費の支給に関する事。

(特例)

第11条 第2条から前条までに規定するもののうち、特に重要な事項又は異例に属すると認められるものは、町長の承認を受けなければならない。

2 所長は処理内容について、定期的に町長へ報告するものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月10日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

○町長の権限の一部を海士町教育委員会教育長に委任する規則

(平成7年3月20日海士町規則第1号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、町長の権限のうち教育に関する次に掲げるものを海士町教育委員会教育長に委任する。

- (1) 交際費を支出すること。
- (2) 保険契約、委託契約及び受託契約をすること。
- (3) 補助金、助成金、交付金、貸付金等の交付、取消し、返還命令等をすること。
- (4) 1件500万円以下の工事(町長の指定するものを除く。)をすること。
- (5) 1件300万円未満の物品を購入し、及び労務の提供を受けること。
- (6) 1件200万円未満の物件の売買(物品の購入を除く。)及び交換に関すること。
- (7) 物件を借り受けること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支出負担行為及び命令をすること。
- (9) 現金、有価証券及び物件の寄附(負担付のものを除く。)を受けること。
- (10) 生産品及び不要品の売却及び廃棄をすること。
- (11) 収入を調定し、及び収入命令を発すること。
- (12) 歳出予算の流用をすること。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

○海士町農業委員会に対する事務委任規則

(平成19年 1 月31日海士町規則第 1 号)

(目的)

町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務を海士町農業委員会に委任する。

第1条 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可に関する事。

第2条 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による島根県農業会議の意見の聴取に関する事。

第3条 法第4条第4項の規定による条件の付加に関する事。

第4条 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可に関する事。

第5条 法第5条第3項において準用する法第3条第3項の規定による条件の付加に関する事。

第6条 法第82条第1項の規定による立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転に関する事（第1条若しくは第4条に規定する許可又は第10条に規定する許可の取消し等に係るものに限る。）。

第7条 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び公示に関する事（第6条に規定する立入調査等に係るものに限る。）。

第8条 法第82条第5項の規定による損失の補償に関する事（第6条に規定する立入調査等に係るものに限る。）。

第9条 法第83条の規定による島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取に関する事（第1条から第8条まで及び第10条に掲げる事務に係るものに限る。）。

第10条 法第83条の2の規定による許可の取消し、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは必要な措置を執る事の命令に関する事（法第4条第1項又は第5条第1項の規定の違反に係るもの及び第1条又は第4条に規定する許可に係るものに限る。）。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第3節 処務

○海士町役場庁内管理規則

(昭和41年3月31日海士町規則第5号)

改正 平成8年6月24日規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 秩序の維持（第4条―第6条）
- 第3章 施設等の保安全管理（第7条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、役場庁舎及び役場構内における秩序の維持及び施設等の保安全管理に万全を期することにより、公務の正常な運営を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則で、「庁内管理」とは、前条の目的を達成するために行う警備管理をいう。

2 この規則で、「町役場庁舎」とは、海士町大字海士1,490番地に所在する役場（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の事務所をいう。以下同じ。）をいい、「役場構内」とは、役場の敷地として現に使用している区域をいう。

改正（平8規則第3号）

（庁内管理の所掌）

第3条 庁内管理事務は、総務課において所掌する。

改正（平8規則第3号）

第2章 秩序の維持

（禁止行為）

第4条 何人も役場庁舎及び役場構内（以下「庁舎等」という。）においては、特別の要求を達成する手段として行う集団示威行為、公務の執行を妨げ、若しくは妨げるおそれのある行為又は庁舎等の本来の運用を阻害し、若しくは阻害するおそれがある行為をしてはならない。

（許可を必要とする行為）

第5条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する商行為
- (2) 職員等に対する寄附の募集及び保険の勧誘
- (3) 宣伝その他これに類する行為
- (4) 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置
- (5) 集合等のため、多数集合して構内を使用すること。
- (6) 仮設工作物の設置その他庁舎等を一時的か特別に使用する行為

(庁舎等に入ることの制限又は禁止)

第6条 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、庁舎に入ることを制限し、若しくは禁止し、又は必要に応じて退去を命ずることがある。

- (1) 旗、のぼり、宣伝板等を庁舎に持込む者
- (2) 正当な理由なくして、凶器又は人の身体若しくは庁舎等に危害を及ぼすおそれがある物品を所持する者
- (3) 粗野若しくは乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼし、又は庁舎等の施設若しくは設備を破損するおそれがある者
- (4) 面会を強要する者
- (5) 退庁時刻を過ぎて、なお庁舎等に長居している者
- (6) この規則若しくはこの規則に基づく命令又は関係職員の指示に従わない者

2 緊急の必要がある場合には、総務課長は専決により前項の命令をすることができる。

第3章 施設等の保全管理

(退庁時の戸締)

第7条 職員は、退庁の際その課の関係の書庫及び関係のある室の場合は、出入口を完全に閉鎖しなければならない。

(盗難の届出)

第8条 各課において盗難があったときは、当該各課の長は直ちにその品名、数量、保管状況等を記載した書面をもって町長に届け出なければならない。

(火気管理責任者)

第9条 火災予防に万全を期するため、各室に火気管理責任者及び補助員各1人を置く。

2 火気管理責任者及び補助員は、町長がこれを命ずる。 改正(平8規則第3号)

(火気の使用)

第10条 火気使用については、総務課長の承認を受けなければならない。

(火気の点検)

第11条 火気管理責任者及び補助員は、退庁の際火気の有無について検査しなければならない。

2 火気管理責任者は、火気管理上必要がある事項は、当直者に引き継がなければならない。 改正(平8規則第3号)

(非常警戒)

第12条 庁舎又はその付近に火災が発生したときは、職員は上司の指揮を受け、次の各号に掲げる処置をするとともに、非常警備に服さなければならない。

- (1) 出入口の扉を開くこと。
- (2) 夜間にあつては、屋内、屋外に点灯すること。
- (3) すべての窓を閉鎖すること。
- (4) 金庫その他重要物件を警戒すること。
- (5) 非常持出書類の搬出又は保管をすること。

第13条 職員は、退庁後又は休日、土曜日若しくは日曜日に庁舎又は付近に火災が発生したことを知ったときは、速やかに登庁し、非常警備に服さなければならない。

改正(平8規則第3号)

第4章 雑則

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 24 日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

○海士町町有自動車管理規則

(昭和45年10月1日海士町規則第7号)

改正 平成8年6月24日規則第3号 平成10年1月30日規則第10号
平成14年8月1日規則第15号 平成19年3月30日規則第9号
平成24年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 町が所有する自動車の管理及び使用については、海士町財務規則（昭和41年海士町規則第5号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 海士町課設置条例（平成22年海士町条例第19号）第1条に定める課及び海士町議会事務局設置条例（昭和41年海士町条例第15号）に定める事務局をいう。
- (2) 町有自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する原動機付自転車並びに他の法令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機付の車両で町が所有するものをいう。
- (3) 庁用車 町有自動車のうち、町長の指定した自動車をいう。
- (4) 公用車 庁用車以外の町有自動車をいう。
- (5) 応急車 消防ポンプ自動車及び救急車をいう。 改正（平24規則第1号）

(町有自動車の管理)

第3条 庁用車は、副町長が管理する。ただし、副町長は他の職員に管理を委任することができる。 改正（平19規則第9号）

2 公用車は当該公用車の属する課長、往診車は診療所長、消防ポンプ自動車は所属の課長がそれぞれ管理する。 改正（平14規則第15号）

(町有自動車原簿)

第4条 前条各項に定めた自動車管理者は、自動車原簿（様式第1号）を作成し、副町長に提出しなければならない。 改正（平19規則第9号）

(登録事項の通知)

第5条 車両管理者は、次の事項が生じたときは別に定める様式により速やかに副町長に通知しなければならない。

- (1) 自動車の変更登録の申請をしたとき。
- (2) 自動車の抹消登録の申請をしたとき。
- (3) 原動機付自転車の使用を廃止したとき。
- (4) 町有自動車の保管転換を受けたとき。 改正（平19規則第9号）

(鍵の保管)

第6条 庁用車の鍵は、副町長が保管する。ただし、副町長は他職員を指定して保管をさせることができる。 改正（平19規則第9号）

2 庁用車以外の町有自動車の鍵は、当該車両の管理者又は管理者の指定した職員が保管するものとする。

3 消防ポンプ自動車の鍵の保管については、別に定める。 改正（平14規則第15号）

(庁用車の使用手続及び使用)

第7条 庁用車を使用しようとする者は、使用ごとに自動車運転記録兼使用簿（様式第2号）に記入し、副町長に提出してその承認を受けなければならない。

改正（平19規則第9号）

2 勤務時間外又は緊急用務により庁用車を使用することが生じた場合は、当該課長の承認を受け、翌日速やかに副町長に報告しなければならない。

改正（平19規則第9号）

(公用車の使用手続及び使用)

第8条 公用車を運転しようとする者は、あらかじめ運行計画その他所要事項を公用車使用簿（様式第3号）に記入して、当該公用車を管理する者に報告しなければならない。

2 前項の規定により公用車の使用の承認を受けた後、変更を生じたときは、直ちに変更事項を朱書して、車両管理者の承認を受けなければならない。

(公用車の専用)

第9条 当該車両を管理する課長又は所長は、農業改良普及員、林業改良指導員、養蚕普及員及び医師等で常時現場に勤務する職員に対しては、公用車の専用を許可することができる。

2 公用車の専用の許可を受けた者は、当該公用車を他の者に使用させてはならない。

(車両管理者の遵守事項)

第10条 車両管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 町有自動車を効率的に運用すること。
- (2) 勤務時間外における使用又は勤務時間外にわたる使用は極力さけること。
- (3) 町有自動車は、常に良好な状態で使用できるよう整備しておくこと。
- (4) 運転者に交通関係法規を遵守させ、安全運転を行うよう監督すること。
- (5) 運転者の健康状態に留意し疾病、疲労等により安全運転が行われ難いと認められるときは、運転に従事させてはならない。

(運転者の遵守事項)

第11条 町有自動車の運転者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の運転する町有自動車を周到な注意をもって取扱い、当該自動車をき損し、又は亡失しないようにすること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の交通関係法規を厳守し、安全かつ確実な運行を行うよう努力し、特に酒気を帯びて運転しないこと。
- (3) 自己の運転する町有自動車の性能、構造及び特徴を熟知し、ハンドル、ブレーキその他の装置の整備を運転前に確認すること。
- (4) 自動車の運転を終わったときは、速やかに当該自動車を点検し、必要な整備を行い、指定した場所に置くこと。この場合において運転者において整備ができない故障を発見したときは、直ちに管理者に報告すること。

(事故等の報告)

第12条 運転者は、自己の運転する自動車を運転中にき損し、若しくは亡失し、又は事故を生じたときは、速やかにその状況を使用した当該課長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた課長は、速やかに町長及び副町長に報告しなければならない。

改正（平19規則第9号）

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、車両の管理については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 24 日規則第 3 号）から
附 則（平成 14 年 8 月 1 日規則第 15 号）まで 略
附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 9 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 24 年 4 月 1 日規則第 1 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係） 省略

様式第2号（第7条関係） 改正（平19規則第9号）

[illegible]

様式第3号（第8条関係）

公 用 車 使 用 簿

[illegible]

第4節 文書・公印

○海士町公文書管理規則

(平成14年3月28日海士町規則第3号)

改正 平成24年4月1日規則第1号

(目的等)

第1条 この規則は、町長が保有する公文書の管理に関して必要な事項を定めることにより、公文書の適正な管理を図ることを目的とする。

2 公文書の管理に関しこの規則に規定する事項について、他の法令等に特別の定めがある場合には、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書 主務課の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該主務課の職員が組織的に用いるものとして、当該主務課が保有しているものをいう。

(2) 主務課 海士町行政組織規則（平成22年海士町規則第4号）第10条により置かれる課及び第12条により置かれる事務局をいう。

改正（平24規則第1号）

(公文書の管理体制)

第3条 主務課の長（以下「主務課長」という。）は、当該主務課における公文書の管理が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

2 主務課長を補佐するため、主務課に文書取扱主任を置く。

3 総務課長は、主務課における公文書の管理に関して実態を調査し、指導助言を行うことができる。

(公文書の作成及び保存)

第4条 主務課の事務処理に当たっては、処理内容等を的確かつ簡潔に記録した公文書を作成するとともに、当該公文書を必要な期間保存しなければならない。

(ファイル管理表)

第5条 主務課長は、公文書の適正な管理を図るため、ファイル管理表（公文書の分類に関する事項、ファイルの廃棄予定年等公文書を管理するための事項を記載した帳票をいう。）を毎年度作成するものとする。

(ファイルの作成等)

第6条 公文書の保存及び廃棄については、原則として、ファイル単位で行うものとする。

2 前項のファイルとは、相互に密接な関連を有し、保存期間を同じくする公文書の集合物をいう。

3 ファイルは、原則として、会計年度ごとに作成するものとする。

(保存期間)

第7条 公文書の保存期間は、法令等に特別の定めがある場合を除き、永年、30年、10年、5年、3年、1年又は1年未満とする。

2 主務課長は、公文書について、別表の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、同表の右欄に定める保存期間を基準として、保存期間を設定するものとする。

（保存期間の延長）

第8条 現に訴訟、不服申立て、監査、検査等の対象となっている公文書については、保存期間が満了する日後においても、必要な期間保存期間を延長するものとする。

2 主務課長は、事務の処理上ファイル又はファイルの中にある特定の公文書の保存期間を延長する必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該ファイル又は公文書の保存期間を延長することができる。

（主務課長による公文書等の保存）

第9条 主務課長は、保存するファイル又は公文書について、事務所内の一定の場所に収納し、適正な管理を行わなければならない。

（引継ぎ又は置換えによるファイルの管理）

第10条 主務課長は、ファイルを前条の規定により管理するほか、別に定めるところにより、主務課にあっては総務課長に引き継いで管理するものとする。

2 総務課長は、ファイルの引継ぎを受けたときは、当該ファイルを所定の保存期間中書庫その他適当な場所において保存しなければならない。

（常用文書）

第11条 次の各号に掲げる公文書については、第7条の規定にかかわらず、保存期間を定めず常時使用する公文書（以下「常用文書」という。）として必要な期間中主務課において使用することができる。

(1) 条例、規則等の解釈及び運用等に関するもの

(2) 台帳として使用するもの

(3) データベース等の電磁的記録

(4) 複数年度にわたり継続している事業に関する公文書で当該事業継続中主務課において使用する必要があるもの

(5) 前各号に掲げるものに類する公文書

2 主務課長は、常用文書を使用しなくなったときは、第7条の規定に基づきその保存期間を決定しなければならない。

（公文書の廃棄）

第12条 総務課長及び主務課長は、保存期間（第8条の規定により保存期間を延長した場合は、当該延長後の保存期間）が経過したファイル又は公文書を焼却、裁断、溶解等の方法により廃棄するものとする。

2 主務課長は、保存期間内であっても明らかに保存の必要がなくなったファイル又は公文書については、これを廃棄することができる。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に保存期間が設定されている公文書については、当該公文書の保存期間の設定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に常用ファイル又は継続ファイルを構成している公文書にあっては、第11条に規定する常用文書とみなす。

附 則（平成24年4月1日規則第1号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

公 文 書 の 区 分	保存期間
1 町制の沿革に関するもの 2 町議会議案その他町議会に関するもので重要なもの 3 職員の進退及び懲戒に関するもの 4 各種委員会、審査会等の委員の任免に関するもの 5 儀式、褒賞、表彰に関する重要なもの 6 町で発行する重要な刊行物、郷土史誌の資料となるもの	永年
1 町行政の重要施策及び運営の基本方針の決定に関するもの 2 条例、規則等の制定、改廃に関するもの 3 訴訟、土地収用裁決及び行政代執行に関するもので重要なもの 4 予算、決算、又は財務に関する特に重要なもの 5 公有財産の取得、管理及び処分に関するもので重要なもの 6 許可、認可、指令又は契約、規約等で特に重要なもの 7 原簿、台帳等の簿冊で特に重要なもの 8 年金及び恩給等に関するもの 9 特に重要な工事施工関係書類 10 特に重要な協定等関係書類 11 その他10年を超えて保存する必要があると認められるもの	30年
1 事業計画の策定等又は主務課の事務事業の基本に関するもので重要なもの 2 要綱、要領等の制定及びその解釈方針等に関するもの 3 訴訟、土地収用裁決及び行政代執行に関するもの 4 審査請求、異議申立てその他の争訟（訴訟を除く。）に関するもので重要なもの 5 重要な統計書類 6 褒賞に関するもの 7 公有財産の取得、管理及び処分に関するもの 8 その効果が5年を超え、10年以下在続する許認可等の行政処分に関するもの 9 その他5年を超えて、10年以下の期間保存する必要があると認められるもの	10年
1 事業計画の策定等又は主務課の事務事業の基本に関するもの 2 予算及び決算に関するもので重要なもの 3 主務課が所管する事務の執行に関するもののうち重要なもの 4 審査請求、異議申立てその他の争訟（訴訟を除く。）に関するもの 5 答申、建議等に関するもの 6 その効果が3年を超え、5年以下在続する許認可等の行政処分に関するもの	5年

7 その他3年を超えて、5年以下の期間保存する必要があると認められるもの	
1 予算及び決算に関するもの 2 その効果が1年を超え、3年以下在続する許認可等の行政処分の決定に関するもの 3 供覧文書のうち重要なもの 4 決裁、供覧の手続を経ないもののうち重要なもの 5 その他1年を超えて、3年以下の期間保存する必要があると認められるもの	3年
1 主務課が所管する事務の執行に関するもののうち軽度又は定型的なもの 2 陳情、請願等に関するもの 3 供覧文書 4 決裁、供覧の手続を経ないもの 5 その他1年の期間保存する必要があると認められるもの	1年
1 随時発生し、短期に廃棄するもの 2 1年以上の保存を要しないもの	1年未満

○海士町公文書管理規程

(平成14年3月28日海士町訓令第1号)

改正	平成14年8月1日訓令第5号	平成16年3月31日訓令第1号
	平成17年3月31日訓令第4号	平成19年3月30日訓令第2号
	平成22年7月1日訓令第2号	平成25年3月25日訓令第1号
	平成28年3月28日訓令第3号	平成30年9月28日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、海士町公文書管理規則（平成14年海士町規則第3号。以下「管理規則」という。）第13条の規定に基づき公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、管理規則の定めるところによるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 海士町行政組織規則（平成10年海士町規則第7号。以下「組織規則」という。）第3条第2号に規定する本庁をいう。
- (2) 起案 町意思を決定するための案文を作成することをいう。
- (3) 供覧 意思決定を伴わず、関係者に対し単に情報を提供することを目的にして文書を回覧することをいう。
- (4) 決裁 海士町役場決裁規程（昭和41年海士町訓令第4号。以下「決裁規程」という。）第2条第1号に規定する決裁をいう。
- (5) 専決 決裁規程第2条第2号に規定する専決をいう。
- (6) 施行 意思決定された内容を外部に表示し、その効力を発生させる手続をいう。

(文書主管課)

第3条 文書の收受、発送、集合、配布及び保存は、管理規則及びこの規程に特別の定めあるものを除くほか、総務課で行うものとする。

2 文書の集合及び配布は、総務課が行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特に重要と認められる文書
- (2) 秘密を要する文書
- (3) 緊急と認められる文書
- (4) 大量の印刷物
- (5) 前各号に定めるもののほか、集合及び配布の困難又は不適當なもの

3 前項の集合及び配布は、午前10時及び午後3時とする。

(文書取扱主任)

第4条 管理規則第3条第2項に規定する文書取扱主任は、庶務担当の係長とする。

(文書取扱主任の職務等)

第5条 文書取扱主任は、上司の指揮を受け、次の事務に従事するものとする。

- (1) 文書の審査に関すること。
- (2) 文書の施行に関すること。
- (3) 公文書の整理、保存、引継ぎ又は置換え及び廃棄に関すること。
- (4) その他文書の管理に関すること。

(文書の種類)

第6条 文書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般文書 往復文書、内部文書その他の文書で、法規文書、令達文書及び公示文書以外のもの
- (2) 法規文書
 - ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定により制定するもの
 - イ 規則 地方自治法第15条の規定により制定するもの
- (3) 令達文書
 - ア 訓令（甲） 所属機関又は所属職員の全部又は一部に命令し、公表するもの
 - イ 訓令（乙） 所属機関又は所属職員の全部又は一部に命令し、公表しないもの
 - ウ 内訓 訓令中秘密事項を内示するもの
 - エ 指令 命令、許可等の行政処分を表示するもの
- (4) 公示文書 一定の事項を公示するもの
 - ア 告示 法令に定めがあることその他の事由により告示の形式を採るもの
 - イ 公告 告示以外のもの

(文書の記号及び番号)

第7条 文書には、辞令、賞状、書簡その他の文書で記号及び番号を付けることが適当でないものを除き、次に掲げるところにより記号及び番号を付けなければならない。ただし、第3号に該当する文書のうち軽易なものについては番号を省略し、「号外」として処理することができる。

- (1) 条例、規則、訓令（甲）及び告示 記号はそれぞれ「海士町条例」、「海士町規則」、「海士町訓令」及び「海士町告示」とし、番号はそれぞれの区分に従い、制定順に法規等番号簿（様式第1号）により付けること。
 - (2) 訓令（乙）、内訓及び指令 記号は別表に掲げる記号の前にそれぞれ「訓令」、「内訓」及び「指令」の字を付けるものとし、番号はそれぞれの区分に従い、前号に準じて付けること。
 - (3) 前2号以外の文書 記号は別表に掲げる記号とし、番号は受付文書処理簿（様式第2号）、発送文書処理簿（様式第3号）により付けること。
なお、取扱注意文書（法令等の規定により非公開とされる情報が記録されている公文書のうち、個人のプライバシーに関するもの等特に厳重な取扱いを要すると認められる公文書をいう。以下同じ。）にあっては、更に記号の前に「秘」の字を付けること。
- 2 前項の規定により付ける番号は、法規等番号簿にあっては暦年により、その他にあっては会計年度によりそれぞれ更新するものとし、事件が完結するまでは同一の番号を使用するものとする。
- 3 年度を超えてなお継続する事件に係る文書については、当該番号を付した日の属する年度を表す数字を記号の前に付けるものとする。

(文書の書式)

第8条 第5条に規定する文書の書式は、海士町文書書式規程（平成9年海士町訓令第2号）による。

(総務課における收受)

第9条 総務課長は、文書等が本庁に到達したときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 書留、配達証明、内容証明及び特別送達による文書 特殊郵便物交付簿（様式第4号）に所定事項を記入し、名あて人に交付すること。
- (2) 前号に掲げる文書以外のもの 各主務課ごとに仕分して、それぞれの文書左上余白欄に町受付印（様式第5号）、その上中央余白欄に決裁合議印（様式第6号）を押印し、受付文書処理簿により番号を付して主務課に配布すること。ただし、軽易なものについては受付印を押印を省略することができる。
- (3) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく届け書及び申請書については前号の押印を封筒の表面の余白にしなければならない。
- (4) 訴訟、不服申立て、審査請求、異議申立て、請願等收受の日時が権利の取得、変更又は喪失に関係ある文書には、第2号の規定による手続のほか、余白に收受の時間を記入し、取扱者の認印を押印し、かつ、封筒を添付すること。
- (5) 小包及び小荷物を收受したときは、小包等配布簿（様式第7号）に記載するものとする。

2 親展文書、秘の表示のある文書及び電報（以下「親展文書等」という。）は、開封しないで特殊郵便物交付簿、電報配布簿（様式第8号）に所定事項を記入し、名あて人に交付すること。

3 数課に関係ある文書等は、関係の最も深いと認められる課に配布するものとする。
（執務時間外に到達した文書等の取扱い）

第10条 執務時間外に文書等が到達したときは、宿日直員は、当該文書等を到達日ごとに区分して宿直室に設置した保管箱で保管し、勤務を終わったときは、総務課又は次番の宿日直員に引き継がなければならない。この場合において、書留、配達証明、内容証明及び特別送達による文書については、宿日直員は特殊郵便物交付簿に記載するものとする。

（主務課における收受）

第11条 文書取扱主任は、総務課長から文書等の配布を受けたときは、担当者に交付すること。

2 数課に関係のある重要な文書等は、その写しを作成し関係課に配布するものとする。

3 所管に属しないと認められる文書等は、付せん等にその理由を記載し、直ちに総務課に回付するものとする。

（電子メール等の利用による收受）

第12条 電子メール又はファクシミリにより受信したもので、收受手続を要すると主務課長が認める場合には、速やかに用紙に出力し、前条の規定により処理するものとする。

（電話又は口答により聴取したものの記録）

第13条 電話又は口頭で聴取した事項のうち重要なものについては電話（口頭）録取票（様式第9号）により、発信者、受信者、受信日時及び受信した内容を記録しなければならない。

（起案の方法）

第14条 起案は、起案用紙（様式第10号）を用いなければならない。

2 起案を行う者（以下「起案者」という。）は、文書の作成に用いる文の用語、用字、文体等については、平易な言葉で簡潔に記述しなければならない。

3 起案者は、起案用紙に起案年月日、起案者名、標題等を起案用紙の所定欄に記入し、処理案、起案の理由、関係法規その他参考となる事項を記載し、かつ、必要に応じて関係書類を添付するものとする。

4 起案者は、回議又は合議に急を要するものについては、起案用紙に㊦と朱書きするものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、定例又は軽易な事項を起案する場合には起案用紙を用いず、收受した文書の余白を利用する等適当な方法によることができる。

6 条例、規則、規程に基づく諸証明は、証明原簿（様式第11号）により証明事項を記載し処理する。

（文書の発信者名）

第15条 施行する文書の発信者名は、別に定めがある場合を除き、町長名を用いなければならない。ただし、文書の性質及び内容により課長名を用いることができる。

2 町長名以外のものを発信者名として用いる文書には、原則として職名のみを記載し、氏名の記載を省略するものとする。

（起案によらない公文書）

第16条 起案によらないで作成した公文書の作成者は、当該公文書の作成年月日、作成者の所属、協議者の所属等必要な事項を見やすい箇所に記入するものとする。

（回議）

第17条 起案者は、起案文書を起案者の直属の上司から決裁規程の定めるところにより決裁することができる者まで順次回議しなければならない。

（合議）

第18条 起案の内容が他の課に関係のある場合には、当該起案文書を関係課に合議しなければならない。

2 前項の場合においては、主務課長の決裁を経てから関係課に合議するものとする。

3 合議を受けた課において、合議事項に異議があるときは、主務課に協議して調整するものとする。

（法規審査）

第19条 次の各号に掲げる起案文書は、法規審査を受けなければならない。

(1) 条例及び規則の制定又は改廃に係るもの

(2) 訓令（甲）、告示及び公告に係るもの

(3) 訴訟、不服申立てに係るもので重要なもの

(4) 契約、協定、覚書等に係るもので重要なもの

(5) 前各号に掲げるもののほか法規に関する重要なもの

2 前項に規定する法規審査は、起案文書を総務課長に合議することにより受けるものとする。この場合において、法規審査のための合議とは別に前条の規定による合議を要するときは、総務課長への合議に先立って総務課以外への合議をするものとする。

3 前2項の規定による法規審査を受けたことにより決裁を完了した文書を訂正する必要が生じた場合は、起案者は、訂正後の文書について改めて決裁を受けなければならない。

（起案文書の記載事項の訂正）

第20条 起案文書の記載事項の訂正は朱書きで行い、訂正者は訂正箇所に押印するものとする。

（廃案等の場合の措置）

第21条 起案者は、回議又は合議中の起案を廃案とし、又はその内容に重要な変更を加えたときは、回議した者及び合議をした課にその旨を通知しなければならない。

（決裁年月日の記入等）

第22条 決裁文書には、主務課において決裁年月日を記入しなければならない。

(決裁文書の記号及び番号)

第23条 決裁文書には、第7条の例により記号及び番号を記入しておくものとする。

(取扱注意文書等の回議等)

第24条 取扱注意文書又は緊急の処理を要するものを回議、合議又は供覧する場合には、当該文書を持ち回って行わなければならない。

(供覧)

第25条 供覧は、收受文書のうち当該文書に基づく起案を要しない文書について、その余白に「供覧」と朱書きして行うものとする。

(文書の浄書及び校合)

第26条 文書取扱主任は、決裁文書で施行を要するものについて審査を行うものとする。

2 前項に定める審査が終了した後、担当者は直ちに浄書するものとする。

3 浄書した文書(次条において「浄書文書」という。)は、決裁文書と校合し、浄書者及び校合者は決裁文書の所定欄に押印しなければならない。

(公印の押印)

第27条 浄書文書には、海士町公印規程(平成8年海士町訓令第2号)の定めるところにより公印を押し、重要なものについては更に決裁文書と割印しなければならない。ただし、次に掲げる文書については、特にその必要があるものを除き、公印の押印を省略することができる。

(1) 祝辞、弔辞その他これらに類する文書

(2) 案内状、礼状、あいさつ状等の書簡

(3) 前2号に掲げるもののほか軽易な文書

2 公印は、刷り込むことができない。ただし、公印を押印することが著しく事務に支障を来すと認められるものに限り、町長の承認を得て刷り込むことができる。

(文書の施行)

第28条 文書を施行しようとするときは、別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 郵送により施行する文書 当該文書を総務課に回付し、総務課において発送する。

(2) 電子郵便、電報により施行する文書 主務課において必要事項を記入したレタックス(電報)発信票(様式第12号)により発送又は発信する。ただし、電子郵便については、レタックス用紙の余白を利用して処理することができる。

(3) 手渡し、電話又は口頭で施行する文書 主務課において直接相手方に渡し、又は伝達する。

(通信回線の利用による施行)

第29条 前条の規定にかかわらず、総務課長が別に定める文書については、電子メール、海士町ホームページ(以下「電子メール等」という。)又はファクシミリを使用して施行することができる。この場合は、公印の押印を省略することができるもので、相手方が電子メール等又はファクシミリによる施行を了解しているものとする。

2 電子メール等又はファクシミリにより施行する場合においては、次の各号に掲げる処理は、それぞれ当該各号に定める処理とみなす。

(1) 決裁文書のうち施行を要する部分の事項を電子メール等の送信画面に入力すること又はファクシミリによる送信のための原稿(次号において「送信原稿」という。)を作成すること 浄書

(2) 電子メール等の送信画面に入力した事項又は送信原稿と決裁文書との突合わせ 校合

(3) 電子メール等又はファクシミリの利用による送信 施行
(処理状況の記録)

第30条 文書を施行した場合には、主務課において決裁文書の所定欄に施行及び発送した年月日並びに施行方法を記入し、更に署名又は押印するものとする。

2 前項の場合において、当該決裁文書が受付文書処理簿、発送文書処理簿により処理されている場合には、当該文書処理簿等に所定事項を記入しておかなければならない。

(公文書の分類名等の設定)

第31条 主務課長は、毎年度当初に、次に掲げる公文書について大分類名、中分類名、小分類名及び簿冊名称並びに第1号に掲げる公文書についてはファイルの保存期間（以下「分類名等」という。）を設定しなければならない。

(1) 当該年度に発生することが見込まれる事業及び事務に関する公文書

(2) 管理規則第11条第1項に規定する常用文書

2 設定する大分類名、中分類名、小分類名及び簿冊名称は、必要な公文書が迅速に検索できる名称にしなければならない。

3 総務課長は、毎年度当初に、主務課に共通して発生する事務（次項において「共通事務」という。）に関するファイルの分類表（次項において「共通事務ファイル分類表」という。）を作成し、主務課に送付するものとする。

4 総務課長は、前項の共通事務ファイル分類表の作成に当たっては、共通事務を統括する課と協議のうえ、決定するものとする。

5 主務課長は、次年度当初に、第1項の規定により設定した分類名等について、実際に発生した公文書を整理したうえで、確定しなければならない。

(ファイル管理表の作成)

第32条 管理規則第5条に規定するファイル管理表（様式第13号）は、分類名等を前条第1項の規定により設定したとき及び同条第5項の規定により確定したときに作成しなければならない。

2 主務課長は、ファイル管理表を作成したときは、当該ファイル管理表を総務課長に送付しなければならない。

3 総務課長は、前項の規定によるファイル管理表の送付があった場合には、当該ファイル管理表を公文書の検索に必要な資料として情報公開担当係に配布するものとする。

(ファイルの作成及び保存)

第33条 管理規則第6条に規定するファイルの作成は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) ファイルは、ファイル管理表に従って作成すること。

(2) ファイルの表紙及び背表紙（様式第14号）には、ファイル名、ファイルの作成年度、所属名その他必要な事項を記入すること。

(3) 取扱注意文書が含まれるファイル（以下「取扱注意ファイル」という。）は、前号に規定する事項のほか、「秘」の表示をすること。

(4) 文書の紙数が膨大なため成冊が困難であるときは、適宜分冊し、又は著しく少ないときは数年を通じて編てつすることができる。

2 ファイルの保存については、その所在を明らかにして、書棚等の適切な用具に収納して行うものとし、常に紛失、盗難等の予防策を講じておかなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、電磁的記録等文書とともに保存することが困難である公文書については、主務課長は、その所在を明らかにして他の適当な方法により保存することができる。

（保存期間の起算日）

第34条 公文書（保存期間が1年未満と決定されたものを除く。）の保存期間の起算日は、当該公文書を職務上作成し又は取得した日（常用文書については、使用しなくなった日）の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。ただし、暦年ごとに作成し、又は取得した公文書については、翌年の1月1日とする。

（文書目録及び文書目録ファイルの作成）

第35条 主務課長は、永年又は30年以上の保存期間を決定した公文書の属するファイルについては、当該ファイルに属する公文書に係る文書目録（様式第15号）を作成し、当該公文書の件名等を明らかにしておかなければならない。

2 主務課長は、前号の文書目録を2部作成し、1部は当該ファイルと併せて保存し、他の一部は文書目録ファイル（文書目録のみの集合物をいう。）を作成して事務所に備え置くものとする。

（ファイルの移管）

第36条 課の統廃合により、事務分掌に変更が生じたときは、事務の移管元の課長は、速やかにファイルの移管の手続を採らなければならない。

（ファイルの引継ぎ）

第37条 主務課長は、管理規則第10条第1項に規定するファイルの引継ぎを、次の各号に定める日から3年以内であって総務課長が定める日に行わなければならない。

（1）会計年度ごとに作成したファイルについては、翌年度の4月1日

（2）暦年により作成したファイルについては、翌年の4月1日

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるファイルは引き継ぐことができない。

（1）引継ぎの時点で保存期間の残存期間が1年未満のファイル

（2）取扱注意ファイル

3 取扱注意ファイルで、嚴重な取扱いを要しなくなったものについては、「秘」の表示を抹消して引き継がなければならない。

4 主務課長は、電磁的記録については総務課長に引き継がないで、保存期間満了までの間適切に保存しなければならない。この場合においては、当該電磁的記録の内容、保存場所等を明らかにしておかなければならない。

（引継ぎの通知）

第38条 総務課長は、引継ぎを受けたときは、引継冊数、格納番号その他の所定事項を主務課長に通知しなければならない。

2 主務課長は、前項の規定により引継ぎの通知があったときは、内容を確認し、当該年度のファイル管理表を手入れしなければならない。

（書庫における保存ファイルの管理）

第39条 総務課長は、書庫において保存しているファイル（以下「保存ファイル」という。）について、紛失、虫害等の防止に努めなければならない。

（保存ファイルの借覧及び閲覧）

第40条 保存ファイルを利用しようとする者は、当該ファイルの主務課の文書取扱主任の承認を得て、総務課長に申し出なければならない。

2 利用（借覧に限る。）の期間は、2週間以内とする。ただし、特に必要があるときは、総務課長の承認を得て当該期間を最長3箇月まで延長することができる。

3 借覧したファイルは、前項の期間内であっても、総務課長から返還の要求があったときは、直ちに返納しなければならない。

(利用しているファイルの取扱い上の注意)

第41条 利用しているファイル内の公文書は、抜き取り、取り替え又は訂正をしてはならない。

2 借覧中のファイルは、庁外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ総務課長の許可を得たときは、この限りでない。

(保存期間の延長)

第42条 主務課長は、ファイル又は公文書について管理規則第8条の規定による保存期間の延長が必要なときは、総務課長の承認を得なければならない。

2 総務課長及び主務課長は、保存期間の延長をしたファイル又は公文書については、ファイル管理表に延長後の廃棄予定年月日を記載しておかななければならない。

3 総務課長及び主務課長は、保存期間が延長されたファイル又は公文書について引き続き適正に保存しなければならない。

(保存ファイルの廃棄)

第43条 総務課長は、管理規則第12条第1項の規定により保存ファイルを廃棄しようとするときは、廃棄する旨を主務課長に通知し、主務課長が廃棄することを確定したものについて廃棄するものとする。

(保存ファイルの臨時ファイル)

第44条 主務課長は、管理規則第12条第2項の規定により次の各号に掲げるものを廃棄しようとするときは、当該ファイル名又は公文書名及び廃棄の理由を示して総務課長に事前に通知しなければならない。

(1) 保存ファイル又は保存ファイルの中にある特定の公文書

(2) 課において保存しているファイル又は当該ファイルの中にある特定の公文書

2 総務課長及び主務課長は、ファイル管理表に廃棄したファイル名又は公文書名及び廃棄年月日を記載しておかななければならない。

(委任)

第45条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(海士町文書取扱規程の廃止)

2 海士町文書取扱規程（平成9年海士町訓令第1号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日前に旧規程の規定により行われた手続その他の行為は、この訓令中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた手続その他の行為とみなす。

4 旧規程の規定により作成した用紙でこの訓令の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年8月1日訓令第5号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日訓令第 2 号）
この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月 1 日訓令第 2 号）
この訓令は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日訓令第 3 号）
この訓令は、公示の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成30年 9 月28日訓令第 2 号）
この訓令は、平成30年10月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係） 改正（平30訓令第 2 号）

課 名	記号
総 務 課	海総
財 政 課	海財
住 民 生 活 課	海住
健 康 福 祉 課	海健
交 流 促 進 課	海交
地 産 地 商 課	海地
環 境 整 備 課	海環
会 計 課	海会

様式第 1 号（第 7 条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

法 規 等 番 号 簿

町 長	副町長	課 長	主 査	係 長	主 任	係	合 議		
年 月 日 公布（発行）					海 士 町 第 号				
件名									
町 長	副町長	課 長	主 査	係 長	主 任	係	合 議		
年 月 日 公布（発行）					海 士 町 第 号				
件名									
町 長	副町長	課 長	主 査	係 長	主 任	係	合 議		
年 月 日 公布（発行）					海 士 町 第 号				
件名									
町 長	副町長	課 長	主 査	係 長	主 任	係	合 議		
年 月 日 公布（発行）					海 士 町 第 号				
件名									
町 長	副町長	課 長	主 査	係 長	主 任	係	合 議		
年 月 日 公布（発行）					海 士 町 第 号				
件名									

様式第2号（第7条関係）

受 付 文 書 処 理 簿

[illegible]

様式第3号（第7条関係）

送 文 書 処 理 簿

[illegible]

様式第4号（第9条関係）

特 殊 郵 便 物 交 付 簿

[illegible]

様式第 5 号（第 9 条関係）

海 士 町 受 付	
第	号
分	類
保存 年	

様式第 6 号（第 9 条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

町 長	副 町 長	課 長	主 査	係 長	主 任	係	合 議

様式第7号（第9条関係）

小 包 等 配 布 簿

[illegible]

様式第8号（第9条関係） 改正（平25訓令第1号）

電 報 配 布 簿

[illegible]

様式第9号（第13条関係） 改正（平25訓令第1号）

電話 (口頭) 録取票

[illegible]

様式第 1 0 号（第14条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

					文書No.							
発信番号		海 第 号			決裁区分		保存年月		1 年未満・1・3・5・10・30・永			
起 案 年 月 日					☐ 町 長 ☐ 副町長 ☐ 課 長 ☐ 代 決 ☐ 専 決	文 書 の 種 類		☐ 発送 ☐ 庁内 ☐ 令達 ☐ 議案				
決 裁 年 月 日						発送種別		電信 書留 速達 普通 小包 託送				
施 行 年 月 日						取扱上の意		秘 部外秘 持廻り				
先方の発信 日付・番号		年 月 日 第 号				添 付 物						
文 書 の 性 質 伺文 復命 辞令 照会 回答 通知 依頼 送付 報告 諮問 答申 進達 副申 申請 願 届 建議 協議 通達 の : 依命通達 条例 規則・告示 公告 訓令甲 訓令乙 指令 契約 証明 訴願 訴訟 請願 陳情 賞状 表彰状 感謝状 書簡 あいさつ 議案					発 送 公 印		照 合		浄 書			
					起 案 者 所 属 氏 職 名		課 係					
町 長		副 町 長		課 長		主 査 係		主 任 係				
決 裁						合 議 者 意 見						
宛 先					合 議		課 長		総務課長		文 書 係	
件 名												
.....												
上記のことについて												
してよろしいか												
.....												
.....												
.....												
.....												
.....												
.....												

[illegible]

様式第 1 1 号（第14条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

証 明 原 簿

月	日	町 長		副町長		課 長		主 査		係 長		主 任		係		合 議	
第 号	海士町大字						氏 名						交 付 依 頼 者				
摘 要	☐ 印鑑証明		☐ 所得証明		☐ 納税証明		☐		件 数								
	☐ 資産証明		☐ 身分証明		☐ 失業証明				金 額		円						
	☐ 扶養証明		☐ 地番証明		☐ 事実証明												
月	日	町 長		副町長		課 長		主 査		係 長		主 任		係		合 議	
第 号	海士町大字						氏 名						交 付 依 頼 者				
摘 要	☐ 印鑑証明		☐ 所得証明		☐ 納税証明		☐		件 数								
	☐ 資産証明		☐ 身分証明		☐ 失業証明				金 額		円						
	☐ 扶養証明		☐ 地番証明		☐ 事実証明												
月	日	町 長		副町長		課 長		主 査		係 長		主 任		係		合 議	
第 号	海士町大字						氏 名						交 付 依 頼 者				
摘 要	☐ 印鑑証明		☐ 所得証明		☐ 納税証明		☐		件 数								
	☐ 資産証明		☐ 身分証明		☐ 失業証明				金 額		円						
	☐ 扶養証明		☐ 地番証明		☐ 事実証明												

年 度 フ ア イ ル 管 理 表

大 分 類	
コ ー ド	名 称

[illegible]

電磁媒体欄 F : FD (フロッピーディスク) M : MO (光磁気ディスク) H : HD (ハードディスク) S : サーバー
T : カセットテープ V : ビデオテープ Z : その他

様式第 1 2 号 (第28条関係) 改正 (平25訓令第 1 号)

レ タ ッ ク ス (電 報) 発 信 票

[illegible]

様式第13号（第28条関係）

年 度 フ ア イ ル 管 理 表

(所属)

[illegible]

電磁媒体欄 F : FD (フロッピーディスク) M : MO (光磁気ディスク) H : HD (ハードディスク) S : サーバー
T : カセットテープ V : ビデオテープ Z : その他

様式第 1 4 号（第33条関係）

ファイルの
背 表 紙

年 度
分類コード

ファイル名
保存期間 年
分 冊 の

ファイルの
表 紙

年度		

ファイル名		

所	属	
-----		課 係
海 士 町		

様式第15号（第35条関係）

文 書 目 録

(所属名)

[illegible]

○海士町文書書式規程

(平成 9 年 2 月 5 日海士町訓令第 2 号)

改正 平成24年 9 月25日訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、文書の書式を定めることを目的とする。

(書式)

第 2 条 文書の書式は、次のとおりとする。

(1) 法規文

ア 条例の書式 別記 1

イ 規則の書式 別記 2

(2) 公示文

ア 告示の書式 別記 3

イ 公告の書式 別記 4

(3) 令達文

ア 訓令の書式 別記 5

イ 達の書式 別記 6

ウ 指令の書式 別記 7

(4) 往復文

ア 照会、依頼、通知等の書式 別記 8

イ 願い及び届けの書式 別記 9

(5) 庁内文

ア 復命の書式 別記10

イ 事務引継の書式 別記11

(6) その他の文

ア 議案文の書式 別記12

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 9 月25日訓令第 4 号)

この規程は、平成24年10月 1 日から施行する

条例の書式

(1) 条文形式のとき。

公布文

- ） 条例番号
- ） 題名（中央に記載）
- ） 見出し

条

項

条

本則

号

項

附則

別表

備考

様式

(目次をつけるとき) (公布文及び条例番号を省略)	
〇〇〇×××海士町……………条例×××〇〇〇	） 題名（中央に記載）
目次	
〇第 1 章〇……………	
〇〇第 1 節〇……………	
〇〇〇第 1 款〇……………	
〇〇〇〇第 1 目〇……………（第 1 条）	目次
〇〇〇〇第 2 目〇……………（第 2	
〇〇〇〇〇〇〇〇条・第 3 条）	
〇〇〇第 2 款〇……………（第 4 条—第 8 条）	
〇第 2 章〇……………（第 9 条—第…条）	
〇附則	
〇〇〇第 1 章〇……………	
〇〇〇〇第 1 節〇……………	
〇〇〇〇〇第 1 款〇……………	本則
〇〇〇〇〇〇第 1 目〇……………	
〇（……………）	
第 1 条〇……………。	
〇〇〇附〇則	
〇……………。	附則

〔説明〕

- ① 〇印は、必ず空白にする字数を示す。×印は、字句を行の中央に記載する場合に、必要に応じて空白にする字数を示す。（以下同じ）
- ② 本則を区分する必要がある場合は、「章」、「節」、「款」、「目」の順で分け、この場合には、必ず目次をつける。
- ③ 見出しは、条で構成されている本則には各条ごとに付ける。ただし、連続して同じ範囲の事項を内容とする条が 2 つ以上ある場合には、これらの条をひとまとめにして最初の条文の前にだけ共通見出しを付ける。なお、2 つ以上の項で構成されている附則にも、原則として、本則と同様にして見出しを付ける。
- ④ 1 つの条文が 1 つの項で構成されている場合は、その項には項番号を付けない。1 つの条文が 2 つ以上の項に分かれている場合は、第 1 項には項番号を付けず、第 2 項以下、その項の文章の上にアラビア数字で 2 から順を追って項番号を付ける。
- ⑤ 条文の中で事物の名称等を列記する場合は、号を用い、「(1)、(2)、……」で表す。この号を細別するときは、「ア、イ、……」を用いる。
- ⑥ ただし書又は後段の規定は、改行せずに本文又は前段の規定に続いて記載する。
- ⑦ 条文には、必ず句読点を付ける。条文の中で事物の名称等を列記する場合、名詞形で文が終わっている場合には句点を用いないが、「とき」又は「こと」で文が終わっているとき、及び名詞形の字句の後に更にただし書等の文章が続く場合は句点を用いる。
- ⑧ 附則が条から成り立っている場合には、附則だけで新たに第 1 条、第 2 条……と条名を付ける。この附則の条文を引用する場合には、「附則第〇〇条」と表示する。なお、見出しを付し、また、条文中に項、号等を設ける場合の形式は、本則の場合と同様である。しかし、附則が項から成り立っている場

合には、附則が1つの項のみのときは項番号を付けず、2以上の項で成り立っているときは、第1項から1、2の項番号を付する。なお、必要に応じて、条の場合に準じて見出しを付する。

- ⑨ 別表又は様式を置く場合は、附則の次に別表を、その次に様式を記載する。
- ⑩ 別表が1つだけの場合は、「別表（第…条関係）」とし、2つ以上ある場合は、その数に応じて「別表第1（第…条関係）」、「別表第2（第…条関係）」のように表す。別表には、必要に応じて備考を付ける。
- ⑪ 様式が1つだけの場合は、「別記様式（第…条関係）」とし、2つ以上ある場合は、その数に応じて「様式第1号（第…条関係）」、「様式第2号（第…条関係）」と表す。様式には、注又は備考を付ける。

(2) 条文形式でないとき。

（公布文及び条例番号を省略）
〇〇〇×××海士町……………条例×××〇〇〇
〇……………。
〇〇〇附〇則
〇……………。

題名は中央
に記載

2 全部改正の場合

（公布文及び条例番号を省略）
〇〇〇×××海士町……………条例×××〇〇〇
〇海士町……………条例（…年海士町条例第…号）の全部を
改正する。
〇（……………）
第1条〇……………。
〇〇〇附〇則
〇……………。

題名は中央
に記載

3 一部改正の場合（公布文、条例番号及び附則を省略）

(1) 1つの条例を1つの条例の本則で改正するとき。

〇〇〇××海士町……………条例の一部を改正する条例××〇〇〇
〇海士町……………条例（…年海士町条例第…号）の一部を次の
ように改正する。
〇第…条中「……………」を「……………」に改める。

題名は中央
に記載

(2) 2つ以上の条例を1つの条例の本則で改正するとき。

〇〇海士町……………条例及び海士町……………条例の（海士〇〇〇
〇〇〇町…条例等の）一部を改正する条例
〇（海士町…条例の一部改正）
第1条〇海士町……………条例（…年海士町条例第…号）の
〇一部を次のように改正する。
〇〇……………。

題名は中央
に記載

○（海士町…条例の一部改正）
 第2条○海士町………条例（…年海士町条例第…号）の一部
 ○を次のように改正する。
 ○○……………。
 ○（海士町…条例の一部改正）
 第3条○海士町………条例（…年海士町条例第…号）の一部
 ○を次のように改正する。
 ○○……………。

4 廃止する場合（公布文、条例番号及び附則を省略）

(1) 1つの条例を1つの条例の本則で廃止するとき。

○○○××海士町………条例を廃止する条例××○○○
 ○海士町………条例（…年海士町条例第…号）は、廃止する。

題名は中央
に記載

(2) 2つ以上の条例を1つの条例の本則で廃止するとき。

○○○海士町………条例及び海士町………条例を（海士○○○
 ○○○町…条例等を）廃止する条例
 ○次に掲げる条例は、廃止する。
 ○(1)○海士町………条例（…年海士町条例第…号）
 ○(2)○海士町………条例（…年海士町条例第…号）
 ○(3)○海士町………条例（…年海士町条例第…号）

題名は中央
に記載

5 附則

(1) 附則における規定の順序

- ア 施行期日等に関する規定
- イ 既存の条例の廃止に関する規定
- ウ 経過規定
- エ 既存の条例の改正に関する規定

(2) 規定上の注意

- ア 住民に不利益を与えるような遡^そ及規定は、原則として用いないこと。ただし、遡^そ及することが住民の義務を解除するときは、用いることができる。
- イ 「公布の日から施行」の規定は、できる限りさけること。

(3) 書式

- ア 施行期日等に関する規定（必要に応じて番号を付ける。）

① 公布の日から即時に施行する場合

○この条例は、公布の日から施行する。

② 確定期日から施行する場合

○この条例は、…年…月…日から施行する。

③ 施行日を規則に委任する場合

○この条例は、（公布の日から起算して…日（月）を超えない範囲において）規則で定める日から施行する。

④ 一部について施行期日を異ならせる場合

○この条例は、公布の日から施行する。ただし、第…条の（改正）規定は、…年…月…日から施行する。

⑤ ^そ遡及適用する場合

○この条例は、公布の日から施行し（、改正後の…条例の規定は）、…年…月…日から適用する。

⑥ 適用対象を明確にする場合

○この条例は、公布の日から施行し（、改正後の…条例の規定は）、…から（について）適用する。

イ 既存の条例の廃止に関する規定

○（関係条例の廃止）
…○海士町………条例（…年海士町条例第…号）は、廃止する。

○（関係条例の廃止）
…○次に掲げる条例は、廃止する。
○(1)○海士町………条例（…年海士町条例第…号）
○(2)○海士町………条例（…年海士町条例第…号）

ウ 経過規定

① 従来の条例による行為の効力に関する経過規定

○（……）
…○この条例の施行前……により……した………は、なお従前の例による。（従前の規定による。）

エ 既存の条例の改正に関する規定

○（……条例の一部改正）
…○海士町………条例（…年海士町条例第…号）の一部を次のよう
○に改正する。
○○………。

別記 2

規則の書式

規則の書式は、条例の例による。この場合において、公布文の書式中「ここに公布する」とあるのは、「制定し、ここに公布する」とする。

別記3 改正（平24訓令第4号）

告示の書式

1 新制定の場合

(1) 規程形式のとき。

海士町告示第…号
○海士町……………規程を次のように定める。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○
○○○××海士町……………規程××○○○
○（……………）
第1条○（この告示は、）……………。
○（……………）
第2条○……………。
○○○附○則
○この告示は、……………。

題名は中央
に記載

(2) 規程形式でないとき。

海士町告示第…号
○……法（…年法律第…号）第…条の規定に基づき、次のよう
に……………する（した）。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○
○……………。

2 全部改正の場合

(1) 規程形式のとき。

海士町告示第…号
○海士町……………規程を次のように定める。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○
○○○××海士町……………規程××○○○
○海士町……………規程（…年海士町告示第…号）の全部
を改正する。
○（……………）
第1条○（この告示は、）……………。
○○○附○則
○この告示は、……………。

題名は中央
に記載

(2) 規程形式でないとき。

海士町告示第…号
○……法（…年法律第…号）第…条の規定に基づき、次のよう
に……………する（した）。
○……………（…年海士町告示第…号）は、廃止する。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○

3 一部改正の場合

(1) 規程形式のとき。

海士町告示第…号
○海士町……………規程の一部を改正する告示を次のように定める。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○
○○○海士町……………規程の一部を改正する○○○
○○○告示
○海士町……………規程（…年海士町告示第…号）の一部を次のように改正する。
○……………。
○○○附○則
○この告示は……………。

題名は中央
に記載

(2) 規程形式でないとき。

海士町告示第…号
○……………（…年海士町告示第…号）の一部を次のように改正する（改正し、…年…月…日から施行（適用）する）。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○
○……………。

4 廃止する場合

(1) 規程形式のとき。

海士町告示第…号
○海士町……………規程を廃止する告示を次のように定める。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○
○○○××海士町……………規程を廃止する告示××○○○
○海士町……………規程（…年海士町告示第…号）は、廃止する。
○○○附○則
○この告示は、……………。

題名は中央
に記載

(2) 規程形式でないとき。

海士町告示第…号
○……………（…年海士町告示第…号）は、廃止する。
○○……………年…月…日
海士町長○氏 名○

※ 告示は公示の形式でなされるものであるから、告示文中において施行期日を定めない場合は告示された日から効力を生じることとなる。

別記 4 改正（平24訓令第4号）

公告の書式

海士町公告
○……………。
○○……年…月…日
海士町長○氏 名○

※ 公告には番号をつけない。

※ 題名、附則はつけない。

別記 5 改正（平24訓令第4号）

訓令の書式

訓令の書式は、告示の例による。ただし、次のように訓令番号の次に訓令のあて先を記載すること。一部改正、廃止の場合は告示の書式の例による。

(1) 規程形式のとき。

海士町訓令第…号
（あ て 先）○
○……………規程を次のように定める。
○○……年…月…日
海士町長○氏 名○
○○○××海士町……………規程××○○○
○（…………）
第1条○（この訓令は、）…………。
○○○附○則
○この訓令は、…年…月…日から施行する。

題名は中央
に記載

(2) 規程形式でないとき。

海士町訓令第…号
（あ て 先）○
○……………を次のように定める。
○○……年…月…日
海士町長○氏 名○
○……………。

※ 附則で施行期日を規定する場合は、「この訓令は、○年○月○日から施行する。」と記載し、「この訓令は、公布の日から施行する。」とはしない。（訓令には公布文がないため。）

別記 6

達の書式

		達…第…号○ ……年…月…日○
○……………様		
	海士町長○氏	名○
○○○……………		
○…年…月…日付け……第…号で許可（認可）（承認）した……は、次の理由により、………することを命じます（禁止します）（取消します）。		

別記 7

指令の書式

		海指令…第…号○ ……年…月…日○
○……………様		
	海士町長○氏	名○
○○○……………		
○…年…月…日付け（○○第…号）で申請のあった……については、許可（認可）します。（次の条件を付けて認可します。）（次の理由により許可しません。）		
記		
1 ○……………。		
2 ○……………。		

別記 8

照会、依頼、通知等の書式

		海…第…号○ ……年…月…日○
○……………様		
	海士町長○氏	名○
○○○……………		
○○○（通知）（申請）（進達）（副申）		
（対…年…月…日……第…号）○○		
（関連…年…月…日……第…号）○○		
○……………お願いします。（回答します。）（………。）		
○なお、……………。		
記		
1 ○……………。		
2 ○……………。		

件名は中央
に記載

別記 9

願い及び届けの書式

〇〇〇××××……………願（届）××××〇〇〇
……………年…月…日〇

〇海士町長〇氏 名〇様

（所属名）
（職 名）〇〇（氏 名）印〇

〇……………（のため、）（したいから、）（受けたいから、）
（下記のとおり）されるよう……………（を添えて）お願いします。
（お届けします。）

記

1 〇……………。

2 〇……………。

件名は中央
に記載

別記 10

復命の書式

復 命 書

○……………のため、…月…日（から…月…日まで）……に出張いたしました
が、その概要（結果）は、別紙（次）のとおりでありました。

○○………年…月…日

○海士町長○氏 名○様

（所属名）

（職 名）○○（氏 名）印○

別記 1 1

事務引継の書式

事 務 引 継 書	
1 ○所管事務	
2 ○職 員	
3 ○予 算	
4 ○事務の現況	
5 ○懸案事項	
6 ○……………	
○上記のとおり引継をします。	
○ ○ ……年…月…日	(前職名) ○ (氏 名) 印 ○
○上記のとおり引継を受けました。	
○ ○ ……年…月…日	(職 名) ○ (氏 名) 印 ○

別記 1 2 改正（平24訓令第4号）

議案文の書式

議案文に用いる文字の大きさ及び書体は、原則として12ポイントの明朝体を使用することとする。

1 予算議案の場合

○議案第…号 ○○○……年度海士町一般会計（…特別会計）予算（補正○○○ ○○○予算（第……号）） ○……年度海士町の一般会計（…特別会計）予算（補正予算（第 ……号））は、次に定めるところによる。 （以下、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める 予算の調製の様式の例による。） ○○……年…月…日提出 海士町長○氏 名○ ○提案理由 ○○この議案は、………	議案名は中央 に記載

2 条例議案の場合

○議案第…号 ○○○海士町………条例（の一部を改正する条例○○○） ○○○（を廃止する条例）について ○海士町………条例（の一部を改正する条例）、（を廃止する条例） を次のように定めるものとする。 ○○……年…月…日提出 海士町長○氏 名○ ○提案理由 ○○この議案は、………。	議案名（中央 に記載）
○○○（条例題名）	議案名（中央 に記載） 別紙とする こと。

3 専決処分の承認議案の場合

○承認第…号 ○○○×××専決処分の承認を求めることについて×××○○○ ○次の事項について、………により、別紙のとおり専決処分した ので、………によりこれを報告し、議会の承認を求める。 ○○……年…月…日提出 海士町長○氏 名○ ○専決事項 ○○……… ○専決理由 ○○………。	議案名は中央 に記載
○専決処分第…号 ○○○××××××××××専決処分書××××××××××○○○ ○地方自治法（昭和22年法律第67号）第 条第 項の規定により、 次のとおり専決処分する。 ○○……年…月…日 海士町長○氏 名○ ○○○××××××××××（専決事項名）××××××××××○○○ ○………。	別紙とする こと。 議案名は中央 に記載
	事項名は中央 に記載

4 道路の認定（廃止）（廃止及び認定）の議案の場合

○議案第…号
○○○×××××町道の認定（廃止）について×××××○○○
○次のように町道を認定（廃止）するものとする。
○○……年…月…日提出

海士町長○氏 名○

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地

○提案理由
○○この議案は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項
○（第10条第1項）の規定に基づき、町道を認定（廃止）するにあ
○たり、同条第2項（同条第3項）の規定により議会の議決を求め
○めるものであります。

○議案第…号
○○○×××××町道の廃止及び認定について×××××○○○
○次のように町道を廃止及び認定するものとする。
○○……年…月…日提出

海士町長○氏 名○

1 ○廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地

2 ○認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地

○提案理由
○○この議案は、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及
○び第8条第1項の規定に基づき、町道を廃止及び認定するにあた
○り、第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を求
○めるものであります。

議案名は中央
に記載

5 その他の議案の場合

○議案第…号
○○○×××××………について×××××○○○
○………する。（するものとする。）（同
意を求める。）
○○……年…月…日提出

海士町長○氏 名○

○提案理由
○○この議案は、………。

議案名は中央
に記載

○海士町条例の左横書き等に関する特別措置条例

(平成9年3月6日海士町条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、現に効力を有する海士町の条例、規則、規程及び要綱等（以下「既存の例規」という。）を左横書きに改めるとともに、既存の例規の内容、効力等に影響を及ぼさない程度において、用字、用語等の形式を整備するため必要な措置を定めることを目的とする。

(措置)

第2条 既存の例規は、すべて左横書きに改める。この場合において、左横書き実施に伴う字句の改正その他必要な措置については、次条から第10条までに定めるところによる。

(条、項、号等)

第3条 既存の例規中、章、節、条、項、号等を次のように改める。

- (1) 章 第1章 第2章 第3章 . . .
- (2) 節 第1節 第2節 第3節 . . .
- (3) 条 第1条 第2条 第3条 . . .
- (4) 項 1 2 3 . . .
- (5) 号 (1) (2) (3) . . .
- (6) 号の細分 ア イ ウ . . .
- (7) 号の細分の細分 (ア) (イ) (ウ) . . .

(数字)

第4条 既存の例規中、漢数字は、次の各号に定める場合を除き、アラビア数字に改め、当該アラビア数字は、3位ごとに「,」で区切るものとする。

- (1) 固有名詞
- (2) 数量的な意味の薄い語

(字句)

第5条 既存の例規中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に改める。

左	の	次	の
左	に	次	に
右	の	上	記の
上	欄	左	欄
下	欄	右	欄

(用字、用語の整備の基準)

第6条 既存の例規中に用いる用字、用語は、次の各号に掲げる告示及び通知の定めるところに従い、整備するものとする。

- (1) 常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）
- (2) 公用文における漢字使用等について（昭和56年内閣第138号）
- (3) 法令における漢字使用等について（昭和56年内閣法制局総発第141号）
- (4) 送り仮名（昭和48年内閣告示第2号）

2 既存の例規中に用いている拗音及び促音の表記は、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）に基づき、小書きとする。

（法令等の引用）

第7条 既存の例規中に引用している法令等の題名で、それぞれの法令等の題名が最初に引用されているもののうち、法律番号等が付されていないものに法律番号等を付する。この場合において、法律番号等の付し方は、「（平成〇年法律第〇号）」の例による。

（別表等の整備）

第8条 既存の例規中の別表及び様式において、関係条番号が付されていないものについては、関係条番号を付する。この場合において、関係条番号の付し方は、「（第〇条関係）」の例による。

（句読点）

第9条 既存の例規中の条文において、条文の完結、主語、述語、並列語句の区切り、条件及び条文の相互関係等を明示する句読点が欠けているものには、句読点を付け、余分についているものは削る。

（その他の表記及び表現）

第10条 第2条から前条までに規定するもののほか、既存の例規中の表記及び表現で改める必要のあるものは、その内容を変えことなく統一するものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

○海士町公印規程

(平成8年6月24日海士町訓令第2号)

改正	平成10年1月30日訓令第2号	平成12年8月18日訓令第3号
	平成14年9月20日訓令第8号	平成16年3月31日訓令第2号
	平成19年3月30日訓令第3号	平成22年7月1日訓令第4号
	令和元年6月28日訓令第1号	

(趣旨)

第1条 この規程は、海士町における公印の管理及び使用その他公印について必要な事項を定める。

(公印の種類)

第2条 公印の種類、ひな型、寸法及び公印を管理する課等は、別表のとおりとする。

改正(平12訓令第3号)

(公印事務の整理)

第3条 公印に関する事務は、総務課において総括し、次の区分によって整理する。

- (1) 公印の新調、改刻又は廃止 総務課
- (2) 公印の管理 別表に定める公印管理課

(総務課長の任務)

第4条 総務課長は、期間を定め、公印管理課の公印の管理、使用その他公印について必要な事項を調査し、その状況を町長に報告しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の調査において必要があるときは、公印管理課をして事務の報告をさせ、書類又は帳簿を提出させることができる。
- 3 総務課長は、公印台帳(別記様式)を作成し、整理保存しなければならない。

(公印取扱主任及び補助員)

第5条 公印管理課に公印取扱主任(以下「取扱主任」という。)及び公印取扱補助員(以下「補助員」という。)を置くことができる。

- 2 取扱主任及び補助員は、当該課の職員のうちから当該課長が命免する。
- 3 取扱主任は、課長を補佐し、当該公印についての事務を整理する。
- 4 補助員は、上司の指揮を受け、当該公印に関する事務に従事する。

(公印の管理)

第6条 公印は、常に堅固な容器に納め、原則として錠を施し、管理については次の区分に従い、当該区分ごとに定める者が管理しなければならない。

- (1) 執務時間 当該公印管理課の長
- (2) 休日及び退庁時限後 当直員

(公印の使用)

第7条 公印を押印するときは、その押印しようとする文書に当該決裁文書を添えて、当該公印を管理する課長に提示し、審査を受けなければならない。

- 2 公印を管理する課長は、前項の審査において適法と認めたときは、当該決裁文書の所定欄に認印を押印のうえ、公印を使用させるものとする。

(公印の告示)

第8条 公印を新調、改刻又は廃止したときは、印影を付して告示するものとする。

(廃止された公印の保存及び廃棄)

第9条 廃止された公印は、廃止された日から起算して5箇年間保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法により廃棄しなければならない。

附 則

この規程は、平成8年6月24日から施行する。

附 則（平成10年1月30日訓令第2号）

この訓令は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成12年8月18日訓令第3号）

この訓令は、平成12年8月18日から施行する。

附 則（平成14年9月20日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成16年3月31日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月1日訓令第4号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係） 改正（令元訓令第1号）

公 印 の 種 類	ひ な 型	寸 法	公 管 理 課 印 等	摘 要
町 長 印	町 岐 島 長 郡 根 之 海 県 印 士 隠	21ミリメートル方平	総 務 課	
	町 岐 島 長 郡 根 之 海 県 印 士 隠	20ミリメートル方平	交 流 促 進 課	
	町 岐 島 長 郡 根 之 海 県 印 士 隠	24ミリメートル方平	総 務 課	登 録 、 表 彰 用
	長 海 隠 島 之 士 岐 根 印 町 郡 県	18ミリメートル方平	住 民 生 活 課	土 地 ・ 家 屋 価 格 決 定 通 知 書 専 用

	島根県隠岐郡長海町印	18ミリメートル方平	住民生活課	諸証明 専用
	戸籍 島根県隠岐郡長海町 専用印	18ミリメートル方平	住民生活課	戸籍専用
	島根県隠岐郡長海町 代理者職務印	20ミリメートル方平	総務課	
副町長印	島根県隠岐郡長海町 副町長印	18ミリメートル方平	副町長	
町印	島根県隠岐郡長海町役場印	36ミリメートル方平	総務課	
	島根県隠岐郡長海町 士之印	30ミリメートル方平	総務課	
	島根県隠岐郡長海町	24ミリメートル方平	総務課	

課 長 等 の 印	長 総 海 之 務 士 印 課 町	18ミリメートル 平方	総 務 課	
	長 財 海 之 政 士 印 課 町	18ミリメートル 平方	財 政 課	
	課 住 海 長 民 士 之 生 町 印 活	18ミリメートル 平方	住 民 生 活 課	
	課 健 海 長 康 士 之 福 町 印 祉	18ミリメートル 平方	健 康 福 祉 課	
	課 交 海 長 流 士 之 促 町 印 進	18ミリメートル 平方	交 流 促 進 課	
	課 地 海 長 産 士 之 地 町 印 商	18ミリメートル 平方	地 産 地 商 課	
	課 産 海 長 業 士 之 創 町 印 出	18ミリメートル 平方	産 業 創 出 課	
	課 環 海 長 境 士 之 整 町 印 備	18ミリメートル 平方	環 境 整 備 課	

	長 療 海 之 所 士 印 所 診	18ミリメートル方 平	海 士 診 療 所	
	理 町 岐 島 者 会 郡 根 之 計 海 県 印 管 士 隠	18ミリメートル方 平	会 計 課	
	務 福 海 島 所 祉 士 根 長 祉 士 根 印 事 町 県	20ミリメートル方 平	健 康 福 祉 課	

別記様式（第4条関係）

帳 台 印 公

公 印 の 種 類				管 守 係			
寸 法		ミリメートル平方		新 調 月 日		年 月 日	
印 材				改 刻 月 日		年 月 日	
印 影				廃 止 月 日		年 月 日	
				摘 要			

(A 4 判)

第5節 情報管理

○海士町情報公開条例

(平成13年6月26日海士町条例第11号)

改正 平成28年3月18日条例第4号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条－第17条）
- 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等（第18条－第20条）
 - 第2節 海士町情報公開審査会（第21条・第22条）
 - 第3節 審査会の審議の手続（第23条－第29条）
- 第4章 補則（第30条－第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を求める住民の権利につき定めること等により、開かれた海士町政の実現を図り、もって町政に関し住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の町政への参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に閲覧、配布又は販売することを目的として発行されるもの
 - イ 町の資料館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書を原則として開示するものとし、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める住民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の開示の請求方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの そのものの有する利害関係の内容
- (3) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供をするよう努めるものとする。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令に基づく主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（公文書の部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含

まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより不開示情報として保護される権利利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により、公文書の全部を開示する旨の決定以外の決定をする場合は、各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があると認められるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 開示請求に係る公文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下この条、第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の開示の方法）

第15条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。

- 2 前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他特別な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

（他の制度等との調整）

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例の規定を適用しないものとする。

- 2 実施機関は、町の公民館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であつて、一般の閲覧に供し、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例の規定を適用しないものとする。

(費用負担等)

第17条 公文書の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、海士町情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に対する裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

改正（平28条例第4号）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

追加（平28条例第4号）

3 実施機関は、第1項の規定により諮問をしたときは、当該諮問に対する答申を尊重し、審査請求に対する裁決をするものとする。

改正、繰下げ（平28条例第4号）

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加（平28条例第4号）

(諮問をした旨の通知)

第19条 第18条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

改正（平28条例第4号）

(第三者からの審査請求に対する裁決)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（当該事件に関係がある第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

改正（平28条例第4号）

第2節 海士町情報公開審査会

(海士町情報公開審査会の設置)

第21条 第18条に規定する諮問に応じて調査審議するため、海士町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の委員)

第22条 審査会の委員は、5人以内とする。

- 2 委員は、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 5 委員は、在任中、積極的に政治運動をしてはならない。

第3節 審査会の審議の手続

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

改正（平28条例第4号）

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

改正（平28条例第4号）

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、当該事件に関係がある第三者又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

改正（平28条例第4号）

(意見の陳述)

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

改正（平28条例第4号）

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

追加（平28条例第4号）

- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

追加（平28条例第4号）

- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

追加（平28条例第4号）

- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

追加（平28条例第4号）

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

改正（平28条例第4号）

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第23条第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があつ

たときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

追加（平28条例第4号）

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は第三者の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

改正、繰下げ（平28条例第4号）

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

追加（平28条例第4号）

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

改正、繰下げ（平28条例第4号）

（調査審議手続等の非公開）

第27条 審査会の行う会議及び調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

改正（平28条例第4号）

（規則への委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

（公文書の任意開示）

第30条 実施機関は、第5条の規定により公文書の開示を請求することができるものの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定により公文書の開示を行う場合においては、第17条第1項の規定にかかわらず、手数料を徴収する。

（情報公表制度）

第31条 実施機関は、同一の公文書に対して複数開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、住民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

（情報提供の推進）

第32条 実施機関は、住民が必要とする情報を的確に把握し、市政に関する正確で分かりやすい情報を住民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

（出資法人等の情報の公開）

第33条 実施機関は、海士町が出資その他財政支援を行う法人等に対し、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（実施状況の公表）

第34条 町長は、実施機関の公文書の開示等についての実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

(公文書の管理)

第35条 実施機関は、公文書の管理に関する規定を設け、公文書を適正に管理するものとする。

(その他)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、次に掲げるものについて適用する。

(1) 平成14年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 平成14年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書で、公開のための整理が終わったものとして実施機関が指定したもの

附 則 (平成28年3月18日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立ては、なお従前の例による。

○海士町情報公開条例施行規則

(平成14年 3 月28日海士町規則第 4 号)

改正 平成24年 4 月 1 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町情報公開条例（平成13年海士町条例第11号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(開示請求書)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求は、公文書開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第 4 条 条例第11条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の開示をする旨の決定の通知 公文書開示決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 公文書の部分開示をする旨の決定の通知 公文書（部分）開示決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 公文書の開示をしない旨の決定の通知（条例第10条の規定に基づくものを除く。）
公文書非開示決定通知書（様式第 4 号）
- (4) 公文書の開示をしない旨の決定の通知（条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで行う場合） 公文書非開示決定通知書（様式第 5 号）

2 条例第12条第 2 項の規定による決定期間の延長に係る通知は、公文書開示決定期間延長通知書（様式第 6 号）によるものとする。

3 条例第12条第 3 項の規定による決定期間の延長に係る通知は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第 7 号）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 5 条 条例第14条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書（様式第 8 号及び様式第 8 号の 2）によるものとする。

2 条例第14条第 3 項後段の規定による通知は、公文書を開示決定した旨の通知書（様式第 9 号）によるものとする。

(諮問した旨の通知)

第 6 条 条例第19条の規定による通知は、海士町情報公開審査会諮問通知（様式第10号）によるものとする。

(審査会の会長)

第 7 条 条例第21条の海士町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第 8 条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

改正(平24規則第1号)

(費用負担)

第10条 条例第17条第2項の費用負担の額は、送付については実費とし、写しの作成については別表に定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区 分	金 額
カラー複写以外の場合	写し1枚につき 20円
カラー複写の場合	写し1枚につき 100円

備考 写しの交付は、日本工業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所（法人その他の団体にあつては、所在地） （〒 ー ）
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
連絡先 Tel（ ） ー 担当者

海士町情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容 〔 公文書を特定する ために、具体的に 記入してください。〕	
請 求 者 の 区 分 〔 いずれかの番号を ○印で囲んでくださ い。〕	1 町内に住所を有する者 2 町内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の 団体 〔事務（業）所名 所在地 〕 3 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先 所在地 〕 4 町内に存する学校に在学する者 〔学校名 所在地 〕 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
利害関係の内容	（請求者の区分の5に該当する方のみ、利害関係の内容を記入し てください。）
開 示 の 方 法 〔 希望する番号を○印 で囲んでください。〕	1 公文書の閲覧・視聴 2 公文書の写しの交付（郵送の希望 有・無） 3 公文書の閲覧・視聴及び写しの交付

様式第 2 号（第 4 条関係）

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

指令 第 年 月 号 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、海士町情報公開条例第11条第 1 項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

公 文 書 の 件 名	
開 示 の 日 時	年 月 日 時
開 示 の 場 所	電話（ ） ー
担 当 課 等	電話（ ） ー
備 考	
注意事項 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。 2 指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。	

様式第3号（第4条関係）

公文書開示決定通知書（部分開示）

指令 第 号
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、海士町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 時
開示の場所	電話（ ） —
開示しない部分 及びその理由	（開示しない部分） （開示しない理由） 海士町情報公開条例第7条第 号に該当
担当課等	電話（ ） —
備考	
注意事項 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。 2 指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。 3 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対して異議申立てをすることができます。	

様式第 4 号（第 4 条関係）

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

指令 第 号
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、海士町情報公開
条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

公 文 書 の 件 名	
開 示 し な い 理 由	☐ 海士町情報公開条例第 7 条第 号に該当 ☐ 公文書開示請求に係る公文書を管理していないため ☐ 保存期間の経過により廃棄したもの ☐ 作成していないため ☐ 取得していないため ☐ その他
担 当 課 等	電話（ ） —
備 考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日 から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対して 異議申立てをすることができます。	

様式第 5 号（第 4 条関係）
※条例第10条（公文書の存否に関する情報）に該当し、非開示決定をする場合

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

指令 第 年 月 日
様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、海士町
情報公開条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

公 文 書 の 件 名	
開 示 し な い 理 由	海士町情報公開条例第10条に該当 当該公文書の存否を答えること自体が、同条例第 7 条第 2 号 の非開示情報を開示することとなるので、その存否を答える ことはできません。
担 当 課 等	電話（ ） ー
備 考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日 から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対して 異議申立てをすることができます。	

様式第6号（第4条関係）

公文書開示決定期間延長通知書

第
年
月
日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、海士町情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定の期間を延長しましたので、同項の規定により通知します。

公文書の件名	
海士町情報公開条例 第12条第1項の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (15日間)
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
担当課等	電話 () —
備考	

様式第 7 号（第 4 条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第
年
月
日

号
日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、海士町情報公開条例第12条第 3 項の規定により、次のとおり一部の開示決定等の期間を延長しましたので、同項の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
海士町情報公開条例 第12条第 1 項の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (15日間)
一 部 の 開 示 決 定 等 を 延 長 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延 長 の 理 由	
担 当 課 等	電話 () ー
備 考	

様式第8号（第5条関係）

公文書開示決定等第三者意見照会書

第 年 月 号 日

様

(実施機関)

印

海士町情報公開条例に基づき、次のとおり
公文書について、開示の請求がありました。

つきましては、同条例第14条第1項の規定により、当該公文書の開示決定等を行う際の参考としたいので、意見がある場合は、別紙「公文書の開示決定等に係る意見書」により、回答していただきますようお願いします。

公 文 書 の 件 名	
公文書に記載されている 情 報 の 内 容 に関する	
回 答 期 限	年 月 日までをお願いします。
担 当 課 等	電話（ ） ー
備 考	
注意事項 回答期限まで回答がない場合は、意見のないものとして取り扱います。	

別紙

公文書の開示決定等に係る意見書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で照会のありましたことについて、次のとおり回答
します。

公 文 書 の 件 名	
意 見	1 公文書を開示されても支障がない。 2 公文書を開示されると支障がある。
支 障 が あ る 部 分	
支 障 が あ る 理 由	
備 考	

注) 該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

様式第 8 号の 2 （第 5 条関係）

公 文 書 開 示 決 定 第 三 者 意 見 照 会 書

第 年 月 号 日

様

（実施機関）

印

海士町情報公開条例に基づき請求のあった公文書に に関する情報が記録されていますが、本町としては、次の理由により開示する予定としています。

つきましては、同条例第14条第 2 項の規定により、意見書を提出することができますので、意見がある場合は、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、回答していただきますようお願いします。

公 文 書 の 件 名 及 び 公 文 書 に 記 載 さ れ て い る 情 報 の 内 容	
開 示 す る 理 由	
回 答 期 限	年 月 日までをお願いします。
担 当 課 等	電話（ ） —
備 考	
注意事項 回答期限まで回答がない場合は、意見のないものとして取り扱います。	

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で照会のありましたことについて、次のとおり
回答します。

公文書の件名	
意見	1 公文書を開示されても支障がない。 2 公文書を開示されると支障がある。
支障がある部分	
支障がある理由	
備考	

注) 該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

様式第9号（第5条関係）

公 文 書 開 示 決 定 第 三 者 通 知 書

指令 第 号
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで、反対の意見書の提出がありました公文書の開示について、次のとおり開示することを決定しましたので、海士町情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
公文書に記載されている に関する 情 報 の 内 容	
開 示 決 定 の 理 由	
開 示 の 実 施 日	年 月 日（ ）
備 考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。	

様式第 1 0 号（第 6 条関係）

海 士 町 情 報 公 開 審 査 会 諮 問 通 知

第 号
年 月 日

様

（実施機関） 印

次のとおり公開決定等に対する不服申立てについて海士町情報公開審査会に諮問したので海士町情報公開条例第19条の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
不 服 申 立 て の 内 容	
諮 問 を し た 日	年 月 日（ ）

○海士町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成17年3月25日海士町条例第4号)

改正 令和2年3月17日条例第2号 令和5年3月14日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、町長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) その他町長が必要と認める事項

改正（令5条例第3号）

(公表)

第3条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、前条の規定による報告を取りまとめ、その概要を次に掲げる方法により公表しなければならない。

- (1) 海士町広報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日条例第3号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○海士町個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和5年3月14日海士町条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の記録の内容

(4) 個人情報の記録の対象者

(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において、当該届出をすることができる。

3 実施機関は、前2項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

4 町長は、前3項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供するものとする。

5 前各項の規定は、町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを

確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、海士町個人情報保護審査会条例（令和５年海士町条例第２号）第２条に規定する海士町個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前２号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

第７条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（海士町個人情報保護条例の廃止）
- 2 海士町個人情報保護条例（平成18年海士町条例第３号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の海士町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項、第11条第２項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第２条第４号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第１項から第３項、若しくは第23条第１項、第２項、又は第27条第１項から第３項、又は第30条第１項から第４項までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報・特定個人情報の開示、訂正、削除及び中止については、なお従前の例による。

○海士町個人情報保護条例施行規則

(平成18年3月27日海士町規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町個人情報保護条例（平成18年海士町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第4条第1項第5号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 届出をする年月日
- (2) 取扱事務を開始する年月日
- (3) 所管課
- (4) 個人情報の収集先
- (5) 個人情報の利用の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

(個人情報管理責任者)

第3条 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関に個人情報管理責任者を置く。

2 個人情報管理責任者は、各課の課長をもって充てる。

(個人情報の開示請求)

第4条 条例第13条第1項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開示請求をする年月日
- (2) 開示請求をする者の連絡先
- (3) 希望する開示の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

2 条例第13条第1項に規定する書面は、個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

(本人等を証明するに必要な書類)

第5条 条例第13条第2項の自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその親権者等若しくは保佐人等であることを証明する書類で規則で定めるものとは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるものとする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして町長が認めるもの
- (2) 親権者等又は保佐人等が請求する場合 前号に規定する書類のほか、戸籍謄本、後見等に係る登録事項証明書その他当該本人の親権者等又は保佐人等のうちいずれかであること（保佐人等にあつては、当該請求が付与されている代理権の範囲内であることを含む。）を証明するものとして町長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第6条 条例第17条第1項の決定に係る書面は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 個人情報一部開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第17条第2項の個人情報の全部を開示しない旨の決定に係る書面は、個人情報非開示決定通知書（様式第4号）とする。

(個人情報開示決定等の期間延長通知)

第7条 条例第18条第2項に規定する書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者への意見照会等)

第8条 条例第19条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第三者に係る情報の内容
- (2) 提出期限
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

2 条例第19条第1項の規定による第三者に対する意見照会の通知は、個人情報の開示決定等に係る意見照会書(様式第6号)による。

3 条例第19条第1項に規定する意見書は、個人情報の開示決定等に係る意見書(様式第7号)とする。

4 条例第19条第2項に規定する書面は、個人情報の開示決定に係る通知書(様式第8号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 条例第20条第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号に定める電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、実施機関がこれによりがたいと認めるときは、当該実施機関が別に定める方法によることができる。

- (1) フィルム(マイクロフィルムを除く。) 視聴又は印画紙の交付
- (2) 録音テープ又はビデオテープ 専用機により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
- (3) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁記録媒体への複写によることが容易な場合は、専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

(個人情報の訂正請求)

第10条 条例第24条第1項第5号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訂正請求をする年月日
- (2) 訂正請求をする者の連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

2 条例第24条第1項に規定する書面は、個人情報訂正請求書(様式第9号)とする。

(訂正決定等の通知)

第11条 条例第25条第1項の決定に係る書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 請求のとおり訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(様式第10号)
- (2) 請求の一部について訂正する旨の決定をした場合 個人情報一部訂正決定通知書(様式第11号)

2 条例第25条第3項の請求の全部について訂正しない旨の決定に係る書面は、個人情報非訂正決定通知書(様式第12号)とする。

(個人情報訂正決定等の期間延長通知)

第12条 条例第26条第2項に規定する書面は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第13号)とする。

(個人情報の削除請求)

第13条 条例第28条第1項第5号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 削除請求をする年月日
- (2) 削除請求をする者の連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

2 条例第28条第1項に規定する書面は、個人情報削除請求書(様式第14号)とする。

(削除決定等の通知)

第14条 条例第29条において準用する条例第25条第1項の決定に係る書面は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 請求のとおり削除する旨の決定をした場合 個人情報削除決定通知書(様式第15号)
- (2) 請求の一部について削除する旨の決定をした場合 個人情報一部削除決定通知書(様式第16号)

2 条例第29条において準用する条例第25条第3項の請求の全部について削除しない旨の決定に係る書面は、個人情報非削除決定通知書(様式第17号)とする。

3 条例第29条において準用する条例第26条第2項に規定する書面は、個人情報削除決定等期間延長通知書(様式第18号)とする。

(個人情報の中止請求)

第15条 条例第31条第1項第5号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中止請求をする年月日
- (2) 中止請求をする者の連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

2 条例第31条第1項に規定する書面は、個人情報中止請求書(様式第19号)とする。

(中止決定等の通知)

第16条 条例第32条において準用する条例第25条第1項の決定に係る書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 請求のとおり中止する旨の決定をした場合 個人情報中止決定通知書(様式第20号)
- (2) 請求の一部について中止する旨の決定をした場合 個人情報一部中止決定通知書(様式第21号)

2 条例第32条において準用する条例第25条第3項の請求の全部について中止しない旨の決定に係る書面は、個人情報非中止決定通知書(様式第22号)とする。

3 条例第32条において準用する条例第26条第2項に規定する書面は、個人情報中止決定等期間延長通知書(様式第23号)とする。

(個人情報保護審査会に諮問した旨の通知)

第17条 条例第33条第2項に規定する書面は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第24号)とする。

(運用状況の公表)

第18条 条例第40条に規定する運用状況の公表は、町広報又は町ホームページに掲載して行うものとする。

(雑則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式 省略

○海士町戸籍システム管理運営要綱

(平成26年3月27日海士町告示第7号)

(目的)

第1条 この要綱は、知夫村、西ノ島町及び海士町（以下「関係町」という。）の戸籍システムの事務委託に関する規約第1条の規定に基づき、戸籍法（昭和22年法律第224号）その他の法令等の定めるところにより町長が管掌する戸籍、除かれた戸籍、戸籍の附票、人口動態調査票等の事務を処理するシステムにより取り扱う戸籍の記録の保全及び保護に関し必要な事項を定め、戸籍システムの適正な管理運営を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍関連事務 戸籍法その他の法令等の定めるところにより町長が管掌する戸籍、除かれた戸籍、戸籍の附票、人口動態調査票等の事務をいう。
- (2) 戸籍システム 戸籍関連事務を電算処理するシステムをいう。
- (3) 戸籍データ 戸籍システムで取り扱う記録媒体に記録されている戸籍関連事務に関する情報をいう。
- (4) 記録媒体 磁気ディスク等の戸籍データが記録された媒体をいう。磁気ディスク等とは、磁気ディスク・光磁気ディスク・磁気テープその他の情報を記録する媒体をいう。
- (5) 出力帳票 戸籍データを出力した帳票をいう。
- (6) ドキュメント 戸籍システムに関する仕様書、操作説明書、運用マニュアル等をいう。
- (7) プログラム サーバ及び端末機を機能させて戸籍システムを作動させるための命令の組合せをいう。
- (8) サーバ 戸籍システムを使用するための知夫村（以下「受託村」という。）に設置の正中央処理装置及び副中央処理装置で、プログラム及び戸籍データを処理及び格納する装置をいう。
- (9) 端末機 戸籍関連事務を処理するために、サーバに接続することにより、戸籍データを取り扱うことができる端末装置をいう。

(処理の基本方針)

第3条 戸籍システムによる処理に当たっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、個人情報保護に最大限の配慮をしなければならない。

(戸籍データの保護)

第4条 戸籍システムに、戸籍法その他の法令等に定めのない事項を入力してはならない。

2 戸籍データは、戸籍関連事務以外の目的で使用してはならない。

3 戸籍データは、法令等に定めがあるものを除き、外部に提供してはならない。

(戸籍データ等保護管理者の指定)

第5条 戸籍データ、プログラム、ドキュメント等を適切に管理し、その保全及び保護に万全を期すため、保護管理者を置く。

2 保護管理者は、戸籍主管課長をもって充てる。

(戸籍データ及びプログラムの管理)

第6条 保護管理者は、戸籍データの適正な保全及び保護を図るため、次に掲げる措置を

講じなければならない。

(1) 戸籍データの取扱状況及び関連する機器等の状態について常に把握し、その管理の適正を図る。

(2) 戸籍データの異状の有無について、定期的又は随時に点検を行う。

2 保護管理者は、プログラムの障害の有無について、定期的又は随時に点検を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、戸籍システムの点検を委託して実施する場合には、戸籍データの保全及び保護に関する適切な措置を講じなければならない。

(出力帳票の管理)

第7条 保護管理者は、出力帳票の管理を適正に行うため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 保管しておく必要のある出力帳票は、保管場所を指定するとともに、施錠できる所定の場所に保管する。

(2) 受払いについては、台帳に記録する等の方法により適正に管理する。

(3) 廃棄、持ち出し等は、戸籍担当職員が行う。

(4) 廃棄に当たっては、焼却又は細断等の復元できない方法により確実に処分する。

(ドキュメントの管理)

第8条 保護管理者は、ドキュメントの管理を適正に行うため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 保管場所を指定するとともに、ドキュメントの内容を常に最新の状態で維持する。

(2) ドキュメントを廃棄する場合は、外部に情報が流出することのないよう適切に処分する。

2 ドキュメントを複写し、又は持ち出すときは、保護管理者の承認を得なければならない。

(端末機管理責任者の指定等)

第9条 保護管理者は、端末機の管理及び適正な運用を図るため、端末機管理責任者を置く。

2 端末機管理責任者は、戸籍事務担当係長をもって充てる。

3 端末機管理責任者は、端末機の操作及び管理が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(端末機操作者の指定等)

第10条 端末機で戸籍システムを操作できるのは、保護管理者が指定する職員（以下「操作者」という。）とする。

2 保護管理者は、操作者が処理することができる事務の範囲を明確にしなければならない。

3 保護管理者は、前項の規定に基づき、操作者を識別し、その処理する事務の範囲を限定するため、当該操作者ごとにパスワードを付与しなければならない。

4 操作者は、端末機の使用に際して、戸籍データの保全及び保護に常に留意するとともに、個人情報の保護に万全の注意を払わなければならない。

5 戸籍システムは、戸籍関連事務において必要な時を除き、操作してはならない。

(パスワードの設定及び管理)

第11条 保護管理者は、操作者に対し、端末機を操作するために必要なパスワード（以下「個別パスワード」という。）を設定し付与するとともに、個別パスワードを管理するパスワード（以下「管理パスワード」という。）を設定しなければならない。

- 2 保護管理者は、パスワードの設定及び更新等の運用方法を定め厳重に管理しなければならない。
- 3 保護管理者は、管理パスワード及び個別パスワードを、操作者は、個別パスワードを他人に漏らし、使用させてはならない。
- 4 保護管理者及び操作者は、パスワードの入力等に際して、当該パスワードが他に知られることのないようにしなければならない。

(機器等の管理)

第12条 保護管理者は、別表に定める戸籍システムに係る機器等の管理方法等に基づき、戸籍システムに係る機器等（以下「機器等」という。）を適切に管理しなければならない。

- 2 保護管理者は、別表に定める機器等が管理方法等に基づき適切に管理されているか確認するものとし、適切に管理されていない場合は、当該保護管理者に対し改善を要請するものとする。

(緊急時対応)

第13条 保護管理者は、戸籍システムの使用に支障をきたすおそれがある災害等による事故発生時に迅速に対応できるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、事故が発生したときは、速やかに事故の原因及び被害状況を調査し、戸籍事務管掌者に報告しなければならない。
- 3 戸籍事務管掌者は、前項の報告があった場合は、復旧のために必要な措置を講じるとともに、再発を防止するための措置を講じなければならない。

(研修等の実施)

第14条 保護管理者は、操作者に対し、戸籍データの重要性及び個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための研修並びに戸籍システムの操作方法及び事故発生時における必要な措置についての教育訓練を実施しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

別表（第12条関係）

戸籍システムに係る機器等の管理方法等

管理者	機器等	管理方法等
保護管理者	端末機	・ 起動用パスワードの設定をすること。 ・ 戸籍システムの起動用パスワードの設定をすること。 ・ 使用者の記録を作成すること。 ・ 操作画面及び処理内容が第三者に知られることがないような位置及び角度に配置すること。
	戸籍データ	・ 関係町が相互にアクセスできない機能を確保すること。
	端末機に内蔵するプログラム	・ 複写及び変更不能の措置をすること。
受託村 保護管理者	正サーバ及び副サーバ	・ 入退室管理を行い、施錠ができる管理区域に設置すること。 ・ 容易に取り外せないよう必要な措置をした施錠できる戸籍専用サーバラック内に設置すること。 ・ 防火対策及び消火設備を装備すること。 ・ 戸籍専用サーバラックの鍵を施錠可能な保管庫にて厳重に管理すること。 ・ 起動用パスワードの設定をすること。 ・ 戸籍システムの起動用パスワードの設定をすること。
	戸籍データバックアップ用記録媒体	(1) 戸籍データのバックアップを定期的に行い、その記録媒体を施錠できる場所で保管すること。 (2) バックアップを行った者の氏名及び日時を記録すること。
	正サーバ及び副サーバ並びに端末機に内蔵するプログラム	(1) 複写及び変更不能の保護措置をすること。

第6節 行政手続

○海士町行政手続条例

(平成8年12月24日海士町条例第24号)

改正 平成12年3月24日条例第5号
平成27年3月31日条例第16号

平成16年7月2日条例第25号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条－第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条－第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）
- 第4章 行政指導（第30条－第34条の2）
- 第4章の2 処分等の求め（第34条の3）
- 第5章 届出（第35条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）及び島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年島根県条例第34号）の規定により町が処理することとされた事務について規定する島根県の条例及び島根県の執行機関の規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）（以下「法律等」という。）並びに条例等をいう。
- (3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される海士町の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 行政指導 町の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。改正（平12条例第5号）

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。改正（平27条例第16号）

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又は同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導
- (4) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- (5) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立に対する行政庁の裁決、決定その他の処分
の手續又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述
のための手續において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 補助金等（海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）第2条に規定す
る補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団
体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並
びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格におい
てすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定め
に従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものと
する。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限
り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とさ
れている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしてお
かなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに
通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先
とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達
してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよ
うに努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機
関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始し
なければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添
付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条
例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請を
した者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、
又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者
に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められ
た許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確
に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又
は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときに
これを示せば足りる。

改正（平16条例第25号）

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなけ
ればならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となる者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることになる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めたときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、

主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分決定）

第26条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも町の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する町の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

追加（平27条例第16号）

3 行政指導が口頭で示された場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

改正、繰下げ（平27条例第16号）

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

繰下げ（平27条例第16号）

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、町の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

追加（平27条例第16号）

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めたときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

追加（平27条例第16号）

第5章 届出

（届出）

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出その他規則で定める行為（以下「届出等」という。）がされた後一定期間内に限りすることができるとされている不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○海士町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(平成16年 7 月 2 日海士町条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 町の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 町の機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 町長は、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、少なくとも毎年度1回インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○海士町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(平成16年7月2日海士町規則第4号)

(趣旨)

第1条 町の機関に対して行うこととされ、又は町の機関が行うこととしている手続等を、海士町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年海士町条例第25号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 次に掲げるもの（町の機関が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する町の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(手続等の告示)

第3条 町長は、町の機関が手続等を情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととするときは、あらかじめ、その旨を告示する。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、町の機関の定めるところにより、町の機関の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、町の機関の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、町の機関の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び町の機関の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。
- 4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
- 5 町の機関は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、町の機関の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 町の機関は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 町の機関は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、町の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第7条 町の機関は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第8条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されたものに限る。）及び第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、町の機関に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、町の機関が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

○海士町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成27年12月25日海士町条例第34号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の機関 町長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、別表第1の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 町の機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 町の機関は、前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
町長	福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
町長	福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報(番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。)
	保育園に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく要保護・準要保護者の特定に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報
農業委員会	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報

○海士町聴聞手続規則

(平成7年3月20日海士町規則第6号)

(趣旨等)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき、町長が行う聴聞の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞の手続に関しこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(聴聞の通知)

第2条 法第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（別記様式）により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第3条 前条の規定による聴聞の通知（法第15条第3項の規定による通知をした場合を含む。）を受けた当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を町長に提出することにより聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができる。

(1) 当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 聴聞の期日及び場所の変更を申し出る理由

2 町長は、前項の申出又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人（当該変更前に法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(代理人)

第4条 法第16条第1項及び法第17条第2項の規定により選任された代理人は、当事者又は参加人から聴聞に関する一切の行為をすることを委任されている旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

2 前項の代理人がその資格を失ったときは、当事者又は参加人は、速やかに委任が終了した事由を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(参加人)

第5条 法第17条第1項の規定による許可を受けようとする関係人は、聴聞の期日の5日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 聴聞の件名

(3) 不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有することを明らかにする事項

2 主宰者は、法第17条第1項に規定する許可をしたときは、速やかにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧)

第6条 法第18条第1項の規定による資料の閲覧の求めは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を町長に提出することにより行うものとする。ただし、同条第2項の規定によ

る資料の閲覧の求めは、口頭ですることができる。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 聴聞の件名

(3) 閲覧しようとする資料の目録

2 町長は、法第18条第1項の規定による資料の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を閲覧の求めをした者に通知しなければならない。この場合において、町長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 町長は、法第18条第2項の規定による資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（同条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、閲覧の求めをした者に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者）

第7条 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知のときまでに行うものとする。

2 主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、町長は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人）

第8条 法第20条第3項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の5日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合も含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐する場合については、この限りでない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 聴聞の件名

(3) 補佐人の氏名及び住所

(4) 補佐人と当事者又は参加人との関係

(5) 補佐する事項

2 主宰者は、法第20条第3項の規定による許可をしたときは、速やかにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限等）

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 町長は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を海士町役場掲示場に掲示しなければならない。こ

の場合において、町長は、速やかにその旨を当事者及び参加人（当該公開相当と認めたときまでに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

（陳述書の提出）

第11条 法第21条第1項の規定による陳述書の提出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

- (1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 聴聞の件名
- (3) 聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見
（聴聞調書及び報告書）

第12条 主宰者は、法第24条第1項に規定する調書に、次の各号に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
 - (2) 聴聞の期日及び場所
 - (3) 主宰者の職名及び氏名
 - (4) 出席した職員の職名及び氏名
 - (5) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人の氏名及び住所
 - (6) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに出頭しなかった理由
 - (7) 職員の陳述の要旨
 - (8) 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（陳述書によるものを含む。）の要旨
 - (9) 証拠書類等が提出された場合にはその標目
 - (10) その他参考となるべき事項
- 2 主宰者は、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して、法第24条第1項に規定する調書の一部とすることができる。
- 3 主宰者は、法第24条第3項の規定する報告書に、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印しなければならない。
- (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
 - (2) 前号の主張についての意見及びその理由
（聴聞調書及び報告書の閲覧）

第13条 法第24条第4項の規定による閲覧の求めは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 閲覧を求める者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
 - (2) 閲覧を求める聴聞調書又は聴聞報告書の件名
- 2 主宰者又は町長は、法第24条第4項の規定による閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を閲覧の求めをした者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

聴 聞 通 知 書 様 海士町長		第 号 年 月 日 印
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。 記		
聴 聞 の 件 名		
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容		
根 拠 と な る 法 令 の 条 項		
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実		
聴 聞 の 期 日		
聴 聞 の 場 所		
聴 聞 に 関 す る 事 務 を 所 掌 す る 組 織	名 称	
	所 在 地	
備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳情書及び証拠書類等を提出することができます。 2 あなたは聴聞が終結するときまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。		

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出頭しない場合には、あなたに変わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。
- 3 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、町長に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参して下さい。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ陳情書又は証拠書類等を提出しない場合には、行政手続法第23条第1項の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等の提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴 主	聞 宰	の 者	職 名
			氏 名
			連 絡 先
聴 公 有	聞 開	の の 無	

○海士町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する 条例

(平成17年 3 月25日海士町条例第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集等)

第 2 条 町長は、指定管理者（法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、当該公の施設の管理を本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体において行わせることが当該公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものと町長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他の規則で定める書面を添えて町長に申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第 4 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準を総合的に審査し、最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長が別に定める事項

(指定管理者の指定)

第 5 条 町長は、前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(業務報告の聴取等)

第 7 条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 8 条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、

その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第5条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後又は年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その管理する公の施設の業務に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 公の施設の利用に係る料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項

（原状回復の義務）

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第8条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

（個人情報の取扱い）

第12条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第13条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、この条例の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則

(平成17年 3 月25日海士町規則第 1 号)

改正 平成19年 3 月30日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年海士町条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の手続)

第 2 条 町長は、条例第 2 条の規定により指定管理者の公募を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

改正（平19規則第 3 号）

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- (2) 公募する期間
- (3) 公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者の指定の申請を行うことのできるものの資格
- (6) 指定管理者の選定の基準
- (7) その他別に定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条の申請書は、指定申請書（別記様式）とする。

2 条例第 3 条の規則で定める書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 経営状況を説明する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(協定の締結)

第 4 条 条例第 6 条の規定による協定の締結は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用及び支払方法に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (9) その他別に定める事項

（事業報告書の提出期限）

第5条 条例第9条の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後にあっては5月31日までに、年度の途中において指定を取り消されたときにあっては当該取り消された日から起算して30日以内に行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書	
海士町長	様
申請者 所在地	
団体名及び代表者氏名	
電話番号	
海士町	の指定管理者の指定を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。	

海士町長

様

団体名及び代表者氏名

電話番号

海士町

の指定管理者の指定を受けたいので、

関係書類を添えて申請します。

第7節 住民

○海士町印鑑条例

(昭和56年3月17日海士町条例第11号)

改正 平成8年6月24日条例第7号 平成12年3月24日条例第18号
平成24年7月9日条例第19号 平成27年3月13日条例第6号
令和2年3月17日条例第3号

海士町印鑑条例（昭和41年海士町条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、印鑑の登録及びその登録証明について必要な事項を定めることを目的とする。

（印鑑の登録資格）

第2条 本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により海士町が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。改正（令2条例第3号）

2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）改正（令2条例第3号）

（印鑑の登録申請）

第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、自ら出頭し、印鑑登録申請書に登録しようとする印鑑を添え、町長に申請しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により自ら出頭することができないときは、印鑑登録申請書と代理権を授与した旨を証する書面に本人が署名し、登録しようとする印鑑をそれぞれ押印して、代理人により申請することができる。

2 前項ただし書の印鑑登録申請書には、本町において印鑑の登録を受けている成年者1名が連署し、登録している印鑑を押印して保証しなければならない。

改正（平12条例第18号）

（印鑑登録申請の不受理）

第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録の申請は、受理しない。

(1) 印鑑が、住民基本台帳に記録されている氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者に係る住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記を含む。以下同じ。）、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表している印鑑

(3) ゴム印その他印形の変化しやすい印鑑

(4) 印影の照合が困難と認められるもの

(5) き損、摩滅している印鑑

(6) ふちのない印鑑

- (7) 印影の大きさが1辺の長さ20ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さが7ミリメートル以下の正方形に収まるもの
- (8) 前各号に規定するもののほか、町長が不適当と認めるもの

改正（令2条例第3号）

（印鑑登録申請の確認）

第5条 町長は、第3条の申請を受理した場合は、当該申請が確実に本人の意思に基づくものであると認めたものを除き、文書その他の方法により、申請者本人に照会し、本人の意思を確認するために期限を付して回答を求めなければならない。この場合において付すべき期限は、照会の日から起算して3週間を超えることができない。

2 前項の規定による照会に対し、その付された期限内に回答がない場合又は申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになった場合は、当該申請の受理を取り消す。

（印鑑登録）

第6条 町長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。

改正（令2条例第3号）

（印鑑登録原票）

第7条 町長は、印鑑登録原票を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称）
- (4) 出生年月日
- (5) 男女の別
- (6) 住所
- (7) 印影
- (8) 外国人住民のうち非漢字圏の者が、その者の住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は、当該氏名のカタカナ表記
- (9) その他印鑑の登録に関し必要な事項

追加（令2条例第3号）

（印鑑の変更申請）

第8条 登録を受けている印鑑を変更しようとするときは、印鑑登録変更申請書に署名し、登録を受けている印鑑及び新たに登録を受けようとする印鑑を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、紛失、盗難、き損等の理由により登録を受けている印鑑を添えて申請することができないときは、その理由を当該届書に記載して申請しなければならない。

3 第1項の届出は、第3条から前条までの規定を準用する。 繰下げ（令2条例第3号）

（登録廃止の届出）

第9条 登録を受けている印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止届にその印鑑を押印して届け出なければならない。ただし、登録を受けている印鑑を紛失、盗難等の理由で押印することができないときは、その理由を当該届出書に記載しなければならない。

2 前項の届出は、第3条の規定を準用する。

繰下げ（令2条例第3号）

(印鑑登録原票記載事項の変更)

第10条 印鑑登録を受けているものは、印鑑登録原票に記載した事項に変更を生じたときは、印鑑登録変更申請書に署名し、印鑑を押印し、直ちに町長に届け出なければならない。

2 町長は、必要と認めたときは、前項の届出を待たず、住民票により印鑑登録原票に記載した事項を変更することができる。
改正、繰下げ(令2条例第3号)

(印鑑登録原票の消除)

第11条 町長は、印鑑の登録を受けているものについて、次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合は、当該印鑑登録原票を消除しなければならない。

- (1) 印鑑登録廃止届により印鑑の登録を廃止したとき。
- (2) 印鑑登録変更申請により従前の登録印鑑が変更されたとき。
- (3) 住民票が消除されたとき。
- (4) 失そう宣告若しくは後見開始の審判を受けたとき。
- (5) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録してある印鑑が第4条第1号に該当するに至ったとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)
- (6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、印鑑登録者について消除すべき理由が生じたとき。

改正、繰下げ(令2条例第3号)

(印鑑登録証明の申請)

第12条 印鑑を登録しているものが印鑑登録証明を求めるときは、自ら出頭し印鑑登録証明交付申請書により、所定の事項を記入し、署名して町長に申請をしなければならない。ただし、印鑑登録している者がやむを得ない理由により自ら出頭することができないときは、印鑑登録証明交付申請書に代理人が所定の事項を記入し、本人の登録印鑑を押印した代理権授与通知書を添えて代理人により申請することができる。

2 代理人によって印鑑登録証明の申請をした場合、本人から申出があつたときは、町長は、印鑑登録証明書の発行枚数、発行年月日、代理人の氏名等を本人あて通知するものとする。
繰下げ(令2条例第3号)

(印鑑登録証明書交付の指定)

第13条 印鑑を登録している者で、登録した印鑑について印鑑登録証明書の交付の指定を受けた者は、交付指定申請書により自ら出頭して町長に申請することができる。

2 前項による交付指定を廃止しようとするときは、交付指定廃止届に署名しその印鑑を押印して届け出なければならない。
繰下げ(令2条例第3号)

(印鑑登録の証明)

第14条 町長は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項(登録番号及び登録年月日を除く。)の写しについて証明する。

改正、繰下げ(令2条例第3号)

(印鑑登録証明申請の不受理)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明の申請は、受理しない。

- (1) 所定の印鑑登録証明用紙以外のものに押された印鑑の証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
- (2) 前条の規定に違反した印鑑登録証明申請をしたとき。
- (3) 本人の意思によることが明らかでないとき。

(4) 前各号に規定する場合のほか、町長が不相当と認めるとき。

繰下げ（令2条例第3号）

（閲覧の禁止）

第16条 印鑑に関する書類は、閲覧に供しない。

繰下げ（令2条例第3号）

（関係人に対する質問）

第17条 印鑑の登録又はその登録証明に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及びその登録証の確実性を確保するため必要な範囲において関係人に対して質問し、又は調査することができる。

繰下げ（令2条例第3号）

（委任）

第18条 この条例の規定による申請書、証明書、帳票の様式その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

繰下げ（令2条例第3号）

附 則

この条例（以下「新条例」という。）は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

（外国人登録法に基づき本町の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い）

2 町長は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者のうち、施行日の前日において印鑑の登録を受けている者であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消できるものとする。

3 町長は、外国人登録法に基づき本町の外国人登録原票に登録されている者のうち、施行日の前日において印鑑の登録を受けている者であって、施行日においてもなお印鑑の登録を受けることができる者に係る改正後の第7条に掲げる事項について住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の住民票が作成されることに伴う変更が生じる場合は、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

附 則（平成27年3月13日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町印鑑条例施行規則

(昭和56年3月17日海士町規則第4号)

改正 平成12年3月27日規則第14号 平成24年7月9日規則第2号
平成27年3月30日規則第4号 平成27年10月5日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、海士町印鑑条例(昭和56年海士町条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書等の受理)

第2条 町長は、条例又はこの規則の規定による申請又は届出があったときは、申請者又は届出者の住所、氏名及び生年月日を住民票と照合して受理するものとする。

改正(平24規則第2号)

2 条例第3条第1項ただし書の規定による代理人は、同条第2項の規定による保証人と兼ねることができないものとする。

3 条例に規定する代理人は、意思能力を有するとみなされる年齢15歳以上の者でなければならない。

改正(平12規則第14号)

(確認の方法)

第3条 条例第5条第1項の申請意思の確認については、次の方法のうち適当と認めるものによるものとする。

(1) 運転免許証又は官公署の発行した写真の貼付してある身分証明書を提示したとき。

(2) その他町長が本人であることを確認することができる資料の提示があったとき。

繰上げ(平24規則第2号)

(印鑑票に使用する印肉)

第4条 印鑑票の印鑑には、朱肉又は黒肉を使用しなければならない。

(印鑑票の保管及び消除)

第5条 印鑑票は、住所区割、大分類別、五十音別に保管するものとする。ただし、登録した外国人の印鑑票については、別に保管する。

2 条例第10条の規定により印鑑票を消除したときは、消除の日の属する年別に五十音順に整理し、廃止印鑑簿に収録するものとする。

(文書の保存期限)

第6条 印鑑に関する文書の保存期限は、次のとおりとする。

(1) 廃止した印鑑票 消除した日の属する年の翌年から10年

(2) 印鑑登録申請書、印鑑登録変更申請書、印鑑登録廃止申請書、印鑑登録証明交付申請書、代理権授与通知書、印鑑登録証明書交付指定申請書届出の日の属する年の翌年から5年

(3) 照会による回答書、その他の文書 届出の日の属する年の翌年から3年

改正(平12規則第14号)

(申請書等の様式)

第7条 印鑑登録及び登録証明に関する申請書等の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 印鑑登録申請書、登録変更申請書、登録廃止申請書 様式第1号

(2) 印鑑登録申請にかかわる照会及び回答書 様式第2号

(3) 印鑑登録原票及び印鑑登録証明書 様式第3号

- (4) 印鑑登録証明交付申請書 様式第4号
- (5) 印鑑登録証明書交付指定申請書 様式第5号
- (6) 代理権授与通知書 様式第6号

改正（平27規則第4号）

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第14号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の海士町印鑑条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年3月30日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月5日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

印鑑登録変更申請書
登録廃止

海士町長 殿
年 月 日

登録
次のように印鑑の登録変更を申請します。
登録廃止

登録などをする方の住所氏名等			登録をする 印鑑	登録をして ある印鑑	
海士町大字 番地 年 月 日生					
世帯主氏名			本人・代理人 の別	本人代理人	
代理人	住所	海士町大字 番地	認 印		
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
保証人	住所	海士町大字 番地	登 録 印		
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
登録の変更及び廃止をされる方は、該当番号を○で囲んで下さい。 1 不用 2 摩滅 3 き損 4 紛失 5 その他					
受 付	確 認	照 合	作 成	係 長	課 長

◎ 代理のときは、登録をする印を押した代理権授与通知書を添えてください。

照 会 書

本日あなたの印鑑登録申請を受けましたが、これに相違ありませんか。
相違なければ、下欄の回答書に記名押印して 年 月 日まで
にあなた自身をご持参ください。

期日までに回答がないときは、上記登録申請は、受理いたしません。
なお、かわりの方がこられるときは、代理権授与通知書を添えてくださ
い。

海士町大字

年 月 日

番地

(方)

海士町長

印

殿

き り と り 線

回 答 書

年 月 日登録申請をした印鑑は、私のものであつ
て、自らの意思によったものであることに相違ありません。

年 月 日

海士町長 殿

届出をした印鑑

(住所) 海士町大字

番地

(氏名)

様式第3号（第7条関係） 改正（平27規則第9号）

印鑑登録原票

印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住所			
	備考			

宛名番号		世帯番号	
行政区			
登録日		廃止日	
廃止事由			

印鑑登録証明書

印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住所			
	備考			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

島根県隠岐郡海士町長

※ この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

印鑑登録証明交付申請書 海士町長 殿 年 月 日								
申請者 （本代理人）	（住所） 島根県隠岐郡海士町大字 番地 （氏名）							
	（住所） 島根県隠岐郡海士町大字 番地 （氏名） （世帯主） 必要数枚							
受付	電話		照合		係長		交付	
	窓口		作成		課長		手数料	円

◎ 代理のときは、登録印鑑を押した代理権授与通知書を添えてください。

印鑑登録証明交付 指 定 止 申 請 書

海士町長

殿

年 月 日

申請人の住所、氏名など	登録印
_____ _____ 年 月 日生	
指定 廃止 私に係る印鑑登録証明書を受領すべき者を下記のとおり いたします。	
指定された者の住所氏名など	承認印
_____ _____ 年 月 日生	

[illegible]

代理權授與通知書

代 理 人	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
区 分	印鑑登録申請 印鑑登録廃止申請 その他 () 印鑑登録変更申請 印鑑登録証明書交付申請			
理 由	病気、出張、用務多忙、家事多忙、老齢、その他 ()			

上記の者に代理人として所定の申請権限を委任しましたので通知いたします。

海士町長 殿

登録印

住所 隱岐郡海士町大字 番地

氏 名 _____

年 月 日生

○海士町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する 条例

(平成6年6月30日海士町条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第46条第3項に規定する職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法第56条に規定する仮理事
- (3) 地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法第57条に規定する特別代理人
- (4) 地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法第74条に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら町長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書に押印すべき印鑑は、海士町印鑑条例（昭和56年海士町条例第11号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録印鑑)

第4条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 次の各号のいずれかに該当する認可地縁団体印鑑は、登録することができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他町長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

(印鑑の登録)

第5条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査しなければならない。

2 町長は、前項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。

(登録事項の修正)

第6条 町長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更(ただし、認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

(登録廃止の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら町長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を添えて、町長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 町長は、前条の認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、当該申請を審査したうえ、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じたとき。

(2) 地方自治法第260条の2第15項により準用される民法第68条(ただし、同条第1項第2号を除く。)の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認めたとき。

(4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

3 町長は、前項第3号又は第4号の事由により登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した交付申請書により、自ら町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該交付申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第10条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び次の各号に掲げる事項について証明するものとする。

(1) 認可地縁団体の名称

(2) 認可地縁団体の事務所の所在地

(3) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分

(4) 代表者等の氏名

(5) 代表者等の生年月日

(6) 代表者等の住所

2 町長は、事故その他の事由により前項の規定による証明ができないときは、別に定める方法により行うことができる。

(関係者に対する質問調査)

第11条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関し、関係者に対して質問し、又

は必要な事項について調査することができる。

（閲覧の禁止）

第 12 条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

（代理申請等）

第 13 条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号トに規定する代理人をおいている認可地縁団体にあつては、第3条、第7条及び第9条の申請について、委任の旨を証する書面を添えて当該代理人によりこれを行うことができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第7条及び第9条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

（委任）

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年6月30日から施行する。

○海士町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する 条例施行規則

(平成6年6月30日海士町規則第8号)

改正 平成25年3月25日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成6年海士町条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第3条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）によるものとする。

(登録できない印鑑)

第3条 条例第4条第2項第4号に規定する認可地縁団体印鑑は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外わくのないもの又は著しく欠けているもの
- (2) 故意にき損したと同様の状態のもの
- (3) 文字の線を切断した状態のもの
- (4) 合成樹脂プレス製等のもの
- (5) 他の団体のものと誤認する恐れのあるもの
- (6) 個人の印鑑として既に登録がなされているもの
- (7) その他町長が不適当と認めたもの

(登録申請の審査)

第4条 条例第5条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書の審査は、当該登録申請書の記載事項と当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影を照合することにより行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票)

第5条 条例第5条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録原票（様式第2号）には、印影のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等に係る条例第2条の規定による登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他町長が必要と認める事項

(登録廃止の申請)

第6条 条例第7条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止(亡失)申請書(様式第3号)により行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 条例第8条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録原票に抹消年月日及びその事由を記載しなければならない。

2 条例第8条第3項の規定による通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の改製)

第8条 認可地縁団体印鑑登録原票の印影又は記載事項が不鮮明になったときその他必要と認めるときは、当該認可地縁団体の代表者等にその旨を通知し、登録されている認可地縁団体印鑑の提示を求めて改製するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票その他関係書類の保管)

第9条 認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類は、厳重に保管し、事変を避けるためやむを得ない場合を除き、所定の場所以外に持ち出してはならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第10条 条例第9条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第5号)の提出があったときは、当該認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影及び記載事項を認可地縁団体印鑑登録原票及び地縁団体台帳と照合し相違がないことを確認したうえで、同条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第6号)を交付するものとする。

2 認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、認可地縁団体印鑑登録原票により複写機で作成するものとする。

3 条例第10条第2項の規定による証明書を交付する場合には、登録されている認可地縁団体印鑑の提示を求め、第1項に規定する照合をしたうえで、当該認可地縁団体印鑑を押して作成した認可地縁団体登録印鑑証明書(様式第7号)により行うものとする。

(押印に使用する印肉)

第11条 認可地縁団体印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登録証明に関する書類に押印するときは、朱肉又は黒肉を使用しなければならない。

(委任を証する書面)

第12条 条例第13条に規定する委任の旨を証する書面は、代理人選任届(様式第8号)とし、届出をする本人が自書押印しなければならない。

(文書の保存期間)

第13条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年

(2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票以外の文書 2年

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年6月30日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

海士町長 殿

年 月 日

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本人 ☐ 代理人	住 所 隠岐郡海士町大字 番地
	氏 名 _____ 印

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	海士町大字 番地
	代表者等の氏名	(資格：) 印
	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	海士町大字 番地

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続して下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 代表者等の氏名欄には海士町において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- (資格：) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

町 長	副 町 長	課 長	主 査	係 長	受 付	審 査	登録番号	登録年月日

様式第 2 号（第 5 条関係）

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 原 票

登 録 印 鑑 	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の事務所の所在地 海士町大字 番地				
	代 表 者 等	氏名（資格： ）		生年月日	年 月 日
		海士町大字 番地			
		氏名（資格： ）		生年月日	年 月 日
海士町大字 番地					

登録番号		登 録 日		修正事由		修 正 日	
抹 消 日		抹 消 事 由	☐ 廃止 ☐ 亡失 ☐ 登録資格変更 ☐ 解散 ☐ 不適格印 ☐ その他				

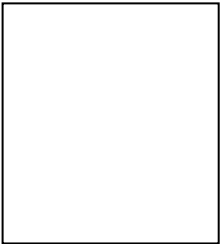
認可地縁団体印鑑登録廃止（亡失）申請書

海士町長 殿

年 月 日

次のとおり認可地縁団体印鑑登録の廃止（亡失）を申請します。

申請者 ☐ 本人 ☐ 代理人	住 所 隠岐郡海士町大字 番地
	氏 名 _____ 印

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	海士町大字 番地
	代表者等の氏名	(資格 :) 印
	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	海士町大字 番地

（注意事項）

- 1 この申請は本人が自ら手続して下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録されている認可地縁団体印鑑を廃止する場合は、団体印鑑を押印して下さい。
- 3 認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、個人の登録印鑑を添付して下さい。
- 4 （資格 : ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

町 長	副 町 長	課 長	主 査	係 長	受 付	原 票

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

殿

海士町長 印

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

貴認可地縁団体の印鑑の登録を抹消したので通知します。

記

- 1 印鑑登録抹消年月日 年 月 日
- 2 抹消の理由

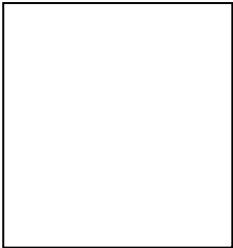
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

海士町長 殿

年 月 日

次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 通の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 ☐ 代理人	住 所 隠岐郡海士町大字 番地
	氏 名 _____ 印

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	海士町大字 番地
	代表者等の氏名	(資格 :) 印
	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	海士町大字 番地

- (注意事項)
- 1 この申請は本人が自ら手続して下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 (資格 :) の偏には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

町 長	副 町 長	課 長	主 査	係 長	照 合	交 付	手 数 料
							円

様式第 6 号（第10条関係）

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 証 明 書

登 録 印 鑑 	認可地縁団体の名称						
	認可地縁団体の事務所の所在地						
	海士町大字			番地			
	代	氏名（資格： ）		生年月日	年	月	日
	表	海士町大字		番地			
者	氏名（資格： ）		生年月日	年	月	日	
	等	海士町大字		番地			

この写しは、登録されている印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

海士町長 印

様式第 7 号（第10条関係）

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 証 明 書

登 録 印 鑑	認可地縁団体の名称
	認可地縁団体の事務所の所在地 海士町大字 番地
	代表者等の氏名 (資格 :) 生年月日 年 月 日
	代表者等の住所 海士町大字 番地

これは、認可地縁団体印鑑登録原票と相違ないことを証明します。

年 月 日

海士町長 印

様式第 8 号（第12条関係）

代 理 人 選 任 届

海士町長 殿

年 月 日

当該認可地縁団体：

認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地	海士町大字 番地		
	代表者等の氏名	(資格：) 印		
	代表者等の生年月日	年 月 日		
	代表者等の住所	海士町大字 番地		

は、次の者を代理人に選任し、下記の行為を委任しましたので、お届けします。

代理人	住 所	海士町大字 番地		
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	町内会名	
委任事項	1 認可地縁団体印鑑の登録申請をすること。 2 認可地縁団体印鑑の登録の廃止（亡失）申請をすること。 3 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請をすること。			

（注意事項）

- 1 この届は、委任する方が必ず書いて下さい。
- 2 代理人とは、地方自治法施行規則第19条第 1 項第 1 号に規定するものです。
- 3 委任する行為に○印をして下さい。

○海士町住民票の職権消除の取扱いに関する要綱

(平成24年10月18日海士町告示第20号)

(趣旨)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、海士町に住民票を有する者について、届出があった住所地に実際に居住していない者（以下「不現住者」という。）の住民票を職権で消除又は修正（以下「職権消除等」という。）することに関して、法及び政令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実態調査及び調査対象者)

第2条 町長は、職権消除等を行う場合には、あらかじめ法第34条第2項の規定による調査（以下「実態調査」という。）を実施しなければならない。

2 前項の実態調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳事務で、住民票記載事項に疑義が生じた者
- (2) 他課から、住民票記載事項に疑義があり照会があった者
- (3) 親族又は同居人から、不現住者である旨の申出があった者
- (4) 近隣の住民等から、不現住者である旨の通報があった者
- (5) 発送した郵便物等が返戻され、不現住者の疑いがある者
- (6) 家屋の所有者又は家屋の管理人から、不現住者である旨の申出があった者
- (7) 転出証明書を取得してから6か月経過後においても、転出先の市区町村から転入通知が届かない者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に調査の必要があると認める者

3 前項の申出は、不現住申立書（様式第1号）による。

4 法務省設置法（平成11年法律第93号）第9条及び第10条に規定された施設並びにこれに類する施設に收容されている者については、調査の対象としない。

(事前調査)

第3条 町長は、実態調査を実施する必要があると認めた場合は、調査対象者に居住実態照会書（様式第2号）、親族に所在照会書（様式第3号）を発送するとともに、次に掲げる事項について事前調査を行い、実態調査事前調書（様式第4号）を個人ごとに作成する。

- (1) 調査対象者の戸籍及び戸籍の附票
- (2) 印鑑登録の有無
- (3) 国民健康保険及び国民年金加入の有無
- (4) 上下水道等の使用状況
- (5) 中学生以下の学齢児童又は生徒の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか、居住の有無の確認に参考となる事項

(実態調査の方法)

第4条 実態調査は、記載住所を実地確認するほか、調査対象者、調査対象者と同一の世帯に属する者、同居人、寄宿舎の管理人等その調査に関係を有する者（以下「関係人」という。）に対して、質問し又は文書等を提出させることにより行うものとする。

- 2 町長は、実態調査を行うに当たっては、次に掲げる手続を経なければならない。
- (1) 調査対象者の氏名、記載住所その他必要な事項を記載した見出し簿の作成
 - (2) 当該住民票への実態調査中である旨の情報入力
 - (3) 調査対象者ごとの個票の作成及び実態調査に係る経過の記載
 - (4) 関係人を把握するための住民票、戸籍の全部事項証明及び戸籍の附票の全部証明の請求
 - (5) 実態調査の終了に伴う報告書の作成
- 3 町長は、実態調査により届出義務者が記載住所に居住していないことを確認したときは、関係人（調査対象者を除く。）に疎明書（様式第5号）の提出を求めることができる。
- （調査員）

第5条 法第34条第3項の規定による調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、住民基本台帳事務所管職員とする。

- 2 調査は、複数の調査員で行わなければならない。
- 3 調査員は、調査を行うときは法第34条第4項の規定に基づき、調査員身分証明書又は職員身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 4 調査員は、実態調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- （調査票）

第6条 調査を行うときは、調査対象者ごとに実態調査票（様式第6号）を用いなければならない。

（不現住者の確認）

第7条 調査の結果が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者を不現住者として確認をする。

- (1) 届出の住所地に居住すべき家屋がないとき。
- (2) 住所として届出があった医療保険施設、介護老人保険施設又は介護療養型医療施設（以下「病院等」という。）から既に退院・退所しているとき。
- (3) 届出の住所地に存在する家屋に他の者が居住しており、当該他の居住者から不現住者であることの証言等があるとき。
- (4) 届出の住所地に存在する土地、家屋の所有権が異動しており、現在の所有者又は現在の居住者から不現住者であることの証言等があるとき。
- (5) 届出の住所地に存在する家屋に居住している痕跡が見られないとき。
- (6) 届出の住所地に存在する家屋に調査対象者の家族及び同居人が住んでいる場合で、当該家族及び同居人から不現住者であることの申出があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が明らかに不現住者であると認めたとき。

（適正申告の指導及び催告）

第8条 町長は、調査の結果に基づき調査対象者を不現住者として確認をしたときは、当該不現住者に住民票異動届に係る通知書（様式第7号）により通知し、指導するものとする。

- 2 前項の通知を発送した日から起算して14日以内に届出が行われない場合においては、期限を付して住民票適正申告催告書（様式第8号）を郵送し、実際に住んでいる住所に住民票を異動するよう催告する。ただし、転出、転居先不明の不現住者に関しては、住民票適正申告催告書を14日間公示するものとする。

- 3 前条で確認された不現住者のうち、病院等に入院又は入所していることが判明した場合は、当該不現住者が退院又は退所するまでの期間中は催告を猶予する。ただし、医師の診断により1年以上の長期、かつ、継続的な入院治療を要する場合はこの限りでない。
- 4 前項のほか、町長が不現住者の住民票の記載内容を適正に修正することができない特別な理由があると認めた場合は、催告を留保する。

(住民票の職権消除)

第9条 町長は、実態調査により不現住であることを確認したとき、又は第8条第2項の規定に基づく催告に対し、期限内に届出がない場合若しくは同条の規定に基づく催告書が居所不明等により返送された場合又は公示期間が終了したときは、法第8条の規定及び居住調査報告書(様式第9号)に基づき当該不現住の者の住民票を職権消除するものとする。この場合において、職権消除異動年月日は、不現住であることを確認した年月日とする。

(職権消除等の通知及び公示)

第10条 前条の規定に基づき住民票の職権消除を行ったときは、町長は、法第19条第1項の規定に基づき本籍地の市区町村長に通知するとともに、政令第12条第4項の規定に基づき、住民票職権消除通知書(様式第10号)により本人へ通知するものとする。ただし、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときは、通知に代えて、その旨を政令第12条第4項後段の規定に基づき様式第11号により公示するものとする。

2 前項ただし書の公示の期間は、14日間とする。

(保存年限)

第11条 この告示による調査票及び関係書類の保存期間は、当該年度の翌年度から5年とする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月19日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

不 現 住 申 立 書

年 月 日

海士町長 様

申立人
住 所
氏 名
電話番号

下記の者は、 年 月 日から 年 月 日現在まで、下記の住所に居住していませんので、調査のうえ住民票から消除することを申立てます。

記

住民票消除の対象者

1 氏 名 (生年月日 年 月 日)

2 住 所

3 申立人との続柄

4 申 立 理 由

5 警察への搜索願届出の有無 有 ・ 無

様式第2号（第3条関係）

居 住 実 態 照 会 書

年 月 日

様

海士町長

海士町では住民票の正確性を確保するため、住民基本台帳の規定に基づき、居住の実態について調査を行っています。

つきましては、あなた様の居住の実態を確認させていただきたいと思いますので、
年 月 日までに海士町役場までご連絡ください。

記

住民票に記載されている住所
海士町大字

なお、住民基本台帳法では住所を異動した場合、14日以内に届出を行うこととされておりますので、現在の住所が上記と異なる場合には速やかに手続きをされますようお願いいたします。

年 月 日

所 在 照 会 書

様

海士町長

海士町では住民票の正確性を確保するため、住民基本台帳の規定に基づき、居住の実態について調査を行っています。

しかし、あなた様の であります 様につきまして、役場から発送した郵便物が返送される等、居住の事実が確認できておりません。

つきましては、 様の所在について確認したいので、お手数でも下記「回答書」にご記入のうえ 年 月 日までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、回答書を送付せず、海士町役場へ電話にてご回答いただいても構いません。

※（「回答書」は同封の封筒でご返送ください。切手は不要です。）

----- 切り取り線 -----

回 答 書

枠内に記入してください。

対 象 者 の 氏 名	
住 民 登 録 し て い る 住 所	
該当者の現在の住所はわかりますか （どちらか○でかこんでください。）	わかる ・ わからない
該当者の現在の住所、連絡先 （わかる場合は記入をお願いします。）	住 所 連絡先
上記のとおり回答します。 年 月 日 住所 氏名 電話	

様式第4号（第3条関係）

実 態 調 査 事 前 調 書

住 所			
フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日			
性 別			
世帯の状況			
調査項目		確 認	備 考
1	戸籍謄本 ・ 附票	有 ・ 無	
2	印鑑登録	有 ・ 無	
3	国民健康保険・国民年金の加入	有 ・ 無	
4	上下水道等の使用状況	有 ・ 無	
5	学齢児童又は生徒	有 ・ 無	
6	その他		

様式第 5 号（第 4 条関係）

疎 明 書

住民基本台帳登録者	住所					世帯主氏名		
	不現住者氏名		続柄	生年月日	不現住者氏名		続柄	生年月日
	1			・ ・	5			・ ・
	2			・ ・	6			・ ・
	3			・ ・	7			・ ・
	4			・ ・	8			・ ・
不現住の理由	1 町外へ転出している				1 転出先 転出日 2 転出先不明			
	2 町内転居している				1 転居先 転居日 2 転居先不明			
	3 居住先不明							
	4 死亡、その他				～ 不現住確認資料添付 有（ ） ・ 無			
	上記のとおり現住していないことを疎明します。							
年 月 日 疎明者 調査員職氏名 疎明者 住 所 氏 名								

様式第6号（第6条関係）

実 態 調 査 票

1 調査対象者

調 査 日	【1回目】	年	月	日	【2回目】	年	月	日
氏 名		生年月日						
住 所					印鑑登録	有（ ）・無		
住 定 日		国民健康保険		有（ ）・無				

2 家族への調査

調 査 結 果	

3 家屋の状況

家 屋 の 有 無	
別 人 が 居 住 し て い る	居住者氏名： 居住年月日：
表 札 の 状 況	
電 気 メ ー タ ー の 状 況	
カーテン・家具等の状況	
そ の 他	

4 その他の状況

国 保 受 診 履 歴	
水 道 使 用 状 況	

5 特記事項

調 査 結 果	

様式第7号（第8条関係）

住民票異動届に係る通知書

年 月 日

様

海士町長

海士町では住民票の正確性を確保するため、住民基本台帳の規定に基づき、居住の実態について調査を行っています。

さて、あなた様の住民票は海士町に登録されておりますが、役場から発送した郵便物等が返送されるなど居住の事実が確認できません。そのため居住の実態調査を実施したところ、下記の住所地に居住されていないことを確認しました。

住民票の異動届は、住民基本台帳法で異動した日から14日以内に提出することが定められていますので、実際に居住されている市区町村に速やかに異動していただきますよう通知します。

なお、このまま異動届を提出しない場合は、住民基本台帳法に基づき職権で住民票を消除又は修正することがあります。

記

住民票に記載されている住所	

※ 住民票の異動届について不明なことがありましたら、海士町役場までお問い合わせください。

住民票適正申告催告書

年 月 日

様

海士町長

あなたの届け出ている住民票の住所は「海士町大字」
ですが、このたび住民基本台帳法に基づく確認調査を行ったところ、上記の住所地にあなたは居住していないことが判明しました。

住民票の住所は、住民の居住関係を公に証明する台帳です。住民票は実際に住んでいる住所地に置かなくてはなりません。適正に申告されますよう催告いたします。

年 月 日までに適正な異動届を提出されない場合は、住民基本台帳法に基づき職権で住民票を消除することになります。住民票が職権で消除されますと、住民としての行政サービスを受けることができなくなるとともに、住所不定となり、あなたの住民としての権利義務にも不利益となりますので、必ず期日までに異動手続きを行ってください。

町外に居住している方は、郵送による異動届出も行えますので、海士町役場までお問い合わせください。

記

事 項	内 容 及 び 根 拠
催 告 に 至 っ た 理 由	
調 査 日	第 1 回調査日 年 月 日
	第 2 回調査日 年 月 日
調 査 結 果	
調 査 権	市町村長は、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査をすることができる、（住民基本台帳法第34条第2項）
住 民 票 の 職 権 消 除	住民票の記載、消除又は記載の修正は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。（住民基本台帳法第8条）
届 出 の 義 務	転居した者は転居した日から14日以内に転居の届出をしなければならない。（住民基本台帳法第23条） 転出をする者はあらかじめ転出の届を出さなければならない。（住民基本台帳法第24条）

様式第 9 号（第 9 条関係）

居 住 調 査 報 告 書

氏 名		生年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女
住 所	海士町大字		
判定結果	1 居 住 ・ 2 不現住	報告書作成者	
判定理由	は、下記の理由により と判定します。		
判定根拠	1 家屋の状況		
	2 関係者調査		
	3 総 括		
	4 調査経過	(1) 調査理由発生年月日	年 月 日
		(2) 発生事由	
		(3) 第 1 回調査日	年 月 日
		(4) 第 1 回調査結果	不在 ・ 在住
		(5) 第 1 回判定根拠	
		(6) 第 2 回調査日	年 月 日
		(7) 第 2 回調査結果	不在 ・ 在住
		(8) 第 2 回判定根拠	
		(9) 適正申告催告日	年 月 日
		(10) 催告方法	郵送 ・ 公示
		(11) その他	

住民票職権消除通知書

年 月 日

海士町長

下記の者は、住民票の住所地に居住していないことを確認したので、 年 月 日をもって住民票を職権消除したことを通知する。

記

No.	氏 名	旧 住 所
1		海士町大字
2		海士町大字
3		海士町大字
4		海士町大字
5		海士町大字

※ 現在居住している市区町村に住所を異動されるときは、転出証明書に準ずる証明書を交付いたしますので、海士町役場までご連絡ください。（郵送による異動届出も行えます。）

様式第 1 1 号（第10条関係）

海士町告示第 号

海士町に住民登録している下記の者について、住民基本台帳法第34条第 2 項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第 8 条及び同法施行令第12条第 1 項の規定により、住民票を 年 月 日に消除（修正）したので、同条第 4 項後段の規定により公示する。

年 月 日

海士町長

記

住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
海士町大字 番地				

処分の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から 6 箇月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は実施機関となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から 6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による異議申立てをした場合の決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から 6 箇月以内に提起しなければならないこととされています

○海士町航路・航空路旅客運賃助成事業助成金交付要綱

(平成29年4月3日海士町告示第13号)

改正 平成30年12月28日告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町航路・航空路旅客運賃助成事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町民の本土への移動に係る経済的な負担を軽減することにより、離島と本土の格差を是正し、住民生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「航路事業者」とは、隠岐汽船株式会社をいう。
- (2) 「航空路事業者」とは、日本エアコンピュータ株式会社をいう。
- (3) 「航路」とは、航路事業者が運航する隠岐郡内各港から七類港又は境港までの旅客定期航路及び隠岐郡内各港間の旅客定期航路をいう。
- (4) 「航空路」とは、航空路事業者が運航する隠岐空港から出雲空港までの旅客定期航空路をいう。

(助成の対象者)

第4条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、航路事業者及び航空路事業者とする。

(助成対象事業等)

第5条 助成の対象となる事業等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海士町航路・航空路旅客運賃助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するにあたって、当該助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容の適否等を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、海士町航路・航空路旅客運賃助成金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、前条の規定により交付決定を受けた助成金の交付を受けようとするときは、海士町航路・航空路旅客運賃助成金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金を不正に受領したと判明した航路事業者及び航空路事業者には、助成金の返還を命ずるものとする。

(書類等の保管)

第10条 航路事業者及び航空路事業者は、当該助成事業に係る書類等を事業完了年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月3日より施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月28日告示第25号)

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係) 全改 (平30告示第25号)

1. 助成対象となる航路及び助成額

航路	区分		海士町に住所登録し、隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書の交付を受けている者及びこれに準ずる者として隠岐航路運賃助成(準住民)対象者証明書の交付を受けている者の1人当たりの助成対象額			
			大人	小人	障がい者 (大人)	障がい者 (小人)
隠岐一本土間	2等運賃	片道	1,850円	920円	920円	460円
		往復	3,510円	1,750円	—	—
	特急料金	片道	1,360円	690円	690円	350円
		往復	2,590円	1,310円	—	—
島前一島後間	2等運賃	片道	760円	380円	380円	190円
		往復	1,450円	730円	—	—
	特急料金	片道	100円	60円	60円	30円
		往復	180円	100円	—	—
別府一菱浦	2等運賃		60円	30円	30円	10円
	特急料金		0円	0円	0円	0円
別府一來居	2等運賃		410円	210円	210円	100円
	特急料金		0円	0円	0円	0円
菱浦一來居	2等運賃		410円	210円	210円	100円
	特急料金		0円	0円	0円	0円

備考

1 その他の取扱いについては、隠岐汽船株式会社運送約款によるものとする。

別表第2（第5条関係） 全改（平30告示第25号）

1. 助成対象となる航空路及び助成額

航空路	区分	海士町に住所登録し、島根離島航空割引カード又は隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書の交付を受けている者1人当たりの助成対象額
隠岐―出雲間	片道	4,300円

備考

- 1 その他の取扱いについては、日本エアコミューター株式会社国内旅客運送約款によるものとする。

様式 省略

第8節 交通・生活安全

○海士町交通安全対策会議条例

(平成3年4月1日海士町条例第9号)

改正 平成13年9月25日条例第20号 平成19年3月19日条例第2号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、海士町交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海士町交通安全計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、海士町の区域内における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進すること。
- (3) 島根県交通安全対策会議との連携に関すること。
- (4) 海士町交通安全協会との連携に関すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副町長である委員が職務を代理する。

改正(平19条例第2号)

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 島根県隠岐支庁土木建築局で局長が指名する者 1人
- (2) 浦郷警察署の警察官で署長が指名する者 2人
- (3) 議会の議員で議長が指名する者 2人
- (4) 隠岐島町村組合消防本部の消防長が指名する者 1人
- (5) 町の副町長及び町長部局の職員で町長が指名する者 2人
- (6) 教育委員会の教育長及び小、中、高等学校長
- (7) 保育所の施設長のうちから町長が指名する者 1人
- (8) 町の交通指導員
- (9) 海士町交通安全協会長
- (10) 町内において陸上交通その他自動車を所有して事業を営む者のうちから町長が指名する者 1人
- (11) 町老人会長、町婦人会長、町青年団長、町区長会長

改正(平19条例第2号)

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

改正(平13条例第20号)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○海士町交通指導員条例

(昭和45年 3 月23日海士町条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、交通指導員（以下「指導員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、もって道路交通の安全確保に資することを目的とする。

(委嘱及び任期)

第2条 指導員は、町長が所轄警察署長の意見を聴いて委嘱するものとし、その身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める職員とする。

2 指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(定数)

第3条 指導員の定数は、2名とする。

(任務)

第4条 指導員は、町長の命を受け、警察機関及び交通安全推進機関等との緊密な連絡を図り、交通の安全保持のため必要な指導及び交通安全思想の普及に努めるものとする。

(報酬)

第5条 指導員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）による。

(被服等の支給)

第6条 指導員には、被服及び装備品を支給する。

(公務災害補償)

第7条 指導員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合においては、その指導員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。この場合における補償基礎額は、第5条の規定にかかわらず、海士町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年海士町条例第30号）第5条第2項別表第1の規定による分団長及び副分団長の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和45年 4 月 1 日から施行する。

○海士町国民保護協議会条例

(平成18年3月27日海士町条例第5号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、海士町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事5人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部 条例

(平成18年3月27日海士町条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び183条において準用する法律第31条の規定に基づき、海士町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

(会議)

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、出席該当者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長に指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、海士町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(平成19年3月19日海士町条例第9号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 推進体制の整備（第8条－9条）
- 第3章 町民、事業者等の自主防犯活動の促進（第10条－第13条）
- 第4章 環境健全化の促進（第14条－第15条）
- 第5章 施設等における防犯性の向上（第16条－第21条）
- 第6章 補則（第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、町の責務並びに町民、地域活動団体（自治会その他の地域的な共同活動を行うための団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、町民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる町の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、町民等による自主的な活動を基本としなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、町及び町民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならない。
- 4 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、前条第1項に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを推進する責務を有する。

- 2 町は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、県、警察及び町民等と連携を図るものとする。

（町民の役割）

第4条 町民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、お互いに協力して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 町民は、町が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の役割）

第5条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動への取組及びその地域における連携を推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるとともに、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動について、犯罪の防止に努めるものとする。

2 事業者は、町が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物管理者の責務)

第7条 町内に土地、建物を所有、占有、管理する者は、その土地、建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、地域における犯罪防止のため、適正な管理に努めるものとする。

2 町は、犯罪防止のために、必要があれば当該土地又は建物の、所有者、占有者、管理者を調査することができる。

第2章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第8条 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を効果的且つ継続的に推進するため、及び町長が必要と認める事項について審議するため、町、教育委員会、学校、警察、地域活動団体等を構成員とした推進会議を置くなど、推進体制を整備するものとする。

2 町は、安全で安心なまちづくりの推進体制の整備に当たって、情報の提供、その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 町は、安全で安心なまちづくりに関する町民等の理解を深めるとともに、その活動への町民等の参加を促進するために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

第3章 町民、事業者等の自主防犯活動の促進

(町民等の自主的な活動の促進)

第10条 町は、町民等が行う安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要な情報の提供、指導及び助言その他の措置を講ずるものとする。

(海士町安全で安心なまちづくりの日の指定)

第11条 町は、安全で安心なまちづくり活動の促進のため、毎月15日を「海士町安全で安心なまちづくりの日」として指定する。

(表彰)

第12条 町長は、町民活動その他の活動に寄与したと認められる町民、事業者、団体等を表彰することができる。

(子ども、高齢者、障害者等の安全教育及び啓発)

第13条 町は、子ども、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要するものが犯罪の被害を受けないよう学校等における安全教育や、それぞれの状態に応じた啓発を行うとともに、町民、自治会等との連携による見守り活動が行われるように努めるものとする。

第4章 環境健全化の促進

(地域の特性に応じた対策の推進)

第14条 町は、町民、事業者及び警察と連携・協力し、住宅地、港湾地域などそれぞれの地域の特性に応じた防犯対策及び環境健全化の推進に努めるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第15条 町は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他町に滞在する者の安全を確保するために、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

第5章 施設等における防犯性の向上

（公共施設の整備等）

第16条 町長は、公共施設の整備又は管理に当たっては、犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

（学校等における措置）

第17条 町長及び教育委員会は、共同して、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設（以下「学校等」という。）における乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）に対する犯罪の防止に努め、必要な措置を講ずるものとする。

（通学路等における措置）

第18条 町長及び教育委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における子どもに対する犯罪の防止に努めるものとする。

2 通学路等を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等並びに町民等は、警察と連携して、子どもに対する犯罪を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止配慮した道路等の普及）

第19条 町は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第20条 町は、犯罪の防止に配慮した住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）の普及に努めるものとする。

2 住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、住宅を犯罪の防止に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町は、町民、町内に住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び町内に住宅を所有し、又は管理する者に対し、当該住宅を犯罪の防止に配慮したものとするために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第21条 事業者は、店舗等を犯罪の防止に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 補則

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○海士町暴力団排除条例

(平成23年12月28日海士町条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の責務を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は町民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、島根県、他の市町村、事業者、町民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、前項の施策の実施に当たっては、公益財団法人島根県暴力追放県民センター（法第32条の2第1項の規定により島根県公安委員会から指定を受けた者をいう。）との緊密な連携を図るよう努めるものとする。
- 3 町は、島根県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 町は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。）が公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町の契約事務における暴力団排除)

第7条 町は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する

社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。)を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付等における暴力団排除)

第8条 町は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団排除)

第9条 町は、その設置する公の施設の管理を、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に行わせてはならない。

2 町長、教育委員会及び指定管理者は、町が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該他の条例に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

(町民に対する支援)

第10条 町は、町民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報活動の充実等)

第11条 町は、暴力団の排除についての町民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の排除に関する広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(警察等関係機関との連携等)

第12条 町は、第10条に規定する支援及び前条に規定する措置を講ずるに当たっては、警察等関係機関との連携を図るものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

○海士町暴力団排除条例施行規則

(平成23年12月26日海士町規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町暴力団排除条例（平成23年海士町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為)

第2条 条例第6条の暴力団員等による不当な要求は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力行為又は脅迫行為
- (2) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町の事務事業の遂行又は執務環境における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(暴力団員等と密接な関係を有する者)

第3条 条例第7条及び第9条第1項の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団員等が経営に事実上参加している事業者
- (2) 暴力団員等の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員等がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約、資材等の購入契約等を締結している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員等と社会通念上非難される関係を有している者

(契約事務)

第4条 条例第7条の契約事務とは、次に掲げるものとする。

- ア 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約又は建設工事に係る設計、調査若しくは測量の業務の委託契約
- イ 設備の保守、清掃、警備、電算システムの開発その他の役務の提供に係る委託契約
- ウ 物品の購入、借入れ、売払い又は貸与に係る契約
- エ 公有財産の売却に係る契約
- オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約
- カ 広告事業に係る契約
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する指定管理者に係る協定
- ク その他、海士町長（以下「町長」という。）が指定するもの

(町の契約事務等における措置)

第5条 町長は、条例第7条に定める町の契約事務において、入札参加希望者等又は入札参加希望者等の役員等が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴排対象者

等」という。)を利することとならないよう必要な措置の要件に該当すると認められるときは、期間を定めて、次に掲げる暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 一般競争入札において参加資格を認めないこと。
- (2) 指名競争入札において指名を行わないこと。
- (3) 随意契約の相手方としないこと。
- (4) 広告事業における契約の相手方又は広告媒体の広告主としないこと。
- (5) その他、町長が必要と認めること。

(給付金の交付等における措置)

第6条 町長は、条例第8条に定める交付金の交付対象者が暴排対象者等に該当するときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 交付金の交付の決定を行わないこと。
 - (2) 交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。
- 2 町長は、必要と認めるときは交付金の交付の決定において、交付対象者が暴排対象者等に該当するときは当該交付の決定を取り消す旨の条件を付するものとする。

(照会、回答及び排除措置要請等)

第7条 町長は、前2条に規定する暴力団排除のために必要な措置対象者等に該当するかどうかについて疑義がある場合は、島根県浦郷警察署長(以下「警察署長」という。)に対し、様式第1号により照会するものとする。

- 2 町長は、前項の照会の結果、第5条に規定する排除措置が必要な場合は入札参加希望者等に様式第2号により通知するとともに、警察署長に対し排除措置結果を様式第4号により通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の照会の結果、前条に規定する排除措置が必要な場合は様式第3号により通知するとともに、警察署長に対し排除措置結果を様式第4号により通知するものとする。

(入札参加除外の措置等)

第8条 町長は、入札参加資格(町が発注する建設工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定による一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定による指名競争入札の参加資格をいう。以下同じ。)を有する者(以下「入札参加資格者」という。))が、別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、海士町建設業者指名審査会設置要綱(平成19年海士町訓令第5号)に定める審査会(以下「審査会」という。)の協議を経て、同表右欄に掲げる期間において、当該入札参加資格者を町が発注する建設工事等から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、入札参加除外措置を行った入札参加資格者(以下「入札参加除外者」という。))について、別表左欄に掲げる措置要件について同表右欄に掲げる期間が経過し、かつ、当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申出があり、別表左欄に掲げる措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、審査会の協議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。
- 3 前項の場合において町長は、別表左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札参加除外者に対して求めることができる。

(勧告措置等)

第9条 町長は、この規則の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の協議を経て、入札参加資格者に対し必要な措置を勧告又は注意を喚起することができる。

(一般競争入札及び指名競争入札からの排除)

第10条 契約権者(海士町財務規則(昭和41年海士町規則第5号)第2条第7号に規定する契約権者をいう。以下同じ。)は、建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 契約権者は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 契約権者は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第11条 契約権者は、入札参加除外者及び町の入札参加資格の有無にかかわらず、警察署長から別表左欄に掲げる措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第12条 契約権者は、入札参加除外者及び町の入札参加資格の有無にかかわらず、警察署長から別表左欄に掲げる措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を町が発注する建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降のすべての下請人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方となる者を含む。以下同じ。)、又は受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。以下これらの者を「下請負人等」と総称する。)とすることを認めてはならない。

2 契約権者は、契約の相手方が入札参加除外者及び町の入札参加資格の有無にかかわらず、警察署長から別表左欄に掲げる措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を下請負人等としていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前2項及び前2条の規定は、入札参加資格者の認定及び入札参加除外者を構成員とする共同企業体について準用する。

(契約の解除)

第13条 契約権者は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるようあらゆる措置を講ずるものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

第14条 町長は、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由となった事実について改善したとして様式第5号により入札参加資格停止措置の解除の申し出があった場合は、様式第6号により警察署長に対し、当該有資格者等について改善の状況を照会するものとする。

2 町長は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該措置期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。

3 町長は、入札参加資格停止措置の解除又は継続については、審査会に規定する審査を経て行うものとする。

4 町長は、第2項の規定による入札参加資格停止措置の解除又は継続を行なったときは、遅滞なく、様式第7号により当該措置を受けた有資格者等に通知するものとする。

5 町長は、前項の通知をした旨を、様式第8号により警察署長に通知するものとする。

(指定管理者への協力要請)

第15条 町長は、第8条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、指定管理者

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)
に対して、その所管課長を通じて第13条と同様の措置をとるよう求めるものとする。

(不当要求行為等に対する措置)

第16条 契約権者は、契約の相手方が契約の履行に当たって、暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害等を受けたときは、同条例の定めるところにより、必要な報告を求めるとともに、警察署長への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約権者は、契約の相手方の下請負人等が暴力団員等から不当要求行為等を受けたときは、当該下請負人等に対し、前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 契約権者は、契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当要求行為等を受け、適切に報告又は届出が行われたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は工期の延長等の措置を講ずるものとする。

(町が設置した公の施設の利用の不承認等)

第17条 条例第9条の定めにより、町が設置した公の施設の利用が暴力団を利するおそれがあると認める行為は、次のとおりとする。

(1) 暴力団の定例会等の各種の会議、会合及びその類以行為

(2) その他、町長が暴力団を利するおそれがあると認める行為

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

別表（第8条関係）

措 置 要 件	期 間
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員である場合、又は暴力団員が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、左欄の措置要件が改善されたと認められるまで。
2 入札参加資格者及びその役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員による威力を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、左欄の措置要件が改善されたと認められるまで。
3 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格者及びその役員等が、下請負契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前4項の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
6 入札参加資格者が第9条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度同様の勧告措置を受けたとき。	

浦郷警察署長 様

海士町長

暴力団関係者該当性について（照会）

下記の者が、海士町暴力団排除条例に定める排除措置の対象に該当するか否かについて海士町暴力団排除条例施行規則第 7 条第 1 項の規定に基づきご照会しますので、別紙 1 によりご回答をお願いします。

記

商号又は名称			
所 在 地			
役 職 名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

備考 暴力団関係者に該当するか否かにつき照会を必要とする理由等、特記すべき事項がある場合には、その旨を記載すること。）

第 年 月 日

様

海士町長

入札参加資格停止措置通知書

このたび貴社（あなた）を、本町が行う契約からの海士町暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、入札参加資格停止措置の対象としたので通知します。なお、入札参加資格停止措置の内容等については下記のとおりです。

記

1 入札参加資格停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を継続します。

2 入札参加資格停止措置の理由

3 入札参加資格停止措置の内容

(1) 競争入札への参加

町が実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社との契約は締結しません。

4 その他

上記2の入札参加資格停止措置の理由となった事実が改善された場合は、様式第5号「入札参加資格停止措置解除申出書」により、海士町長に対して、入札参加資格停止措置の解除を申し出ることができます。（改善が認められたときは、上記1の入札参加資格停止措置期間満了後に当該措置を解除します。）

様

海士町長

給付金の交付対象者除外通知書

このたびあなたを、海士町暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定に基づき、交付金の交付対象者としなないこととしたので通知します。

記

1 措置の理由

2 措置の内容

(1) 交付金の交付決定を行わない。

(2) 交付金の交付決定について
全部を取り消す。
一部を取り消す。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

浦郷警察署長 様

海士町長

排除措置結果について（通報）

このことについて、下記のとおり措置をとったので、海士町暴力団排除条例施行規則第7条第2項（第3項）の規定により通報します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 措置の内容
- 5 備考

様式第 5 号（第14条関係）

年 月 日

海士町長 様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者当職氏名) ⑩

入札参加資格停止措置解除申出書

当法人（私）は、 年 月 日付け第 号の入札参加資格停止措置通知書による入札参加資格停止措置を受けましたが、当該措置の理由となった事実について、改善しましたので、当該措置の解除をお願いします。

連絡先：
担当者：

浦郷警察署長 様

海士町長

入札参加資格停止措置の解除について（照会）

年 月 日付け第 号で排除要請のあった下記の者について、引き続き海士町暴力団排除条例に定める排除措置の対象に該当するか否かについて、同規則第14条第1項の規定に基づきご照会しますので、別紙2によりご回答をお願いします。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
備考			

様式第 7 号（第14条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長

入札参加資格停止措置解除（継続）通知書

年 月 日付け入札参加資格停止措置の解除の申出については、当該措置の理由となった事実の改善が確認されたので、年 月 日をもって当該措置を解除します。（又は、年 月 日付け入札参加資格停止措置の解除の申出については、当該措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、当該措置を継続します。）

様式第 8 号（第14条関係）

第 年 月 号
年 月 日

浦郷察署長 様

海士町長

入札参加資格停止措置解除（継続）について

表記のことについて、別添のとおり、海士町暴力団排除規則第14条第 4 項の規定に基づく入札参加資格停止措置を解除（継続）したので、同条第 5 項の規定に基づき、通報します。

別紙 1（第 7 条関係）

第 年 月 日

海士町長 様

浦郷警察署長

暴力団関係者該当性について（回答）

年 月 日付け第 号で照会のあった件については、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は名称

2 所在地

3 代表者

4 照会に係る調査結果

上記の者は、海士町暴力団排除条例に定める排除措置の対象に

☐ 該当する。

☐ 該当しない。

5 該当することとなった根拠（調査の結果、該当する場合にのみ記載）

別紙２（第14条関係）

第 年 月 日

海士町長 様

浦郷警察署長

入札参加資格停止措置の解除について（回答）

年 月 日付け第 号で照会のあった件については、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果

上記の者は、海士町暴力団排除条例に定める排除措置の対象に

- ☐ 該当する。
- ☐ 該当しない。

- 5 該当することとなった根拠

第2章 選挙

第1節 選挙管理委員会

○海士町選挙管理委員会規程

(昭和30年4月1日海士町選挙管理委員会規程第1号)

改正 平成8年6月24日選管告示第1号

目次

- 第1章 組織（第1条―第3条）
- 第2章 会議（第4条―第7条）
- 第3章 委員長の職務権限（第8条―第10条）
- 第4章 書記の服務及び事務処理（第11条―第15条）
- 第5章 告示の方法（第16条）
- 第6章 公印（第17条）

附則

第1章 組織

（委員長の選挙）

第1条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 得票同数の者が2人以上あるときは、くじで当選人と定める。

3 第1項の選挙につき委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

4 委員長が選挙されたときは、委員会はその住所、氏名を告示しなければならない。

5 委員長は、委員長に事故があり、又は欠けるに至ったときに、その職務を代理すべき者をあらかじめ指定しておかなければならない。

改正（平8選管告示第1号）

（委員長の任期等）

第2条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が欠けるに至ったときは、委員長の選挙は、その欠けるに至った日から10日以内にこれを行わなければならない。

（委員長の職務執行）

第3条 委員改選後、委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うものとする。

第2章 会議

（委員会の招集）

第4条 委員会の招集は、委員に対する告知及び告示によりこれを行う。

2 前項の告知及び告示には、委員会招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員会開会中急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

(欠席の届出)

第5条 委員会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻までに委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調製)

第6条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、委員長及び委員長の指名した委員1名が署名しなければならない。

3 委員長は、会議録の写しを添えて会議の結果を町長に報告するものとする。

(その他の会議事項)

第7条 本章に規定するものを除くほか、委員会の開閉、議案の審査及び議決等委員会の議事に関しては、町議会の会議一般の例による。

第3章 委員長の職務権限

(委員長の職務)

第8条 委員長の担任する事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 委員会の議決を経るべき事件につき議案を提出し、及び議決を執行すること。
- (2) 委員会の予算の経理に関すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 前各号に定めるものを除くほか、委員会の庶務に関すること。
- (5) その他法令によりその権限に属する事項

(専決)

第9条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

(代決)

第10条 委員長が不在のときは、委員長代理委員がその事務を代決する。

第4章 書記の服務及び事務処理

(服務)

第11条 書記は、委員長の命を受け、委員会に関する事務を処理する。

(事務の処理)

第12条 文書類は、委員長の承認を得ずしてこれを他に示し、又はその謄本を与えることができない。

第13条 文書はあらかじめ委員長の承認を受けたもののほかは、すべてこれを速やかに処理しなければならない。

第14条 起案文書は、委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件であつて委員長が特に指定したものについては、書記がこれを代決することができる。

(書記の服務及び事務の処理)

第15条 本章に規定するもののほか、書記の服務及び事務の処理に関しては、町長事務部局の例による。

改正（平8選管告示第1号）

第5章 告示の方法

(告示)

第16条 委員会及び委員長の告示は、海士町役場掲示場に掲示してこれを行うものとする。

第6章 公印

(公印)

第17条 委員会及び委員長の公印は、別表のとおりとする。

改正（平8選管告示第1号）

(公印の取扱い)

第 18 条 公印の取扱いについては、前条に定めるもののほか、町長事務部局の例による。
追加 (平 8 選管告示第 1 号)

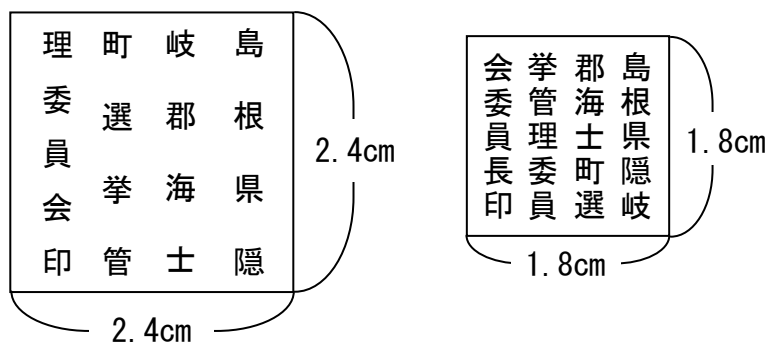
附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 6 月 24 日選管告示第 1 号)

この告示は、平成 8 年 6 月 24 日から施行する。

別表 (第 17 条関係) 追加 (平 8 選管告示第 1 号)



○海士町選挙管理委員会委員長専決規程

(平成8年6月24日海士町選挙管理委員会告示第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、海士町選挙管理委員会規程（昭和30年海士町選挙管理委員会規程第1号）第9条の規定に基づき、委員長の専決事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の専決事項)

第2条 委員長が専決処分することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第27条第2項の規定による選挙人名簿の記載内容の修正又は訂正に関すること。
- (2) 法第101条第2項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による当選人に関する告知及び告示に関すること。
- (3) 法第105条（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による当選証書の付与及び告示に関すること。
- (4) 法第106条第2項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による当選人がない旨又は当選人が定数に達しない旨の告示に関すること。
- (5) 法第108条第1項第3号及び第4号（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による当選に関する報告に関すること。
- (6) 法第192条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表に関すること。
- (7) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第1条の規定による選挙権を有しない者の通知に関すること。
- (8) 令第16条（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による選挙人名簿の表示の消除に関すること。
- (9) 令第17条の規定による登録の移替えに関すること。
- (10) 令第18条第2項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による船員の選挙人名簿登録証明書の交付に関すること。
- (11) 令第19条第1項、第2項及び第3項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による選挙人名簿の送付、引継ぎ及び告示に関すること。
- (12) 令第28条（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による選挙人名簿の送付に関すること。
- (13) 令第92条第9項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定による投票管理者及び開票管理者に対する通知に関すること。
- (14) 令第113条（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定により個人演説会の開催の申出が競合した場合におけるくじの執行に関すること。
- (15) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第4項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第5項の規定による直接請求の基礎となる一定の選挙権を有する者の数の告示に関すること。
- (16) その他輕易と認める事項

附 則

この規程は、平成 8 年 6 月 24 日から施行する。

第2節 選挙一般

○公職選挙法に基づく選挙運動等の実施に関する規程

(昭和30年4月1日海士町選挙管理委員会規程第2号)

改正 平成3年12月24日選管規程第1号 平成10年5月8日選管訓令第1号

(適用範囲)

第1条 この規程は、町の議会の議員及び長の選挙について適用する。

(選挙事務所の届の様式)

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第130条第2項の規定によって町の議会の議員及び長の選挙の候補者（以下「候補者」という。）又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置又は異動の届は、様式第1号に準じて作成しなければならない。

2 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第108条第2項の規定による候補者の承諾書は、様式第2号に推薦届出者の代表者であることの証明書は様式第3号に準じて作成しなければならない。

(表示板の様式及び交付)

第3条 法第141条第2項の規定によって主として選挙運動のために使用する自動車及び船舶並びに拡声機の表示は、海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が候補者又は推薦届出者に交付する様式第4号による表示板を用いてしなければならない。

(表示板の掲示箇所)

第4条 前条の表示板は、自動車にあつては冷却器の前面、船舶にあつては操舵室の前面、拡声機にあつては送話口の下部等、外部から見易い箇所にその使用中常時掲示しておかななければならない。

(腕章の交付及び様式)

第5条 法第141条の2第2項の規定により、自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が着ける腕章は、委員会が候補者に交付する腕章を用いなければならない。

2 前項の腕章は、様式第5号とする。

(表示板及び腕章の再交付)

第6条 第4条の表示板及び前条の腕章を紛失し、又は破損し、若しくは著しく汚損したため再交付を受けようとする者は、委員会に対して理由書を添えて文書で申請しなければならない。

2 表示板の破損又は著しく汚損により前項の申請をする場合においては、申請の際その表示板を返さなければならない。

(ポスターの検印)

第7条 法第144条第2項本文の規定によって委員会が行うポスターの検印については、様式第6号によって作成した印を用いる。

(ポスターの検印票)

第8条 法第143条第1項第5号のポスターを掲示しようとする場合には、候補者又は推薦届出者は、委員会から様式第7号による検印票の交付を受けなければならない。

2 前条の検印を受けようとする者は、前項の検印票を提出しなければならない。

(文書図画の撤去命令)

第9条 委員会が法第147条第1項の規定により、文書図画の撤去を命ずる場合には、様式第8号による撤去命令書をその掲示責任者若しくは候補者又はその推薦届出者に交付するものとする。

(新聞広告のための候補者証明書)

第10条 法第149条第1項の規定によって候補者が新聞広告をする場合には、選挙長から様式第9号による候補者証明書の交付を受けなければならない。

(街頭演説用の標旗)

第11条 法第164条の5第3項の規定によって委員会が交付する標旗は、様式第10号による。

(選挙運動用の腕章)

第12条 法第164条の7第2項の規定によって選挙運動に従事する者が着ける腕章は、委員会から候補者に交付する様式第11号の腕章を用いなければならない。

(標旗及び腕章の再交付)

第13条 第6条の規定は、標旗及び腕章の再交付について準用する。

(出納責任者の届出の様式)

第14条 法第180条第3項又は法第182条第1項の規定によって届け出る出納責任者の選任届又は異動届は様式第12号に準じて作成しなければならない。

2 法第183条第3項及び第4項の規定によって届け出る出納責任者の職務代行開始届又は職務代行終了届は、様式第13号に準じて作成しなければならない。

3 第2条第2項の規定は、法第180条第4項の規定による候補者の承諾書又は推薦届出者の代表者であることの証明書の様式について準用する。

(閲覧の請求)

第15条 法第189条の規定によって委員会に提出された選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書は、法第192条第3項の期間内においては何人もいつでもその閲覧を請求することができる。

(閲覧の場所)

第16条 前条に規定する報告書の閲覧の場所は、委員会の事務局とする。

(閲覧の時間)

第17条 第15条の規定による請求及び閲覧は、執務時間中にしなければならない。

(閲覧の方法)

第18条 第15条に規定する報告書の閲覧は、委員会が指定する場所でしなければならない。

2 報告書は、指定された場所以外に持ち出してはならない。

3 報告書は、丁重に取扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前3項の規定に違反する者に対しては、係員はその閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 公職選挙法に基づく選挙運動等の実施に関する規程は、廃止する。

附 則 (平成3年12月24日選管規程第1号)

この規程は、平成3年12月24日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則 (平成10年5月8日選管訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙事務所設置（異動）届

公職の候補者の氏名

選挙事務所の所在地

連絡電話番号

（旧選挙事務所の所在地）

（旧連絡電話番号）

設置（異動） 何年 何月 何日

右のとおり、選挙事務所を設置（異動）しますから届出をします。

何年 何月 何日

候補者（推薦届出者）

（氏 名）印

町選挙管理委員会委員長（氏 名）あて

選挙事務所設置承諾書

貴殿において選挙事務所を設置することを承諾する。

何年 何月 何日

候補者（氏 名）印

推薦届出者（氏 名）あて

代表者証明書

推薦届出者 氏

名

生年月日

何年何月何日

住所

右の者、何候補者何某の推薦届出者の代表者であることを証する。

何年 何月 何日

推薦届出者

住所

氏 名

印

（住所）

（氏 名）

印

様式第 4 号（第 3 条関係） 改正（平10選管訓令第 1 号）

第	何	号			
			何 年 何 月 何 日 執 行 何 選 挙		
選 挙 運 動 用			拡 自 船	声 動	機 車 船
			候補者（氏 名）		
			町選挙管理委員会 印		

備考 この表示板は木板とし、その大きさは自動車・船舶にあつては、縦20センチメートル、横30センチメートル、拡声機にあつては、縦15センチメートル、横25センチメートルとする。

様式第5号（第5条関係） 改正（平3選管規程第1号）

第何号

何年何月何日執行何選挙

候補者（氏名）

自動車乗車船証

町選挙管理委員会

印

備考 この腕章は布製とし、その大きさは縦12センチメートル、横35センチメートルとする。

様式第6号（第7条関係）

ポスターの検印
寸法
直径
3センチメートル

様式第 7 号（第 8 条関係） 改正（平 3 選管規程第 1 号）

（表）

ポスター第	号	
何年	何月	何日
候 補 者 ポ ス タ ー 検 印 票		
候補者氏名		
立候補届出年月日		
町選挙管理委員会		印

（裏）

候 補 者				氏 名 ⑩	
検 印 年 月 日	検 印 枚 数	残 高 数	検 印 者 印	差 出 人	
				住 所	氏 名 印
計 何 枚					

選管命令 第 号

撤 去 命 令

受命者 住 所
氏 名

- 一 件名
- 二 掲示場所

右は、公職選挙法第百四十三条（第百四十四条、第百四十五条及び第百六十四条の二において準用する第百四十五条）の規定に違反して掲示したもの（公職選挙法第百四十六条の規定に該当するもの）と認め、同法第百四十七条第一項の規定により撤去を命ずる。

何年 何月 何日

町選挙管理委員会
委員長（氏 名）
印

何 候 補 者 証 明 書

候 補 者 氏 名
住 所
生 年 月 日
党 派 名
立候補届出年月日

右の者は、何候補者として立候補の届出を受理した者であることを証明する。

何年 何月 何日

何選挙長（氏 名） 印

※広告掲載新聞社名	
※広告掲載希望年月日	

備考 ※印は、候補者が記入すること。

様式第十号（第十一条関係）

改正（平三選管規程第一号）

標 旗

第何号	
何年何月何日執行何選挙 候補者（氏 名） 町選挙管理委員会	
印	

この標旗は布製とし、その大きさは縦一〇〇センチメートル、横四〇センチメートルとする。

様式第 1 1 号（第12条関係） 改正（平 3 選管規程第 1 号）

腕 章

第 何 号	
○	○
何年何月何日執行何選挙	
選挙運動従事者	
候補者（氏 名）	
○	○
町選挙管理委員会 印	

備考 この腕章は布製とし、その大きさは縦12センチメートル、横35センチメートルとする。

（選 任 届）

出 納 責 任 者 選 任 届

出納責任者（氏 名）

住 所 何郡何町大字何番地

職 業 （詳細に記載すること。）

生年月日 何年 何月 何日

選任年月日 何年 何月 何日

何候補者 （推薦届出者が選任届を提出する場合のみ記載すること。）

右のとおり、（何候補者の承諾書）及び（推薦届出者の代表者であることを証する書面）を添えて出納責任者を届出します。

何年 何月 何日

何候補者（氏 名）印

（推薦届出者）

町選挙管理委員会委員長（氏

名）あて

(異動届)

異動届

新出納責任者 (氏名)

住所 何郡何町大字何番地

職業 業 (詳細に記載すること。)

生年月日 何年 何月 何日

旧出納責任者 (氏名)

何候補者 (推薦届出者が異動届を提出する場合のみ記載すること。)

右のとおり、(解任書の写し)、(辞任届) 及び (解任につき候補者の承諾のあったことを証する書面) を添え出納責任者の異動を届出します。

何年 何月 何日

何候補者 (氏名) 印
(推薦届出者)

町選挙管理委員会委員長 (氏名) あて

（職務代行開始届）

出 納 責 任 者 職 務 代 行 開 始 届

出 納 責 任 者 職 務 代 行 者	（氏 名）
住 所	何 郡 何 町 大 字 何 番 地
職 業	（詳細に記載すること。）
生 年 月 日	何 年 何 月 何 日
代 行 開 始 年 月 日	何 年 何 月 何 日
出 納 責 任 者	（氏 名）
職務代行するに至った事由	（詳細に記載すること。）

右のとおり、出納責任者の職務代行を開始いたしましたので届出します。

何 年 何 月 何 日

何 候 補 者 （氏 名）
（推薦届出者）

名）印

町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 （氏 名）あて

(職務代行終了届)

出 納 責 任 者 職 務 代 行 終 了 届

職 務 代 行 者

(氏名)

職務代行をやめるに至った事由

(詳細に記載すること。)

や め た 年 月 日

何年 何月 何日

何 候 補 者

(推薦届出者が届出する場合にのみ記載すること。)

右のとおり、出納責任者の職務代行をやめましたので届出します。

何年 何月 何日

何候補者(氏
(推薦届出者)

名) 印

町選挙管理委員会委員長(氏

名) あて

○海士町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

(令和3年12月17日海士町条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、海士町の議会議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公営)

第2条 海士町の議会議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により海士町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 海士町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれかが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 海士町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円と

する。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 海士町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

○政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程

(昭和50年10月14日)

改正 平成8年6月24日選管告示第1号

(証票)

第1条 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条（文書図画の掲示）第16項の表示は、海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する様式第1号の証票（以下「証票」という。）を用いてしなければならない。

(証票の申請等)

第2条 海士町長及び海士町議会の選挙の候補者若しくは当該選挙の候補者となろうとする者（町長及び町議会議員の職にある者を含む。以下「候補者等」という。）又は当該候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）が証票の交付を受けようとする場合においては、候補者等にあつては様式第2号の証票交付申請書を、後援団体にあつては様式第3号の証票交付申請書を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の交付申請書の内容等を審査して適正であると認めたときは、速やかに前項の申請者に証票を交付する。

改正（平8選管告示第1号）

(証票の再交付)

第3条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、委員会に対して、理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

2 証票の破損により前項の申請をする場合においては、その申請の際、破損した証票を返さなければならない。

改正（平8選管告示第1号）

附 則

この規程は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和50年法律第63号）の施行の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日選管告示第1号）

この告示は、平成8年6月24日から施行する。

様式第 1 号（第 1 条関係）

政治活動事務所 No. 島根県隠岐郡海士町選挙管理委員会

備考

- 1 大きさは縦 4 センチメートルとし、横 6 センチメートルとする。
- 2 文字は黒色とし、地色は銀色とする。

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町選挙管理委員会委員長 殿

候補者等氏名
(電話番号)

住 所
職 業

証 票 交 付 申 請 書

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程
第 2 条の規定により、証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 証票交付申請枚数 枚
- 2 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び
看板の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

様式第 3 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地

証 票 交 付 申 請 書

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する
規程第 2 条の規定により、証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業
- 2 政治団体としての届出先
- 3 証票交付申請枚数 枚
- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札
及び看板の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

○海士町選挙公報の発行に関する条例

(昭和56年 9 月26日海士町条例第21号)

改正 昭和62年 3 月20日条例第 3 号 平成10年 3 月18日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、町長及び町議会議員の選挙における選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第 2 条 海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙の都度 1 回発行しなければならない。

(選挙公報掲載文の申請)

第 3 条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、選挙の期日の告示があった日の午後 5 時までに委員会に対し、文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文については、候補者はその責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位をそこなう記載をしてはならない。 改正（平10条例第 1 号）

(選挙公報の発行手続)

第 4 条 委員会は、前条第 1 項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に 2 人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、この掲載順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第 1 項の申請をした候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第 5 条 選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙期日前 2 日までに配布するものとする。

(選挙公報の発行の中止)

第 6 条 法第100条第 4 項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は中止する。

(選挙公報についてその他必要な事項)

第 7 条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和57年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月20日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 3 月18日条例第 1 号）

この条例は、平成10年 6 月 1 日から施行する。

○海士町選挙公報発行規程

(昭和56年9月26日海士町選挙管理委員会規程第2号)

改正 平成3年12月24日選管規程第1号 平成10年5月8日選管訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、海士町選挙公報の発行に関する条例（昭和56年海士町条例第21号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報への掲載申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請は、選挙公報掲載申請書（様式第1号）に掲載文正副2通及び写真掲載を希望する候補者は、最近撮影した候補者の上半身手札型写真2枚を添えて、申請しなければならない。

(掲載文の制限)

第3条 掲載文は、海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号）にかい書、行書等判読が容易な字体で、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により縦書で記載しなければならない。

2 氏名欄には、候補者の氏名（戸籍簿に記載された氏名）を記載しなければならない。ただし、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第7項の規定の適用を受けた場合には、当該通称を用いることができる。

3 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットの文字、振仮名（氏名欄中の候補者の氏名に付するものに限る。）、句点、読点、かぎ及びかっこ以外のものを使用して記載してはならない。

4 掲載文は、2以上の文字等をもって他の文字、記号等を示すように記載してはならない。

改正（平10選管訓令第2号）

(掲載文の文字の大きさ)

第4条 掲載文に使用することができる文字の大きさは、氏名欄に記載する場合のほか、通常印刷に用いる初号活字又は42ポイント活字から4号活字又は14ポイント活字までの大きさ程度とする。

(掲載文の文字の訂正)

第5条 委員会は、前3条の規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合その他次条の規定により印刷した場合において著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該文字の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は必要な訂正をすることができる。

(掲載文の体裁及び印刷)

第6条 選挙公報の規格及び様式等は、委員会が選挙の都度別に定める。

(掲載文の撤回又は修正)

第7条 候補者が既に提出した掲載文（写真を含む。）を撤回しようとするときは、選挙公報掲載文撤回申請書（様式第3号）により、修正しようとするときは、選挙公報掲載文修正申請書（様式第4号）に、あらたに記載しなおした掲載文正副2通を添えて申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、条例第3条第1項の規定による提出期限後においては、これを行うことができない。

(掲載順序のくじ)

第8条 条例第4条第2項の規定による掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、委員会があらかじめ告示するものとする。

(掲載文の処理)

第9条 条例第3条第2項の規定により、掲載文の一部を選挙公報に掲載しない場合においても、候補者に対して必ずしもこの旨通知しない。

2 提出した掲載文は返還しない。

(掲載文の掲載を中止しないことがある場合)

第10条 条例第3条第1項の規定による提出期限後において候補者が死亡し、又は候補者たることを辞した場合においては、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は中止しないことがある。

(選挙公報の訂正)

第11条 選挙公報の印刷に誤りがあったときは、委員会は、直ちにその訂正の告示をしなければならない。

(掲載文以外の掲載)

第12条 委員会は、選挙公報に余白を生じた場合には、当該余白に選挙に関する啓発周知等の事項を掲載することができる。

附 則

この規程は、選挙公報の発行に関する条例施行の日から施行する。

附 則 (平成3年12月24日選管規程第1号)

この規程は、平成3年12月24日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則 (平成10年5月8日選管訓令第2号)

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係） 改正（平 3 選管規程第 1 号）

年 月 日

海士町選挙管理委員会委員長 殿

候補者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

電話番号

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

海士町選挙公報の発行に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、掲載文正副 2 通（及び写真 2 枚）を添えて申請します。

様式第 2 号（第 3 条関係）

選挙公報掲載文 原 稿 用 紙	正副本の別	町長選挙 海士町議			
	正副	候補者		印	字数

	写真 氏 名

掲載順位	※	字数	※	字 受 付 者	※

（※印の欄は記入しないこと。）

年 月 日

海士町選挙管理委員会委員長 殿

候補者 住 所

氏 名 ⑩

選 挙 公 報 掲 載 文 撤 回 申 請 書

年 月 日申請した選挙公報の掲載文は撤回したいので申請します。

受 付 月 日	※ 月 日 時 分	受 付 者	※ ⑩

（※印の欄は記入しないこと。）

年 月 日

海士町選挙管理委員会委員長 殿

候補者 住 所

氏 名 ⑩

選 挙 公 報 掲 載 文 修 正 申 請 書

年 月 日申請した選挙公報の掲載文を修正したいので、あらたに記載しな
おした掲載文正副 2 通を添えて申請します。

受 付 月 日	※ 月 日 時 分	受 付 者	※ ⑩

（※印の欄は記入しないこと。）

○海士町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(平成11年3月19日海士町条例第1号)

(設置)

第1条 海士町の議会の議員及び長の選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設ける。

(総数の減少)

第2条 海士町選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、法第144条の2第9項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター 掲示場の設置に関する規程

(平成14年4月24日海士町選挙管理委員会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、海士町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成11年海士町条例第1号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置するポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の掲示に関し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示場の設置の方法)

第2条 ポスター掲示場は、当該選挙におけるすべての候補者のポスターが一面の掲示板に掲示できるものでなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは一のポスター掲示場としての一体性を確保することができる限度において2面以上の掲示板を用いることができる。

2 ポスターを掲示することができる区画の数は、選挙の都度海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）があらかじめ定める。

3 前項の区画には、委員会が別に定める区画番号（以下「区画番号」という。）をあらかじめ掲示場に表示するものとする。

4 ポスター掲示場には、当該選挙のポスター掲示場である旨並びにポスター掲示場及びポスターをき損し、又は破損してはならない旨の注意事項を表示し、区画番号の表示は、ポスター掲示場の左上段の区画を「1」とし、左下段の区画の順次右へ一連番号を付するものとする。

(区画番号の指定)

第3条 候補者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示する場合は、委員会が指定した区画番号が記載されている区画に掲示しなければならない。

(ポスター掲示場の管理)

第4条 委員会は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第92条第5項の規定により選挙長から候補者が候補者であることを辞し、死亡し、法第86条第9項の規定によりその届出を却下し、又は法第91条若しくは法第103条第4項の規定によって公務員となったため候補者であることを辞したものとみなした旨の通知を受けたときは、直ちに当該候補者のポスターを撤去するものとする。

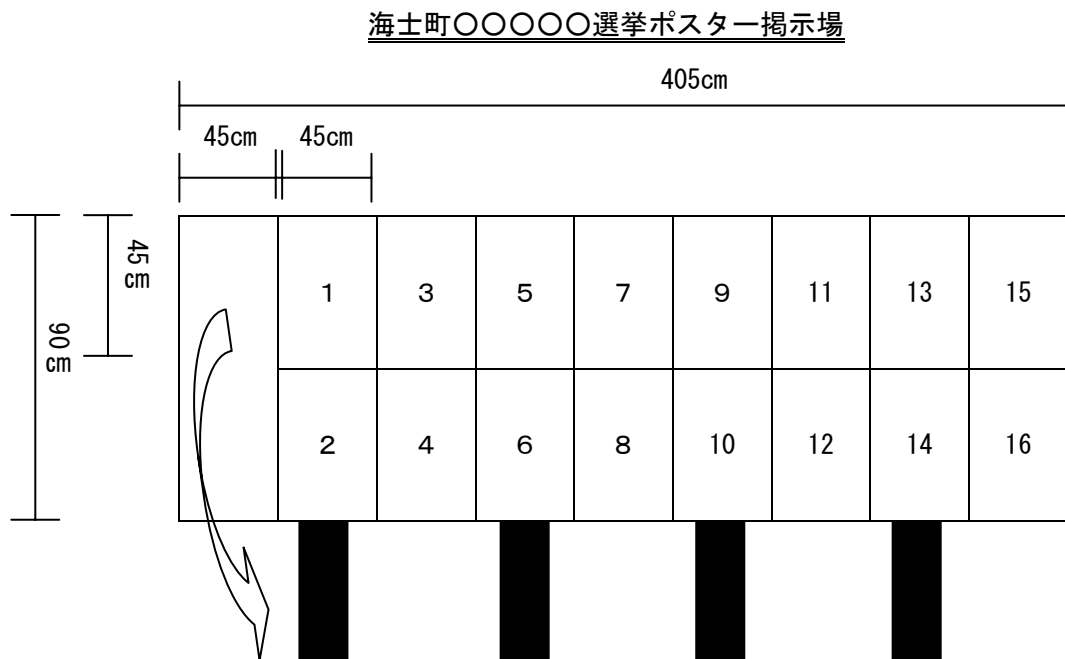
2 委員会は、ポスターが指定された掲示区画以外の区画に掲示されていることを知ったときは、その旨を当該候補者に通知し、これを撤去させるものとする。

3 委員会は、ポスター掲示場が破損したことを知ったときは、直ちにこれを補修するとともに、新たにポスターを掲示し直す必要があるときは、その旨を当該候補者に通知するものとする。

(その他必要な措置)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、ポスター掲示場におけるポスターの掲示に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。



* 区画数については、選挙管理委員会で決定する。

黒色文字

赤色文字

黒色文字

海士町〇〇〇〇〇選挙
ポスター掲示場

投 票 日

月 日

注 意

(1) ポスターは、指定
された区画に掲示し
てください。

(2) この掲示場は、海
士町〇〇〇〇〇選挙
候補者以外の方は使
用できません。

(3) 掲示場を壊した
り、ポスターを破っ
たりすると罰せられ
ます。

海士町選挙管理委員会

○選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱

(平成8年6月24日海士町選挙管理委員会告示第3号)

(目的)

第1条 この要綱は、海士町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項に規定する選挙人名簿の閲覧に関して、閲覧資料が不当な目的に使用されることがないように求めた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条第3項の趣旨にのっとり、必要な事項を定めることによって選挙人名簿の正確性を期するとともに、選挙人のプライバシーを保護することを目的とする。

(閲覧を認める範囲等)

第2条 閲覧に供する書面は、選挙人名簿の抄本（以下「抄本」という。）とする。

2 閲覧は、次の各号のいずれかに該当する場合に限って認める。

- (1) 選挙人が特定の選挙人の登録の有無を確認するとき。
- (2) 政党その他の政治団体又は公職の候補者（以下「候補者等」という。）が選挙運動又は政治活動のために使用するとき。
- (3) 国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が公共的要請により各種調査等に利用するとき。
- (4) 報道機関、学術機関等（以下「報道機関等」という。）が公共目的のための世論調査等に利用するとき。
- (5) その他委員会が認めたとき。

(閲覧の拒否)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を拒むことができる。

- (1) 個人の基本的人権及びプライバシーを侵害するおそれがある場合
- (2) 営利上の目的（広告、宣伝、販売拡張等）若しくは不当な目的のために使用されるおそれがある場合
- (3) 事務に支障がある場合又は委員会の指示に従わない場合
- (4) 多数の者が一時に閲覧申請をし、抄本の使用が競合する場合

(閲覧の申請)

第4条 閲覧をしようとする者は、あらかじめ別記様式の選挙人名簿抄本閲覧申請書兼誓約書及び閲覧目的に関する資料（以下「閲覧申請書等」という。）を添えて委員会に提出し、委員会の許可を得なければならない。ただし、第2条第2項第1号の場合は、閲覧申請書等の提出を省略することができる。

2 前項の場合において、委員会は、必要があると認めるときは、閲覧者に対し第2条第2項各号に掲げる者であることを証する書面の提示を求めることができる。

3 第2条第2項第2号の場合において、候補者に代わって閲覧をする者は、閲覧申請者の代理である旨を証する書面を提出しなければならない。

4 第2条第2項第3号又は第4号の場合において、国等又は報道機関等の委託等を受けて閲覧をする者は、委託等を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧は、委員会の執務室又は委員会が指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧は、読取り、筆記その他委員会の定める方法によらなければならない。

2 閲覧をする者は、抄本を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等をしてはならない。

(閲覧者の責務)

第7条 閲覧申請者及び閲覧者（以下「閲覧をした者」という。）は、閲覧した資料に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人の基本的人権の尊重、プライバシーの保護のため、閲覧した資料の使用及び保管について十分注意すること。
- (2) 閲覧目的以外に使用しないこと。

(委員会に対する報告等)

第8条 閲覧をした者は、次の各号に掲げる事項に関して、文書をもって委員会に報告又は連絡をしなければならない。

- (1) 閲覧目的の事務事業又は調査活動が終了し、結果調、集計表等を作成したとき。
- (2) 選挙人名簿抄本の記載事項に誤り又は漏れ等を発見したとき。
- (3) 委員会から、閲覧した資料の所持、保管状況等について照会があったとき。

(閲覧資料の返還)

第9条 閲覧をした者がこの要綱に違反した場合は、委員会は、閲覧によって作成した資料のすべてについて返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関する事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月24日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

選挙人名簿抄本閲覧申請書兼誓約書

年 月 日

海士町選挙管理委員会委員長 殿

申請者	住所（所在地）		
	氏名（名称） 印		
	担当者	電話番号	
閲覧者	住所		
	氏名	電話番号	
	申請者との関係（所属・職）		

※閲覧者の欄は、申請者が法人又は団体の場合に記入してください。

下記のとおり選挙人名簿の抄本を閲覧したいので、申請します。
なお、貴委員会の選挙人名簿抄本を閲覧するに当たり、選挙人名簿に関する事務処理要綱第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定を遵守します。
また、第 9 条の規定により貴委員会が返還を求めた場合は、直ちに返還します。

記

閲覧目的 （具体的に）	
閲覧希望期間	月 日 午時から 月 日 午時まで
閲覧の対象 （地区・件数等）	
閲覧の方法	1 読取り 2 筆記 3 その他（ ）

調 査 説 明 書

調 査 の 名 称	
調 査 を 依 頼 し た 機 関 及 び 連 絡 先	
調 査 の 目 的	
調 査 の 内 容 〔 対象・抽出方法 ・対象者数等 〕	
添 付 書 類	調査表 調査表の添付ができない時は、調査事項を記入すること。 …この場合、調査表ができ次第送付すること。
備 考	

(注) 備考欄には、調査結果の公表の有無、公表年月日、方法等を記入すること。

第3節 政治倫理

○政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例

(平成7年12月25日海士町条例第44号)

(目的)

第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づき、町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資産等報告書等の作成)

第2条 町長は、その任期開始の日(再選挙により町長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。) 預金、貯金及び郵便貯金の額
- (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額
- (6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額)
- (7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量
- (8) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称
- (9) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
- (10) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 町長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。

(所得等報告書の作成)

第3条 町長（前年1年間を通じて町長であった者（任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となったものにあつては、当該町長でない期間を除き前年1年間を通じて町長であった者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となったものにあつては、同月1日から再び町長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(関連会社等報告書の作成)

第4条 町長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となったものにあつては、同月2日から再び町長となった日から起算して20日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、町長においてこれらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、町長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、町長の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日において町長である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。

3 前項の規定により作成された資産等報告書については、第5条の規定を準用する。

○町長の資産等の公開に関する規則

(平成7年12月25日海士町規則第25号)

(資産等報告書等)

第1条 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例(平成7年海士町条例第44号。以下「条例」という。)第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第6号の株券は、資本の額が1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。

第2条 条例第2条第1項第6号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他とする。

2 条例第2条第1項第7号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第7号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第7号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第7号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書(以下「報告書」という。)の作成の期限が町の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第9条 報告書を訂正しようとする場合には、町長は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

- 第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。
- 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、町長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第1条、第2条、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

資 産 等 報 告 書

印

1 土地

所 在	面積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注)
- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 - 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 - 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

- (注)
- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 - 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

(注)

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金・郵便貯金

・ 預金

預金の総額	円

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・ 貯金

貯金の総額	円

(注) 普通貯金を除く。

・ 郵便貯金

郵便貯金の総額	円

(注) 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	円

6 有価証券

種 類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種 類	銘 柄	枚 数	額 面 金 額 の 総 額
株		枚	円
券			

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・ 自動車

種 類	数 量

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・ 美術工芸品

種 類	数 量

（注）種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

印

1 土地

所 在	面積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注)
- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 - 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 - 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 - 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

- (注)
- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 - 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 - 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

(注)

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

・ 預金

預金の総額	円

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・ 貯金

貯金の総額	円

(注) 普通貯金を除く。

・ 郵便貯金

郵便貯金の総額	円

(注) 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	円

6 有価証券

種 類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種 類	銘 柄	枚 数	額 面 金 額 の 総 額
株		枚	円
券			

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・ 自動車

種 類	数 量

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・ 美術工芸品

種 類	数 量

（注）種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円

年 月 日

所 得 等 報 告 書



		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 額	円

〔注〕 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書



会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

〔注〕

1 4 月 1 日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

第3章 監査

○海士町監査委員条例

(昭和39年4月1日海士町条例第6号)

改正 平成8年6月24日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

追加（平8条例第7号）

(定数)

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

繰下げ（平8条例第7号）

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第3条 議員のうちから選任する監査委員の数は、1人とする。

繰下げ（平8条例第7号）

(定期監査)

第4条 法第199条第3項の規定による定期監査は、毎年10月にこれを行う。

改正、繰下げ（平8条例第7号）

(随時監査)

第5条 法第199条第4項の規定により監査を行うときは、あらかじめ町長に通知しなければならない。

繰下げ（平8条例第7号）

(請願の処理)

第6条 法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、30日以内に措置しなければならない。

繰下げ（平8条例第7号）

(出納検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による毎月の出納検査は、18日とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

繰下げ（平8条例第7号）

(決算の審査)

第8条 法第233条第2項の規定により決算及び証書類を審査に付せられたときは、30日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。

繰下げ（平8条例第7号）

(補助職員)

第9条 監査委員の事務を補助させるため、書記その他職員を置く。その定数は、海士町職員定数条例（昭和28年海士町条例第6号）の定めるところによる。

繰下げ（平8条例第7号）

(事務引継)

第10条 監査委員は、監査についてその書類を保管し、その任期が満了したときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

繰下げ（平8条例第7号）

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4章 附属機関等

○海士町行財政改善審議会条例

(昭和59年6月30日海士町条例第11号)

改正 平成16年11月9日条例第2号 平成23年3月23日条例第4号
平成27年3月13日条例第5号 平成30年9月26日条例第18号

(目的)

第1条 行政機構の簡素化、事務の刷新並びに定員管理の適正化等に関する施策の調査研究及び審議を行い、もって町政施策の円滑な実施に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき町長が必要と認めたときは、海士町行財政改善審議会（以下「審議会」という。）を置く。 改正（平23条例第4号）

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 行政機構の簡素、合理化に関すること。
- (2) 事務、事業の整理、簡素化に関すること。
- (3) 定員管理の適正化に関すること。
- (4) その他行財政事務の効率化に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 有識者
- (2) 議会議員
- (3) 町の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出要求)

第7条 審議会が必要に応じて関係課長等に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、財政課において処理する。

改正（平30条例第18号）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成16年11月9日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日条例第18号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

○海士町総合振興計画策定審議会設置条例

(昭和63年 9 月27日海士町条例第11号)

改正	平成 8 年 6 月24日条例第 7 号	平成 9 年11月26日条例第21号
	平成 9 年12月26日条例第33号	平成16年 3 月24日条例第 3 号
	平成23年 3 月23日条例第 5 号	平成25年 6 月28日条例第17号
	平成27年 3 月13日条例第 5 号	

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、海士町総合振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、町議会の議員、関係団体の役職員及び識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会の答申の終了までとする。ただし、委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第 5 号）の定めるところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

改正（平27条例第 5 号）

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、答申終了と同時に廃止する。

附 則（平成 8 年 6 月24日条例第 7 号）から

附 則（平成 9 年12月26日条例第33号）まで 略

附 則（平成16年 3 月24日条例第 3 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日条例第 5 号）
この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 6 月28日条例第17号）
この条例は、公布の日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月13日条例第 5 号）
この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○海士町史編さん委員会設置条例

(昭和38年11月28日海士町条例第20号)

改正 平成19年3月19日条例第2号 平成23年3月23日条例第6号

(設置)

第1条 町長の附属機関として町長が必要と認めた場合には、海士町史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

改正（平23条例第6号）

(目的)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 町史編さんに関すること。
- (2) 町内事蹟等を調査記録すること。
- (3) その他編さんに関して必要なこと。

改正（平23条例第6号）

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者及び町職員のうちから町長が委嘱し、又は命ずる。

改正（平19条例第2号）

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町交通事故調査委員会規程

(平成12年4月18日海士町訓令第5号)

改正 平成14年8月1日訓令第6号 平成16年12月9日訓令第6号
平成19年3月30日訓令第2号

(設置)

第1条 町有の自動車等交通用具（公務に使用される町以外の者の所有する自動車等交通用具を含む。以下「公用車」という。）により生じた他人の損害に対する町の賠償責任、賠償額及び職員の過失の認定等に関して調査審議するため、海士町交通事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 公用車による交通事故に係る町の損害賠償に関すること。
- (2) 公用車による交通事故について、職員の過失の認定・処分に関すること。
- (3) 公用車による交通事故に係る町の損害賠償に対する求償に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、損害賠償に関する重要な事項

(事故の報告)

第3条 第1条に定める公用車による交通事故が発生した場合は、事故の生じた課の長が事故報告書（様式第1号）を作成し、委員会に提出しなければならない。

(委員会の認定等)

第4条 委員会は、前条の報告に基づき、町の賠償責任の有無を認定し、賠償責任があると認定したときは、賠償額、当該職員の過失の有無、その他の事項について認定するものとする。

- 2 委員会は、前項の審査の結果に基づき、事故調査書（様式第2号）を作成し町長に報告するものとする。
- 3 委員会は、当該事故について、地方自治法第243条の2第1項に基づき、監査委員に監査の請求を行うかどうかについて審査するものとする。
- 4 委員会は、軽易な事項については、持ち回りにより会議に代えることができる。

(賠償の交渉)

第5条 委員会は、前条の審査の結果に基づき、事故の相手方と賠償の協議をするものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課総務係長
- (4) 職員組合執行委員長

改正（平19訓令第2号）

- 2 交通事故を生じた職員の所属する課の長は、会議に出席するものとする。

改正（平16訓令第6号）

(委員会の委員長)

第7条 委員会には委員長を置き、副町長をもって充てる。

改正（平19訓令第2号）

- 2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月1日訓令第6号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月9日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

交 通 事 故 報 告 書

公 ・ 私 の 別	
当 方	（住 所）
	（氏 名）
	（車両番号）
相 手 方	（住 所）
	（氏 名）
	（車両番号）
相手方の使用者	（住 所）
	（名称氏名）
発 生 の 日 時	年 月 日 時 分
発 生 の 場 所	
損 害 の 程 度	相手方
	当 方
事 故 の 概 況	
本人のとした措置及び反省	
上記のとおり交通事故の報告をいたします。 年 月 日 職・氏名 印 海士町長 殿	

- （注） ・ 本報告書は、事故の生じた課の長が作成し、委員会に提出すること。
 ・ 事故現場の見取図に事故状況を図示して添付すること。

様式第2号（第4条関係） 改正（平19訓令第2号）

町 長	副 町 長	総務課長	合 議

事 故 調 査 書

年 月 日

			調査者 職・氏名		印
当 方 職 員 職 氏 名					
相 手 方 住 所 ・ 氏 名					
発 生 の 日 時 ・ 場 所			年 月 日 分		
責 任 の 区 分			当方職員責任 相手方責任 相当両責 運転操作 車両欠陥 その他		
法 令 違 反 行 為			飲酒運転 ひき逃げ 無免許運転 いねむり運転 速度違反 あて逃げ その他法令違反		
損害の程度	人 身	死 者			
		重 傷			
		軽 傷			
	物 件	相 手 方	車 両		円
			そ の 他		円
		当 方	車 両		円
そ の 他				円	
事故の原因	第 1 原因				
	第 2 原因				
示 談 の 内 容					
処 分 等 の 基 準	行 政 処 分				
	賠 償 責 任				
※ 処 分 の 決 定					

○海士町行政不服審査会条例

(平成28年3月18日海士町条例第2号)

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、町長の附属機関として、海士町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

(組織)

第2条 審査会は、5名以内の委員で組織する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員については、法第69条第8項及び第9項の規定を準用する。

3 委員の任期、報酬及び費用弁償については、別に定める。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、町長が選任する。

3 専門委員については、法第69条第8項の規定を準用する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(罰則)

第8条 第3条第2項において準用する法第69条第8項（第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○海士町住みよいまちづくり計画策定委員会設置要綱

(平成22年海士町訓令第 号)

改正 平成26年 9 月 1 日告示第 号 令和元年10月 1 日告示第26号

(設置)

第 1 条 エンゼルプラン、障害者プラン及び地域福祉計画の策定指針に基づき子どもや障害者そして地域で暮らす人々にとって住みよいまちづくりを総合的に検討するため、海士町住みよいまちづくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 この委員会は、子どもや障害者そして地域で暮らす人々にとって住みよいまちづくりを進めるために、海士町における現状と課題を検討し、今後の施策の総合的推進を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 この委員会には、計画を具体的企画立案する検討委員会と検討された計画案を策定する策定委員会を設置し、別表の委員を町長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 2 年 3 月 31 日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

改正（令元告示第26号）

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が座長となる。

2 検討委員会には、必要に応じ部会を設置することができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 1 月 8 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月 1 日告示第 号）

この告示は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年10月 1 日告示第26号）

この告示は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表 略

○海士町個人情報保護審査会条例

(令和5年3月14日海士町条例第2号)

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第3条）

第3章 審査会の調査審議の手続（第4条）

第4章 雑則（第5条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、海士町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、町に、海士町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 海士町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号。以下「施行条例」という。）第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（委員）

第3条 審査会の委員は、海士町情報公開条例（平成13年海士町条例第11号。以下「情報公開条例」という。）に規定する海士町情報公開審査会の委員をもって充てる。

2 審査会の委員の任期は、海士町情報公開審査会委員の任期による。

3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 審査会の調査審議等の手続

（審査会の調査権限等）

第4条 審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の写しの送付等、調整審議手続等の非公開及び答申書の送付については、情報公開条例第23条から第28条までの規定の例による。

第4章 雑則

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行条例の施行の際現に廃止前の海士町個人情報保護条例（平成18年海士町条例第3号。以下「旧条例」という。）第35条の規定により町に置かれた同条に規定する海士町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日

（以下「施行日」という。）に、第3条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

- 3 旧条例の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は旧条例の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第35条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、旧条例の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に施行条例附則第2条の規定による廃止前の旧条例第33条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

第4編 人事

第1章 定数・任用

○海士町職員定数条例

(昭和28年4月1日海士町条例第6号)

改正	昭和32年8月1日条例第18号	昭和32年11月4日条例第25号
	昭和34年4月1日条例第5号	昭和35年4月1日条例第4号
	昭和35年8月3日条例第7号	昭和36年9月28日条例第18号
	昭和37年12月28日条例第17号	昭和39年4月1日条例第14号
	昭和40年4月1日条例第7号	昭和41年3月21日条例第13号
	昭和41年12月24日条例第36号	昭和42年8月21日条例第21号
	昭和44年12月20日条例第31号	昭和46年3月17日条例第11号
	昭和46年7月1日条例第19号	昭和47年3月21日条例第11号
	昭和48年3月22日条例第1号	昭和48年12月20日条例第32号
	昭和49年9月30日条例第21号	昭和56年9月26日条例第23号
	昭和57年3月18日条例第4号	昭和58年12月24日条例第27号
	平成5年6月28日条例第8号	平成7年3月7日条例第3号
	平成12年3月1日条例第2号	平成14年7月23日条例第20号
	平成17年5月25日条例第13号	平成19年3月19日条例第2号
	平成21年3月26日条例第5号	令和2年3月17日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局に常時勤務する職員（副町長及び臨時職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めることを目的とする。

改正（令2条例第2号）

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 町長の事務部局の職員 64人
- (2) 議会の事務部局の職員 1人
- (3) 教育委員会の事務部局の職員 10人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人
- (5) 農業委員会の事務部局の職員 1人

改正（平21条例第5号）

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

追加（昭56条例第23号）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 従前の海士町職員定数条例は、この条例施行の日から廃止する。

附 則（昭和32年8月1日条例第18号）から

附 則（平成14年7月23日条例第20号）まで 略

附 則（平成17年5月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月17日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○海士町職員定数の配分に関する規則

(昭和46年 7 月 1 日海士町規則第 9 号)

改正	平成 5 年 7 月 30 日規則第 9 号	平成 7 年 3 月 20 日規則第 3 号
	平成10年 1 月 30 日規則第11号	平成12年 3 月 27 日規則第 3 号
	平成13年 4 月 1 日規則第 5 号	平成14年 8 月 1 日規則第16号
	平成16年 4 月 1 日規則第 2 号	平成17年 3 月 31 日規則第 5 号
	平成19年 3 月 30 日規則第 4 号	平成22年 7 月 1 日規則第 5 号
	平成24年 4 月 1 日規則第 1 号	平成28年 3 月 30 日規則第 7 号
	平成30年 9 月 28 日規則第12号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町職員定数条例（昭和28年海士町条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条に定める職員の職の配分について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 この規則において職員とは、条例第 1 条に定める職員及び職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和39年海士町規則第 1 号）に定める職員をいう。

(職員及び職の配分)

第 3 条 職員及び職の配分については、別表に掲げるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 7 月 30 日規則第 9 号）から

附 則（平成14年 8 月 1 日規則第16号）まで 略

附 則（平成16年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成30年 9 月 28 日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年10月 1 日から適用する。

別表（第3条関係） 改正（平30規則第12号）

1 町長の事務部局の職員（64人）

区 分	行政職給の職員	医療職給の職員	技能職給の職員
総 務 課	8 人		
財 政 課	4 人		
住 民 生 活 課	5 人		
健 康 福 祉 課	4 人	4 人	
交 流 促 進 課	2 人		
地 産 地 商 課	11人		
環 境 整 備 課	6 人		5 人
診 療 所	2 人	12人	
会 計 課	1 人		

2 議会の事務部局の職員（1人）

議 会 事 務 局	1 人		

3 教育の事務部局の職員（10人）

教 育 委 員 会 事 務 局		6 人		
そ の 他	小 学 校			1 人
	中 学 校			1 人
	学 校 給 食 共 同 調 理 場	1 人		1 人

4 選挙管理委員会の事務部局の職員（1人）

選 挙 管 理 委 員 会	1 人		

5 農業委員会の事務部局の職員（1人）

農 業 委 員 会	1 人		

○職員及び職員の職の設置に関する規則

(昭和39年3月31日海士町規則第1号)

改正	昭和45年4月1日規則第6号	昭和55年1月16日規則第1号
	昭和58年5月18日規則第10号	平成元年3月31日規則第2号
	平成7年3月20日規則第10号	平成10年1月30日規則第12号
	平成12年3月27日規則第4号	平成14年3月28日規則第5号
	平成17年3月31日規則第6号	平成22年7月1日規則第5号
	平成24年4月1日規則第1号	平成25年3月25日規則第4号
	平成31年4月1日規則第3号	

(趣旨)

第1条 この規則は、町長事務部局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）及び臨時職員をもってあてる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

改正（平24規則第1号）

(職員の職)

第2条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 課長
- (2) 会計管理者
- (3) 事務局長
- (4) 事務長
- (5) 主査
- (6) 係長
- (7) 主任主事
- (8) 主事
- (9) 書記
- (10) 主事補
- (11) 医師
- (12) 歯科医師
- (13) 主任保健師
- (14) 保健師
- (15) 看護師長
- (16) 主任看護師
- (17) 看護師
- (18) 主任薬剤師
- (19) 薬剤師
- (20) 主任栄養士
- (21) 栄養士
- (22) 主任診療放射線技師
- (23) 診療放射線技師
- (24) 主任臨床検査技師
- (25) 臨床検査技師
- (26) 主任理学療法士
- (27) 理学療法士

- (28) 主任作業療法士
- (29) 作業療法士
- (30) 主任歯科技工士
- (31) 歯科技工士
- (32) 主任歯科衛生士
- (33) 歯科衛生士
- (34) 主任言語聴覚士
- (35) 言語聴覚士

改正（平31規則第3号）

2 課長、会計管理者、事務局長、事務長、主査、係長、主任主事、主事、書記及び主事補は、事務職員又は技術職員をもってあてる。

3 医師、歯科医師、主任保健師、保健師、看護師長、主任看護師、看護師、主任薬剤師、薬剤師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、主任臨床検査技師、臨床検査技師、主任理学療法士、理学療法士、主任作業療法士、作業療法士、主任歯科技工士、歯科技工士、主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任栄養士、栄養士、主任言語聴覚士、言語聴覚士は、技術職員をもってあてる。

改正（平31規則第3号）

（臨時職員の職）

第3条 臨時職員の職として、別表に掲げる職を置く。

改正（平24規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日規則第6号）から

附 則（平成14年3月28日規則第5号）まで 略

附 則（平成17年3月31日規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月1日規則第5号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第3条関係） 改正（平25規則第4号）

- (1) 事務員
- (2) 技能員
- (3) 用務員
- (4) 看護助手
- (5) 調理師
- (6) 調理員
- (7) 清掃員

○職員の臨時的任用に関する規則

(昭和41年3月31日海士町規則第7号)

改正 平成8年6月24日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項の規定に基づき、臨時的に任用された職員（以下「臨時職員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、現に職員（臨時職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項に規定する採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任用するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) 職員の休職又は長期欠勤等により、現員をもってしては、はなはだしく事務又は業務に支障をきたす場合
- (4) その他事務の処理上、特に町長が任用を認めたとき。 改正（平8規則第3号）

(期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。この場合において、前条第2号の規定による臨時的任用の期間の更新については、その承認があったものとみなす。

(委任)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町職員採用試験実施要綱

(平成29年12月18日海士町告示第29号)

海士町職員採用試験実施要綱（平成13年海士町告示第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき実施する職員採用試験に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（試験の種類）

第2条 職員の採用試験は、競争試験とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職への採用については、競争試験以外の能力等の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることができる。

- (1) 特殊の職又は特殊の知識経験を必要とする職
- (2) 医療職
- (3) 単純職

（競争試験）

第3条 競争試験は、第1次試験及び第2次試験により行う。

2 第1次試験は、島根県町村等職員採用統一試験実施要綱に基づく統一試験（以下「統一試験」という。）により行う。

3 第2次試験においては、面接試験、作文試験等を行う。

4 前項による試験又は特別の事情により統一試験によらないで実施する場合の第1次試験は、本町が独自に行う。

（競争試験の免除）

第4条 前条の規定にかかわらず、過去3年以内に実施された競争試験の第1次試験に合格した者は、申請により当該試験を免除することができる。

（選考）

第5条 選考は、次の各号に掲げる方法のうちから、2つ以上をあわせて行うものとする。

- (1) 教養試験
- (2) 面接試験
- (3) 専門試験
- (4) 実地試験
- (5) 作文試験
- (6) 適正試験
- (7) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

（競争試験及び選考の告知）

第6条 競争試験及び選考を実施するときは、公告その他適切な方法により告知を行うものとする。

2 競争試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 試験の対象となる職員の職種の区分
- (2) 前号の区分ごとの職務内容及び採用予定人数
- (3) 試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
- (4) 受験資格
- (5) 試験の種目及び内容

- (6) 試験の実施時期及び実施場所
- (7) 合格者の発表の時期及び方法
- (8) 採用の方法
- (9) 受験申込用紙の入手方法並びに受験申込書の提出の場所、時期及び手続その他必要事項

3 選考の告知の内容は、前項に準じる。

(受験資格)

第7条 法第16条に該当する者は、受験することができない。

2 不正な方法で試験を受けようとした者又は受験手続き等の書類に偽りの記載をした者は、その後の試験を受けることができない。

3 受験者には、年齢制限を設けるものとする。

(競争試験による合格者の決定)

第8条 合格者は、各試験種目の成績を総合して得られた結果により決定する。

2 合格者を決定したときは、町長の定める場所にその受験番号を掲示して発表しなければならない。

(競争試験による採用の方法)

第9条 合格者は、職員として採用される資格（以下「採用候補資格」という。）を取得するものとし、採用候補者名簿に登録される。

2 前項の採用候補者名簿の有効期間は、原則として試験を実施した翌年度の4月1日から1年とする。

3 合格者は、次の各号の一に該当する場合には、採用候補資格を失う。

(1) 職員に採用された場合

(2) 採用を辞退した場合又は採用に関する照会に応答しない場合

(3) 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合

(4) 受験の申込みにおいて重要な事項について虚偽の記載をし、又は試験において不正の行為をしたことが発覚した場合

(5) その他前各号に準ずる場合で、町長が削除することを必要と認めた場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○行政職職員昇任選考要綱

(平成7年11月10日海士町告示第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、技能労務職員の行政職職員への昇任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昇任選考試験)

第2条 行政職職員としての職務遂行能力の有無を判定するための試験（以下「昇任選考試験」という。）として、行政職職員昇任選考試験を行う。

(昇任における試験の原則)

第3条 技能労務職員から行政職の職員へ昇任させる者は、前項の規定による昇任選考試験の合格者でなければならない。ただし、次項に規定する受験資格を有するもののうち、町長が特に適当と認めた場合は、昇任選考試験を経ずして行政職の職員へ昇任させることができる。

(受験資格)

第4条 受験資格は、受験申込日において、海士町の技能労務職員であって、行政職職員としての人格を備えていると認められる者とする。

(試験の方法)

第5条 試験は、作文試験、一般教養試験、口述試験及び技能試験で町長が必要と認める試験とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、昇任選考試験について必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

○職員の退職管理に関する規則

(平成29年2月28日海士町規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に、市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年島根県市町村総合事務組合条例第15号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 海士町行政組織規則（平成22年海士町規則第4号）第11条に掲げる課長及び第12条に掲げる事務長の職

(2) 海士町議会事務局の組織に関する規則（平成8年海士町議会規則第2号）第2条に掲げる事務局長の職

(3) 海士町教育委員会事務局組織規則（平成7年海士町教育委員会規則第4号）第8条に掲げる課長の職

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、別記様式により次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

(5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職又は次条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条 法第60条第4の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定める者とする。

（内部組織の長等に準ずる職）

第14条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定める者とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

別記様式（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 (印)		生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)	
勤務先 (営利企業等) の名称		勤務先における役職	
連絡先 TEL (- -) FAX (- -)			
勤務先 (営利企業等) の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日				離職時の職		
※離職前5年間の在職状況等	所属・職名	在職期間				職務内容
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	
☐ 該当する	☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	
☐ 該当する	☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな）		（		）	
所 属			職		
職務内容					

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として町長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれかにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

○海士町高齢者等退職希望者募集要綱

(平成16年3月31日海士町告示第9号の2)

改正 平成17年3月31日訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、職員の新陳代謝を図り、人事の刷新に資することを目的として、高齢職員等の退職希望者を募り優遇措置を講ずるものである。

(対象職員)

第2条 この要綱の対象者は、本町の一般職員（行政職給料表適用職員）、単純労務職員（技能労務職給料表適用職員）、栄養士等職員（医療職給料表(二)適用職員）及び看護等職員（医療職給料表(三)適用職員）とする。ただし、再任用職員は除く。

(退職希望者)

第3条 この要綱に該当する退職希望者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 年齢50歳以上、勤続年数10年以上の者で定年退職年度の前年度末（以下「希望退職日」という。）までに退職を希望する者

(2) 年齢50歳未満、勤続年数10年以上の者で、退職を希望する者

2 退職希望者は、希望退職日以前の3月31日（以下「退職願提出日」という。）までに退職願を任命権者を經由して町長に提出するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、退職願提出日を延期することができる。

(退職希望者の取扱い)

第4条 この要綱により希望退職する場合には、勧奨退職の取扱いをする。

2 退職希望者に対しては、島根県市町村総合事務組合規約（平成3年県指令地第4号）、市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年組合条例第15号）第3条、第4条及び第5条の定めるところによる。

改正（平17訓令第1号）

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第1号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

○人事異動及び人事記録に関する規程

(昭和41年 1 月 5 日海士町訓令第 1 号)

改正 平成 9 年 2 月 5 日訓令第 3 号 平成13年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成19年 3 月30日訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の人事異動及び人事記録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(人事異動の種類)

第 2 条 人事異動の種類は、別表異動の種類欄に掲げるとおりとする。

(人事異動通知書)

第 3 条 町長は、職員について人事異動（以下「異動」という。）を行う場合においては、様式第 2 号による人事異動通知書（以下「通知書」という。）を作成しなければならない。

2 通知書には異動の種類に応じ、別表異動用語欄に掲げる異動用語を用いなければならない。

3 通知書は異動に係る職員ごとに 2 部作成し、その 1 部は辞令書として当該職員に交付し、他の 1 部は人事記録に用いるものとする。

4 職員の異動が（任命権者）所管を異にする機関の間で行われた場合においては、その職員に係る通知書は、前項の規定によるほか、その職員の新任命権者において別に 1 部作成し、これを旧任命権者に送付するものとする。

(職員別人事記録)

第 4 条 町長は、異動を発令したときは、人事記録票（様式第 1 号）に通知書記入の例によって異動の事項を記録しなければならない。

2 前項の人事記録票には、学歴、資格又は免許の取得、研修、表彰その他町長が必要と認める事項についても、その事実を記載しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 5 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日訓令第 2 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係） 改正（平19訓令第2号）

人事異動用語表

人事異動用語表の適用に関する通則

- (1) この表の異動用語記入方法欄において特別職又は一般職の区別のない項の規定については、一般職の職員に適用するものとする。
- (2) この表の異動用語記入方法欄において（以下採用の例による。）とした項の規定を適用する場合にあっては、職名、職務の級及び号給又は勤務場所に異動のないときは、それぞれ省略するものとする。

人 事 異 動 用 語 表

人 事 異 動 の 種 類		異 動 用 語 記 入 方 法
種 類	意 味	
1 採 用	現に職員でない者を職員の職に任命する場合をいう。ただし、臨時的任用による場合を除く。	1 特別職の職員の場合 例 (1) 副町長、監査委員又は行政委員会委員（教育委員会委員を除く。）に選任する場合 「〇〇に選任する。」 (2) 教育委員会委員又は附属期間の委員に任命又は委嘱する場合 「〇〇に任命（を委嘱）する。」 (3) 臨時又は非常勤の嘱託員及びこれらの者に準ずる特別職に委嘱又は嘱託する場合 「〇〇に委嘱（嘱託）する。 報酬日額（月額、年額）〇〇円を給する。 委嘱（嘱託）期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 」 （注）報酬の額及び期間については、特定する必要がない場合はそれぞれ省略する。 2 一般職の職員の場合 〇〇に任命する。 例 (1) 組織上の職を有する職員に採用する場合 「海士町事務（技術）職員に任命する。 〇〇課長を命ずる。 行政職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。 」 (2) 組織上の職を有しない職員に採用する場合 「海士町事務（技術）職員に任命する。 主事（主事補）を命ずる。 行政職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。 〇〇課勤務を命ずる。 （条件付採用期間 年 月 日から 年 月 日まで ） 」

		(3) 職員以外の職員に採用する場合 「海士町運転手（用務員）に任命する。 単純労務職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。 〇〇課勤務を命ずる。 (条件付採用期間 年 月 日から 年 月 日まで)」
2 任命換	職員（これに相当する職員を含む。以下同じ。）以外の職員を職員に任命する場合、非常勤の職員を常勤の職員に任命する場合又はこれらの反対の場合をいう。	〇〇に任命換する。 例 (1) 職員以外の職員を職員に任命する場合 「海士町事務（技術）職員に任命換する。」 (以下採用の例による。) (2) 職員を職員以外の職員に任命する場合 「海士町運転手（用務員）に任命換する。」 (以下採用の例による。) (3) 非常勤の職員を常勤の職員に任命する場合 「海士町事務（技術）職員に任命換する。」 (以下採用の例による。) (4) 常勤の職員を非常勤の職員に任命する場合 「海士町〇〇に任命換する。」 (以下採用の例による。)
3 転 職	同一の任命権者の下において、昇任及び降任以外の方法で、異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合をいう。	〇〇に任命する。 例 (1) 職員の相互間で異動させる場合 ア 身分の異動を伴う転職の場合 「海士町事務（技術）職員に任命する。 主事（技師）を命ずる。」 (以下採用の例による。) イ 身分の異動を伴わない転職の場合 「〇〇主事に任命する。」 (以下採用の例による。) (2) 職員の職以外の職相互間で異動させる場合 「海士町運転手（用務員）に任命する。」 (以下採用の例による。)
4 名称変更	法令その他の規定の改廃によりその職員の占めている職の名称又はその職員の属している組織の名称が、昇任又は降任を伴うことなく変更する場合をいう。	〇〇を命ずる。 例 (1) 職の名称変更の場合 「〇〇を命ずる。 (〇〇条例（規則）の施行による。)」 (2) 組織の名称変更の場合 「〇〇課勤務を命ずる。 (〇〇条例（規則）の施行による。)」

5 配 置 換	同一の任命権者の下において職名の変更を伴わないで職員に勤務場所の変更、その他その職務の担当の変更を命ずる場合をいう。	〇〇に配置換する。 例 (1) 組織上の職で職名の同じ他の同位の職に異動させる場合 「〇〇課長に配置換する。」 (2) 勤務場所を他の勤務場所に変更する場合 「〇〇課勤務に配置換する。」
6 兼 職	1つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の同位の職につける場合をいう。	〇〇を兼ねて命ずる。 例 (1) 組織上の職を兼職させる場合 「〇〇課長を兼ねて命ずる。」 (2) 組織上の職以外の職を兼職させる場合 「出納員（〇〇〇）を兼ねて命ずる。」 (3) 他の勤務場所に兼職させる場合 「〇〇課勤務を兼ねて命ずる。」
7 心 得	職員にその職にあるままで組織上の地位が上位の職の職務の取扱いを命ずる場合をいう。	「〇〇課長心得を命ずる。」
8 事務取扱	職員にその職にあるままで組織上の地位が下位の職の職務の取扱いを命ずる場合をいう。	「〇〇課長（課長補佐）事務取扱を命ずる。」
9 昇 任	現に有する職の級より上位の級に属する職につける場合をいう。	〇〇を命ずる。 例 (1) 組織上の職につける場合 「〇〇課長を命ずる。」 （以下採用の例による。） (2) その他の場合 「主任主事（主任技師）を命ずる。」 （以下採用の例による。）
10 臨 時 的 採 用	地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項前段の規定により臨時的任用する場合をいう。	「海士町〇〇職員に任命する。 月額（日額）〇〇円を給する。 〇〇課勤務を命ずる。 期間は〇年〇月〇日までとし、期間満了後は自動的に更新しない。」
11 昇 格	職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。）に基づく職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更する場合をいう。	「〇〇職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。」
12 降 格	昇格の反対の場合をいう。	「〇〇職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。」

13 昇 給	同一の職務の級のうちで号給を上位の号給にする場合をいう。ただし、給料是正による場合を除く。	「〇〇職〇級〇号給（〇〇円）を給する。」
14 給料是正	法令、条例及び規則の規定により給料を調整する場合をいう。	「〇〇日職〇級〇号給（〇〇円）を給する（〇〇条例（規則）第〇条の規定による。）」
15 給与改定	給与条例の改正により給与が改定される場合をいう。	「〇〇職〇級〇号給（〇〇円）を給する。 ただし〇年〇月〇日に遡り給料の差額を追加支給する。」
16 給 与 額 改 定	非常勤職員又は臨時的任用の職員の日額又は月額による給与額を改定する場合をいう。	「月額（日額）〇〇円を給する。」
17 出 向	職員としての身分を中断することなく任命権者を異にする他の機関へ異動させる場合をいう。	「〇〇へ出向を命ずる。」
18 転 任	任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命する場合をいう。	「〇〇に任命する。」 （以下採用の例による。）
19 併 任	他の任命権者に属する職員をその職にあるままで当該機関の職員に任命する場合をいう。	〇〇にあわせて任命する。 例 (1) 町長機関の職員に併任する場合 「海士町事務（技術）職員にあわせて任命する。 主事（技術）を命ずる。」 (2) 行政委員会の職員に併任する場合 「海士町〇〇委員会事務職員にあわせて任命する。」
20 派 遣	職員のその職にあるままで県の行政機関等に長期間の派遣を命ずる場合をいう。	「〇〇〇へ派遣を命ずる。 期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 」
21 研 修	任命権者の認めた研修を受けさせる場合をいう。	「〇〇〇における研修を命ずる。 期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで)
22 療養休暇	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号）第13条の規定により療養させる場合をいう。	「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の規定により療養休暇を与える。 期間は 〇年〇月〇日までとする。」 （注）休暇の期間が長期にわたる場合で、他に相当職が発令されるときは、「〇〇待遇とする。」を記載する。
23 介護休暇	職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇を与える場合をいう。	「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇を与える。 期間は 〇年〇月〇日までとする。」 （注）休暇の期間が長期にわたる場合で、他に相当職が発令されるときは、「〇〇待遇とする。」を記載する。

24 職務復帰	療養休暇又は介護休暇中の職員を職務に復帰させる場合をいう。	職務復帰を命ずる。
25 専従許可	法第55条の2第1項ただし書の規定により在籍専従を許可する場合をいう。	「地方公務員法第55条の2の規定により〇〇〇組合の業務に専従することを許可する。 有効期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで」
26 就業禁止	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定により、就業を禁止する場合をいう。	「労働安全衛生法第68条の規定により就業を禁止する。 期間は 〇年〇月〇日までとする。」
27 育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定により育児休業の許可をする場合をいう。	「育児休業法第2条第3項の規定により育児休業を許可する。 期間は 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで」
28 復 職	休暇中又は育児休業中の職員（専従許可中の職員を除く。）を復職させる場合をいう。	復職を命ずる。 例 (1) 休職期間中に休職事由が消滅した場合 「海士町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第2項の規定により復職を命ずる。」 (2) 育児休業期間中に育児休業許可が失効した場合 「育児休業法第5条第1項の規定による育児休業許可の失効により復職を命ずる。」 (3) 育児休業が終了した場合 「育児休業の終了により復職を命ずる。」
29 失 職	法第28条第4項の規定又はその他の法令の規定により当然に職を失う場合をいう。	「地方公務員法第16条第〇号の規定に該当して失職した。」
30 休 職	法第28条第2項の規定により休職にする場合をいう。	休職を命ずる。 例 (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合 「地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる。 期間は〇年〇月〇日までとする。 休職期間中給与月額額の100分の〇の額を給する。」 (注) 休職の期間が長期にわたる場合で、他に相当職が発令されるときは、「〇〇待遇とする。」を記載する。

		(2) 刑事事件に関し起訴された場合 「地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる。 期間は事件が裁判所に係属する間とする。 休職期間中給与月額額の100分の〇の額を給する。」 (注) 休職の期間が長期にわたる場合で、他に相当職が発令されるときは、「〇〇待遇とする。」を記載する。
31 降 任	法第28条第1項の規定により降任する場合をいう。	「地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により降任する。 〇〇を命ずる。」 (以下採用の例による。)
32 免 職	法第28条第1項の規定により職員の意に反して免職する場合をいう。	「地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により免職する。」
33 勤務延長	職員の定年等に関する条例（昭和59年海士町条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。	「〇年〇月〇日まで勤務延長する。」
34 勤務延長の期限繰上げ	条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合をいう。	「勤務延長の期限を〇年〇月〇日に繰り上げる。」
35 再 任 用	法第28条の4第1項の規定により職員を採用する場合をいう。	〇〇に任命する。 例 (1) 組織上の職を有する職員に採用する場合 「海士町事務（技術）職員に任命する。 〇〇課長を命ずる。 〇〇職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。 任期は 〇年〇月〇日までとする。」 (2) 組織上の職を有しない職員に採用する場合 「海士町事務（技術）職員に任命する。 主事（主事補）を命ずる。 〇〇職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。 〇〇課勤務を命ずる。 任期は〇年〇月〇日までとする。」 (3) 職員以外の職員に採用する場合 「海士町運転手（用務員）に任命する。 単純労務職〇級に決定する。 〇号給（〇〇円）を給する。 〇〇課勤務を命ずる。 任期は〇年〇月〇日までとする。」

36 戒 告	法第29条第1項の規定により懲戒処分として戒告する場合をいう。	「地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒処分として戒告する。 ()」 (注) 括弧内に処分の具体的事由(「監督責任」、「交通事故」、「職務上義務違反」等)を記載する。
37 減 給	法第29条第1項の規定により懲戒処分として減給する場合をいう。	「地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒処分として○月(日)間給料月額○分の○の額を減給する。 ()」 (注) 括弧内に処分の具体的事由(「監督責任」、「交通事故」、「職務上義務違反」等)を記載する。
38 停 職	法第29条第1項の規定により懲戒処分として停職する場合をいう。	「地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒処分として○月(日)間停職する。 ()」 (注) 括弧内に処分の具体的事由(「監督責任」、「交通事故」、「職務上義務違反」等)を記載する。
39 懲戒免職	法第29条第1項の規定により懲戒処分として免職する場合をいう。	「地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒処分として免職する。 ()」 (注) 括弧内に処分の具体的事由(「監督責任」、「交通事故」、「職務上義務違反」等)を記載する。
40 延 長	条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合をいう。	「勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する。」
41 更 新	法第22条第5項後段の規定により臨時的任用職員の任用期間を更新する場合、法第55条の2第1項ただし書の規定による在籍専従を更新する場合又は法第28条の4第2項の規定により再任用の任期を更新する場合をいう。	○○を更新する。 例 (1) 臨時的任用の期間を更新する場合 「任用期間を○年○月○日まで更新する」 (2) 専従許可の期間を更新する場合 「専従許可の有効期間を○年○月○日まで更新する。」 (3) 再任用の任期を更新する場合 「再任用の任期を○年○月○日まで更新する。」

42 解 除	兼職、心得、事務取扱若しくは併任中の職員の兼ねている職を除く場合若しくは派遣若しくは研修中の職員をその本来の職務に復帰させる場合若しくは法第55条の2第4項の規定等により在籍専従の許可を取り消す場合若しくは就業禁止期間中の職員をその期間の満了前に職務に復帰させる場合をいう。	〇〇を除く。 例 (1) 兼職を解除する場合 「〇〇の兼職を解く。」 (2) 心得を解除する場合 「〇〇の心得を解く。」 (3) 事務取扱を解除する場合 「〇〇の事務取扱を解く。」 (4) 併任を解除する場合 「〇〇の併任を解く。」 (5) 派遣を解除する場合 「〇〇への派遣を解く。」 (6) 研修を解除する場合 「〇〇における研修を解く。」 (7) 専従許可を解除する場合 「専従許可を〇年〇月〇日限り解く。」 (8) 就業禁止を解除する場合 「就業禁止を解く。」
43 辞 職	職員の意志に基づいて職を退かせる場合をいう。	「辞職を承認する。」
44 退 職	死亡、任用期間の満了、条例第2条の規定による定年、条例第4条の規定による勤務延長の期限の到来又は法第28条の4の規定による再任用の任期の満了により職を退く場合をいう。	1 特別職の職員の場合 退職 例 (1) 死亡による退職の場合 「死亡により退職」 (2) 任期满了による退職の場合 「任期满了により退職」 2 一般職の職員の場合 退職 例 (1) 死亡による退職の場合 「死亡により退職」 (2) 期間満了による退職の場合 「期間満了により退職」 (3) 定年による退職の場合 「定年により退職」 (4) 勤務延長の期限の到来による退職の場合 「勤務延長の期限の到来により退職」 (5) 再任用の任期の満了による退職の場合 「再任用の任期の満了により退職」

様式第 1 号（第 4 条関係）
（甲）

人 事 記 録 票

ふ り が な 氏 名				印	生 年 月 日	年 月 日	性 別 男・女
旧 氏 名				本籍	県	市 町 村	番地
現 住 所		県 郡 町 番地		現住所		県 郡 町 番地	
採 用 年 月 日		年 月 日		初任給	職名 級 号給 (円)		
経 歴	最終 学歴	年 月 日		学 校 名		所 在 地	
	職 歴	年 月 日					
免 許	種 類	記号番号		授 与 年 月 日		授 与 権 者	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 事 項				賞 罰 機 関	
研 修	期 間			機 関 名		研 修 の 名 称	
恩 職 給 手 退 当	種 別	在 職 年 数		金 額	裁 定 年 月 日		裁 定 者

(Z)

勤 務 記 録

[illegible]

様式第 2 号（第 3 条関係）

人 事 異 動 通 知 書

(氏 名)		(整理番号) No.
(現 職)	(給料) 職 () 級 号給	
	(勤務場所)	
(移動内容)		
(備考)		
年 月 日		
島根県隠岐郡海士町長		

()

○海士町職員の人事評価に関する規程

(平成25年 7 月30日海士町訓令第 4 号)

改正 平成28年 3 月 1 日訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第 1 項の規定に基づき、職員に対する人事評価を公平かつ適正に実施することにより、態度、能力及び業績を重視した人事管理を行うとともに、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、職員の効果的な人材育成を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 態度評価、能力評価及び業績評価を、当該人事評価表を用いて行うことをいう。
- (2) 態度評価 評価項目ごとに定める評価の着眼点について、職務遂行の過程において職務に取り組む姿勢・態度を客観的に評価することをいう。
- (3) 能力評価 評価項目ごとに定める評価の着眼点について、職務遂行の過程において発揮された職員の能力等を客観的に評価することをいう。
- (4) 業績評価 業務上の実績を客観的に評価することをいう。
- (5) 人事評価表 人事評価の対象となる期間における職員の勤務成績を公式に示す別に定める様式をいう。

(被評価者の範囲)

第 3 条 人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。ただし、臨時的任用職員を除くものとする。

(評価者等)

第 4 条 人事評価は、1 次評価者、2 次評価者及び最終評価者が実施するものとし、その評価者関係は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、人事評価を行うことが困難であると認められる職員については、人事評価を実施しないことができる。

(評価期間)

第 5 条 評価期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月31日までとする。

(自己申告)

第 6 条 被評価者は、人事評価表の評価の着眼点について自己申告し、別に定める期日までに、1 次評価者に提出しなければならない。

(1 次評価及び 2 次評価)

第 7 条 1 次評価者は、被評価者との面談を実施するとともに、被評価者の態度評価、能力評価及び業績評価を行い、その人事評価表を 2 次評価者に速やかに提出しなければならない。

2 2 次評価者は、被評価者の態度評価、能力評価及び業績評価を行い、その人事評価表を最終評価者に速やかに提出しなければならない。

3 1次評価者及び2次評価者は、被評価者の業績目標の達成等、その主体的な職務遂行及び能力開発を促進するため、必要に応じて被評価者に対し指導及び助言を行うものとする。

（最終評価）

第8条 最終評価者は、評価決定会議において前条第2項の規定により提出された人事評価表の内容を確認し、被評価者の最終評価を行わなければならない。

（人事評価の結果の活用）

第9条 人事評価の結果は、被評価者の人材育成及び給与への反映等のために活用するものとする。

（苦情等の相談、申し出）

第10条 被評価者は、人事評価における手続及び最終評価の結果等に関して、異議、不満、苦情等（以下「苦情等」という。）がある場合は、総務課長を通じて苦情等の相談、申し出をすることができる。

2 総務課長は、前項の苦情等の申し出があったときは、その内容に関して、関係者から速やかに事実確認等を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

（評価者研修の実施）

第11条 総務課長は、各評価者に対して、評価能力向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

（人事評価表の保存年限）

第12条 人事評価表は、総務課長が10年間保存するものとする。

（委任）

第13条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までは試行期間とする。

改正（平28訓令第1号）

附 則（平成28年3月1日訓令第1号）

この訓令は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

被評価者の区分	管理職以外の職員	管理職
1次評価者	管理職	副町長（教育長）
2次評価者	副町長（教育長）	—
最終評価者	町長	町長

備考 管理職が被評価者を直接指示命令していない場合は、直属上司の評価を参考に評価を行う。

○海士町半官半×推進における目的と定義を定める条例

(令和4年3月14日海士町条例第2号)

海士町半官半×推進における目的と定義を定める条例（令和2年海士町条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、海士町における職員の自発的な地域活性化及び地域課題の解決への取り組みを喚起し支援するとともに、町政の運営に欠かせない職員と地域との交流を増加させることで、職員が地域社会及び地域経済の重要な担い手になることにより、もって職員の働き方改革を推進し持続可能な地域の発展及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 半官半× 職員が、職員としての身分を保持したまま、職員の自発的な興味関心に基づき、勤務時間の一部を利用して地域活性化及び地域課題の解決への取組を行うことをいう。
- (2) 職員 次に掲げる職員であって、臨時及び非常勤の職員でないものをいう。
 - ア 町長の事務部局の職員
 - イ 議会の事務部局の職員
 - ウ 教育委員会の事務部局の職員
 - エ 選挙管理委員会の事務部局の職員
 - オ 農業委員会の事務部局の職員
- (3) 半×活動 第4条第3項又は第4項の定めにより、町長が認定した活動をいう。
- (4) 特定半×活動 半×活動のうち、第8条の定めにより町長が特別に指定したものをいう。
- (5) 営利企業等に従事する許可 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項本文に定める許可をいう。
- (6) 半官半×特別休暇 第5条第4項に基づいて職員が取得する特別休暇であって、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年海士町規則第14号）別表第4第18号イに掲げる特別休暇をいう。

（町の責務）

第3条 町は、半官半×の推進に必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、半官半×の推進にあたり、職員の主体的な取組を重視しなければならない。

3 町は、半官半×の推進にあたっては、地域の発展及び地域社会の活性化を図る上で町民が果たす役割の重要性に鑑み、町民及び海士町内の事業者その他の経済活動を行う主体の利益に配慮するとともに、町民及び海士町内の事業者との連携及び協働に努めるものとする。

（半×活動の認定）

第4条 職員は、町長に対して、特定の活動を半×活動として認定するよう申請することができる。

- 2 職員は、前項の申請にあたっては、規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請に係る活動を職員が行うにつき、職員としての品位及び町政に対する町民の信頼を傷つけるおそれがないものであり、かつ次の各号の要件のいずれかを満たす場合は、当該活動を半X活動として認定することができる。
 - (1) 当該活動が地域の持続可能な発展に寄与する活動であること。
 - (2) 当該活動が地域の魅力向上に寄与する活動であること。
 - (3) 当該活動が地域社会の維持及び地域活性化に資する活動であること。
- 4 町長は、前項の規定にかかわらず、同項各号の要件のいずれかを満たす特定の活動を半X活動として認定することができる。
- 5 町長は、前2項の認定を行うにあたって必要と認めるときは、半官半X審議会に対し意見を求めることができる。
- 6 町長は、半X活動を認定したときは、当該半X活動の概要を職員に公開するものとする。

(半X活動への従事許可)

第5条 半X活動に従事することを希望する職員は、半X活動への従事を申請することができる。

- 2 職員は、前項の申請にあたっては、規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該職員は、前条第1項に定める申請を同時に行うことができるものとする。
- 3 町長は、第1項に規定する申請が次の各号の要件をいずれも満たす場合は、当該職員に対して、半X活動への従事を許可することができる。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付することができる。
 - (1) 当該職員が当該半X活動に従事することにより、当該職員の他の職務及び全体の職務の遂行に重大な支障をきたすおそれがないこと。
 - (2) 当該職員が従事する当該半X活動と当該職員の従事する職務との間に特別な利害関係が存在しないこと。
 - (3) その他当該職員が当該半X活動に従事することにより、職員としての品位並びに町政の公平性及び町政に対する町民らの信頼を傷つけるおそれがないこと。
- 4 町長は、第1項の申請を行った職員から半X活動への従事に必要な期間について特別休暇の申請があったときは、必要に応じて当該職員に対し半官半X特別休暇を付与することができる。この場合において、町長は、当該半官半X特別休暇の内容を定めなければならない。
- 5 町長は、第1項に規定する申請を行った職員から半X活動への従事に必要な営利企業等に従事する許可の申請があったときは、必要に応じて当該職員に対し、営利企業等に従事する許可を与えることができる。
- 6 町長は、前3項の規定による許可又は決定にあたって必要と認めるときは、半官半X審議会に対し意見を求めることができる。

(半X活動の変更)

第6条 町長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職員からの申出又は職権により、第5条第3項から第5項までに規定する許可又は決定の内容を変更することができる。

- (1) 半X活動に従事する期間に変更が生じたとき。
- (2) 半X活動に従事する場所に変更が生じたとき。

- (3) 半×活動が第三者の個人の事業又は法人の事業に従事するものである場合であって、当該第三者の氏名（屋号）又は名称及び所在地に変更が生じたとき。
- (4) 半×活動の内容が変容し、従事にあたり、休暇を取得することが適当又は不要であると判断されるに至ったとき。
- (5) 営利企業等に従事する許可を得ていない職員の従事する半×活動が、営利性を帯びたとき。
- (6) その他半×活動に従事する過程で、当該半×活動の内容が変更となったとき。

2 町長は、前項の変更にあたり、新たに許可の条件を付することができる。

3 町長は、前2項の決定にあたって必要と認めるときは、半官半×審議会に対し意見を求めることができる。

（半×活動の中止及び廃止）

第7条 町長は、半×活動に従事する職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第5条第3項及び第5項の許可を一時的又は永久に取り消し、又は同条第4項で付与した半官半×特別休暇を取り消すことができる。

- (1) 当該職員の当該活動に従事することが、第5条第3項各号の要件を充足しなくなったとき。
- (2) 当該職員の従事する半×活動が、次項の規定により廃止されたとき。
- (3) 当該職員が第5条第3項及び第5項の許可の条件に違反したとき。
- (4) 当該職員がこの条例その他の法令に違反する行為を行ったとき。
- (5) 当該職員が戒告、減給、停職の懲戒処分を受けたとき。
- (6) 当該職員が職員の地位を失ったとき。
- (7) 営利企業等に従事する許可を得ていない職員の従事する半×活動が営利性を帯びたとき。
- (8) その他町長が当該職員が当該半×活動に従事することにつき、職員の品位保持又は職務の公正性の維持に重大な影響を及ぼすと判断したとき。

2 町長は、半×活動について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該半×活動としての認定を取り消すことができる。

- (1) 当該活動がその目的を達成し、終了したと認められるとき。
- (2) 当該活動が第4条第3項各号の要件を充足しなくなったとき。
- (3) その他町長が当該活動を半×活動として推進することが困難と判断したとき。

3 町長は、前2項の決定にあたって必要と認めるときは、半官半×審議会に対し意見を求めることができる。

（特定半×活動）

第8条 町長は、半×活動のうち、地域経済又は地域社会の維持のために職員が関与することが特に必要であり、かつ当該活動に公益性が認められると判断したものを特定半×活動として指定することができる。

2 町長は、前項の指定にあたっては、半官半×審議会に対し、意見を求めなければならない。

3 町長は、特定の職員に対して、職員の勤務時間内において、職務の遂行の一環として、特定半×活動への従事を命じることができる。ただし、このとき町長は、職員に対して特別休暇を付与し、これを利用するよう勧めてはならない。

4 職員は、特定半×活動に従事するにあたっては、職務の一環として、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(報告)

第9条 半X活動に従事する職員は、当該半X活動の実施状況について、町長に報告しなければならない。

2 前項の報告の頻度、内容、形式その他の事項については、別に町長がこれを定める。

(勤務時間中に半X活動に従事する場合の規律)

第10条 職員は、勤務時間中に半X活動に従事するときは、あらかじめ定められた活動時間を厳守し、当該活動時間を超えてこれに従事してはならない。

(半官半X特別休暇中の給与)

第11条 町長は、半官半X特別休暇の期間中、休暇期間に相当する給与を職員に支給しない。なお、職員が1日の勤務時間の一部について休暇を取得する場合は、休暇を取得した時間に相当する給与を支給しないものとする。

(審議会の設置)

第12条 半官半Xにかかる施策を適切に推進するため、規則で定めるところにより半官半X審議会を設置する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 分限・懲戒

○海士町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和26年9月8日海士町条例第95号)

改正 昭和28年4月1日条例第16号 昭和41年6月28日条例第20号
平成8年6月24日条例第7号 令和2年3月17日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。 追加（令2条例第2号）

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者の休職期間中の給与については、別に条例でこれを定める。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、法第16第2号に該当するに至った職員のうち、禁錮刑の執行を猶予された者で、その罪が過失によるものであり、かつ、故意又は重大な過失によらないものであるときは、情状により特にその職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときはその日においてその職を失う。 追加（平8条例第7号）

(委任)

第6条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

繰下げ（平8条例第7号）

附 則

この条例は、昭和26年8月13日から施行する。

附 則（昭和28年4月1日条例第16号）から
附 則（平成8年6月24日条例第7号）まで 略
附 則（令和2年3月17日条例第2号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○海士町職員の分限に関する手続及び効果に関する規則

(平成8年6月24日海士町規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年海士町条例第95号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 条例第2条第1項の規定により、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせた場合は、任命権者は、医師に対し、具体的な意見を記載した診断書の作成を委嘱しなければならない。

2 前項の診断書は、任命権者において保管しなければならない。

(不利益処分に関する説明書)

第3条 任命権者が、職員の意に反する降任、免職又は休職の処分を行ったときの地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項又は第3項に規定する説明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

処 分 説 明 書 整 理 番 号 交 付 年 月 日			
処 分 者	職 氏 名 (印)		
処 分 を 受 け た 職 員	所 属 職 氏 名		
処 分 の 内 容	処 分 の 種 類 及 び 程 度	処 分 年 月 日	根 拠 法 規
			地方公務員法第49条 第1項 （海士町職員の分限 に関する手続及び効 果に関する条例第2 条第2項）
刑 事 裁 判 と の 関 係	刑事裁判に係属している。 （していない。）	起 訴 年 月 日	
処 分 の 理 由			
教 示	この処分に不服のある者は地方公務員法第49条の2の規定により処 分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に島根県人 事委員会に対して不服申立てをすることができる。		

註

- (1) 整理番号は、処分者としての整理番号を記入する。
- (2) 処分の理由は抽象的に記入せず、具体的に事実をあげて記入する。

○海士町職員の分限処分に関する指針

(平成27年12月1日海士町訓令第5号)

第1 趣旨

この指針は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する分限処分を行う場合について、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和26年海士町条例第95号）によるほか、具体的な手続き等を定め、一定の事由により職責を十分に果たすことのできない職員に対して厳正かつ適切に対応することにより、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図ることを目的とする。

第2 分限事由及び処分内容等

1 分限事由及び処分内容

職員が、次の分限事由に該当すると認められる場合は、それぞれに定める処分を行う。処分に当たっては、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務遂行が期待できるときは、職務遂行能力等に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけでなく、公務員として通常要求される勤務実績や適格性が欠けているときは、免職とする。

(1) 勤務実績不良（法第28条第1項第1号関係）

担当すべきものとして割り当てられた職務（以下「担当業務」という。）を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が不十分な職員（出勤状況又は勤務状況が不良な職員を含む。）は、免職又は降任とする。

(2) 心身の故障（法第28条第1項第2号関係）

将来回復の可能性のない、又は病氣休職（法第28条第2項第1号に掲げる場合における休職をいう。以下同じ。）の期間中には回復の見込みの乏しい長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障がある、又はこれに堪えない職員は、免職とする。

(3) 適格性欠如（法第28条第1項第3号関係）

簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障がある、又は支障が生ずる高度の蓋然性が認められる職員は、免職又は降任とする。

(4) 受診命令違反（法第28条第1項第3号関係）

病氣休職の期間が満了するため又は勤務実績不良若しくは適格性欠如の状態が心身の故障に起因することが疑われるため、医師の診断を受けることを命令したにもかかわらず、これに従わない職員は、免職とする。

(5) 行方不明（法第28条第1項第3号関係）

原則として1月以上にわたり行方不明（意図的に継続して無断で欠勤するなど懲戒事由に該当することが明らかな場合又は水難、火災その他の災害によることが明らかな場合を除く。）の職員は、免職とする。

2 分限事由に該当する可能性のある職員の具体的事例

分限事由に該当する可能性のある職員（以下「対象職員」という。）の事例は、概ね次のとおりとする。

(1) 勤務実績不良又は適格性欠如（以下「勤務実績不良等」という。）の場合

ア 初歩的な業務上のミスを繰り返し、又は業務の成果物若しくは処理数が職員の

一般的な水準に比べて著しく劣る。

- イ 所定の業務の処理手続きを無視し、又は上司への報告、相談等を怠るなどして、独断で業務を行う。
- ウ 業務を1人で処理することができず、常に上司、他の職員等の支援を要する。
- エ 所定の業務に係る処理の期限を守らず、又は正当な理由なくその業務を行わない。
- オ 正当な理由なく、上司の指導又は職務命令に従わない。
- カ 勤務時間中、頻繁に無断で自席を離れ、又は業務に関係しない電話、電子メール又はインターネットに興じるなどして職務に専念しない。
- キ 事前に年次休暇等を申請せずに欠勤を繰り返す、連絡なく遅刻・早退をする等が頻繁にあり、業務に著しい支障を及ぼす。
- ク 指定された研修等を欠席することが頻繁にある。
- ケ 心身の故障による休職から復職したにもかかわらず、出勤状況又は勤務実績が改善しない。
- コ 上記アからケまでに掲げる事例以外で、勤務実績不良等が認められる。

(2) 心身の故障の場合

- ア 3年間の病気休職の期間が満了するにもかかわらず、病状が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある。
- イ 病気休職中であるが、今後回復して就労が可能となる見込みがない。
- ウ 病気休職から復職後、1年以内に再度の病気休職（心身の故障の内容が明らかに異なる場合を除く。）となり、休職期間が通算して3年に至るにもかかわらず、病状が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある。

(3) 適格性欠如の場合

- ア 上司や他の職員等に対する暴力、暴言、誹謗又は中傷を繰り返す。
- イ 協調性に欠け、上司や他の職員等ともめごとを繰り返す。
- ウ 粗暴な言動等により町民ともめごとを繰り返す。
- エ 受診命令書を交付して再三にわたり指定する医師の診察を受けることを命令したにもかかわらず、これに従わない。
- オ 1月以上にわたり、行方不明となっている。
- カ 公務員に必要な適格性に疑問を抱かせるような問題行動を繰り返す。

第3 所属・総務課の役割

所属（所属課等をいう。以下同じ。）及び総務課は、ともに連携・協力し、対象職員への対応（改善研修並びに分限処分）について適切に取り組むものとする。

1 所属の役割

所属は、次のような役割を担うものとする。

- (1) 対象職員の勤務実績の改善を図るため又は問題行動を是正させるための注意及び指導の実施
- (2) 対象職員の担当業務の見直しの検討、研修等の実施
- (3) 対象職員の勤務実績不良の状況や問題行動及び所属における注意、指導等の状況に関する記録及び資料の収集
- (4) 医師への受診の勧奨等対象職員の健康の保持増進及び安全確保
- (5) 総務課への対象職員に関する状況の報告

2 総務課の役割

総務課は、次のような役割を担うものとする。

- (1) 対象職員の状況の把握
- (2) 所属が行う対象職員への指導、研修等に対する助言及び支援
- (3) 対象職員に対する面談、指導、研修等の実施
- (4) 対象職員の上司等に対する面談、指導の実施
- (5) 対象職員への警告書又は受診命令書の交付
- (6) 対象職員に対する分限処分の検討

第4 対応措置

1 勤務実績不良等の職員への対応

勤務実績不良等の職員への対応は、以下のとおりとする。

- (1) 所属等における事前指導等
 - ア 所属は、勤務実績不良等の対象職員に対し、勤務実績の改善を図るため又は問題行動を是正させるための注意又は指導を繰り返し行うとともに、必要に応じて、対象職員の担当業務の見直し又は研修を行うなどして、勤務実績不良等の状態が改善されるよう努める。
 - イ 所属は、対象職員の勤務実績不良等の状況、問題行動、所属における注意又は指導、研修等の状況について、記録及び資料の収集を行う。
 - ウ 総務課は、所属に対して対象職員の状況の把握に努めるよう指導するとともに、所属が行う対象職員への指導、研修等に対する助言及び支援を行う。また、必要に応じて、対象職員、その上司等に対して面談を実施する。
- (2) 対象職員の報告
 - 所属は、(1)の措置期間を約1年間実施したにもかかわらず、対象職員の勤務実績不良等の状態が続いている場合には、事情聴取対象職員報告書（様式第1号）により、総務課にその状況を報告する。
- (3) 総務課による面談の実施
 - 総務課は、所属から報告のあった対象職員に対して、所属の上司等の立会いのもとに面談を実施し、勤務実績不良等の内容を確認する。
- (4) 警告書の交付
 - ア (3)の面談の結果、勤務実績不良等の状態の改善及び是正が必要と認められる場合、総務課は、法第28条第1項の規定に基づく分限処分が行われる可能性があることを記載した警告書（様式第2号）を交付し、個別指導研修等によりその改善を求める。
 - イ アの規定により対象職員に警告書を交付した場合は、当該職員に書面により弁明（様式第3号）する機会を与えるものとする。
 - ウ 対象職員の勤務実績不良等の状態が心身の故障に起因することが疑われる場合、所属及び総務課は医師の診断を受けることを促す。この場合において、対象職員が再三にわたりこれに従わなかったときは、受診命令書（様式第6号）を交付して受診を命ずる。
- (5) 改善研修の実施
 - ア 所属は、(4)アにより警告書の交付を受けた対象職員に対し、勤務実績不良等の状態の改善及び是正を図るため、所属において改善研修を実施する。

イ 対象職員の勤務実績不良等の状態の改善が困難と認められる場合、所属は、総務課と協議のうえ、改善研修の実施を省略し、又は中止することができる。

ウ 改善研修の実施にあたり、対象職員は、所属の確認のうえ、改善目標（様式第4－1号）を設定する。なお、対象職員に心身の故障があるときは、必要に応じて、医師の意見を聴き取り、改善目標を設定する。

エ 対象職員の上司は、改善研修の研修担当者として、職員への指導及び研修に関して個別指導研修計画書（様式第5－1号）を作成する。

オ 所属は、研修期間の終了後、個別指導研修の達成状況等を記載した個別指導研修実施報告書（様式第5－2号）を作成し、総務課にその状況を報告する。

(6) 効果測定の実施

総務課は、研修期間終了後に個別指導研修の効果測定を行う。

(7) 分限処分の検討

総務課は、個別指導研修の結果、対象職員の勤務実績不良等の状態が改善されない場合又は改善が困難と認められる場合は、法第28条第1項第1号又は第3号の規定による分限処分（免職又は降任の処分に限る。）の可否について、海士町職員分限懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付す。

2 心身に故障がある職員への対応

心身の故障により長期にわたり勤務が困難な職員については、療養に専念することにより、通常の業務に円滑に復帰させることを基本とするが、病気休職の期間が一定期間以上の長期にわたり、今後も通常の職務の遂行に支障があると見込まれる場合は、次のとおり対応する。

(1) 所属における対応

所属は、職員の病気休職期間が2年を超えた場合又は病気休職から復職後、1年以内に再度の病気休職（前回の病気休職と心身の故障の内容が明らかに異なる場合を除く。）となり、その休職期間が通算して2年を超えた場合には、総務課にその状況を報告する。

(2) 総務課における対応

ア 総務課は、所属から報告のあった職員に対して、随時、医師の意見を聞いたうえで、所属の上司等の立会いのもと面談を実施するなどにより、心身の故障の状況を確認する。

イ 総務課は、第2・2(2)アからウまでのいずれかに該当すると見込まれる対象職員に対して、医師の意見を聞いたうえで、所属の上司等の立会いのもと面談を実施し、対象職員に対して、法第28条第1項第2号に該当するか否かを判断するため、医師2名を指定して受診を促す。この場合において、対象職員が受診勧奨に従わなかったとき又は一定期間内に受診していないときは、受診命令書（様式第6号）を交付して受診を命ずる。

(3) 分限処分の検討

ア 指定した医師2名により、将来回復の可能性のない、又は病気休職の期間中には回復の見込みが乏しい長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障がある、又はこれに堪えないとの診断がなされた場合には、総務課は、法第28条第1項第2号の規定による分限処分（免職又は降任の処分に限る。）の可否について、審査委員会の審査に付す。

イ 指定した医師2名のうち、少なくとも1名が将来回復の可能性がない、又は病気休職の期間中には回復の見込みが乏しいとの診断をしなかった場合には、総務

課及び所属は、当該職員及び医師等と相談のうえ、円滑な職場復帰に向けた対応等を行う。

3 受診命令に従わない職員への対応

総務課は、第4・1(4)ウ及び第4・2(2)イにより、対象職員に受診命令書を交付して再三にわたり指定する医師の診察を受けることを命令したにもかかわらず、対象職員がこれに従わない場合には、法第28条第1項第3号の規定による分限処分（免職の処分に限る。）の可否について、審査委員会の審査に付す。

4 行方不明の職員への対応

(1) 所属の対応

所属長は、職員が行方不明となった場合は、直ちに総務課に報告する。

(2) 総務課の対応

総務課は、当該職員が意図的に継続して無断で欠勤するなど懲戒事由に該当することが明らかな場合又は行方不明の原因が水難その他の災害等によることが明らかな場合を除き、当該職員が行方不明となった日から1月を経過した場合、法第28条第1項第3号の規定による分限処分（免職の処分に限る。）の可否について、審査委員会の審査に付す。

第5 分限処分の決定

この指針に基づく分限免職処分又は分限降任処分については、審査委員会における審査を経て、任命権者が決定する。

第6 指針の施行に必要な事項

この指針の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成28年1月1日から施行する。

令和 年 月 日

事情聴取対象職員報告書

総務課長 様

所属 _____

氏名 _____ ⑩

ふりがな 氏 名			
所 属		職 名	
上記職員は、下記の問題行動等がみられますので、内容について事情聴取していただきますようお願いします。			
(海士町職員の分限処分に関する指針 2 の 2 (1) のうち、該当する問題行動)			
(問題行動等の具体的な内容)		(問題行動等に対する具体的な指導の内容)	

様式第 2 号（第 4 関係）

警 告 書

(所属)	(職・氏名)
(内容) 1 あなたは、下記のとおり、勤務実績不良又は適格性欠如の徴表と評価することができる事実が認められますので、その改善を求めます。 2 今後、これらの状態が改善されない場合は、地方公務員法第28条第 1 項第 1 号又は第 3 号に基づいて分限処分（免職・降任）が行われる可能性があります。 3 あなたは、この警告書に記載された事実に対する弁明書を書面で提出することができます。	
(勤務実績不良又は適格性欠如の徴表と評価することができる具体的事実)	
年 月 日 任命権者	

様式第3号（第4関係）

令和 年 月 日

任命権者 様

弁 明 書

所属		職・氏名	

[illegible]

- ※ 氏名は自筆し、押印すること。
※ 欄が足りない場合は、別の用紙（様式任意）に記入すること。

様式第 4 － 1 号（第 4 関係）

改善目標設定書

総務課長 様

令和 年 月 日

所属長印

所属		職・氏名	

項目	内容記載欄
改善目標	
改善への取組 （考えている具体的な 改善方法・取組項目・ 態度など）	
その他 （疑問点・指導を受け たい事項など）	

様式第 4－2 号（第 4 関係）

改善レポート

総務課長 様

令和 年 月 日

所属長印

所属		職・氏名	

項目	内容記載欄
改善研修期間	年 月 日～ 年 月 日
これまでの指導・研修等 に対する自己評価 （取組姿勢・正確さ・積極性 態度等の状況と改善状況など）	
今後の改善への取組 （考えている具体的な改善方法・目標など）	
その他 （疑問点・指導を受けたい事項など）	

様式第 5－1 号（第 4 関係）

個別指導研修計画書

対象職員	所 属		研修期間	
	職・氏名		年 月 日～	年 月 日

研 修 目 標	

スケジュール			研修・指導項目	指導・研修の 期待目標レベル	指導・研修方法
年	月	日			

個別指導研修実施報告書

総務課長 様

所属・職 _____

氏名 _____

所 属		職・氏名	
研修期間			

○研修結果

研修・指導項目	指導・研修の目標レベル	改善状況	備考

○所属長評価

○総合所見

1 仕事への取組姿勢、責任感、積極性、意欲、やる気

2 正確性、迅速性、進行管理、実績

3 業務に関する知識、技能、能力

4 勤務態度、接遇、協調性、服務

5 身体状況、通院状況、病気休暇

6 その他特記事項

様式第 6 号（第 4 関係）

受 診 命 令 書

(所属)	(職・氏名)
(内容) 1 あなたに対し、 年 月 日までに、次の医師 2 名の診断を受け、 診断書を提出するよう命じます。 指定医師① _____ 指定医師② _____ 2 これは、地方公務員法第28条第 1 項第 2 号・第 2 項第 1 号に該当する可能性が あるか否かを確認することを目的とするものです。 3 あなたが正当な理由なくこの受診命令に従わない場合は、地方公務員法第28条 第 1 項第 3 号に基づいて分限免職が行われる可能性があります。	
年 月 日 任命権者	

○条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する 条例

(平成8年6月24日海士町条例第10号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限について必要な事項を定めるものとする。

(分限)

第2条 任命権者は、条件付採用期間中の職員が次の各号の一に該当する場合には、職員をその意に反して免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- (5) 天災地変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となった場合
- (6) 刑事事件について起訴された場合

第3条 任命権者は、臨時的に任用された職員が次の各号の一に該当する理由がなくなった場合、又は前条各号の一に該当する場合には、職員をその意に反して免職することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) その他前2号に類する臨時の職で町長が必要と認める場合

(委任)

第4条 この条例の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 臨時的に任用された職員の分限に関する条例（昭和41年海士町条例第8号）は、廃止する。

○職員の定年等に関する条例

(昭和58年12月24日海士町条例第25号)

改正 平成13年4月1日条例第2号 令和5年3月14日条例第3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

改正（令5条例第3号）

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

改正（令5条例第3号）

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

改正（令5条例第3号）

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。改正（令5条例第3号）
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。改正（令5条例第3号）
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。改正（令5条例第3号）
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、町長が規則で定める。
（定年に関する施策の調査等）
- 第5条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。繰上げ（平13条例第2号）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。
- (1) 職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）第8条の2の規定により管理職手当を支給する職
（管理監督職勤務上限年齢）
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。
（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この

号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、町が加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準

用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、当該規定を医師又は歯科医師である職員に適用する場合を除き、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加（令5条例第3号）

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

追加（令5条例第3号）

附 則（平成13年4月1日条例第2号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日条例第3号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退

職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、町が加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。以下単に「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の

前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

- 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

- 第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

○海士町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(昭和26年 9 月 8 日海士町条例第96号)

改正 昭和41年 6 月28日条例第22号 平成11年 9 月30日条例第22号
令和 2 年 3 月17日条例第 2 号 令和 5 年 3 月14日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

改正（平11条例第22号）

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額（地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年海士町条例第20号）第16条に規定する報酬の額）の10分の 1 以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 改正（令 5 条例第 3 号）

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和26年 8 月13日から施行する。

附 則（昭和41年 6 月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 9 月30日条例第22号）

この条例は、平成11年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月17日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月14日条例第 3 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○海士町職員の懲戒の手續及び効果に関する規則

(平成8年6月24日海士町規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年海士町条例第96号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分説明書)

第2条 任命権者が懲戒処分を行ったときの地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項に規定する説明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

処 分 説 明 書 整理番号 交付年月日			
処 分 者	職 氏 名 印		
処分を受けた職員	所属 職 氏 名		
処 分 の 内 容	処 分 の 種 類 及 び 程 度	処 分 年 月 日	根 拠 法 規
			地方公務員法第49条 第1項 （海士町職員の懲戒の 手続及び効果に関する 条例第2条）
刑 事 裁 判 と の 関 係	刑事裁判に係属している。 （していない。）	起 訴 年 月 日	
処 分 の 理 由			
教 示	この処分に不服のある者は地方公務員法第49条の2の規定により処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に島根県人事委員会に対して不服申立てをすることができる。		

註

- (1) 整理番号は、処分者としての整理番号を記入する。
- (2) 処分の理由は抽象的に記入せず、具体的に事実をあげて記入する。

○海士町職員の懲戒処分等の指針

(平成27年12月1日海士町訓令第6号)

1 目的

職員の懲戒処分等の標準的な量定及び公表の基準を明らかにすることにより、町民の公務に対する信頼感を確保し、職員が公務員としての高い倫理観を保持し、町民に信頼される職員として行動するよう本指針を制定する。

2 指針の構成

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、職員の非違行為に対して懲罰として行なう次の処分

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職は保有するが、職務に従事させず給与も支給しない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の10分の1以下を減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

懲戒処分には当たらないが、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、戒めるために行う行為

- (1) 文書訓告 文書により行う指導上の注意
- (2) 嚴重注意 口頭により行う指導上の注意

第3 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 業務処理不適切

職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行なうことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は町民等に重大な損害を与えた職員は、減給又は戒告とする。

(6) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職

又は停職とする。

(9) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(11) 兼業の承認等を得る手続の怠り

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(12) 入札談合等に関与する行為

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(13) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

（注）処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2 公金官物取扱い関係

(1) 横領

公金又は官物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は官物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐欺

人を欺いて公金又は官物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は官物を紛失した職員は、戒告とする。

- (5) 盗難
重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員は、戒告とする。
- (6) 官物損壊
故意に職場において官物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 失火
過失により職場において官物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。
- (8) 諸給与の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。
- (9) 公金官物処理不適正
自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。
- (10) コンピュータの不適正使用
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

- (1) 放火
放火をした職員は、免職とする。
- (2) 殺人
人を殺した職員は、免職とする。
- (3) 傷害
人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。
- (4) 暴行・けんか
暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- (5) 器物損壊
故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 横領
自己の占有する他人の物（公金及び官物を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。
- (7) 窃盗・強盗
 - ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。
 - イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。
- (8) 詐欺・恐喝
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。
- (9) 賭博
 - ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
 - イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用
麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。
- (11) 酩酊による粗野な言動等
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又

は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

(14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

（注）処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

6 内部通報

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。

7 公表基準

(1) 公表する懲戒処分

ア 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分。

ただし、社会的影響が少ないと町長が判断したものは、この限りでない。

イ 地方公務員法の規定に基づく刑事処分に関し起訴された場合の休職処分。ただし、人権保護の観点から公表することが本人に著しい不利益を招く場合等については、この限りでない。

ウ 特に町民の関心が大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案に係る指導上の措置

(2) 公表する内容

公表する内容は、被処分者の所属・職名・年齢・性別・処分の種類・時期・事案の概要とする。ただし、社会的影響が著しいと認められる場合や、刑事事件で既に氏名等が報道機関で公になっている場合には、当該職員の氏名等を公表することができる。

(3) 公表の例外

次のような事案については、公表する内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

ア 被害者等から公表しないよう要請された場合

イ 被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合

(4) 公表の方法

処分が決定された後、速やかに海士町公告式条例（昭和27年海士町条例第103号）に定める掲示場、その他適宜な方法により公表する。

附 則

1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

2 交通事故を起した職員に対する懲戒処分等の基準（昭和48年3月5日）は廃止する。

標準例一覧

事由		免職	停職	減給	戒告
1 一般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			● — ●	
	イ 11日以上20日以内		● — ●		
	ウ 21日以上	● — ●			
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			● — ●	
	(4) 勤務態度不良			● — ●	
	(5) 業務処理不適切			● — ●	
	(6) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		● — ●		
	イ 暴言			● — ●	
	(7) 虚偽報告			● — ●	
	(8) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			● — ●	
	イ あおり・そそのかし	● — ●			
	(9) 秘密漏えい	● — ●			
	(10) 政治的目的を有する文書の配布				●
	(11) 兼業の承認等を得る手続の怠り			● — ●	
	(12) 入札談合等に関与する行為	● — ●			
	(13) 個人の秘密情報の目的外収集			● — ●	
	(14) セクシュアル・ハラスメント				
	ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	● — ●			
	イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し		● — ●		
	執拗な繰り返しにより強度の心的ストレス重積による精神疾患に罹患	● — ●			
	ウ 意に反することを認識の上での性的な言動			● — ●	

2	公金官物取扱い関係	(1) 横領	●			
		(2) 窃取	●			
		(3) 詐取	●			
		(4) 紛失				●
		(5) 盗難				●
		(6) 官物損壊			● — ●	
		(7) 失火				●
		(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			● — ●	
		(9) 公金官物処理不適正			● — ●	
		(10) コンピュータの不適正使用			● — ●	
3	公務外非行関係	(1) 放火	●			
		(2) 殺人	●			
		(3) 傷害		● — ●		
		(4) 暴行・けんか			● — ●	
		(5) 器物損壊			● — ●	
		(6) 横領				
		ア 横領	● — ●			
		イ 遺失物等横領			● — ●	
		(7) 窃盗・強盗				
		ア 窃盗	● — ●			
		イ 強盗	●			
		(8) 詐欺・恐喝	● — ●			
		(9) 賭博				
		ア 賭博			● — ●	
		イ 常習賭博		●		
		(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●			
		(11) 酩酊による粗野な言動等			● — ●	
		(12) 淫行	● — ●			
		(13) 痴漢行為		● — ●		
		(14) 盗撮行為		● — ●		

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い	●	—	●	
	人身事故あり	●			
	イ 酒気帯び	●	—	●	— ●
	人身事故あり	●	—	●	
	措置義務違反あり	●			
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	● — ● — ● — ● ※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定			
	(2) 飲酒運転以外での人身事故				
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	—	●	— ●
	措置義務違反あり	●	—	●	
	イ 傷害			●	— ●
	措置義務違反あり		●	—	●
5 監督責任関係	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
	著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	—	● — ●
	物損・措置義務違反あり		●	—	●
	(1) 指導監督不適正			●	— ●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	—	●

○職員の懲戒処分に係る勤勉手当成績率の運用に関する規程

(平成27年11月30日海士町訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の給与の支給に関する規則（昭和38年海士町規則第1号）第31条第2項（第32条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員が懲戒処分を受けた場合における勤勉手当成績率の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績率)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分を受けた職員の成績率は、次のとおりとする。

(1) 再任用職員以外の職員

懲戒処分の種類	成績率
戒 告	100分の56以下
減 給	100分の46.5以下
停 職	100分の36.5以下

(2) 再任用職員

懲戒処分の種類	成績率
戒 告	100分の30以下
減 給	100分の25以下
停 職	100分の20以下

2 前項の成績率の適用については、職員の人事評価が未実施の間は職員の給与の支給に関する規則（昭和38年海士町規則第1号）第31条第1項第4号の勤務成績が良好でない職員の成績率で割り戻した成績率とする。

(成績率の適用時期)

第3条 前条の規定により決定された成績率は、それぞれ決定された後直近に支給する勤勉手当について適用する。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、勤勉手当の成績率の運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

○海士町職員分限懲戒審査委員会規程

(平成27年12月1日海士町訓令第7号)

(設置)

第1条 職員に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、海士町職員分限懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、町長の諮問に応じ、海士町職員定数条例（昭和28年海士町条例第6号）第2条に掲げる職員その他町長が任命する職員（以下「職員」という。）に対する次に掲げる処分について審査答申する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）法第28条に基づく職員の意に反する降任、免職及び休職等の処分
- (2) 法第29条に基づく懲戒処分

(構成)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副町長をもって充てる。

3 委員には、教育長、総務課長及びその他町長の指定する職員2人をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある課長及び関係者の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、教育長である委員が職務を代理する。

(招集)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第7条 委員長及び委員は、自己又は親族等の一身上に関する事案については、その議事に加わることができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 委員が事案の当事者のときは、議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

第3章 服務

○海士町職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和26年4月1日海士町条例第90号)

改正 平成3年12月24日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は任命権者が定めることができる。

附 則

1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。

2 この条例施行後30日以内に新たに職員となった者は、第2条の規定にかかわらず、この条例施行後30日間は、宣誓を行う前においてもその職務を行うことができる。

附 則（平成3年12月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

宣

誓

書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名 印

○海士町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和26年4月1日海士町条例第91号)

改正 昭和44年3月17日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 専ら職員団体の業務に従事する場合
- (4) 非常勤消防団員で消防の業務に従事する場合
- (5) 前4号に規定する場合を除くほか、町長の定める場合

附 則

この条例は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月17日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成7年6月26日海士町条例第25号)

改正	平成11年3月19日条例第2号	平成13年4月1日条例第3号
	平成14年3月20日条例第1号	平成19年3月30日条例第10号
	平成20年3月25日条例第7号	平成21年3月26日条例第6号
	平成22年3月19日条例第3号	平成22年6月17日条例第21号
	平成28年3月18日条例第7号	平成29年3月22日条例第2号
	令和5年3月14日条例第3号	

海士町職員の勤務時間に関する条例（昭和41年海士町条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平28条例第7号）

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

改正（平21条例第6号）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

追加（平20条例第7号）

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

改正（令5条例第3号）

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

改正（平21条例第6号）

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

改正、繰下げ（平20条例第7号）

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間

において週休日を設けることができる。

改正（令5条例第3号）

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

改正（令5条例第3号）

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

改正（令5条例第3号）

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

改正（平19条例第10号）

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

追加（平19条例第10号）

- 3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

繰下げ、改正（平19条例第10号）

第7条 削除（平19条例第10号）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支

障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。改正（平22条例第3号）

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

改正（平20条例第7号）

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。）第15条第2項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。追加（平22条例第3号）

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。繰下げ（平22条例第3号）

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。追加（平22条例第21号）

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

改正（平29条例第2号）

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、

当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

改正（平29条例第2号）

（休日）

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

改正（平22条例第3号）

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

改正（平29条例第2号）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、海士町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの

その他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 改正（令5条例第3号）

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。 改正（平13条例第3号）

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

（特別休暇）

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 全改（平29条例第2号）

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

改正（平29条例第2号）

3 介護休暇については、給与条例第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

改正（平22条例第3号）

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

追加（平29条例第2号）

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

改正（平29条例第2号）

（委任）

第17条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に

関し必要な事項は、規則で定める。

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

改正（令5条例第3号）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行前に、海士町職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定に基づき定められている週休日又は勤務時間の割り振りは、それぞれ新条例第4条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割り振りとはみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定に基づき定められている週休日又は勤務時間の割り振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割り振りとはみなす。

4 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成7年における年次有給休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、海士町職員の休日及び休暇に関する条例（昭和48年海士町条例第33号）第5条に規定する年次有給休暇の残日数とする。

5 この条例の施行の際現に海士町職員の休日及び休暇に関する条例第5条の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。

6 この条例の施行の際現に海士町職員の休日及び休暇に関する条例第4条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第16条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

7 前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（関係条例の廃止）

第3条 海士町職員の休日及び休暇に関する条例（昭和48年海士町条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月19日条例第2号）から

附 則（平成14年3月20日条例第1号）まで 略

附 則（平成19年3月30日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月19日条例第 3 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月17日条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 6 月30日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則（平成28年 3 月18日条例第 7 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月22日条例第 2 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月14日条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第 1 2 条 暫定再任用職員（令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第 5 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成7年6月26日海士町規則第14号)

改正	平成12年7月26日規則第17号	平成12年12月20日規則第19号
	平成14年3月28日規則第9号	平成14年6月28日規則第11号
	平成19年3月30日規則第2号	平成19年11月29日規則第13号
	平成20年1月31日規則第17号	平成20年8月29日規則第7号
	平成21年1月1日規則第1号	平成22年1月29日規則第1号
	平成29年9月1日規則第11号	平成30年9月10日規則第5号
	平成31年4月1日規則第1号	令和4年4月1日規則第2号
	令和4年10月1日規則第6号	

職員の勤務時間に関する規則（平成7年海士町規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割り振りの基準）

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割り振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないこと。

(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

（週休日の振替等）

第3条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割り振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 任命権者は、半日勤務時間の割り振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第4条 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

- 2 職員が、勤務をすることを命ぜられた場合を除き、休憩時間に対しては、給与は支給されない。

第5条 削除(平19規則第2号)

(週休日及び勤務時間の割り振り等の明示)

第6条 任命権者は、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

改正(平19規則第13号)

(宿日直勤務)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務とは、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務をいう。

- 2 任命権者は、休日又は週休日で町長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第7条の2 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

追加(平31規則第1号)

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第7条の3 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

- 2 任命権者は、臨時的な特別の事情(一時的又は突発的な業務量の増加等の事情であって、労働基準法第36条第5項の規定により同条第3項の限度時間を超えて労働させることができる時間を定めることができることとされているものをいう。)により前項各号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

- 3 任命権者は、大規模な災害への対応その他真にやむを得ない事由によって、臨時又は緊急の必要がある場合には、その必要の限度において第1項各号又は前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずることができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により、第1項各号又は第2項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務

を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、町長が定める。

追加（平31規則第1号）

（代休日の指定）

第8条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

- 3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、別に定める。

（年次有給休暇の日数）

第9条 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数とする。

（年次有給休暇の繰越し）

第10条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）、20日を超える職員にあっては20日とする。

- 2 年次有給休暇は、繰り越されたものから先に請求があったものとして取り扱うものとする。

全改（平30規則第5号）

（年次有給休暇の単位）

第11条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

- 2 半日又は1時間を単位としている年次有給休暇を日に換算する場合は、別表第3に定めるところによる。

（病気休暇）

第12条 条例第13条に規定する病気休暇は、公務傷病等による休暇、結核療養の休暇及び私傷病による休暇とし、その期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

- 2 公務傷病等による休暇は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における休暇とし、任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇とする。

- 3 結核療養の休暇は、医師の診断の結果、職員が結核の判定を受けた場合における休暇とし、任命権者が長期の療養を要するものと認定したときは、1年以内の期間は有給休暇とする。

- 4 私傷病による休暇は、職員が前項に規定する以外の私傷病のため受ける休暇とし、任命権者が療養を必要と認めた場合においては、引き続き90日を超えない期間において、これを有給休暇とすることができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、職員の健康上必要があると認めるときは、任命権者は私傷病による休暇を時間を単位として与えることができる。

（特別休暇）

第13条 条例第14条の規則で定める場合は、別表第4の各号に掲げる場合とし、同別表

第18号の場合を除き有給休暇とする。その期間は、別表第4に掲げる期間とする。

改正（令4規則第2号）

（休暇日数の計算）

第14条 週休日、休日及び週休日及び休日の代休日をはさんで年次有給休暇をとった場合は、週休日、休日及び週休日及び休日の代休日は、年次有給休暇として取り扱わないものとする。

2 条例第13条、第14条及び第15条に規定する休暇の期間中には、週休日、休日及び週休日及び休日の代休日を含むものとする。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第15条 休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ別に定める休暇欠勤等届に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

（介護休暇）

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居している者とする。

(1) 祖父母及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が定めるもの

2 条例第15条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

（介護休暇の請求）

第17条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第15条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（休暇の承認）

第18条 任命権者は、休暇の請求について、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

（休暇の承認の決定等）

第19条 休暇の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、休暇（年次有給休暇を除く。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。ただし、1週間を超える病気休暇を承認するに当たっては、医師の証明書その他勤務をしない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。

（委任）

第20条 前各条に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 職員の休暇に関する規則(昭和48年海士町規則第17号)は、廃止する。

附 則(平成12年7月26日規則第17号)から

附 則(平成14年6月28日規則第11号)まで 略

附 則(平成19年3月30日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月29日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年1月31日規則第17号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日規則第7号)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年1月1日規則第1号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年1月29日規則第1号)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成29年9月1日規則第11号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(平成30年9月10日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条の3第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

附 則(令和4年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月1日規則第6号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

採用月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
休 暇 日 数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

別表第 2（第 10 条関係） 削除（平 30 規則第 5 号）

別表第 3（第 11 条関係）

付 与 単 位	換 算 方 式
半 日 単 位	2 回をもって 1 日に換算
時 間 単 位	8 時間をもって 1 日に換算 4 時間をもって半日に換算

別表第 4（第 13 条関係） 改正（令 4 規則第 6 号）

原 因	休暇を与える期間
(1) 職員が選挙権でその他公民として権利を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(2) 職員が証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(3) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行、その他の結婚に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの間で連続する 7 日の範囲内で必要と認める期間（週休日、休日を除く。）
(4) 8 週間（多胎妊婦の場合にあっては 14 週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出たとき。	出産の日までの申し出た期間
(5) 女子職員が出産したとき。	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(6) 妊娠中の女子職員の産前休暇に入るまでの間において妊娠障害のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1 週間を超えない範囲内で必要と認める期間

(7) 妊娠中又は出産後１年以内の女子職員が医師、歯科医師、保健師又は助産師から妊娠又は出産等に関し、健康診査又は保健指導を受ける必要があるとき。	妊娠６月末（１月は、28日として計算する。以下この項において同じ。）までは４週間に１回、妊娠７月から９月末までは２週間に１回、妊娠10月から分娩までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回を限度として、その都度必要と認める時間
(8) 生後１年に達しない乳児を育てる職員が、その乳児の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。	１日２回それぞれ60分以内で必要と認める時間
(9) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添え等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻が出産するため入院する日から当該出産の日後２週間を経過する日までの間で、３日の範囲内で必要と認める期間
(10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における５日の範囲内の期間
(11) 生理日の就業が著しく困難な職員が生理休暇を請求したとき。	２日の範囲内で必要と認める期間
(12) 職員の親族（別表第５の死亡した親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	死亡した親族に応じ、別表第５の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間（週休日、休日を除く。）
(13) 職員の父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められるとき。	年各々１日
(14) 職員が夏期の行事、心身の健康のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	７月１日から９月30日までの間で３日間（ただし、休暇の単位は１日又は半日とする。）
(15) 地震、水害、火災その他の災害により、職員の現住居が滅失又は破損した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	１週間を超えない範囲で、その都度必要と認める期間
(16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められるとき。	その都度必要と認める期間

(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(18) ア 職員が登録された職員団体の規約に定める執行機関、監査機関、議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関及び特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該登録団体又は労働組合の諮問に応ずるための機関の構成員として当該機関の業務に従事するとき並びに登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事するとき。 イ 職員が半×活動に従事する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1 暦年につき30日 その都度必要と認める期間
(19) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離により、出勤することが著しく困難であると認められるとき。	その都度必要と認める期間
(20) 条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1 年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める期間
(21) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(22) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	1 暦年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
(23) 職員が疾病の早期発見等のため全身の精密検査及び健康指導を受けるとき。	1日外来ドック、シルバードック及び脳ドックにあつては1日、短期人間ドックにあつては2日
(24) 職員が退職後の生きがいづくり及び健康管理等の生涯生活設計のために、島根県市町村職員共済組合が実施するシニアライフプラン講座又はミドルライフプラン講座を受けるとき。	職員ごとに各講座1回に限り、当該講座の時間の範囲内で必要と認める時間
(25) 中学校卒業までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間
(26) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める期間
(27) その他、町長が特に必要と認めるとき。	その都度必要と認める期間

別表第5（第13条関係）

死亡した親族	日 数		備 考
	血 族	姻 族	
配 偶 者	10日以内		1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
父 母	7 日 以 内	3 日 以 内	
子	5 日 以 内	1 日	2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、血族の父母及び子に準ずる。
祖 父 母	3 日 以 内	1 日	
孫	1 日		
兄 弟 姉 妹	3 日 以 内	1 日	3 遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
お じ ・ お ば	1 日	1 日	
お い ・ め い	1 日	1 日	

○職員の勤務時間に関する規程

(平成7年3月20日海士町訓令第3号)

改正	平成8年12月24日訓令第6号	平成9年2月24日訓令第4号
	平成12年2月21日訓令第1号	平成12年12月20日訓令第4号
	平成14年3月28日訓令第2号	平成16年4月1日訓令第3号
	平成19年3月29日訓令第1号	平成19年11月29日訓令第7号
	平成21年3月19日訓令第5号	

(勤務時間の割り振り)

第1条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、その間に1時間の休憩時間を置く。

改正 (平21訓令第5号)

(休憩時間)

第2条 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

改正 (平19訓令第1号)

(特別の形態によって勤務する職員の週休日等)

第3条 特別の形態によって勤務する職員の週休日、勤務時間の割り振り及び休憩時間については、別表に定めるところによる。

改正 (平19訓令第7号)

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月24日訓令第6号) から

附 則 (平成14年3月28日訓令第2号) まで 略

附 則 (平成16年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月29日訓令第7号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月19日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 改正（平19訓令第7号）

所 属	総務課	総務課	住民生活課	海士診療所	歯科診療所	地産地商課	交流促進課
職 員	スクールバスの 運転業務に従事 する職員	午後零時から午 後 1 時まで電話 交換業務に従事 する職員	午後零時から午 後 1 時まで窓口 対応業務に従事 する職員	海士診療所に 勤務する職員	歯科診療所に 勤務する職員	承久海道キン ニャモニャセ ンターに勤務 する職員	承久海道キン ニャモニャセ ンターに勤務 する職員
週休日	職員の勤務時 間、休暇等に関 する条例（平成 7 年海士町条例 第25号）第3条 第1項による。	同左	同左	同左	同左	条例第4条に よる。	同左
勤務時間の 割り振り	（月曜日～金曜 日）午前7時30 分から午後5時 15分までの間で 8時間になるよ うに所属長が割 り振る。	第1条による。	同左	同左	同左	（月曜日～日 曜日）午前6時 30分から午後 7時45分まで の間に8時間 になるように 所属長が割り 振る。	同左
休 憩 時 間	所属長は、1 時 間45分の休憩時 間を勤務時間の 中途に置く。	所属長は、勤務時 間が8時間の場 合は、45分の休憩 時間を勤務時間 の中途に置く。	同左	同左	同左	同左	同左

○職員の育児休業等に関する条例

(平成4年3月23日海士町条例第2号)

改正	平成7年3月20日条例第18号	平成11年12月17日条例第28号
	平成13年4月1日条例第3号	平成14年3月20日条例第2号
	平成14年12月27日条例第33号	平成18年3月27日条例第1号
	平成19年12月25日条例第30号	平成20年3月25日条例第7号
	平成21年3月26日条例第6号	平成22年6月17日条例第21号
	平成29年3月22日条例第3号	平成29年9月27日条例第15号
	令和2年3月17日条例第2号	令和4年9月22日条例第13号
	令和5年3月14日条例第3号	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定（育児休業法第5条第2項の規定にあっては育児休業法第12条において、育児休業法第10条第2項の規定にあっては育児休業法第11条第2項において、育児休業法第14条及び第15条の規定にあっては育児休業法第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

改正（平20条例第7号）

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和58年海士町条例第25号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3に規定する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

- (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児

休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

改正（令5条例第3号）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 追加（平29条例第3号）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日
 - ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
 - イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場

合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合
改正（令4条例第13号）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
改正（令4条例第13号）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
改正（令2条例第2号）

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の2の3の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

改正（令4条例第13号）

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

追加（令4条例第13号）

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

改正（平29条例第15号）

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

改正（平22条例第21号）

（育児休業に伴う任期付採用職員の任期の更新）

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

改正（平19条例第30号）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第5条の3 職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

改正（平22条例第21号）

- 2 職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

改正（令2条例第2号）

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第6条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる時は、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として町長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

改正（令2条例第2号）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 任期付採用職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

改正（令5条例第3号）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

改正（令4条例第13号）

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）であって、同項第1号から第4号までのいずれにも該当しないものとする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員（以下この条において「交替制等勤務職員」という。）のうち、次号に規定する職員以外の者 次に掲げる勤務の形態

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

改正（平22条例第21号）

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

追加（平20条例第7号）

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

改正（平22条例第21号）

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の特例)

第12条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正（令5条例第3号）

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

第12条第2項 第2号	定年前再任用 短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項 及び第20条 第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）を育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

追加（平20条例第7号）

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務に係る職員への通知）

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

追加（平20条例第7号）

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例）

第15条 第13条から第20条までの規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

追加（平20条例第7号）

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正（令5条例第3号）

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項 第2号	定年前再任用 短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項

		に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条の2 及び第23条	定年前再任用 職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第17条 第5条の2の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新について準用する。追加（平20条例第7号）

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）改正（令5条例第3号）

（部分休業の承認）

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。改正（平22条例第21号）

2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項に規定する介護時間を承認されている職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。改正（令5条例第3号）

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。追加（令2条例第2号）

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して支給する。繰下げ（平20条例第7号）

（部分休業の承認の取消事由）

第21条 第5条の規定は、部分休業について準用する。繰下げ（平20条例第7号）

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 追加(令4条例第13号)

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 追加(令4条例第13号)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

繰下げ(令4条例第13号)

附 則

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 海士町育児休業に係る給与等に関する条例(昭和61年海士町条例第21号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。 繰上げ(平7条例第18号)

3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される職員が育児休業又は部分休業をしている場合における当該育児休業又は部分休業に係る給与については、当分の間、職員の給与条例附則第2項中「この条例」とあるのは、「この条例、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年海士町条例第2号)」とする。 繰上げ(平7条例第18号)

附 則(平成7年3月20日条例第18号)から

附 則(平成14年12月27日条例第33号)まで 略

附 則(平成18年3月27日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年12月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が平成19年12月1日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する

附 則(平成21年3月26日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 6 月17日条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 6 月30日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 8 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 9 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成29年 3 月22日条例第 3 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月17日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月22日条例第13号）

この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月14日条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○職員の育児休業等に関する規則

(平成8年6月24日海士町規則第7号)

改正 平成14年3月28日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年海士町条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項に規定する育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 条例第5条に規定する事由が生じた場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

(職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令の交付)

第6条 任命権者は、次に掲げる場合には職員に対して辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(部分休業の承認の請求手続)

第7条 育児休業法第9条第1項に規定する部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第3号）により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消事由等)

第8条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第9条 この規則に定めるほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係） 改正（平14規則第 9 号）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) _____ 殿		請求年月日		年	月	日	
		請求者	所 属	_____			
			職 名	_____			
			氏 名	_____ 印			
下記のとおり育児休業の承認を請求します。							
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親				
氏 名				氏 名			
続 柄				子との同・別居		☐ 同居 ☐ 別居	
生 年 月 日		年 月 日生		就 業 の 有 無		☐ 有 ☐ 無	
3 請求の内容		☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長					
		☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)					
4 請求期間		年 月 日から		年 月 日まで			
5 既に育児休業をした期間		年 月 日から		年 月 日まで			
		年 月 日から		年 月 日まで			
6 備考							

(注)

- ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に 1 歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日等について記入する。
- ④ 該当する口には✓印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日				☐ 承 認 ☐ 不承認	
決 裁 年 月 日	年 月 日				職 名 _____	
決 裁 欄					氏 名 _____ 印	

様式第2号（第4条関係）

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日届出

（任命権者）

殿

職 名 _____
氏 名 _____ 印

次のとおり 育児休業 部分休業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐休業に係る子を養育しなくなった
 - ☐同居しなくなった ☐負傷・疾病 ☐その他（ ）
- ☐休業に係る子を配偶者が養育できることとなった
- ☐休業に係る子が死亡した
- ☐休業に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）
- ☐休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- ☐その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

様式第3号（第7条関係） 改正（平14規則第9号）

部 分 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日 年 月 日 （任命権者） _____ 殿 請求者 所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ ㊟ 下記のとおり部分休業の承認を請求します。							
1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親						
氏 名	氏 名						
続 柄	子との同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居						
生 年 月 日	年 月 日生 就 業 の 有 無 ☐ 有 ☐ 無						
3 託児の内容	☐ 託児施設（ ） ☐ その他（ ） （託児時間： 時 分～ 時 分） （託児時間： 時 分～ 時 分）						
4 通勤時間	時間 分 （託児先を経由する時間を含む）						
5 請求期間 及び時間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> ☐毎 日 ☐その他（ ） </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="text-align: center;"> ☐毎 日 ☐その他（ ） </td> <td style="text-align: center;">午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分</td> </tr> </table>	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
6 備 考							

（注）

- ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 請求に係る子について、(ア)職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- ③ 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- ④ 該当する口には✓印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日	☐ 承 認 ☐ 不承認
決 裁 年 月 日	年 月 日	職 名 _____
決 裁 欄		氏 名 _____ ㊟

(裏面)

[illegible]

○職員の自己啓発等休業に関する条例

(平成20年3月25日海士町条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発

等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○職員の高齢者部分休業に関する条例

(令和5年3月14日海士町条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第2条 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業の承認)

第3条 任命権者は、前条に規定する年齢に達した職員から高齢者部分休業の承認の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が前条に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。）第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

(高齢者部分休業の時間の延長)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務をしない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

2 任命権者は、前項に規定する場合のほか、高齢者部分休業の承認後の事情の変化を理由として高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合で、やむを得ないと認められるときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○海士町職員の営利企業等の従事に関する許可の基準 を定める規則

(昭和41年 5 月12日海士町規則第11号)

改正 平成 8 年 6 月24日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第 2 項の規定に基づき、営利企業等の従事に関する町長の許可の基準に関し必要な事項を定める。

(許可の基準)

第 2 条 町長は、職員が法第38条第 1 項に規定する営利企業等に従事する場合においては、次の各号に掲げる要件を具備し、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り、許可することができる。

- (1) 職務の遂行に支障がないこと。
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 国又は他の普通地方公共団体の職員の職にあわせつく場合にあっては、勤務時間及び給与を受ける時間が重複しないこと。

(許可の取消し)

第 3 条 町長は、前条に定める許可の基準に該当しなくなつたと認められるに至ったときは、その許可を取り消すものとする。

追加（平 8 規則第 3 号）

附 則

この規則は、昭和41年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月24日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町職員服務規程

(平成8年6月24日海士町訓令第3号)

改正 平成17年3月31日訓令第5号 平成19年3月30日訓令第2号
平成25年3月25日訓令第1号 平成28年3月28日訓令第2号

(趣旨)

第1条 町における一般職員（以下「職員」という。）の服務については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(服務の原則)

第2条 職員は、町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならない。

(出勤時刻等)

第3条 職員は、出勤したときは出勤時刻を、退庁するときは退庁時刻を、自らタイムレコーダーによりカードに打刻しなければならない。

(休暇の承認)

第4条 職員は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその理由及び期間を明らかにして、休暇欠勤等届（様式第1号）に所要の事項を記載して、町長に届け出なければならない。ただし、病気、災害、その他やむを得ない理由により申請があらかじめできなかった場合においては、その理由を明らかにして事後速やかに承認の申請をしなければならない。

- (1) 病気、その他の理由により出勤時刻に出勤できないとき又は勤務時間中に早退しようとするとき。
- (2) 職務専念の義務の免除を受けようとするとき。
- (3) 年次休暇、特別休暇を受けようとするとき。
- (4) 病気休暇を受けようとするとき。

2 前項第4号に定める場合においては、期間が休日及び週休日を除いて、引き続き7日を超えるときは、医師の診断書（原則としてその後14日を超えるごとに診断書添付）その他その理由を証明するに足る書類を添えなければならない。

3 職員が産前の休暇を受ける場合には、医師又は助産婦の出産予定日の証明書を、産後の休暇を受ける場合には、出産日の証明書を添えて届け出なければならない。

4 職員が介護休暇を受けようとする場合は、休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前までに介護休暇承認申請書（様式第2号）に所要の事項を記載して、総務課長を通じ、町長に提出しなければならない。

5 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、介護休暇承認通知書（様式第3号）又は介護休暇不承認通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

6 介護休暇の承認を受けた者は、休暇欠勤等届に所要の事項を記載し、前項に定める介護休暇承認通知書を添付して、所属長を通じ総務課長に提出しなければならない。

(勤務時間中の離席)

第5条 職員は、勤務時間中用務のため一時執務の場所を離れ、又は外出しようとするときは、あらかじめ用務、行先及び所要時間を所属課長に届け出なければならない。

(時間外登退庁)

第6条 職員が所属長の命により所定の勤務時間を超えて勤務しようとするときは、時間

外勤務命令簿（様式第5号）により決裁を受けなければならない。

- 2 勤務時間外（退庁後1時間以内を除く。）、勤務を要しない日、休日等に居残り勤務又は臨時の出勤をした場合には、その旨を当直員に通知し、退庁のときは、火気及び盗難等に特に注意しなければならない。

（新任者の書類提出）

第7条 新任者は、着任後5日以内に履歴書（様式第6号）及び診断書を添え町長に提出しなければならない。

（転籍等の届出）

第8条 転籍、転居、改氏名その他届出事項に異動があった者は、直ちにその旨を届け出なければならない。

（願等の經由）

第9条 身分及び服務上の諸願、申請及び届出は、所属課長及び総務課長並びに副町長を経由しなければならない。

改正（平19訓令第2号）

（事務の引継ぎ）

第10条 転任、休職、退職その他の事由によって、担当事務が変わった場合には、前任者は速やかに文書又は口頭をもって後任者又は町長の指定した者にその事務を引き継ぎ、その旨を町長に報告しなければならない。

- 2 退庁後管守を要する物品は、退庁の際当直員に引き継がなければならない。

（出張命令）

第11条 職員の出張命令は、出張命令票（様式第7号）に記載して、決裁を受けなければならない。

（出張中の事故）

第12条 職員は、出張中次の各号の一に該当する場合においては、その理由を具し、直ちに上司の指揮を受けなければならない。

- (1) 日程又は用務地の変更をする必要があるとき。
- (2) 疾病その他事故により執務することができないとき。
- (3) 天災事変等のため、旅行を継続することができないとき。

（出張の復命）

第13条 出張した職員（上司に随行した場合を除く。）は、帰庁後速やかに復命書（様式第8号）により結果を上司に復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。

（整頓、清掃）

第14条 職員は、常に庁舎の整頓及び清掃に努めなければならない。

（雑則）

第15条 火災その他の非常災害に備え、重要な書類及び物品には「非常持出」の表示をし、運搬しやすく見易い場所に置くようにしなければならない。

附 則

この訓令は、平成8年6月24日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

休 暇 欠 勤 等 届

町 長		副 町 長		総 務 課 長		主 務 課 長		主 査		係 長	
期 間				時 ・ 日 時間 自 至 年 年 月 月 日 日							
区 分 （○でかこむ）				年 次 公務傷病 私傷病 生 理 産 前 産 後 慶 弔 特 別 介 護							
事 由 （具体的にくわしく）											

上記のとおり、休暇を受けたいので御承認下さい。

年 月 日

海士町長 殿

課 職名 氏 名 ⑩

介　護　休　暇　承　認　申　請　書

年　月　日

海士町長　　　殿

所　属
職　名
氏　名

下記のとおりに介護休暇の承認を申請します。

被介護人に関する事項	氏　　　　 名 年　 齢 性　 別 職員との続柄 職員との同居・別居の別
	傷　　 病　　 名
	症 状 及 び 介 護 を 必 要 す る 理 由

護の状況
ない理由及び職員以外の介
職員が介護しなければなら

様式第3号（第4条関係）

介護休暇承認通知書

年 月 日

殿

海士町長

年 月 日付けで申請のあった介護休暇について、次のとおり承認することとしたので通知します。

1 承認期間

年 月 日から
(日間)
年 月 日まで

(時間単位の場合 時 分から 時間)

様式第 4 号（第 5 条関係）

介 護 休 暇 不 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

海士町長

年 月 日付けで申請のあった介護休暇について、次のとおり承認
しないこととしたので通知します。

1 理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

時間外（休日）勤務命令簿

自 年 月
至 年 月

課 名		職 名		級 号 給		月 給		氏 名		
				級 号 給		円		※ 150/100・160/100の時間帯22:00～05:00		
命 令 者 の 印				月 日	勤 務 命 令 時 間	時 間 外 勤 務				時間外勤務の内容（具体的に記入）
副町長	課 長	主 査	係 長			125 100	150 100	135 100	160 100	
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
					自 時 至 時					
小 計										

履 歴		書	
写真をはる位置 写真をはる必要があ る場合 1 縦 36～40mm 横 24～30mm 2 本人単身胸から上 3 裏面のりづけ		年 月 日現在 No. _____	
ふりがな ----- 氏 名		※男 女 印	
		年 月 日生（満 歳）	
旧氏名		理由 年 月 日改名（ ）	
本籍		戸籍筆頭者名 続柄	
ふりがな ----- 現住所		郵便番号	電話局番 （ 方呼出）

[illegible]

- 記入注意
- 1 青又は黒インキでペン書き
 - 2 文字はカイ書数字はアラビア数字を使用
 - 3 ※印のところは○でかこむ。
 - 4 続柄は戸籍筆頭者に対するもの
 - 5 No. 欄は記入しない。

様式第 7 号（第11条関係） 改正（平28訓令第 2 号）

款No.	項No.	目No.	細目No.	節No.	細節No.	短縮コードNo.	支出額	円
年 月 日起票		伝票No.		出張命令（伺）			支出負担 行為額計	
年度	課名 (コード:)		支出累 計額					
会計名 (コード:)			配当 残額					
職・氏名 (コード:) 印			支出負担行為 No.					
旅行先・用務				期間 年 月 日～ 年 月 日（泊日）				町 長
定額	円	高速	円					加算
旅行経路		日当 県内（日） 県外（日）	鉄 道 （往）	K ・ グ	円	急行料金	職 氏 名	
月 日	摘 要		（復）	K ・ グ		車 賃		財政担当課長
		宿泊料 県内（日） 県外（日）	（往）	K ・ グ		連絡船		
		船 賃 円	（復）	K ・ グ				主務課長
		計						

⑨旅費支出票

（ A 5 判）

様式第8号（第13条関係） 改正（平25訓令第1号）

決 議	町 長	副町長	課 長	主 査	係 長	係	合 議

復 命 書 課 係

1 出張先

2 用務内容

3 期 間

年 月 日から 月 日まで

海士町役場

(A 4 判)

○海士町当直規程

(昭和41年3月31日海士町訓令第3号)

改正	昭和60年3月28日訓令第2号	平成5年12月15日訓令第3号
	平成7年3月20日訓令第4号	平成8年6月24日訓令第4号
	平成17年3月31日訓令第2号	平成19年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 当直については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(当直の種類及び服務時間)

第2条 当直は、日直及び宿直とする。

2 日直の服務時間は、週休日及び休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号）第9条に規定するものをいう。以下「休日」という。）において午前8時30分から午後5時15分までとし、宿直の服務時間は、午後5時15分から翌日の午前8時30分までとする。

改正（平8訓令第4号）

(当直者)

第3条 当直に服する者（以下「当直者」という。）は、2名とし、そのうち1名は職員又は職員以外の常勤の職員をもってあてる。

改正（平19訓令第2号）

(当直の割当)

第4条 当直の割当は、総務課が行う。

2 次の各号に掲げる者に対しては、当直させることができない。

- (1) 長期欠勤者（欠勤日数が7日以上のをいう。）
- (2) 女子職員（日直を除く。）
- (3) 18歳未満の職員
- (4) 身体の障害により、当直を行うことが不適当と認められるもの
- (5) 新たに採用された者で、その採用の日から1月を経過しないもの

3 総務課長は、月末までに翌月の当直の割当を定め、あらかじめ本人に通知しなければならない。

改正（平17訓令第2号）

(当直者事故の場合の措置)

第5条 当直の通知を受けた後、公務、疾病、忌引その他やむを得ない理由により、当直に服することができないときは、所属の課長を経て総務課長に届け出なければならない。

2 総務課長は、前項の届出について相当の理由があると認めるときは、次番者を繰り上げて補充する。ただし、事故のやんだときから3日以内に当直を命ずることができる。

(当直者の交替)

第6条 当直の通知を受けた職員が、他の職員と交替しようとするときは、あらかじめ総務課長の承認を得なければならない。

改正（平5訓令第3号）

(当直室)

第7条 当直者の詰所は、当直室とする。

(備付帳票)

第8条 庁内に次に掲げる簿冊及び物品を備え付ける。

- (1) 当直日誌
- (2) 当直の職務上必要な各所のかぎ
- (3) 職員住所録

(4) 死亡届、死産届及び埋火葬許可申請書の用紙
(当直者の職務)

改正（平5訓令第3号）

第9条 当直者は、勤務時間内において、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 庁舎及び構内の管理
- (2) 到着文書及び物品の処理
- (3) 死亡届及び死産届の受理
- (4) 埋火葬の許可証の交付
- (5) 気象情報及び災害情報の受理及び連絡
- (6) 防災行政無線の放送
- (7) 急患輸送の処理
- (8) その他必要な事項

改正（平8訓令第4号）

(当直者の事務引継)

第10条 当直者は、勤務時刻までに、宿直（休日の宿直を除く。）にあっては総務課において、日直及び休日の宿直にあっては先番の当直者から、前条の簿冊及び物品の引継ぎを受けなければならない。

2 当直者がその勤務を終わったときは、宿直（休日の前日の宿直を除く。）にあっては総務課に、日直及び休日の前日の宿直にあっては次番の当直者又は日直者に対し前項の規定により、引継ぎを受けた簿冊及び物品並びに勤務中に収受した文書及び物品その他必要な事項を引き継がなければならない。

(到着文書及び物品の取扱)

第11条 当直勤務中に受領した文書及び物品は、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 親展文書、書留、電報及び秘密文書は開封せずに、電報は直ちに名宛人に送付し、その他のものは、結束して、指定の保管庫に始末し、係員に引き継ぐこと。ただし、速達の取扱いについては、官公庁の発送による速達は、直ちに開封の上、急を要するものは係に通報し処理をなすこと。
- (2) 電話又は口頭により通知又は照会があったときは、必要と認めるものについては引き継ぐこと。

改正（平5訓令第3号）

(発送文書及び物品の取扱)

第12条 文書又は物品の発送の申出があるときは、数量を確認し、郵便切手を使用したときは、郵便切手受払簿に記載し、発送するものとする。

第13条 削除（平5訓令第3号）

(埋火葬許可証の交付)

第14条 埋葬又は火葬の許可証の交付申請があったときは、あらかじめ定められた手続により、交付しなければならない。

(行旅病人等の取扱)

第15条 行旅病人又は行旅死亡人があることを知ったときは、直ちに主務課長に通知しなければならない。

(その他の事務処理)

第16条 当直者は、第9条から前条までに規定するもの以外の事務を処理する必要があるときは、自己で処理できるもののほか、当該事務の担当職員に連絡しなければならない。

(庁内の管理)

第17条 当直者は、庁舎内外を巡視し、火気、戸締等を点検しなければならない。

改正（平8訓令第4号）

(非常の場合の処置)

第18条 当直者は、庁舎内外又は町内に火災その他の非常事態が発生したときは、直ちに町長、副町長及びその他の職員に急報するとともに臨機の措置をとらなければならない。
改正(平19訓令第2号)

(当直の日誌)

第19条 当直者はその勤務が終了したときは、当直日誌に次に掲げる事項を記載し、氏名を記入して押印しなければならない。

- (1) 当直年月日、曜日及び天候
- (2) 庁舎の管理状況
- (3) 勤務中の取扱事項で報告を要する事項
- (4) 次の当直者への申送事項
- (5) 時間外勤務者及び時間外登庁者の状況
- (6) その他必要な事項

改正(平8訓令第4号)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月28日訓令第2号)から

附 則(平成8年6月24日訓令第4号)まで 略

附 則(平成17年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準

(平成16年5月20日海士町訓令第4号)

職員の自家用自動車（町有自動車以外の自動車で原動機付自転車を含む。以下「自家用車」という。）は、公務に使用してはならない。ただし、次に掲げる場合で町長がその使用を承認した場合は、この限りでない。

1 承認の基準

町長が、自家用車を公務に使用することを承認することができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害その他緊急やむを得ない用務を処理する場合
- (2) 公務を遂行するに当たって、交通機関若しくは公用車の利用が困難であって、交通機関を利用すると公務遂行の能率が著しく低下すると認められる場合
- (3) 書類、物品又は用務先が多く、自家用車を利用すると効率的な処理ができると認められる場合

2 町長の承認

町長は、上記1の基準に該当する場合であっても次のいずれかに該当すると認めるときは、自家用車を公務に使用することを承認してはならない。

- (1) 職員の心身の状態が、傷病、過労、睡眠不足、薬物の影響等で自動車を運転することが不適当な場合
- (2) 当該職員が、過去1年以内に道路交通法による運転免許の取消し又は停止の処分を受けている場合
- (3) 当該職員の運転経験が十分でない場合（運転免許取得後1年未満の者を含む。）
- (4) 公務に使用しようとする自家用車が、使用する職員以外の者から借りたものである場合
- (5) 公務に使用しようとする自家用車の車両点検が十分でない場合
- (6) 公務に使用しようとする自家用車に任意保険契約（対人無制限かつ対物並びに搭乗者10,000千円以上）の締結がなされていない場合

3 町長の承認

上記1、2によるほか、特別な事情により公務に自家用車を使用しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

4 承認の手続

- (1) 職員が自家用車を公務に使用しようとするときは、あらかじめ「自家用自動車公務使用承認申請書」（様式第1号）を提出しておかなければならない。
- (2) 職員が自家用車を公務に使用しようとするときは、その都度事前（上記1(1)の場合で町長の承認を受けるいとまがない場合を除く。）に「自家用自動車公務使用承認簿」（様式第2号）により担当課長の承認を受けなければならない。

5 報償費の取り扱い

- (1) 自家用車の公務使用を承認された場合は、別に定める報償費を支給する。

6 損害賠償

- (1) 上記1、2及び3の基準により承認され、かつ、通常の経路上における事故によって起きた損害賠償等の処理については、町の定める損害賠償事務取扱要領（平成9年海士町告示第10号）に準じて行うものとする。

- (2) 上記 1、2 及び 3 の基準により承認され、かつ、通常経路上における事故によって起きた自家用車の故障に係る修理に要する費用は、事故証明を受けたものに限り弁償するものとする。ただし、職員の故意又は重大な過失によるものは弁償しない。

7 その他

- (1) 町の定める町有自動車管理規則は、この基準により使用した自家用車について準用する。
- (2) 承認を受けずに自家用車を公務に使用して発生した災害については、公務上の災害として認めない。
- (3) 自家用車を運転する職員以外の者が同乗する場合は、同乗者は必要最小限度とする。また公務以外の者を同乗させた場合は、同乗者は公務災害の賠償対象としない。

8 実施日

この基準は、平成16年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成16年 5 月20日訓令第 4 号）

この基準は、公布の日から施行する。

（参考）

※ 基準 5 の報償費とは、走行距離にガソリン代を乗じた金額である。

様式第 1 号（基準 4 関係）

自家用自動車公務使用承認申請書											
下記の自動車を公務に使用したいので、職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準 4 により申請致します。											
令和 年 月 日											
申請者 職 名											
海士町長 様											
氏 名											
Ⓔ											
町 長		副 町 長		総務課長		担当課長					
免 許 証		免許の種類		取得年月日		有効期限		免許の条件		運転経験年数	
過去 1 年間以内の免許取消し又は停止		☐ 有 ☐ 無				過去 1 年間以内の交通違反による刑罰		☐ 有 ☐ 無			
使 用 車 両		所有者		住 所							
				氏 名						職員との関係	
		車 両 ・ 車 名				自 動 車 登 録 番 号					
		初年度登録年月日		車台番号		総排気量		乗車定員			
						CC				人	
		自動車車検証有効期限		平成 年 月 日							
加 入 保 険		種 類		契 約 先		契約金額		契約期間		契 約 者	
		自賠償保険									
		任意保険		対 人							
				対 物							
				搭乗者							

（添付資料）・自動車車検証の写し、加入保険証の写し
【注意事項】車両を交換した場合は、その都度提出すること。

様式第2号（基準4関係）

自家用自動車公務使用承認簿

[illegible]

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和4年1月1日海士町規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年海士町条例第25号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とさ

れた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務とすることを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第7条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、町長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年海士町規則第14号。以下「勤務時間規則」という。）第7条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 条例第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第10条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

（休暇の種類）

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第13条 任命権者は、次の各号の場合に該当する会計年度任用職員には、当該各号に定める日数の有給休暇を与えなければならない。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
 - (2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第1の日数欄に掲げる日数を加算した日数
 - (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数
 - 2 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
 - 3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
 - 4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。
 - 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。
（特別休暇）
- 第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
 - 3 別表第3の第15号及び第16号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
 - 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

6 同条の規定は、他の条例、規則等に特段の定めがある場合及び会計年度任用職員の任用について別に定めがある場合は、この限りではない。

(介護休暇)

第15条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第16条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(休暇の承認等)

第17条 特別休暇の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(その他の事項)

第19条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表第 1（第13条関係）

6 月経過日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
日数	1 日	2 日	4 日	6 日	8 日	10日

別表第 2（第13条関係）

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任用の日 から起算 した継続 勤務期間	6 月	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年 6 月	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年 6 月	10日	8 日	5 日	2 日
	4 年 6 月	12日	9 日	6 日	3 日
	5 年 6 月	13日	10日	6 日	3 日
	6 年 6 月以上	15日	11日	7 日	3 日

別表第 3（第14条関係）

事 由	期 間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7 日の範囲内の期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(9) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもののうち、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）につき5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
(10) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(11) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(12) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間

(13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
(14) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の期間
(15) 中学校就学の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間
(16) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の町長の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務している者に限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間
(17) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2日の範囲内の期間
(18) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(19) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

(20) 妊娠中又は出産後１年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第１項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは４週間に１回、妊娠満24週から満35週までは２週間に１回、妊娠満36週から分べんまでは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(21) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が産前休暇に入るまでの間において妊娠障害のため勤務しないことが相当であると認められるとき	１週間を超えない範囲内で必要と認められる期間

別表第４（第14条関係）

事 由	期 間
(1) 会計年度任用職員（６月以上の任期が定められている者又は６月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が私傷病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

別表第５

親 族	日 数		備 考
	血 族	姻 族	
配 偶 者	10日以内		1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、血族の父母及び子に準ずる。 3 遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
父 母	7日以内	3日以内	
子	5日以内	1日	
祖 父 母	3日以内	1日	
孫	1日		
兄 弟 姉 妹	3日以内	1日	
お じ ・ お ば	1日	1日	
お い ・ め い	1日	1日	

第4章 職員厚生

○海士町職員衛生管理規則

(平成8年6月24日海士町規則第10号)

改正 平成29年3月23日規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、職員の健康管理について必要な事項を定め、もって職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(職員の責務)

第2条 職員は、常に職場の整理整頓に努めるとともに、この規則に基づく命令、指示その他の措置を遵守し、積極的に自らの健康の保持及び増進に努めなければならない。

(衛生管理者)

第3条 労働安全衛生法（以下「衛生法」という。）第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を設置する。

2 衛生管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び処置
- (2) 作業環境の衛生上の調査
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- (5) 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- (7) その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置
- (8) その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

繰上げ、改正（平29規則第8号）

第4条 削除（平29規則第8号）

(産業医)

第5条 衛生法第13条の規定に基づき、産業医を設置する。

2 産業医は、次の職務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 衛生教育に関すること。
- (4) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

繰上げ（平29規則第8号）

3 産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、町長に対し勧告をすることができる。

繰上げ、改正（平29規則第8号）

(衛生委員会)

第6条 衛生法第18条の規定に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、町長に対し意見を述べる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の組織)

第7条 委員会の委員は、法第18条第2項の定めるところにより、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 同項第1号に規定する者 1人（副町長）
- (2) 同項第2号に規定する者 1人（衛生管理者）
- (3) 同項第3号に規定する者 1人（産業医）
- (4) 同項第4号に規定する者 4人（町長が指名した者） 全改（平29規則第8号）

2 町長は、委員の半数については、海士町職員組合の推薦に基づき指名しなければならない。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を防げない。

(委員会の委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。 改正（平29規則第8号）

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(委員会の会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。 全改（平29規則第8号）

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(健康診断)

第12条 職員の健康を確保するため、次の健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) その他、健康管理上必要と認められる健康診断 改正（平29規則第8号）

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目等は、別表第1に定めるとおりとし、その実施に関し必要な事項については、町長が別に定める。 改正（平29規則第8号）

(受診義務)

第13条 職員は、指定された期日に健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない理由により、指定された期日に受診できなかった職員は、その理由が終了後、速やかに受診しなければならない。 改正（平29規則第8号）

第 14 条 削除（平29規則第 8 号）

（健康診断結果の記録の作成）

第 15 条 町長は、職員の健康診断の結果を健康診断個人表（別記様式）に記録し、これを 5 年間保管しなければならない。 改正（平29規則第 8 号）

第 16 条 削除（平29規則第 8 号）

（事後措置）

第 17 条 町長は、健康診断の結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められる職員について、別表第 2 の指導区分に応じ、事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置を取らなければならない。 全改（平29規則第 8 号）

2 当該職員は、衛生管理者及び主治医の指示に従い、健康の回復に努めなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務に従事しなくなった後も同様とする。

（委任）

第 19 条 この規則に規定するもののほか、職員の衛生について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 23 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第12条関係）

区 分	種 別	受診対象者	検 査 項 目	時 期 ・ 回 数	備 考
法 定 健 康 診 断	採 用 時 健 康 診 断	新規採用者	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力、色覚及び聴力（1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力をいう。以下同じ。）の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 血色素量及び赤血球数の検査（以下「貧血検査」という。） 7 血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（G P T）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -G T P）の検査（以下「肝機能検査」という。） 8 血清総コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査（以下「血中脂質検査」という。） 9 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（以下「尿検査」という。） 10 心電図検査	採用時 1 回	
	定 期 健 康 診 断	全 職 員	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中脂質検査 9 尿検査 10 心電図検査	1 年 につき 1 回	

	結核健康診断	採用時健康診断及び定期健康診断の結果、発病のおそれがあると診断された職員	1 エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査 2 聴診、打診その他必要な検査	6箇月につき1回	定期健康診断の検査項目と重複するものは、結核健康診断の1回分を省略することができる。
	給食従業員健康診断	給食従業員	検便	採用時又は配置換え時	
法定外健診	臨時健康診断	全職員	発生し又は発生するおそれがある伝染病等で、衛生管理者が必要と認めた項目	臨時	

別表第2（第16条、第17条関係）

指 導 区 分			事 後 措 置 の 基 準
区 分		内 容	
生 活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更又は休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、時間外勤務及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行っているもの	時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により、適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査若しくは発病又は再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

別記様式（第15条関係）

健康診断個人票（雇入時）

氏 名		生年月日		年 月 日	健診年月日	年 月 日
		性 別		男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴				血 圧 (mmHg)		
既 往 歴		貧血検査		血色素量 (g/dl)		
				赤血球数 (万/mm ³)		
自覚症状		肝機能検査		GOT (IU/l)		
				GPT (IU/l)		
				γ-GTP (IU/l)		
他覚症状		血中脂質検査		総コレステロール (mg/dl)		
				トリグリセライド (mg/dl)		
身長 (cm)		尿検査		糖		- + ++ +++
				たんぱく		- + ++ +++
体重 (kg)		心電図検査				
視力		右 ()		その他の法定検査		
		左 ()		その他の検査		
色覚				医師の指示及び就業上の注意事項		
聴力		右1000Hz 4000Hz 1 所見なし 2 所見あり 1 所見なし 2 所見あり		健康診断を実施した医師の氏名 (印)		
		左1000Hz 4000Hz 1 所見なし 2 所見あり 1 所見なし 2 所見あり		歯科健診		
胸部エックス線検査		直接 間接 撮影 年 月 日 No.		歯科医師の氏名 (印)		
フィルム番号						
備考						

備考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条又は第48条の雇入時の健康診断を行ったときに用いること。
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は（ ）外に、矯正している場合は（ ）内に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「歯科健診」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

健 康 診 断 個 人 票

氏 名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女		
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称					
業 務 名					
既 往 歴					
自 覚 症 状					
他 覚 症 状					
身 長 (cm)					
体 重 (kg)					
視 力	右	()	()		
	左	()	()		
聴 力	右 1000Hz 4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり
		1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり
		1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり
		1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり
	右 1000Hz 4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり
		1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり	1 所見なし 2 所見あり
検 査 方 法	1 オージオ 2 その他	1 オージオ 2 その他	1 オージオ 2 その他	1 オージオ 2 その他	
胸部エックス線検査	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日	
フ ィ ル ム 番 号	No.	No.	No.	No.	
喀 痰 検 査					
血 圧 (mmHg)					
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)				
	赤血球数 (万/mm ³)				
肝機能検査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ-G T P (IU/l)				
血中脂質検査	総コレステロール (mg/dl)				
	トリグリセライド (mg/dl)				

尿検査	糖	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
	たん 蛋 白	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
心 電 図 検 査						
その他の法定検査						
その他の検査						
医師の指示及び 就業上の注意事項						
健康診断を実施した 医師の氏名 ⑩						
歯 科 健 診						
歯科医師の氏名 ⑩						
備 考						

備考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断（雇入時の健康診断を除く。）を行ったときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
（ 1 有機溶剤 2 鉛 3 四アルキル鉛 4 特定化学物質 5 高気圧作業
6 電離放射線 7 じん肺）
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は（ ）外に、矯正している場合は（ ）内に記入すること。
- 4 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 5 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 6 「歯科健診」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(昭和42年11月24日海士町条例第25号)

改正	昭和43年3月30日条例第5号	昭和48年12月20日条例第39号
	昭和49年12月25日条例第27号	昭和52年6月30日条例第10号
	昭和56年3月17日条例第4号	昭和57年12月24日条例第19号
	昭和61年3月24日条例第7号	昭和61年6月26日条例第15号
	昭和62年7月1日条例第10号	平成2年12月26日条例第15号
	平成3年9月30日条例第16号	平成3年12月24日条例第21号
	平成6年9月30日条例第28号	平成7年6月26日条例第31号
	平成7年9月29日条例第38号	平成8年6月24日条例第7号
	平成8年12月24日条例第22号	平成10年12月24日条例第21号
	平成12年12月20日条例第31号	平成14年3月20日条例第3号
	平成27年3月13日条例第7号	令和2年3月17日条例第4号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条の3）
- 第2章 補償及び福祉事業（第6条―第17条）
- 第3章 審査（第18条・第19条）
- 第4章 雑則（第20条―第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

改正（平7条例第38号）

（職員）

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審査会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者（同法第20条の規定による被保険者を除く。）
- (3) 海士町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年海士町条例第13号）の適用を受ける者
- (4) 海士町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年海士町条例第30号）の適用を受ける者

改正（平14条例第3号）

（通勤）

第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が勤務のため住居と勤務場所との間を合理的

な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- 2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

改正（昭62条例第10号）

（実施機関）

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長
- (3) その他の職員 任命権者

- 2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、島根県市町村総合事務組合の公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。

改正（平27条例第7号）

第4条 削除（平7条例第31号）

（補償基礎額）

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

改正（令2条例第4号）

- (1) 議会の議員 議会の議長が町長と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額）
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額
- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額

第5条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて町長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の町長が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

改正（平12条例第31号）

第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて町長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の町長が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。 改正（平12条例第31号）

第2章 補償及び福祉事業

（補償の種類）

第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
- (7) 葬祭補償

改正（平7条例第38号）

（療養補償）

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては療養補償として必要な療養を行い又は必要な療養の費用を支給する。 改正（昭48条例第39号）

（休業補償）

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は行わない。

- (1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合

改正（昭62条例第10号）

（傷病補償年金）

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。 改正（昭57条例第19号）
（障害補償）

第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。 改正（平8条例第7号）

（休業補償等の制限）

第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては、10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。 改正（平8条例第7号）

（介護補償）

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合

追加（平7条例第38号）

（遺族補償）

第11条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償としてその遺族に対して遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

改正（昭48条例第39号）

（遺族補償年金）

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については60歳以上であること。

(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること若しくは60歳以上であること。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務に就することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は第1項第4号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)

(2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額

(3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額

(4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

改正(平7条例第38号)

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき。

(2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

(4) 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(職員の死亡の時から引き続き第12条第1項第4号の障害の状態にあるときを除く。))。

(6) 第12条第1項第4号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。))。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

改正(平7条例第38号)

(遺族補償一時金)

第14条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

(1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給

された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの

(4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(年金たる補償の額の端数処理)

第14条の2 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

改正(昭62条例第10号)

(葬祭補償)

第15条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

改正(昭48条例第39号)

(この条例に定めがない事項)

第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章(第24条、第25条、第39条の2、第45条、第46条及び第46条の2(船員である職員に関する部分に限る。))を除く。)の規定の例による。

改正(平6条例第28号)

(福祉事業)

第17条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下この条において「被災職員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

(1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業
その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

(2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護
その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

改正(平7条例第38号)

第3章 審査

(審査)

第18条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、島根県市町村総合事務組合の公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

全改(平27条例第7号)

第 19 条 削除（平 7 条例第 31 号）

第 4 章 雑則

（報告、出頭等）

第 20 条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

（一時差止め）

第 21 条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて前条第 1 項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

（期間の計算）

第 22 条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

（通勤による災害に係る費用の一部負担金）

第 22 条の 2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として、200 円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において、当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関はそれぞれその支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

追加（昭 48 条例第 39 号）

（委任）

第 23 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 24 条 第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、10 万円以下の罰金に処する。

改正（平 7 条例第 38 号）

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 12 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の適用前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この条例の適用前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の施行後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

改正（昭 57 条例第 19 号）

（障害補償年金差額一時金）

第 2 条の 2 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たない時は、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障 害 の 等 級	額
第 1 級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第 2 級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第 3 級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第 4 級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第 5 級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第 6 級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第 7 級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の2の規定の例による。 改正（平2条例第15号）

（障害補償年金前払一時金）

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の3の規定の例による。 改正（平2条例第15号）

（遺族補償年金前払一時金）

第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を限度として規則で定める額とする。

3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第14条又は次条の規定の適用については、第14条又は次条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前4項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第6条の規定の例による。 改正（平8条例第7号）

(遺族補償一時金の額の特例)

第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間第14条第4項の規定にかかわらず、補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第14条第1項第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。 改正（平2条例第15号）

- (1) 第14条第2項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 100分の100
- (2) 第14条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第12条第1項第4号に定める障害の状態にある3親等内の親族 100分の175
- (3) 第14条第2項第3号又は第4号に掲げる者 100分の250

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第12条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第12条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和60年10月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

- 2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第12条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第12条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除。）」と、第13条第2項中「各号の一」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

- 3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにある場合は、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第3条の規定の適用を妨げるものではない。 改正（平2条例第15号）

（他の法令による給付との調整）

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第33条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

- 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

改正（平10条例第21号）

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則（昭和43年3月30日条例第5号）から

附 則（平成14年3月20日条例第3号）まで 略

附 則（平成27年3月13日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後生じた事故に起因する公務上の災害又は通

勤による災害に係る補償について適用する。

別表第 1（第 8 条の 2 関係） 改正（平 8 条例第 22 号）

種 別	等 級	倍 数
傷 病 補 償 年 金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）の別表第 1 の例による。

別表第 2（第 9 条関係） 改正（昭 57 条例第 19 号）

種 別	等 級	倍 数
障 害 補 償 年 金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245
	第 4 級	213
	第 5 級	184
	第 6 級	156
	第 7 級	131
障 害 補 償 一 時 金	第 8 級	503
	第 9 級	391
	第 10 級	302
	第 11 級	223
	第 12 級	156
	第 13 級	101
	第 14 級	56

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

(昭和42年12月1日海士町規則第8号)

改正	昭和48年12月20日規則第18号	昭和49年12月25日規則第21号
	昭和56年3月17日規則第3号	昭和56年4月1日規則第10号
	昭和62年7月1日規則第5号	平成元年9月13日規則第12号
	平成3年12月24日規則第12号	平成7年6月26日規則第16号
	平成8年6月24日規則第3号	平成30年9月10日規則第6号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条の2）
- 第2章 補償及び福祉事業（第6条―第20条）
- 第3章 審査会（第21条・第22条）
- 第4章 雑則（第23条―第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年海士町条例第25号。以下「条例」という。）第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条、附則第2条の3第1項、第2項及び第3項並びに附則第3条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

改正（平3規則第12号）

（定義）

第2条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第2条、第2条の2第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第17条又は第19条第1項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、事業又は審査会をいう。

改正（平8規則第3号）

（日常生活上必要な行為）

第2条の2 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為
- (3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

改正（平8規則第3号）

（災害の報告）

第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認め

られる死傷病が発生した場合は、その指定する者に速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

改正（平30規則第6号）

（認定及び通知）

第4条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第1号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第1号の2の様式により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

改正（平30規則第6号）

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

追加（平30規則第6号）

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第5条 削除（平7規則第16号）

第2章 補償及び福祉事業

（療養の方法）

第6条 療養補償たる療養は、町長の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局（以下「指定医療機関」という。）又は町長の指定する訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）において行う。

改正（平7規則第16号）

（給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償）

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第5条の3第1項の規定により町長が最高限度額として定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。

改正（平3規則第12号）

（休業補償を行わない場合）

第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第24条の規定による保護処分として少年院若しくは教護院に送致され、收容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

追加（昭62規則第5号）

（葬祭補償の額）

第7条の3 条例第15条に規定する規則で定める金額は、28万円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

改正（平7規則第16号）

（補償の請求方法）

第8条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第10条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、別記第2号から別記第11号までの様式による補償の請求書を職員の勤務する公署（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した公署）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、第6条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

改正（平7規則第16号）

（遺族補償年金の請求の代表者）

第9条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者はそのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときはこの限りでない。

- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（補償の支給方法）

第10条 実施機関は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第11条 条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、別記第15号又は別記第16号の様式による申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請書及び年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき、遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行ったものに速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書）

第12条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて別記第12号の様式による年金証書を交付しなければならない。

- 2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

- 3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

改正（平3規則第12号）

第13条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を実施機関に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第14条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(定期報告)

第15条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、別記第13号から別記第14号までの様式により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

改正（平3規則第12号）

(届出)

第16条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その障害の程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 条例第13条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなつたとき（55歳以上であるときを除く。）。

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

改正（平3規則第12号）

(福祉事業の種類)

第17条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 外科後処置に関する事業

(2) 補装具に関する事業

(3) リハビリテーションに関する事業

(4) 休養に関する事業

(5) アフターケアに関する事業

(6) 休業援護金の支給

(7) 介護料の支給

- (8) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (9) 介護用機器に関する事業
- (10) 在宅介護のための住宅に関する事業
- (11) 奨学援護金の支給
- (12) 就労保育援護金の支給
- (13) 傷病特別支給金の支給
- (14) 障害特別支給金の支給
- (15) 遺族特別支給金の支給
- (16) 障害特別援護金の支給
- (17) 遺族特別援護金の支給
- (18) 傷病特別給付金の支給
- (19) 障害特別給付金の支給
- (20) 遺族特別給付金の支給
- (21) 障害差額特別給付金の支給
- (22) 長期家族介護者援護金の支給
- (23) 身体障害者用自動車に関する事業

2 条例第17条第2項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
- (2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
- (3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

改正（平8規則第3号）

（福祉事業の実施）

第18条 実施機関は、福祉事業を行うに当たっては、その内容について町長と協議しなければならない。

改正（平8規則第3号）

（福祉事業の申請等）

第19条 第17条第1項の福祉事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

改正（平8規則第3号）

第20条 削除（平3規則第12号）

第3章 審査会

第21条 削除（平30規則第6号）

（審査の申立て）

第22条 補償の実施について不服がある者が条例第18条第1項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

- (1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属部局
- (2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係
- (3) 補償に関する当局の措置
- (4) 申立ての趣旨
- (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
- (6) 請求の年月日

- 3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、その都度、その旨を速やかに審査会に届け出なければならない。
全改（平30規則第6号）

第4章 雑則

（第三者の行為による災害についての届出）

- 第23条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく実施機関に届け出なければならない。

（旅費の支給）

- 第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）の定めるところによる。

改正（平3規則第12号）

（通勤による災害に係る一部負担金）

- 第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

- 2 条例第22条の2第1項に規定する自治省令で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第69条の7に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額のときはその額）に相当する額とする。
改正（平3規則第12号）

（審査の申立ての教示）

- 第25条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

追加（平30規則第6号）

（公署の長の助力等）

- 第26条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、職員の勤務する公署の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

- 2 職員の勤務する公署の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

- 3 前2項の規定は、第17条第1項の福祉事業を受けようとする者について準用する。

繰下げ（平30規則第6号）

（記録簿）

- 第27条 実施機関は、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿（別記第19号）並びに年金記録簿（別記第20号）を備え、必要な事項を記入しなければならない。

繰下げ（平30規則第6号）

附 則

- 1 この規則は、昭和42年12月1日から施行する。
- 2 第7条の3の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、条例第15条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第7条の3の規定にかかわらず、補償基礎額の60倍に相当する金額とする。
改正（平3規則第12号）

- 3 条例附則第2条の3第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の最初の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。全改（平3規則第12号）
- 4 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。全改（平3規則第12号）
- 5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の2の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第6項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。全改（平3規則第12号）
- 6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第2条の2の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害の等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額
 - (2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第2条の2の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額 全改（平3規則第12号）
- 7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
- (1) 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が生じた月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から1年を経過する月以前の各月（附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以降の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額
 - (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額 全改（平3規則第12号）
- 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、

当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の金額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

全改（平3規則第12号）

- 9 条例附則第3条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

全改（平3規則第12号）

- 10 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

全改（平3規則第12号）

- 11 第9条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

追加（平3規則第12号）

- 12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した者とする。

追加（平3規則第12号）

- 13 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

追加（平3規則第12号）

- 14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

- (1) 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が生じた月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支払停止解除年齢に達する前に附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第4条の2第4項本文の規定の適用がないものとした場合に

おける当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（附則第9項ただし書の規定による申出があった場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

- (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

追加（平3規則第12号）

- 15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

追加（平3規則第12号）

- 16 実施機関は、条例附則第2条の3第3項、附則第3条第3項及び附則第4条の2第4項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

追加（平3規則第12号）

- 17 年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由となった障害又は死亡について条例附則第5条に掲げる年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給が受けられなくなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

追加（平3規則第12号）

- 18 第15条及び第16条の規定は、条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第15条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）」と、第16条第1項中「受ける者」とあるのは、「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

追加（平3規則第12号）

附 則（昭和48年12月20日規則第18号）から

附 則（平成8年6月24日規則第3号）まで 略

附 則（平成30年9月10日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

第5章 職員団体

○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する 条例

(昭和41年9月24日海士町条例第29号)

改正 平成8年6月24日条例第7号 平成22年3月19日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期限に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- (3) 年次有給休暇並びに休職の期間

改正（平22条例第4号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

第5編 給与

第1章 報酬・費用弁償

○海士町特別職報酬等審議会条例

(平成7年2月13日海士町条例第1号)

改正 平成16年3月24日条例第4号 平成19年3月19日条例第2号
平成20年9月30日条例第18号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、海士町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について審議会の意見を聞くものとする。

改正（平20条例第18号）

(委員)

第3条 審議会は、委員5人をもって組織し、その委員は、海士町の区域内の団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度町長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議会が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 一の諮問に係る審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則（平成16年3月24日条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日条例第18号）
この条例は、公布の日から施行する。

○海士町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(平成28年10月4日海士町条例第23号)

改正 平成30年3月22日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、海士町議会議員（以下「議員」という。）の職責及び海士町議会（以下「議会」という。）への町民の信頼の確保に鑑み、議員が、議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年海士町条例第4号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

改正（平30条例第6号）

- (1) 議会の会議等 議会の定例会及び臨時会の本会議並びに海士町議会委員会条例（昭和62年海士町条例第14号）第1条及び第5条の規定に基づき設置された委員会及び海士町議会会議規則（昭和62年海士町議会規則第1号）第127条の規定に基づき設置された全員協議会をいう。
- (2) 公務上の災害 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年海士町条例第25号）に基づき認定された公務上の災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が、連続する定例会及び当該連続する定例会の間に開かれた議会の会議等のすべてを欠席したときは、当該連続する定例会のうち最後の定例会の閉会日の属する月の翌月（当該閉会日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の議員報酬の減額の割合は、連続する定例会の回数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

連続する定例会の回数	減額の割合
2回	100分の20
3回	100分の30
4回以上	100分の50

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下、この条において「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第2項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害

(2) 前号に掲げるもののほか、議長が止むを得ないと認める事由

(減額の効力)

第6条 この条例の規定により議員報酬を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

(疑義がある場合の措置)

第7条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長は総務厚生常任委員会に諮り、これを決定する。

改正（平30条例第6号）

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

○議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(昭和31年10月1日海士町条例第4号)

改正	昭和32年8月1日条例第12号	昭和32年11月4日条例第21号	昭和35年4月1日条例第1号
	昭和35年8月3日条例第8号	昭和36年4月1日条例第3号	昭和36年9月28日条例第13号
	昭和37年4月1日条例第1号	昭和38年3月15日条例第4号	昭和38年4月1日条例第8号
	昭和39年4月1日条例第11号	昭和40年2月22日条例第1号	昭和40年4月1日条例第6号
	昭和40年11月22日条例第25号	昭和41年3月12日条例第1号	昭和41年3月21日条例第11号
	昭和42年2月13日条例第2号	昭和43年4月1日条例第6号	昭和44年2月28日条例第1号
	昭和44年3月17日条例第5号	昭和44年6月30日条例第20号	昭和45年3月1日条例第1号
	昭和45年3月23日条例第5号	昭和46年3月17日条例第8号	昭和47年3月21日条例第1号
	昭和48年3月22日条例第2号	昭和48年12月20日条例第34号	昭和49年3月25日条例第1号
	昭和49年5月2日条例第15号	昭和49年12月25日条例第24号	昭和50年3月25日条例第1号
	昭和51年6月29日条例第8号	昭和51年12月27日条例第19号	昭和52年9月22日条例第13号
	昭和53年12月24日条例第12号	昭和54年12月22日条例第9号	昭和55年3月25日条例第1号
	昭和56年3月7日条例第1号	昭和57年3月18日条例第1号	昭和59年3月26日条例第1号
	昭和60年3月9日条例第1号	昭和61年3月24日条例第4号	昭和61年6月26日条例第13号
	平成元年3月31日条例第5号	平成元年7月1日条例第22号	平成元年12月26日条例第32号
	平成2年12月26日条例第13号	平成3年12月24日条例第18号	平成5年10月1日条例第14号
	平成5年12月22日条例第16号	平成6年3月22日条例第3号	平成6年12月21日条例第35号
	平成7年6月26日条例第26号	平成8年12月24日条例第23号	平成9年10月1日条例第16号
	平成9年12月26日条例第28号	平成11年12月17日条例第24号	平成12年12月20日条例第27号
	平成13年12月26日条例第23号	平成14年12月27日条例第30号	平成15年11月19日条例第14号
	平成17年11月25日条例第16号	平成19年11月26日条例第25号	平成20年6月30日条例第17号
	平成20年9月30日条例第18号	平成20年9月30日条例第22号	平成21年2月26日条例第2号
	平成21年5月29日条例第18号	平成21年9月19日条例第26号	平成24年3月21日条例第5号
	平成26年3月31日条例第10号	平成27年12月24日条例第26号	平成29年6月22日条例第8号
	平成29年9月27日条例第17号	令和元年9月30日条例第16号	

(報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 247,000円

副議長 月額 206,000円

議員 月額 171,000円

改正(平20条例第18号)

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日から、日割計算によりそれぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、日割計算によりその日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

全改(平29条例第17号)

第3条 前条の場合において、同一の日に複数の職にあったときの当該日の日割計算の基礎となる議員報酬の額は、いずれか多い方の額とし、いかなる場合においても議員報酬は重複して支給しない。

2 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算し、1円未満の端数が生じたときはそれを切り捨てるものとする。

3 この条例に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例(昭和38年海士町条例第2号)の適用を受ける職員(以下「町職員」という。)の例による。

全改(平29条例第17号)

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したと

き又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1のとおりとする。

3 別表第1の2の左欄に掲げる地に旅行した場合には、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げる額を計算したものとする。

4 前2項に定める旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）の例による。

改正（平7条例第26号）

（期末手当）

第5条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に現に在職する議長、副議長及び議員に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（職員の給与に関する条例第19条第1項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次項において同じ。）し、若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当して失職し、又は死亡した場合も同様とする。

改正（平24条例第5号）

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段の職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正（平24条例第5号）

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 期末手当の支給方法については、町職員の例による。

改正（平15条例第14号）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 海士町議会の議員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年海士町条例第4号）は、廃止する。

3 昭和49年度に限り、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第32号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する議員に対して、一般職の職員に支給する例により期末手当を支給する。

4 前項の規定による期末手当の額は、施行日において議員が受けるべき報酬の月額に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて、一般職の職員に支給する例による割合を乗じて得た額とする。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

追加（平21条例第18号）

附 則（昭和32年8月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年11月4日条例第21号）から

附 則（平成15年11月19日条例第14号）まで 略

附 則（平成17年11月25日条例第16号）

この条例は、平成17年12月1日から施行する

附 則（平成19年11月26日条例第25号）

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年 6 月30日条例第17号）

この条例は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日条例第22号）

この条例は、平成20年10月 6 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月26日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月19日条例第26号）

この条例は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日条例第 5 号）抄

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正については、平成23年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日条例第10号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第26号）

この条例は、平成27年12月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月22日条例第 8 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月27日条例第17号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月30日条例第16号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係） 改正（平24条例第 5 号）

地 域 区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)
島 前 管 内		実費	実 費	0円	9, 000円
島 後 管 内		2 等 運賃		1, 500円	
隠岐島内を除く県内 (鳥取県を含む。)	旅客運賃、特 急、急行料金 及び座席指定 料金			3, 000円	
県 外				3, 000円	10, 700円
政 令 都 市 等				3, 600円	12, 200円

備考

- 1 鉄道賃の急行料金等は、新幹線にあっては片道100キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあっては片道50キロメートル以上、急行列車を運行する路線にあっては片道20キロメートル以上のものに支給する。
- 2 座席指定料金を支給する。
- 3 船賃は、高速旅客船を利用したときは、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 4 緊急又はやむを得ない場合で、航空便及びその他の輸送機関を利用したときは、実費を支給する。
- 5 招集に応じ、又は委員会に出席した時の日当は、1日につき2,500円を支給する。
- 6 隠岐島内の旅行の場合の日当は、宿泊した場合は3,000円を支給する。

別表第 1 の 2（第 4 条関係） 改正（令元条例第16号）

旅行地	1 日	1 泊 2 日	2 泊 3 日
松 江 市	—	20,400円	32,400円
隠 岐 の 島 町	3,400円	16,900円	28,900円
西ノ島町・知夫村	1,000円	—	—

備考

- 1 3泊4日以上の旅費については、この表に掲げる額に、別表第 1 の日当及び宿泊料を加算する。
- 2 高速旅客船の利用については、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。

○議会議員の議員報酬及び費用弁償の額の特例に関する条例

(平成15年 6 月27日海士町条例第12号)

改正 平成16年 3 月24日条例第20号 平成17年 3 月25日条例第12号
平成19年 5 月 1 日条例第22号 平成20年 9 月30日条例第18号
平成21年 3 月26日条例第 7 号 平成22年 3 月31日条例第13号
令和 2 年 6 月22日条例第25号

議会議員の議員報酬及び費用弁償の額については、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年海士町条例第 4 号）第 1 条及び第 4 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。 改正（令 2 条例第25号）

議 長	223, 000円
副 議 長	186, 000円
議 員	154, 000円

附 則

この条例は、平成15年 7 月 1 日から施行し、平成23年 4 月30日限り、その効力を失う。 改正（平19条例第22号）

附 則（平成16年 3 月24日条例第20号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日条例第12号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月 1 日条例第22号）

この条例は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日条例第 7 号）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

2 施行日から平成23年 3 月31日までの間においては、期末手当の額の算出の基礎となる議長、副議長及び議員が受けるべき報酬月額は、この条例の規定にかかわらず、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の例による。

附 則（平成22年 3 月31日条例第13号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月22日条例第25号）

1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年 3 月31日にその効力を失う。

2 施行日から令和 3 年 3 月31日までの間においては、期末手当の額の算出の基礎となる議長、副議長及び議員の受けるべき報酬月額は、この条例の規定にかかわらず、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例による。

別表第 1（第 4 条関係） 改正（平16条例第20号）

地 域 区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日 当 （ 1 日につき）	宿 泊 料 （一夜につき）
島 前 管 内		実 費	実 費	0円	9, 000円
島 後 管 内		2 等 賃 運		1, 500円	
隠岐島内を除く県内 （鳥取県を含む。）	旅客運賃、特急、急行料金 及び座席指定 料金			3, 000円	
県 外				3, 000円	10, 700円
政 令 都 市 等				3, 600円	12, 700円

備考

- 1 鉄道賃の急行料金等は、新幹線にあっては片道100キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあっては片道50キロメートル以上、急行列車を運行する路線にあっては片道20キロメートル以上のものに支給する。
- 2 座席指定料金を支給する。
- 3 船賃は、高速旅客船を利用したときは、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 4 緊急又はやむを得ない場合で、航空便及びその他の輸送機関を利用したときは、実費を支給する。
- 5 招集に応じ、又は委員会に出席した時の日当は、1日につき2,500円を支給する。
- 6 隠岐島内の旅行の場合の日当は、宿泊した場合は3,000円を支給する。

別表第 1 の 2（第 4 条関係） 改正（平16条例第20号）

旅 行 地	1 日	1 泊 2 日	2 泊 3 日
松 江 市	—	23,000円	35,000円
西 郷 町	4,500円	18,000円	30,000円
西ノ島町・知夫村	1,000円	—	—

備考

- 1 3泊4日以上の旅費については、この表に掲げる額に、別表第 1 の日当及び宿泊料を加算する。
- 2 高速旅客船の利用については、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 3 西ノ島町、知夫村においてバス等利用した場合は、その実費を支給する。

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和31年10月1日海士町条例第5号)

改正	昭和32年4月1日条例第10号 昭和35年8月3日条例第10号 昭和38年4月1日条例第11号 昭和40年11月22日条例第26号 昭和43年4月1日条例第6号 昭和45年3月1日条例第1号 昭和48年3月22日条例第4号 昭和50年10月1日条例第16号 昭和55年3月25日条例第2号 昭和57年3月18日条例第3号 昭和61年3月24日条例第5号 平成元年7月1日条例第23号 平成7年3月7日条例第4号 平成8年9月27日条例第16号 平成15年6月27日条例第5号 平成19年3月30日条例第11号 平成21年2月26日条例第2号 平成23年7月29日条例第17号 平成28年10月4日条例第20号 令和元年9月30日条例第16号	昭和32年8月1日条例第14号 昭和36年4月1日条例第8号 昭和39年4月1日条例第12号 昭和41年3月12日条例第1号 昭和44年2月28日条例第1号 昭和45年3月23日条例第5号 昭和48年12月20日条例第35号 昭和51年6月29日条例第9号 昭和56年3月17日条例第3号 昭和59年3月26日条例第2号 昭和63年3月22日条例第3号 平成3年4月1日条例第4号 平成7年6月26日条例第27号 平成8年12月24日条例第23号 平成16年3月24日条例第8号 平成20年6月30日条例第17号 平成21年9月19日条例第26号 平成26年3月31日条例第10号 平成29年6月22日条例第8号 令和4年6月20日条例第9号	昭和32年11月4日条例第26号 昭和36年9月28日条例第14号 昭和40年4月1日条例第17号 昭和41年3月21日条例第11号 昭和44年3月17日条例第5号 昭和46年3月17日条例第8号 昭和49年3月25日条例第2号 昭和52年9月22日条例第14号 昭和56年9月26日条例第19号 昭和59年6月30日条例第12号 昭和63年9月27日条例第12号 平成4年3月10日条例第1号 平成7年9月29日条例第37号 平成10年6月29日条例第9号 平成16年10月8日条例第31号 平成20年9月30日条例第19号 平成22年6月17日条例第22号 平成26年12月19日条例第20号 平成29年6月23日条例第11号	昭和34年4月1日条例第3号 昭和37年7月31日条例第12号 昭和40年11月22日条例第25号 昭和42年2月13日条例第2号 昭和44年6月30日条例第20号 昭和47年3月21日条例第1号 昭和50年3月25日条例第2号 昭和53年3月20日条例第6号 昭和56年12月26日条例第27号 昭和60年3月23日条例第3号 平成元年3月31日条例第6号 平成6年3月22日条例第4号 平成8年6月24日条例第7号 平成14年3月20日条例第4号 平成19年3月19日条例第7号 平成20年9月30日条例第22号 平成23年6月8日条例第11号 平成27年12月24日条例第26号 平成30年3月22日条例第2号

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。 改正（平6条例第4号）

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 別表第2の2の左欄に掲げる地に旅行した場合には、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げる額を計算したものとする。

4 前2項に定める旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）の例による。 改正（平8条例第7号）

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の額が年額で定められているもので、年度の中途において就職又は退職した者については、その日の属する月を算入して、月割計算によって支給する。

2 報酬の額が月額で定められている者で、月の中途において就職又は退職した者については、日割計算によって支給する。

3 前2項の方法によって報酬を支給する場合において、重複して支給してはならない。 追加（平8条例第16号）

(委任)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 繰下げ（平8条例第16号）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 海士町議会の議員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年海士町条例第4号）は、廃止する。

3 昭和31年度に限り議会の議員の報酬以外は、当分の間、なお従前の例による。

4 区長の設置並びに手当支給に関する条例（昭和27年海士町条例第102号）は、廃止する。

附 則（昭和32年4月1日条例第10号）から
附 則（平成16年3月24日条例第8号）まで 略
附 則（平成16年10月8日条例第31号）
この条例は、平成16年10月1日から施行する。
附 則（平成19年3月19日条例第7号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成19年3月30日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成20年6月30日条例第17号）
この条例は、平成20年7月1日から施行する。
附 則（平成20年9月30日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成20年9月30日条例第22号）
この条例は、平成20年10月6日から施行する。
附 則（平成21年2月26日条例第2号）
この条例は、平成21年3月1日から施行する。
附 則（平成21年9月19日条例第26号）
この条例は、平成21年8月1日から施行する。
附 則（平成22年6月17日条例第22号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成23年6月8日条例第11号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成23年7月29日条例第17号）
この条例は、平成23年8月1日から施行する。
附 則（平成26年3月31日条例第10号）
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成26年12月19日条例第20号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成27年12月24日条例第26号）
この条例は、平成27年12月1日から施行する。
附 則（平成28年10月4日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
附 則（平成29年6月22日条例第8号）
この条例は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成29年6月23日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
附 則（平成30年3月22日条例第2号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和元年9月30日条例第16号）
この条例は、令和元年10月1日から施行する。
附 則（令和4年6月20日条例第9号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係） 改正（平30条例第 2 号）

区 分		報 酬 の 額	
監 査 委 員	議 員	日額	6,900円
	有 識 者	日額	8,500円
教 育 委 員 会 委 員	月額	委 員	16,100円
農 業 委 員 会 委 員	年額	会 長	64,700円
		委 員	49,200円
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	日額		6,800円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	日額	委 員 長	7,300円
		委 員	6,100円
選 挙 長 及 び 開 票 管 理 者	日額		10,600円
投 票 所 投 票 管 理 者	日額		12,600円
期 日 前 投 票 管 理 者	日額		11,000円
投 票 立 会 人	日額		10,700円
期 日 前 投 票 立 会 人	日額		9,500円
開 票 及 び 選 挙 立 会 人	日額		8,800円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員	日額		5,800円
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	日額		5,800円
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	日額		5,800円
民 生 委 員 推 薦 会 委 員	日額		5,800円
環 境 美 化 推 進 対 策 会 議 委 員	日額		5,800円
環 境 美 化 推 進 員	日額		5,800円
嘱 託 員	年額	均等割	246,180円
		世帯割（1世帯について）	3,080円
町 史 編 さん 委 員 会 委 員	日額		5,800円
海 士 町 公 共 事 業 再 評 価 委 員	日額		5,800円
交 通 安 全 指 導 員	月額		6,500円
社 会 教 育 委 員	日額		5,800円
ス ポ ー ツ 推 進 委 員	日額		5,800円
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員	日額		5,800円
文 化 財 保 護 審 議 会 委 員	日額		5,800円
自 然 保 護 委 員 会 委 員	日額		5,800円
希 少 野 生 動 植 物 保 護 推 進 員	日額		5,800円
結 核 対 策 委 員 会 委 員	日額		6,100円

共同調理場運営委員会委員	日額	5,800円
行財政改善審議会委員	日額	5,800円
情報公開審査会委員	日額	5,800円
特別職報酬等審議会委員	日額	5,800円
簡易水道事業運営協議会委員	日額	5,800円
予防接種健康被害調査委員	日額	5,800円
交通安全対策会議委員	日額	5,800円
海士町地域公共交通会議委員	日額	5,800円
防災会議委員	日額	5,800円
海士町国民保護協議会委員	日額	5,800円
あま光ネット番組審議会委員	日額	5,800円
海士町中央図書館運営協議会委員	日額	5,800円
海士町いじめ問題対応専門委員会委員	日額	5,800円
海士町いじめ問題調査委員会委員	日額	5,800円
海士町小中学校運営協議会委員	日額	5,800円
半官半X審議会委員	日額	5,800円

備考

- 1 各種委員が会議に出席したときには、車賃実費を支給する。
- 2 年報酬及び月報酬を受ける者が招集に応じ会議に出席したときの日当は、1日につき4,700円を支給する。ただし、4時間未満の会議に出席したときは、半額を支給する。
- 3 日額報酬を受ける者が招集に応じ4時間未満の会議に出席したときは、半額を支給する。

別表第 2（第 2 条関係） 改正（平 8 条例第 23 号）

地 域 区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)
県 内 (鳥取県を 含む。)	旅客運賃、特 急、急行料金 及び座席指定 料金	特 2 等 運 賃	実 費	6,200円	9,000円
県 外					10,700円
政 令 都 市 等					12,700円

備考

- 1 鉄道賃の急行料金等は、新幹線にあっては片道100キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあっては片道50キロメートル以上、急行列車を運行する路線にあっては片道20キロメートル以上のものに支給する。
- 2 座席指定料金を支給する。
- 3 船賃は、高速旅客船を利用したときは、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 4 島前内旅行の場合の連絡運賃は、実費を支給する。
- 5 緊急又はやむを得ない場合で航空便及びその他の輸送機関を利用したときは、実費を支給する。

別表第 2 の 2（第 2 条関係） 改正（令元条例第 16 号）

旅行地	1 日	1 泊 2 日	2 泊 3 日
松 江 市	—	28,700円	43,900円
隠 岐 の 島 町	9,000円	24,200円	39,400円
西ノ島町・知夫村	1,000円	—	—

備考

- 1 3泊4日以上の旅費については、この表に掲げる額に、別表第 2 の日当及び宿泊料を加算する。
- 2 高速旅客船の利用については、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年12月24日海士町条例第20号)

改正 令和4年12月19日条例第17号 令和5年12月15日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員からの申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職会計年度任用職員給料表（別表第1）
- (2) 医療職会計年度任用職員給料表（別表第2）

ア 医療職会計年度任用職員給料表(二)

イ 医療職会計年度任用職員給料表(三)

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。）

第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第7条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第8条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第9条 給与条例第15条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第15条第2項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

(休日勤務手当)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項	において、正規の勤務時間	において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）
	勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日
	勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

(宿日直手当)

第11条 給与条例第18条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第15条第1項及び第10条の規定により準用する給与条例第16条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第12条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条において準用する給与条例第15条及び第10条において準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、

50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第13条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 第9条において準用する給与条例第15条及び第10条において準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第16条 パートタイム会計年度任用職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、別表第4に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、別表第5に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しい職にある者の報酬の額は、任命権者が定める額とする。

3 前2項の規定により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との均衡を考慮しなければならない。

（特殊勤務に係る報酬）

第17条 給与条例第13条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年海士町条例第7号）の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

（休日勤務に係る報酬）

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（報酬の端数処理）

第20条 第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じ

たときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第22条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第23条 第18条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条の規定による額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第16条の規定による額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条の規定による額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条の規定による額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員(1月当たりの勤務日数が著しく短い者として規則で定める者を除く。)が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和32年海士町条例第15号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(給与からの控除)

第27条 給与条例第26条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第29条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月19日条例第17号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「給与条例」という。)に基づいて、令和4年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和５年12月15日条例第16号）
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「給与条例」という。）に基づいて、令和５年４月１日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 4 条関係） 全改（令 5 条例第 16 号）

行政職会計年度任用職員給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	162,100	208,000	39	215,600	257,900
2	163,200	209,700	40	216,700	259,000
3	164,400	211,400	41	217,800	260,200
4	165,500	212,900	42	218,900	261,400
5	166,600	214,400	43	219,900	262,500
6	167,700	216,200	44	220,900	263,600
7	168,800	217,900	45	221,800	264,700
8	169,900	219,600	46	222,700	265,800
9	170,900	221,100	47	223,600	266,900
10	172,300	222,600	48	224,500	267,900
11	173,600	224,100	49	225,400	268,900
12	174,900	225,600	50	226,300	269,900
13	176,100	226,800	51	227,200	270,900
14	177,600	228,200	52	228,100	271,800
15	179,100	229,600	53	228,900	272,700
16	180,700	231,000	54	229,800	273,600
17	181,800	232,400	55	230,700	274,500
18	183,200	234,000	56	231,500	275,400
19	184,600	235,500	57	231,800	276,300
20	186,000	236,900	58	232,600	277,200
21	187,300	238,100	59	233,300	278,100
22	189,600	239,700	60	233,900	279,000
23	191,800	241,200	61	234,500	280,000
24	194,000	242,600	62	235,200	281,000
25	196,200	243,600	63	235,800	281,900
26	197,900	245,100	64	236,300	282,800
27	199,400	246,400	65	236,800	283,300
28	200,900	247,600	66	237,300	284,000
29	202,400	248,700	67	237,800	284,700
30	203,800	249,700	68	238,400	285,600
31	205,200	250,600	69	238,900	286,600
32	206,600	251,500	70	239,400	287,400
33	208,000	252,400	71	239,900	288,200
34	209,300	253,300	72	240,400	289,000
35	210,600	254,100	73	240,900	289,700
36	211,900	254,900	74	241,400	290,200
37	213,200	255,600	75	241,800	290,600
38	214,400	256,700	76	242,300	291,000

職務 の級	1 級	2 級	職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
77	242,800	291,200	102		298,400
78	243,300	291,500	103		298,800
79	243,800	291,700	104		299,100
80	244,300	292,000	105		299,300
81	244,700	292,200	106		299,600
82	245,200	292,400	107		300,000
83	245,600	292,700	108		300,300
84	246,000	292,900	109		300,500
85	246,400	293,200	110		300,900
86	246,800	293,500	111		301,300
87	247,200	293,800	112		301,600
88	247,600	294,100	113		301,800
89	248,000	294,400	114		302,000
90	248,500	294,800	115		302,300
91	248,800	295,100	116		302,700
92	249,100	295,500	117		302,900
93	249,400	295,700	118		303,100
94		295,900	119		303,400
95		296,200	120		303,700
96		296,600	121		304,100
97		296,800	122		304,300
98		297,100	123		304,600
99		297,500	124		304,900
100		297,900	125		305,200
101		298,100			

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係） 全改（令 5 条例第 16 号）

ア 医療職会計年度任用職員給料表(二)

職務 の級	1 級	2 級	職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	167,200	202,800	7	176,200	211,200
2	168,600	204,400	8	177,800	212,400
3	170,000	205,900	9	179,400	213,800
4	171,400	207,300	10	181,100	215,300
5	172,700	208,800	11	182,700	216,800
6	174,500	210,000	12	184,600	218,300

職務 の級 号 給	1 級	2 級	職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	円	円		円	円
13	186,000	219,700	53	232,100	265,400
14	187,800	221,200	54	232,900	266,500
15	189,800	222,700	55	233,500	267,600
16	191,600	224,200	56	234,200	268,700
17	193,500	225,500	57	234,800	269,400
18	194,700	226,800	58	235,400	270,500
19	196,200	228,200	59	235,900	271,600
20	197,600	229,500	60	236,400	272,500
21	198,800	230,600	61	237,000	273,300
22	200,300	231,700	62	237,500	274,300
23	201,700	232,800	63	238,000	275,200
24	203,000	233,900	64	238,600	276,100
25	204,600	235,000	65	239,100	276,900
26	205,600	236,200	66	239,600	277,900
27	206,700	237,400	67	240,200	278,800
28	207,800	238,500	68	240,700	279,700
29	209,000	239,500	69	241,200	280,600
30	210,100	240,800	70	241,700	281,600
31	211,200	242,200	71	242,100	282,700
32	212,300	243,400	72	242,600	283,700
33	213,700	244,400	73	243,100	284,300
34	215,000	245,700	74	243,600	284,800
35	216,300	246,600	75	244,100	285,300
36	217,500	247,800	76	244,600	286,100
37	218,500	249,000	77	244,900	286,900
38	219,500	250,100	78	245,200	287,500
39	220,500	251,100	79	245,500	288,100
40	221,500	252,100	80	245,700	288,600
41	222,400	253,000	81	245,900	289,100
42	223,200	253,800	82	246,200	289,600
43	224,000	254,600	83	246,500	290,000
44	224,900	255,400	84	246,700	290,300
45	225,800	256,200	85	246,900	290,500
46	226,700	257,400	86		290,700
47	227,600	258,600	87		290,900
48	228,500	259,700	88		291,100
49	229,200	261,000	89		291,500
50	230,100	262,300	90		291,700
51	231,000	263,400	91		291,900
52	231,800	264,400	92		292,100

職務 の級	1 級	2 級	職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
93		292,500	104		295,200
94		292,700	105		295,500
95		292,900	106		
96		293,200	107		
97		293,500	108		
98		293,700	109		
99		293,900	110		
100		294,200	111		
101		294,500	112		
102		294,700	113		
103		294,900			

備考 この給料表は、薬剤師、栄養士、歯科衛生士その他の会計年度任用職員で、規則に定めるものに適用する。

イ 医療職会計年度任用職員給料表(三)

職務 の級	1 級	2 級	職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	211,000	21	217,300	239,800
2	184,900	212,900	22	219,000	241,400
3	186,400	214,900	23	220,700	243,100
4	187,800	216,800	24	222,400	244,500
5	189,300	218,800	25	223,700	245,700
6	190,800	220,600	26	225,000	247,000
7	192,300	222,400	27	226,100	248,400
8	193,800	224,100	28	227,100	249,700
9	195,000	225,800	29	228,200	251,100
10	196,700	227,200	30	229,000	252,100
11	198,300	228,500	31	229,800	252,900
12	199,800	229,400	32	230,500	253,600
13	201,200	230,800	33	231,600	254,400
14	203,200	231,800	34	232,800	255,300
15	205,300	232,800	35	233,900	256,200
16	207,300	233,700	36	234,900	256,900
17	209,300	234,800	37	235,900	257,600
18	211,300	236,200	38	237,200	258,500
19	213,400	237,600	39	238,500	259,400
20	215,400	238,700	40	239,700	260,300

職務 の級 号 給	1 級	2 級	職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	円	円		円	円
41	240,500	260,700	81	273,600	302,400
42	241,500	261,500	82	274,500	303,600
43	242,500	262,300	83	275,400	304,700
44	243,500	263,000	84	276,000	305,800
45	244,500	263,700	85	276,700	306,900
46	245,500	264,400	86	277,400	308,100
47	246,400	265,100	87	278,100	309,300
48	247,200	265,800	88	278,800	310,400
49	248,000	266,500	89	279,600	311,500
50	248,900	267,300	90	280,400	312,700
51	249,800	268,000	91	281,200	313,900
52	250,600	268,900	92	282,000	315,000
53	251,200	269,800	93	282,800	315,800
54	252,100	270,900	94	283,800	316,500
55	253,000	272,000	95	284,700	317,200
56	253,800	273,200	96	285,600	317,800
57	254,500	274,400	97	286,200	318,300
58	255,400	275,800	98	286,800	318,600
59	256,000	277,100	99	287,400	319,200
60	256,800	278,400	100	288,300	319,800
61	257,500	279,600	101	289,100	320,200
62	258,200	280,800	102	289,900	320,800
63	258,900	281,900	103	290,700	321,400
64	259,600	283,000	104	291,500	321,900
65	260,200	284,000	105	292,100	322,300
66	260,900	285,200	106	292,600	322,800
67	261,500	286,400	107	293,100	323,300
68	262,100	287,400	108	293,500	323,800
69	262,700	288,400	109	293,700	324,200
70	263,300	289,800	110	294,000	324,600
71	264,100	291,100	111	294,200	324,900
72	264,900	292,300	112	294,500	325,200
73	266,100	293,300	113	294,800	325,500
74	267,200	294,600	114	295,000	325,900
75	268,200	295,800	115	295,300	326,300
76	269,200	297,000	116	295,500	326,600
77	270,100	298,300	117	295,800	326,800
78	271,000	299,500	118	296,100	327,100
79	271,900	300,700	119	296,400	327,500
80	272,800	301,900	120	296,700	327,700

職務 の級	1 級	2 級	職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
121	297,000	327,900	146	304,600	336,000
122	297,400	328,200	147	304,900	336,400
123	297,700	328,500	148	305,300	336,800
124	298,100	328,800	149	305,500	337,100
125	298,300	329,000	150	305,700	337,500
126	298,500	329,300	151	306,000	337,900
127	298,800	329,700	152	306,300	338,300
128	299,200	329,900	153	306,700	338,600
129	299,400	330,100	154	306,900	
130	299,700	330,300	155	307,100	
131	300,100	330,700	156	307,400	
132	300,500	330,900	157	307,700	
133	300,700	331,200	158	308,000	
134	301,000	331,600	159	308,300	
135	301,400	332,000	160	308,600	
136	301,700	332,400	161	309,000	
137	301,900	332,700	162	309,300	
138	302,200	333,100	163	309,600	
139	302,600	333,500	164	309,900	
140	302,900	333,900	165	310,300	
141	303,100	334,200	166	310,600	
142	303,500	334,600	167	310,900	
143	303,900	334,900	168	311,200	
144	304,200	335,300	169	311,600	
145	304,400	335,600			

備考 この給料表は、保健師、看護師その他の会計年度任用職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第 3（第 4 条関係）
等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職会計年度任用職員 給料表	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務
医療職会計年度任用職員 給料表(二)	1 級	知識又は経験を必要とする職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務
医療職会計年度任用職員 給料表(三)	1 級	知識又は経験を必要とする職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

別表第 4 （第16条関係） 全改（令 5 条例第16号）

職員の種別	日額（円）	月額（円）	時間額（円）
一般業務に従事する者	9,700	196,200	1,300
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	12,600	255,100	1,700
教育業務に従事する者		350,000	

別表第 5 （第16条関係）

勤務態様	支給単位
日を単位とする勤務	日
日又は時間を単位としない勤務	月
時間を単位とする勤務	時間

○会計年度任用職員の給与に関する規則

(令和2年4月1日海士町規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年海士町条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、条例第4条第3項の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び職種別基準表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第5条及び第6条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第4条 職種別基準表は、職種欄の区分応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第3条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数 4

(2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 3

(3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2

(4) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数 1

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第7条 条例第6条において準用する職員の給与に関する条例(昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。)第7条第1項の規則で定める期日は、その月の20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

(通勤手当)

第8条 条例第7条において準用する給与条例第12条に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当等の支給)

第9条 条例第9条において準用する給与条例第15条に規定する時間外勤務手当及び条例第10条において準用する給与条例第16条に規定する休日勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当)

第10条 条例第9条において準用する給与条例第15条第1項の規則で定める割合、同条第2項の規則で定める時間及び規則で定める割合については、常勤職員の例による。

(休日勤務手当)

第11条 条例第10条において準用する給与条例第16条の規則で定める割合及び規則で定める日については、常勤職員の例による。

(宿日直手当)

第12条 条例第11条において準用する給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の支給される勤務は、職員の給与の支給に関する規則(昭和38年海士町規則第1号。)第24条に規定する勤務とし、規則で定める額は常勤職員の例による。

(期末手当)

第13条 条例第13条において準用する給与条例第19条から第19条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 条例第14条第1項の規則で定める時間は、常勤職員の例による。

(時間外勤務に係る報酬)

第15条 条例第18条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第18条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第18条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第18条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務に係る報酬)

第16条 条例第19条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(期末手当)

第17条 条例第21条において準用する給与条例第19条から第19条の3までに規定する期

末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第21条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第21条第1項において読み替えて準用する給与条例第19条第4項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 条例第17条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第18条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第19条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(報酬の支給)

第18条 条例第22条第1項の規則で定める日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の20日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月20日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。ただし、これにより難い場合は、この限りではない。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬等の支給)

第19条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第20条 条例第23条第1項第1号の規則で定める時間は、第14条に規定する時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(休暇時の報酬)

第21条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職種別基準表

行政職会計年度任用職員給料表 職種別基準表

職種	基礎号給	
	職務の級	号給
一般事務（又は一般事務に準ずる職）	1	1

医療職会計年度任用職員給料表(二) 職種別基準表

職種	基礎号給	
	職務の級	号給
薬剤師	2	1
栄養士	1	1
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1	1
歯科衛生士 歯科技工士	1	1

医療職会計年度任用職員給料表(三) 職種別基準表

職種	基礎号給	
	職務の級	号給
保健師 看護師	2	1
准看護師	1	1

○職員以外の者に対する費用弁償等支給条例

(平成6年9月30日海士町条例第31号)

改正 平成8年9月27日条例第16号 平成16年10月8日条例第32号

第1条 この条例は、職員以外の者に対する旅費又は費用弁償の額及び支給方法について定めることを目的とする。

第2条 職員以外の者が、海士町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行又は会議に出席した場合に支給する旅費又は費用弁償並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。 改正（平8条例第16号）

第3条 前条に掲げる者に対する旅費又は費用弁償の額並びに支給方法は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の例による。ただし、町内における会議に出席したときは、日額5,800円（4時間未満の場合は2,900円）及び車賃実費を支給する。 改正（平16条例第32号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月8日条例第32号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○証人等の実費弁償に関する条例

(昭和31年10月1日海士町条例第11号)

改正	昭和35年8月3日条例第11号	昭和36年4月1日条例第9号
	昭和36年9月28日条例第15号	昭和40年4月1日条例第18号
	昭和44年3月17日条例第11号	昭和45年3月23日条例第7号
	昭和48年3月22日条例第6号	平成8年6月24日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項の規定に基づき、証人等の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。全改（平8条例第7号）

(定義)

第2条 この条例において「証人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (2) 法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により出頭した参考人
- (3) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (4) 法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により公聴会に参加した者
- (5) 公職選挙法第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (6) 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により出頭した者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき町の機関が出頭を求めた者追加（平8条例第7号）

(実費弁償)

第3条 前条に掲げる者に支給する実費弁償額は、議会議員の例による。

繰下げ（平8条例第7号）

附 則

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和35年8月3日条例第11号）から

附 則（昭和48年3月22日条例第6号）まで 略

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

○嘱託員の設置及び報酬支給に関する条例

(昭和56年 9 月26日海士町条例第22号)

改正 平成 8 年 6 月24日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、嘱託員の設置及び報酬支給について定めることを目的とする。

改正 (平 8 条例第 7 号)

(設置)

第 2 条 行政各般に亘る町長の事務を補助させるため、各地域に非常勤の嘱託員を置く。

2 嘱託員の定数は、14名とし、集落ごとに各 1 名宛とする。

(任免)

第 3 条 嘱託員は、町長が任免する。

(報酬)

第 4 条 嘱託員には、報酬を支給する。

2 報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、報酬の支給等について必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則 (平成 8 年 6 月24日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○嘱託員報酬支給規則

(昭和47年9月1日海士町規則第2号)

改正 昭和62年4月1日規則第3号 平成4年3月10日規則第4号

第1条 本町嘱託員の報酬の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 報酬は年額を2分し、4月から9月までを9月中に、10月から3月までを3月中に支給する。

第3条 報酬は均等割と、4月1日現在におけるそれぞれの地区の所帯数を乗じて得た額（世帯割）とを合算した額を支給する。ただし、特別養護老人ホーム等の施設は1施設1世帯として計算する。 全改（平4規則第4号）

第4条 年度の中途において退職又は就職した嘱託員の報酬は、月割計算による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月10日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

○海士町アドバイザー設置要綱

(平成27年3月19日海士町訓令第3号)

(目的)

第1条 この告示は、海士町の政策や施策を展開するにあたり、専門的な立場から指導及び助言を行い、もって事業の推進を図るため、海士町アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 町の施策等への指導、助言及び意見を述べること。
- (2) 諸事業への協力すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項について協力すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、政策及び施策の展開において専門的な知識や経験、広い識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(報酬等)

第5条 アドバイザーは嘱託職員とし、報酬を支給する。ただし、旅費等については海士町職員等の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）の規定により支給する。

(庶務)

第6条 アドバイザーの庶務は、担当課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

第2章 給料

○特別職の職員の給与に関する条例

(昭和32年11月4日海士町条例第22号)

改正	昭和34年4月1日条例第2号	昭和35年4月1日条例第2号	昭和35年8月3日条例第9号	昭和35年12月19日条例第16号
	昭和36年4月1日条例第4号	昭和36年9月28日条例第16号	昭和37年4月1日条例第2号	昭和38年3月15日条例第1号
	昭和38年4月1日条例第9号	昭和39年3月14日条例第1号	昭和39年4月1日条例第13号	昭和39年10月9日条例第20号
	昭和40年2月22日条例第2号	昭和40年4月1日条例第19号	昭和40年9月27日条例第22号	昭和40年11月22日条例第27号
	昭和41年3月12日条例第3号	昭和42年2月13日条例第3号	昭和43年4月1日条例第7号	昭和44年2月28日条例第2号
	昭和44年3月17日条例第6号	昭和44年6月30日条例第21号	昭和45年2月1日条例第2号	昭和45年3月23日条例第8号
	昭和46年3月17日条例第8号	昭和47年3月21日条例第2号	昭和48年3月22日条例第3号	昭和48年12月20日条例第36号
	昭和49年3月25日条例第3号	昭和49年12月25日条例第25号	昭和51年6月29日条例第10号	昭和51年12月27日条例第20号
	昭和52年9月22日条例第15号	昭和53年12月24日条例第13号	昭和54年12月22日条例第10号	昭和55年3月25日条例第3号
	昭和56年3月7日条例第2号	昭和57年3月18日条例第2号	昭和59年3月26日条例第3号	昭和60年3月9日条例第2号
	昭和61年6月26日条例第14号	平成元年3月31日条例第7号	平成元年7月1日条例第24号	平成3年12月24日条例第19号
	平成6年3月22日条例第5号	平成7年6月26日条例第28号	平成8年6月24日条例第7号	平成8年12月24日条例第23号
	平成9年10月1日条例第17号	平成9年12月26日条例第29号	平成11年12月17日条例第25号	平成12年12月20日条例第28号
	平成13年12月26日条例第24号	平成14年7月23日条例第20号	平成14年12月27日条例第31号	平成15年11月19日条例第15号
	平成16年3月24日条例第6号	平成16年10月8日条例第28号	平成17年3月31日条例第12号の4	平成17年3月31日条例第12号の7
	平成17年11月25日条例第17号	平成19年3月19日条例第2号	平成19年11月26日条例第26号	平成20年6月30日条例第17号
	平成20年9月30日条例第22号	平成21年2月26日条例第2号	平成21年5月29日条例第19号	平成21年9月19日条例第26号
	平成23年7月29日条例第17号	平成24年3月21日条例第5号	平成26年3月31日条例第10号	平成27年12月24日条例第26号
	平成29年6月22日条例第8号	令和元年9月30日条例第16号		

(趣旨)

第1条 町長及び副町長（以下「特別職の職員」という。）の給料その他の給与については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

改正（平19条例第2号）

(給料)

第2条 特別職の職員の給料月額、別表第1による。

改正（平8条例第7号）

(旅費)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、旅費を支給し、その額は別表第2による。

2 別表第2の2の左欄に掲げる地に旅行した場合には、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げる額を計算したものとする。

3 前項に定める旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）の例による。

改正（平8条例第7号）

(通勤手当)

第4条 特別職の職員には、前2条に掲げる給料及び旅費のほかに通勤手当を支給する。

改正（平16条例第28号）

(期末手当)

第5条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に現に在職する特別職の職員に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）第19条第1項に規定する退職の例による場合の退職をいう。次項において同じ。）し、若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当して失職し、又は死亡した場合も同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段の職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12

月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

改正（平24条例第5号）

（支給方法）

第6条 第2条、第4条及び前条に掲げる給与の支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

改正（平24条例第5号）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第2条、第4条の規定は、昭和32年4月1日から適用する。
- 2 町長、助役及び収入役の諸給与条例（昭和29年海士町条例第1号）は、廃止する。
（期末手当の額の特例）
- 3 昭和51年12月に特別職の職員に対して支給されるべき期末手当の額は、第4条の規定により町職員の例によることとされている職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年海士町条例第21号。この項において「51年改正条例」という。）による改正前の職員の給与に関する条例第19条の規定に基づいて同月に支給されるべき期末手当の額から51年改正条例による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与 条例」という。）第19条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額（この項において「改正後の額」という。）を減じた額（次項において「差額」という。）を改正後の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定により昭和51年12月に期末手当を支給される特別職の職員の昭和52年3月に支給されるべき期末手当の額は、第4条の規定により町職員の例によることとされている改正後の給与条例第19条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から差額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

追加（平21条例第19号）

附 則（昭和34年4月1日条例第2号）から

附 則（平成16年3月24日条例第6号）まで 略

附 則（平成16年10月8日条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年3月31日条例第12号の4）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年3月31日条例第12号の7）
この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成17年11月25日条例第17号）
この条例は、平成17年12月1日から施行する。
附 則（平成19年3月19日条例第2号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成19年11月26日条例第26号）
この条例は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年 6 月30日条例第17号）

この条例は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日条例第22号）

この条例は、平成20年10月 6 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月26日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日条例第19号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成21年 6 月に町長、副町長に支給される期末手当の算出の基礎となる給料月額、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年 9 月19日条例第26号）

この条例は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 7 月29日条例第17号）

この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日条例第 5 号）抄

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日条例第10号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第26号）

この条例は、平成27年12月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月22日条例第 8 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月30日条例第16号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係） 改正（平19条例第 2 号）

特 別 職 の 職 員 の 給 料 月 額	
町 長	680, 000円
副 町 長	578, 000円

別表第 2（第 3 条関係） 改正（平17条例第12号の 7）

地 域 区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日 当 （ 1 日につき）	宿 泊 料 （一夜につき）
島 前 管 内		実 費	実 費	0円	7, 000円
島 後 管 内		2 等 賃 運		1, 500円	
隠岐島内を除く県内 （鳥取県を含む。）	旅客運賃、特 急、急行料金 及び座席指定 料金			3, 000円	
県 外				3, 000円	10, 700円
政 令 都 市 等				3, 600円	12, 700円

備考

- 1 鉄道賃の急行料金等は、新幹線にあつては片道100キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあつては片道50キロメートル以上、急行列車を運行する路線にあつては片道20キロメートル以上のものに支給する。
- 2 座席指定料金を支給する。
- 3 船賃は、高速旅客船を利用したときは、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 4 島前内旅行の場合の連絡運賃は、実費を支給する。
- 5 緊急又はやむを得ない場合で航空便及びその他の輸送機関を利用したときは、実費を支給する。
- 6 隠岐島内の旅行の場合の日当は、宿泊した場合は3, 000円を支給する。

別表第 2 の 2（第 3 条関係） 改正（令元条例第16号）

旅行地	1 日	1 泊 2 日	2 泊 3 日
松 江 市	—	18, 400円	28, 400円
隠 岐 の 島 町	3, 400円	14, 900円	24, 900円
西ノ島町・知夫村	1, 000円	—	—

備考

- 1 3泊4日以上の旅費については、この表に掲げる額に、別表第 2 の日当及び宿泊料を加算する。
- 2 高速旅客船の利用については、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 3 西ノ島町、知夫村においてバス等利用した場合は、その実費を支給する。

○町長、副町長及び教育長の給料月額の特例的取扱いに関する条例

(平成30年 6 月29日海士町条例第 9 号)

改正 令和 2 年 6 月22日条例第15号

町長、副町長及び教育長の給料月額については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年海士町条例第22号）第 2 条及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 7 年海士町条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

町 長	476,000円
副 町 長	462,000円
教 育 長	419,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年 6 月分の給料の月額から適用し、平成34年 5月30日限り、その効力を失う。
- 2 施行日から平成34年 5 月30日までの間においては、期末手当の額の算出の基礎となる町長、副町長、教育長が受けるべき給料月額は、この条例の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の例による。
- 3 令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月31日までの間における町長、副町長及び教育長の給料月額は、この条例の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

町 長	340,000円
副 町 長	317,000円
教 育 長	314,000円

追加（令 2 条例第15号）

附 則（令和 2 年 6 月22日条例第15号）

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

○町長、副町長及び教育長の給料月額の特例的措置に関する条例

(令和4年6月20日海士町条例第8号)

町長、副町長及び教育長の給料月額については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年海士町条例第22号）第2条及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年海士町条例第6号）第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

町長	544,000円
副町長	520,000円
教育長	508,000円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月分の給料の月額から適用し、令和8年5月30日限り、その効力を失う。
- 2 施行日から令和8年5月30日までの間においては、期末手当の額の算出の基礎となる町長、副町長、教育長が受けるべき給料月額は、この条例の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の例による。

○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(平成7年3月7日海士町条例第6号)

改正	平成7年6月26日条例第29号	平成9年10月1日条例第18号
	平成9年12月26日条例第30号	平成11年12月17日条例第26号
	平成12年12月20日条例第29号	平成13年12月26日条例第25号
	平成14年12月27日条例第32号	平成15年11月19日条例第16号
	平成16年10月8日条例第29号	平成17年3月31日条例第12号の5
	平成17年11月25日条例第18号	平成19年11月26日条例第27号
	平成21年5月29日条例第20号	平成24年3月21日条例第5号
	平成26年12月19日条例第20号	

(目的)

第1条 この条例は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

改正 (平26条例第20号)

(給与)

第2条 教育長の給与は、月額524,000円とする。

2 教育長には、前項に定める給料のほかに、職員の給与に関する条例(昭和38年海士町条例第2号)の例により通勤手当を支給する。

改正 (平16条例第29号)

(期末手当)

第3条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に現に在職する教育長に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(職員の給与に関する条例第19条第1項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次項において同じ。)し、若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項の規定により禁治産者又は準禁治産者に該当して失職し、又は死亡した場合も同様とする。

改正 (平24条例第5号)

2 期末手当の額は、基準日現在(前項後段の職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

改正 (平24条例第5号)

(旅費)

第4条 教育長が、公務のため旅行するときに支給する旅費は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和32年海士町条例第22号)の旅費の例による。

(支給方法)

第5条 第2条及び第3条に規定する教育長の給与の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例による。

改正 (平24条例第5号)

(勤務時間その他の勤務条件)

第6条 教育長の勤務時間、その他の勤務条件は、一般職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。改正（平21条例第20号）
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、第3条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。追加（平21条例第20号）

附 則（平成7年6月26日条例第29号）から

附 則（平成15年11月19日条例第16号）まで 略

附 則（平成16年10月8日条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年3月31日条例第12号の5）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年11月25日条例第18号）
この条例は、平成17年12月1日から施行する。
附 則（平成19年11月26日条例第27号）
この条例は、平成19年12月1日から施行する。
附 則（平成21年5月29日条例第20号）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月に教育長に支給される期末手当の算出の基礎となる給料月額は、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成24年3月21日条例第5号）抄
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成26年12月19日条例第20号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○職員の給与に関する条例

(昭和38年3月15日海士町条例第2号)

改正	昭和39年3月14日条例第3号	昭和40年2月22日条例第4号	昭和41年3月12日条例第5号	昭和42年2月13日条例第5号
	昭和43年3月30日条例第1号	昭和44年2月28日条例第3号	昭和45年3月1日条例第3号	昭和45年3月23日条例第9号
	昭和46年3月17日条例第7号	昭和47年3月21日条例第3号	昭和47年12月23日条例第21号	昭和48年9月28日条例第25号
	昭和48年12月20日条例第37号	昭和49年5月2日条例第14号	昭和49年6月20日条例第18号	昭和49年12月25日条例第26号
	昭和50年12月22日条例第19号	昭和51年12月27日条例第21号	昭和52年12月22日条例第18号	昭和53年12月24日条例第14号
	昭和54年12月22日条例第11号	昭和55年12月25日条例第14号	昭和56年12月26日条例第29号	昭和57年6月29日条例第12号
	昭和57年9月21日条例第15号	昭和57年12月24日条例第18号	昭和58年12月24日条例第28号	昭和59年12月25日条例第15号
	昭和60年7月1日条例第16号	昭和60年12月23日条例第22号	昭和61年12月22日条例第23号	昭和62年12月23日条例第15号
	昭和63年12月23日条例第13号	平成元年3月31日条例第8号	平成元年12月26日条例第31号	平成2年12月26日条例第14号
	平成3年12月24日条例第20号	平成3年12月24日条例第25号	平成4年9月30日条例第16号	平成4年12月21日条例第17号
	平成5年12月22日条例第17号	平成6年12月21日条例第36号	平成7年6月26日条例第30号	平成7年12月25日条例第43号
	平成8年6月24日条例第7号	平成8年12月24日条例第25号	平成9年10月1日条例第14号	平成9年12月26日条例第31号
	平成10年6月29日条例第10号	平成10年12月24日条例第22号	平成11年3月19日条例第3号	平成11年3月19日条例第13号
	平成11年12月17日条例第27号	平成12年12月20日条例第30号	平成13年4月1日条例第3号	平成13年12月26日条例第26号
	平成14年6月28日条例第15号	平成14年12月27日条例第33号	平成15年11月19日条例第17号	平成16年3月24日条例第9号
	平成16年4月1日条例第23号	平成16年9月13日条例第27号	平成16年10月8日条例第30号	平成17年3月31日条例第12号の3
	平成17年3月31日条例第12号の6	平成17年11月25日条例第19号	平成18年3月27日条例第1号	平成18年3月31日条例第31号
	平成18年9月29日条例第41号	平成19年3月19日条例第3号	平成19年9月28日条例第23号	平成19年11月26日条例第28号
	平成19年12月25日条例第31号	平成20年3月25日条例第7号	平成20年3月25日条例第8号	平成20年3月31日条例第13号
	平成20年9月30日条例第20号	平成21年3月26日条例第6号	平成21年3月26日条例第9号	平成21年5月29日条例第21号
	平成21年12月2日条例第29号	平成22年3月19日条例第5号	平成22年3月31日条例第14号	平成22年6月17日条例第23号
	平成22年10月7日条例第29号	平成22年11月24日条例第33号	平成23年6月8日条例第12号	平成24年3月21日条例第6号
	平成24年6月26日条例第15号	平成25年3月21日条例第5号	平成26年3月31日条例第11号	平成26年11月27日条例第18号
	平成27年3月13日条例第8号	平成27年3月31日条例第17号	平成27年6月30日条例第20号	平成28年3月18日条例第6号
	平成28年3月18日条例第7号	平成28年12月27日条例第24号	平成29年12月27日条例第19号	平成30年6月29日条例第7号
	平成30年12月27日条例第23号	令和元年6月25日条例第6号	令和元年10月18日条例第17号	令和元年12月24日条例第22号
	令和2年12月1日条例第27号	令和3年12月17日条例第12号	令和4年12月19日条例第18号	令和5年3月14日条例第3号
	* 令和5年12月15日条例第17号			

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給料（第2条―第7条）
- 第3章 手当（第8条―第20条の3）
- 第4章 雑則（第21条―第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

改正（平28条例第7号）

第2章 給料

（給料）

第2条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として給料を支給する。

改正（平27条例第20号）

2 給料には、第3章に規定する手当は含まないものとする。

3 宿舍、食事、被服その他生活に必要な施設等が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額を給料から控除する。

改正（平8条例第7号）

（給料表）

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該

給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表 別表第 1

(2) 医療職給料表

ア 医療職給料表(一) 別表第 2

イ 医療職給料表(二) 別表第 3

ウ 医療職給料表(三) 別表第 4

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第23条に規定する職員以外の職員に適用するものとする。改正（昭48条例第37号）

（職務の分類）

第 4 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、等級別基準職務表（別表第 5）に定めるとおりとする。改正（平28条例第 7 号）

（職員の職務の級の決定）

第 5 条 町長は、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定するものとする。

改正（平27条例第20号）

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、町長が規則で定める基準に従い決定する。改正（昭60条例第22号）

（初任給、昇格、昇給等）

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、町長が規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、町長が規則で定めるところにより決定する。改正（平27条例第20号）

3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。改正（平18条例第 1 号）

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。改正（平18条例第 1 号）

5 55歳（町長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「2 号給」とする。改正（平18条例第 1 号）

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。改正（平18条例第 1 号）

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。改正（平18条例第 1 号）

8 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。改正（平18条例第 1 号）

9 法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。全改（令 5 条例第 3 号）

（給料の支給）

第 7 条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の 1 日から末日までとし、

町長が規則で定める給料の支給日に、給料の月額を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

改正（平8条例第7号）

第3章 手当

（手当）

第8条 職員には、給料のほか、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 管理職手当
- (2) 初任給調整手当
- (3) 扶養手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 休日勤務手当
- (10) 夜間勤務手当
- (11) 宿日直手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 特地勤務手当
- (16) 派遣調整手当

追加（平27条例第17号）

（管理職手当）

第8条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき町長が規則で定める者に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項の規定に基づき町長が規則で定める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める額とする。

改正（平19条例第3号）

- 3 第1項に規定する職にある職員には、第15条から第17条までの規定は適用しない。

改正（平27条例第20号）

（初任給調整手当）

第9条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後町長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

改正（平30条例第23号）

- (1) 医師又は歯科医師 月額 414,800円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職（前項に掲げる職を除く。）で町長が規則で定めるもの
月額 50,800円
- (3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で町長が規則で定めるもの
月額 2,500円

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者 改正（平28条例第24号）

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 全改（平28条例第24号）

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

改正（平15条例第17号）

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

改正（平28条例第24号）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
全改（平28条例第24号）
（地域手当）

第11条の2 医師たる職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の9を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
改正（平18条例第1号）
（住居手当）

第11条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町長が規則で定める職員を除く。）に支給する。
改正（令元条例第22号）

2 住居手当の月額は、前項に掲げる職員について、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
改正（令元条例第22号）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。
改正（平15条例第17号）

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
改正（令5条例第3号）

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で町長が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額からその額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

改正（令5条例第3号）

3 通勤手当は、支給単位期間（町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間）に係る最初の月の町長が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の町長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して町長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として町長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

改正（平15条例第17号）

(特殊勤務手当)

第13条 特殊勤務手当は、著しく困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。改正（昭51条例第21号）

第14条 削除（平16条例第30号）

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。改正（令5条例第3号）

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（町長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 定年前再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。改正（令5条例第3号）

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。改正（令5条例第3号）

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が

午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

改正(令5条例第3号)

- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

追加(平22条例第5号)

(休日勤務手当)

第16条 次に掲げる日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして町長が規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- (1) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)
- (2) 勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)
- (3) 勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員について、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、町長が規則で定める日

改正(平27条例第20号)

(夜間勤務手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円(町長が規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,400円)を超えない範囲内において町長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で町長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円(町長が規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、11,100円)を超えない範囲内において町長が規則で定める額とする。

改正(令元条例第17号)

- 2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

改正(平30条例第23号)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第8条の2第1項の規定に基づく町長の規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において町長が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 第8条の2第1項の規定に基づく町長の規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。改正（平27条例第20号）

4 前項の規定による手当の額は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において町長が定める額とする。追加（平26条例第18号）

5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。改正、繰下げ（平26条例第18号）
（期末手当）

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（法第28条第4項の規定による失職の場合及び法第29条の規定による懲戒免職の場合を除いて、職員が離職することをいう。以下この条、第20条及び第24条において同じ。）し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

改正（令5条例第17号）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。改正（令5条例第17号）

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。改正（平18条例第1号）

5 職員でその職務が係長級以上であるもの（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として町長が規則で定めるものを含む。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の職制上の段階、職務の級等を考慮して町長が規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。改正（平18条例第1号）

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

改正（平15条例第17号）

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 追加（平9条例第14号）

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。
- 改正（平28条例第6号）
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、町長が規則で定める。
- 追加（平9条例第14号）

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。改正（令5条例第3号）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。改正（令5条例第17号）

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。改正（平18条例第1号）

4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第20条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する町長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。改正（平14条例第33号）

(特定の職員についての適用除外)

第20条の2 第6条第1項から第7項まで、第9条から第11条の3までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。改正（令5条例第3号）

(特地勤務手当)

第20条の3 職員が町外に所在する地の官公署等に派遣勤務を命ぜられ、又は研修等の公務のため引き続き30日以上（旅行日を除く。）町外に旅行滞在する場合は、旅費の支給にかえて特地勤務手当を支給することができる。

2 特地勤務手当の額は、給料の100分の80を超えない範囲内で町長が別に定める。

3 特地勤務手当の支給を受ける職員には、旅行日を除き、職員の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）第8条に規定する日当、宿泊料は支給しない。

繰下げ（平13条例第3号）

(派遣調整手当)

第20条の4 派遣調整手当は、町長の要請により国等の職員が派遣されたとき、給与上特別の考慮を必要とする場合に支給する。

2 派遣調整手当の月額は、町長が規則で定める。

追加（平27条例第17号）

第4章 雑則

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 次条の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。改正(平30条例第7号)

2 第15条から第17条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定に係る勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。改正(平30条例第7号)

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年海士町規則第14号)第13条の規定による別表第4中の第18号の休暇の許可を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

改正(平27条例第20号)

2 前項の減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額をそれぞれの次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料から差し引くことができないときは、この条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 職員が特に承認なくして勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、時間外勤務の場合の例による。改正(平7条例第30号)

(非常勤職員等の給与)

第23条 常勤を要しない職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時的任用に係る職員の給与は、第2条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が他の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で定める。改正(令5条例第3号)

(休職者の給与)

第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

改正(平27条例第20号)

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

改正(平18条例第1号)

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

改正(平18条例第1号)

- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。改正（平18条例第1号）
- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により町長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町長が規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「第24条第6項」と読み替えるものとする。
- 8 職員が法第55条の2第1項ただし書の許可を受けたときは、その許可が効力を有する間、これに給与を支給しない。改正（平9条例第14号）
(給与の口座振替)

第25条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

追加（平22条例第23号）

(給与からの控除)

第26条 職員に給与を支給する際、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。改正（平27条例第20号）

- (1) 島根県市町村職員共済組合に係る貯金の積立金及び貸付金に係る償還金
- (2) 島根県市町村職員互助会の掛金
- (3) 登録された職員団体（以下「職員団体」という。）の組合費及び貸付金に係る償還金
- (4) 職員団体の団体取扱に係る生命保険及び損害保険の保険料
- (5) 海士町親和会の掛金
- (6) 海士町活性化基金に係る会費及び貸付金に係る償還金
- (7) 職員相互間の親睦の会の会費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、町長が認めるもの

(この条例の施行に関し必要な事項)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

繰下げ（平22条例第23号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。
(号給職員の切替え)
- 2 昭和37年10月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受ける職員（以下次項において、「号給職員」という。）のうち、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）が附則別表第1の切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号給は、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給とする。
- 3 号給職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間（切替日前1年以内において給与条例第6条第4

項ただし書の規定の適用を受けた職員その他町長の定める職員にあっては、町長の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和38年1月1日、同年4月1日又は同年7月1日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額、その者の旧号給に対応する切替表の暫定月額の欄に掲げる額とする。

（旧号給を受けていた期間の通算）

- 4 附則第2項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の給与条例第6条第4項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等を受ける職員の切替等）

- 5 切替日の前日において改正前の給与条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給若しくは給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が規則で定める。

（旧号給を受けていた期間の特例）

- 6 附則別表第2に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第3項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に3月を加えた期間」とする。

（施行日までの異動者の号給の決定等）

- 7 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において改正前の給与条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第3項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、町長の定めるところによる。

（切替日前の職務の等級を異にして異動した職員の調整）

- 8 昭和32年4月1日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び町長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第3項に規定する給料月額を受ける職員である場合における当該給料月額を受けることがなくなった日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（昭和38年6月30日までの間の給与条例第6条の特例）

- 9 切替日から昭和38年6月30日までの間は、給与条例第6条第1項及び第2項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例附則第3項に規定する給料月額」と読み替えるものとする。
- 10 附則第3項、附則第5項、附則第7項若しくは附則第8項又は前項の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、附則第3項の規定によ

る給料月額を受ける職員の切替日から昭和38年6月30日までの間における給与条例第6条第5項の規定の適用については、町長が規則で定める。

（勤務手当の額の特例）

- 11 昭和37年12月25日において改正前の条例の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の条例の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額を超えるときは、改正後の条例の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の条例の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

（規則への委任）

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

（給与の内払）

- 13 改正前の給与条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の条例の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の条例の規定により支給されることとなる勤勉手当の額を超える部分は、改正後の条例により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

- 14 昭和49年度に限り、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。）第19条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第32号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、施行日から起算して10日を超えない範囲内において町長が規則で定める日に期末手当を支給する。

追加（昭49条例第14号）

- 15 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（給与条例第19条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

追加（昭49条例第14号）

- 16 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

追加（昭49条例第14号）

- 17 平成16年10月1日から平成17年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成16年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
別表第1行政職	5/100	5/100	5/100	7/100	10/100	15/100	15/100	15/100
別表第3医療職(二)	5/100	5/100	5/100	9/100	---	---	---	---
別表第4医療職(三)	5/100	5/100	5/100	9/100	13/100	---	---	---

追加（平16条例第27号）

- 18 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成17年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

追加（平17条例第2号の3）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
別表第1行政職	11/100	11/100	11/100	15/100	20/100	25/100	25/100	25/100

別表第3医療職(二)	11/100	11/100	11/100	15/100	---	---	---	---
別表第4医療職(三)	11/100	11/100	11/100	15/100	20/100	---	---	---

- 19 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成18年度中に早期退職の申し出をした者を除く。 追加（平18条例第31号）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	15/100	15/100	18/100 33号給以上は23/100	28/100	28/100	28/100
別表第3医療職(二)	15/100	15/100	15/100	18/100	23/100	---
別表第4医療職(三)	15/100	15/100	15/100	18/100	23/100	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

- 20 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成19年度中に早期退職の申し出をした者を除く。 追加（平19条例第3号）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	10/100	10/100	13/100 33号給以上は18/100	23/100	23/100	23/100
別表第3医療職(二)	10/100	10/100	10/100	13/100	18/100	---
別表第4医療職(三)	10/100	10/100	10/100	13/100	18/100	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

- 21 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成20年度中に早期退職の申し出をした者を除く。 追加（平19条例第3号）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	8/100	8/100	11/100 33号給以上は16/100	21/100	21/100	21/100
別表第3医療職(二)	8/100	8/100	8/100	11/100	16/100	---
別表第4医療職(三)	8/100	8/100	8/100	11/100	16/100	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

- 22 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成21年度中に早期退職の申し出をした者を除く。 追加（平21条例第9号）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	8/100	8/100	11/100 33号給以上は14/100	19/100	19/100	19/100

別表第3医療職(二)	8/100	8/100	8/100	9/100	14/100	---
別表第4医療職(三)	8/100	8/100	8/100	9/100	14/100	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

- 23 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第20条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

追加（平21条例第21号）

- 24 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。ただし、平成22年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

改正（平22条例第29号）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	5/100	5/100	8/100 33号給以上は10/100	15/100	15/100	15/100
別表第3医療職(二)	5/100	5/100	5/100	5/100	10/100	---
別表第4医療職(三)	5/100	5/100	5/100	5/100	10/100	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

- 25 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。ただし、平成23年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	3/100	3/100	6/100 33号給以上は9/100	13/100	13/100	13/100
別表第3医療職(二)	3/100	3/100	3/100	3/100	8/100	---
別表第4医療職(三)	3/100	3/100	3/100	3/100	8/100	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

追加（平23条例第12号）

- 26 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。ただし、平成24年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

追加（平24条例第15号）

附則別表

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
別表第1行政職	28/1,000	28/1,000	55/1,000 33号給以上は 75/1,000	113/1,000	113/1,000	113/1,000

別表第3 医療職(二)	28/1,000	28/1,000	28/1,000	28/1,000	65/1,000	---
別表第4 医療職(三)	28/1,000	28/1,000	28/1,000	28/100	65/1,000	---

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

27 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における行政職6級職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、給料月額に8/100の割合を乗じて得た額を減じた額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)とする。ただし、平成25年度中に早期退職の申し出をした者を除く。 追加(平25条例第5号)

28 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における給料月額は、第3条の規定にかかわらず、各給料表の給料月額に附則別表の割合を乗じて得た額を減じた額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)とする。ただし、平成26年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

附則別表

給料表	6級
別表第1 行政職	105/1,000

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。 追加(平26条例第11号)

附則別表第1

切 替 表												
等級 旧号給	1			2			3			4		
	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1		
2	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
3	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			5	3	18,700	5		
6	5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800	6		
7	6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900	7		
8	7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	7			7			8	3	23,200	9		
10	8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	10			10	9	31,200	10			12		
13	11			10			11	3	27,500	13	3	18,300
14	12			11			12	6	28,400	14	6	19,200
15	13			12			13	9	29,100	14	9	19,800
16	14			13			13			15		
17	15			14			14			16		
18	16			15								

附則別表第2

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
給 料 表	1 - 18	5 - 18	8 - 17	15 - 17

備考 本表中「1-18」等とあるのは、「1号給から18号給までの号給」等を示す。

29 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における行政職6級職員の給料月額
は、第3条の規定にかかわらず、給料月額に5/100の割合を乗じて得た額を減じた額（そ
の額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。ただし、
平成27年度から平成29年度中に早期退職の申し出をした者は除く。

追加（平27条例第17号）

30 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における行政職6級職員の給料月額
は、第3条の規定にかかわらず、給料月額に5/100の割合を乗じて得た額を減じた額（そ
の額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。ただし、
平成30年度中に早期退職の申し出をした者は除く。

追加（平30条例第7号）

31 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間における行政職6級職員の給料月額
は、第3条の規定にかかわらず、給料月額に5/100の割合を乗じて得た額を減じた額（そ
の額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。ただし、
平成31年度から令和3年度中に早期退職の申し出をした者は除く。

追加（令元条例第6号）

32 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日
（附則第34項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月
額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、
第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70
を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上
100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

追加（令5条例第3号）

33 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

追加（令5条例第3号）

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常
勤職員

(2) 医師又は歯科医師である職員

(3) 職員の定年等に関する条例（昭和58年海士町条例第25号。以下この項において「定
年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定す
る異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）
を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条
に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

34 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職
への降任等をされた日（以下この項及び附則第36項において「異動日」という。）の前日
から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第32項の規定によ
り当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動
日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50
円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは
これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）
に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、
附則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料
月額との差額に相当する額を給料として支給する。

追加（令5条例第3号）

35 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額
が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額
を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給
料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最

高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 追加（令5条例第3号）

- 36 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第32項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第34項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 追加（令5条例第3号）

- 37 附則第34項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 追加（令5条例第3号）

- 38 附則第32項から前項までに定めるもののほか、附則第32項の規定による給料月額、附則第34項の規定による給料その他附則第32項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 追加（令5条例第3号）

附 則（昭和39年3月14日条例第3号）から

附 則（平成16年3月24日条例第9号）まで 略

附 則（平成16年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月13日条例第27号）抄

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月8日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第12号の3）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第12号の6）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月25日条例第19号）

この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項第1号の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（町長の定める職員にあっては、町長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職

員の切替日における号給は、町長が規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第2項の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は附則第13項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成11年海士町条例第13号）附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年海士町条例第29号。以下「給与条例」という。）の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、給与条例別表第2の医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.36を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
給与条例別表第1の 行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
給与条例別表第3の 医療職給料表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
給与条例別表第4の 医療職給料表(三)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例第8条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
医療職給料表(一)	1級	
	2級	
	3級	
	4級	
医療職給料表(二)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
医療職給料表(三)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

附則別表第2

旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	経過期間											
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1

	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19

	9 月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9 月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9 月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9 月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9 月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9 月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9 月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9 月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57			
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58			
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59			
	9 月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3 月未滿			77	62	81	69	65	61			
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62			
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63			
	9 月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			
21	3 月未滿			81	63	85	73	69	65			
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66			
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67			

	9 月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68			
	12月以上			85	65	89	77	73	69			
22	3 月未滿			85	65	89	77	73				
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74				
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75				
	9 月以上12月未滿			88	66	92	80	76				
	12月以上			89	67	93	81	77				
23	3 月未滿			89	67	93	81					
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82					
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83					
	9 月以上12月未滿			92	68	96	84					
	12月以上			93	69	97	85					
24	3 月未滿			93	69	97	85					
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86					
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87					
	9 月以上12月未滿			96	72	100	88					
	12月以上			97	73	101	89					
25	3 月未滿			97	73	101						
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102						
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103						
	9 月以上12月未滿			100	74	104						
	12月以上			101	75	105						
26	3 月未滿			101	75	105						
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106						
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107						
	9 月以上12月未滿			104	76	108						
	12月以上			105	77	109						
27	3 月未滿			105	77							
	3 月以上 6 月未滿			106	78							
	6 月以上 9 月未滿			107	79							
	9 月以上12月未滿			108	80							
	12月以上			109	81							
28	3 月未滿			109	81							
	3 月以上 6 月未滿			110	82							
	6 月以上 9 月未滿			111	83							
	9 月以上12月未滿			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3 月未滿			113								
	3 月以上 6 月未滿			114								
	6 月以上 9 月未滿			115								
	9 月以上12月未滿			116								
	12月以上			117								
30	3 月未滿			117								
	3 月以上 6 月未滿			118								
	6 月以上 9 月未滿			119								
	9 月以上12月未滿			120								
	12月以上			121								
31	3 月未滿			121								
	3 月以上 6 月未滿			122								
	6 月以上 9 月未滿			123								

	9月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
5	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9

9	3 月未滿	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	31	27	19	11
	9 月以上12月未滿	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
10	3 月未滿	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	35	31	23	15
	9 月以上12月未滿	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
11	3 月未滿	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未滿	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	39	35	27	19
	9 月以上12月未滿	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
12	3 月未滿	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	43	39	31	23
	9 月以上12月未滿	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3 月未滿	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	47	43	35	27
	9 月以上12月未滿	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3 月未滿	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	51	47	39	31
	9 月以上12月未滿	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3 月未滿	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	55	51	43	35
	9 月以上12月未滿	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3 月未滿	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	59	55	47	39
	9 月以上12月未滿	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
17	3 月未滿	61	57	49	41
	3 月以上 6 月未滿	62	58	50	42
	6 月以上 9 月未滿	63	59	51	43
	9 月以上12月未滿	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
18	3 月未滿	65	61	53	45
	3 月以上 6 月未滿	65	62	54	46
	6 月以上 9 月未滿	65	63	55	47
	9 月以上12月未滿	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49

19	3月未満		65	57	49
	3月以上6月未満		66	58	50
	6月以上9月未満		67	59	51
	9月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
20	3月未満		69	61	53
	3月以上6月未満		70	62	54
	6月以上9月未満		71	63	55
	9月以上12月未満		72	64	56
	12月以上		73	65	57
21	3月未満		73	65	
	3月以上6月未満		74	66	
	6月以上9月未満		75	67	
	9月以上12月未満		76	68	
	12月以上		77	69	
22	3月未満		77	69	
	3月以上6月未満		78	70	
	6月以上9月未満		79	71	
	9月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
23	3月未満		81	73	
	3月以上6月未満		82	74	
	6月以上9月未満		83	75	
	9月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	
24	3月未満		85	77	
	3月以上6月未満		86	78	
	6月以上9月未満		87	79	
	9月以上12月未満		88	80	
	12月以上		89	81	

医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1

	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35

	9 月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9 月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9 月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3 月未滿	77	77	77	73	69		
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70		
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71		
	9 月以上12月未滿	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3 月未滿	81	81	81	77	73		
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74		
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75		
	9 月以上12月未滿	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
23	3 月未滿	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83	79		
	9 月以上12月未滿	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
24	3 月未滿		89	89	85			
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86			
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87			

	9 月以上12月未満		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
25	3 月未満		93	93	89			
	3 月以上 6 月未満		94	94	90			
	6 月以上 9 月未満		95	95	91			
	9 月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3 月未満		97	97	93			
	3 月以上 6 月未満		98	98	94			
	6 月以上 9 月未満		99	99	95			
	9 月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3 月未満		101	101	97			
	3 月以上 6 月未満		102	102	98			
	6 月以上 9 月未満		103	103	99			
	9 月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3 月未満		105	105				
	3 月以上 6 月未満		105	106				
	6 月以上 9 月未満		105	107				
	9 月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3 月未満			109				
	3 月以上 6 月未満			110				
	6 月以上 9 月未満			111				
	9 月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3 月未満			113				
	3 月以上 6 月未満			113				
	6 月以上 9 月未満			113				
	9 月以上12月未満			113				
	12月以上			113				

医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1

4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33

14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		

24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					

34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附 則（平成18年3月31日条例第31号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）。附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成19年3月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月29日条例第41号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月19日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第 7 号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）。附則第 7 号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第 10 項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 2 項の規定の適用については、平成20年 3 月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第10項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 4 施行日から平成20年 3 月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年 9 月28日条例第23号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月26日条例第28号）

この条例は、平成19年12月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（平成19年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 2 平成19年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、町長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、町長の定めるところによる。

（施行日から平成20年 3 月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 3 施行日から平成20年 3 月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則 (平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する

附 則 (平成20年3月25日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第13号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海士町条例第1号)附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海士町条例第1号)附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成21年3月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月30日条例第20号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第9号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海士町条例第1号)附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海士町条例第1号)附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成22年3月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年5月29日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月に職員に支給される期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額は、附則第22項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月2日条例第29号)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第19条第2項及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年海士町条例第2号)第12条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第24条第1項から第3項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの若しくは医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外の職員（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して町長が規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上ある時は、当該日の内規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職俸給表(二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(三)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

附 則（平成22年3月19日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第14号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。

- 3 施行日から平成23年3月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月17日条例第23号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月7日条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成22年11月24日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月 1 から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（平成22年12月 1 日在職者の給料）

- 2 平成22年12月 1 日に在職する職員の給料月額、給与条例附則第24項附則別表を附則別表のとおり読み替えることとし、附則別表の割合の範囲内で町長が定めた割合を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、平成22年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 平成22年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則別表

給料表	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
別 表 第 1 行 政 職	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	6 /100から 7 /100	7 /100から 14/100	13/100から 14/100	13/100から 14/100
別 表 第 3 医 療 職 (二)	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	8 /100から 9 /100	---
別 表 第 4 医 療 職 (三)	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	3 /100から 4 /100	8 /100から 9 /100	---

附 則（平成23年 6 月 8 日条例第12号）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第 7 号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第 7 号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成24年 3 月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月21日条例第 6 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月26日条例第15号）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第 7 号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第 1 号）附則第 7 号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成25年 3 月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月21日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

- 2 施行日から平成26年3月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第11号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第1号）附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成27年3月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月27日条例第18号）

この条例は、平成26年12月1日から施行し、第20条第2項の改正を除き平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月13日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第17号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

- 2 第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて、平成27年12月期に支給された勤勉手当は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

（給料の切替に伴う経過措置）

- 3 平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年3月18日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1

日から、第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて、平成28年4月1日以後分として支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第10条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）とする。

附 則（平成29年12月27日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて、平成29年4月1日以後分として支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年6月29日条例第7号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 施行日から平成31年3月31日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月27日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて、平成30年4月1日以後分として支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年 6 月 25 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間においては、職員に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 10 月 18 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 22 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 20 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定による改正後の給与条例第 20 条第 2 項の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の給与条例に基づいて、平成 31 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第 2 条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第 11 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（町長が規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で町長が規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条の 3 第 1 項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則（令和 2 年 12 月 1 日条例第 27 号）

- この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 17 日条例第 12 号）

- この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 19 日条例第 18 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日か

ら施行する。

- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて、令和4年4月1日以後分として支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月14日条例第3号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する給与についての経過措置）

- 第13条 第6条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第32項から第37項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者の再任用に関する給与についての経過措置）

- 第14条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項及び第15条第3項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。

- 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項

若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)」とする。

7 新給与条例第6条第1項から第7項まで、第9条から第11条の3までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年12月15日条例第17号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第19条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第3条関係） 全改（令5条例第17号）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200

44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	

	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
	94		295, 900	343, 600			
	95		296, 200	344, 100			
	96		296, 600	344, 500			
	97		296, 800	344, 700			
	98		297, 100	345, 100			
	99		297, 500	345, 500			
	100		297, 900	345, 800			
	101		298, 100	346, 100			
	102		298, 400	346, 500			
	103		298, 800	346, 900			
	104		299, 100	347, 300			
	105		299, 300	347, 800			
	106		299, 600	348, 200			
	107		300, 000	348, 600			
	108		300, 300	349, 000			
	109		300, 500	349, 500			
	110		300, 900	349, 900			
	111		301, 300	350, 200			
	112		301, 600	350, 500			
	113		301, 800	351, 000			
	114		302, 000				
	115		302, 300				
	116		302, 700				
	117		302, 900				
	118		303, 100				
	119		303, 400				
	120		303, 700				
	121		304, 100				
	122		304, 300				
	123		304, 600				
	124		304, 900				
	125		305, 200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係） 改正（令5条例第3号）

医 療 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	
	41	367,500	434,600	488,600	547,000	
	42	368,900	436,400	490,400	548,400	

43	370, 400	438, 100	492, 200	549, 800
44	371, 900	439, 900	494, 000	551, 100
45	373, 400	441, 800	495, 600	552, 300
46	374, 800	443, 600	497, 300	553, 300
47	376, 300	445, 400	499, 100	554, 300
48	377, 800	447, 100	500, 900	555, 300
49	379, 100	448, 900	502, 500	556, 300
50	380, 100	450, 600	503, 800	557, 200
51	381, 100	452, 400	505, 100	558, 100
52	382, 100	454, 200	506, 400	559, 000
53	383, 100	456, 100	507, 700	559, 800
54	384, 000	457, 300	509, 000	560, 700
55	384, 900	458, 500	510, 300	561, 600
56	385, 800	459, 700	511, 600	562, 500
57	386, 800	460, 900	512, 600	563, 400
58	387, 700	461, 900	513, 400	564, 300
59	388, 500	462, 900	514, 200	565, 200
60	389, 300	463, 900	515, 000	565, 900
61	390, 100	464, 700	515, 900	566, 800
62	390, 600	465, 400	516, 700	567, 700
63	391, 000	466, 100	517, 600	568, 600
64	391, 500	466, 800	518, 400	569, 500
65	391, 800	467, 500	519, 300	570, 400
66		468, 200	520, 200	
67		468, 900	520, 900	
68		469, 600	521, 800	
69		470, 100	522, 700	
70		470, 800	523, 500	
71		471, 500	524, 400	
72		472, 200	525, 300	
73		472, 600	526, 100	
74		473, 200	527, 000	
75		473, 900	527, 900	
76		474, 600	528, 600	
77		475, 000	529, 400	
78		475, 600	530, 300	
79		476, 200	531, 200	
80		476, 700	532, 100	
81		477, 300	532, 900	
82		477, 800	533, 800	
83		478, 300	534, 700	
84		478, 800	535, 600	
85		479, 200	536, 400	
86		479, 800	537, 300	
87		480, 200	538, 200	
88		480, 700	539, 100	
89		481, 200	539, 900	
90		481, 800		

	91		482,400			
	92		482,800			
	93		483,300			
	94		483,900			
	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
	特1					657,000
	特2					719,000
	特3					734,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

(平成28年4月1日施行)

備考 この給料表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係) 全改 (令5条例第17号)

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400

24	203, 000	233, 900	261, 600	286, 300	329, 300
25	204, 600	235, 000	262, 500	287, 900	331, 000
26	205, 600	236, 200	263, 500	289, 400	332, 900
27	206, 700	237, 400	264, 500	290, 900	334, 800
28	207, 800	238, 500	265, 500	292, 500	336, 600
29	209, 000	239, 500	266, 700	293, 800	337, 900
30	210, 100	240, 800	268, 200	295, 300	339, 700
31	211, 200	242, 200	269, 700	296, 800	341, 400
32	212, 300	243, 400	271, 000	298, 300	343, 200
33	213, 700	244, 400	272, 200	299, 800	344, 900
34	215, 000	245, 700	273, 800	301, 400	346, 700
35	216, 300	246, 600	275, 300	303, 000	348, 500
36	217, 500	247, 800	276, 800	304, 600	350, 300
37	218, 500	249, 000	278, 100	305, 900	351, 900
38	219, 500	250, 100	279, 500	307, 500	353, 600
39	220, 500	251, 100	280, 800	309, 000	355, 200
40	221, 500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800
41	222, 400	253, 000	283, 200	312, 100	358, 000
42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100
43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300
44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500
45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500
46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300
47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300
48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400
49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400
50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400
51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600

	72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100
	73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700
	74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200
	75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800
	76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400
	77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900
	78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400
	79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900
	80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400
	81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700
	82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200
	83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600
	84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000
	85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400
	86		290, 700	326, 500	347, 300	
	87		290, 900	326, 700	347, 600	
	88		291, 100	327, 000	347, 900	
	89		291, 500	327, 400	348, 300	
	90		291, 700	327, 800	348, 600	
	91		291, 900	328, 200	349, 000	
	92		292, 100	328, 600	349, 300	
	93		292, 500	328, 900	349, 700	
	94		292, 700	329, 100	350, 000	
	95		292, 900	329, 500	350, 300	
	96		293, 200	329, 800	350, 600	
	97		293, 500	330, 000	350, 900	
	98		293, 700	330, 300	351, 300	
	99		293, 900	330, 600	351, 700	
	100		294, 200	330, 900	352, 100	
	101		294, 500	331, 100	352, 600	
	102		294, 700	331, 400	353, 000	
	103		294, 900	331, 800	353, 400	
	104		295, 200	332, 000	353, 800	
	105		295, 500	332, 200	354, 300	
	106			332, 400		
	107			332, 800		
	108			333, 000		
	109			333, 200		
	110			333, 600		
	111			334, 000		
	112			334, 400		
	113			334, 600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100

備考 この給料表は、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係） 全改（令5条例第17号）

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800

43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400

91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400	
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900	
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400	
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000	
114	295, 000	325, 900	358, 700		
115	295, 300	326, 300	359, 200		
116	295, 500	326, 600	359, 600		
117	295, 800	326, 800	360, 000		
118	296, 100	327, 100	360, 400		
119	296, 400	327, 500	360, 900		
120	296, 700	327, 700	361, 400		
121	297, 000	327, 900	361, 800		
122	297, 400	328, 200	362, 300		
123	297, 700	328, 500	362, 800		
124	298, 100	328, 800	363, 300		
125	298, 300	329, 000	363, 600		
126	298, 500	329, 300			
127	298, 800	329, 700			
128	299, 200	329, 900			
129	299, 400	330, 100			
130	299, 700	330, 300			
131	300, 100	330, 700			
132	300, 500	330, 900			
133	300, 700	331, 200			
134	301, 000	331, 600			
135	301, 400	332, 000			
136	301, 700	332, 400			
137	301, 900	332, 700			
138	302, 200	333, 100			

	139	302, 600	333, 500			
	140	302, 900	333, 900			
	141	303, 100	334, 200			
	142	303, 500	334, 600			
	143	303, 900	334, 900			
	144	304, 200	335, 300			
	145	304, 400	335, 600			
	146	304, 600	336, 000			
	147	304, 900	336, 400			
	148	305, 300	336, 800			
	149	305, 500	337, 100			
	150	305, 700	337, 500			
	151	306, 000	337, 900			
	152	306, 300	338, 300			
	153	306, 700	338, 600			
	154	306, 900				
	155	307, 100				
	156	307, 400				
	157	307, 700				
	158	308, 000				
	159	308, 300				
	160	308, 600				
	161	309, 000				
	162	309, 300				
	163	309, 600				
	164	309, 900				
	165	310, 300				
	166	310, 600				
	167	310, 900				
	168	311, 200				
	169	311, 600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		236, 100	256, 400	263, 600	273, 800	290, 100

備考 この給料表は、診療所等に勤務する保健師、主任保健師、助産師、看護師、主任看護師、准看護師その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係） 追加（平28条例第7号）

行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	主事の職務
2 級	困難な業務を行う主事の職務
3 級	主任主事の職務

4 級	係長の職務
5 級	主査の職務
6 級	課長の職務

医療職給料表(一) 等級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	1 診療科長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	1 副診療所長の職務 2 困難な業務を処理する診療科長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4 級	1 困難な業務を処理する副診療所長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
5 級	診療所長の職務又はこれに相当する職務

医療職給料表(二) 等級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士又は歯科技工士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
3 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士又は主任歯科技工士の職務
4 級	1 相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士又は主任歯科技工士の職務 3 係長の職務
5 級	1 薬剤師長の職務 2 栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長、歯科衛生士長又は歯科技工士長の職務 3 主査の職務

医療職給料表(三) 等級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 2 主任保健師又は主任看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任保健師又は主任看護師の職務 2 係長の職務
5 級	1 保健師長又は看護師長の職務 2 主査の職務

○職員の給与の支給に関する規則

(昭和38年4月1日海士町規則第1号)

改正	昭和39年3月13日規則第3号	昭和40年2月22日規則第1号	昭和41年3月12日規則第1号	昭和41年8月15日規則第7号
	昭和42年2月13日規則第1号	昭和42年5月30日規則第4号	昭和43年3月30日規則第1号	昭和43年4月1日規則第6号
	昭和44年2月28日規則第1号	昭和44年4月28日規則第4号	昭和45年3月1日規則第1号	昭和46年12月27日規則第11号
	昭和47年12月23日規則第4号	昭和48年12月20日規則第12号	昭和49年12月25日規則第13号	昭和50年12月22日規則第7号
	昭和51年12月27日規則第6号	昭和52年12月22日規則第4号	昭和53年12月25日規則第6号	昭和54年12月22日規則第4号
	昭和55年12月25日規則第8号	昭和56年4月1日規則第9号	昭和56年6月30日規則第14号	昭和56年12月26日規則第17号
	昭和57年9月21日規則第4号	昭和57年12月24日規則第7号	昭和58年3月22日規則第2号	昭和58年5月18日規則第12号
	昭和58年12月24日規則第15号	昭和59年12月26日規則第4号	昭和60年12月23日規則第8号	昭和61年12月23日規則第10号
	昭和62年3月27日規則第2号	昭和62年12月23日規則第10号	平成元年1月31日規則第1号	平成元年3月31日規則第6号
	平成元年3月31日規則第7号	平成元年9月5日規則第11号	平成元年12月26日規則第18号	平成2年10月17日規則第3号
	平成2年12月26日規則第8号	平成3年4月1日規則第2号	平成3年12月24日規則第10号	平成4年3月31日規則第2号
	平成4年9月30日規則第6号	平成4年12月21日規則第10号	平成5年3月31日規則第1号	平成6年3月28日規則第3号
	平成6年12月21日規則第13号	平成7年3月20日規則第11号	平成7年6月26日規則第15号	平成7年12月25日規則第22号
	平成8年12月20日規則第22号	平成9年2月7日規則第1号	平成9年11月25日規則第7号	平成10年1月30日規則第13号
	平成10年6月29日規則第24号	平成10年12月24日規則第27号	平成11年12月17日規則第9号	平成12年3月27日規則第16号
	平成13年4月1日規則第6号	平成14年3月28日規則第6号	平成14年3月28日規則第9号	平成14年12月27日規則第23号
	平成15年11月28日規則第7号	平成17年3月31日規則第8号	平成17年11月29日規則第14号	平成18年3月31日規則第1号
	平成22年3月31日規則第2号	平成25年3月25日規則第5号	平成27年5月29日規則第6号	平成29年4月1日規則第5号
	平成30年2月9日規則第1号	平成30年12月21日規則第9号	令和4年4月1日規則第1号	

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給与の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の支給定日)

第2条 条例第7条第1項に規定する給料の支給定日は、毎月20日とする。ただし、その日が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この条において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。改正（平27規則第6号）

2 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定にかかわらず町長は、その支給定日を変更することができるものとする。

改正（平7規則第15号）

(給料の支給)

第3条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給定日後において、新たに職員となった者及び給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

2 職員がその所属任命権者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの分の給料は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた任命権者において支給し、発令当日以降の分をその者が新たに所属することとなった任命権者において支給する。

3 前項の場合において、その者が従前所属していた任命権者は、その異動が給与期間中給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が、新たに所属することとなった任命権者は、その異動が給与期間中給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。改正（平27規則第6号）

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、

給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。改正（平27規則第6号）

第5条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。改正（平27規則第6号）

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職を命ぜられ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給定日後に復帰し、又は職務に復帰した場合にはその給与期間中の給料をその際支給する。

全改（平4規則第2号）

（管理職手当）

第5条の2 条例第8条の2第1項の規定により、管理職手当を支給する職員は、別表第1に掲げる職にある職員とする。

2 前項の職員に対する管理職手当の月額は、その者の給料月額に別表第1に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。全改（平27規則第6号）

3 第1項の職員が、一の給与期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合、管理職手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（条例第24条第1項の場合及び公務上負傷し、又は疾病にかかり、条例第22条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）全改（平27規則第6号）

4 この規則に定めるもののほか、管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

全改（平27規則第6号）

（扶養手当の支給）

第6条 条例第11条第1項の届出は、様式第1号の扶養親族届により行うものとする。

2 任命権者（委任を受けた者を含む。以上同じ。）が、職員から前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第10条第2項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確めて認定しなければならない。

3 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
- (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

4 職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

改正（平27規則第6号）

5 任命権者は、前4項の認定を行うとき及びその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。改正（平5規則第1号）

第7条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第8条 扶養手当は、職員が次の各号のいずれかに該当し、給料を減額されるときにおいても減額されないものとする。 改正（平27規則第6号）

- (1) 条例第22条の規定により給与を減額される場合
- (2) 法第29条第1項の規定により減給処分を受けた場合
- (3) 育児休業法第19条第2項の規定により給与を減額される場合

第8条の2 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されないものとする。 改正（平27規則第6号）

- (1) 法第29条第1項の規定により停職を命ぜられた場合
- (2) 専従許可を与えられた場合
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている場合
（地域手当の支給）

第8条の3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 改正（平18規則第1号）
（住居手当）

第9条 第11条の3第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 職員住宅に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者（条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び町長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

改正（平27規則第6号）

第9条の2から第9条の4まで 削除（平27規則第6号）
（届出）

第9条の5 新たに条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、様式第5号の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

改正（昭49規則第13号）

（確認及び決定）

第9条の6 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定による確認をするに当たっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を様式第6号の住居手当認定簿に記載するものとする。

改正（昭49規則第13号）

（家賃の算定の基準）

第9条の7 第9条の5第1項の規定による届出に係る職員が食費等をあわせて支払っている場合における家賃に相当する額の算定は、町長が定める基準に従い、任命権者が行うものとする。 改正（昭49規則第13号）

(支給の始期及び終期)

第9条の8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第9条の5の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

改正（平15規則第7号）

(事後の確認)

第9条の9 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

改正（昭49規則第13号）

第9条の10 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日以後において支給することができる。

改正（昭49規則第13号）

(通勤手当の支給)

第10条 条例第12条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署（支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員についてはそれらをもって勤務公署とする。以下同じ。）との間を往復することをいう。

2 条例第12条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

改正（平元規則第18号）

(届出)

第11条 職員は、新たに条例第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、様式第3号の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 勤務公署を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

改正（平27規則第6号）

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により条例第12条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第12条 任命権者は、職員から前条の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（様式第4号）に記載するものとする。

(支給範囲の特例)

第13条 条例第12条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある職員

(2) 障害のため歩行することが著しく困難な職員

改正(平27規則第6号)

(運賃等相当額の算出の基準)

第14条 条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第15条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間(勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が深夜に及ぶためにこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

改正(平27規則第6号)

第16条 条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通
用期間が支給単位期間(条例第12条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)
である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関
等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均
1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 町長の定める交通機関等 町長の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

全改(平27規則第6号)

(再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第16条の2 条例第12条第2項第2号の町長が規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の町長が規則で定める割合は、100分の50とする。

追加(平13規則第6号)

(併用者の区分及び支給額)

第17条 条例第12条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する

1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 条例第12条第2項第1号に掲げる額

(3) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 条例第12条第2項第2号に掲げる額
改正（平27規則第6号）

（交通の用具）

第18条 条例第12条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運賃等を伴わない町の所有（借用を含む。）に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

改正（平元規則第18号）

（支給日等）

第18条の2 通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第20条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第2条第1項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第11条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第12条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第12条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第12条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
追加（平27規則第6号）

（支給の始期及び終期）

第19条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第12条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第11条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合において支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

- 第19条の2 条例第12条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第12条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において休職を命ぜられ、専従許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「外国派遣法」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

- 2 条例第12条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第17条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第12条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第18条の2第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び町長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

追加（平27規則第6号）

（支給単位期間）

- 第19条の3 条例第12条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通

機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他町長の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

追加（平27規則第6号）

第19条の4 支給単位期間は、第19条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において休職を命ぜられ、専従許可を受け、外国派遣法第2条第1項若しくは公益法人等派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

追加（平27規則第6号）

（支給できない場合）

第20条 条例第12条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

- 2 条例第12条第1項の職員が休職を命ぜられ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされたことにより月の一部を勤務しないこととなるときは、当該事由に係る期間中の通勤手当は支給することができない。

改正（平4規則第2号）

（事後の確認）

第21条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第12条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

第21条の2から第22条の7まで 削除（平27規則第6号）

（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給）

第23条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、それぞれ時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員に対して、その実際に勤務した

時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じた場合は、この端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

改正（平3規則第10号）

第23条の2 条例第15条第1項の町長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第15条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第15条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

- 2 条例第15条第2項の町長が規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とし、町長が規則で定める割合は100分の25とする。

- (1) 条例第16条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日（以下この項において「休日」という。）が属する週において、当該休日の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 割振り変更前の正規の勤務時間を超え、38時間45分に当該休日に勤務した時間（休日勤務手当が支給される時間に限る。）を加えた時間に達するまでの時間

- (2) 勤務時間条例第4条の規定により勤務時間を割り振られた職員で、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たないもの（前号に該当する職員を除く。） 割振り変更前の正規の勤務時間を超え、38時間45分に達するまでの時間

- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき（前号に該当する場合を除く。）

ア 当該週の勤務時間が38時間45分以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が38時間45分を超えるとときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

全改（平27規則第6号）

第23条の3 条例第16条各号列記以外の部分の町長が規則で定める割合は、100分の135とし、町長が規則で定める日は、国の行事が行われる日で町長が指定する日とする。

- 2 条例第16条第3号の町長が規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。）（当該勤務日等が条例第16条第1号に規定する祝日法による休日等若しくは同条第2号に規定する年末年始の休日等又は前項の町長が指定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割り振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて町長の承認を得たときは、その日とする。

全改（平27規則第6号）

第24条 宿日直勤務とは、正規の勤務時間以外の時間、休日等において本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務をいう。

改正（平7規則第15号）

第25条 条例第18条第1項本文の町長が規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき4,400円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,200円とする。改正（平30規則第9号）

2 条例第18条第1項ただし書の町長が規則で定める日は、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日及びこれに相当する日とする。

3 条例第18条第1項ただし書の町長が規則で定める額は、宿直勤務1回につき6,600円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,300円とする。改正（平30規則第9号）

第25条の2 条例第18条の2第1項の町長の規則で定める職員は、別表第1に掲げる職員とする。

2 条例第18条の2第2項の町長が規則で定める額は、4,000円とする。

全改（平27規則第6号）

3 条例第18条の2第2項ただし書の町長が規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

4 任命権者は、管理職員特別勤務記録簿（様式第7号）を作成し、これを保管しなければならない。

追加（平3規則第10号）

第26条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、特別の事情がある場合は第2条第2項の規定を準用する。

2 職員が勤務時間条例第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務代休時間の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。追加（平27規則第6号）

3 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、職員が第4条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前2項の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその任命権者を異にして異動し又は離職し若しくは死亡した場合には、その異動し又は離職し若しくは死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

改正、繰下げ（平27規則第6号）

（期末手当に係る支給対象職員）

第27条 条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者（法第28条第2項第1号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

(2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定により休職にされている職員をいう。）

(3) 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）

(4) 未帰還職員

(5) 専従許可を受けている職員

(6) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年海士町条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項に規定する職員以外の職員全改（平27規則第6号）

2 条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は常勤の特別職に属する地方公務員となった者
- (3) その退職に引き続き国又は地方公共団体の職員（町長の定めるものに限る。）となった者

3 条例第24条第6項の規則で定める職員は、前項第2号及び第3号に掲げる職員とする。

4 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員又は再任用短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

改正（平13規則第6号）

（加算を受ける職員及び加算割合）

第27条の2 条例第19条第5項（条例第20条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）において、その職務が係長級以上である職員に相当する職員として町長が定めるものは、別表第2の職員欄に掲げる職員（その職務が係長級以上である職員を除く。）とする。

2 条例第19条第5項の町長が規則で定める職員の区分は、別表第2の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の10を超えない範囲内で町長が定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

改正（平13規則第6号）

（期末手当に係る在職期間）

第28条 条例第19条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第27条第1項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

全改（平27規則第6号）

3 公務傷病等による休職者（条例第24条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

4 国又は地方公共団体の機関の廃止、業務の移管その他町長が定める事由により国又は他の地方公共団体の職員が基準日以前6箇月以内の期間において条例の適用を受ける職員となった場合においては、それらの職員として在職した期間は第1項に規定する在職期間とみなす。

改正（平14規則第23号）

（一時差止処分に係る在職期間）

第28条の2 条例第19条の2及び第19条の3（これらの規定を条例第20条第5項及び第24条第7項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第4項に規定する国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

追加（平9規則第7号）

(一時差止処分の手続)

第28条の3 任命権者は、条例第19条の3第1項(条例第20条第5項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめ町長に協議しなければならない。

追加(平9規則第7号)

第28条の4 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

追加(平9規則第7号)

(一時差止処分の取消しの通知)

第28条の5 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び町長に対し、速やかに理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

追加(平9規則第7号)

(処分説明書の写しの提出)

第28条の6 任命権者は、一時差止処分を行った場合は、処分説明書の写し1通を町長に提出しなければならない。

追加(平9規則第7号)

(その他の事項)

第28条の7 第28条の2から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、町長が定める。

追加(平9規則第7号)

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第29条 条例第20条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第20条第5項において準用する条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

(2) 第27条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員

全改(平27規則第6号)

2 条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されない地方公務員については、この限りでない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 第27条第2項第2号及び第3号に掲げる者

全改(平27規則第6号)

3 第27条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

改正(平11規則第9号)

(勤勉手当の支給基準)

第30条 条例第20条第2項に規定する割合は、職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

2 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合とする。

改正(昭57規則第7号)

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60

3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
0	0

(勤勉手当に係る勤務期間)

第30条の2 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第27条第1項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (5) 条例第22条の規定により給与を減額された期間（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年海士町規則第14号）第13条の規定による別表第4中の第18号イの休暇の許可を受けた期間を除く。）
- (6) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、町長の定める期間を除く。
- (7) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

改正（令4規則第1号）

(勤勉手当の成績率)

第31条 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満

追加（平18規則第1号）

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、町長の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、町長が定める。

第32条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する場合においては100分の40未満 追加（平18規則第1号）

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第33条 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、町長が定める。 追加（平18規則第1号）

（支給日）

第34条 条例第19条第1項及び第20条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じ、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは、同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは、同欄に定める日の前日とする。

基 準 日	支 給 日
6月1日	6月15日
12月1日	12月10日

繰下げ（平18規則第1号）

（端数計算）

第35条 条例第19条第2項の期末手当基礎額又は第20条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

繰下げ（平18規則第1号）

（特地勤務手当）

第36条 条例第20条の3第2項の町長が定める額は、月額70,000円とする。

追加（平22規則第2号）

第37条 条例第21条第2項の規則で定める時間は、時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の支給対象となる勤務の属する年度における次の各号に掲げる日の日数の合計に7時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ7時間45分に乘じて得た時間）を乗じたものとする。

(1) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）

(2) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。） 全改（平27規則第6号）

（委任）

第38条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

繰下げ（平22規則第2号）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

全改（平14規則第6号）

附 則（昭和39年3月13日規則第3号）から

附 則（平成15年11月28日規則第7号）まで 略

附 則（平成17年3月31日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月29日規則第14号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第6号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日規則第1号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 5 条の 2 関係） 改正（平 25 規則第 5 号）

管理職手当を支給する職員及び支給割合

部 局	職 名	支給割合
町長事務部局	課長	10パーセント
	会計管理者	10パーセント
	診療所事務長	10パーセント
	診療所所長 （医師を統括する所長に限る。）	16パーセント
	診療所医師	6パーセント
教育委員会事務部局	課長	10パーセント
議会事務部局	事務局長	10パーセント

別表第 2（第 27 条の 2 関係） 全改（平 29 規則第 5 号）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級 4 級以上の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表(一)	職務の級 5 級の職員	100分の10
医療職給料表(二)	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表(三)	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の 5

様式第 1 号（第 6 条関係） 改正（平成規則第 6 号）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

(任命権者) 殿				所 属 部 (所) 課 名							
				職 名			氏 名	㊟			
職員の給与に関する条例第11条第 1 項の規定に基づき次のとおり届け出ます。 (証明書 通添付)							左記のとおり認定する。 年 月 日				
扶 養 親 族 の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同 居 別 居	年 収 額 (職 業)	異 動 年 月 日	届 出 の 理 由	職 名 氏 名 ㊟				
							年 月 日 受 理				
							年 月 (から) まで 支 給				
							配偶者以外の扶養家族のうち 1 人の額は 年 月から (増額) 改定 (減額)				
							取扱者 認 印				
配偶者 ☐ 有 ☐ 無 その事実が生じた年月日 年 月 日											
(注意) 1 年収額欄には、勤労所得の他、資産所得、事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。 2 異動年月日欄には、新たに職員となった者に扶養親族たる要件を具備する者がある場合にその職員となった日を記入し、職員に扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合、又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入する。 3 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（たとえば、婚姻、出生、満60歳以上など）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（たとえば、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。 4 配偶者欄には、次に掲げる場合に記入し、(ウ)の場合にはその事実の生じた年月日をあわせて記入する。 (ア) 新たに職員となった者に配偶者以外の親族があり、かつ、配偶者がいない場合 (イ) 職員が配偶者以外の扶養親族を有するに至った時に配偶者のない場合 (ウ) 職員に条例第11条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事実が生じた場合											

様式第2号（第6条関係） 改正（昭57規則第7号）

扶 養 親 族 簿

[illegible][illegible]

配偶者 ☐有 ☐無

その事実が生じた年月日

年 月 日

(注意)

- 1 異動年月日欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる要件を具備するに至った日又は扶養親族たる要件を欠くに至った日を記入する。
- 2 支給の始期、終期欄には、その扶養家族についての手当の支給を始める月又は終える月を記入する。
- 3 備考欄には、扶養家族が別居している場合、職業を有する場合、重度心身障害者である場合等にその旨を記入する。
- 4 配偶者欄には、次に掲げる場合に記入し、(ウ)の場合にはその事実の生じた年月日をあわせて記入する。
 - (ア) 新たに職員となった者に配偶者以外の親族があり、かつ、配偶者がいない場合
 - (イ) 職員が配偶者以外の扶養親族を有するに至った時に配偶者のない場合
 - (ウ) 職員に条例第11条第1項第3号又は第4号に掲げる事実が生じた場合

様式第3号（第11条関係） 改正（平元規則第18号）

通					勤		届								
氏 名		所 属		事実発生年月日		年 月 日									
						提出年月日		年 月 日							
住 居						受理年月日		年 月 日							
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券、回数券、	1箇月の運賃等の	1 箇 月 の	運賃改正による1箇月の運賃等の額									
	交通機関の名称	利 用 区 間	そ の 他 の 別	算 出 基 礎	運 賃 等 の 額	年 月 日改正		年 月 日改正		年 月 日改正					
1					円	円		円		円					
2					円	円		円		円					
3					円	円		円		円					
4					円	円		円		円					
5					円	円		円		円					
計					円	円		円		円					
1箇月の運賃等の額の総額（規則16条の額）					円	円		円		円					
自動車等の額（条例第12条第2項第2号の額）					円	円		円		円					
規則第16条の額と自動車等の額の合計額					円	円		円		円					
決 定 事 項	条例第12号第1項 該当 非該当			支 給 の 始 期 等		通 勤 手 当 の 月 額		備 考							
	該当 条例第12条第1項第1号 条例第12条第1項第2号 原動機付自転車等 その他の自動車等 条例第12条第1項第3号 規則第17条 第1号 第2号 第3号 非該当 理由			年 月 日 { から } まで 支給		円									
				年 月 日 { から } まで 支給		円									
				年 月 日 { から } まで 支給		円									
				年 月 日 { から } まで 支給		円									
				年 月 日 { から } まで 支給		円									
年 月 日 認定								年 月 日 認定							

様式第 4 号（第12条関係） 改正（平成規則第18号）

通 勤 手 当 認 定 簿

年 月 日 提 出
年 月 日 所属長受理

任命権者		職 名		氏 名		⑩		主な届出の理由 新規（任命権者を異にする異動の場合に限り異動の場合を含む。） 住所の変更（前公署） 通勤経路の変更（前公署） 通勤方法の変更（前公署） 運賃等の負担額の変更		
職 員 の 住 宅										
勤 務 公 署 （ 学 校 ） 名		勤 務 公 署 （ 学 校 ） 名								
所 在 地		所 在 地								
規則第12条の規程に基づき、通勤の実情を届け出ます。							上記事実の発生日 年 月 日			
順 路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離 （ 概 算 ）	所 要 時 間 （ 概 算 ）	乗車券等の種類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考			
1		住居から（ 経 由 ） まで	. km	時間 分		円				
2		から（ 経 由 ） まで	. km	時間 分		円				
3		から（ 経 由 ） まで	. km	時間 分		円				
4		から（ 経 由 ） まで	. km	時間 分		円				
5		から（ 経 由 ） まで	. km	時間 分		円				
他に利用できる交通機関等の 名称及び利用区間等						総 通 勤 距 離 （ 概 算 ）	. km			
						総 所 要 時 間 （ 概 算 ）	時間 分			
						平均 1 箇月間の運賃等の負担額	円			
記入上の注意 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「主な届出の理由」欄には、この届を行う主な原因の一のみ✓を付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、汽車、電車、船等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、3 箇月定期、10枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入する。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、3 箇月定期券の額、10枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 8 規則第12条の5に基づき、通勤距離 2 km未満の場合で、交通機関を利用するとき又は自動車等を使用するときは、理由を「備考」欄に記入する。 9 通勤経路の略図（経路朱線）はこの様式の裏面に記入する。										

住 居 届
(年 月 日提出)

任命権者 殿	勤務公署名				主な届出の理由 ☐ 新規 ☐ 転居 ☐ 契約関係の変更（契約の更新を含む。） ☐ 家賃の額の改定 ⑤ 上記事実の発生日月日		☐ 住居の所有関係の変更 ☐ 支給要件の喪失 ☐ その他（ ）	
	職		氏名			年	月	日
職員との給与に関する規則第9条の5の規定に基づき居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。 （契約書等証明書類通添付）								
借家・借間 （条例第十一条の三第二項第一号）	契 約 年 月 日	年 月 日		契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	住 宅 の 所 在 地			住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日			
	住 宅 の 種 類	☐ 借家 ☐ 借間 ☐ まかない付下宿			住 宅 の 契 約 面 積	n		
	住 宅 の 所 有 者	続柄（ ）			住 所			
	住 宅 の 貸 主	続柄（ ）			住 所			
	住 宅 の 名 義 上 の 借 主	☐ 本 人 ☐ 扶 養 親 族 氏名（ ）			共同名義人が ☐ いない { 氏名 続柄（ ） ☐ い る （ ） （ ）			
	家 賃 等	月額（ ）円 （ 年 月 日から ）			左記家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代） ☐ 食費等が含まれている。（まかない付下宿代）			

[illegible]

記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一について✓印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例 光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例 まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。
なお、この場合には該当するものに✓印を付するものとする。
- 3 「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者のすべてに✓印を付し、「その他の住宅」欄には、当該住宅の購入者等についてこれに準じて✓印を付するものとする。

様式第 6 号（第 9 条の 6 関係）

改正（平元規則第 6 号）

住居手当認定

所属		氏名							
届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文	決定等 （借家借 間のみ）	支給の始期等	住居 手当 の額	条例第 11 条の 3 及び同条に 基づく規則の 規定に従い左 記のとおり決 定（改定）する。	備考 条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書きの手当額を受 ける職員にあっては 5 年を 経過する日を記入する。
発 生 年 月 日 （改定年月日）	内 容								
年 月 日 から ま で		年 月 日	年 月 日	□条例第 11 条の 3 第 1 項第 1 号 □条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号 （□条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書）	円	年 月 分 から ま で	円	年 月 日 職 氏 名 印	
年 月 日 から ま で		年 月 日	年 月 日	□条例第 11 条の 3 第 1 項第 1 号 □条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号 （□条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書）	円	年 月 分 から ま で	円	年 月 日 職 氏 名 印	
年 月 日 から ま で		年 月 日	年 月 日	□条例第 11 条の 3 第 1 項第 1 号 □条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号 （□条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書）	円	年 月 分 から ま で	円	年 月 日 職 氏 名 印	
年 月 日 から ま で		年 月 日	年 月 日	□条例第 11 条の 3 第 1 項第 1 号 □条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号 （□条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書）	円	年 月 分 から ま で	円	年 月 日 職 氏 名 印	
年 月 日 から ま で		年 月 日	年 月 日	□条例第 11 条の 3 第 1 項第 1 号 □条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号 （□条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書）	円	年 月 分 から ま で	円	年 月 日 職 氏 名 印	
年 月 日 から ま で		年 月 日	年 月 日	□条例第 11 条の 3 第 1 項第 1 号 □条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号 （□条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号かっこ書）	円	年 月 分 から ま で	円	年 月 日 職 氏 名 印	
備考									

様式第 7 号（第25条の 2 関係）
追加（平 3 規則第10号）

管理職員特別勤務記録簿

（
年
月分）

所 属		職 名		管理職手当 支給割合		氏 名	
				100		印	
所 属 長 印	従 事 月 日	従 事 時 間	勤 務 の 内 容		手 当 額	摘 要	
	月 日	自 時 分 至			円		
	月 日	自 至					
	月 日	自 至					
	月 日	自 至					
	月 日	自 至					
	月 日	自 至					
	月 日	自 至					
支 給 額					円		

○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(昭和48年12月20日海士町規則第11号)

改正	昭和48年12月20日規則第15号	昭和49年6月20日規則第8号	昭和49年12月25日規則第18号
	昭和54年12月22日規則第5号	昭和55年12月25日規則第6号	昭和57年12月24日規則第8号
	昭和60年3月31日規則第3号	昭和60年12月23日規則第10号	昭和61年2月18日規則第1号
	平成元年3月31日規則第9号	平成2年12月26日規則第5号	平成3年12月24日規則第7号
	平成4年3月31日規則第3号	平成6年3月28日規則第4号	平成6年12月21日規則第15号
	平成7年6月26日規則第17号	平成7年12月25日規則第23号	平成8年9月27日規則第11号
	平成8年12月20日規則第23号	平成9年7月17日規則第6号	平成10年1月30日規則第14号
	平成10年12月24日規則第29号	平成11年3月31日規則第7号	平成11年12月17日規則第11号
	平成13年4月1日規則第6号	平成14年3月28日規則第9号	平成17年3月31日規則第9号
	平成18年3月31日規則第2号	平成20年3月31日規則第1号	平成25年3月25日規則第6号
	平成27年3月2日規則第1号	平成28年3月30日規則第1号	平成28年12月12日規則第16号
	平成29年12月20日規則第13号	平成30年12月21日規則第10号	平成31年4月1日規則第2号
	令和2年3月26日規則第2号		

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和38年海士町規則第2号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 級別職務及び級別定数（第3条・第4条）
- 第3章 級別資格基準（第5条―第10条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第11条―第19条）
- 第5章 昇格及び降格（第20条―第24条）
- 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第25条―第28条）
- 第7章 削除
- 第8章 昇給（第33条―第41条）
- 第9章 特別の場合における号給の決定（第42条―第44条）
- 第10章 雑則（第45条―第48条）

附則

改正（平18規則第2号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

改正（平18規則第2号）

- (1) 職員 条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けるものをいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 町長が行う試験又は町長がこれに準ずると認める試験をいう。

第2章 級別職務及び級別定数

第3条 削除（平28規則第1号）

（級別定数）

第4条 条例第5条第1項の規定による職務の級の定数は、組織ごとに、かつ、一般会計及び各特別会計ごとに、職名別に、別に定める。

- 2 職員の職務の級は、前項の規定により定められた定数の範囲内で決定しなければならない。ただし、一の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の級の定数に流用することができる。 改正（昭60規則第10号）

第3章 級別資格基準

（級別資格基準表）

第5条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。 改正（昭60規則第10号）

（級別資格基準表の適用方法）

第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経年数を示す。

- 2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ町長の承認を得た試験の結果に基づき、町長により承認された方法により選択されて職員となった者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ町長の承認を得たもの

- 3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

- 4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。 改正（昭60規則第10号）

（経年数の起算及び換算）

第7条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経年数

による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

改正（昭60規則第10号）

（経験年数の調整）

- 第8条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

改正（昭60規則第10号）

（経験年数の取扱いの特例）

- 第9条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

改正（昭60規則第10号）

（特定の職員の在級年数の取扱い）

- 第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第17条の規定の適用を受けた職員及び第18条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める期間
- (2) 第25条第1項又は第27条第1項に規定する異動した職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して町長の承認を得て定める期間

改正（平4規則第3号）

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

改正（平18規則第2号）

（新たに職員となった者の職務の級）

- 第11条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 5級以上の職務の級にあっては、あらかじめ町長の承認を得ること。
- (2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

改正（平18規則第2号）

- 2 第17条各号の一に掲げる者から職員となった者又は第18条第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ町長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

改正（平4規則第3号）

（新たに職員となった者の号給）

- 第12条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第23条第1項又は第24条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属

する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。改正（平18規則第2号）

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第14条から第19条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。改正（平18規則第2号）

（初任給基準表の適用方法）

第13条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第14条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。改正（平18規則第2号）

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。改正（昭61規則第1号）

（経験年数を有する者の号給）

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて町長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数に4を乗じて得た数）を加えて得た数を号数とする号給町長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で町長の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 第6条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格したとき以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第6条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の

資格)を取得した時以後の経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

改正(平18規則第2号)

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調査表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条から第9条までの規定を準用する。 改正(平6規則第4号)
(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第16条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。 改正(平18規則第2号)

(人事交流等により異動した場合の号給)

第17条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1) 給料表の適用を受けない者

(2) 国家公務員

(3) 他の地方公共団体に勤務する者

(4) 公共企業体に勤務する者

(5) 前4号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、町にその業務が移管される機関に勤務するもの

(6) その他前各号に掲げる者に準ずると認める者

改正(平18規則第2号)

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第18条 次に掲げる場合において、号給の決定について第15条又は第16条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

改正(平18規則第2号)

(特定の職員についての号給)

第19条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ町長の承認を得て、第15条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。改正(平18規則第2号)

2 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分(これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。)の適用を受ける職員については、第14条から前条までの規定は適用しない。ただし、第17条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ町長の承認を得て、その号給を決定することができる。

改正(平18規則第2号)

(再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算)

第19条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第6条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。追加(平13規則第6号)

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第20条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第11条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ町長の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が2年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。改正(昭60規則第10号)

(上位資格の取得等による昇格)

第21条 職員が第6条第2項各号の一に該当することになり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。改正(昭60規則第10号)

(特別の場合の昇格)

第22条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第20条の規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て昇格させることができる。改正(昭57規則第8号)

(昇格の場合の号給)

第23条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。全改(平18規則第2号)

- 2 前項の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

改正、繰上げ（平18規則第2号）

- 3 第21条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

改正、繰上げ（平18規則第2号）

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇給させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、町長の定める号給とする。

追加（平18規則第2号）

（降格）

第24条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

全改（平27規則第1号）

（降格の場合の号給）

第24条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた号給月額に達しない額の号給でなければならない。

追加（平27規則第1号）

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第25条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあっては、あらかじめ町長の承認を得て、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

改正（昭60規則第10号）

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第26条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (2) 初任給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (3) 町長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を町長の定めるところにより調整した場合に得られる給料月額 改正（平18規則第2号）
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

改正（平18規則第2号）

- 3 第23条及び第24条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

改正（平18規則第2号）

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第27条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ町長の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

- 2 第25条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

改正（昭60規則第10号）

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第28条 第26条第1項の規定（第3号の規定を除く。）及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第26条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「及び基準日以後に新たに職員となりその号給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「並びに基準日以後に新たに職員となった者のうち、その号給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者及び町長の定める異動に該当する異動をした者」と読み替えるものとする。

改正（平18規則第2号）

第7章 削除（平18規則第2号）

第29条から第32条まで 削除（平18規則第2号）

第8章 昇給

（昇給日）

第33条 条例第6条第3項の規則で定める日は、第39条又は第40条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「基準日」という。）とする。

全改（平18規則第2号）

（勤務成績の証明）

第34条 条例第6条第3項の規定による昇給（第39条又は第40条に定めるところにより行うものを除く。第37条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

全改（平18規則第2号）

第35条 削除（平25規則第6号）

(昇給区分及び昇給の号給数)

第36条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第34条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第3号又は第4号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、町長の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 町長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第4号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 町長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ町長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、町長の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 条例第6条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の3に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第42条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(長の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で町長の定める号給数)とする。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項又は第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 1の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第4項の町長の定める割合等を考慮して町長の定める号給数を超えてはならない。
全改（平25規則第6号）

（職員の昇給の号級数）

第37条 職員を条例第6条第3項の規定により昇給させる場合の昇給の号級数の基準については、当分の間、別に定める。
改正（平25規則第6号）

第38条 削除（平25規則第6号）

（研修、表彰等による昇給）

第39条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長の定めるところにより、当該各号の定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設においてきわめて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
全改（平18規則第2号）

（特別の場合の昇給）

第40条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ町長の承認を得て、町長の定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。
全改（平18規則第2号）

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第41条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

全改（平18規則第2号）

第9章 特別の場合における給料月額の設定

（上位資格の取得等の号給の設定）

第42条 職員が新たに職員となったものとした場合に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第23条第3項又は第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は町長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を町長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。
改正（平18規則第2号）

（復職時等における号給の調整）

第43条 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとし、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に町長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
改正（平18規則第2号）

- 2 派遣法による派遣職員が職務に復帰した場合又は町長が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

全改（平18規則第2号）

（給料の訂正）

- 第44条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ町長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

改正（平18規則第2号）

第10章 雑則

（従前の試験により採用された者の取扱い）

- 第45条 昭和42年3月1日前に条例の規定に基づいて告知された競争試験又は町長がこれに準ずると認めた試験の結果に基づいて職員となった者は、この規則の規定の適用については、正規の試験の結果に基づいて職員となった者とみなす。

- 2 前項に規定する職員に級別資格基準表又は初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用する場合は、それぞれの表に定めるところによる。

番号	職 員	適用される「正規の試験」の区分
(1)	海士町職員採用上級試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	上 級
(2)	海士町職員採用中級試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	中 級
(3)	海士町職員採用初級試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	初 級

改正（昭60規則第10号）

（級別資格基準表の適用区分の特例）

- 第46条 昭和32年4月1日前に職員となった者（前条第1項に規定する者を除く。）及び同日以後に正規の試験の対象の職の属する職務の級（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年海士町条例第22号）による改正前条例の規定によるものをいう。以下同じ。）以外の職務の等級又は正規の試験の対象の職の属する職務の級以外の職務の級に属する職を新たに占めることになった職員で、級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に対応する学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する同表の適用については、当分の間、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、「正規の試験」の区分によることができる。

- 2 前項の規定による場合には、級別資格基準表に定める必要経験年数に1年を加えた年数をもって、同表の必要経験年数とする。ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合又はその者の勤務成績が特に良好である場合において、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

改正（昭60規則第10号）

（町長の承認を得て定める基準等についての暫定措置）

- 第47条 第18条若しくは第26条第1項第2号（第28条における準用する場合を含む。）に規定する町長の承認を得て定めることとされている基準又は級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に町長の承認を得て行うものとする。

改正（平18規則第2号）

(この規則により難い場合の措置)

第48条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月20日規則第15号) から

附 則 (平成14年3月28日規則第9号) まで 略

附 則 (平成17年3月31日規則第9号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第6条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海士町条例第1号)附則第6条の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第6条適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級又は5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第6条適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第20条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の2級又は5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海士町条例第1号)附則第6条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条附則規則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外の者であった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第23条又は第24条の規定を適用する。

5 一般職員の基準号給数は、規則第34条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号級数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

6 町長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他町長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなす。

7 附則第5項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号級数の合計は、一般職員の定員等を考慮して町長の定める号級数を超えてはならない。

附 則（平成20年3月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第6号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成27年3月2日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月20日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月21日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第 1 削除（平28規則第 1 号）

別表第 2（第 5 条関係） 改正（平31規則第 2 号）

行政職給料表 級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正規の試験	上級	大学卒	0	3 3	4 7	4 11	2 13	2 15
	中級	短大卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16	2 18
	初級	高校卒	0	8 8	4 12	4 16	2 18	2 20
その他		中学校卒	3	9 12	4 16	4 20	2 22	2 20

医療職給料表(一) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
医師 歯科医師	大学卒 6 卒	0	5 5	別に定める。	別に定める

備考 本表の適用を受ける医師及び歯科医師の経験年数は、免許取得後のものとする。ただし、町長が別に定めた場合は、その定めによる。

医療職給料表(二) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
薬剤師	大学 6 卒		0	2 2	3 5	別に定める。
	大学卒		0	5 5	3 8	
	大学卒		0	5 5	3 8	
栄養士	大学卒		0	5 5	3 8	
	短大卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	
診療放射線技師 臨床検査技師	大学卒		0	5 5	3 8	
	短大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	

理学療養士 作業療養士 言語聴覚士	大学卒			5	3
			0	5	8
	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
歯科衛生士	短大卒		2.5	5	別に 定める。
		0	2.5	8	
	新高4卒		4	5	
		0	4	9	
歯科技工士	短大卒		2.5	5	
		0	2.5	8	
	高校卒		5	5	
		0	5	8	

備考 本表の適用を受ける薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。ただし、町長が別に定める場合は、その定めるところによる。

医療職給料表(三) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
保健師 看護師	大学卒			5	別に 定める。	別に 定める。
			0	5		
	短大卒			7		
			0	7		
准看護師	准看護師養成所	0	別に 定める。	別に 定める。		

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、町長が別に定める場合は、その定めるところによる。

別表第3（第6条関係） 改正（平25規則第6号）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格

	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格

別表第4（第7条関係） 改正（平8規則第23号）
経験年数換算表

経 歴		換 算 率
国家公務員、地方公務員 又は公共企業体、政府関 係機関若しくは外国政府 の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似 する職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の80以下（部内の他の職 員との均衡を著しく失する場 合は、100分の100以下）
民間における企業体、団 体等の職員としての在職 期間	職員としての職務にその経験 が直接役立つと認められる職 務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の80以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規 の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊 の知識、技術又は経験を必要と する職務に従事した期間で、そ の職務についての経験が職員 としての職務に直接役立つと 認められるもの	100分の100以下
	技能、労務等の職務に従事した 期間で、その職務についての経 験が職員としての職務に役立 つと認められるもの	100分の50以下（部内の他の職 員との均衡を著しく失する場 合は、100分の80以下）
	その他の期間	100分の25以下（部内の他の職 員との均衡を著しく失する場 合及び教育職給料表の適用を 受ける職員に適用する場合 は、100分の50以下）

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100分の100以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で町長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を町長が別に定める。

別表第5（第8条関係） 改正（平25規則第6号）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表の定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、町長が別段の定めをした職員については、町長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6（第12条関係） 改正（平31規則第2号）

行政職給料表 初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	上 級		1 級25号給
	中 級		1 級15号給
	初 級		1 級 5 号給
そ の 他		高校卒	1 級 1 号給

医療職給料表(一) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	博士課程修了	1 級25号俸
	大学6 卒	1 級 1 号俸

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。
ただし、町長が別段の定をした場合は、その定めるところによる。

医療職給料表(二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6 卒	2 級15号俸
	大学卒	2 級 1 号俸
栄養士	大学卒	2 級 1 号俸
	短大卒	1 級11号俸
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級17号俸
歯科衛生士	短大3 卒	1 級17号俸
	短大2 卒	1 級11号俸
	高校専攻科卒	1 級 7 号俸
歯科技工士	短大3 卒	1 級17号俸
	短大2 卒	1 級11号俸

備考

- 1 薬剤師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、町長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6 卒」の区分によるものとする。

医療職給料表(三) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2 級11号俸
	短大 3 卒	2 級 5 号俸
看護師	短大 3 卒	2 級 5 号俸
	短大 2 卒	2 級 1 号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号俸

備考

- 1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、町長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 准看護師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第 4 号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては 2 級15号俸、「短大 2 卒」にあつては 2 級 9 号俸とする。

別表第 7（第23条関係） 改正（令 2 規則第 2 号）

行政職給料表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9

18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46

61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	50
70	31	47	48	62	50
71	32	48	48	63	50
72	32	48	48	64	50
73	33	49	49	65	50
74	33	49	49	66	50
75	34	49	49	67	50
76	34	49	50	68	50
77	35	50	50	68	51
78	35	50	50	68	51
79	36	50	51	68	51
80	36	50	51	68	51
81	37	51	51	69	51
82	37	51	52	69	51
83	38	51	52	69	51
84	38	51	52	69	51
85	39	52	53	69	51
86	39	52	53	70	51
87	40	52	53	70	51
88	40	52	53	70	51
89	41	53	54	71	52
90	41	53	54	72	52
91	42	53	54	73	52
92	42	53	54	74	52
93	43	53	55	75	53
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	55		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	56		
102		55	56		
103		55	57		

104		56	57		
105		56	57		
106		56	57		
107		56	57		
108		56	58		
109		56	58		
110		57	58		
111		57	58		
112		57	58		
113		57	59		
114		57			
115		57			
116		58			
117		58			
118		58			
119		58			
120		58			
121		58			
122		59			
123		59			
124		59			
125		59			

医療職給料表(一) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1

19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37

62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

医療職給料表(二) 昇格時給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	14
31	11	15	19	15
32	12	16	20	16
33	13	17	21	17
34	14	18	22	18
35	15	19	23	19
36	16	20	24	20
37	17	21	25	21
38	18	22	26	22
39	19	23	27	23
40	20	24	28	24
41	21	25	29	25
42	22	26	30	26
43	23	27	31	27
44	24	28	32	28
45	25	29	33	29
46	26	30	34	30

47	27	31	35	31
48	28	32	36	32
49	29	33	37	33
50	29	34	38	33
51	30	35	39	34
52	30	36	40	34
53	31	37	41	35
54	31	38	42	35
55	32	39	43	36
56	32	40	44	36
57	33	41	45	37
58	33	42	46	38
59	34	43	47	39
60	34	44	48	40
61	35	45	49	41
62	35	46	50	41
63	36	47	51	41
64	36	48	52	42
65	37	49	53	42
66	38	50	54	42
67	39	51	55	43
68	40	52	56	43
69	41	53	57	43
70	41	53	58	44
71	41	54	59	44
72	42	54	60	44
73	42	55	61	45
74	42	55	61	45
75	43	56	62	45
76	43	56	62	45
77	43	57	63	46
78	44	57	63	46
79	44	58	64	46
80	44	58	64	46
81	45	59	65	47
82	45	59	65	47
83	46	60	66	47
84	46	60	66	47
85	47	61	67	48
86	61	67	48	
87	61	68	48	
88	61	68	48	

89	61	69	48	
90	61	70	48	
91	61	71	49	
92	62	72	49	
93	62	73	49	
94	62	73	49	
95	62	74	49	
96	62	74	49	
97	62	74	50	
98	62	74	50	
99	63	74	50	
100	63	74	50	
101	63	74	50	
102	63	74	50	
103	63	74	51	
104	63	74	51	
105	63	74	51	
106	74			
107	74			
108	74			
109	74			
110	74			
111	74			
112	74			
113	74			

医療職給料表(三) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1

15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40

57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68
97	75	73	85	68
98	75	74	85	68

99	76	75	86	69
100	76	76	86	69
101	77	77	87	69
102	77	78	87	69
103	78	79	88	70
104	78	80	88	70
105	79	81	89	70
106	79	81	90	70
107	80	81	91	71
108	80	82	92	71
109	81	82	92	71
110	81	82	92	71
111	81	83	93	72
112	81	83	93	72
113	82	83	93	73
114	82	84	94	
115	82	84	94	
116	82	84	94	
117	83	85	95	
118	83	85	95	
119	83	85	95	
120	83	85	96	
121	84	86	96	
122	84	86	96	
123	84	86	97	
124	84	86	97	
125	85	87	97	
126	85	87		
127	85	87		
128	86	87		
129	86	88		
130	86	88		
131	87	88		
132	87	88		
133	87	89		
134	88	89		
135	88	89		
136	88	90		
137	89	90		
138	89	90		
139	89	90		
140	89	90		

141	90	91		
142	90	91		
143	90	91		
144	90	91		
145	91	91		
146	91	92		
147	91	92		
148	91	92		
149	92	92		
150	92	92		
151	92	93		
152	92	93		
153	93	93		
154	93			
155	93			
156	93			
157	94			
158	94			
159	94			
160	94			
161	95			
162	95			
163	95			
164	95			
165	96			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

別表第7の2（第24条の2関係） 改正（令2規則第2号）

行政職給料表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14
7	37	23	23	15	15

8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	58	41	41	33	33
26	60	42	42	34	34
27	62	43	43	35	35
28	64	44	44	36	36
29	66	45	45	37	37
30	68	46	46	38	38
31	70	47	47	39	39
32	72	48	48	40	40
33	74	49	49	41	41
34	76	50	50	42	42
35	78	51	51	43	43
36	80	52	52	44	44
37	82	53	53	45	45
38	84	54	54	46	46
39	86	55	55	47	47
40	88	56	56	48	48
41	90	58	57	49	50
42	92	60	58	50	52
43	93	62	59	51	54
44	93	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66

50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93
66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	

92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

医療職給料表(一) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49

6	26	22	30	50
7	27	23	31	51
8	28	24	32	52
9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	65
16	36	32	40	65
17	37	33	41	65
18	38	34	42	65
19	39	35	43	65
20	40	36	44	65
21	41	37	45	65
22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	45	41	49	
26	46	42	50	
27	47	43	51	
28	50	44	52	
29	53	45	53	
30	56	46	54	
31	59	47	55	
32	62	48	56	
33	65	49	57	
34	65	50	58	
35	65	51	59	
36	65	52	60	
37	65	54	62	
38	65	56	64	
39	65	58	66	
40	65	60	68	
41	65	62	70	
42	65	64	74	
43	65	66	78	
44	65	68	82	
45	65	71	86	
46	65	74	88	
47	65	77	89	

48	65	82	89	
49	65	87	89	
50	65	92	89	
51	65	97	89	
52	65	97	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	
55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	
61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		
68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		
71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		
74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		
79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		

90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			

医療職給料表(二) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	13	17
2	22	18	14	18
3	23	19	15	19
4	24	20	16	20
5	25	21	17	21
6	26	22	18	22
7	27	23	19	23
8	28	24	20	24
9	29	25	21	25
10	30	26	22	26
11	31	27	23	27
12	32	28	24	28
13	33	29	25	29
14	34	30	26	30
15	35	31	27	31
16	36	32	28	32
17	37	33	29	33
18	38	34	30	34
19	39	35	31	35
20	40	36	32	36
21	41	37	33	37
22	42	38	34	38
23	43	39	35	39
24	44	40	36	40
25	45	41	37	41
26	46	42	38	42
27	47	43	39	43
28	48	44	40	44
29	50	45	41	45
30	52	46	42	46
31	54	47	43	47

32	56	48	44	48
33	58	49	45	50
34	60	50	46	52
35	62	51	47	54
36	64	52	48	56
37	65	53	49	57
38	66	54	50	58
39	67	55	51	59
40	68	56	52	60
41	71	57	53	63
42	74	58	54	66
43	77	59	55	69
44	80	60	56	72
45	82	61	57	76
46	84	62	58	80
47	85	63	59	84
48	85	64	60	90
49	85	65	61	96
50	85	66	62	102
51	85	67	63	105
52	85	68	64	105
53	85	70	65	105
54	85	72	66	105
55	85	74	67	105
56	85	76	68	105
57	85	78	69	105
58	85	80	70	105
59	85	82	71	105
60	85	84	72	105
61	85	91	74	105
62	85	98	76	105
63	85	105	78	105
64	85	105	80	105
65	85	105	82	105
66	85	105	84	105
67	85	105	86	105
68	85	105	88	105
69	85	105	89	105
70	85	105	90	105
71	85	105	91	105
72	85	105	92	105
73	85	105	94	105

74	85	105	113	105
75	85	105	113	105
76	85	105	113	105
77	85	105	113	105
78	85	105	113	105
79	85	105	113	105
80	85	105	113	105
81	85	105	113	105
82	85	105	113	105
83	85	105	113	105
84	85	105	113	105
85	85	105	113	105
86	85	105	113	
87	85	105	113	
88	85	105	113	
89	85	105	113	
90	85	105	113	
91	85	105	113	
92	85	105	113	
93	85	105	113	
94	85	105	113	
95	85	105	113	
96	85	105	113	
97	85	105	113	
98	85	105	113	
99	85	105	113	
100	85	105	113	
101	85	105	113	
102	85	105	113	
103	85	105	113	
104	85	105	113	
105	85	105	113	
106	105			
107	105			
108	105			
109	105			
110	105			
111	105			
112	105			
113	105			

医療職給料表(三) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	17	25	13	17
2	17	26	14	18
3	17	27	15	19
4	18	28	16	20
5	19	29	17	21
6	20	30	18	22
7	21	31	19	23
8	22	32	20	24
9	23	33	21	25
10	24	34	22	26
11	26	35	23	27
12	27	36	24	28
13	28	37	25	29
14	29	38	26	30
15	31	39	27	31
16	32	40	28	32
17	33	41	29	33
18	34	42	30	34
19	35	43	31	35
20	36	44	32	36
21	37	45	33	37
22	38	46	34	38
23	39	47	35	39
24	40	48	36	40
25	41	49	37	41
26	42	50	38	42
27	43	51	39	43
28	44	52	40	44
29	45	53	41	45
30	46	54	42	46
31	47	55	43	47
32	48	56	44	48
33	49	57	45	49
34	50	58	46	50
35	51	59	47	51
36	52	60	48	52
37	53	61	49	53
38	54	62	50	54
39	55	63	51	55

40	56	64	52	56
41	57	65	53	57
42	58	66	54	58
43	59	67	55	59
44	60	68	56	60
45	61	69	57	61
46	62	70	58	62
47	63	71	59	63
48	64	72	60	64
49	65	73	61	65
50	66	74	62	66
51	67	75	63	67
52	68	76	64	68
53	69	77	65	70
54	70	78	66	72
55	71	79	67	74
56	72	80	68	76
57	73	81	69	77
58	74	82	70	78
59	75	83	71	79
60	76	84	72	80
61	77	85	73	82
62	78	86	74	84
63	79	87	75	86
64	80	88	76	88
65	82	89	77	90
66	84	90	78	92
67	86	91	79	94
68	88	92	80	98
69	89	93	81	102
70	90	94	82	106
71	91	95	83	110
72	92	96	84	112
73	94	97	85	113
74	96	98	86	113
75	98	99	87	113
76	100	100	88	113
77	102	101	89	113
78	104	102	90	113
79	106	103	91	113
80	108	104	92	113
81	112	107	93	113

82	116	110	94	113
83	120	113	95	113
84	124	116	96	113
85	127	120	98	113
86	130	124	100	113
87	133	128	102	113
88	136	132	104	113
89	140	135	105	113
90	144	140	106	113
91	148	145	107	113
92	152	150	110	113
93	156	153	113	113
94	160	153	116	
95	164	153	119	
96	168	153	122	
97	169	153	125	
98	169	153	125	
99	169	153	125	
100	169	153	125	
101	169	153	125	
102	169	153	125	
103	169	153	125	
104	169	153	125	
105	169	153	125	
106	169	153	125	
107	169	153	125	
108	169	153	125	
109	169	153	125	
110	169	153	125	
111	169	153	125	
112	169	153	125	
113	169	153	125	
114	169	153		
115	169	153		
116	169	153		
117	169	153		
118	169	153		
119	169	153		
120	169	153		
121	169	153		
122	169	153		
123	169	153		

124	169	153		
125	169	153		
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			

別表第 7 の 3 （第36条関係） 改正（平25規則第 6 号）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4	2	0
	4 以上	3	2	1	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第 6 条第 5 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

(昭和46年 3 月17日海士町条例第15号)

改正 令和 5 年 3 月14日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）附則第 4 項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第 3 項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第 2 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の給与の例による。
改正（令 5 条例第 3 号）

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年海士町条例第20号）の規定によるものとする。

追加（令 5 条例第 3 号）

(給与の基準)

第 3 条 職員の給与の基準は、一般職員の給与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮して、任命権者が別に定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続きは、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 職員（会計年度任用職員を除く。以下同じ。）が60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料については、給与条例附則第32項及び第33項の規定の例により規則で定める。
追加（令 5 条例第 3 号）

附 則（令和 5 年 3 月14日条例第 3 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則

(昭和38年3月15日海士町規則第4号)

改正	昭和39年3月13日規則第2号	昭和40年2月22日規則第3号	昭和41年3月12日規則第3号
	昭和42年2月13日規則第3号	昭和43年3月30日規則第2号	昭和44年2月28日規則第3号
	昭和45年3月1日規則第4号	昭和46年12月27日規則第12号	昭和47年12月25日規則第7号
	昭和48年12月20日規則第13号	昭和49年6月20日規則第10号	昭和49年12月25日規則第16号
	昭和50年12月22日規則第8号	昭和51年12月27日規則第9号	昭和52年12月22日規則第6号
	昭和53年12月25日規則第8号	昭和54年12月22日規則第7号	昭和55年12月25日規則第9号
	昭和56年12月26日規則第18号	昭和58年3月22日規則第3号	昭和58年12月24日規則第17号
	昭和59年12月26日規則第5号	昭和60年12月23日規則第7号	昭和61年12月23日規則第8号
	昭和62年12月23日規則第12号	昭和63年12月22日規則第8号	平成元年12月26日規則第14号
	平成2年12月26日規則第6号	平成3年12月24日規則第8号	平成4年12月21日規則第8号
	平成5年12月22日規則第14号	平成6年12月21日規則第14号	平成7年3月20日規則第12号
	平成7年12月25日規則第24号	平成8年12月20日規則第24号	平成10年12月24日規則第28号
	平成11年3月31日規則第8号	平成11年12月17日規則第12号	平成14年12月27日規則第25号
	平成15年11月28日規則第9号	平成16年4月1日規則第3号	平成16年9月13日規則第5号
	平成17年3月31日規則第2号	平成18年3月31日規則第3号	平成18年3月31日規則第4号
	平成18年11月30日規則第7号	平成19年4月1日規則第12号	平成19年11月29日規則第14号
	平成20年3月31日規則第2号	平成20年9月30日規則第9号	平成25年3月25日規則第7号
	平成27年3月2日規則第2号	平成28年3月30日規則第2号	平成28年12月12日規則第15号
	平成29年4月1日規則第6号	平成29年12月1日規則第12号	平成30年12月1日規則第8号
	令和元年12月23日規則第6号	令和4年12月1日規則第7号	

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

全改（平25規則第7号）

(1) 技能員、調理師

(2) 事務員、用務員、看護助手、清掃員、調理員

(給料表)

第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 職員の職務は、その困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、次のとおりとする。

全改（平25規則第7号）

(1) 4級、5級

主任職又は相当な経験を有する職務

(2) 1級、2級、3級

技能員、調理師、事務員、用務員、看護助手、清掃員、調理員

(初任給、昇格、降格及び昇給等の基準)

第3条 職員の職務の級は、前条第2項に定めるところに従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第2の初任給基準表により決定する。

3 職員の昇給は、職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により定める日（以下「昇給日」という。）に、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

改正（平18規則第3号）

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として一般職員の例により決定するものとする。改正（平18規則第3号）
- 5 57歳以上の職員で57歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職するものに関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。追加（平18規則第3号）
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。追加（平18規則第3号）
- 7 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。改正（平25規則第7号）
- 8 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表3の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。追加（平27規則第2号）
- 9 職員の給与の支給に関する規則（昭和38年海士町規則第1号）第27条の2の規定により加算を受ける職員及び加算割合は、同条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

職員	加算割合
職務の級5級の職員	100分の10
職務の級4級の職員	100分の5

追加（平29規則第6号）

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の給与については一般職員の例による。

改正（平18規則第3号）

（特例）

第5条 任用期間の定めのある職員の給与は、前3条の規定にかかわらず、町長が他の職員の給与との均衡を考慮し予算の範囲内で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。
（号給職員の切替え）
- 2 号給職員の切替えについては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）を準用する。
- 3 前項の規定により支給される暫定手当の額は、その者が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和32年法律第157号）附則第16項の支給地域の区分が2級地である地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当の額に昭和37年10月1日から昭和38年9月30日までの間においては3分の1、昭和38年10月1日から昭和39年9月30日までの間においては3分の2、昭和39年10月1日以降においては3分の3を乗じて得た額とする。
- 4 この規則の施行前に改正前の規則の規定に基づいて既に支払われた昭和37年10月1日から規則施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和39年3月13日規則第2号）から

附 則（平成15年11月28日規則第9号）まで 略

附 則（平成16年4月1日規則第3号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年10月1日から平成17年3月31日までの間における給料月額は、第2条の規定

にかかわらず、別表第1（技能労務職給料表）の給料月額に附則別表第1の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成16年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

- 3 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表第1（技能労務職給料表）の給料月額に附則別表第2の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成17年度中に早期退職の申し出をした者を除く。
- 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における給料月額は、第2条の規定にかかわらず、給料月額に附則別表第3の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成18年度中に早期退職の申し出をした者を除く。
- 5 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における給料月額は、第2条の規定にかかわらず、給料月額に附則別表第4の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成19年度中に早期退職の申し出をした者を除く。
- 6 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における給料月額は、第2条の規定にかかわらず、給料月額に附則別表第5の割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成20年度中に早期退職の申し出をした者を除く。

附則別表第1 追加（平16規則第5号）

1級	2級	3級	4級	5級	6級
5/100	5/100	5/100	7/100	10/100	10/100

附則別表第2 追加（平17規則第2号）

1級	2級	3級	4級	5級	6級
11/100	11/100	11/100	15/100	18/100	18/100

附則別表第3 追加（平18規則第4号）

1級	2級	3級	4級	5級
15/100	15/100	15/100 41号給以上は18/100	21/100	21/100

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

附則別表第4

1級	2級	3級	4級	5級
10/100	10/100	10/100 41号給以上は13/100	16/100	16/100

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

附則別表第5

1級	2級	3級	4級	5級
8/100	8/100	8/100 41号給以上は11/100	14/100	14/100

備考 昇格等によりこの規定を受け給料月額が減じ、他の職員との権衡上必要がある場合には、割合を調整することができる。

附 則（平成16年 9 月13日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（職務の級の切替え）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 施行日の前日において技能労務職員の給与に関する規則（以下「技労規則」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 施行日の前日において技労規則別表第 1 の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給は、新級における最高の号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規則による改正前の技労規則（以下「改正前の技労規則」という。）及びこれらに基づく一般職員の例により定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 施行日の前日から引き続き技労規則別表第 1 の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（一般職員の例による職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職員の例により、同項の規定に準じて、給料を支給する。

（雑則）

- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な措置については、一般職員の例による

附則別表第 1 職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級

附則別表第 2 号給の切替表

旧号給	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	16	1	1
	12 月以上	9	9	5	17	1	1
4	3 月未満	9	9	5	17	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	20	1	1
	12 月以上	13	13	9	21	1	1
5	3 月未満	13	13	9	21	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	24	4	1
	12 月以上	17	17	13	25	5	1
6	3 月未満	17	17	13	25	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	28	8	4
	12 月以上	21	21	17	29	9	5

7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39

	9 月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未満	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	67	47	43
	9 月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未満	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	71	51	47
	9 月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未満	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75	55	51
	9 月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未満	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79	59	55
	9 月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未満	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83	63	59
	9 月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未満	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87	67	63
	9 月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3 月未満	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91	71	67
	9 月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3 月未満	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	95	75	69
	9 月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69

24	3 月未満	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	98	78	
	6 月以上 9 月未満	91	91	78	99	79	
	9 月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未満	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	103	83	
	9 月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未満	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未満	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未満	99	99	83	107	87	
	9 月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未満	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未満	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未満	103	103	86	111	91	
	9 月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未満	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未満	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未満	107	107	88	115		
	9 月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3 月未満	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未満	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未満	111	111	91	119		
	9 月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3 月未満	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未満	115	115	94	123		
	9 月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3 月未満	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未満	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未満	119	119	96	127		
	9 月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3 月未満	121	121				
	3 月以上 6 月未満	121	122				
	6 月以上 9 月未満	121	123				

	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	15月未満		125				
	18月未満		126				
	21月未満		127				
	24月未満		128				
	13月以上		129				

附 則（平成18年3月31日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 技能労務職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年海士町規則第1号）附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能労務職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年海士町規則第1号）。附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成19年3月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月30日規則第7号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 技能労務職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年海士町規則第3号）附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能労務職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年海士町規則第3号）附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年11月29日規則第14号）

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 技能労務職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年海士町規則第3号）附則第7号の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能労務職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年海士町規則第3号）附則第7号の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 施行日から平成21年3月31日までの間においては、職員に12月に支給する期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成27年3月2日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（給料の切替に伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年12月12日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月23日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係） 全改（令 4 規則第 7 号）

単純労務職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300

36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400
37	179, 900	225, 200	251, 600	287, 300	332, 500
38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600
39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600
40	184, 500	228, 400	254, 500	290, 000	335, 600
41	185, 800	229, 200	255, 500	290, 600	336, 600
42	187, 200	230, 200	256, 700	291, 600	337, 600
43	188, 500	231, 200	257, 600	292, 600	338, 600
44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600
45	191, 400	233, 000	259, 600	294, 200	340, 500
46	192, 700	233, 900	260, 600	295, 100	341, 500
47	194, 100	234, 700	261, 700	296, 000	342, 500
48	195, 500	235, 400	262, 600	296, 900	343, 500
49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400
50	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300
51	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200
52	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347, 000
53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800
54	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600
55	203, 300	242, 000	269, 000	301, 800	349, 400
56	204, 400	242, 700	270, 000	302, 500	350, 100
57	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600
59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400
60	208, 400	246, 000	273, 900	305, 400	353, 100
61	209, 500	246, 800	274, 900	306, 000	353, 800
62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500
63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200
64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600	356, 500
66	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100	357, 000
67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500
68	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300	
71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300	
73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600	
74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100	
75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
76	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000	

77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200
78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300
85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500
86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900
87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200
88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400
89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600
90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200
92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500
93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700
94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000
95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300
96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500
97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700
98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000
99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300
100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500
101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700
102	228, 500	263, 200	299, 200	
103	228, 900	263, 500	299, 500	
104	229, 300	263, 800	299, 800	
105	229, 700	264, 000	300, 100	
106	230, 200	264, 200	300, 500	
107	230, 500	264, 500	300, 900	
108	230, 900	264, 700	301, 300	
109	231, 100	265, 000	301, 600	
110	231, 500	265, 300	302, 000	
111	232, 000	265, 600	302, 400	
112	232, 400	265, 800	302, 700	
113	232, 600	266, 000	302, 900	
114	233, 100	266, 300	303, 200	
115	233, 600	266, 500	303, 500	
116	234, 100	266, 700	303, 700	
117	234, 400	267, 000	303, 900	

	118	234, 800	267, 300	304, 200		
	119	235, 200	267, 600	304, 500		
	120	235, 600	267, 900	304, 700		
	121	236, 000	268, 100	304, 900		
	122		268, 300	305, 200		
	123		268, 600	305, 500		
	124		268, 900	305, 700		
	125		269, 100	305, 900		
	126		269, 300	306, 200		
	127		269, 600	306, 500		
	128		269, 900	306, 700		
	129		270, 100	306, 900		
	130		270, 300	307, 200		
	131		270, 600	307, 500		
	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271, 600			
	136		271, 900			
	137		272, 100			
再任用 職 員		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

別表第 2（第 3 条関係） 改正（平25規則第 7 号）

単純労務職給料表 初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
技能員、調理師	高校卒	1 級21号
	中学卒	1 級13号
事務員、用務員、看護助手清掃員、調理員		1 級 5 号級から 1 級25号まで

別表第 3（第 3 条関係） 全改（令元規則第 6 号）

単純労務職給料表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22

47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	45	30	28
59	23	46	31	28
60	24	46	32	28
61	25	47	33	29
62	26	47	34	29
63	27	48	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38

89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	58	67	74	
112	58	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	59	67	76	
116	59	68	76	
117	59	68	76	
118	59	68	76	
119	60	68	76	
120	60	68	76	
121	61	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	

131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第3の2（第3条関係） 全改（令元規則第6号）

単純労務職給料表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62

30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	58	73	101
46	84	60	74	101
47	86	62	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	106	76	84	101
57	110	79	85	101
58	114	82	86	101
59	118	85	87	101
60	120	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	

72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		

114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

第3章 手当

○職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和31年10月1日海士町条例第7号)

改正	昭和32年2月24日条例第3号	昭和33年10月21日条例第7号
	昭和47年6月21日条例第12号	昭和49年3月25日条例第12号
	昭和50年3月25日条例第3号	昭和51年3月22日条例第2号
	昭和55年7月4日条例第8号	昭和58年6月19日条例第12号
	昭和59年6月30日条例第13号	平成2年9月29日条例第11号
	平成5年3月23日条例第2号	平成6年3月22日条例第7号
	平成7年3月20日条例第19号	平成9年6月23日条例第10号
	平成10年6月29日条例第11号	平成14年3月20日条例第5号
	平成14年6月28日条例第15号	平成22年3月19日条例第6号
	平成28年3月18日条例第7号	令和2年6月22日条例第18号
	令和2年9月23日条例第26号	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）第13条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

改正（平28条例第7号）

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 税務職員の特殊勤務手当
- (2) 防疫等作業手当
- (3) 行旅死亡人及び漂流死体等の処置に従事する職員の特殊勤務手当
- (4) レントゲン取扱手当
- (5) 塵芥処理業務に従事する職員の特殊勤務手当
- (6) 緊急患者輸送業務手当
- (7) 特殊現場作業従事手当
- (8) 夜間医療待機看護手当

改正（令2条例第26号）

(税務職員の特殊勤務手当)

第3条 税務職員が町税に関する差押えの行為を実行した場合は、特殊勤務手当として1件につき3,000円を支給する。

全改（平10条例第11号）

(防疫等作業手当)

第4条 防疫等作業手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに町長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の病原体に汚染されている区域又は汚染されるおそれのある区域において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理の業務に従事したとき1日につき290円を支給する。

全改（令2条例第26号）

(行旅死亡人及び漂流死体等の処置に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 行旅死亡人及び漂流死体等の処置に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が行旅死亡人及び漂流死体等を処置する作業に従事したとき1回につき20,000円を支給する。

改正(平5条例第2号)

(レントゲン取扱手当)

第6条 直診療施設の医師並びに看護師がレントゲン診断に従事したときは、次のとおりレントゲン取扱手当として支給する。

(1) 消化器管透視及び撮影

1件につき医師 400円

1件につき看護師 200円

(2) その他の撮影

1件につき医師 200円

1件につき看護師 100円

改正(平14条例第15号)

(塵芥処理業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第7条 塵芥処理業務に従事する職員には、月額3,000円を支給する。ただし、主任技能員には月額2,000円を加算した額を支給する。

繰上げ(平22条例第6号)

(緊急患者輸送業務手当)

第8条 緊急患者輸送業務のため航空機又は船に添乗した職員には、輸送業務1回につき次の額を支給する。

繰上げ(平22条例第6号)

(1) 航空機に添乗した場合

医師 20,000円

看護師 10,000円

(2) 船に添乗した場合

医師 14,000円

看護師 7,000円

(特殊現場作業従事手当)

第9条 道路上において、交通を遮断することなく補修等の作業に従事することを本務とする職員には、月額3,000円を支給する。

繰上げ(平22条例第6号)

(夜間医療待機看護手当)

第10条 海士診療所の看護師が、正規の勤務時間外の夜間において、救急医療に備え待機し又は当該救急医療の看護業務に従事した場合には、割り当てられた1日につき3,000円を支給する。

改正(令2条例第18号)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

繰上げ(平22条例第6号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

改正(令2条例第26号)

(防疫等作業手当の特例)

2 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。次項において同じ。)から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。

追加(令2条例第26号)

- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4千円）とする。

追加（令2条例第26号）

附 則（昭和32年2月24日条例第3号）から

附 則（平成14年6月28日条例第15号）まで 略

附 則（平成22年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日条例第18号）

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

○海士町職員退職手当給与条例

(昭和28年 5 月18日海士町条例第10号)

改正 平成 6 年 3 月22日条例第 8 号

第 1 条 この条例は、職員に対する退職手当の基準を定めることをもって目的とする。

第 2 条 この条例の規定による退職手当は、市町村職員の退職手当に関する条例を準用する。
改正（平 6 条例第 8 号）

附 則

1 この条例は、昭和28年 1 月 1 日から実施する。

2 この条例の施行期日前における職員の勤務した在職期間は、通算してこの条例により退職手当を支給する。

3 海士町職員退職手当支給条例は、この条例施行期日と同時に廃止する。

附 則（平成 6 年 3 月22日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 6 月30日から適用する。

○職員の児童手当の支給に関する規則

(昭和46年12月28日海士町条例第15号)

改正 昭和48年1月16日規則第2号

(趣旨)

第1条 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により町長が行う児童手当の受給資格の認定（以下「認定」という。）及び支給に関する事務の取扱いについては、法、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）によるもののほか、この規則の定めるところによる。

(認定者)

第2条 認定者は、任命権者とする。

(請求書等の提出)

第3条 省令第1条から第4条まで及び第6条から第8条までに定める請求書又は届は、様式第1号による児童手当に関する請求（届）書（以下「請求書等」という。）とする。

2 請求書等は、児童手当に関する請求又は届出をする者若しくは受給者（以下「請求者等」という。）の勤務する課、室その他これらに相当する機関（以下「所属」という。）の長を経て認定者に提出しなければならない。

3 所属の長は、前項の規定により請求書等の提出を受けたときは、当該請求書等に受け付けた日を記入し、記載事項及び添付書類が不備でないかどうか点検して速やかに認定事務取扱者に送付するものとする。

4 受給者が人事異動により出向した場合に提出することとなる請求書等には、出向前の所属の長が保存する次条第1項第2号に定める児童手当に関する通知書の写しを添付することとし、省令第1条第2項に定める添付書類は、省略するものとする。

(認定事務の処理)

第4条 認定事務取扱者は、前条第3項の規定により請求書等の送付を受けたときは、次の各号に定めるところにより認定事務を処理するものとする。

(1) 請求書等の記載事項を添付書類によって審査確認し、確認できない事項又は請求、届出に係る事実を明確にするため特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

(2) 児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する決定があった場合には、様式第2号による児童手当に関する決定通知書（以下「決定通知書」という。）を作成し、当該所属の長に送付すること。

(3) 認定事務取扱者は、前項の規定による認定事務の処理をするため様式第3号による受給者台帳を備えるものとする。

(決定通知の取扱)

第5条 省令第12条に定める請求者等に対する通知は、所属の長が前条第1項第2号の規定により送付を受けた決定通知書の内容を当該請求者等に確認させることにより行うものとする。

2 受給者が人事異動により所属を異にするに至った場合（出向の場合を除く。）には、異動前の所属の長は、当該受給者に係る決定通知書を異動後の所属の長に送付しなければならない。

(児童手当の支給)

第6条 児童手当は、法第8条第4項に定める支払期の月の5日(同日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に支払うものとする。

改正(昭48規則第2号)

附 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年1月16日規則第2号)

この規則は、昭和48年2月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

児童手当認定請求書（児童手当現況届）

												受付年月日		・ ・			
請 求 者	(ふりがな) 氏 名		住所			電話 ()			支払希望金融機関	名 称		口 座 番 号					
	性 別		男・女		生年月日		・ ・			本 籍							
	勤 務 先 (自 営 を 含 む)					勤 務 先 所 在 地		電話 ()									
支 給 要 件 に 該 当 す る 児 童 (18歳未満の児童)	氏 名		続柄	性別	生年月日		同居 別居の別		現 住 所		監護の 有 無	生 計 関 係					
					・ ・		同 ・ 別				有・無	生計同一・生計維持					
					・ ・		同 ・ 別				有・無	生計同一・生計維持					
					・ ・		同 ・ 別				有・無	生計同一・生計維持					
					・ ・		同 ・ 別				有・無	生計同一・生計維持					
					・ ・		同 ・ 別				有・無	生計同一・生計維持					
被用者、被用者等でない者の別 ア 被用者 イ 被用者でない												法第 6 条第 1 項に規定する児童手当の額の算出の基礎となる数				人	
加入している年金等の被保険者又は組合員証の記号、番号					第 号		所得の状況		年分所得額 円		扶養親族等及び児童の数 人						
ア 厚生年金保険		カ 国家公務員共済組合		配 の 状 況 有 ・ 無		氏 名				省令第 1 条第 1 項第 4 号に規定する事項							
イ 船員保険		キ 地方公務員共済組合				住 所											
ウ 私立学校教職員共済組合		ク 公共企業体職員等共済組合		認 定 ・ 却 下 通 知		認定・却下年月日		・ ・		支給開始年月		算定児童数		手当月額		期 別 支 払 額	
エ 農林漁業団体職員共済組合		ケ 国民年金				認定・却下年月日		・ ・		・		人		円		年10月期 円	
オ 地方団体関係団体職員共済組合		コ その他の年金 ()															
加入していない場合はその理由																	
摘 要												年 2 月期 円					
												年 6 月期 円					

年 月 日

島根県隠岐郡海士町長 殿

第 年 月 日 号

殿

島根県隠岐郡海士町長

印

児 童 手 当 認 定 通 知 書

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、
次のとおり認定しましたので、通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から
起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。

記

- 1 算定基礎児童数 人
- 2 手当月額 円
- 3 支給開始年月 年 月から
- 4 支給要件児童とならなかった児童の氏名及びその理由

様式第3号（第4条関係）

児 童 手 当 受 給 者 台 帳
(表)

受給者	氏名					現住所				電話	払金 込融 希機 望関	名 称	口 座 番 号	
	性別	男・女	生 月	年 日	・	本 籍			・	・		変更		
													(・ ・ 変更)	(・ ・ 変更)
支給要件児童	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居別居別	現 住 所	算 定 基 礎 児 童 の 該 非	生 計 関 係	該 当 年 月 日	非 該 当 年 月 日	非 該 当 事 由	備 考		
			男 女	・ ・	同 別		該 非	同 ・ 維持	・ ・	満18歳 ・ 死 亡				
			男 女	・ ・	同 別		該 非	同 ・ 維持	・ ・	満18歳 ・ 死 亡				
			男 女	・ ・	同 別		該 非	同 ・ 維持	・ ・	満18歳 ・ 死 亡				
			男 女	・ ・	同 別		該 非	同 ・ 維持	・ ・	満18歳 ・ 死 亡				
			男 女	・ ・	同 別		該 非	同 ・ 維持	・ ・	満18歳 ・ 死 亡				
被用者・非被用者等の別				被・非被		支給開始年月日	算定基礎児童数	手 当 月 額	摘 要					
職業	事業所名				当初	・ ・	人	円						
加入している年金等の被保険者又は組合員証の記号番号				第	号	改	・ ・	人					円	
ア 厚生年金保険 イ 船員保険 ウ 私立学校教職員共済組合 エ 農林漁業団体職員共済組合 オ 地方団体関係団体職員共済組合				カ 国家公務員共済組合 キ 地方公務員共済組合 ク 公共企業体職員等共済組合 ケ 国民年金 コ その他の年金 ()	改	・ ・	人	円						
					改	・ ・	人	円						
					改	・ ・	人	円						
加入していない場合はその理由						定	・ ・	人	円					

○職員に対する勤勉手当の成績率の特例に関する規則

(平成27年11月30日海士町規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与の支給に関する規則（昭和38年海士町規則第1号。以下「規則」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤勉手当の成績率の特例)

第2条 規則第31条及び第32条に規定する成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、町長が別に定めることができる。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

第4章 旅費

○職員の旅費に関する条例

(昭和32年8月1日海士町条例第15号)

改正	昭和35年8月3日条例第12号	昭和36年4月1日条例第7号	昭和36年9月28日条例第20号
	昭和38年4月1日条例第10号	昭和39年4月1日条例第15号	昭和40年4月1日条例第20号
	昭和40年11月22日条例第28号	昭和42年3月13日条例第7号	昭和44年3月17日条例第8号
	昭和44年6月30日条例第23号	昭和45年3月23日条例第10号	昭和46年3月17日条例第8号
	昭和47年3月21日条例第3号	昭和48年3月22日条例第5号	昭和48年12月20日条例第38号
	昭和49年3月25日条例第4号	昭和51年6月29日条例第11号	昭和55年3月25日条例第4号
	昭和59年3月26日条例第4号	平成元年3月31日条例第9号	平成6年3月22日条例第6号
	平成8年12月24日条例第23号	平成9年12月26日条例第32号	平成16年3月24日条例第10号
	平成17年3月31日条例第12号の8	平成20年6月30日条例第17号	平成20年9月30日条例第22号
	平成21年2月26日条例第2号	平成21年9月19日条例第26号	平成22年3月19日条例第7号
	平成23年7月29日条例第17号	平成26年3月31日条例第10号	平成27年12月24日条例第26号
	平成28年3月18日条例第7号	平成29年6月22日条例第8号	令和元年9月30日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平28条例第7号）

(旅行命令)

第2条 出張（職員が公務のため一時その在勤地（町内全地域をいう。以下同じ。）を離れて旅行することをいう。）は、任命権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円満な遂行をはかることができない場合でかつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 任命権者は、既に発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第3条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行したのちできるだけ速やかに任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養

親族移転料とする。

改正（平22条例第7号）

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 4 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 5 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
改正（昭48条例第38号）
- 7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ一定距離あたりの定額により支給する。
追加（平22条例第7号）
- 8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。
追加（平22条例第7号）
- 9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
追加（平22条例第7号）

（旅費の計算）

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 別表第1の2の左欄に掲げる地に旅行した場合には、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げる額を計算したものとする。
改正（平6条例第6号）

（旅費の請求手続）

第6条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書又は精算書を当該旅費の支給をする者に提出しなければならない。

（鉄道賃、船賃及び車賃の額）

第7条 鉄道賃、船賃及び車賃の額は、別表第1の定額による。

改正（平6条例第6号）

（日当、宿泊料の額）

第8条 日当、宿泊料の額は、別表第1の定額による。

改正（平6条例第6号）

（移転料）

第9条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

追加（平22条例第7号）

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額。
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（着後手当）

第10条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額とする。

追加（平22条例第7号）

（扶養親族移転料）

第11条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

- ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当額の鉄道賃、船賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- イ 12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
- ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当額の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
改正（平22条例第7号）

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を、その赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（旅費支払の特例）

第12条 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により第7条及び第8条の規定による定額の旅費で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額を支給する。
繰下げ（平22条例第7号）

（在勤地内旅行の旅費）

第13条 町内における旅行については、諸種の事情によりやむなく宿泊する場合には、一夜につき4,000円を支給する。
繰下げ（平22条例第7号）

（旅費の減額）

第14条 研修及び事務視察その他町長において必要ありと認めたときは、次のとおり旅費を減額するものとする。
繰下げ（平22条例第7号）

- (1) 実務日数が10日を超え20日までのものについては、10日を超えた日数の日当、宿泊料合計額の1割以内
- (2) 実務日数が20日を超えるものについては、20日を超えた日数の日当、宿泊料合計額の2割以内

（実施規定）

第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

繰下げ（平22条例第7号）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 海士町職員の旅費支給に関する条例（昭和26年海士町条例第15号）は、廃止する。

附 則（昭和35年8月3日条例第12号）から

附 則（平成16年3月24日条例第10号）まで 略

附 則（平成17年3月31日条例第12号の8）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第17号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第22号）

この条例は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成21年2月26日条例第2号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年9月19日条例第26号）

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 7 月29日条例第17号）
 この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日条例第10号）
 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第26号）
 この条例は、平成27年12月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月18日条例第 7 号）
 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月22日条例第 8 号）
 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月30日条例第16号）
 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 7 条、第 8 条、第10条関係） 改正（平17条例第12号の 8）

地 域 区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日 当 （ 1 日につき）	宿 泊 料 （ 1 夜につき）
島 前 管 内		実 費	実 費	0円	7, 000円
島 後 管 内		2 等 運 賃		1, 500円	
隠岐島内を除く県内 （鳥取県を含む。）	旅客運賃、特 急、急行料金 及び座席指 定料金			3, 000円	
県 外				3, 000円	10, 700円
政 令 都 市 等				3, 600円	12, 700円

備考

- 1 鉄道賃の急行料金等は、新幹線にあっては片道100キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあっては片道50キロメートル以上、急行列車を運行する路線にあっては片道20キロメートル以上のものに支給する。
- 2 座席指定料金を支給する。
- 3 船賃は、高速旅客船を利用したときは、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 4 島前内旅行の場合の連絡運賃は、実費を支給する。
- 5 緊急又はやむを得ない場合で航空便及びその他の輸送機関を利用したときは、実費を支給する。
- 6 隠岐島内の旅行の場合の日当は、宿泊した場合は3, 000円を支給する。

別表第 1 の 2（第 5 条関係） 改正（令元条例第16号）

旅行地	1 日	1 泊 2 日	2 泊 3 日
松 江 市	—	18,400円	28,400円
隠 岐 の 島 町	3,400円	14,900円	24,900円
西ノ島町・知夫村	1,000円	—	—

備考

- 1 3泊4日以上の旅費については、この表に掲げる額に、別表第1の日当及び宿泊料を加算する。
- 2 高速旅客船の利用については、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。
- 3 西ノ島町、知夫村においてバス等利用した場合は、その実費を支給する。

別表第 2（第 9 条関係） 追加（平22条例第 7 号）

区分	鉄道 50km 未満	鉄道 50km 以上 100km 未満	鉄道 100km 以上 300km 未満	鉄道 300km 以上 500km 未満	鉄道 500km 以上 1,000km 未満	鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満	鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満	鉄道 2,000km 以上
金額	79,000円	91,000円	112,000円	139,000円	185,000円	194,000円	208,000円	241,000円

備考 路程の計算について、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

第6編 財務

第1章 財務一般

○海士町財政状況の公表に関する条例

(昭和41年3月21日海士町条例第9号)

改正 平成8年6月24日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況の公表（以下「財政状況の公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び11月に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故により、同項の時期に財政状況の公表を行うことができないときは、町長は別に期日を定めて公表しなければならない。

(財政状況の公表の内容)

第3条 毎年6月に行う財政状況の公表においては、前年の10月1日から翌年の3月31日までの間における次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 住民の負担の概況
- (4) 公営事業の経理の状況
- (5) その他財政に関する事項

2 毎年11月に行う財政状況の公表においては、4月1日から9月30日までの間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概況を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、海士町公告式条例（昭和27年海士町条例第103号）に定める掲示場に掲示し、海士町役場内に関係書類を備えつけて行うものとする。

2 何人も財政状況の公表の日から6箇月は、前項の関係書類の閲覧を請求することができる。

改正（平8条例第7号）

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 海士町財政状況書に関する条例（昭和23年海士町条例第54号）は、廃止する。

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町財務規則

(昭和41年3月31日海士町規則第5号)

改正	昭和44年12月1日規則第8号	昭和48年9月28日規則第8号
	昭和48年12月1日規則第9号	昭和49年12月25日規則第19号
	昭和51年4月1日規則第2号	昭和56年3月17日規則第2号
	昭和57年10月1日規則第6号	昭和61年9月24日規則第7号
	昭和63年8月1日規則第5号	平成6年3月1日規則第2号
	平成7年3月20日規則第2号	平成7年6月1日規則第13号
	平成8年3月29日規則第2号	平成8年6月24日規則第3号
	平成8年12月24日規則第21号	平成10年1月30日規則第15号
	平成12年3月27日規則第5号	平成14年8月1日規則第17号
	平成19年3月30日規則第6号	平成21年3月1日規則第4号
	平成24年4月1日規則第1号	平成24年12月20日規則第7号
	平成28年3月30日規則第8号	平成30年9月28日規則第13号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 予算
 - 第1節 予算の編成（第6条－第11条）
 - 第2節 予算の執行（第12条－第27条）
- 第3章 収入
 - 第1節 調定及び通知（第28条－第35条の2）
 - 第2節 収納（第36条－第43条）
 - 第3節 収入未済金（第44条－第47条）
- 第4章 支出
 - 第1節 支出負担行為（第48条－第52条）
 - 第2節 支出の方法（第53条－第60条）
 - 第3節 支出方法の特例（第61条－第74条）
 - 第4節 支払（第75条－第76条の5）
 - 第5節 支出の過誤（第77条・第78条）
- 第5章 決算（第79条－第81条）
- 第6章 契約
 - 第1節 競争の手続（第82条－第95条）
 - 第2節 契約の締結（第95条の2－第104条）
 - 第3節 契約の履行（第105条－第110条）
- 第7章 出納機関（第111条－第114条）
- 第8章 現金及び有価証券（第115条－第120条）
- 第8章の2 指定金融機関等（第120条の2－第120条の23）
- 第9章 財産
 - 第1節 公有財産（第121条－第137条）
 - 第2節 物品（第138条－第151条）
 - 第3節 債権（第152条－第164条）
 - 第4節 基金（第165条・第166条）
- 第10章 事故報告（第167条－第169条）

第11章 帳簿及び諸表（第170条―第175条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 海士町の財務に関しては、法令、条例又は他の規則に別段の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいう。
- (4) 主務課長 海士町課設置条例（平成22年海士町条例第19号）第1条に定める課並びに診療所事務長、教育総務課長、地域共育課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長をいう。
- (5) 収入決定権者 町長又はその委任を受けて収入の調定をし、及び収入を命令する者並びに海士町役場決裁規程（平成21年海士町訓令第6号）第5条の規定により専決処理できる者をいう。
- (6) 支出決定権者 町長又はその委任を受けて支出負担行為をし、及び支出を命令する者並びに海士町役場決裁規程第5条の規定により専決処理できる者をいう。
- (7) 契約権者 町長又はその委任を受けて契約を締結する者並びに海士町役場決裁規程第5条の規定により専決処理できる者をいう。
- (8) 財産管理者 公有財産の管理に関する事務を所掌する者をいう。
- (9) 物品管理者 町長の委任を受けて物品の出納を命令する者並びに海士町役場決裁規程第5条の規定により専決処理できる者をいう。
- (10) 債権管理者 債権の管理に関する事務を所掌する者をいう。
- (11) 基金管理者 基金の管理に関する事務を所掌する者をいう。
- (12) 出納機関 会計管理者又はその委任を受けた出納員若しくは法第171条第4項の規定により出納員の委任を受けたその他の会計職員及び指定金融機関、収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）をいう。
- (13) 収入事務受託者 施行令第158条第1項の規定により、町の歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた私人をいう。
- (14) 歳入歳出外現金等 町の所有に属する現金のうち、歳計現金及び基金に属する現金を除いたもの並びに歳入歳出外現金及び町が保管する有価証券で町の所有に属しないものをいう。

改正（平24規則第1号）

第3条 削除（平7規則第13号）

（財政課長への合議）

第4条 主務課長は、次の各号に掲げる事項については、財政課長に合議しなければならない。

改正（平30規則第13号）

- (1) 将来予算措置を要することとなる計画に関すること。
- (2) 町財政に係りのある条例、規則及びその他の規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 経費の金額の流用に関すること。
- (4) 不納欠損処分に関すること。
- (5) 公有財産の取得及び処分に関すること。

- (6) 税外収入金の減免又は徴収猶予等に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めて指定する事項
(予算執行職員等の責任)

第5条 歳入歳出予算の執行その他財務に関する事務を処理する職員は、法令、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、歳入を確保し、歳出を適正に執行しなければならない。

第2章 予算

第1節 予算の編成

(予算編成方針の決定)

第6条 財政課長は、町長の命を受けて、指定された期日までに翌年度の予算編成方針を定め、主務課長に通知しなければならない。

改正（平30規則第13号）

(予算見積書等の提出)

第7条 主務課長は、前条の規定による予算の編成方針に基づき、その主管に属する事務及び事業について、次の各号に掲げる予算に関する見積書等を作成し、毎年1月20日までに財政課長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算見積書
- (2) 歳出予算経費内訳書
- (3) 継続費見積書
- (4) 繰越明許費見積書
- (5) 債務負担行為見積書
- (6) 地方債見積書
- (7) 前各号に掲げるもののほか参考となる書類

改正（平30規則第13号）

(予算の査定)

第8条 財政課長は、前条の規定により提出された予算に関する見積書等について審査し、これに必要な調整を加え、意見を付して、町長の査定を受けなければならない。

2 財政課長は、前項の審査に当たり、必要があると認めるときは、主務課長並びに関係者の説明を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 財政課長は、第1項の規定により町長の査定が終了したときは、その結果を直ちに主務課長に通知しなければならない。

改正（平30規則第13号）

(予算原案等の調整)

第9条 財政課長は、前条第1項の査定結果に基づき、予算案及び施行令第144条第1項各号に掲げる予算に関する説明書を作成し、町長の決定を受けなければならない。

改正（平30規則第13号）

(予算の補正等)

第10条 前4条の規定は、法第218条第1項の規定により補正予算を編成する場合に準用する。この場合においては第7条第1項各号に掲げる書類に代えて次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 歳入歳出補正予算見積書
- (2) 歳出補正予算経費内訳書
- (3) 継続費補正見積書
- (4) 繰越明許費補正見積書
- (5) 債務負担行為補正見積書
- (6) 地方債補正見積書
- (7) 前各号に掲げるもののほか参考となる書類

2 前4条の規定は、法第218条第2項の規定により暫定予算を編成する場合に準用する。
この場合において、予算に関する見積書等については、その都度財政課長が指定するものとする。改正（平30規則第13号）

3 前2項に掲げる予算に関する書類の提出期限は、その都度財政課長が指定するところによるものとする。改正（平30規則第13号）

（歳入歳出予算の款項の区分）

第11条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

第2節 予算の執行

（歳入歳出予算に係る目節の区分）

第12条 歳入歳出予算に係る目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度施行令第144条第1項第1号の規定により作成する歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

2 歳出予算に係る節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりにする。

（議決予算の通知）

第13条 町長は、予算が成立したときは、直ちにこれを主務課長に通知するものとする。

（執行方針）

第14条 財政課長は、予算の成立後速やかに予算の執行方針案を作成し、町長の決定を受けて主務課長に通知しなければならない。ただし、特に予算の執行方針を示す必要がないと認めるときは、この限りでない。改正（平30規則第13号）

（執行計画及び資金計画）

第15条 主務課長は、前条の規定による通知を受けたときは、これに従って収入計画書、年間事業実施計画書を作成し、財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、前項の規定により提出された収入計画書及び年間事業実施計画書を調査し、あわせて会計管理者の意見を聴き、年間資金計画書を作成し、町長の決定を受けなければならない。改正（平30規則第13号）

3 財政課長は、第1項の規定による年間事業実施計画書について整理し、前項の規定により決定された年間資金計画に基づいて必要な調整を加え、年間予算執行計画書を作成し、町長の決定を受けなければならない。改正（平30規則第13号）

4 町長は、前2項の規定により年間資金計画及び年間予算執行計画を決定したときは、直ちに主務課長及び会計管理者に通知するものとする。改正（平19規則第6号）

（歳出予算の配当）

第16条 町長は、前条の規定に基づき決定した予算執行計画に従い、主務課長に対し、予算配当書により歳出予算の配当を行うものとする。

2 歳出予算の配当は、款、項、目及び節に区分して行うものとする。ただし、成立した予算をもって配当に替えることができる。

3 主務課長は、必要がある場合においては、歳出予算の配当の追加又は変更を求めることができる。この場合における事業実施計画書及び予算執行計画書並びに予算配当額の変更については前条及び前2項の規定を準用する。改正（平7規則第13号）

（歳出の予算の流用）

第17条 主務課長は、予算に定める歳出予算の各項の流用又は予算の執行上やむを得ない理由により目若しくは節間の金額の流用を必要とするときは、町長の決定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づいて流用を決定したときは、その旨を主務課長に通知するものとする。この場合において、当該決定が目又は節の経費の金額の流用にかかるもの

であるときは、あわせてその旨を会計管理者に通知するものとする。

改正（平19規則第6号）

3 次の各号に掲げる経費の流用は、第1項の規定にかかわらず、これをしてはならない。

(1) 人件費に属する経費と物件費に属する経費の相互間の流用

(2) 交際費を増額するための流用

(3) 流用した経費（予備費から充当した経費を含む。）を更に他の経費に流用すること。

改正（平14規則第17号）

（予備費の充当）

第18条 主務課長は、予算外の支出又は予算超過の支出にあてるため予備費の充当の必要があるときは、その旨を財政課長に申し出なければならない。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、前項の規定により申出があったときは、これを審査し、意見を付して、町長の決定を受けなければならない。

改正（平30規則第13号）

3 町長は、前項の規定に基づいて、予備費充当について決定をしたときは、直ちにその旨を主務課長に通知するものとする。

改正（平12規則第5号）

（弾力条項の適用）

第19条 主務課長は、その所掌に係る特別会計について、法第218条第4項の規定に基づいて弾力条項を適用する必要が生じたときは、弾力条項適用調書を作成し、財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、提出された弾力条項適用調書を速やかに審査し、必要な調整を加え、意見を付して町長の決定を受けなければならない。

改正（平30規則第13号）

3 町長は、前項の規定に基づいて弾力条項の適用を決定したときは、直ちにその旨を主務課長及び会計管理者に通知するものとする。

改正（平19規則第6号）

（流用等に係る歳出予算の配当）

第20条 第17条第2項、第18条第3項又は前条第3項の規定により歳出予算の流用、予備費の充当又は弾力条項の適用を決定した旨の通知があったときは、それぞれその範囲内における歳出予算の配当があったものとみなす。

（事故繰越しの手続）

第21条 主務課長は、法第220条第3項ただし書の規定により歳出予算の繰越しを行う必要があるときは、事故繰越調書に事故繰越し繰越内訳書を添えて、当該年度内に財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により事故繰越調書の提出があった場合に準用する。

改正（平12規則第5号）

（継続費繰越計算書）

第22条 主務課長は、施行令第145条第1項の規定により継続費の支払残額を翌年度に繰り越すときは、同条同項に規定する継続費繰越計算書を作成し、これに継続費繰越説明書を添えて、翌年度の5月31日までに財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、前項の規定により提出があった継続費繰越計算書を整理し、町長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

（継続費精算報告書）

第23条 主務課長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、施行令第145条第2項に規定する継続費精算報告書を作成し、当該継続費の終了年度の翌年度の8月31日までに財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 前条第2項の規定は、前項の規定により継続費精算報告書の提出があった場合に準用する。
改正（平12規則第5号）

（繰越明許費繰越計算書）

第24条 主務課長は、施行令第146条第1項の規定により繰越明許費に係る歳出予算の経費が翌年度に繰り越されたときは、同条第2項に規定する繰越計算書に繰越明許費繰越説明書を添えて翌年度の5月31日までに財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により繰越明許費繰越計算書の提出があった場合に準用する。
改正（平12規則第5号）

（弾力条項適用経費精算報告書）

第25条 主務課長は、第19条の規定により弾力条項を適用したときは、当該適用に係る経費について弾力条項適用経費精算報告書を作成し、翌年度の8月31日までに財政課長に提出しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により弾力条項適用経費精算報告書の提出があった場合に準用する。
改正（平12規則第5号）

（事故繰越し繰越計算書）

第26条 第24条の規定は、法第220条第3項ただし書の規定により歳出予算の繰越しをした場合に準用する。この場合において、第24条第1項中「繰越明許費繰越説明書」とあるのは、「事故繰越し繰越説明書」と読み替えるものとする。

（会計管理者への通知）

第27条 施行令第151条及びこの規則第15条第4項、第17条第2項、第19条第3項（第21条第2項で準用する場合も含む。）の規定による会計管理者への通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を送付して行うものとする。

- (1) 予算の成立 予算書の写し
- (2) 歳出予算の配当 予算配当書の写し
- (3) 予備費の充当 予備費充当票
- (4) 経費の流用 予算流用票
- (5) 年間資金計画の決定 年間資金計画書の写し
- (6) 年間予算執行計画の決定 年間予算執行計画書の写し
- (7) 弾力条項の適用 弾力条項適用調書の写し
- (8) 事故繰越しの決定 事故繰越し繰越調書の写し

改正（平19規則第6号）

第3章 収入

第1節 調定及び通知

（歳入の調定）

第28条 収入決定権者は、歳入を調定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を調査し、確認しなければならない。

- (1) 法令、契約に対する違反の有無
- (2) 歳入の所属年度
- (3) 歳入科目
- (4) 金額
- (5) 納入義務者
- (6) 納入場所
- (7) 納入期限

2 収入決定権者は、調定簿に基づき調定を行うものとする。

- 3 同一の収入科目に同時に2人以上の納入義務者から収入しようとするときは、集合して調定をすることができる。
- 4 収入決定権者は、収入金の調定をしたときは、直ちに徴収簿を整理しなければならない。

(事後調定)

第29条 収入決定権者は、次に掲げる収入金については、出納機関から領収済通知書の送付を受けたのち、直ちに当該領収済通知書に基づいて前条の規定に準じて調定しなければならない。

- (1) 申告納付された町税
- (2) 第36条第1項の規定により、出納機関において、収入命令前収納することができるもの(納入通知書(納税通知書を含む。))を発したものを除く。)
- (3) その他性質上納付前調定できない歳入

(分納金額の調定)

第30条 収入決定権者は、法令、契約等の規定に基づき収入金について分割して納付させる特約又は処分をしている場合においては、当該特約又は処分にに基づき納期の到来するごとに当該納期に係る金額について第28条の規定に準じて調定しなければならない。

(過誤払返納金の調定)

第31条 収入決定権者は、過年度収入金となる過誤払返納金(資金前渡、概算払等の精算残金に関するものを含む。))については、出納閉鎖期日の翌日をもって第28条の規定に準じて調定しなければならない。

(調定の変更)

第32条 収入決定権者は、既に調定を終わった歳入について、当該調定に係る金額を変更する必要があるときは、直ちにその増加額又は減少額について、第28条の規定に準じて調定しなければならない。

(収入命令)

第33条 収入決定権者は、調定をしたときは、直ちに出納機関に対し、収入命令を発しなければならない。

- 2 収入決定権者は、第28条第3項の規定により集合して調定をしたときは、集合して収入命令を発しなければならない。
- 3 第29条各号に掲げる収入金については、同条の規定により調定があったときはその収納の時期において当該収入金に係る収入命令があったものとみなす。
- 4 第31条の規定により未納に係る返納金について調定があったときは、当該返納金について第77条第2項の規定による戻入命令をもって当該調定に係る収入命令とみなす。

(納入の通知)

第34条 収入決定権者は、第28条第2項及び第3項、第30条並びに第32条の規定に基づいて収入金の調定をしたときは、納入義務者に対し、納入通知書を送付しなければならない。

- 2 収入決定権者は、第36条第1項各号に掲げる収入金(納入通知書(納税通知書を含む。))を発したものを除く。))については、前項の規定に基づく納入通知書の交付に代えて口頭その他の方法で納入の通知をすることができる。
- 3 収入決定権者は、納入義務者の住所又は居所が不明の場合においては、納入通知書の送付に代えて掲示の方法をもって納入の通知をすることができる。この場合において掲示すべき事項は、納入通知書に記載すべき事項とする。

(納入通知書の再発行)

第35条 収入決定権者は、納入義務者から納入通知書を亡失し、又は損傷した旨の申出を受けたときは、遅滞なく新たに当該納入義務者に係る納入通知書を作成し、その表面の余白に「再発行」と記載して、当該納入義務者に交付しなければならない。

2 収入決定権者は、第32条の規定により調定の変更をした場合において、当該収入金について納入通知書が発せられ、いまだその収納がなされていないものについては、直ちに納入義務者に対し、当該変更の結果に基づく増加額又は減少額について通知するとともに、当該変更後の金額について新たに納入通知書を作成し、その表面の余白に「再発行」と記載してこれを当該納入義務者に送付しなければならない。この場合において既に発した納入通知書は、これを回収しなければならない。

3 前2項の場合において、既に発した納入通知書に記載した納期限は変更してはならない。

(納付の場所)

第35条の2 町長は納入通知を発し、又は納入書を送付する場合は、指定金融機関等を納付場所とするものとする。ただし、第34条の規定により、口頭、掲示等による納入の通知をする場合においては、会計管理者等を納付場所とするものとする。

改正(平19規則第6号)

第2節 収納

(収入命令前収納)

第36条 出納機関は、次の各号に掲げる収入金については、収入決定権者の収入命令をまたずに、収納することができる。

- (1) 国庫支出金
- (2) 県支出金
- (3) 納期限経過後の収入金延滞金等を含む。
- (4) 生産物及び製作品の売払代金
- (5) 使用料及び手数料
- (6) 公売代金その他公売関係収入金
- (7) その他町長の指定したもの

2 出納機関は、前項の規定により収入金を収納したときは、領収証書を当該納入者に交付しなければならない。

(納入通知書等を発しないものに係る領収証書)

第37条 第34条第2項及び第3項の規定により納入通知書を発しないものに係る収入金を収納した場合において交付する領収証書は、領収証書綴による用紙を用いるものとする。納入通知書(納税通知書を含む。)による領収証書を発し難いときもまた同様とする。

2 領収証書綴は、会計管理者が保管するものとし、出納機関又は収入事務受託者の請求に基づき、必要に応じて交付するものとする。

改正(平19規則第6号)

3 前項に規定する者は、領収証書綴が使用済となったとき、又は長期間当該事務に従事しないこととなったとき、その他領収証書綴の使用を必要としなくなったときは、直ちにこれを会計管理者に返納しなければならない。

改正(平19規則第6号)

4 領収証書綴は、1冊ごとに連続番号を付しておくものとし、書き損じ、汚損等があった場合においても、これを破棄してはならない。

5 領収証書は、1枚につき1件を限り記載し、記名押印のうえ、納入者に交付するものとする。ただし、同一人について同一科目に2件以上の収納を行う場合においては、これをあわせて1枚に記載することができる。

改正(平14規則第17号)

(小切手による収納)

第37条の2 証券をもってする歳入の納付に使用することができる小切手の支払地は、納入又は払込を受ける指定金融機関等が加入し、又は当該指定金融機関等から手形交換を委託されている金融機関が加入している手形交換所の参加地域とする。

追加(平7規則第13号)

(収納金の払込)

第37条の3 会計管理者等は、現金又は証券を直接収納したときは、直ちに現金等払込書(様式第1号)に当該現金又は証券を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。

改正(平19規則第6号)

2 会計管理者等は、国県支出金、地方交付税等の納入通知を必要としない歳入について指定金融機関等から現金受け入れの通知があったときは、現金払込書を送付し、指定金融機関等において収納しなければならない。

改正(平19規則第6号)

(口座振替による納付)

第37条の4 口座振替の方法による納付をしようとする者は、口座振替納付請求書(様式第2号)に納入通知書を添えて指定金融機関等に提出しなければならない。ただし、あらかじめ指定金融機関等に歳入の範囲及び期間を示して口座振替による納付を請求した者は、納入通知書等の提出をもって口座振替の請求とすることができる。この場合においては、指定金融機関等は、当該歳入の納期に至ったときは、直ちに口座振替をするものとする。

追加(平7規則第13号)

(郵便振替による納付)

第37条の5 歳入の納入義務者は、郵便振替法(昭和23年法律第60号)第58条の規定に基づく郵便振替による納付をすることができる。

2 郵便振替の口座番号及び口座名義は次のとおりとする。改正(平19規則第6号)

口 座 番 号	口 座 名 義
0 1 4 4 0 - 4 - 2 1 4 0	海士町会計管理者

(収納後の整理)

第37条の6 会計管理者は、毎日指定金融機関から、日計総括表及び日計報告書並びに領収済通知書の送付を受けたときは、直ちにこれに基づき出納員等から送付される領収済通知書及び領収済報告書と照合しなければならない。

改正(平19規則第6号)

2 会計管理者は、指定金融機関から送付された領収済通知書、出納員から送付された領収済通知書及び領収済報告書並びに会計管理者が歳入金を収納した際、控とした納入通知書等(以下「歳入原符」という。)を各節別に区分し、当該区分ごとに合計金額、収入年月日及び件数を記載した歳入原符集計表(様式第3号)を作成して、各節別の表紙として添付した後、当該金額に基づき、歳入日計表(様式第4号)を作成しなければならない。この場合において、施行令第164条の規定に基づき収納金を繰替使用しているものがあるときは、当該金額を括弧内害しておかなければならない。

改正(平19規則第6号)

3 会計管理者は、前項の歳入日計表に基づき関係帳簿を整理しなければならない。

改正(平19規則第6号)

4 会計管理者は、前項の関係帳簿を記帳整理した後、納入通知書等による歳入原符を収入決定権者に送付しなければならない。

改正(平19規則第6号)

5 前項の消込みを経た歳入原符は、これを会計管理者に返送し、会計管理者は、歳入原符集計表により整理した日の順序に綴って5年間これを保存しなければならない。

改正(平19規則第6号)

第38条及び第39条 削除(平7規則第13号)

(私人に対する徴収又は収納の事務の委託)

第40条 収入決定権者又は会計管理者は、施行令第158条第1項の規定により私人に収入金の徴収又は収納の事務を委託することが適当と認めたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に、当該委託契約書案を添えて町長の決定を受けなければならない。

(1) 事務の内容

(2) 委託しようとする相手方の住所、氏名

(3) 委託を必要とする理由

(4) その他必要な事項

改正(平19規則第6号)

2 収入事務受託者は、当該委託に係る事務を執行するときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

3 収入事務受託者は、収入金を収納したときは、納入者に対し、領収証書を交付しなければならない。

4 収入事務受託者は、その徴収又は収納に係る収入金を、その日のうちに現金等払込書に払込内訳書及び収入金計算書を添えて、出納機関に払い込まなければならない。

改正(平14規則第17号)

(事務委託の公表)

第41条 施行令第158条第2項の規定による事務委託の公表は、町の広報紙に掲載して行うものとする。

(過誤納還付)

第42条 収入決定権者は、年度内における歳入について、誤納又は過納のあることを発見したとき、又は第32条の規定により調定に係る金額を減少した場合においては、当該納入に係る金額又は当該減少金額に相当する金額を過誤納として、納入者に還付しなければならない。

2 収入決定権者は、前項の規定により過誤納に係る金額を還付しようとするときは、過誤納金整理票によりその還付額について調定をし、出納機関に対し払戻し命令を発しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、還付の手続については、次章の例による。

(収入更正)

第43条 収入決定権者は、収入命令を発した収入金について、会計、会計年度又は収入科目に誤りがあることを発見したときは、直ちに更正の調定をしなければならない。

2 前項の規定により更正の調定をしたときは、直ちに出納機関に対し収入更正票により更正の命令を発しなければならない。

3 収入決定権者及び出納機関は前2項の規定により更正したときは関係帳簿を更正しなければならない。

4 第1項の更正が、所属年度又は会計名に係るものであるときは、会計管理者は、前項の更正をした後、指定金融機関に対し更正請求書(様式第5号)を送付し、誤りの更正を請求しなければならない。

改正(平19規則第6号)

第3節 収入未済金

(督促)

第44条 収入決定権者は、収入金が納期限までに納入されないときは、法第231条の3第1項の規定により当該納入義務者に対し、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定による督促の指定期限は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがある場合を除き、当該督促状を発する日から15日以上の間をおかななければならない。

- 3 収入決定権者は第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料について調定をし徴収簿を整理しなければならない。

(滞納処分)

第45条 収入決定権者は、前条第1項の規定により督促状を発した収入金が法第231条の3第3項に規定する収入金であるときは、当該督促状において指定した納期限までに当該督促に係る収入金が納入されないときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をしなければならない。

- 2 滞納処分を行う職員は、町長が職員のうちから命ずるものとする。

改正(平19規則第6号)

- 3 前項の規定により滞納処分の執行を命ぜられた職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(収入未済金の繰越)

第46条 収入決定権者は、毎年度調定をした収入金で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、当該期日の翌日において、翌年度の調定済額に繰り越さなければならない。

- 2 前項の規定による収入未済金の繰越しは、収入未済金繰越調書により行うものとする。

- 3 収入決定権者は、第1項の規定により収入未済金を翌年度の調定済額に繰り越したときは、その旨を収入未済金繰越通知書により出納機関に通知するとともに、収入未済金繰越内訳書を作成し、徴収簿(収入未済金の通次繰越にあつては、滞納繰越簿)を整理しなければならない。

(不納欠損金)

第47条 収入決定権者は、毎年度末において既に調定した収入金のうちその徴収の権利が消滅しているものがあるときは、これを不納欠損金として整理しなければならない。

- 2 収入決定権者は、前項の規定又は第164条の規定に基づき不納欠損金として調定しようとするときは、第32条の規定にかかわらず不納欠損整理票により行わなければならない。

- 3 収入決定権者は、前項の規定により不納欠損金の調定をしたときは、調定簿及び滞納繰越簿を整理するとともに、出納機関に対し、不納欠損命令を発しなければならない。

第4章 支出

第1節 支出負担行為

(支出負担行為の実施)

第48条 支出負担行為は、当該支出負担行為について財政課長の承認を受け、かつ、支出負担行為差引簿に登録を受けたものでなければ、これを行うことができない。

改正(平30規則第13号)

(支出負担行為の認証)

第49条 支出決定権者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を財政課長に送付し、その認証を受けなければならない。

改正(平30規則第13号)

- (1) 支出負担行為をしようとするとき 当該支出負担行為の内容を示す書類

- (2) 財政課長の認証を受けた支出負担行為を変更し、又は取りやめ、若しくは取り消そうとするとき 変更後の支出負担行為の内容を示す書類又は取りやめ、若しくは取り消しを示す書類

- 2 財政課長は、支出負担行為の認証を行う場合は次の各号に掲げる事項について審査し、適当と認めるときは、これを認証し、支出負担行為差引簿を整理しなければならない。

- (1) その支出負担行為が第16条第1項の規定により配当を受けた歳出予算の範囲内のものであるか。

- (2) その支出負担行為が法令又は予算に違反することがないか。

- (3) その支出負担行為の金額の算定に誤りがないか。
- (4) その支出負担行為に係る歳出予算の所属年度及び科目区分に誤りがないか。

改正（平30規則第13号）

（支出負担行為の整理区分）

第50条 前条の規定による支出負担行為の認証を受ける時期、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為の認証に必要なおもな書類は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 別表第1に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第2に定める経費の支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める区分によるものとする。

（複数の支出決定権者による支出負担行為）

第51条 複数の支出決定権者が共同で支出負担行為をすることができる費目は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合においては、主たる支出決定権者は、他の支出決定権者とあらかじめ協議しなければならない。

- (1) 需用費のうち暖房用燃料費、食糧費及び光熱水費
- (2) 役務費のうち郵便料、電話料及び電信料
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長がその都度特に必要と認める費目

（会計管理者への事前協議）

第52条 支出決定権者は、第49条第2項の規定により支出負担行為の認証を受けるもののうち、財政課長が特に指示するものについては、あらかじめ、会計管理者に対し、同条第1項各号に掲げる書類により協議しなければならない。

改正（平30規則第13号）

第2節 支出の方法

（支出の決定）

第53条 支出決定権者は、支出しようとするときは、法令、契約、請求書その他関係書類に基づいて、支出の根拠、会計年度、支出科目、金額、債権者等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに支出の決定をし、支出票（旅費に係る支出にあつては、旅費支出票。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 2 同一の支出科目から同時に2人以上の債権者に対して支出しようとするときは、集合して前項の規定による調査及び支出の決定（以下「支出の決定」という。）をすることができる。

（分割支出の決定）

第54条 第30条の規定は、法令、契約等の規定に基づき、支出を分割して行う場合の支出の決定について準用する。

（支出の決定の変更）

第55条 支出決定権者は、第53条の規定により支出の決定をしたのちにおいて、当該決定に係る金額を変更する必要があるときは、直ちに増加額又は減少額について、支出の決定をしなければならない。

（請求書による原則）

第56条 支出の決定は債権者からの請求書の提出をまってしなければならない。

- 2 請求書には、債権者の記名押印がなければならない。
- 3 債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、請求書に委任状を添えさせなければならない。
- 4 債権の譲渡又は承継があつた債務に係る支出については、請求書にその事実を証する書面を添えさせなければならない。

(請求書による原則の例外)

第57条 次の各号に掲げる経費については、前条の規定にかかわらず請求書の提出をまたないで支出の決定をすることができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当、共済費、恩給、退職年金、賃金その他の給与金
- (2) 起債の元利償還金
- (3) 寄附金、負担金、補助金、交付金、貸付金、出資金等で支払金額並びに支払先の確定しているもの
- (4) 報償金及び賞賜金
- (5) 扶助費のうち金銭とする給付
- (6) 官公署（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社を含む。以下同じ。）の発する納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費

(報酬、給料等についての特例)

第58条 報酬、給料、職員手当、恩給、退職年金、賃金その他の給与金及び報償金について支出票を作成する場合において、債権者に対し支出すべき金額から法令その他の規定により控除すべきものがあるときは、当該控除すべき金額及び当該控除すべき金額を控除したのち、債権者が現に受けるべき金額を明示して作成しなければならない。

2 前項の場合において、当該支出票には当該控除に係る金額の計算を明らかにした書類を添えなければならない。

(支出命令)

第59条 支出決定権者は第53条から第55条までの規定により支出の決定をしたときは、直ちに出納機関に対して支出命令を発しなければならない。この場合において、官公署の発した納入通知書その他これに類するものがあるときは、あわせてこれを出納機関に送付しなければならない。

2 支出決定権者は、第53条第2項の規定により集合して支出の決定をしたときは、集合して支出命令を発することができる。この場合においては、集合支出命令内訳票によりその内訳を明らかにしなければならない。

(支出命令の審査確認)

第60条 出納機関は、支出命令について、法第232条の4第2項の規定による確認にあたっては、関係書類の提出を求めて行わなければならない。この場合において必要があると認めるときは、あわせて実地に調査することができる。

2 出納機関は、前項の規定による確認の結果支出することができないと認めたものについては、支出決定権者に対し、理由を付して当該支出命令に係る書類を返付しなければならない。

第3節 支出方法の特例

(資金前渡の手続)

第61条 支出決定権者は、施行令第161条第1項各号に掲げる経費について、同条同項の規定に基づき資金前渡の方法により支出しようとするときは、当該現金の支払の事務に従事する職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定し、当該職員を債権者として、前節の規定の例により処理しなければならない。

2 資金前渡の方法により支出するときは、支出票にかえて資金前渡票を用いるものとする。

(前渡資金の保管)

第62条 資金前渡職員は、当該資金の前渡を受けたときは、直ちに支払う場合又は特別の事由がある場合を除くほか、前渡を受けた資金（以下「前渡資金」という。）を最寄

りの郵便局又は金融機関に貯金若しくは預金をし、確実に保管しなければならない。

2 資金前渡職員は、前項の規定による貯金又は預金によって生じた利子については、その額を明確にして保管しなければならない。

3 前渡資金の貯金又は預金によって生じた利子は町の収入とする。

（前渡資金の支払上の原則）

第63条 資金前渡職員は、前渡資金の支払をするときは、当該支払が資金前渡を受けた目的に適合するかどうか、及び法令又は契約の規定に違反することはないか等について調査し、支払をなすべきものと認めるときは、前渡資金経理簿にその旨を記帳して支払をし、債権者から領収証書又は領収証書を徴し難いものについては、支払を証明するに足りる書類（以下「領収証書等」という。）を徴しなければならない。

（前渡資金の精算）

第64条 資金前渡職員は、その受け入れた前渡資金について、支払が完了したとき、若しくは保管事由がなくなったとき、又は当該前渡資金の所属年度の出納閉鎖期日において残金があるときは、直ちにこれを精算し、前渡資金精算票を作成し、これに前条の規定により徴した領収証書等を添えて当該前渡資金に係る支出決定権者に提出しなければならない。

2 支出決定権者は、前項の規定により前渡資金精算票及び領収証書等の提出があったときは、これに基づき関係帳簿を整理するとともに、これを出納機関に送付しなければならない。

（他の普通地方公共団体の職員に資金前渡する場合等の準用）

第65条 前4条の規定は、施行令第161条第2項及び第3項の規定により資金の前渡をする場合に準用する。

（概算払の手続）

第66条 支出決定権者は、施行令第162条各号に掲げる経費について概算払の方法により支払をしようとするときは、前節の規定の例により処理しなければならない。

2 概算払の方法により支出するときは、支出票に代えて概算払票を用いるものとする。

（概算払に係る資金の精算）

第67条 旅費について概算払を受けた職員は、帰庁の日から5日以内に当該受けた資金について精算し、概算払精算票を作成し、これを当該支出決定権者に提出しなければならない。

2 支出決定権者は、概算払を受けた者（前項に規定する職員を除く。）が当該受けた資金について精算書を提出したときは、これに基づき概算払精算票を作成しなければならない。

3 支出決定権者は、前2項の規定により概算払精算票の提出を受け、又はこれを作成したときは、これに基づき関係帳簿を整理するとともに、これを出納機関に送付しなければならない。この場合においては、あわせて前項の規定により提出を受けた精算書を添えなければならない。

（前金払の手続）

第68条 支出決定権者は、施行令第163条又は同令附則第7条の規定により前金払の方法により支出しようとするときは、前節の規定の例により処理しなければならない。この場合において、支出票には「前金払」と記載しなければならない。

2 支出決定権者は、施行令附則第7条の規定により公共工事に要する経費について前金払をする場合には、工事名、工事場所及び請負金額を記載した書面並びに支払計画書、前金払申請書、公共工事の前金払保証事業会社の保証書の副本等を提出させなければな

らない。

（前金払に係る資金の精算）

第69条 前金払を受けた者は、当該前金払の目的とされた事業に変更が生じた場合においては、当該前金払に係る資金について精算書を提出しなければならない。ただし、支出決定権者が特に必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 第67条第2項及び第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（繰替払の手続）

第70条 支出決定権者は、出納機関をして施行令第164条各号に掲げる経費の支払について、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させようとするときは、あらかじめ、当該収納に係る現金の収入決定権者と協議し、当該収入決定権者が当該現金の収納のために出納機関に対し収入命令を発するときにあわせて繰替払命令を発しなければならない。

2 前項の規定による繰替払命令は、収入命令に係る書面に繰替を要する旨を明記し、かつ、当該支払をさせようとする経費の算出の基礎、算出の方法等を明示してしなければならない。

3 第1項の場合において、収入命令が第33条第3項の規定によるものであるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ当該支払をさせようとする経費の算出の基礎、算出の方法等が出納機関に明示されているものである場合に限り、当該収入命令が発せられたものとみなされる時期において繰替払命令が発せられたものとみなす。

（繰替払の整理）

第71条 出納機関は、前条第1項又は第3項の規定による繰替払命令に基づき現金の繰替使用をするときは、支払うべき経費の算出額について誤りがないかどうかを確認のうえ、繰替払整理票を作成し、これに債権者の請求印及び受領印を徴しなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により現金の繰替使用をしたときは、第39条第1項の規定により送付する収入票とあわせて、繰替払済通知票を収入決定権者に送付しなければならない。

3 収入決定権者は、前項の規定により収入票とあわせて繰替払済通知票の送付を受けたときは、遅滞なく繰替払済通知票を当該繰替使用に係る経費の支出決定権者に送付して繰替使用をした現金の補てんを請求しなければならない。

4 支出決定権者は、前項の規定により繰替使用に係る現金の補てんの請求を受けたときは、これを確認のうえ第73条の規定により処理しなければならない。

（過年度支出）

第72条 支出決定権者は、過年度支出に係る支出の決定をしようとするときは、その金額及び事由を記載した書面に債権者の請求書その他の関係書類を添えて、町長の決定を受けなければならない。

（振替収支）

第73条 次の各号に掲げることを目的とする歳出予算の支出（当該支出の結果戻入することとなる場合を含む。以下本条中同じ。）は、振替の方法により行わなければならない。

- (1) 歳入予算に収入するため
- (2) 歳入予算から戻出するため
- (3) 歳入歳出外現金等に受け入れるため
- (4) 歳入歳出外現金等から戻出するため
- (5) 異なる会計の歳入予算に収入するため

(6) 異なる会計の歳入予算から戻出するため

- 2 支出決定権者は、前項の規定により振替の方法により支出しようとするときは、あらかじめ当該受入れをすべき科目の収入決定権者と協議のうえ、前節の規定の例により振替票により処理しなければならない。

(私人に対する支出事務の委託)

第74条 第40条第1項の規定は、施行令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務を委託しようとする場合に準用する。この場合において、第40条第1項中「収入決定権者」、「収入金の徴収又は収納」とあるのは「支出決定権者」、「支出」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 支出決定権者は、私人に支出の事務を委託する場合においては、当該委託に係る契約において、第62条に規定する事項を明らかにしておかなければならない。

- 3 第61条、第63条及び第64条の規定は、当該委託に係る資金の交付、資金の支払及び資金の精算の場合に準用する。

第4節 支払

(小切手の振出等)

第75条 会計管理者等が、小切手を振り出す場合の手続その他については、別に定めるところによる。

改正（平19規則第6号）

(現金払)

第76条 会計管理者等は、現金払をするときは、指定金融機関等及び債権者に支払通知書を送付しなければならない。ただし、1,000円以下の金額で会計管理者等が直接現金払をすることができる場合は、この限りでない。

改正（平19規則第6号）

(隔地払)

第76条の2 会計管理者等は、隔地払の方法により支出しようとするときは、支払場所を設定し、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、これに送金払要求書を添えて当該金融機関に交付するとともに、債権者に送金通知書を送付しなければならない。

改正（平19規則第6号）

(口座振替による支払)

第76条の3 口座振替の方法による支払を受けようとする債権者は、その旨を会計管理者に申し出なければならない。

改正（平19規則第6号）

- 2 会計管理者は、前項の規定により支出をするときは、指定金融機関に指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、資金を交付するとともに口座振替通知書を送付するものとする。

改正（平19規則第6号）

(公金振替書の交付)

第76条の4 会計管理者等は、次の各号の一に該当する場合は、指定金融機関に公金振替書を交付して支出することができる。

改正（平19規則第6号）

- (1) 資金繰入れのため他会計に支出するとき。
- (2) 基金への積立て若しくは繰出し又は基金からの繰入れのとき。
- (3) 歳計現金から歳入歳出外現金に移し替えるとき。

改正（平14規則第17号）

(領収証書)

第76条の5 会計管理者は、支出命令に基づいて支払をしたときは、領収書を徴さなければならない。ただし、領収証書を徴収することができないものにあつては、職員の作成した支払証明書（様式第6号）に町長の証明を受けて領収書に代えることができる。

改正（平19規則第6号）

- 2 領収証書は、請求書の末尾に領収の旨を記載させて領収印を徴し、これに代えることができる。

- 3 債権者の領収印は、請求書に押したものと同一でなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事由によって改印を申し出たときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合においては、会計管理者は、印鑑を証明すべき書類を徴さなければならない。改正（平19規則第6号）

第5節 支出の過誤

（過誤払金の戻入れ）

第77条 支出決定権者は、次の各号の一に該当する場合においては、直ちに過誤払金整理票により当該各号に定める額について、当該支出科目に戻入れの措置をとらなければならない。

- (1) 第55条の規定により支出の決定の変更をする場合において、既に支払がなされている場合 当該減少額に相当する額
 - (2) 第64条第1項（第65条及び第74条第3項で準用する場合を含む。）又は第67条第1項若しくは第2項（第69条で準用する場合を含む。）の規定により前渡資金精算票若しくは概算払精算票又は概算払資金に係る精算書若しくは前金払資金に係る精算書の提出があった場合において、当該精算の結果精算残金が生じた場合 当該精算残金に相当する額
 - (3) 既に支払を終了した金額について、誤払又は過渡しの事実を発見した場合 当該誤払又は過渡しをした額に相当する額
- 2 支払決定権者は、前項の規定により戻入れの措置をとるときは、その事実を示す書類を添えて出納機関に対し、戻入命令を発するとともに、当該返納義務者に対し返納通知書を送付しなければならない。
- 3 返納通知書により指定すべき返納期限は、これを発する日から7日以内としなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、過誤払金の戻入れの手続については、前章の例による。

（支出更正）

第78条 支出決定権者は、支出した経費について会計、会計年度又は支出科目に誤りがあることを発見したときは、直ちにこれを更正するための調査決定をし、関係帳簿を整理するとともに、出納機関に対し、支出更正命令を発しなければならない。

- 2 前項の更正が、所属年度又は会計名に係るものであるときは、会計管理者は、同項の訂正をしたあと、指定金融機関に対し更正請求書（様式第5号）を送付し、誤りの更正を請求しなければならない。改正（平19規則第6号）

第5章 決算

（決算事項の報告書の提出）

第79条 主務課長は、その所掌に属する事務に係る歳入歳出予算の執行の結果について歳入決算事項報告書及び歳出決算事項報告書を作成し、翌年度の6月30日までに財政課長を経て、町長及び会計管理者に提出しなければならない。改正（平30規則第13号）

（歳計剰余金の処分）

第80条 財政課長は、歳計剰余金を法第233条の2の規定により翌年度の歳入又は基金に編入しようとするときは、町長の指示を受けて第73条の規定の例によりこれを処理しなければならない。改正（平30規則第13号）

（翌年度歳入の繰上充用）

第81条 会計管理者は、施行令第166条の2の規定により翌年度歳入の繰上充用を必要とするときは、理由を付してその旨を財政課長に通知しなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、前項の規定により翌年度歳入の繰上充用を必要とする旨の通知を受けたときは、直ちに翌年度の歳入歳出予算の補正案を作成し、町長に提出しなければならない。
改正（平30規則第13号）

3 財政課長は、翌年度の歳入歳出予算に基づき、翌年度の歳入の繰上充用をしようとするときは、町長の指示を受けて、第73条の規定の例により処理しなければならない。

改正（平30規則第13号）

第6章 契約

第1節 競争の手續

（資格の確認）

第82条 契約権者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札に加わろうとする者から次の各号に掲げる書類を徴し、施行令第167条の4及び第167条の5第1項の規定により、その資格を確認しなければならない。

(1) 法令の定めるところにより契約の履行に関し別段の資格を必要とする場合にあっては、その資格を有することを証するに足りる書面

(2) 法人にあっては、前号に掲げる書面のほかその登記簿の抄本

2 契約権者は、前項の規定により資格の確認をしたときは、その資格を有すると認めた者又は資格を有しないと認めた者に対し、それぞれその旨を通知しなければならない。

（入札の公告）

第83条 施行令第167条の6第1項の規定による公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法により行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日までに短縮することができる。

2 前項の公告には、施行令第167条の6に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 一般競争入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所及び期間に関する事項

(3) 入札保証金に関する事項

(4) 入札に参加する資格を有することについて、契約権者の確認を受けなければならない旨

(5) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに本契約が成立する旨

(6) 最低制限価格を設けることとなっているものについては、その旨

(7) その他必要と認める事項

（入札保証金の額）

第84条 施行令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の3以上の額に相当する額とする。

（入札保証金の納付）

第85条 入札保証金は、現金又は第119条各号に掲げる有価証券で納めさせなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価格の算定については、同条に規定するところによる。

2 入札保証金は、契約権者の発する入札保証金納付書により、出納機関に対し納めさせるものとする。

3 出納機関は、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、入札保証金納付済書を当該入札に加わろうとする者に交付しなければならない。

4 契約権者は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該競争入札に加わろうとする者をして、前項の規定により交付を受けた入札保証金納付済書を呈示させ、その確認

をしなければならない。

改正（平8規則第2号）

（入札保証金の免除）

第86条 契約権者は、次の各号の一に該当する場合においては、入札保証金の納付について、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に加わろうとする者が、保険会社との間に、当該町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2箇年の間に当該町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金の還付）

第87条 入札保証金は、落札者以外のものに対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては、当該契約が確定したのち、入札保証金還付請求書の提出を受けてそれぞれ納付者に還付するものとする。

（予定価格の設定）

第88条 契約権者は、一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際にこれを開札場所におかなければならない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、種類によっては、単価について定めることができる。
- 3 予定価格を定める場合には、取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第89条 契約権者は、施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を付して、町長の承認を受けなければならない。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付することができる契約は、予定価格が500万円を超える工事又は製造の請負契約とする。
- 3 契約権者は、前項の場合において最低制限価格を付する必要があると認めるときは、必要があると認める理由並びに付そうとする最低制限価格の額及びその算出基礎を明らかにして、町長の承認を受けなければならない。
- 4 第88条第1項の規定は、最低制限価格を付した場合にこれを準用する。

（入札手続）

第90条 契約権者は、入札者をして入札書を1件ごとに作成させ、所定の日時に所定の場所において提出させなければならない。この場合において、代理人が入札をするときは、あらかじめ委任状を提出させなければならない。

（入札の無効）

第90条の2 次の各号の一に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (1) 入札者の資格、入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が不正の利益を得るため連合して入札したとき。
- (3) 入札に際して不正の行為があったとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札書に記載した金額その他重要な文字が誤脱しているとき、又は不明なとき。

追加（平7規則第13号）

(再度入札)

第90条の3 契約権者は、施行令第167条の8第3項の規定による再度入札をする場合においては、前の入札をした者以外の者を参加させてはならない。 追加(平7規則第13号)

(入札執行の取りやめ)

第90条の4 一般競争入札を執行するに当たり、不正その他の事由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取りやめることができる。

追加(平7規則第13号)

(落札の通知)

第91条 契約権者は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

(指名競争入札の入札参加者の氏名)

第92条 契約権者は、施行令第167条の規定により指名競争入札の方法による契約を締結しようとするときは、なるべく3人以上の者を選定し、町長の認定を得て、入札参加者として指名しなければならない。

2 契約権者は、前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札参加者を指名したときは、当該入札参加者に対し、施行令第167条の12第2項に規定する事項のほか、第83条第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第93条 第82条及び第84条から第91条までの規定は、指名競争入札に付する場合にこれを準用する。この場合において、第86条第2号中「施行令第167条の5」とあるのは「施行令第167条の11」と読み替えるものとする。

(随意契約による場合)

第94条 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約による契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第88条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2 契約権者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格10万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

改正(昭48規則第9号)

(随意契約の種類及び限度額)

第94条の2 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、別表第6左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。 追加(昭57規則第6号)

(せり売りによる場合)

第95条 第82条から第87条まで及び第91条の規定は、施行令第167条の3の規定によりせり売りに付する場合にこれを準用する。

第2節 契約の締結

(請負契約の相手方の資格)

第95条の2 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約の相手方は、同法第3条の規定により許可を受けた建設業者でなければならない。ただし、町長が特に建設業者以外の者を当該契約の相手方とする必要があると認めるときは、この限りでない。

追加(平7規則第13号)

(契約締結の期間)

第95条の3 契約権者は、落札者に、第91条の規定による落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。この場合において、他の入札者をもって落札者とすることはできない。

追加(平7規則第13号)

(契約書の作成)

第96条 契約権者は、契約の相手方が決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

2 契約権者が前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに当該契約書の案の送付を受けたのちこれに記名押印するものとする。

(契約書の記載事項)

第97条 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の種類又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約金額
- (3) 契約の目的
- (4) 契約の履行期限又は期間
- (5) 契約保証金の額
- (6) 契約違反の場合の措置
- (7) 前金払、出来高払の割合、支払方法
- (8) 検査の時期、引渡方法
- (9) 契約代金の支払の時期、方法
- (10) 履行遅延その他債務不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金
- (11) 危険負担に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項

2 前項に定めるもののほか、契約権者は、必要に応じ相手方に対し前項に規定するもの以外の事項について記載させ又は書類の添付を求めることができる。

(契約書の作成の省略)

第98条 次の各号の一に該当する場合においては、第96条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事請負契約でその契約代金の額が130万円未満であるものにつき、指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき。
- (2) 工事請負契約以外の契約で、その契約代金の額が50万円未満であるものにつき、指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物品を引き取るとき。
- (5) 国又は他の地方公共団体等と契約を締結するとき。
- (6) 1件の金額が10万円未満である物件、労力その他の供給をし、又はされるとき。

2 契約権者は、前項第1号又は第2号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため、相手方契約者から請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。

改正（平8規則第2号）

(契約保証金の額)

第99条 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約代金の額の10分の1以上の額とする。

改正（平8規則第2号）

(契約保証金の免除)

第100条 契約権者は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の納付について、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、当該町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約をする場合において、その者が過去2箇年の間に当該町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 国又は他の地方公共団体等と契約を締結するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 1件の契約金額が500万円未満のものを締結するとき。 改正（平8規則第2号）
（契約保証金の還付）

第101条 契約保証金は、契約の履行後、相手方契約者から契約保証金還付請求書の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

（入札保証金に関する規定の準用）

第102条 第85条の規定は、契約保証金を納付させる場合に準用する。この場合において、第85条中「入札保証金納付書」、「入札保証金納付済書」及び「当該入札に加わろうとする者」とあるのは、それぞれ「契約保証金納付書」、「契約保証金納付済書」及び「当該契約を締結しようとする者」と読み替えるものとする。

改正（平8規則第2号）

（延滞違約金）

第103条 契約権者は、相手方の契約者がその責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約の履行をしないときは、遅延日数1日につき契約代金の額の1,000分の1の割合に相当する延滞違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する延滞違約金は、契約代金を支払うとき、当該契約代金から控除することができる。

（仮契約）

第104条 契約権者は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年海士町条例第8号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付加した仮契約書により仮契約を締結しなければならない。

2 契約権者は、仮契約を締結したときは、仮契約の内容、条件、相手方契約者の住所氏名、仮契約締結年月日等について、直ちに町長に報告しなければならない。

3 契約権者は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を相手方契約者に通知しなければならない。

第3節 契約の履行

（監督）

第105条 契約権者又は契約権者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、工事、製造その他の請負契約の履行について、立会、工程の管理、履行中途における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

2 監督職員は、監督の実施にあたっては、契約の相手方の業務の執行を不当に妨げることをないように留意しなければならない。

(検査)

第106条 契約権者又は契約権者から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、工事、製造その他の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他関係書類に基づいて当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3 検査職員は、第1項又は前項の規定による検査又は検収の実施にあたっては、相手方契約者又はその代理人の立会を求めなければならない。

4 検査職員は、前3項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成し、契約権者に提出しなければならない。

(監督又は検査若しくは検収を委託して行った場合の確認)

第107条 契約権者は、施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、監督又は検査若しくは検収を行わせた場合においては、当該受託者をしてその結果を記載した書面を提出させ、これを確認しなければならない。

(代価の支払)

第108条 契約代金は、第106条第4項の規定による検査調書、検収調書及び前条による書面に基づかなければ支払をしてはならない。

(部分払)

第109条 工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分について、その全部の完済前又は完納前にその代価の一部を支払う旨の約定をするときは、当該既済部分又は既納部分に対する代価が契約代金の10分の3を超えた場合においてのみこれを行うものとしなければならない。

2 前項の場合において、当該部分払をする額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れについてはその既納部分に対する代価を超えるものとすることができない。

3 第68条の規定による前金払を受けた者に対し、前項の規定による支払をするときは、前項の規定により算定した金額から前金払をした額に当該既済部分又は既納部分の全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額をもって、その支払額とする。

4 第106条及び前条の規定は、前3項の規定により部分払をする場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合に準用する。

(契約の解除等)

第110条 契約権者は、次の各号に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の約定をしなければならない。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は明らかに履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 着手時間がすぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行につき不正行為があったとき。

(4) 前各号の一に該当する場合を除くほか、相手方契約者が契約に違反したとき。

2 契約権者は、前項各号の一に該当しない場合であってもやむを得ない事由があるときは、契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる旨の約定をすることができる。

第7章 出納機関

(会計管理者の職務代理者)

第111条 法第170条第5項の規定に基づく会計管理者の職務を代理する職員は、出納員とする。

改正（平19規則第6号）

(出納員の設置)

第112条 会計管理者の事務を補助するため、出納員を置くことができる。

改正（平19規則第6号）

(会計職員の設置)

第113条 会計事務を処理するため、現金取扱員、物品取扱員及び経理員を置くことができる。

2 現金取扱員及び物品取扱員は、出納員の命を受け、現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、経理員は上司の命を受け現金及び物品の出納保管の事務を除く他の会計事務をつかさどるものとする。

(出納員等の事務引継)

第114条 出納員又は現金取扱員及び物品取扱員（以下本条中「出納員等」という。）は異動を命ぜられたときは、異動発令の日から7日以内に事務引継書によりその所掌する事務を、後任者に引き継がなければならない。

2 出納員等は、前項に定めるもののほか事務引継をしたときは、次の各号に掲げる書類を各3通作成し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が各1通を保管し、他の1通は、会計管理者に提出しなければならない。

(1) 収入支出引継計算書

(2) 歳入歳出外現金等受入払出引継計算書

(3) 現金引継計算書

(4) 証券引継計算書

(5) 物品引継計算書

改正（平19規則第6号）

3 第1項の規定により難い事務引継については、その都度会計管理者が指示するものとする。

改正（平19規則第6号）

第8章 現金及び有価証券

(収支日計)

第115条 会計管理者は、毎日その日における収納及び支払の合計を現金出納簿に記入し、町長の検印を受けなければならない。

改正（平19規則第6号）

2 第71条第1項の規定により繰替払をしたときは、収支日計表は、当該繰替使用をした額を控除した額について記載するものとし、同条同項の規定により作成した繰替払整理票を添えなければならない。

改正（平14規則第17号）

(現金の保管)

第116条 現金は、原則として金融機関へ預金して保管しなければならない。

(一時借入金)

第117条 会計管理者は、歳出金の支払に充てるため、一時借入金の借入れを必要とすると認めるときは、その旨及び借入必要額を財政課長に通知しなければならない。一時借入金を必要としなくなったとき又は出納閉鎖期日において借入残額があるときもまた同様とする。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、前項の規定により一時借入金の借入れを必要とする旨の通知を受けたときは、一時借入金の額、借入先、借入期間及び利率について会計管理者と協議のうえ、一時借入票により町長の決定を受けなければならない。これを返済する場合もまた同様とする。

改正（平30規則第13号）

- 3 財政課長は、一時借入金の借入れ又は返済について町長の決定を受けたときは、直ちに借入手続又は返済手続をとるとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

改正（平30規則第13号）

（歳入歳出外現金等の整理区分）

第118条 歳入歳出外現金等は、次の各号に掲げる区分により整理し、出納及び保管しなければならない。

(1) 預り金

ア 保証金

- (ア) 入札保証金
- (イ) 契約保証金
- (ウ) 公営住宅敷金
- (エ) その他の保証金

イ 保管金

- (ア) 特別徴収に係る所得税
- (イ) 県民税及び他市町村民税
- (ウ) 地方職員共済組合掛金等
- (エ) その他の保管金

ウ 担保

- (ア) 指定金融機関等の事務取扱いをする者の提出した担保
- (イ) その他の担保
- (ウ) 町営住宅敷金

2 歳入歳出外現金等は、現にその出納を行った日の属する年度により処理しなければならない。

改正（平7規則第13号）

（担保に充てることができる有価証券の種類）

第119条 保証金その他の担保に充てることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その担保価格は、国債証券及び地方債証券にあっては額面金額、その他の有価証券にあっては額面金額の10分の8の額又は時価の10分の8の額のいずれか低いほうの額とする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 鉄道債券
- (4) 電信電話債券
- (5) 割引農林債券
- (6) 割引商工債券
- (7) 割引興業債券
- (8) 町長が确实と認める社債券

（歳入歳出外現金等の受入れ及び払出し）

第120条 歳入歳出外現金等の受入れ及び払出しの手続については、別段の定めがある場合を除くほか、収入及び支出並びに物品の出納の例による。

第8章の2 指定金融機関等

（標札の掲示）

第120条の2 指定金融機関等は、次の各号の定めるところにより標札をそれぞれ店頭に掲げるものとする。

追加（平7規則第13号）

- (1) 指定金融機関は、「海士町指定金融機関」とする。
- (2) 収納代理金融機関は、「海士町収納代理金融機関」とする。
(指定金融機関の派出事務)

第120条の3 指定金融機関は、町出納室に取扱者を派出して町の公金の出納事務を取り扱わなければならない。追加（平7規則第13号）

(出納取扱時間)

第120条の4 指定金融機関の町の公金の出納取扱時間は、午前9時30分から11時30分及び午後1時から3時までとする。追加（平7規則第13号）

(指定金融機関等の印鑑)

第120条の5 指定金融機関等は、別表第7に定める印鑑を備えるものとする。追加（平7規則第13号）

(出納の区分)

第120条の6 指定金融機関は、次の区分により、町の公金又は振替による出納を取り扱わなければならない。

- (1) 繰入金
- (2) 歳出金
- (3) 歳入歳出外現金
- (4) 一時借入金
- (5) 基金に属する現金

2 前項に規定する歳入金及び歳出金は、更に一般会計及び特別会計に区分しなければならない。追加（平7規則第13号）

(預金口座)

第120条の7 指定金融機関等は、会計管理者等の指示するところにより、町の預金口座を設けるものとする。改正（平19規則第6号）

(計算報告)

第120条の8 収納代理金融機関は、取り扱った公金について、日計報告書及び月計報告書を作成し、日計報告書にあつては翌日、月計報告書にあつては翌月3日までに、それぞれ指定金融機関に送付しなければならない。

2 指定金融機関は、取り扱った公金の収納及び支払について、日計報告書及び月計報告書を作成し、日計報告書にあつては翌日、月計報告書にあつては翌月5日までに会計管理者に送付しなければならない。改正（平19規則第6号）

(証拠書類の整理保存)

第120条の9 指定金融機関等は、公金の収納又は支払に関する書類を年度及び会計の区分ごとに整理し、年度経過後5年間これを保存しなければならない。

追加（平7規則第13号）

(収納の手続)

第120条の10 指定金融機関等は、納入義務者、委託収入者又は会計管理者等からの納入通知書に基づき、現金等をもって公金の納付又は払込みがあつたときは、その内容を確認して収納し、領収書を交付しなければならない。改正（平19規則第6号）

2 郵便振替法による公金に関する郵便振替の代理署名人である指定金融機関は、広島郵政局長が指定する郵便局から領収済通知書に添えて公金振替払込高通知書の送付があつたときは、公金即時払金受領証書を提出して現金を受領しなければならない。

3 収納代理金融機関は、収納金を受け入れた日の翌日までに領収済通知書に現金を添え指定金融機関に払い込まなければならない。

4 指定金融機関は、前項の規定により、領収済通知書を添えて現金の払込みを受けたと

きは、自店の受け入れた歳入金等の事務取扱いに準じて取扱い、町公金収納額領収書を収納代理金融機関に交付するものとする。

5 前項の町公金収納額領収書に替えて、町公金受け渡し簿等によって公金の受け渡しについての処理を行うことができるものとする。

6 指定金融機関は、前各項の規定により現金を収納したときは、日計報告書に領収済通知書を添えて会計管理者に送付しなければならない。改正（平19規則第6号）

（口座振替による収納）

第120条の11 指定金融機関等は、町の収入金について納入義務者から口座振替の方法により納付する旨の申出を受けたときは、納入通知書に基づき、当該申出に係る金額をその者の預金口座から払い出して町の預金口座に受け入れ、納入義務者に領収書を交付しなければならない。追加（平7規則第13号）

（公金振替書による振替）

第120条の12 指定金融機関は、会計管理者から第76条の4の規定により、公金振替書の送付を受けたときは、直ちに振替受け入れの手続きをし、振替受入報告書を会計管理者等に送付しなければならない。改正（平19規則第6号）

（領収済通知書の送付）

第120条の13 指定金融機関等は、公金の収納をしたときは、当該収入金に係る領収済通知書を会計の区分ごとに仕訳し、収納代理金融機関にあっては指定金融機関に、指定金融機関にあっては収納代理金融機関から送付された領収書とともに会計管理者等に送付しなければならない。改正（平19規則第6号）

（証券の支払請求）

第120条の14 指定金融機関等は、収納した歳入金について証券があるときは、直ちに当該証券をその支払人に呈示して支払の請求をしなければならない。

2 指定金融機関等は前項の証券支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、歳入を取り消し、証券不渡通知書を作成し、当該証券を添えて会計管理者に送付しなければならない。この場合、収納代理金融機関は、指定金融機関を経由して送付するものとする。改正（平19規則第6号）

（繰替払）

第120条の15 指定金融機関は、繰替払をしたときは、繰替払整理簿により整理し、繰替払報告書を作成し、会計管理者等に送付しなければならない。

改正（平19規則第6号）

（隔地払）

第120条の16 指定金融機関は、会計管理者から第76条の2の規定により、送金払要求書の送付を受けたときは、支払場所に指定された金融機関に対し、支払依頼書を付して速やかに送金の手続きをしなければならない。改正（平19規則第6号）

（口座振替払）

第120条の17 指定金融機関は、第76条の3の規定により会計管理者等から口座振替通知書を添えて小切手の交付を受けたときは、領収書を会計管理者等に送付し、口座振替の手続きをしなければならない。改正（平19規則第6号）

（現金払）

第120条の18 指定金融機関は、債権者からの現金の支払の請求を受けたときは、会計管理者から送付された支払通知書と引替えに現金を支払、領収の証印を徴さなければならない。改正（平19規則第6号）

（小切手支払済通知書の返送）

第120条の19 指定金融機関は、小切手について公金の支払をしたときは、当該小切

手に係る小切手支払済通知書を会計の区分ごとに仕訳して、速やかに会計管理者に送付しなければならない。

改正（平19規則第6号）

（小切手等の確認）

第120条の20 指定金融機関は、会計管理者等が振り出した小切手の呈示を受けたときは、次の事項を調査して、その支払をしなければならない。

改正（平19規則第6号）

- (1) 小切手は合式であるか。
- (2) 小切手がその振出日付から1年を経過したものでないか。
- (3) 小切手と小切手振出済通知書が符号するか。

2 前項の小切手が振出の日付後1年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。

改正（平14規則第17号）

（小切手未払資金の繰越金等）

第120条の21 指定金融機関は、小切手振出済通知書に基づき、小切手の振出日付から1年を経過し、まだ支払を終わらないものがあるときは、直ちに当該小切手振出済通知書の表面余白に「期限経過」の印を押し、これを会計管理者に返送しなければならない。

改正（平19規則第6号）

（収入及び支出の更正）

第120条の22 指定金融機関は、第43条第4項及び第78条第2項の規定によって、会計管理者等から更正請求書により、会計名又は会計年度の更正の請求を受けたときは、直ちにその訂正の手続をしなければならない。

改正（平19規則第6号）

（歳入歳出外現金の出納）

第120条の23 指定金融機関の保管金、一時借入金及び基金に属する現金の出納は、歳入金又は歳出金の出納の例による。

追加（平7規則第13号）

第9章 財産

第1節 公有財産

（公有財産に関する事務）

第121条 公有財産の取得及び処分並びに公有財産に関して生じた損害賠償の請求に関する事務は、財政課長が行うものとする。

改正（平30規則第13号）

2 公有財産（教育財産を除く。）の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものを行うものとする。

- (1) 公共の用に供している公有財産 当該公共用の目的である事務又は事業を所掌する主務課長
- (2) 公用に供している公有財産（本庁舎の用に供するものを除く。） 当該公用の目的である事務又は事業を所掌する主務課長
- (3) 前各号に掲げるもの以外の公有財産 財政課長

改正（平30規則第13号）

（公有財産の取得）

第122条 財政課長は、公有財産を取得しようとするときは、あらかじめそれに必要な調査をし、物権の設定その他特殊な義務があるときは、これの消滅又は排除について必要な措置をとらなければならない。

改正（平30規則第13号）

2 財政課長は、取得した公有財産についてその引渡しを受けるときは、当該取得の原因となった契約、工事等に係る書類等を照合しなければならない。

改正（平30規則第13号）

3 財政課長は、不動産、船舶その他登録又は登録を要する公有財産を取得したときは、直ちに必要な登記又は登録をしなければならない。

改正（平30規則第13号）

4 財政課長は、前項に掲げる公有財産については、法令に別段の定めがある場合を除く

ほかその登記又は登録が完了したのちでなければ代金の支払をしてはならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 改正（平30規則第13号）

（公有財産の取得報告）

第123条 財政課長は、公有財産を取得したときは直ちに次の各号に掲げる事項を記載した書面により町長及び会計管理者にその旨を報告するとともに、行政財産については、当該行政財産の管理に係る財産管理者に引き継がなければならない。

- (1) 取得した公有財産の表示
- (2) 取得した公有財産の用途
- (3) 取得した理由
- (4) 取得した公有財産の評定価額及びその算出基礎
- (5) 取得の方法

改正（平30規則第13号）

2 前項に規定する書面については、必要に応じ、関係図面登記又は登録済の証、契約書の写し等を添付しなければならない。 改正（平14規則第17号）

（公有財産の管理）

第124条 財産管理者は、その管理する公有財産について常にその現況を把握し、当該公有財産の維持、保全、使用の適否及び公有財産の増減等に留意しなければならない。

2 財産管理者は、その管理する公有財産について異動が生じたときは、その都度財産台帳を整理し、かつ、会計管理者にその旨及びその内容を通知しなければならない。

改正（平19規則第6号）

（財産台帳）

第125条 財産管理者は、管理に係る公有財産について行政財産及び普通財産ごとに財産台帳を調製し、それぞれ次に掲げる区分により、その実態を明らかにしておかなければならない。

- (1) 土地及び建物
- (2) 山林
- (3) 動産
- (4) 物権
- (5) 無体財産権
- (6) 有価証券
- (7) 出資による権利

2 前項の財産台帳は、実測図、配置図、平面図等必要な図面を添付しておかなければならない。

3 会計管理者は、第1項の規定による財産台帳の副本を備え、公有財産の現況を把握しておかなければならない。 改正（平19規則第6号）

（財産台帳に登録すべき価額）

第126条 財産台帳に登録すべき価額は、それぞれ当該公有財産の取得の原因により買入価額、建築（建造）価額、取得価額、額面金額、出資金額等によるものとし、これらにより難いものについては、評定価額によらなければならない。

（行政財産の用途の変更又は廃止）

第127条 財産管理者（教育財産の管理者を除く。）はその管理に係る行政財産の用途を変更しようとするとき又は廃止しようとするときは、当該行政財産の表示、変更後の使用目的、変更の理由又は廃止の理由を記載した書面を町長に提出し、決定を受けなければならない。

2 財産管理者（教育財産の管理者及び財政課長である財産管理者を除く。）は、前項の規定により行政財産を廃止することについて決定を受けたときは、用途廃止財産引継書

に当該行政財産に係る関係書類及び関係図面を添えて、直ちに財政課長に引き継がなければならない。
改正（平30規則第13号）

- 3 前2項の規定は、法第238条の2第2項の規定により教育委員会が教育財産の用途の変更について町長へ協議する場合及び法第238条の2第3項の規定により教育委員会が用途を廃止した教育財産を町長へ引き継ぐ場合にそれぞれ準用する。

改正（平12規則第5号）

（行政財産を貸し付け又は私権を設定することができる場合）

- 第128条 行政財産は、法第238条の4第2項、第3項又は第4項の規定に該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、町以外の者に貸し付け、又は私権を設定することができるものとする。

追加（平24規則第7号）

（行政財産の目的外使用）

- 第128条の2 行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、法第238条の4第3項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。

繰下げ（平24規則第7号）

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
 - (2) 公の学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
 - (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特にその必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、必要により更新を妨げない。

- 3 財産管理者（教育財産管理者を除く。以下次項まで同じ。）は、第1項の規定により行政財産の使用の許可をするときは、当該使用の許可を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。

- (1) 使用しようとする行政財産の表示
- (2) 使用しようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前各号のほか、財産管理者の指示する事項

- 4 財産管理者は、第1項の規定により行政財産の使用を許可しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に、前項の規定により提出させた許可申請書を添えて町長の決定を受けなければならない。

- (1) 許可しようとする行政財産の表示
- (2) 許可の相手方
- (3) 使用の理由及び当該使用が行政財産の用途又は目的を妨げないと認める理由
- (4) 使用期間及び許可条件
- (5) 使用料の額

（教育財産の使用許可の協議）

- 第129条 法第238条の2第2項の規定により教育委員会が教育財産の使用の許可にあたり、あらかじめ町長に協議しなければならない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事由以外の事由により使用させようとするとき。
- (2) 使用期間が引き続き10日以上にわたるとき。

（普通財産の貸付）

第130条 財産管理者は、普通財産を貸し付けようとするときは、当該普通財産を借り受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した申込書を提出させなければならない。

(1) 当該普通財産の表示

(2) 借受期間

(3) 借り受けようとする理由及び使用目的

2 財産管理者は、前項の規定により申込書の提出があった場合は、意見に付し、契約書案及び公有財産貸付調書を添えて町長の決定を受けなければならない。

3 前2項の規定は、当該普通財産の貸付契約の更新をする場合に準用する。

（普通財産の貸付期間）

第130条の2 財産の貸付は、次の期間を超えることができない。

(1) 植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は60年

(2) 前項の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は30年

(3) 建物（その敷地を含む。）その他の財産を貸し付ける場合は5年

2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

追加（平8規則第21号）

（普通財産の貸付料）

第130条の3 財産の貸付に対しては、相当の貸付料を徴収する。ただし、公用若しくは公共用に供する場合又は町長（教育委員会所管のものについては教育委員会。以下同じ。）が特に必要があると認めるときはこれを減免することができる。

追加（平8規則第21号）

（普通財産の貸付契約事項）

第130条の4 財産の貸付についてはその目的、貸付期間及び貸付料ほか次に掲げる事項を契約しなければならない。

(1) 貸付期間中といえども町において公用又は公共用に供するため必要があるときは、契約を解除することができる。

(2) 借受人が町長の承認を受けずに財産を目的外の用途に供し、又は他人に転貸し、故意又は過失により荒廃させ、若しくはき損する等契約の趣旨に反する行為をしたときは、何時でも契約を解除することができる。

(3) 現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を必要とすること及び現状を変更したときは町長が認めるものを除くほか、返還の際借受人において原状に復すること。

(4) 借受人が故意又は過失により財産をき損又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償すること。

(5) その他必要な事項

追加（平8規則第21号）

（貸付財産の使用目的及び原形の変更）

第131条 契約権者は、前条の規定により普通財産を貸し付ける場合においては、当該借受人をして次の各号についての文言を記載する旨の約定をさせ契約書を作成しなければならない。

(1) 当該借り受けた普通財産の用途の変更又は原形の変更をしようとするときは、文書により町長の承認を受けなければならない旨

(2) 前号における承認を受けるべき事項が原形の変更に係るものであるときは、前号により提出する文書には、当該普通財産の返還の際には、町長の指示するところに従い借受人の費用で原形に復し、又は当該変更に係る物件を無償で町に寄附する旨

2 財産管理者は、前項の規定による約定に基づき借受人から承認の申出があったときは、必要な調査を行い、意見を付して町長の決定を受けなければならない。

（普通財産の貸付以外の使用）

第132条 前2条の規定は、普通財産の貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。

（普通財産の売却又は譲与）

第133条 財産管理者は、普通財産を売却し、又は譲与（寄附を含む。以下同じ。）しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、町長の決定を受けなければならない。

- (1) 処分しようとする普通財産の表示
- (2) 処分の理由
- (3) 処分する普通財産の評定価額及びその算出基礎
- (4) 売払代金の延納の特約をするときは、その旨及びその内容
- (5) 処分の方法
- (6) 契約書案
- (7) 関係図面

（普通財産の交換）

第134条 財産管理者は、普通財産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、町長の決定を受けなければならない。

- (1) 交換の相手方の住所氏名
- (2) 交換により取得する財産の表示及びその評定価額
- (3) 交換により提供する財産の表示及びその評定価額
- (4) 交換差金があるときは、その額及び納付の方法並びに延納を特約するときは、その旨及びその内容
- (5) 交換理由
- (6) 契約書案
- (7) 交換により取得する財産の登記又は登録簿の謄本
- (8) 交換により取得する財産の関係図面
- (9) 交換により提供する財産の関係図面

（延納利息）

第135条 施行令第169条第2項の規定による利息は、次の各号に掲げる利率により計算した額とする。

- (1) 当該公有財産の譲渡を受けた者が公共団体であるとき。 年6分5厘
- (2) その他のものであるとき。 年8分

2 前項各号に定める延納利率は、町長が特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、これを引き下げることができる。

（延納の場合の担保）

第136条 施行令第169条第2項の規定による担保は、次の各号に掲げる物件のうちから提供させなければならない。

- (1) 第119条第1項各号に掲げる有価証券
- (2) 土地又は建物
- (3) 立木
- (4) 登記した船舶

- 2 前項の場合において、同項第1号に掲げる物件については、質権を、同項第2号から第4号までに掲げる物件については、抵当権を設定させるものとする。
- 3 財産管理者は、延納に係る売払代金又は交換差金が完納されたときは、遅滞なく担保を解除しなければならない。

(普通財産の処分の報告)

第137条 財産管理者は、普通財産を処分したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により町長及び会計管理者にその旨を報告しなければならない。

- (1) 処分した普通財産の表示
- (2) 処分の方法
- (3) 処分財産の売却価格

改正(平19規則第6号)

第2節 物品

(分類)

第138条 物品は、その用途に従い機械器具、備品、消耗品、原材料、生産物、動物及び不用品に分類する。

(管理の義務)

第139条 物品の管理に関する事務に従事する職員及び物品を使用する職員は、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

(保管の原則)

第140条 物品は、常に良好な状態で、常に供用することができるよう保管しなければならない。

2 出納機関は、その保管に係る物品を次の各号に掲げるところにより区分して整理するものとし、これらの物品についての異動を明らかにしておかななければならない。

- (1) 供用に適する物品
- (2) 修繕又は改造を要する物品
- (3) 供用に適しない物品

(標識)

第141条 機械器具及び備品には、標識を付さなければならない。ただし、性質形状等により標識を付しがたいものについては適当な方法により表示することができる。

(出納命令)

第142条 物品管理者は、物品の出納をさせようとするときは出納機関に対し、出納すべき物品について、次の各号に掲げる事項を明らかにして出納命令を発しなければならない。

- (1) 出納すべき物品の分類、品目、規格及び数量
- (2) 出納を必要とする理由及び出納の時期
- (3) 出納すべき部品の引渡しを出納機関から受けるべき者又は出納機関に対してすべき者

2 物品の出納命令は、物品の受入れにあつては、物品受入命令票により、物品の払出しにあつては、物品払出命令票により行うものとする。

3 出納機関は、第1項の出納命令がなければ、物品の出納をすることができない。

(受入れ)

第143条 物品管理者は、次条第1項の規定により物品を使用する職員から物品要求票により物品の供用の要求があつた場合において、当該要求に係る物品を購入する必要があるときは、物品購入票により支出決定権者に対し当該物品の購入の措置を求めなければならない。

- 2 支出決定権者は、前項の規定により、物品の購入の措置の請求があったときは、購入の決定をし、契約権者に対し、物品購入契約の締結の措置を求めなければならない。
- 3 契約権者は、前項の規定による物品購入の要求に基づき、物品購入の発注をした場合において、受注者から当該発注に係る物品の納入があったときは、その規格数量等について検収し、物品購入済通知票及び納品票に検収印を押し、納品票は当該納入者に返付し、当該納入に係る物品及び物品購入済通知票は出納機関に送付するとともに、その旨を物品管理者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定により契約権者が物品及び当該物品に係る物品購入済通知票を出納機関に送付したときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、物品管理者から当該物品の受入れのための出納命令があったものとみなす。
- 5 次の各号に掲げる物品については、前2項の規定にかかわらず、検収を省略し一定期間における受入量を一括して、かつ、口頭で受入れのための出納命令を発することができる。この場合において、その納入の状況を明らかにしておかなければならない。
 - (1) 官報、新聞、雑誌、法規、追録等の定期刊行物で、日、週、月等を1単位として継続して購読するもの
 - (2) その他町長の特に指定するもの
- 6 前5項の規定は、購入以外の事由により物品を受け入れる場合の手続及びその受入れに伴う措置についてこれを準用する。

(供用)

第144条 物品管理者は、物品を使用する職員から物品要求票により要求があった場合において物品を職員の供用に付そうとするときは、出納機関に対し、物品の払出しのための出納命令を発するとともに、当該職員に対し、当該物品を供用すべき旨の命令を発しなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定による払出しのための出納命令に基づき物品を払い出したときは、1人の職員が専ら使用することとされた機械器具、備品又は動物（以下「機械器具等」という。）についてはその職員、2人以上の職員がともに使用することとされた機械器具等については上席者、機械器具等以外の物品についてはその物品を使用する職員から当該物品についての受領印を徴さなければならない。

(返納)

第145条 物品を使用する職員は、当該使用に係る物品を使用する必要がなくなったとき、又は使用することができなくなったときは、その旨を物品管理者に申し出なければならない。

- 2 物品管理者は、前項の規定による申出があったときにおいては、前項の職員に対して当該物品の供用の廃止又は中止による返納命令を発するとともに、出納機関に対して当該物品の返納による受入命令を発しなければならない。

- 3 出納機関は、前項の規定による返納命令に基づき当該物品の返納を受けたときは、関係帳簿を整理して当該職員の確認を受けなければならない。

(修繕又は改造)

第146条 物品の修繕又は改造については、第143条及び第144条の規定を準用する。

(所管換)

第147条 物品管理者は、物品の効率的な供用のため必要があるときは、所管換をすることができる。

- 2 物品管理者は、その所管する物品について所管換をしようとするときは、当該物品を受け入れる物品管理者と協議のうえ当該所管換調書を作成し、町長の決定を受け、出納

機関に対し、当該所管換に伴う物品の払出命令を発しなければならない。この場合において、当該物品が職員の供用に付されているものであるときは、当該職員に対し、返納命令を発し、出納機関に対し、当該返納に伴う受入命令を発したのちにしなければならない。

- 3 所管換に係る物品を受け入れる物品管理者は、前項の規定により所管換について決定があったときは、出納機関に対し、当該所管換に係る物品の受入命令を発しなければならない。

(分類換)

第148条 物品管理者は、物品を効率的に供用させるため必要があるときは、その管理する物品について分類換をすることができる。

- 2 物品管理者は、前項の規定によりその管理する物品について分類換したときは、物品分類換通知書により、出納機関に通知しなければならない。

(不用の決定等)

第149条 物品管理者は、供用の必要がないと認める物品又は供用することができないと認める物品については、不用の決定をすることができる。この場合において、当該物品の最小計算単位の購入価額又は評定価格が10,000円以上であるときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 物品管理者は、前項の規定により不用の決定をした物品について、その性質、状態により売払い又は廃棄の決定をしなければならない。
- 3 物品管理者は、前項の規定により売払い又は廃棄の決定をしたときは、第144条及び第148条の規定の例により処理しなければならない。

(売払い)

第150条 物品管理者は、必要の都度契約権者に対し、物品の売払いについて必要な措置をとるよう請求しなければならない。

- 2 契約権者は、前項の規定により物品の売払いの措置の請求があったときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

(占有動産)

第151条 出納機関は、施行令第170条の5第1項各号に掲げる動産については本節の規定の例により管理しなければならない。

第3節 債権

(債権管理者の指定)

第152条 債権の管理に関する事務は、財政課長が行うものとする。

改正（平30規則第13号）

(債権管理者の事務の範囲)

第153条 債権管理者の事務の範囲は、町の債権について、町が債権者として行うべき事務のうち、次の各号に掲げるものを除いたものとする。

改正（平19規則第6号）

- (1) 収入決定権者が行うべき事務
- (2) 滞納処分職員が行うべき事務
- (3) 担保として提供を受けた現金、有価証券その他の物件の保管に関する事務

(債権の発生に関する通知)

第154条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には遅滞なく債権が発生したことを債権管理者に通知しなければならない。ただし、法令又は契約により契約金額の全部をその発生と同時に納入すべきこととなっている債権については、この限りでない。

- (1) 契約権者 債権の発生の原因となるべき契約を締結したとき、及び当該契約に関して債権が発生したことを知ったとき。

- (2) 支出決定権者 支出負担行為の結果による返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。
- (3) 出納機関 支払金の誤払い又は過渡しによる返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。
- (4) 財産管理者 その管理に係る公有財産に関して、債権が発生したことを知ったとき。
- (5) 物品管理者 その管理に係る物品に関して債権が発生したことを知ったとき。

2 前項の規定による債権の発生のお知らせは、債権発生通知書により行わなければならない。当該通知をした事項について異動が生じたとき、又は当該通知に係る債権が消滅したときも、また同様とする。

(督促の請求)

第155条 債権管理者は、その所掌する債権について、収入決定権者に対し施行令第171条の規定による督促をなすべきことを請求することができる。

2 収入決定権者は、前項の規定により請求を受けたときは、直ちにその措置をとるとともに、その旨を債権管理者に通知しなければならない。

(保全及び取立て)

第156条 債権管理者は、その所掌する債権について、施行令第171条の2から第171条の4までの規定に基づきその保全又は取立ての措置をとる必要があると認めるときは、町長の決定を受けなければならない。ただし、施行令第171条の4第1項の規定により債権の申出をするときは、この限りでない。

2 債権管理者は、前項の規定により債権の保全又は取立ての措置を行ったときは、その旨及びその結果を収入決定権者へ通知しなければならない。

(担保の提供)

第157条 第136条第1項から第3項までの規定は、施行令第171条の4第2項の規定により担保を提供させる場合に準用する。

(徴収停止)

第158条 債権管理者は、その所掌する債権について、施行令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により町長の決定を受けなければならない。

- (1) 徴収停止をしようとする債権の表示
- (2) 施行令第171条の5の各号の一に該当する理由
- (3) その他必要と認める理由

2 債権管理者は、徴収停止の措置をとった場合において、その後の事情の変更等によりその措置が不適当と認められることとなったときは、直ちにその措置を取り消さなければならない。

3 債権管理者は、前2項による措置をとったときは、その旨を収入決定権者に通知しなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第159条 施行令第171条の6の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申出に基づいて行うものとする。

2 前項による申出書には、次の各号に掲げる事項の記載がなければならない。

- (1) 債務者の住所氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由

- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限延長に係る担保及び利息に関する事項
- (7) 第162条各号に掲げる趣旨の条件を付することを承諾する旨

3 債権管理者は、債権者から履行延期の申出があった場合において、施行令第171条の6第1項各号の一に該当し、かつ、履行延期の特約をすることが債権の管理上必要であると認めるときは、それらの理由を付した書面に当該申出書を添えて、町長の決定を受けなければならない。

4 債権管理者は、履行延期の特約等をするときは、その旨を債務者に通知するとともに、収入決定権者にも通知しなければならない。

(履行期限を延長する期間)

第160条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合にあっては、履行期限又は履行延期の特約等をする日から5年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をする 것을妨げない。

(履行延期特約等に係る措置)

第161条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、特に町長が認める場合を除くほか、担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。

2 第135条及び第136条の規定は、前項の規定により担保を提供させ、及び利息を付する場合に準用する。

(履行延期の特約等に付する条件)

第162条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合には、次の各号に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類等を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求めること。

(2) 次に掲げる各号の一に該当する場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げること。

ア 債務者が町の不利益になるようにその財産を隠し、若しくは処分し、又は虚偽の債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 施行令第171条の4第1項の規定により配当の要求その他債権の申出をする必要が生じたとき。

エ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

(免除)

第163条 施行令第171条の7の規定による債権の免除は、債務者からの書面による申出に基づいて行うものとする。

2 債権管理者は、債務者から前項の規定により債権の免除の申出があった場合において、当該書面の内容の審査により、施行令第171条の7第1項の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することが管理上やむを得ないと認められるときは、それらの理由を記載した書面に当該申出書その他の関係書類を添えて町長の決定を受けなければならない。

3 債権管理者は、前項の規定により債権の免除をしたときは、免除する金額、免除の日付及び施行令第171条の7第2項に規定する債権にあっては、同項後段に規定する条件を明らかにした書面を当該債務者に送付しなければならない。

(消滅)

第164条 債権管理者は、その所掌する債権について、弁済があったとき、消滅事項が完成したとき又は前条の規定により債権の免除をしたときは、遅滞なくその旨を収入決定権者に通知しなければならない。

2 債権管理者は、その所掌に属する債権について、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するとともに、その旨を収入決定権者に通知しなければならない。

- (1) 債務者である法人の清算が終了したこと。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第241条の規定により債務者が当該債権につきその責めを免れたこと。
- (4) 破産法（大正11年法律第71号）第366条の12の規定により債務者が当該債権につきその責めを免れたこと。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したこと。

第4節 基金

(基金管理者の指定)

第165条 基金の管理に関する事務は、当該基金の設置の目的に従い、特に必要があると認めて町長が指定するものを除くほか、会計管理者が行うものとする。

改正（平19規則第6号）

(手続の準用)

第166条 基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、公有財産若しくは物品の管理及び処分又は債権の管理については、第3章、第4章及び本章第1節から前節までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「収入決定権者」、「支出決定権者」、「財産管理者」又は「物品管理者」とあるのは、「基金管理者」と読み替えるものとする。

第10章 事故報告

(亡失又は損傷の届出)

第167条 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員がその保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて、直ちに会計管理者を経て町長に届け出なければならない。この場合において、資金前渡職員にあっては支出決定権者を、物品を使用している職員にあっては物品管理者を経たのち会計管理者を経由するものとする。

改正（平19規則第6号）

- (1) 亡失し、又は損傷した職氏名
- (2) 亡失し、又は損傷した日時及び場所
- (3) 亡失し、又は損傷した現金、有価証券又は物品の数量及び金額
- (4) 亡失し、又は損傷した原因である事実の詳細
- (5) 亡失し、又は損傷した事実を発見したのちに執った処置

2 前項の場合において、経由すべきものと定められた職員は、次の各号に掲げる事項について副申しなければならない。

改正（平14規則第17号）

- (1) 亡失又は損傷に係る現金、有価証券又は物品の平素における保管の状況

- (2) 亡失又は損傷の事実の発見の動機
- (3) 亡失し、又は損傷した職員の責任の有無及び弁償の範囲
- (4) 町が受けた損害に対する補てんの状況及び補てんの見込み
(違反行為又は怠った行為の届出)

第168条 支出決定権者、出納機関若しくは契約権者又は第3項各号に掲げる職員が法第243条の2第1項各号に掲げる行為について法令に違反して当該行為をしたこと又は当該行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて町長に届け出なければならない。この場合において、出納機関（会計管理者を除く。）又は第3項各号に掲げる職員が与えた損害に係る届出については、会計管理者、支出決定権者又は契約権者を經由しなければならない。

- (1) 損害を与えた職員の職氏名
- (2) 損害を与えた結果となった行為又は怠った行為の内容
- (3) 損害の内容 改正（平19規則第6号）

2 前項の場合において、經由すべきものと定められた職員は次の各号に掲げる事項について副申しなければならない。

- (1) 損害を与えた職員の平素の執務状況
- (2) 損害を与えた事実の発見の動機
- (3) 町の受けた損害に対する補てんの状況及び補てんの見込み

3 法第243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 支出負担行為 海士町役場決裁規程の規定により支出決定権者又は契約権者の権限を代決することができる者
- (2) 法第232条の4第1項の命令 海士町役場決裁規程の規定により支出決定権者の権限を代決することができる者
- (3) 法第232条の4第2項の確認 第111条の規定により会計管理者の職務を代理することができる者
- (4) 法第234条の2第1項の監督又は検査 第105条第1項又は第106条第1項の規定により契約権者から監督又は検査を命ぜられた職員 改正（平19規則第6号）
(公有財産に関する事故報告)

第169条 財産管理者（教育財産の管理者を除く。）は天災その他の事故により、その管理に属する公有財産について滅失又はき損を生じたときは、直ちにその状況を書面により町長及び会計管理者に報告しなければならない。 改正（平19規則第6号）

2 教育委員会は、教育財産について前項に掲げる事情が生じたときは、同項の規定の例により町長及び会計管理者に報告しなければならない。 改正（平19規則第6号）

第11章 帳簿及び諸表 (備付帳簿)

第170条 この規則に定めるところにより、財務に関する事務を所掌する者は、別表第3に定めるところにより帳簿を備え、その所掌に係る財務に関する事務について事件のあった都度、所定の事項を記載し、又は関係書票を編てつし整理しなければならない。

2 前項に規定する帳簿は、毎年度会計別に調製しなければならない。ただし、台帳にあつては、この限りでない。
(財務伝票)

第171条 財務に関する事務は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、別表第4に定めるところにより財務伝票をもって処理するものとする。

(諸表等)

第172条 前2条に定めるもののほか、財務に関する事務の処理にあたり作成し、又は使用すべき書類及び印判、標識その他の物件のひな型の様式は、別表第5に掲げる区分に従い、同表に定めるところによる。

(金額の表示)

第173条 金銭の収支に関して証拠となるべき書類（以下「証拠書類」という。）に金額を表示する場合においては、アラビア数字又は漢数字を用いなければならない。

2 前項の場合において、アラビア数字を用いるときにあっては金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときにあっては金額の頭初に「金」の文字を記入することとし、漢数字を用いるときにあっては「一」、「二」、「三」及び「十」の数字は、「壹」、「貳」、「参」及び「拾」の字体を用いなければならない。

(数字及び文字の訂正)

第174条 証拠書類に記載した金額、数量その他の記載事項は、別段の定めがある場合を除くほか、訂正してはならない。

2 証拠書類の記載事項をやむを得ない事由により訂正するときは、朱で二線を引き、押印し、又は押印させ、その右側又は上側に正書するとともに、訂正した数字を明らかに読むことができるようにしておかなければならない。

(原本による原則)

第175条 証拠書類は、原本に限る。ただし、原本により難いときは、別段の定めがある場合を除くほか、収入決定権者又は支出決定権者が原本と相違ない旨を証明した謄本をもってこれに代えることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 海士町財務規則（昭和36年海士町規則第3号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前において、廃止前の海士町財務規則（昭和36年海士町規則第3号）の規定に基づいてなされた処分又はその他の手続は、法、施行令又は施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和44年12月1日規則第8号）から

附 則（平成14年8月1日規則第17号）まで 略

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月1日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第7号）

この規則は、平成24年12月20日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月28日規則第13号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表第 1（第50条関係）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節 区 分	支 出 負 担 行 為 の 認 証 を 受 け る 時 期	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	支 出 負 担 行 為 の 範 囲	支 出 負 担 行 為 の 認 証 に 必 要 な お も な 書 類	備 考
1 報 酬 2 給 料	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支給しようとする当該期間の額	(1) 資金前渡票又は支出票 (2) 第58条に規定する書類	
3 職員手当 4 共 済 費	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 資金前渡票又は支出票 (2) 第58条に規定する書類	
5 災害補償金 6 恩給及び 退職年金	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類 (3) 戸籍謄本又は抄本	
7 賃 金	雇入れようとするとき。	雇入れのとき。	賃金単価と雇用人員及び雇用期間の積算額	(1) 支出負担行為票 (2) 雇入関係書類	
8 報 償 費	交付を決定しようとするとき。	交付決定のとき。	交付を要する額	(1) 支出負担行為票	
	購入契約を締結しようとするとき。	購入契約を締結するとき。	購入契約金額	(2) 物品購入票	
9 旅 費	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 旅費支出票 (2) 旅行命令簿、依頼簿 (3) 第56条に規定する書類	
10 交 際 費	交付しようとするとき。	交付決定のとき。	交付しようとする額	(1) 支出負担行為票	
11 需 要 費 (1) 消耗品費 燃料費 賄材料費 飼 料 費 医薬材料費	購入契約を締結しようとするとき。	購入契約を締結するとき。	購入契約金額	(1) 支出負担行為票又は物品購入票 (2) 契約書等	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 物品購入票又は支出票	
	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	

(3) 光熱水費	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
(4) 食糧費	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票	
12 役務費	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
(1) 電話料	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
(2) 運搬料 保管料	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
(3) 保険料	契約を締結しようとするとき又は 払込通知を受けたとき。	契約を締結したとき 又は払込通知を受けたとき。	払込指定金額	(1) 支出負担行為票又は支 出票 (2) 契約書等	
(4) その他の 役務費	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
13 委託料	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
14 使用料及び 賃借料	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
15 工事請負費	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等	
16 原材料費					
17 公有財産 購入費	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	

18 備品購入費	契約を締結しようとするとき。	契約を締結するとき。	契約金額	(1) 支出負担行為票又は物品購入票 (2) 契約書等	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
19 負担金補助及び交付金	指令をしようとするとき。	指令をするとき。	指令金額	(1) 支出負担行為票 (2) 指令書等の写し	
	請求のあったとき。	請求のあったとき。	請求のあった額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
20 扶 助 費	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類	
21 貸 付 金	貸付を決定しようとするとき。	貸付決定のとき。	貸付を要する額	(1) 支出負担行為票 (2) 契約書等 (3) 貸付申請書	
22 補償、補てん及び賠償金	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類又は支出の原因となる書類	
23 償還金、利子及び割引料	支払期日及び支出を決定しようとするとき。	支払期日及び支出決定のとき。	支出を要する額	(1) 支出票 (2) 支出の原因となる書類	
24 投資及び出 資 金	出資又は払込みを決定しようとするとき。	出資又は払込み決定のとき。	出資又は払込みを要する額	(1) 支出負担行為票 (2) 申請書	
25 積 立 金	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 振替票	
26 寄 附 金	寄附を決定しようとするとき。	寄附決定のとき。	寄附しようとする額	(1) 支出負担行為票 (2) 寄附申込書	
27 公 課 費	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額	(1) 支出票 (2) 公課令書の写し	
28 繰 出 金	繰出しを決定しようとするとき。	繰出決定のとき。	繰出しを要する額	(1) 振替票	

別表第2（第50条関係）

支出負担行為の整理区分（支払区分）

支払区分	支出負担行為の 認証を受ける時期	支出負担行為と して整理する時期	支出負担 行為の範囲	支出負担行為の認証に 必要なおもな書類
1 資金前渡	資金の前渡をしようと するとき。	資金の前渡をするとき。	資金前渡を要する額	(1) 資金前渡票
2 概算払	概算払をしようとするとき。	概算払をするとき。	概算払を要する額	(1) 概算払票又は旅費概算払票
3 前金払	前金払をしようとするとき。	前金払をするとき。	前金払を要する額	(1) 支出票 (2) 支出の原因となるべき書類
4 繰替払	繰替補てんをしようとする とき。	繰替補てんをするとき。	繰替補てんを要する額	(1) 振替票 (2) 繰替払整理票 (3) 繰替使用する経費の算出 の基礎を明らかにした書類
5 過年度支出	過年度支出をしようとする とき。	過年度支出をするとき。	過年度支出を要する額	(1) 支出票 (2) 第56条に規定する書類 (3) 第72条に規定する書類

別表第3（第170条関係） 改正（平30規則第13号）

備付帳簿		帳簿	
番号	帳簿名称	備付義務者	編綴書又は様式番号
(第2章関係)			
3-2-1	歳入歳出予算原簿	財政課長	第1号様式
(第3章関係)			
3-3-1	歳入簿	出納機関	収入月計票、収入命令票、収入票、過誤納金整理票、収入更正票C及びD、 収入未済金繰越調書C及びD、不納欠損金整理票B、振替票E
3-3-2	歳入内訳簿	収入決定権者	収入月計票、予算差引票、収入票、過誤納金命令票、収入更正票A及びB、 集合収入更正命令内訳票A、収入未済金繰越調書A及びB、不納欠損金整理 票A、振替票C

3-3-3	徴収簿	収入決定権者	第2号様式
3-3-4	滞納繰越簿	収入決定権者	収入未済金繰越内訳書
3-3-5	領収済通知整理簿	出納機関	納入通知書、現金等払込書B、領収書、督促状
3-3-6	町債台帳	財政課長	第3号様式
3-3-7	領収証書綴受払簿	会計管理者	第4号様式
(第4章関係)			
3-4-1	歳出簿	出納機関	支出月計票、予算流用通知書、予備費充当通知票、支出命令票、資金前渡票C、概算払票C、振替票D、支出更正票C及びD、集合支出更正命令内訳票B
3-4-2	予算差引簿	支出決定権者	支出月計票、予算流用伺予算差引票、予算費充当伺予算差引票、支出負担行為票A、支出票、資金前渡票A、概算払票A、振替票A、支出更正票A及びB、集合支出更正命令内訳票A
3-4-3	支出負担行為差引簿	財政課長	支出負担行為票B、資金前渡票B、概算払票B、振替票B、支出更正票E及びF
3-4-4	資金前渡整理簿	支出決定権者	資金前渡票D、前渡資金精算票A
3-4-5	前渡資金経理簿	資金前渡職員	第5号様式
3-4-6	概算払整理簿	支出決定権者	概算払票D、概算払精算票A
3-4-7	繰替払整理簿	支出決定権者	繰替払整理票A
3-4-8	過誤払金整理簿	支出決定権者	過誤払令整理票、返納通知書B
(第8章関係)			
3-8-1	歳入歳出外現金整理簿	出納機関	(歳入簿、歳出簿に準ずる)
3-8-2	預り証券整理簿	出納機関	第7号様式
3-8-3	一時借入金整理簿	財政課長	一時借入票A
(第9章関係)			
3-9-1	公有財産台帳	財産管理者	第8号様式
3-9-2	公有財産貸付台帳	財産管理者	公有財産貸付調書
3-9-3	備品台帳	出納機関	第9号様式

3-9-4	物 品 出 納 簿	出 納 機 関	物品分類換調書A及びB、物品受入命令票A、物品払出命令票A、 物品請求票A、物品購入伺、物品所管換調書A及びB
3-9-5	債 権 台 帳	債 権 管 理 者	債権発生通知書

別表第4（第171条関係） 改正（平30規則第13号）

財 務 伝 票						
番 号	伝 票 名 称	起 票 者	様 式 番 号	構 成 票	編 て つ 帳 簿	備 考
（第2章関係）						
4-2-1	収 入 月 計 票	帳 簿 備 付 義 務 者	第10号様式	A 収入月計票	歳入簿、歳入内訳簿	
4-2-2	支 出 月 計 票	帳 簿 備 付 義 務 者	第11号様式	A 支出月計票	歳出簿、予算差引簿 支出負担行為差引簿	
4-2-3	予 算 流 用 票 （予備費充当票）	支 出 決 定 権 者	第12号様式	A 伺 票 B 控 票 C 控 票 D 控 票 E 流用（充当）通知 票 F 流用（充当）通知 控票	予算差引簿（受入科目） 予算差引簿（払出科目） 支 出 負 担 行 為 差 引 簿 （ 受 入 科 目 ） 支 出 負 担 行 為 差 引 簿 （ 払 出 科 目 ） 歳 出 簿 （ 受 入 科 目 ） 歳 出 簿 （ 払 出 科 目 ）	財政課の 予備費の科目 財政課の 予備費の科目
（第3章関係）						
4-3-1	調 定 票	収 入 決 定 権 者	第13号様式	A 伺 票 B 収入命令票	歳 入 内 訳 簿 歳 入 内 訳 簿	
4-3-2	集 合 収 入 命 令 内 訳 票	収 入 決 定 権 者	第14号様式	A 伺内訳票 B 命令内訳票	歳 入 内 訳 簿 歳 入 内 訳 簿	
4-3-3	納 入 通 知 書	収 入 決 定 権 者	第15号様式	A 納入通知書 B 領収済通知書 C 領収証書	領 収 済 通 知 整 理 簿	収納金融機関 保管 納入者保管

4-3-4	現金等払込書	出納機関又は 収入事務受託者	第16号様式	A 現金等払込書 B 領収済通知書 C 領収証書	領収済通知整理簿	収納金融機関 保管 払込者保管
4-3-5	領収証書	出納機関又は 収入事務受託者	第17号様式	A 原 符 B 払込書内訳票 C 領収証書	領収済通知整理簿	発行者保管 納入者保管
4-3-6	収入票	出納機関	第18号様式	A 領収済通知総括票 B 日計内訳用票 C 歳入簿用票 D 収入決定権者通知 票	領収済通知整理簿 現金出納簿 歳入内訳簿	
4-3-7	過誤納金整理票	収入決定権者	第19号様式	A 伺 票 B 払戻命令票 C 返還通知票	歳入内訳簿 歳入簿	出納機関
4-3-8	収入更正票	収入決定権者	第20号様式	A 伺 票 B 控 票 C 更正命令票 D 更正命令控票	歳入内訳簿（原科目） 歳入内訳簿（更正科目） 歳入簿（原科目） 歳入簿（更正科目）	
4-3-9	集合収入更正 命令内訳票	収入決定権者	第21号様式	A 伺内訳票 B 更正命令内訳票	歳入内訳簿（更正科目） 歳入簿（更正科目）	
4-3-10	督促状	収入決定権者	第22号様式	A 督促状 B 領収済通知書 C 領収証書	領収済通知整理簿	収納金融機関 保管 納入者保管
4-3-11	収入未済金 繰越調書	収入決定権者	第23号様式	A 伺 票 B 控 票 C 繰越通知書 D 繰越通知控票	歳入内訳簿（現年度分） 歳入内訳簿 （繰越年度分） 歳入簿（現年度分） 歳入簿（繰越年度分）	
4-3-12	不納欠損金 整理票	収入決定権者	第24号様式	A 伺 票 B 不納欠損処分命令 票	歳入内訳簿 歳入簿	

(第4章関係)						
4-4-1	支出負担行為票	支出決定権者	第25号様式	A伺票 B控票	予算差引簿 支出負担行為差引簿	
4-4-2	支出票	支出決定権者	第26号様式	A伺票 B控票 C支出命令票	予算差引簿 支出負担行為差引簿 歳出簿	
4-4-3	集合支出命令票 内訳票	支出決定権者	第27号様式	A伺内訳用票 B命令内訳用票	予算差引簿 歳出簿	
4-4-4	資金前渡票	支出決定権者	第28号様式	A伺票 B控票 C支出命令票 D請求兼領収票	予算差引簿 支出負担行為差引簿 歳出簿 資金前渡整理簿	
4-4-5	前渡資金精算票	資金前渡職員	第29号様式	A前渡資金精算票	資金前渡整理簿	
4-4-6	概算払票	支出決定権者	第30号様式	A伺票 B控票 C支出命令票 D請求兼領収票	予算差引簿 支出負担行為差引簿 歳出簿 概算払整理簿	
4-4-7	旅費支出票 (旅費概算払票)	支出決定権者	第31号様式	A伺票 B控票 C支出命令票 D請求兼領収票	予算差引簿 支出負担行為差引簿 歳出簿 (旅行命令簿)	
4-4-8	概算払精算票	概算払資金 受領書	第29号様式 に準ずる	A概算払精算票	概算払整理簿	
4-4-9	繰替払整理票	収納金融機関 又は出納機関	第32号様式	A計算票請求兼領 収票 B繰替払済通知書	繰替払整理簿	

4-4-10	振替票	支出決定権者	第33号様式	A 伺票 B 控票 C 控票 D 振替支出命令票 E 振替収入命令票 F 日計内訳用票	予算差引簿 支出負担行為差引簿 歳入内訳簿 歳出簿 歳入簿 現金出納簿	
4-4-11	小切手振出調書	出納機関	第34号様式	A 小切手振出調書 B 小切手振出済通知書	小切手振出簿	
4-4-12	送金払票	出納機関	第35号様式	A 原符 B 送金払請求書 C 送金払通知書	送金払整理簿	支払金融機関 保管 債権者保管
4-4-13	公金振替書	出納機関	第36号様式	A 原符 B 公金振替書 C 振替済通知書	現金出納簿	出納機関保管 支払金融機関 保管
4-4-14	過誤払金整理票	支出決定権者	第37号様式	A 伺票 B 戻入命令書	過誤払金整理簿	(支払証拠書 綴)
4-4-15	返納通知書	支出決定権者	第38号様式	A 返納通知書 B 返納済通知書 C 領収証書	過誤払金整理簿	収納金融機関 保管 返納者保管
4-4-16	支出更正票	支出決定権者	第20号様式 に準ずる	A 伺票 B 控票 C 更正命令票 D 更正命令控票 E 控票 F 控票	予算差引簿(原科目) 予算差引簿(更正科目) 歳出簿(原科目) 歳出簿(更正科目) 支出負担行為差引簿 (原科目) 支出負担行為差引簿 (更正科目)	
4-4-17	集合支出更正 命令内訳票	支出決定権者	第21号様式 に準ずる	A 伺内訳票 B 更正命令内訳票	予算差引簿(更正科目) 歳出簿(更正科目)	

(第6章関係)						
4-6-1	入札保証金 納付書 (契約保証金納付書)	契約権者	第39号様式	A 入札(契約)保証金納付書 B 入札(契約)保証金納付済書・還付請求書		出納機関保管 納付者保管
(第8章関係)						
4-8-1	一時借入票	財政課長	第40号様式	A 借入(返済)伺票 B 借入(返済)通知票	一時借入金整理簿 現金出納簿	
(第9章関係)						
4-9-1	物品分類換調書	物品管理者	第41号様式	A 伺票 B 分類換通知票	物品出納簿(原分類) 物品出納簿(変更分類)	
4-9-2	物品受入命令票	物品管理者	第42号様式	A 物品受入命令票	物品出納簿	
4-9-3	物品払出命令票	物品管理者	第43号様式	A 物品払出命令票	物品出納簿	
4-9-4	物品要求票	物品使用者	第44号様式	A 物品要求票兼払出命令票	物品出納簿	
4-9-5	物品購入票	支出決定権者	第45号様式	A 伺票 B 物品購入済通知票兼受入命令票 C 納品兼請求兼領収票	支出負担行為差引簿 物品出納簿	支払証拠書類
4-9-6	物品所管換調書	物品管理者	第46号様式	A 伺票兼払出命令票 B 伺票兼受入命令票	物品出納簿(払出) 物品出納簿(受入)	

別表第5（第172条関係）

諸 表 等				
番 号	名 称	様式番号	備 考	
5-2-1	歳入歳出予算見積書	第47号様式	第7条	
5-2-2	歳出予算経費内訳書	第48号様式	〃	
5-2-3	継続費見積書	第49号様式	〃	
5-2-4	繰越明許費見積書	第50号様式	〃	
5-2-5	債務負担行為見積書	第51号様式	〃	
5-2-6	地方債見積書	第52号様式	〃	
5-2-7	歳入歳出補正予算見積書	第53号様式	第10条	第1項
5-2-8	歳出補正予算経費内訳書	第54号様式	〃	〃
5-2-9	継続費補正見積書	第55号様式	〃	〃
5-2-10	繰越明許費補正見積書	第56号様式	〃	〃
5-2-11	債務負担行為補正見積書	第57号様式	〃	〃
5-2-12	地方債補正見積書	第58号様式	〃	〃
5-2-13	歳入予算収入計画書	第59号様式	第15条	第1項
5-2-14	年間事業実施計画書	第60号様式	〃	〃
5-2-15	四半期事業実施計画書	第61号様式	〃	〃
5-2-16	年間資金計画書	第62号様式	第15条	第2項
5-2-17	年間予算執行計画書	第63号様式	〃	第3項
5-2-18	四半期予算執行計画書（予算配当書）	第64号様式	第16条	第1項
5-2-19	弾力条項適用調書	第65号様式	第19条	第1項
5-2-20	事故繰越繰越調書	第66号様式	第21条	第1項
5-2-21	事故繰越内訳書	第67号様式	〃	〃
5-2-22	継続費繰越説明書	第68号様式	第22条	第1項
5-2-23	繰越明許費繰越説明書	第69号様式	第24条	第1項
5-2-24	弾力条項適用経費精算報告書	第70号様式	第25条	第1項
5-2-25	事故繰越繰越説明書	第71号様式	第26条	
（第3章関係）				
5-3-1	証券支払拒絶通知書	第72号様式	第40条	第1項
5-3-2	身分を示す証票（収入事務受託者）	第73号様式	第41条	第2項
5-3-3	収入金計算書	第74号様式	〃	第4項
5-3-4	身分を示す証票（滞納処分職員）	第75号様式	第46条	第3項
5-3-5	収入未済金繰越内訳書（滞納繰越簿）	第76号様式	〃	〃
（第4章関係）				
5-4-1	支出負担行為認証印ひな型	第77号様式	第50条	第2項
5-4-2	繰替払命令印のひな型	第78号様式	第71条	第2項
（第5章関係）				
5-5-1	歳入決算事項報告書	第79号様式	第79条	
5-5-2	歳出決算事項報告書	第80号様式	〃	

(第6章関係)				
5-6-1	予定価格書	第81号様式	第88条	第1項
5-6-2	請書	第82号様式	第98条	第2項
5-6-3	検査調書	第83号様式	第106条	第4項
5-6-4	検収調書	第84号様式	〃	〃
(第7章関係)				
5-7-1	引継書	第85号様式	第114条	第1項
5-7-2	収入支出引継計算書	第86号様式	〃	第2項
5-7-3	歳入歳出外現金等受入払出引継計算書	第87号様式	〃	〃
5-7-4	現金引継計算書	第88号様式	〃	〃
5-7-5	証券引継計算書	第89号様式	〃	〃
5-7-6	物品引継計算書	第90号様式	〃	〃
(第9章関係)				
5-9-1	用途廃止財産引継書	第94号様式	第127条	第2項
5-9-2	公有財産貸付調書	第95号様式	第130条	第2項
5-9-3	標識のひな型	第96号様式	第141条	
5-9-4	債権発生通知書	第97号様式	第154条	第2項

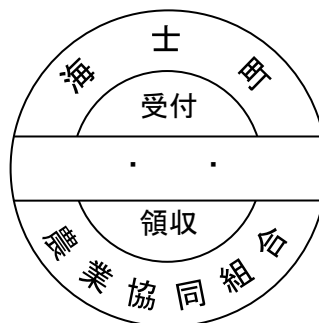
別表第6（第94条の2関係） 追加（昭57規則第6号）

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

別表第7（第120条の5関係）



指定金融機関



収納代理金融機関

様式 省略

○海士町補助金等交付規則

(昭和41年5月12日海士町規則第12号)

改正	平成9年12月26日規則第13号	平成10年5月11日規則第23号
	平成13年4月1日規則第9号	平成16年3月31日規則第1号
	平成28年3月30日規則第9号	平成30年9月28日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業等の執行に関する事項等、補助金等の交付及び使用に関する基本的な事項を規定し、もって補助金等の適正な使用を図ることを目的とする。

2 補助金等の交付に関しては、法令及び財務に関する規則に定めるもの及び他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 負担金、交付金その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者（補助事業等を行う者とその費用を支弁する者が異なるときは、その費用を支弁する者を含む。）をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額は、別に定めて告示する。ただし、補助金等の交付の相手方があらかじめ特定しているものについては告示せず、これらの事項をその相手方に通知する。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長（教育委員会の所管の予算に係るものにあつては教育委員会。以下同じ。）の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他町長が定める事項

(交付の決定)

第5条 町長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地の調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をし予算の範囲内で交付する。

（審査委員会）

第6条 前条の交付の決定を適正に行うため、海士町補助金等適正化審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、15名以内の委員をもって構成し、委員は町職員の中から町長が委嘱する。

3 審査委員会には、委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査委員会の事務局は、海士町役場財政課に置く。 改正（平30規則第14号）

（補助事業等の遂行）

第7条 補助事業等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令に基づく町長の処分に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子を軽減しないことにより補助金等の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

繰下げ（平9規則第13号）

（決定内容の変更等）

第8条 補助事業者等は、次の各号の一に該当する場合には、町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更するとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。 繰下げ（平9規則第13号）

（実績報告）

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了（事務費と事業費の区分ができるものについては、事務費に係る部分又は事業費に係る部分の完了を含む。）したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に町長の定める書類を添えて、町長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

追加（平13規則第9号）

（補助金等の額の確定）

第10条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知する。

追加（平13規則第9号）

（補助事業等の遂行の指示）

第11条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による状況の調査をした場合又は補助事業者等が提出する同項の規定による報告又は補助事業等の完了若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その調査又は報告に係る補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきこと及びこれに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

追加（平13規則第9号）

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、次の各号の一に該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
 - (2) 補助事業者等が、当該補助金等を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助事業者等が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業者等が、当該補助事業等に関し法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
 - (5) 補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して融通する資金の融通を受けたものが法令、規則その他町長の定める条件に違反したとき。 繰下げ（平13規則第9号）
- （委任）

第13条 補助金等の交付に関する必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平13規則第9号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月26日規則第13号）から

附 則（平成16年3月31日規則第1号）まで 略

附 則（平成28年3月30日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月28日規則第14号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

○貸付金の返還債務の免除に関する条例

(平成23年12月28日海士町条例第22号)

改正 平成24年 9月21日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、町が貸し付けた貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(債務の免除)

第2条 町長は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、当該右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

改正 (平24条例第28号)

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
新規自営漁業者定着支援資金	町内の漁業の担い手を育成確保するため、新たに自ら漁業の経営を開始し、専業として漁業に従事するもの（以下この項において「新規自営漁業者」という。）に対して1年を超えない期間で貸与した資金	新規自営漁業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により漁業に従事できなかった期間を除き、資金の貸付けを受けた日から5年間町内において専業として漁業に従事したとき。	債務の全部
		新規自営漁業者が、死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部
海士町青年農業者初期経営安定資金	町内の農業の担い手を育成確保するため、新たに自ら農業の経営を開始し、専業として農業に従事するもの（以下この項において「新規自営農業者」という。）に対して1年を超えない期間で貸与した資金	新規自営農業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間を除き、資金の貸付けを受けた日から5年間町内において専業として農業に従事したとき。	債務の全部
		新規自営農業者が、死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年 9月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 特別会計

○海士町特別会計設置条例

(平成23年3月23日海士町条例第1号)

改正 * 令和4年12月19日条例第16号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、それぞれ特別会計を設置する。

改正(令4条例第16号)

- (1) 海士町国民健康保険事業勘定特別会計
- (2) 海士町国民健康保険診療施設勘定特別会計
- (3) 海士町国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計
- (4) 海士町下水道事業特別会計
- (5) 海士町後期高齢者医療特別会計

(弾力条項の適用)

第2条 前条各号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(国民健康保険特別会計設置条例等の廃止)

- 2 この条例の制定に伴い、国民健康保険特別会計設置条例(昭和39年海士町条例第5号)、簡易水道特別会計設置条例(昭和42年海士町条例第7号)、下水道特別会計設置条例(平成5年海士町条例第1号)は、廃止する。

附 則(令和4年12月19日条例第16号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - 3 附則第5項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- (海士町特別会計設置条例の一部改正)
- 5 海士町特別会計設置条例の一部を次のように改正する。
第1条第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3章 契約・財産

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和39年4月1日海士町条例第8号)

改正	昭和52年3月28日条例第4号	昭和58年7月23日条例第19号
	昭和62年7月1日条例第11号	平成7年3月20日条例第20号
	平成22年6月17日条例第12号	平成27年3月13日条例第9号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

改正(平22条例第12号)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

改正(昭62条例第11号)

(変更の議決)

第4条 第2条に掲げる契約の金額を変更する契約で、当該変更により増減する契約の金額が変更前の契約の金額の10分の1以内のものについては、議会の議決に付することを要しない。ただし、変更できる金額は3,000万円以内とする。

2 前条に掲げる財産の金額を変更する契約で、当該変更により増減する財産の金額が変更前の金額の10分の1以内のもの(土地については、変更する面積が10分の1以内のものに係るものに限る。)については、議会の議決に付することを要しない。

追加(平27条例第9号)

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき財産、営造物及び契約に関する条例(昭和31年海士町条例第9号)は、廃止する。

附 則(昭和52年3月28日条例第4号)から

附 則(平成7年3月20日条例第20号)まで 略

附 則(平成22年6月17日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(昭和39年4月1日海士町条例第9号)

(この条例の趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の6分の1を超えるとときは、この限りでない。

- (1) 町において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため町の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価より低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産の寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があるときは、物品を町以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（物品の譲与又は減額譲渡）

第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

（物品の無償貸付け又は減額貸付け）

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

○長期継続契約を締結することができる契約に関する 条例

(平成21年 3 月26日海士町条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象となる契約の範囲)

第 2 条 地方自治法施行令第167条の17の規定による契約は、次のとおりとする。

- (1) 車両又は機器及びそれに付随するシステム等の借入に係る契約
- (2) 前号に掲げる物品の保守及び管理業務に係る契約
- (3) 庁舎又は町の施設の管理業務の委託に係る契約
- (4) 前 3 号に掲げる契約以外の契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして町長が特に認めるもの

(契約の期間)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5 年以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町有住宅設置及び管理条例

(昭和57年12月24日海士町条例第26号)

改正	平成9年3月6日条例第2号	平成26年9月26日条例第17号
	平成28年7月6日条例第17号	平成28年12月27日条例第28号
	平成29年12月27日条例第21号	平成30年6月29日条例第12号
	令和2年3月17日条例第5号	令和2年12月21日条例第30号
	令和3年12月17日条例第16号	令和4年3月14日条例第4号
	令和5年6月14日条例第14号	

(目的)

第1条 この条例は、海士町有住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町有住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

改正（令5条例第14号）

1号館	海士町大字福井1179番地 1
2号館	海士町大字海士1069番地
3号館	海士町大字海士1069番地
4号館	海士町大字福井783番地 1
5号館	海士町大字海士2459番地 2
6号館	海士町大字海士2461番地 1
7号館	海士町大字海士1490番地内
8号館	海士町大字海士1839番地 2
9号館	海士町大字海士1089番地61
10号館	海士町大字海士1089番地61
12号館	海士町大字海士3483番地 3
13号館	海士町大字海士1113番地 1
14号館	海士町大字海士1112番地 1
15号館	海士町大字海士1114番地 1
16号館	海士町大字海士980番地
17号館	海士町大字海士980番地
20号館	海士町大字福井979番地
21号館	海士町大字海士1609番地
22号館	海士町大字御波798番地 5
23号館	海士町大字御波798番地 4
24号館	海士町大字御波198番地 2
25号館	海士町大字宇受賀309番地
27号館	海士町大字海士3192番地 3
28号館	海士町大字海士3192番地 3
29号館	海士町大字知々井1003番地 3
30号館	海士町大字知々井1003番地 3
31号館	海士町大字知々井1003番地 3
32号館	海士町大字海士3141番地 1
33号館	海士町大字海士3141番地 1

34号館	海士町大字海士3141番地 1
35号館	海士町大字福井272番地 2
36号館	海士町大字福井272番地 2
37号館	海士町大字福井272番地 2
38号館	海士町大字福井272番地 2
39号館	海士町大字福井272番地 2
40号館	海士町大字福井272番地 2
41号館	海士町大字福井272番地 2
42号館	海士町大字福井272番地 2
43号館	海士町大字海士3656番地 1
44号館	海士町大字海士3656番地 1
45号館	海士町大字海士3656番地 1
46号館	海士町大字海士3656番地 1
47号館	海士町大字海士3673番地 1
48号館	海士町大字海士3673番地 1
49号館	海士町大字海士3673番地 1
50号館	海士町大字海士3673番地 1

(管理)

第3条 海士町有住宅は、海士町が管理する。

(使用料の額)

第4条 町有住宅の使用料の額は、別に条例で定める。

2 町長が特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

3 使用期間が1月に満たないときは、日割計算とする。

(納付方法)

第5条 使用料は、海士町の発行する告知書により毎月末までに納付しなければならない。

(準用)

第6条 この条例に定めるもののほか、海士町有住宅の設置及び管理については、海士町営住宅設置及び管理条例（昭和57年海士町条例第24号）に準ずる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月6日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第17号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年7月6日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年12月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則（平成30年6月29日条例第12号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和２年３月17日条例第５号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年12月21日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年12月17日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月14日条例第４号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年６月14日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行する。

○海士町町有地払い下げ要綱

(平成23年12月9日海士町告示第11号)

(目的)

第1条 海士町の所有する土地の払い下げに関しては、別に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象)

第2条 払い下げができる土地（以下「対象地」という。）は、原則として普通財産用地及び海士町普通河川道路等管理条例（平成10年海士町条例第12号）第15条に規定する公共的用途を廃止した土地とする。

(申請人の資格)

第3条 対象地の払い下げを受けることができる者は、原則として、海士町内に居住する者又は居住を予定する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、払い下げを受けることができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- (3) その他町長が不適当と認める者

(申請手続き)

第4条 対象地の払い下げを希望する者（以下「申請人」という。）は、町有地払い下げ申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 申請書の提出にあたっては、申請人において区関係者、隣地所有者及び利害関係者の承諾の必要な場合は承諾を得るものとする。

(決定)

第5条 前条による払い下げ申請があった場合、海士町は必要に応じて、現地調査を行い、払い下げの条件を満たしているものについては、払い下げを決定し、その旨を申請人に通知する。

(対象地の物件調査)

第6条 払い下げが決定した対象地については、隣地所有者と境界の確定をするとともに必要に応じ境界標を設置し、併せて、地積測量図、公図その他登記関係資料を整備するものとする。なお、これに要する費用については、払い下げが決定した申請人（以下「買受人」という。）において負担するものとする。

(売買価格)

第7条 払い下げの決定した町有地の売買価格は、海士町の公共事業に伴う用地買収価格と同額とし、地目については現況で判断するものとする。ただし、公共施設跡地等については、町長が別に定める額とする。

(売買契約)

第8条 売買契約は、町有地売買契約書（様式第2号）により締結するものとする。

2 買受人は、契約にあたって印鑑証明書（個人の場合は市町村長の証明書、法人の場合は法務局の証明書）を1通提出するものとする。

(売買代金の支払い)

第9条 売買代金は、海士町の発行する納入通知書により、納入するものとする。

(所有権の移転)

第10条 払い下げ物件の所有権は、買受人が売買代金を完納した時に、買受人に移転する。

(払い下げ物件の引渡し)

第11条 海士町は、払い下げ物件の所有権の移転と同時に、なんらの手続きを要しないで当該物件を現状有姿のまま買受人に引き渡したものとする。

(所有権移転登記)

第12条 所有権の移転登記は、払い下げ物件の引渡しの後、買受人において行うものとする。ただし、公共事業等の関係で所有権の移転登記を海士町が行った場合、買受人は所有権移転登記に必要な経費を海士町に納入するものとする。

(提出書類に使用する印鑑)

第13条 様式第2号の提出書類に使用する本人の印鑑は、第8条第2項により提出のあった証明書により証明されている印鑑とする。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

町有地払い下げ申請書

令和 年 月 日

海士町長 様

住所申請者

印

下記のとおり払い下げを願いたく申請します。

記

1 物件の表示

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)
海士町大字			
〃			
〃			

2 物件の名義人

海士町

3 買受人

住所

氏名

4 その他参考となるべき事項

当該物件の利用計画（具体的に）

5 添付書類

- (1) 議受人の住民票抄本
- (2) 位置図
- (3) 地籍図

同意（承諾）書

本件払い下げに対し同意（承諾）する。

	氏 名	印
区 長		
隣地所有者等		

様式第2号（第8条関係）

町有地売買契約書

売渡人 海士町（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、海士町が所有する土地の売買について、次の条項により売買契約を締結する。
（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	地 目	数 量（㎡）	備考

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、甲の発行する納入通知書により、契約締結後30日以内に売買代金を納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権の移転と同時に、なんらの手続を要しないで当該物件を現状有姿のまま乙に引き渡したものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、売買物件の引渡し後、乙が行うものとする。ただし、公共事業等の関係で所有権の移転登記を甲が行った場合、乙は所有権移転登記に必要な経費を海士町に納入するものとする。

（危険負担）

第8条 この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損害は、乙の負担とする。

（かし担保）

第9条 この契約の締結後、物件売買に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲は、その責めを負わない。

（契約解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告手続を要しないでこの契約を解除することができる。

（契約費用）

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 売渡人 島根県隠岐郡海士町大字海士1,490番地
海士町長 印

乙 買受人 印

○海士町業務委託検査規程

(平成24年3月31日海士町訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、海士町が委託する事務事業、施設の管理運営、清掃、警備又は機械の保守管理その他役務の提供等に係る業務委託契約（以下「契約」という。）の履行確認に関する検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約の全部の履行を確認する検査（以下「完了検査」という。）
- (2) 契約の一部が履行された場合で、契約金額の一部を支払う必要があるとき、又は契約を解除しようとするときに、当該契約の履行部分の確認をするための検査（以下「既成部分検査」という。）。ただし、毎月払い又は分割払いによることが取引の慣例となっている業務で、仕様書にその旨を記載しているものは除く。
- (3) 業務の性質上、履行中に検査が必要な場合で、仕様書にその旨が記載されているとき、又は当該契約に係る受注者（以下「受注者」という。）の契約履行状況に疑義等があり、検査を行う必要が生じたときに行う検査（以下「中間検査」という。）

(検査員)

第3条 検査職員（以下「検査員」という。）は、契約に関する事務を所掌する課の長（以下「検査担当課長」という。）又は検査担当課長が指名した職員をもって充てる。ただし、特別な理由により当該契約を所管する課の長（以下「担当課長」という。）が他課の職員に検査員の依頼を行ったときは、依頼を受けた職員が検査員として検査を行うことができる。

2 検査員は、監督職員との職務を、特別な理由がある場合を除き、兼ねることができない。

3 検査員は、関係者に対し、検査に必要な労力の提供、関係書類その他の物件の提供又は説明を求めることができる。

(検査の依頼)

第4条 担当課長は、前条第1項ただし書に規定する検査員に検査を依頼するときは、業務委託検査依頼書（様式第1号）に契約書、設計（積算）書、仕様書（以下「契約関係図書」という。）及び成果品等業務の成果が把握できるもの（以下「その他の関係書類」という。）を添えて、検査員に提出しなければならない。

(検査の実施)

第5条 検査員は、検査を実施する場合は、委託業務が契約の内容どおり適正に行われているかを契約書関係図書及びその他の関係書類に基づき、公正かつ的確に検査しなければならない。

(検査の立会)

第6条 検査員は、検査を実施するときは、受注者又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、受注者又はその代理人がやむを得ない理由により立会いに応じられないときは、立会いが無いまま検査を行うことができる。

(検査の手続)

第7条 受注者は、完了検査を受けようとするときは、業務完了届出書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。ただし、契約金額が10万円未満の契約（以下「軽易な

業務」という。)については、この限りでない。

(抽出検査)

第8条 検査員は、契約の性質又は目的により、履行の全部について検査をすることができない場合で、履行の全部を確認しなくても検査の実施に支障がないと認めるときは、履行の一部を抽出して検査することにより、履行の全部の合否を判定することができる。

(写真、日誌等による検査)

第9条 検査員は、検査を行おうとするものについて、外部から確認できない部分がある場合又は契約の性質により、その履行場所において確認できない部分がある場合又は役務の提供の履行を当該契約の性質により、その履行場所において確認できない部分がある場合で検査の実施について支障がないと認められるときは、写真、日誌その他契約の履行を確認し得ると認められる記録により、当該部分の検査を行うことができる。

(検査の中止)

第10条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が理由なく立会いを拒み、検査の執行を妨害し、又は検査員の指示に従わないとき。
- (2) 契約の履行が不完全で、検査を行うことが不適當であると認められるとき。
- (3) その他契約の履行に重大な欠陥があると認められるとき。

(検査調書)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、検査の種類に応じ次に掲げる調書を作成し、町長に報告しなければならない。

- (1) 完了検査 業務委託完了検査調書(様式第3号)
- (2) 既成部分検査 業務委託既成部分検査調書(様式第4号)
- (3) 中間検査 業務委託中間検査調書(様式第5号)

2 検査員は、完成検査で軽易な業務については、前項第1号に掲げる調書を業務委託完了確認書(様式第6号)に替えることができる。

(検査済証の交付)

第12条 町長は、完了検査の結果、業務委託の完了を確認したときは、業務委託検査済証(様式第7号)を受注者の必要に応じ、交付することができる。

(修補の請求)

第13条 町長は、完了検査及び中間検査の結果、不合格と判定した場合で必要があると認めたときは、業務委託修補請求書(様式第8号)により、修補その他手直し等(以下「修補」という。)の措置を命じるものとする。

2 検査員は、前項の規定により、修補の請求を命じたときは、検査調書にその旨を記載しなければならない。

(修補業務完了届の提出及び再検査)

第14条 受注者は、修補業務が完了した場合は、修補業務完了報告書(様式第9号)を町長に提出し、再検査を受けなければならない。

2 前条の規定は、町長が修補業務の内容が契約に不適合で更に修補及び手直し等が必要であると認めた場合について準用する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

町長	副町長	（教育長）	課長	課長補佐	係長	主任主事	係

業務委託検査の依頼について

標記の件について検査を実施していただきたく、下記のとおり依頼いたします。

記

1

事業年度

2

業務委託名

3

履行場所

4

検査の種類

5

添付書類

6

備考

様式第 2 号（第 7 条関係）

業 務 完 了 届 出 書

年 月 日

海士町長 様

住所
受注業者名

印

- 1 事業年度
- 2 業務委託名
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 履行場所
- 5 履行期間 年 月 日 から
 年 月 日 まで
- 6 業務完了年月日 年 月 日
- 7 業務委託料 金 _____
- 8 受領済額 金 _____
- 9 業務委託料残額 金 _____

上記のとおり業務委託が完了しましたからお届けします。

様式第3号（第11条関係）

町長	副町長	(教育長)	課長	課長補佐	係長	主任主事	係
業 務 委 託 完 了 検 査 調 書							
1 事業年度							
2 業務委託名							
3 業務委託料							
4 履行期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
5 完了年月日		年 月 日					
6 受注業者名							
検査項目		判 定				備考	
		優	良	普	可		
普以下判定 理由及び措置	判定理由						
	対応措置						
年 月 日 上記の業務は、 年 月 日完了検査の結果、契約書、仕様書及びその他の指示事項に適合したものと確認します。 検査員 所属職氏名 印							

注 判定欄は、該当する者に○印を記入すること。

様式第4号（第11条関係）

町長	副町長	（教育長）	課長	課長補佐	係長	主任主事	係
業 務 委 託 既 成 部 分 検 査 調 書							
1 事業年度							
2 業務委託名							
3 受注業者名							
4 履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
5 業務委託料	¥						
6 今回の支払金額	¥					出来高率	
							%
7 支払金算定内訳							
8 調査意見							
9 出来高内訳							
年 月 日 年 月 日実施の既成部分検査の結果、上記のとおり確認したので報告 します。 検査員 所属職氏名 印							

注 出来高内訳欄については、業務の完了出来高内容と既成部分の内訳書とを比較して相違がない場合は、「調査の結果、業務の出来高内容と相違ない。」と記載し、相違がある場合は、「別紙のとおり。」と記載し、検査後の出来高を記載した内訳書を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

町長	副町長	（教育長）	課長	課長補佐	係長	主任主事	係
業 務 委 託 中 間 検 査 調 書							
1 事業年度							
2 業務委託名							
3 受注業者名							
4 履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
5 業務委託料	金						
6 検査の実施 理由及び内容							
7 検査意見							
年 月 日 年 月 日実施の中間検査の結果、上記のとおり確認したので 報告します。 検査員 所属職氏名 印							

様式第 6 号（第11条関係）

業 務 委 託 完 了 確 認 書

- 1 事業年度
- 2 業務委託名
- 3 受注業者者
- 4 業務委託料 ¥
- 5 履行期間 年 月 日 から
 年 月 日 まで
- 6 業務完了年月日 年 月 日
- 7 確認日 年 月 日

上記の業務委託について、不都合なく業務が完了したことを、確認しました。

確 認 者
所属職氏名
印

様式第 7 号（第12条関係）

業 務 委 託 検 査 済 証

年 月 日

受注業者名 様

海士町長 印

次の業務委託について、完了検査を終了し、業務の完了を確認したので本書を交付します。

- 1 事業年度
- 2 業務委託名
- 3 業務委託料 金 _____

様式第 8 号（第13条関係）

業 務 委 託 修 補 請 求 書

年 月 日

受注業者名 様

海士町長 印

次の業務委託について、（完了・中間検査）の結果、契約書及び仕様書等に適合しないので、下記のとおり修補（手直し）を請求します。

- 1 事業年度
- 2 委託業務の名称
- 3 業務委託料 金 _____

記

修補事項及びその内容	
修補の完了期限	年 月 日 まで

注 2部作成し、1部は受注者に交付し、1部は、検査調書に添付する。

様式第 9 号（第14条関係）

修 補 業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

検査員 様

住所
受注業者名 印

修補請求のあった次の業務について、下記のとおり修補（手直し）を完了しました。

- 1 事業年度
- 2 業務委託名
- 3 業務委託料 金

記

修補事項及び その内容	
修補の完了日	年 月 日

○海士町私債権の管理に関する条例

(平成25年 8 月27日海士町条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、町の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、町の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「町の私債権」とは、金銭の給付を目的とする町の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び第240条第4項各号に規定する債権を除く。）のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 町の私債権の管理に関する事務（町の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。）の処理については、法令又は条例若しくはこれに基づく規則若しくは規程に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(徴収努力)

第4条 町長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則若しくは規程の定めるところにより厳正に町の私債権を徴収するものとする。

(台帳の整備)

第5条 町長は、町の私債権を適正に管理するため、別に定めるところにより台帳を整備するものとする。

(徴収計画)

第6条 町長は、町の私債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。

2 町長は、前項の徴収計画に基づき、町の私債権の徴収を計画的に行うものとする。

(督促)

第7条 町長は、町の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第8条 町長は、町の私債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている町の私債権（保証人の保証がある町の私債権を含む。）については、当該町の私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある町の私債権（次号の措置により債務名義を取得した町の私債権を含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない町の私債権（第1号に該当する町の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。この場合において、債権の額及び存在について相手方と

争いがない町の私債権については、支払督促の申立てにより履行を請求するものとする。

- 2 町の私債権について、訴訟手続により履行を請求する場合において、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促の申立てが訴えの提起とみなされるときは、法第180条第1項の規定によりこれを専決処分にすることができるものとする。（履行期限の繰上げ）

第9条 町長は、町の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第10条 町長は、町の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、町長は、町の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第11条 町長は、町の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第12条 町長は、町の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該町の私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る町の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る町の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対す

る貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 町長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る町の債権は、徴収することができる。

（免除）

第13条 町長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした町の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該町の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る町の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第14条 町長は、町の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該町の私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。ただし、当該各号の規定により町長が放棄することができる町の私債権は、その額が1件当たり100万円以下のものに限るものとする。

- (1) 当該町の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（時効期間経過後に債務者が当該町の私債権について一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該町の私債権につきその責任を免れたとき（当該町の私債権につき保証人がある場合等を除く。）。
- (3) 当該町の私債権の存在について法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- (4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用の額を超えないと見込めるとき。

（報告）

第15条 町長は、第8条第2項に基づき専決処分をしたとき、又は前条に基づき債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町私債権の管理に関する条例施行規則

(平成25年 8 月27日海士町規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町私債権の管理に関する条例（平成25年海士町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(私債権)

第2条 条例第2条に規定する私法上の原因に基づいて発生する債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項に規定する時効に関し他の法律に定めがあるもののうち、時効の援用を要するものとする。

(台帳)

第3条 条例第5条に規定する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債権の発生原因
- (3) 債務者の氏名及び住所
- (4) 債権の状況（金額、発生年月日及び当初履行期限）
- (5) 納入及び督促の状況（発付日及び督促期限日）
- (6) 処分内容及び交渉記録
- (7) 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(徴収計画)

第4条 条例第6条第1項に規定する徴収計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 年間業務計画
- (2) 収入見込
- (3) その他必要な事項

(督促)

第5条 条例第7条に規定する督促は、原則として納期限経過後20日以内に行うものとする。

2 前項の督促においては、その督促の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

3 第1項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第6条 条例第8条第1項本文に規定する「相当の期間」とは、6月を限度とする。

(債権の申出)

第7条 町長は、債権について、次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所管する執行官又は執行裁判所に送付しなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (6) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認したこと。

(7) 債務者である法人が解散したこと。

(8) 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産について清算が開始されたこと。

(その他の保全措置)

第8条 町長は、町の私債権について、その保全をするため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 担保の提供を求め、かつ、必要に応じ、増担保又は変更を求めること。

(2) 保証人の保証を求め、かつ、必要に応じ、保証人の変更を求めること。

(3) 仮差押又は仮処分をすること。

(4) 債権者代位権の行使をすること。

(5) 詐害行為取消権の行使をすること。

(担保の保全)

第9条 町長は、町の私債権について担保が提供されたときは、遅滞なく担保権の設定について登記、登録その他第三者に対抗し得る要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第10条 町長は、町の私債権について町が債権者として占有すべき金銭以外の担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下同じ。)及び専ら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を善良な管理者の注意をもって整備し、かつ、保存しなければならない。

2 前項の場合において当該担保物が有価証券又は動産であるときは、これらを保管すべき権限を有する会計管理者若しくは出納員又はこれらの者の委任を受けた会計職員の保管に附する手続きを行うものとする。

(相殺等)

第11条 町長は、町の私債権について法令の規定により当該債権を相殺し、又はこれに充当することができる債務があることを知ったときは、遅滞なく、相殺又は充当の手続きをとらなければならない。

(履行延期の特約に係る措置)

第12条 町長は、町の私債権(債務名義のあるものを除く。)について条例第12条の規定に基づき履行延期の特約又は処分をする場合、本町の債権の確保を図る上で特に必要があると認めるときは、当該債権について債務名義を取得するために必要な措置をとらなければならない。

(補則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町電子契約実施規程

(令和4年10月1日海士町訓令第1号)

(目的)

第1条 この訓令は、海士町が締結する電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会型電子契約サービスをいう。
- (4) 電子契約 電子契約サービスを利用して締結する契約をいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。

(電子契約の締結)

第3条 電子契約の締結は、電子契約サービスを利用することにより行うものとする。

(電子契約サービスの利用範囲)

第4条 電子契約サービスは、総務課が別途指定し締結する電子契約に利用するものとする。

(電子契約サービスの運用及び管理並びに電子契約記録の承認)

第5条 町長は、電子契約サービスの運営及び管理をするため、電子契約サービス運用管理者を、電子契約記録が決裁を得たものと相違ないことを確認し、及び電子契約を承認するため、電子契約記録承認者(以下これらを「管理者」という。)を置き、各課担当課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用し、及び適正に管理すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要なこと。

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定する。

2 アカウントの変更は、管理者が行うものとする。

3 パスワードの設定及び変更は、職員が行うものとする。

4 アカウントの取扱いは、管理者及び職員(以下「管理者等」という。)がこれを適正に行わなければならない。

5 管理者等は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(事故報告)

第7条 職員は、パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

第8条 管理者等は、電子契約サービスを利用するに当たり、法令を遵守するものとする。

2 契約相手方に電子契約記録を送信するときは、管理者をもってこれを行わなければならない。

（電子契約記録の保存）

第9条 電子契約記録は、町長が別に定める方法により、適切に保存し、管理しなければならない。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

第4章 基金等

○海士町国民健康保険事業基金条例

(昭和39年4月1日海士町条例第10号)

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、海士町国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度積み立てる金額は、10,000円以上とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、海士町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

保険給付に充当する財源が著しく不足する場合において当該不足額に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前海士町国民健康保険事業準備金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

○海士町財政調整基金条例

(昭和41年7月29日海士町条例第25号の1)

(設置)

第1条 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、剰余金の1割以上とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月28日から適用する。

○海士町歴史文化遺産継承基金条例

(昭和50年 3 月25日海士町条例第 8 号)

改正 平成22年 3 月19日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 歴史文化遺産を継承する財源を積み立てるため、歴史文化遺産継承基金（以下「基金」という。）を設置する。改正（平22条例第 8 号）

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる金額は、毎年度予算に定める額とする。改正（平22条例第 8 号）

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。追加（平22条例第 8 号）

(1) 町史編さんの財源に充てるとき。

(2) 遠島百首かるた制作の財源に充てるとき。

(3) その他、歴史文化遺産の継承にかかる経費の財源に充てるとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月19日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町土地開発基金条例

(昭和57年3月18日海士町条例第11号)

改正 平成4年12月21日条例第18号

(設置)

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、海士町土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。全改（平4条例第18号）

(積立て)

第2条 基金の額は、5,400万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立相当額とするものとする。全改（平4条例第18号）

(運用)

第3条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。全改（平4条例第18号）

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。全改（平4条例第18号）

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用基金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。全改（平4条例第18号）

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町減債基金条例

(昭和61年6月26日海士町条例第12号)

(設置)

第1条 地方債の償還財源を確保し、及び地方債の適正な管理を行い、もって財政の健全な運営に資するため、減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎年度予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、地方債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 償還を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 財源対策債等の特定の地方債の償還のために積み立てた資金をもって当該地方債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 償還期限の満了に伴う地方債の償還額が他の年度に比べて著しく多額となる年度において地方債の償還財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町人材育成基金条例

(平成3年6月27日海士町条例第11号)

(設置)

第1条 まちづくりの積極的な推進を目的として、幅広い視野と優秀な技術、能力を有する人材を育成するため、海士町人材育成基金条例(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 人材育成に充てる資金は、原則として基金から生じる収益を毎年度一般会計歳入歳出予算に計上して運用する。

(処分)

第5条 町長は、第1条に定める人材育成に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町人材育成基金条例実施要綱

(平成16年 3 月31日海士町告示第 9 号)

改正 平成28年 3 月30日告示第21号

海士町人材育成基金条例実施要綱（平成 3 年海士町告示第15号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、海士町人材育成基金条例（平成 3 年海士町条例第11号）第 4 条に規定する経費のうち、補助金の交付によって実施する視察、研修、職業訓練、交流、学費補助及び家賃補助事業について定める。

（対象者）

第 2 条 この事業の対象者は、海士町に住所を有し引き続き居住する意志を持つ者、又は海士町に定住の意志を持つ者で、おおむね15歳以上50歳未満のものとする。

（対象経費）

第 3 条 この事業の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 農林漁業、観光、商工業等の団体に属する者又はこれらの事業を営む者若しくは営もうとする者が企画、計画、参加する研修、視察及び職業訓練
- (2) まちづくり等将来の町の活性化を図るため又は住民の生活の向上に寄与するための国内外の先進地視察
- (3) 町が友好関係を持つ国内外の地域との親善交流のための経費
- (4) 定住の目的をもって進学する者の学費
- (5) 定住の目的をもって職人見習いをする者の家賃
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 特定の企業、機関、団体等が内部研修や福利厚生のために実施するもの
- (2) 旅行中の行為が国際親善若しくは一般の社会規律に反するおそれのあるもの

（補助金額）

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 研修・視察補助 必要経費の50パーセントとし、1人5万円、全体で30万円を限度とし、1回限りとする。
- (2) 職業訓練学校等補助 月額2万円とし、2年以内とする。
- (3) 学費補助 授業料の70パーセントとし、年額30万円を限度に修学年数以内とする。
- (4) 家賃補助 家賃の50パーセントとし、年額30万円を限度に2年以内とする。

（運営委員会）

第 5 条 補助対象者の選考及び経費の審査を行うため、海士町人材育成基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 環境整備課長
- (3) 地産地商課長
- (4) 交流促進課長
- (5) 教育総務課長

改正（平28告示第21号）

3 運営委員会には委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員会の事務局は、海士町役場財政担当課に置く。 改正（平28告示第21号）
（補助の方法）

第6条 補助は、第3条の規定する対象経費のうち、運営委員会が適当と認めた事業について町長が決定し、予算の範囲内において補助金として交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）の定めるところにより、事業を実施しようとする日のおおむね1ヶ月以上前に、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合にはこの限りでない。

（確約書）

第8条 補助金交付申請を行い補助金交付決定通知を受けた者は、直ちに別紙の確約書（様式第2号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 この事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 この事業を実施した者は、町長の求めがあったときは、会議、研修会等においてその実績を発表しなければならない。

（定住の認定）

第10条 定住の認定は、事業完了後5年以内に住所を移し、継続して3年間住んだ者に対し行う。ただし、町外へ転勤のある職場に就職した場合は定住の認定を行わない。

（その他の事業）

第11条 第3条に規定する事業を妨げない範囲において、人材育成に係る事業を実施することができる。

（補助金の返還）

第12条 第7条若しくは第9条に虚偽の申請、報告があったとき又は第10条の定住の認定がないときは、直ちに補助金を返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、海士町補助金等交付規則の規定によるほか、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第21号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

様式 省略

○海士町福祉基金条例

(平成3年12月24日海士町条例第23号)

(設置)

第1条 高齢者保健福祉の増進を図るため、海士町福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための費用に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町簡易水道事業財政調整基金に関する条例

(平成5年6月28日海士町条例第9号)

改正 令和4年12月19日条例第16号

(設置)

第1条 簡易水道事業の財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため、海士町簡易水道事業に財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 改正（令4条例第16号）

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、歳計現金剰余金の2分の1以上の金額、その他基金として収入された金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、海士町簡易水道事業の歳入歳出予算に計上するものとする。 改正（令4条例第16号）

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法・期間を定め無利子で基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

改正（令4条例第16号）

(処分)

第6条 基金は、財源に著しく不足を生じた場合において当該不足分をうめるための財源に充てるとき、全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第16号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○海士町中山間ふるさと・水と土保全対策基金に関する 条例

(平成6年3月11日海士町条例第1号)

(設置)

第1条 農業用排水路、ため池及び農業用道路等の多様な機能の維持及び強化に係る住民の共同活動等の推進に要する経費に充てるため、海士町ふるさと・水と土保全対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町中山間地域活性化基金条例

(平成9年3月6日海士町条例第3号)

(設置)

第1条 海士町の中山間地域活性化事業のため、中山間地域活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 海士町の中山間地域活性化事業の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

○海士町宿泊施設整備運営基金条例

(平成18年12月25日海士町条例第49号)

改正 平成22年12月17日条例第35号

(設置)

第1条 海士町宿泊施設の整備及び運営の充実を図る財源として積み立てるため、海士町宿泊施設整備運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

全改（平22条例第35号）

(積立)

第2条 毎会計年度基金として積み立てる額は、毎会計年度徴収した入湯税及び使用料のうち予算で定める額とする。

改正（平22条例第35号）

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、海士町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を当該年度内の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的のため必要に応じその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

○海士町ふるさとづくり寄付条例

(平成20年3月25日海士町条例第2号)

改正 令和2年3月17日条例第6号 令和5年3月14日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地場産業の振興、少子化対策、地域福祉の向上、人材育成、都市及び地方の共生及び次世代に引き継ぐ環境整備など、本町の特色を生かし、独創的で个性的なふるさとづくりに資する事業を推進するとともに、事業の着実な遂行と半官半Xの新たな働き方の推進により行政だけではなく民間への投資を促進し、本町の継続的発展を可能にする経営事業体の育成及び基盤強化（以下「海士町未来投資基金」という。）のために寄附金を募り、それを財源に寄付者の海士町へ思いを具現化することによって、多様な人々の参加による持続可能なふるさとづくりに資することを目的とする。

改正（令2条例第6号）

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付者の海士町への思いを具現化するための事業は、次の各号のとおりとする。

改正（令5条例第5号）

(1) ふるさとづくりに関する事業

- ア 誰もが安心して暮らせる島の環境整備に関する事業
- イ 島の自然環境や伝統文化、営みの継承と発展に関する事業
- ウ 島まるごと教育の魅力化に関する事業
- エ 地方と都市、海外との交流による人材育成に関する事業
- オ 地域資源を活用した地場産業の振興に関する事業
- カ 島の持続可能な経済循環の実現に関する事業
- キ 地区の振興に関する事業
- ク 海士町の子どもたちに本物の芸術文化に触れる機会を創出する事業

(2) 海士町未来投資基金に関する事業

前号のふるさとづくりに関する事業のうち、その他目的達成のため町長が必要と認めた半官半Xによる特定の事業

(3) 地域課題に取り組む事業所支援に関する事業

- ア 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に当てるものとして授受した寄附金を適正に管理運用するため、海士町ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自ら寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がない寄附金については、ふるさとづくりの課題に応じて、町長が事業の指定を行うものとする。

3 町長は、前項の指定を行った場合、直ちに規定により寄付者にその内容を報告しなければならない。

(基金への積み立て)

第5条 基金として積立てる額は、前条の規定により寄付された寄附金の額とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(基金運用益の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、第1条の目的を達成するため一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(寄付者への配慮)

第8条 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用にあたっては、寄付者の意向が十分反映されるよう配慮しなければならない。

(基金の処分)

第9条 基金は、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することが出来る。

(繰替運用)

第10条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の報告)

第11条 町長は、毎年度の6カ月以内にこの寄附金の運用について議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

○地域雇用創出推進基金設置条例

(平成21年 3 月26日海士町条例第 3 号)

(設置)

第 1 条 海士町の持続的な発展を目指し、雇用創出に積極的に取り組むため、地域雇用創出推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 町長は、第 1 条に定める雇用創出に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町過疎地域自立促進基金条例

(平成23年 3 月23日海士町条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 海士町過疎地域自立促進計画（以下「計画」という。）に登載された事業を実施するための財源に充てるため、海士町過疎地域自立促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第 2 条 基金に積み立てる金額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、計画に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

○海士町再生可能エネルギー基金条例

(平成25年 6 月28日海士町条例第20号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、海士町内の公共施設に設置した再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）を利用する発電設備、蓄電池、パワーコンディショナー等（以下「発電設備等」という。）の維持管理、更新に要する経費に充てるため、海士町再生可能エネルギー基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第 2 条 基金に積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算に定める額
- (2) 発電設備等による売電収入

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ、有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、海士町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○隠岐島前病院整備基金条例

(平成26年3月17日海士町条例第1号)

(設置)

第1条 隠岐島前病院の建設事業に係る償還経費負担金の財源とするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、隠岐島前病院整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、隠岐島前病院の建設事業に係る償還経費負担金の財源とするため、必要があるときは、予算の定めるところにより処分するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町島前研修交流センター整備基金条例

(平成27年3月13日海士町条例第1号)

(設置)

第1条 海士町島前研修交流センターの建設事業に係る償還経費負担金の財源とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、海士町島前研修交流センター整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、海士町島前研修交流センターの建設事業に係る償還経費負担金の財源とするため、必要があるときは、予算の定めるところにより処分するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町役場庁舎建設基金条例

(平成28年 3 月18日海士町条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 海士町役場庁舎の建設資金に充てるため、庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町森林環境基金条例

(平成31年 3 月20日海士町条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 海士町の森林における、間伐や枝打ち、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、海士町森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

○新型コロナウイルス等支え合い基金条例

(令和2年6月22日海士町条例第16号)

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等対策等に関し、町民が支え合うための事業を推進するため寄附金等を財源に、新型コロナウイルス等支え合い基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年5月18日から施行する。

○海士町まち・ひと・しごと創生基金条例

(令和2年6月22日海士町条例第17号)

(設置)

第1条 海士町における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の資金に充てるため、海士町まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 前条に規定する事業は、関係人口創出・拡大による島の担い手育成プロジェクトとする。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、海士町一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に規定する事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第7編 税及び税外収入

第1章 固定資産評価審査委員会

○海士町固定資産評価審査委員会条例

(昭和26年10月11日海士町条例第99号)

改正	昭和38年3月15日条例第3号	平成8年6月24日条例第7号
	平成11年9月30日条例第23号	平成28年3月18日条例第8号
	平成28年7月6日条例第12号	令和2年6月22日条例第19号
	令和3年6月21日条例第5号	

目次

- 第1節 総則（第1条）
- 第2節 委員長及び書記（第2条・第3条）
- 第3節 審査の申出（第4条・第5条）
- 第4節 審査の手續（第6条―第11条）
- 第5節 雑則（第12条・第13条）

附則

第1節 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平11条例第23号）

第2節 委員長及び書記

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び海士町固定資産評価審査委員会規程（昭和26年海士町規程第1号）の定めるところによってその職務を行う。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 5 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

（書記）

第3条 委員会に書記1人を置く。

- 2 書記は、職員のうちから町長の同意を得て委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

第3節 審査の申出

（審査の申出）

第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。

2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査の申出に係る処分の内容
- (2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
- (5) 審査の申出の年月日

改正（平28条例第8号）

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

改正（平28条例第8号）

4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

繰上げ（令3条例第5号）

5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

繰上げ（令3条例第5号）

（審査申出書の受理及び却下）

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限その他必要の事項について調査をしなければならない。

2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期限を定めて審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。

4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を町長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人にそれぞれ通知しなければならない。

第4節 審査の手続

（書面審理）

第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出人の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

改正（令2条例第19号）

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

改正、繰下げ（平28条例第8号）

4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。

繰下げ（平28条例第8号）

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

追加（平28条例第8号）

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 意見の内容

(3) その他必要な事項

追加(平11条例第23号)

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び町長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者に対しその申出人により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

改正(令3条例第5号)

6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 出席した関係者の住所及び氏名

(4) 審理の要領

(5) その他必要な事項

改正、繰下げ(平11条例第23号)

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 調査の場所及び年月日

(3) 調査の結果

(4) その他必要な事項

改正、繰下げ(平11条例第23号)

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該

各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術活用法第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
改正（令2条例第19号）

（手数料の減免）

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。
追加（平28条例第8号）

（議事についての調書）

第12条 書記は、第7条から第9条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
改正（平28条例第12号）

2 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

繰下げ（平28条例第8号）

（決定書の作成）

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市町村長の主張の要旨
- (4) 理由

改正（平28条例第8号）

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、町長に対してはその副本をもってこれをしなければならない。
繰下げ（平28条例第8号）

(審査の秩序維持)

第14条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対して退席を求めることができる。

繰下げ(平28条例第8号)

第5節 雑則

(関係者に対する費用の弁償)

第15条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して職員の旅費に関する条例(昭和32年海士町条例第15号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

繰下げ(平28条例第8号)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、規程で定める。

繰下げ(平28条例第8号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年3月15日条例第3号)から

附 則(平成11年9月30日条例第23号)まで 略

附 則(平成28年3月18日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第441条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

改正(平28条例第12号)

附 則(平成28年7月6日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町固定資産評価審査委員会規程

(昭和26年4月1日海士町規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、海士町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年海士町条例第99号）第13条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の招集)

第2条 委員会の招集は、委員長が集会の日時及び場所を指定した招集状を各委員に送達してこれを行うものとする。

2 前項の招集状は、少なくとも集会の日の5日前にこれを送達しなければならない。

(審査及び議事に係る委員長の職務)

第3条 委員長は、委員会の行う審査及び議事についてその進行を図り、かつ、その秩序維持の責めに任ずるものとする。

(資料提出要求書)

第4条 委員会は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第430条の規定によって貸借対照表、その他審査に関し必要な資料の提出を求める場合においては、次に掲げる事項を記載した資料提出要求書を当該資料を所持するものに送付するものとする。

(1) 資料表示

(2) 資料を提出すべき日時及び場所

(呼出状)

第5条 委員会は、法第433条第3項の規定によって関係者の出席及び証言を求めようとする場合においては、当該関係者に対し次に掲げる事項を記載した呼出状を送付しなければならない。

(1) 出頭すべき日時及び場所

(2) 証言を求めようとする事項

2 前項の呼出状は、少なくとも出頭すべき日の2日前にこれを送達しなければならない。ただし、急速を要する場合においては、この限りでない。

(文書の作成等)

第6条 委員会が作成する文書には、作成の年月日を記載して委員会の名称を記載し、その印章を押さなければならない。

2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除くほか、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければならない。

3 前2項の文書には、作成者が毎葉に契印しなければならない。

(文書の送達方法)

第7条 文書の送達は、使送又は郵便により行うものとする。

(資料及び記録の保存及び閲覧)

第8条 委員会は、法第430条の規定によって提出させた資料及び審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。

附 則

この規程は、昭和26年10月1日から施行する。

第2章 税

○海士町税条例

(昭和40年4月1日海士町条例第11号)

改正	昭和40年8月2日条例第21号 昭和42年2月13日条例第6号 昭和45年6月12日条例第18号 昭和47年9月22日条例第18号 昭和49年3月25日条例第13号 昭和52年4月1日条例第5号 昭和55年4月30日条例第2号 昭和57年3月31日条例第2号 昭和60年3月23日条例第5号 昭和62年3月31日条例第9号 昭和63年12月28日条例第16号 平成2年3月31日条例第3号 平成5年3月31日条例第6号 平成7年3月31日条例第23号 平成8年6月24日条例第7号 平成10年3月31日条例第8号 平成12年3月24日条例第5号 平成13年9月25日条例第19号 平成16年4月1日条例第24号 平成19年3月19日条例第2号 平成22年3月31日条例第15号 平成25年6月28日条例第18号 平成26年12月19日条例第21号 平成28年7月6日条例第13号 平成30年6月29日条例第8号 令和元年9月11日条例第12号 令和3年6月21日条例第6号 * 令和5年6月14日条例第12号	昭和41年6月27日条例第18号 昭和43年3月30日条例第2号 昭和46年3月17日条例第13号 昭和48年7月2日条例第18号 昭和49年6月20日条例第16号 昭和53年4月1日条例第8号 昭和56年3月17日条例第7号 昭和58年5月7日条例第11号 昭和60年3月30日条例第12号 昭和62年12月23日条例第16号 平成元年3月31日条例第10号 平成3年3月30日条例第1号 平成6年3月31日条例第19号 平成7年3月31日条例第24号 平成9年3月6日条例第4号 平成10年12月1日条例第20号 平成12年3月31日条例第22号 平成14年6月28日条例第16号 平成17年2月10日条例第1号 平成19年3月30日条例第12号 平成23年9月28日条例第19号 平成25年9月30日条例第25号 平成27年3月31日条例第18号 平成28年12月27日条例第29号 平成30年9月26日条例第19号 令和2年6月22日条例第13号 令和4年6月20日条例第7号	昭和41年11月24日条例第32号 昭和43年6月27日条例第11号 昭和46年9月8日条例第22号 昭和48年7月2日条例第19号 昭和50年7月1日条例第11号 昭和54年4月1日条例第6号 昭和56年4月1日条例第14号 昭和58年9月27日条例第23号 昭和61年3月24日条例第8号 昭和63年3月22日条例第4号 平成元年3月31日条例第21号 平成3年12月24日条例第25号 平成6年12月21日条例第38号 平成7年9月29日条例第39号 平成9年3月31日条例第9号 平成11年3月19日条例第4号 平成12年12月26日条例第33号 平成14年9月25日条例第25号 平成17年3月31日条例第12号の11 平成20年4月30日条例第12号 平成23年12月28日条例第24号 平成25年12月24日条例第28号 平成27年12月24日条例第30号 平成28年12月27日条例第30号 令和元年6月25日条例第7号 令和2年6月22日条例第20号 * 令和4年6月20日条例第10号	昭和41年11月24日条例第32号 昭和44年6月30日条例第24号 昭和47年6月21日条例第13号 昭和48年7月2日条例第20号 昭和51年4月1日条例第7号 昭和55年4月1日条例第1号 昭和56年6月30日条例第17号 昭和59年3月31日条例第8号 昭和61年3月31日条例第11号 昭和63年3月31日条例第7号 平成元年9月29日条例第30号 平成4年3月31日条例第8号 平成7年3月29日条例第22号 平成8年3月31日条例第6号 平成10年3月18日条例第2号 平成11年3月31日条例第14号 平成13年4月1日条例第9号 平成14年9月25日条例第4号 平成15年6月27日条例第4号 平成18年3月31日条例第32号 平成21年3月31日条例第22号 平成24年12月25日条例第29号 平成26年9月26日条例第16号 平成28年3月18日条例第9号 平成29年6月22日条例第9号 令和元年6月25日条例第8号 令和3年6月21日条例第4号 令和4年9月22日条例第14号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第6条）

第2節 賦課徴収（第7条—第22条）

第2章 普通税

第1節 町民税（第23条—第53条の12）

第2節 固定資産税（第54条—第79条）

第3節 軽自動車税（第80条—第91条）

第4節 町たばこ税（第92条—第102条）

第5節 鉱産税（第103条—第130条）

第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（課税の根拠）

第1条 町税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（海士町行政手続条例の適用除外）

第1条の2 海士町行政手続条例（平成8年海士町条例第24号）第3条又は第4条に定めるもののほか、町税に関する条例又は規則の規定による処分（海士町行政手続条例第2

条第3号に規定する処分をいう。)については、海士町行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

- 2 海士町行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

改正（平27条例第18号）

（用語）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税職員 町長又はその委任を受けた町職員をいう。 改正（平19条例第2号）
- (2) 徴収金 町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
- (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

（税目）

第3条 町税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 町民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 町たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

改正（平元条例第10号）

第4条及び第5条 削除

（条例施行の細目）

第6条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

第2節 賦課徴収

（課税洩れ等に係る町税の取扱い）

第7条 課税洩れに係る町税又は詐偽その他不正の行為により免れた町税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその金額を直ちに徴収する。

（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めたときは、当該期間内の町長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

- 2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割納付又は分割納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第4号に掲げる書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条 削除

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入するために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入する場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除 (平28条例第9号)

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、海士町公告式条例 (昭和27年海士町条例第103号) 第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

改正 (平28条例第9号)

(災害等による期限の延長)

第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出 (審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入 (以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

改正 (平28条例第9号)

2 前項の指定は、町長が公示によって行うものとする。

3 町長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面で行わなければならない。

5 町長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)

第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

改正 (平28条例第13号)

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに150円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。

3 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。

改正 (平12条例第5号)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - (2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - (3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
 - (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過するまでの期間
 - (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
 - (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
- 改正(令2条例第20号)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 改正(令2条例第20号)

(督促手数料)

第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 改正(昭56条例第7号)

第22条 削除

第2章 普通税

第1節 町民税

(町民税の納税義務者等)

第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者
- (3) 町内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの 改正（平30条例第19号）

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。 改正（平27条例第18号）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 改正（令2条例第20号）

(個人の町民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 改正（令2条例第20号）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 改正（令3条例第6号）

(町民税の納税管理人)

第25条 町民税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、町の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管

理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る町民税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

改正（平10条例第8号）

（町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第26条 前条第2項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

改正（平23条例第24号）

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

改正（平16条例第24号）

第27条から第30条まで 削除

（均等割の税率）

第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

改正（平16条例第24号）

- 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若し	年額 5万円

くは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

改正(令2条例第20号)

- 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の均等割額の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

改正(令2条例第20号)

- 4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

追加(平27条例第18号)

第32条 削除(昭50条例第11号)

(所得割の課税標準)

第33条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

改正(平27条例第18号)

- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

改正(平20条例第12号)

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、

当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 全改（令4条例第10号）

- 5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第34条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

改正（平26条例第16号）

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

全改（令4条例第10号）

第34条 削除（平元条例第10号）

（所得控除）

- 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

改正（令2条例第20号）

（所得割の税率）

- 第34条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

改正（平18条例第32号）

- 2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

改正（平9条例第9号）

（法人税割の税率）

- 第34条の4 法人税割の税率は、100分の6とする。

改正（平28条例第13号）

第34条の5 削除（昭63条例第4号）

（調整控除）

- 第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

改正（平30条例第19号）

- (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加

算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

改正（令4条例第7号）

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

改正（令元条例第7号）

（外国税額控除）

- 第34条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割額から控除する。

改正（平20条例第12号）

（配当割額又は特定株式等譲渡所得金額の控除）

- 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

改正（令4条例第10号）

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

改正（令5条例第12号）

- 3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

改正（平20条例第12号）

（所得の計算）

- 第35条 第23条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第33条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

- (1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。
- (2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

- 第36条 町民税の納税義務者に係る所得税の基礎となった所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従ってその所得を計算し、その計算したところに基づいて町民税を課する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。)(以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

改正(令4条例第10号)

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

改正(令4条例第10号)

3 町長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

改正(平30条例第8号)

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を町長に提出することができる。

改正(平30条例第8号)

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

改正(平30条例第8号)

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 追加（令元条例第8号）

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち、所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 繰下げ（令元条例第8号）

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 繰下げ（令元条例第8号）

10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 繰下げ（令元条例第8号）

第36条の3 第23条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 改正（令4条例第10号）

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。 改正（令4条例第10号）
（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

改正（令4条例第10号）

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

改正（令3条例第4号）

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

改正（令3条例第6号）

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者

が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。改正（令元条例第8号）

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経路すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経路すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。改正（令3条例第4号）

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（町民税に係る不申告に関する過料）

第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。改正（令元条例第8号）

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。改正（平16条例第24号）

（個人の町民税の賦課期日）

第37条 個人の町民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（個人の町民税の徴収の方法等）

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

改正（令5条例第12号）

2 個人の県民税は、当該個人の町民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。改正（平20条例第12号）

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。追加（令5条例第12号）

第39条 削除

（個人の町民税の納期）

第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりである。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

2 町長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。改正（昭62条例第16号）

（個人の町民税の納税通知書）

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。
改正（令5条例第12号）

（個人の町民税の納期前の納付）

第42条 個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

改正（平11条例第4号）

（普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。
改正（平28条例第13号）

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

改正（平28条例第13号）

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

改正（平28条例第13号）

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した

金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

追加（平28条例第13号）

（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

改正（令5条例第12号）

- (1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者
 - (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者
- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 改正（令5条例第12号）
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 改正（令5条例第12号）
- 4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。
- 追加（平22条例第15号）
- 5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を

受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めたときは、この限りでない。

改正（令5条例第12号）

- 6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

改正（令5条例第12号）

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

- 第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

改正（平22条例第15号）

- 2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2人以上ある場合において、各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額の額は、町長が定めるところによる。

改正（平20条例第12号）

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

- 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。

改正（平20条例第12号）

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

- 第46条の2 第45条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第46条の4において「事務所等」という。）につき、町長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

改正（平20条例第12号）

（納期の特例に関する承認の申請）

- 第46条の3 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請

書を町長に提出しなければならない。

（納期の特例の要件を欠いた場合の届出）

第46条の4 第46条の2の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

（承認の取消し等があった場合の納期の特例）

第46条の5 第46条の2の承認の取消し又は前条の届出書の提出があった場合には、その取消し又は提出の日の属する第46条の2に規定する期間に係る第46条に規定する月割額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

改正（令5条例第12号）

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとする。

改正（令5条例第12号）

（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の町の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 改正（令5条例第12号）

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。 改正（令5条例第12号）

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

改正（平30条例第8号）

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第47条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

追加（平20条例第12号）

- 2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

改正（平30条例第8号）

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

改正（平21条例第22号）

- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収

税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

改正（平30条例第8号）

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

改正（令5条例第12号）

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとし、又は納入することを委託したものとする。

改正（令5条例第12号）

（法人の町民税の申告納付）

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

改正（令2条例第20号）

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

改正（令2条例第20号）

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

改正（令2条例第20号）

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

改正（令2条例第20号）

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係わる同条第1項、

第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

改正（令2条例第20号）

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改正（令2条例第20号）

- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

改正、繰下げ（平30条例第8号）

- 8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当

該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。繰下げ（平30条例第8号）

- 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。改正（令4条例第7号）

- 10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。繰上げ（令2条例第20号）

- 11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。改正、繰上げ（令2条例第20号）

- 12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

改正、繰上げ（令2条例第20号）

- 13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。繰上げ（令2条例第20号）

- 14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。改正、繰上げ（令2条例第20号）

- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。改正（令4条例第7号）

- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。改正、繰上げ（令2条例第20号）

第49条 削除

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。改正(平29条例第9号)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。改正(令2条例第20号)

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。改正(令2条例第20号)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間 改正(令2条例第20号)

(町民税の減免)

第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。改正(平20条例第12号)

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
 - (3) 学生及び生徒
 - (4) 公益社団法人及び公益財団法人
 - (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人
- 2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
 - (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
 - (3) 減免を受けようとする事由 改正（平27条例第18号）
- 3 第1項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 繰上げ（昭50条例第11号）
- （法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 改正（平30条例第8号）

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

追加（平30条例第8号）

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

改正（令2条例第20号）

第53条 削除（昭50条例第11号）
（退職所得の課税の特例）

第53条の2 退職手当等（所得税法第199条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において町内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に

係る所得割は、第33条、第34条の3及び第37条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第53条の12までに規定するところによって課する。

（分離課税に係る所得割の課税標準）

第53条の3 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

（分離課税に係る所得割の税率）

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

改正（平18条例第32号）

（分離課税に係る所得割の徴収）

第53条の5 分離課税に係る所得割は、特別徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者の指定）

第53条の6 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

（特別徴収税額の納期の特例）

第53条の7の2 第46条の2から第46条の5までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第46条の2中「第45条第1項」とあるのは「第53条の6」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と読み替え、第46条の4中「第46条の2」とあるのは「第53条の7の2において準用する第46条の2」と読み替え、第46条の5中「第46条の2」とあるのは「第53条の7の2において準用する第46条の2」と、「第46条に規定する月割額」とあるのは「第53条の7の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。

（特別徴収税額）

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において、「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額
- (2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

改正（令3条例第4号）

- 2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受けるときまでに退職所得申告書を提出していないときは、第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において町内に住所を有する者は、その支払を受けるときまでに施行規則第5号の9様式による申告書をその退職手当等の支払をする者を經由して、町長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

- 2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理されたときに町長に提出されたものとみなす。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

追加(令3条例第4号)

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

追加(令3条例第4号)

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

改正(平23条例第24号)

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(分離課税に係る所得割の不足金額等の納入)

第53条の11 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、法第328条の10、第328条の11又は第328条の12の場合において不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の告知を受けたときは、これらの金額を当該告知書で指定する期限までに納入書によって納入しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第53条の12 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の8第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第53条の5の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第40条から第43条までの規定は、適用しない。

- 2 前項の場合には、同項の規定によって徴収すべき税額に第53条の7又は第53条の7の2において準用する第46条の2の納期限(納期限の延長があったときは、その延長され

た納期限とする。以下本項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

第2節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。改正(平20条例第12号)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。改正(令2条例第13号)

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。改正(令2条例第13号)

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。追加(令2条例第13号)

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応

する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

改正、繰下げ（令2条例第13号）

- 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

改正、繰下げ（令2条例第13号）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 第55条 法第348条第2項第3号の土地又は家屋について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地又は家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 神社、寺院又は教会の設立及び境内地若しくは構内地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 宗教法人の用に供し始めた時期

改正（平11条例第14号）

- 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若

しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
- (5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

改正（平28条例第13号）

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
- (5) 償却資産の所在、種類、数量及びその用途
- (6) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期

改正（平27条例第18号）

第58条 法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(5) 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期

改正（平11条例第14号）

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

追加（平21条例第22号）

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

改正（平28条例第13号）

（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務）

第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の

課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋に基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

改正（平29条例第9号）

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

改正（令2条例第13号）

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

改正（令2条例第13号）

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改正（令2条例第13号）

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改正（令2条例第13号）

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改正（令2条例第13号）

（固定資産税の税率）

第62条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

（固定資産税の免税点）

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

改正（平3条例第1号）

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 補正の方法

改正（平29条例第9号）

2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

改正（昭59条例第8号）

（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出）

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各共用土地納税義務者の住所及び氏名、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

改正（平29条例第9号）

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、法第352条の2第6項に

規定する特定被災共用土地納税義務者（以下第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋（次号において「被災区分所有家屋」という。）の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等（法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第74条の2第1項第4号において同じ。）の発生した日時及びその詳細
- (5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

改正（平29条例第9号）

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「第352条の2第6項」とあるのは「第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

改正（平29条例第9号）

- 4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納税義務者）全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

改正（平17条例第12号の11）

（固定資産税の納税管理人）

第64条 固定資産税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、町外の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定

め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町内の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

改正（平10条例第8号）

（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

- 第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

改正（平23条例第24号）

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

改正（平10条例第8号）

（固定資産税の賦課期日）

- 第66条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（固定資産税の納期）

- 第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

- 3 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

改正（平8条例第6号）

（固定資産税の徴収の方法）

- 第68条 固定資産税は、普通徴収の方法によって徴収する。

- 2 法第364条第5項の固定資産について同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る同法第364条第5項の仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において町長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。

- 3 前項の規定によって固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税額（以下本項において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たない場合においては、

当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

- 4 第1項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収する。 改正（平14条例第16号）

（固定資産税の納税通知書）

- 第69条 固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

改正（昭63条例第7号）

（固定資産税の納期前の納付）

- 第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

改正（平11条例第4号）

（固定資産税の減免）

- 第71条 町長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

改正（平27条例第18号）

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 繰上げ（平9条例第9号）

（申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

- 第72条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって町長に申告する義務のある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基ついてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。 改正（平17条例第1号）

- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に、納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
繰上げ（平9条例第9号）

（固定資産に関する地籍図等の様式等）

- 第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。
繰上げ（平9条例第9号）

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

- 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。
改正（令4条例第7号）

- 2 前項の閲覧の回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める。
追加（平14条例第16号）

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

- 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。
改正（令4条例第7号）

- 2 前項の証明書の枚数の計算については、12年度、証明事項等を基準として規則で定める。
追加（平14条例第16号）

（住宅用地の申告）

- 第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の2月1日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
改正（平27条例第18号）

- (1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 住宅用地の所在及び地積
- (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数（法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。）
- (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

- 2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の2月1日までにその旨町長に申告しなければならない。
繰上げ（平9条例第9号）

（被災住宅用地の申告）

- 第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日

の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地（以下本号及び次号において「被災住宅用地」という。）の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積
- (3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細
- (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

改正（平29条例第9号）

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

改正（平29条例第9号）

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

追加（令2条例第13号）

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過

料を科する。

改正（令2条例第13号）

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

改正（平13条例第9号）

（固定資産評価員の設置）

第76条 固定資産評価員は、法第404条第4項の規定により設置しないものとする。

全改（平27条例第18号）

（固定資産評価審査委員会の設置）

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格（法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、町長に通知したものを除く。）に関する不服を審査決定するために、町固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

改正（平12条例第33号）

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

追加（平9条例第9号）

第79条 削除（平11条例第14号）

第3節 軽自動車税

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

全改（平28条例第13号）

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

全改（平28条例第13号）

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

改正（平28条例第13号）

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

全改（平28条例第13号）

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する環境性能割の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 血液事業の用に供するもの
- (3) へき地巡回診療の用に供するもの
- (4) 患者の輸送の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの

改正(令元条例第12号)

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

追加(平28条例第13号)

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

改正(令3条例第4号)

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

追加(平28条例第13号)

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

追加(平28条例第13号)

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

追加(平28条例第13号)

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。

追加(平28条例第13号)

(環境性能割の課税免除)

第81条の9 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割の課税を免除する。

2 前項の規定による環境性能割の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 追加(令元条例第12号)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲)

第81条の10 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 血液事業の用に供するもの
- (3) へき地巡回診療の用に供するもの
- (4) 患者の輸送の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの

追加(令元条例第12号)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 改正(令5条例第12号)

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(a) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(b) 3輪のもの 年額 3,900円

(c) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(a) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(b) その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車

年額 6,000円

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。

改正(平28条例第13号)

第84条 削除(昭56条例第14号)

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

改正(平28条例第13号)

第86条 削除(昭56条例第14号)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

改正(平28条例第13号)

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

改正(平28条例第13号)

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

改正(平28条例第13号)

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所
- (4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 当該軽自動車等の占有の有無
- (6) その他町長が必要と認める事項

改正(平28条例第13号)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

改正(平28条例第13号)

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

改正(昭56条例第14号)

(種別割の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

改正(平28条例第13号)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所及び事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

改正（平28条例第13号）

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

改正（平28条例第13号）

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

改正（平28条例第13号）

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければ

ならない。

改正（平28条例第13号）

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
 - (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
 - (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
 - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
 - (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
 - (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。改正（平28条例第13号）
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。改正（平28条例第13号）

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

- 第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。改正（平28条例第13号）
- 3 町長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。
- 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、町長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。
- 6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、町長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

改正（平28条例第13号）

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又は滅したときは、直ちに、その旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは弁償金として200円を納めなければならない。

9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

改正（平15条例第4号）

第4節 町たばこ税

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

追加（平30条例第19号）

（町たばこ税の納税義務者等）

第92条の2 町たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が町の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

繰下げ（平30条例第19号）

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第93条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは

同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

改正（平21条例第22号）

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者等が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

全改（昭60条例第5号）

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

改正（平30条例第19号）

（たばこ税の課税標準）

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

改正（平30条例第19号）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

改正（令2条例第20号）

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 改正（平30条例第19号）

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 改正（平30条例第19号）

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 改正（平30条例第19号）

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 改正、繰下げ（平30条例第19号）

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 改正（平30条例第19号）

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 改正（平30条例第19号）

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。 繰上げ（平30条例第19号）

（たばこ税の税率）

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

改正（平30条例第19号）

(たばこ税の課税免除)

第96条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。
追加（令2条例第13号）

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。
改正、繰下げ（令2条例第13号）

4 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。
繰下げ（令2条例第13号）

(たばこ税の徴収の方法)

第97条 たばこ税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、第93条第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合においては、普通徴収の方法によって徴収する。
改正、繰下げ（平元条例第10号）

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
改正（令2条例第13号）

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納付税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。
- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

改正（平12条例第33号）

（製造たばこの返還があった場合における控除等）

第99条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に町長に提出すべき前条第1項又は第2項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第96条第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

- 2 前項に規定する場合において、町長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ前条第1項から第3項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付の受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は還付する。

改正、繰下げ（平元条例第10号）

（納期限の延長の申請）

第100条 法第474条第1項の規定による納期限の延長の申請をしようとする卸売販売業者等は、納期限の延長についての申請書に納期限の延長を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、これを町長に提出するとともに、第98条第1項の規定による申告書によって納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

改正、繰下げ（平元条例第10号）

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

追加（平23条例第24号）

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第98条第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

改正、繰下げ（平元条例第10号）

(たばこ税の普通徴収の手続)

第102条 第97条ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によって徴収する場合においては、第93条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ税の納税通知書を交付する。

2 前項の場合におけるたばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

改正、繰下げ（平元条例第10号）

第5節 鉱産税

(鉱産税の納税義務者等)

第103条 鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課する。

繰上げ（平元条例第10号）

(鉱産税の税率)

第104条 鉱産税の税率は100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合には、当該期間に係る鉱産税の税率は、100分の0.7とする。

繰上げ（平元条例第10号）

(鉱産税の申告納付等)

第105条 鉱産税の納税者は、毎月15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について、その課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を町長に提出し、及びその申告した税金を納付しなければならない。

繰上げ（平元条例第10号）

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

追加（平23条例第24号）

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(鉱産税の納税管理人)

第106条 鉱産税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、町外の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町内の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）の

うち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る鉱産税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

改正（平10条例第8号）

（鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

- 第107条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

改正（平23条例第24号）

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

改正（平10条例第8号）

（鉱産税の不足税額等の納付手続）

- 第108条 鉱産税の納税者は、法第534条、第536条又は第537条の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

繰上げ（平元条例第10号）

- 第109条から第130条まで 削除（平元条例第10号）

第6節 特別土地保有税

（特別土地保有税の納税義務者等）

- 第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者」という。）に課する。

- 2 この節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で法第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

改正（平20条例第12号）

- 3 特殊関係者（法第585条第4項に規定する特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）が取得した、又は所有する土地について令第54条の12第2項各号に掲げる事情がある場合における当該土地は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

改正（平20条例第12号）

- 4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者

又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

改正（平25条例第18号）

- 5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

改正（平20条例第12号）

- 6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

改正（令2条例第13号）

（特別土地保有税の納税管理人）

- 第132条 特別土地保有税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、町外の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町内の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

改正（平10条例第8号）

（特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

- 第133条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

改正（平23条例第24号）

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

改正（平10条例第8号）

(特別土地保有税の課税標準)

第134条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

2 無償若しくは著しく低い価額による土地の取得又は令第54条の34第1項各号に掲げる土地の取得については、それぞれ同条第2項各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める金額を前項の土地の取得価額とみなす。

(特別土地保有税の税率)

第135条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする。

(特別土地保有税の免税点)

第136条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつては、その者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ1万平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。

改正（平11条例第14号）

(特別土地保有税の税額)

第137条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改正（昭58条例第11号）

(1) 法第599条第1項第1号の特別土地保有税 同条第2項第1号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の100分の1.4を乗じて得た額の合計額を控除した額

(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第131条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格）に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴収の方法)

第138条 特別土地保有税は、申告納付の方法によって徴収する。

(特別土地保有税の申告納付)

第139条 特別土地保有税の納税義務者は、法第599条第1項の申告書を同項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める納期限までに町長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第140条において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって、納付しなければならない。

改正（昭56条例第14号）

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定に

よる申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。追加（平23条例第24号）

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 町長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。繰下げ（平23条例第24号）

(1) 公益のため直接専用する土地

(2) 町の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地

(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。改正（平27条例第18号）

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。改正（昭58条例第11号）

（特別土地保有税に係る不足税額の納付手続）

第140条 特別土地保有税の納税義務者は、法第607条、第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。））、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

改正（平15条例第4号）

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等）

第140条の2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第10条の3第1項に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が法第625条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日に所有する一団の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの（以下本節において「遊休土地」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

改正（平10条例第8号）

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準）

第140条の3 遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額とする。

- 2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、令第54条の50に定めるところにより算定した金額とする。
- 3 遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で令第54条の51第1項に定めるものについては、当該土地の取得価額として同条第2項に定めるところにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。追加（平3条例第1号）

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率）

- 第140条の4 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率は、100分の1.4とする。追加（平3条例第1号）

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額）

- 第140条の5 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、法第625条第2項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額（当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあっては、当該合計額に当該土地に対して課すべき当該年度分の第137条第1号に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額）を控除した額とする。追加（平3条例第1号）

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付）

- 第140条の6 遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者は、法第625条第1項の申告書をその年の5月31日までに町長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。追加（平3条例第1号）

（土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用）

- 第140条の7 第140条の2の規定により特別土地保有税を課する場合には、第131条から第140条までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定（第131条第1項及び第2項、第134条から第137条まで並びに第139条第1項の規定を除く。）を準用する。この場合において、第131条第4項及び第5項中「第1項の土地の所有者又は取得者」とあり、及び同条第6項中「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」とあるのは「第140条の2に規定する遊休土地の所有者」と、第139条第2項及び第140条第2項中「法第599条第1項」とあるのは「法第625条第1項」と読み替えるものとする。

追加（平3条例第1号）

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 第2条 この条例の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除くほか、町民税の法人税割に関する部分は昭和29年4月1日の属する事業年度分から、その他の部分は昭和29年度分の町民税から適用する。

（町民税に関する規定の適用）

- 第3条 第39条の規定は、昭和27年度以降の年において純損失が生じたため所得税法第36条の規定によって所得税額の還付を受けたものについて、昭和29年度分から第48条第2項の規定は、昭和29年4月1日以降において同条第1項の納期限が到来する分からそれぞれ適用するものとし、同日前にその納期限が到来した法人税額に係る延滞金額については、なお従前の例による。

（延滞金の割合等の特例）

- 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の

12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

改正（令2条例第20号）

- 2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

改正（令2条例第20号）

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

- 第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

改正（令2条例第20号）

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

改正（令2条例第20号）

（公益法人等に係る町民税の課税の特例）

- 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る

財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。
改正(平26条例第16号)

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。
改正(令3条例第6号)

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
改正(平18条例第32号)

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。
改正(平20条例第12号)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
改正(令3条例第6号)

(個人の町民税の配当控除)

第7条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第3項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
改正(平18条例第32号)

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする。
改正(平20条例第12号)

第7条の2 削除(平18条例第32号)

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
改正(平21条例第22号)

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。
改正(平20条例第12号)

- 3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

改正（平21条例第22号）

- 第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

改正（令4条例第10号）

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

繰上げ（令元条例第7号）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

- 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

改正（令元条例第7号）

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

- 第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

改正（令2条例第13号）

- 2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

改正（平23条例第24号）

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

改正（平20条例第12号）

（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

改正（令元条例第7号）

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

改正（令元条例第7号）

- 3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

改正（令元条例第7号）

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

全改（平27条例第18号）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

追加（平27条例第18号）

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

改正（令2条例第20号）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改正（平30条例第8号）

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
改正（令4条例第7号）
- 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
改正（令4条例第7号）
- 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第14号）
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
改正（令4条例第7号）
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
改正（令4条例第7号）
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
改正（令4条例第7号）
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
改正（令4条例第7号）
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
改正（令4条例第7号）

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

追加（令4条例第7号）

26 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

繰下げ（令4条例第7号）

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

繰下げ（令4条例第7号）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

改正（平27条例第18号）

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

改正（平29条例第9号）

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

改正（平30条例第8号）

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

改正（平30条例第8号）

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 改正（平30条例第8号）
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 改正（令元条例第7号）
- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
 - (5) 改修工事が完了した年月日
 - (6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
 - (7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由 改正（令元条例第7号）
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 改正（令元条例第7号）
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 改正（平30条例第8号）
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 改正（令元条例第7号）
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 改正（令元条例第7号）

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 追加（平30条例第8号）
（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 農地 法附則第17条第1号
- (2) 宅地等 法附則第17条第2号
- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号
- (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）
- (7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 改正（令3条例第4号）
（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

改正（令3条例第4号）

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

改正（令3条例第4号）

第11条の3 削除（平21条例第22号）

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

改正(令4条例第7号)

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

改正(令3条例第4号)

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

改正(令3条例第4号)

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

改正(令3条例第4号)

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課

税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
改正（令3条例第4号）

第12条の2 削除（平18条例第32号）

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

改正（令3条例第4号）

（市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例）

第13条の2 市街化区域農地に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とあるのは「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とする。

追加（平15条例第4号）

第13条の3 削除（平18条例第32号）

（免税点の適用に関する特例）

第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。
改正（平18条例第32号）

（特別土地保有税の課税の停止）

第14条の2 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第131条から第140条までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第131条から第140条までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。

3 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第140条の2に規定

する遊休土地（以下本項において「遊休土地」という。）に対しては、第140条の2から第140条の7までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

追加（平15条例第4号）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

改正（令3条例第4号）

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に3分の2（当該取得のうち平成6年1月1日から同年12月31日までの間にされたものにあつては、2分の1）を乗じて得た額」とする。

改正（令3条例第4号）

3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第134条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

繰上げ（平18条例第32号）

4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額）をいう。

(1) 宅地評価土地（宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。） 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、さらに1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、町長が適当であると認める率を乗じて得た額）

改正、繰上げ（平18条例第32号）

5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第137条第1号（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

改正、繰上げ（平18条例第32号）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）

に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

改正（令3条例第4号）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

改正（令3条例第4号）

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

改正（令5条例第12号）

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

追加（平28条例第13号）

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

第15条の3の2 町長は、当分の間、第81条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の課税を免除する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割の課税を免除する。

追加（令元条例第12号）

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

追加（平28条例第13号）

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

追加（平28条例第13号）

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加(平28条例第13号)

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

追加(令元条例第8号)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正(令3条例第4号)

第2号ア(b)	3,900円	4,600円
第2号ア(c)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(c)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正(令3条例第4号)

第2号ア(b)	3,900円	1,000円
第2号ア(c)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(c)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正(令3条例第4号)

第2号ア(b)	3,900円	2,000円
第2号ア(c)(i)	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
第2号ア(c)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(b)	3,900円	3,000円
第2号ア(c)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(c)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

改正（令3条例第4号）

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加（令元条例第8号）

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加（令3条例第4号）

- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加（令3条例第4号）

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加（令3条例第4号）

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

改正（令3条例第4号）

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

改正（令5条例第12号）

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

改正（平25条例第28号）

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

全改（令4条例第10号）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の

額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。改正（平25条例第28号）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下本項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。改正（平18条例第32号）

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額

- (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。改正（平18条例第32号）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得の金額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。改正（平23条例第24号）

- 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。改正（平18条例第32号）

（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第35条の3第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。改正（令2条例第20号）

- 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。改正（平18条例第32号）

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

改正（平23条例第24号）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別

措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

改正（令2条例第13号）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

改正（令2条例第13号）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

改正（令4条例第10号）

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第17条の3 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第17条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 144万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

改正（平18条例第32号）

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用す

る。

改正（平16条例第24号）

（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

改正（平18条例第32号）

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

改正（平18条例第32号）

3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。

改正（平18条例第32号）

4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。

改正（平18条例第32号）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民

税の所得割の額」とする。

改正（平23条例第24号）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

改正（平26条例第16号）

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

改正（平25条例第28号）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

改正（平26条例第16号）

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

改正（平21条例第22号）

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

改正、繰上げ（平25条例第28号）

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算し

た金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。全改（令4条例第10号）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。 追加（平28条例第29号）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 改正（平28条例第29号）

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若

しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。改正（平28条例第29号）

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。改正（平28条例第29号）

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。全改（令4条例第10号）

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。改正（平28条例第29号）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。 改正（令4条例第10号）
（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。 改正（平26条例第16号）

第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類 改正（平25条例第28号）

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番

号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。改正（令3条例第4号）

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法改正（令元条例第7号）

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。改正（令元条例第7号）

（個人の町民税の税率の特例等）

第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。改正（令2条例第13号）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。追加（令2条例第20号）

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する

指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

改正（令4条例第10号）

附 則（昭和40年8月2日条例第21号）から

附 則（平成15年6月27日条例第4号）まで 略

附 則（平成16年4月1日条例第24号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第34条の2の改正規定及び附則第2条第3項の規定 平成17年1月1日
- 2 第31条第2項の表の第1号の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）第4条の規定の施行の日
- 3 第48条第2項の改正規定 信託業法（平成16年法律第154号）の施行の日
- 4 第54条第6項の改正規定 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成15年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条（第2項を除く。）並びに附則第6条の2及び第19条の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成16年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の2の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第6条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第41条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第41条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第17条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税について

適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第18条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第20条第7項の規定は、所得割の納税義務者が平成16年4月1日以後に行う同項に規定する特定株式（新租税特別措置法第37条の13第1項第2号及び第3号に定めるものにあつては、同日以後に払込みにより取得するものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧条例附則第20条第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

9 平成16年度分の個人の町民税に限り、平成16年3月31日において旧条例第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者（同項ただし書に規定する者に限る。）で、平成16年4月1日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなったものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは「平成16年4月30日」とする。

10 平成17年度分の個人の町民税に限り、平成17年1月1日現在において、町内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該町内に住所を有するものに係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成16年4月1日以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月10日条例第1号）

この条例は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第12号の11）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号並びに第36条の2第1項及び第3項の改正規定、附則第19条の改正規定、附則第19条の次に1条を加える改正規定、附則第19条の2から附則第19条の5までの改正規定、附則第20

条の改正規定（「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く。）並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成16年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第24条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の町民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。
- 4 町は、平成18年度分の個人の町民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第34条の8第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4及び前条」とあるのは、「海士町税条例の一部を改正する条例（平成17年海士町条例第11号）附則第2条第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の町民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。
- 6 町は、平成19年度分の個人の町民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第34条の8第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3及び前2条」とあるのは、「海士町税条例の一部を改正する条例（平成17年海士町条例第11号）附則第2条第6項」とする。
- 改正（平18条例第32号）
- 7 新条例附則第19条の2の規定は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。
- 8 新条例附則第20条（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第20条（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をす

る同号に定める特定株式について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第32号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中海士町税条例第95条の改正規定及び同条例附則第16条の2の改正規定並びに附則第5条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第1条中海士町税条例第57条及び第59条の改正規定 平成18年10月1日
- (3) 第1条中海士町税条例第36条の2第6項及び第53条の4の改正規定、同条例附則第9条の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次条第3項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第1条中海士町税条例第34条の3第1項、第34条の4、第34条の6及び第34条の7の改正規定、同条例第34条の8の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。）、同条例附則第5条第2項及び第3項並びに附則第6条から第7条までの改正規定、同条例附則第7条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条及び第16条の4から第20条の3までの改正規定、同条例附則第21条を削る改正規定並びに第2条中海士町税条例附則第20条の4第2項、第5項及び第6項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第3条及び第6条の規定 平成19年4月1日
- (5) 第1条中海士町税条例第34条の2及び第36条の2第1項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成20年1月1日
- (6) 第1条中海士町税条例第34条の8の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）、同条例附則第7条の2の改正規定及び第2条中海士町税条例附則第20条の4第3項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成20年4月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第24条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の3第1項及び第34条の6並びに附則第8条第2項、第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第19条の3並びに第20条の2第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成18年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る

分離課税に係る所得割については、町条例附則第21条第3項の規定は、適用しない。

- 4 新条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 6 新条例第34条の8及び第2条の規定による改正後の海士町税条例第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（均等割の非課税限度額の引下げを行う市町村における平成18年度分の個人の町民税に係る申告書の提出期限の特例）

- 7 平成18年度分の個人の町民税に限り、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の海士町税条例（以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。）第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。
- 8 新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の町民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の町民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の町民税に限り、当該町民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の町民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第34条の6第1号イ又は第2号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の町民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第34条の6第1号イ又は第2号イに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の3の規定による所得割の額から新条例第34条の6の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の町民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

2 海士町税条例の一部を改正する条例（平成17年海士町条例第12-11号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「海士町税条例の一部を改正する条例（平成17年海士町条例第12-11号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。

3 第1項の規定は、同項に規定する町民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、町長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。

4 町長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。

5 町長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第34条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の町民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。

6 町長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。

7 町長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあっては、その旨（第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を、遅滞なく、通知する。

8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条及び第59条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間に新築された旧条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅については、平成19年度分の固定資産税に限り、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成18年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、

又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により町たばこ税を課する。
 - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円
 - (2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「海士町税条例の一部を改正する条例（平成18年海士町条例第32号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごと

の数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第12号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日

(2) 第23条及び第31条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日

(3) 附則第19条の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月25日条例第12号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに次条第21項及び第22項の規定 平成21年1月1日 改正（平21条例第22号）

(2) 第19条、第33条、第34条の2及び第34条の8の改正規定、同条を第34条の9とする改正規定、第34条の7の改正規定、同条を第34条の8とする改正規定、第34条の6の次に1条を加える改正規定、第36条の2第1項及び第4項、第38条、第41条並びに第44条から第47条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第4条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第3項、第6条第3項、第7条第2項及び第7条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定、附則第16条の4第3項、第17条第3項、第18条第5項及び第19条第2項第2号の改正規定、附則第19条の2第2項の改正規定、附則第20条の2の改正規定、附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定を除く。）、附則第20条の5の改正規定、附則の次に別表を加える改正規定並びに次条第4項から第8項までの規定 平成21年4月1日

(3) 附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第16条の3の改正規定、附則第19条の5の改正規定並びに同条を附則第19条の6とする改正規定、附則第19条の4の次に1条を加える改正規定並び

に次条第9項から第15項までの規定 平成22年1月1日

(4) 附則第19条第1項及び第19条の3の改正規定並びに次条第16項から第20項までの規定 平成22年4月1日

(5) 第51条及び第56条の改正規定並びに同条例附則に1条を加える改正規定並びに附則第4条第2項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）

（個人の町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）前に改正前の海士町税条例（以下「旧条例」という。）附則第20条第7項の町民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。

3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第19条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第19条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

4 新条例第47条の2から第47条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

5 新条例第34条の7及び附則第7条の4の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税についての海士町税条例の一部を改正する条例（平成23年海士町条例第24号）による改正後の条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第1号又中「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金」とする。

改正（平23条例第24号）

7 新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

8 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項」とあるのは「附則第16条の4第1項」と、同条第5号中「附則第16条の3第1項、附則第17条第1項」とあるのは「附則第17条第1項」とする。

9 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民

税について適用し、旧条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 10 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する町民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。
- 11 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1項（海士町税条例の一部を改正する条例（平成20年海士町条例第12号。）附則第2条第10項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 12 新条例附則第19条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第10項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第19条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。
- 13 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に町民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 14 新条例附則第19条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る旧条例附則第19条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 15 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第19条の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第19条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第19条第1項並びに附則第19条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。
- 16 町民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日前に行った旧条例附則第19条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 17 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8とする。

- 18 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち海士町税条例の一部を改正する条例（平成20年海士町条例第12号）附則第2条第17項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。
- 19 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 20 新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 21 新条例附則第20条の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 22 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（法人の町民税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 旧条例第23条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。
- 3 新条例第31条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の町民税の均等割について適用し、旧条例第31条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。
- 4 施行日から附則第1条第5号に定める日の前日までの間における新条例第31条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中「
 - ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
 - エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又

は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

」とあるのは、「

ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第56条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日条例第22号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定及び附則第3条第3項の規定 平成21年6月4日

(2) 第1条中海士町税条例附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条第2項の改正規定（「前条第一項」を「前条」に改める部分を除く。）、同条例附則第16条の3第3項第2号の改正規定、同条例附則第16条の4第3項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第17条第3項第2

号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第18条第5項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条第2項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条の2及び第20条の改正規定、同条例附則第20条の2第2項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第20条の4第2項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに同条第5項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。） 平成22年1月1日

(3) 第1条中海士町税条例附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(4) 第1条中海士町税条例附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(5) 第1条中海士町税条例第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する町民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の海士町税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の海士町税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

附 則（平成22年3月31日条例第15号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定 平成22年6月1日
- (2) 第19条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第31条第3項、第48条第1項から第4項まで、第50条第2項及び第3項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第8項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日
- (3) 第36条の3の次に2条を加える改正規定及び次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日
- (4) 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 平成27年1月1日
- (5) 第54条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成22年法律第号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

4 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 平成22年度分の個人の町民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

6 新条例附則第19条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

8 新条例第19条、第31条、第48条（同条第6項を除く。）及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成22年10月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により町たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「海士町税条例の一部を改正する条例(平成22年海士町条例第14号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により町た

ばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

附 則（平成23年9月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第24号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中海士町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第1条中海士町税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定（「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中海士町税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第1号又中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。
- 3 新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成23年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の12の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

- 5 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第1条の規定による改正前の海士町税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（海士町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の海士町税条例の一部を改正する条例（平成20年海士町条例第12号）附則第2条第6項中「海士町税条例の一部を改正する条例（平成23年海士町条例第 号）による改正後の条例第34条の7」とあるのは「新条例第34条の7」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月25日条例第29号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日
- (3) 第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定 平成26年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の海士町税条例（以下「旧条例」という。）第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条

例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 旧条例附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は海士町税条例の一部を改正する条例（平成24年海士町条例第 号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の海士町税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年6月28日条例第18号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3条の2、第4条、第4条の2、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金及のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

附 則 (平成25年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年度分の個人の住民税から適用する。

附 則 (平成25年12月24日条例第28号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正（平26条例第16号）

- (1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (2) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第25の5までの改正規定（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条

の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。改正（平26条例第16号）

- 2 この条例による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

改正（平26条例第16号）

- 3 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月26日条例第16号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中海士町税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中海士町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中海士町税条例第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに附則第4条第1項及び第6条（第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日（ただし、海士町税条例第82条第2号イの改正規定及び附則第4条第1項の規定は、平成28年4月1日から施行する。）
- (4) 第1条中海士町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並びに附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中海士町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中海士町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る海士町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア(b)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(c)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(c)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	海士町税条例及び海士町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年海士町条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号ア(b)の項	第2号ア(b)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(b)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア(c)(i)の項	第2号ア(c)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(c)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(c)(ii)の項	第2号ア(c)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(c)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

改正（平28条例第13号）

附 則（平成26年12月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第18号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中海士町税条例及び海士町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定並びに第3条中海士町税条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中海士町税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中海士町税条例第23条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条第7項及び附則第5条の規定 平成28年4月1日

- (4) 第1条中海士町税条例第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項及び第6条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日 改正（平27条例第30号）
（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第9条の規定は、町民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第23条第2項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第36条の2第8項の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の海士町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定

する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、海士町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円

改正（令2条例第13号）

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正（平28条例第13号）

第98条 第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式

第98条 第2項	施行規則第34号の2の2 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6 様式
第98条 第3項	施行規則第34号の2の6 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9 様式
第98条 第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5 様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（海士町税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

改正（平30条例第19号）

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）別記第2号様式による申告書を平成28年5月2日までに町長に提出しなければならない。

改正（平27条例第30号）

- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、海士町税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	海士町税条例等の一部を改正する条例（平成27年海士町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）別記第2号様式

第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

改正（平28条例第13号）

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 改正（平28条例第13号）

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項

第7項の表第98条 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する 同条第4項
第7項の表第98条 第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する 同条第6項
第7項の表第100条の2 第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する 同条第5項
第7項の表第101条 第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する 同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 改正（平28条例第13号）

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する 同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する 同条第6項
第7項の表第19条 第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する 同条第5項
第7項の表第19条 第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する 同条第6項
第7項の表第98条 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する 同条第4項
第7項の表第98条 第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する 同条第6項
第7項の表第100条の2 第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する 同条第5項

第7項の表第101条 第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する 同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。改正（令2条例第13号）

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。改正（令2条例第13号）

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する 同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する 同条第6項
第7項の表第19条 第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する 同条第5項
第7項の表第19条 第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する 同条第6項
第7項の表第98条 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する 同条第4項
第7項の表第98条 第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する 同条第6項
第7項の表第100条の2 第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する 同条第5項
第7項の表第101条 第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する 同条第6項
第8項	第4項	第13項

（特別土地保有税に関する経過措置）

- 第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第

139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、第2条の改正規定については平成27年6月1日から適用する。

附 則（平成28年3月18日条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

附 則（平成28年7月6日条例第13号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正（令2条例第13号）

- (1) 第1条中海士町税条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中海士町税条例等の一部を改正する条例（平成27年海士町条例第18号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、海士町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中海士町税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中海士町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日
- (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中海士町税条例等の一部を改正する条例（平成28年海士町条例第13号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 令和元年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

繰上げ（平28条例第30号）

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の海士町税条例（附則第4条において「元年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

改正（令2条例第13号）

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。
追加(平28条例第30号)

第4条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
改正(令2条例第13号)

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
改正(令2条例第13号)

附 則(平成28年12月27日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、海士町税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の海士町税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する年の翌年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

附 則(平成28年12月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月22日条例第9号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
改正(令2条例第13号)

(1) 附則第6条の規定 公布の日

(2) 附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

(3) 附則第5条の規定 令和元年10月1日

(4) 附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定(同条第18項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の海士町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
改正(令2条例第13号)

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の

町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを海士町税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定海士町条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

附 則（平成30年6月29日条例第8号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の海士町税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月26日条例第19号）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中海士町税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第3条から第5条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中海士町税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中海士町税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日

(5) 第1条中海士町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日

(6) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 令和2年10月1日

(7) 第1条中海士町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

(8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和3年10月1日

(9) 第5条の規定 令和4年10月1日 改正（令2条例第13号）
（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 改正（令2条例第13号）

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 改正（令2条例第13号）

3 第1条の規定による改正後の海士町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。 改正（令元条例第8号）

（町たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る町たばこ税）

第4条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（海士町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の海士町税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	海士町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第4条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第4条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第1項	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 改正（令2条例第13号）

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る町たばこ税）

第7条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正

法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

改正（令2条例第13号）

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに町長に提出しなければならない。

改正（令2条例第13号）

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

改正（令2条例第13号）

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の海士町税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正（令2条例第13号）

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	海士町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第1項	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除

又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

改正（令2条例第13号）

（町たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る町たばこ税）

第9条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

改正（令2条例第13号）

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに町長に提出しなければならない。

改正（令2条例第13号）

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

改正（令2条例第13号）

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の海士町税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正（令2条例第13号）

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	海士町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第9条第2項 同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

改正（令2条例第13号）

附 則（令和元年6月25日条例第7号）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

改正（令2条例第13号）

- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

改正（令2条例第13号）

- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正（令2条例第13号）

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は海士町税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の海士町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改

正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

改正（令2条例第13号）

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

改正（令2条例第13号）

附 則（令和元年6月25日条例第8号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条の規定 公布の日

(2) 第1条中海士町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中海士町税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の海士町税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき海士町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の海士町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割につ

いて適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月11日条例第12号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日条例第13号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月 22 日条例第 20 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中海士町税条例第 94 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 5 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日
- (2) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中海士町税条例第 94 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日
- (4) 第 3 条及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 3 年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦（旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第 4 条 第 3 条の規定による改正後の海士町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が 4 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 4 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び 4 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第 6 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉

巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

附 則（令和３年６月２１日条例第４号）

（施行期日）

第１条 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の海士町税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の２第４項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第４条第１項において「施行日」という。）以後に行う新条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第１条の規定による改正前の海士町税条例（次項において「旧条例」という。）第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

２ 新条例第３６条の３の３第４項の規定は、施行日以後に行う新条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による新条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による旧条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第８項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則（令和３年６月21日条例第６号）

（施行期日）

第１条 この条例は、令和４年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第２項及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第５条第１項の改正規定並びに次条第２項の規定 令和６年１月１日
- (2) 附則第10条の２第25項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）及び附則第３条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第70号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (3) 附則第10条の２の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第31号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の海士町税条例（次条第２項において「新条例」という。）第34条の７第１項第１号の規定は、所得割の納税義務者が令和３年４月１日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の海士町税条例第34条の７第１項第１号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- ２ 前条第１号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和５年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）の施行の日から令和３年３月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。次項において「改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- ２ 新条例附則第10条の２第26項の規定は、令和３年４月１日以後に改正法第１条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和３年４月１日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日（当該施

行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

附 則(令和4年6月20日条例第7号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の海士町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則(令和4年6月20日条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中海士町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中海士町税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の海士町税条例(以下「新条例」という。)第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の海士町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を

受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 新条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

附 則（令和4年9月22日条例第14号）

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年6月14日条例第12号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の海士町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき海士町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

別表第 1 （第34条の 7 関係） 改正（平27条例第30号）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の 7 第 1 項第 1 号キに掲げる寄附金	社会福祉法人「海士町社会福祉協議会」、「慶照学園」、「あま福祉会」及び「だんだん」に対する寄付金
第34条の 7 第 1 項第 1 号クに掲げる寄附金	更生保護法人「島根保護観察協会」に対する寄附金

別表第 2 （第34条の 7 関係） 改正（平27条例第30号）

法人名	主たる事務所の所在地
海士人	島根県隠岐郡海士町大字福井1256番地15

○町税に関する文書の様式を定める規則

(昭和35年4月1日海士町規則第1号)

改正 昭和37年10月1日規則第2号

第1条 海士町税条例（昭和40年海士町条例第11号。以下「条例」という。）施行のために必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

第2条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第2条第6項の規定による届出の様式については別記第5号様式を、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第14条の18第2項後段の規定による通知書の様式については別記第14号様式を、政令第6条の8において準用する同令第6条の2の3後段の納期限変更の通知書については別記第9号様式を、法第16条第3項（同法第16条の3第3項及び第16条の4第7項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については別記第16号様式をそれぞれ準用する。

第3条 政令第6条の2の3前段の規定による告知は、この規則で定める徴税令書、納付（納入）通知書等に繰上徴収する旨及びその納期限を記載するとともに、その裏面に繰上徴収する法令の根拠規定を記載するものとする。

附 則

- 1 この規則は、海士町税条例の一部を改正する条例施行の日（昭和35年1月1日）から施行する。
- 2 この規則により定められた様式について、従前条例その他の規程の定めにより定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

附 則（昭和37年10月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略

○過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(平成27年12月24日海士町条例第27号)

改正 令和3年10月1日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第24条の規定により、本町の産業振興区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を取得等した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めることを目的とする。

改正（令3条例第8号）

(過疎地域における固定資産税の課税免除)

第2条 過疎地域内において、青色申告書を提出する個人又は法人が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した場合について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった土地に限る。）に対して課すべき固定資産税は、当該固定資産税が新たに課税されることとなる年度から3年度分限り課税を免除する。

(固定資産税の課税免除の適用の申請)

第3条 この条例の規定による課税免除を受けようとする者は、町長の定める様式による固定資産税課税免除申請書を、当該課税年度の初日が属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、対象設備に係る事業計画を示す書面を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第4条 前条第1項の期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

○離島振興地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(平成27年12月24日海士町条例第28号)

(目的)

第1条 この条例は、離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第20条の規定により、離島振興地域に該当する本町の区域内において、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）若しくは情報サービス業その他総務省令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めることを目的とする。

(離島振興地域における固定資産税の課税免除)

第2条 離島振興地域内において、青色申告書を提出する個人又は法人が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）12条第3項の表の第2号又は同法第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、法第20条で規定する措置の対象となるものを新設し、又は増設した場合には、その事業に係る機械及び装置（製造の事業の用に供するものに限る。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物に着手があった土地に限る。）に対して課すべき固定資産税は、当該固定資産税が新たに課税されることとなる年度から3年度分に限り課税を免除する。

(固定資産税の課税免除の適用の申請)

第3条 この条例の規定による課税免除を受けようとする者は、町長の定める様式による固定資産税課税免除申請書を、当該課税年度の初日が属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、対象設備に係る事業計画を示す書面を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第4条 前条第1項の期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

○地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(平成27年12月24日海士町条例第29号)

(目的)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第16項の規定に基づき、法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である機械及び装置、建物若しくは構築物並びに当該建物若しくは構築物の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物に着手があった土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が新たに課税されることとなる年度から3年度分について、海士町税条例（昭和40年海士町条例第11号）第62条の規定に関わらず、次の表の左欄に掲げる事業区分及び中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

事業区分	年度	税率
法第17条の2第1項第1号に規定する事業	初年度	0
	第2年度	0.0035
	第3年度	0.007
法第17条の2第1項第2号に規定する事業	初年度	0
	第2年度	0.00467
	第3年度	0.00933

(固定資産税の不均一課税の適用の申請)

第3条 この条例の規定による課税免除を受けようとする者は、町長の定める様式による固定資産税課税免除申請書を、当該課税年度の初日が属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、対象設備に係る事業計画を示す図面を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があった場合において、必要があると認める時は当該申請における事項について調査することができる。

(虚偽の申請に対する措置)

第4条 前条第1項の期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

○軽自動車税の環境性能割の減免及び課税免除取扱要綱

(令和元年 9 月 11 日海士町告示第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町税条例（昭和 40 年海士町条例第 11 号）附則第 15 条の 3 及び同条例附則第 15 条の 3 の 2 の規定により、軽自動車税の環境性能割の減免及び課税免除に関する取扱いについて定める。

(減免の範囲)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する 3 輪以上の軽自動車については、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に対して、その者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 454 条第 1 項に規定する時又は日までに申請した場合には、軽自動車税の環境性能割を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車又は 3 輪以上の軽自動車に代わる 3 輪以上の軽自動車と認められるもの
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得した 3 輪以上の軽自動車（身体障害者又は精神障害者が所有する自動車又は 3 輪以上の軽自動車がない場合にあっては、当該身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得した 3 輪以上の軽自動車）で身体障害者又は精神障害者のために必要があると認められるもの
- (3) 身体障害者若しくは精神障害者を乗車させるため、又は専ら身体障害者の運転の用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた 3 輪以上の軽自動車

(課税免除の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する 3 輪以上の軽自動車については、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に対して、その者が法第 454 条第 1 項に規定する時又は日までに申請した場合には、軽自動車税の環境性能割の課税を免除することができる。

- (1) へき地巡回診療を行う者が取得した当該診療の用に供する 3 輪以上の軽自動車（日本赤十字社が取得したへき地巡回診療の用に供する 3 輪以上の軽自動車を除く。）
- (2) 公益財団法人島根県環境保健公社若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関が取得した救急用の 3 輪以上の軽自動車（日本赤十字社が取得した救急用の 3 輪以上の軽自動車を除く。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項に規定する検診の用に供する 3 輪以上の軽自動車
- (3) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から 3 年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供するために無償で譲り受けた 3 輪以上の軽自動車

(減免及び課税免除の基準等)

第 4 条 減免及び課税免除の基準、申請方法、申請様式等については、当分の間、島根県の自動車税の環境性能割の例により、取扱うものとする。

附 則

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

○海士町地籍調査作業規程

(昭和62年 9 月14日海士町訓令第 1 号)

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第 4 条の規定により適用される国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 4 第 2 項の規定に基づく地籍調査作業規程は、同法第 3 条第 2 項で定められた地籍調査作業規程準則を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○海士町地籍調査標識等の保全管理に関する条例

(平成9年11月26日海士町条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、国土調査の成果を恒久に保全するため、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の地籍調査によって設置した標識及び町長が必要と認める標識等の損失、滅失の防止、保全管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において標識等とは、地籍図根三角点及び地籍図根多角点の標識をいう。

(移転、損傷等の禁止)

第3条 何人も移転、損傷その他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

(移転の請求)

第4条 標識等の移転又は一時保管を必要とする者は、移転を必要とする10日前までに町長に移転又は一時保管を請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求が相当と認めた場合は、標識等の移転又は一時保管をさせることができる。

(損傷の届出義務)

第5条 標識等を損傷した者は、直ちに町長に届け出なければならない。

(移転、復元費用の負担)

第6条 標識等の移転又は復元に要する費用は、原因者において負担するものとする。ただし、町長が認めた場合この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成9年12月1日から施行する。

○海士町地籍調査標識等の保安全管理に関する条例施行規則

(平成9年12月1日海士町規則第10号)

(移転の請求)

第1条 海士町地籍調査標識等の保安全管理に関する条例(平成9年海士町条例第25号。以下「条例」という。)第4条に規定する標識の移転又は一時保管を請求しようとする者は、標識等移転請求書(様式第1号)により町長に請求しなければならない。

(損傷の届出)

第2条 条例第5条に規定する標識等を損傷した者は、標識等損傷届出書(様式第2号)により町長に届け出なければならない。

(復元費用の請求)

第3条 条例第5条の規定する標識等を損傷した者が、標識等を復元しない場合において町が復元した場合は、町長は原因者に対し標識等復元費用請求書(様式第3号)により請求するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成9年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 1 条関係）

年 月 日

海士町長 殿

届出者 住 所
氏 名 印

標 識 等 移 転 請 求 書

下記のとおり移転を請求します。

記

移 転 を 必 要 と す る 標 識 等 の 所 在	海士町大字
移 転 を 必 要 と す る 理 由	
移 転 を 必 要 と す る 時 期	年 月 日
備 考	

年 月 日

海士町長 殿

届出者 住 所
氏 名 印

標 識 等 損 傷 届 出 書

下記のとおり標識を損傷しましたのでお届けします。

記

損 傷 し た 標 識 等 の 所 在	海士町大字
損 傷 し た 時 期	年 月 日
損 傷 の 理 由	
備 考	

様式第3号（第3条関係）

標 識 等 復 元 費 用 請 求 書

年 月 日

殿

海士町長

印

海士町地籍調査標識等の保安全管理に関する条例施行規則第3条に基づき、標識等の復元に要した費用を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円
2 納入の期限	年 月 日まで	
3 納入方法	別紙納入通知書により納めて下さい。	
4 請求金額の内訳	別紙標識等復元費用設計書のとおり	

○海士町入湯税条例

(平成18年12月25日海士町条例第48号)

改正 平成27年12月24日条例第31号

(課税の根拠及び目的)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の規定に基づき、観光の振興(観光施設の整備を含む。)等に要する費用に充てるため、この条例の定めるところにより入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収について、法令及び海士町税条例(昭和40年海士町条例第11号)に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

(入湯税の納税義務者)

第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行、合宿及び林間学校等の学生及び生徒
- (4) その他町長が特に認める者

(入湯税の税率)

第4条 入湯税の税率は、宿泊して入湯する者について、1日につき150円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第5条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第6条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者又は管理者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月中において徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第7条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第8条 鉱泉浴場を経営し、又は管理しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) その他町長において必要と認める事項

改正（平27条例第31号）

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第9条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第10条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金）

第11条 入湯税の特別徴収義務者は、第6条第3項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第12条 前条の規定に定める延滞金の額の計算につき前条に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（条例施行の細目）

第13条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、町長が定める。

改正（平27条例第31号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて鉱泉浴場施設に宿泊する者に対しては、入湯税を課さない。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則（平成27年12月24日条例第31号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

○海士町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例

(平成24年 9 月21日海士町条例第20号)

改正 平成28年 3 月18日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法（昭和21年公布）第30条に規定する「国民の納税義務」及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第2項に規定する「基本的権利と負担の分任義務」にかんがみ、町税等の滞納者を放置しておくことが納税等の義務を果たさずに権利を主張することを黙認することになり、また町民の納税等の義務に対する公平感を阻害することを考慮し、町税等を滞納し、かつ納付について不誠実な者に対して納付を促進し滞納を防止するため、特別措置を講ずることにより、町税等の納付意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町税等 次に掲げるものをいう。

ア 海士町税条例（昭和40年海士町条例第11号。以下「町税条例」という。）に規定する町税

イ 海士町国民健康保険条例（昭和41年海士町条例第26号）に規定する国民健康保険料

ウ 海士町後期高齢者医療に関する条例（平成19年海士町条例第29号）に規定する後期高齢者医療保険料

エ 海士町保育所保育料徴収規則（昭和49年海士町規則第7号）に規定する保育料

オ 海士町営住宅設置及び管理条例（平成9年海士町条例第26号）に規定する家賃

カ 海士町特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年海士町条例第12号の10）に規定する家賃

キ 海士町有住宅設置及び管理条例（昭和57年海士町条例第26号）に規定する使用料

ク 海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年海士町条例第36号）に規定する使用料

ケ 海士町空き家リニューアル事業活用住宅管理規則（平成12年海士町規則第13号）に規定する使用料

コ 海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年海士町条例第7号）に規定する使用料

サ 海士流産業育成型研修宿泊施設の設置及び管理に関する条例（平成24年海士町条例第2号）に規定する使用料
海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年海士町条例第7号）に規定する使用料

シ 海士町立学校教職員住宅管理規則（平成7年海士町教育委員会規則第8号）に規定する使用料

ス 海士町分担金徴収条例（昭和40年海士町条例第9号）に規定する分担金

セ 海士町簡易水道事業条例（平成10年海士町条例第13号）に規定する水道料金

ソ 海士町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年海士町条例

第18号)に規定する使用料

タ 海士町下水道条例(平成13年海士町条例第28号)に規定する使用料

チ 海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成14年海士町条例第12号)に規定する使用料

ツ 海士町学校給食共同調理場管理運営規則(平成7年海士町教育委員会規則第11号)に規定する給食費

テ その他海士町が取り扱う各種使用料及び分担金等

(2) 納付義務者 前号に規定する町税等を納付する義務がある者及び特別徴収によって町税を徴収し、かつ、納付する義務を負う者をいう。

(3) 滞納者 納付義務者でその納付すべき町税等をその納期限までに納付しない者をいう。ただし、徴収猶予又は滞納処分の停止をされている者を除く。

(4) 徴収吏員 町長又はその委任を受けた職員をいう。

(町の責務)

第3条 町長は、町税等の納付を促進するための基本的かつ総合的な施策を講じ、これを実施する責務を有する。

2 町長は、前項の施策を実施するに当たっては、国及び島根県並びにその他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

(納付義務者の権利と責務)

第4条 納付義務者は、法令の定めるところにより、町の提供する役務を等しく受ける権利を有し、併せて町税等の納付について、納期限を遵守し誠実にそれを履行する義務を負う。

(督促、滞納処分等)

第5条 徴収吏員は、町税の滞納があったときは、町税条例及び地方税法並びに同法におけるその例によるとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定に基づき、速やかに督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価及び換価代金等の配当並びにその他の滞納処分に関する手続きを厳正に執行しなければならない。

2 町長は、町税等のうち使用料等の滞納があったときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、速やかに使用料等に係る督促及び催告並びに滞納処分に関する手続きを厳正に執行しなければならない。

3 町長は、前2項に規定する以外の債権に滞納があったときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定に基づき、速やかに督促及び強制執行等に関する手続きを厳正に執行しなければならない。

(滞納者に対する特別措置)

第6条 町長は、滞納者に対して、福祉サービスの提供、補助金等の交付、資金貸付、許認可又は入札・契約等参加資格等(以下「行政サービス」という。)の取消し、停止及び申請の拒否等の制限措置(以下「行政サービスの停止等」という。)を講ずることができる。

2 前項各号に規定する行政サービスにおける各事業等は、規則で定める。

(納税等の確認)

第7条 町長は、前条第1項に規定する行政サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)から当該行政サービスの申請があった場合は、徴収吏員に対し、当該申請者が町税等に滞納がないことを確認させなければならない。

2 前項の場合において町長は、当該申請以外に、その利益を受けると認めるに足りる相当の理由がある者(当該申請者が法人等の場合は、その代表者を含む。以下「受益者」

という。)についても、滞納者でないことを確認しなければならない。

- 3 前2項の規定は、行政サービスのうち申請によらないものについても準用する。
(行政サービスの履行)

第8条 町長は、申請者及び受益者に滞納がないことを確認したときは、速やかに当該行政サービスの提供に関する手続きを進めなければならない。

(行政サービスの手続きの停止)

第9条 町長は、申請者及び受益者に滞納があることを確認したときは、当該行政サービスの手続きを停止しなければならない。

(滞納者が行政サービスを受ける場合の手続)

第10条 滞納者は、前条の規定により手続きを停止した行政サービスを受けようとするときは、町長に滞納している町税等について、完納誓約書又は分納誓約書(以下「納付誓約書」という。)を提出しなければならない。

(納付誓約書の承認及び特例措置)

第11条 町長は、前条の規定による納付誓約書の提出があった場合には、速やかにその内容を審査し、町税等の適正かつ確実な納付が見込まれると認めたときは、これを承認し、特例措置として当該行政サービスの提供に関する手続きを進めなければならない。

- 2 町長は、前項及び第12条第1項ただし書きの規定による承認をしたときは、第5条の手続きを停止するものとする。

(特例措置による行政サービスの停止)

第12条 前条の規定により特例措置を受けた者が、その条件として提出した納付誓約書の期限までに、町税等を納付しないときは、町長は、当該特例措置を取り消し、当該行政サービスを停止するとともに、以後の行政サービスの停止等を行うものとする。ただし、特例措置を受けた者から、誓約期限までに町税等を納付できない正当な理由の申し出があり、町長が当該申し出を承認する場合は、その限りでない。

- 2 町長は、前項の規定により特例措置を取り消した場合は、当該納付誓約の承認に係る町税等について一時に徴収することができる。

- 3 町長は、前項の規定による一時徴収ができない場合は、前条第2項の規定により停止した手続きを再開しなければならない。

(審査請求)

第13条 滞納者は、この条例による処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、町長に対し審査請求することができる。

改正(平28条例第10号)

(損害賠償等)

第14条 町長は、この条例による処分を行った場合において、事実の誤認があったことにより、当該処分を受けた者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
2 この条例の適用となる町税等は、この条例の施行日以降の滞納分からとする。

附 則(平成28年3月18日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○海士町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例施行規則

(平成24年9月21日海士町規則第5号)

(目的)

第1条 この規則は、海士町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成24年海士町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別措置の対象者)

第2条 条例第6条第1項に規定する、行政サービス等の停止等の制限措置を講ずることができる滞納者は、次の各号に該当する滞納者とする。

- (1) 再三にわたって督促状及び催告状を送付しても納付の意思を示さない滞納者
- (2) 再三にわたって電話及び訪問をしても納付の意思を示さない滞納者
- (3) 納付等の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る滞納者
- (4) 行政に対する不平・不満を理由に納税等を拒否する滞納者
- (5) 納付制約書が提出されていても納付計画を常に反古する滞納者
- (6) 特別の理由もなく1年以上にわたって納付の実績がない滞納者

(行政サービス等の範囲)

第3条 条例第6条第2項に規定する行政サービスにおける個別の事業等は、次の各号に該当する事業とする。ただし、条例を適用することが適当でないと町長が認めた場合は、対象事業から除外することができる。

- (1) 町有財産等の使用許可・貸付、売買に関すること。
- (2) 許認可に関すること。
- (3) 公営住宅等への入居の決定及び入居者に係る車庫証明の承諾に関すること。
- (4) 入札・契約等（物品購入等を含む。）に関すること。
- (5) 補助金、助成金、交付金及び給付金等に関すること。
- (6) 祝金及び貸付金に関すること。
- (7) 子育て支援事業に関すること。
- (8) 利子補給事業に関すること。
- (9) 表彰及び委員等に関すること。
- (10) 嘱託職員及び臨時職員の採用に関すること。
- (11) 上記以外の町費を使って個人に行うサービスに関すること。

(納税等確認の範囲)

第4条 条例第7条第2項に規定する、その利益を受けると認めるに足りる相当の理由がある者とは、申請者と同一の所帯を構成する者とみなされるものとする。

(納付誓約書)

第5条 条例第10条に規定する納付誓約書の様式は、別記様式による。ただし、関係条例等に別段定めのある場合は、その定めによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

納 付 誓 約 書

年 月 日

海士町長

様

納付義務者

住所

氏名

印

下記町税等に係る徴収金は、私（当社）にその納付すべき義務がある未納付の町税等（これに付帯する徴収金を含む。）債務であることを承認します。

なお、本件滞納町税等の納付については、誠意をもって（完納・分納）することを誓約いたします。

もし、違約したときは、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。なお、今後、新たに発生する町税は優先的かつ納期内に納付することを、かさねて誓約いたします。

記

町税等区分	年 度	金 額	備 考
計			

納付計画

- (1) 納付金額：完納・分納（月額： 円）
 (2) 納付方法：来庁・送付・訪問・（ ）
 (3) 納付方法：毎月 上・中・下・その他（ ）
 (4) その他：（ ）

○町税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則

(平成25年6月28日海士町規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によって行う町税及びこれに係る徴収金の滞納処分の執行に必要な文書等の様式を定めることを目的とする。

(文書等の様式)

第2条 町税及びこれに係る徴収金の滞納処分の執行に必要な文書等は、次の各号に掲げるものとし、その様式は当該各号に定めるところによる。

(1) 差押換拒否通知書	様式第1号
(2) 保険等に付されている財産の差押通知書	様式第2号
(3) 差押調書（動産、有価証券用）	様式第3号
(4) 差押調書（債権用）	様式第3号
(5) 差押調書（不動産、無体財産権等用）	様式第3号
(6) 搜索調書	様式第4号
(7) 差押財産搬出調書	様式第5号
(8) 担保権設定等財産の差押通知書	様式第6号
(9) 差押動産等保管簿	様式第7号
(10) 財産引渡命令書	様式第8号
(11) 財産の引渡命令済通知書	様式第9号
(12) 差押財産封印票	様式第10号
(13) 差押公示書	様式第11号
(14) 債権差押通知書	様式第12号
(15) 担保権付債権差押通知書	様式第13号
(16) 債権証書取上調書	様式第14号
(17) 差押書	様式第15号
(18) 差押財産の使用等許可申立書	様式第16号
(19) 自動車等占有調書	様式第17号
(20) 差押通知書	様式第18号
(21) 組合員等の持分の払戻等請求書	様式第19号
(22) 組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書	様式第20号
(23) 差押解除通知書	様式第21号
(24) 交付要求書	様式第22号
(25) 交付要求通知書	様式第23号
(26) 交付要求解除通知書	様式第24号
(27) 交付要求（参加差押）解除請求書	様式第25号
(28) 交付要求（参加差押）解除拒否通知書	様式第26号
(29) 参加差押調書	様式第27号
(30) 参加差押書	様式第28号
(31) 参加差押通知書	様式第29号
(32) 参加差押財産引渡通知書（参加差押者あて）	様式第30号
(33) 差押財産引渡依頼書	様式第31号

(34)	参加差押解除通知書	様式第32号
(35)	参加差押財産引受調書	様式第33号
(36)	参加差押財産引受通知書	様式第34号
(37)	参加差押関係書類引渡書	様式第35号
(38)	参加差押財産換価催告書	様式第36号
(39)	差押財産修理等処分同意書	様式第37号
(40)	公売公告	様式第38号
(41)	公売通知書（債権申立催告書）	様式第39号
(42)	見積価額（最低公売価額）公告	様式第40号
(43)	公売見積価額調書	様式第41号
(44)	見積価額票	様式第42号
(45)	入札書	様式第43号
(46)	公売心得書	様式第44号
(47)	不動産等の最高価申込者決定通知書（滞納者、利害関係人あて）	様式第45号
(48)	不動産等の最高価申込者決定の公告	様式第46号
(49)	換価財産の買受申込等の取消申出書	様式第47号
(50)	買受代金納付書	様式第48号
(51)	売却決定取消通知書	様式第49号
(52)	不動産等の最高価申込者決定の取消通知書	様式第50号
(53)	売却決定通知書	様式第51号
(54)	売却財産の引渡通知書（保管人あて）	様式第52号
(55)	担保権の引受の方法による換価申出書	様式第53号
(56)	債権現在額申立書（町税の額を申立てる場合）	様式第54号
(57)	債権現在額申立書（私債権の申立をうける場合）	様式第55号
(58)	配当計算書	様式第56号
(59)	配当計算書附属書	様式第57号
(60)	供託通知書	様式第58号
(61)	登記嘱託書（不動産差押用）	様式第59号
(62)	登記嘱託書（不動産差押抹消用）	様式第60号
(63)	登記嘱託書（不動産所有権移転用）	様式第61号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

		番号	
		年 月 日	
（請求者） 住（居）所 氏 名 様 海士町長 印			
差 押 換 拒 否 通 知 書			
あなたから請求のあった差押換については、下記の理由により応じることができません。			
滞納者又は 被 相 続 人	住（居）所		
	氏 名		
差押換を拒否する理由			
備考			

（注）この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

（記載要領）

- 1 この通知書は、国税徴収法第50条第 2 項又は同法第51条第 3 項の規定により差押換の請求を拒否する場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、必要に応じて、差押換請求の年月日、差押換請求の目的となった差押の年月日等を記載する。
- 3 「滞納者又は被相続人」欄については、いずれか不用の方の文字を抹消する。

様式第 2 号（第 2 条関係）

										番号	
年 月 日											
（保険者又は共済事業者） 所在地 名 称 様 海士町長 印											
保険等に付されている財産の差押通知書											
下記のとおり、財産を差し押えましたので国税徴収法第53条第 1 項の規定により、 保険金又は共済金は当町に支払わなければならないこととなりますから通知します。											
滞 納 者	住（居）所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
	計										
差 押 財 産	（名称、数量、性質、所在等） 										
差 押 年 月 日						年 月 日					

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

(記載要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第53条第1項の規定により、同項に規定する保険者又は共済事業者に対して差押の通知をする場合に使用する。
- 2 「差押財産」欄には、保険等に付されている財産の名称、数量、性質、所在等を記載するが、その財産にかかる保険等の内容については記載しないことに留意する。
- 3 「差押年月日」欄には当該差押にかかる差押調書の日付を記載する。

様式第3号（動産、有価証券用）（第2条関係）

(動産、 有価証券用)	番号										
	差 押 調 書										
	年 月 日										
	海士町長 印										
	下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。										
	滞納者	住（居）所									
		氏 名									
	滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費		計
					・ ・	円	円	円	円	円	円
					・ ・						
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
計											
差押財産	(名称、数量、性質、所在、封印貼付箇所、枚数等)										
滞納処分のため 搜索した場所又は 物					搜索 日時	年 月 日 時 分から 時 分まで					
上記の搜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 () 立会人 () 印											
差押調書謄本（搜索を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日 () 滞納者 () 印 第三者											

上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じ、使用収益を許可します。 年 月 日 海士町長 印	
(滞納者又は第三者) 様	
上記差押財産の保管に同意します。 年 月 日 (第三者) 印	

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

- 1 この調書は、国税徴収法第54条に規定する動産又は有価証券の差押の場合に使用する。
- 2 「差押財産」欄には、差押財産の名称、数量、性質、所在等を記載するほか、同法第60条第2項の規定により、滞納者又は第三者に保管させた場合に表示する封印の貼付場所及び使用枚数を明らかにすることに留意する。
- 3 「滞納処分のために搜索した場所又は物」欄、「搜索日時」欄及び立会人の署名押印(記名押印を含む。以下同じ。)欄は、同法第142条の規定に基づき、搜索をした場合のみ記載し、搜索を必要としない差押の場合には記入を要しない。
- 4 立会人の署名押印欄の括弧書は、立会人の搜索を受けた者との続柄を記載する。立会人が署名押印をしないときは、その旨を記載する。
- 5 搜索を受けた者の差押調書受領欄は、受領者について4と同様に記載する。
- 6 差押後、差押財産の保管を命令する相手方は、滞納者又はその財産を占有する第三者であるから注意する。なお、第三者であるときは、同意欄に署名押印をとり同法第60条第1項ただし書の規定による同意の旨を明らかにする。
- 7 この調書は、次のとおり必要枚数を調整する。

(1) 海士町住民生活課の正本	1 通
(2) 搜索の立会人に交付する謄本	立会人の数に応ずる枚数
(3) 滞納者に交付する謄本	1 通
(4) 搜索を受けた第三者に交付する謄本	1 通

この場合、滞納者又は搜索をうけた第三者が立会人であれば、それぞれ(3)、(4)を省略できる。

様式第3号（債権用）（第2条関係）

（債権用）

										番号	
差 押 調 書											
年 月 日											
海士町長 印											
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。この差押債権の取立その他の処分を禁じます。											
滞納者（債権者）	住（居）所										
	氏 名										
滞納金額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費		計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
計											
差押債権	債務者	住（居）所									
		氏 名									
履 行 期 限				年 月 日							
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日（ ）（ ）印											
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年 月 日（ ）（ ）印											

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書の作成日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

- 1 この調書は、国税徴収法第54条に規定する債権の差押の場合に使用する。滞納者に交付する謄本はこのままでよいが、海士町住民生活課用の正本については、「この差押債権の取立その他の処分を禁じます。」を抹消して使用する。
- 2 差押調書謄本受領欄及び債権差押通知書受領欄の括弧書は、それぞれ滞納者又は第三債務者との続柄を記載するが、郵便により送達したときはこれらの欄の記載を必要としない。
- 3 この調書は、債権差押通知書と複写で必要枚数を調製する。

(1) 海士町住民生活課の正本	1 通
(2) 滞納者に交付する謄本	1 通
(3) 移転につき登録を要するもの又は抵当権等により担保される債権を差押えた場合は、その登記（録）嘱託に必要な謄本	2 通
(4) 債権差押通知書	1 通

様式第3号（不動産、無体財産権用）（第2条関係）

（不動産、
無体財産権等用）

										番号	
差 押 調 書											
年 月 日											
海士町長 印											
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費		計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
	計										
差押財産	（名称、数量、性質、所在等、電話加入権のときは局番、電話番号、電話機の設置場所）										
差押調書謄本又は差押書（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日（ ） （ ） 印											
差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年 月 日（ ） （ ） 印											
						連 絡 先					
所 属						氏 名			電 話		

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

- 1 この調書は、国税徴収法第54条に規定する不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械並びに無体財産権等の差押の場合に使用する。
- 2 「差押財産」欄には、電話加入権の場合は、差押財産の名称、数量、性質、所在等に代えて、局番、電話番号、電話機の設置場所を記載すること。
- 3 差押調書謄本又は差押書の受領欄及び差押通知書受領欄は、郵便で送達した場合は記載する必要がない。
- 4 この調書は、差押書又は差押通知書と複写で必要枚数を調整する。
 - (1) 不動産等、第三債務者等のない無体財産権等の場合
 - (イ) 海士町住民生活課の正本 1 通
 - (ロ) 登記（録）嘱託用の謄本 2 通（自動車の場合は1通）
 - (ハ) 差 押 書 1 通
 - (2) 電話加入権の場合
 - (イ) 海士町住民生活課の正本 1 通
 - (ロ) 滞納者に交付する謄本 1 通
 - (ハ) 差押通知書 2 通
 - (3) 電話加入権以外の第三債務者等のある無体財産権等の場合
 - (イ) 海士町住民生活課の正本 1 通
 - (ロ) 滞納者に交付する謄本 1 通
 - (ハ) 登記（録）嘱託用謄本 2 通
 - (ニ) 差押通知書 1 通

様式第4号（第2条関係）

										番号	
捜 索 調 書											
年 月 日											
海士町長 印											
滞納処分のため、下記のとおり検索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作ります。											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費		計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
	計										
検索した 場所又は物		(名称、所在等)									
検索した 日時		年 月 日 午前 午後 前後 前後 時 分から 時 分まで									
備 考											
上記の検索に立会い検索調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 () 印											
検索調書謄本（検索を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日 () 印											

上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。

年 月 日

様

海士町長

印

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費はこの調書作成の日までの分を概算したものです。

(記載要領)

- 1 この調書は、国税徴収法第146条第1項の規定により同法第142条第1項又は第2項の規定に基づき搜索をした場合に作成する。差押調書を作成した場合には、作成することを要しない。
- 2 差し押えた自動車等を同法第71条第3項の規定により占有する場合又は差し押えた動産、有価証券、自動車又は建設機械を搬出する場合若しくは債権証書等を取り上げる場合に使用するときは、「滞納金額」の欄を国税徴収法施行令第52条第1項ただし書の規定により記載を要しない。
- 3 「搜索した場所又は物」欄には、搜索した物又は住居その他の場所の名称その他必要な事項を記載するが、同法第142条第2項の規定により第三者の物又は住居その他の場所を搜索した場合には、その第三者の氏名及び住（居）所も併記する。
- 4 「備考」欄には、2の場合に「下記財産を占有しました。」又は「下記財産を搬出しました。」という文言を記載し、その下に当該財産の名称、数量、性質及び所在を記載する。
- 5 「上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。」の文言のある欄は、自動車等を占有した場合のみ記載する。

様式第5号（第2条関係）

					番号	
差 押 財 産 搬 出 調 書						
年 月 日						
海士町長						印
さきに差押された下記財産を搬出します。						
滞 納 者	住（居）所					
	氏 名					
搬 出 財 産	（名称、数量、性質、所在等）					
	保管者	住（居）所		氏名		
差押年月日		年 月 日				
搬出後の保管場所						
上記搬出に立ち会い差押財産搬出調書謄本を受領しました。 年 月 日（ ） 立会人（ ） 印						
差押財産搬出調書謄本（搬出を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日（ ） （ ） 印						

（注）この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

（記載要領）

- 1 この調書は、徴税吏員が差押財産を搬出する場合に作成し、滞納者又は第三者にその謄本を交付する。
- 2 差押財産を搬出する場合において差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産の搬出をした旨を附記して、この調書に代えることができるから留意する。
- 3 「搬出財産」欄は、その差押財産に係る差押調書の記載に準じて記載する。
- 4 「搬出後の保管場所」は、当該搬出財産が保管される場所（差押動産等保管簿に記載される場所と一致する。）を記載する。
- 5 「上記搬出に立ち会い差押財産搬出調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 6 「差押財産搬出調書謄本（搬出を受けた者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。

様式第6号（第2条関係）

										番号		
										年	月	日
（質権者等） 住（居）所 氏 名 様												
										海士町長		印
担保権設定等財産の差押通知書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えました。 国税徴収法第55条の規定により通知します。												
滞 納 者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費			計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	円	
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
差 押 財 産	（名称、数量、性質、所在等）											
差 押 年 月 日 （差押書等発送年月日）				年 月 日								
備 考												

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

(記載要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第55条の規定により、同条各号に掲げる権利者のうち知れている者に対して差押の通知をする場合に使用する。ただし、次に掲げる者に対しては国税徴収法施行令第22条第1項ただし書及び同条第2項の規定により、この通知書を発付しなくてもよいことに留意する。
 - (1) 同法第54条第1号に掲げる動産又は有価証券でこの通知書を受けるべき者が占有するものを差し押えたときにおいて、差押調書謄本の交付を受けた者
 - (2) 同法第146条第3項の規定により搜索調書謄本の交付を受けた者
- 2 「差押財産」欄には、差押財産が仮差押又は仮処分がされている財産であるときには、差押財産の名称、数量、性質、所在のほか、仮差押又は仮処分に係る事件番号を記載する。
- 3 「差押年月日」欄には、当該差押にかかる差押調書の日付を記載するが、差押書又は差押通知書を送達した場合には、その発送年月日を記載する。

様式第 7 号（第 2 条関係）

差 押 動 産 等 保 管 簿

（保管場所）

調書 番号	財産 番号	保 管 財 産			滞 納 者		搬 出		売却 年月日	引 渡			
		名称	性質	数量	住 所	氏名	年月日	担当 者印		年月日	受領者 氏 名	印	事由
							・ ・		・ ・	・ ・			
							・ ・		・ ・	・ ・			
							・ ・		・ ・	・ ・			
							・ ・		・ ・	・ ・			
							・ ・		・ ・	・ ・			
							・ ・		・ ・	・ ・			
							・ ・		・ ・	・ ・			

（記載要項）

- 1 この帳簿は、国税徴収法施行令第23条第 2 項の規定により、保管動産等の出納に使用する。
- 2 「財産番号」欄は、保管場所ごとに便宜一連番号とする。
- 3 「引渡」欄は、差押解除により滞納者若しくは、差押時に占有していた第三者、参加差押をした行政機関等及び滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律第 5 条の規定に基づき執行吏にそれぞれ差押動産等を引渡す場合、売却により買受人に差押動産等を引渡す場合又は同法第10条第 2 項の規定により強制執行続行の決定があつて執行吏に差押動産を引渡す場合に使用する。欄中「事由」欄には、以上の旨の事由を記載する。
- 4 この帳簿は、保管場所ごとに別冊とする。

様式第8号（第2条関係）

										番号		
										年	月	日
（占有者） 住（居）所 氏 名 様												
										海士町長		印
財 産 引 渡 命 令 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、必要があるので、あなたが占有している （滞納者所有の）下記財産を徴税吏員に引き渡してください。												
滞 納 者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
引 渡 命 令 財 産	（名称、数量、性質、所在等）											
	占有者	住（居）所				氏 名						
引渡期限		年 月 日			引渡場所							
引渡命令書を発する根拠規定												

- （注） 1 引渡命令を受けた第三者等の権利については、国税徴収法第59条第1項から第3項まで及び同法施行令第25条により保護を受けることができます。
- 2 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この命令書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

- 1 この命令書は、国税徴収法第58条第2項の規定に基づき滞納者の有する動産又は有価証券を占有する第三者に対して当該財産を徴税吏員に引き渡すべきことを命ずる場合（同条を準用する同法第65条の規定に基づき第三者が占有する債権に関する証書を取り上げる場合（同法第73条第5項に規定する準用の場合を含む。）及び同じく同条を準用する同法第71条第3項の規定に基づき第三者が占有する自動車又は建設機械を徴税吏員に占有させる場合を含む。）及び同法第71条第3項の規定に基づき差押自動車又は建設機械を占有する滞納者に対して当該財産を徴税吏員に引渡すべきことを命ずる場合に使用する。
- 2 第三者に発する命令書は、「財産の引渡命令済通知書」とあわせて複写により作成する。
- 3 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産、有価証券、債権証書、自動車又は建設機械等の名称、数量、性質、所在その他を記載する。
- 4 国税徴収法第71条第3項の規定に基づき差し押えた自動車又は建設機械を占有する滞納者に対し引渡しを命ずる場合は、通知文の括弧内を抹消する。

様式第9号（第2条関係）

										番号		
										年	月	日
(滞納者) 住(居)所 氏 名 様 海士町長 印												
財 産 の 引 渡 命 令 済 通 知 書												
下記滞納金額を徴収するため、あなたの財産を占有している下記の者に対して財産の引渡命令書を発しましたので通知します。												
滞 納 者	住(居)所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費			計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	円	
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
引 渡 命 令 財 産	(名称、数量、性質、所在等)											
	占有者	住(居)所						氏名				
引渡期限		年 月 日			引渡場所							
引渡命令書を発する根拠規定												

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

この通知書は、滞納者の動産又は有価証券等で第三者が占有しているものについて引渡命令を発したときに、その旨を国税徴収法第58条第2項（同法第65条及び同法第71条第4項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、滞納者に対して通知する場合に使用し、「財産の引渡命令書」とあわせて複写により作成する。

差 押 財 産 封 印 票			
差押年月日		年 月 日	
差し押さえた徴税吏員の所属		海士町住民生活課	
この封印を損壊し、又はその他の方法をもって無効にした者は、刑法第96条の規定により2年以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処せられます。			
		海士町長	印

この封印は、国税徴収法第60条第2項又は第71条第5項の規定により差押動産等を封印する場合に使用する。

様式第 11 号 (第 2 条関係)

差 押 公 示 書

下記財産は、地方税に係る滞納徴収金額を徴収するため、差し押さえたものであることを公示します。

差押財産の表示

差押年月日 年 月 日
差し押さえた徴税吏員の所属 海士町住民生活課

この公示書を損壊し、又はその他の方法をもって無効にした者は、刑法第96条の規定により2年以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処せられます。

海士町長 

(記載要領)

この公示書は、国税徴収法第60条第2項又は第71条第5項の規定により差押動産等を公示する場合に使用する。

様式第 1 2 号（第 2 条関係）

										番号		
										年	月	日
（債務者） 住（居）所 氏 名 様 海士町長 印												
債 権 差 押 通 知 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため債権を差し押えますから、履行期限までに海士町税務係あて支払ってください。なお、この通知を受けた後、債権者に支払うことを禁じます。												
滞 納 者 （ 債 権 者 ）	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
差 押 債 権	債務者		住（居）所									
			氏 名									
	（種類、額等）											
履行期限			年 月 日									
備考												

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

（記載要領）

- この通知書は、国税徴収法第62条第 1 項の規定により第三債権者に対して送達する文書として使用する。差押調書（債権用）と複写で調整する。
- 「差押債権」欄には、債権の種類、額等の必要事項を記載する。

様式第 1 3 号（第 2 条関係）

										番号		
年 月 日												
（担保権設定者） 住（居）所 氏 名 様 海士町長 印												
担保権付債権差押通知書												
下記のとおり、滞納者の滞納金額を徴収するため、担保権付債権を差し押えました。 国税徴収法第64条の規定により通知します。												
滞 納 者 （ 債 権 者 ）	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
差 押 債 権	債務者		住（居）所					氏名				
	差押年月日		年 月 日		担保権の順位							
履 行 期 限												

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

（記載要領）

この通知書は、国税徴収法第64条後段の規定により、抵当権若しくは質権が設定されている財産又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に、これら担保権によって担保される債権を差し押えた旨を通知する場合に使用する。

様式第 1 4 号（第 2 条関係）

		番号	
債権証書取上調書			
年 月 日			
海士町長 印			
滞納処分上必要があるので、下記書類を取り上げます。			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
取り上げた証書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産	
取上調書を受領しました。 年 月 日 立会人（ ） 印			
取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日 （ ） 印			

（注）この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

（記載要領）

- 1 この調書は、国税徴収法第65条（同法第73条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、債権に関する証書等を取り上げた場合に、同法施行令第28条第1項の規定により作成する。ただし、同施行令第28条第2項の規定により、上記の証書等の取上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書等の名称その他必要な事項を附記することにより取上調書の作成に代えることができることに留意する。
- 2 差押前に証書等を取り上げた場合には、「取り上げた証書」欄の「差押財産」欄に記載することを要しない。
- 3 「取上調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、処分を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載する。
- 4 「取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、処分を受けた者と謄本を受領した者との続柄又は関係を記載する。

様式第 1 5 号（第 2 条関係）

										番号		
										年	月	日
（滞納者あて） 住（居）所 氏 名 様												
										海士町長		印
差 押 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。												
滞納者	住（居）所											
	氏 名											
滞納金額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費			計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	円	
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
差押財産	（名称、数量、性質、所在等）											
備考												

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この差押書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

（記載要領）

- この差押書は、国税徴収法第68条第 1 項の規定による不動産の差押の場合、同法第70条第 1 項の規定による船舶又は航空機の差押の場合、同法第71条第 1 項の規定による自動車又は建設機械の差押の場合及び同法第72条第 1 項の規定による第三債務者等のない無体財産権等の差押の場合に滞納者に送達する文書として使用する。
- 差押調書（不動産、無体財産権等用）と複写で調整する。

受付
印

番号

年

月

日

海士町長様

申立者（ ）住（居）所氏名
（ ）住（居）所氏名
（ ）住（居）所氏名

⑩
⑩
⑩

差押財産の使用等許可申立書

下記差押財産の使用（航行、運行）を許可して下さい。

滞納者

住（居）所氏名

差押財産

(名称、数量、性質、所在等)

差押年月日年月日

使用等をする必要

(諾否の通知)

年

月

日

様

海士町長

⑩

- 1 この申立書は、滞納者等が国税徴収法第70条第5項の規定により差押中の船舶、航空機の航行の許可を申し立てる場合及び同法第71条第6項の規定により差押中の自動車又は建設機械の運行又は使用の許可を申し立てる場合に使用をさせる。
- 2 この申立書は、申立書に対する諾否の通知書にも、使用するので、そのため副本数通をあわせて提出させる。
- 3 「申立書、住（居）所、氏名」欄の括弧内は、たとえば（抵当権者）（交付要求権者）等と、差押財産に対して有する申立者の権利の名称等を記載させる。
- 4 「使用等を必要とする理由」欄には、使用等を必要とする理由と使用の条件等なるべく具体的に記載させる。
- 5 「諾否の通知」欄には、申立を許可する場合は、「上記申立のとおり使用を許可する」等と記載し、許可条件を付する場合はその条件を附記する。

様式第 1 7 号（第 2 条関係）

		番号	
自 動 車 等 占 有 調 書			
年 月 日			
海士町長 印			
下記のとおり差し押えた自動車（建設機械）を占有します。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
占 有 財 産	（名称、数量、性質、所在等）		
	差押年月日	年 月 日	
自動車等占有調書謄本を受領しました。 年 月 日（ ） 立会人（ ） 印			
自動車等占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日（ ） （ ） 印			

上記自動車等占有調書謄本記載の自動車等の保管を命じます。			
年 月 日			
様			
海士町長 印			

（注）この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

- 1 この調書は、国税徴収法第71条第3項の規定により差押した自動車又は建設機械を徴税吏員が占有した場合において搜索調書を作成しなかったときに、作成する。
- 2 「占有財産」欄は、その差押自動車又は建設機械に係る差押調書の記載に準じて記載する。
- 3 「自動車等占有調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 4 「自動車等占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には財産を保管する者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。
- 5 占有した自動車又は建設機械を、契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、下部欄外に「上記財産は通知があるまで無償で保管します。」と記載して保管者の署名（記名を含む。）押印を求める。

様式第 18 号（第 2 条関係）

										番号		
										年	月	日
（第三債務者） 住（居）所 氏 名 様												
										海士町長	印	
差 押 通 知 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。												
滞納者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
差押財産	（名称、数量、性質、所在等、電話加入権のときは局番、電話番号、電話機の設置場所）											
備考												

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

連 絡 先		
所属	氏名	電話

- （記載要領）
- この通知書は、国税徴収法第73条第 1 項の規定により第三債務者等のある無体財産権等を差し押えた場合、第三債務者等に送達する文書に使用する。この際、差押調書（不動産、無体財産権等用）と複写で作成する。
 - 電話加入権の場合は、第三債務者は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（現実には各所轄支店）であるが、差押の登録の嘱託も同社で行うことから、この通知書を正副 2 通送達することが必要であるから留意する。
 - 末尾の「連絡先」欄には、この通知書を作成した徴税吏員の所属、氏名、電話番号を記載する。

様式第 19 号（第 2 条関係）

										番号		
組合等の所在地、名称 及び代表者氏名 様										年	月	日
										海士町長		印
組合員等の持分の払戻等請求書												
さきに差し押えた下記滞納者の持分を払い戻（譲受）して下さい。 国税徴収法第74条第 1 項の規定により請求します。												
滞 納 者 （ 組 合 員 等 ）	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
持分の払戻（譲渡） 請求の予告をした年月日				年 月 日								
払戻 （ 譲 受 ） 請 求 を す る	持分の種類及び口数等											

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この請求書作成の日までの分を概算したものです。

（記載要領）
 この通知書は、国税徴収法第74条第 1 項の規定に基づき、海士町長が組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求する場合に使用する。

様式第 2 0 号（第 2 条関係）

										番号		
年 月 日												
組合等の所在地、名称 及び代表者氏名 様												
海士町長 印												
組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書												
さきに差し押えた下記滞納者の持分の払戻（譲受）の請求をすることを予告します。 国税徴収法第74条第2項の規定により通知します。												
滞 納 者 （ 組 合 員 等 ）	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
払 戻 （ 譲 受 ） 請 求 を す る	持分の種類及び口数等											
	差押年月日			年 月 日								

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

（記載要領）
この請求書は、国税徴収法第74条第1項の規定に基づき、海士町長が組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求するため、同条第2項の規定に基づき予告する場合に使用する。

様式第 2 1 号（第 2 条関係）

		番号		
住（居）所 氏 名		年 月 日		
		様		
		海士町長 印		
差 押 解 除 通 知 書				
下記財産の差押を解除しました。				
滞 納 者	住（居）所			
	氏 名			
差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質、所在等 〔 電話加入権のときは局番、電話番号、 電話機の設置場所 〕		差 押 〔 電話局差押 通知書受付 〕	
			年月日	番号
備 考				
		連 絡 先		
		所 属	氏 名	電 話

- （記載要領）
- この通知書は、国税徴収法第80条第 1 項又は同条第 2 項第 2 号若しくは第81条の規定により、差押解除した旨を滞納者、第三債務者、質権者、交付要求者等に対して通知する場合に使用する。
 - 「差押解除財産」欄の「差押年月日」欄には、差押を解除する財産の差押年月日を記載し、その差押年月日が、差押財産ごとに異なる場合には、それぞれの異なる差押年月日を記載する。「番号」欄の記載はしない。電話加入権の場合は、所轄支店が差押を受け付けた年月日及びその番号を記載する。

3 「備考」欄には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 差押を解除する財産が、動産又は有価証券等であって、当該財産を徴税吏員又は第三者が保管している場合においては、その引渡しに関する事。
- (2) 封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去を滞納者等に行わせるときはその除去に関する事。
- (3) 同法第65条等の規定により取り上げた債権に関する証書等がある場合には、その引渡しに関する事。
- (4) 差押解除の理由を記載する必要があるときは、その理由
- (5) 差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に対し、差押財産を引き渡した場合は、その旨
- (6) その他差押解除通知書に記載することが必要と認められる事項

4 地方税法第16条の4第4項及び第5項の規定により、保全差押を解除する場合は、「差押解除通知書」の字句の上に「保全」と冠記するほか、必要な調整を加えて使用する。

5 この通知書は、必要部数（関係機関に対する差押解除の囑託をする場合に必要な部数を含む。）を複写により作成する。

様式第 2 2 号（第 2 条関係）

										番号		
										年	月	日
(執行機関)												
様												
海士町長												
印												
交 付 要 求 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第 1 項の規定により交付要求します。												
滞納者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費	計	法定納 期限等		
				. .	円	円	円	円	円			
				. .								
				. .								
				. .								
				. .								
	計											
交付要求に係る財産又は事件名	(名称、数量、性質、所在等)											
	執行機関名					差押年月日		年 月 日				

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この要求書作成の日までの分を概算したものです。

(記載要領)

- 1 この要求書は、国税徴収法第82条第1項の規定により強制換価手続を行っている執行機関に対し交付要求をする文書として使用する。
- 2 この要求書は、強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、事件番号の異なるごとに別紙とする。
- 3 地方税法第14条の16第5項の規定により交付要求をする場合には、同条第1項の規定により徴収しようとする金額、同項に規定する質権者又は抵当権者の住（居）所及び氏名並びに同条第5項の規定により交付要求をする旨等の調整をする。
- 4 3は、地方税法第14条の17第3項において準用する同法第14条の16第5項の規定による交付要求をする場合について準用する。
- 5 地方税法第16条の4第9項の規定により、保全差押金額について交付要求をする場合には、保全差押金額についての交付要求である旨等の調整をする。

様式第 2 3 号（第 2 条関係）

										番号		
										年	月	日
（滞納者、権利者等） 住（居）所 氏 名 様												
										海士町長		印
交 付 要 求 通 知 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求しました。 国税徴収法第82条第 項の規定により通知します。												
滞 納 者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
交 財 付 産 要 又 求 は に 事 係 件 る 名	（名称、数量、性質、所在等）											
	執行機関名					差押年月日		年 月 日				
交付要求年月日			年 月 日									

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

（記載要領）
 この通知書は、国税徴収法第82条第 2 項の規定により滞納者に通知する場合及び同条第 3 項の規定により質権者等に通知をする場合に使用する。従って、通知文の文言のうち、空白になっている箇所には必要な文字を加入する。

様式第 2 4 号（第 2 条関係）

		番号	
様		年 月 日	
		海士町長	印
交 付 要 求 解 除 通 知 書			
下記のとおり交付要求を解除します。 国税徴収法第84条第 項の規定により通知します。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	名称、数量、性質、所在その他		交付要求年月日
	執行機関名		
交付要求解除年月日		年 月 日	

（記載要領）

- 1 この通知書は、交付要求を解除した場合において、その旨を国税徴収法第84条第2項、同条第3項の規定により、交付要求先執行機関、滞納者、同法第55条各号に掲げる質権者等のうち知れている者に対して交付要求の解除の通知をする場合に使用する。従って、通知文の文言のうち、空白になっている箇所には必要な文字を加入する。
- 2 この通知書は、強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、事件番号の異なるごとに別紙とする。
- 3 国税徴収法第55条各号に掲げる質権者等に対して通知する場合「交付要求に係る財産又は事件名」欄には交付要求に係る強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合においても事件番号による表示は行わない。

様式第 2 5 号（第 2 条関係）

受付 印	番号		年 月 日	
	海士町長 様			
	住（居）所 氏 名 印			
	交 付 要 求 参 加 差 押 解 除 請 求 書			
	下記のとおり 交 付 要 求 参 加 差 押 の解除を請求します。			
滞 納 者	住（居）所			
	氏 名			
交付要求 参加差押 執行機関名			交付要求 参加差押 年月日	年 月 日
解除を請求する理由				
滞 他 納 の 財 者 が 産 が 所 有 す る	名称、数量、性質、所在その他		価 額	
			円	

（記載要領）
この請求書は、強制換価手続により配当を受けることができる債権者が、国税徴収法第85条第 1 項又は同法第88条第 1 項の規定に基づき、交付要求又は参加差押を解除すべきことを請求する場合に使用させる。

様式第 26 号（第 2 条関係）

		番号	
様		年 月 日	
		海士町長	印
交付要求 解除拒否通知書 参加差押			
年 月 日請求のあった 交付要求 解除については、下記の理由によって 参加差押 応ずることができません。 国税徴収法第85条第2項又は同法第88条第1項の規定により通知します。			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
解除を拒否する理由			
備考			

（注）この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

（記載要領）

- 1 この通知書は、国税徴収法第85条第1項又は同法第88条第1項の規定により、交付要求又は参加差押の解除の請求があったが、その請求を相当と認めず、その旨を同法第85条第2項又は同法第88条第1項の規定により請求者に通知する場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、必要に応じて交付要求又は参加差押解除請求の年月日、解除請求の目的となった交付要求又は参加差押の年月日等を記載する。

様式第 27 号（第 2 条関係）

										番号	
参 加 差 押 調 書											
年 月 日											
海士町長 印											
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押をします。											
滞 納 者	住（居）所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費			計
				・ ・	円	円	円	円	円	円	円
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
	計										
参 加 差 押 財 産	（名称、数量、性質、所在等、電話加入権のときは局番、電話番号、電話機の設置場所）										
	執行機関名				差押年月日		年 月 日				
備 考											

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。

（記載要領）

- 1 この調書は、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押をする場合に参加差押書及び参加差押通知書と合せて複写で作成する。
- 2 「参加差押財産」欄には、参加差押財産の名称、数量、性質、所在等を記載するが、電話加入権の場合は、局番、電話番号及び電話機の設置場所を記載する。
- 3 参加差押についての登記（登録）の嘱託を関係機関にする場合（電話加入権を除く。）は、差押について登記（登録）の嘱託書に準じた嘱託書を作成し、この調書を添付する。

様式第 2 8 号（第 2 条関係）

										番号	
（参加差押先の執行機関） 様										年 月 日	
海士町長										印	
参 加 差 押 書											
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第 1 項の規定により参加差押をします。											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費		計	
				・ ・	円	円	円	円	円	円	
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
				・ ・							
	計										
参加差押財産	（名称、数量、性質、所在等、電話加入権のときは局番、電話番号、電話機の設置場所）										
	執行機関名			差押年月日			年 月 日				
備考											

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この差押書作成の日までの分を概算したものです。

連 絡 先		
所 属	氏 名	電 話

（記載要領）
 この参加差押書は、国税徴収法第86条第 1 項の規定により、滞納処分をした行政機関等に対して交付する文書として使用する。この際、参加差押調書及び参加差押通知書と合せて複写で作成する。

様式第 2 9 号（第 2 条関係）

										番号		
										年	月	日
（滞納者、第三債務者、権利者） 住（居）所 氏 名 様												
										海士町長	印	
参 加 差 押 通 知 書												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押をしました。 国税徴収法第86条第 項の規定により通知します。												
滞 納 者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞 金額	加算 金額	滞 納 処分費		計		
				・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
				・ ・								
	計											
参 加 差 押 財 産	（名称、数量、性質、所在等、電話加入権のときは局番、電話番号、電話機の設置場所）											
	執行機関名					差押年月日		年 月 日				
参加差押年月日		年 月 日										
						連 絡 先						
						所 属		氏 名		電 話		

（注）上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。なお、この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、海士町長に対して書面により異議申立てをすることができます。

(記載要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第86条第2項及び第4項の規定により滞納者、第三債務者及び質権者等に通知をする場合の文書として使用する。この際、参加差押調書及び参加差押書と合せて複写で作成する。
- 2 通知文の文言中、空白になっている箇所には1の通知先に応じて必要な文字を加入する。
- 3 電話加入権について参加差押をした場合は、第三債務者である東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（現実には所轄支店）あてに、この通知書正副2通を送達する。
- 4 「連絡先」欄には、この通知書を作成した徴税吏員の所属、氏名及び電話番号を記載する。

様式第 30 号（第 2 条関係）

				番号	
（執行機関） 様				年 月 日	
				海士町長 印	
参加差押財産引渡通知書					
下記のとおり、参加差押に係る財産を国税徴収法第87条第2項の規定により引き渡しますから通知します。					
滞納者	住（居）所				
	氏 名				
参加差押した執行機関名					
引渡 し す る 財 産	名称、数量、性質、所在等				差押年月日
	保管者	住（居）所		氏名	
引渡場所					
引渡方法					
備考					

（記載要領）

- この通知書は、国税徴収法施行令第39条の規定により、差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に対して差押動産等を引き渡すべき旨を通知する場合に使用する。この通知書は「備考」欄を除き差押財産引渡依頼書とあわせて複写で作成する。
- 徴税吏員以外の者が差押動産等を保管している場合であって、保管者から直接その財産の引渡しをさせようとするときは、「引渡方法」欄に「保管者から直接の引渡しによる」等とその旨を記載する。
- 徴税吏員が直接差押動産等を引き渡す場合には、「保管者」欄及び「引渡方法」欄の記載は、省略してもさしつかえない。
- 「備考」欄には、引渡財産の1日分の保管料等引渡につき必要があると認められる事項を記載する。
- 徴税吏員以外の者で差押動産等の保管をしているものに直接当該行政機関等への差押動産等の引渡しをさせようとするときは、国税徴収法施行令第39条第2項の規定により、「差押財産引渡依頼書」を添付しなければならないことに留意する。

様式第 3 1 号（第 2 条関係）

					番号		
年 月 日							
(保管者) 住（居）所 氏 名 様							
海士町長 印							
差 押 財 産 引 渡 依 頼 書							
下記のとおり、あなたが保管中の差押財産を参加差押をした執行機関に引き渡して下さい。							
滞 納 者	住（居）所						
	氏 名						
参加差押をした 執行機関名							
引 渡 し を 依 頼 す る 財 産	名称、数量、性質、所在等					差押年月日	
	保管者	住（居）所		氏名			
引渡場所							
引渡方法							
備考							

（記載要領）

- 1 この依頼書は、国税徴収法第87条第 2 項の規定により、徴税吏員以外の者が保管している差押動産を、差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に直接引渡しをさせようとする場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、必要に応じ保管契約の年月日等を記載する。
- 3 この依頼書は、保管者あてに送付するものではなく、「参加差押財産引渡通知書」に添付して差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に送付するものであるから留意する。

様式第 3 2 号（第 2 条関係）

		番号		
様		年 月 日		
		海士町長		印
参 加 差 押 解 除 通 知 書				
下記のとおり、参加差押を解除します。 国税徴収法第88条第 項の規定により通知します。				
滞 納 者	住（居）所			
	氏 名			
参 加 差 押 を 解 除 す る 財 産	名称、数量、性質、所在等 〔 電話加入権のときは局番、電話番号、 電話機の設置場所 〕		参加差押 〔 電話局参加差 押通知書受付 〕	
			年 月 日	番号
	執行機関名			
参加差押 解除年月日		年 月 日		
備 考				
		連 属	絡 氏名	先 電話

- （記載要領）
- この通知書は、参加差押を解除した場合に、国税徴収法第88条第 1 項及び第 3 項の規定により、参加差押先執行機関、滞納者、第三債務者及び同法第55条に掲げる質権者等のうち知れているものに対して通知する場合に使用する。
 - この通知書は、通知先の数に応じそれぞれ、必要部数をあわせて複写で作成する。
 - 「参加差押を解除する財産」欄の「参加差押年月日」欄には参加差押を解除する財産に係る参加差押年月日を記載する。この際、「番号」欄の記載はいらない。電話加入権の場合は、所轄支店が参加差押を受け付けた年月日及びその番号を記載する。

様式第 3 3 号（第 2 条関係）

		番号	
参 加 差 押 財 産 引 受 調 書			
年 月 日			
海士町長 印			
下記のとおり参加差押財産の引渡しを受けます。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
引 渡 し を 受 け た 財 産			
	参加差押年月日	年 月 日	
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人（ ） 印			
参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 保管者（ ） 印			

上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日 様 海士町長 印	

（記載要領）

- 1 この調書は、国税徴収法施行令第40条第 1 項の規定により参加差押に係る差押動産等の引渡しを受けた場合に作成する。
- 2 「参加差押財産引受調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 3 「参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と謄本受領者との続柄又は関係を記載する。
- 4 引渡しを受けた動産等を契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、下部欄外に「上記財産は通知があるまで無償で保管します。」と記載して保管者の署名（記名を含む。）押印を求める。

様式第 3 4 号（第 2 条関係）

		番号	
(執行機関)		年 月 日	
様			
		海士町長	印
参 加 差 押 財 産 引 受 通 知 書			
下記のとおり、参加財産の引渡しを受けましたから通知します。			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
引渡しを受けた財産			
	参加差押年月日	年 月 日	
備考			

（記載要領）

- 1 この通知書は、国税徴収法施行令第40条第 1 項の規定により差押動産等の引渡しを受け、同条第 4 項の規定によりその旨をその引渡しをした行政機関等に通知する場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、「参加差押財産引渡通知書」に記載してある財産のうち、数量の不足等により引渡しを受けることができない財産があるときはその旨、その他必要と認められる事項を記載する。

様式第35号（第2条関係）

		番号	
(執行機関) 年 月 日 様 海士町長 印			
参 加 差 押 関 係 書 類 引 渡 書			
下記の参加差押関係書類を引き渡します。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
引 渡 し す る 書 類	書類名	書類提出者の氏名	通数
上記の書類を受領しました。 年 月 日 海士町長 様 (執行機関名) 印			

(記載要領)

- 1 この引渡書は、国税徴収法施行令第41条第1項の規定により差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に参加差押書その他の書類を引き渡す場合に使用する。
- 2 この引渡書は、正副2通を作成送達し、副本は受領証として署名（記名を含む。）押印のうえ返れいさせる。
- 3 「備考」欄には、引渡しをする「参加差押書」の到達順位等を必要に応じて記載する。

様式第 3 6 号（第 2 条関係）

		番号	
(執行機関) 様 年 月 日 海士町長 印			
参 加 差 押 財 産 換 価 催 告 書			
さきに参加差押をした下記財産を至急換価して下さい。 国税徴収法第87条第3項の規定により催告します。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
参 加 差 押 を し た 財 産	(名称、数量、性質、所在等)		
	参加差押年月日	年	月 日
備 考			

(記載要領)

- 1 この催告書は、国税徴収法第87条第3項の規定により参加差押をした海士町長が、差押をした行政機関等に対してすみやかに換価するよう催告する場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、この催告をすることを必要とする理由等を記載する。

様式第 3 7 号（第 2 条関係）

				番号		
				年 月 日		
(滞納者) 住（居）所 氏 名 様						
				海士町長 印		
差押財産修理等処分同意書						
下記差押財産について、次のとおり修理等の処分をなした後換価することが有利と認められますので同意して下さい。						
修理等を行う差押財産		修理等を要する箇所	現在価額概算 〔修理前の価額〕	修理費等概算価額	修理等行った後の見積価額概算	摘 要
名 称	数量					
			円	円	円	
合 計						
上記の修理等の処分をされることに同意します。 年 月 日 住（居）所 氏 名 印 海士町長 様						

（記載要領）

- 1 この同意書は、国税徴収法第93条の規定により、差押財産に修理等の処分を行う場合において、滞納者に同意を求める文書に使用する。
- 2 この同意書は、正副 2 通を作成送達し、副本につき滞納者に署名（記名を含む。）押印のうえ返れいさせる。

様式第38号（第2条関係）

[illegible]

(記載要領)

- 1 この公告書は、国税徴収法第95条の規定により公売を公告する場合（同法第99条の規定による見積価額の公告をあわせてする場合を含む。）に使用する。
- 2 この公告書は、動産及び有価証券とその財産とに区分して、それぞれ別紙として作成する。
- 3 「公売方法」及び「公売日時」欄の「入札、せり売」の文字については、不要の方を抹消する。
- 4 「公売財産」欄のうち「所在その他」欄には、必要に応じて滞納者の住（居）所及び氏名等を併記するほか、公売財産上に賃貸権又は地上権があるときは、その内容を記載する。
- 5 公売保証金を徴しないものについては、「公売保証金」欄に「不要」と記載する。
- 6 「見積価額」欄の記載にあたっては、次の点に留意する。
 - (1) 見積価額を公告しないものについては、その旨を記載する。
 - (2) 国税徴収法第99条第1項第2号又は第3号に該当するものとして動産の公売に関し見積価額を公告する場合には、この欄に記載するとともに、当該物件に見積価額票をはる。
 - (3) 見積価額の公告が後日となるものについては、その旨を記載する。この場合においては、後日、見積価額公告をこの公告書の右方に掲示する。
- 7 公売する財産の数が多いときは、「公売財産、公売保証金、見積価額」欄を別紙とすることができる。このときは、この欄には「別紙のとおり」と記載する。
- 8 この公告と同時に、公売心得書をこの公告書の下方に掲示する。

様式第 3 9 号（第 2 条関係）

										番号						
(滞納者利害関係人)										年 月 日						
住（居）所																
氏 名 様																
										海士町長 印						
公売通知書（債権申立催告書）																
下記により差押財産を公売します。 国税徴収法第96条の規定により通知します。																
滞納者	住（居）所															
	氏 名															
公売方法				入札、せり売												
公売日時	入札、せり売			年 月 日			午後	時	分	から			午後	時	分	まで
	開札			年 月 日			午後	時	分							
公 売 場 所																
売 却 決 定				日時	年 月 日			午後	時	分	場所					
買受代金納付期限				年 月 日			午後	時	分	まで						
そ の 他																
公売財産	名 称			数 量	性 質			所 在 そ の 他			公 売 保証金	見 積 価 額				
											円	円				
公売に係る徴収金	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費			計					
				・ ・	円	円	円	円	円	円	円					
				・ ・												
				・ ・												
				・ ・												
				・ ・												
	合 計															

- (注) 1 公売財産の売却代金から配当を受けることができる者(交付要求をしたもの、質権、抵当権、その他の権利を有するもの)は、債権現在額申立書を上記財産の売却決定する日の前日までに提出して下さい。
- 2 上記「公売に係る徴収金」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

(記載要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第96条第1項及び同条第2項の規定に基づき、滞納者、利害関係人等に対して公売の通知をする場合に使用する。
- 2 「公売に係る徴収金」欄には必要に応じて、公売にかかる徴収金以外の滞納徴収金を併記してさしつかえない。この場合はその旨を明記する。
- 3 交付要求(参加差押を含む。)をしている者に発するものについては、「公売財産」欄を必要に応じて簡記し、たとえば名称その他については「何年何月何日、差押にかかる三方桐三重筆筭1棹ほか家財道具何点」とし、公売保証金及び見積価額の記載を省略してもさしつかえない。なお「公売財産」欄は、質権者等交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであることに留意する。
- 4 権利者等にこの通知書を発送する場合には、債権現在額申立書の用紙を同封する。
- 5 同法第96条を準用する第109条第4項の規定により差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜に補正して使用する。

様式第 4 0 号（第 2 条関係）

			公告第	号
見積価額（最低公売価額）公告				
年 月 日				
海士町長 印				
公告第 号による公売財産の見積価額（最低公売価額）を次のとおり決めました。 国税徴収法第99条第 1 項の規定により公告します。				
財産番号	公 売 財 産		見 積 価 額 （最低公売価額）	備 考
	名 称	数量		
			円	

- （記載要領）
- 1 この公告書は、国税徴収法第99条の規定に基づき見積価額を公告する場合に使用する。
 - 2 見積価額票を動産に直接表示して公告する場合には「見積価額」欄に金額を記載するほか、「備考」欄に「見積価額は当該財産にも直接表示する。」旨を附記すること。
 - 3 「備考」欄には、国税徴収法第99条第 4 項に規定する公売財産上に、賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、その存続期限、借賃又は地代その他これらの権利の内容について記載するものとする。

様式第 4 1 号（第 2 条関係）

					番号			
公 売 見 積 価 額 調 書								
年 月 日								
海士町長 印								
国税徴収法第98条の規定により、公売財産の見積価額を下記のとおり決定します。								
財産 番号	財 産 の 名 称	数 量	単 価	見積価額 〔最低公売 価 額〕	滞 納 者		備考	
					住 所	氏 名		
			円	円				

（記載要領）
この調書は、国税徴収法第98条の規定に基づき見積価額を決定する場合に使用する。

様式第 4 2 号（第 2 条関係）

				公告第		号
見 積 価 額 票						
年 月 日						
海士町長 印						
財産番号		財産名				
見 積 価 額 （ 最 低 公 売 価 額 ）		円		公売保証金		円

（記載要領）

この見積価額票は、国税徴収法第99条第 3 項ただし書の規定により、公売する動産に見積価額を記載した用紙をはり付けることにより見積価額の公告に代える場合に使用する。

様式第43号（第2条関係）

入 札 書						
財 産 号	名 称	数 量	入 札 価 額			
						円

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

海士町長 様

入札者 住（居）所
 氏名（名称）

印

代理人 住（居）所
 氏名（名称）

印

(注意事項)

- 1 算用数字で自体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
- 2 複数人が共同して入札する場合は、その旨を明記し、共同入札者各人の住（居）所及び氏名又は名称を連記の上、各人の持分を付記してください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
- 4 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 5 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 6 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 7 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできません。

(記載要領)

- 1 この入札書は、国税徴収法第101条第1項に規定する入札書として使用する。
- 2 公売財産の財産番号ごとに別紙の入札書によって入札させることとなるから留意する。

様式第44号（第2条関係）

公 売 心 得 書

入札及び 開札の方法	入札に加入しようとするものは、所定の様式の入札書に封をして、 掲示の時限までに提出して下さい。 入札書は、郵便で差し出すこともできます。 なお、代理人の場合は、委任状を提出して下さい。 入札書は、入札者立会のうえ開札します。ただし、入札者又はその 代理人が立ち会わないときは、職員を立ち会せ開札します。
最高価申込者の 決定	入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価 申込者とします。最高価申込者が2人以上あるときは、更に入札を させて定め、なお、その入札等の価額が同じときは、くじで定めま す。種類及び価額が同じ財産を一時に多量に公売する場合は、財産 の数量の範囲内において、入札を希望する数量及び単価を入札させ、 見積価額以上の単価のうち、入札価額の高い入札者から順次その財 産の数量に達するまでの入札者を最高価格申込者とします。最高価 申込者を定めたときは、直ちに、その氏名、価額等と呼ばい上げます。
入札についての 制限	一度提出した入札書は、引換、変更又は取消をすることができませ ん。ただし、入札時間中において、入札価格を増加する場合は、再 度入札することができます。
買受人の制限	公売保証金を徴するものにあつては、公売保証金の提出がない場合 又は国税徴収法第92条、第108条等の規定に該当する者は公売財産を 買い受けることができません。
公売保証金	公売公告に記載した公売保証金は、現金（町税の納付に使用するこ とができる小切手のうち銀行の振出に係るもの及びその支払保証の あるものを含む。）で納付しなければなりません。最高価申込者を 定めたときは、その他の入札者には、即日返還します。最高価申込 者が所定の期日までに買受代金等を納付しないときは、公売保証金 は海士町の収入となります。
権利移転に伴う 費用の負担並び に未納金の支払 義務	有価証券の裏書等の代位、権利移転の登記（登録）の嘱託に係る登 記（登録）その他の費用は、買受人の負担とします。 なお、電話加入権の場合、移転に際し未納金（電話料等）があるこ ときは、その未納金を支払わなければなりません。
権利移転の時期	買受代金を納付したときとします。したがって、海士町は、代金納 付後の財産のき損、焼失等による損害の責を負いません。
売却決定の取消	買受人が買受代金を納付するときまでに滞納税金を完納したとき又 は国税徴収法第108条、第114条、第115条及び第126条の規定に該当 するときは、売却決定を取り消します。
再度入札及び再 公売	入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しない場合は、再度 入札又は、再公売をするものとします。
せり売	入札に準じ処理します。

（記載要領）

この心得書は、公売公告と並べて掲示するほか、公売の場所にも掲示する。

様式第 4 5 号（第 2 条関係）

					番号	
					年 月 日	
（滞納者、利害関係人） 住（居）所 氏 名 様						
					海士町長	印
不動産等の最高価申込者決定通知書						
下記のとおり、換価財産の最高価申込者を決定したから国税徴収法第106条第2項の規定により通知します。						
滞納者	住（居）所					
	氏 名					
換価財産の内容	名 称	数量	最高価申込価額	最高価申込者の氏名		
			円			
最高価申込者決定年月日		年 月 日				
売却決定	日 時	年 月 日	午前 午後	時 分		
	場 所					

（注）最高価申込者が上記換価財産を取得するのは、売却決定をした後代金を完納したとき（代金納付期限 年 月 日）です。なお、この処分について不服があるときは、海士町長に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に異議の申立をすることができます。ただし、地方税法第19条の4第1項第2号の規定による期限後は、異議の申立をすることができません。

（記載要領）

- 1 この通知書は、国税徴収法第106条第2項の規定に基づき、不動産等の最高価申込者の氏名その他を滞納者及び利害関係人のうち知っている者に通知する場合に使用する。
- 2 同法第96条を準用する法第109条第4項の規定により、差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜補正して使用する。

様式第 4 6 号（第 2 条関係）

					公告第	号
不動産等の最高価申込者決定の公告						
年 月 日 海士町長 印						
下記のとおり換価財産の最高価申込者を決定しましたから国税徴収法第106条第 2 項の規定により公告します。						
換 価 財 産 の 内 容	名 称	数 量	滞 納 者		最 高 価 申 込 価 額 円	最 高 価 申 込 者 の 氏 名
			住（居）所	氏 名		
最高価申込者の決定年月日		年 月 日				
売 却 決 定	日 時	年 月 日 午 前後 時 分				
	場 所					

- （記載要領）
- この公告書は、国税徴収法第106条第 2 項の規定により、不動産等の最高価申込者の氏名等を公告する場合に使用する。
 - 差押財産を随意契約により売却する場合において、この条を準用する同法第109条第 4 項の規定により買受人となるべき者の氏名等を公告するときは、この様式を適宜補正して使用する。

様式第 4 7 号（第 2 条関係）

受付 印	番号		年 月 日
	海士町長 様		
	住（居）所 申出者 氏 名 ⑩		
	換価財産の買受申込等の取消申出書		
	下記のとおり換価財産の買受の申込等を取り消します。		
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
買受の申込等の 取消しをする財産	名 称 そ の 他	数 量	
買受の申込等の 取消しをする理由			

（記載要領）
この申出書は、公売財産の最高価申込者又は買受人が国税徴収法第114条の規定に基づき、その入札等又は買受の取消しを申し出る場合に使用させる。

様式第 4 8 号（第 2 条関係）

受付 印							番号			
	買 受 代 金 納 付 書									
	買受財産 の名称				数量			財産番号	第号	
	公売代金			百万			千			円
	所有権移転登記 （登録）等の費用									
合 計										
上記の金額を納付します。 年 月 日 住（居）所 （買受人） 氏 名 ⑩ 海士町長 様										
換 価 財 産 受 領 証										
上記換価財産の引渡しを受けました。 年 月 日 住（居）所 （買受人） 氏 名 ⑩ 海士町長 様										

（記載要領）
この買受代金納付書は、国税徴収法第115条第 1 項の規定に基づき買受代金を納付する場合に使用し、あわせて同法第119条第 1 項の規定により換価した動産、有価証券、自動車又は建設機械（徴税吏員の占有したものに限る。）の引渡しをうけた旨の買受人の領収書を兼ねる。

様式第 4 9 号（第 2 条関係）

		番号	
（買受人、滞納者、利害 関係人、その他）		年	月 日
住（居）所 氏 名 様			
		海士町長	印
売 却 決 定 取 消 通 知 書			
下記のとおり最高価申込者の決定を取り消します。			
買 受 人	住（居）所		
	氏 名		
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
売却決定の取消し をする財産	名 称 そ の 他	数 量	
売却決定の取消し をする理由	国税徴収法第 条該当		
備 考			

（記載要領）
 「不動産等の最高価申込者決定の取消通知書」の記載要領を参照すること。

様式第 5 0 号（第 2 条関係）

		番号	
（買受人、滞納者、利害関係人） 年 月 日 住（居）所 氏 名 様 海士町長 印			
不動産等の最高価申込者決定の取消通知書			
下記のとおり最高価申込者の決定を取り消します。			
最高価 申込者	住（居）所		
	氏 名		
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
最高価 申込者の決定	名 称 そ の 他	数 量	
最高価 申込者の決定理由	国税徴収法第 条該当		
備考			

(記載要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第108条、第114条、第115条、第117条又は第126条の規定に該当したためあるいは公売手続に違法があったため最高価申込者の決定又は売却決定を取り消す場合において最高価申込者又は買受人、滞納者、利害関係人等にその旨を通知する場合に使用する。

なお、同法第108条により入札等がなかったものとする場合には、開札する時にその場で口頭により通知又は宣言することにより行うものであることに留意する。

- 2 この通知書の送付先は、公売の相手方（最高価申込者又は買受人）、滞納者、利害関係人（同法第106条第2項による通知書を送付した者）、第三債務者等（同法第122条第1項による通知書を送付した者）及び配当計算書を送付した者その他で必要と認められる者とする。

- 3 「最高価申込者の決定の取消をする理由」欄又は「売却決定の取消をする理由」欄には該当する規定を記載し、該当する規定がないものは「違法」等とする。

- 4 備考欄には、公売保証金又は公売代金の返還、公売取消財産の取引その他公売の取消に伴う処理事項で通知する必要があると認める事項を記載する。

なお、備考欄の記載事項は、名あて人の異なるごとにそれぞれ相違したものとなる場合があるので、留意する。

様式第51号（第2条関係）

				番号	
(買受人、第三債務者) 様				年 月 日	
				海士町長 印	
売 却 決 定 通 知 書					
下記のとおり、換価財産の売却決定をしましたから通知します。（あなたに下記の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。）					
買受人	住（居）所				
	氏 名				
滞納者	住（居）所				
	氏 名				
売却した財産	名称、性質及び所在	〔電話加入権のときは局番、電話番号、電話機の設置場所〕		数量	売却価額
					円
	保管者	住（居）所		氏名	
代 金 納 付 年 月 日		年 月 日			
交 書 付 類					
備 考					

（記載要領）

- 1 この通知書は、国税徴収法第118条又は第122条第1項の規定に基づき、買受人又は第三債務者等に通知する場合に使用する。
- 2 滞納者等に保管させている動産、自動車等についての通知書には、通知文の括弧書を記載するが、他の通知書では括弧書を抹消する。
- 3 「売却した財産」欄の「保管人の住（居）所、氏名」欄については、滞納者等に保管させている動産、自動車等についての通知書のみに使用する。
- 4 電話加入権についての通知書には、次の事項を「備考」欄に記載することに留意する。
 - (1) 買受人あてには、この売却決定通知書により東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して権利移転の手続をとられたいこと及び権利移転について同社の承認がえられないときは売却決定を取消す旨を記載する。
 - (2) 第三債務者である所轄支店あてには、売却した電話加入権について質権設置の登録がされているときは、その電話加入権の譲渡承認をされた後に質権を抹消されたいことを記載する。

様式第 5 2 号（第 2 条関係）

				番号	
				年 月 日	
(保管人) 住（居）所 氏 名 様					
				海士町長	印
売 却 財 産 の 引 渡 通 知 書					
あなたが保管中の差押財産は、下記のとおり売却しましたから買受人に引き渡して下さい。 国税徴収法第119条第 2 項の規定により通知します。					
買受人	住（居）所				
	氏 名				
滞納者	住（居）所				
	氏 名				
売却した財産	名 称、性 質 及 び 所 在			数 量	売却価額
					円
	保管者	住（居）所		氏 名	
代 金 納 付 年 月 日			年 月 日		
交付書類					

（記載要領）

この通知書は、国税徴収法第119条第 2 項の規定に基づき、滞納者又は第三者に換価財産を保管させているとき、買受人に引渡しをさせる場合に使用する。

様式第53号（第2条関係）

受付 印	番号		年 月 日			
	海士町長 様					
	申出者 住（居）所 氏 名 ⑩					
	担保権の引受の方法による換価申出書					
下記のとおり、差押財産に設定してある担保権を買受人に引き受けさせる方法で換価して下さい。						
滞納者	住（居）所					
	氏 名					
差押財産	名 称、性 質、所 在 そ の 他		数 量			
買 受 人 に 引 き 受 け さ せ よ う と す る 担 保 権	種 類		登記登録		債権金額	弁済期限
			年月日	番号		
					円	
	債務者	住（居）所			氏 名	
年 月 日						
(諾否の通知)						
様						
海士町長 ⑩						

- (記載要領)
- 1 この申出書は、公売財産上に質権、抵当権又は先取特権を有する者が、国税徴収法第124条第2項及び国税徴収法施行令第47条の規定に基づき、その負担を買受人に引き受けさせることを申し出る場合に使用させる。
 - 2 この申出書は、原則として財産1件ごとに別紙とし、できるだけ登記簿抄本等を添付させる。
 - 3 この申出書は、正副2通提出させ、副本には回答を記載して申出者に返れいする。

様式第 5 4 号（第 2 条関係）

										番号					
様										年 月 日					
										海士町長				印	
債 権 現 在 額 申 立 書															
さきに交付要求（参加差押）をした徴収金の現在額は、下記のとおりです。															
滞納者		住（居）所							氏名						
公売財産															
交付要求（参加差押）をした徴収金の現在額を	年度	期別	税 目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費		計	法定納期限等				
				・ ・	円	円	円	円	円	円					
				・ ・											
				・ ・											
	計														
交付要求（参加差押）年月日			年 月 日												

- （記載要領）
- この申立書は、国税徴収法第130条第 1 項の規定に基づき、交付要求（参加差押を含む。以下同じ。）をした徴収金について公売財産の売却代金から配当を受けるために、徴収金の現在額を申し立てる場合に使用する。
 - 交付要求をうけている国税、地方税又は公課について債権現在額申立書を提出させるときは、この申立書に準じて作成させる。
 - 延滞金額については「公売通知書（債権申立催告書）」に記載してある「買受代金納付期限」までのものを計算することに留意すること。

様式第 5 5 号（第 2 条関係）

受付印		番号					
		年 月 日					
海士町長 様							
申立者 住（居）所 氏 名 ⑩							
債 権 現 在 額 申 立 書							
私が公売財産に対して有する権利は下記のとおりです。							
滞 納 者	住（居）所		公 売 財 産				
	氏 名						
公 に 売 あ 財 産 債 権 上 利	債 権 の 表 示	差押の通知を受けた時の元本債権額	債権極度額 （根抵当権）	弁済期限	債 務 者	そ の 他	
					住（居）所		氏 名
債 権 現 在 額	元本	利 息			計	添付書類 〔債権の内容及び現在額を証するもの〕	
	円	（元本）	（利率）	（期間）	円		円
		円 ×	×	$\left(\begin{smallmatrix} \cdot & \cdot \\ \cdot & \cdot \end{smallmatrix} \right)$	=		
		円	（元本）	（利率）	（期間）		円
	円	（元本）	（利率）	（期間）	円	円	
	円	（元本）	（利率）	（期間）	円	円	

（注）利息は、換価代金等の交付期日（ 月 日）までのものを計算して記載して下さい。

- （記載要領）
- この申立書は、国税徴収法第130条第 1 項の規定に基づき、同法第129条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる債権を有する者が、公売財産の売却代金から配当を受けるため債権の現在額を申し立てる場合に使用させる。
 - この申立書は、差押財産 1 件ごとに別紙とさせる。

様式第56号（第2条関係）

				番号	
配 当 計 算 書					
年 月 日					
海士町長					印
下記のとおり、換価代金等を配当します。 国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作ります。					
滞納者	住（居）所				
	氏 名				
受 入	年月日	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金 額
	・ ・				円
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	合 計				
支 払	債権者の住（居）所及び氏名	海士町長が確認した 債権金額	配当 順位	配当金額	
		円		円	
	合 計				
残余金（ へ交付）					円
換価代金等の交付	期日	年 月 日 午 前後 時 分			
	場所				

この処分について不服があるときは、海士町長に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に異議の申立をすることができます。ただし、地方税法第19条の4第1項第4号の規定による期限後は、異議の申立をすることはできません。

（記載要領）

- この計算書は、国税徴収法第131条の規定に基づき作成する場合又はその謄本を同条各号に掲げる者に発送する場合に使用する。
- この計算書のほかに配当計算書付属書を作成する。

様式第 5 7 号（第 2 条関係）

										番 号	
配 当 計 算 書 附 属 書（滞納者 分）											
換 財 価 産	名 称 そ の 他									受入金額	備 考
										円	
差 押 徴 収 金 に 係 る	摘 要		税 目 等	法 定 納 期 限 等	滞 納 税 額	配当順位	配当金額	備 考			
	差 押	年 月 日		・ ・	円		円				
	売却決定	年 月 日		・ ・							
	そ の 他			・ ・							
					・ ・						
交 付 国 税 地 方 税 に 係 る	受付年月日	交 付 要 求 機 関	税 目 等	法 定 納 期 限 等	海士町長が確認した 金額	配当順位	配当金額	備 考			
	・ ・			・ ・	円		円				
	・ ・			・ ・							
	・ ・			・ ・							
	・ ・			・ ・							
交 求 る 付 に 公 課 要 係	・ ・			・ ・							
	・ ・			・ ・							
	・ ・			・ ・							
私 債 権	受付年月日	債権者の住（居） 所 及 び 氏 名	債 権 の 種 類	担保権等の 設定年月日	海士町長が確認した 金額	配当順位	配当金額	備 考			
	・ ・			・ ・	円		円				
	・ ・			・ ・							
					配 当 金 合 計			円			
					残余金（ へ交付）						

（記載要領）
この附属書は、配当計算書に合せて作成する。

様式第 5 8 号（第 2 条関係）

		番号	
		年 月 日	
住（居）所 氏 名		様	
		海士町長 	
供 託 通 知 書			
下記のとおり、供託したので通知します。			
供 託 金 額		円	
供 託 場 所			
供 託 年 月 日			
供託金を受けとる者の 指定	住（居）所		
	氏 名		
備 考			

（記載要領）

- この通知書は、国税徴収法第134条第 2 項の規定に基づき、供託した旨を債権者に通知する場合又は同法第133条第 3 項の規定により、換価代金等を交付することができない場合で同法施行令第50条第 1 項後段又は同条第 4 項の規定により供託した旨を異議に関係を有する者に通知する場合に使用する。
- 「備考」欄には、供託の根拠規定その他必要と認める事項を記載する。

様式第59号（第2条関係）

登 記 嘱 託 書			
登 記 の 目 的 差 押			
原 因	年 月 日	隠岐郡海士町差押	
権 利 者	隠岐郡海士町		
義 務 者			
添 付 書 類			
登記原因証明情報			
	年 月 日	嘱託	松江地方法務局西郷支局
嘱 託 者	隠岐郡海士町長		印
連絡先の電話番号			
登録免許税	登録免許税法第5条第11号		
不動産の表示			
不動産番号			
所 在			
地 番	番		
地 目			
地 積	平方メートル		

（記載要領）

- 1 この嘱託書は、国税徴収法第68条第3項又は同法第86条第3項の規定により不動産（鉱業権を除く。）の差押え又は参加差押えの登記を地方法務局に嘱託する場合に使用する。この際は、嘱託書正副2通に差押調書謄本を添付して送達する。
- 2 担保物処分による差押え又は参加差押えの登記嘱託の場合には、登記の原因として、「担保物処分による差押え」又は「担保物処分による参加差押え」と記載し、登記義務者は、差押えするときの担保物の所有者（登記名義人）を記載する。
- 3 参加差押えの登記を嘱託する場合は、参加差押書に基づき作成した参加差押調書を添付する。
- 4 相続、包括遺贈又は合併による不動産所有権移転代位登記嘱託書、家屋新築代位申告兼登記嘱託書、不動産分筆（分割）代位登記嘱託書、不動産表示更正（変更）代位登記嘱託書等は、この様式に準じて、関係法令の規定に適合するように作成する。

様式第60号（第2条関係）

登 記 嘱 託 書				
登 記 の 目 的				
原 因	年	月	日解除	
抹消すべき登記	年	月	日受付第 号	
権 利 者				
義 務 者				
解除通知書				
町条例の写し				
	年	月	日嘱託	松江地方法務局西郷支局
嘱 託 者		隠岐郡海士町長		印
連絡先の電話番号				
登録免許税		登録免許税法第5条第11号		
不動産番号				
所 在				
地 番	番			
地 目				
地 積	平方メートル			

（記載要領）

- 1 この嘱託書は、国税徴収法第80条第3項又は同法第88条第2項の規定により、不動産（鉱業権を除く。）に係る差押え又は参加差押えの登記の抹消を地方法務局に嘱託する場合に使用する。この際は、嘱託書正副2通に差押（参加差押え）解除通知書謄本を添付して送達する。
- 2 不動産の表示は、現在の登記簿上の表示を記載する。

様式第 6 1 号（第 2 条関係）

登 記 嘱 託 書	
登 記 の 目 的	所有権移転 差押登記抹消
原 因	年 月 日公売
権 利 者	
抹消すべき登記	
義 務 者	
添 付 書 類	売却決定通知書 配当計算書 住所証明書 町条例の写し
	年 月 日嘱託 松江地方法務局西郷支局
嘱 託 者	隠岐郡海士町長 印
	連絡先の電話番号
登録免許税	登録免許税法第 5 条第11号
不 動 産 価 格	金 円
登 録 免 許 税	
不動産の表示	
不動産番号	
所 在	
地 番	番
地 目	
地 積	平方メートル

（記載要領）

- 1 この嘱託書は、国税徴収法第121条の規定に基づき、買受人の請求により、不動産の権利の移転の登記を地方法務局に嘱託する場合に使用する。
- 2 換価財産上の担保権等で国税徴収法第124条第 1 項の規定により消滅するものについて、同法第125条の規定に基づきその抹消を嘱託する場合には、消滅する権利の記載をあわせてしなければならない。この場合、登録免許税を要しないから留意すること。
- 3 不動産の表示は、現在の登記簿上の表示を記載する。
- 4 登記原因が随意契約による売却の場合には、「随意契約による売却決定」を記載する。
- 5 登記原因の日付は、買受代金の納付があった年月日を記載する。

○海士町町税等収納対策会議設置要綱

(平成25年 7 月30日海士町訓令第 2 号)

(設置)

第 1 条 本町における町税、国民健康保険料、上下水道使用料、町営住宅等家賃及びその他の徴収金等（以下「町税等」という。）の収納率の向上を図り、健全財政の確立に資するため、また、善良な納付者との公平性を保つことを目的に、海士町町税等収納対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 滞納整理に関する具体的方策に関すること。
- (2) その他滞納整理の実施に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 対策会議は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、税務担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、徴収事務を担当する課長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、対策会議の事務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、対策委員会の所掌事務に従事する。

(会議)

第 5 条 対策会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議には、必要に応じて関係職員の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第 6 条 対策会議の事務局は、税務担当課内に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

○海士町町税等収納対策実施要領

(平成25年7月30日海士町訓令第3号)

1 目的

この実施要領は、海士町町税等収納対策会議設置要綱（平成25年海士町訓令第2号。以下「設置要綱」という。）第2条に定める滞納整理事務を実施するための必要な事項について定める。

2 基本方針

滞納整理は、文書催告、電話催告、臨戸徴収等を並行して行うことで、実態把握を迅速に行い、必要に応じて適時滞納処分等を実施し、滞納の早期解決を図るとともに、適正な滞納整理の強化に努めるため、ここに基準を定めることで、一貫性のある滞納整理に取り組む。

3 情報の開示等

町税等の滞納金のある課等は、滞納者に係る資料、情報を作成し、対策会議に提出するものとし、滞納者からの納付があった場合は、速やかに対策会議に報告するものとする。

4 対象者の選定

滞納整理は、次に掲げる滞納者を優先的に実施する。

- (1) 高額滞納者 町税等の滞納額が概ね10万円以上の者
- (2) 常習滞納者 納付意欲が乏しく、慢性的に滞納している者
- (3) 重複滞納者 町税等を重複して滞納している者

5 未接触者の解消

共稼ぎなどで昼間不在のため接触できない滞納者については、勤務先などの連絡先の把握に努めるとともに、文書催告で納付方法を指導するほか、夜間電話催告又は夜間訪問催告を実施して未接触がないよう努める。

6 納付相談

- (1) 滞納額を一括納付することが困難な者については、早期完納を前提とした納付相談を行い、相談結果に基づく納付誓約書（別記様式）を徴したうえで、特別に分割納付を認める。ただし、納付誓約書の様式を別途関係要綱等で定めた場合は、その様式による。
- (2) 納付誓約については、町と滞納者（代理者を含む。）が納付誓約書を交わすことを原則とするが、誠実な納付誓約の履行が見込める者については、口頭での誓約も認める。

7 徴収体制

2の基本方針に基づく町税等の徴収は、班編成により行う。

- (1) 班の編成は、設置要綱第3条第4項に定める委員及び委員の所管課の職員で構成する。
- (2) 1班の構成は、2人以上とする。
- (3) 班に班長を置き、班長は委員長が指名する。

8 班長の職務

- (1) 班長は、徴収事務を統括する。
- (2) 班長は、滞納整理の状況について、その月の末日までに委員長に報告するものとする。

9 財産調査の実施基準

差押等の処分時期を失することがないように、滞納者が次のいずれかに該当するときは、早期に財産調査を行い、差押等の準備に努める。ただし、誠実な一括納付や納付誓約の履行が見込める者については、この限りでない。

- (1) 滞納額が50万円を超える者
- (2) 納付相談に応じない者
- (3) 納付意欲が希薄で、悪質と思われる者

10 差押の実施基準

財産の所有が確認されている滞納者が、次のいずれかに該当するときは差押等の処分を行う。ただし、誠実な一括納付や納付誓約の履行が見込める者については、この限りでない。

- (1) 滞納額が50万円を超える者
- (2) 納付意欲が希薄で、悪質と思われる者

11 差押財産の換価処分基準

不動産等の差押処分等を受けた滞納者が、次のいずれかに該当するときは、差押物件の引き上げ・公売処分を行い、差押財産の換価に努める。

- (1) 滞納額が50万円を超える者
- (2) 滞納について、完納が見込めない者
- (3) 納付意欲が希薄で、悪質と思われる者

附 則

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

別記様式（６関係）

納 付 誓 約 書					
海 士 町 長 様 年 月 日 住 所 氏 名 電 話 () 下記の町税 等に係る徴収金は、私(当社)にその納付すべき義務がある未納の町税等(これに付帯する徴収金を含む)債務であることを承認します。 つきましては、下記納付計画どおりに必ず納付し完納することを誓約します。 <u>もし、誓約不履行の場合は差押又は公売等、法律に定められた滞納処分等を受けても異議ありません。</u>					
年 度	税 目 等	税 額 等	督 促 手数料	延滞金	計
合 計					
滞 納 原 因	主の要因	☐ 失業 ☐ 倒産 ☐ ケガ・病気 ☐ 災害 ☐ その他()			
	具体的な内容				
納 付 計 画	分割納付期間	_____年_____月_____日から完納まで			
	支 払 額	_____円（毎月・隔月）			
		特別月： _____月 _____円 ・ _____月 _____円			
	支 払 日	各月 _____日 ※休日の場合は 前(々)日 ・ 翌(々)日 に納付			
備 考	分 納 額 の 見 直 し	☐ _____年_____月以降の分納額については、 増額に向けて _____年____月____日までに見直し、改めて納付誓約します。			
	納 付 方 法	☐ 口座振替 ☐ 納付書送付・手渡し(年 月分まで) ☐ 来庁納付			
分 納 誓 約 条 件	☐ 口座引落としができなかった等、この納付誓約が履行されなかった時は、納付誓約を取り消す場合があります。その場合は、財産差押等の処分を行いますので注意してください。				
	☐ 新たに発生する税等については必ず納期限内に納付してください。新たな滞納が発生した場合には、この納付誓約が履行されなかったものとして、財産差押等の処分を行いますので注意してください。				
	☐ 分割納付中であっても、督促状・催告状が発布される場合がありますので、その旨ご承知おきください。				
	☐ 納税等相談でお聴きした収入・財産等の内容と全く異なる状況が明らかとなった場合、財産差押等の処分を行う場合があります。				

第3章 税外収入

○海士町手数料条例

(平成12年3月24日海士町条例第7号)

改正	平成14年3月20日条例第8号	平成15年6月27日条例第6号
	平成18年6月26日条例第37号	平成21年6月26日条例第23号
	平成27年12月24日条例第32号	令和3年10月1日条例第9号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、別表のとおりとする。

(特別な場合の件数)

第3条 別表第16号に掲げる証明については、土地にあっては1筆、家屋にあっては1棟(1構)をもって1件とする。全改(平14条例第8号)

(納付時期)

第4条 手数料は、申請の際に納付しなければならない。

(既納の手数料)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(郵送料の納付)

第6条 戸籍の謄本、抄本、証明書その他の書類について送付を求める場合は、その手数料のほかに郵送料を納付しなければならない。

(手数料の減免)

第7条 町長は、公益上特別の事情があると認めたときは、手数料の額を減免することができる。

(手数料の免除)

第8条 次に掲げるものは、手数料を要しない。

- (1) 法令の規定により、無料で証明を請求することができるものであるもの
- (2) 公署より請求があったもの
- (3) 官公吏が職務上必要で請求したもの
- (4) 公費をもって救助を受け、又は扶助を受けるために必要なもの
- (5) 手数料を納める資力がないと認めるもの

(過料)

第9条 詐偽その他不正の行為で手数料の徴収を免かれたものは、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

2 閲覧に際し、改ざん若しくは破却等私に利する目的のため特に悪らつな行為があった者については、50,000円以下の過料を科する。改正(平14条例第8号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(証明等手数料条例の廃止)

- 2 証明等手数料条例（昭和28年海士町条例第7号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月20日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月27日条例第6号）

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第37号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日条例第23号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係） 改正（令3条例第9号）

手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき	450円
(2) 戸籍法第12条の2第1項の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき	750円
(3) 戸籍法第10条第1項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項 1件につき	350円
(4) 戸籍法第12条の2第1項の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項 1件につき	450円

(5) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。
(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円
(7) 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第22条の規定による手数料		
ア はり紙	1件につき 100枚まで ごとに	400円
イ はり札	1件につき 10枚まで ごとに	400円
ウ 旗及びのぼり	1本	350円
エ 広告幕	1張	600円
オ 広告板類及び広告塔		
1平方メートル未満	1個	300円
1平方メートル以上3平方メートル未満	1個	750円
3平方メートル以上10平方メートル未満	1個	1,600円
10平方メートル以上100平方メートル未満	1個	1,600円に10平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,050円を加算した額
100平方メートル以上	1個	11,890円
カ 電柱、街灯柱等の広告		
巻付け	1枚	300円
突出し	1個	300円
キ 照明広告		
3平方メートル未満	1個	1,600円
3平方メートル以上10平方メートル未満	1個	2,710円
10平方メートル以上100平方メートル未満	1個	2,700円に10平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,600円を加算した額
100平方メートル以上	1個	18,410円
ク 気球広告	1個	1,350円

(8) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号） 第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	1,300円
(9) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬 の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円
(10) 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号） 第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手 数料	1頭につき	3,000円
(11) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬 の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	550円
(12) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第 32号）第13条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交 付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき	許可証の交付又は再 交付にあっては 3,400円。許可証の更 新にあっては2,000 円
(13) 印鑑に関する証明	1件につき	300円
(14) 住民票に記載した事項に関する証明	1件につき	300円
(15) 公簿、公文書等の証明	1件につき	300円
(16) 土地又は建物に関する証明	1件につき	300円
(17) 納税に関する証明	1件につき	300円
(18) 身分に関する証明	1件につき	300円
(19) 海士町情報公開条例（平成13年海士町条例第11 号）第30条第2項の規定に基づく公文書の開示の 申出	1件につき	300円
(20) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11 条第1項の規定に基づく閲覧の請求	1名につき	300円
(21) 改葬許可証の交付手数料	改葬 1名につき	300円
(22) その他諸証明	1件につき	300円

○海士町行政財産使用料条例

(平成14年 3 月20日海士町条例第 9 号)

改正 平成16年 3 月24日条例第11号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 4 項の規定による行政財産の使用の許可を受けた者は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(使用料の額)

第 2 条 使用料は、年額により算出するものとし、その額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土地を使用させる場合には、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に、消費税相当額を加算した額
- (2) 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計した額
 - ア 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に消費税相当額を加算した額
 - イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額
- (3) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
- (4) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額

改正（平16条例第11号）

- 2 建物の一部を使用させる場合であって、使用期間が 1 日に満たないときの使用料は、前項第 3 号の規定にかかわらず、適正な方法により算定した額とする。
- 3 使用期間が 1 年に満たないとき、又は使用期間に 1 年未満の端数があるときは、その使用期間に係る使用料の額は、日割りによって計算する。この場合において、1 年の基準日数は、365 日とする。

(電柱等を設置するため土地等を使用する場合等の使用料の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、下表の左欄に掲げる物件を設けるため土地等を使用する場合の使用料の額は、同表の右欄に定めるところとする。

許 可 物 件	使 用 料
電柱、支線、公衆電話所、マンホールその他これらに類するもの	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第 1 の規定を準用する額

(使用料の減免)

第 4 条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 町の指導監督を受け、町の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。

(3) 行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用目的に供し難いと認めたとき。

(4) 前3号のほか、特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第5条 使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納入すべき期限を別に指定し、又は分割して納入させることができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

(加算料金)

第7条 行政財産を使用させる場合において、当該使用に関し次の各号に掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料の額に加算して徴収するものとする。

(1) 電気料金、水道料金及びガス料金

(2) 暖冷房に要する経費

(3) 火災保険料

(4) その他使用者に負担させることが適当であると町長が認めるもの

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている行政財産の使用料については、なお従前の例による。

(使用料徴収条例の廃止)

3 使用料徴収条例（昭和46年海士町条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成16年3月24日条例第11号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○溜池使用料条例

(昭和31年4月1日海士町条例第2号)

改正 昭和37年7月31日条例第10号 昭和43年9月30日条例第13号
昭和50年3月25日条例第4号 昭和52年8月24日条例第12号
昭和54年7月1日条例第5号

(目的)

第1条 本町中黒溜池を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、溜池の使用により灌漑を受ける耕作面積10アールにつき1年1,200円の範囲内において町長が定める。

改正(昭54条例第5号)

(徴収)

第3条 使用料は、町長の発行する納額告知書により毎年6月25日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 町長は、天災、貧困その他特別の理由があると認めるものについては、使用料を減免することができる。

(納付済の使用料)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行前に溜池を使用しているものに係る使用料の納付については、なお従前の例による。
- 3 溜池使用料条例(明治44年海士町条例第3号)は、廃止する。

附 則(昭和37年7月31日条例第10号)から

附 則(昭和52年8月24日条例第12号)まで 略

附 則(昭和54年7月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町住宅使用料条例

(昭和57年12月24日海士町条例第25号)

改正 平成元年3月31日条例第19号 平成9年11月26日条例第27号
平成30年6月29日条例第13号

(趣旨)

第1条 海士町営住宅の使用料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次に掲げる区分に従い、その範囲内において町長が定める。

(1) 町営住宅 90,000円以内

(2) 町有住宅

50平方メートル未満 20,000円以内

50平方メートル以上 40,000円以内

改正(平30条例第13号)

2 特別の構造又は設備のある住宅については、前項の規定にかかわらず、町長は使用料を増額することができる。

3 町長が特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

4 使用期間が1月に満たないときは、日割計算とする。

改正(平9条例第27号)

(納付の時期)

第3条 使用料は、毎月末日まで(月の途中で使用が止んだときは止んだ日)に、町長の発行する納額告知書により納付しなければならない。

(納付済みの使用料)

第4条 既に納付した使用料は、いかなる事由があっても還付しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第19号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年11月26日条例第27号)

この条例は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日条例第13号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

○海士町分担金徴収条例

(昭和40年4月1日海士町条例第9号)

改正	昭和41年12月24日条例第34号	昭和48年3月22日条例第10号
	平成2年9月29日条例第8号	平成12年3月24日条例第6号
	平成13年12月26日条例第30号	平成14年3月20日条例第10号
	平成17年3月25日条例第7号	平成19年12月25日条例第32号
	平成22年10月7日条例第30号	平成23年6月8日条例第14号
	平成25年12月24日条例第29号	平成27年10月5日条例第23号
	平成28年10月4日条例第21号	平成31年3月20日条例第2号
	令和3年10月1日条例第10号	

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により、徴収する分担金に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、次の各号に掲げる事項について、特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度においてこれを徴収する。

- (1) 畜産用(牧野等)施設改良事業
- (2) 農業用施設等改良事業
- (3) 林業用施設等改良事業
- (4) 農地等災害復旧事業
- (5) 簡易水道事業
- (6) 土地改良事業
- (7) 特定環境保全公共下水道事業
- (8) 宇受賀漁港漁村総合整備事業
- (9) 特定地域生活排水処理事業
- (10) 急傾斜地崩壊対策事業
- (11) 県単林地崩壊対策事業
- (12) 復旧治山事業

改正(令3条例第10号)

2 前項各号に掲げる事項に係る受益者又は分担金の額は、別表のとおりとする。

改正(平14条例第10号)

(分担金の減免)

第3条 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に対しては、分担金の全部又は一部を減免することができる。

追加(平28条例第21号)

(過料)

第4条 町長は、詐偽その他不正の行為により、この条例に定める分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)の範囲内で過料を科することができる。

繰下げ(平28条例第21号)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収について必要な事項は、町長が定める。

繰下げ(平28条例第21号)

附 則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
 附 則（昭和41年12月24日条例第34号）から
 附 則（平成14年3月20日条例第10号）まで 略
 附 則（平成17年3月25日条例第7号）
 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 附 則（平成19年12月25日条例第32号）
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則（平成22年10月7日条例第30号）
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則（平成23年6月8日条例第14号）
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則（平成25年12月24日条例第29号）
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則（平成28年10月4日条例第21号）
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則（平成31年3月20日条例第2号）
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則（令和3年10月1日条例第10号）
 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係） 改正（令3条例第10号）

分担金を徴収する事項	受益者	分担金の額
(1) 畜産用（牧野等）改良事業	毎年4月1日現在においてその地区内に土地又は地上権を有する個人若しくは法人	工事総額の100分の50以内において、工事実施によって受ける各人の利益の度合に応じて町長が定める。
(2) 農業用施設等改良事業	毎年4月1日現在においてその地区内に土地を有する個人	
(3) 林業用施設等改良事業	〃	
(4) 農地等災害復旧事業	毎年4月1日現在においてその地区内に土地を有する個人	災害復旧事業費総額に対し補助限度額事業費を超えた事業費部分全額と、補助限度額内事業費については、その事業費に対する災害復旧補助金額を除いた金額の4分の1とする。
(5) 簡易水道事業	毎年4月1日現在においてその地区内に住居を有する個人又は事業所	工事総額の100分の50以内において、工事実施によって受ける各人の利益の度合に応じて町長が定める。

(6) 土地改良事業	毎年４月１日現在においてその地区内に土地を有する個人若しくはその年度内に土地を取得するもの	圃場整備事業 換地配分面積 １㎡当 ７５円 暗渠排水事業 地下湧水処理 施工１ｍ当 １２０円 地表湧水処理（排水路） 施工１ｍ当 ３６０円
(7) 特定環境保全 公共下水道事業	毎年４月１日現在においてその地区内に住居を有する個人又は事業所	一般家庭及び事業所等 ３０,０００円 集合住宅 ３０,０００円×世帯数
(8) 宇受賀漁港漁村 総合整備事業	〃	一般家庭及び事業所等 ３０,０００円 集合住宅 ３０,０００円×世帯数
(9) 特定地域生活排水 処理事業	〃	合併浄化槽設置住宅所有者 １戸当 ３０,０００円
(10) 急傾斜崩壊対策 事業	①崩落により被害が予想される、崖下に家屋等を所有する個人又は事業所 ②崩落により、家屋等に危険を及ぼすことが予想される土地を所有する個人又は事業所	①事業費の１０％とする。ただし、１世帯の負担する限度額は１,０００千円とする。 ②事業にかかる用地費及び補償費相当額とする。ただし、工作物（井戸、祠、小屋等）、庭木の移転補償費については分担金の対象から除くものとする。
(11) 県単林地崩壊対策 事業	①崩落により被害が予想される、崖下に家屋等を所有する個人又は事業所 ②崩落により、家屋等に危険を及ぼすことが予想される土地を所有する個人又は事業所	①事業費から県補助金を控除した金額の３分の２とする。ただし、１世帯の負担する限度額は１,０００千円とする。 ②事業にかかる用地費及び補償費相当額
(12) 復旧治山事業	崩落により被害が予想される、崖下に家屋等を所有する個人又は事業所	事業費の１０％とする。ただし、１世帯の負担する限度額は１,０００千円とする。

○海士町健康診査手数料に関する条例

(平成26年 9 月26日海士町条例第15号)

改正 平成29年 5 月 9 日条例第 7 号 令和元年 6 月25日条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 疾病の予防、早期発見、早期治療を図るために、海士町が行う健康診査については、その受診者に対して、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第 2 条 手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(納付の方法)

第 3 条 手数料は、健康診査受診の際に納付しなければならない。

(手数料の免除)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者については、手数料を徴収しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者
- (2) その他町長が特別な事由があると認めた者

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 5 月 9 日条例第 7 号）

この条例は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係） 改正（令元条例第 9 号）

	後期高齢者医療受給者	その他の対象者
胃がん検診	500円	1, 500円
胃がん検診（海士診療所胃カメラ）	10, 000円	
子宮がん検診	1, 000円	
子宮がん検診（ＨＰＶウイルス検診）	1, 000円	
肺がん検診	300円	
大腸がん検診	500円	
乳がん検診	（２方向）2, 000円	
	（１方向）1, 500円	
	（乳腺エコー併用時は別途）1, 500円	
前立腺がん検診	500円	
肝炎ウイルス検診	1, 200円	
糖尿病健診	1, 000円	

○海士町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

(平成28年3月18日海士町条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額)

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第4条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

(提出資料の写し等の交付に係る手数料の額)

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「海士町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

交付の方法	手数料の額
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚20円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚20円
備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	

第 8 編 厚生

第 1 章 社会福祉

○海士町福祉事務所設置条例

(平成18年12月25日海士町条例第47号)

改正 平成26年12月19日条例第22号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第 3 項の規定により、福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町福祉事務所
- (2) 位置 隠岐郡海士町大字海士1490番地

(所管事務)

第 3 条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち町長が必要と認める事務を掌るものとする。

(所員の定数等)

第 4 条 福祉事務所に所長及び事務を掌るに必要な所員を置く。

2 所員の定数は、海士町職員定数条例（昭和28年海士町条例第 6 号）に規定する町長の事務部局の職員数に含めるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月 1 日から適用する。

○海士町民生委員推薦会規則

(平成22年9月1日海士町規則第6号)

海士町民生委員推薦会規則（昭和54年海士町規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき設置する海士町民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 推薦会の委員（以下「委員」という。）の定数は、7人とする。

2 前項の委員は、町長が委嘱するものとする。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 推薦会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は推薦会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、町長より民生委員の欠員の通知を受けたときは、1週間以内に推薦会を招集し、民生委員候補者を決定しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

○海士町特定非営利活動促進法施行細則

(平成19年11月29日海士町規則第16号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号。以下「条例」という。）及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第2条第2項第3号に規定する書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 条例第2条第2項各号に規定する書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

(公告の方法)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、海士町公告式条例（昭和27年海士町条例第103号）第2条第2項の規定に準じて行うものとする。

(登記の届出)

第4条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）に規定する届出書は、様式第2号のとおりとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、様式第3号による届出書を町長に提出して行わなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第6条 法第25条第4項に規定する申請書は、様式第4号のとおりとする。

(定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、様式第5号による届出書を町長に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧)

第8条 条例第4条に規定する閲覧は、総務課において行うものとする。

2 前項に規定する閲覧をしようとする者は、閲覧場所に備えてある閲覧簿に住所、氏名、その他必要な事項を記入しなければならない。

(解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項に規定する認定の申請は、同条第3項の書面を添付した様式第6号による申請書を町長に提出して行わなければならない。

(解散の届出等)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第7号による届出書を町長に提出して行わなければならない。

2 法第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第8号による届出書を町長に提出して行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第11条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、様式第9号による申請書を町長に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第12条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第10号による届出書を町長に提出して行わなければならない。

(合併の認証申請)

第13条 条例第5条第1項に規定する申請書は、様式第11号のとおりとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(検査の際の身分証明書)

第14条 法第41条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

第15条 法第29条第1項の規定により提出する書類の部数は、正副2通とする。

2 この規則の規定により提出する書類の部数は、認証又は認定の申請に係るものにあつては正副2通とし、その他のものにあつては1通とする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等の指定)

第16条 条例第6条の規則で定める申請、縦覧、通知、届出、閲覧及び交付（以下この条において「手続等」という。）は、次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる手続等とする。

規定	手続等
法第29条第1項	事業報告書等の提出

(電磁的記録による保存の方法)

第17条 条例第7条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第18条 条例第7条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第19条 条例第7条第3項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する島根県知事が行った手続きその他の行為又は現に島根県知事に対し行っている申請その他の行為で、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の表第35号に規定する本町が処理することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

郵便番号
申請者 住所又は居所
氏 名 (印)
電話番号

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法施行条例第 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第12条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 (印)

設立（合併）登記完了届出書

年 月 日をもって登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 (印)

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

備考 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。

- (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第20条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 (印)

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款
- 3 法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合には、当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、1から3までに掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 (印)

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更した時期

添付書類 変更後の定款

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 (印)

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

添付書類 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称
清算人 住 所
氏 名 (印)

解 散 届 出 書

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第 4 項の規定により
届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

（印）

清 算 人 就 職 届 出 書

下記のとおり清算中に清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第77条第2項の規定により届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所

2 清算人が就職した年月日

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 9 号（第11条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

（印）

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

様式第 10 号（第12条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

（印）

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日付けをもって解散した当法人の清算を 年 月 日に終了したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第83条の規定により届け出ます。

添付書類 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第 1 1 号（第13条関係）

年 月 日

海士町長 様

特定非営利活動法人の名称（甲）
代表者の氏名 （印）
電 話 番 号

特定非営利活動法人の名称（乙）
代表者の氏名 （印）
電 話 番 号

合 併 認 証 申 請 書

下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

添付書類 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本のほか様式第1号の添付書類に準ずること。

（表）

第	号	特定非営利活動法人検査員証			
写 真	職	名			
	氏	名			
	生年月日	年	月	日	
	年	月	日交付		印
	海士町長				

（裏）

特定非営利活動促進法抜粋

（報告及び検査）

第 4 1 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○海士町社会福祉法人に対する助成に関する条例

(平成21年9月19日海士町条例第27号)

海士町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和55年海士町条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（助成）

第2条 町長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、助成を行うことができる。

（申請手続）

第3条 社会福祉法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書

(2) その他町長が必要と認める書類

（使用制限等）

第4条 助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金、貸付金その他の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

2 助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、町長は、助成を取り消し又は補助金、貸付金その他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町青少年問題協議会設置条例

(昭和47年3月21日海士町条例第9号)

改正 平成15年3月18日条例第3号 平成19年3月19日条例第2号

(設置)

第1条 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和28年法律第83号）第5条の規定に基づき、海士町青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が必要に応じ任命又は委嘱する。

(1) 町議会議員 1人

(2) 副町長 1人

(3) 教育委員会委員及び社会教育委員 2人

(4) 民生児童委員及び保護司の代表 2人

(5) 青少年関係行政機関及び施設の長 2人

(6) 識見を有する者 2人

改正（平19条例第2号）

3 前項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

改正（平15条例第3号）

(会長及び副会長)

第3条 協議会に副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

改正（平15条例第3号）

(専門委員)

第4条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係機関の職員及び識見を有する者の中から町長が任命する。

3 委員及び専門委員は非常勤とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は委員の4分の1以上の者から請求があったときは、会議を招集しなければならない。

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 専門委員は、当該調査が終了したときは調査結果を協議会において報告しなければならない。

(費用弁償)

第9条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

（幹事）

第10条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が命じ、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐し、協議会に出席して意見を述べることができる。

（庶務）

第11条 協議会の事務を掌らせるため、町長の定める機関に事務局を置く。

- 2 事務局に次の職員を置き、会長が委嘱し、又は命ずる。

事務局長 1名

書記 若干名

- 3 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理し、書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年12月25日海士町条例第32号)

改正	昭和52年8月9日条例第11号	昭和57年9月21日条例第16号
	昭和62年3月20日条例第7号	平成3年12月24日条例第24号
	平成23年9月28日条例第20号	令和元年6月25日条例第10号
	令和元年10月18日条例第18号	

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）
- 第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

改正（昭57条例第16号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

改正（昭57条例第16号）

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

改正（平23条例第20号）

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子
ウ 父母
エ 孫
オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

改正（昭52条例第11号）

（災害弔慰金の額）

- 第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

改正（平3条例第24号）

（死亡の推定）

- 第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

- 第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

- 第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

- 第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

追加（昭57条例第16号）

（災害障害見舞金の額）

- 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、

又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

改正（平3条例第24号）

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

追加（昭57条例第16号）

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

改正、繰下げ（昭57条例第16号）

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

改正（平3条例第24号）

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

追加（令元条例第10号）

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

改正、繰下げ（令元条例第10号）

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

追加（令元条例第10号）

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

改正(令元条例第10号)

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

全改(令元条例第18号)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

繰下げ(昭57条例第16号)

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

追加(令元条例第18号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年8月9日条例第11号)から

附 則(平成3年12月24日条例第24号)まで 略

附 則(平成23年9月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年6月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月18日条例第18号)

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年12月25日海士町規則第20号)

改正 昭和57年9月21日規則第5号 令和元年10月31日規則第5号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年海士町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

改正（昭57規則第5号）

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

追加（昭57規則第5号）

（必要書類の提出）

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。 追加（昭57規則第5号）

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込書」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。 改正、繰下げ（昭57規則第5号）
（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。 繰下げ（昭57規則第5号）

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。 改正、繰下げ（昭57規則第5号）

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。 改正、繰下げ（昭57規則第5号）

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。 繰下げ（昭57規則第5号）

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。 繰下げ（昭57規則第5号）

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。
改正、繰下げ(昭57規則第5号)

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。
改正、繰下げ(昭57規則第5号)

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。
改正、繰下げ(昭57規則第5号)

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

改正(令元規則第5号)

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

改正、繰下げ(昭57規則第5号)

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
繰下げ(昭57規則第5号)

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。
改正、繰下げ(昭57規則第5号)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

改正、繰下げ（昭57規則第5号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（令和元年10月31日規則第5号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係） 追加（昭57規則第 5 号）

診 断 書

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日						
障 害 の 部 位			初 診 年 月 日	年 月 日						
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日						
療 及 養 の 内 容 過										
障 の 害 の 詳 状 態 細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関 節 運 動 範 囲	種類範囲									
	部 位									
			右							
			左							
		右								
		左								
		右								
		左								

局
番
上記のとおり診断します。 郵便番号____電話番号____

病院又は 所 在 地____
診療所の 名 称____

____年 ____月 ____日

診療担当者
氏 名____
Ⓔ

様式第2号（第6条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第5号）

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被 災 日 時		年 月 日 時		災 害 名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか		年 月（回）		
借 入 申 込 者 に つ い て	フリガナ				男 ・ 女		年 月 日生（歳）	
	氏 名							
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現住所		（方）		〒		局 番	
	本 籍				勤務先の名称と所在地			
	職 業							
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収入（月収）	勤務先・学校名
収入合計		円		支出合計		円		
資産の状況	土 地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建 物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		生活保護		年 月 日より受給（生住教医）		
	負 債	(内容)		(金額)		円		
連 帯 保 証 人 (保証人が書いて下さい)	氏名				男・女		年 月 日生（歳）	
	現住所				本 籍 地			
	職業		月収	円	申込者との関係		家族数 人	
	資 産	土 地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		勤 務 先	名 称		
		建 物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²			所 在 地		電話 局 番
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)				
資 金 の 使 途	資金の使い方 総額		円		資金の内訳 合計		円	
			円		災害援護資金で		円	
			円		手持資金で		円	
			円		その他（ ）で		円	
			円					

被 害 の 状 況	被災時の具体的状況				負傷	全治	簡月
	住居の被害		(1) 全 壊		(2) 半 壊		
家 財 の 被 害	品 名	現在購入に 要する費用	被害額	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額	
	和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計			
	整 理 だ ん す			畳 (畳中で畳が 被害)			
	洋 服 だ ん す						
	鏡 台			障 子			
	腰 掛 机			ふ す ま			
	本箱・本だな						
	食 器 戸 だ な			小 計			
	食卓・茶ぶ台						
	げ た 箱			そ の 他 被 害 の あ っ た 家 財			
	照 明 器 具			品 名	現在購入に 要する費用	被害額	
	じ ゅ う た ん						
	扇 風 機						
	石 油 ス ト ー ブ						
	電 気 や ぐ ら こ た つ						
	電 気 冷 蔵 庫						
	電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器						
	電 気 洗 た く 機						
	電 気 掃 じ 機						
	ミ シ ン						
	電 気 ア イ ロ ン						
	自 転 車						
	テ レ ビ						
	ラ ジ オ						
	柱 時 計						
	目 覚 し 時 計				小 計		
	紳 士 用 腕 時 計				合 計		

上記のとおり災害援護資金を借り入letak申し込めます。

年 月 日

借入申込者 ㊞

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 ㊞

町長 殿

様式第3号（第8条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第5号）

第 号

年 月 日

町長



殿

災 害 援 護 資 金 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦

利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場所

3 ご持参なさるもの

(1) この通知書

(2) 同封の借用書

(3) あなたの印鑑

(4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号（第8条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第5号）

第 号

年 月 日

町長



殿

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認
となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第5号）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円

利 子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法

上記の通り借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

保証人 住 所
氏 名

繰 上 償 還 申 出 書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
 氏 名

印

町長 殿

記

貸 付 番 号

借 受 人 氏 名

貸 付 け を 受 け た 日

貸 付 け を 受 け た 金 額

償 還 期 限

償 還 金 額

償 還 未 済 額

繰 上 償 還 を す る 日

繰 上 償 還 を す る 金 額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所 名
氏 名



連帯保証人 住 所
氏 名

町長 殿

申請の理由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号		
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	第 年 月 日 箇月	
	償還方法	1 年賦 2 半年賦		ただし 年 月 日 回償還以降	
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

第 号

年 月 日

町長 

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認と
なったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 9 号（第13条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第 5 号）

第 号

年 月 日

町長



殿

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

町長 殿

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま で の 違 約 金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

様式第 1 1 号（第14条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第 5 号）

第 号

年 月 日

町長



殿

違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還令元金	円、利子
円に係る 年 月 日における違約金	円の支払を免除致します。

様式第 1 2 号（第14条関係） 改正、繰下げ（昭57規則第 5 号）

第 号

年 月 日

町長



殿

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災 害 援 護 資 金 償 還 免 除 申 請 書

貸 付 番 号					
借 受 人 氏 名		貸 付 け を 受 け た 日	年 月 日	貸 付 金 額	円
償 還 方 法	年賦・半年賦	償 還 期 限	年 月 日	償 還 金 額	円
免 除 申 請 額	円(償還未済額の 全 部 一部で 円)				
免 除 申 請 理 由 及 び 理 由 発 生 年 月 日 又 は 理 由 継 続 期 間					
免 除 申 請 者	フリガナ 氏 名		男・女	年 月 日生	
	現 住 所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借 受 の 人 相 又 続 は 人	フリガナ 氏 名		男・女	年 月 日生	
	現 住 所		借受人との 続 柄		
	職 業		勤務先及び 所 在 地		
保 証 人	フリガナ 氏 名		男・女	年 月 日生	
	現 住 所		借受人との関係		
	職 業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 町長 殿 免除申請者 ⑩					

第 号

年 月 日

町長 印

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還を免除した額	元 金	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子

違約金

合 計

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

第 号

年 月 日

町長 印

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたので お届けいたします。 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 町長 殿				

(参考) 規則第2条の調査事項

災 害 弔 慰 金 支 給 調 査 票

					決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ 死亡した者の氏名				男・女	年 月 日生
	死亡した年 月 日	年 月 日			住 所	
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所		備 考	
支給に関する事項	支 給 日	年 月 日			支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名			続 柄	支 給 金 額
						円
		住 所				
	先順位者の有・無	有 ・ 無			同順位者の有無	有 ・ 無
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由				支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無	
備 考	支給した職員					

(参考) 規則第4条の調査事項 追加(昭57規則第5号)

災 害 障 害 見 舞 金 支 給 調 査 票

			決定番号			
障 害 者 に 関 す る 事 項	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	障 害 者 の 氏 名					
	障害の原因となる 負傷又は疾病の状 態となった年月日	年 月 日		住 所		
	負傷・疾病の状況	災 害 名		傷病を負った場所		
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()			
障害の状況		法別表の該当事項 (号)				
支 給 に 関 す る 事 項	支 給 日			支給制限 事由に該 当の有無	有 その事由 無	
	支 給 場 所					
	支 給 金 額	円				
備 考	支 給 し た 職 員					

○海士町罹災証明書等交付要綱

(令和2年10月5日海士町告示第35号)

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき、本町において災害（火災によるものを除く。）が発生した場合に町長が交付する罹災証明及び被災届出証明書（以下「証明書等」という。）に関し必要な事項を定める。

(証明書等の種類)

第2条 証明書等の種類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 現実に居住のために使用している建物（以下「住家」という。）又は住家以外の建物（官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等以下「非住家」という。）の災害による被害について、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、町が現地調査等により罹災の事実を確認し、その罹災の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災届出証明書 住家及び非住家の被害が軽度である場合又はその他の工作物及び家財並びに町長が適当と認めるものに被害が生じた場合に、その事実を届け出たことを証明するものをいう。

2 町長が罹災証明書で証明する被害の程度は、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他の被害又は被害なしとする。

(証明書等の交付申請)

第3条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 被災届出証明交付申請書（様式第2号）
- (2) 被災場所の地図
- (3) 被災状況が分かる写真等
- (4) その他町長が必要と認めるもの

3 前2項の規定により申請書を提出する者は、申請時に本人確認書類（運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（写真添付のものに限る。）をいう。）の提示、その他町長が適当と認める方法により本人確認ができるものを提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第4条 町長は、前条第1項の規定により罹災証明書の交付申請があった場合は、遅滞なく現地等を確認したうえ、適当と認めたときは、罹災証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

2 町長は、前条第2項の規定により被災届出証明書の交付申請があった場合は、速やかに申請内容を確認したうえで、適当と認めたときは、被災届出証明書を交付するものとする。

(再調査)

第5条 前条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、被害認定再調査申請書（様式第4号）により、町長に対し再調査を申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定により再調査の申請があった場合は、申請内容を確認し適当と認めたときは、再調査を行うものとする。
- 3 町長は、前項の規定により行った再調査の結果について、速やかに本人に通知するものとする。

(代理人)

第6条 第3条及び前条に規定する手続について、罹災者又は被災者本人が行うことが困難であると認められる場合は、委任状（様式第5号）を添付の上、罹災者又は被災者の代理人が行うことができる。この場合において、次に掲げる者が代理人となるときには、委任状は必要としない。

- (1) 罹災者が個人の場合にあっては、その同居人
- (2) 罹災者が法人の場合にあっては、当該法人の役員
- (3) その他町長が認めた者

(手数料)

第7条 証明書等の交付手数料は、無料とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

罹災証明交付申請書

年 月 日

（宛先）海士町長 殿

来庁者（窓口に来られた人）

氏 名		住 所	海士町大字
生 年 月 日	年 月 日	電 話 番 号	

申請者

☐ 来庁者と同じ			
氏 名		住 所	海士町大字
生 年 月 日	年 月 日	電 話 番 号	

下記の物件について、罹災証明書の交付を申請します。

罹 災 物 件 所 在 地	海士町大字		
罹 災 物 件 種 別	☐ 住 家		
	☐ 非住家（ ☐ 空き家 ☐ 倉庫 ☐ 店舗・事務所）		
	☐ その他（ ）		
罹 災 原 因	年 月 日の による		
提 出 先		枚 数	
使 用 目 的			
備 考			
整 理 番 号		判 定 方 式	
本人確認書類	本人確認： ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード		
	☐ その他（ ）		
	法人確認： ☐ 社員証 ☐ その他（ ）		
	共 通： ☐ その他		

被災届出証明交付申請書

年 月 日

（宛先）海士町長 殿

来庁者（窓口に来られた人）

氏 名		住 所	海士町大字
生 年 月 日	年 月 日	電 話 番 号	

申請者

☐ 来庁者と同じ			
氏 名		住 所	海士町大字
生 年 月 日	年 月 日	電 話 番 号	

下記の物件が被災したことについて届け出ますので、証明をお願いします。

罹 災 物 件 所 在 地	海士町大字		
罹 災 物 件 種 別	☐ 住 家		
	☐ 非住家（ ☐ 空き家 ☐ 倉庫 ☐ 店舗・事務所）		
	☐ その他（ ）		
罹 災 原 因 及 び 内 容	年 月 日の による で が被災した。		
添 付 書 類	☐ 写真 ☐ 地図 ☐ その他	受 付 番 号	
使 用 目 的			
本人確認書類	本人確認： ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ） 法人確認： ☐ 社員証 ☐ その他（ ） 共 通： ☐ その他		

第 号

被災届出証明書

上記のとおり、被災届出があったことを証明します。

年 月 日

海士町長

様式第3号（第4条関係）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	海士町大字
世帯主氏名	

罹 災 原 因	年 月 日の による

被災住家の所在地	海士町大字
被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

住家以外の被害	☐ その他の被害（ ） ☐ 被害なし

備 考	

第 号

上記事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

海士町長

様式第 4 号（第 5 条関係）

被害認定再調査申請書

年 月 日

海士町長 殿

届出人 住 所
氏名・法人名
電話番号
代理人の場合
罹災者との関係

罹災証明書に係る被害の程度について、再調査を申請します。

交 付 済 み 罹 災 証 明 書 番 号	第 号
罹 災 場 所	海士町大字
罹 災 者 （ 氏 名 ・ 法 人 ）	
交 付 済 み 罹 災 証 明 書 の 被 害 程 度	
再 調 査 理 由	

様式第5号（第6条関係）

委 任 状

海士町長 殿

代理人 住 所

氏 名

私は、上記代理人に、

- ☐ 罹災証明書の交付申請及び受領
- ☐ 被災届出証明書の交付申請及び受領
- ☐ 罹災証明書に係る再調査申請

に関する権限を委任します。

年 月 日

委任者 住 所

氏 名 印

記入する全ての項目は、委任する本人が記入してください。

○海士町行旅病人及び行旅死亡人取扱規則

(昭和62年 8 月19日海士町規則第 6 号)

改正 平成 8 年 6 月24日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養義務者等への引取通知)

第 2 条 町長は、行旅病人若しくはその同伴者又は行旅死亡人の同伴者（以下「被救護者」という。）を救護したときは、遅滞なく、被救護者の扶養義務者又は同居の親族に対し、引取期間を指定し、かつ、被救護者の状況を付して通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により引取りを行うべき旨を通知した被救護者の扶養義務者又は同居の親族が被救護者を引き取る必要がなくなったときは、直ちにその旨を通知するものとする。

(留置救護)

第 3 条 町長は、被救護者が重症であるなど特別の事情により被救護者の扶養義務者又は同居の親族が前条第 1 項の通知により指定した期間内に被救護者を引き取ることができない場合には、被救護者又はその引取りを行うべき者からの請求により、相当の期間を指定して、被救護者に対して入院措置等の救護（以下次条において「留置救護」という。）を行うものとする。

なお、被救護者又はその引取りを行うべき者の請求がない場合であっても、町長が必要と認めたときは、同様とする。

(送還)

第 4 条 町長は、次の各号に掲げる場合には、被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族に被救護者を送還するものとする。

- (1) 被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族が指定期間内に被救護者を引き取らない場合
- (2) 被救護者又は引取りを行うべき者から留置救護の請求があった場合において、相当の事情があると認められない場合
- (3) 町長が留置救護を行う必要がないと認めた場合

(県に対する通知)

第 5 条 町長は、被救護者の扶養義務者又は同居の親族がいなく又は明らかでないとき、その他被救護者の引取者がいないときは、被救護者の状況を付して、県に対し被救護者の引取りを行うべき旨を通知するものとする。

追加（平 8 規則第 3 号）

(救護の委託)

第 6 条 町長は、被救護者の救護を適当な施設又は私人に委託することができる。

繰下げ（平 8 規則第 3 号）

(告示期間)

第 7 条 町長は、法第 9 条の規定により公署の掲示場に告示するときは、30日以上これを掲示するものとする。

繰下げ（平 8 規則第 3 号）

(相続人等への通知事項)

第8条 町長は、行旅死亡人に関して、相続人又は扶養義務者若しくは同居の親族に通知するときは、行旅死亡人の状況、相貌その他本人の認識に必要な事項を通知するものとする。

繰下げ(平8規則第3号)

(遺留物件の処分)

第9条 町長は、行旅死亡人の取扱いに要した費用については、まず、その遺留の金銭又は有価証券をもって充て、これをもってしても足りない場合であって、相続人及び扶養義務者がいないとき、又は明らかでないときは、最初に公告を行った日から60日以上経過した後、行旅死亡人の遺留物品を売却してその費用に充てるものとする。

2 町長は、法第9条の規定による公告を行わなかった者及び公告後相続人又は扶養義務者が明らかになった者については、その取扱いに要した費用の弁償を得ることができなかった場合には、直ちに遺留物品を売却することができる。

3 町長が行旅死亡人の遺留物品を売却することができる限度は、費用の弁償額に達するまでとする。

4 町長は、有価証券及び見積価格が一定額以下の物件については、競売に付することなく処分することができる。

5 町長は、行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお費用の弁償額に足りないときは、県に対して計算書を添付してその不足額を請求するものとする。

繰下げ(平8規則第3号)

(領事への通知)

第10条 町長は、外国人である行旅病人、行旅死亡人又はそれらの同伴者に対し救護等を行った場合には、その所属国領事に通知を行い、引取等についての協力を求めるものとする。

繰下げ(平8規則第3号)

(費用弁償請求手続)

第11条 町長は、救護に要した費用の弁償を被救護者若しくは扶養義務者に請求するとき、又は行旅死亡人の取扱いに要した費用の弁償を相続人若しくは行旅死亡人の扶養義務者に請求するときは、町が支弁した費用の計算書を添付するとともに、納入期限を指定するものとする。

2 町長は、被救護者から救護費用の弁償がなされない場合であって、扶養義務者がいないとき、又は明らかでないときその他扶養義務者から救護費用の弁償を得ることができないときは、県に対して費用の弁償を請求するものとする。

繰下げ(平8規則第3号)

(繰替支弁費用)

第12条 町長が、被救護者の救護又は行旅死亡人の取扱いを行った場合に町費をもって一時繰替支弁を行う費用の範囲は、県が定めるところによるものとする。

追加(平8規則第3号)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

追加(平8規則第3号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月24日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町福祉医療費助成条例

(平成17年6月30日海士町条例第15号)

改正	平成18年3月27日条例第8号	平成18年9月29日条例第42号
	平成19年3月19日条例第4号	平成20年3月25日条例第9号
	平成20年3月31日条例第14号	平成24年9月21日条例第22号
	平成25年3月21日条例第6号	平成26年6月30日条例第12号
	平成26年12月19日条例第23号	

海士町福祉医療費助成条例（昭和48年海士町条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより福祉医療対象者の健康の維持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、海士町内に居住地を有する者であつて次の各号のいずれかに該当するもの（第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する者にあつては、海士町外の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設へ入所している者（同法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）又は海士町外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設へ入所している者、又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している者を含む。）をいう。ただし別表第1に掲げる者を除く。

- (1) 65歳以上の者であつて、3箇月以上にわたつて常時臥床し、日常生活における基本的動作に他人の介護を必要とし、今後もその状態が継続する町長が認めたもの
- (2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）が重度と判定した知的障害児若しくは知的障害者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害程度が1級又は2級であるとされている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神上の障害程度が1級であるとされている者
- (5) 判定機関が身体又は精神に相当の障害を有し重度と同程度と判定した知的障害児若しくは知的障害者
- (6) 身体障害者手帳に身体上の障害程度が3級又は4級であるとされており、かつ、精神障害者保健福祉手帳に精神上の障害程度が2級であるとされている者
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、次のいずれかに該当する者（以下「児童」という。）を養育するもの（別表第1第4項において「配偶者のない者」という。）及び当該児童

ア 18歳に満たない者

イ 18歳に達した者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは高等専門学校第3学年までの学年、同法による盲学校、特別支援学校の高等部又は同法による専修学校の高等課程第3学年までの学年に在学している者。ただし、20歳に達した者を除く。改正（平26条例第23号）

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれに基づく命令をいう。追加（平20条例第9号）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「社会保険各法以外の法令等」とは、次の各号に掲げる法律及びこれに基づく命令並びに通知をいう。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (5) 児童福祉法
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- (7) 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知）改正（平26条例第23号）

4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する患者、その配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（別表第1第4項において「扶養義務者」という。）をいう。改正（平24条例第22号）

（助成の範囲）

第3条 海士町は、福祉医療対象者が福祉医療費医療証（以下「医療証」という。）又は福祉医療費資格証（以下「資格証」という。）により病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）において次の各号に掲げる療養又は医療を受けた場合に、当該療養又は医療に要する費用（以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用の額（社会保険各法に定める附加給付金があるときは当該附加給付金の額に相当する額を控除した額とする。以下「本人負担額」という。）から医療機関等（薬局、柔道整復施術所、はり、きゅう及びあんま、マッサージ施術所、治療用装具製作所及び訪問看護ステーションを除く。）ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額（当該額が別表第2に定める金額を超える場合は、同表に定める額。以下「控除額」という。）を控除した額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。この場合において、海士町長は、特別の事由があると認められるときは、控除額を減額することができるものとする。

- (1) 社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養又は医療
 - (2) 社会保険各法以外の法令等の規定による療養又は医療（前号の療養又は医療に相当するものに限る。）
- 改正（平18条例第42号）

2 前項の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療においてそれぞれ個別の医療機関等であるものとみなす。

（助成の開始等）

第4条 助成は、医療証又は資格証（以下「医療証等」という。）の交付を申請した日（以下「交付申請日」という。）の属する月の初日から行うものとする。ただし、海士町外から海士町内に居住地を有することになった者に対する助成は、海士町内に居住地を有した日から行うものとする。

2 医療証等は、毎年10月1日に更新するものとする。ただし、7月から9月までに医療証等の交付を申請した者に係る最初の医療証等の更新の時期は、交付申請日の属する年の翌年の10月1日とする。

（助成の方法）

第5条 助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合において、被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、被保険者等に助成対象額を支払うことによって行う。

改正（平26条例第12号）

3 第1項の規定により海士町が助成対象額を医療機関等に対して支払った場合において、被保険者等が当該助成対象額について社会保険各法に規定する高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金を受けたときは、被保険者等は、当該高額療養費若しくは高額合算療養費又は附加給付金に相当する額を海士町に納付しなければならない。

全改（平20条例第9号）

（医療証等の交付）

第6条 町長は、福祉医療対象者に対し、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき「医療証」を交付するものとする。ただし、規則で定める者にあつては、「資格証」を交付するものとする。

（医療証等の提示）

第7条 福祉医療対象者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に対して医療保険証等とともに「医療証等」を提示しなければならない。

（助成費の申請）

第8条 第5条第2項の規定により医療費の助成を受けようとする者が行う申請手続き等については、規則で定める。

2 前項の申請は、福祉医療対象者が医療機関等に本人負担額を支払った日から起算して2年以内に行わなければならないものとし、当該期間内に申請がなされなかった本人負担額については、第4条の規定にかかわらず、助成を行わないものとする。

（届出の義務）

第9条 医療証等の交付を受けた者は、居住地、氏名、その他の規則で定める事項について変更があったとき又は医療費の助成を受ける資格を失ったときは、その事由が発生した日から14日以内に規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(医療証等の再交付)

第10条 医療証等を破損し、又は亡失した者は、すみやかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があった場合には、町長に医療証等を再交付するものとする。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、被保険者等が当該医療に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成対象額の全部若しくは、一部を助成せず又はすでに助成した助成対象額の額に相当する額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第12条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者からすでに助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、同年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の海士町福祉医療費助成条例の規定は、平成17年10月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

3 平成17年7月31日に現に医療証等の交付を受けている者については、同年8月1日から9月30日までの間は、海士町福祉医療費助成条例別表の3及び4の規定は適用しない。

附 則 (平成18年3月27日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第42号)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の海士町福祉医療費助成条例の適用については、平成18年10月1日以降の療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月19日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日条例第9号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の海士町福祉医療費助成条例の適用については、平成20年4月1日以降の療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第14号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の海士町福祉医療費助成条例の適用については、平成20年4月1日以降の肝炎治療医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 9 月21日条例第22号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日条例第 6 号）
この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日条例第12号）
この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項第 6 号の改正規定は、平成27年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海士町福祉医療費助成条例第 2 条第 3 項第 6 号の規定は、平成27年 1 月 1 日以降の療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係） 改正（平26条例第12号）

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- 2 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、助成期間が 1 年を経過したもの
- 3 第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる者のうち20歳以上の者であって、交付申請日（第 4 条第 2 項の更新の場合にあつては医療証等の更新を受ける日。以下「交付申請日等」という。）の属する年の前年の所得（交付申請日等が 1 月 1 日から 6 月 30 日までの日である場合は、前々年の所得）が、交付申請日等において特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第 7 条に規定する額を超えるもの
- 4 第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる配偶者のない者の養育する児童に係る扶養義務者（配偶者のない者及び児童と生計を一にするものに限る。）又は配偶者のない者が、交付申請日等が属する年の前年の所得税（交付申請日等が 1 月 1 日から 6 月 30 日までの日である場合は、前々年の所得税）を課せられている場合（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 2 条第 1 項及び第84条第 1 項の規定を適用したならば所得税が課せられない場合を除く。）における当該配偶者のない者及び児童

別表第 2（第 3 条関係） 全改（平26条例第12号）

区 分	控除額	
	入院	入院外
1 2 及び 3 以外の者に係る助成	20,000円	6,000円
2 市町村民税世帯非課税者に係る助成	2,000円	1,000円
3 第 2 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる者のうち20歳に達する日以後の最初の10月 1 日までの間にある福祉医療対象者に係る助成	2,000円	1,000円

備考 この表において、「市町村民税世帯非課税者」とは、福祉医療対象者のうち、その属する世帯のすべての世帯員について、交付申請日等の属する年度の市町村民税（交付申請日等が 4 月 1 日から 6 月 30 日までの日である場合は、前年度の市町村民税）が課税されていない者をいう。

○海士町福祉医療費助成条例施行規則

(平成17年9月30日海士町規則第13号)

改正	平成18年9月29日規則第8号	平成19年3月30日規則第8号
	平成19年3月30日規則第9号	平成20年3月31日規則第5号
	平成20年3月31日規則第6号	平成24年9月1日規則第3号
	平成25年3月25日訓令第1号	平成27年8月11日規則第7号

海士町福祉医療費助成条例施行規則（平成13年海士町規則第7号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、海士町福祉医療費助成条例（平成17年海士町条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（費用の範囲）

第2条 条例第2条第4項に規定する社会保険各法以外の法令等の規定による医療費であって規則で定める費用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により精神障害者又はその扶養義務者が負担した費用
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の4に規定する措置入院者、その配偶者又は民法（明治29年法律第89条）第877条第1項に定める扶養義務者（次号において（扶養義務者）という。）が負担した費用
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項に規定する入院患者に係る医療費について同条第2項の規定により患者若しくは配偶者又は扶養義務者が負担した費用及び同法第37条の2第1項で規定する医療に要した費用から県が負担する額を控除した費用
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療に要した費用から同条第3項に自立支援医療費の額を控除した費用及び同法第70条第1項の療養介護医療に要した費用から同条第2項の療養介護医療費の額を控除した費用
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20第1項に障害児入所医療費に要した費用から同条第2項の障害児入所医療費の額を控除した費用、同法第19条の2第1項の指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用から同条第2項の小児慢性特定疾病医療費の額を控除した費用、同法第20条に定める療育の給付を受け、同法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者が負担した費用及び同法第27条第1項第3号の規定による措置を受けた児童であって同法第56条第2項の規定により措置に要する費用を全額徴収された場合における当該児童の医療に要した費用
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の指定特定医療に要した費用から同条第2項の特定医療費の額を控除した費用
- (7) 第7号肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知）に定める費用の交付を受け、同規定により対象患者が負担した額

改正（平27規則第7号）

（高額療養費等）

第3条 高額療養費又は高額介護合算療養費の世帯合算を行う場合の条例第3条に規定する本人負担額に係る高額療養費又は高額介護合算療養費の額は、当該世帯の高額療養費又は高額介護合算療養費の額に助成対象者の自己負担額が世帯の合計額に占める割合を

乗じて得た額とする。

改正（平20規則第5号）

（控除額の特例）

第3条の2 条例第3条第1項に規定する特別の事由は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき等、控除額を負担することが困難と認められる事由とする。

2 前項の特別の事由に該当することについて、町長の認定を受けようとする者は、特別事由認定申請書（様式第1号の2）を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要に応じ、当該申請書に当該申請に係る事由を証することができる書類を添えるよう求めることができる。

3 町長は、前項の申請に係る事由が第1項の特別の事由に該当すると認め、対象医療費の100分の10に相当する額（当該額が条例別表第2に定める金額を超える場合は、同表に定める額。）を超えない範囲内において控除額を決定したときは、申請者に控除額特例決定書（様式第1号の3）を交付するものとする。

4 前項の規定により控除額特例決定書の交付を受けた者は、医療機関等において療養又は医療を受けようとするときは、当該医療機関等に控除額特例決定書を提示しなければならない。

5 第3項の規定により控除額特例決定書の交付を受けた者は、その後の事情の変更により第1項の特別の事由に該当しなくなったときは、速やかに町長にその旨を届け出るとともに、交付を受けた控除額特例決定書を返還しなければならない。

（助成費の支払）

第4条 条例第5条第1項に規定する助成費の支払に関する事務は、島根県国民健康保険団体連合会等に委託して行う。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第5条第1項に規定する支払方法による契約を締結していない島根県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局以外で療養又は医療を受けた場合

(3) 社会保険各法に規定する療養費の対象となる療養を受けた場合（柔道整復を除く。）

(4) 島根県内の医療機関等において、社会保険各法に規定する家族療養費の支給の対象となる場合で、条例第5条第3項に規定する高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金を受けることができる者が、各保険者の定める高額療養費受領委任状又は委任状（様式第14号）を提出しなかったとき。

(5) その他海士町長が必要と認めた場合

改正（平27規則第7号）

（医療証等の申請及び交付）

第5条 条例第6条に規定する申請は、別表第1又は別表第2に掲げる書類を提示し若しくは添付し福祉医療費医療証（資格証）交付・変更・更新申請書（様式第1号その1又はその2）以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

改正（平20規則第5号）

2 前項の場合において申請者が福祉医療費助成認定判定書を添付しないときは、町長は福祉医療費助成認定判定依頼書（様式第2号）により所管児童相談所又は知的障害者更生相談所に判定依頼を行うものとする。

3 町長は、福祉医療費の助成を受ける資格を有すると認めたものについては、福祉医療費助成台帳（様式第3号その1又はその2）に登載したうえ福祉医療費医療証（様式第4号）又は福祉医療費資格証（様式第5号）（以下「医療証等」という。）を交付する。

4 町長は、福祉医療費の助成を受ける資格を有しないと認めたときは、福祉医療費医療証（資格証）交付（更新）申請却下通知書（様式第6号）により申請者に通知しなければならない。

5 条例第6条ただし書に規定する規則で定める者は、条例第2条第1項に規定する者のうち高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項及び第78条第4項の規定により一部負担金を払う者とする。
改正（平20規則第5号）
（変更申請）

第5条の2 住民基本台帳上の世帯員に異動があったときの変更申請は、住民票謄本、世帯員全員の市町村民税の課税・非課税の証明書を添付し、申請書を提出しなければならない。
追加（平20規則第5号）

2 町長は、前項の規定による申請を受け、条例別表第2に規定する控除額区分に変更の必要があると認めた場合は、変更申請のあった日の属する月の翌月の初日から新たな控除額区分に変更するものとし、福祉医療費助成台帳に掲載したうえ医療証等を交付する。
（医療証等の更新）

第6条 医療証等の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、毎年8月1日から8月31日までの間に申請書により医療証等の更新を申請しなければならない。この場合において、条例第2条第1項第1号から第6号までに該当する者（地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号の規定に該当する者を除く。）は福祉医療費所得調査書（様式第18号）を、同項第7号に該当する者は別表2に掲げる書類を添付しなければならない。
改正（平27規則第7号）

2 助成対象者は、医療証等の有効期間が満了したときは、当該医療証等をただちに町長に返還しなければならない。
（助成費の申請）

第7条 条例第8条の規定による助成の申請は、保険給付額等証明書（様式第7号）及び医療費領収書（様式第8号）を福祉医療費助成申請書（様式第9号、様式第9号の2）に添付のうえ町長に提出しなければならない。なお、高額介護合算療養費に係る医療費領収書（様式第8号の2）は、合算の対象となる者全員につき提出するものとする。
改正（平20規則第5号）

2 前項の規定による申請に関し作成する申請書に添付しなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認できる時は、当該書類の添付を省略させることができる。
追加（平18規則第8号）

（届出事項）

第8条 条例第9条に規定する規則で定める事項とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象者の居住地、氏名
- (2) 被保険者の氏名
- (3) 保険者名
- (4) 社会保険の種類
- (5) 附加給付
- (6) 資格喪失

全改（平27規則第7号）

2 条例第9条の規定による届出の様式は、福祉医療費助成に関する資格内容変更届（様式第10号）又は福祉医療に関する資格喪失届（様式第10号の2）により届け出なければならない。

（医療証等の再交付）

第9条 条例第10条の規定による届出の様式は、福祉医療費医療証（資格証）破損・亡失届（様式第11号）により届け出なければならない。

（第三者行為による被害の届出）

第10条 福祉医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、福祉医療費の助成を受け、又は受けようとするものは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を福祉医療費助成事由（被害）届（様式第12号）によりただちに町長に届け出なければならない。

（所得の範囲）

第11条 条例別表第1第3項に規定する前年の所得又は前々年の所得の範囲については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第11条の規定を準用する。ただし租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項又は第34条の2第1項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得又は第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とする。 改正（平24規則第3号）

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 平成17年7月31日に現に交付されている医療証又は資格証は、同年9月30日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の海士町福祉医療助成条例施行規則の規定は、平成17年10月1日以降の療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日規則第8号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日より適用する。
- 2 この規則による改正後の海士町福祉医療費助成条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以降の療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第5号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定及び第11条にただし書を加える改正規定は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この規則は（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の海士町条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以降の療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第5号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定及び第11条にただし書を加える改正規定は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この規則は（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の海士町条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以降の療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第6号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の海士町福祉医療費助成条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以降の療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月11日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係） 全改（平27規則第7号）

福祉医療助成対象者	提示書類	添付書類
条例第2条第1項 第1号に定める者	医療保険証等	主治医・民生委員意見書（様式第15号） 附加給付金給付証明書（様式第13号） 委任状（様式第14号） 高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保に関する法律対象者を除く。）（各保険者の定める様式） 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保に関する法律対象者）（保険者の定める様式） 福祉医療費所得調査書（様式第18号）
同項 第2号に定める者	同上 療育手帳	福祉医療費助成認定判定書（様式第16号） 附加給付金給付証明書（様式第13号） 委任状（様式第14号） 高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保に関する法律対象者を除く。）（各保険者の定める様式） 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保に関する法律対象者）（保険者の定める様式） 福祉医療費所得調査書（様式第18号）
同項 第3号に定める者	同上 身体障害者手帳	附加給付金給付証明書（様式第13号） 委任状（様式第14号） 高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保に関する法律対象者を除く。）（各保険者の定める様式） 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保に関する法律対象者）（保険者の定める様式） 福祉医療費所得調査書（様式第18号）

同項 第４号に定める者	同上 精神障害者保健 福祉手帳	附加給付金給付証明書（様式第13号） 委任状（様式第14号） 高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保 に関する法律対象者を除く。）（各保険者の 定める様式） 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（高齢 者の医療の確保に関する法律対象者）（保険 者の定める様式） 福祉医療費所得調査書（様式第18号）
同項 第５号に定める者	同上 療育手帳 身体障害者手帳 又は精神障害者 保健福祉手帳	福祉医療費助成認定判定書（様式第16号） 附加給付金給付証明書（様式第13号） 委任状（様式第14号） 高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保 に関する法律対象者を除く。）（各保険者の 定める様式） 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（高齢 者の医療の確保に関する法律対象者）（保険 者の定める様式） 福祉医療費所得調査書（様式第18号）
同項 第６号に定める者	同上 身体障害者手帳 精神障害者保健 福祉手帳	附加給付金給付証明書（様式第13号） 委任状（様式第14号） 高額療養費受領委任状（高齢者の医療の確保 に関する法律対象者を除く。）（各保険者の 定める様式） 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（高齢 者の医療の確保に関する法律対象者）（保険 者の定める様式） 福祉医療費所得調査書（様式第18号）

注１ 後期高齢者医療高額療養費受領委任状（保険者の定める様式）については、助成対象者が高齢者の医療の確保に関する法律対象者である場合に提出すること。

２ 福祉医療費所得調査書（様式第18号）については、地方税法第295条第１項第２号の規定に該当しない場合に提出すること。

３ 条例別表第２の区分２に該当する場合は、住民票謄本、世帯員全員の市町村民税の非課税証明書を添付すること。

４ 主治医・民生委員意見書（様式第15号）は、要介護状態区分５の介護保険被保険者証を提示されない場合に提出すること。

別表第2（第5条関係） 全改（平27規則第7号）
（条例第2条第1項第7号に定める者）

対象となる要件の区分	提示書類	添付書類
①配偶者と死別	医療保険証等	所得制限対象者の課税証明書 戸籍謄本
②配偶者と離婚	〃	所得制限対象者の課税証明書 戸籍謄本又は事実婚解消についての確認願（様式第19号）
③配偶者の生死が不明	〃	所得制限対象者の課税証明書 配偶者が1年以上生死不明であることの確認願（様式第20号）
④配偶者から遺棄されている	〃	所得制限対象者の課税証明書 配偶者が引き続き一年以上対象者を遺棄していることの確認願（様式第21号）
⑤配偶者が精神、身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている	〃	所得制限対象者の課税証明書 医師の診断書
⑥配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない	〃	所得制限対象者の課税証明書 配偶者が海外にあるためその扶養を受けられないことの確認願（様式第22号）
⑦配偶者が法令により長期にわたって拘禁	〃	所得制限対象者の課税証明書 刑務所長等の証明
⑧婚姻によらないで母（父）となった	〃	所得制限対象者の課税証明書 戸籍謄本 未婚の母（父）子についての確認願（様式第23号）

注1 共通の添付書類、別表1に掲げる各様式（第13号、第14号、高額療養費受領委任状）

2 条例別表第2の区分2に該当する場合は、住民票謄本、世帯員全員の市町村民税の非課税証明書を添付すること。

様式第1号その1（第5条関係） 改正（平27規則第7号）

受付	年 月 日		決 裁	年 月 日		発 行 番 号 簿	年 月 日	
町 長	副 町 長	課 長	主 査	係 長	係 員	返戻保留カード	台 帳	判 定 依 頼
						再 提 出 月 日	回 答 月 日	
						医 療 証（資 格 証） 発 行 の 要 否		要 否

福祉医療費医療証（資格証） 交付・変更・更新 申請書									
福祉医療対象者		氏名		性別	生年月日	居住地		過去における当該市町村の医療証等の番号	
加入医療保険	被保険者氏名		福祉医療対象者との続柄			住 所			
	保 険 種 別		協、組、日、船、共、国、高被保険者証の記号番号			附加給付等の有無		有 無	
	被保険者証発行機関名								
手 帳 の 内 容		手帳種別	療育、身体、精神		手帳番号	第 号	障害等級	種 級	
		手帳種別	療育、身体、精神		手帳番号	第 号	障害等級	種 級	
医療証（資格証） 交付 変更申請事由 更新 (該当するものを○で囲む)		1. 65歳以上のねたきり老人となったため 2. 重度障がい者（重複重度障がい者を含む）となった 3. 転入してきたため 4. 世帯構成の異動のため 5. 保険に新たに加入したため 6. 更新のため 7. その他（ （交付事由発生年月日 年 月 日）							
対象者の所得の状況		1. 地方税法第295条第1項第2号により市町村民税非課税 2. その他（様式第18号「福祉医療費所得調査書」のとおり）							
※ 審 査									
※ 決 定		年 月 日							
上記のとおり福祉医療費医療証（資格証）の交付（変更・更新）を申請します。 なお、福祉医療対象者の公的年金等を除く所得額及び控除額について、市町村民税課税台帳により確認されることを海士町長に委任します。 年 月 日 海士町長 様 申請者 住所 氏名 （福祉医療対象者との続柄 印									

様式第 1 号その 2 （第 5 条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

受付	年 月 日		決裁	年 月 日		発行番号簿		年 月 日		
町長	副町長	課長	主査	係長	係員	返戻保留カード		台帳	判定依頼	
						再提出月日		回答月日		
						医療証（資格証）発行の可否		要 否		
福祉医療費医療証（資格証） 交付・変更・更新 申請書（ひとり親用）										
世帯の状況	ひとり親医療該当 非 該 当 の 別	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	続柄	16歳未満の 扶養親族 (該当に○) H . 1 . 2 以降生	16歳以上19歳未 満の扶養親族 (該当に○) H . 1 . 2 以降 H . 1 . 1 生	勤務先又は在学 校 名 ・ 学 年	他の公費負担 医療証の番号	備 考
医療保険加入	被 保 険 者 氏 名			被扶養者名			住 所			
	保 険 種 別		政、組、日、船、共、国、高			被保険者証の記号番号		附加給付等の 有 無		
	被 保 険 者 証 名 発 行 機 関					事 業 所 名		所 在 地		
申 請 事 由						児 童 扶 養 手 当		受けている 受けていない 番 号		
※ 審 査										
※ 決 定										
上記のとおり福祉医療証（資格証）の交付（変更・更新）を申請します。 年 月 日 海士町長 様 申請者 住 所 氏 名 印										

様式第 1 号の 2 （第 3 条の 2 関係）

特別事由認定申請書		
助成対象者 （資格者）	医療証（資格証）番号	
	居 住 地	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
申 請 の 理 由		
上記のとおり関係書類を添えて福祉医療費助成に関し、特別事由に該当することについて、認定を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 印 海士町長 様		

様式第 1 号の 3 （第 3 条の 2 関係）

控 除 額 特 例 決 定 書		
助 成 対 象 者 （ 資 格 者 ）	医 療 証 （ 資 格 証 ） 番 号	
	居 住 地	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
控 除 額		
有 効 期 限		自 年 月 日 至 年 月 日
上記のとおり福祉医療費助成に係る控除額を決定する。 年 月 日 海士町長 印		

年 月 日

島根県 児 童 相 談 所 長
島根県立心と体の相談センター所長 様

海士町長 印

福祉医療費助成認定判定依頼書（知的障害者（児）用）

下記の者についての判定を依頼します。

ふ り が な		性 別	男 ・ 女
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 名		本 人 と の 続 柄	
住 所	市 郡 町 村 大字	番 地	
備考			
身体障害者手帳 1. 有 番号（ ） 発行年月日（ 年 月 日） 等級（ ）級 障害名（ ）			
精神障害者保健福祉手帳 2. 有 番号（ ） 発行年月日（ 年 月 日） 等級（ ）級 障害名（ ）			
3. 1 及び 2 は無			

様式第3号その1（第5条関係） 改正（平20規則第5号）
（表）

福祉医療費助成台帳																				
医療証（資格証）受給者番号						世帯番号					負担限度額区分		入院				入院外			
（ふりがな） 助成対象者氏名					男・女	生年月日	. .		居住地											
		(. . 変更)								(. . 変更)			(. . 変更)							
		(. . 変更)								(. . 変更)			(. . 変更)							
加 入 医 療 保 険	被保険者氏名				助成対象者との続柄	ねたきり	(主症)													
			(. . 変更)																	
	住 所						精補精神者	手帳番号				障害等級								
			(. . 変更)					有効期限				更新年月日		更新年月日						
	保 険 の 種 別		政、組、日、船、共、国、高				身体障害者	手帳番号				障害等級								
			島根県 第 号																	
	被保険者証の 記 号 番 号		第 号	第 号 (. . 変更)		知的障害者	療育手帳番号		第 号		障 害 の 程 度									
							判定年月日				判 定 者									
							再判定年月日		. .											
	被 保 険 者 証 発 行 機 関 名		(. . 変更)				資 格	. . 取得		事 由										
								. . 消滅												
	所 在 地		(. . 変更)				交 付	交 付 年 月 日		始 期	年 月 日		終 期	年 月 日						
								再交付 年 月 日			年 月 日			年 月 日						
	事 業 所 名		(. . 変更)				変 更 年 月 日		年 月 日		年 月 日									
更 新 年 月 日							年 月 日		年 月 日											
所 在 地		(. . 変更)				控除額の特例	期 間	自 . . 至 . .		控除額										
(附加) 給付の有無及び内容		無・有 ()				摘要														
		無・有 () (. . 変更)																		

(裏)

福祉医療費助成内訳

[illegible]

様式第3号その2（第5条関係） 改正（平20規則第5号）
（表）

福祉医療費助成台帳（ひとり親家庭用）																
世帯番号			負担限度額区分			入院		入院外								
住所																
世帯の状況	ひとり親医療該当非該当の別	氏名	性別	生年月日	続柄	勤務先又は在学校名・学年		所得税の状況		医療証（資格証） 受給者番号		備考				
加入医療保険	被保険者氏名	(. . 変更)			被扶養者名		住所		(. . 変更)							
	保険種別	政、組、日、船、共、国、高			被保険者証の記号番号		(. . 変更)			附加給付の有無		(. . 変更)				
	被保険者証 発行機関名	(. . 変更)			事業所名		(. . 変更)		所在地		(. . 変更)					
	申請事由						児童扶養手当		受けている 受けていない							
控除額の特例		時期	自 至	控 除 額	資格	取得		交付	交付 . .		始期	. .		終期	. .	
						消滅			変更 . .			. .			. .	
備考						取得			再交付 . .			. .			. .	
						消滅			更新 . .			. .			. .	

(裏)

福祉医療費助成内訳

[illegible]

様式第 4 号（第 5 条関係） 改正（平27規則第 7 号）
(表)

福 福 祉 医 療 費 医 療 証							
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
助 成 対 象 者	居 住 地						
	氏 名						男 女
	生 年 月 日	年 月 日					
負 担 割 合		医療費の 1 割					
負 担 限 度 額		入院			入院外		
有 効 期 限		自	年	月	日	至	年 月 日
交 付 年 月 日		年 月 日					
発 行 機 関 名		島根県					
及 び 印		海士町長					

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとし、色は桃色とする。

注意事項
1 この証は、医療費の一部負担金について海士町福祉医療費助成条例の規定による助成を受けることができることを証するものですから、大切に保持してください。
2 この証は島根県内の医療機関及び島根県国保連と契約を締結した一部の県外医療機関等において受診した保険診療のみに適用されます。
3 医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
4 助成する額は、医療費の本人負担額から 1 月につき医療機関ごとに医療費の100分の10に相当する額又は表面記載の限度額のどちらか低い額を控除した額となります。したがって、1 月につき医療機関ごとに医療費の100分の10に相当する額又は表面記載の限度額のどちらか低い額が、本人の負担となります。ただし、医科と歯科の診療を併せて行う医療機関はそれぞれ別の医療機関とみなします。
5 助成対象者の資格がなくなったときは、すみやかに、この証を海士町長に返してください。
6 氏名、居住地に変更のあったときは、14日以内にこの証を添えて海士町長にその旨を届け出てください。
7 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に海士町長にその旨を届け出てください。
8 この証が破れたり汚れたり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
9 有効期限を経過したときは、この証を使用することができませんから、すみやかに海士町長に返してください。
10 不正にこの証を使用した者は刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

様式第5号（第5条関係） 改正（平27規則第7号）
(表)

福老 福祉医療費資格証							
公費負担者番号							
受給者番号							
資格者	居住地						
	氏名						男女
	生年月日	年 月 日					
負担割合		医療費の1割					
負担限度額		入院			入院		
有効期限		自	年	月	日	至	年 月 日
交付年月日		年 月 日					
発行機関名及び印		島根県 海士町長					

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとし、色は黄色とする。

(裏)

注意事項
1. この証は、高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金について海士町福祉医療費助成条例の規定による助成を受けることができることを証するものですから、大切に保持してください。
2. この証は島根県内の医療機関及び島根県国保連と契約を締結した一部の県外医療機関等において受診した保険診療のみに適用されます。
3. 医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
4. 助成する額は、医療費の本人負担額から1月につき医療機関ごとに医療費の100分の10に相当する額又は表面記載の限度額のどちらか低い額を控除した額となります。したがって、1月につき医療機関ごとに医療費の100分の10に相当する額又は表面記載の限度額のどちらか低い額が、本人の負担となります。ただし、医科と歯科の診療を併せて行う医療機関はそれぞれ別の医療機関とみなします。
5. 助成対象者の資格がなくなったときは、すみやかに、この証を海士町長に返してください。
6. 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて海士町長にその旨を届け出てください。
7. 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に海士町長にその旨を届け出てください。
8. この証が破れたり汚れたり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
9. 有効期限を経過したときは、この証を使用することができませんから、すみやかに海士町長に返してください。
10. 不正にこの証を使用した者は刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

第 年 月 号
日

様

海士町長

印

福祉医療費医療証（資格証）交付（更新）申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった福祉医療費医療証（資格証）交付（更新）申請については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に海士町長に対して異議申立てを請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起しなければなりません。（この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（理由）

様式第 7 号（第 7 条関係）

保 険 給 付 額 等 証 明 書

年 月 日

保険者 住 所
氏 名
代表者名 印

下記の者に対して次のとおり保険給付をしたことを証明します。

記

- 1 被保険者 住 所
(組合員) 氏 名
- 2 保険証記号番号
- 3 被扶養者氏名
- 4 給付内容

診 療 月	年 月
医 療 機 関 名	
診 療 報 酬 請 求 額 (医 療 費)	
医 療 費	保 険 対 象 総 点 数
	保 険 給 付 額
上 記 医 療 に 対 す る 家 族 療 養 費 附 加 金 給 付 額	

- お願い 1 この証明書は海士町が「福祉医療費助成条例」に基づき福祉医療対象者の医療費を助成するために必要な書類ですから証明のうえ被保険者にご送付くださるようお願いいたします。
- 2 この証明書は、診療報酬明細書 1 件につき 1 枚作成してください。

年 月 日

福祉医療費助成予定通知書

保険者

様

海士町長

印

下記の者に対して次のとおり福祉医療費を助成する予定ですのでお知らせします。

記

- 1 組合員 住 所
氏 名
- 2 保険証記号番号
- 3 被扶養者氏名
- 4 給付内容

診 療 月	年 月
医 療 機 関 名	
保 険 医 療 対 象 点 数	
その他の法令による給付額	
助 成 予 定 額	

- 5 附加給付がある場合には附加給付相当額を控除した額を助成します。

様式第 8 号（第 7 条関係）

医 療 費 領 収 書（福祉医療用）				
対象者の家族	医 療 証 等 受 給 者 番 号			
	氏 名			
	住 所	郡	町大字	番地
診療期日 （月分）	外 来 （月の最初の診療日）	年 月 日		
	入 院	年 月 日から 年 月 日まで		
保 険 医 療 対 象 総 点 数		点		
その他の法令による給付額		円		
受 領 額		円		
上記の金額を領収しました。 年 月 日 医療機関等名 開設者名 印 様 注）対象者の方へ この領収書を海士町役場に提出して医療費の償還給付の手続をしてください。				

様式第 8 号の 2（第 7 条関係）

医 療 費 領 収 書（福祉医療用）				
対象者の家族	医 療 証 等 受 給 者 番 号			
	氏 名			
	住 所	郡	町大字	番地
診療期日 （月分）	外 来 （月の最初の診療日）	平成 年 月 日		
	入 院	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
保 険 医 療 対 象 総 点 数		点		
その他の法令による給付額		円		
受 領 額		円		
上記の金額を領収しました。 年 月 日 医療機関等名 開設者名 印 様 注）家族の方へ この領収書を海士町役場に提出して医療費の償還給付の手続をしてください。				

様式第9号（第7条関係）

福 祉 医 療 費 助 成 申 請 書				
医療証(資格証) 受 給 者 番 号			氏 名	年 月 日 生
医 療 機 関 名	名 称			
	所 在 地			
医 内 療 容	入院入院外の別	入 院 ・ 入院外		
	期 間	年 月 日から 年 月 日までの間		
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 (組 合 員) 名	保 険 証 記 号 番 号		保 険 者 名
申請額 金 円也 内訳 本人負担額 円 (別紙領収書のとおり) 控 除 額 円 差 引 円 (助成対象額) 上記のとおり申請します。 年 月 日 請求者 住 所 氏 名 (助成対象者との続柄) 印 海士町長 様				

様式第9号の2（第7条関係） 追加（平18規則第8号）
福 祉 医 療 費 助 成 申 請 書
（自立支援医療償還払い用）

(ふりがな)								福祉医療受給者番号						
氏 名														
生 年 月 日		年		月		日		性別	男・女	電話番号				
住 所		〒												
保 険 者 名								被保険者証等の記号番号						
自立支援医療	公費負担者番号													
	自立支援医療費受給者番号													
	指定医療機関名	病 院 ・ 診療所	受 診								所 在 地			
			デイケア								電話番号			
海士町長 様														
上記のとおり、福祉医療費の助成を申請します。														
年 月 日														
申請者 住 所 氏 名														
印														
委 任 状		私は、												
		を代理人と定め、次の権限を委任する。												
		年 月 日請求した福祉医療費の受領に関すること。												
		申請者 住所 氏名												
		代理人 住所 氏名												
		印												
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本 店 支 援 出張所		1 普通預金		口座番号							
					2 当座預金		口座名義人							
	金融機関コード		店舗コード		3 その他									

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

福祉医療費助成に関する資格内容変更届			
医療証（資格証）の受給者番号			
区分	変更種別	新	旧
助成対象者	ふりがな氏名		
	居住地		
加入医療保険	被保険者氏名		
	保険種別		
	被保険者証発行機関名		
	所在地		
	被保険者証組合員証の記号番号		
	附加給付金の有無	有無	有無
	給付内容		
変更事由発生年月日			
変更事由			
上記のとおり変更したのでお届けします。 年 月 日 届出人 住所 氏 名 印 (助成対象者との続柄) 海士町長 様			

様式第 10 号の 2（第 8 条関係）

福祉医療に関する資格喪失届			
助 成 対 象 者	氏 名		年 月 日生
	居住地		
	医療証（資格証）受給者番号		
資格喪失事由			
資格喪失事由 発 生 年 月 日	年 月 日		
上記のとおり資格を失ったのでお届けします。 このことにより医療証（資格証）は返還します。 年 月 日 届出人 住 所 氏 名 (助成対象者との続柄) 印 海士町長 様			

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

福祉医療費医療証（資格証）破損・亡失届				
助 成 対 象 者	氏 名	生年月日		医療証（資格証）受給者番号
	男 女	. .		
居 住 地				
資 格 被 保 険 者 （ 組 合 員 ） 名		加 入 医 療 保 険	保 険 者 名	
			記 号 番 号	
福祉医療費医療証（資格証）を 破損 亡失 したのでお届けします。 年 月 日 届出人 住 所 氏 名 (助成対象者との続柄) 印 海士町長 様				

様式第 1 2 号（第10条関係）

福祉医療費助成事由（被害）届				
医療証（資格証） 受給者番号			氏 名	年 月 日生
被 害 を 与 え た 者 （ 第 三 者 ）	住 所 （ 居 所 ）			
	氏 名			
医 療 機 関 名		診 療 開 始 日		診 療 見 込 期 間
被害の 状況				
上記のとおり第三者の行為により被害を受けましたのでお届けします。 年 月 日 届出人 住 所 氏 名 （助成対象者との続柄 海士町長 様 印 ）				

附 加 給 付 金 給 付 証 明 書

年 月 日

海士町長 様

保険者 ㊟

下記組合員に対し、当組合において次のとおり附加給
付金を支給 している
していない ことを証明します。

記

組 合 員

組 合 証 番 号

住 所

附加給付金算定方法

様式第 1 4 号（第 5 条関係）

委 任 状

受任者 海士町長 様

上記の者に対して、次の事項を委任します。

私は被扶養者である 住所 氏名 の

年 月 日以降の療養に係る家族療養費附加の受領に関すること。

ただし、保険者が当該療養に係る家族療養費に相当する金額を保険医療機関に支払う場合にあつて、かつ海士町福祉医療費助成条例の規定により貴市町村が保険の自己負担分を当該保険医療機関等に支払う場合に限ること。

なお、上記により受領した家族療養費附加金について、貴市町村が保険医療機関等に支払う当該療養に係る医療費に充当されたいこと。

年 月 日

委 任 者

住 所

氏 名

⑤

（被保険者証記号番号 第 号）

様式第15号（第5条関係）

主治医・民生委員意見書（ねたきり者用）

主 治 医 意 見
医学的所見
上記のとおり 殿については、3箇月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活に常に介護を必要とし、今後もその状態が継続する状態にあることを証明します。 年 月 日 主治医氏名 印
民 生 委 員 意 見
年 月 日 民生委員氏名 印

島根県 児童相談所長
島根県立心と体の相談センター所長 印

平成 年 月 日付けの依頼については、下記のとおり判定したので送付します。

[illegible]

様式第 17 号その 1 の 1 削除（平20規則第 5 号）

様式第 17 号その 1 の 2 削除（平20規則第 5 号）

様式第 17 号その 2 削除（平20規則第 5 号）

様式第 17 号の 2 削除（平20規則第 5 号）

様式第 18 号（第 5 条関係） 改正（平 24 規則第 3 号）
 福 祉 医 療 費 所 得 調 査 書

① 福祉医療費対象者	(ふりがな)		居住地（住所）
	氏 名		
	生年月日		
福祉医療対象者の所得の状況			
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人		
うち控除対象配偶者及び老人扶養親族の数	(人)		
うち特定親族の数 (H . 1 . 2 以降 H . 1 . 1 生の扶養親族の数)	(人)		
うち 19 歳未満の控除対象扶養親族の数 (H . 1 . 2 以降 H . 1 . 1 生の扶養親族の数)	(人)		
③ 所得額	円		
控 除	雑損控除	円	
	医療費控除	円	
	社会保険料控除	円	
	小規模企業共済等掛金控除	円	
	配偶者特別控除	円	
	④ 障害者（特別障害者を除く。）である控除 対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 ※	円
	⑤ 特別障害者である控除対象配偶者及び扶 養親族の合計数	人 ※	円
	⑥ 寡婦（寡夫）・寡婦の特例・勤労学生の別	寡・寡特・勤 ※	円
	本年の災害・医療費	円 ※	円
※控除後の所得額		円	
※所得制限基準額		円	
※審査			

○この調査書は、福祉医療費医療証申請書に添付するものです。
 ○※印の欄は、記入しないでください。
 ○記入方法については、裏面を参照してください。

(裏面)

◆調査書の記入方法

- 1 ②の欄は、前年（１月から６月までの間に医療証等の交付を申請する場合は前々年）の所得について、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。なお、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族があるときは、それぞれの欄にその人数を再掲してください。
- 2 ③の欄の記入は次のとおりしてください。
 - (1) 下表の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係る前年（１月から６月までの間に医療証等の交付を申請する場合は前々年）の課税所得を記入してください。
 - (2) 下表の公的年金等を受給している人は、表１により計算した所得額（Eの欄の額）を記入してください。
 - (3) 所得がない場合は「なし」と記入してください。

表 1

公的年金等の収入金額(種類 ・)(種類 ・)	A	円	※	円
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円	※	円
公的年金等以外の雑所得金額	C	円	※	円
雑所得以外のすべての所得額	D	円	※	円
所得額 (B + C + D)	E	円	※	円

◆表 1 の記入方法

Aの欄は、下表に掲げる公的年金等（課税対象年金・恩給を含む。）のすべての収入金額を記入してください。また、（ ）内に「公的年金等」から該当する記号（ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称）を記入し、その年金の種類（障害基礎年金、老齢年金等）を具体的に記入してください。「公的年金等」を２つ以上受けているときはそれぞれ記入してください。

Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。

Cの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額（所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額）を記入してください。

Dの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計を記入してください。

公的年金等

イ 国民年金 ロ 厚生年金保険の年金 ハ 船員保険の年金 ニ 恩給 ホ 国家公務員共済組合の年金 ヘ 条例による地方公務員の年金 ト 地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村議員共済組合の年金 チ 日本私立学校振興・共済事業団の年金 リ 農林漁業団体職員共済組合の年金 ヌ 国会議員互助年金 ル 日本製鉄八幡共済組合の年金 ヲ 執行官の恩給	ワ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための国家公務員共済組合連合会が支給する年金 力 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 ヨ 未帰還者の留守家族手当 タ 労働者災害補償制度の年金 レ 国家公務員災害補償制度の年金 ソ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ツ 地方公務員災害補償制度の年金 ネ 所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

- 3 ④の欄は、②の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 4 ⑤の欄は、②の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 5 ⑥の欄は、①の欄に掲げる者が、地方税法に定める老年者、寡婦（寡夫）、寡婦控除の特例対象者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 6 この所得調査書には、次の書類を添えて提出してください。ただし、(2)、(3)については、対象者が委任状を提出しない場合及び本年（１月から６月までの間に医療証等の交付を申請する場合にあっては、その前年とする）１月１日他の市町村に住所を有していた場合に提出してください。
 - (1) 公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書（年金証書等の写）
 - (2) 公的年金等を除く所得額について、市町村長の証明書
 - (3) 控除の欄に記入した事項について、市町村長の証明書

様式第 19 号（第 5 条関係）

事実婚解消についての確認願

年 月 日 民生・児童委員 殿 申立人 住 所 氏 名 福祉医療費助成制度（母子）の認定請求を行うために必要なので、 下記のとおり事実婚を解消したことを確認願います。 記	
児 童 の 父 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
事実婚を解消した年月日	年 月 日
事実婚を解消した当時の 状 況 及 び そ の 後 の 経 過	
民生・児童委員 確認欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 民生児童委員 氏 名 印 申立人 殿

この確認願いは、福祉医療費助成制度（ひとり親）の認定請求をする児童の母が、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その父と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と婚姻関係を解消した場合に提出してください。

様式第 20 号（第 5 条関係）

配偶者が 1 年以上生死不明
であることの確認願

年 月 日	
民生・児童委員 殿	
申立人 住 所 氏 名 印	
福祉医療費助成制度（母子）の認定請求を行うため必要なので、 下記のことが事実であることを確認願います。	
記	
配偶者の氏名及び生年月日	年 月 日生
生死不明になっている期間	年 月 日から引き続き現在まで
生死不明になった当時の住所	
生死不明になった 当 時 の 状 況	
そ の 後 の 経 過	
そ の 他 参 考 事 項	
民生・児童委員 確認欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 民生・児童委員 住所 氏名 印 申立人 殿

- 1 この願いは対象者の配偶者の生死が 1 年以上明らかでないことにより福祉医療費助成制度（母子）の認定請求をする場合に添付してください。
- 2 沈没した船舶に乗っていた場合、その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った後 3 箇月以上父の生死が明らかでないことにより福祉医療費助成制度（母子）の認定請求をする場合には、この書類の代りに警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書を添付してください。

様式第 2 1 号（第 5 条関係）

配偶者が引き続き 1 年以上対象者を遺棄していることの確認願

		年	月	日
民生・児童委員				
_____ 殿				
申立人 住 所 氏 名 印				
福祉医療費助成制度（ひとり親）の認定請求を行うため必要なので、下記のことが事実であることを確認願います。				
記				
父（母）の氏名及び生年月日		年 月 日生		
遺 棄 さ れ て い る 期 間		年 月 日から引き続き現在まで		
遺 棄 さ れ た 当 時 の 住 所				
遺 棄 さ れ た 当 時 の 状 況				
そ の 後 の 経 過				
そ の 他 参 考 事 項				
児 民 童 生 委 員 ・ 確 認 欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 民生・児童委員 住所 氏名 印 申立人 殿			

この願いは配偶者が対象者を引き続き 1 年以上遺棄していることにより福祉医療費助成制度（ひとり親）の認定請求をする場合に添付してください。

様式第 2 2 号（第 5 条関係）

配偶者が海外にあるためその扶養を受けられないことの確認願

年 月 日	
民生・児童委員 殿	
申立人 住所 氏名 印	
福祉医療費助成制度（母子）の認定請求を行うために必要なので、 下記とおり配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない ことを確認願います。 記	
夫（妻）の氏名 及び生年月日	年 月 日生
扶養を受けられ なくなった年月日	年 月 日
扶養をうけるこ とのできない理 由	
民生・児童委員 確認欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 民生児童委員 氏 名 印 申立人 殿

この確認願いは福祉医療費助成制度（ひとり親）の認定請求をする児童と母（父）が、児童の父（母）が海外にあるため、その扶養を受けることができない時に提出してください。

様式第23号（第5条関係）

未婚の母（父）子についての確認願

年 月 日 民生・児童委員 殿 申立人 住所 氏名 福祉医療費助成制度（ひとり親）の認定請求を行うために必要なので、 下記とおり未婚の母（父）子であることを確認願います。 記	
児童の父（母）の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
児童の父（母）からの 定期的な生計の補助	1 あり（月 万円程度） 2 なし
申立者と児童の 父（母）との交流の状況	1 定期的な訪問がある（月 回） 2 なし
その他参考事項	
民生・児童委員 確認欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 民生児童委員 氏 名 印 申立人 殿

この確認願いは福祉医療費助成制度（ひとり親）の認定請求をする児童の母（父）が、未婚の母（父）子である場合に提出してください。

○医療従事者等確保対策事業給付金要綱

(平成22年 3 月31日海士町告示第 1 号)

改正 平成26年 1 月14日告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、医療従事者等の確保が困難な状況にあることから、海士町職員採用者に決定した者に、居住するまでの間の準備に要する費用として、海士町医療従事者等確保対策事業給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、医療従事者等の円滑な確保を図り、もって、海士町の医療体制の安定化を図ることを目的とする。

(給付の対象)

第 2 条 給付の対象者は、海士町職員として採用する次の職員とする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) その他町長が必要と認める職員

(給付金の額)

第 3 条 給付金の額は、就業一時金として対象者 1 人につき、360,000円とする。

2 管理者は、移転費用として家族の旅費及び引っ越しに係る費用として150,000円を上限に支給することができる。

(支給申請)

第 4 条 この給付金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海士町に転居した後、海士町医療従事者等確保対策事業給付金支給申請書(様式第 1 号)を海士町長に提出するものとする。

(給付金の支給)

第 5 条 海士町長は給付を決定したときは、海士町医療従事者等確保対策事業給付金決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知し、決定後 1 カ月以内に給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第 6 条 前条の給付金を受けた医療従事者等が、自己都合により就業後 3 年未満で退職したときは、3 年に満たない月数に10,000円を乗じた額を管理者に返還しなければならない。

改正 (平26告示第 2 号)

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、海士町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 1 月14日告示第 2 号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者
住 所 海士町
氏 名
電話番号 — —

海士町医療従事者等確保対策事業給付金支給申請書

海士町医療従事者等確保対策事業給付金要綱第 4 条により申請します。
なお、就業後 3 年未満で退職したときは、3 年に満たない月数に10,000円を乗じた額を
返還します。

採用年月日 年 月 日

職 種

（ 給付金の内訳 ）

就業一時金 円

移転費用 円

（振込みを希望する金融機関）

金融機関名	銀行・農協・漁協 本店・支店		
預金種別	普通・当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義	（ ）		

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長 印

海士町医療従事者等確保対策事業給付金決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった海士町医療従事者等確保対策事業給付金について、海士町医療従事者等確保対策事業給付金要綱第 5 条の規定により、下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

給付決定額	円
うち就業一時金	円
うち移転費用	円

○介護従事者等確保対策事業給付金交付要綱

(令和2年9月23日海士町告示第32号)

(目的)

第1条 この要綱は、急速な高齢化の進展及び高齢者福祉施設を取り巻く環境の変化に伴い、介護従事者等の確保が困難な状況にあることから、介護職員採用に決定した者に、居住するまでの間の準備に要する費用として、海士町介護従事者等確保対策事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、介護従事者等の円滑な確保を図り、もって、海士町の福祉体制の安定化を図ることを目的とする。

(給付の対象)

第2条 給付の対象者は、移住（ＵＩターン）を伴う次の職員とする。

- (1) 介護職員（あま福祉会 特別養護老人ホーム諏訪苑）
- (2) 介護支援専門員（社会福祉協議会）
- (3) 看護師（だんだん 福来の里）
- (4) その他町長が必要と認める職員

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、移住支援金として対象者1人につき、600,000円とする。ただし、世帯の場合は1,000,000円とする。

2 管理者は、移転費用として家族の旅費及び引っ越しに係る費用として200,000円を上限に支給することができる。

(支給支援)

第4条 この給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海士町に転居した後、海士町介護従事者等確保対策事業給付金支給申請書（様式第1号）を海士町長に提出するものとする。

(給付金の支給)

第5条 海士町長は給付を決定したときは、海士町介護従事者等確保対策事業給付金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、決定後1カ月以内に給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第6条 前条の給付金を受けた介護従事者等が、自己都合により就業後3年未満で退職したときは、3年に満たない月数に15,000円を乗じた額、世帯の場合は25,000円を乗じた額を管理者に返還しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、海士町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者
住 所 海士町
氏 名
電話番号 — —

海士町介護従事者等確保対策事業給付金支給申請書

海士町介護従事者等確保対策事業給付金要綱第 4 条により申請します。
なお、就業後 3 年未満で退職したときは、3 年に満たない月数に15, 000円（25, 000円）
を乗じた額を返還します。

採用年月日 年 月 日

職 種

（給付金の内訳）

就業一時金 円

移転費用 円

（振込を希望する金融機関）

金 融 機 関 名	銀行・農協・漁協 本店・支店		
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
（フリガナ） 口 座 名 義	（ ）		

第 年 月 日 号

様

海士町長 印

海士町介護従事者等確保対策事業給付金決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった海士町介護従事者等確保対策事業給付金について、海士町介護従事者等確保対策事業給付金要綱第 5 条の規定により、下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

給付決定額

うち移住支援金	円
うち移転費用	円

○海士町医療職員住宅の設置及び管理に関する条例

(平成24年 3 月21日海士町条例第 1 号)

改正 令和 3 年 6 月21日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、海士町医療職員住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 海士町の医療確保対策の一環として、海士町医療職員住宅（以下「医療職員住宅」という。）を設置する。

2 医療職員住宅の名称、位置及び構造等は次の表のとおりとする。

所 在 地	名 称	構 造	建設 年度	戸 数
海士町大字海士1070-1	海士町歯科医師住宅	木造 2 階建	H 2	1 戸
海士町大字海士4931-1	海士町医師住宅 宇受賀住宅	木造 2 階建	H 5	1 戸
海士町大字海士1072-1	海士町医師住宅 中里住宅	木造 2 階建	H 6	1 戸
海士町大字福井859-1	海士町看護師住宅 1 号棟	木造平屋建	H23	1 戸
海士町大字福井844-3	海士町看護師住宅 2 号棟	木造 2 階建	H23	2 戸
海士町大字海士1481-1	海士町看護師住宅 3 号棟	木造平屋建	R 2	2 戸

改正（令 3 条例第 7 号）

(入居者の資格)

第 3 条 医療職員住宅に入居することができる者は、海士町が採用する次の職員とする。

- (1) 医師又は歯科医師
- (2) 看護師
- (3) 臨床検査技師
- (4) その他医療職員

2 前項の規定にかかわらず町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入居の申請)

第 4 条 前条に規定する入居資格を有する者で住宅に入居しようとする者は、医療職員住宅入居申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、医療職員住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(入居の許可)

第 5 条 町長は、前条の入居申請を受理したときは、その内容について十分な審査を行い、入居が適当と認めたときは当該申請者に対し医療職員住宅入居許可書（様式第 2 号）を交付する。

2 医療職員住宅の入居申請者が次の各号の一に該当すると認めたときは、その入居を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上、支障があると認められるとき。
- (3) その他、町長が適当でないと認めるとき。

(許可の取り消し)

第6条 町長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めたときは、入居の許可を取り消し、入居を停止又は入居の条件を変更することができる。

- (1) 職員の身分でなくなったとき。
- (2) 第4条第2項の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条第2項の規定に該当するとき。
- (4) その他この条例に違反したとき。

(入居者の保管義務等)

第7条 入居者は、医療職員住宅の入居にあたってはこの条例を守り、常にこの医療職員住宅の善良な維持管理に協力しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、住宅が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第8条 入居者は、医療職員住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うにあたり、入居者が当該医療職員住宅を退去するときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行う等の条件を付けることができるものとする。

3 第1項の承認を得ずに医療職員住宅の模様替え、又は増改築を行ったときには、入居者は自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(使用料)

第9条 入居者は、下表の使用料を納付しなければならない。

住宅名	所在地	使用料
海士町歯科医師住宅	海士町大字海士1070-1	月額 32,000円
海士町医師住宅 宇受賀住宅	海士町大字海士4931-1	月額 53,000円
海士町医師住宅 中里住宅	海士町大字海士1072-1	月額 55,000円
海士町看護師住宅 1号棟	海士町大字福井859-1	月額 42,000円
海士町看護師住宅 2号棟1号室	海士町大字福井844-3	月額 21,000円
海士町看護師住宅 2号棟2号室	海士町大字福井844-3	月額 21,000円
海士町看護師住宅 3号棟1号室	海士町大字海士1481-1	月額 23,000円
海士町看護師住宅 3号棟2号室	海士町大字海士1481-1	月額 23,000円

改正(令3条例第7号)

2 医師又は歯科医師については、町長が認めたときは使用料を免除又は減免することができる。

(損害賠償)

第10条 入居者が故意又は過失により建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第11条 医療職員住宅の使用にあたり、不可抗力及び本人の不注意によって生じた事故、その他の損害については、町長はその責めを負わない。

(準用)

第12条 この条例に定めるもののほか、海士町医療職員住宅の設置及び管理については、海士町営住宅設置及び管理条例(平成9年海士町条例第26号)に準ずる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年６月21日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

様式 省略

○福祉事業従事者雇用促進拠点施設設置及び管理に関する条例

(平成29年 3 月22日海士町条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福祉事業に従事する職員の住宅を確保し、福祉事業の各種サービスの向上を図るため、福祉事業従事者雇用促進拠点施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(所在地等)

第 2 条 施設の所在地、種別等は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 海士町大字海士4446番地
- (2) 住宅種別 木造平屋建て
- (3) 床面積 219.66㎡

(入居できる者)

第 3 条 施設へ入居できる者は、海士町内の福祉施設に勤務する職員のうち現に入居を希望する者とする。ただし、施設の入居状況を勘案し、海士町長（以下「町長」という。）が特に認める場合には、これら以外の者でも入居することができる。

(管理運営)

第 4 条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理に関する業務を行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営要綱等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用料金)

第 5 条 施設入居にかかる利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

2 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

○海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱

(令和2年11月26日海士町告示第42号)

(目的)

第1条 この要綱は、介護福祉士の養成及び町内の介護等の業務を行う事業所（以下「町内事業所」という。）への就業促進を図るため、将来本町において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、海士町介護福祉士養成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。

2 この要綱において、「養成施設等」とは、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

3 この要綱において「介護等の業務」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護サービスを行う事業所において行われる利用者への介護、支援等の業務（病院等医療機関において行われるものを除く。）
- (2) 前号に規定する事業所と同等であると町長が認める事業所において行われる利用者への介護及び支援等の業務

(貸付対象者)

第3条 奨学金の貸付けの対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 養成施設等に在学していること。
- (2) 将来、海士町内に居住し、町内事業所において介護等の業務に従事することを希望する者
- (3) 学業成績優秀で心身ともに健全であること。

(貸付期間及び貸付額)

第4条 奨学金は、毎年度予算の範囲内で、貸付契約により次の各号に規定する額を無利息で貸付する。

- (1) 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。
- (2) 貸付額は、初年度に入学準備金相当額として200,000円以内、授業料・実習費相当額として800,000円以内とし、2年目については、授業料実習費相当額として800,000円以内とする。原則として、2年間での資格取得を目指す方が対象となります。

(申請手続き)

第5条 奨学金の貸付を受けようとする者は、海士町介護福祉士養成奨学金貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 初年度に提出する書類

- ア 高校の調査書（進学用）若しくは在学する養成施設の長が作成した推薦書（様式第2号）
- イ 就労意思確認書（様式第3号）
- ウ 申請者及び連帯保証人の住民票抄本

- エ 連帯保証人の所得証明書
- オ その他町長が必要と認める書類

(2) 2年目に提出する書類

- ア 成績証明書
- イ その他町長が必要と認める書類

(貸付の決定)

第6条 町長は、申請書を受理したときはその内容を審査し、奨学金を貸付すべきと認めるときは貸付することを決定し、海士町介護福祉士養成奨学金貸付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、海士町介護福祉士養成奨学金貸付契約書（様式第5号）に連帯保証人と連署のうえ、海士町介護福祉士養成奨学金交付請求書（様式第6号）を添えて町長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 奨学生は、連帯保証人2名（そのうち1名は生計を別にする者）をつけなければならない。

2 奨学生は、連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が死亡した場合において、新たに連帯保証人をたてたときは、速やかに海士町介護福祉士養成奨学金連帯保証人変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(貸付けの打切り)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以内にこれを返還しなければならない。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと町長が認めたとき。

2 町長は、第1項の規定により貸付けを打切ったときは、奨学生及びその連帯保証人に対し、その旨を通知するものとする。

(契約の解除)

第9条 町長は、前条の規定により貸付けを打切ったときは貸付契約を解除することができる。

2 町長は、前項の規定による処分をするときは、海士町介護福祉士養成奨学金貸付契約解除通知書（様式第8号）により、奨学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生は、学校等を卒業後、速やかに海士町介護福祉士養成奨学金返還届（様式第9号）を町長に提出し、6年以内に月賦若しくは半年賦の均等払いで全額を返還するものとする。ただし、次に掲げる各号に該当する返還事由が生じた場合は、速やかに海士町介護福祉士養成奨学金返還事由発生届（様式第10号）を町長に提出するとともに、各号に定める期間内（返還事由の発生した翌日を起算日とする）に全額を返還するものとする。

- (1) 在学中に契約が解除された場合 1年以内
- (2) 退学の場合 1年以内

(返還の猶予)

第11条 町長は、奨学生が次の各号に該当したときは、その事由が存続する期間、当該

奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 奨学金を打切られた後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
- (2) 養成施設等を卒業後更に他の養成施設等に在学しているとき。
- (3) 養成施設等を卒業後、海士町内に居住し、海士町内において介護等の業務に従事しているとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還が困難になったとき。

2 前項の規定による猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとするものは、海士町介護福祉士養成奨学金返還猶予申請書（様式第11号。以下「猶予申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、猶予申請書の提出があった場合において返還猶予が適当と認めたときは、返還猶予の決定をし、奨学生及びその連帯保証人に対し海士町介護福祉士養成奨学金返還猶予決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（返還の免除）

第12条 町長は、奨学生が次の各号に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務の全部又は半額を免除するものとする。

- (1) 養成施設等を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、海士町内に居住し、町内事業所において介護福祉士として5年間引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし当該業務従事期間には参入しない。）介護等の業務に従事したときは返還債務の全額を免除する。
- (2) 養成施設等を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、海士町内に居住し、町内事業所において介護福祉士として3年間引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし当該業務従事期間には参入しない。）介護等の業務に従事したときは返還債務の半額を免除する。
- (3) 第1号及び第2号に規定する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは返還債務の全額を免除する。

2 町長は、債務の返還中に奨学生が死亡し、又は障害により貸付けを受けた奨学金を返還することができなくなったときときは、貸付けた奨学金（既に返還を受けた金額を除く）に係る返還の債務を免除できるものとする。

3 奨学生が返還の免除を受けようとする場合には、奨学生又は相続人（相続人がいない場合は連帯保証人）は、海士町介護福祉士養成奨学金返還免除申請書（様式第13号。以下「免除申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の返還の免除を決定したときは、海士町介護福祉士養成奨学金返還免除決定通知書（様式第14号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（遅延利息）

第13条 奨学生は、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は遅延利息を減免することができる。

(学業成績等の調査)

第14条 町長は、必要と認めたときは、奨学生に成績表等必要な資料の提出を求めることができる。

(届出)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。(様式第15号)
- (2) 退学したとき。(様式第16号)
- (3) 奨学金の貸付を辞退したとき。(様式第17号)
- (4) 休学又は停学の処分を受けたとき。(様式第18号)
- (5) 在籍学部の変更をしたとき。(様式第19号)
- (6) 養成施設等を卒業したとき。(様式第20号)
- (7) 介護福祉士の資格を取得し登録したとき。(様式第21号)
- (8) 町内事業所に就業したとき。(様式第22号)
- (9) 就業先を変更したとき。(様式第23号)
- (10) 介護等の業務を退職したとき。(様式第24号)
- (11) 奨学金振込口座を変更したとき。(様式第25号)

2 連帯保証人は、奨学生が死亡又は失踪したときは、様式第26号による届出書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）
（表面）

海士町介護福祉士養成奨学金貸付申請書			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）		
現 住 所	郵便番号		
	電話番号： — —		
養 成 施 設 名	施設名		学科名
学 年	第 学年	年 月入学	年 月卒業予定
貸 付 申 請 額	貸付申請額内訳		貸付申請金額
	1 入学準備金		円
	2 授業料		月額 円 × 月 =
	3 教材費		月額 円 × 月 =
	4 実習費		月額 円 × 月 =
	5 その他（ ）		月額 円 × 月 =
	6 就職支度金		円
	合計金額		円
卒 業 後 の 希 望 就 職 先	（例：老人介護福祉施設、デイサービスセンター、ホームヘルパー、グループホーム等）		
上記のとおり海士町介護福祉士養成奨学金の貸付けを受けたいので申請します。 年 月 日 申請者 ⑩ 海士町長 様			

（裏面に続きます）

(裏面)

表面記載の申請者が貸付けを受ける海士町介護福祉士養成奨学金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

年 月 日

海士町長 様

連帯保証人	氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
	電 話 番 号	— —		
	職 業		本人との関係	
連帯保証人	氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
	電 話 番 号	— —		
	職 業		本人との関係	

※ 連帯保証人のうち1名は、申請者と生計を別にする人としてください。

※ 次の書類を必ず添付してください。

【初 年 度】 ア 高校の調査書（進学用）若しくは在学する養成施設の長が作成した推薦書（様式第2号）

イ 就労意思確認書

ウ 住民票抄本（申請者・連帯保証人 各1通）

エ 所得証明書（連帯保証人）

【2年目以降】 前年度の成績証明書

様式第2号（第5条関係）

海士町介護福祉士奨学金奨学生推薦書

※整理番号		推薦順位	人中	位	※決定番号	第	号
ふりがな氏名							
住所	〒						
	電話番号						
養成施設等の名称	学科名						
養成施設等の所在地	〒						
	電話番号						
推薦理由 （人物・成績等）							
その他の推薦の参考事項							
海士町長様							
上記の者は、学業成績及び性行ともに優秀で、心身ともに健全であり、奨学生として適当な者と認め推薦します。							
年 月 日							
養成施設等の長							
印							

※欄には記入しないこと

様式第3号（第5条関係）

就労意思確認書

海士町長 様

住 所

氏 名

印

1 介護福祉士を志した理由

2 資格取得への意欲

3 介護分野での就労、及び海士町に居住し海士町内の事業所に就労する意思

番 年 月 日 号

申請者
住所
氏名 様

海士町長

海士町介護福祉士養成奨学金貸付決定通知書

年 月 日付で申請がありました海士町介護福祉士養成奨学金につきましては、海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり貸付を決定しましたので通知します。

記

1	名 称	海士町介護福祉士養成奨学金	
2	決定番号	第	号
3	貸与金額	入学準備金	円
		授業料等 月額	円（ 月分）
		就職支度金	円

様式第5号（第6条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金貸付契約書

海士町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、海士町介護福祉士養成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり奨学資金を貸付する。

(1) 貸付金額 円

(2) 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで 年間

第2条 乙は、奨学資金の貸付を受けたときは、要綱に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 連帯保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第4条 甲及び乙は、この契約書及び要綱に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲）	住所	島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地	
	氏名	海士町長	印
借主（乙）	住所		
	氏名		印
連帯保証人	住所		
	氏名		印
連帯保証人	住所		
	氏名		印

様式第 6 号（第 6 条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金交付請求書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号 — —

下記のとおり海士町介護福祉士養成奨学金を交付されるよう、海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により、請求します。

記

決 定 番 号	第 号			
貸 付 金 額	入学準備金 円			
	授業料等 月額 円 (年 月 ~ 年 月)			
	就職支度金 円			
貸 付 年 度	年度から 年度			
振込先希望口座	金 融 機 関 名		本・支店等	本店 支店
	預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			

様式第 7 号（第 7 条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金連帯保証人変更届

海士町長 様

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

記

決 定 番 号		第 号
旧 保 証 人	氏 名	
	住 所	郵便番号 電話番号
新 保 証 人	氏 名	
	住 所	郵便番号 電話番号
	生 年 月 日	
	本人との関係	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

※ 変更理由の欄に記載した事実を証する書面を添付すること。

海士町介護福祉士養成奨学金返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 ㊞

（借受人及び連帯保証人）

住所

氏名

様

海士町長

海士町介護福祉士養成奨学金貸付契約解除通知書

年 月 日付で契約しました海士町介護福祉士養成奨学金貸付につきましては、海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱第 9 条の規定により、貸付契約の解除を決定し通知します。

記

- 1 名 称 海士町介護福祉士養成奨学金貸付契約の解除
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 貸付金額合計 金 円
- 4 契約解除理由（いずれかに○をする）
 - 1 疾病により卒業が見込めないため
 - 2 学業成績が不振なため
 - 3 素行不良な点が認められるため
 - 4 その他（ ）
- 5 奨学資金の返還 本日から 1 年以内に貸付総額を返還していただくこととなります。海士町介護福祉士養成奨学金返還届（様式第 9 号）を提出してください。

様式第9号（第10条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金返還届

決 定 番 号		第 号		返 還 総 額		円	
氏名（ふりがな）							
養成施設等の名称		学科名					
借 受 終 了 期 日		修了理由		卒業・辞退・打切り・死亡・その他			
返 還 方 法		一括・月賦・半年賦		返 還 期 間			
第 1 回 返 還 期 日				第 1 回 返 還 額			
毎月（期）の返還期日				毎月（期）の返還額			
最 終 の 返 還 期 日				最 終 の 返 還 額			
借 受 期 間		年 月～ 年 月		借 受 金 額		円	
借 受 期 間		年 月～ 年 月		借 受 金 額		円	
借受金額合計				円			
本 人	貸付け終了後の連絡先 （該当にレ印）		☐ 自宅 ☐ 就職先（施設名） ☐ 進学先（施設名）				
	連 帯 保 証 人						
	氏 名						
連 帯 保 証 人	住 所		郵便番号 —				
			電話番号 — —				
	生 年 月 日				本人との関係		
連 帯 保 証 人	氏 名						
	住 所		郵便番号 —				
			電話番号 — —				
生 年 月 日				本人との関係			
海士町長 様 奨学金を上記のとおり返還します。 年 月 日 借 受 人 氏 名 ⑩ 連帯保証人氏名 ⑩ 連帯保証人氏名 ⑩							

様式第10号（第10条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金返還事由発生届

海士町長 様

下記のとおり、海士町介護福祉士養成奨学金の返還を要する事由が発生しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
養成施設等の名称	学科名
借 受 期 間	年 月 ～ 年 月まで
借 受 済 総 額	円
返 還 事 由	1 在学中に契約が解除されたため 2 養成施設を退学したため 3 その他（ ）

様式第 1 1 号（第11条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金返還猶予申請書				
貸付決定番号	第 号	返還猶予申請額	円	
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで			
返還猶予理由	1 引き続き養成施設に在学 2 進学 3 災害 4 海士町内居住及び業務に従事 5 疾病 6 その他（ ）			
借受金額	円			
既返還額	円			
既免除額	円			
未返還額	円			
理由発生年月日	年 月 日			
資格登録年月日	年 月 日	登録番号		
現在の進学先 又は勤務先	所在地 名称			
上記のとおり、海士町介護福祉士養成奨学金の返還義務履行の猶予を受けたいので申請します。 年 月 日 海士町長 様 借受人 住所氏名 印 連帯保証人 住所氏名 印 連帯保証人 住所氏名 印				
※猶予決定年月日	年 月 日			

※欄は記入しないでください。

記載上の注意

- 返還猶予申請理由は、該当する理由を○で囲んでください。
- 猶予理由の「進学」は、介護福祉関係養成施設への進学であること。
- 猶予理由に変更が生じた場合は、再度この申請書を提出してください。

番 年 月 号 日

申請者
住所
氏名 様

海士町長

海士町介護福祉士養成奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付で申請がありました海士町介護福祉士養成奨学金返還猶予につ
きましては、海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱第11条の規定により、返還
猶予を決定し通知します。

記

- 1 名 称 海士町介護福祉士養成奨学金の返還猶予
- 2 返還猶予決定番号 第 号
- 3 返 還 猶 予 総 額 金 円
- 4 返 還 猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 返 還 猶 予 理 由

様式第 1 3 号（第12条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金返還免除申請書			
貸付決定番号	第 号	返還免除申請額	円
返還免除理由	1 () 年間町内で居住及び業務に従事 2 業務上の理由による死亡 3 業務に起因する心身の故障 4 死亡又は心身の故障 5 その他 ()		
借受金額	円		
既返還額	円		
未返還額	円		
免除申請額	円		
理由発生年月日	年 月 日		
資格登録年月日	年 月 日	資格登録番号	
上記のとおり、海士町介護福祉士養成奨学金の返還債務の免除を受けたいので、申請します。 年 月 日 海士町長 様 借受人 住所 氏名 ⑩			
※返還免除決定年月日	年 月 日	※返還免除決定額	円

※欄は記入しないでください。

（裏面に続きます）

(裏面)

海士町内で介護福祉士として従事した期間・事業所

期間	従事した事業所
年 月から	事業所所在地
	事業所名称
年 月まで	事業所の長 ⑩
	電話番号 — —
年 月から	事業所所在地
	事業所名称
年 月まで	事業所の長 ⑩
	電話番号 — —
年 月から	事業所所在地
	事業所名称
年 月まで	事業所の長 ⑩
	電話番号 — —
町内従事期間合計	年 か月

記載上の注意

- (1) 免除申請理由は、該当する理由を○で囲んでください。
- (2) 従事した事業所等をすべて記入し、事業所長の確認印をもらってください。記入欄が足りない場合は、用紙をコピーして添付してください。
- (3) 免除申請理由が死亡又は心身の故障による場合は、診断書を添付してください。死亡又は心身の故障が業務に起因する場合は、業務に起因することを証する書面を添付してください。

番 年 月 号 日

申請者
住所
氏名 様

海士町長

海士町介護福祉士養成奨学金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請がありました海士町介護福祉士養成奨学金返還免除につ
きましては、海士町介護福祉士養成奨学金貸付事業実施要綱第12条第 4 項の規定により、
返還免除を決定し通知します。

記

- 1 名 称 海士町介護福祉士養成奨学金の返還免除
- 2 返還免除決定番号 第 号
- 3 返 還 免 除 総 額 金 円
- 4 返 還 免 除 理 由

海士町介護福祉士養成奨学金借受人氏名（住所）変更届

下記のとおり氏名（住所）を変更しましたので、届け出ます。

借受人
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

決 定 番 号	第 号	
変 更 事 項	旧	新
郵便番号		
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		

様式第16号（第15条関係）

介護福祉士養成施設等退学届

海士町長 様

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
退 学 し た 養 成 施 設 等 の 名 称	学科名
退 学 時 の 学 年	第 学年
退 学 期 日	年 月 日

様式第17号（第15条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金辞退届

海士町長 様

下記の理由により、海士町介護福祉士養成奨学金の貸付を辞退します。

年 月 日

借 受 人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

連帯保証人 郵便番号
住所
氏名
電話番号

— —

印

連帯保証人 郵便番号
住所 氏名
電話番号

— —

印

記

決 定 番 号	第 号
養成施設等の名称	学科名
借 受 済 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
借 受 済 総 額	円
辞 退 理 由	

様式第18号（第15条関係）

介護福祉士養成施設等休学（停学）届

海士町長 様

下記のとおり休学（停学）しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
養 成 施 設 等 の 名 称	学科名
学 年	第 学年
休 学 （ 停 学 ） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

転学先養成施設等の長



様式第19号（第15条関係）

介護福祉士養成施設等転学届

海士町長 様

下記のとおり転学しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号 — —

記

決 定 番 号	第 号
転学前施設等の名称	学科名
転 学 時 の 学 年	第 学年
転 学 期 日	年 月 日
転学先施設等の名称	学科名
転 学 先 の 所 在 地	郵便番号 電話番号 — —
転 入 学 期 日 ・ 学 年	年 月 日 第 学年
理 由	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

転学先養成施設等の長

様式第20号（第15条関係）

介護福祉士養成施設等卒業届

海士町長 様

下記のとおり卒業しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号 — —

記

決 定 番 号	第 号
養 成 施 設 等 の 名 称	学科名
卒 業 年 月 日	年 月 日

【添付書類】卒業証書の写しを添付してください。

様式第21号（第15条関係）

介護福祉士登録届

海士町長 様

下記のとおり介護福祉士の登録をしましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号 — —

記

決 定 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	

【添付書類】 介護福祉士登録証の写しを添付してください。

様式第22号（第15条関係）

介護福祉士就業届

海士町長 様

下記のとおり就業しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
就 業 施 設 の 名 称	
就 業 施 設 の 所 在 地	郵便番号 電話番号 — —
職 種	
就 業 の 期 日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

様式第23号（第15条関係）

就業先変更届

海士町長 様

下記のとおり就業先を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決定番号		第 号	
変更期日		年 月 日	
就 業 の 場 所	変更事項	旧	新
	郵便番号		
	所在地		
	名称		
	電話番号		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

新就業施設名

雇用主氏名

様式第24号（第15条関係）

退 職 届

海士町長 様

下記のとおり退職しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
退 職 年 月 日	年 月 日
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
退 職 施 設 の 名 称	
退 職 理 由	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名



様式第25号（第15条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金振込口座変更届

海士町長 様

下記のとおり、振込口座を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号	
変 更 事 項	旧	新
金 融 機 関 名		
支 店 名		
口 座 番 号		
変 更 事 由		

様式第26号（第15条関係）

海士町介護福祉士養成奨学金借受人死亡（失踪）届

海士町長 様

下記のとおり、奨学資金借受人が死亡（失踪）しましたので、届け出ます。

年 月 日

相続人又は連帯保証人 郵便番号

住所

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
借 受 人 の 氏 名	
借 受 人 の 住 所	郵便番号 電話番号 ー ー
生 年 月 日	年 月 日
養 成 施 設 の 名 称	学科名
学 年	第 学年
養 成 施 設 の 所 在 地	郵便番号 電話番号 ー ー
死 亡 （ 失 踪 ） 年 月 日	年 月 日
状 況	

○海士町生活保護法施行細則

(平成27年 8 月24日海士町規則第 8 号)

改正 平成28年 3 月30日規則第 3 号 令和 3 年 2 月10日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の施行については、法、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(備付書類)

第 2 条 海士町福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、被保護者につき、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票（様式第 1 号）
- (2) 保護台帳（様式第 2 号）
- (3) 保護決定調書（様式第 3 号）
- (4) 保護金品支給台帳（様式第 4 号）
- (5) ケース記録票（様式第 5 号）

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接受付簿（様式第 6 号）
- (2) ケース番号索引簿（様式第 7 号）
- (3) 保護申請書受理簿（様式第 8 号）
- (4) 医療券交付処理簿（様式第 9 号）
- (5) 介護券交付処理簿（様式第10号）

(通知)

第 3 条 法第19条第 2 項の規定によって要保護者の現在地の福祉事務所長が保護を実施したときは、前条第 1 項各号及び第 6 条に規定する書類の写しを添付して、速やかにその旨を当該被保護者の居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

2 被保護者が、その居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、旧居住地の福祉事務所長は速やかに必要な決定を行い、被保護者転出通知書（様式第11号）により新居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

3 前項の通知には、次に掲げる書類のうち保護の決定実施上必要と認められる最小限のものの写しを添付するものとする。

- (1) 保護台帳
- (2) 保護決定調書
- (3) ケース記録票
- (4) その他

(申請書及び添付書類)

第 4 条 保護の開始又は変更の申請は、生活保護法による保護申請書（様式第12号）によるものとし、次の各号に掲げる書類のうち福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。

- (1) 資産申告書（様式第13号）
- (2) 収入申告書（様式第14号）

- (3) 同意書（様式第15号）
- (4) 給与証明書（様式第16号）
- (5) 生業計画書（様式第17号）
- (6) 家賃（地代）証明書（様式第18号）
- (7) 小作料（請負耕作料）支払証明書（様式第19号）

2 法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、生活保護法による葬祭扶助申請書（様式第20号）によるものとする。

（決定通知書等）

第5条 法第24条第3項若しくは第9項、第25条第2項又は第26条に規定する保護の開始及び変更の決定の通知、並びに法第24条第1項に規定する保護の申請の却下の決定の通知、並びに法第26条第1項に規定する保護の停止及び廃止の決定の通知は、保護開始・決定・変更・廃止・却下・停止通知書（様式第21号）によるものとする。

（検診命令書）

第6条 法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（様式第22号）、検診結果を報告するときは検診書（様式第23号）、検診料を請求するときは検診料請求書（様式第24号）によるものとする。

（調査依頼票）

第7条 法第29条の規定による調査の嘱託を行うときは、生活保護法第29条の規定に基づく調査について（様式第25号）によるものとする。

（扶養照会等）

第8条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、親族に対する扶養援助のお願い（様式第26号）によるものとする。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について（様式第27号）によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（様式第28号）によるものとする。

（入所依頼書）

第9条 法第30条第1項の規定により被保護者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して入所（養護）依頼書について（様式第29号）を発行するものとする。

（保護金品の支給方法等）

第10条 継続して保護を行う場合の保護費の交付日は、毎月5日を例とする。

2 福祉事務所長は、被保護者を法第30条第1項ただし書の規定により入所の委託をしているときは、受託者に対し、保護金品に生活保護費支給明細書（様式第30号）を添え、毎月5日を例として交付しなければならない。

（被保護者状況変更届書）

第11条 法第48条第4項の規定による届出は、被保護者状況変更届書（様式第31号）によるものとする。

（就労自立給付金）

第12条 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金（以下この条において「就労

自立給付金」という。)の支給の申請は、就労自立給付金申請書(様式第32号)により行うものとする。

2 就労自立給付金を支給するときの決定調書は、就労自立給付金決定調書(様式第33号)により行うものとする。

3 就労自立給付金を支給するときの通知は、就労自立給付金決定通知書(様式第34号)により行うものとする。

(進学準備給付金)

第13条 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金(以下この条において「進学準備給付金」という。)の支給の申請は、進学準備給付金申請書(様式第35号)により行うものとする。

2 進学準備給付金を支給するときの決定調書は、進学準備給付金決定調書(様式第36号)により行うものとする。

3 進学準備給付金を支給するときの通知は、進学準備給付金決定通知書(様式第37号)により行うものとする。

追加(令3規則第1号)

(徴収金等支払申出書)

第14条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第38号)により行うものとする。

繰下げ(令3規則第1号)

(不服申立書)

第15条 法に基づく処分に係る審査請求及び再審査請求は、審査(再審査)請求書(様式第39号)によるものとする。

繰下げ(令3規則第1号)

(経由)

第16条 法又はこれに基づく命令等により島根県知事又は厚生労働大臣に提出することとされている書類が、法第19条第4項の規定により委任を受けた福祉事務所長から提出されたときは、町長は、これを受理し、島根県知事又は厚生労働大臣に提出するものとする。

繰下げ(令3規則第1号)

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第3号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月10日規則第1号)

この細則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

面 接 記 録 票

No.		面接		面接員		担当者		訪問予定（実施）	
要保護者	住 所							電話番号	
	氏 名					国 籍			
	世帯主との関係								
来訪（訪問）者						関 係			
相 談 回 数		初回 ・ （ ） 回目（前回来所年月日 年 月 日）							
世帯構成（不在者も記入し、備考に注記）		氏名	続柄	性別	年齢	職業又は学年	収入	備考	
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
保護歴						摘 要			

(裏)

扶養義務者の状況	続柄	氏名	年齢	職業	家族構成	住所
資産	手持金、預貯金、生命（簡易）保険、自動車、貴金属、有価証券、家屋、宅地、田畑、山林その他（ ）				負債	
他法給付	健保 国年 公害 3歳未満医 その他（	国保 共済 児童扶 3歳未満医 その他（	船保 恩給 児童手 母子医 その他（	雇保 労災 精神 老人医 その他（	厚生 自賠 結核 その他参考事項	
面接結果の処理及び留意点						
	急迫状況の判断		預貯金・現金等の保有状況			
		緊急処理の必要 有・無	ライフラインの停止・滞納状況			
			国民健康保険等の滞納状況			
	制度の説明		実施（保護のしおり等：配布・未配布） ・ 未実施			
	保護申請の意思		有 ・ 無			
交付書類	1 申請書	2 収入申告書	3 給与明細書	4 資産申告書		
	5 同意書	6 家賃証明書				
	7 要否意見書（入院・入院外・（ ））			8 民生医委員意見		
・ 申請指導		・ 相談のみ（基準超の収入あり・他法）		・ 関係機関へ連絡		
・ その他（ ）						

様式第2号（第2条関係） 改正（平28規則第3号）
保 護 台 帳

本籍地	都道府県					
現住所	島根県隠岐郡		町村	番地 (町内)	電話 ()	
	変動年月日		郡市	町村 (町内)	番地 (町内)	電話 ()
	年 月 日					
担当民生委員	氏名 住所 電話 ()		氏名 住所 電話 ()		氏名 住所 電話 ()	

1 世帯の状況

氏 名 生年月日（年齢） 個人番号	性別	続柄	学歴 学年	現職 特技	心身の 状況	他法 給付	入院 入所 出稼等	備考
1 . . (歳)	男女	世帯主						
2 . . (歳)	男女							
3 . . (歳)	男女							
4 . . (歳)	男女							
5 . . (歳)	男女							
6 . . (歳)	男女							
7 . . (歳)	男女							
8 . . (歳)	男女							

2 各種手帳の所持状況（身障、戦傷、療育、被爆者手帳等）

所持者名	名称	障害・傷病名	等級	記号番号	交付年月日	備考

3 扶養義務者

氏 名 生年月日（年齢）	住所					扶養の 有無	摘 要
	続柄	職業	家族	電話番号			
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	
・ ・ （ 歳）						有・無	

<系 図>

4 住居

所 区	有 分	住 宅 費	家屋の構造	木簡易耐火造 耐火	瓦棒葺 タ・カヤ葺 ワラ（ ）	平面建 二階建以上	室数	畳（室） 畳（室） 畳（室） 畳（室）		
自	家	借地代 （月円）								
借	家	家賃月円	支払時期	毎月（日） 半年払（月） 年払（月） その他（ ）	所有者 住宅地屋 家	住所				
借	間	間代月円				氏名		続柄		
借家の種別		・公営住宅 ・その他（ ）								
住居に関する留意事項						設備・備品の状況	用水	水道・井戸・その他（ ）		
							浴場	専用 ・ 共用 ・ なし		
							炊事場	専用 ・ 共用 ・ なし		
							便所	専用 ・ 共用 ・ なし		
							電灯	専用 ・ 共用 ・ なし		

5-(1) 資産（土地・家屋・事業用品・生活用品）

種類		台帳面積	評価額	耕作面積	備考	種類		数量	備考
土地	田					家畜			
	畑								
	山林					農機具	脱 こ く 機		
	原野						籾 す り 機		
	宅地						精 米 機		
家 屋					耕 運 機				
	住宅・納屋・土蔵・その他（ ）				田 植 機				
摘 要 〔 処 分 活用の 要否等 〕					農機具		稲 刈 機		
							コンバイン		
							トラクター		
							その他の資産	自 動 車	
						単 車			
						ピ ア ノ			

5－(2) 生命保険

確 認 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
契 約 者				
被 保 険 者				
保 険 会 社 名				
証 書 記 号 番 号				
契 約 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
満 期 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保 険 の 種 類 ・ 名 称				
保 険 金 額	満 期	円	円	円
	死 亡	円	円	円
保 険 料 月 額	円	円	円	円
解約返戻金 (A)	円	円	円	円
貸 付 金 (B)	円	円	円	円
実質支払金額 (A)－(B)	円	円	円	円
受 取 人	満 期			
	死 亡			
特約の 状況	入 給 付 院 金	疾 病	円	円
		災 害	円	円
		その他	円	円
	そ の 他			
摘要 (保有の可否等)				

6 負債

負債額	使途	借入先 機関名又は個人の 住所氏名	保証人	借入の時期・償還状況 ・ 抵当物件等
(・ ・ 現在)				
(・ ・ 現在)				
(・ ・ 現在)				
(・ ・ 現在)				
(・ ・ 現在)				

7 社会保険の加入（健保・共済等）

加入者氏名	種類	記号	番号	取得年月日	事業所等の名称	被扶養者の氏名	備考

8 介護保険の加入

被保険者氏名	被保険者番号	要介護認定区分	保険者	備考

9 年金加入（国民保険・厚生年金・共済年金・船員保険等）

加入者氏名	種類	加入期間	証書（手帳）番号	備考 （納付状況等）

ケ ー ス 記 録 票

1 申請の経過

申 請 経 過					
保護申請日	年 月 日			福祉事務所受付日	年 月 日
調 書 経 過					
世帯訪問日	年 月 日	に面接		年 月 日	に面接
	年 月 日	に面接		年 月 日	に面接
民生委員訪問日	年 月 日	に面接		年 月 日	に面接
扶養義務者訪問日	年 月 日	に面接		年 月 日	に面接
医療機関訪問日	年 月 日	に面接		年 月 日	に面接

2 保護申請の理由

3 保護歴

保護受給期間	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
実 施 機 関 名				

4 病状（診療要否意見書を徴した者について）

氏名	病名	療養見込期間	入院・外来別	医療機関名	概算医療費
					円
					円
					円

5 世帯の概況（生活歴、社会環境、病状、関係者の意見その他特記事項）

生活歴

6 収入

(1) 勤労収入

勤務者氏名								
就労形態		常用 職種＝	日雇	常用 職種＝	日雇	常用 職種＝	日雇	
就労先	名称							
	所在地 (電話)	(電話)		(電話)		(電話)		
通勤方法								
通常月の勤労収入内訳	基本給与 (常勤日数)	日給		日給		日給		
		円× 日＝		円× 日＝		円× 日＝		
		月 給		月 給		月 給		
	その他の手当	扶養手当		扶養手当		扶養手当		
		通勤手当		通勤手当		通勤手当		
		時間外手当		時間外手当		時間外手当		
		手当		手当		手当		
		手当		手当		手当		
	収入月額		円		円		円	
	必要経費	内訳 (控除の対象外は()を付すこと)	健康保険		健康保険		健康保険	
			厚生保険		厚生保険		厚生保険	
			雇用保険		雇用保険		雇用保険	
			通勤費		通勤費		通勤費	
			労組費		労組費		労組費	
	計()を除く	円		円		円		
差引純収入		円		円		円		
現物支給 (食事付等)								
給与支給日等		日		日		日		
期末手当等の 支給状況								

(2) 事業（自営業）及び内職（固定的）パート収入

従事者	種目及び形態	平均月の収入（売上）、必要経費、純収入、認定基礎

(3) 農業（米・麦・蚕・たばこ・果樹・野菜等）収入

種類		要否判定用	米	収入認定用		
収穫量及び金額	作付面積		a	a	a	a
	収穫・販売量 (開始時残量)		kg	kg	kg	kg
	単価		円	円	円	円
	収穫販売額 (A)		円	円	円	円
必要経費	肥料	経費率	%	%	%	
	種苗	金額	円	円	円	
	薬剤					
	その他					
	計 (B)		円	円	円	円
	(A)－(B)		円	円		円
	1箇月当たり 認定額		円	円		円
	認定期間	～	～	～	～	～

(4) 自給

品目	自給状況		品目	自給状況	
主食	米	自作 (％・kg) 贈与 (％・kg) 買入 (％・kg)	野菜	自作・贈与・買入	％
		自作・贈与・買入	魚介類	自作・贈与・買入	％
備考					

(5) その他収入 財産収入（間代・地代・家賃）・恩給・扶助料・年金・失業給付・傷病給付・児童扶養手当・児童手当・特別障害者手当・仕送り 等

収入の名称	受給者氏名	実際の 受給の月	収入年額 (月額)	必要経費 (月)	証書番号等
			円 (円)	円	
			円 (円)	円	
			円 (円)	円	
			円 (円)	円	

(6) 預貯金

名義人氏名	契約先	種別 〔定期 普通〕	口座番号	現在高 (確認年月日)	備考
				円 (. . 現在)	
				円 (. . 現在)	
				円 (. . 現在)	
				円 (. . 現在)	

7 各種公租公課等

種類		課税状況	年額	月額	備考（減免指導等）
住 民 税		非課税・均等割・所得割	円	円	
所 得 税		非課税・課税	円	円	
固定資産税	土地分	物件一有・無	円	円	
	家屋分	物件一有・無	円	円	
国 民 健 康 保 険		加入・未加入	円	円	
国 民 年 金		加入・未加入・申請免除	円	円	

8 要否判定

.....

.....

9 世帯分離（根拠を明確にすること）

.....

.....

.....

10 処遇方針

.....

.....

様式第3号（第2条関係）

ケース番号		保護開始日		保 護 決 定 調 書						調書 1	
		年 月 日									
住所		世帯主		分類	A B C A' B' C'		施設				
処理簿		支給台帳		統計		公印		校合		浄写	
決裁	年 月 日		回 議	所 長	査 察 指 導 員	担 当 員	起案	年 月 日			
							発送	年 月 日			
調書2の(1)のとおり決定してよろしいか。										開始、変更	
なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。										却下、停止、廃止	
処理簿		支給台帳		統計		公印		校合		浄写	
決裁	年 月 日		回 議	所 長	査 察 指 導 員	担 当 員	起案	年 月 日			
							発送	年 月 日			
調書2の(2)のとおり決定してよろしいか。										開始、変更	
なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。										却下、停止、廃止	
処理簿		支給台帳		統計		公印		校合		浄写	
決裁	年 月 日		回 議	所 長	査 察 指 導 員	担 当 員	起案	年 月 日			
							発送	年 月 日			
調書2の(3)のとおり決定してよろしいか。										開始、変更	
なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。										却下、停止、廃止	
処理簿		支給台帳		統計		公印		校合		浄写	
決裁	年 月 日		回 議	所 長	査 察 指 導 員	担 当 員	起案	年 月 日			
							発送	年 月 日			
調書2の(4)のとおり決定してよろしいか。										開始、変更	
なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。										却下、停止、廃止	
処理簿		支給台帳		統計		公印		校合		浄写	
決裁	年 月 日		回 議	所 長	査 察 指 導 員	担 当 員	起案	年 月 日			
							発送	年 月 日			
調書2の(5)のとおり決定してよろしいか。										開始、変更	
なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。										却下、停止、廃止	
処理簿		支給台帳		統計		公印		校合		浄写	
決裁	年 月 日		回 議	所 長	査 察 指 導 員	担 当 員	起案	年 月 日			
							発送	年 月 日			
調書2の(6)のとおり決定してよろしいか。										開始、変更	
なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。										却下、停止、廃止	

調書 2

決定番号 区分 認定年月日				(1)			(2)						
氏名		年齢	男女	1 類		加算	1 類		加算				
1 類													
	計												
2 類			基準		加算		基準		加算				
一般生活費計													
住宅費													
氏名		学年		一般	給食	教材費	交通費		一般	給食	教材費	交通費	
教育費		小中	年										
		小中	年										
		小中	年										
	計												
その他扶助		金額		費				費					
収入充当額	認定額	必要経費											
	計												
扶助決定額	種別			最低生活費	収入充当額	扶助費	方法	最低生活費	収入充当額	扶助費	方法		
	生活費												
	住宅費												
	教育費												
	計						金				金		
	介護費			本人支払額			現	本人支払額			現		
	医療費			本人支払額			現	本人支払額			現		
	その他			費			金現	費			金現		
決定理由			開、 変、 停、 廃、 却				開、 変、 停、 廃、 却						

調書 3

決定番号				(3)				(4)					
区分		認定年月日		・				・					
氏名		年齢	男女	1 類		加算		1 類		加算			
1 類													
	計												
2 類			基準		加算		基準		加算				
一般生活費計													
住宅費													
氏名		学年		一般	給食	教材費	交通費		一般	給食	教材費	交通費	
教育費		小中	年										
		小中	年										
		小中	年										
	計												
その他扶助		金額		費				費					
収入充当額	認定額	必要経費											
	計												
扶助決定額	種別		最低生活費	収入充当額	扶助費	方法	最低生活費	収入充当額	扶助費	方法			
	生活費												
	住宅費												
	教育費												
	計					金				金			
	介護費		本人支払額			現	本人支払額			現			
	医療費		本人支払額			現	本人支払額			現			
	その他		費			金現	費			金現			
決定理由			開、 変、 停、 廃、 却				開、 変、 停、 廃、 却						

調書 4

決定番号				(5)				(6)					
区分		認定年月日		・				・					
氏名		年齢	男女	1 類		加算		1 類		加算			
1 類													
	計												
2 類			基準		加算		基準		加算				
一般生活費計													
住宅費													
氏名		学年		一般	給食	教材費	交通費		一般	給食	教材費	交通費	
教育費		小中	年										
		小中	年										
		小中	年										
	計												
その他扶助		金額		費				費					
収入充当額	認定額	必要経費											
	計												
扶助決定額	種別		最低生活費	収入充当額	扶助費	方法	最低生活費	収入充当額	扶助費	方法			
	生活費												
	住宅費												
	教育費												
	計					金				金			
	介護費		本人支払額			現	本人支払額			現			
	医療費		本人支払額			現	本人支払額			現			
	その他		費			金現	費			金現			
決定理由			開、 変、 停、 廃、 却				開、 変、 停、 廃、 却						

様式第 4 号（第 2 条関係）

保護金品支給台帳

定例支給日	5 日	地区名		ケース番号		被保護世帯氏名	

（単位：円）

支給月	扶助の種類						支給合計	備考
	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	生業扶助			
4 月分								
5 月分								
6 月分								
7 月分								
8 月分								
9 月分								
10月分								
11月分								
12月分								
1 月分								
2 月分								
3 月分								

支給月日	品名	数量	金額	摘要
支給上の 注意事項				

様式第5号（第2条関係）

ケース記録票

[illegible]

様式第6号（第2条関係）

面 接 受 付 簿

[illegible]

様式第7号（第2条関係）

ケース番号索引簿

[illegible]

様式第8号（第2条関係）

保護申請書受理簿

(新規申請)

[illegible]

様式第8号の2（第2条関係）

保護申請書受理簿

(変更申請用－医療を除く)

[illegible]

様式第9号（第2条関係）

医療券交付処理簿

【 年度 月分】

交付年月日 年 月 日

[illegible]

様式第10号（第2条関係）

介護券交付処理簿

【 年度 月分】

交付年月日 年 月 日

[illegible]

様

知夫村福祉事務所長

被保護者転出通知書

当事務所管内において、生活保護法の適用をしておりました下記の者が、貴事務所管内に転出しましたのでよろしくお取り計らい願います。

記

1 転出者の住所、氏名等

世 帯 主 氏 名		本籍地（都道府県）	
転 出 前 住 所			
転 出 年 月 日	年 月 日		
転 出 先 住 所			

2 転出者の世帯状況

	続柄	氏名	年齢	職業等	収入状況（仕送り、資産等を含む）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

3 当事務所において受けていた扶助の種類、程度、方法等

扶助の種類及び程度 （単位：円）	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他（ ）
方 法				
生活保護法適用期間	年 月 日～ 年 月 日			

4 転出理由、援護の経過及び参考意見

5 添付書類

- (1) 保護台帳
- (2) 保護決定調書
- (3) ケース記録票
- (4) その他

様式第 1 2 号（第 4 条関係） 改正（平28規則第 3 号）
生活保護法による保護申請書

受付年月日				年 月 日						
現在住んでいるところ				現在のところに住み始めた時期 明・大・昭・平 年 月 日						
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	1			世帯主						
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別のところに住んでいる者が あるときは、その名前 と住んでいるところ			氏名		世帯主との続柄		住所			
資産の状況（別紙 1）			収入の状況（別紙 2）			関係先照会への同意（別紙 3）				
援助を してく れる者 の状況	世帯主又は 家族との関係		氏名		住所		今まで受けた援助 及び将来の見込			
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）										
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 印 保護を受けようとする者との関係 海士町福祉事務所長 様										

(裏 面)

(記入上の注意)

- 1 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 2 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- 3 この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添 1 から 3 までのうち必要なものを添付すること。

【具体的記入要領】

(注 1) 家 族 の 状 況……………生計を同じくしている者を記入

(注 2) 家族のうち別居している者……家族の状況欄の再掲
出稼ぎに出ている者や施設に入所中の者、別の家に住んでいるが食事をともにしている者の氏名、住所、援助の内容等を記入

(注 3) 援 助 の 状 況……………金銭、現物等を今まで援助してくれていた者及び将来の見込みを記入

(注 4) 保護を申請する理由……………今回申請することになった直接の理由を記入

(注 5) 申 請 日……………役場に申請書を提出した日
保護開始日は原則として福祉事務所の受付年月日となるので留意する

(注 6) 申 請 者……………要保護者、その扶養義務者又はその他の親族が代わって申請することができる(自筆で記入する)

様式第 1 3 号（第 4 条関係）

（表面）
資産申告書

年 月 日

海士町福祉事務所長 様

住 所
氏 名 (印)

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土地	(1) 宅地 (2) 田畑 (3) 山林 その他	有・無 有・無 有・無 有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地
建物	(1) 居住用	持家・借家・借間いずれかを○で囲んで下さい。	延面積	所有者氏名	所 在 地
					(家賃 円)
	(2) その他	有・無			

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預金先	口座番号	口座氏名	預貯金額
有 価 証 券 等	有・無	種類	額面	評価概算額	

（記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。）

(裏面)

生 命 保 険 そ の 他 の 保 険	有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料

3 その他の資産

自動車 (自動2輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用 未使用				
貴金属	有・無					
その他高価なもの	有・無					

4 負債（借金）

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申請書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数保有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ③ 貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入のうえ添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合には、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

（表面）
収入申告書

年 月 日

海士町福祉事務所長 様

住 所
氏 名 ㊞

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1. 働いて得た収入

働いている 者の 名 前	仕 事 の 内 容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か月分		
				()月分	()月分	()月分
		収 入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2. 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んで下さい。）

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当 児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険 傷病手当金、その他（ ）	収入額	月額	円
			年額	円

* 認定	

（記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。）

(裏面)

3. 仕送りによる収入 (前3ヶ月分の合計を記入して下さい。)

有・無		内容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入		
	現物による収入	米 ・ 野菜 ・ 魚介 (もらったものを○で囲んでください)	

4. その他の収入 (前3ヶ月分の合計を記入して下さい。)

有・無		内容	収入
	生命保険等の給付金		円
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	その他		円

5. その他将来において見込みのある収入 (上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内容	収入見込額
		円

6. 働いて得た収入がない者 (義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1. 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申請書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合には、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (9) 「*認定」欄には記入しないでください。

様式第 15 号（第 4 条関係）

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産、収入並びに年金の加入期間、納付及び受給の状況等につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

・ 氏名及び住所又は居所

・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）

・ 健康状態

・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況

・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

ねん がつ にち
年 月 日

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名



あ ま ちようふくし じ む しょちょう さま
海士町福祉事務所長 様

様式第 1 6 号（第 4 条関係）

（表面）
給与証明書

年 月 日

住 所
事業所（雇主）名

印

次のとおり証明します。

氏 名				職 名 及 び			
居 住 地				職 務 内 容			
区 分		次回支給見込 月分	前 3 ヶ 月 分				
			月分	月分	月分	月分	
勤務（就労）日数		日	日	日	日	日	日
給 与 額	基本給						
	日給（ 日分）						
	家族手当（ 人）						
	地域手当						
	手当						
	時間外手当						
	賞与						
	小計（イ）						
控 除 額	所得税						
	市町村民税						
	健康保険税						
	厚生年金保険料						
	雇用保険料						
	労働組合費						
	小計（ロ）						
差引支給額（イ）－（ロ）							
* 認 定							

(裏面)

摘 要 欄

- 1 給与の定例支給日、毎月（ 日）
- 2 次回（以降3ヶ月間）の昇給（賞与）予定年月日金額
- 3 現物給与の品目、数量（給与証明期間各月分）
- 4 その他

(給与証明書記載上の注意)

1. 次回（翌月又は本月）及び前3ヶ月分（前後4ヶ月）の期間におけるすべての給与及び源泉徴収について、それぞれの内訳を明らかにして記入してください。
なお、次回の給与額については全く推定できない場合には「次回支給見込月分」欄は空欄とし、ほぼ推定できる場合には見込額により記入してください。
2. 摘要欄には次回の昇給、賞与の見通し、現物給与及び支給額が著しく増加又は減少している月のあるときは、その理由等の参考事項を記入してください。
3. 「*認定」欄には記入しないでください。

(備考)

この証明書は世帯から福祉事務所長あてに収入申告のなされる場合に添付されるものです。

なお、事実と違った証明をした場合には生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから注意してください。

生業計画書

年 月 日申請

福祉事務所長あて
年 月 日

申請者住所
氏名 (印)

1 生業計画の内容

生業を行う場所又は就職先		生業中心者又は就職者	
生業を行う時期 年 月 日			
仕事の内容			

2 必要なもの

品 名	単価	数量	金額	※認定	※単価	※数量	※金額

3 生業の見通し

収入を上げうる時期 年 月 日		
収入見込額 (1)	(内訳)	円
収入を上げるために必要な材料代その他の費用 (2)	(内訳)	円
利益 (1)－(2)		

4 民生委員の意見 (※)

民生委員氏名	印

※印欄には記入しないでください。

様式第 18 号（第 4 条関係）

家賃（地代）証明書

海士町福祉事務所長 様

年 月 日

地主（家主）

住 所

氏 名

印

下記により海士町大字
ことを証明します。

番地の家屋（部屋）、土地を賃貸している

記

1. 借家（借間・借地）人

住 所

氏 名

2. 賃貸している家屋（部屋・土地）の内容

木造・平屋建・2階建・アパート（部屋番号 号）

（杉皮葺・瓦葺・トタン葺）（部屋数 室）

（畳数 畳）（坪数 坪）

3. 賃借料 月額 円（年額 円）

4. 賃借の条件等 (1) 敷 金 円

(2) その他

5. 入居日 年 月 日（予定）

様式第 19 号（第 4 条関係）

小作料（請負耕作料）支払証明書

年 月 日

住所
委託耕作者
氏名又は名称

印

に対し、 年の小作料を次のとおり支払ったことを証明します。

委託耕作面積 (単位も記入のこと)				
小作料（請負耕作料） (現物の場合単位も 記入のこと)	現金		円	
	現物（米）			
小作料支払年月日	現金		年 月 日	
	現物（米）		年 月 日	
委託耕作期間の有無	有り	期間	年 月 日～ 年 月 日	
			永年	
			その他（ ）	
	無し			
委託耕作契約書	有り ・ 無し			

（参考：単位換算表）

	尺貫法と国際単位	尺貫法における単位比較	備考
面積	1 反＝約10アール ＝991.74m ²	1 反＝10畝＝300歩（坪）	1 町＝10反
米の量 (重量)	1 俵＝60kg ＝72.15639リットル (体積)	1 俵＝4 斗（体積）	体積を表す単位は 1 石＝10斗＝100升 ＝180.39リットル

【備考】

この証明書は世帯から福祉事務所長あてに収入申告のなされる場合に添付されるものです。

なお、事実と違った証明をした場合には生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますので注意してください。

様式第 2 0 号（第 4 条関係）

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者（葬祭を行う者）

住所 _____

氏名 _____ 印

海士町福祉事務所長 様

記

死 者	氏 名			葬祭を行う 者との関係	
	死 亡 年月日	年 月 日	死亡時の 住所又は 居 所		
葬祭予定日 （予定）		年 月 日			
葬祭費（円）		遺留金額（円）	差引不足額（円）	備考	

(葬祭扶助申請添付資料)

葬祭費等明細書

1 葬祭費

費目		金額（円）
火葬料（埋葬料）		
霊柩車使用料		
死亡診断書料		
その他		
計		

2 死亡又は葬祭に伴う給付金等収入

収入種類		金額（円）
社会保険埋葬料給付金		
生命保険金		
遺留金（単身者の場合）		
その他		
計		

死亡者_____の葬祭に係る費用等は上記のとおりです。

年 月 日

住所
葬祭執行者
氏名

印

海士町福祉事務所長 様

番 年 月 日

様

海士町福祉事務所長

保護開始・決定・変更・廃止・却下・停止通知書

生活保護による保護を次のとおり決定しましたので通知します。

1. 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由

内容	認定年月日	決定した理由

2. 保護の種類及び程度

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	合 計	期末一時扶助

本人支払額・停廃の時は余剰金額
一時扶助費を次のとおり支給します。

種類	金額	支払場所	介護保険料	住宅料

開始・変更・停廃止に伴い生じた過不足について

3. 毎月の扶助費の支払 毎月 5 日（ただし土曜・日曜・祭日に当たる場合はその前日となります。）

4. 扶助費の支払場所 口座振込

（備考） 1 この通知書の内容に疑問があれば、当福祉事務所におたずねください。
2 この決定内容に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
3 上記 2 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に町を被告として（訴訟において町を代表するものは町長となります。）この決定の取消の訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 2 2 号（第 6 条関係）

ケースNo. ()	番号
	年 月 日交付

検診命令書

年 月 日

住所
氏名 様

海士町福祉事務所長

下記により検査を受けてください。

記

1 検診事項

- (1)
- (2)
- (3)

2 検診を受ける日時

3 検診を受ける場所

4 検診を行う医療機関

- (1) 名称及び氏名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) 担当医師名

5 備考

（注意）

- ① 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- ② この検診命令は、生活保護法第28条第 1 項の規定に基づくものです。
- ③ この検診命令に従わないときは、同条第 4 項の規定によりあなたの保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- ④ この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

※担当者

様式第 2 3 号（第 6 条関係）

ケースNo. ()	番号 年 月 日 交付								
検 診 書									
受診者 住所 氏名 (年 月 日生 歳)	海士町福祉事務所長あて 年 月 日								
指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 担 当 医 師 印									
上記の者に対する検診結果は、下記のとおりです。 記									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 1 主病名 </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 2 現在の病状、治療内容 </td> <td rowspan="5" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 7 就労の可能性及び程度 ア 普通に就労できる。 ①深夜労働等 重労働 (時間位) ②普通の就労が、可能 (時間位) イ 軽い仕事ならできる。 ①アルバイト等簡易な作業が 8 時間程度 ②簡易な仕事を 4 時間程度 ③簡易な仕事を 2 時間程度 ④電話番等体を動かさないなら可能 ⑤福祉的就労 (作業所等) なら可能 ⑥家事労働程度 ⑦その他 ウ 就労できる状態にない ①常時臥床が必要 ②安静が必要 (臥床の必要なし) ③精神的に不安定 ④その他具体的に エ 精神的なことは (病状から判断して) ①特に注意する必要なし ②少し緊張する位ならよい ③緊張感はよくない </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 3 今後の治療と見込み期間 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 4 生活能力 ア 単身生活 可 ・ 否 イ 集団生活 可 ・ 否 ウ 生活指導員 必要 ・ 不要 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 5 日常生活の注意点 ア 安静については イ 食事については ウ その他注意すること </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 6 通院の必要性和回数 ①週に 1 度 ② 2 週に 1 度 ③月に 1 度 ④その他 </td> </tr> </table>		1 主病名		2 現在の病状、治療内容	7 就労の可能性及び程度 ア 普通に就労できる。 ①深夜労働等 重労働 (時間位) ②普通の就労が、可能 (時間位) イ 軽い仕事ならできる。 ①アルバイト等簡易な作業が 8 時間程度 ②簡易な仕事を 4 時間程度 ③簡易な仕事を 2 時間程度 ④電話番等体を動かさないなら可能 ⑤福祉的就労 (作業所等) なら可能 ⑥家事労働程度 ⑦その他 ウ 就労できる状態にない ①常時臥床が必要 ②安静が必要 (臥床の必要なし) ③精神的に不安定 ④その他具体的に エ 精神的なことは (病状から判断して) ①特に注意する必要なし ②少し緊張する位ならよい ③緊張感はよくない	3 今後の治療と見込み期間	4 生活能力 ア 単身生活 可 ・ 否 イ 集団生活 可 ・ 否 ウ 生活指導員 必要 ・ 不要	5 日常生活の注意点 ア 安静については イ 食事については ウ その他注意すること	6 通院の必要性和回数 ①週に 1 度 ② 2 週に 1 度 ③月に 1 度 ④その他
1 主病名									
2 現在の病状、治療内容	7 就労の可能性及び程度 ア 普通に就労できる。 ①深夜労働等 重労働 (時間位) ②普通の就労が、可能 (時間位) イ 軽い仕事ならできる。 ①アルバイト等簡易な作業が 8 時間程度 ②簡易な仕事を 4 時間程度 ③簡易な仕事を 2 時間程度 ④電話番等体を動かさないなら可能 ⑤福祉的就労 (作業所等) なら可能 ⑥家事労働程度 ⑦その他 ウ 就労できる状態にない ①常時臥床が必要 ②安静が必要 (臥床の必要なし) ③精神的に不安定 ④その他具体的に エ 精神的なことは (病状から判断して) ①特に注意する必要なし ②少し緊張する位ならよい ③緊張感はよくない								
3 今後の治療と見込み期間									
4 生活能力 ア 単身生活 可 ・ 否 イ 集団生活 可 ・ 否 ウ 生活指導員 必要 ・ 不要									
5 日常生活の注意点 ア 安静については イ 食事については ウ その他注意すること									
6 通院の必要性和回数 ①週に 1 度 ② 2 週に 1 度 ③月に 1 度 ④その他									
※ 担当者記事 印 ※ 福祉事務所 嘱託医意見 印									
(注意) この検診書は、福祉事務所長あて直接送付してください。									

※担当者

様式第23号の2（第6条関係）

検 診 書		番号 年 月 日交付
福祉事務所長あて		
医療機関の所在地及び名称		
担当医師		印
次のとおり検診結果を報告します。		
検 診 を 受 け た 者	住所 氏名 生年月日	ケース番号 年 月 日（ 歳）
傷病名及び症状 (主病に○をつけてください)	1	(症状)
	2	
	3	
	4	
理学的所見 (詳細に記入してください)		
臨床検査結果		
その他参考事項		
A 診療について (該当事項に○印をつけてください)	B 稼働について (該当事項に○印をつけてください)	
1 診療を要しない 2 診療を要する (1) 療法 ア 対処療法で足りる イ その他の療法 (2) 療法 ア 週１回の通院を要する イ 週２～３回の通院を要する (3) 治ゆ見込 か月で治ゆ見込	1 現在受療しながら稼働可能 (1) 軽労働 (2) 中程度労働 (3) 重労働 2 あと か月で稼働見込あり 3 稼働能力なし 4 その他（ ）	
※福祉事務所嘱託医意見		

(お願い) この検診書は検診後速やかに福祉事務所に送付してください。

※担当者

様式第 2 4 号（第 6 条関係）

ケースNo. ()		番号			
		年 月 日交付			
検診料請求書					
福祉事務所長あて					
年 月 日					
指定医療機関の所在地及び名称					
院 (所) 長 印					
下記のとおり請求します。					
受診者氏名	(年 月 日生 歳)	診察年月日	年 月 日		
住 所					
請求額	診 察 料	初・再	点	検査名等	
	料		点		
	料		点		
	科		点		
	合 計		点	円	
		社保負担額	円	差引額	円
文書料	円		(限度額 円)		
下記の口座に振り込んでください。					
金融機関名					
支店					
口座番号 当座・普通 No.					
口座名義人（フリガナ）					
(注意) この請求書は、福祉事務所長あて直接送付してください。 検診での投薬、治療はできません。					

※担当者

様

海士町福祉事務所長

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考）生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

(5) 〔略〕

（参考2）生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第 25 号の 2（第 7 条関係）

年 月 日

福祉事務所長 あて

会 社 名
担 当
電話番号
印

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）

年 月 日付 第 号で依頼のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

調査対象者住所

口座名義人氏名		預貯金の有無	借入金の有無
01	()	有・無	有・無
02	()	有・無	有・無
03	()	有・無	有・無
04	()	有・無	有・無
05	()	有・無	有・無
06	()	有・無	有・無
07	()	有・無	有・無
08	()	有・無	有・無

上記で預貯金「有」としたものの内容

支店名	口座名義人氏名	預貯金の種類	口座番号	年 月 日 時点における現在残	備考

※ 備考欄には調査日前 1 ヶ月以内の状況等を記入してください。

様式第 2 5 号の 3 （第 7 条関係）

年 月 日

福祉事務所長 あて

住 所
会 社 名
代表者名



調査結果について（回答）

年 月 日付 第 号で照会のありました件について下記の
とおり回答します。

記

氏名	生年月日	住所	契約の有無	備考
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

※ 複数の契約があるときは、回答書をコピーして御回答ください。

様式第 2 5 号の 4 （第 7 条関係）

回 答

福祉事務所長 あて

住 所
会 社 名
代表者名
印

年 月 日付 第 号で照会のありました件について下記の
とおり回答します。

記

住所：
氏名： 生年月日：M・T・S・H 年 月 日
（回答内容） 1 以下のとおり該当あり 2 該当なし

保 険 契 約 者		被保険者	
保 険 証 書 記 号 番 号			
保 険 の 種 類			
契約の内容	契 約 年 月 日		
	満 期 日	年 月 日	
	保 険 料 （ 月 額 ）	円	
	死 亡 保 険 金	円	
	満 期 保 険 金	円	
	障 害 保 険 金	円	
	災 害 入 院 日 額	円	
	疾 病 入 院 日 額	円	
	受 取 人		被保険者との続柄
解約返戻金（ 年 月 日現在）		円	
貸付金額（ 年 月 日現在）		円	
既に支払った給付金			
その他の状況（前 1 ヶ月の状況等）			

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長

親族に対する扶養援助のお願い

あなたの（続柄）にあたる次の方は、生活等に困られ当福祉事務所において生活保護を申請中（受給中）です。

生活保護法では、その他の法律からの手当・給付金などとあわせ、扶養義務者の方からの援助が受けられる場合は、その援助を活用してなお生活できない場合に、その不足分を扶助することになっています。

そこで、民法上の扶養義務者にあたられるあなたに、あなたの世帯の生活事情が許す範囲内での援助をしていただきたくお願いします。援助については、金銭的な援助が困難な場合でも、日常的な交流（訪問、電話、手紙など）をはかっていることが大切であり、あなた方親族のみなさんからの援助が、当世帯に対する大きな励ましとなり、自立に向けた力づけになることと思います。

つきましては、保護の決定上必要がありますので、別紙届け出用紙にご記入の上、至急ご回答ください。なお、ご回答いただいた内容については、生活保護の目的以外には使用しないことを申し添えます。

（回答期限） 年 月 日

1 生活保護対象者

住 所

氏 名

TEL

2 回答先

3 備考

◎参考（関係法令）

民法第877条【扶養義務者】

- ① 直系血族（父母、祖父母、子、孫など）及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。
- ② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは前項に規定する場合のほか、3親等以内の親族間（おじ、おば、おい、めい、配偶者の父母や兄弟姉妹など）においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法第4条（保護の補足性）

- ② 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(様式第26号の回答)

年 月 日

福祉事務所長 あて

住 所
氏 名
電話番号

印

扶 養 届 書

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援……対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な援助の可否	します ・ できません
支 援 の 開 始 時 期	年 月から ・ すでに行っている
具 体 的 な 支 援 の 内 容 及 び 頻 度	※緊急連絡先（電話番号 — — ）

2 金銭的な援助について

金銭的な支援の可否	します ・ できません（理由 ）
援 助 の 開 始 時 期	年 月から ・ すでに行っている
援 助 の 方 法 及 び 程 度	(1) 金銭により毎月 回 日に 円送付します。 毎年 回 月 (2) 物品により毎月 回 日に を 程度送付します。 毎年 回 月 (3) を引き取ります。 (4) その他 []

3 私の世帯について

家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
	本人				円

上記のうち についての				
(1) 税法上の扶養控除を受けている者の氏名				
(2) 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)				
資 産 の 状 況	有・無	(1) 家屋 m ² (坪)	(2) 宅地 m ² (坪)	
		(3) 田畑 m ² (坪)	(4) 山林等 m ² (坪)	
負 債 の 状 況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定
		住宅ローン	円	年 月
		その他 ()		
健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	(1)国民健康保険 (2)健康保険 (3)共済 () (4)その他 ()			
	上記で(1)以外に加入している場合 について被扶養者として ①認定されています。 ②認定されていません。 ③認定手続きをとるつもりです。			

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

- 4 あなたは、 さんの今の生活状況や将来のことについて、どのような希望や思いをもっておられますか。

- 5 あなたの家族の状況について特記事項があればご記入ください。(身体状況、子供の進学、冠婚葬祭など) また、援助が難しい場合に理由などありましたらあわせてご記入ください。

- 6 福祉事務所への要望や連絡事項があればご記入ください。

番 年 月 日

様

海士町福祉事務所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる に対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第24条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏 名	
保護の開始の 申請があった日	

（参考）

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
第 2 項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条第 2 項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法第877条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

番 年 月 日

様

海士町福祉事務所長

生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる さん（住所 ）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行しないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税務上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

（特記事項）

（担当者 ）

（参考）

生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第2項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条第2項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様

海士町福祉事務所長

入所（養護）依頼書について

生活保護法第30条第 1 項ただし書・第33条第 2 項・第36条第 2 項の規定により、次の者の貴施設への入所・養護を依頼します。

要 保 護 者 氏 名					
生 年 月 日	年 月 日生			性別	男・女
本 人 に 関 す る 参 考 事 項					
世 帯 主 氏 名		続柄		職業	
住 所					
そ の 他					

様式第 3 0 号（第10条関係）

年 月分 生活保護費支給内訳書

（単位：円）

連番	ケース 番 号	被保護世帯 氏 名	扶助の種類						支給合計	備考	支給月日	債権者 番 号	受領印
			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療：移送費		一時扶助					
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合計		名											

注 1）一時扶助は備考欄に内容を記入すること。
注 2）学校長渡しの教育費については学校別にこの様式に準じた明細書を作成すること。

様式第 3 1 号（第11条関係）

年 月 日

福祉事務所長 あて

所在地又は住所
施 設 代 表 者 印

被保護者状況変更届書

次の被保護者の状況に変動がありましたので、生活保護法第48条第 4 項の規定により報告します。

- 1 被保護者氏名 年齢 性別
- 2 変動の事項
- 3 変動を生じた年月日

様式第 3 2 号（第12条関係）

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名 印

海士町福祉事務所長 様

様式第 3 3 号（第12条関係）

就労自立給付金決定調書																														
ケース番号			対象者氏名		世帯構成																									
決 裁	所長	主査	指導員	担当	起案年月日	決裁年月日																								
就労自立給付金決定伺 調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。																														
就労自立給付金決定欄																														
<table><tr><td>算定対象期間</td><td>収入充当額</td><td>算定率</td><td>積立額</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額																				
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額																											
<table><tr><td>積立合計額</td><td></td></tr><tr><td>上限額</td><td></td></tr><tr><td>支給額</td><td></td></tr></table>							積立合計額		上限額		支給額																			
積立合計額																														
上限額																														
支給額																														
決定理由																														
支給日及び支給方法																														

第 年 月 日

様

海士町福祉事務所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 円

2 保護の廃止時期 年 月 日

3 支給を決定した理由

4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

進学準備給付金申請書

海士町福祉事務所長 様

申請者（大学等に進学する者）

住所又は居所

氏 名

㊞

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名

2 大学等に進学する者の生年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学先（学校名）

4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）

☐ 大学等進学前の住宅と同じ

☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地

5 関係書類

(1) 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し

・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

振込口座	振込銀行名		預金種目	普通・当座・その他
	支店名		フリガナ 口座名義	

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第 3 6 号（第13条関係） 追加（令 3 規則第 1 号）

進 学 準 備 給 付 金 決 定 調 書						
ケース番号			対象者氏名		世帯構成	
決 裁	所長	主査	指導員	担当	起案年月日	決裁年月日
進学準備給付金決定伺 調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。						
進学準備給付金決定欄						
(支給額) 円						
(進学先)						
(進学後の居住先)						
不 支 給 の 理 由						
進学準備給付金を支給する場合、支給日および支給方法						

番 号
年 月 日

様

海士町福祉事務所長

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 支給の可否

☐ 支給 ☐ 不支給

2. 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支 給 額 円

支 給 日 年 月 日

支給方法

3. 不支給の場合、その理由

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金をの支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金をすべて納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所
氏名

印

福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による
法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

審査（再審査）請求書

生活保護法に基づく 年 月 日付け 第 号の 知 事 福祉事務所長 の
市 町 村 長
処分（裁決）について不服ですから、審査（再審査）を請求します。

年 月 日

請 求 人 住 所
氏 名 又 は 名 称
受益者との関係
年 齢
印

島根県知事
様
厚生労働大臣

1	不服の趣旨及び理由
2	処分を知った日
3	不服申立ての教示の有無及びその内容

※福祉事務所 受付日		※都道府県 受付日	

注） ※欄は記入しないでください。

○平成27年度海士町臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(平成27年7月1日海士町告示第20号)

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する、平成27年度の臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、海士町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる臨時福祉給付金が生じられる者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき6,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から3か月とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号、第2号又は第3号の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町へ提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給の決定）

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

2 別記1(1)④に規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき、別記1(1)④アに規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（町において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

3 別記1(1)⑤に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

4 別記1(6)に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき、別記1(6)に規定する養護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

（臨時福祉給付金の支給等に関する周知等）

第9条 町長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 町長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別記（第2条及び第8条関係）

1 支給対象者

下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき6,000円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給される者を除く。）に支給する。

① 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者

② 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次の③において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次の③において同じ。）を町に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次の③において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次の③において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

③ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を町へ行った者を除く。）

④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成9年1月3日以降に生まれた者。）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成7年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）

であって、その入所等している施設等が町に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- ⑤ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に町に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において町にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、

イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町に申し出たもの
ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が町へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

- ⑥ 平成27年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）
- (2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。
- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）
- ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

- (3) (1)の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。
- (4) 基準日において(1)④のアからカまでのいずれかに該当する児童等については、(1)⑥の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、(1)④ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この(4)において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この(4)において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- (5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において町にその住民票を移しておらず、(1)⑤アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町に申し出たものについては、(1)⑥の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。
- (6) 基準日において、次の①又は②のいずれかに該当する者については、(1)⑥の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- ① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- ② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和25年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

第2章 児童福祉

第1節 児童福祉一般

○海士町児童福祉法等施行規則

(平成20年3月31日海士町規則第4号)

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行については、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(児童福祉施設の設置届出等)

第2条 法第35条第3項に規定する届出は、様式第1号及び様式第3号により事業開始の予定日の3月前までにするものとする。

2 法第35条第4項に規定する認可の申請は、様式第2号及び様式第3号により事業開始の予定日の3月前までにするものとする。

3 法第35条第6項に規定する届出は、様式第4号によるものとする。

4 法第35条第7項に規定する承認の申請は、様式第5号により休止又は廃止の予定日の3月前までにするものとする。

5 省令第37条第4項又は第6項に規定する届出は、様式第6号によるものとする。

6 省令第37条第5項に規定する届出は、様式第7号によるものとする。

(認可外保育施設設置届出等)

第3条 法第59条の2第1項の規定による届出は、認可外保育施設設置届出書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出は認可外保育施設事業内容等変更届出書（様式第9号）により、同項の規定による廃止又は休止の届出は認可外保育施設（廃止・休止）届出書（様式第10号）により行うものとする。

(放課後児童健全育成事業の開始届等)

第4条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による放課後児童健全育成事業開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第11号）により行わなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による放課後児童健全育成事業に係る変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第12号）により行わなければならない。

3 社会福祉法第69条第2項の規定による放課後児童健全育成事業廃止（休止）の届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第13号）により行わなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
氏 名 印

児 童 福 祉 施 設 設 置 届 出 書

児童福祉法第35条第 3 項の規定により、児童福祉施設の設置について、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の概要

施 設 の 種 類				施 設 名 称			
施 設 所 在 地		(千 ー)		市 郡		町 村	
入 所 定 員		人		事業開始予定年月日		年 月 日	
定 員 年 齢 別 区 分 (保育所のみ)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳以上児	
		人	人	人	人	人	
事業開始日の年齢別 入所児童数見込み (保育所のみ)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳以上児	
		人	人	人	人	人	
経 営 主 体	住 所	(千 ー)		都道府県		電 話 番 号	
		市 郡		町 村		ファクシミリ	
	名 称			代表者名			
施設長就任予定者		氏 名				所長資格	有・無
(設置理由)							

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
設置主体者
代表者氏名 印

児童福祉施設（※施設の種類）の設置認可申請書

児童福祉法第35条第4項の規定により、児童福祉施設の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の概要

施 設 の 種 類				施 設 名 称			
施 設 所 在 地		(〒 —)		市 郡		町 村	
入 所 定 員		人		事業開始予定年月日		年 月 日	
定 員 年 齢 別 区 分 (保育所のみ)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 以上 児	
		人	人	人	人	人	
事業開始日の年齢別 入所児童数見込み (保育所のみ)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 以上 児	
		人	人	人	人	人	
経 営 主 体	住 所	(〒 —)		都道府県		電 話 番 号	
		市 郡		町 村		ファクシミリ	
	名 称			代表者名			
施設長就任予定者		氏 名			所長資格	有 ・ 無	
(設置理由)							

様式第3号（第2条関係）

2 施設の規模及び構造等

(1) 土地

ア 敷地面積 _____ m² （うち屋外遊戯場 _____ m²）

イ 権利関係

①自己所有：抵当権（有・無）、根抵当権（有・無） _____ m²

②無償借受：所有者（ _____ ）、地上権等登記（有・無） _____ m²

③賃借料：月額・年額 _____ 円 _____ m²
所有者（ _____ ）、賃借権等登記（有・無）

(2) 建物等

ア 構造 _____ 造 _____ 階建

イ 建築面積 _____ m² ウ 延床面積 _____ m²

エ 部屋別面積表

室 名	室 数	面 積 (m ²)	備 考	冷 暖 房
計				

オ 権利関係

①自己所有：抵当権（有・無）、根抵当権（有・無） _____ m²

②無償借受：所有者（ _____ ）、地上権等登記（有・無） _____ m²

③賃借料：月額・年額 _____ 円 _____ m²
所有者（ _____ ）、賃借権等登記（有・無）

(3) その他の設備（主要なもの）

屋 外 設 備		屋 内 設 備	
名 称	数 量	名 称	数 量

3 職員

[illegible]

4 運営の方法

- (1) 事業計画（処遇目標、処遇計画、日課等）
- (2) 児童の処遇に関する事項
 - ア 衛生管理計画
 - イ 健康診断実施計画
 - ウ 給食計画
 - エ 非常災害に対する計画（避難訓練計画）
- (3) その他施設の管理についての重要事項
※計画書等を別に添付してもよい。

5 添付書類

- (1) 位置図、建物平面図、敷地平面図（建物配置）、建物立面図
- (2) 申請施設に係る収支予算書、設置主体の過去３年間の決算諸表
- (3) 私立の場合は、定款等基本約款及び法人登記事項証明書（又はこれに代わる書類）
公立の場合は、設置に関する条例の写し
- (4) 管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等内部規程
- (5) 設置者及び職員履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記）・資格証明書
- (6) 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- (7) 最低基準調書（別紙）（保育所のみ）
- (8) 私立の場合は、市町村長意見書（当該市町村の要保育児童数の推移を明記）
公立の場合は、当該市町村の要保育児童数の推移のわかる書類（保育所のみ）

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
氏 名
施設名

印

児童福祉施設（ ）廃止（休止）届出書

児童福祉法第35条第6項の規定により、児童福祉施設（ ）を廃止（休止）したいので届け出ます。

記

- 1 廃止（休止）理由
- 2 入所させている者の処遇
- 3 廃止期日（休止の予定期間）
- 4 財産の処分（廃止の場合のみ）
- 5 添付書類
当該市町村の要保育児童数の推移のわかる書類（保育所のみ）

様式第5号（第2条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
設置主体者
代表者氏名
施 設 名



児童福祉施設（ ）廃止（休止）承認申請書

児童福祉法第35条第7項の規定により、児童福祉施設（ ）の廃止（休止）について承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 廃止（休止）理由
- 2 入所させている者の処遇
- 3 廃止期日（休止の予定期間）
- 4 財産の処分（廃止の場合のみ）
- 5 添付書類
 - (1) 理事会議事録

様式第6号（第2条関係）

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
設置主体者
代表者氏名
施 設 名

印

児童福祉施設（ ）の変更届出書

児童福祉法施行規則第37条 { 第4項
第5項
第6項 } の規定により、次のとおり関係書類を添えて
届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の所在地
- 4 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 5 変更の理由

- 6 変更（予定）年月日 年 月 日

- 7 添付書類

- (1) 建物その他設備の規模及び構造の変更の場合
ア 私立の場合は、理事会議事録
イ 建物の平面図・立面図（設備の変更の場合を除く。）
ウ 登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類（設備の変更の場合を除く。）
エ 最低基準調書（別紙）（保育所のみ）
- (2) 経営責任者（幹部職員）の変更の場合
ア 私立の場合は、理事会議事録
イ 経営責任者（幹部職員）の履歴書・就任承諾書・役員名簿（職員一覧表）
- (3) 運営の方法の変更の場合
ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し
イ 管理規程
ウ 最低基準調書（別紙）（保育所の定員増の変更の場合のみ）
- (4) 名称・種類・位置・定款・寄附行為その他の規約変更の場合
ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し
イ 変更の内容を明らかにする書類

(別紙)

最 低 基 準 調 書

1 保育所名 _____

2 所在地 _____

3 定員 _____ 名

(内訳)

0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳以上児

4 建物の状況

(1) 建物（構造別 () 階建）

(2) 設備

室 名	面 積	最低基準面積	適否	備品等
乳 児 室	m ²	1. 65m ² × 2 歳未満児		室内滑り台：有・無
ほ ふ く 室	m ²	定員数 () 名 = m ²		いすぶらんこ：有・無
小 計	m ²	3. 3m ² × 2 歳未満児		歩 行 器：有・無
		定員数 () 名 = m ²		手 押 車：有・無
保 育 室	m ²			楽 器：有・無
遊 戯 室	m ²	1. 98m ² × 2 歳以上児		黒 板：有・無
		定員数 () 名 = m ²		積 み 木：有・無
小 計	m ²			児 童 用 机：有・無
				児 童 用 いす：有・無
調 理 室	m ²			絵 本：有・無
(調 乳 室)	(m ²)			耐火構造の床
医 務 室				甲種防火戸
も く 浴 室	m ²			医療器具、医療品包帯
	もく浴設備			材料 (式)
有・無				
事 務 室	m ²			
保 育 士 休 憩	m ²			
室	m ²			
会 議 室	m ²			
倉 庫	m ²			
廊 下	m ²			
便 所	m ²			
そ の 他	(大 個)			
	(小 個)			
	(乳 か所)			
	m ²			
合 計	m ²			

5 土地の状況

(1) 所有形態

(ア) 自己所有	(イ) 賃 賃 借 (期間 年)	(ウ) 地上権設定 (期間 年)	(エ) そ の 他 () (期間 年)

(2) 面積

敷地面積	m ²	3. 3m ² × 2 歳以上児定員数 () 名 = m ²	滑 り 台	有・無
建築面積	m ²		ぶらんこ	有・無
屋外遊戯場	m ²		砂 場	有・無
その他	m ²		その他の遊具 ()	

6 職員の状況

所	氏 名	年齢	現 職	児童福祉事業従事歴	備 考
長					

		入 所 児 童 数	職 員 数			備 考
			保育士 1人当	定 数 人	現 員 人	
所 長						
保 育 士	乳 児	人	3 : 1			
	1、2 歳 児	人	6 : 1			
	3 歳 児	人	20 : 1			
	4 歳 以 上 児	人	30 : 1			
	休 憩 保 育 士					
	小 計	人				
調 理 員 等	調 理 員					
	そ の 他					
計						
嘱 託 医						

(注) 上記により難しいものは、必要に応じ資料を添付すること。

様式第 7 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
(届出者)
氏 名 印

児 童 福 祉 施 設 事 業 変 更 届

児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設・保育所）の設置認可事項を変更した（する）ので、児童福祉法施行規則第37条第 5 項（第 6 項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

（注）当該変更事項に関する関係書類を添付すること。

様式第 8 号（第 3 条関係）

認可外保育施設設置届

平成 年 月 日

海士町長 様

設置者住所

設置者氏名
（又は名称）



代表者名

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(別紙)

平成 年 月 日現在

① 施設の名称						
② 施設の所在地		〒 ー 島根県 TEL FAX 最寄りのバス停 ・ 徒歩 分				
③ 設置者名						
④ 設置者住所		〒 ー TEL				
⑤ 代表者名		(氏名) (職名)				
⑥ 管理者名		(氏名) (職名)				
⑦ 管理者住所		〒 ー TEL				
⑧ 事業開始年月日		平成 年 月 日				
⑨ 系列施設		有 (系列施設数 か所 [直営店・F C] うち都道府県内 か所) 無				
⑩ 施設・設備	室名	保育室等	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 m ²	室 m ²	室 m ² 便器 個	m ²	m ²
	建物の構造	鉄骨造 木造	鉄筋コンクリート造 その他 ()	れん瓦造 ()	階建の 階	
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()				
⑪ 開所時間	通常開所時間	時間外開所時間			備考	
	平日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :			
⑫ 提供するサービス内容		・ 月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・ 一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・ 夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・ 24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・ () (" 歳 ~ 歳)				* 1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 * 2) サービスの内容は「記載上の注意」により分類すること。

⑬ 利 用 料 金	利用 形態 年齢	月極額 (月)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	() 単位 ()	その他
	歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	歳児	円	円	円	円	() 円
	歳児	円	円	円	円	() 円
	歳児	円	円	円	円	円

※ 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳～就学前	学 童	計
⑭ 定 員							

⑮ 届出年月日の前日において保育している児童の人数 (平成 年 月 日 現在)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳～就学前	学 童	計
昼 間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()
夜 間	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()
深 夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()
宿 泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()

* ()内 には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑬ 保険 加入 状況	加 入 ※保険契約 書別添 未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（		

⑮届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数（平成 年 月 日現在）									
資格の有無	A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A、Bを除く）		D 合計（A+B+C）		
	常勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤	非常勤	
	・保育業務への従事 従事している・従事していない ・資格〔従事している場合に記入〕 保育士・看護師 その他（ ）			保育士 人 看護師 人 その他 人 （ ）	保育士 人 看護師 人 その他 人 （ ）	調理 人 その他 人 （ ）	調理 人 その他 人 （ ）	人	人

⑯ ⑮のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制
○有資格者（保育士又は看護師資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
（例） 保育従事者 （保育士）	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	8時間
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		

常勤換算後の人数
総勤務時間
（ ）時間 ÷ 8時間 = （ ）人

総勤務時間

○上記以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		

常勤換算後の人数
総勤務時間
（ ）時間 ÷ 8時間 = （ ）人

総勤務時間

※ 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。
ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

※ 有資格者（保育士又は看護師）については、保育士登録証の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。

⑳職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）									
資格の有無	A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A、Bを除く）		D 合計（A+B+C）		
	常勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤	非常勤	
	・保育業務への従事 従事している・従事していない ・資格〔従事している場合に記入〕 保育士・看護師 その他（ ）			保育士 人 看護師 人 その他 人 （ ）	保育士 人 看護師 人 その他 人 （ ）	調理 人 その他 人 （ ）		人	人

㉑ ㉒のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定
○有資格者（保育士又は看護師資格あり）

職 名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
（例） 保育従事者 （保育士）	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	8時間
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 （ ）時間 ÷ 8時間 = （ ）人			総勤務時間

○上記以外の職員

職 名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 （ ）時間 ÷ 8時間 = （ ）人			総勤務時間

※ 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。
ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

※ 有資格者（保育士又は看護師）については、保育士登録証の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。

「認可外保育施設設置届」記載上の注意

1 様式1：設置届出書

- ・ 日付（年月日）は、海士町への提出日を記入してください。
例えば、5月1日に海士町に提出される場合、5月1日と記入してください。
- ・ 設置者住所、氏名、代表者名について
 - (1) 設置者が個人の場合
個人の住所、氏名を記入し、個人印を押印してください。なお、設置者氏名と代表者名は同じになります。
 - (2) 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合
団体の主たる事務所（本部、本社等）の住所、名称（法人・会社・団体名）、代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。

2 様式1（別紙）

- ・ 日付は届出日の前日とし、記載内容はすべて届出日の前日時点としてください。
例えば、5月1日に海士町に提出する場合、4月30日現在の内容を記入してください。
- 【⑤】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑥】 管理者名は、施設長等貴施設における、保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑨】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。
- 【⑪】 時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
- <月極契約>
入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
 - <一時預かり>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
 - <夜間保育>
午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
 - <24時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑰】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【⑱～⑲】

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳～㉑】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

様式第9号（第3条関係）

認可外保育施設事業内容等変更届

平成 年 月 日

海士町長 様

設置者住所

設置者氏名
（又は名称）
代表者名

㊞

認可外保育施設の事業内容等により下記の通り変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次の通り届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 設置年月日

3 変更事項

4 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

5 変更事由

6 変更年月日

※添付書類は、施設平面図（新旧）等

事業内容等変更届（別紙）

(※変更のあった項目のみ記入してください。)

[illegible]

様式第 10 号（第 3 条関係）

認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書

平成 年 月 日

海士町長 様

設置者住所

設置者氏名
（又は名称）
代表者名

印

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり〔休止・廃止〕致しましたので、
児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出致します。
なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出致します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 〔休止・廃止〕年月日
- 4 事業再開見込み年月日
- 5 〔休止・廃止〕理由

様式第 1 1 号（第 4 条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

開始しようとする事業	種 類	放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	
	提供する便宜等の内 容		
経 営 者 (法 人)	氏 名 (名 称)		
	住 所 (事務所の所在地)		
事業の運営方針			
職 員 の 定 数		人	
事業を行おうとする 区 域			
事 業 の 用 に 供 する 施 設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	定 員		
事 業 の 開 始 年 月 日		年 月 日	
上記のとおり放課後児童健全育成事業を開始いたしましたので社会福祉法第69条第1項の規定により届け出ます。 年 月 日 事業経営者 住 所(事務所の所在地) 氏 名(名称) ⑩ (あて先)海士町長			

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 収支予算書
- 3 事業計画書

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、又は、用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成すること。
- 2 「開始しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業内容を記入すること。ただし、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業開始として、別途届け出ること。
- 3 「経営者」の欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、社会福祉法人その他の法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 「事業の運営方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 5 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第 1 2 号（第 4 条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

変更しようとする事業	種 類	放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	
	提供する便宜等の内容		
経 営 者 (法 人)	氏 名 (名 称)		
	住 所 (事務所の所在地)		
事業の運営方針			
職 員 の 定 数		人	
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	定 員		
事業内容変更年月日		年 月 日	
上記のとおり放課後児童健全育成事業の内容を変更いたしましたので社会福祉法第69条第2項の規定により届け出ます。 年 月 日 事業経営者 住 所 (事務所の所在地) 氏 名 (名称) ⑩ (あて先) 海士町長			

備考

- 1 変更が生ずる部分のみにつき記入すること。
- 2 「変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第 13 号（第 4 条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

廃止（休止）予定 年 月 日	
廃止（休止）の 理 由	
現に便宜を受けている者に対する 措 置	
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
上記のとおり放課後児童健全育成事業を廃止（休止）いたしますので社会福祉法第69条第2項の規定により届け出ます。 年 月 日 事業経営者 住 所（事務所の所在地） 氏 名（名称） ⑩ （あて先）海士町長	

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、又は用紙の枚数を増加し、この用紙に準じた届を作成すること。
- 2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

○海士町すこやか子育て支援に関する条例

(平成25年3月21日海士町条例第7号)

改正 平成27年3月13日条例第10号 平成29年9月27日条例第16号
平成30年12月27日条例第24号 令和2年6月22日条例第21号

海士町すこやか子育て支援に関する条例（平成16年海士町条例第33号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、町民の結婚を祝福し、次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を支援するとともに、育児、出産等に伴う経済的、精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと、町の活力の増進に資することを目的とする。

(事業の種類)

第2条 事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 結婚祝金交付事業
- (2) すこやか祝金交付事業
- (3) 妊娠・出産・子どもの通院費等助成事業
- (4) 不妊治療費助成事業
- (5) 保育料軽減事業
- (6) チャイルドシート購入費助成事業

改正（令2条例第21号）

(受給資格)

第3条 前条に規定する事業の交付及び助成を受けようとする者は、本町に在住し、海士町住民基本台帳に登録されている者のうち、引き続き本町に居住の意志をもつ者（以下「受給資格者」という。）とする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

改正（令2条例第21号）

- (1) 結婚祝金 受給資格者が、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出を行った後に交付する祝金
- (2) すこやか祝金 受給資格者が出産し、戸籍法第49条の規定による届出を行った後に交付する祝金
- (3) 妊娠・出産・子どもの通院費等 次に掲げる事項に係る交通費と宿泊費をいう。
 - ア 妊娠中の者が定期健診を受けたとき
 - イ 妊産婦が出産時に宿泊施設を利用したとき
 - ウ 18歳以下の子どもが精密検査等で通院をしたとき
 - エ 不妊治療のために通院をしたとき
 - オ 島前地域外出身の妊婦が、里帰り出産をしたとき
- (4) 不妊治療 一般不妊治療（不妊検査及び治療、人工授精）並びに特定不妊治療（体外授精及び顕微授精）をいう。

(事業の内容と交付額)

第5条 この事業の内容及び交付額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 この事業の交付及び助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

(祝金等の交付)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付が妥当と認めた時は速やかに交付するものとする。

(施行規則)

第8条 この条例の施行に関して、必要な事項については規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 及び 3 削除 (平29条例第16号)

附 則 (平成27年3月13日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月22日条例第21号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第5条関係） 全改（令2条例第21号）

事業の種類	事業の内容	交付額		備考
結婚祝金交付事業	婚姻したとき	1組につき 50,000ハーン		
すこやか祝金交付事業	子どもを出産したとき	1人目	100,000円	一部ハーンで支給
		2人目	200,000円	2回に分割支給、一部ハーンで支給
		3人目	500,000円	3回に分割支給、一部ハーンで支給
		4人目以降	1,000,000円	5回に分割支給、一部ハーンで支給
妊娠・出産・子どもの通院費等助成事業	母子健康手帳の交付を受けたとき	準備金	150,000円	母子健康手帳交付時と出産後の2回に分けて支給 ※多胎児の場合は、出産後の支給額に50,000円を上乗せして支給する。
	妊産婦が出産時に宿泊施設を利用したとき	レインボープラザ宿泊費	1泊 2,000円	
		レインボープラザ以外宿泊費	1泊 2,000円	36週以降の妊産婦が対象
	18歳以下の子どもが精密検査等で通院をしたとき	交通費	島後 1,300円 隠岐島外 2,600円	受診1回あたり。ただし、児童1人につき交通費に次の額を加算する。 島後 小学生：600円 中学生以上：1,300円 隠岐島外 小学生：1,300円 中学生以上：2,600円
		宿泊費	1泊 4,000円	
	不妊治療のために通院したとき	交通費	島後 1,300円 隠岐島外 2,600円	1回の妊娠につき 限度額 300,000円
		宿泊費	1泊 4,000円	
	島前地域外出身の妊婦が、里帰り出産をしたとき	里帰り先までの距離に応じて支給		限度額 50,000円 ※多胎児の場合は、限度額を100,000円とする。
不妊治療費助成事業	婚姻している夫婦が不妊治療を受けたとき	不妊治療に要した費用		一般不妊治療 限度額100,000円（年間）
				特定不妊治療 限度額100,000円（年間） ※島根県の特定不妊治療費助成に上乗せして支給する。
保育料軽減事業	第3子以降の保育料	保育料の全額		
チャイルドシート購入費助成事業	チャイルドシートを購入したとき	購入金額の1/2		補助基準上限額 40,000円

○海士町すこやか子育て支援に関する条例施行規則

(平成25年3月31日海士町規則第14号)

改正 平成27年3月31日規則第13号 平成29年9月1日規則第10号
平成30年12月27日規則第15号

海士町すこやか子育て支援に関する条例施行規則（平成16年海士町規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、海士町すこやか子育て支援に関する条例（平成25年海士町条例第7号。以下「条例」という。）第8条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 条例第2条に定める事業の交付及び助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、すこやか子育て支援金交付申請書（様式第1号から第5号まで。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請者が交付及び助成を申請する期間は、申請事由が発生してから1年以内とする。

（添付書類の提出）

第3条 町長は、前条による申請者に対し、別表第1に掲げるもののほか、交付の原因となる事実関係を証する書類の添付を命じることができる。

（審査）

第4条 町長は、申請書及び添付書類を審査し、その結果を速やかにすこやか子育て支援金交付（助成）決定（却下）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第5条 前条により交付決定を受けた申請者は、すこやか子育て支援金交付請求書（様式第8号）により請求するものとする。

（結婚祝金の交付）

第6条 結婚祝金の申請は、1組につき1回限りとする。

（すこやか祝金の交付）

第7条 すこやか祝金の交付時期については、別表第2のとおりとする。

（出産準備金の支給）

第8条 出産準備金は、母子健康手帳交付時と出産後に、それぞれ5万円を支給するものとする。

2 他市町村で母子健康手帳を交付された後に海士町へ転入した妊婦には、出産後に5万円を支給する。

3 流産等の不測の事由により出産できなかった場合も支給するものとする。ただし、保険適用外の人工妊娠中絶の場合は支給しないものとする。 追加（平27規則第13号）

4 多胎児の出産の場合は、出産後の支給額に5万円を上乗せして支給する。

追加（平30規則第15号）

（子どもの通院費等の助成）

第9条 18歳以下の子どもの通院費等については、町内及び島前管内の医療機関で対応できない検査や治療を行う場合に助成するものとし、受診前に必ず申し出を必要とする。

改正、繰下げ（平27規則第13号）

(一般不妊治療費の助成)

第10条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

2 一般不妊治療費の助成の申請者は、申請日において、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫又は妻のいずれかが本町に住所を有すること。
- (2) 夫又は妻が、医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること。
- (3) 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊検査、治療を受けた者であること。
- (4) 夫婦の住所地が異なる場合において、他の市町村との重複申請をしていないこと。

3 助成の対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療保険各法の規定による不妊治療（診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等を含む。）の自己負担額
- (2) 医療保険各法が適用されない人工授精

4 文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は、助成の対象外とする。

5 助成は、治療を開始した日の属する月から起算して12月ごとに精算を行うものとする。

繰下げ（平27規則第13号）

(チャイルドシート購入費の助成)

第11条 チャイルドシート購入費の助成は、乳幼児1人に対し1回限りとする。

2 助成額は、100円未満の額があるときは、これを切り捨てる。

繰下げ（平27規則第13号）

(支給事由の消滅)

第12条 町長は、交付を決定した者のうち、次に掲げる事由が生じたときは、交付及び助成を停止することができる。

- (1) 海士町内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 別表第2に掲げる経過年数内に対象となる子どもが死亡したとき。
- (3) 申請に虚偽の事実があるとき。

繰下げ（平27規則第13号）

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

繰下げ（平27規則第13号）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月27日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係） 改正（平27規則第13号）

結婚祝金	戸籍謄本
すこやか祝金	扶養が確認できる健康保険証の写し
出産準備金	妊娠届出書の写し 母子健康手帳
出産時の宿泊費（レインボープラザ以外）	宿泊施設の領収書
18歳以下の子どもの精密検査等の通院費	医師の意見書（様式第 2 号）若しくは診断書（様式第 2 号別紙） 医療機関の領収書 宿泊施設の領収書
不妊治療費	一般不妊治療に係る医療機関証明書（様式第 7 号） 医療機関の領収書
不妊治療のための通院費	医療機関の領収書 宿泊施設の領収書 ※夫婦それぞれ治療を受けるときは、各自必要
町外出身の妊婦の里帰り出産の費用	交通費の領収書
チャイルドシート購入費用	領収書

別表第 2（第 8 条関係）

すこやか祝金		祝 金 の 額					
		経 過 年 数					
		出生時	満 1 歳	満 2 歳	満 3 歳	満 4 歳	計
子の加算	1 人	100,000円					100,000円
	2 人	100,000円	100,000円				200,000円
	3 人	200,000円	200,000円	100,000円			500,000円
	4 人以降	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	1,000,000円

※ 満 1 歳以降の交付は、誕生日を迎える月に行う。

海士町すこやか子育て支援金（結婚祝金、すこやか祝金、転入児童生徒等奨励祝金、出産準備金、妊産婦レインボープラザ患者宿泊用ルーム等宿泊費）交付（助成）申請書

申請者	ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
	氏 名	印	性 別	男 ・ 女			
	居住地	〒684－ 海士町大字 電話番号（ ） －					

支 援 金 交 付 （ 助 成 ） の 種 類	祝 金 結 婚	夫の名前		妻の名前		
		結婚年月日		令和 年 月 日		
		対 象 児 童 氏 名				
		氏 名	生年月日	氏 名	生年月日	
	転入児童生徒等奨励祝金 すこやか祝金	平成 年 月 日生		平成 年 月 日生		
		令和 年 月 日生		令和 年 月 日生		
		令和 年 月 日生		令和 年 月 日生		
	妊産婦レインボープラザ患者宿泊用ルーム等宿泊費	不妊治療	夫の名前	妻の名前		
			(交通機関名)		(区間)	(料金)
			～		円	
～			円	合計 円		
待機 出産		☐ レインボープラザを利用する予定 ☐ その他（ ）				
		里帰り出産	実家住所			
(交通機関名)			(区間)	(料金)		
～			円			
準備金 出産		～		円	合計 円	
		出産準備金は、母子手帳交付時に5万円、出産後に5万円支給します。				
振込口座	振込銀行名					
	支店名		預金種目	普通 当座 貯蓄 その他		
	口座番号		口座名義 (カタカナ)			

令和 年 月 日

海士町長 様

海士町すこやか子育て支援金（子どもの通院等に係る）助成申請書

申請者 住 所 海士町大字
氏 名 印
電話番号 （ ） ー

海士町すこやか子育て支援に関する条例第6条の規定により、下記のとおり申請します。

対象者名	ふりがな		生 年 月 日		性 別
	氏 名		平成 令和	年 月 日	男 ・ 女
	居住地 (上記住所以外の場合)	〒 ー			
子どもの通院等に 係る助成	検診等病院名			住所	
	対象児童に ○をつける	就学前児童		小学生	中学生以上
	島後	@1,300円 × 回 =		@1,900円 × 回 =	@2,600円 × 回 =
	隠岐島以外	@2,600円 × 回 =		@3,900円 × 回 =	@5,200円 × 回 =
	宿泊料	@4,000円 × 泊 =			
	合計	円			
	○添付資料	医師の意見書（町内医療機関） 医療機関領収書 宿泊領収書			
振込先口座	農協 銀行	店		種 目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード		普 通	
	フリガナ			当 座	
	口座名義人			その他	

令和 年 月 日

海士町長 様

医 師 の 意 見 書

下記の者について、当診療所では精密検査や治療ができないので、下記の医療機関に通院する必要があります。

		医療機関名 医師氏名	⑩
対象者氏名	病 名	検査、治療先病院名	受診（予定）年月日

令和 年 月 日

海士町長 様

海士町すこやか子育て支援金（子どもの通院等に係る）助成申請書

申請者 住 所 海士町大字
氏 名 印
電話番号 （ ） ー

海士町すこやか子育て支援に関する条例第6条の規定により、下記のとおり申請します。

対象者名	ふりがな		生 年 月 日		性 別
	氏 名		平成 令和	年 月 日	男 ・ 女
	居住地 (上記住所以外の場合)	〒 ー			
子どもの通院等に 係る助成	検診等病院名			住所	
	対象児童に ○をつける	就学前児童	小学生		中学生以上
	島後	@1,300円 × 回 =	@1,900円 × 回 =	@2,600円 × 回 =	
	隠岐島以外	@2,600円 × 回 =	@3,900円 × 回 =	@5,200円 × 回 =	
	宿泊料	@4,000円 × 泊 =			
	合計	円			
	○添付資料	診断書	医療機関領収書	宿泊領収書	
振込先口座	農協 銀行	店		種 目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード		普 通 当 座 その他	
	フリガナ				
	口座名義人				

令和 年 月 日

海士町長 様

申請者
住 所 海士町大字
氏 名 印
電 話 () -

海士町すこやか子育て支援金（保育料軽減）助成申請書

海士町すこやか子育て支援に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

	保育園名	氏 名	生年月日
対 象 児 童		(第 子)	年 月 日
		(第 子)	年 月 日
		(第 子)	年 月 日
そ の 他 児 童		(第 1 子)	年 月 日
		(第 2 子)	年 月 日
		(第 子)	年 月 日
		(第 子)	年 月 日
		(第 子)	年 月 日

申請者
住所 海士町大字
氏名
電話 () 印

海士町すこやか子育て支援に関する条例第6条の規定により、下記のとおり申請します。

対象児童	氏 名			
	生年月日	平成 令和	年 月 日生	
チャイルドシート の型名				
チャイルドシート の購入価格	円			
振込先口座	農協 銀行	店	種目	口座番号
	金 融 機 関 コ ー ド	店舗コード	普 通	
			当 座	
			その他	
	フリガナ			
口 座 名 義 人				

海士町長 様

申請者
住 所 海士町大字
氏 名 印
電 話 () -

海士町すこやか子育て支援金（一般不妊治療費）助成申請書

海士町すこやか子育て支援に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

		ふりがな 氏 名	生 年 月 日	
夫			S・H	年 月 日
妻			S・H	年 月 日
住所	〒	電話		
住所（※）	〒	電話		
振込先口座	金融機関名	銀行 農協		
	店 舗 名	本店・支店・支所・出張所・代理店		
	預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他 ()		
	口 座 番 号			
	口 座 名 義 人	フリガナ		
加入保険（夫）	【種別】 国保・健保・船員・共済・その他 () 【番号】			
加入保険（妻）	【種別】 国保・健保・船員・共済・その他 () 【番号】			
本人支払額				
申 請 額				

（※）単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合等に記入してください。

【添付書類】

- ☐ 一般不妊治療医療機関証明書（様式第 8 号）
- ☐ 一般不妊治療に要した費用の領収書

令和 年 月 日

様

海士町長 印

海士町すこやか子育て支援金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった、海士町すこやか子育て支援金について、
下記のとおり交付決定（却下）したので通知します。

1. 交付決定

番号	支援金交付（助成）の種類	対象者名	金 額
1	結婚祝金		円
2	すこやか祝金		円
3	出産準備金		円
4	子どもの通院・里帰り出産交通費等		円
5	レインボープラザ以外の宿泊費		円
6	一般不妊治療費助成金		円
7	保育料軽減事業	第3子 第4子 第5子	
8	転入児童生徒等奨励祝金		50,000円× 人 計 円
9	チャイルドシート購入助成金		円

2. 却 下

却下の理由

様式第 7 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

海士町長 様

住所
医療機関の名称
医師名
印

一般不妊治療に係る医療機関証明書

下記の者については、不妊の治療を行っていることを証明します。

氏名	夫		生年月日	
	妻		生年月日	
住所	〒 電話（ ） ー			
住所（※ 1）	〒 電話（ ） ー			
主たる検査	(夫) ☐ 精液検査 (妻) ☐ ホルモン検査 ☐ 子宮卵管造影 ☐ クラミジア抗体検査 ☐ その他（ ）			
治療内容	☐ タイミング療法（実施（ ）回） ☐ 排卵誘発法 （実施（ ）回） ☐ 人工授精 （実施（ ）回） ☐ その他（ ）			
初回受診	年 月 日			
特記事項				

※ 1 単身赴任等で申請者と住所地が異なる場合のみ記入

備考 他の医療機関への紹介、治療中断等、規定以外の事由が発生した場合は、特記事項に記載すること。

令和 年 月 日

海士町長 様

申請者 住所 海士町大字
氏名

印

海士町すこやか子育て支援金交付請求書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった、海士町すこやか子育て支援金を下記の
のとおり請求します。

番号	支援金交付（助成）の種類				対象者名	金額
1	結婚祝金					円
2	すこやか祝金					円
3	出産準備金					円
4	子どもの通院・里帰り出産交通費等					限度額 円 内訳は下記参照
5	レインボープラザ以外の宿泊費					円 内訳は下記参照
6	一般不妊治療費助成金					円
7	転入児童生徒等奨励祝金					50,000円 × 人 計 円
8	チャイルドシート購入助成金					購入額 円 助成額 円
内 訳	子どもの通院に係る交通費等	交通費	島後	就学前	1,300円 × 回	計 円
				小学生	1,900円 × 回	
				中学生以上	2,600円 × 回	
			隠岐島外	就学前	2,600円 × 回	
				小学生	3,900円 × 回	
				中学生以上	5,200円 × 回	
		宿泊費		4,000円 × 泊		
		里帰り出産		往路		計 円
				復路		
	レインボープラザ以外の宿泊費助成		宿泊費	2,000円 × 泊	計 円	

○海士町助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則

(平成25年10月1日海士町規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設への入所及び第23条に規定する母子生活支援施設への入所（以下「入所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込み)

第2条 助産施設又は母子生活支援施設（以下「助産等の施設」という。）への入所を希望する者は、助産施設入所申込書（様式第1号）又は母子生活支援施設入所申込書（様式第2号）に収入の状況を証明する書類を添えて福祉事務所長（以下「所長」という。）に申込をしなければならない。

2 申込書の添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(入所の決定)

第3条 所長は、前条の申込書を受理したときは、書類の審査等により資格その他必要な事項を調査し、入所を決定したときは、助産施設入所承諾書（様式第3号）又は母子生活支援施設入所承諾書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により助産等の施設へ入所を決定したときは、当該施設の長に施設入所委託依頼書（様式第5号）により通知するものとする。

3 所長は、第1項に規定する申込者の状況を調査した結果、入所を認めないものとしたときは、助産施設入所不承諾書（様式第6号）又は母子生活支援施設入所不承諾書（様式第7号）により申込者に通知するものとする。

(入所の解除)

第4条 所長は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を解除するものとする。

(1) 入所の措置すべき事由が消滅したとき。

(2) その他入所の措置を継続することが不適当と認めたとき。

2 所長は、入所を解除したときは、助産施設入所解除決定書（様式第8号）又は母子生活支援施設入所解除決定書（様式第9号）により本人に通知するものとする。

3 所長は、第1項の規定により助産等の施設への入所を解除したときは、当該施設の長に施設入所委託解除通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(台帳の整備)

第5条 所長は、入所者台帳（様式第11号）を備え整備しておくものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

助産施設入所申込書

年 月 日

海士町福祉事務所長 様

妊産婦 住所 海士町
氏名

印

助産施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所を希望する助産施設名	第 1 希望
	第 2 希望
出 産 予 定 日	令和 年 月 日
助産の実施を希望する理由	

妊産婦の家庭状況

区分	フリガナ 氏 名	妊産婦 との 続柄	生年 月 日	性別	職業	課税の有無		備考
						本 年 度 分 市 町 村民税	前 年 分 所 得 額	
妊 産 婦 の 世 帯 員		本人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
本 籍 地								
生活保護の状況		適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始）						
社会保険の 加入状況	加入の有無	有・無	保険の種類		出産育児一時金等の額			
	被保険者の記号		番号		被保険者名			
備考								

備考

- この入所申込書は、妊産婦が次の点に注意して記入の上、福祉事務所長に提出してください。
- 申込書には、妊産婦の戸籍抄本及び徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
- 「助産の実施を希望する理由」の欄は、保健上入院助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況（例えば、住宅が狭い等）を記入してください。
- 「妊産婦の世帯員」の欄は、妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「社会保険の加入状況」の「加入の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 備考欄については、健康状況等入院助産の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

様式第2号（第2条関係）

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

海士町福祉事務所長 様

保護者 住所 海士町
氏名

印

母子生活支援施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名	第1希望
	第2希望
母子保護の実施を希望する理由	
母子保護の実施を希望する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

○入所を希望する世帯の状況

区分	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	性別	職業又は就 学の状況等	備 考
世帯員	本人					
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
本籍地						
生活保護の状況		適用なし 適用あり （ 年 月 日保護開始）				
備 考						

備考

- 1. この入所申込書は、保護者が次の点に注意して記入の上、福祉事務所長に提出してください。
- 2. 入所申込書には、保護者の戸籍抄本及び徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
- 3. 「母子保護の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 4. 「母子保護の実施を希望する期間」の欄には、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
なお、母子保護の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。
- 5. 「世帯員」の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 6. 備考欄については、健康状況等母子保護の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

様式第3号（第3条関係）

助産施設入所承諾書	
第 年 月 日	
様	
海士町福祉事務所長 印	
申込のありました助産施設への入所について次のとおり承諾いたします。	
氏 名	
入所する助産施設の名称及び所在地	
出産予定日	令和 年 月 日
徴収金の月額及び納入方法	

- 備考
- 1. 徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。
 - 2. 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 3. 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

様式第 4 号（第 3 条関係）

母子生活支援施設入所承諾書	
第 年 月 日 号	
様	
海士町福祉事務所長 印	
申込のありました母子生活支援施設への入所について次のとおり承諾いたします。	
入 所 する 保 護 者 及 び そ の 監 護 する 児 童 の 氏 名	
入 所 する 母 子 生 活 支 援 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
母 子 保 護 の 実 施 期 間	
徴 収 金 の 月 額 及 び 納 入 方 法	

- 備考
- 1. 徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。
 - 2. 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 3. 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。

第 年 月 日

様
海士町福祉事務所長 印

施設入所委託依頼書

児童福祉法第23条の規定に基づき、下記の者を貴施設へ入所させていただきますよう
お願いします。

記

1. 入所対象者

区 分	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	性 別	職業又は 就学の状況等	備 考
世帯員					施設	
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
入所する者の住所						
生活保護の状況		適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始）				

2. 入所委託期間

期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

様式第6号（第3条関係）

助産施設入所不承諾書

第 年 月 日
号

様

海士町福祉事務所長 印

申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により入所できません。

（理由）

備考 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

様式第7号（第3条関係）

母子生活支援施設入所不承諾書

第 年 月 号
日

様

海士町福祉事務所長 印

申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できません。

（理由）

備考 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

様式第 8 号（第 4 条関係）

助産施設入所解除決定書	
第 年 月 号 日	
様	
海士町福祉事務所長 印	
次のとおり助産施設の入所を解除することにしました。	
氏 名	
入所する助産施設の名称及び所在地	
入所解除の年月日	令和 年 月 日
解 除 の 理 由	

備考 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

様式第9号（第4条関係）

母子生活支援施設入所解除決定書	
第 年 月 号 日	
様	
海士町福祉事務所長 印	
次のとおり母子生活支援施設の入所を解除することにしました。	
入 所 する 保 護 者 及 び そ の 監 護 する 児 童 の 氏 名	
入 所 する 母 子 生 活 支 援 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
解 除 の 年 月 日	令和 年 月 日
解 除 の 理 由	

備考 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

海士町福祉事務所長 印

施設入所委託解除通知書

年 月 日付け第 号で入所委託した次の者の委託を解除します。

記

委託対象者

入所する保護者及びその監護する児童の氏名	
入所する母子生活支援施設の名称及び所在地	
解 除 の 年 月 日	令和 年 月 日
解 除 の 理 由	

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

入 所 者 台 帳
（助産施設・母子生活支援施設）

番 号	第 号	申込年月日	年 月 日			
申 請 者 氏 名 （妊産婦又は保護者）						
本 籍 地						
居 住 地 又 は 現 在 地						
居 住 の 始 期						
入 所 施 設 名		入 所 年 月 日	年 月 日			
		退 所 年 月 日	年 月 日			
入所者及びその世帯の状況	入所者	氏 名	続柄	生年月日	性 別	摘 要
	入所者の家族					
	入所者の租税公課					
	入所者資産及び負債					
	扶養義務者の能力					
保 護 を 要 す る 理 由						
入 所 の 経 過 及 び 保 護 費 等	入所年月日		年 月 日			
	入所の経過					
	保護費（1人1日の額）		円			

○海士町助産施設及び母子生活支援施設の入所に係る 費用徴収規則

(平成25年10月1日海士町規則第13号)

改正 平成27年4月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項の規定による費用（以下「負担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 町長は、法第22条第1項本文又は第23条第1項本文の規定による助産の実施又は母子保護の実施を行なった場合は、本人又はその扶養義務者（以下「納付義務者」という。）から負担金を徴収する。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、法第53条により定められた、それぞれの国庫負担金交付基準による徴収金基準額表を標準として町長が別に定める負担金徴収金表により算定した額とする。

2 町長は、前項の負担金の額を定め、又は改正したときは、直ちに告示する。

3 町長は、負担金の額を決定したときは、負担金徴収額決定（変更）通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(納入通知)

第4条 負担金の納入通知は、町長が発行する納入通知書によるものとする。

(納期)

第5条 納付義務者は、納入通知書により毎月末日までにその月分の負担金を町長が指定する金融機関へ納付しなければならない。ただし、助産施設に係る負担金については、分娩した日から3週間が経過する日までに納入しなければならない。

(負担金の減免)

第6条 町長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当し、負担金を納付することが著しく困難と認められる者については、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 公的扶助を受けたとき。

(2) 天災その他の災害を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別な事情があると認められるとき。

2 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、負担金減免申請書（様式第2号）にその理由を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があった場合において、負担金の減免を決定し、又は却下したときは、負担金減免決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 前3項の規定により負担金の減額又は免除を受けた者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を町長に申し出なければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月28日規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

負担金徴収額決定（変更）通知書

令和 第 年 月 号

様

海士町長 印

下記の施設入所者に係る負担金の額について、下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

入所する者の氏名	
入所する施設名	
負担金の月額	円
理由：	

備考 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

様式第 2 号（第 6 条関係）

負担金減免申請書

入所した者の氏名					生年月日	年 月 日	
入所施設名					負担金額	月額 円	
世帯構成	続柄	氏名	性別	生年月日	職業	収入（月額）	健康状態
生活状況		生活費月額					
		収入月額					
申請理由							
上記のとおり、負担金の減額・免除を申請します。 令和 年 月 日 住 所 海士町 申請人氏名 海士町長 様							

令和 第 年 月 日 号

様

海士町長 印

負担金減免決定（却下）通知書

さきに申請のあった負担金の減額・免除について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

減額・免除

入所者氏名	施設名	負担金			減額・免除の期間
		減額・免除前	減額・免除額	減額・免除後	
					年 月 日
					年 月 日

2 却下（減額・免除に該当しません。）
理由：

備考 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設通所部 自立支援ホーム
階層区分	定 義		徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割のない世帯）	4,500	2,200
C 2		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001円から40,000円まで	13,500	6,700
D 3		40,001円から70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600
D 6		403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D 7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）

D 8		1, 078, 001円から 1, 632, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85, 000円を超えるときは85, 000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42, 500円を超えるときは42, 500円とする。)
D 9		1, 632, 001円から 2, 303, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102, 900円を超えるときは102, 900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51, 400円を超えるときは51, 400円とする。)
D 10		2, 303, 001円から 3, 117, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122, 500円を超えるときは122, 500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61, 200円を超えるときは61, 200円とする。)
D 11		3, 117, 001円から 4, 173, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143, 800円を超えるときは143, 800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71, 900円を超えるときは71, 900円とする。)
D 12		4, 173, 001円から 5, 334, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166, 600円を超えるときは166, 600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83, 300円を超えるときは83, 300円とする。)
D 13		5, 334, 001円から 6, 674, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191, 200円を超えるときは191, 200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95, 600円を超えるときは95, 600円とする。)
D 14		6, 674, 001円以上	全額徴収	全額徴収
	1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。			

備

考

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定に関わらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする）とする。

なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該施設の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については、次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行なわないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

○海士町子ども等医療費助成条例

(平成17年6月30日海士町条例第14号)

改正	平成18年3月27日条例第9号	平成19年3月19日条例第5号
	平成19年6月29日条例第17号	平成20年9月30日条例第21号
	平成21年3月26日条例第11号	平成22年12月17日条例第36号
	平成25年3月21日条例第6号	平成25年6月28日条例第19号
	平成26年3月17日条例第2号	平成26年12月19日条例第26号
	平成27年3月13日条例第11号	令和2年6月22日条例第22号
	令和4年6月20日条例第11号	

海士町乳幼児等医療費助成条例（平成14年海士町条例第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子ども等の医療費を助成することにより、子ども等の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子ども等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

改正（令4条例第11号）

（定義）

第2条 この条例において「子ども等」とは、次の各号に掲げる者であって、海士町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住所をいう。）を有しているものをいう。

- (1) 出生した日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 満18歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者のうち、規則で定める疾患により病院又は診療所に入院をした者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に該当する者を除く。）として、保健所長の意見により町長の認定を受けた者

改正（令4条例第11号）

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 この条例において「社会保険各法以外の法令等」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令並びに通知をいう。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (3) 児童福祉法
- (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50条）

(7) 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知）改正（平26条例第26号）

- 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。全改（令2条例第22号）

（助成の範囲）

第3条 町は、子ども等（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）を助成対象額とする。

改正（令4条例第11号）

- 2 前項の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療をそれぞれ別に行う医療機関等とみなす。

（資格証の交付）

第4条 町長は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する者について、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき、資格証を交付するものとする。

全改（令2条例第22号）

（資格証の提示）

第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該医療機関等に対して、社会保険各法に定める保険証とともに資格証を提示しなければならない。

改正（平27条例第11号）

（助成の方法）

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによって行う。

改正（平27条例第11号）

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合において、被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、助成対象額を被保険者等に支払うことによって行う。

追加（平26条例第2号）

- 3 第2条第1項第3号に掲げる者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を被保険者等に支払うことによって行う。

改正（平27条例第11号）

- 4 被保険者等は第3条の規定による助成を受けた場合において、社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金について町から立替払いを受けたときは、当該高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金に相当する額を町に返還しなければならない。

繰下げ（平26条例第2号）

（助成の申請）

第7条 前条第2項及び第3項の規定により、助成対象額の支払を受けようとする場合の申請手続等については、規則で定める。

改正（平26条例第2号）

- 2 前項の申請は、被保険者等が医療機関等から本人負担額の請求を受けた日から起算して2年以内に行わなければならないものとし、当該期間内に申請がなされなかった本人負担額については、助成を行わないものとする。

(届出の義務)

- 第8条 被保険者等は、資格証の交付を受けた場合において、規則で定める事由に該当することとなったときは、当該事由が発生した日から14日以内に町長に届け出なければならない。

(資格証の再交付)

- 第9条 資格証を破損し、又は亡失した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があった場合は、町長は資格証を再交付するものとする。

(資格証の返還)

- 第10条 被保険者等は、第2条第1項各号に規定する子ども等でなくなったときその他第3条の規定による助成を受ける資格を失ったときは、資格証を町長に返還しなければならない。

改正(令4条例第11号)

(損害賠償との調整)

- 第11条 町長は、子ども等が第三者の行為によって生じた療養又は医療に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成対象額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に第3条の規定により助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

改正(令4条例第11号)

(費用の返還)

- 第12条 町長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成17年10月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日条例第17号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成20年4月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助

成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月26日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成20年 4 月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月17日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成22年12月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月21日条例第 6 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成25年 4 月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月17日条例第 2 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成27年 1 月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月13日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成27年 4 月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月22日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例の規定は、令和２年７月１日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（令和４年６月20日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海士町子ども等医療費助成条例の規定は、令和４年10月１日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

○海士町乳幼児等医療費助成条例施行規則

(平成17年9月30日海士町規則第12号)

改正	平成19年3月30日規則第7号	平成19年3月30日規則第9号
	平成20年9月30日規則第8号	平成21年3月1日規則第3号
	平成22年12月1日規則第8号	平成26年8月5日規則第5号
	平成26年9月19日規則第6号	平成26年12月26日規則第7号
	平成28年3月30日規則第4号	

海士町乳幼児等医療費助成条例施行規則（平成14年海士町規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 海士町乳幼児等医療費助成条例（平成17年海士町条例第14号。以下「条例」という。）の施行については、この規則に定めるところによる。

（定義）

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める疾患は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 慢性腎疾患
- (2) 慢性呼吸器疾患
- (3) 慢性心疾患
- (4) 膠原病
- (5) 神経・筋疾患
- (6) 悪性新生物
- (7) 内分泌疾患
- (8) 糖尿病
- (9) 先天性代謝異常
- (10) 血液疾患
- (11) 免疫疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患

改正（平26規則第7号）

2 条例第2条第4項に規定する社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により、精神障害者又はその扶養義務者が負担した額
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の規定により当該患者若しくはその配偶者又は扶養義務者が負担した額、並びに第37条の2第1項で規定する医療に要した費用から県が負担する額を控除した費用
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用から同条第2項の小児慢性特定疾病医療費の額を控除した費用、同法第20条に定める療育の給付を受け、同法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者が負担した額、同法第27条第1項第3号の規定による措置を受けた児童であって同法第56条第2項の規定により措置に要する費用を全額徴収された場合における

当該児童の医療に要した額及び同法第24条の20第1項の障害児入所医療に要した費用から同条第2項の障害児入所医療費の額を控除した費用

- (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条に定める医療の給付を受け、同法第21条の4第1項の規定により、当該措置を受けた者又はその扶養義務者が負担した額
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の指定自立支援医療に要した費用から同条第3項の自立支援医療費の額を控除した費用、並びに第70条第1項の療養介護医療に要した費用から同条第2項の療養介護医療費の額を控除した費用
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の指定特定医療に要した費用から同条第2項の特定医療費の額を控除した費用
- (7) 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知）に定める費用の交付を受け、同規定により対象患者が負担した額

改正（平26規則第7号）

（控除額の特例）

第3条 条例第3条第1項に規定する特別の事由は、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、乳幼児等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したときその他これらに類する事由があることにより控除額を負担することが困難と認められる場合とする。

2 前項の特別の事由に該当することについて、町長の認定を受けようとする者は、特別事由認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要に応じ、当該申請書に当該申請に係る事由を証することができる書類を添えるように求めることができる。

3 町長は、前項の申請に係る事由が第1項の特別の事由に該当すると認め、条例第3条第1項に規定する割合及び額の範囲内において控除額を決定したときは、控除額特例決定書（様式第1号の2）を交付するものとする。

4 条例第2条第1項第1号に掲げる者のうち、前項の規定により控除額特例決定書の交付を受けた者は、病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）において療養の給付並びに特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給の対象となる療養又は医療（以下「療養又は医療」という。）を受けようとするときは、当該医療機関等に控除額特例決定書を提示しなければならない。

改正（平22規則第8号）

5 第3項の規定により控除額特例決定書の交付を受けた者が、その後の事情の変更により第1項の特別の事由に該当しなくなったときは、速やかに町長にその旨を届け出るとともに、交付を受けた控除額特例決定書を返還しなければならない。

（高額療養費等の算定方法）

第4条 高額療養費又は高額介護合算療養費の世帯合算を行う場合の条例第3条第1項に規定する本人負担額に係る高額療養費又は高額介護合算療養費の額は、当該世帯の高額療養費又は高額介護合算療養費の額に助成対象者の本人負担額の合計額に占める割合を乗じて得た額とする。

全改（平21規則第3号）

（資格証の申請及び交付等）

第5条 条例第4条に規定する申請は、別表第1に掲げる書類を提出するとともに、社会保険各法に定める保険証（以下「保険証」という。）を提示して行わなければならない。

改正（平26規則第6号）

2 前項の規定にかかわらず、現有公簿等により必要事項が確認できる者（公簿等を確認することにつき町長に対し委任を行う者に限る。）は、確認できる書類に限り添付を省略することができる。改正、繰上げ（平22規則第8号）

3 町長は、第1項の申請があった場合において乳幼児等医療費の助成を受ける資格を有すると認めた者については、乳幼児等医療費助成台帳（様式第3号）に登載した上、資格証（様式第4号）を交付するものとする。改正、繰上げ（平22規則第8号）

4 町長は、第1項の申請があった場合において乳幼児等医療費の助成を受ける資格を有しないと認めたときは、乳幼児等医療費交付（更新）申請却下通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。改正、繰上げ（平22規則第8号）

（助成費の支払）

第6条 条例第6条第1項に規定する医療機関等への助成費の支払に関する事務は、島根県国民健康保険団体連合会等に委託して行う。改正（平26規則第6号）

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第6条第1項に規定する支払い方法による契約を締結していない島根県外の医療機関等において、療養又は医療を受けた場合

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に定める医療機関等以外で療養又は医療を受けた場合

(3) 社会保険各法に規定する療養費の対象となる療養（柔道整復を除く。）を受けた場合

(4) 保険証又は資格証の不携行等により、被保険者等が医療機関等において本人負担額を支払った場合

(5) その他町長が必要と認めた場合

改正（平26規則第6号）

（助成費の申請）

第7条 条例第7条第1項の規定による助成費の申請は、別表第2に掲げる書類を添付し、乳幼児等医療費助成申請書（様式第6号）を提出しなければならない。なお、高額療養費又は高額介護合算療養費の世帯合算を行う場合の医療費領収書（様式第7号の2）は、合算の対象となる者全員につき提出するものとする。改正（平21規則第3号）

2 第2条第1項に規定する疾患により病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に入院をした者として町長の認定を受けようとする者は、医療機関から慢性呼吸器疾患等11疾患群に係る医療意見書（様式第7号の3）の発行を受け、前項の書類とともに提出するものとする

（届出事項）

第8条 条例第8条に規定する規則で定める事由に該当することとなったときとは、次の各号に掲げる事項に変更があったとき又は助成を受ける資格を失ったときとする。

(1) 受給資格者の住所、氏名

(2) 乳幼児等の住所、氏名

(3) 被保険者名

(4) 保険者名

(5) 社会保険の種類

(6) 附加給付の状況

2 条例第8条の規定による届出は、乳幼児等医療費受給資格内容変更等届（様式第9号）により行うものとする。

（資格証の再交付）

第9条 条例第9条第1項の規定による届出は、乳幼児等医療費受給資格証破損亡失届（様式第10号）により行うものとする。

- 2 前項の届出にあたっては、乳幼児等医療費受給資格証再交付申請書（様式第1号の3）を提出するものとする。改正（平22規則第8号）

（第三者行為による被害の届出）

- 第10条 医療費の助成事由が第三者の行為において生じたものであるときは、被保険者等は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を乳幼児等医療費助成事由（被害）届（様式第11号）によりただちに町長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成17年10月1日以後に受ける療養又は医療について適用する。

附 則（平成19年3月30日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の乳幼児等医療費助成施行規則の規定は、平成20年4月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月1日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の乳幼児等医療費助成施行規則の規定は、平成20年4月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月1日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の海士町乳幼児等医療費助成施行規則の規定は、平成22年12月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月19日規則第6号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の海士町乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成27年1月1日以後に受けた療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係） 改正（平22規則第8号）

乳幼児等医療費助成対象者	添 付 書 類
規則第5条第1項に定める場合であつて条例第2条第1項第1号に掲げる者	1 乳幼児等医療費受給資格証交付申請書（様式第1号の3） 2 附加給付金給付証明書（様式第2号） 3 委任状（様式第12号） 4 高額療養費受領委任状 5 その他町長が必要と認める書類

別表第2（第7条関係） 改正（平26規則第7号）

乳幼児等医療費助成対象者	添 付 書 類
規則第6条第2項第1号に定める場合	1 領 収 書（様式第7号） 2 保険給付額等証明書（様式第8号）
規則第6条第2項第2号に定める場合	1 領 収 書（様式第7号） 2 保険給付額等証明書（様式第8号）
規則第6条第2項第3号に定める場合	1 領 収 書（様式第7号） 2 保険給付額等証明書（様式第8号）
規則第6条第2項第4号に定める場合	1 領 収 書（様式第7号） 2 保険給付額等証明書（様式第8号）
規則第6条第2項第5号に定める場合	1 領 収 書（様式第7号） 2 その他町長が必要と認める書類
条例第6条第3項に定める場合	1 領 収 書（様式第7号） 2 慢性呼吸器疾患等14疾患群にかかる医療意見書（様式第7号の3） 3 保険給付額等証明書（様式第8号） 4 当該年度に交付される児童手当の支給を証する書類又は課税証明書 5 附加給付金給付証明書（様式第2号） 6 委任状（様式第12号） 7 高額療養費受領委任状 8 その他町長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 3 条関係）

特 別 事 由 認 定 申 請 書		
受 給 資 格 者	資 格 証 記 号 番 号	
	氏 名	
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日
乳 幼 児 等	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
申 請 の 理 由		
上記のとおり関係書類を添えて乳幼児等医療費助成に関し、特別事由に該当することについて、認定を申請します。 令和 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 印 電話番号（ ） ー (乳幼児等との続柄) 海 士 町 長 様		

様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

第 号

控 除 額 特 例 決 定 書

受給資格者	資 格 証 記 号 番 号	
	氏 名	
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日
乳幼児等	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
控 除 額		
有 効 期 限		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
上記のとおり乳幼児等医療費助成に係る控除額を決定する。 令和 年 月 日 海 士 町 長 印		

様式第 1 号の 3（別表第 1 関係） 改正（平26規則第 6 号）

決 裁	町 長	副町長	課 長	係 長	係	受 付	
						決 定	
						台帳記入	
資格証発行		要 ・ 否				発 行	

乳幼児等医療費受給資格証 交付・再交付 申請書

乳 幼 児 等	ふりがな		生 年 月 日	平成 年 月 日		
	氏 名					
	住 所	海士町大字				

受 給 資 格 者	ふりがな		生 年 月 日	昭和 年 月 日		
	氏 名					
	住 所	海士町大字			乳幼児等 との続柄	
	電 話 番 号	() ー				

加 入 保 険	被 保 険 者 氏 名		被保険者証 の記号番号			
	保 険 種 別	協・組・船・共・国		付加給付の有無	有・無	
	保 険 者 名					

資格証 交 付 再交付	1. 出生したため	4. 亡失したため
申 請 事 由	2. 転入してきたため	5. その他 ()
	3. 破損したため	
	(交付事由発生年月日 令和 年 月 日)	

上記のとおり、乳幼児等医療費受給資格証の交付（再交付）を申請します。

令和 年 月 日

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号 () ー

(乳幼児等との続柄)

海 士 町 長 様

様式第 1 号の 3

決 裁	町 長	副町長	課 長	係 長	係	受 付	
						決 定	
						台帳記入	
資格証発行		要 ・ 否				発 行	

子ども等医療費受給資格証 交付・再交付 申請書

子 ど も 等	ふりがな		生 年 月 日	平成 年 月 日		
	氏 名			令和		
	住 所	海士町大字				

受 給 資 格 者	ふりがな		生 年 月 日	昭和 年 月 日		
	氏 名			平成		
	住 所	海士町大字			子ども等 との続柄	
	電 話 番 号	() ー				

加 入 保 険	被 保 険 者 氏 名		被保険者証 の記号番号		
	保 険 種 別	協・組・船・共・国		付加給付の有無	有・無
	保 険 者 名				

資格証 交 付 再交付	1. 出生したため	4. 亡失したため
申 請 事 由	2. 転入してきたため	5. その他 ()
	3. 破損したため	
(交付事由発生年月日 令和 年 月 日)		

上記のとおり、乳幼児等医療費受給資格証の交付（再交付）を申請します。

令和 年 月 日

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号 () ー

(子ども等との続柄)

海 士 町 長 様

様式第2号（第5条関係）

付 加 給 付 金 給 付 証 明 書

海士町長 様

保険者 住 所
 名 称
 代表者名

印

下記組合員に対し、当組合においては、次のとおり付加給付金を支給
している
していない

ことを証明します。

記

組合員氏名

組合員証番号

住所

付加給付算定方法

様式第3号（第5条関係） 改正（平21規則第3号）
（表）

乳幼児等医療費助成台帳

資格証記号番号															
受給資格者	氏名	電話番号（ ） —			生年月日	MTS		住所			乳幼児等との続柄				
		（ 変更）				MTS			（ 変更）						
乳幼児等	氏名				生年月日	H		住所							
		（ 変更）				（ 変更）									
加入保険	被保険者氏名				乳幼児等との続柄	資格証交付（再交付）	年 月 日		有効期間			摘要			
									 ~						
							 ~								
	住所					付加給付の有無	有・無 有・無	内容							
		（ 変更）							（ 変更）						
	保険種別	協・組・船・共・国		記号番号		控除額の特別	期 間		控 除 額						
		協・組・船・共・国					（ 変更）								
	保険者名					摘要	自 至								
		（ 変更）													
	所在地					摘要									
（ 変更）															

(裏)

乳 乳 幼 児 等 医 療 費 支 給 記 録

[illegible]

様式第4号（第5条関係） 改正（平26規則第6号）
（表）

乳		乳幼児等医療費受給資格証 (0歳～就学前用)			
公費負担者番号					
記号番号					
受給資格者	氏名				
	住所				
乳幼児等	氏名				
	生年月日				
	住所				
加入保険	被保険者氏名				
	記号番号				
	保険者名称				
	所在地				
受給期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
令和 年 月 日					
海士町長 印					

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、海士町乳幼児等医療費助成条例により、助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2. この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証とともに医療機関等の窓口に提示してください。
3. 助成する額は、医療費の自己負担額から医療機関ごとに1月につき医療費の1割に相当する額（ただし、医療費の1割に相当する額が入院2,000円・入院外1,000円を超える場合は入院2,000円・入院外1,000円）を控除した額となります。したがって、医療費の1割に相当する額が本人の負担となり、この本人負担は医療機関ごとに1月につき入院2,000円・入院外1,000円を限度とします。
なお、薬局等での本人負担はありません。
また、原則として内科と歯科の診療を併せて行う医療機関はそれぞれ個別の医療機関とみなします。
4. 氏名、住所、加入保険に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて町長にその旨届け出てください。
5. 受給資格を喪失したときは、速やかに市町村長に返還してください。
6. この証が破れたり、汚れたり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

海 健 第 号
令和 年 月 日

様

海士町長

印

乳幼児等医療費交付（更新）申請却下通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった海士町乳幼児等医療費助成条例に基づく資格証については、下記の理由により交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

（理由）

乳

乳幼児等医療費助成申請書

受給資格証 資格証	資格証 記号・番号		加入 保 険	被保険者 氏名	
	氏名			保険証 記号番号	
乳幼児等	氏名			保険者名	
	生年月日	平成 令和 年 月 日			
医療 機関名	名称				
	所在地				
医療 内容	入院・入院外の別	入院 ・ 入院外			
	期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
申請額金 円 内訳 本人支払額 円 (別紙領収書のとおり) 控除額 円 差引額 円 (助成対象額) 上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 電話番号 () - 海士町長 様					

子 子ども等医療費助成申請書

受給資格証 資格証	資格証 記号・番号		加入 保険	被保険者 氏名		
	氏名			保険証 記号番号		
子ども等	氏名			平成 令和	保険者名	
	生年月日	年 月 日				
医療 機関名	名称					
	所在地					
医療 内容	入院・入院外の別	入院 ・ 入院外				
	期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
申請額金 円 内訳 本人支払額 円 (別紙領収書のとおり) 控除額 円 差引額 円 (助成対象額) 上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 電話番号 () ー 海士町長 様						

様式第 7 号（第 7 条関係）

乳 乳幼児等医療費領収書	
乳 幼 児 等 氏 名	(H ・ R . . . 生)
乳 幼 児 等 住 所	
診 療 月	平成 年 月 分
保 険 診 療 総 点 数	点
その他の法令による給付金	円
受 領 額	円
上記の金額を領収しました。 令和 年 月 日 医療機関名 印 様	

様式第7号の2（第7条関係）

医 療 費 領 収 証				
(乳幼児等医療用)				
受 診 者	保 險 証 等 記 号 番 号			
	氏 名			
	住 所			
診 療 期 間 (月分)	外 来 (月の最初の診療日)	令和 年 月 日		
	入 院	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
保 險 医 療 対 象 総 点 数		点		
その他の法令による給付額		円		
受 領 額		円		
上記の金額を領収しました。 令和 年 月 日 医療機関名 開設者名 印 殿 (注) 医療機関の方へ 70歳未満の人が1月に21,000円以上の自己負担をした場合及び70歳以上75歳未満の人（老人保健法が適用される者を除く）の全ての自己負担について発行してください。 家族の方へ なお、70歳以上75歳未満の人については、入院と外来のそれぞれの自己負担額が分かるように発行してください。 この領収証を海士町役場に提出して医療費の償還納付の手続をしてください。				

慢性呼吸器疾患等11疾患群に係る医療意見書				
患者	ふりがな 氏 名		生年月日	平成 令和 年 月 日 (満 歳)
	住 所		電話 番号	() -
医療意見欄（医療機関で記入）				
発病	平・令 年 月 頃		今回初診日	令和 年 月 日
疾患群	1. 慢性腎疾患 6. 悪性新生物 2. 慢性呼吸器疾患 7. 内分泌疾患 3. 慢性心疾患 8. 糖尿病 4. 膠原病 9. 先天性代謝異常 5. 神経・筋疾患 10. 血友病等 11. 慢性消化器疾患		疾患名	
入院期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
診断に至った理由				
小児慢性特定疾患治療研究事業の認定基準を満たさないと判断した理由				
上記のとおり診断します。 令和 年 月 日 医療機関所在地： 電 話 番 号： 名称（診療科まで）： 医 師 氏 名： 印				

乳幼児等医療費助成に係る判定書

該当します。
上記については、乳幼児等医療費助成の対象患者に 該当しません。

令和 年 月 日

島根県 保健所長 印

様式第8号（第7条関係）

保 険 給 付 額 等 証 明 書

令和 年 月 日

保険者 住 所
 名 称
 代表者名

印

下記の者に対して、次のとおり保険給付をしたことを証明します。

記

1. 被保険者 住 所

氏 名

2. 保険証記号番号

3. 被扶養者氏名

4. 給付内容

診 療 月		年 月
医 療 機 関 名		
診 療 報 酬 請 求 額		円
医療費	保険対象総点数	点
	保 険 給 付 額	円
上 記 医 療 に 対 す る 家 族 医 療 費 付 加 金 給 付 額		円

様式第9号（第8条関係）

乳 乳幼児等医療費受給資格内容変更等届				
資 格 証 の 記 号 番 号				
区 分	変 更 種 別	新	旧	
受 給 資 格 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所			
乳幼児等	ふ り が な 氏 名			
	住 所			
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 氏 名			
	保 険 種 別			
	保 険 者 名			
	保 険 者 所 在 地			
	保 険 証 記 号 番 号			
	付 加 給 付 金 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	給 付 内 容			
他の制度による医療費助成を受けることとなったとき		助成制度名		
変 更 等 事 由 発 生 年 月 日				
変 更 等 事 由				
上記のとおり変更等をしたのでお届けします。 令和 年 月 日 住 所 届出人 氏 名 印 電話番号（ ） ー （乳幼児等との続柄 ） 海 士 町 長 様				

様式第9号（第8条関係）

子 子ども等医療費受給資格内容変更等届				
資 格 証 の 記 号 番 号				
区 分	変 更 種 別	新	旧	
受 給 資 格 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所			
乳幼児等	ふ り が な 氏 名			
	住 所			
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 氏 名			
	保 険 種 別			
	保 険 者 名			
	保 険 者 所 在 地			
	保 険 証 記 号 番 号			
	付 加 給 付 金 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	給 付 内 容			
他の制度による医療費助成を受けることとなったとき		助成制度名		
変 更 等 事 由 発 生 年 月 日				
変 更 等 事 由				
上記のとおり変更等をしたのでお届けします。 令和 年 月 日 住所 届出人 氏 名 印 電話番号（ ） ー （子ども等との続柄 ） 海 士 町 長 様				

様式第 1 0 号（第 9 条関係）

乳 乳幼児等医療費受給資格証破損・亡失届				
受給 資格者	資格証記号番号			生 年 月 日
	氏 名	男・女		M T S
乳 幼 児 等	氏 名			生 年 月 日
	住 所			H R
加 入 保 険	被 保 険 者 氏 名		保険証記号番号	
	保 険 者 氏 名			
乳幼児等医療費受給者資格証を破損 亡失したのでお届けします。 令和 年 月 日 届出人住所 氏 名 印 電話番号（ ） ー （乳幼児等との続柄 ） 海 士 町 長 様				

様式第 1 1 号（第10条関係）

乳 乳幼児等医療費助成事由（被害）届				
受給資格者	資格証記号番号		生 年 月 日	
	氏 名		男・女	MTS
乳幼児等	氏 名		生 年 月 日	
	住 所		HR	
被害を与えた者 （第三者）		住 所		
		氏 名		
医 療 機 関 名				
診 察 開 始 日		令和 年 月 日	診察見込期間	R ~ R
被害の状況				
上記のとおり、第三者の行為により被害を受けましたのでお届けします。 令和 年 月 日 住所 届出人 氏 名 印 （乳幼児等との続柄） 海 士 町 長 様				

様式第 1 2 号（第 5 条関係）

委 任 状

受任者

海 士 町 長 様

上記の者に対して、次の事項を委任します。

私の被扶養者である、住所 氏名
の令和 年 月 日以降の療養に係る家族療養費付加給付金の受領に関する事
ただし、保険者が当該療養に係る家族療養費に相当する金額を保険医療機関に支払う場合
であって、かつ海士町乳幼児等医療費助成条例の規定により貴町が保険の自己負担分を当
該保険医療機関等に支払う場合に限ること。

なお、上記により受領した家族療養費付加給付金については、貴町が保険医療機関等に
支払う当該医療に係る医療費に充当されたいこと。

令和 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

（被保険者証記号番号 第 号）

○海士町育児ヘルパー派遣事業要綱

(平成25年 9 月27日海士町告示第18号)

(目的)

第1条 この告示は、産前産後の体調不良及び育児ストレスにより、家事及び育児を行うことが困難な家庭に対し、育児ヘルパーを派遣し、家事及び育児を支援することにより、育児疲れや不安を軽減し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海士町とする。

(事業の対象者)

第3条 事業を利用することができるのは、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 妊娠中及び、産後6ヶ月以内の者で、体調不良や育児ストレスにより家事又は育児が困難である者
- (2) 家族等から支援を受けることができない者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 授乳、おむつ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備、その他必要な育児援助に關すること。
- (2) 食事の準備及び後かたづけ、衣類の洗濯、居室の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、関係機関との連絡、その他必要な家事援助
- (3) その他育児等に関する相談助言

(育児ヘルパーの派遣内容)

第5条 育児ヘルパーの派遣は、次の各号に掲げる基準で実施する。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 派遣時間 午前9時から午後5時までの間
- (2) 派遣回数 1日1回(2時間以内)とし、一度の出産につき20時間までとする。
- (3) 派遣範囲 派遣の範囲は、町内とし、かつ、利用者が在宅するときに限るものとする。

(利用の申請)

第6条 事業の利用を希望する者は、育児ヘルパー派遣事業利用申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(利用の承認)

第7条 町長は、前条に規定する申請に基づき、資格要件を審査し、必要に応じた情報収集等を行い、利用の可否を決定し、育児ヘルパー派遣事業利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(報告)

第8条 育児ヘルパーは、事業を実施した翌月10日までに、前月分の育児ヘルパー派遣事業報告書(様式第3号)をまとめ、これに請求書(様式第4号)を添付して、町長に提出しなければならない。

(派遣料)

第9条 町長は前条に掲げる報告書及び請求書に基づき、別表第1に掲げる金額を派遣料として育児ヘルパーに支払うものとする。

- 2 町長は、育児ヘルパーの自宅から利用者宅までの距離が2 km以上あり、育児ヘルパーが所有する車で移動した場合は、別表第2に規定する交通費を支給する。
- 3 育児ヘルパー利用者は、利用料として1時間につき500円（消費税を含む。）を負担するものとする。ただし、利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける世帯に属する場合は費用負担を要しない。

（育児ヘルパーの登録）

第10条 育児ヘルパーは、育児ヘルパー登録申請書（様式第5号）を町長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 町長は、育児ヘルパーとしての適性が不相当と判断したときは、登録を抹消することができるものとする。

（賠償責任）

第11条 育児ヘルパーの活動中における事故については、町が加入し費用を負担する傷害・賠償責任保険及び傷害保険の補償の範囲内において町が責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第12条 育児ヘルパーは、この要綱に定める業務を行うにあたって、派遣された家庭に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

ヘルパー派遣料

派遣時間	基準単価	支払い月
1時間につき	2,000円	毎月

別表第2（第9条関係）

交通費

ヘルパー自宅から利用者宅までの距離	1回の派遣に係る交通費
片道2キロ以上5キロ未満	100円
片道5キロ以上	200円

様式第 1 号（第 6 条関係）

育児ヘルパー派遣事業利用申請書

年 月 日

海士町長 様

下記のとおり育児ヘルパー派遣事業の利用を申請します。
また、派遣の決定にあたり、この申請書に記載された情報を育児ヘルパーに提供されることを承諾します。

利用 者	ふりがな 氏 名	印		生年月日 年 月 日生（ 歳）	
	住 所	隠岐郡海士町大字		連絡先	TEL 緊急連絡先
出産日 （出産予定日）		年 月 日			
同居 家族	氏名	利用者 との続柄	生年月日	勤務先・通学先等	
申請理由		☐ 出産前後で支援者がいないので、家事や育児に困難を来している。 ☐ 体調不良等により身の回りのことや家事、育児に困難を来している。 ☐ その他（ ）			
希望する支援		該当する項目に「○」をつけてください。 1. 食事の準備及びかたづけ 2. 食材、生活必需品等の買い物 3. 居室の掃除及び整理整頓 4. 衣類の洗濯 5. 育児に関すること（授乳・沐浴介助等） 6. その他（ ）		【自宅案内図】	
備 考					

※裏面のサービス利用希望日をご記入下さい。

サービス利用希望日時 太枠の中を記入して下さい。

※ 1 日 2 時間、合計20時間まで利用できます。

※記入不要

	利用日	利用時間	派遣ヘルパー	備考
1		: ~ :		
2		: ~ :		
3		: ~ :		
4		: ~ :		
5		: ~ :		
6		: ~ :		
7		: ~ :		
8		: ~ :		
9		: ~ :		
10		: ~ :		
11		: ~ :		
12		: ~ :		
13		: ~ :		
14		: ~ :		
15		: ~ :		
16		: ~ :		
17		: ~ :		
18		: ~ :		
19		: ~ :		
20		: ~ :		

(備考)

様式第2号（第7条関係）

育児ヘルパー派遣事業利用決定・（却下）通知書

令和 年 月 日

様

海士町長

令和 年 月 日付で申請のあった育児ヘルパー派遣事業の利用について、下記のとおり決定・却下しましたので通知します。

記

1. 利用者氏名等

【氏名】

【住所】

2. 利用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 利用時間 午前9時から午後5時までで、1日1回（2時間以内）、一度の出産につき合計20時間以内

4. 利用料1時間当たり 500円

（利用料は、実績報告に基づき、町から請求します。納付書により町にお支払いください。）

5. 支援内容

1. 食事の準備及びかたづけ
2. 食材、生活必需品等の買い物
3. 居室の掃除及び整理整頓
4. 衣類の洗濯
5. 育児に関すること（授乳・沐浴介助等）
6. その他（ ）

6. 利用上の注意点

- (1) 育児ヘルパーの訪問中は、利用者本人が必ず在宅してください。
- (2) キャンセルの場合は、前日の午後5時までに役場健康福祉課まで連絡をして下さい。

※ 却下の理由

様式第3号（第8条関係）

育児ヘルパー派遣事業実施報告書（ 月分）

ヘルパー氏名

利用者氏名

	利用日	利用開始・終了時間	利用時間数	交通費加算	支援内容	利用者 確認印
1	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
2	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
3	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
4	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
5	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
6	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
7	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
8	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
9	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
10	／（ ）	時 分 時 分	時間	約 km		
合 計	利用回数 回					

◎利用時間数

1回の利用が1時間未満の場合は1時間とみなし、1時間を超えて2時間未満の端数が生じた場合は2時間として算定する。

◎交通費

育児ヘルパーの自宅から利用者宅まで、育児ヘルパーが所有する車で移動した場合は、その距離に応じた交通費を支払う。

◎支援内容は以下の番号を記入

1. 食事の準備及びかたづけ
2. 食材、生活必需品等の買い物
3. 居室の掃除及び整理整頓
4. 衣類の洗濯
5. 育児に関すること（授乳・沐浴介助等）
6. その他（ ）

様式第 4 号（第 8 条関係）

海士町育児ヘルパー派遣事業費請求書

令和 年 月 日

海士町長 様

育児ヘルパー
住 所 海士町
氏 名 印

海士町育児ヘルパー派遣事業実施要綱に基づき下記のとおり請求します。

金 円

ただし、海士町育児ヘルパー派遣事業費平成 年 月分として

様式第 5 号（第10条関係）

育児ヘルパー派遣登録申請書

育 児 へ ル パ ー 登 録 希 望 者	氏 名				
	住 所				
	連 絡 先				
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
	職 業				
	育児経験の有無			あり ・ なし	
	職業（例：福祉、保育関連）として介護・育児経験の有無			あり ・ なし	
	履歴				
上記のとおり海士町育児ヘルパー派遣事業実施要綱に基づき、育児ヘルパーとして登録を申請します。 令和 年 月 日 氏 名 印 海士町長 様					
口座振替依頼欄	銀行 金融機関コード	店 店舗コード	種 目	口座番号	
			普 通		
			当 座		
	その他				
口座名義人					

○海士町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例

(平成20年 3 月25日海士町条例第 3 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 の規定に基づき、町内の小学校の児童（町長が特に認めた児童を含む。）で保護者の就労等のため放課後等の家庭保育が困難な児童（以下「放課後児童」という。）に対し、一定時間の生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るため、海士町放課後児童クラブ室（以下「児童クラブ室」という。）を設置し、その管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 クラブ室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
海士町放課後児童クラブ室	海士町大字海士3980番地13

(管理運営)

第 3 条 町長は、必要があると認めるときは、放課後児童クラブ室の管理運営を、法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用料金)

第 4 条 放課後児童にかかる利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

2 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

○海士町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(平成27年3月13日海士町条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するための設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「放課後児童健全育成事業」とは、法第6条の3に規定する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業者の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図らなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害

に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。
(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品(以下「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助する者(以下「補助員」という。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する

学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の事業の実施地域

(7) 事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（設備の経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において放課後児童健全育成事業を行っていた場所であって、施行日以後においても放課後児童健全育成事業所であるものについては、施行日から平成32年3月31日までの間、第9条第2項の規定は、適用しない。

（職員の経過措置）

- 3 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

○海士町妊婦・乳幼児健康診査事業実施要綱

(平成31年3月13日海士町告示第5号)

海士町妊婦・乳幼児健康診査事業実施要綱（平成28年海士町告示第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条の規定により実施される妊婦及び乳幼児の健康診査の一層の徹底を図るため、妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査、1歳6か月児精密健康診査及び3歳児精密健康診査（以下「妊婦乳幼児等健康診査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は海士町とする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 妊婦一般健康診査については、全妊婦を対象とする。
- (2) 乳児一般健康診査については、全乳児を対象とする。
- (3) 1歳6か月児精密健康診査については、一般健康診査の結果、精密健康診査を要すると認めた幼児とする。
- (4) 3歳児精密健康診査については、一般健康診査の結果、精密健康診査を要すると認めた幼児とする。

2 海士町以外の市町村で母子健康手帳を交付され、妊婦一般健康診査の対象となる妊婦が転入した場合は、同日における妊娠週数に応じた範囲内で、妊婦一般健康診査の対象者とする。

3 前2項に掲げる対象者が他の市町村に転出する場合は、未使用の受診票を返却するものとする。

（実施方法）

第4条 この事業は次の方法により実施する。

- (1) 医療機関に委託して行う健康診査 妊婦乳幼児等健康診査は町長と委託契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において行うものとする。
- (2) (1)以外で行う健康診査 前号の規定に関わらず、里帰り出産等のやむを得ない理由により委託医療機関以外の医療機関（国外を除く。）において受診するときは、その医療機関の規程に沿って行うものとする。

（健康診査の種類）

第5条 次に掲げる一般健康診査及び精密健康診査を実施する。

- (1) 妊婦一般健康診査
- (2) 乳児一般健康診査
- (3) 1歳6か月児精密健康診査
- (4) 3歳児精密健康診査

（健康診査の内容）

第6条 医療機関に委託して行う健康診査の内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊婦一般健康診査

ア 受診の手続

(ア) 町長は、母子健康手帳を交付時、妊婦にこの制度を説明し、妊婦一般健康診査受診票（様式第1号から第14号まで）を交付する。

(イ) 妊婦は委託医療機関に妊婦一般健康診査受診票を提出し健康診査を受ける。

イ 受診の回数等

妊婦1人につき14回以内とし、原則として妊娠12週前後、14週前後、16週前後、20週前後、24週前後、26週前後、28週前後、30週前後、32週前後、34週前後、36週前後、37週前後、38週前後及び39週前後の各1回とする。ただし、多胎については上限回数を定めない。

ウ 健康診査の内容

(ア) 問診及び診察（血圧・体重測定含む）

(イ) 尿化学検査（尿中一般物質定性半定量検査）

(ウ) 保健指導

(エ) 栄養指導

(オ) 血液検査（血液型（ＡＢＯ血液型、ＲＨ血液型）、赤血球不規則抗体検査）、梅毒血清反応検査、ＨＩＶ抗体価検査、風疹ウイルス抗体価検査、Ｂ型肝炎抗原検査、Ｃ型肝炎抗体検査、末梢血液一般検査、グルコース検査及びＨＴＬＶ－１抗体検査

(カ) 微生物学的検査（溶血性レンサ球菌及び性器クラミジア）

(キ) 超音波検査

(ク) 子宮頸部がん検診（細胞診）

ただし、既に実施したものについては一部を省略し、又は必要に応じてその他の検査を行うことができる。

(2) 乳児一般健康診査

ア 受診の手続

(ア) 町長は、妊娠届出時に乳児一般健康診査受診票（様式第15号）を母子健康手帳とともに交付する。

(イ) 乳児の保護者は委託医療機関に乳児一般健康診査受診票を提出し、健康診査を受ける。

イ 受診の回数

乳児1人につき、2回以内とする。

ウ 健康診査の内容

(ア) 問診及び診察

(イ) 尿化学検査（試験紙などによる半定量検査）

(ウ) 血液検査

(3) 1歳6か月児精密健康診査

ア 受診の手続

(ア) 町長は、1歳6か月児一般健康診査の結果、精密健康診査を必要と認めた児については、その保護者に対し、1歳6か月児精密健康診査受診票（様式第16号）を交付し、受診をすすめるものとする。

(イ) 1歳6か月児の保護者は、1歳6か月児精密健康診査受診票を委託医療機関に提出し精密健康診査を受ける。

イ 受診の回数

幼児1人につき、各検査を1回までとする。

ウ 健康診査の内容

- (ア) 1歳6か月児の異常に関する検査のうち、診断の確定に必要なもの
- (イ) 専門医師による診察及び必要な精密検査

(4) 3歳児精密健康診査

ア 受診の手続

- (ア) 町長は、3歳児一般健康診査の結果、精密健康診査を必要と認めた児については、その保護者に対し、3歳児精密健康診査受診票（様式第16号）を交付し、受診をすすめるものとする。
- (イ) 3歳児の保護者は、3歳児精密健康診査受診票を委託医療機関に提出し精密健康診査を受ける。

イ 受診の回数

幼児1人につき、各検査を1回までとする。

ウ 健康診査の内容

- (ア) 3歳児の異常に関する検査のうち、診断の確定に必要なもの
- (イ) 専門医師による診察及び必要な精密検査

（費用の請求及び支払い）

第7条 町長は、委託医療機関と第4条第1号に関する委託契約を締結し、当該契約に基づく本制度にかかる健康診査の費用を支払うものとする。

2 委託医療機関が健康診査の実施に係る費用を請求しようとするときは、健康診査の種類ごとに1月分をまとめて母子保健診療報酬総括表（様式第17号）を作成し、当該受診票を添えて診療月の翌月10日までに、県内の委託医療機関は島根県国民健康保険団体連合会に、県外の委託医療機関は町長に提出するものとする。

3 島根県国民健康保険団体連合会は、委託医療機関から請求書が提出されたときは、請求書の内容を審査の上、速やかに委託医療機関に支払うものとする。

4 島根県国民健康保険団体連合会は、前項の請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、受診票を添えて当該費用を町長に請求するものとする。

5 委託医療機関が妊婦乳幼児等健康診査について町長に請求できる額は、契約書に記載した金額とする。

6 第4条第2号に規定する妊婦乳幼児等健康診査を受診した妊婦は、申請により、当該健康診査等に要した費用のうち、第6条第1号に規定する内容及び回数について、海士町が負担する額の総額を上限として助成を受けることができる。ただし、多胎については上限額を通常の2倍とする。

（母子健康手帳の活用）

第8条 本制度による健康診査を受けようとする場合、対象者は受診票とともに母子健康手帳を委託医療機関に提出することとし、当該委託医療機関は母子健康手帳の記載事項を参考に健康診査を実施すること。なお、町長は、その円滑な実施を図るため、その都度母子健康手帳に必要事項が記載されるよう関係者の協力を得ること。

（事後指導）

第9条 委託医療機関は、健康診査の結果に基づき、必要に応じて、次の事後指導を行うこと。この場合、町長は、当該委託医療機関と連絡を密にし、これら事後指導が円滑に行われるよう配慮すること。

- (1) 健康診査の結果、保健指導を要する者については、事後の保健指導が円滑に行われるよう指導するとともに、必要に応じ訪問指導などを行うこと。

(2) 健康診査の結果、医療を要するものについては、各種医療保険などの活用により医療が円滑に行われるよう指導するとともに、妊娠高血圧症候群、身体障害等については妊娠高血圧症候群等療養援護、育成医療の給付、結核児に対する療育医療の給付、小児慢性特定疾患治療給付等の受給について指導すること。

2 委託医療機関は、前項の事後指導を行う場合、妊婦にあつては診療情報提供書により情報の提供を行うものとする。

(実施状況の把握)

第10条 町長は、この制度による健康診査の実施状況を明確にするため、母子健康手帳交付台帳(様式第18号)並びに1歳6か月児及び3歳児精密健康診査受診票交付台帳(様式第19号)を備え、記録するものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第11条 本制度による健康診査の関係者は、職務上知り得た個人の秘密の保持に最大の配慮を払うとともに、知り得た情報を本制度以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第 1 回補助券
（12週前後）

No（ ） 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

健康診査の所見又は今後必要な処置	妊 娠 週 数	週				
	尿 化 学 検 査	蛋白（ ） ・ 糖（ ）				
	血 圧 測 定	～ mm/Hg				
	体 重 測 定	kg				
	貧 血 検 査	Hb g/dl				
	血 糖	mg/dl				
	梅 毒 血 清 反 応 検 査 （ T P H A 試 験 （ 定 性 ） ）	実施 ・ 実施せず				
	B 型 肝 炎 抗 原 検 査 （ H B s 抗 原 ）	実施 ・ 実施せず				
	C 型 肝 炎 抗 体 検 査 （ H C V 抗 体 価 （ 定 性 、 定 量 ） ）	実施 ・ 実施せず				
	不 規 則 抗 体 検 査	実施 ・ 実施せず				
	風 疹 ウ イ ル ス 抗 体 価 検 査	実施 ・ 実施せず				
	H I V 抗 体 価 検 査	実施 ・ 実施せず				
	性 器 ク ラ ミ ジ ア 検 査 （ ク ラ ミ ジ ア ト ラ コ マ チ ス 核 酸 同 定 ）	実施 ・ 実施せず				
	超 音 波 検 査	実施 ・ 実施せず				
	判 定	1. 異常なし 2. 妊娠高血圧症候群（疑） 3. 貧血症（疑） 4. 糖尿病（疑） 5. その他（ ）				
子宮頸がん検診 （細胞診）	◆①～⑤の当てはまる判定に○をしてください。					
	【細胞診結果】					
		精検不要	要精検査			
	ベセスダシステム	①NILM	②LSIL	③HSIL	④SCC	⑤その他（ ）
年 月 日 担当者氏名 印						

----- 切り取り線 -----

No（ ）

⑨－1 妊婦一般健康診査費請求書						
金 円		市町村国保コード				
妊婦氏名		3 2 0 9 9 4				
上記のとおり		についての健康診査に要した費用を請求します。				
		年 月 日				
委託医療機関の住所・名称・氏名						
海士町長 様		印				

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重、身長）、保健指導）、血液検査（血液型（ABO・Rh）、不規則抗体検査、血算（貧血等）、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、性器クラミジア検査、子宮頸癌検診、超音波検査）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠12週前後に専門医（産婦人科）で受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第2号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第2回補助券
(14週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊娠週数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導 ④栄養指導 年 月 日 担当者氏名 印	

----- 切り取り線 -----

No()

⑨-2 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、栄養指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外には使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠14週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第3号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第3回補助券
(16週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。

年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊 娠 週 数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導	
年 月 日	
担当者氏名	印

切り取り線

No()

⑨-3 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。
	年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠16週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第4号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第4回補助券
(20週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊 娠 週 数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③超音波検査 ④保健指導 年 月 日 担当者氏名 印	

切り取り線

No()

⑨-4 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、超音波検査）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠20週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第5号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第5回補助券
(24週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊娠週数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導 ④栄養指導 年 月 日 担当者氏名 印	

----- 切り取り線 -----

No()

⑨-5 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、栄養指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠24週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第6号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第6回補助券
(26週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊娠週数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導 年 月 日 担当者氏名 印	

----- 切り取り線 -----

No()

⑨-6 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠26週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第7号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第7回補助券
(28週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

健康診査の所見又は今後必要な処置	妊 娠 週 数	週
	尿 化 学 検 査	蛋白 () ・ 糖 ()
	血 圧 測 定	～ mm/Hg
	体 重 測 定	kg
	貧 血 検 査	Hb g/dl
	血 糖	mg/dl
	H T L V - 1 抗 体 検 査 (HTLV-1抗体価 (半定量))	実施 ・ 実施せず
	判 定	1. 異常なし 2. 妊娠高血圧症候群 (疑) 3. 貧血症 (疑) 4. 糖尿病 (疑) 5. その他 ()
年 月 日 担当者氏名 印		

----- 切り取り線 -----

No()

⑨-7 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。
年 月 日	
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導）、血液検査（血算（貧血等）、血糖、HTLV-1抗体検査）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠28週前後に専門医（産婦人科）で受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第8号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第8回補助券
(30週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。

年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊 娠 週 数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導	
年 月 日	
担当者氏名	印

切り取り線

No()

⑨ー8 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。
	年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠30週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第9号（第6条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第9回補助券
(32週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。

年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊 娠 週 数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導 ④栄養指導 年 月 日 担当者氏名 印	

切り取り線

No()

⑨-9 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、栄養指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外には使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠32週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第 10 号（第 6 条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第10回補助券
(34週前後)

No () 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

健康診査の所見又は今後必要な処置	妊 娠 週 数	週
	尿 化 学 検 査	蛋白 () ・ 糖 ()
	血 圧 測 定	～ mm/Hg
	体 重 測 定	kg
	B 群 溶 血 性 レ ン サ 球 菌 (G B S)	実施 ・ 実施せず
	超 音 波 検 査	実施 ・ 実施せず
	判 定	1. 異常なし 2. 妊娠高血圧症候群 (疑) 3. 貧血症 (疑) 4. 糖尿病 (疑) 5. その他 ()
	年 月 日	担当者氏名 印

----- 切り取り線 -----

No ()

⑨-10 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。
	年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠34週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第11回補助券
(36週前後)

No () 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊娠週数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導 年 月 日 担当者氏名 印	

----- 切り取り線 -----

No ()

⑨-11 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠36週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第 1 2 号（第 6 条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第12回補助券
(37週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

健康診査の 所見又は今後 必要な処置	妊 娠 週 数	週
	尿 化 学 検 査	蛋白 () ・ 糖 ()
	血 圧 測 定	～ mm/Hg
	体 重 測 定	kg
	貧 血 検 査	Hb g/dl
	栄 養 指 導	実施 ・ 実施せず
	判 定	1. 異常なし 2. 妊娠高血圧症候群（疑） 3. 貧血症（疑） 4. 糖尿病（疑） 5. その他 ()
	年 月 日	担当者氏名 印

----- 切り取り線 -----

No()

⑨-12 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。
	年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、栄養指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠37週前後に専門医（産婦人科）で受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第 1 3 号（第 6 条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第13回補助券
(38週前後)

No() 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。
年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊娠週数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③超音波検査 ④保健指導 年 月 日 担当者氏名 印	

切り取り線

No()

⑨-13 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導、超音波検査）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠38週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第 1 4 号（第 6 条関係）

妊婦一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

第14回補助券
(39週前後)

No () 太枠の中を記入してから受診して下さい。

妊 婦 氏 名		生 年 月 日	年 齢	歳
居 住 地	島根県隠岐郡海士町大字			
妊 娠 届 出 年 月 日				

上記妊婦の一般健康診査を依頼します。

年 月 日

海士町長

委託医療機関の長 様

妊娠週数	週
下記のとおり一般健康診査を実施しました。 ①問診及び診察（血液測定、体重測定） ②尿化学検査 ③保健指導	
年 月 日	
担当者氏名	印

----- 切り取り線 -----

No ()

⑨-14 妊婦一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード
妊婦氏名	3 2 0 9 9 4
上記のとおり	についての健康診査に要した費用を請求します。
	年 月 日
委託医療機関の住所・名称・氏名	
海士町長 様	印

- (注) 1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で、妊婦一般健康診査（基本的な妊婦健康診査（健康状態の把握、定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、保健指導）を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は海士町に報告されます。
4. 妊娠39週前後に受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申し出ください。

様式第 1 5 号（第 6 条関係）

乳児一般健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

No.（ ）

乳 児 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	生 後 月	
居 住 地	隠岐郡海士町	保護者氏名			
上記乳児の一般健康診査を依頼します。 年 月 日 海士町長 委託医療機関の長 殿					
診 察 所 見					
栄 養 別	母乳、混合、人工	心 雑 音	なし、あり	股関節開排制限	なし、あり
出生時体重	g	斜 頸	なし、あり	尿 化 学 検 査	
(現在) 体 重 身 長 胸 囲 頭 囲	g cm cm cm	頭 蓋 ろ う	なし、あり	血 液 検 査	
		貧 血	なし、あり	そ の 他	
健康診査の所見又は 今後必要な処置	1 異常なし 2 要精密検査 3 要治療（病名 年 月 日 担当医師氏名 印				

No.（ ）

③ 乳児一般健康診査費請求書	
金 円	市町村国保コード 3 2 0 9 9 4
乳児氏名	
上記のとおり（ ）についての健康診査に要した費用を請求します。 年 月 日 委託医療機関の名称 住所 氏名 海士町長 殿	

- (注) 1. 乳児一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡し下さい。
2. この票で乳児一般健康診査を受けるときは、その費用は、公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
3. この票は本人以外は使用できません。
4. 生後 1 ヶ月あるいは 4 ヶ月に専門医（小児科）で受診されることをおすすめします。
5. 県内他市町村へ住所を移された方は、転居先の市町村（担当課）へ受診票の交換をお申出下さい。

様式第 16 号（第 6 条関係）

No.（発行番号）		1 歳 6 ヶ月児 健康診査 精密健康診査（判定相談）受診票 3 歳児	
児童氏名及び 生年月日		年 月 日生	
保護者氏名			
居住地	島根県隠岐郡海士町		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
健康診査 （判定） 依頼要旨			
	年 月 日 委託医師（児童相談所長） 殿 海士町長 印		

検査（請求）内容	点数	所見又は今後の処置		
	点			
		区 分	医療保険等負担分	請求金額（自己負担相当分）
		請 求		
		（審査決定）		
		年 月 日		
計		委託医師名（判定員）		印

----- 切り取り線 -----

No.（発行番号）		1 歳 6 ヶ月児・3 歳児精密健康診査費請求書	
海士町長 殿	金	円	市町村国保コード 3 2 0 9 9 4
児童氏名			
上記のとおり（ ）についての精密健康診査に要した費用を請求します。			
委託医師 住所 氏名		印	

- （注） 1. 1 歳 6 ヶ月精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡し下さい。
2. この票で 1 歳 6 ヶ月精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。（医療保険の適用者はこの票と一緒に保険証を提出して下さい。）
3. この票は本人以外は使用できません。

様式第 1 7 号（第 7 条関係）

年 月分 母子保健法診療報酬総括表（一般・精密）

年 月 日

市町村国保コード

3	2	0	9	9	4

保険医療機関コード

海士町長 様

保険医療機関の所在地及び名称

開設者名

印

区分			件数	請求額	備考
一般健康診査	妊婦一般 ⑨	請求	件	円	
		決定			
	乳児一般（前期） ③	請求			
		決定			
	乳児一般（後期） ④	請求			
		決定			
精密健康診査	妊婦精密検査 ⑤	請求			
		決定			
	乳児精密 ⑥	請求			
		決定			
	1 歳 6 か月児精密 ⑦	請求			
		決定			
	3 歳児精密 ⑧	請求			
		決定			

- （注） 1. 医療機関では、請求欄のみ記入すること。
2. 一般健康診査と精密健康診査は、それぞれ別に総括表を添付すること。

様式第18号（第10条関係）

母子健康手帳交付台帳

[illegible]

様式第19号（第10条関係）

1歳6か月児、3歳児精密健康診査受診票交付台帳

[illegible]

○海士町産婦健康診査実施要綱

(令和4年4月1日海士町告示第12号)

(趣旨)

第1条 この告示は、産婦の健康管理の充実、産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るため、町が医療機関に委託して実施する産婦健康診査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 産婦健康診査の実施主体は、町とする。

(産婦健康診査の対象者)

第3条 産婦健康診査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有する全産婦とする。

(医療機関への委託)

第4条 産婦健康診査は、町と委託契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において行うものとする。

(産婦健康診査の手続き)

第5条 町長は、妊娠届出を行った対象者に対し、産婦健康診査受診票（様式第1号）を母子健康手帳交付時に併せて交付するものとする。

2 産婦健康診査を受けようとする対象者は、前項の規定による産婦健康診査受診票を委託医療機関に提出して産婦健康診査を受診するものとする。

(産婦健康診査の受診回数等)

第6条 産婦健康診査は、1人につき1回とし、原則として出産後1月前後の1回とする。

(産婦健康診査の内容)

第7条 産婦健康診査の内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、既に実施したものについては一部を省略し、又は必要に応じてその他の検査を行うことができる。

- (1) 問診及び診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- (2) 体重・血圧測定
- (3) 尿検査（蛋白・糖）
- (4) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
- (5) 前各号に定めるもののほか、医療機関が必要と認めた検査（ただし、健診単価を超える場合は対象外とする。）

(産婦健康診査の費用の請求及び支払)

第8条 委託医療機関は、産婦健康診査の費用を請求しようとするときは、産婦健康診査を行った1月分の費用を記載した請求書に当該産婦健康診査受診票を添えて、当該診査を行った月の翌月10日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、委託医療機関から産婦健康診査に係る費用の請求があったときは、請求書の内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに委託医療機関に支払うものとする。

(産婦健康診査の特例)

第9条 町長は、対象者がやむを得ない事情により、委託医療機関以外で産婦健康診査を受診した場合は、当該産婦健康診査について町が負担する額を上限に助成を行うものとする。

2 前項の規定による助成を受けようとする対象者は、受診後6月以内に、産婦健康診査費用償還払い申請書（様式第2号）に産婦健康診査の結果が記載された産婦健康診査受

診票及び産婦健康診査を行ったものの発行した領収書を添えて、町長に提出しなければならない。

（母子健康手帳の活用）

第10条 対象者は、母子健康手帳を産婦健康診査のときに委託医療機関に提出しなければならない。

2 町長は、母子健康手帳の円滑な活用を図るため、その都度母子健康手帳に必要事項が記載されるよう関係者の協力を得るものとする。

（産婦健康診査の事後指導）

第11条 町長又は委託医療機関は、産婦健康診査の結果に基づき必要に応じ、次の各号に掲げる事後指導を対象者に対し行うものとする。この場合において、町長は、医療機関その他の関係機関と連携を密にし、これら事後指導が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(1) 産婦健康診査の結果、保健指導を要するときは、保健指導票の活用等により事後の保健指導が円滑に行われるよう指導するとともに、必要に応じ訪問指導等を行うものとする。

(2) 産婦健康診査の結果、医療を要するときは、各種医療保険等の活用により医療が円滑に行われるよう指導するものとする。

（実施状況の把握）

第12条 町長は、産婦健康診査の実施状況について記録するものとする。

（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

第13条 産婦健康診査の関係者は、職務上知り得た個人の秘密の保持に最大の配慮を払うとともに、知り得た情報を本制度以外の目的に使用してはならない。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、産婦健康診査事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略

○海士町新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱

(平成28年 4 月28日海士町告示第10号)

(趣旨)

第1条 この告示は、聴覚に関する異常を早期に発見し、早期に児及び保護者に支援を行うことを目的として実施する新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 聴覚検査費用助成事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に登録されている、聴覚検査を受けた新生児の保護者とする。

(助成対象の検査)

第3条 助成の対象となる検査は、次に掲げる聴覚検査とする。

- (1) 検査方法 自動聴性脳幹反応検査（A A B R）、聴性脳幹反応検査（A B R）又は耳音響放射検査（O A E）
- (2) 実施方法
 - ア 新生児期の入院又は外来において実施するもの
 - イ 特別な事情がある場合には、生後6箇月までに実施するもの

(助成額)

第4条 助成額は、聴覚検査に要する費用とし、8,000円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 聴覚検査の助成を受けようとするものは、海士町新生児聴覚検査費用助成事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 母子健康手帳（聴覚検査結果の写し）
- (2) 聴覚検査の領収書

(助成金の交付)

第6条 町長は前条の申請書を審査し、適当であると認めた時は、海士町新生児聴覚検査費用助成事業交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、助成金を支払うものとする。

(事後指導)

第7条 町長は、検査の結果、再検査が必要であった児及びその保護者に対し、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、訪問指導等の事後指導及び支援を行うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽り或其他不正な手段により、聴覚検査費用の助成を受けた者に対し、当該交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

海士町新生児聴覚検査費用助成事業申請書

令和 年 月 日

海士町長 様

申請者 住所 海士町大字
氏名 印
新生児との続柄
電話番号 () ー

下記のとおり新生児聴覚検査費用の助成を申請します。
なお、必要な場合に、町長が医療機関に対し検査内容等を照会することについて同意します。

記

新 生 児 の 氏名・生年月日	氏名			
	生年月日	令和	年	月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日			
申 請 額	金 円 新生児聴覚検査に直接要した費用。ただし、8,000円を上限とします。			
振 込 先	☐ 出産準備金振込口座と同じ口座に振り込み希望 ☐ 児童手当と同じ口座に振り込み希望 ☐ 下記の口座に振り込み希望（下記に記入してください。）			
	金融機関名		支店名	
	ふりがな 口座名義			普通 当座
	口座番号			

注)太枠の中をご記入ください。

- 【添付書類】 新生児聴覚検査に係る領収書
【持参書類】 母子健康手帳

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

海士町新生児聴覚検査費用助成事業交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新生児聴覚検査費用助成については、
下記のとおり助成することに決定しましたので通知します。

記

助成金額： 金 _____ 円

○海士町難聴児補聴器給付事業実施要綱

(平成28年 7 月 4 日海士町告示第14号)

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して補聴器を給付することにより、言語の習得及び教育等における健全な発達を促進し、もって難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす申請年度の前年度の3月31日時点において18歳未満である児童とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 両耳の聴力レベルの平均が30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の知事が定める医師が、補聴器の装用の必要を認めた場合は、この限りでない。

(3) 前項に規定する医師が、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断した者

2 前項の規定にかかわらず、対象者と同じの世帯に属する世帯員のうち、いずれかの者の市町村民税所得割の額が46万円以上である場合は、補聴器の給付を受けることができない。

(補聴器の種目等)

第3条 給付の対象となる補聴器の種目、基準額及び耐用年数は、別表のとおりとする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育、生活上真に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとし、その場合の補聴器の給付に要する費用は、左右それぞれの耳についての購入費等とする。ただし、それぞれ基準額を上限とする。

3 既に給付を受けている補聴器と同種目の補聴器の再給付は、原則として別表に定める耐用年数経過後、補聴器が使用に耐えない場合に行うことができる。

4 基準額に含まれるものは、補聴器本体及び電池の合算額とし、イヤモールドを必要と認めるときは、基準額に9,000円以内で必要な額を加算する。ただし、修理、電池交換及びイヤモールドの交換のみの場合は対象としないものとする。

(給付の申請)

第4条 補聴器の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1項第2号に規定する医師が、対象者の聴力検査を実施した上で交付した難聴児補聴器給付意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

(2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者（以下「業者」という。）が作成した見積書

(給付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要性、所得状況等を調査の上、給付の決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により給付の決定を行ったときは、難聴児補聴器給付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を、却下の決定を行ったときは、難聴児補聴器給付却下決定通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、第1項の規定により給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、第2項に規定する決定通知書の交付に併せて、難聴児補聴器給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

（補聴器の給付）

第6条 町長は、補聴器の給付を行う場合には、町が指定した業者に委託して行うものとする。

2 給付決定者は、補聴器の給付を受けるときは、業者に給付券を提出しなければならない。

（公費負担額）

第7条 公費負担額は、補聴器の給付に要する費用（当該費用が別表に定める基準額を超える場合は、当該基準額）に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（自己負担額）

第8条 給付決定者は、補聴器の給付を受けたときは、補聴器の給付に要する費用から公費負担額を減じて得た額を、自己負担額として業者に支払わなければならない。

（費用の請求）

第9条 業者は、給付決定者に補聴器を給付したときは、公費負担額を記載した請求書に給付券を添えて町長に請求を行うものとする。

（補聴器の管理）

第10条 補聴器の給付を受けた者は、補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

2 町長は、補聴器の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第11条 町長は、補聴器の給付の状況を明確にするため、難聴児補聴器給付台帳を整備するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

補聴器の種類	1台当たりの 基準額	耐用年数	備考
ポケット型	55,800円	5年	イヤモールドを必要と認めるときは、基準額に9,000円以内で必要な額を加算。修理及び電池・イヤモールドのみの交換は対象外
耳かけ型	67,300円		
耳あな型（レディメイド）	87,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円		
骨導式眼鏡型	120,000円		

様式第 1 号（第 4 条関係）

難聴児補聴器給付申請書

海士町長 様		令和 年 月 日					
		（申請者）住所 氏名 児童との続柄 電話					
		下記のとおり補聴器の給付を申請します。 ・補聴器給付決定に必要な範囲において、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。 ・補聴器給付費（公費負担額）について、下記業者が代理受領することを承諾します。					
対象児童	住 所						
	フリガナ氏名	(個人番号)					
	生 年 月 日	令和 年 月 日	年齢	歳	性別	男・女	
給付を希望する補聴器の種類							
購入を希望する業者	名 称						
	所在地						
	電 話		F A X				
身体障害者手帳の申請の有無		有 ・ 無					
過去 5 年間の補聴器の購入状況		右（ 有 ・ 無 ）平成・令和 年 月 購入 左（ 有 ・ 無 ）平成・令和 年 月 購入 ☐ 海士町難聴児補聴器給付事業による給付 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給 ☐ 自費					
備 考							

様式第2号（第4条関係）

難聴児補聴器給付意見書

氏 名（性別）	(男・女)		令和	年	月	日生（歳）																																																																																
住 所																																																																																						
障 が い 名																																																																																						
障 が い の 原 因 となった疾病名			受傷（発症） 年月日	平成 令和	年	月 日																																																																																
現 症 ・ 障 が い の 部 位 ・ そ の 状 況																																																																																						
補 聴 器 の 名 称 及 び 処 方	ポケット型 : イヤーモールド（要・否） 耳かけ型 : イヤーモールド（要・否） * 耳あな型 : レディメイド・オーダーメイド * 骨導式 : ポケット型・眼鏡型																																																																																					
補 聴 器 が 必 要 な 理 由 及 び 利 用 能 力	* 耳あな型、骨導式、両耳装用を処方する場合は、具体的な理由を記載してください。																																																																																					
現 症 : 聴 力 検 査 デ ー タ 表 (会話音域の平均 聴力レベル) 4 分 法 に よ る	[聴力] オージオメーター型式 [] 右 d B 左 d B [障害の種類] 伝音難聴 感音難聴 混合性難聴 [鼓膜所見]					<table><tr><td></td><td>500</td><td>1000</td><td>2000</td><td>Hz</td></tr><tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> dB		500	1000	2000	Hz	0					10					20					30					40					50					60					70					80					90					100																								
	500	1000	2000	Hz																																																																																		
0																																																																																						
10																																																																																						
20																																																																																						
30																																																																																						
40																																																																																						
50																																																																																						
60																																																																																						
70																																																																																						
80																																																																																						
90																																																																																						
100																																																																																						
補 聴 器 使 用 の 検 査 結 果	[補聴器使用の効果及びデータ] 右 d B 左 d B [語音明瞭度検査] ・ 40cm離れて普通の会話が分かるか ・ 簡易表による明瞭度測定 (補聴器を使用して測定 : 正解には○をつけること) 正解数 / 20 × 100 = 正解率 %					[データ] <table><tr><td></td><td>500</td><td>1000</td><td>2000</td><td>Hz</td></tr><tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> dB <table><tr><td>ア</td><td>キ</td><td>シ</td><td>タ</td><td>ニ</td><td>ヨ</td><td>ジ</td><td>ウ</td><td>ク</td><td>ス</td></tr><tr><td>ネ</td><td>ハ</td><td>リ</td><td>バ</td><td>オ</td><td>テ</td><td>モ</td><td>ワ</td><td>ト</td><td>ガ</td></tr></table>		500	1000	2000	Hz	0					10					20					30					40					50					60					70					80					90					100					ア	キ	シ	タ	ニ	ヨ	ジ	ウ	ク	ス	ネ	ハ	リ	バ	オ	テ	モ	ワ	ト	ガ
	500	1000	2000	Hz																																																																																		
0																																																																																						
10																																																																																						
20																																																																																						
30																																																																																						
40																																																																																						
50																																																																																						
60																																																																																						
70																																																																																						
80																																																																																						
90																																																																																						
100																																																																																						
ア	キ	シ	タ	ニ	ヨ	ジ	ウ	ク	ス																																																																													
ネ	ハ	リ	バ	オ	テ	モ	ワ	ト	ガ																																																																													
上記のとおり補聴器の必要を認める。 令和 年 月 日 所在地 医療機関名 医師氏名 (印)																																																																																						

※耳かけ型は教育上真に必要な者であること。
※耳あな型はポケット型及び耳かけ型の使用が困難で真に必要な者であること（身体上、職業上使用できない明確な理由が必要）。
※意見書の記載は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定医療機関の医師又は身体障害福祉法第15条第1項の知事が定める医師に限る。

様式第 3 号（第 5 条関係）

難聴児補聴器給付決定通知書

様					第		年		月		号		日									
海士町長														印								
申請のありました難聴児補聴器の給付について、次のとおり決定しましたので通知します。																						
対象児童	住		所																			
	氏		名																			
	生		年		月		日		令和		年		月		日		性別					
申請者氏名																						
給付番号										給付決定日		令和					年		月		日	
決定内容																						
決定業者		名		称																		
		所		在		地																
		電		話							F A X											
基準額				見積額				自己負担額				公費負担額										
備 考																						

様式第 4 号（第 5 条関係）

難聴児補聴器給付却下決定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長 印

年 月 日に申請のありました難聴児補聴器の給付について、次の理由により給付できませんので通知します。

理 由

様式第5号（第5条関係）

難聴児補聴器給付券					
給付番号		給付決定日	年 月 日		
児童氏名		生年月日	年 月 日		
住所					
申請者氏名		児童との続柄			
補聴器の種類 (処方)					
決定業者	名称				
	所在地				
	電話		F A X		
基準額	見積額	自己負担額		公費負担額	
上記のとおり決定する。 年 月 日 海士町長 印					
適合判定	判定年月日	年 月 日	判定員 職氏名	印	
補聴器の 受領	受領年月日	年 月 日	受領者 氏名	印	
			児童との 関係		

備考：太枠内は、補聴器の受領者が記入してください。

○海士町要保護児童対策地域協議会設置要綱

(平成31年 3 月29日海士町告示第 8 号)

海士町要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成24年海士町告示第21号）の全部を改正する。

（設置目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定により、要保護児童（法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（同条第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、海士町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務内容）

第 2 条 協議会は、法第25条 2 第 2 項に規定する業務を行うほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要保護児童、要支援児童又は特定妊婦及びその家族（以下「要保護児童等」という。）の実情把握
- (2) 要保護児童等の早期発見及び即時対応を可能とするネットワークの整備
- (3) 要保護児童等に関する広報・啓発活動の推進
- (4) その他前条の設置目的を達成するために必要な活動

（構成機関）

第 3 条 協議会は、海士町の児童福祉、保健医療、教育、警察・人権擁護の関係機関その他児童の福祉に関する業務に従事する機関等により構成する。

（会長）

第 4 条 協議会の会長は、副町長をもって充てる。

（運営）

第 5 条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって活動する。

（代表者会議）

第 6 条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うことを目的として、年 1 回程度開催するものとする。

- 2 代表者会議は、別表第 1 に定める関係機関等の代表者により構成する会議とする。
- 3 代表者会議は、要保護児童対策全般についての情報交換、施策の検討及び策定、並びにその他協議会の設置目的を達成するために必要な事項について協議する。

（実務者会議）

第 7 条 実務者会議は、個別ケース会議が円滑に機能するよう環境整備を行うことを目的として、定期的を開催するものとする。

- 2 実務者会議は、別表第 2 に定める実務者により構成する会議とする。
- 3 実務者会議は、要保護児童等の実態把握、個別ケースの経過確認及び進行管理、要保護児童対策を推進するための啓発活動、並びにその他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項について協議する。

（個別ケース検討会議）

第 8 条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援内容等の検討を目的として、適時開催するものとする。

- 2 個別ケース会議は、個別の要保護児童等に直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成する会議とする。
- 3 個別ケース検討会議は、相談又は通告のあった事例についての具体的な情報交換及び援助方法、並びにその他個別ケース会議の設置目的を達成するために必要な事項について協議する。

（調整機関）

第9条 協議会は、児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関を設置し、次の業務を行う。

- (1) 会議の招集及び会議の進行
- (2) 協議会に関する事務の総括
- (3) 支援の実施状況の把握
- (4) 関係機関との連絡調整

2 要保護児童対策調整機関として、海士町健康福祉課を指定する。

（秘密の保持）

第10条 協議会の構成員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

代表者会議

区分	名称
児童福祉機関	島根県中央児童相談所
	海士町社会福祉協議会
	海士町民生児童委員協議会
	けいしょう保育園
	海士町役場 健康福祉課
保健医療機関	海士診療所
	隠岐保健所
教育機関	海士小学校
	福井小学校
	海士中学校
	隠岐島前高等学校
	海士町教育委員会
警察・人権擁護機関	浦郷警察署
	松江地方法務局 西郷支局
	海士町人権擁護委員
その他	会長が必要と認める者

別表第 2（第 7 条関係）
実務者会議

区分	名称
児童福祉機関	島根県中央児童相談所
	海士町民生児童委員協議会
	海士町役場 健康福祉課
教育機関	海士町教育委員会
警察・人権擁護機関	浦郷警察署
その他	会長が必要と認める者

○海士町子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(令和3年7月19日海士町告示第43号)

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国の設置運営要綱」という。）に基づき、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握に努め、必要な情報を提供し、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の必要な支援に係る業務を適切に行うため、海士町子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(設置主体)

第2条 支援拠点の設置及び実施主体は海士町とし、その所管は健康福祉課とする。

(設置場所)

第3条 支援拠点の設置場所は、海士町役場健康福祉課内とする。

(対象者)

第4条 支援拠点における支援の対象者は、町内に居住を有するすべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第5条 支援拠点の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他の必要な支援

(職員の配置等)

第6条 支援拠点には、前条に掲げる業務を行うため、国の設置運営要綱に定める子ども家庭支援員のほか必要な職員を配置する。

2 責任管理者は、健康福祉課長を充てる。

(関係機関との連携)

第7条 支援拠点と子育て世代包括支援センター及び要保護児童対策協議会は関係機関と適切な情報共有及び役割分担を図り、連携するものとする。

(秘密保持)

第8条 支援拠点の業務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密に関する事項について他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第2節 児童手当

○児童手当事務処理規則

(平成24年12月20日海士町規則第13号)

改正 平成28年4月28日規則第12号

児童手当事務取扱規則（平成12年海士町規則第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（備え付けるべき帳簿等）

第2条 海士町において備える帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 受給者台帳
- (2) 関係書類返戻・保留カード
- (3) 受給資格調査員証交付簿
- (4) 父母指定者管理台帳

（父母指定者指定届の処理等）

第3条 海士町長は、児童手当法施行規則（昭和46年9月4日厚生省令第33号。以下「省令」という。）第1条の3による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）

第4条 海士町長は、省令第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には認定通知書を、受給資格がないものと認めた場合には認定請求却下通知書を、様式第1号を用いて、請求者に通知するものとする。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第5条 海士町長は、省令第1条の4第3項の認定請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には認定通知書（施設等受給資格者用）を、受給資格がないものと認めた場合には認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）を、様式第2号を用いて、請求者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第6条 海士町長は、省令第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めた場合には額改定請求却下通知書を、様式第3号を用いて、請求者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る額改定届の処理）

第7条 海士町長は、省令第3条第1項の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第3号を用いて、額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

（施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第8条 海士町長は、省令第2条第3項の額改定認定請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書（施設等受給者用）を、手当額を改定しないものと認めた場合には額改定請求却下通知書（施設等受給者用）を、様式第4号を用いて、請求者に通知するものとする。

（施設等受給資格者に係る額改定届の処理）

第9条 海士町長は、省令第3条第2項の額改定届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第4号を用いて、額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

（職権に基づく額改定の処理）

第10条 海士町長は、省令第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、一般受給者の場合は様式第3号を用いて、額改定通知書を、施設等受給者の場合は様式第4号を用いて、額改定通知書（施設等受給者用）を、当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第11条 海士町長は、省令第4条第1項の現況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 当該届書の記載事項等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、様式第1号を用いて、認定通知書を、当該届出者に通知すること。
- (2) 当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、当該届出者に通知すること。

（施設等受給者に係る現況届の処理）

第12条 海士町長は省令第4条第3項の現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、様式第6号を用いて、支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を、当該届出者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第13条 海士町長は、省令第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届出者が一般受給者の場合は様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、施設等受給者の場合は様式第6号を用いて、支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を、当該届出者に通知するものとする。

- 2 海士町長は、省令第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、当該受給者が一般受給者の場合は様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、施設等受給者の場合は様式第6号を用いて、支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を、当該受給者に通知するものとする。

3 海士町長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により附記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第14条 海士町長は、省令第9条第1項の未支払児童手当等請求書又は同条第2項の未支払児童手当等請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当等を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号を用いて、未支払児童手当等支給決定通知書を、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号を用いて、未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）を、当該請求者に通知すること。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号を用いて、未支払児童手当請求却下通知書を、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号を用いて、未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）を、当該請求者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第15条 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第22条の2の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 省令第12条の9に定める申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当等の額（法第22条の3又は第22条の4の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、海士町長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、海士町長は、様式第9号による児童手当等に係る寄附受領証明書を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第16条 請求者等からの法第22条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額（法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の4の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、海士町長は様式第10号による学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 海士町長は、法第22条の4の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、様式第11号による保育料特別徴収通知書を、特別徴収の対象者に予め送付するものとする。

2 前項により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者に予め送付するものとする。

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当等の額（法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の3の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の5日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 海士町長は、児童手当等の支払いを行う場合には、様式第12号による児童手当等支払通知書により受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、海士町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第19条 海士町長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、様式第13号により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 海士町長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差し止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消は、文書をもって請求者等に通知するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

海 健 第 号
年 月 日

様

海士町長

認 定
児童手当 認定請求却下 通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
次のとおり認定
理由で請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項	
1. 支給対象児童数	(3 歳未満) 人
	(3 歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2. 区分	児童手当
	特例給付
3. 手当月額	(3 歳未満) 円
	(3 歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円
4. 支給開始年月	年 月から
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備 考	

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

児童手当 認定 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
次のとおり認定 しましたので通知します。
理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 支給開始年月	年 月から
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）	
5. 支給要件児童とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日

5. 支給要件児童とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

額 改 定
児童手当 通知書
額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改 定 しましたので
職 権 却 下
通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額改定に関する事項									
1. 改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>(3歳未満)</td><td>人</td></tr><tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td>人</td></tr><tr><td>(中学生)</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2. 区分	<table><tr><td>児童手当</td></tr><tr><td>特例給付</td></tr></table>	児童手当	特例給付						
児童手当									
特例給付									
3. 改定後の手当月額	<table><tr><td>(3歳未満)</td><td>円</td></tr><tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td>円</td></tr><tr><td>(中学生)</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4. 改定年月	年 月から								
5. 改定（増・減額）の理由	()								
額改定請求却下に関する事項									
却下した理由	()								
備 考									

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

児童手当 額 改 定 通知書（施設等受給者用）
額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改 定 しましたので
職 権 却 下
通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額改定に関する事項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月から
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備 考	

4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定（増・減額）理由

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定の理由

海士町 第 号
年 月 日

様

海士町長

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

海 健 第 号
年 月 日

施設の名称
施設の所在地（住所）
設置者名 様

海士町長

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

未支払 児童手当 支給決定 通知書
特例給付 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 特例給付 の支給については、
次のとおり 支給することに決定 しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで
	支 払 額	円
	支 払 い 年 月 日	年 月 日
	支 払 方 法	
却 下 の 理 由		

海健 第 号
年 月 日

施設の名称
施設の所在地（住所）
設置者名 様

海士町長

支給決定 通知書（施設等受給者用）
未支払児童手当 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、
次のとおり 支給することに決定 しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、
島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、
この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村
を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、
上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこと
を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対す
る裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの
処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年
を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる
場合があります。

記

児童の名称	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払い方法		
		支払い方法		
児童の名称	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払い方法		
		支払い方法		
児童の名称	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払い方法		
		支払い方法		

合計 円

児童手当に係る寄付受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____

金〇〇〇, 〇〇〇円也

令和 年度における児童手当の支給に関する法律第7条第4項の規定に基づき、
令和 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第23条第1項
の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

令和 年 月 日

海士町長

印

※ 本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

海 健 第 号
令和 年 月 日

様

海士町長 印

児童手当からの学校給食費等徴収等に係る通知書

記

1. 子どもの氏名 _____

2. 徴収（支払）の内容

児童手当の支払期日	児童手当から徴収 する（支払う）費用	徴収（支払）額
年 6 月支払期 （ 2 月分～ 5 月分）		円
年10月支払期 （ 6 月分～ 9 月分）		円
年 2 月支払期 （10月分～ 1 月分）		円

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支 払期日	特別徴収する 保育料の額	摘要
年 6 月分	円 (月分 保育料)	
年10月分	円 (月分 保育料)	
年 2 月分	円 (月分 保育料)	
年 6 月分	円 (月分 保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号（第18条関係）

海 健 第 号
令和 年 月 日

様

海士町会計管理者

児童手当 月期分の支払いについて

下記のとおり、児童手当の口座振込みが完了しましたのでお知らせいたします。

記

振込日 令和 年 月 日

支払金額 円

金融機関

口座番号

備考：

海健 第 号
年 月 日

様

海士町長

児童手当
特例給付 支払差止通知書

次のとおり 児 童 手 当
特 例 給 付 の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支 払 差 止 事 由	
	支 払 差 止 額	円
	支 払 差 止 期 間	年 月分から 年 月分まで

海健 第 号
年 月 日

施設の名称
施設の所在地（住所）
設置者名 様

海士町長

児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

○児童手当支給に関する規則

(昭和48年 1 月16日海士町規則第 1 号)

改正 平成 8 年 6 月24日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第 8 条第 4 項の規定に基づく児童手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(児童手当の支払日)

第 2 条 児童手当の支払日は、当該支払期月の 5 日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に当たるときは、その前日を支払日とする。 改正（平 8 規則第 3 号）

(児童手当の支払方法)

第 3 条 児童手当の支払は、原則として口座振替払とする。 改正（平 8 規則第 3 号）

附 則

この規則は、昭和48年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月24日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町子ども手当事務処理規則

(平成23年 3 月31日海士町規則第 4 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）に基づく子ども手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定請求書の処理)

第 2 条 町長は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年 3 月31日厚生労働省令第51号。以下「省令」という。）第 1 条の子ども手当認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書を、受給資格がないものと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書を、様式第 1 号を用いて、請求者に通知するものとする。

(額改定認定請求書の処理)

第 3 条 町長は、省令第 2 条の子ども手当額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には子ども手当額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めた場合には子ども手当額改定請求却下通知書を、様式第 2 号を用いて、請求者に通知するものとする。

(額改定届の処理及び職権に基づく改定)

第 4 条 町長は、省令第 3 条の子ども手当額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第 2 号を用いて、子ども手当額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

2 町長は、省令第 3 条の子ども手当額改定届の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、様式第 2 号を用いて、子ども手当額改定通知書を、当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第 5 条 町長は、省令第 7 条の子ども手当受給事由消滅届の提出を受けたときは、様式第 3 号による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

2 町長は、省令第 7 条の子ども手当受給事由消滅届の提出がない場合であっても、公簿等によって子ども手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、様式第 3 号による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

3 町長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の 2 の規定による附記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

(現況届の処理)

第 6 条 町長は、省令第 4 条の子ども手当現況届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、様式第 3 号による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第7条 町長は、省令第9条の未支払子ども手当請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、未支払の子ども手当を支給するものと決定した場合は未支払子ども手当支給決定通知書を、請求を却下するものと認めた場合には未支払子ども手当請求却下通知書を、様式第1号を用いて、請求者に通知するものとする。

(支払)

第8条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の5日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 海士町長は、子ども手当の支払いを行う場合には、様式第4号又は様式第4号の2による子ども手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

3 子ども手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第9条 町長は、法第9条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第10条の規定により子ども手当の支払を一時差し止めることとしたときは、様式第5号により受給者に通知するものとする。

(寄附)

第10条 町長は、省令第14条の子ども手当に係る寄附の申出書の提出を受けたときは、様式第6号による子ども手当に係る寄附受領証明書を受給者に交付するものとする。

2 申出書の署名欄と子ども手当の受給資格者名が異なる場合又は町長が定めた期日を過ぎての申出には、寄附の受領を行わず、受給資格者に対し支払うこととする。

3 寄附の変更又は寄附の撤回の申出が提出された場合でも、すでに寄附が済んだ分の金額は返還しないものとする。

4 支給事由の消滅等により子ども手当の支払が行われない場合や手当の減額等により、事前に申し出た寄附の額に達しない場合には、原則として、当該申出に係る寄附の受領は行わないものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(法附則第3条に規定する経過措置に基づく認定の処理)

第2条 町長は、法附則第3条の規定により、同法第6条第1項の規定による認定の請求があつたものとみなされる場合については、公募等により内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書を、受給資格がないものと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書を、様式第1号を用いて、請求者に通知するものとする。

令和 第 年 月 日

殿

海士町長

子ども手当 認定 通知書
認定請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました子ども手当については、

次 の と お り 認 定
理由で請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 算定の基礎となる子どもの数	人
2. 手当月額	円
3. 支給開始年月	平成 年 月から
4. 支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

令和 第 年 月 日

殿

海士町長 印

子ども手当 額 改 定 通知書
改定請求却下

子ども手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改定 しました
職 権 却下
ので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の算定の基礎となる子どもの数	人
2. 改定後の手当月額	円
3. 改定年月	令和 年 月から
4. 改定（増・減額）の理由 （ ）	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 （ ）	
備 考	

様式第3号（第5条・第6条関係）

令和 第 号
年 月 日

殿

海士町長 印

子ども手当支給事由消滅通知書

次のとおり子ども手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

記

1. 消滅した日 令和 年 月 日

2. 消滅の理由

令和 第 年 月 号 日

殿

海士町長 印

子ども手当支払通知書

子ども手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 支払期間

令和	年	月分から
令和	年	月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

令和 年 月 日

時から

時まで

様式第 4 号の 2 （第 8 条関係）

令和 第 年 月 号 日

殿

海士町長 印

子ども手当支払通知書

子ども手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

支 払 の 内 容	支払期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで
	支払金額	合計 円

令和 第 年 月 日

殿

海士町長 印

子ども手当支払差止通知書

次のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで

子ども手当に係る寄附受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____

金〇〇〇, 〇〇〇円也

令和 年度における子ども手当の支給に関する法律第 7 条第 4 項の規定に基づき、
令和 年 月 日に支払われた子ども手当のうち、上記の額を、同法第23条第 1 項
の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

令和 年 月 日

海士町長

印

※ 本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管
してください。

注 1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、
所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄
の税務署へ確定申告書を提出してください。

注 2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受け
た方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受け
ようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年 1 月 1 日現在お住まいの市区
町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

○海士町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

(平成26年 5 月 1 日海士町告示第33号)

改正 平成27年 5 月19日告示第14号

(目的)

第1条 この告示は、「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」(平成27年 4 月13 日付け雇児発0413第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、消費税率 引上げの影響等を踏まえ、臨時的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金 の支給事業に関し、必要な事項を定める。改正 (平27告示第14号)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、海士町(以下「町」とい う。)によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が生給される者をいう。
- (3) 対象児童 別記2に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、子育て世帯臨時特例 給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、 対象児童 1 人につき 3 千円とする。改正 (平27告示第14号)

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 子育て世帯臨時特例給付金に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げ る申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日 のうち最も早い日から 3 か月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、別記3の規定に基づき、別紙様式第1号又は第2号の申請書(以下「申請書」とい う。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。 この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、 金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方 式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知され た金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口提出し、町が申請者から通知された金 融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出 し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 町長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出 させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 町長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第8条 町長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月19日告示第14号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

1 支給対象者

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、平成27年6月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）の支給を受ける者に対して支給する。
- (2) (1)に規定するほか、給付金は、平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして町が認める者に対して支給する。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右横に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合（この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童
③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が町に避難している場合において、町に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（町が適当と認める場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。3の(2)の⑥において同じ。）をし、町による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が町であるときは、当該認定の請求を受けた場合）	左欄に掲げる当該者の配偶者

2 対象児童

1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童、1の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は1の(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと町が認めたものに係る児童とする（1の(3)の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①及び②に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- ② 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

3 支給の申請

- (1) 町から平成27年6月分の児童手当を支給される者は、町に対して支給の申請を行う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、町に対して支給の申請を行う。

- ① 1の(1)に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を町として把握されている者
- ② 1の(2)に規定する者のうち、基準日において町の住民基本台帳に記録されている者（⑥に掲げる者に該当する者を除く。）
- ③ 1の(2)に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなった者（⑥に掲げる者に該当する者を除く。）
- ④ 1の(3)の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右横に掲げる者（当該者に係る1の(1)又は(2)に規定する者がこの3の規定により、町に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）
- ⑤ 1の(3)の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が町である場合に限る。）
- ⑥ 1の(3)の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者（町に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）

様式第 1 号（第 5 条関係） 改正（平27告示第14号）

子育て世帯臨時特例福祉給付金（平成27年度）

申請書（請求書）

平成27年 6 月分の児童手当支給等市区町村

市区町村長殿

市区町村
受付印

1. 申請・受給者

記入日

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

住所（平成27年 5 月31日時点の住民票所在地）
※現住所と同じ場合は記載不要

2. 対象児童等

平成27年 6 月分の児童手当の支給対象児童（※）と同じ場合は、
右のチェック欄（□）に『✓』を入れて下さい。
※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。
※平成27年 6 月分の児童手当の支給対象でない児童について、子育て世帯臨時特例給付金の請求をする場合は、
海士町の子育て世帯臨時特例給付金の相談窓口にお問い合わせください。

3. 支給額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
※対象児童 1 人につき 3,000 円になります。（詳細は記載要領を参照してください。）			

4. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

□ A 児童手当振込口座への振込を希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）

□ B 平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の受給口座（Aと同じ場合を除く。）への振込を希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）
※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限る。

□ C 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・受給者の口座とします。）への振込を希望
※Cを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください（裏面を確認してください）。

【受取口座記入欄】受取方法としてCを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ D 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは 月 日からとなります。)
※Dを選択した場合は本人確認書類を添付してください（裏面を確認してください）。

(裏面も確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年9月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成25年度の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

本人確認書類

（４．受取方法にＣ・Ｄを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（４．受取方法にＣを選択した場合は提出してください。）

様式第2号（第6条関係） 改正（平27告示第14号）

公務員

子育て世帯臨時特例福祉給付金（平成27年度）申請書（請求書）

市区町村
受付印

平成27年5月31日時点の住民票所在市区町村

海士町長 様

1. 申請・請求者

記入日

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
※記名押印に代えて署名することができます。 ※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、 申請します。		所属庁	申請・請求者の住所（平成27年5月31日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 対象児童等
平成27年6月分の児童手当の支給対象児童等(※)について記入してください。
※「支給対象児童等」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所（別居の場合のみ記入）
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については平成27年5月31日時点の状況を選択してください。

3. 支給額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円

※対象児童1人につき3千円になります。（詳細は記載要領を参照してください。）

公務員児童手当受給状況証明欄

証明書 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方（児童手当の所得制限限度額以上の方）は証明されません。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人
の対象児童に係る平成27年6月分の児童手当の受給者であること等について証明します。

平成27年 月 日

証明者

印

証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号

（裏面も確認してください。）

（日本工業規格A列4番）

4. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。）

□ A 平成26年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座への振込みを希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）

※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限ります。

※Aを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類の添付は不要です。

□ B 児童手当振込口座（Aと同じ場合を除く。）への振込みを希望

※Bを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

□ C 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※Cを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】B又はCを選択する場合のみ記入してください。

金融機関名			支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
	1 銀行	5 農協	本・支店		1 普通		
	2 金庫	6 漁協	本・支所				
	3 信組	7 信漁連	出張所		2 当座		
4 信連		店番号					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ D 現金による支給を希望

（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方の取扱いであるため、原則A、B又はCを選択してください。）

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに、市区町村が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成26年度の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類（受取方法B又はCを選択した場合）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳かキャッシュカードの写し

○海士町未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(令和元年 7 月31日海士町告示第22号)

(目的)

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」(平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するために、海士町(以下「町」という。)によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
が支給される者をいう。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4か月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記2の規定に基づき、別記様式の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町へ提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。
- 4 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 町長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、令和元年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知)

第8条 町長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

別記（第2条、第5条関係）

1 支給対象者

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(1)に規定する者が死亡した場合（この(2)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者

2 支給の申請

- (1) 町から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、町に対して支給の申請を行う。
- (2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、町が基準日における住所地であるものは、町に対して支給の申請を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、町に対して支給の申請を行う。
1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、町に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

別記様式（第5条関係）

※基準日（10月31日）前申請用

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書（請求書）

令和元年11月分の児童扶養手当支給等（見込み）市区町村
市区町村長殿



1. 申請・請求者			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所				
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()				
※記名押印に代えて署名することができます。			証書番号				
※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。							

2. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

- ☐ A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）
- ☐ B 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望
※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください（裏面を確認してください）。
【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- ☐ C 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは令和2年1月14日からとなります。)
※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください（裏面を確認してください）。

申請取下げ書

記入日	令和	年	月	日



1. 申請者
(フリガナ) 氏 名

- ※記名押印に代えて署名することができます。
- ※基準日（10月31日）より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。
- ☐ (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
- ☐ (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

（裏面も必ず確認してください。）

【誓約・同意事項】

- ☐ (1) 申請日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことはありません。
- ☐ (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日（10月31日）より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
- （支給要件）
- ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことがない者
- ③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- ☐ (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ☐ (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ☐ (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ☐ (6) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和元年12月27日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ☐ (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

（2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

（2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※基準日（10月31日）後申請用

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書（請求書）

令和元年11月分の児童扶養手当支給等市区町村
市区町村長殿



1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()	
※記名押印に代えて署名することができます。			証書番号
※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

□ A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）

□ B 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください（裏面を確認してください）。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ C 現金による支給を希望

（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。）

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください（裏面を確認してください）。

（裏面も必ず確認してください。）

【誓約・同意事項】

- ☐ (1) 申請日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことはありません。
- ☐ (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
（支給要件）
- ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことがない者
- ③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- ☐ (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ☐ (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ☐ (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ☐ (6) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和元年12月27日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ☐ (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

（2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

（2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

第3節 保育所

○海士町保育の実施に関する条例

(昭和62年3月20日海士町条例第2号)

改正 平成8年6月24日条例第7号 平成18年12月25日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。改正（平18条例第50号）

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。改正（平18条例第50号）

(申請手続等)

第3条 この条例に定めるもののほか、申請手続その他保育所への保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。改正（平18条例第50号）

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町保育所保育料徴収規則

(昭和49年5月2日海士町規則第7号)

改正	昭和50年3月31日規則第2号	昭和51年4月1日規則第3号
	昭和52年4月1日規則第2号	昭和53年4月1日規則第2号
	昭和54年3月31日規則第2号	昭和55年5月1日規則第4号
	昭和56年6月30日規則第12号	昭和57年3月29日規則第2号
	昭和58年3月28日規則第8号	昭和60年3月31日規則第2号
	昭和61年3月24日規則第2号	昭和62年10月15日規則第8号
	昭和63年3月31日規則第2号	平成4年3月31日規則第1号
	平成7年9月29日規則第19号	平成8年3月28日規則第1号
	平成10年4月1日規則第19号	平成10年9月1日規則第26号
	平成11年3月31日規則第5号	平成12年3月27日規則第7号
	平成15年6月11日規則第3号	平成19年3月30日規則第5号
	平成20年3月31日規則第3号	平成22年3月31日規則第3号
	平成23年7月1日規則第7号	平成26年1月22日規則第1号
	平成26年7月15日規則第4号	令和元年9月30日規則第4号

海士町保育所保育料徴収規則（昭和47年海士町規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施を行った場合における法第56条に規定する費用（以下「保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。改正（令元規則第4号）

（納付義務者）

第2条 保育料の納付義務者は、法第56条による本人又はその扶養義務者とする。

（保育料）

第3条 保育料の額は、各月初日の保育実施児童に対する納付義務者について、所得税、町民税及び固定資産税によって定める世帯の階層区分及び年齢区分による別表基準額とする。改正（平19規則第5号）

2 年度の途中において年齢区分を超える場合の児童に係る保育料は、その年度中は、措置した当初の決定額とする。

3 児童がその月の途中で入所又は退所した場合における保育料は、次の各号により算出した額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 月途中入所の場合、保育料月額に「当該月の月途中入所日から開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じて得た額を25日で除した額とする。

(2) 月途中退所の場合、保育料月額に「当該月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じて得た額を25日で除した額とする。

(3) 入所日が入所日の属する月の10日以前又は退所日が退所日の属する月の20日以降の場合については、前2号を適用しないものとする。全改（平23規則第7号）

（納付義務者への通知）

第4条 町長は、前条の規定により算定した保育料の額を定めたとき及び保育料を変更したときは、保育実施児童の保護者に通知するものとする。改正（平19規則第5号）

（納付の方法）

第5条 保育料は、納付義務者の申出により、口座振替又は町長の発行する納入通知書により支払うことができる。ただし、納付の方法について特別の定めをしたときは、この

限りでない。

全改（令元規則第4号）

（保育料の減免）

第6条 町長は、災害その他特別の事情があると認めた場合は、実情に応じ保育料を減免することができる。

（委任）

第7条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月31日規則第2号）から

附 則（平成15年6月11日規則第3号）まで 略

附 則（平成19年3月30日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日規則第7号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年1月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月15日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係） 全改（令元規則第4号）
 保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）			
階層 区分	世帯の定義		3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護世帯等		0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯		0円	0円		
3	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	第1子：9,000円 第2子以降：0円	第1子：8,500円 第2子以降：0円		
		上記以外の世帯	19,500円	18,500円		
4	所得割課税額 97,000円未満	ひとり親世帯等	第1子：9,000円 第2子以降：0円	第1子：8,500円 第2子以降：0円		
		上記以外の世帯	30,000円	28,500円		
5	所得割課税額169,000円未満		39,000円	37,000円		
6	所得割課税額301,000円未満		44,000円	41,800円		
7	所得割課税額397,000円未満		47,000円	44,600円		
8	所得割課税額397,000円以上		50,000円	47,500円		

備考

- この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に規定する同法の規定は適用しないものとする。
- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- この表において「3歳未満児」とは、特定教育・保育等の利用を開始した年度（以下、当該年度）という。）の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいい、当該児童が当該年度の途中で3歳に達した場合は、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 1階層を除き、4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。
- この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支

援給付受給世帯をいう。

6 この表における「ひとり親世帯等」とは、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律129号）第6条第6項に規定する配偶者のいない者で、現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると町長が認める世帯

7 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、8階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

8 別表において、同一世帯から小学校就学前の範囲内にある児童が複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合、当該児童のうち年齢の高い順から2人目の時は半額とし、年齢の高い順から3人目以降の時は無料とする。

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

○海士町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

(平成26年12月19日海士町条例第24号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条－第26条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第27条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第28条－第30条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第33条－第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条－第41条）
- 第5章 事業所内保育事業（第42条－第48条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、町長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するための設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業をいう。
- (5) 連携施設 家庭的保育事業と連携する認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者）

第4条 家庭的保育事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させな

なければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者においては、最低基準を満たしていることを理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
(家庭的保育事業者の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第2項の規定による建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合し、かつ、都町計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合した建築物であるとともに、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める家庭的保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者は、家庭的保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所

内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす家庭的保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理して家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所又はその他の施設、保健所、町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者が第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児と幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業の運営に関する重要事項

（家庭的保育事業所に備える帳簿）

第19条 家庭的保育事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第20条 家庭的保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第21条 家庭的保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、町長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならな

い。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町町村が認める乳幼児に対する保育

(5) その他居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業の確保が困難であると町長が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものについては、この限りでない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて町が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及

び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4 階以上の階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第 4 4 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所 1 につき 2 人を下回ることはできない。

- (1) 乳児おおむね 3 人につき 1 人
- (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人
- (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第 45 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第 6 条第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第 46 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第 46 条において準用する次条及び第 26 条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第 47 条 事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児おおむね 3 人につき 1 人
- (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人
- (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内

保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

- 4 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

- 5 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

○海士町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

(令和元年12月24日海士町条例第21号)

海士町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年海士町条例第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則（第1条―第3条）

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第4条）

第2款 運営に関する基準（第5条―第34条）

第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第37条）

第2款 運営に関する基準（第38条―第50条）

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、特定教育・保育施設に係る、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第46条第3項の内閣府令で定める基準に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
 - (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
 - (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
 - (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
 - (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
 - (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
 - (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
 - (19) 特定教育・保育施設法 第27第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
 - (20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
 - (21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
 - (22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
 - (23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
 - (24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
 - (25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
 - (26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
 - (27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
- （一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する特定教育・保育施設運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理

組織をいう。

- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じ

て、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他

必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する町への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規

程（以下「特定教育・保育施設運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どももの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、特定教育・保育施設運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに

対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要

な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

（地域との連携等）

- 第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

- 第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

- 第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第19条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3款 特例施設型給付費に関する基準

（特別利用保育の基準）

- 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、

第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（海士町家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第24号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、海士町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する特定地域型保育事業運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「特定地域型保育事業運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定地域型保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中

「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、海士町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例に規定する設備及び運営の基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又は

イに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、海士町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例に規定する設備及び運営の基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 特定保育所は、町から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（利用定員に関する経過措置）

- 4 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

- 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○海士町副食費負担事業費補助金交付要綱

(令和元年9月30日海士町告示第24号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町副食費負担事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号（以下「規則」という））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、副食の提供に要する費用（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」第13条第4項第3号により保護者負担となる費用）を免除することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を目的とする。

(事業実施者)

第3条 事業実施者は、海士町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年12月19日海士町条例第25条）に定める基準を満たした町内の特定教育・保育施設とする。

(補助金の額並びに算定方法)

第4条 補助金の基本額は、月額4,500円を各月初日の対象児童数に乗じた額とする。

2 児童がその月の途中で入所又は退所した場合には、次の各号により算出した額を加算又は減算する。

(1) 月途中入所の場合、当該児童につき月額4,500円に「当該月の月途中入所日から開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じて得た額を25日で除した額を基本額に加算する。

(2) 月途中退所の場合、当該児童につき月額4,500円に「当該月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じて得た額を25日で除した額を基本額から減額する。

(3) 入所日が入所日の属する月の10日以前又は退所日が退所日の属する月の20日以降の場合については、前2号を適用しないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による交付の申請があったときは、審査の上適当と認めるものに対し、交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更する場合には、変更交付申請書によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後20日以内又は翌年度の4月31日までのいずれか早い日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた時は、審査の上交付すべき補助金の

額を確定し、速やかに補助事業者に補助金確定通知書により通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後3年間保管しておかなければならない。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

第3章 老人福祉

第1節 老人福祉一般

○海士町老人福祉法施行細則

(平成5年3月31日海士町規則第5号)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 福祉の措置（第3条―第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の施行については、法、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（備付書類）

第2条 町長は、法第10条の4第1項又は第2項の規定により措置した者（以下「在宅福祉サービス利用者」という。）については様式第1号の措置台帳を、法第11条の規定により措置した者（以下「施設等被措置者」という。）については様式第2号の措置台帳を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

2 町長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) ケース番号登載簿（様式第3号）
- (2) 面接（通告）記録票（様式第4号）
- (3) 措置費支給台帳（様式第5号）
- (4) 養護受託申出書受理簿（様式第6号）
- (5) 養護受託者登録簿（様式第7号）
- (6) 養護受託者台帳（様式第8号）

第2章 福祉の措置

（居宅における介護等措置決定通知書）

第3条 町長は、法第10条の4第1項又は第2項の措置を開始したときは、様式第9号の利用開始決定通知書により、措置の変更を行ったときは、様式第10号の利用変更決定通知書により、措置の廃止又は停止を行ったときは、様式第11号の利用廃止（停止）決定通知書により、それぞれ在宅福祉サービス利用者に対し通知しなければならない。

（老人ホームへの入所等措置決定通知書）

第4条 町長は、法第11条の措置を開始したときは、様式第12号の措置開始通知書により、措置の変更を行ったとき（入所を依頼した施設又は養護を委託した者を変更したときを含む。以下同じ。）は、様式第12号の措置変更通知書により、措置の廃止又は停止を行ったときは、様式第13号の措置廃止（停止）通知書により、それぞれ施設等被措置者に

対し通知しなければならない。

（養護受託申出書等）

第5条 施行規則第1条の6の規定による申出は、様式第14号の養護受託申出書によらなければならない。

2 町長は、前項の養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者とするについて審査を行い、適当と認めた者については、養護受託者登録簿に登録し、様式第15号の養護受託者決定通知書により、養護受託者となることを不適当と認めた者については、様式第16号の養護受託申出却下通知書により、それぞれ当該申出者に対し通知しなければならない。

（入所依頼書等）

第6条 町長は、法第11条第1項の規定によって養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に老人を入所させる（他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。）ときは、様式第17号の入所依頼書により、養護受託者に老人の養護を委託するときは、様式第18号の養護委託書により、それぞれ当該施設の長又は養護受託者に対して依頼しなければならない。

2 前項又は第4項の規定により入所依頼書又は養護委託書の送付を受けた施設の長又は養護受託者は、様式第19号の入所受諾（不承諾）書又は様式第20号の養護受諾（不承諾）書により、入所若しくは養護を実施する旨又はこれを行うことができない旨を当該町長に回答しなければならない。

3 町長は、老人ホームに入所させた者の措置を廃止するときは、様式第21号の入所解除通知書により、養護受託者に委託した者の措置を廃止するときは、様式第22号の委託解除通知書により、それぞれ当該施設の長又は養護受託者に対し通知しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、措置の変更を行ったときに準用する。

（葬祭依頼書等）

第7条 町長は、法第11条第2項の規定によって、老人ホーム又は養護受託者にその葬祭を委託するときは、様式第23号の葬祭依頼書により、当該施設の長若しくは養護受託者に対し依頼しなければならない。

2 前項の規定によって葬祭の依頼を受けた施設の長又は養護受託者は、様式第24号の葬祭受諾（不承諾）書により、葬祭を実施する旨又はこれを行うことができない旨を当該町長に回答しなければならない。

（要措置者通告）

第8条 民生委員その他の者は、法第10条の4第1項及び法第11条第1項の措置を要すると認められる者を発見したときは町長に通告しなければならない。この場合において、町長は、当該措置を要すると認められる者が他の町村長又は福祉事務所長の管轄に属する者であるときは、当該他の町村長又は福祉事務所長にこれを通報しなければならない。

（措置費請求書）

第9条 老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、その月の7日までに、様式第25号の措置費請求書により、当該措置をとった町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに措置費を当該老人ホームの長又は養護受託者に交付しなければならない。

（措置費精算書）

第10条 老人ホームの長又は養護受託者は毎月分の措置費について、翌月の7日までに

様式第27号の措置費精算書により、当該措置をとった町長に報告しなければならない。
(被措置者状況変更届)

第 1 1 条 施行規則第 6 条の規定による届出は、様式第28号の被措置者状況変更届によらなければならない。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）
様式第 2 号（第 2 条関係）

ケース番号		氏名						施設名				
住 所	町 大字 番地		措 置 台 帳				種 類	養護・特別養護・養護委託				
措 置 決 定 伺												
下記のとおり決定し、例文により通知されますか。												
決 裁	年 月 日		課長	係長		担当員	担当員	起案	年 月 日			
								施行	年 月 日			
ケース番号登載簿			支給台帳		統計		浄写		校合			
措 置 決 定 の 内 容			決 定 理 由				備 考					
措置年月日												
措置の種類	養護・特養・養護委託											
措 置 費	事 務 費	円										
	生 活 費	円										
		円										
	計	円										
措 置 決 定 伺												
下記のとおり決定し、例文により通知されますか。												
決 裁	年 月 日		課長	係長		担当員	担当員	起案	年 月 日			
								施行	年 月 日			
ケース番号登載簿			支給台帳		統計		浄写		校合			
措 置 決 定 の 内 容			決 定 理 由				備 考					
措置年月日												
措置の種類	養護・特養・養護委託											
措 置 費	事 務 費	円										
	生 活 費	円										
		円										
	計	円										
措 置 決 定 伺												
下記のとおり決定し、例文により通知されますか。												
決 裁	年 月 日		課長	係長		担当員	担当員	起案	年 月 日			
								施行	年 月 日			
ケース番号登載簿			支給台帳		統計		浄写		校合			
措 置 決 定 の 内 容			決 定 理 由				備 考					
措置年月日												
措置の種類	養護・特養・養護委託											
措 置 費	事 務 費	円										
	生 活 費	円										
		円										
	計	円										

措置決定伺													
下記のとおり決定し、例文により通知されますか。													
決裁	年 月 日		課長	係長		担当員	担当員	起案	年 月 日				
								施行	年 月 日				
ケース番号登載簿			支給台帳		統計	浄写	校合	公印	発送				
措置決定の内容				決定理由				備考					
措置年月日													
措置の種類		養護・特養・養護委託											
措置費	事務費	円											
	生活費	円											
		円											
		円											
	計	円											
措置決定伺													
下記のとおり決定し、例文により通知されますか。													
決裁	年 月 日		課長	係長		担当員	担当員	起案	年 月 日				
								施行	年 月 日				
ケース番号登載簿			支給台帳		統計	浄写	校合	公印	発送				
措置決定の内容				決定理由				備考					
措置年月日													
措置の種類		養護・特養・養護委託											
措置費	事務費	円											
	生活費	円											
		円											
		円											
	計	円											
措置決定伺													
下記のとおり決定し、例文により通知されますか。													
決裁	年 月 日		課長	係長		担当員	担当員	起案	年 月 日				
								施行	年 月 日				
ケース番号登載簿			支給台帳		統計	浄写	校合	公印	発送				
措置決定の内容				決定理由				備考					
措置年月日													
措置の種類		養護・特養・養護委託											
措置費	事務費	円											
	生活費	円											
		円											
		円											
	計	円											

様式第3号（第2条関係）

ケ 一 ス 番 号 登 載 簿

[illegible]

面 接 （ 通 告 ） 記 録 票								役場内		
								役場外		
		課長		係長		面接者氏名		印		
								面接		
								年月日		
								年月日		
来訪（通告）者	区分		援助を受けようとする者（本人）						来 訪（通 告）者 が 本 人 で な い 場 合	
	氏 名					男・女		(歳)		
	世帯主氏名					世帯主との続柄		氏 名		
	住 所		TEL				要援護者との関係			
世帯構成	人数	氏 名	続柄	性別	年齢	職業・学年		収 入	備 考	
	1			男・女						
	2			男・女						
	3			男・女						
	4			男・女						
	5			男・女						
	6			男・女						
来訪(通告)目的〔相談内容：生保：老人・身障・精薄・母子・児童・その他（ ）〕 (主訴) 										

様式第5号（第2条関係）

措 置 費 支 給 台 帳

[illegible]

様式第6号（第2条関係）

養 護 受 託 申 出 書 受 理 簿

[illegible]

様式第7号（第2条関係）

養 護 受 託 者 登 録 簿

[illegible]

様式第 8 号（第 2 条関係）

養 護 受 託 者 台 帳

登録番号 _____

氏 名 _____

住 所

養 護 受 託 者 台 帳

氏 名							
住 所（電話）							
登録番号及び登録年月日							
本人の状況	本籍地 都道府県						
	生年月日 健康状況 信 仰				職 業 収 入（月額） その他		
	性 格 略 歴						
家族の状況	氏名	生年月日	職業	収 入 （ 月 額 ）	健康状況	信仰	経 歴 その他
住居の状況	敷 地 坪（自宅、借家、その他） 建 坪 坪（1戸建、長屋）（平家、2階建） 部屋数 畳 室 畳 室 畳 室 環 境				老人を起居させる部屋の状況	専用、共用（共用者） 階 畳 洋室 和室 押入 採光 通風 陽当たり 採暖	
世帯の収支状況	収入月額 支出月額						

本人及び家族に対する隣人等の評判

養護受託を希望する理由

養護受託の熱意

受託老人に関する希望

委託措置について注意すべき事項

その他

委 託 老 人 名	生年月日	委託年月日	備 考
男・女 男・女			

養 護 受 託 者 調 査 書

年 月 日調査

調査員氏名

㊟

申請者 住 所
氏 名

1 本人及び家族の状況

2 隣人等の評判

3 生計の状況
月平均収入
月平均支出

4 住居の状況
環 境
老人が起居する部屋の状況 採光、通風、陽当たり、採暖

5 本人及び家族の養護受託についての理解及び熱意

6 その他
調査員意見

上の調査結果に基づき

〔 申請者を老人養護受託者と決定し登録して
申請を却下して

〕 よろしいか

お伺いする。

町長

起案者

㊟

決裁 年 月 日

様式第9号（第3条関係）
様式第10号（第3条関係）

海 第 号
年 月 日

市 町
郡 村

海士町長 印

利 用 開 始 （ 変 更 ） 決 定 通 知 書

老人福祉法による措置を下記のとおり開始(変更)することに決定したので通知します。

記

- 1 利用開始（変更）時期 年 月 日
- 2 利用の種類
- 3 利用施設名
- 4 費用徴収額 本 人 分 円
扶養義務者分 円
- 5 利用開始（変更）理由

（注意事項） この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し異議の申し立てをすることができます。

海 第 号
年 月 日

市 町
郡 村

海士町長 印

利 用 廃 止（停 止）決 定 通 知 書

年 月 日 第 号により通知した老人福祉法による利用を
下記のとおり廃止（停止）したので通知します。

記

- 1 廃止（停止）した利用の種類
- 2 停止期間 自 年 月 日
 至 年 月 日
- 3 廃止時期 年 月 日
- 4 廃止の（停止）理由

（注意事項） この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に町長に対し異議の申し立てをすることができます。

様式第 1 2 号（第 4 条関係）

			第	年	月	日	号
(住所)							
島根県	市	町					
	郡	村					
氏	名	様					
			海士町長				印
措 置 開 始 通 知 書							
老人福祉法による措置を下記のとおり 開始 変更 することに決定しましたので							
通知します。							
記							
1	措置	開始 変更	時期	年	月	日	
2	措置の種類						
3	入所施設（養護受託者）名						
4	費用徴収額						
5	措置	開始 変更	理由				
(注意事項) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し、異議申し立てをすることができます。							

様式第 1 3 号（第 4 条関係）

			第	号
			年	日
			月	
(住所)				
島根県	市	町		
	郡	村		
氏	名	様		
			海士町長	印
措 置 廃 止 （ 停 止 ） 通 知 書				
年 月 日第 号により通知した老人福祉法による				
措置を下記のとおり廃止（停止）したので通知します。				
記				
1 廃止（停止）した措置の種類				
2 停止期間 自 年 月 日				
至 年 月 日				
3 廃止時期 年 月 日				
4 廃止（停止）の理由				
(注意事項) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の				
翌日から起算して60日以内に町長に対し、異議申し立てをすることができます。				

様式第14号（第5条関係）

養 護 受 託 申 出 書

年 月 日

海士町長 殿

住所（電話）
氏名

私は老人の養護を受託したく申し出ます。

本人の状況	本籍地	都道府県						
	生年月日 健康状況 信仰		職業 地位 収入（月額）					
	性格 略歴							
家族の状況	氏名	生年月日	職業	収入 （月額）	健康状況	信仰	経歴その他	
住居の状況	敷地坪（自宅、借家、その他） 建坪坪（1戸建、長屋）（平家、2階建） 部屋数畳 室 畳 室 畳 室				老人を起居させる部屋の状況	専用、共用（共用者） 階 畳 押入 有 無 洋室 和 室		
受託老人に関する希望事項 養護受託を希望する理由 備考								

第 年 月 号
日

(住所)
島根県 市 町
氏 郡 村
名 様

海士町長 印

養 護 受 託 者 決 定 通 知 書

あなたを老人福祉法による養護受託者として決定しましたので通知します。

第 年 月 号 日

(住所)
島根県 市 町
氏 郡 村 様
名 様

海士町長 印

養 護 受 託 申 出 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申出のあった老人福祉法による養護受託については、下記の理由により却下します。

記

却下理由

(注意事項) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し、異議申し立てをすることができます。

様式第 1 7 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

施設長 様

海士町長 印

入 所 依 頼 書

老人福祉法第11条の規定により、下記の者を貴施設に入所させたいので依頼します。

記

被措置者氏名		男・女	年 月 日生
住 所	島根県	市・郡	町・村 番地
措置開始予定年月日	年 月 日		
留意事項			

（添付書類）

- 1 「老人ホーム入所申込書」の写し
- 2 「健康診断書」の写し
- 3 「老人ホーム入所措置調査書」の写し
- 4 その他（ ）

第 年 月 日 号

様

海士町長



養 護 委 託 書

老人福祉法第11条の規定に基づき、下記のとおりあなたに老人の養護を委託します。

記

1 委託する老人

氏 名

住 所

生年月日

2 委託開始年月日 年 月 日

3 委託費として交付する額 毎月 円（連絡事務費 円を含む。）

ア 12月については 円を加算する。

イ 特別の事情がある月については相当額を加算し、又は減額する。

4 注意すべき事項

- (1) 受託者は委託を受けた老人について深い理解と愛情をもって老人を養護しその老人の福祉を増進するようにすること。
- (2) 受託者は、老人の特殊性に応じて変化に富んだ食事を与えることとし、熱量及びたん白質、脂肪等の栄養素についても十分考慮されたものを与えること。
- (3) 受託者は、老人の意に反した労働を強制してはならないこと。
- (4) 委託費は、毎月 日までに請求し、翌月 日までに精算すること。
- (5) 老人が疾病により、医療機関における診療等を必要とする場合は、町長に連絡すること。
- (6) 老人の平常着が破損したため、その購入を必要とする場合は福祉事務所に連絡すること。
- (7) 受託者は、老人に関し特別の事情の変更が生じたときは必要に応じ町長に届出をすること。

5 その他

- (1) 受託者又は老人が相互の関係において損害を被った場合、町長はその損害の責めを負わないこと。
- (2) 町長が老人の養護について必要な指導をしたときは、養護受託者はこれに従わなければならないこと。

第 年 月 号
年 月 日

海士町長 殿

施設長（氏 名） 印

入 所 受 諾 （ 不 承 諾 ） 書

年 月 日付け第 号で依頼のあった老人の入所について
下記のとおり承諾します。
（できません。）

記

- 1 被措置者氏名
- 2 不承諾の場合はその理由
- 3 その他

第 年 月 号 日

海士町長 殿

養護受託者（氏名 ） 印

養 護 受 諾 （ 不 承 諾 ） 書

年 月 日付け第 号で依頼のあった老人の養護については
下記のとおり承諾します。
（できません。）

記

- 1 養護委託老人氏名
- 2 不承諾の場合はその理由

第 年 月 号 日

施設長 様
殿

海士町長 印

入 所 措 置 解 除 （ 変 更 ） 通 知 書

老人福祉法による入所措置を下記のとおり解除（変更）しますので通知します。

記

1 被措置者氏名

2 解除（変更）年月日 年 月 日

3 理由

第 年 月 号
日

（住所）
島根県 市 町
郡 村

養護受託者名 様

海士町長 印

養 護 委 託 解 除 （ 変 更 ） 通 知 書

老人福祉法による養護委託措置を下記のとおり解除（変更）しますので通知
します。

記

- 1 被措置者名
- 2 解除（変更）年月日
- 3 理由

第 年 月 号 日

様

海士町長 印

葬 祭 依 頼 書

老人福祉法の規定によりあなたに対し、下記死亡者について葬祭を依頼します。

記

- 1 死亡者氏名
- 2 葬祭費支給額

第 年 月 号
年 月 日

海士町長 殿

施 設 長 氏 名 ①
養護受託者

葬 祭 受 諾 （ 不 承 諾 ） 書

年 月 日付け第 号をもって依頼のあった下記死亡者の
葬祭については、下記のとおり承諾します。
（できません。）

記

- 1 死亡者氏名
- 2 葬祭実施予定年月日 年 月 日
- 3 不承諾の場合はその理由

様式第 2 5 号（第 9 条関係）

措 置 費 請 求 書

年 月 日

海士町長 殿

施 設 長
養護受託者 印

年 月分措置費を下記のとおり請求します。

記

区 分		単価（円）	対象人員（人）	請求額（円）	備考
事 務 費					
生 活 費	一 般 生 活 費				
	入 院 患 者 日 用 品 費				
	冬 期 加 算（11～3月）				
	入院患者日用品費冬期加算（11～3月）				
	加算				
	加算				
	加算				
	加算				
	小 計				
計					

備考 対象人員（氏名別）の請求額の内訳書を添付すること。

様式第 2 6 号（第 9 条関係）

措 置 費 概 算 請 求 書

年 月 日

海士町長 殿

施 設 長
養護受託者 (印)

年 月分措置費を下記のとおり概算請求します。

記

区 分		単価（円）	対象予定人員（人）	請求額（円）	備考
事 務 費 生 活 費	一 般 生 活 費				
	入 院 患 者 日 用 品 費				
	冬 期 加 算（11～3月）				
	入院患者日用品費冬期加算（11～3月）				
	加 算				
	加 算				
	加 算				
	加 算				
	小 計				
	計				

備考 対象人員（氏名別）の請求額の内訳書を添付すること。

様式第 2 7 号（第 9 条関係）

措 置 費 精 算 書

年 月 日

海士町長 殿

施設長
養護受託者 印

年 月 日分措置費を下記のとおり精算します。

記

- 1 概算受領額 (A) 円
- 2 精算額 (B) 円
- 3 過不足額 (A)－(B) 円
- 4 精算内訳

措置費概算請求書のとおり

別添内訳書のとおり

年 月 日

海士町長 殿

施設長 (印)

被 措 置 者 状 況 変 更 届

下記のとおり被措置者の状況に変動を生じたので、老人福祉法施行規則第 6 条の規定により届け出ます。

記

被 措 置 者 氏 名	
措置の変更、停止又は 廃止を必要とする理由	
変 動 年 月 日	
変 動 の 内 容	(病名・死因) (入院見込期間) (特記事項)

○老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則

(平成14年12月3日海士町規則第22号)

老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則(平成5年海士町規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第28条第1項の規定に基づく費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の徴収)

第2条 町長は、法第11条第1項第1号、第3号及び第2項(養護老人ホーム及び養護委託に限る。)に規定する措置(以下「措置」という。)をとったときは、当該措置を受けた者(以下「被措置者」という。)又はその主たる扶養義務者から当該措置に要する費用(以下「措置費」という。)の全部又は一部を徴収するものとする。

2 前項の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については別表第1の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表第2の税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の途中で措置を開始し、又は廃止した場合における徴収月額は、次の算式により算出した額(円未満切捨て)とする。

3 前項のうち、養護老人ホーム被措置者で介護保険法における要介護認定により、要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込みを行った者の徴収額については、別表第1の規定にかかわらず、特例として、49,460円を上限とする。なお、この特例は平成12年4月1日以降適用するものとし、その適用期間は特例適用を行った月から1年間とする。また、この場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定する。

4 法第11条第1項第2号及び第2項(特別養護老人ホームに限る。)に規定する特別養護老人ホームへの措置に要する費用に係る徴収金の額は、法第21条の2の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額(介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額)を除いた額(ただし、その額を適用すれば生活保護を必要とする状態になる者については、0円)とする。なお、この部分については、平成12年4月1日以降適用するものとする。

(収入申告等)

第3条 被措置者は、前年中の収入について、毎年4月末日までに(新たに措置された者にあつては、措置された後速やかに)収入申告書(様式第1号)に収入額及び必要経費の額を確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 主たる扶養義務者となり得る者は、前年度市町村民税の納税通知書若しくは課税証明及び前年分所得税の課税証明(諸控除がある場合は確定申告書の控添付)源泉徴収票等を毎年5月末日までに(新たに措置された者にあつては、措置された後速やかに)町長に提出しなければならない。

（徴収月額の設定及び通知）

第4条 町長は、前条により提出された収入申告書及び課税状況等の審査、調査を行い、第2条に規定する徴収月額を7月（新たに措置された者にあつては当該月）に決定するものとする。

2 町長は、前項により徴収月額を決定したときは、費用徴収額決定（変更）通知書（様式第2号）により被措置者又は主たる扶養義務者（以下「納入義務者」という。）に速やかに通知するものとする。

（徴収月額の変更及び通知）

第5条 納入義務者は、負担能力に著しい変動が生じ、決定を受けた徴収月額による負担が困難であることにより、当該徴収月額の変更を受けようとするときは、費用徴収額変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があつた場合において、徴収月額の変更を適当と認めたときは、その旨を申請者に対し、費用徴収額決定（変更）通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

（徴収月額の減免）

第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により徴収月額を負担させることが著しく困難であると認めるときは、徴収金の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分			費用徴収月額
1	270,000円以下		0円
2	270,001円から	280,000円まで	1,000円
3	280,001円から	300,000円まで	1,800円
4	300,001円から	320,000円まで	3,400円
5	320,001円から	340,000円まで	4,700円
6	340,001円から	360,000円まで	5,800円
7	360,001円から	380,000円まで	7,500円
8	380,001円から	400,000円まで	9,100円
9	400,001円から	420,000円まで	10,800円
10	420,001円から	440,000円まで	12,500円
11	440,001円から	460,000円まで	14,100円
12	460,001円から	480,000円まで	15,800円
13	480,001円から	500,000円まで	17,500円
14	500,001円から	520,000円まで	19,100円
15	520,001円から	540,000円まで	20,800円
16	540,001円から	560,000円まで	22,500円

17	560,001円から	580,000円まで	24,100円
18	580,001円から	600,000円まで	25,800円
19	600,001円から	640,000円まで	27,500円
20	640,001円から	680,000円まで	30,800円
21	680,001円から	720,000円まで	34,100円
22	720,001円から	760,000円まで	37,500円
23	760,001円から	800,000円まで	39,800円
24	800,001円から	840,000円まで	41,800円
25	840,001円から	880,000円まで	43,800円
26	880,001円から	920,000円まで	45,800円
27	920,001円から	960,000円まで	47,800円
28	960,001円から	1,000,000円まで	49,800円
29	1,000,001円から	1,040,000円まで	51,800円
30	1,040,001円から	1,080,000円まで	54,400円
31	1,080,001円から	1,120,000円まで	57,100円
32	1,120,001円から	1,160,000円まで	59,800円
33	1,160,001円から	1,200,000円まで	62,400円
34	1,200,001円から	1,260,000円まで	65,100円
35	1,260,001円から	1,320,000円まで	69,100円
36	1,320,001円から	1,380,000円まで	73,100円
37	1,380,001円から	1,440,000円まで	77,100円
38	1,440,001円から	1,500,000円まで	81,100円
39	1,500,001円以上		1,500,000円を超える額×0.9 ÷12月+81,100円（100円未満 切捨て）
備考 上表にかかわらず、平成13年7月から平成14年6月までの暫定措置とし、 140,000円を当該費用徴収基準の上限とする。			

- (注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。別表第2において同じ。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。また、第2条第3項の規定を適用した者についてはこの対象としない。
- (注3) 費用徴収基準額が、その月におけるその被措置者にかかわる措置費の支弁額（一般事務一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品を除く。）の合算額をいう。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

別表第 2（第 2 条関係）

扶養義務者費用徴収月額表

課 税 等 に よ る 階 層 区 分			費用徴収月額
A	生活保護による被保護者（単給を含む。）		0 円
B	A 階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者		0 円
C 1	A 階層及び B 階層 を除き前年分の所 得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税 （均等割のみ課税）	4,500 円
C 2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600 円
D 1	A 階層及び B 階層 を除き前年度分の 所得税課税の者で あって、その税額の 年額区分が次の順 である者	30,000 円以下	9,000 円
D 2		30,001 円から 80,000 円まで	13,500 円
D 3		80,001 円から 140,000 円まで	18,700 円
D 4		140,001 円から 280,000 円まで	29,000 円
D 5		280,001 円から 500,000 円まで	41,200 円
D 6		500,001 円から 800,000 円まで	54,200 円
D 7		800,001 円から 1,160,000 円まで	68,700 円
D 8		1,160,001 円から 1,650,000 円まで	85,000 円
D 9		1,650,001 円から 2,260,000 円まで	102,900 円
D 10		2,260,001 円から 3,000,000 円まで	122,500 円
D 11		3,000,001 円から 3,960,000 円まで	143,800 円
D 12		3,960,001 円から 5,030,000 円まで	166,600 円
D 13		5,030,001 円から 6,270,000 円まで	191,200 円
D 14		6,270,001 円以上	その月における その被措置者に 係る措置費の支 弁額

（注 1）この表の C 1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第 323 条に規定する市町村民税があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

（注 2）D 1～D 14 階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条

- (注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。
- (注4) 費用徴収基準月額が、その月における当該被措置者に係る措置費の支弁額から当該被措置者に係る徴収月額を控除した残額を超える場合には、この表にかかわらず、当該残額をもって当該扶養義務者に係る徴収月額とする。
- (注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

収 入 申 告 書

年 月 日

海士町長 殿

氏名 (年 月 日生) 印

私の 年中の収入について下記のとおり申告します。

入 施 所 名		養・特	養護入所者のみ () 人部屋入居
種 別		金 額 (年額)	
収 入	収入 恩給・年金等収入 () 年金 財 産 収 入 利 子 ・ 配 当 収 入 そ の 他 収 入	円	
	A 計		
必 要 経 費	租 税 医 療 費 社 会 保 険 料 その他の必要経費	円	
	B 計		
差 引 額 (A－B)		円	

様式第2号（第4条・第5条関係）

費用徴収額決定（変更）通知書

番 号
年 月 日

様

海士町長 印

下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用について、同法第28条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

入 所 者 氏 名	
施 設 名	
費 用 徴 収 額	年 月 月 額 円
理 由	

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申し立てすることができます。

様式第 3 号（第 5 条関係）

費 用 徴 収 額 変 更 申 請 書

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩

先に決定された費用徴収月額について、下記の理由によりその月額の変更を申請します。

記

入 所 者 氏 名	
入 所 施 設 名	
扶 養 義 務 者 氏 名	
現 在 の 費 用 徴 収 額	円
負 担 能 力 の 変 動 事 由	
添 付 書 類	

○海士町地域支援事業実施要綱

(平成25年 4 月 1 日海士町告示第29号)

改正 平成30年 1 月26日告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第123号）及び隠岐広域連合地域支援事業実施要綱（平成28年隠岐広域連合告示第19号。以下「広域要綱」という。）に規定する地域支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

改正（平30告示第 3 号）

(目的)

第 2 条 この事業は、海士町に在住する高齢者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業の委託)

第 3 条 町長は、事業の利用者、サービス内容、事業評価及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者（以下「実施事業者」という。）に事業の実施を委託することができるものとする。

(事業の種類及び対象者)

第 4 条 事業の種類、内容及び対象者は、別表に掲げるとおりとする。

(利用の申請)

第 5 条 この事業のうち、次の各号に定める事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域支援事業利用申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

- (1) 通所介護相当サービス
- (2) 訪問介護相当サービス
- (3) ホームヘルプサービス
- (4) 生活支援サービス
- (5) 地域自立生活支援事業

全改（平30告示第 3 号）

(利用の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による地域支援事業利用申請書の届出があったときは、その必要性について検討し、その結果を地域支援事業利用決定、却下通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）については、地域支援事業利用依頼書（様式第 3 号）により、実施事業者にその決定内容を通知するものとする。

(利用料)

第 7 条 利用者は、利用料として別表に掲げる金額を、海士町へ納付するものとする。

(委託料)

第 8 条 町長は、実施事業者に対して第 3 条の規定により委託した場合は、事業の執行にかかる委託料として、別表に掲げる金額を支払うものとする。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日告示第3号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係） 全改（平30告示第3号）

介護予防・日常生活支援総合事業					
事業の種類	事業名	事業の内容	事業の対象者	委託料	利用者負担額
訪問型サービス （第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	介護予防・生活機能向上を目的として、生活援助を提供する。	事業対象者 要支援者	広域要綱に規定する単価	広域要綱に規定する単価
	ホームヘルプサービス （緩和した基準によるサービス）	介護予防・生活機能向上を目的として、家事援助を提供する。		週1回のサービスで1ヶ月につき7,360円	委託料の1割
通所型サービス （第1号通所事業）	通所介護相当サービス	介護予防を目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係るサービスを提供する。		広域要綱に規定する単価	広域要綱に規定する単価
その他生活支援サービス （第1号生活支援事業）	生活支援サービス事業	栄養の改善を目的として、配食サービスを提供する。		1回につき400円	1回につき40円＋食材費
				〔借上料〕 1回あたり2,000円	
介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）	ケアマネジメント事業	事業の対象者に対して、予防サービス事業、生活支援サービス事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。		広域要綱に規定する単価	無料
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防を推進する効果があると認められる、講演会や相談会、運動教室や介護予防教室等を実施する。	第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者		無料（食材費等は実費）
	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の育成や、地域活動組織の育成及び支援等を実施する。		〔いきいきサロン〕 1団体につき上限50,000円 〔会食サービス〕 1地区1回につき4,000円 1人1回につき200円	無料（食材費等は実費）

	訪問型予防サービス	介護予防・生活機能向上を目的として、生活援助を提供する。	事業対象者 要支援者	[出前通所型] 1回あたり 10,000円+100円 ×参加者数	[出前通所型] 100円

任意事業					
事業の種類	事業名	事業の内容	事業の対象者	委託料	利用者負担額
家族介護支援事業	家族介護支援事業	要介護者等を介護する者を対象に、介護研修等を実施する。	要支援及び要介護認定を受けている被保険者を介護している者 一般住民	1団体上限 80,000円	無料
	認知症高齢者見守り事業	認知症高齢者の地域での見守り体制の構築への支援や研修会を実施する。	要支援及び要介護認定を受けている被保険者を介護している者		無料
		緊急的な介護者不在に対応するため、短期的な高齢者の宿泊を提供する。			1日につき 3,000円 (食事代込み)
	家族介護継続支援事業	要介護者等を介護する者の交流の場を提供し、在宅介護の維持継続を図る。		200,000円	無料 (食材費等は実費)
		要介護者を在宅で介護している介護者に対し、介護用品を支給する。	海士町家族介護及び身体障害者支援事業実施要綱に定める者	介護用品支給券 月額5,000円	
その他の業	成年後見制度利用支援事業	市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費の助成を行う。	成年後見制度に係る町長が行う審判の請求手続等に関する要綱に定める者	1件につき 80,000円	
	福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修にかかる相談の実施、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う。	居宅介護支援事業所等	[相談] 1件につき 100円 [理由書作成] 1件につき 3,000円	
	地域自立生活支援事業	栄養改善が必要な高齢者に対し、地域が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を把握する。	総合事業に該当しない第1号被保険者のうち、特に栄養改善や見守りが必要な者	1回につき 400円 [借上料] 1回あたり 2,000円	1回につき 40円+食材費

海士町地域支援事業利用申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所 海士町
氏 名
電 話 印

地域支援事業を利用したいので、下記のとおり申請いたします。

記

利 用 者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生	年 齢	歳
	住 所 (電 話)	海士町大字 電話 2 -		
	要介護認定	認定なし 事業対象者 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		

希 望 す る 事 業	事業名		希望回数		希望事業所
			回／週	回／月	
	1. 通所介護相当サービス				☐ 社協 ☐ 福来の里
	2. 訪問介護相当サービス				☐ 社協
	3. 訪問型サービス（緩和した基準） ホームヘルプサービス				☐ 海士サポ
	4. 生活支援サービス事業				
	見守り配食サービス				☐ 社協 ☐ その他
	5. 地域自立生活支援事業				
高齢者見守り配食サービス				☐ 社協 ☐ その他	
利用開始日		年 月 日 ~			

海士町地域支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

海士町長 印

年 月 日に申し込みのあった地域支援事業の利用について、下記のとおり決定（却下）しましたのでお知らせします。

利 用 者 氏 名				
利 用 開 始 日	年 月 日			
利 用 者 負 担 額	海士町地域支援事業実施要綱による。			
決 定 す る 事 業	事業名	利用回数		利用事業所
		回／週	回／月	
	1. 通所介護相当サービス			
	2. 訪問介護相当サービス			
	3. 訪問型サービス（緩和した基準） ホームヘルプサービス			
	4. 生活支援サービス事業			
	見守り配食サービス			
	5. 地域自立生活支援事業			
高齢者見守り配食サービス				
(却下の理由)				

年 月 日

事業所
代表者 様

海士町長 印

海士町地域支援事業利用依頼書

海士町地域支援事業の利用者について、下記のとおり決定したので依頼します。

No	利用者氏名	性別	生年月日	住所	利用開始日
			明・大・昭 年 月 日	海士町大字	年 月 日
決定事業	1. 通所介護相当サービス 2. 訪問介護相当サービス 3. ホームヘルプサービス 4. 見守り配食サービス 5. 高齢者見守り配食サービス				
利用回数	週 回 () / 月 回				
			明・大・昭 年 月 日	海士町大字	年 月 日
決定事業	1. 通所介護相当サービス 2. 訪問介護相当サービス 3. ホームヘルプサービス 4. 見守り配食サービス 5. 高齢者見守り配食サービス				
利用回数	週 回 () / 月 回				
			明・大・昭 年 月 日	海士町大字	年 月 日
決定事業	1. 通所介護相当サービス 2. 訪問介護相当サービス 3. ホームヘルプサービス 4. 見守り配食サービス 5. 高齢者見守り配食サービス				
利用回数	週 回 () / 月 回				
			明・大・昭 年 月 日	海士町大字	年 月 日
決定事業	1. 通所介護相当サービス 2. 訪問介護相当サービス 3. ホームヘルプサービス 4. 見守り配食サービス 5. 高齢者見守り配食サービス				
利用回数	週 回 () / 月 回				
			明・大・昭 年 月 日	海士町大字	年 月 日
決定事業	1. 通所介護相当サービス 2. 訪問介護相当サービス 3. ホームヘルプサービス 4. 見守り配食サービス 5. 高齢者見守り配食サービス				
利用回数	週 回 () / 月 回				

○海士町養護老人ホーム入所者生活補給金支給要綱

(平成27年4月1日海士町告示第12号)

(目的)

第1条 この告示は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項又は第2項の規定により町が養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に措置した者で収入のないもの又はこれに準ずる者に対して、生活補給金を支給することにより、老人ホーム入所者の生活の安定を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 生活補給金の対象者は、その月の初日に老人ホームに入所している者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公的年金等の資格を有しない者で前年中の収入（入所者の親族からの仕送りを含む。）が5万円以下の者
- (2) 年度当初の所持金が10万円を超えない者

(支給額等)

第3条 生活補給金の支給額は、月額3,000円とする。

2 給付の期間は、給付決定の日の属する月から当該月の属する年度末までとする。

(支給の申請)

第4条 生活補給金の支給を受けようとする者は、養護老人ホーム入所者生活補給金支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定又は却下)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときには、その内容を審査の上適否を決定し、養護老人ホーム入所者生活補給金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支給の請求)

第6条 生活補給金の支給決定を受けた者は、養護老人ホーム入所者生活補給金請求書（様式第3号）を毎月町長に提出しなければならない。

(支給)

第7条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、30日以内に請求者が指定する金融機関の預金口座へ振込により支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 町長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、生活補給金の給付決定を取り消すことができる。

- (1) 老人ホームを退所したとき。
- (2) 当該認定を行った日の属する年度途中において10万円を超える収入があったとき。

(不正利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により生活補給金の支給を受けた者がいるときは、その支給された生活補給金の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

海士町養護老人ホーム入所者生活補給金支給申請書

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

生活補給金の支給を受けたいので、海士町養護老人ホーム入所者生活補給金支給要綱第 4 条の規定により申請します。
なお、内容の審査に当たり、収入の状況について調査を行うことを承諾します。

氏 名			生 年 月 日	年 月 日
入所施設名			入 所 日	年 月 日
収入の状況	平均収入額	円	主 な 収 入 先	
所持金の額	円（預貯金及び有価証券を含む。）			
備 考				

年 月 日

海士町養護老人ホーム入所者生活補給金支給決定（却下）通知書

様

海士町長

年 月 日付けで申請のあった生活補給金の支給については、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

(1) 支給金額	月額	3,000 円
(2) 支給開始	年 月分	から

2 却下
（理由）

年 月 日

海士町養護老人ホーム入所者生活補給金請求書

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)

年 月分生活補給金を海士町養護老人ホーム入所者生活補給金支給要綱
第 6 条に基づき請求します。

金 _____ 円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
種別	普通	・ 当座
フリガナ		
口座名義		
口座番号		

○海士町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(平成28年4月1日海士町告示第8号)

(目的)

第1条 この告示は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低所得の高齢者向けの給付金 前条の目的を達するために、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として海士町によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記に掲げる低所得の高齢者向けの給付金が生給される者をいう。

(低所得の高齢者向けの給付金の支給)

第3条 海士町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、低所得の高齢者向けの給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得の高齢者向けの給付金の金額は、支給対象者1人につき3万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 低所得の高齢者向けの給付金に係る海士町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに海士町長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から3か月(※最長で4か月)とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式第1号又は第2号の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び海士町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により海士町に提出し、海士町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を海士町の窓口に出し、海士町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は海士町の窓口において海士町に出し、海士町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、低所得の高齢者向けの給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で海士町長が特に認める者
- 2 代理人が低所得の高齢者向けの給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出する。また、この場合、海士町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 海士町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、海士町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 海士町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し低所得の高齢者向けの給付金を支給する。

- 2 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であつて、基準日において海士町にその住民票を移しておらず、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を海士町に申し出たものについては、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に到達した時点で、当該者に係る低所得の高齢者向けの給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)
- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
 - (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。)が出されていること。
 - (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。
 - (4) 基準日の翌日以後に住民票が海士町へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

3 基準日において、第1号又は第2号のいずれかに該当する者については、当該者分の低所得の高齢者向けの給付金につき、以下の各号で規定する養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（海士町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る低所得の高齢者向けの給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 高齢者（高齢者の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（低所得の高齢者向けの給付金の支給等に関する周知等）

第9条 海士町長は、低所得の高齢者向けの給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 海士町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 海士町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、海士町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者（その代理人を含む。）の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 海士町長は、低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得の高齢者向けの給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 低所得の高齢者向けの給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、海士町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記（第2条及び第8条関係）

支給対象者

下記の支給対象者に対して、低所得の高齢者向けの給付金を1人につき3万円支給する。

- (1) 低所得の高齢者向けの給付金は、「平成27年度海士町臨時福祉給付金支給事業実施要綱」（以下「平成27年度実施要綱」という。）の別記の1（支給対象者）の(1)（平成27年度実施要綱の別記1の(1)の④を除き、(5)及び(6)の適用を受ける場合を含む。）に定める平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前に生まれた者）（他の市町村において、低所得の高齢者向けの給付金が支給される者を除く。）に支給する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、低所得の高齢者向けの給付金は支給しない。
 - ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によりハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
 - ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (3) (1)の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。

様式第1号及び第2号（参考資料2）（第6条関係）

留意事項

【支給対象者について】

- 支給対象者は、平成27年度の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方です。
なお、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件は以下の通り。
 - ① 平成27年1月1日において、海士町の住民基本台帳に記録されている方（※）
 - ② 平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方
ただし、以下の場合は対象外です。

- ・ あなたを扶養している方が平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されている場合
- ・ 生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者である場合
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者である場合

※ 下記に該当する方は、扶養関係に関わらず年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給対象となる可能性があります。詳細は、海士町の窓口にお問い合わせください。

- ・ 配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在海士町にお住まいの方（DV被害者）
- ・ 障害者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方で、平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村が海士町の方

○ 支給額は、支給対象者1人につき3万円です。

<外国人の方の場合>

- 短期滞在者及び不法滞在者については、支給の対象にはなりません。
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の申請日から30日（※各市町村において支給決定までに要すると見込まれる期間を目安に設定）を経過するまでの間に在留期間の満了日等が到来する方については、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給時に在留資格等を有することが確認できないため、在留期間の更新等を行ってから、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を申請してください。

<亡くなられた方の場合>

- 支給決定がされる前に亡くなられた方については、支給の対象にはなりません。

<代理による申請・受給>

- 支給対象者に代わって申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方となります。
（※ 申請のみの代理も可能）
- ① 平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で海士町長が特に認める方

【申請方法について】

- 申請方法は、次の3種類です。
- ① 郵送申請方式：申請書を郵送により海士町に提出し、指定の金融機関口座へ振込
- ② 窓口申請方式：申請書を海士町の窓口へ提出し、指定の金融機関口座へ振込
- ③ 窓口現金受領方式：申請書を郵送又は海士町の窓口へ提出し、窓口で現金を受領
- 申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日

- ① 郵送申請方式：5月9日

- ② 窓口申請方式：5月9日
- ③ 窓口現金受領方式：5月9日
- 申請期限：8月10日必着
- (※ 郵送の場合は市区町村の判断で「消印有効」とすることも可能)

【郵送申請方式・窓口申請方式の申請方法】

- 記入例を参考にして申請書に必要事項を記載し、郵送又は海士町の窓口に提出してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を申請書の裏面に添付してください。

《本人確認書類》

- ・ 支給対象者の本人確認書類（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等）
- (※ ここで示した本人確認書類はあくまで例示です。本人確認書類や本人確認方法については、各市区町村において住民票の写しの交付など通常の業務で取り扱っている本人確認書類・本人確認方法としていただいて構いません。)
- ※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
- ※ 代理申請・受給を希望される場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係を確認できる書類）も添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があるため、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しとなります。

《振込先金融機関口座確認書類》

- ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ※ 新規対象者及び新規口座を希望する方のみ添付が必要です。

《一部の方のみ添付が必要な書類》

- ※ ほとんどの方は添付していただく必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。

○ 課税情報を確認する書類

- ・ 申請者の扶養者が他市区町村に居住している方：申請者の扶養者の非課税証明書
- ・ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。

※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は、次の内容をご指定ください。』

【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）

【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』

- ※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

- 長期間使用していない口座の場合、振込ができないことがありますので、平素から使用されている口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【窓口現金受領方式の申請方法】

- 記入例を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は海士町の窓口へ提出してください。
- 窓口での現金による支給は、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による支給が困難な方が対象となります。

【海士町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、海士町から問合せを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに海士町の窓口又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、海士町が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった方、又は偽りその他不正の手段により年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給を受けた方に対しては、支給した年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の返還を求めるものとします。
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

海士町健康福祉課

電話：08514－2－1823（直通）

様式第1号（第6条関係）

〔世帯用〕

年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）
申請書（請求書）

※この申請書（請求書）は、給付金の支給対象者となる世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。

市区町村
受付印

平成28年1月1日時点の住民票所在市区町村
市区町村長殿

1. 申請・受給者			記入日	平成	年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所				
⑩	男・女	明治・大正・昭和 年 月 日	電話 ()				
※ 記名押印に代えて署名することができます。 ※ 裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）（対象者1人につき3万円）を申請します。			住 所（平成28年1月1日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記載不要				

2. 上記1. の申請・受給者は扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者
上記1. の申請・受給者（以下【a】といいます。）が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者（以下【b】といいます。）を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に記入ください（この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)～(6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。）

	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日
1	⑩	男・女	明治・大正・昭和 年 月 日
2	⑩	男・女	明治・大正・昭和 年 月 日
3	⑩	男・女	明治・大正・昭和 年 月 日

※ 記名押印に代えて署名することができます。

3. 受取方法
（希望する受取方法（下記のA又はB、若しくはC）のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

□ A 平成27年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座（下記）への振込みを希望		
金融機関名	支店名	口座名義 (カタカナ)

□ B 現金による支給を希望
（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。）

※ 上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入下さい。

□ C 新たに指定した、金融機関口座（1. の申請・受給者の口座に限ります。）への振込みを希望
【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰でお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当し、障害基礎年金、遺族基礎年金等について、平成28年4月分の受給がある者(同年5月分の受給のない者を除く。)又は同年5月分の受給がある者に該当し、かつ年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していません。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の支給後、平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の支給の前提となる平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないこと等が判明した場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を返還します。

○平成28年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成28年度分の市町村民税(均等割)の非課税者であること
 - ・平成28年度分の市町村民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと
- 等の所定の要件を満たす者

本人確認書類

写し 貼付け

- 本人が確認できる書類の写し(写真つき住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
- ※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

障害・遺族基礎年金の受給確認書類

(※ 市町村から送付された申請書にあらかじめ氏名等が印字してある方については添付不要です。)

写し 貼付け

- 障害・遺族基礎年金の受給が確認できる書類(年金証書、年金額確定通知書の写し等)

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要です。)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

様式第2号（第6条関係）

〔個人用〕

年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）
申請書（請求書）

※この申請書（請求書）は、原則として、単身世帯の方などがご自身で申請・受給をされる
場合にご利用いただくものです。

市区町村
受付印

平成28年1月1日時点の住民票所在市町村
市区町村長殿

1. 申請・受給者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
※ 記名押印に代えて署名することができます。 ※ 裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）（対象者1人につき3万円）を申請します。			住 所（平成28年1月1日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成28年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方（扶養者）がおり、その住民票所在地が平成28年1月1日時点で本市市区町村内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成28年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成28年度分の納税証明書（いわゆる非課税証明書）を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が本市市区町村内にある場合(A)】

扶養者	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	住 所 (平成28年1月1日時点の住民票所在地を記載)
	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
下記事項について、誓約し又は同意します。 ・平成28年度分の市町村民税（均等割）の計算において課税される所得金額がありません。 ・上記1. の申請・受給者に関する年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な公募等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。				
				記入日 平成 年 月 日

※ 記名押印に代えて署名することができます。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】（非課税証明書を添付してください。）

扶養者	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	住所 (平成28年1月1日時点の住民票所在地を記載)
	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

3. 受取方法

（希望する受取方法（下記のA又はB、若しくはC）のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

□ A 平成27年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座（下記）への振込みを希望

金融機関名	支店名	口座名義 (カタカナ)

□ B 現金による支給を希望

（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。）

※ 上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入下さい。

□ C 新たに指定した、金融機関口座（1. 申請・受給者又は4. 代理人の口座に限ります。）への振込みを希望
【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰でお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

裏面も記入

(申請書裏面)

4. 代理申請・受給を行う場合

記入日	平成 年 月 日				
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人 性別	申請・受給 者との関係	代理人生年月日	代理人住所
		男・女	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
	㊞				
上記の者を代理人と認め、 年金生活者等支援臨時福祉給付金の { 申請・請求 (障害・遺族基礎年金受給者向け) 申請・請求及び受給 } を委任します。					申請・受給者 ㊞

※ 記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯：平成28年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
2. 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当し、障害基礎年金、遺族基礎年金等について、平成28年4月分の受給がある者(同年5月分の受給のない者を除く。)又は同年5月分の受給がある者に該当し、かつ年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していません。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の支給後、平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の支給の前提となる平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないこと等が判明した場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を返還します。

○平成28年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成28年度分の市町村民税(均等割)の非課税者であること
 - ・平成28年度分の市町村民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと
- 等の所定の要件を満たす者

本人確認書類

写し 貼付け

- 本人が確認できる書類の写し(写真つき住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
- ※ 代理申請・受給を申請される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

障害・遺族基礎年金の受給確認書類

(※ 市区町村から送付された申請書にあらかじめ氏名等が印字してある方については添付不要です。)

写し 貼付け

- 障害・遺族基礎年金の受給が確認できる書類(年金証書、年金額確定通知書の写し等)

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要です。)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

一部の方のみ添付が必要な書類

(※ほとんどの方は添付の必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

写し 貼付け

- 扶養者の非課税証明書(表面2.で【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】に記載の方)

○海士町地域支え合い推進会議設置要綱

(平成28年6月1日海士町告示第12号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町に住む高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な、生活支援サービス及び介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の多様な主体による提供体制を構築し、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、海士町地域支え合い推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び海士町生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海士町とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められるときは、町長が適当と認める法人その他の団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(推進会議)

第3条 推進会議は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 地域資源及び地域ニーズの把握
- (2) 生活支援等サービスの企画、立案及び方針策定
- (3) 地域づくりに関する情報交換及び団体等への働きかけ
- (4) その他業務の実施に関し必要な業務

(コーディネーター)

第4条 コーディネーターは、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 地域資源の開発
- (2) ネットワークの構築
- (3) ニーズとサービスのマッチング
- (4) 生活支援の担い手の養成やサービス開発
- (5) その他業務の実施に関し必要な業務

(推進会議の構成)

第5条 推進会議の委員は、次に掲げる団体に属する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 海士町社会福祉協議会
- (2) 海士町民生児童委員協議会
- (3) コーディネーター
- (4) 海士町区長会
- (5) 海士町老人クラブ連合会
- (6) 社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、ボランティア団体等の生活支援等サービスを提供する事業主体
- (7) 海士町地域包括支援センター
- (8) 海士町高齢者福祉担当課長
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 推進会議の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上又は会議を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

○海士町高齢者サービス調整会議設置運営要綱

(平成23年 4 月 1 日海士町告示第18号)

(設置)

第1条 高齢者に関する保健・福祉・医療等の各種サービスを総合的に調整・推進し、高齢者の多様なニーズに対応した最も適切なサービスを提供するため、海士町高齢者サービス調整会議（以下「サービス調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 サービス調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域包括支援センター、保健師、ホームヘルパー等の訪問、相談活動を通じて高齢者のニーズの把握を行うこと。
- (2) 高齢者の健康状況、経済状況、家庭環境等を踏まえた具体的処遇方策の確立を行うこと。
- (3) 関係サービス提供機関へのサービス提供の要請を行うこと。
- (4) 老人ホームへの措置要否、居住部門等への入所判定に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(組織)

第3条 サービス調整会議は、別表に掲げる者及びサービス調整会議に必要と認められる者をもって構成する。

2 サービス調整会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

4 委員長は、サービス調整会議の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第4条 サービス調整会議は、必要に応じて委員長が招集し、その座長となる。

2 サービス調整会議には、必要に応じ、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第5条 サービス調整会議には、専門部会として、適切なサービスを提供するためにその内容やケースの検討を行う地域ケア部会及び老人ホーム等への入所判定を行う入所判定部会を置く。

(事務局)

第6条 サービス調整会議の事務局は、健康福祉課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サービス調整会議に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

海士町高齢者サービス調整会議構成員

副町長
高齢者福祉担当課長
社会福祉協議会代表者
老人福祉施設長
診療所所長
診療所事務長
民生児童委員協議会会長

〈地域ケア部会〉

老人福祉担当
地域包括支援センター職員
保健師
診療所医師
訪問看護師
理学療法士
介護支援専門員
ホームヘルパー
介護サービス事業所職員
老人福祉施設職員

〈入所判定部会〉

高齢者福祉担当課長
社会福祉協議会代表者
老人福祉施設長
診療所医師

○海士町認知症対策総合支援事業実施要綱

(平成28年12月19日海士町告示第25号)

改正 令和元年9月17日告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療と介護の連携強化や認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）への支援体制の強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海士町とする。ただし、事業を他に委託することにより適切な事業運営が確保できると認められるときは、町長が適当と認める法人その他の団体に事業の全部又は一部の委託（以下「事業委託」という。）をすることができる。

(実施内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に係る医療機関、介護サービス提供機関及び支援機関等の連携、調整等に関すること。
- (2) 認知症の人等への適切な支援の検討及び実施に関すること。
- (3) 認知症の人等への支援のための情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 認知症の人等への支援のための研修会、交流会等に関すること。
- (5) 前各号に関するもののほか、認知症の人等への支援について必要な事項に関すること。

(認知症地域支援推進員)

第4条 前条に規定する事業内容を円滑かつ効果的に実施するため、地域包括支援センターに海士町認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を置き、関係機関との連絡調整や必要な事業を行うものとする。なお、推進員は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- (2) 前号以外で、認知症の介護や医療における専門知識及び経験を有する者として町が認めた者（認知症介護指導者養成研修修了者等）

(認知症サポート医等による助言、指導等)

第5条 医療と介護の連携を図り、認知症に関する専門的知識を生かした助言、指導等を受けるために、認知症サポート医又はそれに代わる医師を適切な場所に適宜配置できるものとする。

(認知症初期集中支援チーム)

第6条 町長は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置できるものとする。

2 支援チームの構成員及び任期は、次の各号に定める者とする。また、支援チーム員は国が別途定める「認知症初期集中チーム員研修」を受講し、必要知識、技能を修得するものとする。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を支援チーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員

の事業参加も可能とする。

(1) 専門職は2名以上とし、次の要件を全て満たす者とする。

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

イ 認知症ケアや在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者

(2) 専門医は1名とし、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師とする。ただし、当該医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の識別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの

イ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

(3) 支援チームは、町長が委嘱又は任命し、任期は原則2年とする。ただし、満了日が年度の途中になる場合は、その年度の末日までとする。また、チーム構成員に欠員が生じた場合は、新たに補充し残任期間とする。

3 支援チームは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問支援対象者及びその家族に対する認知症の初期集中支援に関すること。

(2) 認知症の専門的助言に関すること。

(3) 海士町認知症初期集中支援チーム検討委員会への報告に関すること。

(4) その他認知症の初期集中支援に関すること。

（認知症初期集中支援チーム検討委員会）

第7条 町長は、医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、関係機関と一体的に当該事業を推進していくための合意を図る場とする。

2 検討委員会の構成員は、海士町高齢者サービス調整会議設置運営要綱（平成23年海士町告示第18号）に基づく海士町地域ケア会議部会委員と兼ねるものとする。

3 検討委員会において、支援チームの設置及び活動状況を検討する。

（認知症カフェの設置）

第8条 認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活ができる環境を確保すること及び認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることで、認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進する。

2 認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民等の誰もが参加できる場所として設置するとともに、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士等）を配置するものとする。

3 認知症カフェは、適切な事業運営が確保できると認められる施設において定期的に開設するものとし、カフェの利用にかかる料金は無料とする。ただし、食糧費等については、利用者の負担とすることができる。

（秘密保持の義務）

第9条 推進員、医療機関等その他事業に従事するものは、事業に関し知り得た個人に関する情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

繰下げ（令元告示第23号）

(庶務)

第 10 条 海士町認知症対策総合支援事業の庶務は、健康福祉課内において処理する。

繰下げ（令元告示第23号）

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

改正、繰下げ（令元告示第23号）

附 則

この要綱は、平成28年12月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月17日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

○海士町高齢者等受診支援事業実施要綱

(平成28年12月19日海士町告示第26号)

(目的)

第1条 この告示は、屋外での移動に困難がある高齢者、病人等（以下「高齢者等」という。）に対し、医療機関受診のための支援（以下「受診支援」という。）を供する事業（以下「事業」という。）を行うことにより、適正な医療が受けられることを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、海士町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業所」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 受診支援（身体介護を伴うもの） 高齢者等の受診のための外出の支援及びこれに伴う身体介護

(2) 受診支援（身体介護を伴わないもの） 高齢者等の受診のための外出の支援

2 サービス提供は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 海士町障がい者移動支援事業実施要綱（平成25年海士町告示第30号）に該当しない65歳以上の高齢者で受診が1人では困難な者

(2) 上記以外の者で海士町長が受診時に支援が必要と認めた者

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、海士町高齢者等受診支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、海士町高齢者等受診支援事業利用承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）を利用者に通知するものとし、利用を却下決定した時は海士町高齢者等受診支援事業利用却下通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

(利用承認の認定期間及び更新申請)

第7条 前条の規定による承認決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、承認通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用承認内容の変更及び廃止)

第9条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、海士町高齢者等受診支援事業利用承認内容変更（廃止）届（様式第4号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用を廃止しようとする場合
(利用の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号いずれかに該当するときは、第6条の規定による利用承認を取消することができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用承認を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合
(利用料)

第11条 利用者は、利用料として別表の移動支援事業単価表に掲げる金額の原則1割を支払うものとする。

- 2 第2条第2項の規定により委託した事業所がこの事業を行ったときの利用料は、当該事業所へ支払うものとする。
- 3 公共交通機関等を使用したときは、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

(利用料の減免又は免除)

第12条 町長は、生活保護世帯の利用者に対し、利用料を徴収しない。

(委託料)

第13条 事業所への委託料は、別表の単価表に掲げる費用から第11条及び前条に規定する利用料を差し引いた金額とする。

- 2 事業所は、サービスを提供した月の翌月10日までに、当該月に係る委託料について海士町高齢者等受診支援事業委託料請求書（様式第5号）に海士町高齢者等受診支援サービス提供実績記録票（様式第6号）を添付して、町長に対し請求するものとする。
- 3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第14条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

受診支援事業単価表

利用時間	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないもの
30分未満	2,540円	1,040円
30分以上 1時間未満	4,020円	1,510円
1時間以上 1時間30分未満	5,840円	1,950円
1時間30分以上 2時間未満	6,670円	2,360円
2時間以上 2時間30分未満	7,500円	2,730円
2時間30分以上 3時間未満	8,330円	3,080円
3時間以上	以下30分ごとに 830円を追加	以下30分ごとに 350円を追加

（注）

1. 基準額は、身体介護の有無に応じ、1日あたりの移動支援サービスの提供に実際に要した時間数により算定する。
2. 同時に2人の従業者が1人の利用者に対してサービスを行ったときは、それぞれの従業者につき所定額を算定する。
3. 夜間（午後6時から午後10時までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）に行った場合、1回につき100分の25に相当する金額を加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間）に行った場合、1回につき100分の50に相当する金額を加算する。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
4. 利用者が、他の福祉サービスを受けている間は、移動支援給付費は算定しない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

海士町高齢者等受診支援事業利用申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名 印

海士町高齢者等受診支援事業の利用について、下記のとおり申請します。

記

利 用 者	ふりがな			性別	男・女	
	氏 名					
	住 所	〒 電話				
	生年月日	年 月 日生				
緊急時連絡先		氏名			続柄	
		住所	電話（ ） ー			
希望する事業所						
介護保険認定状況			利用しているサービスの状況			
非該当・要支援（ ）・要介護（ ）						
受 診 支 援 を 必要とする理由						
主 な 利 用 目 的		受診医療機関 外来受診・入院のため 等				

第 年 月 日 号

様

海士町長

海士町高齢者等受診支援事業利用承認通知書

年 月 日付で申請のあった海士町高齢者等受診支援事業の利用については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利 用 者 名		生年月日	年 月 日
住 所			
委 託 事 業 所			
有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
利 用 者 負 担	1 割負担		
特 記 事 項			

第 年 月 日

様

海士町長

海士町高齢者等受診支援事業利用却下通知書

年 月 日申請のあった海士町高齢者等受診支援事業の利用については、
下記のとおり却下しましたので、通知します。

記

利 用 者 名		生年月日	年 月 日
住 所			
委 託 事 業 所			
却 下 し た 理 由			

様式第 4 号（第 9 条関係）

海士町高齢者等受診支援事業利用承認内容 変更・廃止 届

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名 印

次のとおり（変更しました）・（廃止したいと思います）ので届け出ます。

利 用 者	ふりがな		性別	男・女
	氏 名			
	住 所	〒 電話		
	生年月日	年 月 日生		

※変更の場合は下の欄に記入をお願いします。

変更事項 （該当に○を して下さい。）	利 用 者 に 関 す る こ と	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利 用 者 で あ る 児 童 に 関 す る こ と	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	その他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

年 月 日

海士町高齢者等受診支援事業委託料請求書

海士町長 様

年 月分

請求金額									円

上記のとおり請求します。

請求事業所	住 所 （ 所 在 地 ）	
	電 話 番 号	
	名 称	
	職 ・ 氏 名	印

振込先金融機関				
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	普通 当座	口座番号	
			名義人 （カタカナ）	（ ）

様式第6号（第13条関係）

年 月分 海士町高齢者等受診支援サービス提供実績記録票

利用者氏名		事業所名	

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	身体介護 の有無	利用者 負担額	サービス 提供者印	利用者 確認印
		開始時間	終了時間	計画 時間数	開始時間	終了時間						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
身体介護を伴う合計					/	/		/	/		/	/
身体介護を伴わない合計					/	/		/	/		/	/
合　　計					/	/		/	/		/	/

○海士町認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業実施要綱

(平成30年 5 月26日海士町告示第 7 号)

改正 令和 2 年 3 月11日告示第 8 号

(目的等)

第 1 条 この告示は、海士町内の認知症対応型共同生活介護事業所（以下「グループホーム」という。）において、家賃、光熱水費及び食材料費（以下「家賃等」という。）の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っているグループホームを対象として助成を行うことにより、入居者の経済的負担の軽減を図り、もって低所得者の円滑な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象は、第 4 条の規定による承認を受け、かつ、第 8 条の規定による認定を受けた利用者に対する利用者負担を軽減したグループホームとする。

(助成対象グループホームの申請)

第 3 条 助成を受けようとするグループホームは、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(助成対象グループホームの承認)

第 4 条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査した上でその可否を決定し、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(利用者負担軽減の対象者)

第 5 条 利用者負担軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、隠岐広域連合介護保険の被保険者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、前条の規定による承認を受けたグループホームに入居している者（短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者を除く。）
- (2) 申請した日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、申請日の属する年度の前年度。以下同じ。）において、世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が町県民税非課税であって、本人の非課税年金収入、課税年金収入及び合計所得金額の合計（以下「収入等合計」という。）が150 万円以下（配偶者がいる場合は、両者の収入等合計が250万円以下）の者
- (3) 預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がいる場合は、両者の預貯金等の合計が2,000 万円以下）の者
- (4) 申請日の属する年度において、町県民税が課されている人の扶養親族となっていない者
- (5) 介護保険料を滞納していない者
- (6) 給付額減額の措置を受けていない者
- (7) 生活保護法による保護を受けていない者

(負担軽減額)

第 6 条 グループホームが実施する軽減負担額は、対象者の区分に応じ次のとおりとする。

- (1) 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者 1 日当たり1,171 円の家賃の全額を助成

(2) 前号の規定に該当しない者 1日当たり1,171円の家賃から500円を差し引いた額を
助成

改正（令2告示第8号）

（軽減対象者の申請）

第7条 軽減対象者の認定を受けようとする者は、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減認定申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（軽減対象者の認定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査した上でその可否を決定し、軽減対象者に認定する場合は、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減認定通知書（様式第4号。以下「認定通知書」という。）により、認定しない場合は認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減不認定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の認定通知書の有効期間は、申請日の属する月の初日から最初に到来する7月31日までとする。

（認定通知書の提示）

第9条 軽減対象者の認定を受けた者（以下「軽減認定者」という。）が、利用者負担の軽減を受けようとするときは、グループホームに対して認定通知書を提示しなければならない。

（変更届）

第10条 軽減認定者は、認定の内容に変更があったとき又は第5条各号に規定する要件に該当しなくなったときは、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減変更届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（軽減認定の取消し）

第11条 町長は、軽減認定者と認定した後に軽減認定者でないことが明らかになった場合は、認定を取り消すものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、軽減認定者でないことが明らかになった日の属する月の翌月から認定を取り消すものとする。

（職権による負担軽減額の変更）

第12条 前条の規定にかかわらず、町長は職権で負担軽減額の変更又は認定の取消しをすることができる。

（助成金の請求）

第13条 助成金の交付を受けようとするグループホームは、翌月10日までに認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金交付請求書（様式第7号）及び認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減証明書（様式第8号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書等を受領したときは、内容を審査し認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金交付決定通知書（様式第9号）により助成対象グループホームに通知し、適当と認めるときは、前項の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（軽減認定者の負担額）

第14条 軽減認定者は、利用した月の家賃等について、軽減額を差し引いた額を助成対象グループホームに支払わなければならない。

（助成金の返還）

第15条 町長は、軽減認定者が第10条に規定する変更の届出をしなかったとき又は偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、既に支給した助成金を返還させることができる。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日告示第8号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業申請書

フリガナ	
事業所名	
事業所番号	
住所	〒 —
海士町長 様 認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業の利用を申請します。 なお、助成を受けようとする利用者負担に係る軽減については、運営規程に 定めています。 年 月 日 申請者 住所 事業者名 代表者職・氏名 印	

※運営規程の写しを添付すること。

海士町記入欄

決定年月日	適用年月日	運営規程確認
年 月 日	年 月 日	
備 考		

様式第 2 号（第 4 条関係）

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業
承認（不承認）決定通知書

第 年 月 日

様

海士町長 印

年 月 日付けで申請のあった認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業利用について、次のとおり決定したので通知します。

事業所名	

決定年月日	年 月 日

1 承認する。

適用年月日	年 月 日

2 承認しない。

理由	

様式第3号（第7条関係） 全改（令2告示第8号）

海士町認知症対応型共同生活介護事業所家賃等
利用者負担軽減認定申請書

H30.6以降用

（あて先）海士町長 年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、申請します。

なお、認定の結果について、入所施設に連絡することに同意します。

また、当該軽減認定のために必要がある場合は、保険者が私及び私の世帯員の所得の状況等について調査することに同意します。

フリガナ			被保険者番号															
被保険者氏名	⑤		個人番号															
生年月日	明・大・昭	年月日	性別	男・女														
住所	電話番号（ ）																	
施設名称					入所年月日	年 月 日												
送付先	☐ 入所施設 ☐ その他（ ）																	

配偶者の有無	有・無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については記入不要です。 （配偶者には、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。）																
配偶者に関する事項	フリガナ																	
	氏名																	
	生年月日	明・大・昭	年月日	個人番号														
	住所	連絡先																
	本年1月1日現在の住所	（※現住所と異なる場合）																
	課税状況	町民税（課税・非課税） どちらかに○																

世帯の町民税課税状況	町民税（課税・非課税）

	入所者本人	配偶者
生活保護受給	有・無	
町民税扶養状況	課税者の扶養・無	
課税年金収入	円	円
非課税年金収入	円	円
上記以外の所得	円	円
収入等合計	円	円
預貯金額	円	円
有価証券等	円	円
その他（現金・負債）	円	円
資産等合計	円	円

<注意事項>
①町民税課税世帯は該当になりません。
②町民税課税者の扶養親族の場合、該当になりません。
③生活保護受給者は該当になりません。
④介護保険料を滞納している場合、該当になりません。
⑤収入等合計が150万円を超えると該当になりません。
（配偶者がいる場合は250万円）
⑥資産等合計が1,000万円を超えると該当になりません。
（配偶者がいる場合は2,000万円）
※非課税年金とは遺族年金・障害年金・寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金です。
※有価証券等には株・国債のほか、投資信託の残高や金・銀購入積立残高も含みます。
※預貯金等の口座が複数ある場合、すべての写しを添付してください。

申請者が被保険者本人の場合には下記について記載は不要です。

申請者	住所	〒 _____	電話番号	
	氏名		続柄	

※裏面の同意書にも必ず記入、押印してください。

(海士町福祉係 記入欄)

※以下の欄には記入しないでください。

交 付 年 月 日	☐ 軽減認定該当	☐ 家賃全額 （80万円以下） ☐ 家賃1,171円/日から500円控除 （80万円超え）
年 月 日		
適 用 年 月 日	☐ 非該当	☐ 生活保護者 ☐ 世帯が町民税課税 ☐ 配偶者が町民税課税 ☐ 町民税課税者の扶養 ☐ 収入等合計が150万円を超える（配偶者がいる場合は250万円を超える） ☐ 預貯金等合計が1,000万円を超える（配偶者がいる場合は2,000万円を超える） ☐ 介護保険料を滞納
年 月 日 から		
有 効 期 限		
年 月 日		

同 意 書

海 士 町 長 あて

介護家賃等軽減認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、海士町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

<本人>

住 所

氏 名

㊞

<配偶者>

住 所

氏 名

㊞

（家賃等軽減認定申請の際は、この同意書にも必ず記入・押印してください。）

第 年 月 日 号

様

海士町長 印

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減申請について、次のとおり認定したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	

決定年月日	年 月 日

負担軽減金額 (1 月当たり)	円

※居住費、管理費、食費の合計金額が負担軽減金額を下回った場合はその額となります。

有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長 印

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減申請について、次のとおり不認定としたので通知します。

記

- 1 入居者の氏名
- 2 不認定とした理由

様式第 6 号（第10条関係）

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等利用者負担軽減変更届

年 月 日

海士町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減について、（変更・廃止）したいので、
届け出ます。

利用者	住 所			
	フリガナ		生年月日	年 月 日（ 歳）
	氏 名			
変 更 年 月 日		年 月 日		
(変更の内容等)				
廃 止 年 月 日		年 月 日		
(廃止の理由等)				

様式第7号（第13条関係）

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金交付請求書

年 月 日

海士町長 様

住所
事業者名
代表者職・氏名
(事業所名

(印)
)

海士町認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 請 求 額 金 円
 (年 月サービス提供分)

2. 内 訳 認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減証明書
(様式第8号) のとおり

金 融 機 関 名				支店名				
口 座 番 号	普通・当座							
フ リ ガ ナ								
口 座 名 義 人								

様式第 8 号（第13条関係）

認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減証明書

グループホーム名	

（ 年 月サービス提供分）

No.	被保番	被保険者氏名	軽減額（円）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計			円	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事業者名

代表者職・氏名



様式第9号（第13条関係）

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金交付決定通知書

第 年 月 号

様

海士町長

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

交 付 決 定 額 金 円
(年 月サービス提供分)

振込日 年 月 日予定

○海士町ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱

(平成31年3月11日海士町告示第4号)

海士町ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱（平成20年海士町告示第15号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障がい者などが地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民の主体的活動としての地域のふれあい・交流拠点づくりに対して支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 「サロン」とは、地域住民同士が定期的にふれあい、交流できる場をいう。

2 「サロン活動」とは、地域住民が自主的、主体的に継続して取り組む活動をいう。

(対象となる活動)

第3条 助成の対象となるサロン活動とは、町内の地域住民により、地域から孤立しがちな方が身近な地域で気軽に集える場所をつくる活動をいい、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 65歳以上の高齢者、障がい者など地域住民（以下「参加者」という。）を対象とするもの
- (2) 参加者数は概ね10人以上とし、地域の規模や会場のスペースに応じた人数であるもの
- (3) 活動回数が概ね年10回以上であるもの
- (4) 身近な地域の公民館、集会所又は民家の空きスペースなどを活用したもの
- (5) 参加者同士の情報交換をはじめとした交流、閉じこもり防止、健康づくり、生きがいづくりなどを目的としたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は助成の対象としない。

- (1) 他の公的資金（助成）を受けている活動
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動
- (3) 地区で開催される敬老会、以前から行われている地域の伝統行事や活動

(届出)

第4条 助成を希望する団体は、あらかじめサロン助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) サロン助成事業実施計画書（様式第2号）
- (2) サロン助成事業予算書（様式第3号）
- (3) サロン助成事業請求書（様式第4号）

2 届出書の提出は、活動の実施年度ごとに行うものとする。

(助成内容)

第5条 サロン活動に関する経費として、1事業団体に対し、別表に掲げる金額を助成する。ただし、助成対象活動の規模、内容を勘案し、助成金額が減額されることがある。

(助成金の支払時期)

第6条 交付決定後、15,000円を助成するものとする。

2 実績報告後、上限額を35,000円とし、実績に応じた額を助成する。

（助成金の実績報告）

第7条 助成金の交付（決定）を受けた団体は、当該年度の活動終了後、サロン助成事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) サロン助成事業実施報告書（様式第7号）
- (2) サロン助成事業決算書（様式第8号）
- (3) サロン助成事業請求書（様式第4号）

（活動内容の周知）

第8条 団体は、活動を行うにあたっては、対象地区住民に活動内容を周知するよう努めなければならない。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

助成の額	備考
【交付申請後】15,000円 【実績報告後】活動回数×1,000円＋人数×100円 ※人数には65歳以上の高齢者のみ計上すること。 ※上限額は35,000円とする。	15,000円は交付決定後に、残りは実績報告後に実績に応じて支払う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
団 体 名
代表者名

印

年度 サロン助成事業補助金交付申請書

標記の件について、別紙のとおり関係書類を添えて届出します。

記

（添付書類）

1. 年度 サロン助成事業実施計画書
2. 年度 サロン助成事業予算書
3. 年度 サロン助成事業請求書

様式第2号（第4条関係）

(団体名)

年度 サロン助成事業実施計画書

[illegible]

様式第 3 号（第 4 条関係）

（団体名）_____

年度 サロン助成事業予算書

（収 入） （単位：円）

項 目	金 額	摘 要
負 担 金		
委 託 料		
そ の 他		
合 計		

（支 出） （単位：円）

項 目	金 額	摘 要
報 償 費		
需 用 費		
使用料及び賃借料		
合 計		

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

年度 サロン助成事業請求書

助成金 _____ 円

☐ 1 回目（交付申請時） 15, 000円

☐ 2 回目（実績報告時） 円

※実績に応じた額：上限35, 000円

第 年 月 日 号

様

海士町長

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けにより補助金交付申請のあった、サロン助成事業補助金
については、海士町ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱により下記のとおり
交付決定をします。

記

補助事業の名称 海士町ふれあい・いきいきサロン助成事業補助金

補助金交付決定額 金 円 也

交付条件

1. 交付条件 15,000円は交付決定後に、残りは実績報告後に実績に応じて支払う。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
団 体 名
代表者名

印

年度 サロン助成事業助成実績報告書

標記の件について、別紙のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

（添付書類）

1. 年度 サロン助成事業実施報告書
2. 年度 サロン助成事業決算書
3. 年度 サロン助成事業請求書

様式第7号（第7条関係）

(団体名)

年度 サロン助成事業実施報告書

[illegible]

様式第 8 号（第 7 条関係）

（団体名）_____

年度 サロン助成事業決算書

（収 入） （単位：円）

項 目	金 額	摘 要
負 担 金		
委 託 料		
そ の 他		
合 計		

（支 出） （単位：円）

項 目	金 額	摘 要
報 償 費		
需 用 費		
使用料及び賃借料		
合 計		

○海士町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

(平成31年3月31日海士町告示第11号)

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号に基づき、医療及び介護を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供するため、海士町在宅医療・介護連携推進事業（以下「事業」という。）を実施することにより、医療機関及び介護事業所その他関係者との連携を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海士町とする。ただし、町長は適切な事業運営が確保できると認められる者に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域における医療及び介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出及び対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療及び介護関係者の情報共有のための支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療及び介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携
- (9) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療及び介護の連携に必要な事業

(秘密の保持)

第4条 事業に従事する者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

○海士町高齢者等交通費助成事業実施要綱

(令和3年3月12日海士町告示第5号)

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の心身の健康の維持及び管理の推進を図り、家族による介護の負担を軽減することを目的として、医療機関への入退院や施設への入退所等に際しての移動に要する費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 事業の対象者は、町内に住所を有するものとする。

(事業の内容及び助成の額)

第3条 事業の内容及び助成の額は、別表に掲げるとおりとする。

(他制度との併用禁止)

第4条 この助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、他の法令、条例、規則等により、この告示による助成に相当する給付を受けるときは、この告示による助成を受けることはできない。

(助成の申請)

第5条 申請者は、海士町高齢者等交通費助成交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査した上で助成の可否について決定し、その結果を海士町高齢者等交通費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第7条 町長は、前条の規定により助成を決定したときは、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、その者に対し助成に要した費用の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。ただし、別表に掲げる帰省者介護交通費助成事業は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	事業の内容	対象者の条件	助成額	備考
高齢者等入退院 交通費助成事業	島前病院へ入退院 する際の交通費の 助成を行う。	・ 65歳以上の者 ・ 要支援及び要 介護認定を受け ている者	運賃の4分 の3に相当 する額	1回の入院につき、 限度額40,000円
高齢者等施設 利用交通費助成 事業	西ノ島町の介護保 険施設へ入退所 （短期入所利用時 を含む）する際に かかる交通費の助 成を行う。	・ 65歳以上の者 ・ 要支援及び要 介護認定を受け ている者	運賃の4分 の3に相当 する額	・ ひと月2回までの 施設利用分が対象 ・ 限度額40,000円／ 月
帰省者介護 交通費助成事業	町内に住む高齢者 等を介護するため に帰省する際の交 通費の助成を行 う。	隠岐島外在住の 親族の帰省によ り介護を受けて いる者（自宅で 暮らす要介護1 以上の認定を受 けている者、ま たは要支援1以 上の認定を受け ており、主治医 意見書の認知症 高齢者の日常生 活自立度Ⅱa以 上の者）	隠岐汽船の 運賃の2分 の1に相当 する額	月2回までの帰省 分が対象

10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

海士町高齢者等交通費助成申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
対象者との関係
印

海士町高齢者等交通費助成事業を利用したいので、下記のとおり申請いたします。

記

対 象 者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	大正・昭和 年 月 日生	年 齢	歳
	住 所 (電 話)	海士町大字 電話		
	要介護認定	認定なし 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		

事 業 の 種 類	事業名	交通機関名	区間	かかった交通費
	高 齢 者 等 入 退 院 交 通 費 助 成 事 業		～	円
			～	
			～	
	高 齢 者 等 施 設 利 用 交 通 費 助 成 事 業		～	円
			～	
			～	
	帰 省 者 介 護 交 通 費 助 成 事 業		～	円
			～	
			～	

振 込 口 座	振込銀行名 支店名	(振込銀行名) (支店名)	預金種目	普通・当座・その他
	口座番号		フリガナ 口座名義	

第 年 月 日

様

海士町長

海士町高齢者等交通費助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった海士町高齢者等交通費助成事業について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
助成金額			
特記事項			

第2節 老人福祉施設

○海士町福祉センター設置及び管理に関する条例

(平成22年10月7日海士町条例第28号)

改正 平成24年3月21日条例第7号 平成25年3月21日条例第8号

海士町福祉センター設置及び管理に関する条例（平成8年海士町条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、海士町福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 高齢者に対し各種のサービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、センターを設置する。

（名称及び位置）

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町福祉センター
- (2) 位置 海士町大字海士3969番地1

（事業）

第4条 センターに、通所介護部門、居住部門、交流部門を設ける。

（通所介護部門の事業）

第5条 通所介護部門は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活指導に関すること。
- (2) 日常動作訓練に関すること。
- (3) 介護及び介護予防に関すること。
- (4) 家族介護者教室に関すること。
- (5) 健康チェックに関すること。
- (6) 送迎に関すること。
- (7) 入浴サービスに関すること。
- (8) 給食サービスに関すること。
- (9) その他町長が必要と認める事業に関すること。

（居住部門の事業）

第6条 居住部門は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 居住の提供に関すること。
- (2) 生活支援に関すること。
- (3) 入浴サービスに関すること。
- (4) 給食サービスに関すること。
- (5) 短期宿泊事業に関すること。
- (6) その他町長が必要と認める事業に関すること。

(交流部門の事業)

第7条 交流部門は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交流に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事業に関すること。

(利用対象者)

第8条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 通所介護部門

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定、要支援認定を受けた者で通所介護を希望する者
- イ 介護予防事業の利用者で通所介護を希望する者
- ウ その他町長が必要と認める者

(2) 居住部門

- ア 町内に住所を有する者で、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者
- イ 町内に住所を有する60歳以上の者であって、家族の急病等により一時的に在宅生活の継続が困難となった者
- ウ その他町長が必要と認める者

(3) 交流部門

- ア センター利用者と交流を図ろうとする者
- イ センター事業に支障がなく町長が必要と認めた者

(利用承認の取消)

第9条 町長は、次の各号に該当すると認めたときは、利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設及び設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、町長が管理運営上利用を不相当と認めたとき。

(管理運営)

第10条 センターの管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

- 2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用料金)

第11条 センターを利用する者は、別表に定める利用料金を支払わなければならない。

ただし、介護保険法によりサービスを利用する者は、介護保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の範囲内で利用料金を支払うものとする。

- 2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金について、天災その他特別な理由により利用料金を支払うことが困難であると認めた場合には、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理、運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係) 改正 (平25条例第8号)

区 分		利用料金	備 考
居 住 部 門	対象収入 40万円まで	4,000円	・ 1ヶ月に満たない場合は日割り計算とする。 ・ 2人で入居の場合は、それぞれ計算し収入の低い方の金額を半額とする。 ・ 「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
	対象収入 40万1円から60万円まで	5,000円	
	対象収入 60万1円から80万円まで	6,000円	
	対象収入 80万1円から100万円まで	8,000円	
	対象収入 100万1円から120万円まで	12,500円	
	対象収入 120万1円から130万円まで	17,500円	
	対象収入 130万1円から140万円まで	21,200円	
	対象収入 140万1円から150万円まで	25,000円	
	対象収入 150万1円から160万円まで	28,700円	
	対象収入 160万1円から170万円まで	32,500円	
	対象収入 170万1円から180万円まで	36,200円	
	対象収入 180万1円から190万円まで	40,000円	
	対象収入 190万1円から200万円まで	43,700円	
	対象収入 200万1円以上	50,000円	
給 食		1日当たり 1,300円以内	
〔注〕・ 電話代は自己負担とする。 ・ 居室の電気代は自己負担とする。 ・ 共益費（風呂、トイレ、下水、洗濯等にかかる光熱水費）は、1人部屋が1ヶ月6,000円、2人部屋が1ヶ月9,000円（1人入居の場合は6,000円）とする。			

○海士町福祉センター管理運営に関する規則

(平成22年12月 1 日海士町規則第10号)

改正 平成28年 3 月30日規則第 5 号 令和 3 年 3 月19日規則第 3 号

海士町福祉センター管理運営に関する規則（平成 8 年海士町規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、海士町福祉センター設置及び管理に関する条例（平成22年海士町条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき海士町福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用申請）

第 2 条 条例第 8 条に定める利用者（以下「利用者」という。）で福祉センター居住部門の利用を希望する者は、以下の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 海士町福祉センター居住部門入居申請書（様式第 1 号）
- (2) 健康診断書（様式第 2 号）
- (3) 身元引受書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書（様式第 4 号）
- (5) 収入申告書（様式第 5 号）
- (6) 海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業利用申請書（様式第 6 号）

（利用の決定）

第 3 条 町長は、前条の利用について申請書を受理したときは、当該申請者について利用の可否を決定し、その結果を申請者及び指定管理者に対し入居決定（却下）通知書（様式第 7 号から第10号まで）により通知するものとする。

2 町長は、利用の可否を決定するにあたっては、高齢者サービス調整チームの意見を求めるものとする。

（定員）

第 4 条 通所介護部門の 1 日の利用定員は概ね35人とし、居住部門の定員は20人とする。

（休業日）

第 5 条 通所介護部門の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日から 1 月 5 日までの日
- (3) 8 月13日から 8 月16日までの日
- (4) 12月29日から12月31日までの日

（管理運営の委託）

第 6 条 条例第10条の規定により、センターの管理、運営を社会福祉法人海士町社会福祉協議会に委託する。

（帳簿書類）

第 7 条 センターには、条例第 4 条に規定する事業を行うため必要な帳簿等を備えるものとする。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

海士町福祉センター居住部門入居申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所 海士町大字
氏 名
電話番号 () ⑩
一

海士町福祉センター居住部門に入居したいので、下記のとおり申請します。

記

利用 対象 者	氏 名		性 別	生 年 月 日		連絡先（TEL）
			男・女	M・T・S 年 月 日		
	住 所	海士町大字 (世帯主)				
入居 申 込 の 理 由	〔理由〕					
親 族 の 状 況	氏 名	続柄	年齢	住 所	電話番号	

※ 添付書類 健康診断書、身元引受書、誓約書、収入申告書

様式第 2 号（第 2 条関係）

健 康 診 断 書

住 所	隠岐郡海士町大字		
氏 名		男・女	年 月 日生
現症状	疾 病 名 症状の概要		
伝染性 疾 患	疾 病 名 症状の概要		
精神の状況			
四肢の状況			
居住施設利用に 対する意見 (あれば記入して下さい)			
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
住 所 医療機関名 担当医師名			
印			

様式第3号（第2条関係）

身元引受書

入居者 住 所 海士町大字

氏 名 印

生年月日 年 月 日

このたび、海士町福祉センター居住部門に入居する上記の者の身元に関する
一切の事項は私が引き受けます。

年 月 日

身元引受者 住 所 海士町大字

氏 名 印

生年月日

続 柄

職 業

電話番号 昼 （ ） ー

夜 （ ） ー

海士町長 様

様式第 4 号（第 2 条関係）

誓 約 書

入居者 住 所 海士町大字

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日

海士町福祉センター居住部門に入居する上記の者が、疾病及び身体の障害により介護を必要とする状況が生じた場合は、すみやかに退去することを誓約します。

年 月 日

年 月 日

身元引受者 住 所 海士町大字

氏 名 ⑩

生年月日

続 柄

職 業

電話番号 昼 （ ） ー

夜 （ ） ー

海士町長 様

様式第5号（第2条関係）

収入申告書		
		年 月 日
海士町長様		
氏 名		Ⓜ
明治		
大正		年 月 日生
昭和		
私の 年中の収入について下記のとおり申告します。		
入所施設名		
種 類		金 額（年 額）
収入 ①	恩給・年金等収入	円
	（ ）年金	
	財 産 収 入	
	利子・配当収入	
	そ の 他 収 入	
	計	
必要経費 ②	租 税	円
	医 療 費	
	社 会 保 険 料	
	介 護 保 険 料	
	その他必要経費	
	計	
差 引 額（①－②）		円

※ 収入のわかるもの（年金裁定通知書、年金振込み通帳等の写し）を添付して下さい。

海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業利用申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所 海士町大字
氏 名
電話番号 () ー ⑩

海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用 対象者	氏 名	性 別	生 年 月 日	連絡先（TEL）
		男・女	M・T・S 年 月 日	
	住 所	海士町大字 (世帯主)		
介 護 者	氏 名	性 別	生 年 月 日	連絡先（TEL）
		男・女	M・T・S 年 月 日	
	住 所	海士町大字		
入居 申込 の理 由	〔理由〕			
利用 期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

※ 添付書類 健康診断書、身元引受書、誓約書

第 年 月 日

住所 海士町大字
氏名 様

海士町長

海士町福祉センター居住部門入居決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町福祉センター居住部門の入居について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 決定の内容

入居対象者	氏 名		性 別	生 年 月 日		連絡先（TEL）
			男・女	年 月 日		
	住 所	隠岐郡海士町大字			世帯主	
1 入居開始日		年 月 日				
2 入居料金		1月当たり 部屋代 円 食事代 希望により異なる 光熱費 下記備考による				
〔備考〕 1ヶ月の入居料金には、部屋代、食事代（希望者のみ）の他、共益費（1人部屋：6,000円／2人部屋：9,000円）、電話料、電気代が必要です。また、デイサービス、ヘルパーサービス等の介護サービスは別途利用料がかかります。なお収入申告書に記載漏れ等により変更が生じた場合は、部屋代の変更があります。						

2. 却下

却下の理由

第 年 月 日

海士町社会福祉協議会
会長 様

海士町長

海士町福祉センター居住部門入居決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町福祉センター居住部門の入居について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 決定の内容

入居対象者	氏 名	性 別	生 年 月 日	連絡先（TEL）
		男・女	年 月 日	
	住 所	隠岐郡海士町大字		世帯主
1 入居開始日	年 月 日			
2 入居料金	1 月当たり	部屋代	円	
		食事代	希望により異なる	
		光熱費	下記備考による	
〔備 考〕 1 ヶ月の入居料金には、部屋代、食事代（希望者のみ）の他、共益費（1 人部屋：6,000 円／2 人部屋：9,000 円）、電話料、電気代が必要です。また、デイサービス、ヘルパーサービス等の介護サービスは別途利用料がかかります。なお収入申告書に記載漏れ等により変更が生じた場合は、部屋代の変更があります。				

2. 却下

却下の理由

第 年 月 号 日

様

海士町長

海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業利用について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

利 用 者 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日
利 用 料	1 日あたり 3,000 円
却 下 の 理 由	

第 年 月 日

海士町社会福祉協議会
会長 様

海士町長

海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業利用依頼通知書

下記の者を短期宿泊事業利用者として決定したのでサービスの提供をお願いします。

記

利 用 者 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日
利 用 料	1 日あたり 3,000 円
添 付 書 類	1. 海士町福祉センター居住部門短期宿泊事業利用申請書（写） 2. 身元引受書 3. 誓約書

○海士町地域包括支援センター設置及び管理に関する 条例

(平成18年 3 月31日海士町条例第30号)

(設置)

第1条 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、海士町地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町地域包括支援センター
- (2) 位置 海士町大字海士1490番地

(機能)

第3条 支援センターは、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ「総合性」と、介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける「包括性」、高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供する「継続性」の3点を主な視点とする地域包括支援体制確立のために、次に掲げる機能を担う。

- (1) 地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築すること。
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。
- (3) 虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること。
- (4) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。
- (5) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと。

(事業)

第4条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。ただし、業務の一部を指定居宅支援事業所等に委託することができる。

- (1) 地域ケア会議の開催に関すること。
- (2) 特定高齢者等の実態把握及び各種保健福祉サービスの広報及び啓発に関すること。
- (3) 介護予防及び保健・福祉に関する各種相談、指導及び助言に関すること。
- (4) 地域支援事業サービスの提供及び調整に関すること。
- (5) 福祉用具の展示及び紹介、高齢者向け住宅の増改築に係る相談及び助言に関すること。
- (6) 相談協力員の連絡調整に関すること。
- (7) 居宅介護支援事業に関すること。
- (8) その他町長が必要と認めた事項

(連携)

第5条 支援センターの運営を適正かつ円滑に行うため、隠岐広域連合設置の地域包括支援センター運営協議会と連携を図りながら実施するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○海士町在宅介護支援センター設置及び管理に関する 条例

(平成8年9月27日海士町条例第19号)

改正 平成12年3月24日条例第11号 平成18年3月27日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、海士町在宅介護支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 在宅の要介護老人等の介護者に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健、医療、福祉における各種のサービスが総合的に受けられるよう調整し、要介護老人等及びその家族の福祉の向上を図るため、海士町在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町在宅介護支援センター
- (2) 位置 海士町大字海士3969番地1に置く。

(事業)

第4条 支援センターは、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 要介護老人等の実態把握及び各種公的保健福祉サービスの広報、啓発に関すること。
- (2) 在宅介護に係る指導、助言に関すること。
- (3) 居宅介護支援事業に関すること。
- (4) 福祉用具貸与事業に関すること。
- (5) 公的福祉サービスの適用の調整に関すること。
- (6) 介護機器の展示及び紹介、高齢者向け住宅の増改築に係る相談と助言に関すること。
- (7) 支援センター運営協議会の開催に関すること。
- (8) 相談協力員の研修会の開催及び連絡調整に関すること。
- (9) その他町長が必要と認める事業に関すること。

改正（平12条例第11号）

(管理運営)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、支援センターの管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第12号）

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、支援センターの管理、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第12号）
この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

○海士町在宅介護支援センター管理運営に関する規則

(平成8年11月1日海士町規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例（平成8年海士町条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき海士町在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の者であって、身体が虚弱、寝たきり若しくは痴呆等のため日常生活を営むのに支障がある者又はこのような者を抱える家族等とする。

(事業内容)

第3条 支援センターは、次の各号に掲げる事業を地域に積極的に出向き、又は支援センターにおいて行うものとする。

- (1) 地域の要介護老人の実態等の把握及び各種の公的保健福祉サービスの広報及びその積極的な利用についての啓発を行う。
- (2) 在宅介護に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により総合的に応ずること。
- (3) 地域の寝たきり老人等やその家族の公的保健福祉サービスの利用申請の便宜を図る等公的保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。
- (4) 公的保健福祉サービスの円滑な適用に資するため、個別の要援護老人及びその世帯の介護ニーズ等の評価を行うとともに処遇のあり方についての諸資料を作成すること。
- (5) 地域の寝たきり老人等を抱える家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合は、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法についての指導、助言を行うこと。
- (6) 介護機器の展示、利用対象者の身体状況を踏まえた介護機器の紹介、選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増改築に関する相談、助言を行うこと。
- (7) 相談協力員に対する研修会及び情報交換、親睦等を図るための懇話会の開催並びに日常的な連絡調整を行うこと。
- (8) 支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開催すること。

(事業の実施)

第4条 支援センターは、事業の実施に当たって、町長と協議のうえ、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め事業を計画的に実施するものとする。

- (1) 支援センターは、夜間等の緊急相談に備え、あらかじめ必要な関係機関との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の対応手順を消防署、医療機関、特別養護老人ホーム等の関係機関との協議のうえ、定めるものとする。
- (2) 支援センターは、相談を受けた場合は、速やかに必要な活動を展開するものとする。
- (3) 支援センターは、相談を受けた要介護老人及びその世帯に関する基礎的事項、支援サービス計画の内容及び実施状況、処遇目標達成状況及び今後の課題等を記載した台帳を整備するとともに、これを適正に管理し、継続的支援、処遇の適正な実施を図るものとする。

- (4) 支援センターの業務については、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制をとるものとする。ただし、相談窓口としての業務については、24時間対応の体制をとるものとする。
- (5) 支援センターのソーシャルワーカー又は保健婦は、法人が受託したホームヘルプサービス事業等の実施にあたって、総合的な観点からの調整を行うとともに看護婦又は介護福祉士及びホームヘルパー等と機能的に連携し、一丸となって円滑な事業運営を行うものとする。

(職員の責務)

第5条 職員の責務は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性にかんがみ、各種の研修会及び交流等あらゆる機会をとらえ、自己研さんに努めるものとする。

(運営協議会の設置)

第6条 支援センターには、その円滑な運営を図るため、運営協議会を設置するものとし、その運営については、次の各号により行うものとする。

(1) 事業内容

支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこと。

(2) 組織

運営協議会は、町の老人福祉、保健、医療担当部門のそれぞれの長及び保健所の代表者、町社会福祉協議会代表者、特別養護老人ホーム施設長、民生児童委員の代表者、支援センターの所長、その地域の老人福祉の推進のために必要と認められる者（以下「委員」という。）によって構成するものとし、町長が委嘱する。

(3) 任期

運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(4) 役員

ア 運営協議会には、会長、副会長各1名の役員を置くものとし、委員の互選により選出するものとする。

イ 会長は、会務を総理し、会議の進行を行うものとする。

ウ 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理するものとする。

(5) 会議

ア 会議は、会長が招集し必要に応じて開催するものとする。

イ 会長は、必要があると認められる時は、事案に関係あるものの出席を求めることができるものとする。

(相談協力員の設置及び業務内容)

第7条 支援センターには、活動対象地域の65歳以上の人口等を考慮し、地域の実情を踏まえて相談協力員を配置するものとする。

2 相談協力員は、民生児童委員、老人クラブ、地域活動団体はもとより、介護する家族等の関係者の中から運営協議会の意見を踏まえ、町長が委嘱するものとする。

3 相談協力員は、支援センターの円滑な運営に資するため、支援センターと連携して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域の要介護老人等に対する公的保健福祉サービス研修及び支援センターの紹介等を行うこと。

(2) 様々な機会をとらえて各種の公的保健福祉サービス広報及びその積極的活用についての啓発を行うこと。

(管理運営の委託)

第8条 条例第5条の規定により、支援センターの管理、運営を社会福祉法人海士町社会福祉協議会に委託する。

(報告及び調査)

第9条 町長は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、支援センターに対し、相談内容、処理状況について年1回以上定期的に事業実施状況の報告を求め、調査を行うものとする。

(経理)

第10条 支援センターは、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第11条 支援センターの利用料は、原則として無料とする。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

○海士町指定居宅介護支援事業所設置条例

(平成12年 3 月24日海士町条例第19号)

(趣旨)

第1条 この条例は、海士町指定居宅介護支援事業所の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海士町における在宅の要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健、医療、福祉にわたる各種サービスが総合的に提供されるよう調整し、要介護者等及びその家族の福祉の向上を図るため、海士町指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町指定居宅介護支援事業所
- (2) 位置 海士町大字海士1490番地

(事業)

第4条 事業所は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 指定居宅介護支援事業に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事業に関すること。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、事業所の管理、運営その他必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

○海士町高齢者住宅設置及び管理に関する条例

(平成22年10月7日海士町条例第26号)

改正 平成24年3月21日条例第8号 平成25年3月21日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、海士町高齢者住宅（以下「高齢者住宅」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高齢者に対し各種のサービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、高齢者住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 高齢者住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町高齢者住宅
- (2) 位置 海士町大字海士1470番地1

(事業)

第4条 高齢者住宅に、居住部門、通所介護部門を設ける。

(居住部門の事業)

第5条 居住部門は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 居住の提供に関する事。
- (2) 生活支援に関する事。
- (3) 入浴サービスに関する事。
- (4) 給食サービスに関する事。
- (5) 短期宿泊事業に関する事。
- (6) その他町長が必要と認める事業に関する事。

(通所介護部門の事業)

第6条 通所介護部門は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活指導に関する事。
- (2) 日常動作訓練に関する事。
- (3) 介護及び介護予防に関する事。
- (4) 家族介護者教室に関する事。
- (5) 健康チェックに関する事。
- (6) 送迎に関する事。
- (7) 入浴サービスに関する事。
- (8) 給食サービスに関する事。
- (9) その他町長が必要と認める事業に関する事。

(利用対象者)

第7条 高齢者住宅を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 居住部門

ア 町内に住所を有する者で、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のた

め独立して生活することに不安のある者

イ 町内に住所を有する60歳以上の者であって、家族の急病等により一時的に在宅生活の継続が困難となった者

ウ その他町長が必要と認める者

(2) 通所介護部門

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定、要支援認定を受けた者で通所介護を希望する者

イ 介護予防事業の利用者で通所介護を希望する者

ウ その他町長が必要と認める者

（利用承認の取消）

第8条 町長は、次の各号に該当すると認めたときは、利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) 医療機関等で特別な治療が必要となったとき。

(2) 身体的状態が著しく悪化する等、町長が管理上利用を不相当と認めたとき。

（管理運営）

第9条 高齢者住宅の管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

（利用料金）

第10条 高齢者住宅を利用する者は、別表に定める利用料金を支払わなければならない。ただし、介護保険法によりサービスを利用する者は、介護保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の範囲内で利用料金を支払うものとする。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、利用料金について、天災その他特別な理由により利用料金を支払うことが困難であると認めた場合には、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、高齢者住宅の管理、運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第10条関係） 改正（平25条例第9号）

区 分		利 用 料 金	備 考
居 住 部 門	対象収入 40万円まで	4,000円	・ 1ヶ月に満たない場合は日割り計算とする。 ・ 2人で入居の場合は、それぞれ計算し収入の低い方の金額を半額とする。 ・ 「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
	対象収入 40万 1 円から60万円まで	5,000円	
	対象収入 60万 1 円から80万円まで	6,000円	
	対象収入 80万 1 円から100万円まで	8,000円	
	対象収入 100万 1 円から120万円まで	12,500円	
	対象収入 120万 1 円から130万円まで	17,500円	
	対象収入 130万 1 円から140万円まで	21,200円	
	対象収入 140万 1 円から150万円まで	25,000円	
	対象収入 150万 1 円から160万円まで	28,700円	
	対象収入 160万 1 円から170万円まで	32,500円	
	対象収入 170万 1 円から180万円まで	36,200円	
	対象収入 180万 1 円から190万円まで	40,000円	
	対象収入 190万 1 円から200万円まで	43,700円	
	対象収入 200万 1 円以上	50,000円	
	給 食	1 日当たり 1,300円以内	
〔注〕・ 電話代は自己負担とする。 ・ 居室の電気代は自己負担とする。 ・ 共益費（風呂、トイレ、下水、洗濯等にかかる光熱水費）は、1 人部屋が1 ヶ月6,000円、2 人部屋が1 ヶ月9,000円（1 人入居の場合は6,000円）とする。			

○海士町高齢者住宅管理運営に関する規則

(平成22年12月 1 日海士町規則第 9 号)

改正 平成28年 3 月30日規則第 6 号 令和 3 年 3 月19日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町高齢者住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年海士町条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき海士町高齢者住宅（以下「高齢者住宅」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 条例第 7 条に定める利用者（以下「利用者」という。）で高齢者住宅居住部門の利用を希望する者は、以下の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 海士町高齢者住宅居住部門入居申請書（様式第 1 号）
- (2) 健康診断書（様式第 2 号）
- (3) 身元引受書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書（様式第 4 号）
- (5) 収入申告書（様式第 5 号）
- (6) 海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業利用申請書（様式第 6 号）

(利用の決定)

第 3 条 町長は、前条の利用について申請書を受理したときは、当該申請者について利用の可否を決定し、その結果を申請者及び住宅指定管理者に（様式第 7 号から第10号）により通知するものとする。

2 町長は、利用の可否を決定するにあたっては、高齢者サービス調整チームの意見を求めるものとする。

(定員)

第 5 条 居住部門の定員は12人とし、通所介護部門の 1 日の利用定員は15人とする。

(休業日)

第 6 条 通所介護部門の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日から 1 月 5 日までの日
- (3) 8 月13日から 8 月16日までの日
- (4) 12月29日から12月31日までの日

(管理運営の委託)

第 7 条 条例第 9 条の規定により、高齢者住宅の管理、運営を社会福祉法人だんだんに委託する。

改正（令 3 規則第 4 号）

(帳簿書類)

第 8 条 高齢者住宅には、条例第 4 条に規定する事業を行うため必要な帳簿等を備えるものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成22年12月 1 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年10月 1 日から適用する。

附 則（平成28年3月30日規則第6号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第4号）
この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

海士町高齢者住宅居住部門入居申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所 海士町大字
氏 名
電話番号 () ⑩
一

海士町高齢者住宅居住部門に入居したいので、下記のとおり申請します。

記

利用 対象 者	氏 名		性 別	生 年 月 日		連絡先（TEL）
			男・女	M・T・S 年 月 日		
	住 所	海士町大字 (世帯主)				
入居 申込 の理 由	〔理由〕					
親族 の状 況	氏 名	続 柄	年齢	住 所		電話番号

※ 添付書類 健康診断書、身元引受書、誓約書、収入申告書

様式第 2 号（第 2 条関係）

健 康 診 断 書

住 所	隠岐郡海士町大字		
氏 名		男・女	年 月 日生
現症状	疾 病 名 症状の概要		
伝染性 疾 患	疾 病 名 症状の概要		
精神の状況			
四肢の状況			
居住施設利用 に対する意見 (あれば記入して下さい)			
上記のとおり診断します。 年 月 日 住 所 医療機関名 担当医師名 印			

様式第 3 号（第 2 条関係）

身 元 引 受 書

入居者 住 所 海士町大字

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日

このたび、海士町高齢者住宅居住部門に入居する上記の者の身元に関する一切の事項は私が引き受けます。

年 月 日

身元引受者 住 所

氏 名 ⑩

生年月日

続 柄

職 業

電話番号 昼 （ ） ー

夜 （ ） ー

海士町長 様

様式第 4 号（第 2 条関係）

誓 約 書

入居者 住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日

海士町高齢者住宅居住部門に入居する上記の者が、疾病及び身体の障害により介護を必要とする状況が生じた場合は、すみやかに退去することを誓約します。

年 月 日

年 月 日

身元引受者 住 所

氏 名 ⑩

生年月日

続 柄

職 業

電話番号 昼 （ ） ー

夜 （ ） ー

海士町長 様

様式第5号（第2条関係）

収 入 申 告 書		
		年 月 日
海 士 町 長 様		
氏 名		印
明治		
大正		年 月 日生
昭和		
私の 年中の収入について下記のとおり申告します。		
入所施設名		
種 類		金 額 （年 額）
収 入 ①	恩給・年金等収入	円
	（ ）年金	
	財 産 収 入	
	利子・配当収入	
	そ の 他 収 入	
	計	
必 要 経 費 ②	租 税	円
	医 療 費	
	社 会 保 険 料	
	介 護 保 険 料	
	その他必要経費	
	計	
差 引 額 （①－②）		円

※ 収入のわかるもの（年金裁定通知書、年金振込み通帳等の写し）を添付して下さい。

海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業利用申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所 海士町大字
氏 名
電話番号 () ー ⑩

海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用 対象者	氏 名		性 別	生 年 月 日			連絡先（TEL）
			男・女	M・T・S 年 月 日			
	住 所	海士町大字 (世帯主)					
介 護 者	氏 名		性 別	生 年 月 日			連絡先（TEL）
			男・女	M・T・S 年 月 日			
	住 所	海士町大字					
入 居 申 込 の 理 由	〔理由〕						
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日						

※ 添付書類 健康診断書、身元引受書、誓約書

第 年 月 号 日

住所 氏名 様

海士町長

海士町高齢者住宅居住部門入居決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町高齢者住宅居住部門の入居について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 決定の内容

入居対象者	氏 名		性 別	生 年 月 日		連絡先（TEL）
			男・女	年 月 日		
	住 所	隠岐郡海士町大字			世帯主	
1 入居開始日		年 月 日				
2 入居料金		1 月当たり 部屋代 円 食事代 希望により異なる 光熱費 下記備考による				
〔備 考〕 1 ヶ月の入居料金には、部屋代、食事代（希望者のみ）の他、共益費（1 人部屋：6,000 円／2 人部屋：9,000 円）、電話料、電気代が必要です。また、デイサービス、ヘルパーサービス等の介護サービスは別途利用料がかかります。なお収入申告書に記載漏れ等により変更が生じた場合は、部屋代の変更があります。						

2. 却下

却下の理由

第 年 月 日

社会福祉法人
理事長 様

海士町長

海士町高齢者住宅居住部門入居決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町高齢者住宅居住部門の入居について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 決定の内容

入居対象者	氏 名	性 別	生 年 月 日	連絡先（TEL）
		男・女	年 月 日	
	住 所	隠岐郡海士町大字		世帯主
1 入居開始日	年 月 日			
2 入居料金	1 月当たり 部屋代 円 食事代 希望により異なる 光熱費 下記備考による			
〔備 考〕 1 ヶ月の入居料金には、部屋代、食事代（希望者のみ）の他、共益費（1 人部屋：6,000 円／2 人部屋：9,000 円）、電話料、電気代が必要です。また、デイサービス、ヘルパーサービス等の介護サービスは別途利用料がかかります。なお収入申告書に記載漏れ等により変更が生じた場合は、部屋代の変更があります。				

2. 却下

却下の理由

第 年 月 日 号

様

海士町長

海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業
利用について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

利 用 者 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日
利 用 料	1 日あたり 3,000 円
却 下 の 理 由	

第 年 月 日

社会福祉法人
理事長 様

海士町長

海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業利用依頼通知書

下記の者を短期宿泊事業利用者として決定したのでサービスの提供をお願いします。

記

利 用 者 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日
利 用 料	1 日あたり 3,000 円
添 付 書 類	1. 海士町高齢者住宅居住部門短期宿泊事業利用申請書（写） 2. 身元引受書 3. 誓約書

第3節 老人医療

○老人医療事務取扱細則

(平成11年3月31日海士町規則第6号)

改正 平成12年12月26日規則第20号 平成13年1月1日規則第1号
平成14年10月1日規則第27号

老人医療事務取扱細則（昭和58年海士町規則第3号の2）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条の2）
- 第2章 障害認定の申請の取扱い（第9条）
- 第3章 受給資格取得の届出等の取扱い（第10条―第15条の2）
- 第3章の2 特定疾病認定申請の取扱い（第15条の2の2）
- 第3章の3 限度額適用・標準負担額減額認定申請の取扱い（第15条の3）
- 第3章の4 基準収入額適用申請の取扱い（第15条の4）
- 第4章 医療費の支給申請の取扱い（第16条）
- 第4章の2 標準負担額差額の支給申請の取扱い（第16条の2）
- 第4章の3 移送費の支給申請の取扱い（第16条の3）
- 第4章の4 高額医療費の支給申請の取扱い（第16条の4）
- 第5章 健康手帳・医療受給者証等の再交付申請の取扱い（第17条）
- 第6章 雑則（第18条―第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務の取扱いについては、法、老人保健法施行令（昭和57年政令第293号。以下「令」という。）及び老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。 改正（平13規則第1号）

（文書の取扱い）

第2条 申請者又は届出人に対する通知、照会等の文書を作成する場合は、なるべく平易な文体を用い、必要があるときは、ふりがなをつけ、又は注釈を加える等適宜な方法を講じて記載内容を容易に了解させるよう努めるものとする。

2 申請者、届出人その他の関係者から提出された申請書又は届書等の記載事項に軽微かつ明白な誤りがある場合において、これを容易に補正できるものであるときは、当該職員が適宜その誤りを補正して受理するよう努めるものとする。

（備付帳簿等）

第3条 町において備える帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 老人保健法による医療受給者台帳（様式第1号。以下「受給者台帳」という。）
- (1)の2 負担区分管理台帳（様式第1号の2）
- (2) 健康手帳・医療受給者証交付簿（様式第2号。以下「受給者証交付簿」という。）

(3) 老人医療の特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び一部負担金減免証明書交付簿（様式第3号。以下「減免証明書等交付簿」という。）

(3)の2 老人保健標準負担額差額支給台帳（様式第3号の2。以下「標準負担額差額支給台帳」という。）

(3)の3 高額医療費支給台帳（様式第3号の3）

(4) 損害賠償金、不正利得徴収金等記録票（様式第4号。以下「徴収金等記録票」という。）

(5) 老人保健法による認定証明書交付簿（様式第5号。以下「認定証明書交付簿」という。）

(6) 負担区分等証明書交付簿（様式第5号の5）

改正（平14規則第27号）

（受給者台帳）

第4条 受給者台帳は、健康手帳、医療受給者証又は健康手帳の医療受給者証を交付するときに作成し、その後医療の受給資格に変更、喪失があった都度修正するものとする。

2 受給者台帳は、使用及び整理に便利な方法により配列するものとする。

（負担区分管理台帳）

第4条の2 負担区分管理台帳は、負担区分（法第28条第1項各号に定める割合並びに令第14条第6項、第15条第1項各号、第16条第1項第1号ハ及びニに定める区分をいう。以下同じ。）の判定をするときに、整理するものとする。

2 負担区分管理台帳は、世帯ごとその他使用及び整理に便利な方法により配列するものとする。

追加（平14規則第27号）

（受給者証交付簿）

第5条 受給者証交付簿は、健康手帳、医療受給者証又は健康手帳の医療受給者証を交付するときに整理し、その後医療の受給資格に変更、喪失があった都度修正するものとする。

（減免証明書等交付簿）

第6条 減免証明書等交付簿は、施行規則第20条第3項の規定により一部負担金減免申請書（様式第6号）に基づき一部負担金減免証明書（様式第7号）を交付するとき、施行規則第45条第4項の規定により老人医療の特定疾病認定申請書（様式第5号の2。以下「特定疾病認定申請書」という。）に基づき老人保健特定疾病療養受療証（以下「特定疾病受療証」という。）を交付するとき、又は施行規則第50条第4項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第5号の3）に基づき限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第5号の4）を交付するときにそれぞれ整理するものとする。

全改（平14規則第27号）

（標準負担額差額支給台帳）

第6条の2 標準負担額差額支給台帳は、施行規則第25条第1項の規定により老人保健標準負担額差額支給申請書（様式第15号。以下「標準負担額差額支給申請書」という。）に基づき、標準負担額差額を支給するときに整理するものとする。

改正（平14規則第27号）

（高額医療費支給台帳）

第6条の3 高額医療費支給台帳は、施行規則第52条の規定により老人保健高額医療費支給申請書（様式第16号。以下「高額医療費支給申請書」という。）に基づき高額医療費を支給するときに整理するものとする。

追加（平14規則第27号）

（徴収金等記録票）

第7条 徴収金等記録票は、医療、入院時食事療養費の支給及び特定療養費の支給に関する損害賠償金、不正利得徴収金等の徴収等に関する経過を記録、整理するものとする。

(認定証明書交付簿)

第8条 認定証明書交付簿は、他の市町村への転出に際し、第15条第2項に規定する認定証明書を交付するときに整理するものとする。

(負担区分等証明書交付簿)

第8条の2 負担区分等証明書交付簿は、他の市町村への転出に際し、第15条第3項第3号に規定する負担区分等証明書を交付するときに整理するものとする。

追加(平14規則第27号)

第2章 障害認定の申請の取扱い

(障害認定の申請の処理)

第9条 「老人保健法第25条第1項第2号の障害認定申請書」(様式第8号。以下「障害認定申請書」という。)により施行規則第1条に規定する障害認定の申請を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) その障害認定申請書の記載及びその添付書類等に補正できない程度の不備があるときは、次により処理するものとする。

ア 障害認定申請書を返戻するものについては、返戻理由を記入した文書を作成のうえ、申請者に返戻すること。

イ 障害認定申請書を保留するものについては、保留理由を記入した文書を作成のうえ、申請者に通知すること。

(2) 前号の規定によって返戻したものが補正されて再提出されたとき、又は保留の理由がなくなったときは、次により処理するものとする。

ア 障害認定申請書を返戻したものについては、補正されているかどうかを点検すること。

イ 障害認定申請書を保留したものについては、提出された添付書類等について点検すること。

2 障害認定申請書の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 障害認定申請書の記載事項を、添付書類等及び住民基本台帳等の現有公簿その他これに準ずる書類によって確認すること。

(2) 前号の規定によって確認できない事項があるとき、又は申請に係る事実を明確にするため特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

3 前2項の規定により点検、審査等を行った結果、65歳以上75歳未満の加入者(健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号。次条において「改正法」という。)附則第9条の規定により75歳以上の者とみなされる者であって加入者である者を除く。以下同じ。)であって、令別表で定める程度の障害の状態(以下「令で定める障害の状態」という。)にあることを認定したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳を作成すること。

(1)の2 負担区分管理台帳を作成すること。

(2) 健康手帳・医療受給者証又は健康手帳の医療受給者証を作成すること。

(3) 受給者証交付簿に所要事項を記入すること。

(4) 健康手帳を交付されていない者であるときは健康手帳・医療受給者証を、既に医療受給者証のない健康手帳を交付されている者であるときは医療受給者証を、「老人保健法による医療受給者証等交付通知書」(様式第9号。以下「医療受給者証等交付通知書」という。)に添えて交付すること。

4 第1項及び第2項の規定により点検、審査等を行った結果、令で定める障害の状態がないことを確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 障害認定申請書に却下年月日等を記載すること。

- (2) 「老人保健法による認定申請却下通知書」（様式第10号。以下「認定申請却下通知書」という。）を作成し、申請者に通知すること。改正（平14規則第27号）

第3章 受給資格取得の届出等の取扱い

（75歳到達の届出等の処理）

第10条 「老人保健法による医療の受給資格取得届書」（様式第8号。以下「受給資格取得届書」という。）により施行規則第2条に規定する75歳到達の届出、施行規則第3条に規定する医療保険加入の届出又は施行規則第4条に規定する転入の届出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等（75歳以上の加入者（改正法附則第9条の規定により75歳以上の者とみなされる者であって加入者であるものを含む。以下同じ。）及び65歳以上75歳未満の加入者であって、令で定める障害の状態にあることにつき法第25条第1項第2号の規定による認定を受けているものをいう。以下同じ。）であることを確認したときは、前条第3項の規定の例により処理すること。
- (3) 第1号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等でないことを確認したときは、その旨を受給資格取得届書に記載するとともに、届出人に通知すること。改正（平14規則第27号）

（氏名変更の届出等の処理）

第11条 「老人保健法による医療の受給資格変更届書」（様式第8号。以下「受給資格変更届書」という。）により施行規則第6条に規定する氏名変更の届出、施行規則第7条に規定する居住地の変更の届出又は施行規則第8条の2第1項に規定する法第25条第7項の規定の適用を受ける旨の届出若しくは継続居住地変更の届出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。
 - ア 受給者台帳に所要事項を記入すること。
 - イ 負担区分管理台帳に所要事項を記入すること。
 - ウ 受給者証交付簿（その届出が特定疾病受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている者に係るものである場合にあっては、受給者証交付簿及び減免証明書等交付簿）の氏名欄又は居住地欄を修正すること。
 - エ 一部負担金の割合を修正する必要があると認められる場合は、健康手帳・医療受給者証（その届出が特定疾病受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている者に係るものである場合にあっては、健康手帳・医療受給者証及び特定疾病受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証）を提出させ、氏名欄又は居住地欄の変更前の氏名又は居住地を2本線で抹消し、変更後の氏名又は居住地を記入した上発行機関印を押して返却すること。
 - オ 一部負担金の割合を修正する必要があると認められる場合は、第9条第3項の規定の例により処理するとともに、健康手帳の医療受給者証を提出させ、これを回収するか又は無効の表示を行ったうえ返却すること。改正（平14規則第27号）

（医療保険加入状況の変更の届出の処理）

第12条 受給資格変更届書により、施行規則第8条に規定する医療保険加入状況の変更の届出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、届出に係る事実を確認したときは、受給者台帳に所要事項を記入すること。

(障害状態不該当の旨の届出の処理)

第13条 「老人保健法による医療の受給資格喪失届書」(様式第8号。以下「受給資格喪失届書」という。)により、施行規則第11条に規定する障害状態不該当の届出を受けたときは、次により処理するものとする。 改正(平14規則第27号)

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。
 - ア 受給者台帳に所要事項を記入したうえ、これを削除し別に保管すること。
 - イ 負担区分管理台帳に所要事項を記入したうえ、これを削除し別に保管すること。
 - ウ 受給者証交付簿(その届出が特定疾病受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている者に係るものである場合にあっては受給者証交付簿及び減免証明書等交付簿)から削除すること。
 - エ 健康手帳の医療受給者証(その届出が特定疾病受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている者に係るものである場合にあっては、健康手帳・医療受給者証及び特定疾病受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証)を提出させ、これを回収するか又は無効の表示を行った上返却すること。
 - オ 受給資格喪失届書に医療受給資格の喪失年月日等を記載すること。

(医療保険の加入者不該当の届出等の処理)

第14条 受給資格喪失届書により、施行規則第8条の2第2項に規定する法第25条第7項の規定の適用を受けなくなった旨の届出、施行規則第9条に規定する医療保険の加入者不該当の届出又は施行規則第12条に規定する死亡の届出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、届出に係る事実を確認したときは、前条第2号の規定の例により処理すること。 改正(平13規則第1号)

(転出の届出並びに認定証明書及び負担区分等証明書の交付申請の処理)

第15条 受給資格喪失届書により施行規則第10条に規定する転出の届出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
 - (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、届出に係る事実を確認したときは、第13条第2号の規定の例により処理すること。
- 2 前項に規定する処理を行うに際して、届出人から「老人保健法による認定証明書交付申請書」(様式第11号)の提出を受けたときは、「老人保健法による認定証明書」(様式第12号)を交付するとともに、その旨を認定証明書交付簿に記入するものとする。
 - 3 第1項に規定する処理を行うに際して、届出人から「老人保健法による負担区分等証明書交付申請書」(様式第12号の2)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。
 - (1) 負担区分管理台帳により、転出する75歳以上の加入者等及びその者と同一の世帯に転出する70歳以上の世帯主及びすべての世帯員の一定以上の所得区分を確認すること。
 - (2) 第15条の4の規定による認定を受けている場合には、負担区分管理台帳により、75歳以上の加入者等及びその者と同一の世帯に転出する世帯主及びすべての世帯員の一

定以上所得区分及び低所得区分を確認すること。

- (3) 「老人保健法による負担区分等証明書」(様式第12号の3)に前2号において確認した区分等を記入し交付するとともに、負担区分等証明書交付簿に所要事項を記入すること。

改正(平14規則第27号)

(負担区分変更の場合の処理)

第15条の2 75歳以上の加入者等について毎年定期的に負担区分の判定を行い、若しくは法第25条第1項第2号に規定する障害認定の申請による認定を行い、又は施行規則第2条に規定する75歳到達の届出、施行規則第3条に規定する医療保険加入の届出、施行規則第4条に規定する転入の届出、施行規則第7条に規定する居住地の変更の届出、施行規則第8条の2第1項に規定する法第25条第7項の規定の適用を受ける旨の届出若しくは継続居住地変更の届出、受給資格喪失届書により、施行規則第8条の2第2項に規定する法第25条第7項の規定の適用を受けなくなった旨の届出、施行規則第9条に規定する医療保険の加入者不該当の届出、施行規則第10条に規定する転出の届出、施行規則第11条に規定する障害状態不該当の届出若しくは施行規則第12条に規定する死亡の届出を受け、一部負担金の割合を修正する必要があると認めるときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に所要事項を記入すること。
- (2) 負担区分管理台帳に所要事項を記入すること。
- (3) 新たな一部負担金の割合を表記した健康手帳・医療受給者証又は健康手帳の医療受給者証を作成すること。
- (4) 受給者証交付簿に所要事項を記入すること。
- (5) 医療受給者証を医療受給者証等交付通知書に添えて交付するとともに、既に交付している健康手帳・医療受給者証を提出させ、これを回収するか又は無効の表示を行ったうえ返却すること。

追加(平14規則第27号)

第3章の2 特定疾病認定申請の取扱い

(特定疾病認定申請の処理)

第15条の2の2 特定疾病認定申請書により、施行規則第45条第1項に規定する申請を受けたときは、次により処理するものとする。

改正、繰下げ(平14規則第27号)

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、令第14条第5項に規定する厚生労働大臣が定める疾病(以下この条において「特定疾病」という。)にかかっていることを認定したときは、次により処理するものとする。

ア 受給者台帳に所要事項を記入すること。

イ 特定疾病受療証を作成すること。

ウ 減免証明書等交付簿に所要事項を記入すること。

エ 特定疾病受療証を医療受給者証等交付通知書に添えて交付すること。

- (3) 第1号の規定により、点検、審査等を行った結果、特定疾病にかかっていないことを確認したときは、次により処理するものとする。

ア 特定疾病認定申請書に却下年月日等を記載すること。

イ 認定申請却下通知書を作成し、申請者に通知すること。

第3章の3 限度額適用・標準負担額減額認定申請の取扱い

(限度額適用・標準負担額減額認定申請の処理)

第15条の3 限度額適用・標準負担額減額認定申請書により、施行規則第50条第1項に規定する限度額認定の申請を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 令第16条第1項第1号ハ又はニの医療を受ける者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員については、添付書類及び現有公簿その他これに準ずる書類をもとに、申請者等より事実関係を確認したうえで判定すること。
- (3) 前2号の規定により、点検、審査等を行った結果、令第16条第1項第1号ハ又はニに規定する事由に該当することを認定したときは、次により処理するものとする。
 - ア 受給者台帳に所要事項を記入すること。
 - イ 負担区分管理台帳に所要事項を記入すること。
 - ウ 限度額適用。標準負担額減額認定証を作成すること。
 - エ 減免証明書等交付簿に所要事項を記入すること。
 - オ 限度額適用・標準負担額減額認定証を医療受給者証等交付通知書に添えて交付すること。
- (4) 第1号及び第2号の規定により、点検、審査等を行った結果、令第16条第1項第1号ハ又はニに規定する事由に該当しないことを確認したときは、次により処理するものとする。
 - ア 限度額適用・標準負担額減額認定申請書に却下年月日等を記載すること。
 - イ 認定申請却下通知書を作成し、申請者に通知すること。

改正（平14規則第27号）

第3章の4 基準収入額適用申請の取扱い

（基準収入額適用申請の処理）

第15条の4 老人保健基準収入額適用申請書（様式第12号の4。以下「基準収入額適用申請書」という。）により、施行規則第19条に規定する基準収入額適用の申請を受けたときは、次により処理するものとする。 追加（平14規則第27号）

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により、点検、審査等を行うこと。
- (2) 添付書類及び現有公簿その他これに準ずる書類をもとに、申請者等より事実関係を確認したうえで判定すること。
- (3) 前2号の規定により、点検、審査等を行った結果、令第4条第3項に規定する事由に該当することを確認したときは、第9条第3項の規定の例により処理すること。
- (4) 第1号及び第2号の規定により、点検、審査等を行った結果、令第4条第3項に規定する事由に該当しないことを確認したときは、次により処理するものとする。
 - ア 負担区分管理台帳に所要事項を記入すること。
 - イ 認定申請却下通知書を作成し、申請者に通知すること。

第4章 医療費の支給申請の取扱い

（医療費の支給申請の処理）

第16条 施行規則第29条第1項に規定する医療費の支給申請を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により、点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等であって、医療費の支給の必要があると認めたときは、その額を決定するとともに「老人保健法による医療費支給決定通知書」（様式第13号）を作成し、申請者に通知すること。
- (3) 第1号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等でないとき又は医療費の支給の必要が認められないときは、次により処理するものとする。
 - ア 「老人保健法による医療費支給申請却下通知書」（様式第14号）を作成し、申請者に通知すること。
 - イ 医療費支給申請書に却下年月日等を記載すること。

- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）附則第22条第1項の規定により法第32条第1項に規定する医療とみなして同項の規定を適用することができるものとされた付添看護につき看護料の支給申請を受けたときは、第1項の規定に準じて処理するものとする。改正（平14規則第27号）

第4章の2 標準負担額差額の支給申請の取扱い

（標準負担額差額の支給申請の処理）

第16条の2 標準負担額差額支給申請書により施行規則第25条第2項（施行規則第27条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準負担額差額の支給申請を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
 - (2) 前号の規定による点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等であって、標準負担額差額の支給の必要があると認めたときは、次により処理するものとする。
 - ア 支給すべき額を決定すること。
 - イ 標準負担額差額支給台帳に所要事項を記入すること。
 - ウ 「老人保健法により標準負担額差額支給決定通知書」（様式第13号）を作成し、申請者に通知すること。
 - エ 標準負担額差額支給申請書の市区町村処理欄に支給年月日等所要事項を記入すること。
 - (3) 第1号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等でないとき又は標準負担額差額の支給の必要が認められないときは、次により処理するものとする。
 - ア 標準負担額差額支給台帳に所要事項を記入すること。
 - イ 「老人保健法による標準負担額差額支給申請却下通知書」（様式第14号）を作成し、申請者に通知すること。
 - ウ 標準負担額差額支給申請書の市区町村処理欄に却下年月日等所要事項を記入すること。
- 改正（平14規則第27号）

第4章の3 移送費の支給申請の取扱い

（移送費の支給申請の処理）

第16条の3 施行規則第42条第1項に規定する移送費の支給申請を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
 - (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等であって、移送費の支給の必要があると認めたときは、その額を決定するとともに「老人保健法による移送費支給決定通知書」（様式第13号）を作成し、申請者に通知すること。
 - (3) 第1号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等でないとき又は移送費の支給の必要が認められないときは、次により処理するものとする。
 - ア 「老人保健法による移送費支給申請却下通知書」（様式第14号）を作成し、申請者に通知すること。
 - イ 移送費支給申請書に却下年月日等を記載すること。
- 改正（平14規則第27号）

第4章の4 高額医療費の支給申請の取扱い

（高額医療費の支給申請の処理）

第16条の4 施行規則第52条第1項に規定する高額医療費の支給申請を受けたときは、次により処理するものとする。改正（平14規則第27号）

- (1) 第9条第1項及び第2項の規定の例により点検、審査等を行うこと。
- (2) 前号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等であって、高額

医療費の支給の必要があると認めたときは、次により処理するものとする。

ア 支給すべき額を決定すること。

イ 高額医療費支給台帳に所要事項を記入すること。

ウ 「老人保健法による高額医療費支給決定通知書」（様式第13号）を作成し、申請者に通知すること。

(3) 第1号の規定により点検、審査等を行った結果、75歳以上の加入者等でないとき又は高額医療費の支給の必要が認められないときは、次により処理するものとする。

ア 「老人保健法による高額医療費支給申請却下通知書」（様式第14号）を作成し、申請者に通知すること。

イ 高額医療費支給申請書に却下年月日等を記載すること。

第5章 健康手帳・医療受給者証等の再交付申請の取扱い

（医療受給者証等の再交付申請の処理）

第17条 健康手帳・医療受給者証、健康手帳の医療受給者証、特定疾病受療証又は限度額適用。標準負担額減額認定証（以下この条において「医療受給者証等」という。）の再交付の申請を受けたときは、既に医療受給者証等を交付していること及び再交付を行うことがやむを得ない理由によるものであることを確認した上で、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳に所要事項を記入すること。

(2) 医療受給者証等を作成し、「老人保健法による医療受給者証等再交付通知書」（様式第9号）に添えて再交付すること。

(3) 受給者証交付簿又は減免証明書等交付簿に所要事項を記入すること。

2 前項の規定により再交付した後に医療受給者証等が発見されたときは、これを直ちに返還させるものとする。

改正（平14規則第27号）

第6章 雑則

（受付年月日の記載）

第18条 申請書又は届書の提出を受けたときは、当該申請書又は届書に受付年月日を記載するものとする。

（届出がない場合の処理）

第19条 第10条の届出がない場合においても住民基本台帳等の現有公簿によって75歳以上の加入者であることを確認したときは、第9条第3項の規定の例により処理するものとする。

2 第13条から第15条までの届出がない場合においても住民基本台帳等の現有公簿によって75歳以上の加入者でないことを確認したときは、第13条第2号の規定の例により処理するものとする。

改正（平14規則第27号）

（帳簿等の保存期間）

第20条 次の表の左欄に掲げる帳簿等は、その処理済となった年又は年度の翌年又は翌年度から起算して、同表右欄に掲げる期間保存するものとする。

受給者台帳	5 年
受給者証交付簿	
負担区分管理台帳	
減免証明書等交付簿	
標準負担額差額支給台帳	
高額医療費支給台帳	
標準負担額差額支給申請書	

高額医療費支給申請書	
特定疾病認定申請書	
徴収金等記録票	
認定証明書交付簿	3 年
負担区分等証明書交付簿	
障害認定申請書、受給資格取得（変更・喪失）届書	2 年
限度額適用・標準負担額減額認定申請書	
一部負担金減免申請書	
基準収入額適用申請書	
その他の申請書及び届書	1 年

改正（平14規則第27号）

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第20号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年1月1日規則第1号）

この細則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成14年10月1日規則第27号）

この細則は、平成14年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係） 全改（平14規則第27号）

老人保健法による医療受給者台帳

(ふりがな) 受給者氏名						男・女	生年月日	年 月 日生	被保険者、組合員又は世帯主との続柄	(. . 変更)		
		(. . 変更)										
居住地		(. . 変更)				(. . 変更)						
医療保険	被保険者、組合員又は世帯主の氏名	(. . 変更)				被保険者の名称	(保険者番号) (. . 変更)					
		(. . 変更)					(保険者番号) (. . 変更)					
	被保険者、組合員又は世帯主の住所	(. . 変更)				被保険者の所在地	(保険者番号) (. . 変更)					
		(. . 変更)					(. . 変更)					
	保険種別	国(市町村、組)、健(政、日、組)、船、共	被保険者証又は組合員証の記号番号									
		国(市町村、組)、健(政、日、組)、船、共		(. . 変更)				(. . 変更)				
国(市町村、組)、健(政、日、組)、船、共		(. . 変更)			(. . 変更)							
障害の認定		認定年月日		障害の程度（施行令別表該当号）			障害認定の基礎となった書類		有期認定の終期			
									. .			
									. .			
									. .			
健康手帳及び健康手帳の医療受給者証		交付（再交付・更新）年月日		受給者番号	発効期日	再交付の事由	資格喪失年月日	資格喪失の事由	受給者証の回収等の年月日			
		. .			. .		. .		. .			
		. .			. .		. .		. .			
		. .			. .		. .		. .			
一部負担金の減・免関係		区分・内容等	交付・再交付年月日		期 間			世帯番号	(. . 変更)		備考	
					自 . . ~至 . .							
					自 . . ~至 . .							
					自 . . ~至 . .							
					自 . . ~至 . .							
					自 . . ~至 . .							

(この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。)

様式第 1 号の 2 （第 3 条関係） 追加（平14規則第27号）

負 担 区 分 管 理 台 帳

									世 帯 番 号	
受給者番号	世帯員氏名	生年月日	一定以上所得 区 分	低所得区分	負担 区分	適用年月日	判定 事由	判 定 事 由 該 当 年 月 日	判定年月日	備 考
		. .	基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満	非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下						
		. .	基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満	非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下						
		. .	基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満	非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下						
		. .	基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満 基準額以上/未満	非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下 非課税/老福/基準額以下						

様式第 2 号（第 3 条関係）

健 康 手 帳 ・ 医 療 受 給 者 証 交 付 簿

交 付 年 月 日	受 給 者 番 号	氏 名	居 住 地	回 収 等 の 日 年 月 日	備 考

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

老人医療の特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び一部負担金減免証明書交付簿

交付年月日	減・免等内容	交付番号	受給者番号	氏 名	居住地	期 間	長 期 入 院 該 当 年 月 日	備 考
						自 . . 至 . .	. .	

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

様式第3号の2（第3条関係）

全改（平14規則第27号）

老人保健標準負担額差額支給台帳

発行番号（第 号）

受給者氏名			男・女	生年月日	年 月 日		受給者番号						
減額認定証の交付状況	交付番号	第 号	交付年月日	・ ・ ・	適用年月日	・ ・ ・	長期該当 年 月 日	・ ・ ・	備 考				

受 理 番 号	受 理 年 月 日	支 給 等 年 月 日	入 院 を し た 保 険 医 療 機 関 等			標準負担額差額の計算	支 給 額 合 計
			名称及び所在地	入院日数	既支払額		
	・ ・ ・	・ ・ ・				イ (780-650) 円× () 日= () 円 ロ (650-500) 円× () 日= () 円 ハ (780-500) 円× () 日= () 円 ニ (780-300) 円× () 日= () 円 円未満 却下 (理由:)	円
	・ ・ ・	・ ・ ・				イ (780-650) 円× () 日= () 円 ロ (650-500) 円× () 日= () 円 ハ (780-500) 円× () 日= () 円 ニ (780-300) 円× () 日= () 円 円未満 却下 (理由:)	円
	・ ・ ・	・ ・ ・				イ (780-650) 円× () 日= () 円 ロ (650-500) 円× () 日= () 円 ハ (780-500) 円× () 日= () 円 ニ (780-300) 円× () 日= () 円 円未満 却下 (理由:)	円
	・ ・ ・	・ ・ ・				イ (780-650) 円× () 日= () 円 ロ (650-500) 円× () 日= () 円 ハ (780-500) 円× () 日= () 円 ニ (780-300) 円× () 日= () 円 円未満 却下 (理由:)	円
	・ ・ ・	・ ・ ・				イ (780-650) 円× () 日= () 円 ロ (650-500) 円× () 日= () 円 ハ (780-500) 円× () 日= () 円 ニ (780-300) 円× () 日= () 円 円未満 却下 (理由:)	円

様式第3号の3（第3条関係） 追加（平14規則第27号）

高額医療費支給台帳

受給者番号	

[illegible]

高 額 医 療 費 支 給 台 帳 (算 定 過 程)

世帯番号	

[illegible]

様式第 4 号（第 3 条関係）

損害賠償金、不正利得徴収金等記録票

					受給者番号		氏 名		
徴収等の事由	事由発生 年 月 日	徴収金等 請求 対象期間	医療給付状況		徴収金請求等の状況		第三者の状況 (氏名・住所等)	摘 要	
			受診年月等	給 付 額	徴収金等請求	徴 収 等			
		自	年 月	円	年 月 日	年 月 日			
		至	診療分	(徴収金等)					
			現物・現金	円	円	円			

(この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。)

様式第 5 号（第 3 条関係）

老人保健法による認定証明書交付簿

交付年月日	交付区分	交付番号	受給者番号	氏名	生年月日	転出先市（区）町村名	備考

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

様式第5号の2（第6条関係）

第 号									
老人医療の特定疾病認定申請書									
受給者	受給者番号								
	氏名								
	生年月日	年 月 日						男・女	
	居住地								
	被保険者番号								
疾病の名称									
保険者の名称及び所在地									
上記のとおり関係書類を添えて老人医療特定疾病受療証の交付を申請します。 年 月 日 申請者 住所 (居住地) 氏 名 町長 殿									

（この用紙は、日本工業規格A列4番を標準とする。）

第 号

限度額適用・標準負担額減額認定申請書									
受給者番号									
受給者	氏 名					生年月日		男・女	
	居 住 地					年 月 日			
被保険者番号									
保険者の名称及び所在地									
長 期 入 院		該当・非該当							

ここから下は長期入院該当者のみ記入して下さい。				入院日数合計（日間）	
①	申請日の前1年間の入院日数	年 月 日～ 年 月 日（日間）			
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
②	申請日の前1年間の入院日数	年 月 日～ 年 月 日（日間）			
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
③	申請日の前1年間の入院日数	年 月 日～ 年 月 日（日間）			
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
④	申請日の前1年間の入院日数	年 月 日～ 年 月 日（日間）			
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
⑤	申請日の前1年間の入院日数	年 月 日～ 年 月 日（日間）			
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			

上記のとおり関係書類を添えて老人医療の限度額適用・標準負担額の減額を申請します。

年 月 日

住 所
申請者（居住地）
氏 名

町長 殿

（表 面）

第 号									
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証									
受 給 者 番 号									
受 給 者	氏 名								
	居 住 地								
	生 年 月 日								
有 効 期 間			年 月 日から 年 月 日まで						
適 用 区 分									
長期入院該当年月日			年 月 日			市 区 町 村 長 印			
上記受給者は、上記の区分のとおり老人医療の限度額の適用及び入院時食事標準負担額の減額を行っているものであることを証明する。									
年 月 日									
町長 印									

注意事項

一 この証によって入院に係る医療又は厚生労働大臣が定める寝たきり老人在宅総合診療若しくは在宅末期医療総合診療を受ける場合は、次のとおり高額医療費限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。

(一) 入院の際又は寝たきり老人在宅総合診療若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関又は特定承認保険医療機関ごとに一か月につき、別に定められた額を限度とすることになります。その限度額が減額されます。

(二) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

二 保険医療機関若しくは特定承認保険医療機関に入院するとき又は寝たきり老人在宅総合診療若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときには、健康手帳とともに必ずこの証を提示してください。

三 老人医療受給対象者でなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

五 表面の記載事項に変更があった場合には、十四日以内にこの証を市町村に提出して訂正を受けてください。

様式第5号の5（第3条関係） 追加（平14規則第27号）

負 担 区 分 等 証 明 書 交 付 簿

交付年月日	交付番号	受給者番号	氏 名	生年月日	転出先市（区）町村名	備考

（この用紙は、日本工業規格A列4番を標準とする。）

様式第 6 号（第 6 条関係）

老人医療の一部負担金減免申請書									
受 給 者 番 号									
受 給 者	氏 名								
	生 年 月 日		年 月 日						
	居 住 地								
傷 病 名									
発 病 又 は 負 傷 年 月 日									
減 額 、 免 除 の 別			減 額 免 除						
申 請 の 理 由									
上記のとおり関係書類を添えて老人医療の一部負担金の（減額 免除）を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 (居住地) 氏 名 印 町長 殿									

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号									
老人医療の一部負担金減免証明書									
受給者番号									
受給者	氏名								
	生年月日		年 月 日						
	居住地								
減額、免除の別			減額（ 円） 免除						
有効期間			自 年 月 日						
			至 年 月 日						
上記のとおり老人医療の一部負担金を〔減額 免除〕しているものであることを 証明する。 年 月 日 町長 印									

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

様式第 8 号（第 9 条―第 11 条、第 13 条関係） 全改（平 14 規則第 27 号）

老人保健法 { 第 25 条第 1 項第 2 号の障害認定申請書
による医療の受給資格取得（変更・喪失）届書

	新 規 （変更・喪失）	変 更 前	事 由
① （ふりがな） 氏 名	----- 男・女		1 新 規 ☐ 75 歳に到達 ☐ 他の市（区）町村からの転入
② 生年月日	年 月 日生		☐ 医療保険加入者資格の取得 ☐ 法第 25 条第 1 項第 2 号の認定申請 ☐ その他（ ） 上記の事由発生年月日（ . . ）
③ 居 任 地 （施設名及び施設所在地）			
④ 医療保険の 加入状況	（被保険者、組合員又は世帯主の氏名）		2 変 更 ☐ 氏名の変更 ☐ 同一市（区）町村内の転居 ☐ 医療保険加入状況の変更 ☐ 法第 25 条第 7 項適用 ☐ 継続居住地位変更 ☐ その他（ ） 上記の事由発生年月日（ . . ）
	（被保険者、組合員又は世帯主の住所）		
	（被保険者証又は組合員証の記号番号）		
	（被保険者、組合員又は世帯主との続柄）		
	（保険者の名称） （保険者番号 ）		
	（保険者の所在地）		3 喪 失 ☐ 死 亡 ☐ 他の市（区）町村への転出 ☐ 医療保険加入者資格の喪失 ☐ 法第 25 条第 1 項第 2 号非該当 ☐ 法第 25 条第 7 項不適用 ☐ その他（ ） 上記の事由発生年月日（ . . ）
⑤ 障害の状況	次の書類のとおり。 ☐ 国民年金証書（ ） ☐ 身体障害者手帳（ ） ☐ 診 断 書 ☐ 転入前の市（区）町村長の障害認定証明書 ☐ そ の 他（ ）		
上記のとおり関係書類を添えて [申請 届出] いたします。 年 月 日 町長 殿 住 所 （居住地） 氏 名 Ⓔ			

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

(裏面又は別紙)

記入上の注意事項

この用紙は、老人保健法による医療に関する申請又は届出をするときに、次により使用して下さい。

1 標題の不要の字句の抹消について

標題は枚により不要の字句を抹消して下さい。

(1) 障害の認定を申請する場合

標題の「による医療の受給資格取得(変更・喪失)届書」の字句を抹消して下さい。

(2) 医療受給資格の取得、変更又は喪失について届出する場合

ア 標題の「第25条第1項第2号の障害認定申請書」の字句を抹消して下さい。

イ 届出の内容に応じ、標題の「取得(変更・喪失)」の字句のうち、不要の字句を抹消して下さい。

2 「新規(変更・喪失)」欄の記入について

表頭の「新規(変更・喪失)」欄は次により記入して下さい。

(1) 障害の認定を申請する場合

①から⑤までの欄に所要事項を記入して下さい。

(2) 医療受給資格の取得、変更又は喪失について届出する場合

届出の内容に応じ、①から⑤までの欄のうちの該当欄に所要事項を記入して下さい。

3 「変更前」欄の記入について

表頭の「変更前」欄は、医療受給資格の変更又は喪失について届出する場合に、届出の内容に応じ、①から⑤までの欄のうちの該当欄に、変更又は喪失前の状況を記入して下さい。

4 「事由」欄の記入について

申請又は届出をする場合の事由に該当する字句の頭にある口の中に✓印を記入し、「上記の事由発生日月(. . .)」の()の中にその発生日月日を記入して下さい。

なお、「事由」欄に該当する字句がない場合は、「その他()」の頭にある口の中に✓印を記入し、()の中にその事由を記入して下さい。

5 ⑤欄の記入について

障害の認定を申請する場合に、障害の状態にあることを証明することができる資料として添付する書類の該当する字句の頭にある口の中に✓印を記入し、その字句の次にある()の中に証書又は手帳の記号、番号を記入して下さい。

なお、該当する字句がない場合は、「その他()」の頭にある口の中に✓印を記入し、()の中にその名称、記号、番号等を記入して下さい。

6 必要な書類について

申請又は届出をする場合には、次の書類を用意して下さい。

(1) 障害の認定を申請する場合

ア 国民年金証書、身体障害者手帳、診断書、転入前の市(区)町村で障害の認定を受けていた場合にはその証明書等障害の状態にあることが証明できる書類

イ 被保険者証(又は組合員証)等医療保険の加入者であることを明らかにすることができる書類

ウ 医療受給者証のない健康手帳の交付を受けているときはその手帳

(2) 医療受給資格取得(転入の場合を含む。)の届出をする場合

(1)のイ及びウに同じ。

(3) 医療受給資格の変更又は喪失の届出をする場合

健康手帳・医療受給者証及び届出の内容を明らかにすることができる書類

第 年 月 号 日

殿

町長 印

老人保健法による医療受給者証等（ 交 付 ） 通知書
再交付

年 月 日付けの（ 申請 ） のあった
届出

（ 健康手帳・医療受給者証
老人保険特定疾病療養受領証
限度額摘要・標準負担額減額認定証 ） を別添のとおり（ 交 付 ） します。
再交付

第 年 月 号
日

殿

町長

印

老人保健法による認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった

老人保健法第25条第 1 項第 2 号の障害認定
老人保健法施行令第14条第 5 項の特定疾病認定
老人保健法施行令第16条第 1 項第 1 号ハの限度額適用・標準負担額減額認定
老人保健法施行令第16条第 1 項第 1 号ニの限度額適用・標準負担額減額認定
老人保健法施行令第 4 条第 3 項の基準収入額の適用

申請については、次の理由により却下いたしましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求することができます。

（理由）

老人保健法による認定証明書交付申請書

年 月 日 都（道府県） 市（区町村）に転出
するので（ 老人保健法第25条第 1 項第 2 号の障害認定証明書
老人保健法施行令第14条第 5 項の特定疾病認定証明書 ） の交付を申請し
ます。

年 月 日

旧住所

申請者 新住所

氏 名

町長 殿

老人保健法による認定証明書				
氏名			年 月 日生	男・女
居住地	新			変 更 年 月 日
	旧			年 月 日
認定の状況	認定年月日			
	認 定 の 内 容			
	認定の基礎となった書類			
上記のとおり（ 老人保健法第25条第 1 項第 2 号の障害認定 老人保健法施行令第14条第 5 項の特定疾病認定 ） を行った ことを証明する。 年 月 日 町長 印				

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

老人保健法による負担区分等証明書交付申請書

年 月 日 都（道府県） 市（区町村）に転出するので本人及び同一世帯に転出する以下の者に係る老人保健法による負担区分等証明書の交付を申請します。

氏 名
氏 名
氏 名
氏 名
氏 名

年 月 日

旧住所

申請者 新住所

氏 名 印

町長 殿

様式第 1 2 号の 3（第15条関係） 追加（平14規則第27号）

老人保健法による負担区分等証明書						
1	氏 名				年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分		減 額 区 分		
		基準額以上	基準額未満	非 課 税	老 福	基準額以下
2	氏 名				年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分		減 額 区 分		
		基準額以上	基準額未満	非 課 税	老 福	基準額以下
3	氏 名				年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分		減 額 区 分		
		基準額以上	基準額未満	非 課 税	老 福	基準額以下
4	氏 名				年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分		減 額 区 分		
		基準額以上	基準額未満	非 課 税	老 福	基準額以下
5	氏 名				年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分		減 額 区 分		
		基準額以上	基準額未満	非 課 税	老 福	基準額以下
上記のとおり老人保健法による負担区分等の判定を行ったことを証明する。 年 月 日 町長 印						

（この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。）

様式第 1 2 号の 4（第15条の 4 関係） 追加（平14規則第27号）

老人保健基準収入額適用申請書

① (ふりがな) 氏 名		② 健康手帳の 医療受給者証 の受給者番号					
③ 生年月日 年 月 日生		④ 性 別	男 女				
		⑤ 電 話 番 号	—				
⑥ 住所							
〒							

氏 名				
(注 1) 年 中 の 収 入	公 的 年 金 (老齢基礎年金、老齢 厚生年金、退職共済年 金、老齢年金、退職年 金等)	円	円	円
	給 与 (パート収入等含)	円	円	円
	年金給与以外の収入 () 収入	円	円	円
	合 計	円	円	円
(注) ・市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人及び同じ世帯におられる70歳以上の高齢者の方（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む。）それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。 ・収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等）は除きます。 ・公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得（課税）証明書等を添付してください。 なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入については添付不要です。 〔(注2)公簿等により確認できる場合は「ただし、1月1日において当市（区町村）に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類不要」等の旨を併せて記載〕				
町長 殿				
上記のとおり、関係書類を添えて老人医療の負担区分判定に係る収入額を申請します。				
年 月 日				
申請者 氏 名 印				

第 号
年 月 日

殿

町長 印

老人保健法による $\left(\begin{array}{ccc} \text{医} & \text{療} & \text{費} \\ \text{移} & \text{送} & \text{費} \\ \text{標準負担額差額} & & \\ \text{高 額 医 療 費} & & \end{array} \right)$ 支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった

老人保健法による $\left(\begin{array}{ccc} \text{医} & \text{療} & \text{費} \\ \text{移} & \text{送} & \text{費} \\ \text{標準負担額差額} & & \\ \text{高 額 医 療 費} & & \end{array} \right)$ の支給については、次のとおり決定いたし

ましたので通知します。
なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に島根県知事に対して審査請求することができます。

記

支給決定額 円

$\left(\begin{array}{ccc} \text{支払年月日} & \text{年} & \text{月} & \text{日} \\ \text{支払場所} & & & \end{array} \right)$

第 号

年 月 日

殿

町長

印

老人保健法による $\left(\begin{array}{ccc} \text{医} & \text{療} & \text{費} \\ \text{移} & \text{送} & \text{費} \\ \text{標準負担額差額} & & \\ \text{高額医療費} & & \end{array} \right)$ 支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった

老人保健法による $\left(\begin{array}{ccc} \text{医} & \text{療} & \text{費} \\ \text{移} & \text{送} & \text{費} \\ \text{標準負担額差額} & & \\ \text{高額医療費} & & \end{array} \right)$ 支給申請については、次の理由に

より却下いたしましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求することができます。

（理由）

様式第 1 5 号（第 6 条の 2 関係） 全改（平14規則第27号）

老人保健標準負担額差額支給申請書									
受給者番号									
受給者	氏名				生年月日			男・女	
	居住地								
被保険者番号									
保険者の名称及び所在地									
既に減額認定証の交付を受けている方のみ記入してください。				交付年月日		年		月	日
				適用年月日		年		月	日
				長期該当年月日		年		月	日

入院をした保険医療機関等	名称					
	所在地					
入院日数	年 月 日から		日間			
		年 月 日まで				
入院に際して受けた食事療養に対し支払った額（標準負担額）					円	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由						
☐ 長期入院該当申請日以降長期入院該当年月日前の入院であったため ☐ その他（ ）						

上記のとおり関係書類を添えて老人保健の標準負担額差額の支給を申請します。

年 月 日

住 所
申請者（居住地）
氏 名

㊞

町長 殿

市 区 町 村 処 理 欄	差	イ	(780-650) 円 × () 日 = () 円	受理番号 (第 号) 台帳番号 (第 号) 合計 () 円 支給等年月日 年 月 日
	額	ロ	(650-500) 円 × () 日 = () 円	
	支	ハ	(780-500) 円 × () 日 = () 円	
	給	ニ	(780-300) 円 × () 日 = () 円	
		ホ	却下 (理由:)	

老人保健高額医療費支給申請書

①(ふりがな) 氏 名		② 健康手帳の 医療受給者証 の受給者番号					
③ 生年月日		④ 性 別	男 女				
	年 月 日生	⑤ 電話番号	—				
⑥ 住所	〒						
⑦ 保険者の名称、事務所の所在地		⑧ 被保険者証等の記号番号					
⑨ 他の制度により自己負担額相当額又はその一部の支給を受けられるか否か 受けられる （制度名—）（費用徴収の 有 . 無） 受けられない							
町長 殿 上記のとおり、高額医療費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 氏 名 ⑩							

(注意) 裏面も忘れずにご記入下さい。

(裏面)

合算の対象となる方で表面①の方に一括申請してもらう方					
氏 名		氏 名		氏 名	

(委任状)
私は、を代理人と定め、次の権限を委任する。

年 月 日請求した高額医療費の受領に関すること。

申請者の住所、氏名

_____ (印)

_____ (印)

_____ (印)

代理人の住所、氏名

(印)

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
				
	口座名義人			

○海士町後期高齢者医療に関する条例

(平成19年12月25日海士町条例第29号)

改正 平成20年3月25日条例第10号 令和2年6月22日条例第23号

(目的)

第1条 海士町（以下「町」という。）が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年島根県後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(町において行う事務)

第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する島根県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する島根県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第20条の保険料に関する申告書の提出の受付
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第138条第1項の規定による資料の提供を求める文書の送付及び資料の受領
- (9) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
- (10) 前各号に掲げる事務に付随する事務

改正（令2条例第23号）

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 町に住所を有する被保険者
- (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、町に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者
- (5) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。）第25条第7項の規定により町が医療を行っていた者のうち、法第55条第1項の規定による他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する被保険者

改正（平20条例第10号）

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月末日まで
- 第2期 5月1日から同月末日まで
- 第3期 6月1日から同月末日まで
- 第4期 7月1日から同月末日まで
- 第5期 8月1日から同月末日まで
- 第6期 9月1日から同月末日まで
- 第7期 10月1日から同月末日まで
- 第8期 11月1日から同月末日まで
- 第9期 12月1日から同月末日まで
- 第10期 1月1日から同月末日まで
- 第11期 2月1日から同月末日まで
- 第12期 3月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度における保険料の額が確定した後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

改正（平20条例第10号）

(保険料納付額の通知)

第5条 町長は、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が賦課決定を行ったときは、納期ごとに納付すべき額について、当該被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

(納期前の納付)

第6条 保険料の額が決定している場合においては、第4条に規定する各納期の開始前においても、保険料を納付することができる。

(督促)

第7条 町長は、被保険者又は連帯納付義務者（以下これらを「納付義務者」という。）が保険料を納期限までに納付しない場合は、当該納付義務者に対して、納期限後20日以内に督促状を発するものとする。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 前項の督促状に指定する納期限は、その発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

3 第1項の規定により督促状を発したときは、1通あたり100円の督促手数料を徴収する。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合においては、当該手数料を減免することができる。

(延滞金)

第8条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前2項の規定により延滞金額を算定する場合において、その基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその納付金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、これを切り捨てるものとする。
- 4 延滞金額に100円未満の端数が生じるとき、又はその延滞金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、これを切り捨てるものとする。
- 5 町長は、納付義務者が保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の規定に関わらず、延滞金を減額、又は免除することができる。

(戸籍に関する無料証明)

第9条 町長は、広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、被保険者又は被保険者であった者の戸籍について、町長が必要と認めるときは、無料で証明を行うものとする。

(罰則)

第10条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

- 2 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（町が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
- 3 前2項の規定による過料の額は、情状により、町長が定める。
- 4 第1項及び第2項の規定による過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(延滞金の特例)

第2条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料は、第4条第1項に規定する第1期から第6期の間は徴収せず、第7期を開始期とし、次のとおりとする。

第7期 10月1日から同月末日まで
第8期 11月1日から同月末日まで
第9期 12月1日から同月末日まで
第10期 1月1日から同月末日まで
第11期 2月1日から同月末日まで
第12期 3月1日から同月末日まで

追加（平20条例第10号）

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

追加（平20条例第10号）

附 則（平成20年3月25日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4章 障害者福祉

○海士町身体障害者福祉法施行細則

(平成5年3月31日海士町規則第3号)

改正 平成6年10月1日規則第17号 平成12年3月27日規則第8号
平成12年3月27日規則第11号 平成12年12月26日規則第20号
平成24年12月20日規則第10号

(目的)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）の施行に当たっては、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 改正（平12規則第11号）

(身体障害者更生指導台帳)

第2条 町長は、身体障害者更生指導台帳（様式第1号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。 改正（平24規則第10号）

(執務日誌)

第3条 社会福祉主事その他身体障害者の更生援護の措置に関する業務に従事する者は、当該業務について、執務日誌（様式第2号）に必要な事項を記載するものとする。 改正（平24規則第10号）

(更生相談所への判定依頼等)

第4条 町長は、法第9条第7項の規定により身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（様式第3号）を更生相談所の長に送付するとともに、判定通知書（様式第4号）を当該身体障害者に送付しなければならない。 改正（平24規則第10号）

第5条 町長は、法第9条第7項の規定により更生相談所の判定を受けたときは、当該身体障害者に対する措置の結果を、措置結果報告書（様式第5号）により、更生相談所の長に報告しなければならない。 改正（平24規則第10号）

(保健所長への通知)

第6条 施行令第8条第2項及び第11条の規定による保健所長への通知は、身体障害者手帳交付・記載事項変更通知書（様式第6号）によるものとする。 改正（平24規則第10号）

(身体障害者手帳交付状況台帳)

第7条 町長は、身体障害者手帳交付状況台帳（様式第7号）を備え、身体障害者手帳の交付状況その他必要な事項を記載しておかなければならない。 改正（平24規則第10号）

(身体障害者の死亡の通知)

第8条 施行令第12条第2項の規定による都道府県知事への通知は、身体障害者死亡通知書（様式第8号）によるものとする。 改正（平24規則第10号）

(障害福祉サービスの措置)

第9条 町長は、法第18条第1項の規定による障害福祉サービスの措置（以下「障害福祉サービスの措置」という。）を採ることを決定したときは、障害福祉サービス措置決定

通知書（様式第9号）を当該身体障害者に送付しなければならない。

全改（平24規則第10号）

- 2 前項の場合において、障害福祉サービスの措置を委託しようとするときは、障害福祉サービス措置委託決定通知書（様式第10号）を委託しようとする者に送付しなければならない。

（支援施設等入所の措置）

- 第10条 町長は、法第18条第2項の規定による障害者支援施設等への入所の措置（以下「支援施設等入所の措置」という。）を採ろうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。

全改（平24規則第10号）

- 2 町長は、支援施設等入所の措置を採ることを決定したときは、支援施設等入所措置決定通知書（様式第7号）を当該身体障害者に送付しなければならない。

- 3 前項の場合において、支援施設等入所の措置を委託しようとするときは、支援施設等入所措置委託通知書（様式第8号）を委託しようとする支援施設等に送付しなければならない。

（障害福祉サービス・支援施設等入所の措置変更等の通知）

- 第11条 町長は、障害福祉サービスの措置又は支援施設等入所の措置を行った者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更又は解除することを決定したときは、障害福祉サービス・支援施設等入所措置変更（解除）決定通知書（様式第12号）を当該被措置者に送付しなければならない。

全改（平24規則第10号）

- 2 前項の場合において、障害福祉サービスの措置又は支援施設等入所の措置を委託したときは、障害福祉サービス・支援施設等入所措置変更（解除）通知書（様式第13号）を障害福祉サービスの措置を委託した者又は支援施設等入所の措置を委託した支援施設等に送付しなければならない。

（費用の徴収）

- 第12条 法第38条第1項の規定により、身体障害者若しくはその扶養義務者から徴収する費用の額は、町長が別に定める。

全改（平24規則第10号）

（委任）

- 第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

全改（平24規則第10号）

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月1日規則第17号）から

附 則（平成12年12月26日規則第20号）まで 略

附 則（平成24年12月20日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

台帳番号

身体障害者更生指導台帳

海士町

(ふりがな)				男	手帳交付状況		第 号 (種 級)	
氏 名				女			年 月 日交付	
生 年 月 日							(障害名)	
職 業								
本 籍 地				都道府県	受傷の状況		(受傷の時期) 年 月頃	
住 所		TEL					(主たる原因)	
		TEL						
		TEL						
		TEL						
地区担当身障相談員等								
生 活 歴	(生育歴)							
	(最終学歴)							
	(職歴)							
	(既往症)							
同 居 の 家 族	続柄	氏 名	性別	生年月日	職 業	健 康 状 態 な ど		
他 法 給 付 の 状 況 (年金・恩給)		(種別)	(記号番号)	(支給開始年月日)		(給付機関名)		
加 入 保 険		国保・健保（政・組）、共済、労災、生保（支給開始 年 月 日） （記号番号） （保険者名）						
		コード						

No.

[illegible]

No.

[illegible]

様式第2号（第3条関係）

執 務 日 誌

[illegible]

第 年 月 日 号

判 定 依 頼 書
様

海士町長

下記の者に対する判定を依頼する。

記

住 所	〒					TEL			
フリガナ氏名				MTS	年 月 日			性別	
身体障害者手帳	県第 号 種 級			年 月 日交付					
障 害 名									
障 害 治 癒 状 態									
判 定 依 頼 事 項	(1) 補装具給付・修理（補装具名） (2) 自立支援医療（更生医療） 新規 ・ 再認定 (3) 重度かつ継続 該当 ・ 非該当 (4) その他（								
希 望 補 装 具 制 作 業 者 名					医 療 開 始 年 月 日				
職 業	前職			現職			希望職業		
そ の 他 判 定 の 参 考 事 項									
	現在	市 郡		町 村		病院入院中 施設入所中			
	過去の判定の有無（有・無）判定書番号								
添 付 書 類	(1) 身体障害者手帳交付診断書（写） (2) 申請書（写） (3) 自立支援医療（更生医療）意見書 (4) 医療費及び移送費概算額算出明細書 (5) 調査書 (6) その他（								

(注)
1 不要の文字は抹消すること。
2 添付書類の欄は判定内容により必要なものを添付し該当の数字を○で囲むこと。

様式第 4 号（第 4 条関係）

判 定 通 知 書

第 年 月 日 号

海士町長 印

殿

先に申請のあった については、専門的判定の必要があります
ので 年 月 日に に出向いて判
定を受けてください。
なお、当日は本書を持参し提示してください。

記

- 1 身体障害者手帳番号
- 2 判定依頼事項

（備考）裏面に案内図を添付すること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 年 月 号
日

身体障害者更生相談所長 殿

海士町長

措 置 結 果 報 告 書

先に判定を受けた については、次のような措置を行ったので報告
いたします。

記

（入所決定通知書（写し）添付）

身体障害者手帳		交 付		通知書	
		記載事項変更			
下記の通り身体障害者手帳		を 交 付		されたので身体障害者福	
		の記載事項が変更			
祉法施行令		第 3 条第 2 項		の規定により通知する。	
		第 5 条の 2			
年 月 日					
		海士町長		印	
保健所長 殿					

記					
児 童 氏 名	現 旧	年	月	日生	性別 男 女
居 住 地	現 旧	年	月	日生	続柄
保護者氏名	現 旧				
居 住 地	現 旧				
身体障害者手帳交付月日 （変更届受理月日）		年	月	日	
身体障害者手帳番号		県第	号		等級
障害名及び等級					

様式第 7 号（第 7 条関係）

身 体 障 害 者 手 帳 交 付 状 況 台 帳

申 請 書 受 付 日 年 月 日	氏 名 (続 柄)	児 童 の 場 合 の 氏 名	男 女 別	住 所	生 年 月 日	障 害 名	進 達 月 日	交 付 月 日 及 び 却 下 日	手 帳 番 号	種 別 及 び 等 級 別	変 更 届 の 状 況		再 認 定 の 要 否 年 月	備 考
											年 月 日	変 更 内 容		

注)

- 1 複合障害は、主たる障害をとること。
- 2 障害別、年齢別（18歳以上と未満）に分類しておくこと。

様式第8号（第8条関係）

身體障害者死亡通知書

下記のとおり、身体障害者手帳を交付された本人が死亡している事実を確認したので、身体障害者福祉法施行規則第12条の4第3項の規定により通知します。

年 月 日

海士町長



島根県知事 殿

記

[illegible]

第 年 月 日

様
海士町長

障害福祉サービス措置決定通知書

下記のとおり、障害福祉サービスを実施することに決定しましたので通知します。

記

決 定 日	年 月 日	予定期間	箇月
サ ー ビ ス の 種 類 及 び 内 容			
利 用 者 負 担	本人 円 扶養義務者 円		
実 施 事 業 者 又 は 施 設 名 等	名 称 所在地		
備 考			

備考 障害福祉サービスを受ける際に施設等に本状を示してください。

障害福祉サービス措置委託決定通知書

住 所
氏 名

身体障害者福祉法第18条第 1 項の規定に基づき、上記の者を下記により貴所で障害福祉サービスを提供させることが適当と認め、そのサービスの提供につき委託することに決定しましたので通知します。

年 月 日

海士町長

実施事業者の長 様

記

1	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで
2	委託費用	1 月につき 円
3	請求方法	毎月10日までに請求書を提出すること。
4	支払方法	毎月末日までに事業者又は施設長に支払うこと。
5	そ の 他	委託した身体障害者につき、事故が発生した場合は速やかに本職に通知すること。

備考 不要の文字は抹消すること。

第 年 月 日

様
海士町長

支援施設等入所措置決定通知書

あなたは（ 施 設 名 ）に入所できることになりましたので通知します。
入所の条件及び注意事項は下記のとおりですからご承知ください。

記

入 所 期 間	年 月 日	入所予定期間	
利 用 者 負 担 額	本人 扶養義務者	円 円	
入所に必要な書類 及び持参可能な 身 の 回 り 品			
備 考			
施設に入所中には、施設の規則、職員の注意をよく守ってください。			

備考 入所の際、施設の長に本状を示してください。

支援施設等入所措置委託通知書

住 所
氏 名

身体障害者福祉法第18条第 1 項の規定に基づき、上記の者を下記により貴施設に入所されることが適当と認められ、その入所を委託することに決定しましたので通知します。

年 月 日

海士町長

実施事業者の長 様

記

- 1 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 委託費用 1 月につき 円
- 3 請求方法 毎月10日までに請求書を提出すること。
- 4 支払方法 毎月末日までに施設長に支払うこと。
- 5 そ の 他 委託した身体障害者が無断で退所する等の事故が発生した場合は速やかに本職に通知すること。

備考

- 1 地方公共団体の設置する施設に送付する場合は、当該身体障害者に関する調書を添付すること。
- 2 不要の文字は抹消すること。

第 年 月 日 号

様

海士町長

障害福祉サービス・支援施設等入所措置変更（解除）決定通知書

あなたが提供を受けている障害福祉サービス
支援施設等入所
について、下記のとおり変更（解除）
することに決定しましたので通知します。

記

変 更 （ 解 除 ） 日	年 月 日	変更・解除の別	変更・解除
変 更 の 内 容	障害福祉サービス		支援施設等入所
変 更 又 は 解 除 の 理 由			

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に海士町長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 日

実施事業者の長
支援施設等の長 様

海士町長

障害福祉サービス・支援施設等入所措置変更（解除）通知書

下記の者に係る身体障害者福祉法第18条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく貴所への措置
を変更（解除）したので通知します。

記

変 更 （ 解 除 ） 日	年 月 日	変 更 ・ 解 除 の 別	変 更 ・ 解 除
変 更 の 内 容	障害福祉サービス		支援施設等入所
変 更 又 は 解 除 の 理 由			

○身体障害者福祉法第38条第4項の規定に基づく身体障害者更生援護施設への入所又は入所の委託に係る費用の徴収に関する規則

(平成5年3月31日海士町規則第2号)

改正 平成5年8月25日規則第12号 平成8年6月24日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第38条第4項の規定による身体障害者更生援護施設への入所又は入所の委託に係る費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の徴収)

第2条 町長は、法第18条第4項第3号の措置（以下「措置」という。）をとったときは、当該措置を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち当該被措置者の主たる扶養義務者をいう。以下同じ。）から当該措置に要する費用（以下「措置費」という。）の全部又は一部を月額により徴収するものとする。

(被措置者に係る徴収額)

第3条 被措置者に係る1月当たりの費用の徴収額（以下「徴収月額」という。）は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定による被措置者に係る徴収月額が、その月における当該被措置者に係る措置費の支弁額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該支弁額に相当する額をもって当該被措置者に係る徴収月額とする。

(扶養義務者に係る徴収額)

第4条 扶養義務者に係る徴収月額は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定による扶養義務者に係る徴収月額が、その月における当該被措置者に係る措置費の支弁額から当該被措置者に係る徴収月額を控除した残額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該残額をもって当該扶養義務者に係る徴収月額とする。

(収入申告)

第5条 被措置者は、前年中の収入について毎年4月末日までに（新たに措置された者にあつては、措置された後速やかに）収入申告書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(徴収月額の決定)

第6条 町長は、徴収月額を決定したときは、費用徴収額決定通知書（様式第2号）により被措置者又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）に速やかに通知するものとする。

(徴収月額の変更)

第7条 納入義務者は、負担能力に著しい変動が生じ、決定を受けた徴収月額による負担が困難であることにより当該徴収月額の変更を受けようとするときは、費用徴収額変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合に、徴収月額の変更を適当と認めた者に対し、費用徴収額変更通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

(徴収月額の減免)

第8条 町長は、災害その他やむを得ない理由により当該費用を負担させることが著しく困難であると認めたときは、徴収額の全部又は一部を免除することができる。

(徴収月額の日割計算)

第9条 月の途中において措置を開始し、又は廃止した場合における納入義務者の当該月の徴収月額は、第3条及び第4条の規定による徴収月額に当該月の実措置日数を乗じて得た額を当該月の現日数で除して得た額とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、措置費の徴収に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日分以降の費用徴収から適用する。
- 2 当分の間、第4条第1項の規定による扶養義務者に係る徴収月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に2分の1を乗じて得た額をもって同項に定める徴収月額とする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

繰上げ(平5規則第12号)

- 3 当分の間、扶養義務者に係る徴収月額については、前項の規定により算定した扶養義務者に係る徴収月額が附則第2項の表に定める額から、第3条第1項及び附則第2項の規定による被措置者に係る徴収月額を控除した残額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該残額をもって第4条第1項に定める徴収月額とする。

繰上げ(平5規則第12号)

附 則(平成5年8月25日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則(平成8年6月24日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係) 改正(平8規則第3号)

被 措 置 者 費 用 徴 収 月 額 表

対 象 収 入 等 に よ る 階 層 区 分		費用徴収基準月額
1	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)		
2	0円 ~ 270,000円	0円
3	270,001 ~ 280,000	1,000
4	280,001 ~ 300,000	1,800
5	300,001 ~ 320,000	3,400
6	320,001 ~ 340,000	4,700
7	340,001 ~ 360,000	5,800
8	360,001 ~ 380,000	7,500
9	380,001 ~ 400,000	9,100
10	400,001 ~ 420,000	10,800
11	420,001 ~ 440,000	12,500
12	440,001 ~ 460,000	14,100
13	460,001 ~ 480,000	15,800

14	480,001	～	500,000	17,500
15	500,001	～	520,000	19,100
16	520,001	～	540,000	20,800
17	540,001	～	560,000	22,500
18	560,001	～	580,000	24,100
19	580,001	～	600,000	25,800
20	600,001	～	640,000	27,500
21	640,001	～	680,000	30,800
22	680,001	～	720,000	34,100
23	720,001	～	760,000	37,500
24	760,001	～	800,000	39,800
25	800,001	～	840,000	41,800
26	840,001	～	880,000	43,800
27	880,001	～	920,000	45,800
28	920,001	～	960,000	47,800
29	960,001	～	1,000,000	49,800
30	1,000,001	～	1,040,000	51,800
31	1,040,001	～	1,080,000	54,400
32	1,080,001	～	1,120,000	57,100
33	1,120,001	～	1,160,000	59,800
34	1,160,001	～	1,200,000	62,400
35	1,200,001	～	1,260,000	65,100
36	1,260,001	～	1,320,000	69,100
37	1,320,001	～	1,380,000	73,100
38	1,380,001	～	1,440,000	77,100
39	1,440,001	～	1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上			150万円超過額×0.9÷12月 +81,100円（100円未満切捨て）

備考

- 1 上表にかかわらず、暫定措置として、次に掲げる額を費用徴収基準月額の上限とする。

施設区分	入所後3年未満の者	入所後3年以上の者
身体障害者更生施設	30,000円	50,000円
身体障害者授産施設	30,000	50,000
身体障害者療護施設	90,000	

ただし、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の養成施設及び重度身体障害者更生援護施設については、入所後3年を入所後5年以内とする。

- 2 通所の場合は、上表の費用徴収基準月額欄の金額に1/2を乗じて得た額を費用徴収基準月額とし、1に掲げる額に1/2を乗じて得た額を費用徴収基準月額の上限とする。（ただし、100円未満切捨て。）

（注1）この表における「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、日用品費等の必要経費の額を控除した額をいう。

（注2）費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算を除く。）の合算額をいう。別表第2において同じ。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

別表第2（第4条関係） 改正（平8規則第3号）

扶養義務者費用徴収月額表

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			費用徴収月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給を含む。）		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税		0
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C 2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D 2		30,001円から 80,000円まで	13,500
D 3		80,001円から 140,000円まで	18,700
D 4		140,001円から 280,000円まで	29,000
D 5		280,001円から 500,000円まで	41,200
D 6		500,001円から 800,000円まで	54,200
D 7		800,001円から 1,160,000円まで	68,700
D 8		1,160,001円から 1,650,000円まで	85,000
D 9		1,650,001円から 2,260,000円まで	102,900
D10		2,260,001円から 3,000,000円まで	122,500
D11		3,000,001円から 3,960,000円まで	143,800
D12		3,960,001円から 5,030,000円まで	166,600
D13		5,030,001円から 6,270,000円まで	191,200
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

備考

- この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- D 1からD14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - 租税特別措置法第41条第1項
 - 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和62年法律第14号）附則第6条
- 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においては、最初に措置された者についてのみ費用徴収月額を算定する。
- 通所の場合には、この表に定める費用徴収月額に0.5を乗じて得た額をもって費用徴収月額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

収 入 申 告 書

年 月 日

海士町長 殿

氏 名 (年 月 日生) 印

私の 年中の収入について下記のとおり申告します。

入所施設名		
種 類		金 額 （ 年 額 ）
収 入	恩 給 ・ 年 金 等 収 入 () 年 金 財 産 収 入 利 子 ・ 配 当 収 入 そ の 他 の 収 入	円
	A 計	
必 要 経 費	租 税 医 療 費 社 会 保 険 料 日用品費（日常生活費） そ の 他 の 必 要 経 費	円
	B 計	
差引額（A－B）		円

様式第 2 号（第 6 条関係）

身体障害者更生援護施設費用徴収額決定（変更）通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長 印

身体障害者更生援護施設入所者に係る身体障害者福祉法第18条に規定する措置に要する費用について、同法第38条に基づきあなたから徴収する額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

記

入 所 者 氏 名	
施 設 名	
費 用 徴 収 額	年 月分 円 年 月から 月額 円
理 由	

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。
（注）不要な文字は、消すこと。

（表）

費用徴収額変更申請書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏 名 印

先に決定された費用徴収月額について、下記の理由によりその月額の変更を申請します。

記

入 所 者 氏 名	
入 所 施 設 名	
扶 養 義 務 者 氏 名	
現 在 の 費 用 徴 収 額	円
負 担 能 力 の 変 動 事 由	
添 付 書 類	

(裏)

1 被措置者

収入	年金・恩給等収入 () 年金・恩給	円
	財産収入	
	利子配当収入	
	その他の収入	
	計	
必要経費	租税	円
	医療費	
	社会保険料	
	その他の必要経費	
	計	

2 扶養義務者

所得金額			種 目	収入金額①	必要経費②	専従者控除額③	所得金額①－②－③	
	事業			円	円	円	円	
	不動産							
	利子							
	配当							
	給与							
	雑							
			種 目	収入金額①	必要経費②	差 引 ①－②	特別控除 ③	所得金額①－②－③
	譲渡	短		円	円	円	円	円
		長						
額	一時							} × 1 / 2 =
	計							
	その他の所得						円	
	合計							
所得から差し引かれる金額			控 除 額			控 除 額		控除額
	雑 損 控 除		円	寡 婦 控 除	円	税金から差し引かれる金額		円
	医 療 費 控 除			勤 労 学 生 控 除				
	社 会 保 険 料 控 除			配 偶 者 控 除				
	小 規 模 企 業 金			扶 養 控 除				
	共 済 等 掛 金			基 礎 控 除				
	生 命 保 険 料 控 除							
	損 害 保 険 料 控 除							
	寄 附 金 控 除							
	障 害 者 控 除							
	老 年 者 控 除			計			計	

○海士町介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例

(平成18年 3 月27日海士町条例第 4 号)

改正 平成25年 3 月21日条例第 6 号

(審査会の委員の定数)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律等123号）第15条の規定により設置する海士町介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、5 人とする。改正（平25条例第 6 号）

(委任規定)

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、海士町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 審査会は、この条例の施行前においても、審査判定業務その他の必要な行為を行うことができる。

附 則（平成25年 3 月21日条例第 6 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

○海士町介護給付費等の支給に関する審査会規則

(平成22年10月1日海士町規則第7号)

(目的)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき設置する海士町介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査会の行う業務)

第2条 審査会は次に掲げる事項について審査及び判定を行う。

- (1) 障がい程度区分の判定に関すること。
- (2) サービス支給内容及び支給量の判定に関すること。
- (3) その他サービス支給の判定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は委員5人で組織する。

- 2 委員は、中立かつ公平な立場で審査が行える者を町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

○海士町障害者相談支援センター設置条例

(平成18年12月25日海士町条例第46号)

改正 平成25年3月21日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項の規定に基づき、海士町障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）を設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

改正（平25条例第6号）

(目的)

第2条 障害者等及び障害児保護者又は障害者等の介護を行うものなどからの相談に応じ必要な情報の提供等の便宜を供与することにより、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 事業所の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町障害者相談支援センター
- (2) 位置 海士町大字海士1490番地

(事業)

第4条 支援センターは、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉サービスの利用計画作成に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事業に関すること。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○海士町指定相談支援事業運営規程（指定一般、指定特定、指定障害児）

（平成28年6月17日海士町告示第13号）

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 指定一般相談支援事業（第7条・第8条）

第3章 指定特定、指定障害児相談支援事業（第9条）

第4章 雑則（第10条－第13条）

附則

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 海士町障害者相談支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障がい者及び障がい児（以下「利用者」という。）及びその家族等に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者及び家族等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、提供される福祉サービス等が特定の種類に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日付け厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日付け厚生労働省令第28号）、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日付け厚生労働省令第29号）等に定める内容のほか、関係法令等を遵守して事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 海士町障害者相談支援センター

(2) 所在地 海士町大字海士1490番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 相談支援専門員 1名（常勤兼務）
相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成等に関する業務を行う。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務）
事務職員は事業所の必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 前各号のほか、日直及び宿直が対応することにより24時間連絡が可能な体制をとるものとする。

（事業の主たる対象者）

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 障がい児（計画相談支援に限る）
- (5) 難病等対象者

第2章 指定一般相談支援事業

（地域移行支援の提供方法及び内容）

第7条 事業所で行う地域移行支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明
利用者及びその家族等に対し、サービスの提供方法等について懇切丁寧に説明を行うものとする。また、必要に応じて障がいに合わせた適切な手法を用い行うものとする。
- (2) アセスメントの実施
ア アセスメントの趣旨を十分に説明し理解を得た上で、利用者及び家族等に面接をして行うものとする。
イ 利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者及び家族等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な支援の検討を行う。
- (3) 地域移行支援計画の原案の作成
アセスメント及び検討した支援内容に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定地域移行支援以外の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- (4) 地域移行支援計画の作成にかかわる会議の開催
障害者支援施設又は精神科病院における担当者等を招集して地域移行計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(5) 地域移行支援計画の作成

- ア 利用者及びその家族等に対して地域移行支援計画の原案の内容について説明し、文書により同意を得るものとする。
- イ 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及びその家族等に交付するものとする。

(6) 地域移行支援計画の変更

- ア 地域移行支援計画の作成後においても、適宜見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。
- イ 地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行うものとする。

(7) 地域における生活に移行するための活動に関する支援

- ア 利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況を的確に把握し、利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動等に関する相談、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援及びその他必要な支援を提供するものとする。
- イ アに規定する支援を提供するにあたっては、おおむね週に1回以上、少なくとも月に2回、利用者との対面により行うものとする。
- ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

(8) 関係機関等との連絡調整

支援を提供するにあたっては、指定障害福祉サービス事業者、その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関等との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。

(9) 前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

（地域定着支援の提供方法及び内容）

第8条 事業所で行う指定地域定着支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者及びその家族等に対し、サービスの提供方法等について懇切丁寧に説明を行うものとする。また、必要に応じて障がいに合わせて適切な手法を用いて行うものとする。

(2) アセスメントの実施

- ア アセスメントの趣旨を十分に説明し理解を得た上で、利用者及び家族等に面接をして行うものとする。
- イ 利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者及び家族等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な支援内容の検討を行う。

(3) 地域定着支援台帳の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成するものとする。緊急時において必要となる利用者の家族等、利用する指定障害福祉サービス事業者、医療機関及びその他の関係機関等の連絡先も記載するものとする。

(4) 地域定着支援台帳の変更

- ア 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。

イ 地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行うものとする。

第3章 指定特定、指定障害児相談支援事業

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第9条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者及びその家族等に対し、サービスの提供方法等について懇切丁寧に説明を行うものとする。また、必要に応じて障がいに合わせて適切な手法を用い行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

ア アセスメントの趣旨を十分に説明し理解を得た上で、利用者及び家族等に面接をして行うものとする。

イ 利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者及び家族等の希望する生活や課題等の把握を行う。

(3) サービス等利用計画案の作成

ア アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制を勘案し、最も適切な障害福祉サービスの組み合わせについて検討する。利用者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、支援目標と達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量及び福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

イ サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族等に対してサービス等利用計画案の内容について説明し、文書により同意を得るものとする。

ウ サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者及びその家族に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

ア 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ アに規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

ウ サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者、利用者の家族及び市町村の障がい福祉担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

ア 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等で面接し、その結果を記録するものとする。

イ モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更が必要な場合は、福祉サービス等の事業を行う者と連絡調整を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

第4章 雑則

(利用者等から受領する費用)

第10条 法定代理受領を行わない指定一般、指定特定、指定障害児相談支援を提供した際は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により算定されたサービス等利用計画作成費の額の支払いを受けるものとする。また、利用者及びその家族から支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、海士町の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じる。また、次のとおり必要な体制の整備を行う。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持するとともに職員でなくなった後においても秘密を保持するものとする。サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ることとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、利用者や利用者の家族等と協議の上、必要な措置を講じる。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

○海士町障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例

(平成22年10月7日海士町条例第27号)

改正 平成24年3月21日条例第14号 平成25年3月21日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第16項の規定に基づき、海士町障がい者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

改正（平25条例第6号）

(目的)

第2条 障がい者に対し生活の場を提供し、日常生活を営むために必要な援護及び指導を行い、社会参加及び自立を促進し、障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを設置する。

(名称及び位置)

第3条 グループホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町障がい者グループホーム
- (2) 位置 海士町大字海士1470番地1

(利用対象者)

第4条 グループホームの利用対象者は、法第29条第1項の訓練等給費又は法第30条第1項の特例訓練等給付費の支給決定を受けている者とする。

(利用の申請及び承認等)

第5条 グループホームを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則で定める手続きにより、申請し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する承認をしないものとする。

- (1) 医療機関等で特別な治療を要する疾患又は障がいがあると認められるとき。
- (2) グループホームの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用定員)

第6条 グループホームの利用定員は、規則で定める。

(利用承認の取消)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、3月以上利用料金を滞納したとき。
- (3) 利用者が第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) グループホームの管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) その他町長が不適切であると認めたとき。

(管理運営)

第8条 グループホームの管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。
(利用料金)

第9条 利用者は、次に掲げる利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 前号に定めるもののほか、別表に定める額

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 町長は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(現状回復)

第11条 利用者は、グループホームの利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消されたときは、グループホームの設備又は備品等速やかに現状に回復しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、グループホームの施設又は付帯設備に損害を与えたときは、町長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、グループホームの管理、運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係) 改正 (平24条例第14号)

区 分	利用料金	備 考
居 室 代	13,000円	
光 熱 水 費	5,000円	居室以外の電気代、上下水道代
日 用 品 費	2,000円	消耗品代
給 食 費	1日当たり 1,300円以内	
〔注〕 ・居室の電気代は自己負担とする。		

○海士町障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則

(平成24年12月20日海士町規則第8号)

(趣旨)

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当（以下「手当」という。）の支給に関する事務の取扱い及び手続については、法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(備付帳簿)

第2条 福祉事務所長は、次に掲げる帳簿を備え、その記載事項について常に整理しておかなければならない。

- (1) 受付処理簿（様式第1号）
- (2) 受給者台帳（様式第2号）

(認定、認定請求の却下及び支給停止に係る文書の様式)

第3条 手当の認定、認定請求の却下及び支給停止に係る次の表の左欄に掲げる文書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

文書の種類	文書の様式
1 省令第3条第1項（省令第16条において準用する場合を含む。）の文書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/認定通知書（様式第3号）
2 省令第3条第2項及び第6条（省令第16条において準用する場合を含む。）の文書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/支給停止通知書（様式第4号）
3 省令第4条（省令第16条において準用する場合を含む。）の文書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/認定請求却下通知書（様式第5号）

(支給停止解除の通知)

第4条 福祉事務所長は、省令第2条第3号の障害児福祉手当所得状況届若しくは省令第15条第3号の特別障害者手当所得状況届の提出があった場合において法第20条若しくは第21条（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定に該当しないことにより、又は省令第2条第4号ニ若しくは第5号ニの障害児福祉手当被災状況書若しくは省令第15条第4号ホ若しくは第5号ニの特別障害者手当被災状況書（次条において「被災状況書」という。）の提出があった場合において法第22条第1項（法第26条の5において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定に該当することにより手当の支給停止を解除するときは、当該手当の受給資格者に/障害児福祉手当/特別障害者手当/支給停止解除通知書（様式第6号）により、その旨を通知しなければならない。

(被災非該当の通知)

第5条 福祉事務所長は、被災状況書の提出があった場合において、法第22条第1項の規定に該当しないことにより手当の支給停止を解除しないことを決定したときは、当該手当の受給資格者に/障害児福祉手当/特別障害者手当/被災非該当通知書（様式第7号）により、その旨を通知しなければならない。

（氏名又は住所の変更及び受給資格の喪失に係る文書の様式）

第6条 氏名又は住所の変更及び受給資格の喪失に係る次の表の左欄に掲げる文書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

文書の種類	文書の様式
1 省令第7条及び第8条（省令第16条において準用する場合を含む。）に規定する届書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/氏名（住所）変更届（様式第8号）
2 省令第9条（省令第16条において準用する場合を含む。）に規定する届書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/受給資格喪失届（様式第9号）
3 省令第10条（省令第16条において準用する場合を含む。）に規定する届書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/受給者死亡届（様式第10号）
4 省令第11条（省令第16条において準用する場合を含む。）の文書	/障害児福祉手当/特別障害者手当/受給資格喪失通知書（様式第11号）

（未支払の手当）

第7条 受給者が死亡し、その死亡した受給者に支払うべき特別障害者手当等が未払の場合において、当該受給者と同一世帯に属する配偶者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。）は、未支払/障害児福祉手当/特別障害者手当/請求書（様式第12号）により、当該特別障害者手当等の支払を請求することができる。

（支払開始期日）

第8条 手当の支給開始期日は、各支払期月の10日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前でその日に最も近い日曜日等でない日）とする。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、支払開始期日前の日においても支払うことができるものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定により支給される福祉手当及び同法附則第98条に規定する福祉手当の支給に関する事務の取扱い及び手続については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

受 付 処 理 簿

整理番号	件 氏 名 名	受 付 (再提出)	返 戻		受 理	処 理 経 過	審 査 結 果	備 考
			年 月 日	事 由				

様式第 2 号（第 2 条関係）
（表面）

受 給 者 台 帳

(都道府県)				認定年月日									
(実施機関名)				支給開始年月				債権者番号					
氏名	(フリガナ)			住所				支払方法					
障害名						障害の程度							
手当額	月 額	改定年月		所得状況	年 次	届出の有無	所得制限該当・非該当別	支給停止期間					
	円	・	・		年	有・無	該・非（災）	年	月から	年	月まで		
	円	・	・		年	有・無	該・非（災）	年	月から	年	月まで		
	円	・	・		年	有・無	該・非（災）	年	月から	年	月まで		
	円	・	・		年	有・無	該・非（災）	年	月から	年	月まで		
	円	・	・		年	有・無	該・非（災）	年	月から	年	月まで		
受給資格喪失年月日				受給資格喪失事由									
認定期間（次回診断年月）						生年月日				配偶者			
備考						扶養義務者（続柄）							

(裏面)

氏名						整理番号					
手当支払記録											
区分		5月	8月	11月	2月	区分		5月	8月	11月	2月
年	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円
	支払済 年月日	. .	. .	. .	. .		支払済 年月日	. .	. .	. .	. .
年	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円
	支払済 年月日	. .	. .	. .	. .		支払済 年月日	. .	. .	. .	. .
年	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円
	支払済 年月日	. .	. .	. .	. .		支払済 年月日	. .	. .	. .	. .
年	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円
	支払済 年月日	. .	. .	. .	. .		支払済 年月日	. .	. .	. .	. .

様式第3号（第3条関係）

障害児福祉手当 認定通知書
特別障害者手当

受給資格者氏名	
受給資格者住所	
支給手当月額	
支給開始年月	年 月
支払場所	
認定期間	
次回診断年月	年 月

年 月 日付けで請求のありました 障害児福祉手当 の受給資格に
特別障害者手当
については、上記のとおり認定しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、海士町福祉事務所長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

海士町福祉事務所長

印

様

様式第4号（第3条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 支給停止通知書

氏 名	
住 所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	平成 年 月から 平成 年 月まで

あなたの 障害児福祉手当
特別障害者手当 については、上記のとおり、支給停止しましたので
通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、海士町福祉事務所長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

海士町福祉事務所長

印

様

- ◎ 支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月11日から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

様式第5号（第3条関係）

障害児福祉手当 特別障害者手当		認定請求却下通知書
氏	名	
住	所	
却下した理由		

平成 年 月 日付で 障害児福祉手当 特別障害者手当 の認定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、海士町福祉事務所長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

海士町福祉事務所長 印

様

様式第6号（第4条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 支給停止解除通知書

氏名	
住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	年 月から 年 月まで

あなたの障害児福祉手当
特別障害者手当 については、上記のとおり、支給停止を解除しま
したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60
日以内に、書面で、海士町福祉事務所長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた
日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代
表する者は、海士町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消し
の訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができま
せんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を
経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

海士町福祉事務所長 印

様

様式第 7 号（第 5 条関係）

障害児福祉手当 被災非該当通知書
特別障害者手当

氏	名	
住	所	
被災状況非該当の理由		

平成 年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、海士町福祉事務所長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあつた日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

海士町福祉事務所長 印

様

◎翌年 8 月以降について再び 障害児福祉手当 特別障害者手当 を受けようとするときは、翌年の 8 月11日から 9 月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

様式第 8 号（第 6 条関係）

障害児福祉手当 特別障害者手当			氏名（住所）変更届		
変更前	（ ふ り が な ）				
	氏 名				
	住 所				
変更後	（ ふ り が な ）				
	氏 名				
	住 所				
上記の理由が発生した日			年 月 日		

上記のとおり氏名（住所）を変更したので届け出ます。

年 月 日

住所
氏名

印

海士町福祉事務所長 様

様式第9号（第6条関係）

障害児福祉手当 特別障害者手当		受給資格喪失届	
(ふりがな)			
受給者の氏名			
受給者の住所			
受給資格がなくなった理由	1 障害年金等を受けるようになった。 (種類) 2 施設に入所した。 (種類) 3 病院・診療所に3月を超え継続して入院するに至った。 4 障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令第1条に掲げる障害の状態に該当しなくなった。 5 その他 ()		
上記の理由が発生した日	平成 年 月 日		
上記のとおり、障害児福祉手当 特別障害者手当 を受ける資格がなくなりましたので 届け出ます。			
年 月 日			
		住所 氏名	印
海士町福祉事務所長 様			

様式第10号（第6条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当

死 亡 者	(ふりがな)				
	氏	名			
	住	所	(〒 ー)		
	死 亡 し た 日				
届 出 者	(ふりがな)				
	氏	名	死 亡 者 との関係		
	住	所	(〒 ー)		

上記のとおり、障害児福祉手当
特別障害者手当の受給者が死亡しましたので届け出ます。

年 月 日

氏名 印

海士町福祉事務所長 様

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 受給資格喪失通知書

氏 名	
住 所	
受 給 資 格 が な く な っ た 理 由	
受 給 資 格 が な く な っ た 日	

上記のとおり、 障害児福祉手当 特別障害者手当 の受給資格がなくなりましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、書面で、海士町福祉事務所長に対して異議申立てをすることが出来ます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は、海士町長となります。）提起することが出来ます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することが出来ませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。

- (1) 異議申立てがあった日から 60 日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

海士町福祉事務所長 印

様

様式第 1 2 号（第 7 条関係）

未支払 障害児福祉手当 請求書 特別障害者手当			
(ふりがな) 手 当 受 給 者 氏 名			
住 所		(〒)	
受 給 資 格 が な く な っ た 日			
未 支 払 期 間		年 月 から 年 月 まで	
上記の未支払分の 特別障害者手当 障害児福祉手当 を支給して下さい。			
年 月 日			
住所 氏名 印			
(受給者との続柄)			
振込先金融機関名 預金種別 口座番号			
海士町福祉事務所長 様			
※ 受 付 年 月 日			
※ 審 査	未支払期間	～	担当印
	未支払金額	円	担当印

◎ 1 ※印欄は記入しないで下さい。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○海士町障害者自立支援法施行細則

(平成24年12月20日海士町規則第9号)

(趣旨)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、その他別に定めがあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(支給決定の申請)

第3条 省令第7条第1項に規定する支給決定の申請書は、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）によるものとする。

2 省令第34条の3第1項の申請は、前項の申請書によるものとする。

3 前2項の申請書は、支給決定を受けようとする日の30日前までに町長に提出しなければならない。ただし、被災、虐待、保護者又は介護者の急病等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(支給決定の通知等)

第4条 町長は、前条第1項又は第2項の申請に対し支給決定を行ったときは、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、障害福祉サービス受給者証（様式第3号）又は療養介護医療受給者証（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

2 政令第10条第3項の規定による通知は、障害程度区分認定通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は第2項の申請に対し支給決定を行わないことと決定したときは、却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の変更の申請)

第5条 省令第17条に規定する支給決定の変更の申請は、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第7号）によるものとする。

(支給決定の変更の通知等)

第6条 町長は、前条の申請又は職権により、支給決定の変更の決定を行ったときは、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するとともに、障害福祉サービス受給者証又は、療養介護医療受給者証を交付するものとする。

2 政令第13条において準用する政令第10条第3項の規定による通知は、障害程度区分変更認定通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 町長は、前条の申請に対し申請を却下することを決定したときは、却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 省令第20条第1項の規定による支給決定の取消しの通知は、支給決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第8条 省令第22条第1項に規定する申請内容の変更の届出書は、申請内容変更届出書（様式第11号）によるものとする。

（受給者証の再交付の申請）

第9条 省令第23条の規定に規定する受給者証の再交付の申請書は、受給者証再交付申請書（様式第12号）によるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給申請等）

第10条 省令第31条第1項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請は、特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費支給申請書（様式第13号）によるものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の要否を決定し、特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費支給（不支給）決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額）

第11条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、法第30条第2項の規定によりその基準とされる額とする。

（介護給付費等の額の特例）

第12条 法第31条の規定による介護給付費等の額の特例（以下この条において「額の特例」という。）の適用を受けようとする者は、介護給付費等利用者負担額減額・免除申請書（様式第15号）に障害福祉サービス受給者証又は療養介護医療受給者証及び町長が必要と認める書類等を添えて申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、額の特例の適用の可否を決定し、介護給付費等利用者負担額減額・免除決定（却下）通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス費の支給申請等）

第13条 省令第34条第1項に規定する高額障害福祉サービス費の支給の申請は、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第17号）によるものとする。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、高額障害福祉サービス費の支給の要否を決定し、高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（計画相談支援給付費等の支給申請等）

第14条 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の申請は、計画相談支援給付費支給申請書（様式第19号）及び計画相談支援依頼（変更）届出書（様式第20号）によるものとする。

2 前項の申請により計画相談支援給付費の支給又は不支給の決定を行ったときは、計画相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第21号）により申請者に通知するものとする。

（計画相談支援給付費等の取消し）

第15条 法第51条の17第1項の規定により決定した計画相談支援給付費の支給を取消す場合は、計画相談支援給付費支給取消通知書（様式第22号）により申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費（更正医療）の支給認定の申請）

第16条 省令第35条第1項に規定する支給認定の申請書は、自立支援医療費（更正医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第23号。以下「更正医療費支給申請書」という。）によるものとする。

（支給認定の通知等）

第17条 町長は、前条の申請に対し支給認定を行ったときは、自立支援医療受給者証（更正医療）（様式第24号。以下「更正医療受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前条の申請に対し支給認定を行わないことと決定したときは、自立支援医療費（更正医療）支給認定（変更）却下通知書（様式第25号。以下「自立支援医療費支給認定（変更）却下通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（支給認定の変更の申請）

第18条 省令第45条第1項に規定する支給認定の変更の申請は、更正医療費支給申請書によるものとする。

（変更認定の通知等）

第19条 町長は、前条の申請又は職権により、支給認定の変更の決定をしたときは、変更後の更正医療受給者証を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前条の申請に対し支給認定の変更を行わないことを決定したときは、自立支援医療費支給認定（変更）却下通知書により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第20条 省令第47条第1項に規定する申請内容の変更の届出書は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）（様式第26号）によるものとする。

（医療受給者証の再交付の申請）

第21条 省令第48条第1項に規定する医療受給者証の再交付の申請書は、自立支援医療受給者証再交付申請書（更正医療）（様式第27号）によるものとする。

（支給認定の取消し）

第22条 省令第49条第1項の規定による支給認定の取消しの通知は、自立支援医療支給認定取消通知書（様式第28号）によるものとする。

（補装具費の支給の申請等）

第23条 省令第65条の7第1項に規定する補装具費の支給の申請書は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第29号）によるものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、必要な調査を行い、調査書（様式第30号）を作成するとともに、必要に応じて島根県立心と体の相談センターの判定を求めるものとする。

3 町長は、第1項の申請に対し支給を決定したときは、補装具交付（修理）通知書（様式第31号）及び補装具交付（修理）券（様式第32号）により申請者に通知し、委託業者に補装具交付（修理）委託通知書（様式第33号）により通知するものとする。

4 町長は、第1項の申請に対し支給を却下したときは、補装具費支給却下通知書（様式第34号）により申請者に通知するものとする。

（補則）

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

海士町長

様

次のとおり申請します。

申請年月日

年

月

日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日		明治 大正 昭和 平成	年	月	日
	居住地	〒 電話番号					
支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ	生年月日		平成・令和	年	月	日
		続柄					
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号			
被保険者証の記号及び番号（※）				保険者名及び番号（※）			
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。）						有・無	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用 の状況	障害福祉関係 サ ー ビ ス	障 害 程 度 区 分 の 認 定	有・無	区 分	1	2	3	4	5	6	有 効 期 間			
	利用中のサービスの種類と内容等													
	介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護					1	2	3	4	5
	利用中のサービスの種類と内容等													

申請するサービス	区 分	サービスの種類					申請に係る具体的内容
		介護給付費		訓練等給付費			
	訪問系・その他	☐ 居 宅 介 護					
		☐ 重 度 訪 問 介 護					
		☐ 同 行 援 護					
		☐ 行 動 援 護					
		☐ 短 期 入 所					
		☐ 重度障害者等包括支援					
	日中活動系	☐ 療 養 介 護	☐ 自 立 訓 練（機能訓練）				
		☐ 生 活 介 護	☐ 自 立 訓 練（生活訓練）				
			☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練				
			☐ 就 労 移 行 支 援				
			☐ 就 労 移 行 支 援（養成施設）				
			☐ 就 労 継 続 支 援 A 型				
☐ 就 労 継 続 支 援 B 型							
居住系	☐ 共同生活介護（ケアホーム）	☐ 共同生活援助（グループホーム）					
	☐ 施 設 入 所 支 援						
地 談 域 支 相 援	☐ 地 域 移 行 支 援						
	☐ 地 域 定 着 支 援						

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害程度区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、海士町から指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

印

(裏)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。））に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの 3. 市町村民税課税世帯(障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満)に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1. 療養介護利用者であること(年令 才) 2. 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1. 療養介護利用者であること(年令 才)
	☐ III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注)対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)	
	〈20歳以上の方〉 1. 施設入所者であること(年令 才) 2. 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20歳未満の方〉 1. 施設入所者であること(年令 才)
	☐ IV グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注)対象事業所は、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)	
	☐ V 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒電話番号		

様式第2号（第4条関係）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）
決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

第 号
年 月 日

様

海士町長

年 月 日に申請のありました（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、（障害者自立支援法第22条（及び）障害者自立支援法第29条）（障害者自立支援法第34条）（障害者自立支援法第51条の7及び障害者自立支援法第51条の14）の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受 給 者 証 番 号		支給決定障害者 （保護者）氏名	
支 給 決 定 年 月 日	年 月 日	支給決定に係る 障 害 児 氏 名	
障 害 程 度 区 分		障害程度区分の 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日
支給決定内容	サービスの種類	支援内容及び支給量	有効期間
	特記事項		
利 用 者 負 担 上 限 月 額	円	左 の 上 限 月 額 の 適 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
特 定 障 害 者 特 別 給 付 費 （施設入所支援・旧法施設支援）	日額 円	左 の 給 付 費 の 適 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
特 定 障 害 者 特 別 給 付 費 （共同生活介護・共同生活援助）		左 の 給 付 費 の 適 用 期 間	

療養介護医療	公 費 負 担 者 番 号		公 費 受 給 者 番 号	
	療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く）の負担上限月額	月額 円	食事療養（生活療養）の負担上限月額	月額 円
	上 限 額 の 適 用 期 間			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

様式第3号（第4条関係）

(1)			(2)		(3)	
障害福祉サービス受給者証			介護給付費の支給決定内容		サービス種別	
受給者証番号			障害程度区分		支給量等	
支給決定障害者等	居住地		認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	フリガナ		サービス種別		サービス種別	
	氏 名		支給量等		支給量等	
	生年月日	年 月 日	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	フリガナ		サービス種別			
児童	氏 名		支給量等			
	生年月日		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
障害種別		1 2 3	サービス種別			
交付年月日			支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
支給市町村名 及 び 印			予備欄			

(4)		(5)		(6)	
訓練等給付費の支給決定内容		計画相談支援給付費の支給内容		利用者負担に関する事項	
サービス種別		支給期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担上限月額	
支給量等		指定特定相談支援事業所名		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	モニタリング期間		食事提供体制 加算対象者	
サービス種別		予備欄		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
支給量等		特定障害者特別給付費の支給内容		利用者負担上限額 管理対象者該当の有無	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	施設入所支援		利用者負担額上限額 管理事業所名	
サービス種別		支給額		利用者負担額上限額管理事業所名	
支給量等		適用期間		特記事項欄	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援		予備欄	
予備欄		支給額		円／日	
		適用期間		年 月 日から 年 月 日まで	
		支給額		円／月	
		適用期間		年 月 日から 年 月 日まで	
		予備欄			

(7)

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
2	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
3	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		

(8)

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
4	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終 了日までの既提供量		
5	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終 了日までの既提供量		
6	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終 了日までの既提供量		

(9)

短期入所事業者実績記入欄					
番号	事業者及びその 事業所の名称	実施日	日 数	月 類 型	事業者 確認印
1		年 月 日から 年 月 日まで			
2		年 月 日から 年 月 日まで			
3		年 月 日から 年 月 日まで			
4		年 月 日から 年 月 日まで			
5		年 月 日から 年 月 日まで			
6		年 月 日から 年 月 日まで			
7		年 月 日から 年 月 日まで			
8		年 月 日から 年 月 日まで			
9		年 月 日から 年 月 日まで			
10		年 月 日から 年 月 日まで			
11		年 月 日から 年 月 日まで			
12		年 月 日から 年 月 日まで			

(10)

番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入		
1	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
2	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
3	事業所及びその事業所の 名 称		
	サ ー ビ ス 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサ ー ビ ス 提 供 終 了 日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		

(11)

療養介護・共同生活介護・共同生活援助・ 施設入所支援事業者記入欄			
番号	事業所及び その事業所 の 名 称	入所（居）日 退所（居）日	事業者 確認印
1		入所（居）日 年 月 日	
		退所（居）日 年 月 日	
2		入所（居）日 年 月 日	
		退所（居）日 年 月 日	
予備欄			

(12)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業者に指示してください。
- 3 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業者に提示してください。
- 4 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割を超えるときは1割相当の額）です。ただし、6面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合は、減免後の額が表示されています。）。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は、市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(13)

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。（サービスの種類によっては、障害程度区分の（変更）認定を受ける必要があります。）
- 8 この証の1面又は6面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、あらかじめこの証を交付した市町村にご連絡ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。

様式第4号（第4条関係）

療養介護医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
支給決定障害者	フリガナ								
	居住地								
	フリガナ					生年月日			
	氏 名					年 月 日			
	被保険者証の記号及び番号					保険者名及び番号			
負担上限月額		療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く）				月額 円			
		食事療養（生活療養）				月額 円			
適用期間		年 月 日から 年 月 日まで							
交付年月日		年 月 日							
支給市町村名及び印									

注意事項欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
- 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。（※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）
- 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

様式第5号（第4条関係）

障害程度区分認定通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

海士町長

年 月 日付けの介護給付費の支給申請に基づき、障害者自立支援法第21条の規定により、下記のとおり障害程度区分の認定を行ったので通知します。

記

氏 名		認定年月日	年 月 日

障 害 程 度 区 分	①区分（ ） ②非該当
	理由
障 害 程 度 区 分 の 認 定 の 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日

（留意事項）

- 1 上記の障害程度区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。
- 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害程度区分の変更をする場合があります。
- 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

却下決定通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

海士町長

年 月 日に申請のありました（（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

(表)

海士町長 様

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	明治 昭和	大正 平成	年	月	日
	氏名								
	居住地	〒		電話番号					
フリガナ				生年月日	平成・令和 年 月 日				
支給申請に係る 児童氏名				生年月日	平成・令和 年 月 日				
				続柄					
身体障害者 手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健 福祉手帳番号					
被保険者証の記号及び番号（※）					被保険者名及び番号（※）				

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分	1	2	3	4	5	6	有期	効間		
		利用中のサービスの種類と内容等												
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護					1	2	3	4	5
		利用中のサービスの種類と内容等												
変更の理由														
変更を申請するサービス	区分	サービスの種類										申請に係る具体的内容		
		介護給付費					訓練等給付費							
	訪問系・その他	☐ 居宅介護												
		☐ 重度訪問介護												
		☐ 同行支援												
		☐ 行動支援												
		☐ 短期入所												
		☐ 重度障害者等包括支援												
	日中活動系	☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）											
		☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）											
			☐ 就労移行支援											
			☐ 就労継続支援A型											
			☐ 就労継続支援B型											
	居住系	☐ 共同生活介護（ケアホーム）					☐ 共同生活援助（グループホーム）							
☐ 施設入所支援														

(裏)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)	
	1 生活保護受給世帯	
	2 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの	
	3 市町村民税非課税世帯(障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満)に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること(年令 才) 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること(年令 才)
	☐ III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象者施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)	
〈20歳以上の方〉 1 施設入所者であること(年令 才) 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者		
〈20歳未満の方〉 1 施設入所者であること(年令 才)		
☐ IV グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象事業所は、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)		
☐ V 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

様式第 8 号（第 6 条関係）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書
兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

第 年 月 日 号

住所 氏名 様 海士町長

年 月 日に申請のありました（（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、（障害者自立支援法第22条（及び）障害者自立支援法第29条）（障害者自立支援法第34条）の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受 給 者 証 番 号		支 給 決 定 障 害 者 （ 保 護 者 ） 氏 名	
支 給 決 定 年 月 日		支 給 決 定 に 係 る 児 童 氏 名	
変 更 の 内 容	変 更 前		年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
	変 更 後		年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日

受給者証を海士町健康福祉課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先 海士町健康福祉課 （住 所）

提出期限 年 月 日 （電話番号）

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 海士町役場 隠岐郡海士町大字海士 電話番号（ ）

様式第9号（第6条関係）

障害程度区分変更認定通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

海士町長

年 月 日付けの介護給付費の（支給申請 支給決定の変更申請）に基づき（障害者自立支援法第21条 障害者自立支援法第24条）の規定により、下記のとおり障害程度区分の変更の認定を行ったので通知します。

記

受給者証番号		支給決定 障害者氏名	
認定年月日			

障害程度区分	変更前	①区分（

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

様式第 10 号（第 7 条関係）

支給決定取消通知書

第 年 月 日 号

住所 氏名 様

海士町長

障害者自立支援法第25条第1項及び第51条の10第 1 項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。

記

障 害 福 祉 サ ー ビ ス 受 給 者 証 番 号		地 域 相 談 支 援 受 給 者 証 番 号	
支給（給付）決定障害者 （ 保 護 者 ） 氏 名		支 給 決 定 に 係 る 児 童 氏 名	
支 給 （ 給 付 ） 決 定 取 消 日			
取 消 理 由			

受給者証を海士町健康福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先 海士町 住所 島根県隠岐郡海士町大字海士
電話番号 （ ）
返還期限 令和 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 海士町役場 隠岐郡海士町大字海士 電話番号 （ ）

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

申請内容変更届出書				
海士町長 様				
年 月 日				
次のとおり変更がありましたので届け出ます。				
フリガナ 支給（給付）決定 障害者（保護者）氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
居住地	〒 電話番号			
フリガナ 支給決定に 係る児童氏名		続柄	生年月日 平成・令和 年 月 日	
届出書提出者	☐ 支給（給付）決定障害者等（本人） ☐ 本人以外（下の欄に記入）			
フリガナ 氏名		本人と の関係		
住所	〒 電話番号			
変更事項 （該当に○を して下さい。）	支給決定障害者 等に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先		
	利用者である児童 に関する事	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄		
	その他			
変更内容	変更前			
	変更後			
※変更した内容を証する書類を添付すること。				

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

受給者証再交付申請書				
海士町長 様				
年 月 日				
受給者証の再交付について申請します。				
受給者証の種類	1 障害福祉サービス受給者証 2 地域相談支援受給者証 3 療養介護医療受給者証	受給者証番号		
フリガナ 支給（給付）決定障害者（保護者）氏名		生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
居 住 地	〒 電話番号			
フリガナ 支給決定に係る児童氏名		続 柄		
		生 年 月 日	平成・令和	年 月 日
申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）			
フリガナ 氏 名		本人との関係		
住 所	〒 電話番号			
申 請 の 理 由	1 汚損 2 紛失 3 その他 （ 具体的な状況 ）			
※ 従前使用していた受給者証を添付すること。（紛失を除く。）				

様式第 1 3 号（第10条関係）

（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給申請書
【 年 月分】

海士町長 様

年 月 日

下記のとおり、関係書類を添えて（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）の支給を申請します。

フリガナ				障害福祉サービス受給者証番号		
申請者氏名						
				地域相談支援受給者証番号		
申請者生年月日	明・大・昭・平 年 月 日					
居 住 地						
フリガナ			生年 月 日	平成 令和	年 月 日	続柄
支給決定に 係る児童氏名						
特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談 支援給付費請求額	円					

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者 との関係
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

上記に関する（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）を下記の口座に振り込んで下さい。

口 座 振 込 依 頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他			
			口 座 番 号				
	金融機関コード	店舗コード					
	フリガナ						
	口座名義人						

（注意）この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

市町村記入欄

領収書確認欄	サービス提供 証明書確認欄	備 考

様式第 1 4 号（第10条関係）

（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）
支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日

住所
氏名 様

海士町長

年 月 日に申請のありました（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）の支給について（障害者自立支援法第30条 障害者自立支援法第35条 障害者自立支援法第51条の15）の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地 域 相 談 支 援 受給者証番号	
申請者氏名			

受付年月日	令和 年 月 日	決定年月日	令和 年 月 日
（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）申請額			円
支給（給付） 決定の内容			
支 給	☐ する ☐ しない	支 給 金 額	円
不支給・ 減額の理由			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先
海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

様式第 1 5 号（第12条関係）

介護給付費等利用者負担額減額・免除申請書

海士町長 様

次のとおり介護給付費等の利用者負担額の減額・免除を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年				月		日	
	氏名	印	受給者証番号								
	居住地	〒 電話番号									
フリガナ			生年月日	年				月		日	
支給決定に係る 障 害 児 氏 名			続柄								
申 請 の 理 由											

- 備考
- 1 この申請は、災害による住宅等の損害、生計中心者の死亡、長期入院等による著しい収入減、事業の廃止等による生計中心者の著しい収入減、農作物の不作、不漁等による生計中心者の著しい収入減があった場合に、申請することができます。
 - 2 申請の理由は、1の事実について記入してください。
 - 3 この申請書には、受給者証及び上記事実を確認することができる書類を添付してください。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

福祉事務所記入欄

収入状況確認	災害状況等確認	備考

様

海士町長

記

受給者証番号									申請者氏名	
決 定 年 月 日	年 月 日									
決 定 の 内 容	☐ 減額・免除を認定する。 ☐ 減額・免除を認定しない。									
減額・免除の内容	適 用 年 月 日	年 月 日								
	有 効 期 限	年 月 日								
	減額・免除の率	／100								
認 定 し な い 理 由										

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に海士町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、海士町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 1 7 号（第13条関係）

高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

海士町長 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ			①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法	
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)			制度	受給者証番号・被保険者証番号
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日		
居 住 地	〒 電話番号			
フリガナ			続柄	
支給決定に 係る児童氏名			生年月日	平成・令和 年 月 日
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額				申請に係 るサービ ス利用月
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額				
同一世帯に属する 他の支給決定障害者	氏名	生年月日	①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法	
			制度	受給者証番号・被保険者証番号

- (注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
- (注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- (注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目 1 普通預金 2 当座預金 3 その他	口座番号
	金融機関コード	店舗コード		
	フリガナ 口座名義人			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

様式第 18 号（第13条関係）

高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

海士町長

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について
障害者自立支援法第76条の2に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 （保護者）氏名		受給者 証番号	
支給決定に係る 児 童 氏 名			

受 付 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
本 人 支 払 額	円	申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月	年 月～ 年 月
支 給	☐ する ☐ しない	支 給 金 額	円
不 支 給 の 理 由			

振込先	金 融 機 関	
	口 座 種 目	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

海士町役場 隠岐郡海士町大字海士 電話番号（ ）

計画相談支援給付費支給申請書

海士町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正	年 月 日
	氏 名			昭和 平成	
	居住地	〒			電話番号

申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	平成・令和	年 月 日
			続柄		

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

様式第 2 0 号（第14条関係）

計画相談支援依頼（変更）届出書

海士町長 様

次のとおり申請します。

届出年月日 年 月 日

区 分	新規・変更

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正	年	月	日
	氏 名			昭和 平成			
	居住地	〒 電話番号					
申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	平成・令和	年	月	日
			続柄				

計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 電話番号

指定特定相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

変更年月日 令和 年 月 日

様式第 2 1 号（第14条関係）

計画相談支援給付費支給（却下）通知書

第 年 月 日 号

申請者 住所
氏名

海士町長

障害者自立支援法第51条の17第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、
下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る 児童氏名	
支給の可否		可 ・ 否	
支給 する	支給期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月	
	モニタリング 期間		
支給 しない	支給しない 理由		

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先
海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

様式第 2 2 号（第15条関係）

計画相談支援給付費支給取消通知書

第 年 月 日 号

支給決定障がい者等
住所
氏名 様
海士町長

障害者自立支援法第51条の17第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、
下記のとおり通知します。

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障がい者（保護者）		支給取消に係る 児 童 氏 名	
支 給 取 消 日	年 月 日		
取 消 理 由			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

海士町役場

隠岐郡海士町大字海士

電話番号（ ）

様式第 2 3 号（第16条関係）

自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）									
※ 1									
障害者・児	フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日		
	フリガナ 受診者住所					電話番号			
受診者が18歳未満の場合	フリガナ 保護者氏名					受診者との関係			
	フリガナ 保護者住所 ※ 2					電話番号 ※ 2			
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号				保険者名				
	受診者と一緒に保険の加入者	なし							
	該当する所得区分 ※ 3	生保・低 1・低 2・中間 1・中間 2・一定以上					重度かつ継続※ 4	該当・非該当	
身体障害者手帳番号					精神障害者保健福祉手帳番号				
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）		医療機関名				所在地・電話番号			
受給者番号 ※ 5									
治療方針の変更 ※ 6					診断書の添付 ※6、※7	有・無			
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。									
申請者氏名 印 ※ 6									
年 月 日									
海士町長 殿									

※ 1 該当する医療の種類及び新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）・みなし支給認定のいずれかに○をする。

※ 2 受診者本人と異なる場合に記入。

※ 3 チェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をする。

※ 4 チェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をする。

※ 5 再認定又は変更の方のみ記入。

※ 6 再認定又は変更の方のみ記入。

※ 7 再認定又は変更の方のみ記入。

※ 8 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

自治体記入欄

申請受付年月日		進達年月日		認定年月日	
前回所得区分	生保・低 1・低 2・中間 1・中間 2・一定以上			重度かつ継続	該当 ・ 非該当
今回所得区分	生保・低 1・低 2・中間 1・中間 2・一定以上			重度かつ継続	該当 ・ 非該当
所得確認書類	市町村民税課税証明書 市町村民税非課税証明書 標準負担額減額認定証 生活保護受給世帯の証明書 その他収入等を証明する書類（ ）				
前回の受給者番号				今回の受給者番号	
診断書の提出	医療用（ 1 年目）・医療用（ 2 年目）・手帳用（ 1 年目）・手帳用（ 2 年目）・手帳で新規				
備考					

様式第 2 4 号（第17条関係）

（表）

自立支援医療受給者証（更生医療）									
公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受診者	フリガナ					性別	生年月日		
	氏 名					男・女	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	
	フリガナ								
	住 所								
	被保険者証の 記号及び番号					保険者名			
	重度かつ継続	該 当 ・ 非 該 当							
保護者（受診者が18歳 未 満 の 場 合 記 入）		フリガナ					続 柄		
		氏 名							
		フリガナ							
		住 所							
指定医療機関名	病院・診療所				所在地・ 電話番号				
	薬 局				所在地・ 電話番号				
	訪問看護事業者				所在地・ 電話番号				
自己負担上限額		月額 円							
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで							
上記のとおり認定する。 年 月 日 海士町長									

※ 育成医療及び更生医療の受診者のみ裏面も記入のこと。

(裏)

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療証	有・無

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出すること。

第 年 月 日 号

自立支援医療費（更生医療）支給認定（変更）却下通知書

様

海士町長

障害者自立支援法第58条第1項の規定による自立支援医療費の申請は下記のとおり認定されませんでしたので通知します。

理由

- 1 所得基準を上回る所得であるため
- 2 自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため
- 3 その他（ ）

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に海士町長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 2 6 号（第20条関係）

自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）				
受診者	フリガナ		性別	生年月日
	氏 名		男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	フリガナ			
	住 所			
保護者 (受診者が18歳未満の場合記入)		フリガナ		続 柄
		氏 名		
		フリガナ		
		住 所		
自立支援医療費受給者番号				
受給者証の有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
変更内容	事 項	変更前	変更後	
	受 診 者 に 関 す る 事 項 (氏名・住所・電話番号)			
	保 護 者 に 関 す る 事 項 (氏名・住所・電話番号)			
	被 保 険 者 証 に 関 す る 事 項 (記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者)			
	身体障害者手帳・精神障害者 保 健 福 祉 手 帳 番 号			
備 考				
私は、自立支援医療受給者証及び自立支援医療支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 海士町長 殿 年 月 日 届出者名 印				

※ 自己負担上限額（所得区分及び重度かつ継続該当・非該当）及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書（変更）に記載すること。

様式第 2 7 号（第21条関係）

自立支援医療受給者証再交付申請書（更生医療）				
受診者	フリガナ		性別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	フリガナ			
	住 所			
保 護 者 （受診者が18歳未満の場合記入）	フリガナ		続 柄	
	氏 名			
	フリガナ			
	住 所			
自立支援医療費受給者番号				
受給者証の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
再交付申請の理由				
備 考				
自立支援医療受給者証について、上記のとおり再交付を申請します。				
年 月 日				
海士町長 様				
申請者氏名 印				

第 年 月 日

自立支援医療支給認定取消通知書

様

海士町長

障害者自立支援法第57条の規定に基づき、次のとおり支給認定を取り消しましたので、通知します。

自立支援医療費 受給者番号		支給認定障害者 （保護者）氏名	
支給認定取消日		支給認定に係る 障害児氏名	
取消理由			

医療受給者証を 年 月 日までに、下記返還先に返還してください。
返還先 海士町役場
隠岐郡海士町大字海士

教示

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に海士町長に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、海士町を被告として（海士町長が被告の代表者となります。）、松江地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、次の①から③までのいずれかの場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 海士町役場 隠岐郡海士町大字海士 電話番号（ ）

様式第 2 9 号（第23条関係）

補装具費（購入・修理）支給申請書

海士町長 様		申請日		年	月	日
		(申請者)				
		住所				
		氏名		印		
		対象者との続柄				
		電話				
下記のとおり補装具費の支給申請（購入・修理）をいたします。 補装具費の支給申請（購入・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。						
対象者	住 所					
	フリガナ氏名					
	生 年 月 日	年	月	日	性別	電話
身体障害者 手帳障害名	手帳番号	第	号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別			障害等級	種 級	
購入・修理を受ける補装具名						
判定予定日						
希望する 補装具業者	名称					
	所在地					
	電話			F A X		
該当する所得区分		生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上				
世帯範囲の特例に関する認定		☐ 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。				
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。				
備 考						

調査書（補装具用）							
申請書受理番号 及び年月日				身体障害者 手帳番号		第 号 種 級	
申請者氏名及び 生年月日		年 月 日		申請者が世帯主又は当該世帯 における最多収入者であるか、 ないかの別			
居 住 地							
世帯員の 状況	氏 名	続 柄	職 業	市町村民税 均等割課税 の有 無	市町村民税 所得割課税 の有 無	前年分の 所得税額	備 考
世帯 区分	非保護世帯又は 1. 市町村民税 非課税世帯 市町村民税 2. 均等割課税 世帯 市町村民税 3. 所得割課税 世帯 所得税課税世帯 4. 前年分所得税額 (円)						
そ の 他 特 記 す べ き 事 項							
上記のとおりであることを確認しました。 年 月 日							
課 名 ・ 調 査 者 氏 名						印	

様

海士町長

補装具交付（修理）通知書

下記のとおり通知します。

記

番 号		決 定 年 月 日	年 月 日
決 定 内 容			
製 作（修 理）所 の 所 在 地 及 び 名 称 又 は 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 及 び 名 称			
期 限 （ 間 ）			
費 用 概 算 額	円		
本 人 負 担 額	円	支 払 い 期 日	
備 考			

様式第 3 2 号（第23条関係）

補装具交付（修理）券			
交 付 番 号		交 付 年 月 日	年 月 日
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
居 住 地			
補 装 具 の 名 称		修 理 部 位	
処 方			
委 託 業 者 名			
委託業者の住所			
費 用 総 額 円	自 己 負 担 額 円	公 費 負 担 額 円	
上記のとおり決定する。 年 月 日 海士町長			
有 効 期 限	受給者が業者に提出する年月日 年 月 日	業者の支払い請求期限 年 月 日	
適 合 判 定	判 定 年 月 日 年 月 日	検 収 者 職 氏名	
受 領	受 領 年 月 日 年 月 日	受領者氏名 印	本人との関係

様式第 3 3 号（第23条関係）

補装具 交付 委託通知書 修理			
交 付 番 号		交 付 年 月 日	年 月 日
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
居 住 地			
補 装 具 の 名 称		修 理 部 位	
処 方			
委 託 業 者 名			
委託業者の住所			
費 用 総 額 円	自 己 負 担 円	公 費 負 担 額 円	
年 月 日 海士町長 様 上記のとおり補装具交付（修理）を貴殿に委託することにしたので作成（修理） 願います。 なお、完成後は適合判定をした結果により納入して下さい。 納入する際には自己負担額を本人から受領して下さい。			

補装具費支給却下通知書

第 年 月 日 号

様

海士町長

年 月 日付けで申請のあった補装具費支給について、下記の理由により却下します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、島根県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○海士町障がい者移動支援事業実施要綱

(平成25年 4 月 1 日海士町告示第30号)

(目的)

第1条 この告示は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、外出のための支援（以下「移動支援」という。）を供する事業（以下「事業」という。）を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、海士町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業所」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 移動支援（身体介護を伴うもの） 障がい者等の外出の支援及びこれに伴う身体介護

(2) 移動支援（身体介護を伴わないもの） 障がい者等の外出の支援

2 サービス提供は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、海士町障がい者移動支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、海士町障がい者移動支援事業利用承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）を利用者に通知するものとし、利用を却下決定した時は海士町障がい者移動支援事業利用却下通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

(利用承認の認定期間及び更新申請)

第7条 前条の規定による承認決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

（利用の方法）

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、承認通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

（利用承認内容の変更及び廃止）

第9条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、海士町障がい者移動支援事業利用承認内容変更（廃止）届（様式第4号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用を廃止しようとする場合

（利用の取消し）

第10条 町長は、利用者が次の各号いずれかに該当するときは、第6条の規定による利用承認を取消することができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用承認を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

（利用料）

第11条 利用者は、利用料として別表の移動支援事業単価表に掲げる金額の原則1割を支払うものとする。

- 2 第2条第2項の規定により委託した事業所がこの事業を行ったときの利用料は、当該事業所へ支払うものとする。
- 3 公共交通機関等を使用したときは、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

（利用料の減免又は免除）

第12条 町長は、低所得等の利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に基づく障害福祉サービス等に対する負担上限月額設定を準用し、利用料の負担軽減を行うものとする。ただし、利用者が同一の月に受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスに要した費用が、利用者の負担上限月額を超える場合は、利用料を徴収しない。

（委託料）

第13条 事業所への委託料は、別表の単価表に掲げる費用から第11条及び前条に規定する利用料を差し引いた金額とする。

- 2 事業所は、サービスを提供した月の翌月10日までに、当該月に係る委託料について海士町障がい者移動支援事業委託料請求書（様式第5号）に海士町障がい者移動支援サービス提供実績記録票（様式第6号）を添付して、町長に対し請求するものとする。
- 3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

（遵守事項）

第14条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 4 事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

移動支援事業単価表

利用時間	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないもの
30分未満	2,540円	1,040円
30分以上 1時間未満	4,020円	1,510円
1時間以上 1時間30分未満	5,840円	1,950円
1時間30分以上 2時間未満	6,670円	2,360円
2時間以上 2時間30分未満	7,500円	2,730円
2時間30分以上 3時間未満	8,330円	3,080円
3時間以上	以下30分ごとに 830円を追加	以下30分ごとに 350円を追加

(注)

1. 基準額は、身体介護の有無に応じ、1日あたりの移動支援サービスの提供に実際に要した時間数により算定する。
2. 同時に2人の従業者が1人の利用者に対してサービスを行ったときは、それぞれの従業者につき所定額を算定する。
3. 夜間（午後6時から午後10時までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）に行った場合、1回につき100分の25に相当する金額を加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間）に行った場合、1回につき100分の50に相当する金額を加算する。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
4. 利用者が、他の福祉サービスを受けている間は、移動支援給付費は算定しない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

海士町障がい者移動支援事業利用申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名 印

海士町障がい者移動支援事業の利用について、下記のとおり申請します。

記

利 用 者	ふりがな			性別	男・女	
	氏 名					
	住 所	〒 電話				
	生年月日	年 月 日生				
保護者（利用者が 18歳未満の場合）		ふりがな			続柄	
		氏 名				
希望する事業所						
身体障害者手帳		療育手帳		精神保健福祉手帳		
県第 号		第 号		第 号		
現在利用している サービスの利用の 状 況		障害者福祉サービス： 介護保険サービス：				
主 な 利 用 目 的						

第 年 月 日 号

様

海士町長

海士町障がい者移動支援事業利用承認通知書

年 月 日付で申請のあった海士町障がい者移動支援事業の利用については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利 用 者 名		生年月日	年 月 日
住 所			
委 託 事 業 所			
有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
利 用 者 負 担	1 割負担		
利 用 者 負 担 上 限 月 額	円		
特 記 事 項			

第 年 月 日

様

海士町長

海士町障がい者移動支援事業利用却下通知書

年 月 日申請のあった海士町障がい者移動支援事業の利用については、
下記のとおり却下しましたので、通知します。

記

利 用 者 名		生年月日	年 月 日
住 所			
委 託 事 業 所			
却 下 し た 理 由			

様式第 4 号（第 9 条関係）

海士町障がい者移動支援事業利用承認内容 変更・廃止 届

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名 印

次のとおり（変更しました）・（廃止したいと思います）ので届け出ます。

利 用 者	ふりがな		性別	男・女
	氏 名			
	住 所	〒 電話		
	生年月日	年 月 日生		

※変更の場合は下の欄に記入をお願いします。

変更事項 （該当に○を して下さい。）	利 用 者 に 関 す る こ と	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利 用 者 で あ る 児 童 に 関 す る こ と	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	その他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

年 月 日

海士町障がい者移動支援事業委託料請求書

海士町長 様

年 月分

請求金額									円

上記のとおり請求します。

請求事業所	住 所 （ 所 在 地 ）	
	電 話 番 号	
	名 称	
	職 ・ 氏 名	印

振込先金融機関				
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	普通 当座	口座番号	
			名義人 （カタカナ）	（ ）

様式第6号（第13条関係）

年 月分 海士町障がい者移動支援サービス提供実績記録票

利用者氏名		事業所名	

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	身体介護 の有無	利用者 負担額	サービス 提供者印	利用者 確認印
		開始時間	終了時間	計画 時間数	開始時間	終了時間						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
		:	:		:	:						
身体介護を伴う合計					/	/		/	/		/	/
身体介護を伴わない合計					/	/		/	/		/	/
合　　計					/	/		/	/		/	/

○海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱

(平成28年2月5日海士町告示第1号)

(目的)

第1条 この告示は、障がい者を雇用する事業所に補助金を交付することにより、障がい者の就労及び社会的自立を促進し、障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において障がい者とは、町内に住所を有する者のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(交付対象事業所)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「事業所」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている事業所とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち障がい者の雇用に係る助成金（以下「国の助成金」という。）の支給を受け、国の助成金支給対象期間の満了日後も当該障がい者を引き続き雇用している事業所であること。
- (2) 障がい者の雇用に理解があり、補助金受給後も継続して雇用することを予定している事業所であること。
- (3) 町内の事業所であること。

(補助金の額)

第4条 雇用する障がい者1人につき別表に掲げる基準により算出した額とする。

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、雇用する障がい者1人につき6箇月間を1期間とし、4月から9月までを上期、10月から翌年3月までを下期とし、国の助成金の支給満了日の属する月の翌月から起算して24箇月を限度とする。

(交付申請)

第6条 交付を受けようとする事業所は、障がい者雇用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、国の助成金の支給満了日から1箇月以内に町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し補助金の交付又は不交付を決定し、障がい者雇用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った事業所に通知するものとする。

(交付の継続)

第8条 現に補助金を受けている事業所は、上期又は下期が満了した後、引き続き補助金の交付を受けようとするときは、当該1期間の満了日の1箇月前までに障がい者雇用促進事業補助金継続交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付又は不

交付を決定し、障がい者雇用促進事業補助金継続交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請を行った事業所に通知するものとする。

（実績の報告）

第9条 第7条による交付決定又は前条第2項による交付決定を受けた事業所は、次の各号に掲げる期限までに障がい者雇用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(1) 上期に係る分については、10月10日まで

(2) 下期に係る分については、4月10日まで

(3) 交付対象期間の中途において障がい者が町外へ転出、若しくは退職し、又は事業所が障がい者を解雇した場合は、転出、退職又は解雇した日から10日以内

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、障がい者雇用促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該実績報告を行った事業所に通知するものとする。

（請求の手続き）

第11条 前条の通知を受けた事業所は、通知を受けた日から起算して10日以内に障がい者雇用促進事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（届出の義務）

第13条 補助金の交付決定を受けた事業所は、第5条に規定する支給対象期間内に当該雇用する障がい者又は事業所に関し、異動が生じたときは、障がい者雇用促進事業補助金異動届（様式第8号）により速やかに町長に届け出なければならない。

（法令の遵守）

第14条 補助金の交付決定を受けた事業所は、この告示その他の関係法令を遵守し、法令に基づく関係機関の指導に従わなければならない。

（補助金の返還）

第15条 町長は、事業所が偽りその他不正な手段によりこの告示に定める補助金の交付を受けたときは、当該事業所に対し、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の保管）

第16条 事業所は、この補助金に係る関係書類を交付確定日から5年間は保存しなければならない。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

別表（第4条関係）

援助金の額（月額）	備考
例月給与×1/2（ただし、1,000円未満は切捨て）と40,000円を比較していずれか少ない額	例月給与とは、基本給に通勤手当等の諸手当を加算した合計額をいう。ただし、賞与は除く。

様式第 1 号（第 6 条関係）

障がい者雇用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

海士町長 様

所在地

名 称

代表者 職・氏名 (印)

電話番号

海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の障がい者の雇用について補助金の申請をします。

事業所	名称・フリガナ	
	所在地	〒
	雇用保険適用 事業所番号	— —
	事業所規模	人
	他の制度による 助成金受給状況	1 受給している (助成金の名称：) 2 受給していない
雇用する障がい者	氏名・フリガナ	
	住所	〒
	生年月日・年齢	年 月 日 () 歳
	障害種別・手帳等級・ 発行団体・手帳番号	身体・知的・精神 () 級・度 () 都・道・府・県・市 第 () 号
	雇用契約年月日	年 月 日
	雇用開始年月日	年 月 日

添付書類 雇用する障がい者の障害者手帳の写し
雇用する障がい者の雇用確認書など、雇用していることが確認できる書類
特定求職者雇用開発助成金の最終支給対象期における支給決定通知書の写し

第 年 月 号 日

様

海士町長

印

障がい者雇用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました障がい者雇用促進事業補助金の交付について次のとおり決定しましたので、海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知いたします。

1 交付します

事業所の名称	
障がい者の氏名	
支給対象期間	年 月 日～ 年 月 日

2 交付しません

交付しない理由	

交付の条件

- 1 本町補助金規則又はこの交付の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 2 この補助金について町の検査を行うことがある。

様式第 3 号（第 8 条関係）

障がい者雇用促進事業補助金継続交付申請書

年 月 日

海士町長 様

所在地

名 称

代表者 職・氏名 (印)

電話番号

海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次の障がい者の雇用について補助金の交付の継続を申請します。

事業所	名称・フリガナ	
	所在地	〒
	雇用保険適用 事業所番号	— —
	事業所規模	人
	他の制度による 助成金受給状況	1 受給している (助成金の名称：) 2 受給していない
雇用する障がい者	氏名・フリガナ	
	住所	〒
	生年月日・年齢	年 月 日 () 歳
	障害種別・手帳等級・ 発行団体・手帳番号	身体・知的・精神 () 級・度 () 都・道・府・県・市 第 () 号
	雇用契約年月日	年 月 日
	雇用開始年月日	年 月 日

添付書類 雇用する障がい者の出勤簿又はタイムカードの写し
雇用する障がい者の賃金台帳の写し

第 年 月 日

様

海士町長

印

障がい者雇用促進事業補助金継続交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました障がい者雇用促進事業補助金の継続交付について次のとおり決定しましたので、海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知いたします。

1 交付します

事業所の名称	
障がい者の氏名	
支給対象期間	年 月 日～ 年 月 日

2 交付しません

交付しない理由	

交付の条件

- 1 本町補助金規則又はこの交付の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 2 この補助金について町の検査を行うことがある。

様式第 5 号（第 9 条関係）

障がい者雇用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

海士町長 様

所在地

名 称

代表者 職・氏名

印

電話番号

海士町障がい者雇用促進事業補助金支給事業交付要綱第 9 条の規定により、障がい者の雇用実績について次のとおり報告します。

雇用する障がい者の氏名		交付決定年月日 決定番号（文書番号）		交付対象期間	
		年 第	月 号	年 月 日～	年 月 日
	賃金支給状況 （※ 1）	対象金額 （左欄の 1 / 2）		補助金額 （※ 2）	備考
月	円	円		円	
月	円	円		円	
月	円	円		円	
月	円	円		円	
月	円	円		円	
月	円	円		円	
合計	円	円		円	

（※ 1） 月別の賃金総額を記入して下さい。（通勤手当等の諸手当を含む。ただし、賞与は除く。）
（※ 2） 対象金額（例月給与 × 1 / 2）と 40,000 円を比較していずれか少ない額を記入して下さい。ただし、月ごとに 1,000 円未満は切り捨てること。

添付書類 雇用する障がい者の出勤簿又はタイムカードの写し
雇用する障がい者の賃金台帳の写し

様式第 6 号（第10条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長

印

障がい者雇用促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった障がい者雇用促進事業補助金について、補助金の交付額が次のとおり確定したので通知します。

補助金の交付額

円

様式第 7 号（第11条関係）

障がい者雇用促進事業補助金請求書

年 月 日

海士町長 様

所在地

名 称

代表者 職・氏名 ⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた、
障がい者雇用促進事業補助金を、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

振込口座

振込先金融機関 本支店名	
(フリガナ) 口座名義	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
備考	

様式第 8 号（第13条関係）

障がい者雇用促進事業補助金異動届

年 月 日

海士町長 様

所在地

名 称

代表者 職・氏名 ㊟

電話番号

海士町障がい者雇用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、雇用する障がい者又は事業所に関する異動について次のとおり届け出ます。

雇用する障がい者の氏名	
支給対象期間	年 月 日～ 年 月 日
1 異動内容	
雇用する障がい者の氏名の変更	
雇用する障がい者の住所の変更	
雇用関係	1 退職 2 転職 3 その他（ ）
障がい者手帳内容	1 認定喪失 2 その他（ ）
事業所の名称の変更	
事業所の所在地の変更	
その他の変更	
2 異動理由	
3 異動年月日	年 月 日

○海士町障がい児通所給付費等支給事務実施要綱

(平成29年 5 月30日海士町告示第14号)

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(通所給付費の支給の申請)

第2条 省令第18条の6第1項に規定する申請は、障がい児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）によるものとする。

(通所給付費の支給決定の通知等)

第3条 町長は、前条の申請に対し支給決定を行ったときは、障がい児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとするとともに、通所受給者証（様式第9号。以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前条の申請に対し支給しないことと決定したときは、不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき、医療型児童発達支援に係る支給決定を受けた者に対しては、肢体不自由児通所医療受給者証（様式第10号）を併せて交付するものとする。

(通所給付決定の変更申請)

第4条 省令第18条の21第1項に規定する支給決定の変更の申請は、障がい児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第6号）によるものとする。

(通所給付決定変更の通知)

第5条 町長は、前条の申請又は職権により支給決定の変更の決定を行ったときは、障がい児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(通所給付決定の取消)

第6条 省令第18条の24第1項に規定する支給決定の取消しを行ったときの通知は、通所給付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

(通所給付決定等に係る申請内容の変更の届出)

第7条 省令第18条の6第7項に規定する申請内容の変更の届出は申請内容変更届出書（様式第11号）によるものとする。

(受給者証の再交付の申請)

第8条 令第18条の6第10項の規定による通所受給者証の再交付の申請は、受給者証再交付申請書（様式第12号）によるものとする。

(特例障害児通所給付費の支給申請等)

第9条 省令第18条の5第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給の申請は、特例障がい児通所給付費支給申請書（様式第4号）によるものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは特例障害児通所給付費の支給の要否を決定し、特例障がい児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（特例障害児通所給付費の額）

第10条 法第21条の5の4第2項の規定により町が定める特例障害児通所給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。

（障害児相談支援給付費の支給申請等）

第11条 町長は、支給の要否の決定を行うときは、法第21条の5の7第4項の規定に基づき給付決定を受けようとする者に対し、障がい児支援利用計画案提出依頼書（様式第15号）を提示するものとする。

- 2 省令第25条の26の3第1項に規定する障害児相談支援給付費の支給の申請は、計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書（様式第16号）によるものとする。

- 3 前項の申請書には、計画相談支援・障がい児相談支援依頼（変更）届出書（様式第17号）及び障がい児支援利用計画案を添付しなければならないものとする。

- 4 町長は第1項の申請があったときは、障害児相談支援給付費の支給の要否を決定し、計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

- 5 前項の規定により支給の決定を受けた者が、障害児相談支援事業者を変更したときは、計画相談支援・障がい児相談支援依頼（変更）届出書により町長に届け出るものとする。

- 6 町長は、法第6条の2第8項の規定に基づき決定した期間を変更するときは、モニタリング期間変更通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

- 7 省令第25条の26の4第2項に規定する支給の取消しを行ったときの通知は計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給取消通知書（様式第20号）によるものとする。

（特例障害児相談支援給付費の額）

第12条 法第24条の27第2項の規定により町が定める特例障害児相談支援給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。

（高額障害児通所給付費の支給の申請）

第13条 省令第18条の26第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給申請は、高額障がい児通所給付費支給申請書（様式第13号）によるものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、高額障害児通所給付費の支給の要否を決定し、高額障がい児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

障がい児通所給付費支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書

海士町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	氏 名	個人番号		
	居住地	〒	電話番号	
	フリガナ		生年月日	令和 年 月 日
	支給申請に係る 児 童 氏 名	個人番号	続 柄	
	身 体 障 害 者 手 帳 番 号	療 育 手 帳 番 号	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 番 号	疾 病 名
被保険者証の記号及び番号（※）		保険者名及び番号（※）		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障がい福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等		
申請する支援	支援の種類		申請に係る具体的内容	
	☐ 児童発達支援			
	☐ 医療型児童発達支援			
	☐ 放課後等デイサービス			
	☐ 保育所等訪問支援			
障がい児支援利用計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、海士町から指定障がい児相談支援事業者、通所支援事業者若しくは障がい児入所施設の関係人に提示することに同意します。				
申請者氏名				

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者 3. 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	☐ II 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

様式第2号（第3条関係）

障がい児通所給付費支給決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

〒	一
様	

文書番号
年 月 日
印

海士町長

年 月 日に申請のありました障がい児通所給付費の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定 保護者氏名	
給付決定年月日		給付決定に係る 障害児氏名	
負担上限月額	円	左の上限月額の 適用期間	
給付決定内容	通所支援の種類	支給量	有効期間

肢体不自由児通所医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	肢体不自由児通所医療（食事療養を除く）の負担上限月額	月額 円		
	上限額の適用期間			

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（問い合わせ先）	（所在地）	（電話番号）
海士町健康福祉課	島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-1823

様式第3号（第3条関係）

不支給決定通知書

〒	—
様	

文 書 番 号
年 月 日

海士町長

印

年 月 日に申請のありました障がい児通所給付費の支給及び（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により不支給とすることに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 不支給の理由

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（問い合わせ先）
海士町健康福祉課

（所在地）
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

（電話番号）
08514-2-1823

様式第4号（第9条関係）

特例障がい児通所給付費支給申請書
【令和 年 月分】

海士町長 様

令和 年 月 日

下記のとおり、関係書類を添えて特例障がい児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ			受給者証番号			
申請者氏名	個人番号					
申請者生年月日	明・大・昭・平 年 月 日					
居住地						
フリガナ			生年月日	平成 年 月 日	続柄	
給付決定に係る児童氏名	個人番号					
特例障がい児通所給付費 請求額			円			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒 電話番号		

上記に関する特例障がい児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他
			口座番号	
	金融機関コード	店舗コード		
	フリガナ			
	口座名義人			

（注意）この申請書に該当月分の領収証及び通所サービス提供証明書を添付してください。

市町村記入欄

領収書確認欄	サービス提供証明書確認欄	備考

様式第5号（第9条関係）

特例障がい児通所給付費支給（不支給）決定通知書

〒	一
様	

文 書 番 号
年 月 日
印

海士町長

年 月 日に申請のありました特例障がい児通所給付費の支給について児童福祉法第21条の5の4の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		申請者氏名	
受 付 年 月 日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
特例障がい児通所給付費申請額			円
支給決定の内容			
支 給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給・減額の理由			

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（問い合わせ先）	（所在地）	（電話番号）
海士町健康福祉課	島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-1823

様式第6号（第4条関係）

障がい児通所給付費支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

海士町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正	年 月 日		
	氏 名	個人番号		昭和 平成			
	居 住 地	〒					
				電話番号			
支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	平成	年 月 日		
		個人番号	続 柄	令和			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾 病 名	
被保険者証の記号及び番号（※）				保険者名及び番号（※）			

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障がい福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等				
変更の理由						
申請する支援	支援の種類			申請に係る具体的内容		
	☐ 児童発達支援					
	☐ 医療型児童発達支援					
	☐ 放課後等デイサービス					
	☐ 保育所等訪問支援					

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者 3. 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	☐ II 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

様式第7号（第5条関係）

障がい児通所給付費支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

二 一 様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長

年 月 日に申請のありました（障がい児通所給付費の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の8の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受 給 者 証 番 号		支 給 決 定 障 害 者 (保 護 者) 氏 名	
変 更 年 月 日		支 給 決 定 に 係 る 障 害 児 氏 名	
変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		

受給者を海士町 健康福祉課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先

海士町 健康福祉課 住所 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地 電話番号08514-2-1823

提出期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(問い合わせ先)
海士町健康福祉課

(所在地)
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

(電話番号)
08514-2-1823

様式第8号（第6条関係）

通所給付決定取消通知書

二 一 様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長

印

児童福祉法第21条の5の9第1項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。

記

受給者証 番号		給付決定 保護者氏名	
支給決定年月日		給付決定に係る 障害児氏名	
取消理由			

受給者証を海士町 健康福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

海士町 健康福祉課 住所 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地 電話番号08514-2-1823

返還期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(問い合わせ先)
海士町健康福祉課

(所在地)
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

(電話番号)
08514-2-1823

様式第 9 号（第 3 条関係）

(一)

通所受給者証		
受給者証番号		
通所給付決定保護者	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	平成令和 年 月 日
交付年月日		令和 年 月 日
支給市町村名及び印		

(二)

障がい児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
予備欄	

(三)

障がい児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
予備欄	

(四)

障がい児相談支援給付費の支給内容			
支給期間	令和	年	月から
	令和	年	月まで
指定相談支援事業所名			
モニタリング期間			
予備欄			

(五)

利用者負担に関する事項			
負担上限月額	円		
適用期間	令和	年	月 日から
	令和	年	月 日まで
食事提供体制加算対象者			
適用期間	令和	年	月 日から
	令和	年	月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無			
利用者負担上限額管理事業所名			
特記事項欄			
予備欄			

(六)

番号	障がい児通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日	事業者確認印
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日	事業者確認印
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日	事業者確認印
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		

(七)

番号	障がい児通所支援事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		事業者確認印
5	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		事業者確認印
6	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		事業者確認印

(八)

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってください。
2 指定通所支援又は基準該当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障がい児通所支援事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
3 医療型児童発達支援を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。
4 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定通所支援等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、5面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています）。なお、基準該当通所支援を受ける場合等は海士町の窓口にお問い合わせください。
5 負担上限月額については、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を海士町に提出してください。
6 給付決定期間を経過したときは障がい児通所給付費等の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、海士町にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(九)

注意事項欄
7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障がい児通所支援を受ける必要がある場合は、海士町に支給申請をしてください。
8 この証の1、5面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて海士町にその旨を届け出てください。
9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した海士町に届け出てください。
10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに海士町に返してください。
11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を海士町に返してください。
12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
13 給付決定の内容欄に記載されていない障がい児通所支援については、障がい児通所給付費等の支給は受けられません。

様式第 10 号（第 3 条関係）

肢体不自由児通所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
通所給付決定保護者	フリガナ								
	居住地								
	フリガナ					生年月日			
	氏名					年 月 日			
	被保険者証の記号及び番号					保険者名及び番号			
負担上限月額		肢体不自由児通所医療（食事療養を除く）				月額		円	
適用期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで							
交付年月日		年 月 日							
支給市町村名及び印									

注意事項欄	
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 医療型児童発達支援を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を海士町に提出してください。 5 医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に海士町にこの証を添えて、医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、海士町にその旨を届け出てください。 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した海士町にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した海士町に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、海士町に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を海士町に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。	

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

申請内容変更届出書

海士町長 様

令和 年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ 給付決定保護者 氏 名		生年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
居 住 地	〒			
	電話番号			
フリガナ 給付決定に係る 児 童 氏 名		続柄		
		生年 月 日	平成 令和	年 月 日

届 出 書 提 出 者	☐ 給付決定保護者 ☐ 給付決定保護者以外（下の欄に記入）		
フリガナ 氏 名		本人と の関係	
住 所	〒		
	電話番号		

変更事項 （該当に○を して下さい。）	給付決定保護者に 関 する こと	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童 に 関 する こと	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

受給者証再交付申請書

海士町長 様

令和 年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の種 類	1 通所受給者証	受給者 証番号	
	2 肢体不自由児通所医療受給者証		

フリガナ 給付決定保護者 氏 名		生年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
居 住 地	〒					
	電話番号					
フリガナ 給付決定に係る 児 童 氏 名		続柄				
		生年 月 日	平成 令和	年	月	日

申請書提出者	☐ 給付決定保護者（本人）		☐ 給付決定保護者以外（下の欄に記入）	
フリガナ 氏 名		本人と の関係		
住 所	〒			
	電話番号			

申請の理由	1 汚損	2 紛失	3 その他
	（具体的な状況）		

※従前使用していた受給者証を添付すること。（紛失を除く）

様式第 1 3 号（第13条関係）

高額障がい児通所給付費支給申請書

海士町長 様

次のとおり関係書類を添えて高額障がい児通所給付費の支給を申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

フリガナ			①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法										
申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)	個人番号		制度	受給者証番号・被保険者証番号									
生 年 月 日	明治 昭和	大正 平成	年 月 日										
居 住 地	〒												
	電話番号												
フリガナ			続柄										
給付決定に係る児童氏名	個人番号		生年月日	平成 令和	年 月 日								
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額					申請に係るサービス利用月		年 月分						
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額													
同一世帯に属する他の障害者	氏名	生年月日		①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法									
				制度	受給者証番号・被保険者証番号								

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
(注2) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障がい児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替書 依頼	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号					
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金						
					2 当座預金						
					3 その他						
	フリガナ										
	口座名義人										

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）			
フリガナ			申請者との関係	
氏 名				
住 所	〒			
	電話番号			

様式第 1 4 号（第13条関係）

高額障がい児通所給付費支給（不支給）決定通知書

〒	—
様	

文 書 番 号
年 月 日

海士町長 印

年 月 日に申請のありました高額障がい児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名		受給者証番号											
給付決定に係る児童氏名													

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関						
	口座種目						
	口座番号						
	口座名義人						

- 不服申立て及び取消訴訟
- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(問い合わせ先)	(所在地)	(電話番号)
海士町健康福祉課	島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-1823

障がい児支援利用計画案提出依頼書

〒

様

海士町長

児童福祉法 第21条の5の7第4項、第21条の5の8第3項の規定に基づき、支給要否決定を行うに当たって、障がい児支援利用計画案の提出を求めます。

障がい児支援利用計画案を作成し、必要書類を添付の上、海士町役場 健康福祉課 福祉係まで提出願います。

記

1 提出書類

①障がい児支援利用計画書（案）

②障がい児相談支援給付費支給申請書（様式第17号）

※既に障がい児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、障がい児相談支援給付費の支給の期間内であるときは提出不要です。

※障がい児相談支援事業所を利用せず、セルフプランを作成した場合は提出不要です。

③障がい児相談支援依頼届出書（様式第18号）

※既に障がい児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、障がい児相談支援を担当する事業者変更がない場合は提出不要です。

※計画案作成を依頼した障害児相談支援事業所の記入・押印をもらってください。

※障がい児相談支援事業所を利用せず、セルフプランを作成した場合は提出不要です。

2 提出先

海士町役場 健康福祉課 福祉係

住所 〒684-0403 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

3 提出期限

令和 年 月 日

様式第 1 6 号（第11条関係）

計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書

海士町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	氏 名	個人番号：		
	居 住 地	〒		
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日
		個人番号：	続 柄	

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

様式第 1 7 号（第11条関係）

計画相談支援・障がい児相談支援依頼（変更）届出書

海士町長 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 令和 年 月 日

区分	新規・変更

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正	年 月 日
	氏 名			昭和 平成	
	居 住 地	〒			
		電話番号			
フリガナ		生年月日	平成・令和	年 月 日	
申請に係る 児 童 氏 名		続 柄			

計画相談支援・障がい児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ	
事 業 所 名	
住 所	〒
電話番号	

指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

変更年月日 令和 年 月 日

様式第 18 号（第11条関係）

計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給（却下）通知書

〒 ー
様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名	申請に係る 児童氏名		
支給の可否	可 ・ 否		
支給する	支給期間	年 月 ～ 年 月	
	モニタリング 期間		
支給しない	支給しない 理由		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に海士町に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（問い合わせ先）
海士町健康福祉課

（所在地）
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

（電話番号）
08514-2-1823

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長
印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 (保護者)	変更に係る 児童氏名
変更後の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及び提出先	提出先： 提出期限：令和 年 月

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文書番号

年 月 日

海士町長 印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 (保護者)	変更に係る 児童氏名
変更後の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及び提出先	提出先： 提出期限：令和 年 月

モニタリング期間変更通知書											
〒 ー 様	文 書 番 号 年 月 日 海士町長 印										
継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">障害福祉サービス受給者証番号</td> <td style="width: 50%;">地域相談支援受給者証番号</td> </tr> <tr> <td>通所受給者証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更に係る障害者（保護者）</td> <td>変更に係る児童氏名</td> </tr> <tr> <td>変更後のモニタリング期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 10px;"> 提出先： 提出期限：令和 年 月 </td> </tr> </table>		障害福祉サービス受給者証番号	地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号		変更に係る障害者（保護者）	変更に係る児童氏名	変更後のモニタリング期間		提出先： 提出期限：令和 年 月	
障害福祉サービス受給者証番号	地域相談支援受給者証番号										
通所受給者証番号											
変更に係る障害者（保護者）	変更に係る児童氏名										
変更後のモニタリング期間											
提出先： 提出期限：令和 年 月											

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文 書 番 号

年 月 日

海士町長
印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 （保護者）	変更に係る 児童氏名
変更後の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及び提出先 提出先： 提出期限：令和 年 月	

モニタリング期間変更通知書									
〒 ー					文書番号 年 月 日				
様					海士町長 印				
継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。									
記									
障害福祉サービス受給者証番号					地域相談支援受給者証番号				
通所受給者証番号									
変更に係る障害者（保護者）					変更に係る児童氏名				
変更後のモニタリング期間									
障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は通所受給者証の提出期限及び提出先					提出先： 提出期限：令和 年 月				

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文書番号

年 月 日

海士町長

印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 （保護者）	変更に係る 児童氏名
変更後の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及び提出先	提出先： 提出期限：令和 年 月

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長
印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 (保護者)	変更に係る 児童氏名
変更後の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及び提出先	提出先： 提出期限：令和 年 月

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文書番号

年 月 日

海士町長 印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 (保護者)	変更に係る 児童氏名
変更後の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及び提出先	提出先： 提出期限：令和 年 月

モニタリング期間変更通知書

〒 ー

様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長
印

継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地域相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
変更に係る障害者 (保 護 者)	変 更 に 係 る 児 童 氏 名
変 更 後 の モニタリング期間	
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証又は通所 受給者証の提出期限 及 び 提 出 先 提出先： 提出期限：令和 年 月	

様式第20号（第11条関係）

計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給取消通知書

〒 ー
様

文 書 番 号
年 月 日

海士町長

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者（保護者）		支給取消に 係る児童氏名	
支給取消日	年 月 日		
取消理由			
障害福祉サービス 受給者証、地域相 談支援受給者証又 は通所受給者証提 出先及び提出期限	提出先： 提出期限： 年 月		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に海士町に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（問い合わせ先）
海士町健康福祉課

（所在地）
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

（電話番号）
08514-2-1823

○海士町介護用ベッド等貸出事業実施要綱

(平成30年2月23日海士町告示第4号)

(目的)

第1条 この告示は、身体障害児・者や高齢者等に介護用ベッド、サイドテーブル、ベッド用手すり（以下「介護用ベッド等」という。）の貸出しを行うことにより、日常生活の充実及び社会参加の促進と家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、海士町とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められるときは、町長が適当と認める法人その他の団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(利用者)

第3条 介護用ベッドの利用ができる者は、海士町に在住し次の各号のいずれかに該当する者のうち、一時的に介護用ベッド等を必要とする者とする。

- (1) 要介護認定を受けた者で、事業対象者、要支援及び要介護と認定された者
- (2) 身体障害者手帳を所持している者
- (3) その他やむを得ない理由（ケガ、疾病等）により、介護用ベッド等を必要とする者

(利用の申請及び決定)

第4条 利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、海士町介護用ベッド等借用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項により提出された申請書の審査を行い、その可否を海士町介護用ベッド等貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に速やかに通知するものとする。

(介護用ベッド等の故障及び故障に伴う賠償)

第5条 消耗的な故障による修理費は、利用者または申請者（以下「利用責任者」という。）の申し出により海士町が負担する。その他の故障は、利用責任者が実費を弁償しなければならない。

- 2 利用責任者は、介護用ベッド等の利用に際して極力貸出時の状態を保つよう心がけなければならない。
- 3 利用責任者は、介護用ベッド等の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を海士町に対して行使しないものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、おおむね3ヶ月以内とする。

(貸出料金)

第7条 貸出料金は月額1,000円とする。ただし、生活保護世帯については無料とする。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に基づく障害福祉サービス等に対する負担上限月額設定を準用し、利用料の負担軽減を行うものとする。

- 2 前項に規定する貸出料は、月途中からの貸与、月途中での返却の場合であっても日割り計算を行わないものとする。
- 3 介護用ベッド等の貸出を希望する利用責任者は、各自でマットレスを用意するものとする。

(転貸の禁止)

第8条 利用責任者は、借用を受けた介護用ベッド等を、第三者に譲渡、貸与、交換または担保に供してはならない。

(介護用ベッド等の返還)

第9条 利用責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、介護用ベッド等を返還しなければならない。

- (1) 貸出期間がおおむね3ヶ月を超えたとき。
- (2) 海士町外へ転出するとき。
- (3) 老人福祉施設等へ入所したとき。
- (4) 医療機関へ入院したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 介護用ベッド等の利用を中止するとき。
- (7) 介護用ベッド等を損傷したとき。

(疑義等の決定)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

海士町介護用ベッド等借用申請書

海士町長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

介護用ベッド等を借用したいため、下記のとおり申請します。

利 用 者 氏 名		利 用 者 生 年 月 日	M・T・S・H 年 月 日生
利 用 者 住 所	海士町大字		
利 用 開 始 日	年 月 日		
借 用 品	介護用ベッド等		

海士町介護用ベッド等貸与決定（却下）通知書

申請者 様

海士町長

年 月 日付けで申請のあった海士町介護用ベッド等の貸与については、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

(1) 貸与品目

介護用ベッド等（介護用ベッド、サイドテーブル、ベッド用手すり）

(2) 貸与開始年月

年 月 日から

2 利用料金

月額 1,000円

3 却下

（理由）

<返還条件>

次の条件に当てはまるときは、介護用ベッド等を返還していただきます。

- (1) 貸出期間がおおむね3ヶ月を超えたとき。
- (2) 海士町外へ転出するとき。
- (3) 老人福祉施設等へ入所したとき。
- (4) 医療機関へ入院したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 介護用ベッド等の利用を中止するとき。
- (7) 介護用ベッド等を損傷したとき。

○海士町地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

(平成31年 3 月31日海士町告示第12号)

(趣旨)

第1条 この告示は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号に基づき、海士町地域リハビリテーション活動支援事業を実施することにより、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取り組みを総合的に支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海士町とする。ただし、町長は適切な事業運営が確保できると認められる者に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、法第9条第1号に規定する被保険者であって、町内に住所を有する者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民への介護予防に関する技術的助言
- (2) 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言
- (3) 各種連絡会議及び事例検討会における助言等

(事業実施者)

第5条 事業の実施にあたっては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が、リハビリテーションの理念を踏まえ、心身機能、活動及び参加のそれぞれの要素に均衡的に対応することを常として担当するものとする。

(利用者負担)

第6条 事業の実施にあたり費用が生じるときは、利用者がその実費を負担するものとする。

(秘密の保持)

第7条 事業に従事する者は、業務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

第5章 国民健康保険

○海士町国民健康保険条例

(昭和41年9月24日海士町条例第26号)

改正	昭和42年8月2日条例第16号	昭和43年3月30日条例第4号	昭和43年9月30日条例第15号	昭和44年6月30日条例第26号
	昭和45年3月23日条例第11号	昭和46年9月7日条例第21号	昭和47年6月21日条例第14号	昭和47年12月23日条例第23号
	昭和48年7月2日条例第21号	昭和49年3月25日条例第6号	昭和49年6月20日条例第17号	昭和50年7月1日条例第12号
	昭和50年12月22日条例第20号	昭和51年3月22日条例第3号	昭和51年6月29日条例第13号	昭和52年7月1日条例第6号
	昭和52年9月22日条例第16号	昭和53年6月16日条例第9号	昭和54年7月1日条例第2号	昭和54年12月22日条例第14号
	昭和55年7月4日条例第11号	昭和56年6月30日条例第18号	昭和57年3月18日条例第5号	昭和57年6月29日条例第13号
	昭和57年12月24日条例第21号	昭和58年6月19日条例第14号	昭和59年3月31日条例第9号	昭和59年9月20日条例第14号
	昭和60年7月1日条例第21号	昭和61年6月26日条例第16号	昭和62年3月20日条例第5号	昭和62年10月1日条例第13号
	昭和63年6月24日条例第8号	平成元年7月1日条例第25号	平成2年12月26日条例第16号	平成3年6月27日条例第13号
	平成4年3月23日条例第5号	平成4年6月30日条例第10号	平成5年6月28日条例第10号	平成6年6月30日条例第20号
	平成6年9月30日条例第32号	平成7年6月26日条例第36号	平成8年3月8日条例第2号	平成8年6月24日条例第7号
	平成8年6月24日条例第15号	平成9年3月6日条例第6号	平成10年3月18日条例第7号	平成10年10月5日条例第19号
	平成12年3月24日条例第17号	平成14年9月25日条例第27号	平成14年12月27日条例第34号	平成15年3月18日条例第2号
	平成16年3月24日条例第14号	平成16年12月22日条例第35号	平成17年3月31日条例第12号の12	平成17年12月28日条例第2号
	平成18年3月31日条例第33号	平成18年9月29日条例第43号	平成19年3月30日条例第13号	平成20年3月25日条例第11号
	平成21年1月1日条例第1号	平成21年3月26日条例第12号	平成21年6月26日条例第24号	平成21年12月28日条例第30号
	平成22年3月31日条例第16号	平成22年5月31日条例第18号	平成23年6月8日条例第13号	平成25年3月21日条例第14号
	平成26年12月19日条例第27号	平成28年7月6日条例第14号	平成29年6月23日条例第10号	平成30年3月22日条例第3号
	平成31年3月20日条例第3号	令和2年3月17日条例第7号	令和2年6月22日条例第14号	令和3年3月16日条例第1号
	令和3年12月17日条例第15号	令和4年3月14日条例第3号	令和5年3月14日条例第6号	令和5年12月15日条例第18号

目次

- 第1章 この町が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条）
- 第4章 保険給付（第5条―第9条）
- 第5章 保健事業（第10条―第12条）
- 第6章 保険料（第13条―第27条）
- 第7章 罰則（第28条―第31条）

附則

- 第1章 この町が行う国民健康保険の事務

改正（平30条例第3号）

（この町が行う国民健康保険の事務）

全改（平30条例第3号）

- 第1条 この町が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

改正（平30条例第3号）

- 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

全改（平30条例第3号）

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

- 第2条 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

改正（平30条例第3号）

（委任）

- 第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

第4条 削除（昭61条例第16号）

第4章 保険給付

（一部負担金）

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付を要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3 改正（平20条例第11号）

第6条 削除

（出産育児一時金）

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。 改正（令5条例第6号）

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。 改正（平21条例第1号）

（葬祭費）

第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として30,000円を支給する。 改正（平20条例第11号）

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

追加（平20条例第11号）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第8条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く、以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 改正（令3条例第1号）

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

追加（令2条例第14号）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第8条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

追加（令2条例第14号）

第8条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

追加（令2条例第14号）

第9条 削除（平6条例第32号）

第5章 保健事業

（保健事業）

第10条 この町は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

改正（平22条例第18号）

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

2 この町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 療養のために必要な用具の貸付け
- (2) 診療所（病院）の設置
- (3) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

改正（平6条例第32号）

第11条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

改正（平6条例第32号）

第12条 被保険者でない者に第10条第1項及び第2項の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

改正（平6条例第32号）

第6章 保険料

（保険料の賦課）

第13条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。
追加（平12条例第17号）

（保険料の賦課額）

第13条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
改正（令5条例第18号）

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第13条の3 保険料のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに関し、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療

養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養に給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

改正（令5条例第18号）

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

改正（平30条例第3号）

（保険料の申告）

第14条の2 前条に定められた世帯主及びその世帯に属する被保険者は、海士町国民健康保険条例施行規則（昭和38年海士町規則第5号）第12条の1による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、海士町税条例（昭和40年海士町条例第11号）第26条の2の規定による申告書を提出する者については、この限りでない。

追加（昭51条例第3号）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 第14条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

改正（令5条例第18号）

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

改正（平21条例第30号）

第16条 削除（平30条例第3号）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第17条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

改正（平30条例第3号）

- (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日

以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

改正(平14条例第27号)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第17条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合計額の総額)とする。

改正(平30条例第3号)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

改正(平12条例第17号)

第17条の4 削除(平30条例第3号)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第17条の5 第17条の2の被保険者均等割額は、第17条の規程により算定した額と同額とする。

改正(平20条例第11号)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第17条の5の2 第17条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第17条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第17条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

改正(平30条例第3号)

(基礎賦課限度額)

第17条の6 第14条又は第17条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の賦課額と第17条の2の賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。)は、650,000円を超えることができない。

改正(令4条例第3号)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第17条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

(第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

改正(令5条例第18号)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第17条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

改正(平30条例第3号)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

追加(平20条例第11号)

第17条の6の5 削除(平30条例第3号)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第17条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

改正(平30条例第3号)

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して

算定した数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第17条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。 改正（平30条例第3号）

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条の6の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。 追加（平20条例第11号）

第17条の6の9 削除（平30条例第3号）

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第17条の6の10 第17条の6の7の被保険者均等割額は、第17条の6の6の規定により算定した額と同額とする。 追加（平20条例第11号）

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第17条の6の11 第17条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

- (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条の6の6第1項3号アに定めるところにより算定した額

- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条の6の6第1項第3号ウに定めるところにより算定した額 改正（平30条例第3号）

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第17条の6の12 第17条の6の3又は第17条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。）は、220,000円を超えることができない。

改正（令5条例第6号）

(介護納付金賦課総額)

第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第21条及び第21条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) 当該年度における第24条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額
改正(令5条例第18号)

(介護納付金賦課額)

第17条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。
改正(平30条例第3号)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第17条の9 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の11の所得割の保険料率を乗じて算定する。
追加(平12条例第17号)

第17条の10 削除(平30条例第3号)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第17条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額
改正(平30条例第3号)

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
改正（平14条例第27号）

（介護納付金賦課限度額）

第17条の12 第17条の8の賦課額は、170,000円を超えることができない。

改正（令2条例第7号）

（賦課期日）

第18条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第19条 普通徴収に係る保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。

改正（平20条例第11号）

2 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。
追加（平20条例第11号）

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の7の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第17条の8の額又は第21条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第21条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第21条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。
改正（令5条例第18号）

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の7の額又は第17条の8の額、又は次条第1項各号に定める額、第21条の3第1項に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって行う。
改正（平20条例第11号）

（低所得者の保険料の減額）

第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に290,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

改正（令5条例第18号）

- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。 全改（平20条例第11号）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。 改正（令5条例第6号）

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。

改正（令4条例第3号）

（特例対象被保険者等の特例）

- 第21条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対

象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

追加（平22条例第16号）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割減額は、第17条又は第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。 改正（令5条例第18号）

2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第17条の5」とあるのは「第17条の6の6又は第17条の6の10」と、「第17条第2項」とあるのは「第17条の6の6第2項」と、第2項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条又は第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。） 改正（令5条例第18号）

5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第17条の5」とあるのは「第17条の6の6又は第17条の6の10」と、「第17条第2項」とあるのは「第17条の6の6第2項」と、第5項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の6の6第3項」と読み替えるものとする。 追加（令4条例第3号）

（出産被保険者の保険料の減額）

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が

650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に掲げる場合を除く。))。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。

追加（令5条例第18号）

（保険料の額の通知）

第22条 保険料の額が決まったときは、町長は速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

（保険料の督促手数料）

第23条 保険料の督促手数料は、督促状1通について20円とする。

（延滞金）

第24条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは2,000円（2,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合には、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

改正（昭56条例第18号）

（徴収猶予）

第25条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合には、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期限を限って徴収猶予をすることができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者
- (2) 世帯主又はこれに準ずる者の死亡により生活が著しく困難となった者
- (3) その他前各号に準ずると認められる者
- (4) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

改正（平20条例第11号）

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

改正（平8条例第7号）

（保険料に関する申告）

第26条の2 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

追加（平16条例第14号）

（特例対象被保険者等に係る届出）

第26条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(3) 離職年月日

(4) 離職理由

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

改正（令5条例第6号）

（出産被保険者に関する届出）

第26条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を

町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

追加（令5条例第18号）

第27条 削除

第7章 罰則

第28条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

改正（平12条例第17号）

第29条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

改正（平12条例第17号）

第30条 この町は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第31条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

改正（平20条例第11号）

（平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

第2条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

改正（平25条例第14号）

第3条 昭和40年度以前の国民健康保険料は、なお従前の例による。

改正（平20条例第11号）

第4条 第5条の改正規定は、昭和42年1月1日から適用する。

改正（平20条例第11号）

第5条 海士町国民健康保険条例（昭和34年海士町条例第7号）は、廃止する。

改正（平20条例第11号）

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第6条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

改正（令3条例第1号）

（平成22年度以降の保険料の減額の特例）

第7条 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第4号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

繰上げ（平23条例第13号）

附 則（昭和42年8月2日条例第16号）から

附 則（平成16年3月24日条例第14号）まで 略

附 則（平成16年12月22日条例第35号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第12号の12）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の国民健康保険条例第13条の3、第17条の7及び附則第2項の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例第17条の12及び附則第6項から第10項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第43号）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成19年4月1日から施行する。

2 第3条の規定による、施行日前に出産した被保険者に係る海士町国民健康保険条例第

7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日条例第13号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日条例第11号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の第13条の2から第17条の12まで、第20条及び第21条の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月1日条例第1号）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る海士町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月26日条例第12号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第17条の12及び第21条第4項の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月26日条例第24号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第30号）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日条例第16号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月31日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定及び第21条第1項第1号の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月8日条例第13号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例第17条の6、第17条の6の12、第17条の12及び第21条の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月21日条例第14号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項第4号、第17条の5

の2、第17条の6の6第1項第4号及び第17条の6の11の改定規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の国民健康保険条例第17条第1項第4号、第17条の5の2、第17条の6の6第1項第4号及び第17条の6の11の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日条例第27号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前に出産した被保険者に係る海士町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月6日条例第14号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月23日条例第10号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月20日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月17日条例第7号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年

度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和２年６月22日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第８条の２から第８条の４までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令和３年３月16日条例第１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第１項、第21条第１項並びに附則第６条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和３年12月17日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る海士町国民健康保険条例第７条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月14日条例第３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海士町国民健康保険条例の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月14日条例第６号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る海士町国民健康保険条例第７条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第17条の６の12及び第21条の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年12月15日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第21条の４の規定は、令和５年度分の国民健康保険の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和５年度分の当該保険料のうち令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

○海士町国民健康保険条例施行規則

(昭和38年4月1日海士町規則第5号)

改正 昭和51年3月22日規則第1号 昭和53年6月16日規則第3号
平成8年6月24日規則第3号 平成22年7月1日規則第5号
平成30年3月16日規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条―第8条）

第3章 被保険者（第9条―第12条の2）

第4章 保険給付及び保健事業（第13条―第20条）

第5章 雑則（第21条―第23条）

附則

改正（平30規則第2号）

第1章 総則

（目的）

第1条 海士町が行う国民健康保険については、法令及び海士町国民健康保険条例（昭和41年海士町条例第26号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

改正（平30規則第2号）

（会長の任務）

第2条 会長は、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）を代表し、会務を総理する。

改正（平30規則第2号）

（招集）

第3条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 町長から諮問があったとき。

(2) 委員定数の2分の1以上（3分の1以上）の委員から招集の請求があったとき。

(3) その他会議を開く必要があると認められるとき。

2 協議会を招集しようとするときは、町長にその旨を通知しなければならない。

3 初めて協議会の会長の互選を行う場合においては、第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

第4条 協議会に付議すべき案件は、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（議事）

第5条 協議会は、委員定数の半数以上（被保険者を代表する委員、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各1名以上）が出席しなければ、開会することができない。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議録）

第6条 会長は、会議録を作成しなければならない。

2 会議録には議事のほか、開会及び閉会の年月日、出席、欠席委員の氏名並びに選挙その他会長において必要と認めた事項を記載し、会長及び協議会において定めた1人の委

員が署名しなければならない。

（答申）

第7条 会長は、町長からの諮問事項について審議議決を終わったときは、5日以内に文書をもって町長に答申しなければならない。

（協議会の庶務）

第8条 協議会の庶務は、住民生活課においてこれを処理する。

改正（平22規則第5号）

第3章 被保険者

（被保険者台帳等）

第9条 被保険者に異動があったときは、被保険者異動整理簿（様式第1号）及び被保険者台帳（様式第2号）にその状況を記載し、整理するものとする。

（被保険者証の紛失等）

第10条 被保険者は、被保険者でなくなったときにおいて、被保険者証を紛失したため返還することができないときは、その事実を証明する届書（様式第3号）を町に提出しなければならない。

（被保険者証の検認及び更新）

第11条 町は、毎年10月被保険者証の検認又は更新を行うものとする。

2 前項による検認又は更新をしようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を、その実施日前20日までに告示しなければならない。

3 被保険者証の検認又は更新が完了するまでの間において、特に必要があると認められるときは、被保険者証にかえて、被保険者資格証明書（様式第4号）を交付することができる。

（無効の通報等）

第12条 第10条の規定により、被保険者証を返還することができない旨の届出を受理したとき、又は紛失により被保険者証を再交付したときは、速やかにその旨を告示するとともに、関係機関に通報しなければならない。

（保険料の申告）

第12条の2 保険料の申告を行うものは、申告書（様式第14号）を4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は当該納付義務が発生した日から15日以内）に提出しなければならない。

全改（昭53規則第3号）

第4章 保険給付及び保健事業

（給与事由が第三者の行為により生じた場合における届出）

第13条 療養の給付を受ける疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、世帯主（世帯主本人の場合はその世帯に属する被保険者）は、その事実、当該第三者の住所及び氏名（住所及び氏名が不明である場合には、その旨）及び疾病又は負傷の状況を記載した届書（様式第5号）を、その疾病又は負傷の生じた日後10日以内に町に提出しなければならない。

（一部負担金の処分請求）

第14条 療養取扱機関が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第2項の規定により、一部負担金の処分を請求するときの請求様式は、第6号によるものとする。（請求するときは、請求書（様式第9号）を町に提出しなければならない。）

（一部負担金の減免等）

第15条 一部負担金の全部又は一部について免除又は減額若しくは支払の猶予を受けようとする世帯主は、その事実の生じた日後速やかに申請書（様式第7号）を町に提出し、証明書（様式第8号）の交付を受けるものとする。

(出産育児一時金の支給)

第16条 出産育児一時金の支給を受けようとする被保険者(世帯主)は、申請書(請求書)(様式第9号)を町に提出しなければならない。 改正(平8規則第3号)

(葬祭費の支給)

第17条 葬祭費の支給を受けようとする者は、申請書(請求書)(様式第10号)を町に提出しなければならない。

(育児手当金の支給)

第18条 育児手当金の支給を受けようとする被保険者(世帯主)は、申請書(請求書)(様式第11号)を町に提出しなければならない。

(保険台帳等)

第19条 被保険者の保険及び給付については、保険台帳(様式第12号)及び療養給付明細簿(様式第13号)にその状況を記載し、整理するものとする。

(保健事業計画)

第20条 条例第10条に規定する保健事業計画は、毎年3月翌年度の計画を樹立するものとする。 改正(平8規則第3号)

第5章 雑則

(過料)

第21条 条例第28条から第30条までの過料を科するときは、過料決定通知書を交付するものとする。

2 前項による過料決定通知書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 処分を受ける者の氏名、住所、生年月日
- (2) 決定の主文
- (3) 決定の理由
- (4) 決定の年月日

(公表)

第22条 この町は、毎年7月、国民健康保険事業の実施状況を公表するものとする。

2 前項の公表は、町広報によりこれを行う。(全世帯に配布してこれを行う。)

(準用)

第23条 国民健康保険特別会計の事務については、この規則又は別に定めるもののほか、海士町財務規則(昭和41年海士町規則第5号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 海士町国民健康保険運営協議会規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行日時(適用日前に又は昭和38年4月1日以前に)に旧規則の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この規則の施行日後(適用日後又は同日後)も、なお効力を有する。

附 則(昭和51年3月22日規則第1号)から

附 則(平成8年6月24日規則第3号)まで 略

附 則(平成22年7月1日規則第5号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

様式第1号から第13号まで 省略
様式第14号（第12条の2関係）

海士町国民健康保険
年分所得額申告書

海士町長 殿		※住所	町内 町 区 方
年 月 日			
住所氏名	町内 _____ (印)	※氏名	殿

1 所得申告の状況

2 所得金額（ 年1月1日から 年12月31日まで）			
所得の種別	収入金額	必要金額	所得金額
営 業	円	円	円
農 業			
その他事業			
譲 渡	長期		
	短期		
配 当			
不 動 産			
雑			
給 与		※	※
恩 給 ・ 年 金		※	※
遺 族 年 金		※	※
扶 助 料		※	※
老 齢 福 祉 年 金		※	※
収入がなかった人（あてはまる事項の番号を○でかこんでください。）			
収入がなかった理由	1 失業・廃業していた 2 病気で働けなかった 2 兄弟から 4 売りぐい 3 前年中は扶養義務者であった→扶養者の氏名 _____		
仕送りを受けていた	1 子供から 2 親戚 2 兄弟から 4 その他 3 年間の仕送り額 _____ 円→仕送人の氏名 _____		

- この調査票は、海士町国民健康保険料賦課の資料となりますから必ず提出してください。
- 調査票の提出がない場合は、保険料の計算ができないため、推定賦課をすることになり、かつ、保険税軽減の適用をしないことになります。
- ※印は記入しないで下さい。

○海士町国民健康保険診療施設条例

(平成6年3月22日海士町条例第10号)

改正 平成7年9月29日条例第40号 平成8年6月24日条例第7号
平成13年6月26日条例第12号 平成14年6月28日条例第15号
平成16年3月24日条例第15号 平成17年3月31日条例第12号の13
平成19年3月19日条例第2号 平成23年6月8日条例第16号
平成27年3月13日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、海士町国民健康保険診療施設の設置及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により、国民保険診療施設（以下「診療所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
海士町国民健康保険海士診療所	隠岐郡海士町大字海士1466番地
海士町国民健康保険歯科診療所	隠岐郡海士町大字海士1466番地

(任務)

第4条 診療所は、次の事項を達成することを任務とする。

- (1) 国民健康保険その他社会保険の主旨に基づき、これが模範的な診療及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること。
- (2) 本町における保健事業の中核として公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
- (3) 国民健康保険診療及び保健事業に関する調査研究を行い国民健康保険の健全な運営に貢献すること。

改正（平8条例第7号）

(診療)

第5条 診療所は、海士町国民健康保険被保険者に対して、次の診療を行うものとする。

ただし、健康保険等他の社会保険の被保険者及び被扶養者、他市町村国民健康保険の被保険者及びその他の者に対しても行うことができる。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談
- (3) 診察
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術及びその他の治療
- (6) 病院又は診療所への収容

(使用料及び手数料)

第6条 前条の規定による診療を受けた者に対しては、別に定める法令及び条例などの規定による診療費を徴するほか、次の各号に定める使用料及び手数料を徴するものとする。

- (1) 施設使用料

ア 1日につき 500円

イ その他雑費 1日につき 500円（電気器具等を使用した場合）

(2) 手数料

- ア 健康診断書 1件につき 3,000円
- イ 特殊診断書 1件につき 5,000円
- ウ 出生(死産)証明書 1件につき 3,000円
- エ 死亡診断書 1件につき 3,000円
- オ 死体検案診断書 1件につき 3,000円
- カ 治癒証明書 1件につき 1,500円
- キ その他諸証明 1件につき 500円

(3) 死体検案料 1体につき 6,000円

(4) 死体処置料 1体につき 10,000円

改正(平27条例第12号)

(診療日及び診察時間)

第7条 診療日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日、12月29日から同月31日までを除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(職員)

第8条 診療所に所長、医師、事務長、看護師及びその他必要な職員を置く。

改正(平17条例第12号の13)

(診療所長)

第9条 診療所長は、医師及び歯科医師をもって充てる。

(事務長)

第10条 事務長は、事務職員をもって充てる。

改正(平19条例第2号)

2 事務局長は、上司の命を受けて庶務をつかさどる。

改正(平17条例第12号の13)

(その他の職員)

第11条 看護師その他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所務に従事する。

改正(平14条例第15号)

(弁償)

第12条 患者、その付添人又は来訪者は、診療所の設備その他物件を破損したときは、これを弁償しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、弁償の義務を免除し、又はその額を減額することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(海士町国民健康保険診療所運営に関する条例の廃止)

2 海士町国民健康保険診療所運営に関する条例(昭和38年海士町条例第19号)は、平成6年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成7年9月29日条例第40号)から

附 則(平成16年3月24日条例第15号)まで 略

附 則(平成17年3月31日条例第12号の13)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 6 月 8 日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月13日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。

○海士町国民健康保険高額療養費委任払い要領

(平成2年12月1日海士町要領第2号)

(目的)

第1条 この要領は、海士町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）で高額療養費の支給の対象となる療養を受けた場合に、医療費の支払が困難な者に対し、支払の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

(委任払対象者)

第2条 高額療養費の支給を受ける事のできる被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）で、次の各号に掲げる者は、高額療養費の受領の権限を療養取扱機関（以下「病院等」という。）に委任することができる。

- (1) 高額療養費の給付を受けることのできる被保険者の属する世帯の世帯主
- (2) 病院等に対し、保険診療分に相当する高額療養費の支払が困難な者
- (3) 海士町国民健康保険料について、海士町国民健康保険条例（昭和41年海士町条例第26号）第21条の適用を受けている者（4割又は6割軽減世帯）
- (4) 前号に準ずるものと町長が認めた者

(委任払申請)

第3条 高額療養費委任払の適用を受けようとする世帯主は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 高額療養費委任払認定申請書（様式第1号）
- (2) 高額療養費支給申請書（様式第2号）

(適用除外)

第4条 第2条に規定する委任は、交通事故等の第三者の不法行為による場合は適用しないものとする。

(委任払いの認定等)

第5条 町長は、第3条第1号に規定する申請書が提出されたときは、これを審査し、承認したときは認定承諾書（様式第3号）を交付するものとする。

2 高額療養費委任払の適用が認められた世帯主は、病院等に認定承諾書を提出し、高額療養費受領委任の旨を証する書類（様式第4号）により委任契約を締結してこれを町長に提出するものとする。

(支払)

第6条 町長は、島根県国民健康保険団体連合会で審査された額に基づき、高額療養費の支給を決定するものとする。

(協議)

第7条 この要領に定めのない事項については、町長が病院等と協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成2年12月1日から施行し、平成2年12月診療分から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

海士町国民健康保険高額療養費委任払認定申請書

被 保 険 者 記 号 番 号				57ー	
高 額 療 養 費 の 給 付 を 受 け よ う と す る 者 の 氏 名					
生 年 月 日				年 月 日	
世 帯 主 と の 続 柄					
傷 病 名					
療 養 取 扱 機 関 名					
委 任 払 を 必 要 と す る 理 由					
上記のとおり海士町国民健康保険高額療養費委任払い制度の適用について認定 くださるよう申請いたします。 年 月 日 申請者（世帯主） 住 所 隠岐郡海士町 氏 名 ⑩ 海士町長 殿					
上記申請に対し、要領第 2 条に基づき委任払認定してもよろしいか。					
認 定 査 定 欄				備 考	
町 長	副 町 長	課 長	係 長	係	

様式第2号（第3条関係）

海士町国民健康保険高額療養費支給申請書（委任払用） （ 年 月診療分）				
被 保 険 者 証 の 記 号 、 番 号	57－	療 養 を 受 け た 被 保 険 者 の 氏 名、生年月日	氏 名	
			年 月 日	
傷 病 名				
療 養 を 受 け た 病 院 診 療 所 薬 局 等 の 名 称 及 び 所 在 地	所在地			
	名 称			
病 院 等 で 療 養 を 受 け た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
療 養 を 受 け た 期 間 に 病 院 等 で 支 払 っ た 額	_____ 円			
備 考				
上記のとおり申請します。				
年 月 日				
世帯主 住 所 隠岐郡海士町大字 氏 名 ⑩				
海士町長 殿				

様式第 3 号（第 5 条関係）

海士町国民健康保険高額療養費委任払認定承認書

海 保 第 号
年 月 日

殿

海士町長 印

年 月 日付けで申請のあった海士町国民健康保険高額療養費委任払について認定承認いたします。

記

年 月診療分

患者氏名 _____

様式第 4 号（第 5 条関係）

委 任 状

被委任者（医療機関名）

印

上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

記

海士町から支給される 年 月診療分高額療養費を受領することを委任
します。

年 月 日

委任者（世帯主） 住 所 島根県隠岐都海士町大字
氏 名 印

海士町長 殿

○海士町国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱

(平成27年11月 1 日海士町告示第26号)

(目的)

第1条 この要綱は、海士町国民健康保険条例施行規則（昭和38年海士町規則第5号）第15条の規定に基づく、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準を用いて算出した合算額をいう。

(減免等の対象者)

第3条 一部負担金の減免等は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する一部負担金の支払義務を負う世帯主で、次に掲げる事項をすべて満たす者に対して行う。

- (1) 次条に掲げる事由のいずれかに該当することにより、その生活が著しく困窮し、一部負担金の納付が困難であると認められること。
- (2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の額が基準生活費の3月分に相当する額以下のとき。

(減免等の事由)

第4条 減免等は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業（自己都合退職を除く。）等により著しく収入が減少したとき。
- (4) 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免の基準及び割合)

第5条 第3条の規定により、減額対象世帯とみなされた世帯に属する被保険者の一部負担金の減免の基準及び割合は、次の表に定めるところによる。

減免の基準	減免割合
当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.0を乗じた額以下のとき	当該一部負担金を免除
当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.0を乗じた額を超え、1.15を乗じた額以下のとき	当該一部負担金の80パーセントを減額

当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.15を乗じた額を超え、1.2を乗じた額以下のとき	当該一部負担金の50パーセントを減額

(徴収猶予)

第6条 前条の基準に該当しない場合において、概ね6月以内に一部負担金を全額支払うことができる見込がある場合については、一部負担金の徴収を猶予することができる。

2 徴収猶予となった申請者は、定められた期日までに納付する旨の誓約書を町長に提出しなければならない。

(減免等の期間)

第7条 減免の期間は、原則として3月以内とする。

2 期間を過ぎる場合は最終月内に再度申請の上、さらに1月の期間の範囲内で更新することができる。以後更新する場合も再度申請審査を要する。

3 徴収猶予の期間は、6月以内とする。

(減免等の申請)

第8条 減免等を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、その事実の生じた日後速やかに、一部負担金減免（徴収猶予）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 収入状況報告書（様式第2号）

(2) 罹災証明書、廃業届の写し等特別な理由を証明する書類

2 前条第2項に該当する場合についても前項と同様とする。

(決定)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは第10条の規定に基づき審査し、その適否を決定し適当と認めた場合は一部負担金減免（徴収猶予）証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）を申請者に交付する。

2 町長は、前項の審査の結果、減免等の要件に当てはまらないと判断したときは、一部負担金減免等非該当通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

3 申請者は、証明書の交付を受けたときは、被保険者証に証明書を添付して医療機関等に提出し、減免等の適用を受けるものとする。

4 証明書を受理した医療機関等は、診療報酬請求のときに当該レセプトに証明書の写しを添付して提出するものとする。

(審査)

第10条 町長は、第8条の申請書の内容について必要があるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、関係資料の提出又は質問を行うことができる。

(減免等の決定の取り消し)

第11条 偽りの申請その他不正の行為により不当に減免等の決定を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消し、その旨を当該医療機関等に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、当該世帯主からその取り消しの日の前日までの間に減免等により支払を免れた額を返還させるものとする。

3 第1項の規定により減免等の取り消しを受けた世帯主は、既に発行された証明書を速やかに町長に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○海士町国民健康保険居所不明者取扱要領

(平成27年11月1日海士町告示第27号)

(趣旨)

第1条 この要領は、国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱に関して、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会)

第2条 居所不明被保険者に係る事務処理にあたっては、調査委員会を設置し、これにあたるものとする。

2 調査委員会は、住民生活課の国民健康保険担当、税務担当、戸籍担当のうちから委員各1名をもって組織する。

(対象者)

第3条 居所不明被保険者の調査対象者は次の各号の1つに該当した場合に抽出するものとする。

- (1) 保険料納入告知書、督促状等の返送者
- (2) 訪問時の常時不在者
- (3) 被保険者証の未更新者
- (4) その他前3号に準ずると認められた者

(調査)

第4条 前条により抽出された者については、台帳、公簿及び現地において調査するものとする。

2 調査に当たっては、居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿(様式第1号)並びに居所不明被保険者調査台帳(様式第2号)を作成するものとする。

(認定)

第5条 居所不明被保険者の認定は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき職員により行うものとする。

(資格喪失年月日)

第6条 資格喪失年月日は原則として、転居又は居住していない事実が資料等から確認できた場合はその日。居住していない事実のみの場合は、居住していない事実が確認できる資料等から客観的にみて居住していない事実が判断できる日とする。

(台帳等への記載)

第7条 職権により資格の喪失確認処理をした場合は、被保険者台帳等に資格喪失年月日及び職権の旨を記載するものとする。

(本人への通知)

第8条 職権により資格の喪失確認をした者の転居先が確認できたときは、本人に対し国民健康保険に関する手続き等を行うよう指導するものとする。

(関係書類の整理)

第9条 職権により資格の喪失確認処理をした場合は、関係書類を整理、保管しこれを管理する。

2 関係書類の保管期限は、5年とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○海士町国民健康保険料減免取扱要綱

(平成31年2月26日海士町告示第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海士町国民健康保険条例（昭和41年海士町条例第26号。以下「条例」という。）第26条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料を減免することができる。

- (1) 納付義務者又はその世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により生活の本拠である住宅、家財（以下「財産」という。）について重大な損害を受け、生活が著しく困難となり、保険料を納付することができないと認められるとき。（以下「災害損失」という。）
- (2) 納付義務者又はその世帯の生計を主として維持する者が、失業、事業の休廃止、事業不振、死亡、疾病、負傷等、本人の責によらない事情により、所得が著しく減少し、その利用する資産、能力その他の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難となり、保険料を納付することができないと認められるとき。（以下「所得減少」という。）
- (3) 被保険者が少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき、又は監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。（以下「監獄等への拘禁」という。）
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めたとき。

(減免の要件)

第3条 災害損失及び所得減少の要件に該当する場合は、次のとおりとする。ただし、原則として申請時において、保険料の滞納がない場合に限る。

- (1) 災害損失

納付義務者又はその者と生計を一にする者の所有に係る財産につき災害を受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。）が財産の価額の10分の3以上であり、納付義務者及びその者と生計を一にする者の前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である場合

- (2) 所得減少

申請月以後1年間の納付義務者及びその者と生計を一にする者の所得（非課税所得等を含む。）の見積額（以下「減免基準所得金額」という。）が、前年中の合計所得金額より10分の5以上の減少となり、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する保護を必要とする状態に準ずると認められる場合

(減免基準所得金額)

第4条 前条第1項第2号に規定する減免基準所得金額は、次の額を用いて算定する。

- (1) 給与、賞与、雇用保険金等の収入については、給与所得控除額に相当する額を控除した額
- (2) 各種年金（非課税年金を含む。）の収入については、公的年金控除額に相当する額を控除した額
- (3) 事業による収入は、その必要経費相当額を控除した額
- (4) 仕送り等のその他の収入については、その収入額

(減免の認定及び減免額)

第5条 減免の認定及び減免額は次のとおりとする。

(1) 災害損失

災害損失の損害程度の認定は、第9条第1項第1号に掲げる書類により行うこととし、次の表に定める減免割合を保険料に乗じて得た額を保険料から減ずる。

区分		減免割合
損害程度	前年の合計所得額	
10分の3以上10分の5未満	500万円以下	100分の50
	500万円を超え750万円以下	100分の25
	750万円を超え1,000万円以下	100分の12.5
10分の5以上	500万円以下	100分の100
	500万円を超え750万円以下	100分の50
	750万円を超え1,000万円以下	100分の25

(2) 所得減少

所得減少の場合における認定は、第9条第1項第2号に掲げる書類により行うこととし、次の表に定める減免率を保険料に乗じて得た額を保険料から減ずる。

区分	減免割合
納付義務者等の前年中の合計所得金額が120万円以下のとき	100分の70
納付義務者等の前年中の合計所得金額が120万円を超え240万円以下のとき	100分の60
納付義務者等の前年中の合計所得金額が240万円を超え360万円以下のとき	100分の50
納付義務者等の前年中の合計所得金額が360万円を超え480万円以下のとき	100分の40

(3) 監獄等への拘禁

被保険者が監獄等へ収容又は拘禁された場合における認定は、第9条第1項第3号に掲げる書類により行うこととし、収容又は拘禁された期間に係る当該被保険者の所得割額、資産割額及び均等割額を減じ、さらにその世帯に属する被保険者がすべて同号に該当するとき若しくは他に被保険者がいないときは平等割額も減ずる。

(4) 第2条第4号に該当する場合は、町長が別に定める。

- 2 申請月以前に、既に納付した保険料については原則として減免を行わないものとする。ただし、前項第3号に該当する場合において、減免することとなる保険料を既に納付した場合は、当該保険料を還付する。

(端数計算の処理)

第6条 減免額の算出において100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、全額免除の場合はこの限りではない。

- 2 減免後の期別の保険料は、未到来納期の保険料の合計額から減免額を差し引いて得た額を未到来納期の数で除して得た額とし、この場合において、各期の保険料に100円未満の端数があるときは、最初に到来する納期の保険料に合算する。

(減免の適用期間)

第7条 減免の適用期間は、申請日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料について適用する。ただし、監獄等への拘禁については収容又は拘禁された期間とする。

(減免の申請)

第8条 保険料の減免を受けようとする納付義務者は、国民健康保険料減免申請書(様式第1号)に、次条に掲げる書類を添付し、納期限前7日までに町長に申請しなければならない。

2 町長は、申請書の提出が納期限前7日までに行えないことについて、やむを得ない理由があると認めた場合は、納期限前7日までに申請書の提出があったものとみなして、これを処理することができる。

3 町長は、申請書を受理するにあたっては当該納付義務者に対し、減免の可否の決定に必要な資料の提供等に誠実に対応することを誓約させるものとする。

(添付書類)

第9条 前条に定める添付書類は、次のとおりとする。

(1) 災害損失 罹災証明書・保険金等の補填額が確認できる書類

(2) 所得の減少

ア 雇用保険受給資格者証、離職証明書、廃業届、破産証明書、医師の診断書等、失業、休廃業、事業不振、疾病、負傷等の状況が確認できる書類

イ 給与明細書・年金振込通知等、収入の状況がわかる書類

ウ 調査同意書(様式第4号)

(3) 監獄等への拘禁 在監証明書等、その事実が証明できる書類

(減免の決定)

第10条 町長は、第8条に規定する申請を受けたときは、申請書及び申請理由を証明する添付書類の内容を調査し、事実の確認を行ったうえ、速やかに減免の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の規定により、当該納付義務者に対し申請書等に係る検査、質問をすることができる。

2 前項の決定をしたときは、国民健康保険料減免承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により通知する。

(減免の取消し)

第11条 町長は、保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保険料の減免の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により、減免の承認を受けたと認められるとき。

(2) 第2条に規定する減免の要件に該当しなくなったと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により保険料の減免の承認を取り消した場合には、国民健康保険料減免取消決定通知書(様式第3号)により通知する。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に徴収を免れた保険料があるときは、期限を定めて納付させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

国民健康保険料減免申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 (印)

海士町国民健康保険料条例第26条の規定により、下記のとおり保険料の減免を申請します。なお、申請にあたっては、町長の求めに応じ必要な資料の提出並びに事情の聴取に対して誠実に対応することを誓約いたします。

世帯番号		世帯主氏名		(個人番号：)			
年度		総賦課額		減免対象期		減免対象額	
年度		円		期～ 期		円	
年度		円		期～ 期		円	
年度		円		期～ 期		円	
減免対象保険料明細（各期の納期限及び金額）							
年度	期	納期限	金額	年度	期	納期限	金額
		・ ・	円			・ ・	円
		・ ・	円			・ ・	円
		・ ・	円			・ ・	円
		・ ・	円			・ ・	円
		・ ・	円			・ ・	円
		・ ・	円			・ ・	円
申 請 理 由 (該当に○)		1 災害損失（震災・風水害・落雷・火災・その他） 2 所得減少（失業・事業の休廃止・事業不振・死亡・疾病・負傷・その他） 3 国民健康保険法第59条に該当する 4 その他特別の事由（)					
家 族 状 況		氏 名			続 柄		年 齢
		(個人番号：)					
		(個人番号：)					
		(個人番号：)					

減免申請書 継紙（申請事由：災害）

申請年月日	年 月 日		
世帯番号		世帯主氏名	

災害名		罹災年月日	年 月 日	
罹災場所				
被害の程度		罹災による損害額	円	
損害保険等の加入の有無	有・無	損害保険等による補填	円	

【支払困難となった状況】

収入のある人	職 業	収入月額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

※ 添付書類

- ① 罹災の事実（被害の程度）を証明する書類
- ② 損害保険等による補填額を証明する書類

減免申請書 継紙（申請事由：所得減少）

申 請 年 月 日	年 月 日		
世 帯 番 号		世 帯 主 氏 名	

私の世帯の状況及び総収入等は、下記のとおり相違ありません。

申 請 事 由 発 生 の 時 期	年 月 日
支 払 困 難 と な っ た 状 況	原因（ ）
住 居 の 状 況	持ち家・借家（家賃 円／月）

【過去3ヶ月の収入・所得の状況】

科 目		氏 名	収 入 ・ 所 得 額		
			月	月	月
退 職 金	有・無				
給 与	有・無				
公 的 年 金	有・無				
非 課 税 年 金	有・無				
雇 用 保 険	有・無				
営 業 所 得	有・無				
農 業 所 得	有・無				
不 動 産 所 得	有・無				
傷 病 手 当 金	有・無				
そ の 他 （ ）	有・無				

【預貯金】

氏 名	預貯金先・金融機関名	金 額

【将来の収入見込み・（今後1年間）】

変わらない・減収見込み・増収見込み

- ・ 内容
- ・ 見込み額

【支出状況（生活費以外の一時的な支出のみ）】例：入院による医療費等

- ・ 内容
- ・ 支出額

※ 添付書類

- ① 雇用保険受給者資格者証、離職証明書、廃業届、破産証明書、医師の診断書等
- ② 給与明細書・年金振込通知書等

様式第 2 号（第10条関係）

第 年 月 日 号

申請者 様

海士町長 印

国民健康保険料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険料の減免について、下記のとおり承認（不承認）決定しましたので、通知します。

記

世 帯 番 号		年度	年度
承認（不承認）決定理由			
減 免 内 容			

年度	期	賦課額	納付済額	減免対象額	減免額	減免後賦課額	差引納付額
合計							

上記の決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、島根県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

様式第 3 号（第11条関係）

国民健康保険料減免取消決定通知書		
世 帯 番 号		
住 所		
取 消 前 の 決 定 内 容	減 免 期 間	年 月から 年 月まで
	減 免 額	年度分 当初保険料額 円 減免額 円 減免後保険料額 円
取 消 後 の 決 定 内 容	減 免 期 間	年 月から 年 月まで
	減 免 額	年度分 当初保険料額 円 減免額 円 減免後保険料額 円
取 消 決 定 の 理 由		
上記のとおり減免の取消しを決定しましたので通知します。 年 月 日 海士町長 印 様		

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3 ヶ月以内に島根県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

様式第4号（第9条関係）

調 査 同 意 書

海士町国民健康保険料の減免の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、海士町が、官公署、銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、海士町の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を銀行等に伝えてまいります。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

海士町長 様

第6章 保健・衛生

第1節 保健

○海士町保健センター設置及び管理に関する条例

(平成8年9月27日海士町条例第18号)

改正	平成10年3月18日条例第4号	平成12年3月24日条例第9号
	平成16年3月24日条例第12号	平成18年3月27日条例第10号
	平成19年12月25日条例第33号	平成22年10月7日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、海士町保健センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

改正（平22条例第31号）

(目的)

第2条 町民の健康づくりを推進するため、地域に密着した健康教育、健康相談、健康診査、予防接種、栄養指導等の対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、地域住民の自主的な保健活動の場に資するため、センターを設置する。

改正（平22条例第31号）

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町保健センター
- (2) 位置 海士町大字海士3969番地 1

改正（平22条例第31号）

(業務)

第4条 センターで行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 健康教室、健康相談及び保健指導
- (2) 健康診査
- (3) 妊産婦及び乳幼児の保健栄養相談と指導
- (4) 各種予防接種
- (5) 食生活改善活動
- (6) リハビリテーション指導
- (7) その他健康づくりに関連した町民の健康保持、増進に必要な業務

(使用許可)

第5条 センターの施設又は備付物品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(管理運営)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、センターの管理運営を法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第10号）

（使用料）

第7条 センターの使用に係る料金（以下「使用料」という。）は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

- 2 前項の使用料を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 3 町長又は指定管理者が、必要と認めた時は、使用料を減免することができる。

全改（平18条例第10号）

（使用料の納入）

第8条 利用者は、前条第1項の規程による使用料を納入しなければならない。

- 2 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加（平18条例第10号）

（委任）

第9条 この条例で定めるもののほか、センターの管理、運営に関し必要な事項は、規則で定める。

繰下げ（平18条例第10号）

附 則

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成10年3月18日条例第4号）から

附 則（平成16年3月24日条例第12号）まで 略

附 則（平成18年3月27日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第33号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成22年10月7日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係） 改正（平19条例第33号）

海士町保健センター使用料

施 設	使 用 料	
	1 回当たり	共 通 券 等
健康増進プール （サウナ、入浴含む）	大人 500円 小人 300円	○ 使用回数券 11枚綴り ○ 1 箇月間 5,000円 ○ 6 箇月間 28,500円 ○ 1 箇月間の家族共通使用券 12,000円
健康増進トレーニング ルーム	大人 200円	ただし、町民税非課税世帯の場合は、「5,000円」を「4,000円」に、「28,000円」を「21,000円」に、「12,000円」を「9,000円」とする。
一般浴室入浴	大人 300円 小人 200円	また、障害者手帳を所持している者（所得税非課税者に限る）で家族共通券以外の購入の場合、半額とする。
備考		
・ デイサービス部門及び居住部門（一般浴室入浴のみ）の利用者は、無料とする。 ・ 小人は、小学生以下とする。 ・ 小学生以下の使用については、保護者同伴とする。 ・ 小人は、サウナを利用できない。		

○海士町保健センター管理運営に関する規則

(平成8年11月1日海士町規則第18号)

改正 平成14年10月1日規則第20号 平成23年2月8日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町保健センター設置及び管理に関する条例（平成8年海士町条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、海士町保健センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月5日までの日
- (2) 8月13日から8月16日までの日
- (3) 12月29日から12月31日までの日
- (4) 前項のほか、特別な事由があるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、海士町保健センター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により許可をしたときは、海士町保健センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、健康増進プール、健康増進トレーニングルーム、健康増進サウナ、一般浴室の使用については、使用許可申請書の提出を免除することができる。

(管理運営の委託)

第5条 条例第6条の規定により、センターの管理、運営を社会福祉法人海士町社会福祉協議会に委託する。

改正（平23規則第1号）

(使用料の納付時期)

第6条 条例第7条で定める使用料の納付時期は、使用前に納付するものとする。

改正（平23規則第1号）

(使用料の減免申請)

第7条 条例第7条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、第5条の使用許可申請書を提出する際に、海士町保健センター使用料減免申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

改正（平23規則第1号）

(使用者の遵守すべき事項)

第8条 センターの施設等の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用の許可を受けた備付物品以外の備付物品を使用しないこと。
- (3) 火災、盗難の発生防止に留意すること。
- (4) 使用後の清掃、整理、整頓を行うこと。
- (5) その他係員の指示する事項

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設及び備付物品に損害を与えたときは、町長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月1日規則第20号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月1日規則第20号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月8日規則第1号)

この規則は、平成23年2月8日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

海士町保健センター使用許可申請書

_____年 月 日

海士町長 殿

申請者 住 所 海士町大字 (印)
団 体 名 (印)
氏 名 (印)
電話番号 2 - _____

海士町保健センターの施設等を使用したいので次のとおり申請いたします。

記

使 用 目 的	
使 用 者 員 予 定 人	_____人
使 用 の 日 時	_____年 月 日（ 曜 日 ） 午前・午後 時から午前・午後 時まで
使 用 施 設	
使 用 責 任 者	
使 用 料 金	円
減 免 申 請 書 番 号	_____号
備 考	

海 士 町 保 健 セ ン タ ー 使 用 許 可 書

使用者 住 所 海士町大字
団 体 名 _____ (印)
氏 名 _____ (印)
電話番号 2 - _____

記

使 用 目 的	
使 用 者 員 予 定 人	_____ 人
使 用 の 日 時	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日) 午前・午後 _____ 時から午前・午後 _____ 時まで
使 用 施 設	
使 用 責 任 者	
使 用 料 金	_____ 円
減 免 申 請 書 番 号	_____ 号
備 考	

上記のとおり使用を許可します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

海士町長

様式第3号（第7条関係）

海士町保健センター使用料減免申請書

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住 所 海士町大字
団 体 名 ⑩
氏 名 ⑩
電話番号 2 -

海士町保健センター施設等の使用料の減免を受けたいので使用許可申請書と共に申請します。

記

使 用 目 的		
使 用 者 予 定 人 員	_____人	
使 用 の 日 時	_____年 _____月 _____日（ _____曜日） 午前・午後 _____時から午前・午後 _____時まで	
使 用 施 設		
使 用 責 任 者		
使 用 料 金	規定料金額 _____円	決定金額 _____円
減免申請書番号	_____号	
減 免 事 由		
備 考		

○海士町予防接種健康被害調査委員会設置に関する条例

(平成26年3月17日海士町条例第3号)

海士町予防接種事故対策審議会設置に関する条例（平成7年海士町条例第35号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 海士町が行った予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、海士町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、医学的な見地から調査及び審議を行うものとする。

- (1) 予防接種による健康被害の当該事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集
- (2) 予防接種法による健康被害の当該事例で必要と考える場合の特殊な検査又は剖検の実施についての助言等
- (3) その他予防接種による健康被害について町長が特に必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員6名で組織し、その委員は次の号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 若干名
- (2) 医師会関係者 若干名
- (3) 行政関係者 若干名

（任期）

第4条 前条の委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 委員会の委員長は、委員の互選による。委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が委員長の職務を代行する。

（審議の請求）

第6条 町長は、予防接種による健康被害が発生したときは、委員会の審議に付さなければならない。

（招集）

第7条 委員長は、前条により町長が審議の請求をしたときは、速やかに会議を招集し、審議を行わなければならない。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開き議決することができない。

3 委員長は、必要に応じ委員会に予防接種に関係ある職員その他の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第9条 委員長は、審議の結果を文書をもって町長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉課が担当する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町予防接種事故災害補償規則

(平成25年 7 月 8 日海士町規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は全国町村会総合賠償補償保険制度に加入することに伴い、町が行政措置として実施する法定外の予防接種において事故があった場合の補償に関し定めるものとする。

(補償)

第 2 条 町は、予防接種を行うことにより、当該予防接種を受けた者が死亡又は身体障害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）別表第 2 に定める障害に限る。以下同じ。）が発生した場合において補償を行う。

(補償の対象とする予防接種)

第 3 条 補償の対象とする予防接種（以下「補償対象予防接種」という。）は、法定外の予防接種であって、かつ、町が行政措置として行うもの（昭和52年 4 月 1 日以降に実施したものに限る。）とする。

2 町が委託契約に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、補償対象予防接種とみなす。

3 町が委託契約に基づき他の市町村より委託を受けて行う予防接種は、補償対象予防接種に含まないものとする。

(補償対象者)

第 4 条 この規則により町が補償を行う者（以下「補償対象者」という。）は、前条に規定する補償対象予防接種を受けた者であって、当該予防接種により、死亡又は身体障害が発生した者とする。

2 町は、前項に規定する補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人を補償対象者とみなす。

(補償基準及び補償金額)

第 5 条 補償基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に死亡又は身体障害を被った場合に限り補償を行う。

(2) 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に身体障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その身体障害の程度に基づき補償を行う。

2 補償金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡の場合と身体障害の場合を重複して補償しないものとする。

(1) 死亡の場合 全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約書に定める死亡補償保険金の額

(2) 身体障害の場合 全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約書に定める障害補償保険金の額

(損害賠償の免責)

第 6 条 町は、この規則による補償を行った場合において、同一の事由については、その補償した価額の限度において、民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規程による損害賠償の責を免れるものとする。

(準用規定)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

○海士町予防接種費の償還払に関する要綱

(平成28年 3 月30日海士町告示第 6 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項の規定に基づく定期の予防接種及び同条第 5 項に規定する臨時の予防接種の対象者で、町内に住所を有する者が、やむを得ない事由により、海士診療所以外の医療機関で予防接種を受けた場合において、償還払により町が予防接種費の一部又は全部を助成することに関し必要な事項を定めるものであり、公衆衛生の向上及び個人の健康増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 償還払を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、海士町に住所を有するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母親の里帰り出産等で長期間海士町外に滞在する者（第 2 子以降の出産で里帰りする場合は一緒に滞在する兄弟も対象に含む。）
- (2) 町外の医療機関に入院若しくは通院している、又は施設への入所等で事実上町外に居住する者
- (3) その他やむを得ない事由があり、町長が認める者

(対象となる予防接種)

第 3 条 償還払の対象となる予防接種は、法第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種及び同条第 5 項に規定する臨時の予防接種で、町が実施し、町がその費用の一部若しくは全部を負担又は助成する予防接種とする。

(依頼書の申請)

第 4 条 この要綱の規定により償還払を受けようとする者は、予防接種を受ける前に、予防接種実施依頼書交付申請書（様式第 1 号）により町長に依頼書の交付を申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、予防接種実施依頼書（様式第 2 号。以下「依頼書」という。）を交付するものとする。
- 3 依頼書の有効期間は、1 年以内とする。

(償還払の申請)

第 5 条 前条第 2 項の規定により依頼書の交付を受けた者は、接種した日から 6 ヶ月以内に、次の書類を添えて、予防接種費償還払請求書（様式第 3 号）より町長に申請するものとする。

- (1) 接種した医療機関等の領収書の原本（第 3 条に規定する予防接種とわかるもので各費用を示したもの）
- (2) 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証等）
- (3) 印鑑
- (4) 振込先口座がわかる通帳の写し等

- 2 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、対象者に該当するときは次条第 1 項に規定する予防接種費を償還するものとする。

(償還払の額)

第 6 条 償還払の額は、第 3 条対象者が市町村又は医療機関に実際に支払った接種料金の全額とする。ただし、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の助成額については、医療機関

への支払い額にかかわらず、一律あらかじめ町で定めた額とする。

（不当利益の返還）

第7条 町長は、虚偽その他不正な手段により償還払を受けた者があった場合は、当該償還払をすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払した額を返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

予防接種実施依頼書交付申請書

（あて先）海士町長

申請者 (申請書を記入する人)	住所		
	氏名	Ⓜ	本人自署の場合、身分証の提示により押印省略可
	電話番号	()	

下記のとおり、海士町外の医療機関において、予防接種を希望しますので、予防接種依頼書の交付を申請します。

被接種者 (接種を受ける人)	住所	〒 島根県隠岐郡海士町 TEL : ()	申請者 に同じ
	氏名	生年月日：平成・令和 年 月 日	
保護者氏名			申請者 に同じ
予防接種の 種 類			
理 由	1. 町外に滞在しており、海士町内での接種が困難であるため 2. 病気治療等により、町外の医療機関に入院若しくは通院している 又は町外の施設等に入所若しくは通所しているため 3. その他 ()		
滞在地住所	〒 (様方) TEL : ()		
送付先住所 (「依頼書」郵送を 希望する場合のみ)	1. 申請者住所に同じ 2. 被接種者住所に同じ 3. 滞在地住所に同じ 4. その他 []		
依頼書のあて先 (自治体名又は 医療機関名)	※依頼書のあて先は「自治体名」又は「医療機関名」となります。あらかじめ滞在地の自治体の予防接種窓口にご確認ください。		

病院長 様

海士町長

予防接種実施依頼書

海士町に住所を有する次の者が、やむを得ない事情により当町が実施する下記の予防接種を受けることができないため、貴市（区町村）において予防接種を実施していただきますようお願いいたします。

なお、当該予防接種に起因する健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づき、当町が責任を持って処理いたします。

また、接種料金は被接種者から徴収願います。

被 接 種 者	住所	隠岐郡海士町大字		
	フリガナ		生年 月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
保護者氏名			電話	() —
依頼する 予防接種				
本書の 有効期間		年 月 日から 年 月 日まで（1年間）		
依頼する理由				
滞在先住所		〒 —		
連絡者氏名			電話	() —

接種後は、予診票の写しをご返送くださいますようお願いいたします。

様式第 3 号（第 5 条関係）

予防接種費償還払請求書

年 月 日

海士町長 様

【請求者】住所： 隠岐郡海士町大字
(保護者) 氏名： 印
被接種者との関係：
電話：() -

定期の予防接種を接種しましたので、自己負担により支払った下記の接種費用を償還していただきたく、領収書及び内訳書を添えて下記の通り請求します。

記

請求額 円

被接種者氏名	
接種医療機関名	() 市・区・町・村 医療機関名：
予防接種名、接種回数及び接種費用	
	回 円
	回 円
	回 円

振り込み口座

金 融 機 関 名	銀行・信金・農協
支 店 名	支店
口 座 の 種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カタカナでご記入下さい)	

○海士町長期療養者等のための定期予防接種実施要綱

(令和2年3月18日海士町告示第11号)

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」とする。）第5条第1項に規定する予防接種（インフルエンザを除く。）の対象者で、特別な事情により接種の機会を逸した者に対し、当該機会を確保することに関し、必要な事項を定めるものとし、公衆衛生の向上及び個人の健康増進を図ることを目的とする。

(対象となる予防接種)

第2条 対象となる予防接種は、予防接種施行令（昭和23年政令第26号。以下「令」という。）第1条の3第1項に掲げる疾病の予防接種（インフルエンザを除く。）とする。

(対象者)

第3条 対象者は海士町に住民票を有する者で、令第1条の3第2項の規定に基づき、第4条に掲げる特別な事情により定期の予防接種（インフルエンザを除く。）の機会を逸した者とする。

(特別な事情)

第4条 特別な事情とは、次のとおりとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）。

ア 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

イ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

ウ ア及びイに掲げる疾病に準ずると認められるもの

(2) 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと。

(3) 医学的知見に基づき、(1)又は(2)に準ずると認められるもの

2 町長は、前項に定める特別な事情があることにより定期接種を受けることができなかったかどうかについては、被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断することとする。

(対象期間)

第5条 予防接種の対象期間は、特別な事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間とする。ただし、特例を次の各号のとおりとする。

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）については、15歳に至るまでの間

(2) 結核については、4歳に至るまでの間

(3) Hib感染症については、10歳に至るまでの間

(4) 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に至るまでの間

（申請）

第6条 この要綱の規定により定期接種を受けようとする者は、定期接種を受ける前に、定期予防接種実施申請書ならびに長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（様式第1号。以下「申請書及び理由書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書及び理由書の提出があったときは、その内容を審査し、長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者決定（却下）通知書（様式第2号）にてその可否を通知する。対象と認められた者には、予診票を送付する。

（接種方法）

第7条 前条により認定を受けた者は、予診票を接種機関に持参し、定められた期間内に接種を受ける。

（厚生労働省への報告）

第8条 町長は、接種後、長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当報告書（様式第3号）を速やかに厚生労働省健康局健康課に報告することとする。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

長期療養者等のための定期予防接種実施申請書

（あて先）海士町長

申請者 住所
氏名 印

下記のとおり申請をします。

接 種 希 望 医 療 機 関	所 在 地 医 療 機 関 名 代 表 者 名 電 話 番 号		
ワ ク チ ン 種 別 及 び 接 種 予 定 日	B型肝炎（1回目・2回目・3回目）		予定日
	ヒブ 初回（1回目・2回目・3回目）・追加		
	小児肺炎球菌 初回（1回目・2回目・3回目）・追加		
	四種混合 1期初回（1回目・2回目・3回目）・1期追加		
	B C G		
	水痘（1回目・2回目）		
	麻しん風しん混合（MR）又は麻しん・風しん（第 期）		
	日本脳炎 1期初回（1回目・2回目）・1期追加 2期		
	子宮頸がん（1回目・2回目・3回目）		
	高齢者肺炎球菌		
被 接 種 者	（ふりがな） 氏 名	（ 男 ・ 女 ）	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 ヶ月）	
	住 民 票 登 録 地	〒	
	保 護 者 氏 名	（続柄 ）	電 話 番 号
	滞 在 先	〒 電 話 番 号	
申 請 理 由	長期にわたる療養等で当該期間に接種できなかった特別の事情がなくなったため。 ※別紙「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を添付		
備 考			

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）海士町長

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書

予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかった者が、今般、特別の事情がなくなったため、定期接種を実施できると判断しますので、理由書を提出します。

被接種者	住 所	海士町	
	電話番号（ （フリガナ）	電話番号（ （男・女）	
	氏 名	氏 名	
	生年月日	年 月 日（満 歳 ヶ月）	
疾病名等、特別な 事情の内容		（疾病分類） （疾病名） （該当理由）	
予防接種不適当 要因が生じた日		年 月 日	
予防接種不適当 要因が解消された日		年 月 日 ※左記から 2 年間は接種可能 （高齢者肺炎球菌については 1 年間）	
接種可能となった 予防接種の種類 ※接種上限年齢 ・BCG … 4 歳未満 ・ヒブ … 10 歳未満 ・小児用肺炎球菌 … 6 歳未満 ・四種混合 … 15 歳未満	ワクチン種類	回数	
	ヒブ（Hib）	初回（1 回目・2 回目・3 回目）・追加	
	小児用肺炎球菌	初回（1 回目・2 回目・3 回目）・追加	
	四種混合（DPT-IPV）	1 期初回（1 回目・2 回目・3 回目）1 期追加	
	BCG		
	B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目	
	不活化ポリオ（IPV）	1 期初回（1 回目・2 回目・3 回目）1 期追加	
	水痘	1 回目・2 回目	
	麻しん風しん混合（MR）	1 期・2 期・3 期・4 期	
	麻しん	1 期・2 期	
	風しん	1 期・2 期	
	日本脳炎	1 期初回（1 回目・2 回目）1 期追加・2 期	
	二種混合（DT）	2 期	
	子宮頸がん予防（HPV）	1 回目・2 回目・3 回目	
高齢者肺炎球菌			
医療機関所在地			
医療機関名			
医師名			
備考			

この理由書は、定期予防接種の特例措置対象者に該当するかどうかを判断することを目的としています。このことを理解の上、本理由書が県及び厚生労働省に報告されることに同意します。

保護者・本人自署

続柄（ ）

年 月 日

様

海士町長

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する
特例措置対象者決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった長期療養者等のための定期予防接種について、
下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

1. 決定

（フリガナ） 被接種者氏名	（男 ・ 女）
生 年 月 日	年 月 日 （満 歳 ヶ月）
住 所	海士町大字 電話番号
予防接種の種類	
予 防 接 種 実 施 可 能 期 間	年 月 日～ 年 月 日

2. 却下

却 下 の 理 由	

様式第3号（第8条関係）

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の
定期接種に関する特例措置対象者該当報告書

報 告 日		年 月 日	
市 町 村 名		島根県 海士町	
被接種者	性 別	(男 ・ 女)	
	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳 ヶ月)	
疾 病 名 等、特 別 な 事 情 の 内 容		疾病分類： 疾病名： 該当理由：	
		予防接種不適当要因が生じた日 ： 年 月 日 予防接種不適当要因が解消された日 ： 年 月 日	
予 防 接 種 を 行 っ た 疾 病 の 種 類 ・ 接 種 回 数		ヒブ（Hib）	初回（1回目・2回目・3回目）・追加
		小児用肺炎球菌	初回（1回目・2回目・3回目）・追加
		四種混合（DPT-IPV）	1期初回（1回目・2回目・3回目）・1期追加
		B型肝炎	1回目・2回目・3回目
		不活化ポリオ（IPV）	1期初回（1回目・2回目・3回目）・1期追加
		B C G	
		麻しん風しん混合（MR）	1期・2期・3期・4期
		麻しん	1期・2期
		風しん	1期・2期
		水痘	1回目・2回目
		二種混合（DT）	2期
		日本脳炎	1期初回（1回目・2回目）・1期追加・2期
子宮頸がん予防（HPV）	1回目・2回目・3回目		
備 考			

○海士町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成25年 3 月21日海士町条例第 4 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、海士町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整備する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）招集する。

2 本部長は、法35条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市区町村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

○海士町先天性風しん症候群対策事業実施要綱

(平成25年 7 月20日海士町告示第13号)

改正 平成26年 8 月19日告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、妊娠を予定又は希望する女性等へ風しん予防接種又は麻しん風しん予防接種（以下「風しん予防接種等」という。）を行うことにより、妊娠中の風しんの感染により発生する先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

改正（平26告示第19号）

(助成対象者)

第2条 本事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、先天性風しん症候群の予防を目的として、風疹の予防接種を希望する海士町に住所を有する19歳以上の者で、原則として風しんに罹患したことがなく、かつ、風しん予防接種等を2回受けたことがない次の各号に掲げるものとする。予防接種に先立ち、島根県が助成する風しん抗体価検査を受けることが望ましい。

- (1) 妊娠を予定又は希望している女性
- (2) 妊娠している女性の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居の家族

(助成額と助成の方法)

第3条 助成金の額は、次の各号のいずれかの金額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者及び町長が特に必要があると認めた者は、接種に要する費用の全額を助成する。

- (1) 風しん予防接種 2,500円
- (2) 麻しん風しん予防接種（MR） 5,000円

改正（平26告示第19号）

2 助成の方法は、償還払いの方法とする。

(償還払いによる請求及び支払)

第4条 助成対象者は、償還払いにより助成を受けようとするときは、風しん予防接種等接種費用償還払申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 領収書
- (2) 接種済証又はその他風しん予防接種等をしたことが確認できる書類
- (3) 第2条第2号に掲げる者については、本人が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）及び母子手帳

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、風しん予防接種等倍還払決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、当該請求に係る支払を決定したときは、速やかに支払うものとする。

(接種回数)

第5条 接種回数は、風しん予防接種又は麻しん風しん予防接種のいずれか1回とする。

(健康被害)

第6条 風しん予防接種等による健康被害については、海士町予防接種事故災害補償規程により措置するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年8月19日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

海士町風しん予防接種等接種費用
償還払申請書兼請求書

海士町長 様

下記のとおり、必要書類を添え、海士町風しん予防接種等費用償還払の申請をしますの
で、下記の口座に振り込みをお願いします。

申請者 住 所 海士町大字
(被接種者)
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

A	妊婦を予定又は希望している女性【19歳以上49歳以下の者】
B	妊娠している女性の夫（内縁を含む）及び同居の家族【19歳以上の者】

被接種者	住 所	海士町										
	ふりがな		男・女	生年月日			年 月 日					
	氏 名											
妊婦氏名		←Bに該当する方のみ記入して下さい。										
接種医療機関		名称										
		所在地										
接種年月日		令和 年 月 日										
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協				支 店						
	預金種別	普通・当座		口座番号								
	ふりがな											
	口座名義人											

私は、上記口座名義人に風しん予防接種費用助成金の受取を委任します。
令和 年 月 日
申請者氏名 (印)

職員記入欄	住基	領収書	母子手帳（Ｂ）	受付年月日

令和 年 月 日

様

海士町長

海士町風しん予防接種等接種費用
助成金償還払決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった風しん予防接種等接種費用助成金については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

決定額 金 円

様式第 3 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

海士町
様

海士町長

海士町風しん予防接種等接種費用
助成金償還払却下通知書

令和 年 月 日に提出された海士町風しん予防接種等費用助成金については、
次の理由により却下したので通知します。

理由：

.....

.....

○海士町がん検診推進事業実施要綱

(平成27年 4 月 1 日海士町告示第 8 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、海士町が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付することにより、がん検診の受診促進、がんの早期発見及び正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(がん検診の種類)

第 2 条 クーポン券を発行する対象のがん検診の種類は、子宮頸がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診（以下これらを「がん検診」という。）とする。

2 クーポン券を無料とする子宮頸がん検診は、町が実施する集団検診及び委託医療機関が実施する医療機関検診とし、乳がん及び大腸がん検診は、町が実施する集団検診を対象とし、職域及び医療機関における検診は含まないものとする。なお、事業を受ける同一の年度において、成人健康対策事業の短期人間ドックと重複して受けることはできない。

(対象者)

第 3 条 がん検診の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 次の表のがん検診の種類欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の年齢欄に掲げる年齢に当該年度の前年度に達している者で、性別欄に掲げる性別のもの

がん検診の種類	年齢	性別
子宮頸がん	20歳 25歳 30歳 35歳 40歳	女性
乳がん	40歳 45歳 50歳 55歳 60歳	女性
大腸がん	40歳 45歳 50歳 55歳 60歳	男性 女性

(クーポン券等の送付)

第 4 条 町長は、年度当初にがん検診台帳を整備し、対象者のがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）、受診案内等を送付するものとする。

2 クーポン券の有効期間は、同年 3 月 31 日までとする。

(実施方法等)

第 6 条 がん検診の実施方法は、海士町が実施機関に委託して実施する集団検診又は個別検診とし、検診内容は次のとおりとする。

- (1) 子宮頸がん検診 問診、視診及び子宮頸部の細胞診
- (2) 乳がん検診 問診及びマンモグラフィ検査
- (3) 大腸がん検診 問診及び便潜血検査

附 則

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

第2節 衛生

○海士町環境美化条例

(平成15年12月24日海士町条例第18号)

改正 平成18年 6 月26日条例第38号 平成19年 3 月19日条例第 2 号
平成19年 6 月29日条例第18号 平成22年 6 月17日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、地域環境の美化を促進し、町民の快適な生活環境の保全及び清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正(平19条例第18号)

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項から第5項までに規定する廃棄物をいう。
- (2) 不法投棄 廃棄物をみだりに投棄すること(海上投棄を含む。)又は廃棄物の不適正な埋立処分をすることをいう。
- (3) ごみのポイ捨て 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、その他の廃棄物をみだりに捨てることをいう。
- (4) ふん等の放置 飼い犬等のふんや不用品の放置により道路、公園、河川その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は他人の土地を汚すことをいう。
- (5) 町民等 町民及び町内に勤務若しくは在学又は滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 所有者等 土地又は建物等を所有又は占有若しくは管理する者をいう。
- (8) 飼い犬等 飼養管理されている犬、その他の動物をいう。
- (9) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。
- (10) 野焼き 法第16条の2で禁止されている廃棄物の焼却をいう。

(基本となる責務)

第3条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 廃棄物の不法投棄(海上投棄を含む。)
- (2) ごみのポイ捨て
- (3) 飼い犬等のふん等の放置
- (4) 野焼き

改正(平19条例第18号)

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、必要な諸施策を積極的に推進し、町民等への啓発に努めるとともに、町民等による生活環境の整備の自主的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(対策会議の設置)

第5条 町は、前条の諸施策を推進するために、海士町環境美化推進対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

- 2 対策会議は、町内の環境美化を推進するための事項について協議し、町長に助言する。
 - 3 対策会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てるものとし、町長が委嘱する。
 - (1) 島根県隠岐支庁県土整備局職員のうち局長が指名する者
 - (2) 島根県隠岐支庁保健所職員のうち局長が指名する者
 - (3) 浦郷警察署の警察官のうち署長が指名する者
 - (4) 隠岐広域連合消防本部職員のうち消防長が指名する者
 - (5) 町議会議員のうち議長が指名する者
 - (6) 町の副町長及び町長部局職員のうち町長が指名する者
 - (7) 町教育委員会職員のうち教育長が指名する者
 - (8) 町内で事業活動を行う業者のうち町長が指名する者
 - (9) 町老人クラブ会長、町婦人会長、町区長会長
 - (10) 環境美化推進員のうち町長が指名する者
 - (11) その他町長が必要とする者
- 改正（平19条例第2号）
- 4 対策会議の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 対策会議の会長は、副町長をもって充て、会長代行は、町長部局職員の委員の中から会長が指名する。

改正（平19条例第2号）
- 6 対策会議の事務局は、環境整備課内に置く。

改正（平22条例第20号）

（町民等の責務）

第6条 町民等は、自宅周辺を清浄にする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

- 2 町民等は、家庭外で自ら生じさせたごみは持ち帰るか、又は回収容器等へ収納しなければならない。
- 3 町民等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、自己の施設及びその周辺を清浄にする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の環境美化等の責務について、従業員等その事業活動等に従事する者に周知するとともに、環境美化の啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

（所有者等の責務）

第8条 所有者等は、その所有又は占有若しくは管理する土地又は建物等及びその周辺を清浄にする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

- 2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主の責務及び遵守事項）

第9条 飼い主は、飼い犬等のふんの放置をしてはならない。

- 2 飼い主は、飼い犬等を散歩等させる際には、ふんを処理するための用具を携帯するなどし、飼い犬等がふんをしたときは、直ちにそのふんを回収しなければならない。

（環境美化の日）

第10条 町長は、環境美化の推進について、町民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、「環境美化の日」を設けるものとする。

(環境美化推進員)

第11条 町長は、環境美化を推進するため、環境美化推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

(回収容器の設置、管理等)

第12条 自動販売機等により飲料水等を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについては、その再資源化に努めなければならない。

(空き地の管理)

第13条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草若しくは枯草又はごみのポイ捨て等により投棄された廃棄物を放置して周辺の生活環境を損なうことのないように、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第14条 町長は、第3条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第15条 町長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(立入調査)

第16条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、不法投棄箇所、ごみのポイ捨て箇所、野焼き実施場所、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査を町の職員にさせることができる。 改正（平19条例第18号）

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第17条 町長は、第15条の規定により必要な措置を講ずるよう命じられた者が、その措置命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(費用弁償)

第18条 第5条第3項及び前条に規定する委員及び推進員の費用弁償については、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 6 月17日条例第20号）
この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

○海士町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(昭和59年 3 月26日海士町条例第 6 号)

改正	昭和60年 3 月23日条例第 7 号	昭和63年 3 月22日条例第 5 号
	平成元年 3 月31日条例第14号	平成 4 年 3 月31日条例第 9 号
	平成 6 年 3 月22日条例第12号	平成 9 年 3 月 6 日条例第 7 号
	平成11年 3 月19日条例第 8 号	平成15年 6 月27日条例第 7 号
	平成16年 3 月24日条例第16号	平成16年12月22日条例第34号
	平成18年 6 月26日条例第39号	平成19年 3 月19日条例第 6 号
	平成26年 8 月28日条例第14号	平成27年 3 月13日条例第13号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、本町における廃棄物を適正に処理し、かつ、生活環境を清潔にすることにより、よりよい生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業者の責務)

第 2 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(清潔の保持)

第 3 条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は廃棄物の容器及び便所等の周囲その他特に不潔になり易い箇所を常に清掃し、必要に応じて消毒剤、殺虫剤を散布する等その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 道路に面する土地の占有者は、その面する道路の清潔を保つように努めなければならない。

3 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに町長に通報しなければならない。

4 土木、建築物の工事施行者は、生活環境の保全上支障が生じないようにその工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

5 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布し、又は不用物を散乱した者は、これを速やかに除去し清掃しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第 4 条 法第 6 条第 1 項の規定による一定の計画は、町長が定め、毎年度の始めに公表する。

2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度公表する。

(占有者の協力義務)

第 5 条 法第 6 条第 1 項の規定による区域(以下「処理区域」という。)内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに自ら処分しない一般廃棄物(ふん尿を除く。)については、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し汚液がもれないように良好な状態で管理し、収集計画に従って所定の場所に持ち出

す等町長が示す方法に協力しなければならない。

（一般廃棄物の自己処分の基準）

第6条 土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分する場合においては、その一般廃棄物を法第6条第3項に定める基準に準じて処分しなければならない。

（ごみ容器への混入禁止）

第7条 第5条の容器には、次の各号に掲げるものを混入してはならない。

- (1) 法定伝染病患者の排せつ物及び排せつ物の付着したもので消毒しないもの並びに有毒性物質を含むもの
- (2) 爆発物その他危険性を有するもの
- (3) 土、石、汚でい
- (4) 前各号の外清掃作業上支障を及ぼすおそれのあるもの

（一般廃棄物の処理の申出）

第8条 処理区域内の土地又は建物の占有者は、継続して、又は臨時に一般廃棄物（自ら処分しない動物の死体を含む。）の収集を受けようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第9条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表に定める手数料を徴収する。

（手数料の減免）

第10条 次の各号の一に該当するものについては、前条の手数料を減免することとし、その場合に減免する額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 天災により生じた一般廃棄物の場合は、全額
- (2) 人災（火災に限る。）により生じた一般廃棄物の場合は、4分の3の額
- (3) その他町長が必要と認めた場合は、その額

全改（平27条例第13号）

（手数料の納付方法）

第11条 第9条に規定する手数料は、町長の発行する処理券をもって納付しなければならない。ただし、資源ごみ等については、町長の発行する専用袋をもって納付するよう努めなければならない。

改正（平19条例第6号）

2 官公署、団体その他の事業所等で必要ある場合においては、町長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 し尿処理の手数料については、取扱業者の発行する納入通知書により納付するものとする。

4 既に納付した手数料は還付しない。ただし、町長が必要と認めた場合には、この限りでない。

改正（平11条例第8号）

（処理券売りさばき手数料）

第12条 前条の第1項の売りさばきを委託した場合は、受託者に対して売りさばき金額の100分の4に相当する金額を売りさばき手数料として交付する。

（一般廃棄物処理業等許可申請手数料）

第13条 法第7条第1項及び法第9条第1項の規定による処理業又は清掃業の許可（許可証の再交付を含む。）を受けようとする者は、申請の際次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請 1件3,000円
- (2) し尿浄化槽清掃業許可申請 1件5,000円

(3) 許可証再交付申請 1件1,000円

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

2 海士町廃棄物の処理及び清掃条例（昭和46年海士町条例第17号）は、廃止する。

附 則（昭和60年3月23日条例第7号）から

附 則（平成16年3月24日条例第16号）まで 略

附 則（平成16年12月22日条例第34号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第39号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月28日条例第14号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係） 改正（平26条例第14号）

種類及び取扱区分		単位	金額
生ごみ	収集運搬処分	専用紙袋1袋	70円
紙類	収集運搬処分	1箱（みかん箱程度）又は 1個で10キログラムまで	70円
ビニール類			
ペットボトル	収集運搬処分	専用ビニール袋1袋	70円
鋼製の缶類			
アルミニウム製の缶類			
無色のガラスびん			
茶色のガラスびん			
その他のガラスびん			
その他の金物類	収集運搬処分	1箱（みかん箱程度）又は 1個で10キログラムまで	70円
その他のガラス類			
自転車、一輪車、リヤカー、ストーブ等	収集運搬処分 搬入	1台	1,000円
電子レンジ等	収集運搬処分 搬入	1台	3,000円
可燃物 不燃物	搬入	100キログラム又はその端数につき	700円
廃車	搬入	オートバイ等	5,000円
家電リサイクル法 対象品目	搬入	テレビ（29型以下）1台	1,000円
		テレビ（30型以上）、洗濯機・衣類乾燥機 各1台	2,000円
		エアコン、冷蔵庫・冷凍庫（170リットル以下）各1台	3,000円
		冷蔵庫・冷凍庫（171リットル以上）各1台	4,000円
し尿	収集運搬処分	300リットルまでを基本料金とし、その超過する18リットル又はその端数につき	基本料金 3,000円 超過・端数料金 180円
	中間貯留槽への貯留	100キログラム又はその端数につき	300円

備考 手数料には、消費税及び地方消費税を含む。

○海士町ごみ焼却場設置及び管理に関する条例

(昭和56年 6 月30日海士町条例第15号)

改正 平成24年 3 月21日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第 8 条の規定による施設として、ごみ焼却場(以下「焼却場」という。)の設置及び管理に必要な事項を定めることを目的とする。改正(平24条例第 9 号)

(設置の目的)

第 2 条 この施設は、海士町における廃棄物の適正な処理をなし、町民の環境を保全するため焼却場を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 焼却場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町ごみ焼却場

位置 海士町大字福井484番地

(管理及び運営)

第 4 条 焼却場の管理者は町長とし、管理運営に関する事務は、町長が別に定める。

(職員)

第 5 条 焼却場に管理運営に必要な職員を置くことができる。

(技術管理者の資格)

第 6 条 法第21条第 3 項の規定に基づき技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(科学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 法第20条に規定する環境衛生指導員の職に 2 年以上あった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 第3号から前号までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

追加（平24条例第9号）

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営に必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平24条例第9号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日より施行する。

○海士町リサイクルセンターの設置及び管理に関する 条例

(平成11年3月19日海士町条例第9号)

改正 平成25年3月21日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、海士町リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）の設置及び管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 海士町の区域内の容器包装廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条により処理するため、リサイクルセンターを設置する。

2 リサイクルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町リサイクルセンター

位置 海士町大字福井484番地

(搬入する者の範囲)

第3条 容器包装廃棄物を搬入することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町長
- (2) 海士町に住所を有する者
- (3) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(搬入者の遵守事項)

第4条 リサイクルセンターに容器包装廃棄物を搬入する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 搬入する容器包装廃棄物は、分別収集基準を満たしたものであること。
- (2) リサイクルセンター内においては、職員の指示に従うこと。

(搬入量の制限)

第5条 町長は、リサイクルセンターの処理能力その他の理由により、業務を行うことが困難となった場合は、搬入量を制限することができる。

(損害賠償)

第6条 リサイクルセンターに容器包装廃棄物を搬入する者は、自己の責めに帰すべき事由によって、その施設を焼失し又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(技術管理者の資格)

第7条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（科学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 法第20条に規定する環境衛生指導員の職に2年以上あった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学

工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 第3号から前号までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

追加（平25条例第10号）

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、リサイクルセンターの管理運営に必要な事項は、別に町長が定める。

繰下げ（平25条例第10号）

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○海士町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例

(平成9年12月26日海士町条例第37号)

改正 平成25年3月21日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 海士町内の不燃性一般廃棄物（以下「不燃ごみ」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項の規定により処理するため、次の表のとおり処分場を設置する。

名 称	海士町一般廃棄物最終処分場
位 置	海士町大字崎700番地5

(処分するものの範囲)

第3条 処分場で処分するものは、次のとおりとする。

- (1) 不燃ごみで海士町の計画収集によるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(搬入者の範囲)

第4条 処分場に不燃ごみを搬入できる者は、次のとおりとする。

- (1) 町長
- (2) 海士町に住所を有する者
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(損害賠償)

第5条 処分場に不燃ごみを搬入する者は、自己の責めに帰すべき事由によって、その施設等を消失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(技術管理者の資格)

第6条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（科学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 法第20条に規定する環境衛生指導員の職に2年以上あった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、

3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 第3号から前号までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

追加（平25条例第11号）

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平25条例第11号）

附 則

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○海士町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する規則

(平成9年12月26日海士町規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例（平成9年海士町条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分場立入禁止)

第2条 条例第4条に規定する者のほか、何人も処分場に立ち入ってはならない。

(搬入者の遵守事項)

第3条 海士町一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に不燃性一般廃棄物（以下「不燃ごみ」という。）を搬入する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 処分場における車両の通行は、徐行運転すること。
- (2) 搬入に際しては、常に搬入口及びその周辺の清潔を保つこと。
- (3) 処分場内においては、職員の指示に従うこと。

(計量)

第4条 処分場に不燃ごみを搬入する者は、計量を受けた後、その指示に従って搬入しなければならない。

(搬入車両)

第5条 処分場に不燃ごみを搬入する車両は、特別の場合を除くほか、飛散、汚水、臭気等に対する処置を講じたものでなければならない。

(搬入の制限)

第6条 町長は、不燃ごみの搬入を制限することができる。

附 則

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

○海士町斎場の設置及び管理に関する条例

(平成9年12月26日海士町条例第39号)

改正 平成12年3月24日条例第12号 平成14年8月5日条例第23号
平成17年12月22日条例第20号 平成22年6月17日条例第24号
平成29年12月27日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、海士町斎場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 環境衛生の向上を図るため斎場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町斎場

位置 海士町大字海士5708番地4

(管理)

第4条 海士町斎場は、海士町長が管理し、常に良好な状態で使用できるように留意しなければならない。

(使用許可)

第5条 海士町斎場を使用しようとする者は、海士町長（以下「町長」という。）に申請して許可を受けなければならない。

2 前項の申請者が海士町の住民でないときは、町長において支障がないと認められる場合に限り、これを許可することができる。

(処理)

第6条 火葬は、死体を町長に委託し、その遺骨は町長の指定する時刻までに処理しなければならない。

2 使用者が前項の指定時刻までに遺骨の処理をしないときは、町長がこれを処理することができる。この場合において、使用者又は遺族は、異議を申し立てることができない。

(使用料)

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者は、次の表に定めるところにより使用料を納めなければならない。

改正（平17条例第20号）

区 分	使 用 料	
	町 内	町 外
大人（中学生以上） 1体につき	25,000円	50,000円
小人（小学生以下） 1体につき	20,000円	40,000円
粉骨 1体につき	10,000円	30,000円
死産	10,000円	20,000円
胎児	10,000円	20,000円
土葬骨	10,000円	20,000円
廃石碑 1基につき	5,000円	10,000円

2 午後5時からの作業については、1時間につき2,000円を加算するものとする。

改正（平12条例第12号）

3 前条第2項の規定により町長が遺骨を処理した場合には、使用者は使用料とは別に、1体につき2,000円を納めなければならない。

追加（平22条例第24号）

4 使用者から葬儀終了後の食事提供のための使用申し出があり、町長が必要と認めた場合には使用料に別途10,000円を加算するものとする。

追加（平29条例第18号）

（使用料の減免）

第8条 町長は、海士町の住民で、特別の理由によりその必要があると認める者に対しては、使用料の一部又は全部を免除することができる。

（使用料の返還）

第9条 既納の使用料は、町長において特別の理由があると認めた場合のほか返還しない。

（委託）

第10条 町長は、斎場の設置目的を効果的に達成するため管理運営を委託することができる。

（休場日）

第11条 海士町斎場は、1月1日及び同月2日を休場日とする。ただし、町長が特に認める場合についてはこの限りでない。

追加（平14条例第23号）

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平14条例第23号）

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月5日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第20号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日条例第24号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第18号）

この条例は、平成29年10月12日から施行する。

○霊柩輸送のための自動車使用条例

(平成 9 年12月25日海士町条例第40号)

改正 平13年 9 月25日条例第21号

(目的)

第 1 条 この条例は、霊柩輸送のため町自動車を使用する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料)

第 2 条 自動車を使用しようとする者は、町長の許可を受け、次に定める使用料を納付しなければならない。

全改 (平13条例第21号)

区 分	使 用 料	
	町 内	町 外
霊柩車 1 回当たり	10,000円	20,000円

(許可)

第 3 条 海士町の住民でないものが前条の規定により許可を願い出たときは、町長において支障がないと認める場合に限り許可する。

(減免等)

第 4 条 海士町の住民で、特別の理由があるものについては、その申請に基づき使用料を一部又は全部を免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、中国運輸局長の許可の日から施行する。

附 則 (平成13年 9 月25日条例第21号)

この条例は、平成13年10月 1 日から施行する。

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(平成16年10月1日海士町規則第6号)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等及びその付近の状況を明らかにした図面（墓地又は納骨堂にあっては周囲100メートル以内、火葬場にあっては周囲200メートル以内の地形及び建物の状況を表したもの）
- (2) 墓地等に係る土地の登記簿の謄本、丈量図及び公図の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者が市町村又は法人（以下「市町村等」という。）である場合には、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地にあっては造成計画図及び施設の配置図、納骨堂又は火葬場にあっては建物及びその附属設備の設計図及び配置図
- (2) 墓地等の管理規定、使用料及び管理料の額並びにこれらの額を定める根拠を記載した書類
- (3) 定款、寄附行為又は規則（以下「定款等」という。）の写し及び法人の登記簿の謄本
- (4) 墓地等の設置に関し、定款等に定められた所要の手続を経たことを証する書類
- (5) 墓地等の経営に係る事業計画書及び収支予算書

第2条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書に、変更に係る前条に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者が市町村である場合には、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該法人の定款等の写し
- (2) 墓地等の廃止に関し、定款等に定められた所要の手続きを経たことを証する書類
- (3) 墓地の改葬により既設の墓地を廃止する場合にあっては、改葬を完了したことを証する書類

第4条 墓地等の新設又は拡張は、なるべく荒廃地を使用し、かつ、次の条件に該当する場合でなければならない。

- (1) 公園、学校、病院その他これらに類する施設及び人家から100メートル（火葬場にあっては200メートル）以上離れていること。
- (2) 飲料水に支障を及ぼさないこと。

第5条 墓地の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界を明瞭にし、必要に応じ植栽すること。
- (2) 通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造を有し、各墳墓に接続していること。

- (3) 排水路を設け、雨水その他地表水が貯留しない構造を有すること。
- (4) 給水設備及びごみ処理設備を設けること。

第6条 納骨堂の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 外壁及び屋根は耐火構造とし、内部は不燃材料を用いること。
- (2) 換気設備を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠できる設備を設けること。

第7条 火葬場の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界を明瞭にし、必要に応じ植栽すること。
- (2) 火炉及び煙突は堅牢な構造であって、かつ、防臭及び防塵について十分な能力を有すること。
- (3) 場内に灰庫を設けること。

第8条 第4条（第2号を除く。）及び第5条から第7条までに規定する事項について、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、その一部をしんしゃくすることができる。

第9条 町長は、法第10条の規定による許可をしたときは、様式第4号による許可証を交付するものとする。

第10条 市町村等が墓地等の工事を完了したときは、様式第5号により町長に届けなければならない。

第11条 町長は、墓地等に関し、様式第6号から様式第8号までによる台帳を備えて、これに必要な事項を記載しなければならない。

第12条 墓地等の経営者は、許可証を失い、又は破損した場合には、様式第9号による申請書を町長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、これを10日以内に町長に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

年 月 日

海士町長 様

住 所 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名

印

墓地（納骨堂・火葬場）経営許可申請書

下記のとおり墓地（納骨堂・火葬場）を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律
施行細則第 1 条の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の所在地
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地の敷地面積及び区画数 平方メートル・ 区画
（納骨堂にあっては、床面積及び納骨装置の数）
（火葬場にあっては、敷地面積、床面積及び火炉の数）
- 4 新設の理由

年 月 日

海士町長 様

住 所 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名

印

墓地（納骨堂・火葬場）変更許可申請書

下記のとおり墓地（納骨堂・火葬場）を変更したいので、墓地、埋葬等に関する法律
施行細則第 2 条の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の所在地
- 2 墓地等の名称
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名

㊟

墓地（納骨堂、火葬場）廃止許可申請書

下記のとおり墓地（納骨堂、火葬場）を廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律
施行細則第 3 条の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の所在地
- 2 墓地等の名称
- 3 廃止の理由

様式第 4 号その 1（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

墓 地 経 営 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった墓地の経営については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 面積
- 4 許可の条件

様式第 4 号その 2（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

納 骨 堂 経 営 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 床面積及び納骨装置の数
- 4 許可の条件

様式第 4 号その 3（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

火 葬 場 経 営 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった火葬場の経営については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 敷地面積
- 4 床面積
- 5 火炉の基数
- 6 許可の条件

様式第 4 号その 4（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

墓 地 変 更 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった墓地の変更については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 変更の内容

様式第 4 号その 5（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

納 骨 堂 変 更 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の変更については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 変更の内容

様式第 4 号その 6（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

火 葬 場 変 更 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった火葬場の変更については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 変更の内容

様式第 4 号その 7（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

墓 地 廃 止 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった墓地の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称

様式第 4 号その 8（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

納 骨 堂 廃 止 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称

様式第 4 号その 9（第 9 条関係）

指令 第 号

住 所
氏 名

火 葬 場 廃 止 許 可 証

年 月 日付けで申請のあった火葬場の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

海士町長 氏 名 印

記

- 1 所在地
- 2 名称

様式第 5 号（第10条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名

印

墓 地 等 工 事 完 了 届

下記のとおり墓地（納骨堂・火葬場）の新設（変更）の工事が完了しましたので届け
出ます。

記

墓地、納骨堂 又は火葬場	名 称	
	所 在 地	
新設又は変更の許可年 月日及び許可指令番号	年 月 日	
	指令 第 号	
新設又は変更工事の 着工及び完了の年月日	着工 年 月 日	
	完了 年 月 日	

様式第 6 号（第11条関係）

火 葬 場 台 帳	
経営者の住所氏名及び生年月日	
管理者の住所氏名及び生年月日	
火 葬 場 の 名 称	
火 葬 場 の 所 在 地	
公 営 又 は 私 営 の 別	
敷 地 の 面 積	平方メートル
建 物 の 面 積	平方メートル
使 用 委 託 等 の 料 金	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日指令 第 号
設 備 の 概 要 そ の 他	

裏面は火葬場の平面図記入

様式第 7 号（第11条関係）

納 骨 堂 台 帳	
経営者の住所、氏名及び生年月日	
管理者の住所、氏名及び生年月日	
納 骨 堂 の 名 称	
納 骨 堂 の 所 在 地	
公 営 又 は 私 営 の 別	
敷 地 の 面 積	平方メートル
建 物 の 面 積	平方メートル
使 用 委 託 等 の 料 金	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日指令 第 号
設 備 の 概 要 そ の 他	

裏面は納骨堂の平面図記入

様式第8号（第11条関係）

[illegible]

様式第 9 号（第12条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 氏 名 ⑩

墓地（火葬場・納骨堂）新設（廃止・変更）許可証再交付申請書

申 請 者 住 所 氏 名	
許 可 の 種 別	
許可年月日及び指令番号	
許可証を失い、又は破損した理由及び年月日	

添付書類
破損した場合は、破損した許可証を添えること。

○狂犬病予防法施行細則

(平成12年 3 月27日海士町規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「政令」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 省令第3条の犬の登録の申請書は、様式第1号によるものとする。

(犬の死亡届)

第3条 省令第8条第1項の犬の死亡の届出書は、様式第2号によるものとする。

(登録事項の変更届)

第4条 省令第9条の登録事項の変更の届出書は、様式第3号によるものとする。

(鑑札再交付申請)

第5条 省令第6条の規定による鑑札の再交付の申請は、様式第4号により行うものとする。

(注射済票交付申請)

第6条 法第5条第2項の規定による注射済票の交付を受けようとする者は、様式第5号による注射済票交付申請書を町長に提出しなければならない。

(注射済票再交付申請)

第7条 省令第13条第1項の規定による注射済票の再交付の申請は、様式第6号により行うものとする。

附 則

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

犬 の 登 録 申 請 書

犬の登録を受けたいので、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ			
	氏 名 (法人にあっては、その名称)	印 (電話 局 番)		
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
犬 の 所 在 地				
種 類		性別	1 2 オ ス メ ス	
呼 名		生 年 月 日	年 月 日	
毛 色	1 2 3 4 茶 黒 白 他	特 徴		

登録番号

注射番号

登録月日

交付月日

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

海士町長 様

犬の所有者 住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、その名称
及び主たる事務所の所在地〕
(電話 局 番)

犬 の 死 亡 届

狂犬病予防法第 4 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登 録 年 度	年度
登 録 番 号	第 号
死 亡 年 月 日	年 月 日
備 考	

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

海士町長 様

犬の所有者 住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、その名称
及び主たる事務所の所在地〕
（電話 局 番）

登 録 事 項 の 変 更 届

狂犬病予防法第 4 条第 4 項（第 5 項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登 録 年 度	年 度	
登 録 番 号	第 号	
変 更 し た 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
備 考		

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

海士町長 様

犬の所有者 住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、その名称
及び主たる事務所の所在地〕
（電話 局 番）

鑑 札 再 交 付 申 請 書

鑑札の再交付を受けたいので、狂犬病予防法施行規則第 6 条の規定により、下記
のとおり申請します。

記

登 録 年 度	年度
登 録 番 号	第 号
鑑 札 を 亡 失 （き 損）した理由	
備 考	

注 鑑札をき損したときは、その鑑札を添付すること。

年 月 日

海士町長 様

狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 交 付 申 請 書

狂犬病予防注射済票の交付を受けたいので、狂犬病予防法施行細則第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ			
	氏 名 (法人にあっては、その名称)	(電話 局 印 番)		
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
犬 の 所 在 地				
種 類		性別	1 2 オ ス メ ス	
呼 名		生年月日	年 月 日	
毛 色	1 2 3 4 茶 黒 白 他	特 徴		

注 狂犬病予防注射済証を提示すること。

登録番号 注射番号

登録月日 年度 交付月日

年 月 日

海士町長 様

犬の所有者 住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、その名称
及び主たる事務所の所在地〕
（電話 局 番）

狂犬病予防注射済票再交付申請書

狂犬病予防注射済票の再交付を受けたいので、狂犬病予防法施行規則第13条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

注 射 番 号	第 号
注 射 済 票 を 亡 失 （き 損）した理由	
備 考	

注 注射済票をき損したときは、その注射済票を添付すること。

○海士町希少野生動植物保護条例

(平成29年12月27日海士町条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、町内に生息又は生育する希少野生動植物を保護するために必要な事項を定め、町と町民が一体となって自然生態系の保全を図り、次代へ継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、町内に生息又は生育する動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 種の存続に支障を来す程度に個体の数が著しく少ない
- (2) 個体の数が著しく減少しつつある
- (3) 主要な生息又は生育地が消滅しつつある
- (4) 生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある
- (5) 種の存続に支障を来すようなその他の事情がある

2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、第9条第1項の規定により、希少野生動植物の中から町長が指定したものをいう。

3 この条例において「町民等」とは、町民、事業者、旅行者及び滞在者をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）、その他の法令に特別の定めがある場合を除き、希少野生動植物の保護に関してはこの条例の定めるところによる。

(町の責務)

第4条 町は、野生動植物の種が置かれている状況の把握に努め、希少野生動植物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定して実施するものとする。

2 町は、希少野生動植物の保護の必要性について、町民等の理解を深めるよう普及啓発を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(隣接町村との連携)

第6条 町は、隣接町村に対し、実施する施策に協力することを求めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努め、連携を図るものとする。

(財産権の尊重等)

第7条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(地域開発工事等における配慮)

第8条 町は、地域の開発及び整備の実施に当たっては、希少野生動植物の生息又は生育環境への負荷を調査し、悪影響を回避するよう努めなければならない。

(指定希少野生動植物の指定)

第9条 町長は、希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定

希少野生動植物（以下「指定種」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ海士町自然保護委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 委員会に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4 町長は、指定をするときは、指定に係る動植物の種名及び指定理由を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
- 6 町長は、指定種の個体の生息又は生育の状況等により指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（捕獲等の禁止）

第10条 指定種の生きている個体を、捕獲、採取、殺傷、損傷、又は当該個体の存続に影響を与えるような周辺状況の改変（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 学術研究その他公益上の理由等により、町長が特に必要と認めて許可した場合
- (2) 人の生命若しくは身体の保護のため緊急やむを得ない場合
- 2 前項の規定に違反して捕獲等をされた個体（その加工品であつて規則で定めるものを含む。以下この項から第13条において同じ。）及び当該個体を増殖した個体は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 3 第1項ただし書の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。
- 4 町長は、その許可をする場合において、指定種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において許可に条件を付することができる。

（捕獲等の許可者に対する措置命令等）

第11条 町長は、前条第1項ただし書の許可を受けた者が同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定種の保護のために必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、前条第1項ただし書の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項ただし書の許可を受けている者に対し、指定種の個体の取扱の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を立入検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（所持の届出及び町外産の説明義務）

第13条 新たに指定種が指定された際、現にその種を所持しており、引き続き所持する者は、その種が指定された日から30日以内に、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

- 2 前項及びこの項の規定に基づき、町長に所持を届け出た者から指定種の個体を譲り受けて引き続き所持する者（相続を含む。）は、譲り受けた日から30日以内に、規則で定め

るところにより町長に届け出なければならない。

- 3 指定種と同一の町外産個体を所持している者は、町の関係職員の聴取に対し、その入手経緯を明らかにしなければならない。

（生息地等保護区の指定）

第14条 町長は、指定種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を、生息地等保護区（以下「保護区」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、町長に指定についての意見書を提出することができる。
- 5 町長は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 町長は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び指定に係る指定種を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
- 8 町長は、指定種の個体の生息又は生育の状況等により指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 9 第3項から第7項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（保護区内の規制）

第15条 保護区の区域内において次に掲げる行為を行う場合は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 火入れ又はたき火をすること。
- 2 次に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。
 - (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、指定種の保護に支障を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるもの
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。
- 4 町長は、指定種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。

（措置命令等）

第16条 町長は、指定種の保護のため必要があると認めるときは、保護区の区域内において前条第1項の許可を受け、当該許可に係る行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 町長は、前条第1項の規定に違反した者が、その違反行為によって指定種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて原状回復を命じ、その他指定種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査等）

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、保護区の区域内において第15条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保護区の区域内において前項に規定する者が所有し又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

（実地調査）

第18条 町長は、第14条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 町長は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み又は妨げてはならない。

（損失の補償）

第19条 町は、第15条第1項の許可を受けることができないため、又は同条第4項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生じるべき損失の補償をすることができる。

（希少野生動植物保護推進員）

第20条 町長は、希少野生動植物の保護及びその生息又は生育する自然環境の保全に関する必要な啓発、調査、助言等を行わせるため、希少野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2 推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第21条 町は、希少野生動植物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

（町民等の活動の促進）

第22条 町は、町民及び事業者又はこれらの者が組織する団体がこの条例の趣旨にのっとり行う野生動植物の保護活動について、必要な助言、指導その他の支援措置を講ずるものとする。

（国等に関する特例）

第23条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第10条第1項ただし書又は第15条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行為の内容について、あらかじめ町長に通知しなければならない。

2 町長は、希少野生動植物の保護のために必要があると認めるときは、執るべき必要な措置について国等に対し協議を求めることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 第10条第1項本文、同条第2項又は第15条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第10条第4項若しくは第15条第4項の規定により付された条件に違反した者、又は第11条第1項若しくは第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第18条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み又は妨げた者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○海士町希少野生動植物保護条例施行規則

(令和元年10月25日海士町教育委員会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町希少野生動植物保護条例（平成29年海士町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(海士町自然保護委員会)

第2条 条例第9条第2項に定める海士町自然保護委員会（以下「委員会」という。）は、町長の諮問に応じ、以下のことを行う。

- (1) 条例の目的実現のため、保護管理に関わる重要事項について調査審議すること。
- (2) 条例第9条、第14条その他必要な事項について意見を述べること。

2 委員会は、5人以内で組織する。委員は町長が任命し、任期は4年とする。

3 委員会の庶務は、海士町教育委員会事務局において処理する。

4 その他委員会の運営に必要な事項は、委員会で協議して定める。

(指定希少野生動植物の加工品)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める加工品は、指定希少野生動植物の個体の剥製その他の標本（剥製その他の標本として製作する過程のものを含む。）とする。

(捕獲等の許可の申請等)

第4条 条例第10条第3項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（様式第1号）により行うものとする（同条第1項に規定する捕獲等を、以下「捕獲等」という。）。

2 町長は、前項の申請に係る捕獲等について、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

- (1) 捕獲等の理由が、条例第10条第1項ただし書に規定する理由に適合しない場合
- (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の理由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

(指定前からの所持の届出)

第5条 条例第13条第1項又は第2項の規定による届出は、指定希少野生動植物の指定前からの所持・譲受届出書（様式第2号）により行うものとする。

(公聴会)

第6条 町長は、条例第14条第5項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 公聴会は、町長又はその指名する者が議長として主宰する。

3 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

4 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

5 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

- 6 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 7 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 8 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 9 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

(生息地等保護区内における許可を要しない行為)

第7条 条例第15条第2項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

- ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
- イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識くい、警報機雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- カ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区（以下「保護区」という。）が指定された際、現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって、条例第15条第1項の規定による許可を受けて設置されたものを改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。
- セ 自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- ソ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- タ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- チ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- テ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ト 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ナ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ニ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ヌ 電柱を設置すること。
- ネ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ノ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- ハ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヒ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- フ 送水管を農地に埋設すること。
- ヘ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ホ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

マ 宅地のような壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

ミ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ム 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において、(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(ア) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの

(イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(ウ) 旗ざおその他これに類するもの

(エ) 門、塀、給水設備又は消火設備

(オ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備

(カ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

メ 条例第15条第1項の規定による許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

イ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試掘を行うこと。

ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採掘を行うこと。

カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘抗の抗底直径が30センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講じるものに限る。）。

キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ウ 保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木材を伐採することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木材を伐採すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木材を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。

キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

(7) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第15条第1項第6号及び第7号に掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第15条第1項第7号に掲げるものは除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第15条第1項第7号に掲げるものは除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第15条第1項第7号に掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 条例第15条第1項第7号に掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第15条第1項第7号に掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第15条第1項第7号に掲げるものを除く。）

キ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築及び条例第15条第1項第7号に掲げるものを除く。）

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

ケ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

コ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

サ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

シ 工作物の修繕のための行為

（保護区内における行為の許可の申請）

第8条 条例第15条第3項の規定による許可の申請は、保護区内における行為等許可申請書（様式第3号）により行うものとする。

（希少野生動植物保護推進員）

第9条 条例第20条第1項に規定する希少野生動植物保護推進員（以下この条において「推進員」という。）は、次に掲げる活動を行う。

(1) 希少野生動植物が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発すること。

(2) 希少野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査すること。

(3) 希少野生動植物の個体の所有者若しくは占有者、又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、必要に応じ希少野生動植物の保護のため助言すること。

(4) 希少野生動植物の保護のために町が行う施策に必要な協力をする。

2 推進員は、希少野生動植物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、5人以内で町長が委嘱する。

3 推進員の任期は、4年とする。

4 町長は、必要に応じ、予算の範囲内において推進員に対し活動費を支給することができる。

5 町長は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、解任することができる。

6 推進員は、身分証明書（様式第4号）を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（身分証明書）

第10条 条例第12条第2項及び第18条第3項に掲げる職員の携帯する身分を示す証明書は、様式第5号とする。

（国等に関する特例）

第11条 条例第23条の規定による規則で定める通知は、指定希少野生動植物捕獲等届出書（様式第6号）により行うものとする。

（略称及び指定番号）

第12条 指定希少野生動植物を動物と植物とに分け、それぞれの略称を「指定動物」「指定植物」とする。

2 それぞれの区分ごとに、「動」「植」「区」で始まる指定順の一連番号を付する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月25日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住所
氏名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

指定希少野生動植物の個体の捕獲等の許可を受けたいので、海士町希少野生動植物保護
条例第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をする個体	種名 (卵や種子の場合 その旨も記入)		
	数量		
捕獲等をする目的	学術研究・繁殖・教育・その他 ()		
捕獲等をする区域 及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕獲等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕獲等をした 個体を飼養 栽培しようと する場合	所在地		
	飼養栽培施設の 規模及び構造		
	取扱者	住所	
		氏名	
		職業	
	飼養栽培に 関する経歴		
摘要			

- (注)
- 1 「種名」欄には、捕獲等の区分を併記し、それが「周辺状況の改変」である場合は、その内容も記すこと。
 - 2 この申請書の提出に併せて、次の書類を提出すること。
 - (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面及び写真
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - (3) 捕獲等をする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 - 3 「捕獲等をする目的」の欄は該当するものを○で囲み詳細を別紙に記載の上添付すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

指定希少野生動植物の指定前からの所持・譲受届出書

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住所
氏名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

新たに指定された指定希少野生動植物を指定の時点で所持しており、又は既に届け出た者からこれを譲り受け、引き続き所持したいので、海士町希少野生動植物保護条例第13条の第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	指定希少動植物の 名称 (株・頭) 数
	指定希少動植物所持場所
2	指定希少動植物の 名称 (株・頭) 数
	指定希少動植物所持場所
3	指定希少動植物の 名称 (株・頭) 数
	指定希少動植物所持場所
4	指定希少動植物の 名称 (株・頭) 数
	指定希少動植物所持場所
5	指定希少動植物の 名称 (株・頭) 数
	指定希少動植物所持場所

(注) 個人の場合で自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

様式第 3 号（第 8 条関係）

生息地等保護区の区域内における行為等許可申請書

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住所
氏名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

生息地等保護区の区域内において、下記の行為をしたいので、海士町希少野生動植物保護条例第15条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
行 為 の 目 的	
行為の場所及び周辺の状況	
行 為 の 方 法 及 び 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

（注）

- 1 「行為の種類」欄には、海士町希少野生動植物保護条例第15条第 1 項に掲げる事項を参照の上、記入すること。
- 2 「行為の場所」欄には、町名、字名、地番等を記入すること。
- 3 「行為の目的」欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 4 「行為の場所及びその周辺の状況」欄には、地形、植生等、周辺の状況を示す上で必要な事項を記入する。
- 5 「行為の方法及び内容」欄には、当該行為の施行方法、内容、規模及び希少野生動植物の保護措置等を具体的に記入すること。
- 6 他の法令等における認可、許可等の要件が必要な行為については、「摘要」欄にその状況等について記入すること。
- 7 申請に際しては、次に掲げる書類等を添付すること。
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 行為の場所及びその周辺の状況を明らかにした写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類等

様式第4号（第9条関係）

第	号	希少野生動植物保護推進員証	
この証明書を携帯する者は、海士町希少野生動植物保護条例第20条第1項の規定に基づく希少野生動植物保護推進員であることを証明します。			
写真貼り付け 箇所	住所		
	氏名		
	任期		
		年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日交付		
	海士町長	印	

（裏面）

海士町希少野生動植物保護条例（抜粋）
（希少野生動植物保護推進員）
第20条 町長は、希少野生動植物の保護及びその生息し、又は生育する自然環境の保全に関する必要な啓発、調査、助言等を行わせるため、希少野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。
2 推進員に関し必要な事項は、規則で定める。
海士町希少野生動植物保護条例施行規則（抜粋）
（希少野生動植物保護推進員）
第9条 条例第20条第1項の希少野生動植物保護推進員は、次に掲げる活動を行う。
(1) 希少野生動植物が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発すること。
(2) 希少野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査すること。
(3) 希少野生動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、必要に応じ希少野生動植物の保護のため助言すること。
(4) 希少野生動植物の保護のために町が行う施策に必要な協力をすること。
2～5 略
6 推進員は、身分証明書（様式第4号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（注）用紙サイズはA6版程度とする。

様式第5号（第10条関係）

第	号	身 分 証 明 書		
この証明書を携帯する者は、海士町希少野生動植物保護条例第12条又は第18条の規定に基づく、立入検査又は質問をする職員であることを証明します。				
写真貼り付け 箇所	所属			
	職名			
	氏名			
	有効期限	年	月	日まで
	年	月	日交付	
	海士町長	印		

（裏面）

海士町希少野生動植物保護条例（抜粋） （報告の徴収及び立入検査） 第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項ただし書の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を立入検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 （実地調査） 第18条 町長は、第14条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

（注）用紙サイズはA6版程度とする。

様式第6号（第11条関係）

指定希少野生動植物捕獲等通知書

年 月 日

海士町長 殿

通知者 住所
氏名

指定希少野生動植物の個体の捕獲等をするので、海士町希少野生動植物保護条例第23条の規定により、次のとおり通知します。

捕獲等をする個体	種名 (卵や種子の場合 その旨も記入)		
	数量		
捕獲等をする目的		学術研究・繁殖・教育・その他 ()	
捕獲等をする区域 及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合)			
捕獲等しようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした 個体を飼養 栽培しようとする場合	所在地		
	飼養栽培施設の 規模及び構造		
	取扱者	住所	
		氏名	
		職業	
	飼養栽培に 関する経歴		
保護区内に おいて規制を 対象行為を行 う場合	行為の種類		
	行為の目的		
	行為の場所及び 付近の状況		
	行為の方法 及び内容		
	行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
摘要			

(注)

- 1 この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面及び写真
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

- 2 「種名」欄には、捕獲等の区分を併記し、それが「周辺状況の改変」である場合は、その内容も記すこと。
- 3 「捕獲等をする目的」の欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。
- 4 「行為の種類」欄には、海士町希少野生動植物保護条例第15条第1項に掲げる事項を参照の上、記入すること。
- 5 「行為の場所」欄には、町名、字名、地番等を記入すること。
- 6 「行為の目的」欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 7 「行為の場所及びその周辺の状況」欄には、地形、植生等、周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 8 「行為の方法及び内容」欄には、当該行為の施行方法、内容、規模及び希少野生動植物の保護措置等を具体的に記入すること。
- 9 他の法令等における認可、許可等の要件が必要な行為については、「摘要」欄にその状況等について記入すること。

第9編 産業

第1章 農業委員会

○海士町農業委員会の委員の定数に関する条例

(平成28年12月27日海士町条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、海士町農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 海士町農業委員会の委員の定数は、6人とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○海士町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(平成28年12月27日海士町条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、海士町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 海士町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○海士町農業委員会会議規則

(平成8年11月1日海士町農業委員会規則第1号)

(総則)

第1条 海士町農業委員会の会議(以下「会議」という。)は、法令に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、海士町公告式条例(昭和27年海士町条例第103号)の例により公告しなければならない。

2 前項の通知及び公告は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の日時の3日前にしなければならない。

(参集)

第3条 委員は、招集の当日定刻までに参集しなければならない。

(欠席の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないときは、当日の開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 委員の議席は、会長が定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

3 議席には、番号を付けるものとする。

(会議の開閉)

第6条 開会、休会、延会又は閉会は、会長が宣告する。

2 会長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

3 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席委員が定数に達しないときは、会長は、延会を宣告することができる。

(議題の宣告)

第7条 会長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議のあるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案の説明)

第9条 会議において事件が議題となったときは、提案者は、その趣旨を説明しなければならない。

(発言)

第10条 委員は、議題について、自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 会議の発言は、会長の許可を受けなければならない。

3 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

(動議)

第11条 この規則で特に定めた場合を除き、すべての動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第12条 修正の動議は、3人以上の賛成者がなければ議題として審議することができない。

(先決動議の採択順序)

第13条 他の事件に先立って採決に付さなければならない動議が競合したときは、会長が採決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第14条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、会議の承認を要する。

2 委員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(採択)

第15条 採択のとき現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。

(採決の方法)

第16条 採決の方法は、起立による。ただし、会長が必要と認めるとき又は委員5人以上の要求があるときは、投票の方法による。

2 投票用紙の様式は、会長が決める。

(簡易採決)

第17条 会長は、事件について前条の規定によるほか異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、会長は、可決の旨を宣告する。ただし、会長の宣告に対し出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、会長は、起立又は投票の方法で採決しなければならない。

(議事録)

第18条 議事録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、出席、欠席委員の番号及び氏名並びに会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(傍聴人の取締り)

第19条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることを許さない。

- (1) 凶器その他危険なものをもっている者
- (2) 容儀を乱し、又はめいていしている者

(傍聴人の制限)

第20条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外に入らないこと。
- (2) 旗、のぼり類を携行しないこと。
- (3) 傍聴席にあっては静粛にし、議場における言論に対し発言、拍手等その他喧そうにわたる行為をしないこと。

(退場命令)

第21条 傍聴人がこの規則に違反し、傍聴席の秩序を乱すおそれがあるときは、会長は退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議規則の疑義)

第22条 この規則の疑義はすべて会長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町農業委員会規程

(平成8年11月1日海士町農業委員会訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、海士町農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑なる運営を図るため組織及び職員並びに所掌事務を定めることを目的とする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長が委員を辞任し、又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、会長の選挙をその欠けるに至った日から10日以内にこれを行わなければならない。

(会長の職務代理者)

第3条 会長が欠けたとき又は事故があったときは、委員があらかじめ選挙して定めた委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項各号に掲げる事項
- (2) 農業及び農村に関する振興計画の樹立（基本的な方針の決定を除く。）及び推進に関する事項
- (3) 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除、その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項
- (4) 農業生産、農業経営、農業生活に関する調査及び研究
- (5) 農業及び農民に関する事項についての啓蒙及び宣伝
- (6) 区域内の農業及び農民に関する事項について意見を公表し、又は他の行政庁に建議する事項
- (7) 農家台帳に関する事項
- (8) 農業資金に関する事項
- (9) 町部局から事務委任を受けた事項

(専決事項)

第5条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 経営規模、耕作面積の証明
- (2) 農家であることの証明
- (3) 土地に関する証明（非農地証明を除く。）
- (4) 農地法により農業委員会が許可又は受理したことの証明
- (5) 農地法施行規則第5条第1号に該当することの証明
- (6) 法令等により農業委員会の権限に属させた証明（租税特別措置法及び地方税法による納税等猶予に関する適確者証明を除く。）

(代理決裁)

第6条 前条の規定による会長の専決事項について、会長が不在のときは局長が代理決裁する。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、これを代理決裁することができない。ただし、急を要する事項及びあらかじめ指示された事項については、この限りでない。

(身分を示す証票)

第7条 委員会の委員がその所掌事務を行うため、立入調査をするときの身分を示す証票を様式第1号のように定める。

(公印)

第8条 委員会及び会長の公印を様式第2号のように定める。

(公示)

第9条 委員会の公示は、海士町公告式条例（昭和27年海士町条例第103号）により行うものとする。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

No. _____

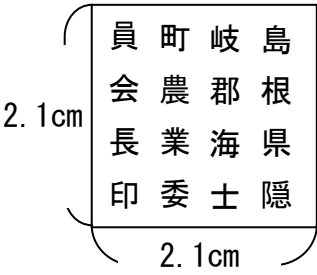
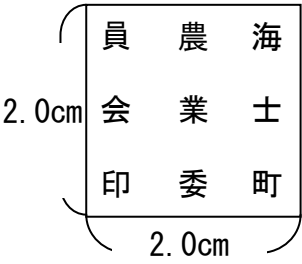
身 分 証 明 書

下記のものは、農業委員であることを証明する。

氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日
住 所 _____
電 話 _____
所属委員会名 _____

有効期限 _____ 年 月 日 印

様式第 2 号（第 8 条関係）



第2章 農林業

○制度資金の利子補給に関する条例

(昭和44年3月17日海士町条例第14号)

(目的)

第1条 この条例は、本町農林漁業者が各種制度資金の融資を受けた場合、利子を補給して、その負担を軽減し、もって本町産業の振興と農林漁業者の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で制度資金とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農林漁業資金
- (2) 農業近代化資金
- (3) 災害資金
- (4) 農林漁業経営構造改善資金
- (5) 県が県の指定した金融機関の融資について、利子補給を行うか、あるいは県の財政資金を金融機関に預託して農協等又は農林漁業者に低利で貸し付ける資金

(利子補給金の交付)

第3条 利子補給金は、町長の定めるところに従い、制度資金の貸付けを受けた農林漁業者に対し交付する。

(利子補給金の交付の年限)

第4条 前条の規定により、利子補給金を交付する年限は、その貸付けを受けた日の属する会計年度以降5箇年以内とする。

(利子補給金の限度)

第5条 町が交付する利子補給金の額は、各会計年度ごとに各借入残高（延滞額を除く。）について町長が別に定める率により計算した額とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町土地改良事業分担金徴収条例

(昭和48年 7 月 2 日海士町条例第22号)

改正 平成 8 年 9 月27日条例第16号 平成17年 3 月25日条例第10号

(趣旨)

第 1 条 土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の 4 において準用する法第36条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第 3 条に規定する資格を有する者に対して行う分担金を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。 改正(平17条例第10号)

(賦課の基準等の決定)

第 2 条 前条の規定により徴収する各年度の賦課の額(第 3 項に規定するものを除く。)は、その年度における当該土地改良事業の施行に要する経費のうち、国又は県から交付を受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲において、町長が定める。

改正(平17条例第10号)

2 前項の賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法は、町議会の承認を経て町長が定める。これを変更するときもまた同様とする。

3 法第96条の 4 において準用する法第36条の 2 の規定に基づき町長が指定する土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、法第113条の 2 第 2 項の規定に基づく当該事業の事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合又は当該事業により畑の区画形質が変更され、若しくは造成されたものについての開田が行われる場合(当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田に係る農地(以下「開田農地」という。)の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が、補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用農地又は開田農地につき法第 3 条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する分担金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額(農地の農地以外への転用が行われる場合において、当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係るものを差し引いた額)とする。

改正(平 8 条例第16号)

(分担金の徴収)

第 3 条 分担金は、納額告知書により徴収し、納期については、町長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、分担金の徴収に関しては、町税の徴収例による。

全改(平 8 条例第16号)

(賦課に対する異議の申立て)

第 4 条 第 2 条の規定により定められた分担金について、その賦課の算定に異議があるときは、その分担金の納額告知書を受けた日から10日以内に町長に対して異議を申し立てることができる。

2 町長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後 20 日以内にこれを決定しなければならない。

改正(平 8 条例第16号)

(急施の場合の特例)

第5条 法第96条の4において準用する法第49条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(徴収の猶予等)

第6条 町長は、天災その他特別の事情がある場合に限り町議会の議決を得て、1年以内の期限を限って分担金(第2条第3項に規定するものを除く。)の徴収を猶予し、又はその額の全部若しくは一部(第2条第3項に規定するものを除く。)を減免することができる。

改正(平8条例第16号)

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町農業大学校生奨学金貸与に関する規則

(平成8年11月1日海士町規則第14号)

(目的)

第1条 この規則は、海士町農業大学校生奨学金貸与条例（昭和57年海士町条例第17号。以下「奨学金貸与条例」という。）第8条の規定に基づき、奨学金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

奨学金貸与条例第7条に定める大学校生であることを証する書類

(貸与の決定等)

第3条 町長は、前条の申請に基づき、奨学金を貸与するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により貸与決定の通知を受けた者は、速やかに保証人が連署した誓約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は、毎月交付する。ただし、町長は、必要があると認めるときは、あらかじめ数月分を併せて交付することができる。

(貸与決定の取消し)

第5条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月以降の月に係る奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(奨学金の返還)

第6条 貸与を受けた者は、卒業の翌年から4年以内に貸与を受けた奨学金を町長の指定に従って均等返還するものとする。ただし、前条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたときは、直ちに貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(繰上げ返還)

第7条 前条の規定による貸与を受けた奨学金を繰上げ返還することを妨げない。

2 前条の規定により繰上げ返還する者には、その金額の100分の5を減額することができる。

(返還免除の申請)

第8条 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(届出)

第9条 奨学生又は返還債務者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 休学し、又は復学したとき。

(3) 退学したとき。

(4) 保証人を変更したとき。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

奨 学 金 貸 与 申 請 書

奨学金の貸与を受けたいので、海士町農業大学校生奨学金貸与に関する規則の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

親権者 住 所
氏 名

海士町長 殿

添付書類 入学許可書又は在学証明書 1 通

様式第 2 号（第 3 条関係）

誓 約 書

海士町農業大学校生奨学金貸与に関する規則に基づき、奨学金の貸与の決定を受けたので同規則を遵守し、勉学に励むことを誓約します。

また、併せて奨学金の返還等に関する義務については、同規則に従い誠実に履行することを保証人と連署の上誓約します。

年 月 日

本人 住 所
氏 名 ⑩

親権者保証人 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

海士町長 殿

添付 親権者保証人及び連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住 所
氏 名 (印)

保証人 住 所
氏 名 (印)

奨 学 金 返 還 免 除 申 請 書

海士町農業大学校生奨学金貸与に関する規則により、貸与を受けた奨学金返還債務の免除を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸与を受けた額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 免除を受けようとする事由

○海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与に関する規則

(平成8年11月1日海士町規則第15号)

(目的)

第1条 この規則は、海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与条例（昭和58年海士町条例第22号。以下「奨学金貸与条例」という。）第8条の規定に基づき、奨学金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

奨学金貸与条例第7条に定める学校生であることを証する書類

(貸与の決定等)

第3条 町長は、前条の申請に基づき、奨学金を貸与するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により貸与決定の通知を受けた者は、速やかに保証人が連署した誓約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は、毎月交付する。ただし、町長は、必要があると認めるときは、あらかじめ数月分を併せて交付することができる。

(貸与決定の取消し)

第5条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月以降の月に係る奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(奨学金の返還)

第6条 貸与を受けた者は、卒業の翌年から4年以内に貸与を受けた奨学金を町長の指定に従って均等返還するものとする。ただし、前条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたときは、直ちに貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(繰上げ返還)

第7条 前条の規定による貸与を受けた奨学金を繰上げ返還することを妨げない。

2 前条の規定により繰上げ返還する者には、その金額の100分の5を減額することができる。

(返還免除の申請)

第8条 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(届出)

第9条 奨学生又は返還債務者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 休学し、又は復学したとき。

(3) 退学したとき。

(4) 保証人を変更したとき。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

奨 学 金 貸 与 申 請 書

奨学金の貸与を受けたいので、海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与に関する規則の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住 所
 氏 名

親権者 住 所
 氏 名

海士町長 殿

添付書類 入学許可書又は在学証明書 1 通

様式第 2 号（第 3 条関係）

誓 約 書

海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与に関する規則に基づき、奨学金の貸与の決定を受けたので同規則を遵守し、勉学に励むことを誓約します。

また、併せて奨学金の返還等に関する義務については、同規則に従い誠実に履行することを保証人と連署の上誓約します。

年 月 日

本人	住 所	
	氏 名	Ⓔ
親権者保証人	住 所	
	氏 名	Ⓔ
連帯保証人	住 所	
	氏 名	Ⓔ

海士町長 殿

添付 親権者保証人及び連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

年 月 日

海士町長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩

保証人 住 所
氏 名 ⑩

奨 学 金 返 還 免 除 申 請 書

海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与に関する規則により、貸与を受けた奨学金返還債務の免除を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸与を受けた額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 免除を受けようとする事由

○海士町農村公園設置及び管理に関する条例

(昭和60年 7 月 1 日海士町条例第14号)

改正 平成21年 5 月18日条例第16号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項及び第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、農村公園を設置することによって、地域住民の憩いとレクリエーション等の場を与え、もって心身の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(農村公園の設置)

第 2 条 この町に次の農村公園を設置する。

名称 海士町農村公園

位置 海士町大字海士2472番地

(管理運営)

第 3 条 町長は、必要があると認めるときは、センターの管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平21条例第16号）

(行為の禁止)

第 4 条 公園の利用者は、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設の損傷又は汚損
- (2) 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- (3) ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- (4) たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (5) 指定された場所以外の場所への車馬の乗り入れ

(利用の禁止又は制限)

第 5 条 町長又は管理の委託を受けた者は、公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用料)

第 6 条 利用料は、無料とする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 5 月18日条例第16号）

この条例は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

○都市農村交流センター設置及び管理に関する条例

(平成5年12月22日海士町条例第18号)

改正 平成8年6月24日条例第11号 平成17年3月25日条例第8号
平成18年3月27日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、都市農村交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 海士町は、離島農村と都市等、他地域の人々との交流をひろめ、社会教育の振興、農業振興、離島文化の保存等による地域活性化を図るため、地域間交流の拠点として、交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 都市農村交流センター

位置 隠岐郡海士町大字海士5328番地6

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、交流センターの管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第13号）

(使用の許可)

第5条 交流センターを使用する者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 使用者の住所、氏名（団体の場合は、その代表者）

(2) 使用の目的

(3) 使用の日時

(4) 使用する施設の設備の範囲

(5) 会合者の予定人数

(6) 使用後の整理、清掃の方法

改正、繰上げ（平18条例第13号）

2 町長又は指定管理者は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可にあたり条件を付することができる。

改正（平18条例第13号）

(許可の制限)

第6条 町長又は指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用を許可しない。

改正、繰上げ（平18条例第13号）

(1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認めたとき。

(4) その他、町長が管理上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長又は指定管理者は使用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、許可の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 法令又はこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 第7条各号の一に該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) その他、管理上特に必要があると認めたとき。

改正、繰上げ（平18条例第13号）

(使用料)

第8条 交流センターの使用に係る料金（以下「使用料」という。）は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の使用料を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

改正、繰上げ（平18条例第13号）

(使用料の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規程による使用料を納入しなければならない。

2 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

改正（平18条例第13号）

(使用料の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のため、交流センターを使用する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

改正（平18条例第13号）

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 使用前に、使用の許可の取消し、又は変更の届出をし、受理されたとき。
- (2) 前号のほか、やむを得ない事情があると認めたとき。

(使用時間)

第12条 交流センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長又は指定管理者において必要と認めた場合は規定時間外においても使用することができる。

改正（平18条例第13号）

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の停止若しくは取消しを命じられたときは、直ちに、使用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、交流センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

改正（平18条例第13号）

(委任)

第15条 この条例に規定するもののほか、交流センターの管理及び運営について必要な事項は町長又は指定管理者が別に定める。

改正（平18条例第13号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日条例第 8 号）
 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
 附 則（平成18年 3 月27日条例第13号）
 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係） 改正（平17条例第 8 号）

都 市 農 村 交 流 セ ン タ ー 使 用 料

1 基本料金（消費税込み）

室・区分	時間	1 時 間 当 た り	
1 階 研 修 室		使 用 料 冷暖房使用料	1,000円 400円
1 階 調 理 実 習 室		使 用 料 冷暖房使用料 ガ ス 使 用 料	500円 300円 150円
1 階 展 示 談 話 室		使 用 料	無 料
2 階 和 室 会 議 室		使 用 料 冷暖房使用料	500円 300円

2 追加料金（消費税込み）

- (1) 宿泊料 1 人当たり2,000円（12歳未満は半額）
- (2) 営利を目的とする場合は料金の 3 倍とする。

○海士町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例

(平成6年8月22日海士町条例第26号)

改正 平成10年3月18日条例第5号 平成13年7月23日条例第16号
平成18年3月27日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町農業近代化施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 海士町の農業の振興に資することを目的として、海士町農業近代化施設（以下「施設」という。）を別表のとおり設置する。

(管理運営)

第3条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第14号）

(利用料金)

第4条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

改正（平18条例第14号）

(利用料金の納入)

第5条 利用者は、前条第1項の規程による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加（平18条例第14号）

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平18条例第14号）

附 則

この条例は、平成6年9月10日から施行する。

附 則（平成10年3月18日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月23日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日条例第14号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 改正（平10条例第5号）

名 称	位 置
穀類等乾燥調整施設（ライスセンター）	海士町大字海士3976-1
農業用機械一式	海士町大字海士3976-1
水稻育苗施設	海士町大字海士3976-1
農機具格納庫	海士町大字海士3976-1
農畜産物加工処理施設	海士町大字海士3976-1

○海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例

(平成18年 3 月27日海士町条例第 7 号)

改正 平成22年 3 月19日条例第10号 平成30年 6 月29日条例第14号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、海士町産業体験住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 U・I ターン者の促進を図るため、体験型・滞在型住宅として海士町産業体験住宅（以下「産業体験住宅」という。）を別表第 1 のとおり設置する。

(使用の許可)

第 3 条 この産業体験住宅を利用しようとする者は、別に定める申請書を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、産業体験住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第 4 条 町長は、産業体験住宅の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上、支障があると認められるとき。
- (3) その他、町長が適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第 5 条 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、使用を停止又は使用の条件を変更することができる。

- (1) 申請に偽りがあったとき。
- (2) 第 3 条第 2 項の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当するとき。
- (4) その他この条例に違反したとき。

(使用者の義務)

第 6 条 使用者は、産業体験住宅の使用にあたってはこの条例を守り、常にこの産業体験住宅の善良な維持管理に協力しなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原形に復し返還しなければならない。

(使用料)

第 7 条 使用者は、産業体験住宅 1 戸につき、別表第 2 のとおり、月額使用料を納付しなければならない。

2 使用者が 1 年を経過して産業体験住宅を使用する場合は、別表第 3 のとおり、月額使用料を納付しなければならない。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 8 条 使用者が故意又は過失により建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第9条 産業体験住宅の使用に当たり、不可抗力及び本人の不注意によって生じた事故その他の損害については、町長はその責めを負わない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例（平成9年海士町条例第8号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月19日条例第10号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第14号）

この条例は、平成30年7月1日より施行する。

別表第1（第2条関係） 改正（平30条例第14号）

所 在	名 称	区分	建設 年度	敷地面積 (㎡)	戸数
海士町大字福井771-4	海士町産業体験住宅9号	木造平屋	H21	71.00	1
海士町大字福井272-5	海士町産業体験住宅10号	木造平屋	H21	71.00	1
海士町大字福井272-5	海士町産業体験住宅11号	木造平屋	H21	71.00	1
海士町大字海士2906	海士町産業体験住宅12号	木造平屋	H21	71.00	1
海士町大字海士2905	海士町産業体験住宅13号	木造平屋	H21	71.00	1

別表第2（第7条関係） 改正（平30条例第14号）

所 在	名 称	使 用 料
海士町大字福井771-4	海士町産業体験住宅9号	月額 20,000円
海士町大字福井272-5	海士町産業体験住宅10号	月額 20,000円
海士町大字福井272-5	海士町産業体験住宅11号	月額 20,000円
海士町大字海士2906	海士町産業体験住宅12号	月額 20,000円
海士町大字海士2905	海士町産業体験住宅13号	月額 20,000円

別表第3（第7条関係） 改正（平30条例第14号）

所 在	名 称	使 用 料
海士町大字福井771-4	海士町産業体験住宅9号	月額 33,000円
海士町大字福井272-5	海士町産業体験住宅10号	月額 32,000円
海士町大字福井272-5	海士町産業体験住宅11号	月額 32,000円
海士町大字海士2906	海士町産業体験住宅12号	月額 33,000円
海士町大字海士2905	海士町産業体験住宅13号	月額 33,000円

○海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成18年3月31日海士町規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町産業体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年海士町条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用期限)

第2条 海士町産業体験住宅（以下「産業体験住宅」という。）の使用期限は、原則として3ヶ月以上1年以内とする。ただし、町長が適当と認めた場合はこの限りでない。

(使用者の範囲)

第3条 この産業体験住宅を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 海士町で農林水産業や畜産、工芸、観光等、産業体験を行う者
- (2) 海士町への移住を強く希望する者で、地元住民との交流を目的に使用する者
- (3) 海士町以外から海士町内の企業等に就職が決定している者で、住宅確保が困難な者

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当を認めた場合は、この限りでない。

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者は、海士町産業体験住宅使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用を開始する日の2週間前までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第5条 町長は、産業体験住宅を許可したときは、様式第2号による許可書を交付するものとする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、使用開始日から産業体験住宅を明け渡した日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

3 産業体験住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算による。

(修繕費の負担)

第7条 産業体験住宅の修繕に要する費用（破損ガラスの取り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、町の負担とする。

2 使用者の責めに期すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず使用者は、町長の選択に従い修繕し、又は、その費用を負担しなければならない。

(使用者の費用負担義務)

第8条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用その他共益費

（使用者の保管義務）

第9条 使用者は、当該産業体験住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者が当該産業体験住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出をしなければならない。

（使用後の点検）

第10条 使用者は、産業体験住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに届け出て点検を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止）

2 海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則は、廃止する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

海士町産業体験住宅使用申請書

令和 年 月 日

海士町長 様

申請者

住所氏名電話番号

印

次のとおり、使用の許可を受けたいので申請します。使用に際しましては条例、管理条例施行規則及び職員の指示に従います。

使 用 者		使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
使用理由			

・ 使用者の欄には、本人及び同居人の氏名を記入して下さい。

様式第 2 号（第 5 条関係）

海士町産業体験住宅 使用許可書

令和 年 月 日
様

海士町長

令和 年 月 日付けで申請のあった海士町産業体験住宅の使用について、
次のとおり許可する。

使 用 施 設 名	海士産業体験住宅 号		
使 用 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
使 用 料	月額 円	支 払 期 限	毎 月 末 日
条 件 等			

○海士流産業育成型研修宿泊施設の設置及び管理に関する条例

(平成24年 3 月21日海士町条例第 2 号)

改正 平成26年 6 月30日条例第13号 平成27年 3 月13日条例第14号
平成29年 6 月23日条例第12号 平成31年 3 月20日条例第 4 号
令和元年 6 月25日条例第11号 令和 2 年 3 月17日条例第 8 号
令和 2 年12月21日条例第28号 令和 3 年 3 月16日条例第 2 号
令和 3 年12月17日条例第17号 令和 4 年 3 月14日条例第 5 号
令和 5 年 3 月14日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、海士流産業育成型研修宿泊施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 海士町の産業育成対策及び担い手確保の一環として、海士流産業育成型研修宿泊施設（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称、位置及び構造等は、次の表のとおりとする。

所 在 地	名 称	構 造	建設年度	戸 数
海士町大字福井1237番地 1	海士流産業育成型 研修宿泊施設菱浦	木造平屋建	H23	3 戸
海士町大字知々井1590番地	海士流産業育成型 研修宿泊施設知々井	木造平屋建	H23	3 戸
海士町大字海士2898番地	海士流産業育成型 研修宿泊施設東	木造平屋建	H25	6 戸
海士町大字海士2898番地	海士流産業育成型 研修宿泊施設東	木造平屋建	H26	2 戸
海士町大字豊田112番地10	海士流産業育成型 研修宿泊施設豊田	木造長屋建	H28	2 戸
海士町大字海士4964番地	海士流産業育成型 研修宿泊施設宇受賀	木造平屋建	H30	4 戸
海士町大字海士2792番地 6	海士流産業育成型 研修宿泊施設東	木造平屋建	H30	1 戸
海士町大字崎1041番地 3	海士流産業育成型 研修宿泊施設多井	木造平屋建	H30	1 戸
海士町大字知々井1003番地 3	海士流産業育成型 研修宿泊施設保々見	木造平屋建	R 1	2 戸
海士町大字福井783番地 3	海士流産業育成型 研修宿泊施設菱浦	木造長屋建	R 1	2 戸
海士町大字福井1272番地 1	海士流産業育成型 研修宿泊施設菱浦	木造平屋建	R 1	1 戸

海士町大字海士2604番地	海士流産業育成型 研修宿泊施設東	木造平屋建	R 1	1 戸
海士町大字海士3658番地 3	海士流産業育成型 研修宿泊施設北分	木造平屋建	R 2	1 戸
海士町大字御波 5 番地 1	海士流産業育成型 研修宿泊施設御波	木造平屋建	R 2	1 戸
海士町大字御波798番地 7	海士流産業育成型 研修宿泊施設御波	木造平屋建	R 2	1 戸
海士町大字海士3483番地 1	海士流産業育成型 研修宿泊施設東	木造平屋建	R 2	1 戸
海士町大字海士3483番地 3	海士流産業育成型 研修宿泊施設東	木造平屋建	R 2	1 戸
海士町大字海士3656番地 1	海士流産業育成型 研修宿泊施設北分	木造平屋建	R 3	1 戸
海士町大字福井272番地 5	海士流産業育成型 研修宿泊施設福井	木造平屋建	R 3	1 戸
海士町大字豊田236番地 2	海士流産業育成型 研修宿泊施設跡ノ浦	木造長屋 2 階建	R 3	6 戸
海士町大字御波519番地 6	海士流産業育成型 研修宿泊施設絵島	軽量鉄骨造	R 3	11戸
海士町大字海士1524番地 9	海士流産業育成型 研修宿泊施設太田	軽量鉄骨造	R 3	3 戸
海士町大字海士1524番地 7	海士流産業育成型 研修宿泊施設太田	軽量鉄骨造	R 3	3 戸
海士町大字知々井54番地 5	海士流産業育成型 研修宿泊施設道場奥	軽量鉄骨造	R 3	3 戸
海士町大字豊田236番地 2	海士流産業育成型 研修宿泊施設跡ノ浦	木造長屋 2 階建	R 4	6 戸
海士町大字知々井1657番地 6	海士流産業育成型 研修宿泊施設知々井	木造平家建	R 4	1 戸
海士町大字御波806番地 1	海士流産業育成型 研修宿泊施設御波	木造平家建	R 4	1 戸

改正（令5条例第7号）

（使用者の資格）

第3条 施設を使用することができる者は、海士町において農林水産業の研修を受ける者又は農林水産業に従事する者とする。

2 その他、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用の申請）

第4条 前条に規定する使用資格を有する者で施設を使用する者は、使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の許可）

第5条 町長は、前条の使用申請を受理したときは、その内容について十分な審査を行い、使用が適当と認めたときは当該申請者に対し使用許可書（様式第2号）を交付する。

2 施設の使用申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 管理上、支障があると認められるとき。

(3) その他、町長が適当でないと認めるとき。

(許可の取り消し)

第6条 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を停止又は使用の条件を変更することができる。

(1) 第4条第2項の許可の条件に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定に該当するとき。

(3) その他この条例に違反したとき。

(使用者の保管義務等)

第7条 使用者は、施設の使用にあたってはこの条例を守り、常にこの施設の善良な維持管理に協力しなければならない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により、住宅が滅失又はき損したときは、使用者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第8条 使用者は、施設を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うにあたり、使用者が当該施設を退去するときは、使用者の費用で原状回復又は撤去を行う等の条件を付けることができるものとする。

3 第1項の承認を得ずに施設の模様替え、又は増改築を行ったときには、使用者は自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(使用料)

第9条 使用者は、下表の使用料を納付しなければならない。

住 宅 名	所 在 地	使 用 料
海士流産業育成型研修宿泊施設 菱浦1号室	海士町大字海士1237番地1	月額 29,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 菱浦2号室	海士町大字海士1237番地1	月額 20,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 菱浦3号室	海士町大字海士1237番地1	月額 20,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 菱浦4号室	海士町大字福井783番地3	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 菱浦5号室	海士町大字福井783番地3	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 菱浦6号室	海士町大字福井1272番地1	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 知々井1号室	海士町大字知々井1590番地	月額 29,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 知々井2号室	海士町大字知々井1590番地	月額 20,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 知々井3号室	海士町大字知々井1590番地	月額 20,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東1号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円

海士流産業育成型研修宿泊施設 東 2 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 3 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 4 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 5 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 6 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 7 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 8 号室	海士町大字海士2898番地	月額 31,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東 9 号室	海士町大字海士2792番地 6	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東10号室	海士町大字海士2604番地	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東11号室	海士町大字海士3483番地 1	月額 30,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 東12号室	海士町大字海士3483番地 3	月額 30,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 豊田 1 号室	海士町大字豊田112番地10	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 豊田 2 号室	海士町大字豊田112番地10	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 宇受賀 1 号室	海士町大字海士4964番地 2	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 宇受賀 2 号室	海士町大字海士4964番地 2	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 宇受賀 3 号室	海士町大字海士4964番地 3	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 宇受賀 4 号室	海士町大字海士4964番地 1	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 多井 1 号室	海士町大字崎1041番地 3	月額 29,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 保々見 1 号室	海士町大字知々井1003番地 3	月額 27,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 保々見 2 号室	海士町大字知々井1003番地 3	月額 27,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 北分 1 号室	海士町大字海士3658番地 3	月額 29,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 御波 1 号室	海士町大字御波 5 番地 1	月額 27,000円

海士流産業育成型研修宿泊施設 御波2号室	海士町大字御波798番地7	月額 27,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 北分2号室	海士町大字海士3656番地1	月額 29,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 福井1号室	海士町大字福井272番地5	月額 30,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦1号室	海士町大字豊田236番地2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦2号室	海士町大字豊田236番地2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦3号室	海士町大字豊田236番地2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦4号室	海士町大字豊田236番地2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦5号室	海士町大字豊田236番地2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦6号室	海士町大字豊田236番地2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島1号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島2号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島3号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島4号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島5号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島6号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島7号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島8号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島9号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島10号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 絵島11号室	海士町大字御波519番地6	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 太田1号室	海士町大字海士1524番地9	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 太田2号室	海士町大字海士1524番地9	月額 18,000円

海士流産業育成型研修宿泊施設 太田 3 号室	海士町大字海士1524番地 9	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 太田 4 号室	海士町大字海士1524番地 7	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 太田 5 号室	海士町大字海士1524番地 7	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 太田 6 号室	海士町大字海士1524番地 7	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 道場奥 1 号室	海士町大字知々井54番地 5	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 道場奥 2 号室	海士町大字知々井54番地 5	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 道場奥 3 号室	海士町大字知々井54番地 5	月額 18,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦 7 号室	海士町大字豊田236番地 2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦 8 号室	海士町大字豊田236番地 2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦 9 号室	海士町大字豊田236番地 2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦10号室	海士町大字豊田236番地 2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦11号室	海士町大字豊田236番地 2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 跡ノ浦12号室	海士町大字豊田236番地 2	月額 23,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 知々井 4 号室	海士町大字知々井1657番地 6	月額 28,000円
海士流産業育成型研修宿泊施設 御波 3 号室	海士町大字御波806番地 1	月額 25,000円

改正（令 5 条例第 7 号）

（損害賠償）

第 10 条 使用者が故意又は過失により建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（免責）

第 11 条 施設の使用にあたり、不可抗力及び本人の不注意によって生じた事故、その他の損害については、町長はその責めを負わない。

（準用）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、施設の設置及び管理については、海士町営住宅設置及び管理条例（平成 9 年海士町条例第 26 号）に準ずる。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月13日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 6 月23日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月17日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月16日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年12月17日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月14日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月14日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○炭焼き体験施設設置及び管理に関する条例

(平成15年6月27日海士町条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、炭焼き体験施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町の地域資源を活かした伝統技術の伝承、都市住民との交流を深める体験交流型施設とし、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 炭焼き体験施設

位置 海士町大字福井1375番地2

(管理及び運営)

第4条 施設の管理者は町長とし、管理運営に関する事務は、町長が別に定める。

(使用の許可)

第5条 施設を使用するものは、管理者に次の事項を申し出て許可を受けなければならない。

(1) 使用年月日

(2) 使用者氏名

(3) 使用目的

(許可の制限)

第6条 管理者は、施設を使用するものが次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可せず、又はその許可を取り消すことができる。

(1) 公安又は良俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) この条例又は規定に違反したとき。

(4) その他施設の管理上支障があると認められたとき。

(使用料)

第7条 施設の使用料金は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 管理者は、公益又はその他特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用が終わったときは、使用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区 分	料金（１日当たり）	摘 要
炭 焼 き 施 設	1,000円	

○海士町体験交流施設の設置及び管理に関する条例

(平成18年 9 月29日海士町条例第40号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、海士町体験交流施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 住民による地域文化活動の創造と発表の拠点、及び都市住民や定住者と町民の交流を深めることで交流人口の拡大と観光振興、そして定住者支援を目的とした体験型交流施設としてこの施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 海士町体験交流施設
位置 海士町大字福井1367番地 1
床面積 268.14m²

(管理運営)

第4条 施設の管理は町長とし、町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(使用の許可)

第5条 施設を使用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他施設設備の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、第5条の規定により使用の許可を受けた者あるいは施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第1号から第3号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (4) その他、施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 管理受託者は、その使用が終わったときは、使用施設、設備を原状に復さなければならない。

(使用料)

第9条 施設整備の使用に係る料金（以下「使用料」という。）は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の使用料を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(使用料の納入)

第10条 利用者は、前条第1項の規定による使用料を納入しなければならない。

2 町長は使用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第11条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のため施設設備を使用する場合において、相当の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用しないとき。

(2) 使用前に使用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長が相当の理由があると認めるとき。

(使用時間)

第13条 施設設備の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長又は指定管理者において必要と認めた場合は、規定時間外においても使用することができる。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	料金（1回当たり）	摘要
灯油窯	2,000円	燃料代は別途自己負担
シャワー室	300円	

○海士町地域住民活動支援促進施設設置及び管理に関する条例

(平成30年 3 月22日海士町条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2に基づき、地域住民活動支援促進施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本施設は、来島者をはじめ地域住民が地域資源の発掘及び活用についての研究開発に取り組み、また、漁村文化の情報発信を行うなど、来訪者との交流促進を図るためにこの施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 地域住民活動支援促進施設

所在地 島根県隠岐郡海士町大字福井1368番地 1

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他施設設備の管理運営上支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第 7 条 町長又は指定管理者は、第 5 条の規定により利用の許可を受けた者あるいは施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第 1 号から第 3 号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) その他施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第 8 条 施設利用者は、指定管理者が別に定める利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 9 条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のために施設設備を利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第 10 条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長が相当の理由があると認めたとき。

(利用時間)

第 11 条 施設設備の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、町長又は指定管理者において必要と認めた場合は、規定時間外においても利用することができる。

(原状回復)

第 12 条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(利用者の義務)

第 13 条 利用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○新規就農者技術習得管理施設の設置及び管理に関する条例

(平成22年 3 月19日海士町条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、新規就農者技術習得管理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本施設は、農業を目指す新規就農者の技術習得を目的に、農業の後継者育成及び交流人口の増加を図る施設として設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 新規就農者技術習得管理施設

位置 海士町大字海士3976番地 1

面積 200㎡

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため、必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第 7 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第 8 条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 指定管理者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町農業共同利用機械管理規程

(平成22年 3 月20日海士町訓令第 1 号)

改正 平成23年 3 月31日訓令第 1 号 平成26年 3 月31日訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地域農業の近代化と省力化を図り、農業生産の向上を図るため町が導入した農業共同利用機械（以下「機械」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(機械の種類)

第 2 条 機械の種類は、各号のとおりとする。

- (1) 汎用コンバイン
- (2) 汎用乾燥機
- (3) トラクター
- (4) 乗用田植機
- (5) コンバイン
- (6) 歩行用ロールベアラ
- (7) ディスクモア
- (8) ロータリーレーキ
- (9) 乗用ロールベアラ
- (10) 歩行用モア
- (11) 歩行用レーキ
- (12) マニアスプレッダ
- (13) ホイルローダー

(機械の設置場所)

第 3 条 機械の設置場所は、次のとおりとする。

海士町大字海士3976番地 1

(管理責任者)

第 4 条 機械の管理責任者は、海士町長とする。

2 町長は、必要があるときは、町の指定する団体に機械の管理を委託することができる。

(業務の委託)

第 5 条 前条第 2 項の委託については、委託契約書をもって行うものとする。

(利用者の範囲)

第 6 条 機械を利用することができる者（以下「利用者」という。）の範囲は、海士町内で農業を営む個人及び団体の代表者とする。

(利用者の義務)

第 7 条 機械の利用者は、各号の義務を負うものとする。

改正（平23訓令第 1 号）

- (1) 機械の使用にあたっては、善良な維持管理のもとに行わなければならない。また転貸、譲渡行為等はしてはならない。
- (2) 自己の責に帰すべき理由によって機械を滅失、又は損傷したときは、その損害を賠償し原状回復をなすものとする。
- (3) 機械の保管又は使用中に附則の事故により被った損害については、自己においてその責任を負うものとする。

- (4) 機械により他人に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその損害を賠償する。
 (5) 機械の保管は、利用者において細心の注意をもって行わねばならない。

(利用料)

第 8 条 機械の利用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。

(機械・動力費)

第 9 条 機械の動力費用については、利用者の負担とする。

2 動力機械燃料費については、満タン借受け満タン返しとする。

3 動力機のエンジンオイルの費用については、利用時の価格で使用時間又は作業機械の
 アワーメーターにより町長が請求することができる。

(機械の減却又はき損)

第 10 条 機械を利用した際に機械を減却し、又はき損した者は、直ちにその旨を管理者
 に報告し、その指示を受け、それに従わなければならない。

(機械施設台帳)

第 11 条 町は、機械について機械施設台帳を備え、財産の内容を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月20日より施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から適用する。

別表 (第 8 条関係) 改正 (平26訓令第 1 号)

番号	機械名	規格・形式	購入年度	利用料／1 日
(1)	汎用コンバイン	ARH380-H	H18	10,500円
(2)	汎用乾燥機		H18	5,000円
(3)	トラクター	KL265FBMARF7C	H20	10,500円
(4)	乗用田植機 (4 条)	SPU450P	H20	7,500円
(5)	コンバイン (2 条)	ARN217W2-SK50	H20	7,500円
(6)	歩行用ロールベアラ	SE-511	H20	4,000円
(7)	ディスクモア	BR-120	H20	2,500円
(8)	ロータリーレーキ	TR2150	H20	2,000円
(9)	乗用ロールベアラ	SR-611	H21	6,500円
(10)	歩行用モア	BM91	H21	2,500円
(11)	歩行用レーキ	BX80	H21	2,000円
(12)	マニアスプレッダ	DAM-180S	H21	6,500円
(13)	ホイールローダー	ZW20	H21	5,000円

※ 機械返却時、燃料は満タンとすること。

※ 機械返却時、洗浄すること。

※ 消耗品については、利用者負担とすること。

○海士町青年就農給付金給付規則

(平成24年 9 月14日海士町規則第 4 号)

第 1 趣旨

経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

本事業の実施にあたっては、新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け 23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、島根県青年就農給付金給付規則に定めるもののほか、本規則に定めるところによる。

第 2 給付要件等

1 町は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
 - イ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有している又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始すること。なお、1戸1法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、(2)のア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。
- (4) 第3の1の経営開始計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 人・農地プラン（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること。
- (6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (7) 平成20年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。

2 給付金額及び給付期間

- (1) 給付金の額は、1人あたり年間150万円とする。また、給付期間は最長5年間（平成23年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて年間225万円を給付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれていること。

(3) 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれている場合に限る。）にそれぞれ年間150万円を給付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、給付の対象外とする。

3 次に掲げる事項に該当する場合は町は給付金の給付を停止する。

(1) 1の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 農業経営を休止した場合

(4) 第3の7の(1)の報告を行わなかった場合

(5) 第4の5の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと事業実施主体が判断した場合（例：経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定以下（年間150日程度）である場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

(6) 給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が250万円以上であった場合（その後、250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）。

4 次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、アに該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 3の(1)から(5)に掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。

第3 給付対象者の手続

1 経営開始計画の承認申請

給付金の給付を受けようとする者は、経営開始計画（様式第1号）を作成し、町に承認申請する。

2 経営開始計画の変更申請

1の承認を受けた者は、経営開始計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

3 給付申請

1の承認を受けた者は、給付申請書（様式第2号）を作成し、町に給付金の給付を申請する。給付の申請は半年ごとに行うことを基本とし、経営開始後1年を超えて申請し

た場合は、既に経過した年数分は給付の対象とはならない。

4 変更給付申請

3の申請を行った者が、2の経営開始計画の変更に伴い、給付申請の内容に変更が生じる場合は、変更を申請する。

5 給付の中止

給付金の給付を受けた者（以下「給付金受給者」という。）は、給付金の受給を中止する場合は市に中止届（様式第3号）を提出する。

6 給付の休止

(1) 給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は町に休止届（様式第4号）を提出する。

(2) (1)の休止届を提出した給付金受給者が就農を再開する場合は経営再開届（様式第5号）を提出する。

7 就農報告等

(1) 就農状況報告

給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（様式第6号）を町に提出する。

(2) 住所変更報告

給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更届（様式第7号）を町に提出する。

8 返還免除

給付金受給者は、第2の4の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（様式第8号）を町に申請する。

第4 町の手続等

1 経営開始計画の承認

町は、給付金の給付を受けようとする者から経営開始計画の申請があった場合には、経営開始計画の内容について審査する。

審査の結果、第2の1の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

2 経営開始計画の変更の承認

町は、経営開始計画の変更申請があった場合は、1の手続に準じて、承認する。

3 給付金の給付

給付金の給付申請を受けた町は、申請の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で給付金を給付する。給付金の給付は半年ごとに行うことを基本とする。

4 給付申請の変更

給付申請書の内容に変更があり、変更の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で変更した内容に基づき給付金を給付する。

5 就農状況の確認

就農状況報告を受けた町は、都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、経営開始計画に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト（様式第14号）を使い、以下の方法により行う。

(1) 給付金受給者への面談

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

(2) 圃場確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

5 給付の中止

町は、給付金受給者から中止届の提出があった場合、又は第2の3の(1)、(2)、(4)、(5)、

(6)いずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

6 給付の休止

(1) 町は、給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

(2) 町は、給付金受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

7 給付金の返還

(1) 第2の4に該当した場合、町は、給付金受給者に給付金の返還を命ずる。

(2) 町は、給付金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

(3) 町は、給付金受給者から給付金の返還があったときは、速やかに返還された給付金を島根県に対して返還するものとする。

第5 その他

1 町は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、給付対象者に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができる。

2 町は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

附 則

この規則は、平成24年9月14日から施行する。

様式 省略

○海士町稲藁保管庫の設置及び管理に関する条例

(平成25年 6 月28日海士町条例第22号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町稲藁保管庫（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本施設は離島振興のために本町で肥育された、隠岐牛の出荷頭数を増頭するために必要な島内産飼料用稲藁の保管施設として設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 海士町稲藁保管庫

位置 海士町大字海士5061番地 1

面積 197㎡

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 指定管理者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と

認めたときは、この限りでない。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町「人・農地プラン」検討委員会設置要綱

(平成25年 1 月15日海士町告示第 1 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、海士町「人・農地プラン」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することにより、海士町が地域ごとに策定する今後の農業の在り方を示した「人・農地プラン」に関し調査及び検討を行い、地域農業の活性化を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 「人・農地プラン」の作成に関する事項
- (2) その他「人・農地プラン」の作成に関し必要な事項

(組織及び委員)

第 3 条 委員会の委員は、14名とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。ただし、女性が概ね 3 割以上を占めるものとする。

- (1) 海士町農業委員会 8 名
- (2) 隠岐どうぜん農業協同組合の代表 1 名
- (3) 海士町議会の代表 2 名
- (4) 女性農業者の代表 1 名
- (5) NOSAI 1 名
- (6) その他町長が必要と認める者 1 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員の互選により会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長はこの会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席又は委任がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、海士町地産地商課に置く。

(委任)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年 月 日から適用する。

○海士町特別融資制度推進会議設置要綱

(平成25年6月6日海士町訓令第6号)

改正 平成26年9月26日訓令第4号 平成27年3月5日訓令第1号

海士町特別融資制度推進会議設置要綱(平成20年海士町訓令第1号)の全部を改正する。
(設置)

第1条 地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの(以下「特別融資制度」という。)を迅速かつ的確に運営するため、海士町特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 推進会議は、海士町、海士町農業委員会、島根県農業協同組合海士支店、島根県(普及指導センターを含む。以下同じ。)、島根県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、島根県農業信用基金協会、青年農業者等育成センター(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。)その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。 改正(平27訓令第1号)

(運営)

第3条 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものとして定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。

2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより決定し行うものとする。

3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、原則として、(1)の方法により行うものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、(2)の運営方法により行うことができるものとする。 改正(平26訓令第4号)

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任するものとする。また、認定就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあたっては、「農業経営改善資金基本要綱」(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(4)に規定する意見書(以下「意見書」という。)が付された申請は、同様とする。

(2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。

ア 事務局は、極力案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、利子助成等を行う島根県及び海士町(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付すること。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項

の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

- 4 3の(1)で委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所を報告するものとする。

改正（平26訓令第4号）

- 5 4の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体及び長期協会助成地方公共団体及び長期協会が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2) その他の機関推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

改正（平26訓令第4号）

- 6 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画（基盤強化法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法の青年等就農計画をいう。）の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全面も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意するものとする。

改正（平26訓令第4号）

- 7 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

（その他）

- 第4条 その他第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、「推進会議設置要領」を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成25年6月6日から施行する。

附 則（平成26年9月26日訓令第4号）

この訓令は、平成26年9月26日から施行する。

附 則（平成27年3月5日訓令第1号）

この訓令は、平成27年3月5日から施行する。

○海士町特別融資制度推進会議設置要領

(平成25年6月6日海士町訓令第7号)

改正 平成26年9月26日訓令第5号 平成27年3月5日訓令第2号
令和元年7月2日訓令第2号

海士町特別融資制度推進会議設置要領(平成20年海士町訓令第2号)の全部を改正する。

第1 目的

この要領は、海士町における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする資金)

- (1) 農業経営基盤強化資金
- (2) 農業経営改善促進資金
- (3) 農業改良資金
- (4) 農業近代化資金
- (5) 経営体育成強化資金
- (6) 青年等就農資金
- (7) その他推進会議が必要と定める資金

改正(平26訓令第5号)

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) (1)の審査を的確に行うために必要な経営改善の方法、技術水準、資本整備の水準、収益性の水準等の諸指標の作成に関すること。
- (3) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- (4) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

- (1) 海士町
- (2) 島根県隠岐支庁農林局
- (3) 海士町農業委員会
- (4) 島根県農業協同組合海士支店
- (5) 島根県青年農業者等育成センター
- (6) 島根県信用農業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫松江推進室
- (8) 株式会社日本政策金融公庫松江支店
- (9) 島根県農業信用基金協会
- (10) 推進会議が必要と認める機関又は団体

改正(平27訓令第2号)

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は海士町副町長をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は海士町地産地商課が担当する。

- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、借入申込案件の協議決定等に当たっては、原則として、アの方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、イの方法によるものとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。また、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあっては、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)の指導農業士等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）が付され、その内容が計画達成の見込みがあるとするものである場合は、原則として、アの方法により行うものとし、意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合には、イの方法により行うものとする。

イ 推進会議は、慎重な審議を必要とする借入額が2,500万円（法人にあっては、5,000万円）を超える場合には、以下の方法により、推進会議が審査することとする（ただし、災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の4の(1)のイに規定する場合はこの限りでない。）。また、認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸し付けにあっては、必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合、意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合には、以下の方法により、推進会議が審査することとする。

(ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

(イ) 事務局は、利子助成等を行う島根県及び海士町（以下「助成地方公共団体」という。）並びに公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「長期協会」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。

（注）推進会議が、会議方式により借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資期間が経営改善計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

(6) (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体及び長期協会が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

(7) (6)の報告を受けた推進会議事務局は、次により、速やかに、通知するものとする。

ア 助成地方公共団体及び長期協会助成地方公共団体及び長期協会が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

イ その他の機関推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

改正（令元訓令第2号）

第5 その他

(1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする

(2) 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成25年6月6日から施行する。

附 則（平成26年9月26日訓令第5号）

この訓令は、平成26年9月26日から施行する。

附 則（平成27年3月5日訓令第2号）

この訓令は、平成27年3月5日から施行する。

附 則（令和元年7月2日訓令第2号）

この訓令は、令和元年7月2日から施行する。

(様式 1)

番 年 月 日 号

殿

〇〇市町村特別融資制度推進会議会長
〇〇市町村〇〇課長 印

審査依頼書

〇〇市町村特別融資制度推進会議設置要領第2に規定する資金の経営改善資金計画等の関係書類が提出されたので、同要領第4の7の(2)のアの規定により審査をお願いします。
つきましては、経営改善資金計画等の認定の適否についての回答をお願いします。
なお、〇月〇日までに連絡がない場合は、送付した経営改善資金計画等について認定したものととして取り扱いますので、予めご了承ください。

記

1 借入希望者及び資金名

借入希望者	住 所	
	氏 名	
資 金 名		

2 審査内容

別紙特別融資制度推進会議の審査の考え方を参考に経営改善資金計画等の認定について回答してください。

3 報告期限 〇年〇月〇日

4 連絡先

〇〇市町村〇〇課 担当〇〇
T E L
F A X

(様式2)

番 年 月 号 日

〇〇市町村特別融資制度推進会議会長
〇〇市町村〇〇課長 殿

機関名
代表者名 印

審査回答書

〇年〇月〇日付けで依頼のありました経営改善資金計画等の審査結果について、次のとおり回答します。

記

経営改善資金計画等の認定について

(1) 〇〇氏（又は〇〇分）

ア 異議なし

イ 異議あり

理由

(様式3)

番 年 月 日 号

殿

〇〇市町村特別融資制度推進会議会長
〇〇市町村〇〇課長 印

経営改善資金計画等の認定通知書

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇氏（又は〇〇）の経営改善資金計画等については、関係機関の審査の結果、農業経営改善計画等に基づく達成可能な計画として適当である旨を認定しました。

認定期日： 年 月 日

認定番号： 号

認定金額（円）				
	農業近代化資金	農業経営基盤強化資金	農業経営改善促進資金	その他（ ）
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				
合 計				

農業経営改善計画認定番号等

認定期日： 年 月 日

認定番号： 号

認定の有効期間： 年 月 日

添付書類：①認定した経営改善資金計画書等の写し

②農業経営改善計画を変更し認定を受けた場合は、変更後の農業経営改善計画及び同認定書の写し

○海士町中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(平成27年 5 月29日海士町告示第15号)

(趣旨)

第1条 町が交付する中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金等」という。）については、中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（平成12年 4 月 1 日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金等の名称、目的、交付の対象である事業の内容及びその交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において、個別協定、集落協定締結者（以下「協定者」）に交付するものとする。

2 事業に係る実施要件は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」（平成12年 4 月 1 日付け12構改B第38号）によるほか、農林水産省構造改善局長通知による実施要領の運用等の規定によるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第4条による交付金等の交付の申請をしようとする者が町長へ提出する申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、提出期限は、町長が毎年度別に定めるものとする。

(事業の実施)

第4条 事業の実施については、規則第5条の交付の決定後に、事業に着手するものとする。

(変更承認申請)

第5条 規則第9条第1項による町長の承認を受けようとする場合には、様式第2号による変更承認申請書を知事に速やかに提出しなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更については、この限りでない。

(概算払請求)

第6条 概算払いにより交付金等の交付を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 協定者は、交付金等の交付の決定に係る年度の12月末日現在の事業の遂行状況を様式第4号の事業遂行状況報告書により、当該年度の1月10日までに知事に報告しなければならない。ただし、前条の概算払請求書をもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条により町長に提出する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(財産の処分の制限及び管理)

第9条 規則第13条第1項第4号による機械及び重要な器具で知事が指定したものは、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とし、その処分を制限する期間（以下「処

分制限期間)という。)は交付要綱第14の2に定めるところによる。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。なお、当該財産のうち前項に規定する財産については、処分制限期間内において、町長の承認を受けて処分したことにより収入のあった場合には、当該収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

3 取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(帳簿及び証拠書類)

第10条 協定者は事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度事業から適用する。

別表(第2条関係)

事業	目的	経費の内容	地域区分	区分	交付率等(基準)			軽微な変更
					国	県	町	経費の配分の変更
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。	1. 中山間地域等直接支払い交付金の交付に要する経費	5法指定地域	急傾斜の農用地	1/2	1/4	1/4	
				自然条件により小區画・不整形な田	1/2	1/4	1/4	
				高齢化率・耕作放棄率の高い農地	1/2	1/4	1/4	
				緩傾斜農地	1/2	1/4	1/4	
				知事特認農地	1/2	1/4	1/4	

(注1) 5法指定地域とは、次の(1)から(5)までの地域とする。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

海士町長 様

協定集落 印

令和 年度海士町中山間地域等直接支払交付金等交付申請書

令和 年度中山間地域等直接支払を別紙のとおり実施したいので、海士町中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第 4 条の規定に基づき、交付金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請します。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

海士町長 様

協定集落 印

令和 年度海士町中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった令和 年度中山間地域等直接支払交付金等について別紙のとおり計画を変更し、（金〇〇〇, 〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け）たいので、海士町中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

* 変更する箇所については、2段書とし、上段に交付決定済みの数字を（ ）書で記入し、下段に今回申請の数字を記入する。

様式第 3 号（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

海士町長 様

協定集落 印

令和 年度海士町中山間地域等直接支払交付金等概算払請求書

令和 年 月 日付け 指令海地第 号で交付決定のあった令和〇〇年度海士町中山間地域等直接支払交付金等について、下記により金〇〇〇, 〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

(単位：円)

交付金等の 名称	交付決定額	月 日 予定出来高 (%)	交付金等			事業完了 予定年月日
			既受領額	今回請求額	残額	
中山間地域 等直接支払 交付金		(%)				
計		(%)				

様式第 4 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

海士町長 様

協定集落 印

令和 年度第 四半期海士町中山間地域等直接支払交付金等
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった令和 年度中山間地域等直接支払交付金等について、海士町中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり交付金事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	計 画 A（円）	出 来 高 B（円）	進 捗 度 B／A（％）	備 考
交付金				
通常基準				
5 法外特認				
5 法内特認				
計				

注：推進交付金については、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

海士町長 様

協定集落 印

令和 年度海士町中山間地域等直接支払交付金等実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定（及び令和 年 月 日
付け指令第 号で変更交付決定）のあった交付金事業について、別紙のとおり実施し
たので、海士町中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第 9 条の規定により、その実績を
報告する。

様式第 6 号（第 9 条関係）

財産管理台帳

(集落協定名)									事業実施年度		年度～		年度	
事業の内容				工期		経費の区分			処分制限 期間		処分の 状況		備考	
名称	工種 構造・規格	施工箇所 又は設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位：円)	経費内訳 (単位：円)			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処 分 の 内 容
							国費 分	県費 分	市町村費 分					
計														

- 注 1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 注 2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 注 3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
- 注 4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 注 5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

○海士町多面的機能支払交付金交付要綱

(平成27年 5 月29日海士町告示第16号)

(趣旨)

第1条 町が交付する多面的機能支払交付金に係る農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（以下「交付金等」という。）については、補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金等の名称、目的、交付の対象である経費の内容及びその交付の率は別表のとおりとし、予算の範囲内において、活動組織に交付するものとする。

2 事業に係る実施要件は、「多面的機能支払交付金実施要綱」（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び「多面的機能支払交付金実施要領」（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）の規定によるものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第4条による交付金等の交付を申請しようとする者が町長へ提出する申請書の様式は様式第1号のとおりとし、提出期限は、町長が毎年度別に定めるものとする。

(変更承認申請)

第5条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号による変更承認申請書を町長に速やかに提出しなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

(概算払請求)

第6条 概算払いにより交付金等の交付を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 活動組織会長は、交付金等の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在の事業の遂行状況を様式第4号の遂行状況報告書により、当該四半期の最終月の翌月20日までに町長に報告しなければならない。ただし、前条の概算払請求書をもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条により町長に提出する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(町長の定める財産)

第9条 規則第13条第1項第4号による機械及び重要な器具で町長が指定したものとは、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付金の返還)

第10条 市町村長は、実施要綱別紙1の第10又は別紙2の第10の規定に基づき、活動組織から交付金の返還を受けた場合は、実績報告に併せて様式第6号の返還申出書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申出を受けた場合は、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還をさせるものとする。

(補助金交付の際付すべき条件)

第 11 条 実施要綱第 4 の 1 の多面的機能支払交付金について、活動組織に対し交付金を交付するときは、活動組織対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。
- (2) (1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、様式 7 号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この告示は、公示の日からから施行し、平成27年度分の事業から適用する。

別表（第2条・第5条関係）

事業	目的	交付金等の 交付先	経費の内容	交付率等	軽微な変更	
					経費の配 分の変更	事業内容 の変更
農地維持支払交付金 及び資源向上支払交 付金（施設の長寿命 化のための活動を除 く。）	地域共同による農地、水路等 の地域資源の基礎的な保全 管理活動や地域資源の適切 な保全管理のための推進活 動及び施設の軽微な補修や 農村環境の保全等の地域資 源の質的向上を図る共同活 動を支援する。	活動組織	活動組織等へ交付する農 地維持支払交付金及び資 源向上支払交付金（施設の 長寿命化のための活動を 除く）に要する経費	事業費の 1／4以内	—	事業実施 主体の変 更以外の 変更
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化の ための活動）	老朽化が進む農業用排水 路等の長寿命化のための補 修・更新等を行う活動を支援 する。	活動組織	活動組織等へ交付する資 源向上支払交付金（施設の 長寿命化のための活動）に 要する経費	事業費の 1／4以内	—	事業実施 主体の変 更以外の 変更

様式第 1 号（第 4 条関係）
（その 1）

令和 年度海士町多面的機能支払交付金申請書

番 号
年 月 日

海士町長 様

活動組織 印

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、海士町多面的機能支払交付金交付要綱第 4 条に基づき、金 円の交付を申請する。
なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払 交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	円
2. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	円

注：添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 5 の 3、同要綱別紙 2 の第 5 又は同要綱別紙 3 の第 2 の 4 の(2)で定められた事業実施計画書を添付すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

令和 年度海士町多面的機能支払交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

海士町長 様

[活動組織]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、海士
町多面的機能支払交付金交付要綱第 5 条に基づき申請する。

なお、その他については申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分は除くこと。

記

記載事項については、様式第 1 号の記に準ずる。

注：交付金交付の決定に係る内容及び実施要綱別紙 1 の第 5 の 3、同要綱別紙 2 の第 5 又
は別紙 3 の第 2 の 4 の(2)、(3)で定められた事業実施計画書の経費の配分（以下「経費
の配分」という。）並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように
作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部
分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

様式第3号（第6条関係）

令和 年度海士町多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

海士町長 様

[活動組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金
について海士町多面的機能支払交付金交付要綱第6条に基づき、概算払を受けたいので、
下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額		残高 ①－(②＋③)	備考
			金額 ③	月 日 まで予定 出来高		
農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	円	円	円	%	円	
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	円	円	円	%	円	
合 計	円	円	円	%	円	

3. 事業遂行状況

経費区分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (令和 年 月 日) (B)	進捗率 (B)/(A)	備考
農地維持支払交付金及び 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。)	円	円	%	
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	円	円	%	
合 計	円	円	%	

4. 事業の完了予定 令和 年 月 日

様式第 4 号（第 7 条関係）

令和 年度海士町多面的機能支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

海士町長 様

[活動組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

令和 年度多面的機能支払交付金の事業の遂行状況について、海士町多面的機能支払交付金交付要綱第 7 条に基づき、下記のとおり報告する。

記

経費区分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (令和 年 月 日) (B)	進捗率 (B)/(A)	備考
農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く。）	円	円	%	
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動）	円	円	%	
合 計	円	円	%	

様式第 5 号（第 8 条関係）

令和 年度海士町多面的機能支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

海士町長 様

[活動組織]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、海士町多面的機能支払交付金交付要綱第 8 条に基づき、その実績を報告する。

記

1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 円
（施設の長寿命化のための活動を除く。）
2. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） 円

注：1 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 9、同要綱別紙 2 の第 9 又は別紙 3 の第 4 で定められた実績報告書を添付すること。

2 交付金交付の決定に係る内容及び実施要綱別紙 1 の第 5 の 3、同要綱別紙 2 の第 5 又は別紙 3 の第 2 の 4 の(2)、(3)で定められた事業実施計画書の経費の配分（変更された場合は変更後の内容等。以下「経費の配分」という。）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

様式第 6 号（第10条関係）

令和 年度海士町多面的機能支払交付金返還申出書

番 号
年 月 日

海士町長 様

市町村長 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金の返還金について、海士町多面的機能支払交付金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

	広域活動組織名又は活動組織名	町への返還金
1		円
2		円
3		円
合計		円

様式第 7 号（第11条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

活動組織名
会長 様

所在地
商号又は名称 業者名
代表者名 氏 名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注 1） 〇〇には、「工事委託」、「物品・役務」契約のいずれかを記載すること。

（注 2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

○特色米生産加工施設設置及び管理に関する条例

(平成30年 6 月29日海士町条例第10号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、特色米生産加工施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 本町の地域資源を活かした高付加価値の特産品開発を行う施設として、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 特色米生産加工施設

位置 海士町大字海士3976番地 1

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号に該当する事由が発生したとき。

(4) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、第4条の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、利用料金を指定管理者の収入をして収受させるものとする。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付要綱

(平成31年 3 月29日海士町告示第 7 号)

改正 令和 3 年 3 月29日告示第11号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内の農家が町内の直売所等へ出荷する農作物の品質向上や生産拡大を図るため、農業用ビニールハウス（以下「ハウス」という。）を設置又はリースする事業（以下「事業」という。）に係る費用の一部を海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

改正（令 3 告示第11号）

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農家 個人、法人及び集落を単位として生産工程の全部又は一部を共同で行う組織をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、それぞれ以下のとおりとする。

(1) ハウスを設置する事業

町内に住所及び農地を有し、当該農地にハウスを設置する農家とし、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

ア 直売所等へのお荷のため当該ハウスで農作物をおおむね 3 年以上作付けする者

イ 補助金の交付を受けようとする時点において、ハウスを所有又は使用していない者

ウ 補助金の交付を受けようとする年度において、年齢が満60歳未満の者

エ 町税等の滞納がない者

(2) ハウスをリースする事業

町内に住所を有し、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

ア 直売所等へのお荷のため当該ハウスで農作物をおおむね 3 年以上作付けする者

イ 補助金の交付を受けようとする年度において、年齢が満60才未満の者

ウ 町税等の滞納がない者

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、海士町農業用ビニールハウス設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) ハウスを設置する事業

新設し、又は増設するハウスの資材費に要する経費とする。

(2) ハウスをリースする事業

ハウスのリースに要する経費とし、リース開始から 3 年間を限度とする。

全改（令 3 告示第11号）

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) ハウスを設置する事業

補助対象経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、200,000円を限度とする。

(2) ハウスをリースする事業

補助対象経費の5分の3に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、150,000円を限度とする。

全改(令3告示第11号)

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 設置するビニールハウスの仕様が確認できる書類(ハウスを設置する場合)

(3) 補助金対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(4) 農産物直売施設出荷計画表

(5) 現況写真(設置する場合)

(6) その他町長が必要と認める書類

改正(令3告示第11号)

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。

改正(令3告示第11号)

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするとき又は事業の中止しようとするときは、海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付申請変更等承認申請書(様式第3号)に交付決定通知書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

改正(令3告示第11号)

4 町長は前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金変更承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により交付決定者に通知する。

改正(令3告示第11号)

5 町長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告書)

第6条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに海士町農業用ビニールハウス設置等事業実績報告書兼補助金交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) ビニールハウス設置(リース)に要した費用の内訳が分かる書類

(2) ビニールハウス設置(リース)にかかる領収書の写し

(3) 設置状況を示す写真(設置する場合)

(4) 請求書

(5) その他町長が必要と認める書類

改正(令3告示第11号)

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができ

る。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第11号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名
電話番号

印

海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付申請書

年度において、海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置（リース）場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）
- 4 設置（リース）予定日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 設置するビニールハウスの仕様が確認できる書類（設置する場合）
 - (3) 補助金対象経費の内訳が明記されている見積書の写し又は計算書
 - (4) 農産物直売所施設出荷計画表
 - (5) 現況写真（設置する場合）
 - (6) その他町長が必要と認める書類

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長 印

海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）及び海士町農業用ビニールハウス設置等補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名
電話番号

印

海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のあった海士町農業用
ビニールハウス設置等事業補助金について、申請内容を変更したいので、海士町農業用
ビニールハウス設置等事業補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請
します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更・中止理由 :

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長

海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請にありました海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金の変更申請については、下記のとおり承認（不承認）しましたので、海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1 変更の種類 : 変更 ・ 中止

2 変更内容 :

3 変更交付決定額 : 円

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名
電話番号

印

海士町農業用ビニールハウス設置等事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知のあった海士町農業用
ビニールハウス設置等事業補助金の実績について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置（リース）場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）
- 4 設置（リース）完了日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) ビニールハウス設置（リース）に要した費用の内訳が分かる書類
 - (2) ビニールハウス設置（リース）にかかる領収書の写し
 - (3) 設置状況を示す写真（設置する場合）
 - (4) 請求書
 - (5) その他町長が必要と認める書類

○森林環境譲与税活用事業費補助金交付要綱

(令和2年2月28日海士町告示第6号)

(趣旨)

第1条 森林環境譲与税の有効な活用を図ることを目的に、海士町において森林整備を実施する林業経営団体に対して、事業の拡大や就業者の確保・育成などの経営基盤強化に必要な経費の一部を海士町森林環境譲与税活用事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の目的等)

第2条 補助金交付の目的、区分、補助対象経費、補助率及び補助事業者の範囲は別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該申請補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更承認申請)

第4条 補助事業者は、第3条第1項の規定により提出した申請書のうち、次に掲げる事項に変更が生じたときは、補助金変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更については、町との協議により判断することとする。

- (1) 補助金総額の3割を超える減額
- (2) 区分の廃止又は新設
- (3) 補助金総額の増額

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第3号）を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第6条 補助事業者は、補助事業により取得した全ての機械及び器具を町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助事業者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、適用しない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第7条 町長は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定したときは、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号による報告書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

交付の目的	区分	補助対象経費	補助率等	補助事業者
隠岐島前地域における循環型林業を構築するため、隠岐島前地域において森林整備を実施する林業経営体に対して、事業拡大や就業者の確保・育成などの経営体質強化に必要な経費の一部を支援する。	新たな森林管理システムの運用	森林調査に必要な機器購入経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項に基づく「民間事業者」に選定された林業経営者であって、隠岐島前地域において森林整備を実施する者
	森林整備	高性能林業機械のリースに係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
	人材確保・育成	人材募集に係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
		技術指導員の雇用、住宅、移動（本土往復）、引っ越しに係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
		新規事務員への指導に係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
		新規作業員への貸与用の機械（チェーンソー、刈払機）や防護服等の購入経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
		人員輸送車の導入経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
		作業員の研修参加、資格取得に係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
		作業員の住宅、引っ越しに係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
	木材利用	木材の輸送経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	
	普及啓発	森林・林業への理解促進に関するイベント開催等に係る経費	島前 3 町村の補助金額合計は、補助対象経費の 1 / 2 以内とする。	

※島前 3 町村における補助金の交付割合は、島前 3 町村への森林環境譲与税の配分割合と同率とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 年 月 日 号

海士町長 様

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名
印

年度 森林環境譲与税活用事業費補助金交付申請書

下記のとおり 年度 森林環境譲与税活用事業費補助金 円を交付されたく
申請します。

記

1. 事業の目的

2. 活動内容及び経費 単位：円

区分	活動経費	補助金額	その他
新たな森林管理 システムの運用		（海 西 知	
森林整備		（海 西 知	
人材確保・育成		（海 西 知	
木材利用		（海 西 知	
普及啓発		（海 西 知	
合計		（海 西 知	

※海：海士町、西：西ノ島町、知：知夫村

3. 完了予定年月日

年 月 日

4. その他

活動経費の内訳については、別途提出した事業計画書のとおり。

番 年 月 日 号

海士町長 様

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名
印

年度 森林環境譲与税活用事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。
記

1. 変更の理由

2. 活動内容及び経費 単位：円

区分	活動経費	補助金額	その他
新たな森林管理 システムの運用		海 西 知	
森林整備		海 西 知	
人材確保・育成		海 西 知	
木材利用		海 西 知	
普及啓発		海 西 知	
合計		海 西 知	

※海：海士町、西：西ノ島町、知：知夫村
上段：変更前
下段：変更後

3. 完了予定年月日
年 月 日

4. その他
活動経費の内訳については、別途提出した事業計画書のとおり。

番 年 月 日 号

海士町長 様

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名
印

年度 森林環境譲与税活用事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、
下記のとおり実績を報告します。
なお、あわせて精算額 円の交付を請求します。

記

1. 事業の実績

単位：円

区分	活動経費	補助金額	経費の内訳
新たな森林管理システムの運用		〔海 西 知〕	
森林整備		〔海 西 知〕	
人材確保・育成		〔海 西 知〕	
木材利用		〔海 西 知〕	
普及啓発		〔海 西 知〕	
合計		〔海 西 知〕	

※海：海士町、西：西ノ島町、知：知夫村

2. 完了予定年月日
年 月 日

3. 収支精算

(1) 収入

単位：円

予算額			精算額			差引
補助金	その他	計	補助金	その他	計	

(2) 支出

単位：円

予算額	精算額	差引

(3) 収支精算

単位：円

精算額	
収入	支出

4. 添付書類

領収書等、支出金額が確認できる書類（写）、物品については写真、その他必要なもの

様式第 4 号（第 7 条関係）

番 年 月 日 号

海士町長 様

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名
印

年度 森林環境譲与税活用事業費補助金の仕入りに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付要綱第 3 条第 1 項に基づく額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
2. 補助金確定時に減額した仕入りに係る消費税等相当額
金 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入りに係る消費税等相当額
金 円
4. 補助金返還相当額（上記 3－2）
金 円

○海士町森林環境譲与税活用事業実施要領

(令和2年2月28日海士町告示第7号)

森林環境譲与税活用事業の実施については、海士町森林環境譲与税活用事業費補助金交付要綱（令和2年海士町告示第6号。以下「交付要綱」という。）のほか、この要領によるものとする。

第1 事業の目的

隠岐島前地域において森林整備を実施する林業経営体に対し、経営体質強化のために必要な活動経費の一部を支援し、事業拡大や就業者の確保・育成を行うことにより、島前地域における循環型林業を構築することを目的とする。

第2 補助対象となる活動等

補助の対象となる活動等は次のとおりとする。

(1) 新たな森林管理システムの運用

ア 森林調査に必要な機器購入経費

(ア) レーザーコンパス、ドローン等の購入経費等

(2) 森林整備

ア 高性能林業機械のリースに係る経費

(ア) リース料等

(3) 人材確保・育成

ア 人材募集に係る経費

(ア) 人材募集サイト掲載料、応募者宿泊費等

イ 技術指導員の雇用、住宅、移動（本土往復）、引っ越しに係る経費

(ア) 技術指導料、本土往復フェリー代、引っ越し費用、住宅手当等

ウ 新規事務員への指導に係る経費

(ア) 技術指導料等

エ 新規作業員への貸与用機械（チェーンソー、刈払機）や防護服等の購入経費

(ア) チェーンソー等機械やチャップス、ブーツ等安全装備の購入経費等

オ 人員輸送車の導入経費

(ア) リース料等

カ 作業員の研修参加、資格取得に係る経費

(ア) 旅費、研修参加費、受講料等

キ 作業員の住宅、引っ越しに係る経費

(ア) 引っ越し費用、住宅手当等

(4) 木材利用

ア 木材の輸送経費

(ア) 陸上輸送経費、海上輸送経費等

(5) 普及啓発

ア 森林・林業への理解促進に関するイベント開催等に係る経費

(ア) 購入・借上経費（用具、用品、機械）、資材代、運搬経費（資材、参加者）、飲料水代、外部委託費、保険料、講師謝金・旅費、スタッフ賃金等

第3 交付対象者

交付対象者は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づく「民間事業者」に選定された林業経営体であって、隠岐島前地域において森林整備を実施する者とする。

第4 事業の実施

(1) 事業計画書の作成

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書の提出に先立ち、森林環境譲与税活用事業計画書（様式第1号）（以下「事業計画」という。）を作成し、町長へ提出する。

(2) 事業計画の審査及び計画承認

町長は、提出された事業計画の内容を審査し、適正と判断される場合には計画承認の通知（様式第2号）を行う。

(3) 交付決定

町長は、交付要綱第3条に基づき提出された森林環境譲与税活用事業費補助金交付申請書の内容を審査し、適正と判断される場合には交付決定の通知（様式第3号）を行う。

(4) 補助金の交付に当たって付すべき条件

補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

ア 補助金交付の対象となる区分、補助対象経費、補助金額は、申請書に記載されたとおりとする。

イ 交付対象者は、補助金等に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱、実施要領、その他関連通知に従わなければならない。

ウ 交付対象者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5か年間整理保管しておかななければならない。

エ 交付対象者は、補助金事業により取得した財産のうち交付要綱第6条に定める財産については、補助金事業完了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」で定められた処分制限期間内においては、交付の目的に従って使用し、その有効活用を図らなければならない。

オ 交付対象者は、補助金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第6条に定める財産について、処分制限期間内において、町長の承認を受けて収入があったときは、当該収入の全部又は一部を町長に納付させられることがある。

カ 交付対象者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を転用することとなる場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。また、町長の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る財産等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を町長に納付しなければならない。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には町長に協議することができる。

キ 交付対象者は、補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに町長に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を町長に納付しなければならない。

ク 交付対象者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除対象者で、確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定して場合には、交付要綱様式第４号により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の補助金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して補助金交付申請し、補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(5) 計画変更及び変更承認

補助金の交付を受けようとする者は、交付要綱第４条のただし書に該当する変更が生じた場合は、森林環境譲与税活用事業変更計画書（様式第４号）（以下「変更事業計画」という。）を作成し、町長へ提出し、町長は、提出された変更事業計画の内容を審査し、適正と判断される場合には変更計画承認の通知（様式第５号）を行う。

(6) 変更交付決定

町長は、交付要綱第４条に基づき提出された森林環境譲与税活用事業費補助金変更承認申請書の内容を審査し、適正と判断される場合には変更交付決定の通知（様式第６号）を行う。

(7) 検査

町長は、交付要綱第５条に基づき森林環境譲与税活用事業費補助金実績報告書が提出された場合は、完了検査を行う。

(8) 額の確定

町長は、完了検査が終了した後に額の確定（様式第７号）を行う。

(9) 支払い

補助金の支払いは、原則として事業が完了し、実績報告書の提出後とする。

附 則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 4 関係）

番 年 月 号 日

海士町長 様

事業者 住 所
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
E-mail アドレス
担当者職氏名

年度 森林環境譲与税活用事業計画書

下記のとおり活動したいので、計画書を提出します。
記

1. 事業の目的

2. 活動内容及び経費 単位：円

区分	活動経費	補助金額	経費の内訳
新たな森林管理 システムの運用		（海 西 知）	
森林整備		（海 西 知）	
人材確保・育成		（海 西 知）	
木材利用		（海 西 知）	
普及啓発		（海 西 知）	
合計		（海 西 知）	

※海：海士町、西：西ノ島町、知：知夫村

3. 完了予定年月日
年 月 日

4. 添付書類

様式第 2 号（第 4 関係）

番 号
年 月 日

様

海士町長 印

年度 森林環境譲与税活用事業計画書の承認について

年 月 日付け 第 号で提出のあった事業計画を下記のとおり承認
します。

つきましては、森林環境譲与税活用事業費補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助
金交付申請書を提出してください。

記

1. 補助予定額

円

2. 補助金交付申請書の提出期限

年 月 日

様式第3号（第4関係）

指令 第 号

所在地

申請者名

代表者の職及び氏名

様

年 月 日付け 第 号で申請のあった、 年度森林環境譲与
税活用事業費補助金については、下記のとおり交付を決定します。

年 月 日

海士町長

印

記

1. 交付決定額 金 円

2. 交付条件

- (1) 補助金交付の対象となる区分、補助対象経費、補助金額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 交付対象者は、補助金等に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱、実施要領、その他関連通知に従わなければならない。
- (3) 交付対象者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。
- (4) 交付対象者は、補助金事業により取得した財産のうち交付要綱第6条に定める財産については、補助金事業完了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」で定められた処分制限期間内においては、交付の目的に従って使用し、その有効活用を図らなければならない。
- (5) 交付対象者は、補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち交付要綱第6条に定める財産について、処分制限期間内において、町（村）長の承認を受けて収入があったときは、当該収入の全部又は一部を町（村）長に納付させられることがある。
- (6) 交付対象者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を転用することとなる場合は、あらかじめ町（村）長の承認を受けなければならない。また、町（村）長の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る財産等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を町（村）長に納付しなければならない。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には町（村）長に協議することができる。”
- (7) 交付対象者は、補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに町（村）長に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を町（村）長に納付しなければならない。
- (8) 交付対象者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除対象者で、確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定して場合には、交付要綱様式第4号により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の補助金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して補助金交付申請し、補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

様式第4号（第4関係）

番 年 月 号 日

海士町長 様

事業者 住 所
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
E-mailアドレス
担当者職氏名

年度 森林環境譲与税活用事業変更計画書

下記のとおり活動内容を変更したいので、変更計画書を提出します。
記

1. 変更の理由

2. 活動内容及び経費

単位：円

区分	活動経費	補助金額	経費の内訳
新たな森林管理 システムの運用		〔 海 西 知 〕	
森林整備		〔 海 西 知 〕	
人材確保・育成		〔 海 西 知 〕	
木材利用		〔 海 西 知 〕	
普及啓発		〔 海 西 知 〕	
合計		〔 海 西 知 〕	

※海：海士町、西：西ノ島町、知：知夫村

上段：変更前
下段：変更後

3. 完了予定年月日

年 月 日

4. 添付書類

番 年 月 日 号

様

海士町長 印

年度 森林環境譲与税活用事業変更計画書の承認について

年 月 日付け 第 号で提出のあった変更事業計画を下記のとおり承認します。

つきましては、森林環境譲与税活用事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、補助金変更承認申請書を提出してください。

記

1. 補助予定額

円

2. 補助金変更承認申請書の提出期限

年 月 日

様式第 6 号（第 4 関係）

指令 第 号

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名 様

年 月 日付け 第 号で申請のあった、 年度森林環境譲与
税活用事業費補助金については、申請のとおりこれを承認し、 年 月 日付け指
令 第 号による交付決定通知書の記の 1 を下記のとおり変更します。

年 月 日

海士町長 印

記

- 1. 補助金交付申請書の対象となる活動及びその内容は、 年 月 日付け
第 号で申請のあった、 年度森林環境譲与税活用事業費補助金変更承認
申請書記載のとおりとする。
- 2. 補助金事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助金事業に要する経費	円
補 助 金 の 額	円
【今回変更（増減）額	円】

様式第 7 号（第 4 関係）

第 号

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名 様

年度森林環境譲与税活用事業費補助金の額については、下記のとおり確定します。

年 月 日

記 海士町長 印

1. 確定額 金 円

○農業振興事業補助金交付要綱

(平成9年4月1日海士町告示第12号)

改正	平成19年4月1日告示第4号	平成24年4月17日告示第3号
	平成26年4月10日告示第3号	平成27年5月29日告示第3号
	平成30年6月1日告示第10号	令和2年4月24日告示第16号

(趣旨)

第1条 海士町の交付する農業振興関係事業費補助金については、海士町補助金等交付規則(昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、農業の継続・安定生産の確立と地域の特性を活かした新しい産地の形成、農村環境の保全、担い手育成等により、農業振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助金の対象経費並びに算定方法)

第3条 補助金の対象経費並びに補助率については、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費並びに算定方法 別表1及び2に定めるとおり

(補助金交付申請)

第4条 事業実施主体者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第5条 事業実施主体者は規則第7条の規定により、補助事業費に変更が生じたとき又は、補助事業を中止、廃止しようとしたときは変更交付申請書(様式第2号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、交付申請のあった補助金について、予算の範囲内において必要と認める額を交付申請者に交付する。

2 町長は、前項の額を決定したときは、その旨を交付申請者に様式第5号により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付請求は、補助金の交付決定がなされた後、補助金交付請求書(様式第3号)により請求する。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付については、事業完了後に交付することを原則とするが、町長が必要と認めた場合は概算払いができるものとする。

(実績報告)

第9条 事業実施主体者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から20日以内に実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 事業実施主体者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(交付金の交付条件)

第11条 補助金交付の条件は、第1条から前条までに定めるもののほか、次のとおりとする。

2 事業実施主体者は、補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業について、次の条件に従わなければならない。

ア 事業実施主体者は、実績報告を行うにあたって、上記の補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 事業実施主体者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別途定める様式により速やかに町長へ報告するとともに、町長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

3 事業実施主体者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

4 事業実施主体者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件あたりの取得価格が50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、町長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

5 事業実施主体者が前項により町長の承認を得て処分したことにより収入のあったときには、当該収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

6 事業実施主体者は、農林振興事業補助金交付要綱及び海士町補助金交付規則の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(補助金の返還)

第12条 事業実施主体者が実施する事業について補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金相当額を町に返還しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年4月17日告示第3号）から

附 則（平成30年6月1日告示第10号）まで 略

附 則（令和2年4月24日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

別表 略

○海士町新規有機栽培支援補助金交付要綱

(令和3年3月29日海士町告示第9号)

(趣旨)

第1条 この告示は、自然と調和した農業の推進を図るため有機農産物の生産及び有機JAS認証の取得に取り組む農業者に対し、予算の範囲内において海士町新規有機栽培支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、海士町補助金交付規則(昭和41年海士町規則第12号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機JAS規格」という。)第3条に規定する有機農産物をいう。
- (2) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定に基づく登録認証機関が有機JAS規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。
- (3) 有機JAS講習会 有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準(平成17年農林水産省告示第1830号)の三の2の(1)に規定する認証機関の指定する講習会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、有機農産物の生産及び有機JAS認証の取得に取り組む農業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 有機JAS講習会を受講した者
- (2) 町内に住所又は事業所を有する者
- (3) 納付期限の到来した町税を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による2回の補助金の交付を受けた者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 有機JAS認証の取得に要する経費
- (2) 有機農業を行うための土壌改良材等の購入に要する経費
- (3) 有機農産物の販路開拓に要する経費
- (4) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限は別表のとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海士町新規有機栽培支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出し

なければならない。

- (1) 必要な経費の内容がわかる資料
- (2) 有機ＪＡＳ講習会の修了証書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、海士町新規有機栽培支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は事業の中止しようとするときは、海士町新規有機栽培支援補助金申請変更等承認申請書（様式第3号）に交付決定通知書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

4 町長は前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、海士町新規有機栽培支援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知する。

5 町長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告書）

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに海士町新規有機栽培支援補助金実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 有機ＪＡＳ認証の可否について登録認証機関が交付する証明書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し等）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助金額の上限

補助対象経費	上限額
(1) 有機ＪＡＳ認証の取得に要する経費	1,500千円
(2) 有機農業を行うための土壌改良材等の購入に要する経費	50千円
(3) 有機農産物の販路開拓に要する経費	50千円
(4) その他町長が適当と認める経費	50千円

※上記補助対象経費に国及び県等の補助金等が充当される場合は、補助金等相当額を除く。

年 月 日

海士町長

申請者 所在地
氏名又は団体名
代表者名（団体の場合） 印
電話／FAX

海士町新規有機栽培支援補助金交付申請書

海士町新規有機栽培支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付決定に際して徴税等の納付状況について調査することに同意します。

記

1 事業概要等

対象作物		
対象ほ場		
対象経費	項目	金額（円）

2 添付書類

- (1) 必要な経費の内容がわかる資料
- (2) 有機 J A S 講習会の修了証書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長 印

海士町新規有機栽培支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町新規有機栽培支援補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金交付規則（昭和41年海士町規則第12号）及び海士町新規有機栽培支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

海士町長

申請者 所在地
氏名又は団体名
代表者名（団体の場合） 印
電話／FAX

海士町新規有機栽培支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のあった海士町新規有機栽培支援補助金について、申請内容を変更したいので、海士町新規有機栽培支援補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更の内容 :
- 3 変更・中止理由 :

様式第 4 号（第 6 条関係）

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長

印

海士町新規有機栽培支援補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町新規有機栽培支援補助金の変更申請については、下記のとおり承認（不承認）しましたので、海士町新規有機栽培支援補助金交付要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更交付決定額 : 円

年 月 日

海士町長

申請者 所在地
氏名又は団体名
代表者名（団体の場合） 印
電話／FAX

海士町新規有機栽培支援補助金実績報告書兼交付請求書

年 月 日付け指令海 第 号をもって交付決定通知のあった海士町
新規有機栽培支援補助金の実績について下記のとおり報告します。

記

1 事業概要等

対象作物		
対象ほ場		
対象経費	項目	金額（円）

2 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 有機 J A S 認証の可否について登録認証機関が交付する証明書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

○海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付要綱

(令和4年1月5日海士町告示第1号)

海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付要綱（令和3年海士町告示第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町内の農業未実施者等が新たに農業にチャレンジし、海士町農業共同利用機械を利用する場合に係る費用の一部を海士町農業チャレンジャー支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
農業未実施者等 町内においてこれまで農業を営んだことがない者、又は農業活動を開始して5年未満の者をいう。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 農業未実施者等に該当する者
- (3) 町税等の滞納がない者

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、海士町農業共同利用機械管理規程（平成22年海士町訓令第1号）に記載されている農業共同利用機械（畜産関係機械を除く。）を利用する場合の使用料とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、年間30,000円を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 農業共同利用機械を利用する農地の位置図
- (2) 補助金額の算出根拠
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は事業の中止しようとするときは、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付申請変更等承認申請書（様式第3号）に交付決定通知書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

4 町長は前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知する。

5 町長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告書)

第6条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに海士町農業チャレンジャー支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 農業用共同利用機械の使用料の領収書写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和4年1月5日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年度海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付申請書

年度において、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

1 チャレンジする農業

2 補助金対象額 円

補助金交付申請額 円

3 農業を行う場所 海士町大字 番地 （ 地区）
番地

4 事業開始・完了予定 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助金額の算出根拠
- (3) その他町長が必要と認める書類

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長

（公印省略）

年度海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町農業チャレンジャー支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）及び海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年度海士町農業チャレンジャー支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のあった海士町農業チャレンジャー支援事業補助金について、申請内容を変更したいので、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更・中止理由 :

様式第4号（第5条関係）

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長

（公印省略）

年度海士町農業チャレンジャー支援事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請にありました海士町農業チャレンジャー支援事業補助金の変更申請については、下記のとおり承認（不承認）しましたので、海士町農業チャレンジャー支援事業補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1 変更の種類 : 変更 ・ 中止

2 変更内容 :

3 変更交付決定額 : 円

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年度海士町農業チャレンジャー支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知のあった海士町農業
チャレンジャー支援事業補助金の実績について下記のとおり報告します。

記

1 チャレンジした農業

2 補助金交付決定額 円

補助金実績額 円

3 農業を実施した場所 海士町大字 番地 (地区)
番地

4 事業開始・完了日 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 農業用共同利用機械の使用料の領収書写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

第3章 漁業

○岩ガキ生産関連施設の設置及び管理に関する条例

(平成14年 3 月20日海士町条例第11号)

改正 平成18年 3 月27日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、岩ガキ作業保管施設及び岩ガキ種苗生産施設（以下「岩ガキ施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩ガキの安定的生産を確保し、本町の水産業の振興に資することを目的として次の施設を設置する。

名 称	位 置
岩ガキ作業保管施設	海士町大字知々井地内
岩ガキ種苗生産施設	海士町大字知々井地内

(管理運営)

第3条 町長は、必要があると認めるときは、岩ガキ施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、岩ガキ施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

改正（平18条例第15号）

(利用料金)

第4条 岩ガキ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

改正（平18条例第15号）

(利用料金の納入)

第5条 利用者は、前条第1項の規程による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加（平18条例第15号）

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平18条例第15号）

附 則

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第15号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	単 位	利 用 料 金
岩ガキ作業保管施設	10 貝 当 た り	31円
岩ガキ種苗生産施設	10 貝 当 た り	13円

○沿岸漁業構造改善事業及び沿岸漁場整備開発事業により設置した施設の管理に関する規則

(昭和59年 5 月 1 日海士町規則第 2 号)

改正 平成 8 年11月 1 日規則第12号

(目的)

第 1 条 この規則は、沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）に基づく沿岸漁業構造改善事業及び沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき沿岸漁場整備開発事業により設置した施設の適正な管理と漁業生産基盤の整備を促進し、漁業生産の増強を図ることを目的とする。

(施設の種類)

第 2 条 国、県の助成により海士町が設置した次の各号に掲げる事業施設をいう。

- (1) 投石事業施設
- (2) 岩礁爆破事業施設
- (3) コンクリート面造成事業施設
- (4) 並型魚礁設置事業施設
- (5) 小規模増殖場造成事業施設
- (6) 水産物荷捌施設
- (7) 水産物鮮度保持施設
- (8) 漁船保全修理施設
- (9) 漁船、漁業燃油等補給施設

改正（平 8 規則第12号）

(管理)

第 3 条 町長は、前条の施設を海士町に住所を有する漁業協同組合（以下「受託管理者」という。）に管理を委託することができる。

2 前項の受託管理者は、善良なる管理者の注意をもって受託した事業施設の管理に当たらなければならない。

(報告)

第 4 条 受託管理者は、次の各号に掲げる事項について別に定める様式により町長に報告しなければならない。

- (1) 施設が天災その他事故にあった場合
- (2) 施設設置の目的を妨げない限度において他の目的用途に使用する場合
- (3) 施設の利用状況及び漁獲状況
- (4) その他、町長が必要と認める事項

(受託)

第 5 条 町長は、受託管理者に対し特に受託に要する費用は支払わないものとする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に設置された施設の取扱いについては、この規則の規定により当該漁業協同組合に委託されたものとみなす。

附 則（平成 8 年 11 月 1 日規則第 12 号）
この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略

○海士町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

(平成10年10月5日海士町条例第18号)

改正 平成12年3月24日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域の公衆衛生及び環境衛生の向上を図るために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町漁業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び区域)

第2条 施設の名称及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活又は事業に起因するし尿、雑排水をいう。
- (2) 処理施設 汚水を排水するために設けられる排水管、その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる施設で、町が管理するものをいう。
- (3) 使用者 世帯主又は事業を営む者で、処理施設を使用する者をいう。
- (4) 排水設備 汚水を処理施設に流入させるために必要な排水管その他の排水設備で、使用者が管理するものをいう。

(排水設備設置義務)

第4条 使用者は、処理施設の供用が開始された日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者は、汚水を処理施設に流入させるときは、水洗によりこれをしなければならない。

(除害施設の設置)

第5条 使用者は、処理施設の機能を妨げる恐れのある排水を施設に流入させようとする場合は、事前に除害施設を設けなければならない。

(排水設備計画の承認)

第6条 排水設備の新設、改造若しくは撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめその計画を規則により申請書に必要な書類を添付し、町長に申請し承認を受けなければならない。新設等の変更をしようとするときも同様とする。

(排水設備工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了後速やかに町長に届け出て検査を受けなければならない。

(工事業者の指定)

第8条 排水設備の工事は、排水設備指定工事業者（町長が排水設備の工事について技能を有する者として指定した者）でなければ行うことができない。除害設備についてもこれと同様とする。

(施設の使用開始等の届出)

第9条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 処理施設の使用を開始又は再開するとき。
- (2) 処理施設の使用を休止又は廃止するとき。
- (3) 氏名又は住所に変更があったとき。

(使用者の管理義務)

第10条 使用者は、排水設備を善良に管理し、処理施設の機能に障害を与えないよう努めなければならない。

2 町長は、使用者が管理義務を怠った場合は、必要な措置を講ずることができる。

(使用料の徴収)

第11条 使用者は、処理施設の使用について使用料を納めなければならない。

2 使用料の額、算定方法及び徴収方法は、別に定める。

(代理人の指定)

第12条 町内に住所を有しない使用者は、この条例に規定する事項を処理させるために町内に住所（法人にあってはその主たる事務所）又は居所を有する者の内から代理人を選定し、町長に届け出なければならない。

2 使用者は、代理人及び代理人の住所に変更があったときは、町長に届け出なければならない。

(工事業者の指定手数料)

第13条 町長は、第8条に定める工事業者の指定をするときに、1件につき3,000円の手数料を徴収する。

(管理の委任)

第14条 処理施設の設置及び管理は、町が行うものとする。ただし、施設の目的を効果的に達成するためにその管理の一部を委託できる。

(委任)

第15条 この条例で定めるもののほかこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条までの規定は、平成10年10月1日から適用する。

附 則（平成12年3月24日条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 改正（平12条例第20号）

施 設 の 名 称	位 置	区 域
崎地区浄化センター	海士町大字崎1405-2	崎地区
豊田浄化センター	海士町大字豊田236番1地先	豊田地区

○海士町漁業集落排水処理施設使用料条例

(平成11年3月19日海士町条例第11号)

改正 平成12年3月24日条例第6号 平成12年3月24日条例第21号
平成26年3月17日条例第4号 令和元年9月11日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、海士町漁業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の使用に係る使用料の額、算定方法及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 別表に掲げる使用料を海士町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年海士町条例第18号。以下「条例」という。）第3条第3号に規定する使用者（以下「使用者」という。）から徴収する。

(使用料の算定)

第3条 使用料の算定期間は1月とし、施設の使用期間が1月に満たないときは1月とする。

(使用料の徴収方法)

第4条 使用料は、納入通知書により徴収する。

(資料の提出)

第5条 町長は、使用料の算定について使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第6条 町長は、使用料の減免をすることができる。

(過料)

第7条 町長は、詐欺その他の不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

改正（平12条例第6号）

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 11 日 条例第 13 号）
この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係） 全改（令元条例第 13 号）

使 用 料 （ 1 箇 月 に つ き ）			
休止（1 戸当たり）			420 円
世 帯 用	基本料金（1 戸当たり）		1, 780 円
	人 数 割	5 人まで 1 人当たり	840 円
		6 人目以降	無 料
事 業 用	日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」で定める人槽ごと次の料金とする。		
	5 人槽から 9 人槽		3, 610 円
	10 人槽から 14 人槽		5, 340 円
	15 人槽から 19 人槽		5, 430 円
	20 人槽から 24 人槽		6, 560 円
	25 人槽から 29 人槽		7, 010 円
	30 人槽から 34 人槽		7, 300 円
	35 人槽から 39 人槽		8, 570 円
	40 人槽から 44 人槽		9, 500 円
	45 人槽から 49 人槽		12, 320 円
	50 人槽から 59 人槽		14, 530 円
	60 人槽から 69 人槽		16, 850 円
	70 人槽から 79 人槽		19, 190 円
	80 人槽から 89 人槽		21, 480 円
	90 人槽から 99 人槽		23, 590 円
	100 人槽から 149 人槽		32, 210 円
	150 人槽から 199 人槽		43, 050 円
	200 人槽から 249 人槽		53, 900 円
	250 人槽から 299 人槽		64, 730 円
	300 人槽から 349 人槽		75, 580 円
	350 人槽から 399 人槽		86, 410 円
	400 人槽から 449 人槽		97, 250 円
	450 人槽から 499 人槽		108, 090 円
	500 人槽以上		129, 780 円

備考

- 1 休止とは、条例第 9 条第 2 号に規定する休止をいう。
- 2 世帯用の使用料は、基本料金と人数割の合計額とする。ただし、独居高齢については、1, 310 円とする。
- 3 事業用と世帯用を併用して使用するものの使用料は、いずれか多い方の額とする。

OCAS施設の設置及び管理に関する条例

(平成17年3月25日海士町条例第2号)

改正 平成18年3月27日条例第16号 平成23年3月23日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、CAS施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町の地域資源を活用し、農林漁業者の意欲と生産性の向上を高め、高付加価値商品づくりのための施設とし、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 CAS施設

位置 海士町大字福井1524番地1

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第16号）

(原状回復)

第5条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

繰上げ、改正（平23条例第7号）

(損害賠償)

第6条 指定管理者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

繰上げ、改正（平23条例第7号）

(委任)

第7条 この条例に定めるもの他、必要な事項は、町長が別に定める。

繰上げ（平23条例第7号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○海士の御塩司所の設置及び管理に関する条例

(平成17年 3 月25日海士町条例第 3 号)

改正 平成18年 3 月27日条例第17号 平成23年 3 月23日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、海士の御塩司所（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本町の自然環境を生かした昔ながらの手法による天然塩製造を通じ、伝統的技術の伝承と高付加価値製品づくりをめざし、都市住民との交流を深める体験型施設として、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 海士の御塩司所

位置 海士町大字知々井1003番地 3

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第17号）

(原状回復)

第 5 条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

繰上げ、改正（平23条例第 8 号）

(損害賠償)

第 6 条 指定管理者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

繰上げ、改正（平23条例第 8 号）

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもの他、必要な事項は、町長が別に定める。

繰上げ（平23条例第 8 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第17号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日条例第 8 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

○水産加工体験交流施設設置及び管理に関する条例

(平成19年3月19日海士町条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、水産加工体験交流施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町の地域資源を活かした加工技術の伝承、及び都市住民との交流を深める体験交流型施設とし、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水産加工体験交流施設

位置 海士町大字豊田2番地1

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表第1に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、第4条の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のため施設を利用する場合において、相当の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に納入した利用料金は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。

(2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長又は指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○地域産物販売提供施設設置及び管理に関する条例

(平成19年6月29日海士町条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2に基づき、地域産物販売提供施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 本町の隠岐牛をはじめとする地元農畜水産物の販売及び提供を促進し、島内外に広く地場産品の情報発信を行うことで、地域のブランド力向上並びに地産地消を推進するため、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 地域産物販売提供施設

所在地 島根県隠岐郡海士町大字福井1368番地

床面積 194.724㎡

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他施設設備の管理運営上支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第7条 町長又は指定管理者は、第5条の規定により利用の許可を受けた者あるいは施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたとき、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) その他、施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、飲食を目的に利用されるため、利用者からの利用料金は設定しないこととする。

(利用者の義務)

第 9 条 利用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○総合交流施設設置及び管理に関する条例

(平成19年6月29日海士町条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2に基づき、総合交流施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 本施設は漁業者をはじめ地域住民が地域資源の発掘や地域食材の研究開発に取り組み、また特産品漁村文化の情報発信を行うなど、来訪者との交流促進を図るためにこの施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 総合交流施設

所在地 島根県隠岐郡海士町大字福井1365番地3

床面積 94.770m²

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他施設設備の管理運営上支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第7条 町長又は指定管理者は、第5条の規定により利用の許可を受けた者あるいは施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) その他、施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 利用者は別表で定める利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 9 条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のために施設設備を利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第 10 条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長が相当の理由があると認めたとき。

(利用時間)

第 11 条 施設設備の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、町長又は指定管理者において必要と認めた場合は、規定時間外においても利用することができる。

(利用者の義務)

第 12 条 利用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例

(平成20年 3 月25日海士町条例第 4 号)

改正 平成21年 3 月26日条例第13号 平成29年 3 月22日条例第 4 号
平成31年 3 月20日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、農林水産物処理加工施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本施設は、地域資源を活用しながら都市住民との交流を促進し、体験交流型施設としての機能を高めると同時に、農林漁業者の意欲と生産性の向上並びに高付加価値商品づくりを行うための加工施設として、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。改正（平31条例第 5 号）

名称	位置	面積
農林水産物処理加工施設（北分）	海士町大字海士4625番地 3	271㎡
農林水産物処理加工施設（知々井）	海士町大字知々井232番地 1	199.46㎡
農林水産物処理加工施設（中里）	海士町大字海士1485番地	169.52㎡
農林水産物処理加工施設（醸造所）	海士町大字海士1635番地	99.37㎡

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため、必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第 7 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

- (3) 前条各号に該当する事由が発生したとき。
- (4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 指定管理者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○水産物鮮度保持施設の設置及び管理に関する条例

(平成20年 3 月25日海士町条例第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2に基づき、水産物鮮度保持施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本施設は、定置網漁を活用しながら都市住民との交流を促進し、体験交流人口の増加を促すとともに、水産物の鮮度保持の製氷・貯蔵施設として、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水産物鮮度保持施設

所在地 島根県隠岐郡海士町大字崎1512番地 7

床面積 42㎡

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他、管理運営上の支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第 7 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第 8 条 利用者は、その利用が終わったときには、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由とみと

めたときは、この限りでない。

（委任）

第 10 条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海洋資源活用研究施設の設置及び管理に関する条例

(平成20年 3 月25日海士町条例第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、海洋資源活用研究施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本施設は、専門家や学者等が海洋資源の研究に取り組み、さらに都市住民の学習と交流の場としての活用を促しながら、海洋動植物の種苗生産技術の確立など、海洋資源利活用促進に資する研究施設として、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海洋資源活用研究施設

所在地 島根県隠岐郡海士町大字知々井1003番地 3

床面積 127.52㎡

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他、管理運営上の支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第 7 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第 8 条 利用者は、その利用が終わったときには、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海洋漁業研修施設の設置及び管理に関する条例

(平成24年 6 月26日海士町条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町漁業研修施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町の地域資源を活用し、漁業者の意欲と生産性の向上を高めると共に未利用資源を活用した新産業を育成するため、技術及び教育交流研修機能を併せ持つ研修施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 海士町漁業研修施設

位置 海士町大字福井1467番地

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、利用料金を指定管理の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のために施設設備を利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合において、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。

(2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長が相当の理由があると認めたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

施設等	利用料金
海士町漁業研修施設	1団体 8,000円／日

備考 光熱水費等は実費とする。

○海士町いわがき集出荷施設の設置及び管理に関する 条例

(平成25年 6 月28日海士町条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町いわがき集出荷施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本施設は離島振興のために本町で生産された、いわがき及びいわがき加工品の移出増に対応し、安定的に供給することを可能とするための集出荷施設として設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町いわがき集出荷施設

位置 海士町大字知々井1003番地3

面積 146.09㎡（延べ床面積）

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 指定管理者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 指定管理者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町環境・生態系保全活動支援交付金交付要綱

(平成22年5月31日海士町告示第7号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、藻場等の環境・生態系の保全を図るため、県、町、漁業協同組合等からなり、設立について国から承認された海士町地域協議会（以下「地域協議会」という。）に対し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で海士町環境・生態系保全活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、地域協議会が別表に掲げる事業を行う者（以下「事業主体」という。）に交付金を交付する場合に、当該事業に要する経費について、地域協議会に対して町が交付するものとし、その額は、別表に掲げる交付率の範囲内で町長が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、海士町環境・生態系保全活動支援交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、町長が定める日とする。

(交付金の交付条件)

第4条 規則第8条第1項に定める軽微な変更は、別表のとおりとする。

2 地域協議会は、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。また、地域協議会が事業主体に交付金を交付する場合においては、これらの定めに従うよう必要な条件を付さなければならない。

(事業変更の承認)

第5条 地域協議会が規則第8条第1項の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、海士町環境・生態系保全活動支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(概算払)

第6条 町長は、必要があると認める場合は、交付金を概算払の方法により交付することができるものとする。

2 前項の規定に基づき地域協議会が交付金の概算払を受けようとする場合は、海士町環境・生態系保全活動支援交付金概算払請求書（様式第3号）に概算払の必要性を明らかにする書類を添えて町長に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 地域協議会は、交付金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該対象事業の完了後、速やかに環境・生態系保全活動支援事業完了報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、環境・生態系保全活動支援事業実績報告書（様式第5号）により、事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付金の交付の請求)

第9条 地域協議会は、交付金の対象となった事業が完了した場合は、交付金を全額概算
払により交付を受けた場合を除き、海士町環境・生態系保全活動支援交付金交付請求書
(様式第6号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第10条 地域協鼓会は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他書類を整備し、交
付金の対象となった事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保
存しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

区分			説明
事業			海士町環境・生態系保全活動支援事業
経費			事業主体が、藻場等で環境・生態系保全活動等を行う場合に必要とする次に掲げる経費 (1) 計画づくりに要する経費 (2) モニタリングに要する経費 (3) 保全活動に要する経費
交付率			2分の1以内
軽微な変更	経費の配分	次に掲げる変更以外の変更	経費の項に掲げる(1)～(3)の相互間で30パーセントを超える増減
	事業の内容	次に掲げる変更以外の変更	事業実施地区の変更 事業主体の変更

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 日

海士町長 様

住 所
団体名
代表者名
印

海士町環境・生態系保全活動支援交付金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、海士町交付金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、交付金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容
環境・生態系保全活動支援事業

実施地区	実施内容	実施時期	備考

3 経費の配分 （単位：円）

区分	総事業費	事業に要する経費	負担区分				備考
			町	国	県	その他	
1 計画づくり							
2 モニタリング							
3 保全活動							
合 計							

4 事業着手予定年月日
年 月 日

5 事業完了予定年月日
年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
環境・生態 系保全活動 支援事業					
合 計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
環境・生態 系保全活動 支援事業					
合 計					

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 年 月 日

海士町長 様

住 所
団体名
代表者名

印

海士町環境・生態系保全活動支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書

年度において、下記により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、海士町交付金等交付規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 交付金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 事業の内容
（様式第 1 号に準じて記載）

第 年 月 日

海士町長 様

住 所
団体名
代表者名 印

海士町環境・生態系保全活動支援交付金概算払請求書

年 月 日付け海士町指令農第 号で交付決定のあった標記交付金について、下記のとおり金 円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

区分	交付決定額 (A)	受領済額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A)－(B)－(C)
環境・生態系保全活動支援事業				
合 計				

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 年 月 号 日

海士町長 様

住 所
団体名
代表者名 印

環境・生態系保全活動支援事業実績報告書

年度環境・生態系保全活動支援事業を下記のとおり完了したので報告します。

記

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日付け海士町指令農第 号
交 付 決 定 額	
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

第 年 月 日

海士町長 様

住 所
団体名
代表者名
印

環境・生態系保全活動支援事業実績報告書

年度において、下記のとおり事業を実施したので、海士町交付金等交付規則第13条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

環境・生態系保全活動支援事業

実施地区	実施内容	実施時期	備考

3 経費の配分

区分	総事業費	事業に要する経費	負担区分				備考
			町	国	県	その他	
1 計画づくり							
2 モニタリング							
3 保全活動							
合 計							

4 事業着手予定年月日
年 月 日

5 事業完了予定年月日
年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
環境・生態 系保全活動 支援事業					
合 計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
環境・生態 系保全活動 支援事業					
合 計					

様式第 6 号（第10条関係）

第 年 月 日

海士町長 様

住 所
団体名
代表者名
印

海士町環境・生態系保全活動支援交付金交付請求書

年 月 日付け海士町指令農第 号で交付決定のあった標記交付金に
ついて、金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事 業 費	円
交付決定額 (A)	円
受 領 済 額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A)－(B)－(C)	円

○海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱

(平成22年 5 月31日海士町告示第 7－1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて集落機能を再編し、漁場の合理的利用や新技術・漁法の導入、また激化する産地間競争に打ち勝っていくための環境整備等を継続的に実施する必要があることから、こうした活動を行う漁業集落に対して交付する海士町離島漁業再生支援交付金（以下「交付金」という。）について、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年 3 月26付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用（平成22年 3 月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知。以下「運用」という。）、島根県離島漁業再生支援交付金等交付要綱（平成17年 7 月 5 日水第300号）及び海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象漁業集落 要領第 4 に規定する漁業集落をいう。
- (2) 集落協定要領第 6 の規定に基づき、対象漁業集落が策定し、町長の認定を受けた集落協定をいう。
- (3) 対象行為 集落協定に基づき、計画期間を通じて行われる漁業再生活動をいう。

(実施期間)

第 3 条 実施期間は、平成22年度から平成26年度までの 5 年間とする。

(交付対象者)

第 4 条 集落協定に基づき、計画期間を通じて漁業再生活動を行う対象漁業集落とする。

(交付金額)

第 5 条 交付対象者への交付額は、予算の範囲内において、基本交付額340万円に協定対象漁業世帯数を乗じ、25で除して得た額以内とする。

(交付申請)

第 6 条 交付金の交付申請をする対象漁業集落は、規則第 4 条による海士町離島漁業再生支援交付金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）を、毎年度別に定める提出期限までに、町長に提出するものとする。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出を受け、交付すべきものと決定した場合は、海士町離島漁業再生支援交付金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(概算払いの請求)

第 8 条 交付金の概算払を受けようとする場合には、海士町離島漁業再生支援交付金概算払請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の概算払の請求があった場合は事業の実施を確認した後、交付決定額の 2／3 の範囲内で請求に基づき支払うことができるものとする。

（実施状況の報告）

第9条 交付金の決定を受けた対象漁業集落は、要領第6の6及び運用第6の規定に基づき、海士町離島漁業再生支援交付金実施状況報告書（様式第4号。以下「実施状況報告書」という。）に関係書類を添えて、毎年度別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

（交付決定内容の変更）

第10条 規則第8条に規定する町長の承認を受けようとする場合は、海士町離島漁業再生支援交付金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第9条による実績報告書の様式は、海士町離島漁業再生支援交付金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）のとおりとする。

2 前項の実績報告書は対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（交付金等の額の確定）

第12条 規則第10条の確定通知書の様式は、海士町離島漁業再生支援交付金交付確定通知書（様式第7号）のとおりとする。

（交付決定の取消及び交付金の返還等）

第13条 町長は、規則第12条の規定によるもののほか、運用第8の1の規定に該当する事由が発生した場合は、交付金の一部又は全部を取り消し、協定締結年度に遡って交付金を返還させることができる。ただし、運用8の2の規定による返還の免責事由に該当する場合はこの限りでない。

（流用の禁止）

第14条 交付決定を受けた対象漁業集落は、交付金を対象行為以外の経費への流用をしてはならない。

（書類の整備等）

第15条 交付金の交付を受けた対象漁業集落は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

海士町長 様

申請者
住 所
氏 名

年度海士町離島漁業再生支援交付金交付申請書

海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

1 対象事業名 年度海士町離島漁業再生支援交付金事業

2 交付申請額 金 円

3 経費の配分

漁業世帯数 （戸）	事業に要する 経費（円）	交付金内訳			
		国庫交付金 （円）	県交付金 （円）	町負担金 （円）	その他 （円）

4 事業完了予定年月日 年 月 日

（別紙 1）

1 収支予算

(1) 収入

区分	予算額（円）	備考
合計		

(2) 支出

区分	予算額（円）	積算基礎	備考

様式第2号（第7条関係）

指令第 年 月 日
号

様

海士町長

年度海士町離島漁業再生支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海士町離島漁業再生支援交付金については、下記のとおりに交付決定（変更交付決定）します。

記

1 対象事業名

年度海士町離島漁業再生支援交付金事業

2 交付決定額（変更交付額）

金

3 交付条件

- (1) 交付金の対象経費は、要綱第2条第3号に規定する対象行為に充てるものとする。
- (2) 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、当該事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管すること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者
住 所
氏 名

年度海士町離島漁業再生支援交付金概算払請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった 年度海士町離島漁業再生支援交付金について、海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

事業名	交付決定額 (円)	交付金			事業完了 予定年月日
		既受領額 (円)	今回請求額 (円)	残額 (円)	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

海士町長 様

集落協定代表者

年度離島漁業再生支援交付金実施状況報告書

海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱第 9 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（別紙）

実施状況報告書

交付対象集落（代表者）		
集落の目標		
対象行為実施状況	漁場の生産力向上と利用に関する話し合い	
	漁場の生産力の向上に関する取組	
	種苗放流	
	植木	
	海岸清掃	
	海底清掃	
	藻場の造成・管理	
	漁場監視	
	人口漁礁、育成場、養殖場の整備	
	その他	
集落の相違区府を活かした新たな取組		

注 1） 集落の目標は、集落協定で定めた集落としての目標の現状を記載する。

2） 対象行為実施状況には、交付対象漁業集落が行った行為（委託等により他の者に実施させたものを含む。）の具体的内容を記載する。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者
住 所
氏 名

年度海士町離島漁業再生支援交付金変更承認申請書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった 年度海士町離島漁業再生支援交付金について、海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の金額 金 円

年 月 日

海士町長 様

申請者
住 所
氏 名

年度海士町離島漁業再生支援交付金実績報告書

年 月 日付け指令第 号により交付決定のあった 年度海士町離島漁業再生支援交付金事業について、海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 対象事業名 年度海士町離島漁業再生支援交付金事業

2 交付申請額 金 円

3 経費の配分

漁業世帯数 (戸)	事業に要する 経費 (円)	交付金内訳			
		国庫交付金 (円)	県交付金 (円)	町負担金 (円)	その他 (円)

4 事業完了予定年月日 年 月 日

(別紙 1)

1 収支予算

(1) 収入

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	備考
合計			

(2) 支出

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	積算基礎	備考

様式第 7 号（第12条関係）

第 年 月 号
日

様

海士町長

年度海士町離島漁業再生支援交付金の確定について

年 月 日付けで実績報告のあった海士町離島漁業再生支援交付金について、
海士町離島漁業再生支援交付金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

記

- 1 対象事業名
年度海士町離島漁業再生支援交付金事業
- 2 交付確定金額
金 円
(交付金精算額 円)

○海士町新規自営漁業者定着支援資金貸付規程

(平成18年4月3日海士町訓令第1号)

改正 平成21年9月1日訓令第 号

海士町新規自営漁業者定着支援資金貸付金（以下「定着支援資金」という。）の貸付については、島根県新規自営漁業者定着支援資金貸与規則（平成17年島根県規則第99号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規程は、新規自営漁業者に漁業への定着を支援するための資金の貸付けを行うことにより、海士町の区域内（以下「海士町内」という。）の漁業の担い手を確保育成することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「新規自営漁業者」とは、次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

改正（平21訓令第 号）

- (1) 海士町に住所を有する者
- (2) 新規自営漁業者育成事業の漁労技術習得研修を受けた期間が12月以上の者
- (3) 研修事業終了時の年齢が50歳未満の者
- (4) 知事の認定を受けた漁業就業計画（別に裁定する漁業就業計画をいう。）に従って、新たに自ら漁業の経営を開始し、専業として漁業に従事する者

（定着支援資金の貸付け）

第3条 海士町は、新規自営漁業者に対し、予算の範囲内において定着支援資金を無利息で貸し付ける。

（貸付金額）

第4条 定着支援資金の額は、月額150,000円以内とする。ただし、新規自営漁業者が自ら住居するための住居を有している場合又は扶養親族（新規自営漁業者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で主として新規自営漁業者の収入によって生計を維持しているもの）以外の3親等以内の親族が所有する住宅の全部若しくは一部を無償で借り受けている場合にあっては、月額100,000円以内とする。

（貸付期間）

第5条 定着支援資金を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、第7条の規程により定着支援資金にかかる貸付けを決定した日の属する月から1年以内とする。

（貸付けの申請）

第6条 定着支援資金の貸付けを受けようとする新規自営漁業者は、新規自営漁業者定着支援資金貸付申請書（様式第1号）を漁労技術研修終了後1月以内に海士町長に提出しなければならない。

（貸付の決定等）

第7条 海士町長は、前条に規定する申請に基づき、定着支援資金を貸し付けるかどうかを決定し、その旨を新規自営漁業者に通知するものとする。

（定着支援資金の請求）

第8条 新規自営漁業者は、前条に規定する貸付けの決定通知を受理したときは、新規自営漁業者定着支援資金貸付請求書（様式第2号）及び新規自営漁業者定着支援資金借用

証書（様式第3号）を当該決定通知の日から1月以内に海士町長に提出しなければならない。

（定着支援資金の貸付方法）

第9条 海士町長は、前条に規定する、新規自営漁業者定着支援資金貸付請求書及び新規自営漁業者定着支援資金借用証書を受理したときは第6条の資料等を参酌の上、貸付けを行うことが適当と認められたときは、定着支援資金を貸し付ける。

（償還期間等）

第10条 定着支援資金の償還の期間、方法及び期日は、次の表の通りとする。

償還期間	償還方法	元利償還期目
9年以内（5年以内の措置期間を含む）	元金均等賦償還	毎年3月1日（当日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日）

（繰上償還）

第11条 新規自営漁業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、定着支援資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない

- (1) 海士町内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 海士町内において専業として漁業に従事しなくなったとき（疾病、負傷その他やむを得ない事由により漁業に従事できなくなったときを除く。）。)
- (3) 貸付金額又は貸付期間を変更させる事由のあったとき。

2 前項の規定により定着支援資金を繰上償還しなければならない新規自営漁業者は、その事由が生じた日から起算して1月以内に新規自営漁業者定着支援資金繰上償還明細書（様式第4号）を海士町長に提出しなければならない。

3 第1項の規程による繰上償還は、定着支援資金の貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に行わなければならない。

（返還の免除）

第12条 海士町長は、新規自営漁業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、定着支援資金の返還の債務（以下この条において単に「債務」という。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 疾病、負傷その他やむを得ない事由により漁業に従事できなかった期間を除き、資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専業的に漁業に従事したとき。
- (2) 死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

2 前項の規定により債務の免除を受けようとする新規自営漁業者は、新規自営漁業者定着支援資金返還免除申請書（様式第5号）に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添え、海士町長に提出しなければならない。

（延滞金）

第13条 新規自営漁業者は、正当な理由がなく定着支援資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、該当返還すべき日の翌日から支払いの日までの目数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市町村に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、この限りでない。

（届け出）

第14条 新規自営漁業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を海士町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 県内において専業として漁業に従事しなくなったとき。

(3) 第11条第1項第2号又は第3号に該当する場合

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、定着支援資金の貸付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成21年9月1日訓令第 号）

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

○海士町漁業共同利用施設管理規程

(平成24年6月12日海士町訓令第10号)

(目的)

第1条 この規程は、地域漁業の近代化と省力化を図り、漁業生産の向上を図るため町が導入した漁業共同利用施設（以下「施設」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の種類)

第2条 施設の種類の種類は、各号のとおりとする。

(1) いわがき「春香」生産用養殖筏

平成23年度整備養殖筏 12基 (12m×8m)

(施設の設置場所)

第3条 施設の設置場所は、次のとおりとする。

海士町大字海土地内 諏訪湾内海水面

(管理責任者)

第4条 施設の管理責任者は、海士町長とする。

2 町長は、必要があるときは、町の指定する団体に施設の管理を委託することができる。

(業務の委託)

第5条 前条第2項の委託については、委託契約書をもって行うものとする。

(利用者の範囲)

第6条 施設を利用することができる者（以下「利用者」という。）の範囲は、海士町内で漁業を営む個人及び団体の代表者とする。

(利用者の義務)

第7条 施設の利用者は、各号の義務を負うものとする。

(1) 施設の利用及び返却にあたっては、善良な維持管理のもとに行わなければならない、また譲渡行為等はしてはならない。

(2) 自己の責に帰すべき理由によって施設を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償し原状回復をなすものとする。

(3) 施設の利用中に不測の事故により被った損害については、自己においてその責任を負うものとする

(4) 施設により他人に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその損害を賠償する。

(施設の滅却又はき損)

第8条 施設を利用した際に施設を滅却し、又はき損した者は、直ちにその旨を管理者に報告し、その指示を受け、それに従わなければならない。

(施設台帳)

第9条 町は、施設について施設台帳を備え、財産の内容を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めなき事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○海士町漁業共同利用機械管理規程

(平成25年3月28日海士町訓令第4号)

(目的)

第1条 この規程は、地域漁業の近代化と省力化を図り、漁業生産の向上を図るため町が導入した漁業共同利用機械（以下「機械」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(機械の種類)

第2条 機械の種類は、各号のとおりとする。

- (1) クペール（いわがき種苗育成用軟材コレクター）
- (2) デトロックペール（いわがき種苗剥離機）
- (3) マイクロバブル発生装置（いわがき稚貝育成促進機）
- (4) 海士町漁業研修船（いわがき養殖仕様漁船）

(機械の設置場所)

第3条 機械の設置場所は、次のとおりとする。

海士町大字知々井1003番地3

(管理責任者)

第4条 機械の管理責任者は、海士町長とする。

2 町長は、必要があるときは、町の指定する団体に機械の管理を委託することができる。

(業務の委託)

第5条 前条第2項の委託については、委託契約書をもって行うものとする。

(利用者の範囲)

第6条 機械を利用することができる者（以下「利用者」という。）の範囲は、海士町内で漁業を営む個人及び団体の代表者とする。

(利用者の義務)

第7条 機械の利用者は、各号の義務を負うものとする。

- (1) 機械の利用及び返却にあたっては、善良な維持管理のもとに行わなければならない、また譲渡行為等はしてはならない。
- (2) 自己の責に帰すべき理由によって機械を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償し原状回復をなすものとする。
- (3) 機械の利用中に不測の事故により被った損害については、自己においてその責任を負うものとする
- (4) 機械により他人に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその損害を賠償する。

(利用料)

第8条 機械の利用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。

(機械・動力費)

第9条 機械の動力費用については、利用者の負担者の負担とする。

(機械の滅却又はき損)

第10条 機械を利用した際に機械を滅却し、又はき損した者は、直ちにその旨を管理者に報告し、その指示を受け、それに従わなければならない。

(機械施設台帳)

第11条 町は、機械について機械台帳を備え、財産の内容を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第 1 2 条 この規程に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別紙

番号	機械名	規格・形式	購入年度	利用料／年
(1)	クペール (いわがき採苗器)	ディスク型 直径180mm	H24	34,000円
(2)	デトロッククペール (いわがき種苗剥離機)	Simple model 8000／h	H24	29,000円
(3)	マイクロバブル発生装置 (いわがき稚貝育成用)	海用中型12機 仕様	H24	63,000円
(4)	海士町漁業研修船 (いわがき養殖仕様漁船)	Z G30 A 5	H24	42,000円

○海士町戦略産品海上輸送費補助金交付要綱

(平成25年 6 月 1 日海士町告示第31号)

改正 平成29年 4 月 3 日告示第10号

(目的)

第 1 条 海士町長（以下「町長」という。）は、本町の産業の活性化に資するため、第 2 条に定める品目の本土との移出入に対して、必要と認めるときは、予算の範囲内において海士町戦略産品海上輸送費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の対象とする品目（以下「戦略産品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 魚介類（生鮮、冷凍）
- (2) 鳥獣類（牛）

2 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前項各号の本土出荷に係る海上輸送費
- (2) 前項第 2 号の飼育用餌料の本土からの移入に係る海上輸送費

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費の10分の 8 の額を上限とする。

改正（平29告示第10号）

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、町長が別に定める日までに様式第 1 号による申請書を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により申請者に対して通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

(交付の条件)

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき（ただし、前条による補助金の交付の決定を受けた額の 2 割以内の範囲で減額する場合を除く。）は、様式第 2 号により町長の承認を受けるべきこと。
- (2) 前条による補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、様式第 2 号により町長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第 3 号により町長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。

(申請の取り下げ)

第 7 条 第 5 条による補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、

同条の通知書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請の取り下げをしようとするときは、第5条の通知のあった15日以内に、様式第4号による届出書を町長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、町長が特に必要と認めて要求したときは、様式第5号による実施状況報告書を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、補助事業者から前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金事業の実績が第5条の補助金の交付の決定の内容及び第6条により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を海士町に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認める場合には、補助金の全部又は一部を概算払いすることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号による補助金支払請求書を町長に提出しなければならない。

(交付の決定の取り消し)

第12条 海士町長は、第6条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれらに基づく町長の処分に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(補助事業の経理)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理を補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度 9 月補正予算から適用する。

附 則（平成29年 4 月 3 日告示第10号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

様式 省略

○殺菌冷海水貯水施設設置及び管理に関する条例

(平成30年 6 月29日海士町条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2に基づき、殺菌冷海水貯水施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 本施設は、本町の水産業の振興により地域の活性化を図り、水産物の品質向上・維持に取り組むため、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 殺菌冷海水貯水施設

所在地 隠岐郡海士町大字崎1512番地 7

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他施設設備の管理運営上支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第7条 町長又は指定管理者は、第5条の規定により利用の許可を受けた者あるいは施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) その他施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のために施設設備を利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長が相当の理由があると認めたとき。

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町種苗センター設置及び管理に関する条例

(平成30年 9 月26日海士町条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町種苗センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 本町は漁業者に優良種苗の研究と生産供給をし、水産物の生産拡大と生産基盤の育成に資するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町種苗センター

位置 島根県隠岐郡海士町大字福井1817-21

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(職員)

第5条 センターの管理運営に必要な職員を置くことができる。

(研究と生産)

第6条 センターで研究と生産する種苗はイワガキとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはセンターの能力を勘案し種苗の種類を追加することができる。

(供給行為)

第7条 センターで生産する種苗の供給対象者は、次のとおりとする。

(1) 海士町内に住所を有する漁業経営団体の法人

(2) その他町長が特に認めた者

(供給の申請)

第8条 種苗の供給を受けようとする者は、指定の様式に基づきあらかじめ別に定める期間内にセンターに申請しなければならない。ただし、センターで生産した種苗に余剰が生じた場合は、この限りでない。

(秩序保持)

第9条 センターへ入場する者は、常に係員の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第10条 センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失した者は、町長の指示に従って損害の賠償をしなければならない。ただし、特別の事由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町いわがき作業保管施設の設置及び管理に関する条例

(令和3年12月17日海士町条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、いわがき作業保管施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 岩牡蠣の安定的生産を確保し、本町の水産業の振興に資することを目的としてこの施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町いわがき作業保管施設

位置 隠岐郡海士町大字福井1521番地2

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他施設設備の管理運営上支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第7条 町長又は指定管理者は、第5条の規定により利用の許可を受けた者あるいは施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) その他施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のために施設設備を利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。

(2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長又は指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4章 畜産

○海士町牧野管理規程

(昭和27年2月26日海士町規程第1号)

改正 平成21年1月7日訓令第1号

第1条 本町の牧野の経営維持管理は、この規程の定めるところによりこれを行い、利用者は、この規程を遵守しなければならない。

第2条 この規程の設定は、牧野法（昭和25年法律第194号）に基づき、牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃を防止し、土地の保全と牧野利用の効率化を図ることを目的とする。

第3条 この規程は、崎、中、空、高田、高峯第一、高峯第二、中、丹後、三島、唐橋、後畑、宇津屋、日平、蔵田、御崎、津の山、高木、横手、長井、根木、木戸、鴨入道の各牧野に適用し、海士町に居住する者は、次の区分により自由に利用することができる。

牧 野 名	放 牧 集 落
崎、中、空、高田、高峯第一	大字崎（高峯第一は大字崎、補助牧野）
高峯第二、中、丹後、三島、唐橋	旧布施、旧須賀（唐橋は、旧布施、旧須賀補助牧野）
後畑、中、宇津屋、三島	旧太井
日平、中、宇津屋、蔵田	大字知々井
日平、中、丹後、蔵田	大字海士、大字宇受賀、大字豊田の入会の外日平には大字知々井の入会中には旧須賀、旧布施、旧太井、大字知々井の入会の丹後には旧布施、旧須賀の入会。蔵田には大字知々井の入会
津の山	北部、大字宇受賀の補助牧野
高木	東の補助牧野
横手	中里の補助牧野
御崎	大字知々井の補助牧野
長井	大字豊田の補助牧野
根木、木戸、鴨入道	大字福井

改正（平21訓令第1号）

第4条 前条の牧野の位置及び面積は、次のとおりとする。

牧野名	位 置	総面積	総 面 積 内 訳			
			放牧地	採草地	放牧採草兼用地	未利用地
崎	大字崎字松崎461	466反		15反	466反 (218)	
中、大字 崎 の 内	大字崎字大ヶ312	526		15	526 (309)	
空	大字崎字那久798	960			960 (716)	

高 田	大字崎字宮広1109	523		10	523 (199)	
高峯第一	大字御波字清水1027	528		8	520 (324)	
高峯第二	大字御波字柿田1036	383		13	383 (270)	
中	大字御波字由舟287	1,662			1,662 (1,570)	
丹 後	大字御波字水吸谷332	1,070			1,070 (897)	
三 島	大字御波字深浦886	449反		3 反	449反 (276)	
唐 橋	大字海士字三田387	215			215 (127)	
後 畑	大字御波字竹那20	161			161 (149)	
宇 津 屋	大字知々井字セイ1442	332			332 (300)	
日 平	大字海士字北谷5,661	1,275			1,275 (1,244)	
蔵 田	大字海士字椎梨833	1,348		12	1,348 (1,308)	
御 崎	大字知々井字跡御崎1244	682			682 (672)	
津 の 山	大字海士字岩崎4685	668			668 (661)	
高 木	大字海士字唯山5514	269			269 (245)	
横 手	大字海士字横手5954	224			224 (215)	
長 井	大字豊田字大ヶ谷255	452			452 (445)	
根 木	大字福井字根木1686	480			480 (439)	
木 戸	大字福井字志毛1544	664			664 (641)	
鴨 入 道	大字福井字唯山443	695			695 (672)	

() 内は混牧林地

用途別の区画及び面積 別紙牧野実況図のとおり

第5条 第3条の放牧集落は、毎年牧野の状態により牧野の認容頭数以内において、集落の代表者と受持牧司と協議の上、町長の承認を得て受持集落外の家畜を放牧することができる。

改正（平21訓令第1号）

第6条 この牧野の利用は、次の各号による。

- (1) 牧野の利用者は、毎年輪転に放牧するも馬は年中放牧とし、牛は3月1日から12月20日まで放牧するものとする。
- (2) 採草期間は、毎年牧野の状態により、8月1日から9月15日までとし、採草地なき者は、土地所有者の許可を得ずして採草することはできない。

(3) 本牧野の有害植物は、毎年2月、7月の2回受持集落にて除去を行う。

(4) 牧野施設については、別紙改良計画書で年次別にこれを定める。ただし、経費との関係において実施する。改正（平21訓令第1号）

第7条 牧棚は、集落内の慣行により施工するも新たな事業については、町長と協議の上決定するものとする。改正（平21訓令第1号）

第8条 画棚、牧棚及び木戸、水飲場、牧場の位置の変更並びに危険防止棚の設置については、町長の承認を得て施行するものとする。

第9条 牧野利用の家畜は、牛馬とし棚越しの家畜の処分については、関係集落と関係牧司の協議により決定するも解決でき難き場合は、町長の決裁によるものとする。改正（平21訓令第1号）

第10条 牧司の報酬については、慣行により受持集落により支給するものとする。改正（平21訓令第1号）

第11条 牧司全般に関する事務及び放牧利用状況、放牧家畜の看視を実施するため、職員1名、牧司14名を嘱託し、町長これを任免し、牧野の維持管理にあたらしめる。

第12条 牧野改良事業費は、本町牧野管理会計を設け経理する。

第13条 牧野の経営に要する経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 本町一般会計より繰入金
- (2) 国庫及び県の補助金又は融資金
- (3) 利用者の納付する負担金
- (4) 寄附金

第14条 牧野の利用者は、使用料を納付するものとし、この使用料は、放牧期間及び従来の慣行を基礎として牧司と集落代表者により、あらかじめ定め、町長これを決定するも事業並びに経費の都合によっては、頭数割、夫役割を徴収することができる。改正（平21訓令第1号）

第15条 本町に次の書類、簿冊を常時備付置くものとする。

- (1) 牧野管理規定
- (2) 牧野現況説明書
- (3) 牧野改良計画書
- (4) 放牧家畜台帳
- (5) 出役人名簿
- (6) 収支予算書及び決算書
- (7) 財産目録
- (8) 負担金徴収簿
- (9) 補助金交付関係書
- (10) 牧司の勤務簿
- (11) その他必要な簿冊

第16条 牧野管理会計の剰余金は、これを郵便貯金又は銀行預金として保管するものとする。

第17条 本管理規程に違反した者は、利用を禁止し、その期間は、町長これを決し、違反によって得た利得は、これに相当する代価を町長が決定し、納入せしむるものとする。

附 則

この規程は、認可の日から施行する。

附 則（平成21年1月1日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

○海士町肉用牛振興施設の設置及び管理に関する条例

(平成2年9月29日海士町条例第6号)

改正 平成18年3月27日条例第18号 令和元年10月18日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町肉用牛振興施設の設置及び管理に必要な事項並びに肉用牛の増殖と改良に努め、海士町畜産振興に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 海士町肉用牛振興施設（以下「施設」という。）を海士町大字福井1446番地2、1448番地1、1489番地1、1490番地1、1490番地2（家督山牧地内）に設置する。

改正（令元条例第19号）

(管理運営)

第3条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第18号）

(利用料)

第4条 この施設の利用料は、無料とする。

(使用許可の取消し等)

第5条 町長は、次の各号の一に該当するときは、施設の管理契約を解消することができる。

改正（平18条例第18号）

(1) 指定管理者がこの条例又はこれに基づく指示命令に違反したとき。

(2) 管理運営上支障があると認められたとき。

(3) その他、施設の設置目的に違反する事項を認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月18日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町老人肉用牛センター設置及び管理に関する条例

(昭和56年 3 月17日海士町条例第 9 号)

改正 平成21年 5 月18日条例第17号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項及び第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、肉用牛センターを設置することによって牛飼い老人の相互の親睦を図り、肉用牛の総合的経営及び飼養技術の研さんに努め畜産振興の発展に寄与することを目的とする。

(肉用牛センターの設置)

第 2 条 この町に次の老人肉用牛センター（以下「センター」という。）を設置する。

名称 老人肉用牛センター

位置 海士町大字海士5326番地

(管理運営)

第 3 条 町長は、必要があると認めるときは、センターの管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平21条例第17号）

(センターの利用)

第 4 条 センターの利用者は、原則として牛飼い老人とする。

2 センターを利用しようとするものは、管理者に次の事項を申し出て許可を受けなければならない。

(1) 利用年月日

(2) 利用者氏名

(3) 利用内容

(利用者の義務)

第 5 条 利用者は、管理者の指示に従い、許可目的以外の目的に使用し又は使用する権利を他に譲渡し若しくは転貸することはできない。

2 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備及び器具等をき損し又は滅失したときは、利用者においてこれを原状に復し又は管理者の定める損害額を賠償しなければならない。

(記録)

第 6 条 管理者は、別に定める利用簿を備え付け記載しなければならない。

2 町長が管理を委託した場合、管理人は、毎月末に利用状況を町長に報告するものとする。

(利用料)

第 7 条 利用料金は、無料とする。

(利用許可の取消し)

第8条 管理者は、センターを利用するものが次の各号の一に該当すると認められる場合においては、その利用を許可せず又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 公安又は良俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) この条例又は規定に違反したとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められたとき。

(利用時間)

第9条 センターの利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月18日条例第17号）

この条例は、平成21年5月1日から施行する。

○共同利用牛舎施設設置及び管理に関する条例

(平成21年 6 月26日海士町条例第25号)

改正 平成27年10月 5 日条例第24号 令和 3 年 3 月16日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、共同利用牛舎施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本町の畜産業における肉用牛の増殖、増産並びに改良に取り組む農業者の拡大と所得向上に寄与するため、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(使用の許可)

第 5 条 施設を使用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の制限等)

第 7 条 町長又は指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。
- (4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(使用料金)

第 8 条 施設の使用に係る料金（以下「使用料金」という。）は、別表第 2 に定める金額とする。

(使用料金の納入)

第 9 条 使用者は、前条第 1 項の規定による使用料金を納入しなければならない。

2 町長は、第 4 条の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、使用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料金の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のため施設を使用する場合において、相当の理由があると認めるときは、使用料金を減免することができる。

(使用料金の返還)

第11条 既に納入した使用料金は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。
- (2) 使用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長又は指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、その利用が終わったときは、使用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月5日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日条例第3号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係） 全改（平27条例第24号）

名称	位置	規模	建築年度
繁殖育成牛舎	海士町大字豊田628番地	497.0㎡	平成20年度
肥育牛舎 1	海士町大字豊田725番地	856.7㎡	平成20年度
繁殖牛舎 1	海士町大字海士5692番地 1	127.2㎡	平成20年度
繁殖牛舎 2	海士町大字崎341番地 1	87.2㎡	平成20年度
繁殖牛舎 3	海士町大字崎341番地 1	200.0㎡	平成 9 年度
繁殖牛舎 4	海士町大字福井1751番地 1	97.5㎡	平成10年度
肥育牛舎 2	海士町大字海士5056番地	856.7㎡	平成26年度

別表第 2 （第 8 条関係） 全改（令 3 条例第 3 号）

区分	単位	使用料金（1 年当たり）
繁殖育成牛舎	1 棟	142,500円
肥育牛舎 1	1 棟	299,000円
繁殖牛舎 1	1 棟	34,000円
繁殖牛舎 2	1 棟	27,500円
繁殖牛舎 3	1 棟	0 円
繁殖牛舎 4	1 棟	0 円
肥育牛舎 2	1 棟	1,012,000円

○共同利用牛舎施設管理運営に関する規則

(平成21年 6 月26日海士町規則第26号)

(趣旨)

第1条 この規則は、共同利用牛舎施設設置及び管理に関する条例（平成21年 6 月26日海士町条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、共同利用牛舎施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第5条に定める使用者（以下「使用者」という。）で施設を利用しようとする者は、共同利用牛舎施設使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第3条 町長は、前条の使用について申請書を受理したときは、当該申請者について使用の可否を決定し、その結果を申請者に通知（様式第2号、様式第2号の2）するものとする。

(使用料の徴収等)

第4条 使用者は、当該使用料を月割で算出した額を町長の発行する納入通知者により納付しなければならない。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名

共同利用牛舎施設使用許可申請書

次のとおり、上記の施設を使用したいので申請します。

1 使用牛舎名	
2 使用の目的	
3 養育頭数	頭
4 使用期間	年 月 日から 年 月 日

様式第2号（第3条関係）

指令海地 第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった施設の使用は、共同利用牛舎施設設置及び管理に関する条例に基づき、下記のとおり許可します。

年 月 日

海士町長

- 1 使用を許可する施設 共同利用牛舎（牛舎名）
隠岐郡海士町大字〇〇〇〇番地△
- 2 使用の目的 〇〇牛の飼育管理を行うため
- 3 使用の期間 年 月 日から 年 月 日とする。ただし、
相方いずれか一方より何等かの申出がない限り、更に1年間同一条件
で更新し、以下同様とする。
- 4 使用料 金 円
- 5 使用料の納付方法 月割で算出した額を別途発行する納入通知書により、翌月の15日ま
でに納付すること。
- 6 許可条件
 - (1) この施設の使用に当たっては、共同利用牛舎施設設置及び管理に関する条例を遵守すると
ともにこの施設を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。
 - (2) 使用者は、使用期間中許可を受けた使用目的以外の目的に使用してはならない。
 - (3) 次の各号の一に該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すこ
とができる。
 - ① 使用者が条例に違反したとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
 - ③ その他、管理運営上支障があると認めたとき。
 - (4) 使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は自己の負担にお
いてこの施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に事由有りとして認めて免
除したときは、この限りでない。
 - (5) 使用者は、その責めに帰する事由により、この施設、設備等を損傷し、又は一部を滅失し
たときは、当該損傷又は滅失による損害額に相当する金額を、損害賠償として支払わなけれ
ばならない。ただし、前項の規定により施設を原状に回復した場合は、この限りでない。
 - (6) 使用者は、この施設及び施設に許可を受けて設置した使用者の工作物設備等を他の者に転
貸し、又は担保に供してはならない。
 - (7) 町は、この施設について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持利用に教示
することができる。
 - (8) 使用者は、第三者に損害を与えないよう万全の方策を講じなければならない。町は、第三
者への損害を防止するため、使用者に対して対策を指示し、又は使用を中止させることがで
きる。
 - (9) 使用者は、許可施設維持のため許可施設に附帯する電気・水道・下水道等の光熱水費を別
途定める覚書により負担しなければならない。

様式第2号の2（第6条関係）

指令海地 第 号

年 月 日

海士町長

年 月 日付けで申請のあった施設の利用は、下記の理由により却下します。

記

（却下理由）

第5章 商工・観光等

○海士町複合型宿泊施設の設置及び管理に関する条例

(平成6年6月30日海士町条例第22号)

改正 平成8年6月24日条例第12号
令和2年12月21日条例第29号
令和4年9月22日条例第15号

平成18年3月27日条例第19号
令和3年10月1日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町複合型宿泊施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

改正（令2条例第29号）

(設置)

第2条 町内観光産業の振興により地域の活性化を図るため、複合型宿泊施設（以下「施設」という。）を別表第1のとおり設置する。

改正（令2条例第29号）

(利用者の義務)

第3条 施設を利用するものは、施設内の物件を損傷する等施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第19号）

(利用料金)

第5条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は別表第2に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

全改（平18条例第19号）

(利用料金の納入)

第6条 利用者は、前条第1項の規程による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加（平18条例第19号）

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

繰下げ（平18条例第19号）

附 則

この条例は、平成6年6月30日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第19号）
この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月21日条例第29号）
この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年10月 1 日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月22日条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係） 全改（令 2 条例第29号）

施設名	内容	位 置
Entô	隠岐ユネスコ世界ジオパーク拠点施設 宿泊施設	隠岐郡海士町大字福井1375番地 1

別表第 2 （第 5 条関係） 全改（令 4 条例第15号）

ア 宿泊室

（単位：人、円）

客 室 区 分	定員	利用形態	利用料	摘要
スイート	4	1 室あたり	480, 000	
デラックスツイン	2 ～ 4	1 室あたり	240, 000	
ツイン	2	1 室あたり	120, 000	
シングル	1	1 室あたり	60, 000	

備考

- 1 利用料の額には、食事料は含まない。
- 2 利用料の額は、サービス料を含んだ額とする。
- 3 利用料の額には、消費税等を別途加算する。
- 4 利用時間は、午後 3 時から翌日午前11時までとする。

イ 会議室

（単位：人、円）

客 室 区 分	定 員	利用料	摘 要
小会議室（和洋室・40畳）	40～45	10, 000	
大会議室（洋室・120畳）	180	30, 000	

備考

- 1 利用料の額は、2 時間単位とする。
- 2 利用料の額は、サービス料を含んだ額とする。
- 3 利用料の額には、消費税等を別途加算する。

○海士町半潜水型海中展望船、附属施設等の設置及び管理に関する条例

(平成5年5月27日海士町条例第5号)

改正 平成8年6月24日条例第13号 平成13年7月23日条例第18号
平成18年3月27日条例第20号 平成19年6月29日条例第19号
令和5年9月15日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、海士町半潜水型海中展望船、附属施設等（以下「海中展望船施設等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 海洋性レクリエーション及びリゾート開発により、地域の活力を生み出し文化及び産業の振興に寄与することを目的とする。

(運営の基本)

第3条 海中展望船施設等の運営は、常に企業の経営性を発揮するよう努めなければならない。

2 運営内容は、次のとおりとする。

改正（平13条例第18号）

(1) 海中展望船1隻 定員 52名

(2) 附属施設

豊田漁港（野田地区）		豊田漁港（敷地区）	
乗客待合休憩施設	217平方メートル	エアー充てん施設	29平方メートル
ダイビング支援船	1隻 定員18名		
エアー充てん施設	39平方メートル		
耐圧試験施設	14平方メートル		

(位置)

第4条 海中展望船施設等は、隠岐郡海士町内に置く。

改正（平19条例第19号）

(管理運営)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、海中展望船施設等の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第19号）

(利用料金)

第6条 海中展望船施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

全改（平18条例第20号）

(利用料金の納入)

第7条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加(平18条例第20号)

(損害賠償等)

第8条 海中展望船施設等の使用者が施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

繰下げ(平18条例第20号)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

繰下げ(平18条例第20号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年7月23日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月15日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係） 改正（令5条例第15号）

ア 半潜水型海中展望船

区 分	利 用 料 金	
	個 人	団 体
大 人 (中学生以上)	3,000円	2,700円
小 人 (小 学 生)	1,500円	1,350円

備考

- 1 小学生未満は、無料とする。
- 2 利用料金には、消費税を含まない。
- 3 「団体」欄は、15名以上利用の場合の1人当たりの額とする。

イ エアー充てん施設

区 分	利 用 料 金
エ ア ー タ ン ク	3,000円

備考

- 1 利用料金は、1本単位とする。
- 2 利用料金には、消費税を含んでいる。

ウ ダイビング支援船

区 分	利 用 料 金
ダ イ ビ ン グ 支 援 船	500円

備考

- 1 利用料金は、1回単位とする。
- 2 利用料金には、消費税を含んでいる。

エ 耐圧試験施設

区 分	利 用 料 金
耐 圧 試 験	3,000円

備考

- 1 利用料金は、1本単位とする。
- 2 利用料金には、消費税を含んでいる。

○海士町半潜水型海中展望船、附属施設等の設置及び管理に関する規則

(平成5年5月27日海士町規則第7号)

改正 平成8年11月1日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町半潜水型海中展望船、附属施設等の設置及び管理に関する条例(平成5年海士町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 海中展望船施設等の使用料は、当分の間無償貸付とし、利益が生じた場合、海士町(以下「甲」という。)と株式会社海士(以下「乙」という。)が協議の上で別に定める。
改正(平8規則第12号)

(利用料金)

第3条 海中展望船施設等の利用料金は、乙が定め甲の承認を受けなければならない。

(改築等の費用の負担)

第4条 甲は業務委託が円滑に遂行するために、必要な関係施設、設備その他の修繕に要する費用は、乙が負担する。

(事業報告)

第5条 乙は、年度終了後、速やかに委託業務に関する事業報告書及び収支決算書を甲に提出するものとする。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、業務委託を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、海中展望船施設等の管理及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年11月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町無料職業紹介業務運営規程

(平成27年2月6日海士町告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の4の規定に基づき、海士町が行う無料の職業紹介業務の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 海士町無料職業紹介所（以下「職業紹介所」という。）が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 求職者への職業紹介及び求人者への求職者紹介に関すること。
- (2) 求人情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 求職者への職業相談に関すること。
- (4) その他職業紹介に関すること。

(取扱範囲)

第3条 前条に規定する業務の対象範囲は、次に掲げるものとする。ただし、町の定住対策及び産業振興に係るものに限る。

- (1) 求人者 町内に事業所を有する企業等
- (2) 求職者 町内に居住又は居住を希望する者

(求人)

第4条 町長は、前条に規定する取扱業務の範囲内において、すべての求人の申込みを受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないものとする。

- (1) 申込内容が法令に違反する場合
 - (2) 求職者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件等」という。）が、通常と比べて著しく不適當であると認める場合
- 2 求人者は、所定の求人票に必要事項を記入し、求人申込みを行わなければならない。
- 3 求人申込みの際には、町長に対し、労働条件等を書面の交付により明示しなければならない。

(求職)

第5条 町長は第2条に規定する取扱業務の範囲内において、すべての求職の申込みを受理するものとする。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合は、これを受理しないものとする。

- 2 求職者は、所定の求職票に必要事項を記入し、求職申込みを行わなければならない。

(紹介)

第6条 町長は、職業紹介にあたり、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者にはその希望に適合する職業を、求人者にはその労働条件等に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

- 2 町長は、職業紹介にあたり、求職者に対し、労働条件等を書面により明示しなければならない。
- 3 町長は、求職者を求人者に紹介するときは、求職者に紹介状を交付するものとする。
- 4 同盟罷業又は作業所閉鎖による労働争議中の事業所に対しては、当該争議が解決するまで求職者の紹介を行わないものとする。

(求人票の保管等)

第7条 職業紹介所は、受理した求人票及び求職票をそれぞれ求人管理簿及び求職管理簿に登載し、保管するものとする。

2 職業紹介所は、求人票及び求人管理簿を求職者の閲覧に供するものとする。

(職業紹介業務担当者)

第8条 職業紹介業務は、定住対策、雇用対策を担当する職員（以下「業務担当者」という。）が行う。

(求人等の有効期間)

第9条 職業紹介所が取り扱う求人及び求職の有効期間は、当該申込みの日から起算して90日間とする。

(守秘義務)

第10条 業務担当者は、法第51条の2の規定に基づき、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第11条 町長は、法第3条の規定に基づき、求人者又は求職者に対し、職業紹介業務について差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(報告)

第12条 求人者及び求職者は、雇用関係成立又は不成立の結果について、業務担当者に対し報告しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月30日から施行する。

○海士町無料職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程

(平成27年2月6日海士町告示第2号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町無料職業紹介業務運営規程（平成27年海士町告示第1号）に基づく、職業紹介業務実施に係る求職者の個人情報の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱者)

第2条 個人情報を取り扱う者（以下「取扱者」という。）は、財政課職員、産業創出課職員及び交流促進課職員とする。

(個人情報の取扱責任者)

第3条 町長は、求職者の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる者として、求職者の個人情報の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、財政課長をもって充てる。

2 取扱責任者は、求職者の個人情報に関し、取扱者の定期的な研修・訓練を行い、適正な管理が行われるよう、指導するものとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

(個人情報の開示及び訂正)

第4条 取扱者は、求職者の個人情報に関して、本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人の有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 取扱者は、前項の規定により開示を受けた者から、その開示情報の訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合において、その請求内容が正当と認められるときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

3 取扱責任者は、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、求職者等への周知に努めるものとする。

(苦情処理)

第5条 取扱責任者は、求職者の個人情報の取扱いに関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合は、財政課長が適切かつ迅速な処理を行うものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月30日から施行する。

○海士町小規模企業振興基本条例

(平成28年12月27日海士町条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、都道府県その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 小規模企業の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (7) 小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(事業者の役割)

第6条 小規模企業者は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 小規模企業者は、商工会への加入に努めるものとする。
- 3 小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会への実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むこととともに、町が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第9条 町は、毎年度、小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 町は、前項の検証にあたっては、小規模事業者・商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町島食の寺子屋、周辺施設の設置及び管理に関する条例

(平成29年 5 月 9 日海士町条例第 6 号)

改正 平成29年 6 月23日条例第13号 平成30年 9 月26日条例第20号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、海士町島食の寺子屋、周辺施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本町の観光産業の振興により地域の活性化を図り、後継者の育成に取り組むため、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

改正（平30条例第20号）

名称	位置	面積
海士町島食の寺子屋	海士町大字崎1664番地	土地 1219.31㎡ 建物 262.52㎡
	海士町大字崎1666番地 3	土地 272.57㎡
	海士町大字崎1666番地11	土地 49.52㎡
	海士町大字崎1666番地14	土地 34.00㎡
周辺施設	海士町大字崎1648番地 3	土地 287.63㎡
	海士町大字崎1649番地 1	土地 220.87㎡ 建物 152.52㎡
	海士町大字崎1663番地 1	土地 306.74㎡ 建物 177.71㎡
	海士町大字崎1666番地 7	土地 172.75㎡ 建物 151.36㎡
	海士町大字崎1666番地10	土地 406.14㎡ 建物 186.71㎡
	海士町大字崎1667番地 1	土地 239.00㎡ 建物 100.04㎡
	海士町大字崎1667番地 5	土地 222.50㎡
	海士町大字崎1668番地	土地 151.70㎡ 建物 120.25㎡
	海士町大字崎1670番地 2	土地 169.20㎡ 建物 162.07㎡
	海士町大字崎1732番地 1	土地 438.06㎡ 建物 273.77㎡
	海士町大字崎1689番地 1	土地 109.53㎡ 建物 166.40㎡
	海士町大字崎1689番地 3	土地 307.80㎡

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月23日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町雇用機会拡充事業補助金交付要綱

(平成29年4月3日海士町告示第11号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町雇用機会拡充事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、次の各号に掲げる要綱等及び海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日付け府海事第7号）
- (2) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成29年4月3日付け府海事第7号）
- (3) 島根県特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日付け）

(目的)

第2条 この補助金は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第10条第1項に規定する特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために定める都道府県計画に基づく事業の実施に要する経費の一部を交付し、雇用機会の拡充を図り、もって町における継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、町における雇用増に直接寄与する民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助し、町の雇用機会の拡充を行う事業をいう。

2 前項の創業とは、個人開業若しくは会社等の設立を行い、又は既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始することをいい、事業拡大とは、既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うことをいう。

(事業実施者)

第4条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に居住して創業する者
- (2) 町内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
- (3) 主として町の商品、サービス等の販売を目的として町以外の地域において創業する者

2 前項の事業実施者は、次のすべての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。
- (2) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
- (3) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。
- (4) 町税を滞納していない者であること。

(事業の実施要件)

第5条 町長は、事業の実施に当たって、事業実施者に対して、次の各号に掲げる要件を付するものとする。

- (1) 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。
- (2) 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。

(3) 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

2 町長は、別に定める方法に基づき、事業実施者の候補となる者を公募し、事業計画を審査の上、できる限り雇用創出効果が高い者を事業実施者として選定するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業実施者が雇用機会拡充事業の実施に要する経費の3/4以内を予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象経費)

第7条 本事業の補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 設備費
- (2) 改修費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 店舗等借入費
- (5) 人件費
- (6) 研究開発費
- (7) 島外からの事務所移転促進費
- (8) 従業員の資格取得・講習受講経費

(補助対象経費として計上できる補助対象事業費の上限額)

第8条 本事業の実施年度において補助対象経費として計上できる補助対象事業費は、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額とする。

区分	補助対象事業費の上限額
創業	600万円
事業拡大	1,600万円
事業拡大（設備費及び改修費の経費の交付を伴わないもの）	1,200万円

(補助金の交付申請)

第9条 第4条第2項の規定により選定され、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条による交付の申請があったときは、申請に係る書類等の内容の適否等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止する場合には、変更・中止承認申請書によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 第8条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第8条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した町村については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに町長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に補助金確定通知書により通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し返還命令書により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に

定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、町長の請求に応じてその収入の一部を海士町に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

（交付金の収益納付）

第17条 補助事業者は、補助対象事業実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業の成果に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等の譲渡又はそれらの実施権の設定その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があつたときは、収益状況報告書を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、町長が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、町長の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を海士町に納入しなければならない。
- 3 町長は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業者の責務）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び関係書類を、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度を含めて3年間、当該補助事業の状況について、毎年度末に町長に報告しなければならない。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱

(平成29年4月3日海士町告示第12号)

改正 令和3年3月12日告示第6号

(趣旨)

第1条 海士町は、次に掲げる要綱等に基づいて行う滞在型観光を促進する事業に要する経費に対し、海士町滞在型観光促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

- (1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日付け府海事第7号 以下「国交付要綱」という。）
- (2) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成29年4月3日付け府海事第7号）
- (3) 島根県特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日付け）

(目的)

第2条 この補助金は、特定有人国境離島地域（有人国境離島法第2条第2項に規定するものをいう。）の地域社会の維持を図るために定める都道県計画（有人国境離島法第10条第1項に規定する地域社会の維持に関する計画をいう。以下「都道県計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費の一部を交付し、滞在型観光の促進により、本町の観光振興を図り、もって特定有人国境離島地域における継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、民間事業者等により構成される協議会及び滞在型観光を担う民間事業者等とし、町税を滞納していない者とする。

(対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象である事業の内容及びその補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海士町滞在型観光促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

改正（令3告示第6号）

- (1) 事業計画書
 - (2) その他町長が必要と認めるもの
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による交付の申請があったときは、申請に係る書類等の内容の適否

等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、海士町滞在型観光促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

改正（令3告示第6号）

（交付決定内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止する場合には、海士町滞在型観光促進事業変更・中止承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

改正（令3告示第6号）

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までに海士町滞在型観光促進事業補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

改正（令3告示第6号）

2 第5条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の仕入に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した町村については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに町長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

改正（令3告示第6号）

（補助金の額の確定及び交付）

第9条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ海士町滞在型観光促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

改正（令3告示第6号）

2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、交付金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、海士町滞在型観光促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

改正（令3告示第6号）

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し海

士町滞在型観光促進事業補助金返還命令書（様式第 8 号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。改正（令 3 告示第 6 号）

（財産処分の制限）

第 12 条 補助事業者は、補助事業により整備した施設を町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が当該財産にかかる補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合及び補助事業が完了してから10年を経過した場合は、この限りでない。

（交付金の収益納付）

第 13 条 補助事業者は、交付対象事業実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業の成果に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等の譲渡又はそれらの実施権の設定その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、海士町滞在型観光促進事業補助金収益状況報告書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。改正（令 3 告示第 6 号）

2 補助事業者は、町長が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、町長の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を海士町に納入しなければならない。

3 町長は、前項の認定に際して必要な条件を付すことができる。

（関係書類の保管）

第 14 条 補助事業者は、交付対象事業に係る帳簿及び関係書類を、交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日告示第 6 号）

この告示は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

別表（第 4 条関係） 全改（令 3 告示第 6 号）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
滞 在 型 観 光 促 進 事 業	国交付要綱第 2 章第 5 節に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 事業費 補助事業者が滞在型観光促進事業の実施に要する経費	(1)の経費 定 額
観 光 産 業 緊 急 支 援 事 業	国交付要綱第 2 章第 5 節に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 事業費 事業実施者が観光産業緊急支援事業の実施に要する経費	(1)の経費 定 額

年 月 日

海士町長 様

（申請者）所在地：
名 称：
代表者名： 印

海士町滞在型観光促進事業補助金交付申請書

海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第 5 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象事業の名称	
2. 事業内容	
3. 補助金額	円
4. 添付書類	① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 町税納税証明書

指令 第 年 号
月 日

（補助事業者）

様

海士町長 印

海士町滞在型観光促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
交付の条件	
① 交付の目的以外に使用してはならない。	
② 事業の内容等の変更をする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	
③ 事業を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けなければならない。	
④ 事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。	

年 月 日

海士町長 様

（補助事業者）所在地：
名称：
代表者名： ⑩

海士町滞在型観光促進事業補助金事業変更・中止承認申請書

年 月 日付指令海 第 号で補助金交付決定のあったこの事業の実施について、下記のとおり事業計画を変更（中止）したいので承認されたく申請します。

記

指令年月日	年 月 日		指令番号	第 号
変更等の区分	変更 ・ 中止			
変更の理由、内容	変更前			
	変更後			
変更後の補助金 交付申請額	円			

年 月 日

海士町長 様

（補助事業者）所 在 地
名 称
代表者名

印

海士町滞在型観光促進事業補助金実績報告書

年 月 日付指令海 第 号で交付決定通知のあった滞在型観光促進事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業内容	
2 着手日及び完了日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
3 補助金額	円
4 添付書類	

番 年 月 日 号

海士町長 様

（補助事業者）所在地：
名 称：
代表者名： ⑩

海士町滞在型観光促進事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付指令 第 号により交付決定された海士町滞在型観光促進事業補助金の交付対象事業について、海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告する。

記

1	交付要綱第10条による額の確定額 (年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

※内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

指令 第 号
年 月 日

（補助事業者）

様

海士町長 印

海士町滞在型観光促進事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金の交付については、下記のとおり
確定しましたので、海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により
通知します。

記

確定額	円
交付の条件	
① 交付の目的以外に使用してはならない。	
② 事業の内容等の変更をする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	
③ 事業を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けなければならない。	
④ 事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。	

年 月 日

海士町長 様

（補助事業者）所在地
名称
代表者名

印

海士町滞在型観光促進事業補助金交付請求書

年 月 日付指令 第 号により確定通知のあった事業について、
下記のとおり請求します。

記

補助金の請求額 金 _____ 円

下記の口座に振り込み願います。

金融機関名	
本支店・出張所名	
預金種目	普 通 ・ 当 座
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	

番 年 月 日 号

（補助事業者）
所 在 地
名 称
代表者名 様

海士町長 印

海士町滞在型観光促進事業補助金返還命令書

海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1. 返還すべき金額 _____ 円
- 2. 返還期限 年 月 日
- 3. 返還を命ずる理由
- 4. 返還方法
- 5. 補助金の交付の内容
 - 交付決定日 年 月 日
 - 交付日（支払日） 年 月 日
 - 交付額（支払額） _____ 円

番 年 月 日 号

海士町長 様

（補助事業者）所 在 地 :
名 称 :
代表者名 : (印)

海士町滞在型観光促進事業補助金収益状況報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、
海士町滞在型観光促進事業補助金交付要綱第13条第 1 項の規定により収益状況を下記のと
おり報告します。

記

1. 補助金の確定額及びその通知日
円 年 月 日 第 号
2. 報告期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 収益状況 (別 紙)

(別紙)
収 益 状 況

(単位 : 円)

産業財産権の名称、 又は財産分配の概要	収益額	算出根拠

○海士町宿泊関連施設の設置及び管理に関する条例

(平成30年 9 月26日海士町条例第16号)

改正 令和 5 年 3 月14日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、海士町宿泊関連施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 本町の観光産業の振興により地域の活性化を図り、宿泊・サービス業の維持に取り組むため、この施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。改正（令 5 条例第 8 号）

名称	位置
海士町宿泊関連施設	海士町大字福井968番地 5 海士町大字福井1425番地 3 海士町大字福井1474番地 3 海士町大字海士3664番地 4

(管理運営)

第 4 条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第 6 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第 7 条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(原状回復)

第 8 条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設、設備を原状に復さなければな

らない。

（損害賠償）

第 9 条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町観光施設等魅力アップ事業補助金交付要綱

(令和2年4月21日海士町告示第13号)

(目的)

第1条 この要綱は、町が観光施設等の設備又は環境整備を行うものに対して経費の一部を助成し、受入施設の充実と観光地の魅力アップを図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、海士町内に事業所を有し、宿泊施設、飲食店、土産物店、輸送事業を営む法人又は個人で、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 他の補助金、助成金を受けていないこと。
- (3) 事業実施後において5年間は事業継続することができること。
- (4) 事業実施後において町が行う観光関連行事等に協力すること。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げるもののほか、別表によるものとする。

- (1) 外国人観光客に対応するための外国語表示等に要する経費
- (2) Wi-Fi環境整備に要する経費
- (3) 施設内のバリアフリー化に要する経費
- (4) 観光施設内のトイレ設備の改修等に要する経費
- (5) 観光施設の空調設備の改修等に要する経費
- (6) 観光施設の冷凍設備の改修等に要する経費

2 町長は、前項に規定により補助対象経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 前項の規定に基づき算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。

4 第1項第1号から第5号までの事業は、申請した年度中に事業を完了するものでなければならない。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観光施設等魅力アップ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 実施設計書
- (4) 見積書類及び関係書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書及び内容を審査し、助成することを適当と認めるときは補助金の交付を決定し、観光施設等魅力アップ事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

（変更の承認申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更しようとするときは観光施設等魅力アップ事業補助金事業変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他参考となる資料

2 町長は、前項の承認申請があったときはその内容を審査し、承認すべきと認めたときは観光施設等魅力アップ事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の打切り等）

第7条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が当該補助金を観光施設調達以外に使用したときは、当該申請者に対する補助金の交付を打切り、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後速やかに観光施設等魅力アップ事業実績報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、観光施設等魅力アップ事業補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、観光施設等魅力アップ事業補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則
この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第３条関係）

対象事業	補助対象経費及び内容	補助率又は限度額
海士町内で宿泊施設、飲食店、土産物店、輸送事業等を営む法人又は個人が実施する次の各号に該当する事業	補助事業の実施に要する次に掲げる経費 (1) 外国人観光客に対応するための外国語表示に要する経費 ・案内表示、パンフレット作成、メニュー作成に伴う翻訳等 (2) Wi-Fi機器の導入に関する工事費（負担金を除く。） (3) 施設のバリアフリー化として次に掲げる経費 ・手すり、スロープ、補助器具の設点字ブロックの設置、段差解消に要する経費 (4) トイレ改修 ・洋式トイレの設置、暖房便座、ウォシュレット設置による環境改善等 (5) 空調設備に要する改修 (6) 冷凍設備の改修等に要する経費 ・海士町の特産品を提供するための冷凍ストッカーの設置	補助対象経費の合計額（消費税額を除く。）の２分の１以内とし、300千円を限度額とする。ただし、トイレ改修及び空調設備にあっては、１ヶ所あたりにつき助成する。

様式 略

○海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱

(令和2年4月21日海士町告示第14号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海士町内における宿泊施設の立地を促進するとともに、既存宿泊施設の経営の継続と事業承継を支援し、本町の観光振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 海士町内において旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める旅館業を営む者又は営もうとする者
- (2) 海士町内に事業所又は住所を有する者
- (3) 町税等を滞納していない者

(対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象である事業の内容及びその補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に協議の上、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による交付の申請があったときは、申請に係る書類等の内容の適否等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止する場合には、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金事業変更・中止承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は事業実施年度の末日のいずれか早い時期までに、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付（概算払）請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により整備した施設等を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保に供しようとするときは、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金財産処分承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし補助金の交付決定の日から7年を経過した場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、第10条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率 ※1	補助限度額
新設	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）に取り組む事業で、宿泊施設の新設に要する経費	1／2	8,000千円
増築・改築・改修	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）に取り組む事業で、既存宿泊施設の宿泊定員数を維持するために必要な設備等の改修に要する経費（60万円を超える改修費で資産計上されるものに限る。）	1／2	8,000千円
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）に取り組む事業で、既存宿泊施設の客室を増加させるための増築に要する経費		
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）に取り組む事業で、大部屋からツインルーム又はシングルルームへの改修に要する経費		
経営承継	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）に取り組む事業で、経営承継の為に必要となる施設改修に要する経費	1／2	8,000千円

国又は地方公共団体が行う他の補助事業の対象となる経費は、本制度の対象から除外する。

※1 別に定める20年間の償還計画により毎年度の償還額（元金）に対する補助率。ただし、期間中に第3条の対象とならない場合は、原則補助金の交付はしない。

海士町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1. 交付申請額 円

2. 補助事業に要する経費の配分

総事業費 A + B + C	補助事業に 要する経費	負担区分			摘要
		町補助金 A	負担金等 B	その他 C	
円	円	円	円	円	

3. 事業完了予定期日 年 月 日

4. 添付資料
工事内訳書、設計図、収支計画、町税の滞納がない旨の証明書

様式第 2 号（第 6 条関係）

指令 第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
名称
代表者名

海士町長 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金については、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

1. 補助金交付決定額 円

2. 補助条件等

年 月 日

海士町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金 事業変更・中止承認申請書

年 月 日付指令 第 号で補助金交付決定のあったこの事業の実施について、下記のとおり事業計画を変更したいので、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

3. 補助事業に要する経費の配分

総事業費 A + B + C	補助事業に 要する経費	負担区分			摘要
		町補助金 A	負担金等 B	その他 C	
円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	

上段 () は当初予算額。下段は変更後の額

年 月 日

海士町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付指令 第 号で交付決定のありました海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金について、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業内容及び事業の成果

2. 補助事業に要した経費の配分

総事業費 A + B + C	補助事業に 要する経費	負担区分			摘要
		町補助金 A	負担金等 B	その他 C	
円	円	円	円	円	

3. 補助事業の完了期日 年 月 日

添付書類

- (1) 事業成果報告書
- (2) 支出及び事業の完了を証する書類
- (3) その他参考資料

様式第 5 号（第 9 条関係）

指令 第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
名称
代表者名

海士町長 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付で提出された実績報告に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知する。

記

1. 補助金の確定額 円

年 月 日

海士町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付指令 第 号により交付確定（決定）通知のありました
海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金を海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要
綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付確定（決定）額	円
既 交 付 額	円
今 回 交 付 請 求 額	円
未 交 付 額	円
添 付 書 類	補助金交付確定（決定）通知書の写し

年 月 日

海士町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金財産処分承認申請書

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づく財産処分の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 処分を行う理由及び処分方法
(1) 処分を行う理由

- (2) 処分方法（該当する処分方法に○印を付すこと）

転用	譲渡		交換	貸付		廃止	担保
	有償	無償		有償	無償		

2. 処分を行う財産

財産の名称	数量	取得年月日	取得価格 （税抜）	耐用年数	経過年数	処分 予定日	譲渡額又は 貸付額

※耐用年数は、昭和40年大蔵省令第15号に基づく耐用年数を記載すること。

- （添付書類）
- ・ 補助金交付決定通知書の写し
 - ・ その他上記の内容が分かる資料

様式第 8 号（第12条関係）

指令 第 号
年 月 日

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名 印

海士町長 印

海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金返還命令書

年 月 日付指令第 号により交付確定した海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金について、海士町宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返 還 を 命 ず る 金 額	円		
返 還 を 命 ず る 理 由			
返 還 期 限	年 月 日		
補 助 金 の 交 付 の 内 容	交 付 確 定 年 月 日	年 月 日	
	交 付 年 月 日	年 月 日	
	交 付 額	円	

○海士町産地創生事業費補助金交付要綱

(令和2年4月1日海士町告示第15号)

(趣旨)

第1 海士町が交付する産地創生事業費補助金（以下「補助金」という。）については、産地創生事業補助金交付要綱（令和2年3月30日付けブランド第653号）及び海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 補助金の事業区分、補助対象経費、事業実施主体、取組主体及び補助率等は、別表に定めるところによる。

2 算出された交付金に千円未満が請じた場合は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号及び産地創生事業費補助金交付要綱別記(1)、(2)（以下「別記(1)、(2)」という。）の取扱に定められた申請書を町長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、取組主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第8条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第7号及び別記(1)、(2)の取扱に定められた申請書を町長に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

- (1) 補助事業の事業実施主体又は取組主体の変更
- (2) 事業実施主体又は取組主体の補助事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の事業区分の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他町長が必要と認める場合

(完了報告)

第5 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第8号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第6 事業実施主体が、規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第10号及び別記(1)、(2)の取扱に定められたものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の支払い）

第7 補助金は、規則第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

2 事業実施主体が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第11号による請求を町長に提出しなければならない。

（書類の提出）

第8 その他町長に提出する書類は、別記(1)、(2)によるものとする。

（財産の処分の制限）

第9 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した全ての機械及び器具等の財産を町長の承認を受けないで、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、減価償却資産の耐用年数表等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第10 町長は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 市町村長は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14号による報告書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存）

第11 補助事業を実施するにあたっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第15号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第12 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として産地創生事業補助金交付要綱別紙「実施基準」によるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式 略

○海士流産業給付金交付要綱

(令和2年5月20日海士町告示第18号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている町内の小規模事業者等の事業継続を支えるため、町内の小規模事業者等に対し、事業全般に広く使える海士流産業給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 現に海士町に住所を有するもの
- (2) 令和2年の国の持続化給付金の対象となる事業者で、かつ持続化給付金の給付を受けても前年の収入の50%に満たない事業者

(給付金の額)

第3条 給付金は、令和2年1月から同年12月までの期間において、1年の収入が国の持続化給付金の給付と合しても前年比で50%以上減少している事業者に対して、100万円を上限に、予算の範囲内で給付金を交付する。

(給付金の算定方法)

第4条 下記の算定式により計算した額で、上限額100万円と比較して低い方の額
前年の総売上（事業収入）－（今年の見込み年収＋持続化給付金の給付）

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 給付金の申請受付開始日は、令和2年5月20日とする。

2 給付金の交付を受けようとする者は、海士流産業給付金交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、令和3年1月31日までに町に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(給付金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果を海士流産業給付金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定により給付金の支給を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(令和2年分の確定申告書の提出義務)

第7条 給付金の支給を受けた者は、令和2年1月から令和2年12月までの確定申告を行った後、速やかにその書類の写しを町長に提出しなければならない。

(給付金の請求)

第8条 第6条に規定する給付金の交付決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、速やかに請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(支給の取消及び返還)

第9条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の支給の全部又は一部を取り消し、又は既に給付金が支給されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 給付金の受給後に令和2年の収入が前年の収入の50%以上になったとき。

- (2) 虚偽その他不正の手段により給付金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (5) 支給の要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を支給決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月20日から施行する。

海士町長 様

事業者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

海士流産業給付金交付申請書

海士流産業給付金交付要綱第 5 条により、関係書類を添えて申請します。
なお、交付要件の審査のため、町税、料金の納付状況について、町が公簿等により確認することに同意します。また、要綱第 9 条に該当するときは、交付した給付金の差額を返還することについて同意します。

① 事業名称 : 海士流産業給付金事業	
② 令和 2 年 1 月から同年 12 月までの期間において、持続化給付金の給付と合わせても前年比で 50% 以上減少が見込まれる今年の売上見込み額（持続化給付金の給付金も含めた見込み年収）	(売上) 令和 2 年 (売上見込み額) 円
③ ②の比較対象となった去年の売上額	(売上) 平成 31 年・令和元年 (売上額) 円
④ 減収率 (②／③) × 100%	% ※小数点以下第 1 位まで記入
⑤ 交付申請額 (下表で計算した額と 100 万円を比較して低い方の額)	円
< 計算方法 > ③前年の総売上（事業収入）－②の金額（今年の見込み年収＋持続化給付金の給付額） 【 円】 － 【 円】 ＝ 【 円】	
⑥ 添付書類 (1) 2019 年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え Ⅰ. 個人事業者 ・ 白色申告の方：2019 年確定申告書第 1 表の写、収支内訳書の写 ・ 青色申告の方：2019 年確定申告書第 1 表の写、損益計算書の写 Ⅱ. 法人、団体の方 ・ 2019 年確定申告書別表 1、法人事業概況説明書（裏表）の写 (2) 2020 年の見込み年収が分かるもの（提出日までの出納簿と今後の見込み） (3) 通帳の写し (4) 身分証明書の写し（個人事業者のみ）…運転免許証、マイナンバーカード等	

海環 第 号
年 月 日

殿

海士町長 印

海士流産業給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、海士流産業給付金については、海士流産業給付金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

交 付 決 定 額	円
付 記 条 件	1 交付要件の審査のため、町税、料金の納付状況について、町が公簿等により確認することに同意し、また、要綱第 9 条に該当するときは、交付した給付金の差額の返還をお願いします。申請内容に変更が生じた場合は、速やかに海士町役場に連絡のうえ、指示を受けること。

様式第3号（第8条関係）

海士流産業給付金交付請求書

金 円也

年 月 日付け第 号で交付決定のあった海士流産業給付金を上記のとおり交付されたく、海士流産業給付金交付要綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

海士町長 殿

請求者住所
氏名又は名称

印

(振込先口座)

取引金融機関	銀行 農協	金庫 組合		本店 本所	支店 支所	預金種別	普通預金 当座預金
口座番号	※ゆうちょ 銀行の場合		記号			番号	
フリガナ							
口座名義							

○海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金 交付要綱

(令和2年6月17日海士町告示第21号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の拡大により毀損した地域経済への影響を踏まえ、中小企業者（中小企業支援法第2条第1項で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業継続に向けた売上確保のための取組（以下「感染症対応事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域経済の回復を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。ただし、町長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 町内に事業所を有する法人又は個人
- (2) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (3) 町税の滞納がない者

(対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象である事業の内容及びその補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、決定内容を変更又は中止する場合には、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は前項による補助事業の内容の変更又は中止の申請があったときは、申請にかかる書類等の内容の適否等を審査し、補助金の交付の決定内容を変更すべきと認めたときは、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付事業者は、交付決定のあった年度末日までに海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金の成果がその交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の補助金の額の確定した後において交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合には、交付決定の後に概算払いにより交付することができるものとする。

2 交付事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (3) 実績報告書により、補助金の対象とならないことが判明したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付が不相当であると認めたとき。

2 前項の規定は、交付事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額等
町事業	別記第1に掲げる事業を実施する中小企業者	①感染防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等） ②新事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）等 ※ ①、②の併用可 ※ 令和2年4月7日以降に着手し、令和2年12月31日までに完了した事業を対象とする。 ※ 付随して発生する経費（運賃、設置費等）も補助対象とする。 ※ 消耗品・原材料は、令和2年12月31日までに使用したものを補助対象とする。	補助対象経費の10／10	補助上限額： 200千円（補助対象経費上限額は200千円） 補助下限額： 20千円（補助対象経費下限額は20千円）

（別記）

第1 対象となる業種

- 1 補助金の交付対象となる業種は日本標準産業分類大分類のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 小売業
 - (2) 宿泊業
 - (3) 飲食サービス業
 - (4) 生活関連サービス業
 - (5) 娯楽業
 - (6) 道路旅客運送業
 - (7) 水運業
- 2 前項に掲げるもののうち、対象とならない業種については、島根県の商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実施要領の別記に準ずる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名
連絡先

⑩

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付申請書

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、
年度海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記の
関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 円
2. 補助事業費 円
3. 補助事業の完了年月日（予定） 年 月 日
4. 添付書類
 - (1) 見積書類及び関係書類
 - (2) その他参考資料として支出内容を証する書類の写し（例：請求書、領収書）

様式第 2 号（第 6 条関係）

指令第 号

様

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

海士町長 印

記

交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

海士町長 様

（申請者）所在地
名称
代表者名

印

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第号で交付決定のあった海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金について、次のとおり変更（中止）の承認を受けたいので、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 助成金交付申請額

変更前 金 _____ 円

変更後 金 _____ 円

4 添付書類

変更（中止）の内容が確認できるもの

様式第 4 号（第 7 条関係）

様

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった標記助成事業について、下記のとおり変更（中止）を承認しましたので、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

海士町長

印

記

1 決定助成金額

2 変更（中止）承認内容

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

海士町長 様

（申請者）所在地
名 称
代表者名

印

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった海士流商業・サービス業
感染症対応支援事業費補助金について、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補
助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金交付決定額 金 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 支出内容を証する書類の写し（請求書、領収書）
- (2) 帳簿
- (3) 写真
- (4) その他参考資料

様

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付の決定をした海士流商業・サービス業
感染症対応支援事業費補助金については、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費
補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので、通知します。

年 月 日

海士町長 印

記

交付確定額 金 _____ 円

年 月 日

海士町長 様

(申請者) 所在地
名 称
代表者名 印

海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定（確定）のあった海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金について、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定（確定）額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円

○海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱

(令和2年6月17日海士町告示第22号)

(趣旨)

第1条 町の交付する海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金については、商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実施要領（令和2年6月2日島根県制定）及び海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象の経費、交付の率又は金額及び補助対象事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症による感染防止対策又は事業継続のために行う新規事業に取り組む事業者に対し、補助金を交付することで地域経済の回復に資することを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、事業の継続に向け、売り上げを確保するために、令和2年4月7日以降に着手し、令和2年12月31日までに完了した次に掲げる事業。ただし、1つの中小企業者あたり一般枠、共同事業枠それぞれ1回までとする。 (1) 一般枠 補助対象事業者が、自己の事業所又は店舗等の感染防止対策又は新規事業展開のために行う事業 (2) 共同事業枠 補助対象事業者が、複数の事業者と共同して行う感染防止対策又は新規事業展開のために行う事業
補助対象の経費	補助金の交付対象である事業に係る経費のうち次に掲げる経費（当該経費の金額が100千円に満たないときは、その全額を切り捨てる。）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 (1) 一般枠 次の①及び②に係る経費とし、付随して係る運賃、設置費等も含む。ただし、消耗品等は、令和2年12月31日までに使用されたものに限る。 ① 感染防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等） ② 新事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）等

	(2) 共同事業枠 次の①及び②に係る経費とし、付随して係る運賃、設置費等も含む。ただし、共同成果物の確認ができるもの及び消耗品等は、令和2年12月31日までに使用されたものに限る。 ① 感染防止対策に係る経費（広告宣伝費、委託費等） ② 新事業展開に係る経費（広告宣伝費、委託費等）等
交付の率又は金額	一般枠又は共同事業枠それぞれについて、補助対象経費（他の補助金等の対象経費となったものは除く。）の4/5以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、800千円を上限とする。
補助対象事業者の範囲	海士町内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者及び海士町内に店舗等又は事業所を置く島根県内に本社又は主たる事業所のある中小企業者は、次に掲げる事業を実施する者で、令和元年12月以前の納期限に係る町税を滞納していない者とする。 (1) 小売業 (2) 宿泊業 (3) 飲食サービス業 (4) 生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）を除く。） (5) 娯楽業（競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋、検番を除く。）、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。） (6) 鉄道業 (7) 道路旅客運送業 (8) 水運業 2 前項に掲げるもののうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号（キャバレーを除く）、第2号、第3号、第5号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業は除くものとする。

（交付の申請）

第3条 補助金等交付申請書は、海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業者の所在地がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写し）
- (3) 補助対象経費の積算資料
- (4) 既に事業を実施している場合にあっては補助対象経費の証拠書類
- (5) 共同事業枠を申請する場合にあっては、共同事業者名簿
- (6) 新事業展開としてデリバリー・テイクアウト等を実施する者は、食品営業許可の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

（変更の承認等）

第4条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金変更交付申請書兼（変更・中止・廃止）計画承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意によって、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の申請書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 補助事業計画書（変更後）（様式第4号）

(2) 変更後の補助対象経費の積算資料又は証拠書類

(3) その他町長が必要と認める書類

（事故の報告）

第5条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業等実績報告書は、海士町商業・サービス業感染症支援対応補助金補助事業等完了届兼実績報告書（様式第6号）によるものとし、事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して20日を経過した日までに町長に提出しなければならない。

2 町長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 実施した補助事業の実績（様式第7号）

(2) 事業の詳細が分かる書類（ただし、申請時に提出している場合は不要とする。）

(3) 実施状況が分かる写真

(4) 取得財産等管理台帳（様式第8号）の写し（ただし、補助事業により取得又は効用の増加した財産がある場合に限る。）

(5) 消耗品等管理表の写し（ただし、消耗品や原材料を取得した場合に限る。）

(6) その他町長が必要と認める書類

（財産の管理等）

第7条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 町長は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を町長に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第8条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（産業財産権等に関する報告）

第9条 補助対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（収益納付）

第10条 町長は、補助対象事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助対象事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができるものとする。

（概算払請求）

第11条 補助事業の完了前に補助金の交付を受ける場合の補助金等交付請求書は、海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金概算払請求書（様式第11号）によるものとする。

（達成状況調査）

第12条 町は、補助事業の完了した日の会計年度終了後5年間、補助事業対象者の達成状況調査を行うものとし、補助対象事業者はこれに協力しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 3 条関係）

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付申請書

年 月 日

海士町長

申請者 住所
ふ り が な
法人名又は屋号
代表者職・氏名 印

補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。また、補助金の受領に係る審査のため、町が町税の納付状況を調査し、及び暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者ではないことを関係部署（警察等の公的機関）に照会することに同意します。

記

補 助 年 度	令和 2 年度	補 助 金 等 の 名 称	海士町商業・サービス業 感染症対応支援補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	海士町商業・サービス業感染症対応支援事業		
補 助 事 業 等 の 効 果	事業への取り組みにより地域経済の回復に資する。		
補助事業に要する経費	円		
補 助 金 交 付 申 請 額	円		
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着手 年 月 日 完了 年 月 日		
添 付 書 類 （ 共 通 ）	1 補助事業計画書（様式第 2 号） 2 事業者の所在地がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写し） 3 補助対象経費の積算資料（見積書等の写し） 4 既に事業を実施している場合にあっては、上記に加えて補助対象経費の証拠書類（契約書・領収書等） 5 共同事業枠実施の場合は共同事業者の名簿 6 その他		
※テイクアウト・デリバリー等に新規事業で取り組む場合、上記に加えて必要な添付書類	1 食品営業許可の写し		
※ 担 当 課 意 見			

（注） ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

補 助 事 業 計 画 書

事業者名			
代表者職・氏名			
所在地 (法人にあっては本社、個人 にあっては主たる事業所)	〒		
電話番号・ファクシミリ番号			
担当者職・氏名		メールアドレス (担当者)	
業 種			
資本金・出資金（千円）		従業員数	
区 分 (該当する方を○で囲む)	一般枠	共同事業枠	
実施する補助事業の 目的及び内容			
補助事業の実施場所 (店舗名称等、住所)	〒		
	内容・数量等	補助事業に要する 経費（円／税込）	補助事業に要する 経費（円／税抜）
店舗改修等に係る経費		円	円
備品購入等に係る経費		円	円
広告宣伝に係る経費		円	円
備品等のリースに係る経費		円	円
消耗品購入等に係る経費		円	円
委託に係る経費		円	円
その他の経費		円	円
計		円	円
補助対象経費 ※下限100千円・上限1,000千円		円	円
補助金交付申請額 ※補助対象経費計の4／5 ※千円未満切り捨て	円		

※補助金交付申請額の上限は800千円

《次ページに続く》

留意点確認【共通】

留意点チェック※	内容	チェック欄
消耗品等管理	マスクや消毒液等の消耗品や原材料は管理表を作成すること（参考様式）	
財産管理	取得価格又は効用の増加価格が単価500千円以上の機械、器具、備品及びその他の財産は管理台帳を作成すること。（様式第8号）	
証拠書類		
領収書	保管しておくこと。	
見積書	契約金額が50千円以上の場合は取ること。 ※契約金額が100千円以上の場合はなるべく2者以上から見積書を取ること。	
契約書	契約金額が500千円以上の場合は作成し、保管しておくこと。	
証拠写真	・ 備品を購入、リースした場合は証拠写真を保管しておくこと。 ・ 店舗を改修した場合は施工前、施工後の写真を保管しておくこと。	
誓約	・ 補助事業の実施により取得した備品等の目的外利用はしないこと。 ・ 補助対象経費に他の補助金等の対象経費となったものがないこと。 ・ 令和元年12月以前の納期限に係る町税を滞納していないこと。	

※申請者は内容を理解したうえでチェック欄にチェックすること。

自主点検票【新規事業展開としてテイクアウト・デリバリー等に取り組む場合のみ】

以下の項目は、食の安全を守るうえで重要な事柄ですので、自店舗の現状について確認してみましょう。

チェック項目※	内容	チェック欄
飲食店営業許可	飲食店営業許可1種（20食まで）・2種（20食以上）の許可が必要です。また、新たな飲食営業に取り組む場合は、最寄りの保健所に確認し指導を受けましょう。	
食品衛生責任者	食品衛生責任者の設置が必要です。	
責任者実務講習	営業許可更新時、食品衛生責任者実務講習を受講しましょう。	
従事者の健康管理	従事者の健康管理（検便等）を実施しましょう。	
衛生管理の記録	HACCPの考えを取り入れた衛生管理の記録をつけましょう。	
食中毒保険	食中毒等のリスクに備えた保険に加入しましょう。	

様式第3号（第4条関係）

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金
変更交付申請書兼（変更・中止・廃止）計画承認申請書

年 月 日

海士町長 様

補助事業者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名 (印)

交付決定通知のあった補助事業の内容（経費の配分）を、下記のとおり変更したいので、
補助金等の変更交付及び海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱第4条第
1項の規定に基づき承認を申請します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	令和2年度	補 助 金 等 の 名 称	海士町商業・サービス業 感染症対応支援補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	海士町商業・サービス業感染症対応支援事業		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額	円		
補助金等の変更交付申請額	(増額・減額) 円		
変更後の補助金等の交付申請額	円		
補 助 事 業 等 の (変更・中止・廃止) 内容			
補 助 事 業 等 の 内 容 を (変更・中止・廃止) す る 理 由			
変更が補助事業に及ぼす影響			
添 付 書 類	1 補助事業計画書（変更後） 2 変更後の補助対象経費の証拠書類 ※ 中止又は廃止の場合は、添付不要 3 （その他）		
※ 担 当 課 意 見			

(注) ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号（第4条関係）

補助事業計画書（変更後）

事業者名			
代表者職・氏名			
区 分 (該当する方を○で囲む)	一般枠	共同事業枠	
<u>変更後の補助事業の 目的及び内容</u>			
	内容・数量等	補助事業に要する経費 (円／税込)	補助事業に要する経費 (円／税抜)
店舗改修等に係る経費	()	(円) 円	(円) 円
備品購入等に係る経費	()	(円) 円	(円) 円
広告宣伝に係る経費	()	(円) 円	(円) 円
備品等のリースに係る経費	()	(円) 円	(円) 円
消耗品購入等に係る経費	()	(円) 円	(円) 円
委託に係る経費	()	(円) 円	(円) 円
その他の経費	()	(円) 円	(円) 円
計		(円) 円	(円) 円
補助対象経費 ※下限100千円・上限1,000千円		(円) 円	(円) 円
補助金交付申請額 ※補助対象経費計の4／5 ※千円未満切り捨て	(円) 円		

※ 補助金交付申請額の上限は、800千円

※ 変更前の内容・数量等、金額を上段括弧書き

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

海士町長

申請者 住所
法人名又は屋号
代表者職・氏名

印

令和 2 年度 海士町商業・サービス業感染症対応支援事業補助金事故報告書

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

海士町長

申請者 住所
法人名又は屋号
代表者職・氏名

印

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金
補助事業等完了届兼実績報告書

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	令和 2 年度	補 助 金 等 の 名 称	海士町商業・サービス業 感染症対応支援補助金
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 了 年 月 日	年 月 日		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額		円	
補 助 金 等 の 受 領 額		円	
添付書類 (1) 実施した補助事業の実績（様式第 7 号） (2) 事業の詳細が分かる書類（見積書、契約書、領収書、設計書、図面等の写し） ※ 申請時等に提出している場合は不要 (3) 実施状況が分かる写真（備品等の写真、店舗改修工事の施工前、施工後写真） (4) 取得財産等管理台帳（様式第 8 号）の写し ※ 補助事業により取得又は効用の増加した財産がある場合のみ提出 (5) 消耗品等管理表の写し ※ 消耗品や原材料を取得した場合のみ提出 (6) その他			

※報告事項審査結果（担当課）

様式第7号（第6条関係）

実施した補助事業の実績（補助事業実績報告書）

事業者名			
代表者職・氏名			
補助事業の実施場所 （店舗名称等、住所）	〒		
区 分 （該当する方を○で囲む）	一般枠	共同事業枠	
実施した補助事業の 目的及び内容			
	内容・数量等	補助事業に要する経費 （円／税込）	補助事業に要する経費 （円／税抜）
店舗改修等に係る経費		円	円
備品購入等に係る経費		円	円
広告宣伝に係る経費		円	円
備品等のリースに係る経費		円	円
消耗品購入等に係る経費		円	円
委託に係る経費		円	円
その他の経費		円	円
計		円	円
補助対象経費 ※下限100千円・上限1,000千円		円	円
補助金額（A） ※補助対象経費計の4／5 ※千円未満切り捨て	円		
既受領額（B）	円		
精算額（C） （A－B）	円		

※ 補助金額の上限は、800千円

年 月 日

補助金等交付請求書

海士町長 様

補助事業者 住 所
氏名又は団体名
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 等 の 交 付 確 定 額			
補 助 金 等 の 受 領 額	年 月 日	受領	円
	年 月 日	受領	円
	年 月 日	受領	円
	計		円
補 助 金 等 の 今 回 交 付 請 求 額	円		
補 助 金 等 の 未 受 領 額	円		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の 写し 2 請求額内訳書		

様式第8号（第6条関係）

取得財產等管理台帳

(補助事業者：)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第8条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第8条第2項に定める期間を記載すること。

海士町長

申請人 住所
法人名又は屋号
代表者職・氏名 印

令和 2 年度 海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金財産処分承認申請書

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

① 処分する財産名等（別紙） ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

② 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

様式第 9 号の 2

口座振替依頼書

海士町より支払を受ける代金は、下記の預金口座に振り込んでください。

記

受領金の内容				
振込先金融機関名 支店名		預金種目	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行		普通		
	支店	当座 その他 ()		

年 月 日

住 所
依頼者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

印

海士町長 様

備考

- 1 この依頼書は、各会計年度ごとに提出すること。
- 2 口座名義は依頼者の名義であること。

様式第 10 号（第 9 条関係）

年 月 日

海士町長

申請人 住所
法人名又は屋号
代表者職・氏名 印

令和 2 年度 海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金
産業財産権等取得等届出書

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

年 月 日

海士町長

申請人 住所
法人名又は屋号
代表者職・氏名 印

令和 2 年度 海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金概算払請求書

海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A－B－C)
	円	円	円	円
添付書類	1. 補助金交付決定通知 2. 支出を証する書類（領収書等）の写し 3. 口座振り込み依頼書 4. 振込先預金口座の通帳の写し ※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、預金の名義人が分かるもの			

(参考様式 1)

令和 2 年度 海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金

消耗品等管理表

【品目： 】

月日	摘要	数量（枚、本等）	残高（枚、本等）

※ 品目ごとに作成すること

※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

(記入例)

【品目：マスク】

月日	摘要	数量（枚、本等）	残高（枚、本等）
5月30日	購入	500	500
7月31日	購入	200	700
10月31日	購入	100	800
12月31日			0

(参考様式2)

令和2年度 海士町商業・サービス業感染症対応支援事業

共同事業者名簿

[illegible]

(参考様式3)

海士町商業・サービス感染症対応支援補助金
書類が添付できないことの理由書

(法人名または事業者名：)

1. 実施取り組み内容及び商品名・契約名

2. 契約（支払）の相手方

3. 契約（支払）の相手方の所在地

4. 金額

※ () 内は税抜き額

(

円
円)

5. 不足している書類

6. 書類不備の理由

※書類ごとに記載

○海士町リモートワーク交流施設の設置及び管理に関する条例

(令和4年3月14日海士町条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町リモートワーク交流施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 本町内における島内外からのリモートワークの促進及び交流を目的としてこの施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海士町リモートワーク交流施設

位置 隠岐郡海士町大字福井429番地19

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。

(3) その他施設設備の管理運営上支障があると認められたとき。

(利用の制限)

第7条 町長又は指定管理者は、第5条の規定により利用の許可を受けた者又は施設の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号に規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) その他施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項に規定する利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けな

ければならない。

（利用料金の納入）

第 9 条 利用者は、前条第 1 項の規定による利用料金を納入しなければならない。

（利用料金の減免）

第 10 条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のために施設設備を利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の返還）

第 11 条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。

(2) 利用前に利用の許可の取消又は変更の申出をなし、町長又は指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

（原状回復）

第 12 条 利用者は、その利用が終わったときは、利用施設及び設備を原状に復さなければならない。

（利用者の義務）

第 13 条 利用者は、その責めに帰する理由によって施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

（委任）

第 14 条 この条例に規定するもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、町長又は指定管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

施設等	利用料金
海士町リモートワーク交流施設	1 人 10,000 円／月

備考 光熱水費等は実費とする。

第6章 情報

○海士町地域情報基盤施設の設置及び管理に関する条例

(平成23年3月23日海士町条例第3号)

(設置)

第1条 海士町の近代化と町民の連帯意識の高揚、町民の福祉、生活、文化、教育の向上及び産業の振興を図るため、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「有線放送法」という。）に基づく有線テレビジョン放送施設及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「電気通信法」という。）に基づく電気通信施設を備えた海士町地域情報基盤施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 あま光ネット
- (2) 位置 有線テレビジョン放送施設 海士町大字海士1490番地
電気通信施設 海士町大字海士1466番地

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) IP告知システム 町から発信された行政情報等を受信するため加入者宅に設置する装置をいう。
- (2) 伝送路 局舎から加入者宅最寄りのクロージャーまでを結ぶ光ケーブル及び分岐用機器
- (3) クロージャー 伝送路から加入者宅に放送及び通信線を分岐するための設備
- (4) 光回線終端装置 放送用又は通信用の光信号を加入者側で電気信号に変換するため加入者宅に設置する機器
- (5) 引込工事 クロージャーから光回線終端装置までの敷設工事
- (6) 宅内工事 光回線終端装置以降の宅内配線工事、その他サービスを受けるために必要な機器の接続等

(区域)

第4条 あま光ネットの業務（以下「本業務」という。）を行う区域は、有線放送法第3条第1項の規定により総務大臣の許可を受けた範囲とする。ただし、サービス提供が可能な地域に限る。

(内容)

第5条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 有線放送法第2条に定める有線テレビジョン放送に関する業務
- (2) 電気通信法第2条に定める電気通信業務
- (3) 町の広報事項の伝達
- (4) 官公署又はその他公共的団体からの広報連絡
- (5) 生活、文化、教育、福祉、産業、観光等に関する情報の提供
- (6) 広告放送に関する業務

- (7) 気象情報、災害その他緊急事項の通報又は連絡
- (8) 電気通信事業法第165条に基づく域内無料のＩＰ電話サービスの提供
- (9) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める情報の提供
- 2 町長は、有線放送法第2条 に規定する有線テレビジョン放送事業者及び電気通信法第2条に規定する電気通信事業者（以下 「放送通信事業者」という。）をもって、その業務の全部又は一部を提供させることができるものとする。
- 3 前項の規定により、当該放送通信事業者に本業務を提供させる場合は、継続的で安定的なサービスを行うための契約（破棄し得ない使用权「ＩＲＵ：Indefeasible Right of User」に基づく契約）を締結するものとする。

（管理）

第6条 あま光ネットの管理は、海士町が行う。ただし、業務の一部については、町長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

（番組審議会の設置）

第7条 あま光ネットの放送番組の適正化を図るため、番組審議会を置く。

- 2 番組審議会は、有線テレビジョン放送法に定めるもののほか、その組織、任務その他必要な事項は、町長が別に定める。

（施設加入者の資格）

第8条 あま光ネットに加入をしようとする者（以下「加入申込者」という。）は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 町内に居住用の家屋又は事業用の建物を有する者
- (2) 町内に事業所を有する法人
- (3) 町内の団体、公的機関又はこれらに準ずるもので町長が適当と認めたもの

（施設加入申込み）

第9条 加入申込者は、町長に施設加入に係る申込みを行い、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項に変更があったときも同様とする。

- 2 加入申込みは、施設を設置する建物ごとに行うものとする。
- 3 引込工事及び宅内工事の施工に関し、土地建物所有者以外にその他利害関係人があるときは、利害関係人の承諾を得なければならない。

（施設利用の制限）

第10条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あま光ネットの利用を許可しない。

- (1) 加入申込者が、契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (2) 加入申込書に虚偽の内容を記載したとき。

（加入負担金）

第11条 町長は、あま光ネットの設置に要する費用に充てるため、前2条の規定により加入の承認を得た者（以下「加入者」という。）から、加入負担金として50,000円を加入時に徴収する。

- 2 一旦納入された加入負担金は、いかなる場合もこれを返還しない。

（加入負担金の減免）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するとき、前条の加入負担金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する加入者
- (2) その他町長が特に加入金を減額し、又は免除する必要があると認める加入者

(機器の貸与等)

第13条 町長は、加入者に対して光回線終端装置及びIP告知システム(以下「機器等」)を無償で貸与するものとし、加入者の責によらない機器等の故障又は破損については、町の負担により修理又は交換を行うものとする。

2 加入者は、町長の承認を受けないで、機器等を譲渡し、又は転貸してはならない。

(費用負担)

第14条 本業務を行うために必要な施設を設置する場合の次の各号に掲げる費用は、当該各号に定めるものが負担するものとする。

(1) 引込工事に係る費用及び管理費用 町

(2) 宅内工事に係る費用及び管理費用 加入者

(3) 加入者の自己都合による引き込み線又は機器等の移転又は撤去を伴う引込工事及び宅内工事に係る費用 加入者

2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、引込工事が規則で定める基準を超えるときは加入者に当該引込工事に係る費用の全部又は一部の負担を求めることができる。

3 加入者は、前項の規定により引込工事に係る費用の全部又は一部を負担した場合において、工事完了後、当該引込工事に係る施設を町に寄附するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、引込線の他に管路等の構造物を設置したときは、引込線を除くその他の構造物については、加入者又は建物管理者の責任において管理するものとする。

(利用料等)

第15条 放送通信事業者は、あま光ネットを利用する者から利用料、手数料、制作代 hands 手数料及び広告放送の利用料(以下「利用料等」という。)を徴収することができる。

2 利用料等の額及び徴収方法は、放送通信事業者が別に定める。

(施設利用の休止)

第16条 加入者が不在等の理由で一時的に施設の利用を休止しようとするときは、その旨を放送通信事業者に届け出なければならない。

2 施設の利用を休止した加入者が、施設の利用を再開しようとするときは、放送通信事業者にその旨を届け出なければならない。

3 施設利用の休止手続きについては、放送通信事業者が別に定める。

4 利用休止及び施設脱退を行ったとき又は第18条の規定により利用停止がなされたときは、光回線終端装置への信号配信を停止するものとする。

(脱退)

第17条 あま光ネットを脱退しようとする者は、町長に脱退に係る申込みを行わなければならない。

2 あま光ネットを脱退したときは、町の貸与品である機器等を町に返還しなければならない。

3 町長は、町の貸与品である機器等について棄損又は紛失により加入者が返還できない場合は、損害賠償を請求できるものとする。

(利用の停止等)

第18条 町長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認に係る利用を停止し、又は当該利用承認を取り消すことができるものとする。

(1) この条例その他関係法令の規定に違反したとき。

(2) 本業務の放送又は通信を故意に妨害したとき。

(3) 施設を故意に毀損し、又は滅失したとき。

- (4) 放送通信事業者が定める期間を経過してもなお、利用料等を納付しないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、あま光ネットの運営に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

2 町長は、前項の規定により利用停止又は利用承認の取り消しを行ったときは、加入者の同意を得ずに、機器等を回収することができる。

3 前項の規定による処分に係る経費は、利用停止又は利用承認の取り消しを受けたものの負担とする。

(管理義務)

第19条 町長又は放送通信事業者（以下「町長等」という。）は、目的に応じた効果的な運用をするために、次に掲げる措置を行い、施設の良い維持に努めなければならない。

- (1) 町の都合による引込み線及び機器等の移設にかかる工事
- (2) センター及び伝送路の管理
- (3) 自然災害、施設の経年劣化等による引込み線並びに機器等の修理又は交換
- (4) 加入者に係る個人情報の厳正な管理
- (5) その他関係機関との調整協議

(加入者の管理義務)

第20条 加入者は、この条例及び関係法令を遵守し、善良な加入者として施設の保全に努め、次に掲げる措置に協力するとともに、施設に異常を発見したときは、ただちにその状況を町長等に届け出なければならない。

- (1) 引込線及び機器等の適切な管理
- (2) 機器等の稼動に伴う当該電気代の負担
- (3) 宅内設備の適切な管理
- (4) 敷地、家屋その他構造物の上空を占有するケーブルの保全と無償占有同意
- (5) 自己都合による引込み線及び機器等の移設に要する費用の負担
- (6) 施設の脱退又は利用を停止し、若しくは承認の取消しに伴う引込線及び機器等の撤去に要する費用並びに加入者が所有又は占有する土地、家屋その他構造物の復旧に要する費用の負担
- (7) 放送通信事業者への便宜供与及び加入者に関する個人情報の提供

(障害対応)

第21条 障害が発生した場合は、町長等は直ちに調査を行い、復旧に必要な措置を講ずるものとする。

2 障害復旧に要する費用の負担は、起因者がこれを負担するものとする。

(本業務の中断又は変更)

第22条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、本業務を中断又は変更するものとする。

- (1) 施設の保守点検、修理、検査等を行うとき。
- (2) 天災等の不可抗力による事由又は不測の事故等のやむをえない事由により、本業務が継続できないとき。
- (3) 公益上の理由から、本業務を中断又は変更せざるをえないとき。

(免責事項)

第23条 町長等は、前条の規定による本業務の中断又は変更があっても、このことにより生じる賠償の責めを負わないものとする。

(無断利用の禁止)

第24条 加入者が、自己で利用する範囲を超えて記録媒体及び通信回線を利用し業務内容を無断で利用することは、有償、無償にかかわらず禁止する。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その限りでない。

(損害の賠償)

第25条 故意又は過失によって施設に損害を与えた者は、原状回復に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第16条に定める町が行うサービスの利用料は、サービスが開始するまでの間これを免除する。

第 10 編 建設

第 1 章 建設一般

○海士町工事執行規則

(昭和30年 4 月 1 日海士町規則第 2 号)

改正	昭和48年12月 1 日規則第10号	昭和58年 3 月22日規則第 6 号
	平成 8 年11月 1 日規則第12号	平成11年 3 月31日規則第 4 号
	平成23年 3 月31日規則第 3 号	平成24年 4 月 1 日規則第 1 号
	平成28年 3 月31日規則第11号	平成28年 9 月28日規則第14号
	平成29年 3 月31日規則第 4 号	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条の 2）
- 第 2 章 競争入札（第 5 条－第18条）
- 第 3 章 指名競争入札（第19条－第21条）
- 第 4 章 随意契約（第22条－第25条）
- 第 5 章 契約の締結及び工事の施行（第26条－第39条）
- 第 6 章 雑則（第40条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、法令又は条例に定めのあるもののほか、町費をもって支弁するすべての工事（以下「工事」という。）の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

（工事施行の方法）

第 2 条 工事の方法は、直営及び請負とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

（直営工事）

第 3 条 次に掲げる場合においては、直営により工事を執行する。

- (1) 請負に付することを不適當と認めるとき。
- (2) 急施を要するため請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営により工事を執行する必要があると認めるとき。

2 前項に規定するもののほか、直営による工事の執行については、別に定める。

（請負工事）

第 4 条 請負により工事を施行するときは、競争入札に付さなければならない。ただし、第19条又は第22条に規定する場合は、この限りでない。

（工事執行の委託）

第 4 条の 2 町長は、技術上、施工上、能率上又は財政上特に必要があると認めるときは、工事の執行を国、県又は公共団体に委託することができる。

2 前項の場合において必要な事項は、別に定める。

追加（平8規則第12号）

第2章 競争入札

（競争入札）

第5条 競争入札に付するときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに次に掲げる事項を新聞紙、掲示その他の方法をもって公告しなければならない。ただし、急を要するとき又は工事1件の予定価格1,000万円未満のものについては、その期間を5日まで短縮することができる。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 競争入札執行の場所及び日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

改正（平8規則第12号）

（予定価格）

第6条 競争入札に付するときは、当該工事に関する設計書、仕様書等によってあらかじめ予定価格を決定し、これを封書にして開札の際、開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、競争入札に付する工事の価格の総額について定めるものとする。

（入札者）

第7条 競争入札に参加することができる者は、第26条の規定による資格を有する者でなければならない。

2 入札者は、代理人をもって入札することができる。

第8条 次の各号の一に該当する者については、その後2年間競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他責任ある地位の使用人として使用する者についても、また同様とする。

改正（平8規則第12号）

- (1) 契約の履行に際して故意に工事を粗雑にした者
- (2) 競争入札に際して不当に価格をせり上げる目的をもって連合した者
- (3) 競争入札の加入を妨げ、又は落札者が契約を締結し、若しくは履行することを妨げた者
- (4) 工事の検査又は監督に際して係員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当の事由がないのに契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実のあった後、2年を経過しない者を、契約に際して代理人又は支配人その他責任ある地位の使用人として使用する者

（入札保証金）

第9条 入札に参加する者は、現金又は国債、島根県債その他町長が適当と認める有価証券をもって、見積金額の100分の3以上の保証金を納付しなければならない。ただし、予定価格が500万円未満の工事については、保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の場合において、国債及び島根県債はその額面金額により、その他のものは前月市場価格の10分の8をもって換算する。

3 第1項の場合において、入札者が入札保証保険契約を締結したときは、保証金の全部又は一部を免除することができる。

改正（昭48規則第10号）

（入札）

第10条 入札者は、契約条項その他関係書類及び現場等熟知の上、1件ごとに入札書1通を作成し、記名押印のうえ封じ、入札執行の日時に所定の場所に提出しなければならない。

全改（平29規則第4号）

(入札執行の取止め)

第11条 競争入札を執行するに当たり、不正又はその他の事由により競争入札の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り止めることができる。

(入札執行の中止)

第12条 開札前、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(開札)

第13条 開札は、所定の場所及び日時に入札者（代理人を含む。以下同じ。）の面前において、これを行うものとする。ただし、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち会わせなければならない。

改正（平24規則第1号）

2 入札者は、1度提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

(入札の無効)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。

- (1) 入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が連合して入札したとき。
- (3) 入札に際して不正の行為があったとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札書の金額その他重要な文字が誤脱し、又は不明なとき。

(落札)

第15条 入札者中、予定価格を超過せず、かつ、予定価格の10分の8を下らない最低価格の入札をした者をもって落札者とする。ただし、設計付入札にあっては、設計及び入札金額によって落札者を定める。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。

3 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わりくじを引させることができる。

4 落札となるべき価格の入札をした者がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。ただし、入札者が1人の場合又は1人となった場合は、この限りでない。

改正（平24規則第1号）

5 前項の場合においては、前の入札をした者のほかは、入札に参加することができない。

(落札の通知)

第16条 落札者が決定したときは、直ちに口頭又は書面をもって、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

(契約締結の期間)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。この場合において、2番札以下の入札者をもって落札者とすることはできない。

(契約の非締結)

第17条の2 落札決定通知後に契約の相手方となるべき者（共同企業体の場合は構成員を含む。）が、契約締結の日までに海士町建設工事等入札参加資格者指名停止等の措置要綱（平成19年海士町訓令第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該契約を締結しないことができるものとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により海士町議会の議決を要する建設工事の落札決定後に仮契約を締結した者（共同企業体の場合は構成員を含む。）が、本契約としての効力が生ずる日までに指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該仮契約を解除することができるものとする。

3 第1項及び第2項の規定において、発注者は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
追加（平28規則第14号）

（入札保証金の還付）

第18条 第9条に規定する保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の者に対しては入札終了後還付する。

第3章 指名競争入札

（指名競争入札）

第19条 次に掲げる場合においては、指名競争入札に付することができる。

- (1) 臨時急施を要するため競争入札に付することができないとき。
- (2) 契約の性質又は目的により競争入札に付することが不利益又は不適當であるとき。
- (3) 競争に加わるべき者が少数で競争入札に付する必要があるとき。
- (4) 競争入札に付しても入札者のないとき又は落札者のないとき若しくは再度の入札に付しても落札者のないとき。
- (5) 予定価格が500万円を超えないとき。

改正（昭48規則第10号）

（入札者の指定）

第20条 指名競争入札に付するときは、なるべく3人以上の入札者を指定しなければならない。

2 前項の場合においては、第5条各号に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

（競争入札に関する規定の準用）

第21条 第7条から第18条までの規定は、指名競争入札に準用する。この場合において、第9条第1項本文に規定する保証金の納付の必要がないと認めるときは、これを免除することができる。

第4章 随意契約

（随意契約）

第22条 次に掲げる場合は、随意契約によることができる。
改正（昭58規則第6号）

- (1) 臨時急施を要するため競争入札及び指名競争入札に付することができないこと。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札及び指名競争入札に付することを許さないとき。
- (3) 国又は公共団体と契約をするとき。
- (4) 競争入札又は指名競争入札に付しても入札者のないとき又は落札者のないとき若しくは再度の入札に付しても落札者のないとき。
- (5) 予定価格が130万円を超えないとき。
- (6) その他競争入札及び指名競争入札に付することが不利益又は不適當であるとき。

第23条 前条第4号の規定により随意契約による場合は、保証金及び履行期限のほか、最初の競争入札又は指名競争入札に付するとき定めた価格その他の条件を変更することができない。

（予定価格）

第24条 随意契約によるときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書)

第25条 随意契約によるときは、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

第5章 契約の締結及び工事の施行

(請負者の資格)

第26条 請負者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により登録された建設業者でなければならない。ただし、町長において特にその者を請負者とするのが適当であると認めたときは、この限りでない。

(契約書)

第27条 契約を締結するときは、中央建設業審議会が作成した公共工事標準請負契約約款に準じ、当該工事の施行に必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、130万円を超えない契約の場合においては、請書をもってこれに代えることができる。
全改（平29規則第4号）

(契約保証金)

第28条 町長と契約を締結する者は、現金又は国債、地方債その他町長が適当と認める有価証券をもって契約金額の10分の1以上の保証金を納付しなければならない。ただし、請負対象額が500万円未満の工事又は落札者が特別共同企業体である工事の場合には、保証金を免除することができる。

2 請負者が当該工事に関し履行保証保険又は履行保証証券の契約を締結したときは、当該工事につき前項の保証金の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の保証金は、工事完了後還付する。ただし、契約により担保義務が終了するまでその全部又は一部を保留することができる。

4 第9条第2項の規定は、第1項の保証金に準用する。
改正（平8規則第12号）

(権利義務の譲渡等)

第29条 請負者は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、町長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負)

第30条 請負者は、町長の承諾を得ないで、その工事の施工の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(監督員)

第31条 町長は、請負者の工事施工について監督又は指示を行わせるため監督員を置く。

2 請負者は、工事の施行について、監督員の監督又は指示に従わなければならない。

(請負者の請求による工事の変更)

第32条 請負者は、天災地変その他の事由があるときは、工事完成の期日その他契約に関する事項の変更を請求することができる。

(天災地変その他不可抗力による損害)

第33条 天災地変その他不可抗力により請負者が工事に関して重大な損害を蒙ったときは、町は、その損害額の全部又は一部を負担することができる。ただし、請負者が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときはこの限りでない。

第34条 削除

(部分払)

第35条 町長は、工事の既済部分について、工事の完成前にその部分に対する代価の10分の9を超えない額の部分払をすることができる。ただし、130万円未満の工事に対しては、部分払を行わない。

- 2 前項の場合においては、検査のため特に職員に命じて調書を作成させ、これに基づいて支払うものとする。
- 3 第1項の場合において、前条の規定による前金払いを受けた工事については、前払金支払額に当該既済部分の全体に対する割合を乗じた額を控除するものとする。

改正（昭58規則第6号）

（竣工検査）

第36条 請負者は、工事が竣工したときは、直ちに書面をもって町長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、14日以内に検査を行い、これに合格した後引渡しを受けるものとする。
- 3 検査に合格しないときは、速やかにこれを補修又は改造させた後更に検査を行わなければならない。

（違約金）

第37条 請負者は、契約期間内に工事が完成しないときは、遅延日数1日につき請負金額の1,000分の1の違約金を納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、請負代金を支払う際当該金額から控除する。

（契約の解除）

第38条 町長は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる。

- (1) 契約期限内に工事が完了する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 工事の執行について不正の行為があったとき。
 - (3) 正当の事由がないのに監督員の監督又は指示に従わないとき。
 - (4) 契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、工事の既済部分に対し相当と認める金額を支払うものとする。契約が無効となった場合もまた同様とする。

（保証金の帰属）

第39条 入札について不正の行為があったとき又は第17条第2項の規定により落札がその効力を失ったときは、第9条に規定する保証金は町に帰属する。

- 2 前条の規定により契約を解除したときは、第28条に規定する保証金は、町に帰属する。請負者の責めに帰すべき事由により契約が無効となった場合もまた同様とする。

第6章 雑則

（工事用物件の購入等への準用）

第40条 この規則は、工事に要する機械器具、資材等物件の購入又は借入について準用する。この場合において第19条第5号及び第22条第5号の規定はそれぞれ次のように読み替えるものとする。

改正（昭58規則第6号）

- (1) 第19条第5号中「予定価格が500万円」とあるのは、購入については「予定価格が300万円」、借入については「予定賃貸料の年額又は総額が200万円」とする。
- (2) 第22条第5号中「予定価格が130万円」とあるのは、購入については「予定価格が80万円」、借入については「予定賃貸料の年額又は総額が40万円」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。
- 2 海士町工事執行規則（昭和22年海士町規則第8号）は、廃止する。

附 則（昭和48年12月1日規則第10号）から

附 則（平成11年3月31日規則第4号）まで 略

附 則（平成23年3月31日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第1号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月28日規則第14号）
この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第4号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号から様式第3号まで 削除（平29規則第4号）

○海士町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱

(平成19年10月23日海士町訓令第4号)

改正 平成28年9月21日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事等（以下「町工事等」という。）の適正な履行を確保するため、不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）を行った有資格業者に対する指名停止（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量等業務 測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (3) 建設工事等 建設工事及び測量等業務をいう。
- (4) 有資格業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定に基づく建設工事等の指名競争入札参加資格を有する者をいう。
- (5) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当するため、町工事等を受注させるのにふさわしくない場合に、一定の期間を定めて、町工事等の指名の対象外とする措置をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 指名停止期間は、指名停止の決定があった日の翌日から起算する。

追加（平28訓令第5号）

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第8号までの措置要件に該当すること

となったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期満了の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2倍まで延長することができる。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
（指名停止の特例）

第5条 特殊な技術を要する建設工事等又は災害復旧等急を要する建設工事等については、指名停止の期間中であっても、当該建設工事等に関し、指名停止をした有資格業者を契約の相手方とすることができるものとする。

（元請負人及び下請負人に関する指名停止）

第6条 町長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（共同企業体に関する指名停止）

第7条 町長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、第3条第1項又は前条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（不正行為等の報告）

第8条 課長及びこれに相当する職の者（以下「課長等」という。）は、所管する町工事等又は所管事務に関する町以外の公共機関の発注する建設工事等（以下「所管工事」という。）に関し、不正行為等が発生したときは、速やかに不正行為等報告書（様式第1号）により、町長に報告しなければならない。

2 課長等は、所管工事以外の建設工事等に関し、不正行為等が発生したことを知ったときは、速やかに不正行為等報告書により町長に報告しなければならない。

（事情聴取）

第9条 主管課長等は、指名停止に関し必要があると認めたときは、不正行為等を行った有資格業者及びその関係者から、あらかじめ事情聴取をすることができる。

（指名停止の決定）

第10条 町長は、指名停止をしようとするときは、海士町建設業者指名審査会設置要綱（平成19年海士町訓令第5号）に規定する審査会の意見を徴し、決定するものとする。指名停止の変更をしようとするときも、同様とする。

2 別表第2の第9号に規定する措置を行おうとするときは、前項の手続によるほか、事前に島根県警察本部長の意見を徴しなければならない。

3 前2項の事務の処理は、所管工事に関する事項については主管課長等が、所管工事以外の事項については契約事務を主管する課長が、それぞれ行うものとする。

(指名停止の通知)

第11条 町長は、前条の規定による指名停止の決定をしたときは、指名停止通知書(様式第2号)により、当該有資格業者に対し通知するものとする。

2 町長は、第5条に規定による指名停止の特例措置を行ったときは、指名停止特例通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の禁止)

第12条 町工事等の発注者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負の禁止)

第13条 町工事等の発注者は、指名停止の期間中の有資格業者が、町工事等の下請負人となることを認めてはならない。不正行為等を行った建設業者で有資格業者でないことにより指名停止の対象としなかった下請負人についても、同様とする。

(指名停止の期間の繰越適用)

第14条 指名停止の期間が、当該年度の指名競争入札参加資格の有効期間を超えたときは、当該超える期間を翌年度以降に引き続き適用するものとする。

(指名停止の不遡及)

第15条 指名停止を行う際、現に当該指名停止に係る有資格業者と締結している契約については、この告示の規定は適用されないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第16条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日訓令第5号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

町内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載）	
(1) 町工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
（過失による粗雑工事）	
(2) 町工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。)	当該認定をした日から 1 箇月以上 12 箇月以内
(3) 町内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
（契約違反）	
(4) 第 2 号に掲げる場合のほか、町工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
(5) 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
(6) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
(7) 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
(8) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 3 箇月以内

別表第 2（第 3 条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4 箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので、アに掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3 箇月以上 9 箇月以内
ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2 箇月以上 6 箇月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が町内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
イ 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
ウ 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
(3) 次のア又はイに掲げる者が町の区域外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
イ 一般役員等	1 箇月以上 3 箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
(4) 町内において、業務に関し昭和22年法律第54号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
(5) 町工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 箇月以上 9 箇月以内
(6) 町の区域外の他の公共機関の建設工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

(談合)	
(7) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上12箇月以内
(8) 町工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内
(暴力団との関係)	
(9) 有資格業者（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら、当該暴力団員について次の事項に該当するに至ったとき。	当該認定をした日から
ア 暴力団員を経営幹部とすること。	12箇月以上24箇月以内
イ 暴力団を雇用すること。	6箇月以上24箇月以内
ウ 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。	4箇月以上24箇月以内
エ 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に工事を下請けさせること。	4箇月以上24箇月以内
オ 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。	6箇月以上24箇月以内
カ 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。	2箇月以上24箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(10) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上12箇月以内
(11) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(12) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。	その都度決定

様式第 1 号（第 8 条関係）

不正行為等報告書

第 号

海士町長 様

海士町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

年 月 日

課長等 氏 名 印

記

不正行為等事項	不正行為等の概要				
	該 当 基 準		指名停止基準		指名保留基準
	関 係 工 事 名 等				
	発 注 者			工 期	
	発 生 年 月 日			発 生 場 所	
関係建設業者	元請負者等	商 号 又 は 名 称		代 表 者 氏 名	
		所 在 地			
		参 加 資 格 有 無		格 付 等 級	
	下請負者等	商 号 又 は 名 称		代 表 者 氏 名	
		所 在 地			
		参 加 資 格 有 無		格 付 等 級	

（不正行為の内容）

- （注） 1 新聞情報その他参考資料添付
2 指名停止等の基準項目により適宜本様式に準じて作成してよいこと。

指 名 停 止 通 知 書

第 号

建設業者 様

このたびの貴社（殿）の行為は、海士町工事等の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、真に遺憾であります。

よって、今後海士町が発注するすべての請負工事等について、下記のとおり指名を停止することとしましたので通知します。

なお、今後は係る事態が再度生ずることのないよう厳重に注意してください。

（改善措置の要求が必要な事項について）

なお、今後はかかる事態が再度生ずることのないよう厳重に注意するとともに、今後の改善措置の詳細について速やかに報告してください。

年 月 日

海士町長

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 月間）

様式第 3 号（第11条関係）

指 名 停 止 特 例 通 知 書

第 号

建設業者 様

貴社（殿）には、 年 月 日付け発 第 号で指名停止通知書を発しておりますが、海士町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第 5 条（指名停止の特例）の規定に基づき、次の工事等について貴社（殿）を指名することとしたので、通知します。

年 月 日

海士町長

記

工事等名

○海士町建設工事等郵便入札執行要綱

(平成26年 8 月 8 日海士町訓令第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、海士町が実施する建設工事及び業務委託（以下「対象工事」という。）の郵便入札において、入札参加者の負担軽減を図るとともに入札事務の効率化及び競争性の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 郵便入札の対象工事は、海士町建設業者指名審査会設置要綱（平成19年海士町訓令第 5 号）に基づく審査会において決定する。

(入札書の郵送方法等)

第 3 条 郵便入札の参加者は、入札書を次項に規定する方法により、あらかじめ指定する日に入札担当課に到達するように郵送しなければならない。

2 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で、配達日指定により、書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で郵送しなければならない。直接持参した入札書は受け付けない。なお、郵送料は入札参加者の負担とする。

3 前項の規定による郵送には、指定した内容（別記様式）が記載された封筒で郵送しなければならない。

(開札等)

第 4 条 入札担当課長は、前条の規定により入札書が到達したときは、これを開札日時まで入札担当課において厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 入札書郵送後においても、入札会までは、書面による申し出により入札辞退を認める。

4 開札は、前条第 2 項の封筒が未開封であることを第 7 条に規定する開札の立会者のすべてが確認した後に行うものとする。

(再度入札)

第 5 条 第 1 回目の開札において予定価格に達する入札書がないときは、1 回に限り再度入札を行うことができる。

2 再度入札を行う場合は、入札担当課長は直ちに第 1 回目の最低入札価格及び再度入札を行う旨を入札参加業者に電子メール又は F A X で通知するものとする。再度入札時の指定配達日は、当該案件第 1 回目指定配達日の 3 日後とする。指定配達日が海士町の休日定める条例（平成元年海士町条例第 2 号）に定める休日にあたる場合は、その翌日とする。

(無効の入札)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書に記名押印がない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額の明確でない入札
- (4) 同一の入札案件について同一人が複数の入札書を提出した入札
- (5) 第 3 条第 2 項に規定する方法以外の方法で入札書を提出した入札
- (6) 入札書が第 3 条第 1 項の指定する日以外の日に到達した入札
- (7) 封筒に記載の工事名（業務名）又は差出人と同封された入札書の工事名（業務名）又は入札者が相違する入札

- (8) 封筒に工事名（業務名）又は差出人の記載されていない入札
- (9) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) その他入札執行者において無効と認めた入札

（開札の立会）

第7条 入札担当課長は、あらかじめ、郵便による入札に付する対象工事ごとに入札参加者の中から2人の入札立会者（以下「入札立会者」という。）を指名し、当該入札立会者に立会を求めるものとする。この場合において、当該入札立会者以外の入札参加者が当該開札への立会を求めたときは、これを認めるものとする。

2 入札立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されているものでなければならない。

3 入札立会者は、開札前に立会者名簿に署名しなければならない。

4 入札担当課長は、入札立会者がいない場合は、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち合わせなければならない。

（くじによる落札者の決定）

第8条 落札となるべき価格と同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。この場合において、くじを引くべき入札者が当該入札の入札立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合あるいは立会者として参加しているくじを引くべき入札者がくじを引かない場合は、入札事務に関与しない職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。

（入札結果等の通知）

第9条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知する。

（異議の申立て）

第10条 入札者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

封筒の記載例 ※縦書き・横書きどちらでも可

封筒（長形3号）

（表）

〒684－0403

島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

海士町役場 ○○○課 行（※○○○の部分は入札担当課とする）

入札書在中（※朱書きのこと）

工事名（又は業務名）

配達指定日 年 月 日

（裏）

差出人 住 所
商号又は名称
代表者名

○海士町指名停止措置等に係る建設工事等請負契約締結に関する要綱

(平成28年 9 月20日海士町告示第19号)

(目的)

第 1 条 この告示は、海士町が発注する建設工事等の請負契約締結にあたり、契約の相手方として不適当である者との契約締結を規制することを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 この要綱の対象となる建設工事は、予定価格が130万円を超えるもので、競争入札に付した建設工事とする。

(契約の非締結)

第 3 条 落札決定通知後に契約の相手方となるべき者（共同企業体の場合は構成員を含む。）が、契約締結の日までに海士町建設工事等入札参加資格者指名停止等の措置要綱（平成19年海士町訓令第 4 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該契約を締結しないことができるものとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号の規定により海士町議会の議決を要する建設工事の落札決定後に仮契約を締結した者（共同企業体の場合は構成員を含む。）が、本契約としての効力が生ずる日までに指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該仮契約を解除することができるものとする。

(事前告知)

第 4 条 前条の規定により契約締結を規制することについては、入札の公告又は指名通知を行う際に告知するものとする。

(通知)

第 5 条 第 3 条の規定により契約を締結しない、又は仮契約を解除することとなったときは、契約の非締結通知書（様式第 1 号）又は工事請負仮契約解除通知書（様式第 2 号）により相手方に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成28年10月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

海 第 号
年 月 日

様

海士町長

印

契約の非締結通知書

年 月 日付け海 第 号により落札決定通知をした次の工事について、
貴社が海士町指名停止措置等に係る建設工事等請負契約締結に関する要綱第 3 条第 1 項に
該当するので、第 5 条の規定により契約を締結しないことを通知します。

- 1 工事名
- 2 契約予定金額
- 3 非締結の理由

様式第 2 号（第 5 条関係）

海 第 号
年 月 日

様

海士町長

印

工事請負仮契約解除通知書

年 月 日付けで貴社と仮契約を締結した次の工事について、貴社が海士町指名停止措置等に係る建設工事等請負契約締結に関する要綱第 3 条第 2 項に該当するので、第 5 条の規定により当該仮契約の解除を通知します。

- 1 工事名
- 2 契約金額
- 3 仮契約解除の理由

○海士町建設業者指名審査会設置要綱

(平成19年10月23日海士町訓令第5号)

改正 平成22年7月1日訓令第3号 平成26年12月18日訓令第6号

(設置)

第1条 建設工事を指名競争入札又は随意契約に付する場合において指名する建設業者の選定の適正を期するため、海士町建設業者指名審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会に会長及び委員を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員は、副町長、総務課長、環境整備課長及び建設工事を起工する所管課長とする。
改正（平22訓令第3号）

4 会長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、町長の権限に係る建設工事の指名業者の選定にあたり、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ審査会を開催し、審査することができない。

3 審査会の審議は公開しない。また、委員は審査会の審議内容を他に漏らしてはならない。

(選定基準)

第4条 前条第1項の指名業者の選定にあたっては、別表の等級別発注基準表に定める基準及び過去の実績を考慮して行う。

2 災害等やむを得ない場合は、前項の基準を緩和できる。 追加（平26訓令第6号）

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、環境整備課において処理するものとする。

繰下げ（平26訓令第6号）

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

繰下げ（平26訓令第6号）

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成22年7月1日訓令第3号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日訓令第6号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

別表（第4条関係） 追加（平26訓令第6号）

等級別発注基準表

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	左記以外の工事
A	3,000万円以上	1億円以上	金額の区分なし
B	2,000万円以上 3,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	金額の区分なし
C	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	金額の区分なし
D	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満

等級格付の基準

- 1 A級は、島根県の格付等級A級を有する者
- 2 B級は、島根県の格付等級B級を有する者
- 3 C級は、島根県の格付等級C級を有する者
- 4 D級は、島根県の格付等級を有しない者で建設業の許可を受けている者

○海士町道路占用料徴収条例

(昭和60年 7 月 1 日海士町条例第15号)

改正 平成元年 3 月31日条例第15号

(趣旨)

第 1 条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第 2 項の規定による占用料の額及びその徴収方法については、法令その他別に定めあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(占用料の額)

第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の減免)

第 3 条 町長は、道路の占用が次の各号の一に該当する場合においては占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占用するとき。
- (2) 恒例による祭典、縁日、売出し等に際し臨時に道路を占用するとき。
- (3) 道路に出入りするための通路等を設け、又は排水施設を設けるため道路を占用するとき。
- (4) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがきわめて少ないと認められるとき。

2 前項の規定による占用料の免除の基準は、町長が別に定める。

(占用料の徴収方法)

第 4 条 占用料は、道路の占用の許可をした際にその全額を徴収する。ただし、占用期間が引き続き 2 会計年度以上にわたるものにあっては、占用の許可の日の属する年度に係る分については、許可のあった際に、その翌年度以降に係る分については、各年度ごとに当該年度の始めに徴収する。

(占用料の還付)

第 5 条 既に納付した占用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するものであって、その事実が生じた日から 6 箇月以内に、道路占用者から占用料還付の請求があった場合には、この限りでない。

- (1) 法第71条第 2 項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災、その他の事由により道路の占用ができなくなったとき。

2 前項ただし書の規定により、道路占用者に還付する占用料は、当該占用料の総額からその事実が発生した日までの期間の占用料に相当する額を控除した額とする。

(督促手数料及び延滞金)

第 6 条 法第73条第 1 項の規定により、督促状により占用料を督促した場合の督促手数料及び延滞金の額並びにこれらの徴収方法については、海士町税条例の規定を適用する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月31日条例第15号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係） 改正（平元条例第15号）

道 路 占 用 料 金

種 別	徴 収 基 準			占用料金	摘 要
	単	価	期 間		
電柱（支柱、支線を含む。）	1	基	年	154円	
照明灯及び街灯	1	本	年	206円	
広告塔	1	本	月	360円	
地下埋設物類	1	米	年	103円	
看板及び広告物	1	平 方 米	月	103円	看板及び広告物の面積を占用面積とする。
工事用施設	1	平 方 米	月	103円	
建築工事用材料置場	1	平 方 米	月	103円	
その他のもの	その都度町長が定める額				

○海士町普通河川道路等管理条例

(平成10年 6 月29日海士町条例第12号)

改正 平成16年 3 月24日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、法令に別に定めがあるもののほか、普通河川、道路等の工事の施行及びその他の行為を取締り、その利用を調整して公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で普通河川、道路等とは、河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用されない河川、溝きょ用排水路（以下「河川」という。）並びに道路法（昭和27年法律第180号）の適用されない道路、広場（以下「道路」という。）で公共の用に供されるものをいう。

2 前項に掲げるもののほか定着物を含むものとする。

(禁止行為)

第3条 何人もみだりに次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- (1) 河川、道路を損壊すること。
- (2) ごみ、汚毒物その他これらに類するものを河川、道路に投棄し、若しくは放置し、又は河川、道路に流入するおそれがある場所に放置すること。

(制限行為)

第4条 河川、道路について次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) しゅんせつ、掘削、盛土その他これらに類すること。
- (2) 工作物の設置、改築又は除去（以下「工作物設置等」という。）をすること。
- (3) 占用すること。
- (4) 土石、砂れき、竹木等の採取（以下「土石等の採取」という。）をすること。

(許可の期限)

第5条 前条の許可の期限は、3年以内とする。

2 前項の許可は、申請により更新することができる。

(許可申請の手続)

第6条 第4条の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により許可申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) しゅんせつ、盛土等 様式第1号
- (2) 工作物設置等又は占用 様式第2号
- (3) 土石等の採取 様式第3号

2 前条第2項の規定による許可期間を更新しようとする者は、期間満了の日から起算して30日前までに様式第4号の許可申請書を町長に提出しなければならない。

(変更の許可)

第7条 第4条、第5条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、様式第5号の許可申請書に図面その他必要な書類を添えて町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(権利義務の承継及び譲渡)

第8条 第4条、第5条第2項又は前条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又はこれに対して他人の権利を設定してはならない。ただし、やむを得ない事由により町長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 許可を受けた者が死亡し、又は解散した場合において、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設定された法人が許可を受けた者の地位を承継しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

3 第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、事前に前項の規定による許可を受け、死亡又は合併の日から起算して1箇月以内に様式第6号の許可申請書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(行為の廃止)

第9条 第4条又は前条の規定による許可（以下「許可」という。）を受けた者が、許可の期間満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、その許可を取り消し、若しくはその許可条件を変更し、又はその行為の中止、工作物の改築、除去等若しくは河川、道路等の損害を予防するために必要な措置をすべきことを命ずることがある。

(1) 許可に係る行為の方法又は工作物の管理の方法が、法令等又は許可に付した条件に違反するとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 国又は地方公共団体が当該河川、道路に係る工事を施行し、又は当該河川、道路を使用する必要が生じたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、公共の利益のためやむを得ない事由があるとき。

(原状回復)

第11条 許可を受けた者は、当該許可の満了したときは、速やかに河川、道路を原状に回復し、又は土石等の採取の跡地を整理しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による原状回復又は整理について許可を受けた者に対し、必要な指示をすることがある。

(報告の義務)

第12条 第4条の許可を受けた者は、許可期間中その許可に係る公共物について善良な管理者としての注意を払い、異常を認めたときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

追加（平16条例第18号）

(占用料等)

第13条 占用又は土石等の採取の許可を受けた者は、占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）を町に納入しなければならない。

2 前項に規定する占用料等の額は、別表に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料は、前項により算定した額に1.05を乗じて得た額。ただし、円単位未満の端数の場合は、切り捨てる。

繰下げ（平16条例第18号）

(占用料等の免除)

第14条 町長は、次の各号の一に該当するときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

繰下げ（平16条例第18号）

- (1) 地方公共団体が河川、道路を公用又は公共の用に供するとき。
- (2) 地方公共団体が当該河川、道路を保全するため、占用又は土石等の採取をするとき。
- (3) 前2号のほか、特に町長が公益上必要があると認めるとき。

(用途廃止)

第15条 町長は、河川、道路としての用途目的を喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなった場合に行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることができる。

2 前項の規定により用途廃止を行う場合は、おおむね次の場合による。

- (1) 現況が機能を喪失し、将来とも機能回復する必要がない場合
- (2) 代替え施設の設置により、存置の必要がなくなった場合
- (3) 地域開発等により、存置する必要がなくなった場合
- (4) その他、河川、道路として存置する必要がなくなった場合

追加（平16条例第18号）

(処分)

第16条 町長は、行政財産の用途を廃止した普通財産については、別に定める規定により処理することができる。

追加（平16条例第18号）

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当するものは、50,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条の規定に基づく町長の許可を受けずに当該行為をした者
- (2) 第10条の規定に基づく処分に違反した者

追加（平16条例第18号）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定によって許可を受けなければならない行為であって、この条例施行の際、知事の許可を受けているもの及び慣行により現になされているものは、この条例の規定によって許可を受けたものとみなす。ただし、この条例施行の日から3箇月以内に町長が更に許可を受けることを命じた場合は、この限りでない。

附 則（平成16年条例第18号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

占用料

目 的	単位	占用料の額	摘 要
工 作 物 等 設 置	1 m ²	年額 160円	
仮 設 工 作 物 設 置	〃	年額 210円	
通 路	〃	年額 80円	
電柱（支柱、支線含む。）類	1 本	年額 510円	H型のものは2本とみなす。
埋 設 管 類	1 m	年額 210円	
そ の 他 の も の		町 長 が 定 め る 額	

備考

- 1 公共的占用は、占用料を徴収しない。
- 2 法敷を埋め立てて通路に供し、又は用悪水路を設けるものは占用料を徴収しない。ただし、通路で作業用に供するもの又は占用者個人のみが通行の用に供するものは、この限りでない。
- 3 1件の占用料の額が100円に満たないときは100円とする。

年 月 日

海士町長 様

申請人 住 所
氏 名 ⑩

しゅんせつ、掘削、盛土等許可申請書

下記のとおりしゅんせつ、掘削、盛土等の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 普通河川道路名

2 行為の場所

3 行為の内容

4 行為の理由

5 行為の期間

6 その他参考事項
- 海士町

年 月 日から
年 月 日まで
- 番地先

日間

備考 関係書類（位置図、平面図、縦断図、求積図）

様式第 2 号（第 6 条関係）
その 1（工作物設置等と占用）

年 月 日

海士町長 様

申請人 住 所
氏 名 (印)

工作物設置、改築、除却並びに普通河川、道路占用許可申請書

下記のとおり工作物設置、改築、除却並びに占用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 普通河川道路名
- 2 行為の場所 海士町 番地先
- 3 行為の内容
- 4 行為の方法
- 5 工事の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 6 占用する場合はその求積及び期間
求積 平方メートル
期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

備考 関係書類（位置図、平面図、横断図、縦断図、構造図、求積図、土地台帳照合図、設計書、計画説明書）

その2（占用のみ）

年 月 日

海士町長 様

申請人 住 所
氏 名

㊞

普通河川、道路占用許可申請書

下記のとおり占用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1	普通河川道路名				
2	占用の場所	海士町		番地先	
3	占用の内容				
4	占用の面積又は水量				
5	占用の方法				
6	占用の期間	年	月	日から	
		年	月	日まで	日間
7	その他の参考事項				

備考 関係書類（位置図、平面図、構造図、求積図、土地台帳照合図）

年 月 日

海士町長 様

申請人 住 所
氏 名

土 石 採 取 許 可 申 請 書

下記のとおり採取の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1	普通河川道路名				
2	採取の場所	海士町			番地先
3	採取物の種類及び数量				
4	採取の期間	年	月	日から	
		年	月	日まで	日間
5	採取の目的				
6	採取の方法				
7	運搬の方法				
8	平均 1 日の採取従事者				
9	その他の参考事項				

備考 關係書類（位置図、平面図、構造図、求積図、土地台帳照合図）

年 月 日

海士町長 様

申請人 住 所
氏 名 ㊟

普通河川、道路占用、工作物設置等継続許可申請書

下記のとおり継続許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 普通河川道路名
- 2 継続許可の場所 海士町 番地先
- 3 継続許可の目的
- 4 継続許可の面積
- 5 既許可年月日及番号 年 月 日付指令第 号
- 6 既許可の期間 年 月 日から
 年 月 日まで 日間
- 7 更新期間 年 月 日から
 年 月 日まで 日間
- 8 その他の参考事項

備考 関係書類（位置図、平面図）

年 月 日

海士町長 様

申請人 住 所
氏 名 (印)

許可事項変更許可申請書

下記のとおり許可事項の変更許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 普通河川道路名
- 2 許可の場所 海士町 番地先
- 3 許可事項
- 4 既許可年月日及番号 年 月 日付指令第 号
- 5 既許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 6 変更事項
- 7 変更理由
- 8 その他の参考事項

備考 関係書類は、当初申請に添付した事項のうち変更を生じた事項に係るものとする。

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

海士町長 様

被譲渡人 住 所
(承継人) 氏 名
譲 渡 人 住 所
氏 名

㊞

㊞

権利義務譲渡、継承許可申請書

下記のとおり許可の権利及び義務の譲渡、継承の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 許可を受ける事項

2 許可の場所 海士町 番地先

3 許可事項の概要

4 許可年月日及び番号 許可 年 月 日
並びに許可の期間 番号 指令第 号
期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 原因又は理由

備考

1 関係書類は次のとおりとする。

ア 個人にあっては戸籍謄本及び他の相続人の同意書を添付すること。

イ 法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。

ウ 許可書の写しを添付すること。

○海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

(平成24年 9 月21日海士町条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について、必要な規制を行うことにより、環境の保全及び災害の防止を図るとともに、町民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の範囲をいう。
- (4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用事業)

第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業について適用する。ただし、1,000平方メートル未満の土地における事業であっても、当該事業区域に隣接し、又は概ね10メートル以内の近接する土地において、当該事業を施行する日前1年以内に施行済みの区域又は施行中の区域がある場合においては、当該事業区域の面積と合算して1,000平方メートル以上となるものを含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業
- (2) 他の法令の規定による許可、認可等により行う事業
- (3) 事業主が土壌改良のため他の性質の土を混入して、作物に適した田畑にするための客土及び置き土を行う事業
- (4) 事業主が建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物のうち、専ら人の居住の用に供するもののために行う事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益性があると町長が認める事業

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施行者(以下「事業主等」という。)は、事業を施行するに当たっては、町民の良好な生活環境を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

(事業の許可等)

第5条 事業主等は、事業開始前に当該事業に係る町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 町長は、前条第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業の計画、施行方法等が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 事業区域及び周辺区域における道路、河川、水路その他の公共施設に支障が生じないような構造及び規模で適正に措置されていること。

(2) 事業区域において、いっ水防止、土砂等の流失防止その他の安全確保について必要な措置がされていること。

(3) 事業区域において、植樹、植草その他の緑化の復元について必要な措置がされていること。

2 前項各号に掲げる必要な措置に係る技術上の基準は、規則で定める。

(許可の承継)

第7条 第5条第1項の許可を受けた事業主等からその許可を譲り受け、又は借り受けた者は、当該事業主等の地位を承継する。

2 第5条第1項の許可を受けた事業主等について、相続又は合併があった場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該事業主等の地位を承継する。

3 前2項の規定により、事業主等の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(停止命令)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業主等に対し、当該事業の停止及び期限を定めて原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、第5条第1項の許可を受けた者

(2) 第5条第1項の許可を受けず、又は許可に付された条件に違反している者

(改善勧告)

第9条 町長は、事業主等が第6条の規定により定められた基準に違反して事業を施行しているときは、改善するよう勧告するものとする。

(改善命令)

第10条 町長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第11条 町長は、事業主等が前条の規定による命令に従わないと認めるときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業主等に対して直ちに原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

(事業の完了)

第12条 事業主等は、当該事業が完了したときは、速やかに町長に報告し、検査を受けなければならない。

(事業の廃止等)

第13条 第5条第1項の許可を受けた事業を廃止し、又は中止した事業主等は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、事業主等が事業を廃止し、又は中止したときは、環境の保全及び災害の防止を図るため必要な措置を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第14条 町長は、事業主等に対し、執行状況及びその他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(標識の掲示)

第15条 事業主等は、事業の施行期間中、事業区域の周囲に規則で定める標識を掲示しなければならない。

(立入調査)

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長の指定する職員に事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反事実の公表)

第17条 町長は、事業主等が第8条又は第10条の規定による命令に違反し、環境の保全及び災害の防止を図る上で支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項の許可を受けなかった者

(2) 第8条又は第10条の規定による命令に違反した者

第20条 第16条の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第3項又は第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条及び第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第15条の規定による標識を掲示しなかった者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

○海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則

(平成24年9月21日海士町規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成24年海士町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による許可を受けようとする者は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 位置図及び土砂等の搬入経路図（縮尺25,000分の1の図面）
- (2) 公図の写し及び周辺の土地利用現況図
- (3) 土地の登記事項証明書（借地の場合は、借地契約書の写し及び土地所有者の同意書）
- (4) 隣地同意書及び地区代表者等の同意書
- (5) 土地改良区等の同意書
- (6) 事業計画図（平面図、縦断図及び土留図）
- (7) 排水計画図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 条例第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為変更許可申請書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(許可の通知)

第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の可否を決定し、その旨を土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為（変更）許可（不許可）書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(土砂等の搬入搬出開始届)

第4条 事業主等は、事業区域内への土砂等の搬入又は事業区域内からの搬出を開始しようとするときは、開始の日7日前までに土砂等の搬入搬出開始届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

(技術上の基準)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により開発許可の基準及び林地開発許可制度取扱要領の運用基準
- (2) 島根県の技術的指導基準

(許可の承継)

第6条 条例第7条第3項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為承継届出書（様式第5号）により行うものとする。

(停止命令)

第7条 条例第8条の規定による命令は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為停止命令書（様式第6号）により行うものとする。

(改善勧告)

第 8 条 条例第 9 条の規定による勧告は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為改善勧告書（様式第 7 号）により行うものとする。

(改善命令)

第 9 条 条例第 10 条の規定による命令は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為改善命令書（様式第 8 号）により行うものとする。

(許可の取消し)

第 10 条 条例第 11 条第 1 項の規定による取消しは、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為許可取消通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(事業の完了報告)

第 11 条 条例第 12 条の規定による報告は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為完了報告書（様式第 10 号）により行うものとする。

(事業の廃止等届出)

第 12 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為廃止（中止）届出書（様式第 11 号）により行うものとする。

(標識)

第 13 条 条例第 15 条の規則で定める標識は、事業標示板及び危険防止標示板（様式第 12 号）とする。

(立入調査員証)

第 14 条 条例第 16 条第 2 項に規定する証明書は、立入調査員証（様式第 13 号）とする。

(公表の方法)

第 15 条 条例第 17 条に規定する公表は、町広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(一時仮置きの特例)

第 16 条 事業主等は、土砂等による土地の盛土及びたい積の期間が、搬入開始日から起算して 1 年を超えず当該行為が一時仮置きの場合においては、第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為事前協議書
- (2) 位置図及び土砂等の搬入経路図（縮尺 25,000 分の 1 の地図）

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

事業主 住 所
氏 名
電 話
事業施行者 住 所
氏 名
電 話

印

印

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為許可申請書

海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第 5 条第 1 項前段の規定による許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業名

2 事業の目的

3 事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地 目		面積 m ²	土地所有者の 氏 名	備 考
所在	地番	登記	現況			
合 計		筆				

注 面積は、実測に基づく平面積とする。

4 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 事業計画等

土砂等の主な発生場所	
土の性状等	
1日の作業時間	時から 時まで
現場管理者の住所・氏名 及び連絡先	住所 氏名 電話
作業機械の種類及び台数	
跡地利用計画	
備考	

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

事業主	住 所	
	氏 名	ⓐ
	電 話	
事業施行者	住 所	
	氏 名	ⓑ
	電 話	

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為変更許可申請書

海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第 5 条第 1 項後段の規定により変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事 項		変更前	変更後
変更理由			

注 変更しようとする事項について、変更の前後が対照できる書類その他必要な書類を添付すること。

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

海士町長

印

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為（変更）許可（不許可）書

年 月 日付け土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為（変更）許可申請について、次のとおり許可（不許可）します。

1 許 可

条 件

2 不許可

理 由

（備考）

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、この異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

海士町長 様

事業主 住 所
氏 名
電 話
事業施行者 住 所
氏 名
電 話

⑩

⑩

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土砂等の搬入搬出開始届出書

年 月 日付け 第 号で許可のありました土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為について、土砂等の搬入を開始しますので、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規則に関する条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域	
事業区域の面積	
事業開始年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
その他	

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
氏 名
電 話

印

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為承継届出書

年 月 日付け 第 号で許可のありました土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為について、承継したので、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
承継をしようとする地位 （該当するものを○で囲むこと。）	1 事業主	2 事業施行者
区分	氏名又は名称	住所又は所在地
承継人		
被承継人		
承継理由		
承継年月日	年 月 日	

- 注 1 承継の事実を証する書類を添付すること（契約書等）。
- 2 承継人が本町以外に住所を有する法人の場合には、その概要を把握できる書類を添付すること。
- 3 承継による隣地同意書及び地区代表者等の同意書を添付すること。

1 事業承継区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地 目		面積 ㎡	土地所有者の 氏 名	備 考
所在	地番	登記	現況			
合 計		筆				

注 面積は、実測に基づく平面積とする。

2 事業計画等

土砂等の主な発生場所		
土の性状及び量		m ³
1日の作業時間	時から	時まで
現場管理者の住所・氏名 及び連絡先	住所 氏名 電話	
作業機械の種類及び台数		

上記の承継届出について同意いたします。

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名 _____ 印

住 所
氏 名 _____ 印

住 所
氏 名 _____ 印

第 年 月 日 号

様

海士町長 印

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為停止命令書

あなたが、海士町 で行っている土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為は、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第 8 条第 1 項第 号の規定に該当しているので、直ちに停止し、 年 月 日までに次の措置を講じるよう命ずる。

事業名	
命令事項	
改善方法	
改善（事業停止）期限	年 月 日まで
その他	

- （備考）
- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、この異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

海士町長 印

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為改善勧告書

年 月 日付け 第 号で許可した海士町
で行っている土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為は、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第 6 条の規定に違反しているので、直ちに改善するよう次のとおり勧告する。

事 業 名	
勧 告 理 由	
改 善 方 法	
改 善 計 画 書 提 出 期 限	年 月 日まで
改 善 期 限	年 月 日まで
そ の 他	

第 年 月 日 号

様

海士町長 印

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為改善命令書

年 月 日付け 第 号で許可した海士町
で行っている土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為は、
年 月 日付け 第 号で改善勧告したところであるが、いまだに改善が行わ
れていない。
よって、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
第10条の規定により、直ちに行為を一時停止し、改善するよう次のとおり命ずる。

改 善 事 項	
改 善 方 法	
改 善 期 限	年 月 日まで
そ の 他	

- （備考）
- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、この異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

海士町長 印

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した海士町
で行っている土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為は、海士町
土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第11条第 1 項の規定
により、次のとおり取り消したので通知する。
については、 年 月 日までに事業区域を原状に回復するよう命令する。

事 業 名	
事 業 区 域	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

- （備考）
- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、海士町を被告として（訴訟において海士町を代表する者は海士町長となります。）提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、この異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

海士町長 様

事業主 住 所
氏 名
電 話
事業施行者 住 所
氏 名
電 話

ⓐ

ⓑ

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為完了報告書

年 月 日付け 第 号で許可のあった事業について完了したので、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第12条の規定により次のとおり報告します。

事 業 名	
事 業 区 域	
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

年 月 日

海士町長 様

事業主 住所
氏名
電話

事業施行者 住所
氏名
電話

⑩
⑩

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為廃止（中止）届出書

年 月 日付け 第 号で許可のあった事業について廃止（中止）したので、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第13条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域	
事業廃止（中止）年月日	年 月 日
廃止（中止）後の処置状況	
廃止（中止）理由	

様式第 1 2 号（第13条関係）

1 事業標示板

120cm		
証	埋 立 等 事 業 内 容	
1 事業区域の所在地		
2 事業区域の面積		
3 事業の実施期間		
4 事業主 住 所	連絡先	100cm
氏 名	夜 間	
5 事業施行者 住 所	連絡先	
氏 名	夜 間	
6 現場管理者 住 所	連絡先	
氏 名	夜 間	

注 (1) 掲示位置は、事業区域の入口（地表より下端100cm以上150cm以内とする。）
(2) 下図の許可の証を事業期間中、事業標示板に貼り付けること。

10cm	10cm
No.	
証	
海士町	

40cm	60cm
あぶないので ちかよらないこと	

2 危険防止標示板

60cm
あぶないので ちかよらないこと
40cm

注 掲示位置は、地表より下端100cm以上150cm以下とし、事業区域の周囲に30m間隔で設置すること。

様式第 1 3 号（第14条関係）
（表）

第 号	
写真	職氏名
	生年月日 年 月 日生
上記の者は、海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第16条第 1 項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
有効期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
海士町長 印	

（裏）

海士町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（抜粋）
（立入調査）
第 1 6 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長の指定する職員に事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（罰則）
第 2 0 条 第16条の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

○海士町町道の構造の技術的基準等を定める条例

(平成25年 3 月21日海士町条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第 3 項、第45条第 3 項及び第48条の 3 の規定に基づき、町道の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第 3 条 道路の区分は、構造令第 3 条の例による。

(町道の構造の一般的技術的基準)

第 4 条 町道を新設し、又は改築する場合における法第30条第 3 項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第40条までに定めるところによる。

(車線等)

第 5 条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2 とする。

区 分		地形	設計基準交通量（単位 1 日につき台）
第 3 種	第 2 級	平地部	9, 000
	第 3 級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000
	第 4 級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000

3 前項に規定する道路以外の道路の車線の数は、当該道路の区分及び地形の状況に応じ、次の表に掲げる 1 車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地形	1 車線当たりの設計基準交通量 （単位 1 日につき台）
第 3 種	第 2 級	平地部	9, 000
	第 3 級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000
	第 4 級	山地部	5, 000

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 3 種第 2 級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0. 25メートルを加えた値、第 3 級の小型道路の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0. 25メートルを減じた値とすることができる。

区 分			車線の幅員（単位 メートル）
第 3 種	第 2 級	普通道路	3. 25
		小型道路	2. 75
	第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2. 75
	第 4 級		2. 75

- 5 第 3 種第 5 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 31 条の規定により車道に狭さく窄部を設ける場合においては、3 メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第 6 条 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

- 2 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ 100 メートル以上のトンネル、長さ 50 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第 3 種	第 2 級	1. 75	1
	第 3 級		
	第 4 級		

- 3 中央帯には、側帯を設けるものとする。

- 4 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）
第 3 種	第 2 級	0. 25
	第 3 級	
	第 4 級	

- 5 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

- 6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令第 12 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

- 7 同方向の車線の数が 1 である第 3 種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、中央帯又は中央帯に相当する幅員を有する帯状の道路の部分の設ける等必要な措置を講ずるものとする。

（路肩）

第 7 条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ 50 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 3 種	第 2 級から 第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第 5 級		0.5	

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第 3 種	0.5

- 4 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩の幅員は、第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路にあっては 0.5 メートルまで縮小することができる。
- 5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第 3 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（自転車道）

- 第 8 条 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第 3 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5 メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第 12 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

- 第 9 条 自動車の交通量が多い第 3 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 4 メートル以上、その他の道路にあっては 3 メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設

ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第10条 歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。ただし、その他の道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第9号の特定道路を除く。)にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(除雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第12条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第13条 道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

- 3 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

い場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	

（車道の屈曲部）

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第31条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。

区 分	道路の存する地域	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	積雪寒冷地域	6
	その他の区域	8
	その他の区域	10

（曲線部の車線等の拡幅）

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。

（緩和区間）

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第20条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が進退を行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第21条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第22条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

- 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第26条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第3級第2級の普通道路にあっては3メートルまで、第3種第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第3種4級又は第3種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、屈折車線（自動車を右折させることを目的とするものに限る。）は普通道路にあっては2.5メートルまで、小型道路にあっては2メートルまで縮小することができる。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(待避所)

第29条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設

けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第31条 主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第32条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第33条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（防雪施設その他の防護施設）

第34条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第35条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第36条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、規則で定める。

（附帯工事等の特例）

第37条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第30条及び第34条の規定を除く。）並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路

の構造が、第5条、第6条第2項から第4項まで、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第2項から第4項まで、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第20条第1項、第22条第2項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第39条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあっては、第11条の規定を除く。）並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項の規定並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第41条 法第45条第3項の規定により条例で定める町道に設ける道路標識の寸法は、規則で定めるものとする。

（道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合）

第42条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

(1) 当該交差が一時的である場合

(2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

○海士町河川管理施設等構造条例

(平成25年3月21日海士町条例第2号)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 ダム（第3条―第16条）
- 第3章 堤防（第17条―第32条）
- 第4章 床止め（第33条―第35条の2）
- 第5章 堰（第36条―第45条）
- 第6章 水門及び樋門（第46条―第53条）
- 第7章 揚水機場、排水機場及び取水塔（第54条―第59条）
- 第8章 橋（第60条―第67条）
- 第9章 伏せ越し（第68条―第72条）
- 第10章 雑則（第73条―第76条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川管理施設又は河川法（以下「法」という。）第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時満水位 ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。
- (2) サーチャージ水位 ダムの新築又は改築に関する計画において洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。
- (3) 設計洪水位 ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において200年につき1回の割合で発生するものと予想される洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量のうちいずれか大きい流量（フィルダムにあっては、当該流量の1.2倍の流量。以下「ダム設計洪水流量」という。）の流水がダムの洪水吐きを流下するものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部における最高の水位（貯水池の貯留効果が大きいダムにあっては、当該水位から当該貯留効果を考慮して得られる値を減じた水位）をいう。
- (4) 計画高水流量 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。
- (5) 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐え

るようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川管理者が定めたものをいう。

- (6) 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。
- (7) 計画高水位 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。
- (8) 計画高潮位 過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。
- (9) 高潮区間 計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。
- (10) 高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川管理者が定めた河川の区間（第46条第2項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水及び高潮が生ずるものとした場合における当該区間の河道内の最高の水位をいう。

第2章 ダム

（適用の範囲）

第3条 この章の規定は、次に掲げるダム以外のダムについて適用する。

- (1) 土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム
- (2) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のダム

（構造の原則）

第4条 ダムの堤体及び基礎地盤（これと堤体との接合部を含む。以下同じ。）は、必要な水密性を有し、及び予想される荷重に対し必要な強度を有するものとするものとする。

- 2 コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によって滑動し、又は転倒しない構造とするものとする。
- 3 フィルダムの堤体は、予想される荷重によって滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとする。
- 4 ダムの基礎地盤は、予想される荷重によって滑動し、滑り破壊又は浸透破壊が生じないものとするものとする。
- 5 フィルダムの堤体には、放流設備その他の水路構造物を設けてはならない。

（堤体の非越流部の高さ）

第5条 ダムの堤体の非越流部の高さは、洪水吐きゲートの有無に応じ、コンクリートダムにあっては次の表の下欄に掲げる値のうち最も大きい値以上、フィルダムにあっては同欄に掲げる値のうち最も大きい値に1メートルを加えた値以上とするものとする。

- (1) 洪水吐きゲートを有するダム

$$H_n + H_w + H_e + 0.5 \quad (H_w + H_e < 1.5 \text{ のときは、} H_n + 2)$$

$$H_s + H_w + H_e \div 2 + 0.5 \quad (H_w + H_e \div 2 < 1.5 \text{ のときは、} H_s + 2)$$

$$H_d + H_w + 0.5 \quad (H_w < 0.5 \text{ のときは、} H_d + 1)$$

- (2) 洪水吐きゲートを有しないダム

$$H_n + H_w + H_e \quad (H_w + H_e < 2 \text{ のときは、} H_n + 2)$$

$$H_s + H_w + H_e \div 2 \quad (H_w + H_e \div 2 < 2 \text{ のときは、} H_s + 2)$$

$$H_d + H_w \quad (H_w < 1 \text{ のときは、} H_d + 1)$$

- (3) (1)、(2)において、 H_n 、 H_w 、 H_e 、 H_s 及び H_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H_n 常時満水位（単位 メートル）

Hw 風による波浪の貯水池の水面からの高さ（単位 メートル）

He 地震による波浪の貯水池の水面からの高さ（単位 メートル）

Hs サーチャージ水位（単位 メートル）

Hd 設計洪水位（単位 メートル）

- 2 洪水吐きゲートを有しないフィルダムで、ダム設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下する場合における越流水深が2.5メートル以下であるものに関する前項の規定の適用については、同項(2)の、「 $Hw+He<2$ のときは、 $Hn+2$ 」とあるのは「 $Hw+He<1$ のときは、 $Hn+1$ 」と、「 $Hw+(He\div 2)<2$ のときは、 $Hs+2$ 」とあるのは「 $Hw+(He\div 2)<1$ のときは、 $Hs+1$ 」とする。

（堤体等に作用する荷重の種類）

第6条 ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

（洪水吐き）

第7条 ダムには、洪水吐きを設けるものとする。

- 2 洪水吐き（減勢工を除く。）は、ダム設計洪水流量以下の流水を安全に流下させることができる構造とするものとする。
- 3 洪水吐きは、ダムの堤体及び基礎地盤並びに貯水池に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（越流型洪水吐きの越流部の幅）

第8条 越流型洪水吐きを有するダムの上流における堤防（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る堤防（以下「計画堤防」という。）を含む。）の高さが当該ダムの設計洪水位以上非越流部の高さ以下である場合においては、第38条及び第39条の規定は、当該ダムの洪水吐きについて準用する。この場合において、第38条第1項中「径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）」とあり、並びに同条及び第39条中「径間長」とあるのは、「越流部の幅（洪水吐きの越流部が門柱、橋脚等によって分割されているときは、分割されたそれぞれの越流部の幅をいう。）」と読み替えるものとする。

（減勢工）

第9条 ダムの堤体又は下流の河床、河岸若しくは河川管理施設を保護するため、洪水吐きを流下する流水の水勢を緩和する必要がある場合においては、洪水吐きに適当な減勢工を設けるものとする。

（ゲート等の構造の原則）

第10条 ダムのゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

- 2 ダムのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
- 3 ダムのゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。
- 4 ゲートを有する洪水吐きには、必要に応じ、予備のゲート又はこれに代わる設備を設けるものとする。

（ゲートに作用する荷重の種類）

第11条 ダムのゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

(荷重等の計算方法)

第12条 第6条及び前条に規定する荷重の計算その他ダム of 構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(計測装置)

第13条 ダムには、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を計測するための装置を設けるものとする。

2 基礎地盤から堤頂までの高さが100メートル以上のダム又は特殊な設計によるダムには、前項に規定するもののほか、当該ダムの管理上特に必要と認められる事項を計測するための装置を設けるものとする。

(放流設備)

第14条 ダムには、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な放流設備を設けるものとする。

(地滑り防止工及び漏水防止工)

第15条 貯水池内若しくは貯水池に近接する土地におけるダムの設置若しくは流水の貯留に起因する地滑りを防止し、又は貯水池からの漏水を防止するため必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は漏水防止工を設けるものとする。

(貯水池に沿って設置する樹林帯)

第16条 貯水池に沿って設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、貯留水の汚濁又は貯水池への土砂の流入の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

第3章 堤防

(適用の範囲)

第17条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤について適用する。

(構造の原則)

第18条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

2 高規格堤防にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防特別区域内の土地が通常の利用に供されても、高規格堤防及びその地盤が、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができるものとするものとする。

3 高規格堤防は、予想される荷重によって洗掘破壊、滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとし、かつ、その地盤は、予想される荷重によって滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊が生じないものとするものとする。

(材質及び構造)

第19条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、高規格堤防以外の堤防にあつては、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとするものとする。

(高さ)

第20条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただ

し、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあつては計画高水位に、高潮区間の堤防にあつては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

3 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

4 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。
（天端幅）

第21条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、計画高水流量が1秒間につき500立方メートル以上である場合においても、3メートル以上とすることができる。

2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3メートル以上の適切な値とするものとする。

（盛土による堤防の法勾配等）

第22条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面（高規格堤防の裏法面を除く。）は、芝等によって覆うものとする。

（高規格堤防に作用する荷重の種類）

第22条の2 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

（荷重等の計算方法）

第22条の3 前条に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

（小段）

第23条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

2 堤防の小段の幅は、3メートル以上とするものとする。

（側帯）

第24条 堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

（護岸）

第25条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

(水制)

第26条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所には水制を設けるものとする。

(堤防に沿って設置する樹林帯)

第26条の2 堤防に沿って設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

(管理用通路)

第27条 堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第28条 湖沼、高潮区間又は2以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第29条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第20条第1項から第3項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとして乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第20条第1項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとなることが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第21条第1項又は第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例)

第30条 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防に第28条第1項第1号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第21条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、第28条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して、3メートル以上の適切な値とすることができる。

(天端幅の規定の適用除外等)

第31条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第21条、第29条第2項及び前条の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第21条、第29条第2項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防

の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第32条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第29条及び前条を除く。）の規定を準用する。

第4章 床止め

（構造の原則）

第33条 床止めは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工及び高水敷保護工）

第34条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

（護岸）

第35条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、国土交通省令で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

（魚道）

第35条の2 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第5章 堰

（構造の原則）

第36条 堰は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（流下断面との関係）

第37条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第39条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第58条第1項及び第61条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（可動堰の可動部の径間長）

第38条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、

山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の表 1 の項の中欄に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。
- 3 第 1 項の表 3 の項又は 4 の項の中欄に該当する場合において、第 1 項の規定によれば径間長の平均値を50メートル以上としなければならず可動堰の構造上適当でない認められるときは、同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同表 3 の項又は 4 の項の下欄に掲げる値未満のものとするすることができる。
- 4 第 1 項の表 4 の項の中欄に該当する場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る可動堰の可動部の径間長を30メートル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、前項の規定の適用がある場合を除き、40メートル以上としなければならない。
- 5 可動堰の可動部が起伏式である場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとするすることができる。

（可動堰の可動部の径間長の特例）

第 3 9 条 可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第 3 欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第 2 項に該当する可動堰の可動部を除き、同表の第 4 欄に掲げる値以上でなければならない。

- 2 前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとするすることができる。

（可動堰の可動部のゲートの構造）

第 4 0 条 第10条第 1 項から第 3 項まで、第11条及び第12条の規定は、可動堰の可動部のゲートについて準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（可動堰の可動部のゲートの高さ）

第 4 1 条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第20条第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

- 2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第 4 2 条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、

次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第20条第1項の表の下欄に掲げる値を加えた高さ

(2) 計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第43条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第44条 第34条から第35条の2までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第45条 第37条及び第41条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第6章 水門及び樋門

（構造の原則）

第46条 水門及び樋門は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋門にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。

3 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第47条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第48条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあつては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

（河川を横断して設ける水門の径間長等）

第49条 第37条から第39条まで（第38条第5項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第37条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第39条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第38条及び第39条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第38条第1項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りで

ない。

（ゲート等の構造）

第50条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

（水門のゲートの高さ等）

第51条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。ただし、高潮区間において水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとするすることができる。

2 第41条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第42条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

（管理施設等）

第52条 第43条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

（護床工等）

第53条 第34条及び第35条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第7章 揚水機場、排水機場及び取水塔

（揚水機場及び排水機場の構造の原則）

第54条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

（排水機場の吐出水槽等）

第55条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第57条第1項、第65条第2項、第70条第1項及び第72条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第56条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋門)

第57条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第49条第2項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

(取水塔の構造)

第58条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第59条 第34条及び第35条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第8章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第60条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第61条 河岸又は川幅が50メートル以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第62条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当

するものを含む。)の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ2メートル以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

（径間長）

- 第63条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値（その値が50メートルを超える場合においては、50メートル）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項及び第3項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値（30メートル未満となるときは、30メートル）以上とすることができる。

$L = 20 + 0.005Q$ （この式において、 L 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長（単位 メートル） Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル））

- 2 次の各号の(1)に該当する橋（国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。
 - (1) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル未満の河川に設ける橋 12.5メートル
 - (2) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル以上の河川に設ける橋 15メートル
 - (3) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル以上2,000立方メートル未満の河川に設ける橋 20メートル
- 3 基準径間長が25メートルを超えることとなる場合においては、第1項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を25メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。
- 4 河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に

近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。

（桁下高等）

第64条 第41条第1項及び第42条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面その他国土交通省令で定める橋の部分を用いる。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第65条 第34条及び第35条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第66条 橋（取付部を含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第67条 第61条第1項から第3項まで、第62条、第63条及び第64条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。

2 この章（第64条及び前条を除く。）の規定は、ダム、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第9章 伏せ越し

（適用の範囲）

第68条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第69条 伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構造）

第70条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第47条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

（ゲート等）

第71条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第10条第2項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第43条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第72条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第10章 雑則

(適用除外)

第73条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、町長がその構造が第2章から第9章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第74条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなつて場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(暫定改良工事实施計画が定められた場合の特例)

第75条 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工事の実施計画（以下「暫定改良工事实施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工事实施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位とみなす。

(小河川の特例)

第76条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この条例の規定によらないものとするができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

(平成27年4月1日海士町告示第11号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町内に存する木造住宅の耐震化を促進し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、海士町耐震改修促進計画(平成22年3月制定)に基づき、耐震改修等を行う者に対して、その要する経費の一部として海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、海士町補助金交付規則(昭和41年海士町規則第12号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満に限る。)
- (2) 耐震診断 住宅の耐震性について財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」により、島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者、島根県木造住宅耐震登録診断士又はこれと同等の技術を有していると認められる者(以下「耐震診断技術者」という。)が判定する耐震診断をいう。
- (3) 補強計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断された木造住宅に対し、当該評点を1.0以上に向上させるための補強計画(耐震診断技術者により設計されたものに限る。)をいう。
- (4) 耐震改修 補強計画に基づき実施する耐震のための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次条に規定する住宅の所有者とする。この場合において、共有名義の住宅にあつては、共有者全員の合意により選出された者とする。

- (1) 海士町に住民票をおき居住するもの
- (2) 対象住宅の所有者又は固定資産税の納税義務者で未納がないもの
- (3) 国、地方公共団体又は独立行政法人でないもの

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 海士町内に所在する住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に竣工済み、又は建築に着手された木造住宅であること。
- (3) 階数が2階以下であつて、一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅又は共同住宅であること。
- (4) 同一敷地内にすでに補助金を受けた木造住宅(長屋建て住宅又は共同住宅を除く。)がないこと。

(補助対象事業費等)

第5条 補助の対象となる事業、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震化促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し

なければならない。

(1) 耐震診断の補助事業

- ア 当該住宅の位置図及び平面図
- イ 住宅の建築又は着工年月日が確認できる書類の写し
- ウ 見積書の写し
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) 補強計画の補助事業

- ア 当該住宅の位置図及び平面図
- イ 耐震診断結果報告書の写し
- ウ 見積書の写し
- エ その他町長が必要と認める書類

(3) 耐震改修の補助事業

- ア 当該住宅の位置図及び平面図
- イ 住宅の建築又は着工年月日が確認できる書類の写し
- ウ 耐震診断結果報告書の写し
- エ 耐震改修の計画書
- オ 耐震改修工事の見積書の写し
- カ その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、木造住宅耐震化促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、木造住宅耐震化促進事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震化促進事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る費用の請求明細書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の成果報告書
- (4) 補助事業の実施前後の比較が可能な写真（耐震改修事業の場合に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査、実地調査等により、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、木造住宅耐震化促進事業費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、木造住宅耐震化促進事業費補助金交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、補強計画に係る補助金の請求は、町職員が実地調査により耐震改修工事に着手したことを確認

した後でなければすることができない。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金を返還させるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費	補助対象経費の3分の2以内	住宅 1棟当たり6万円
補強計画策定事業	補強計画の策定に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額	住宅 1棟当たり30万円
耐震改修事業	耐震改修に要する経費 （耐震改修に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む。）	(1) 改修工事補助 （地方自治体分） 改修工事に要する費用の額に0.23を乗じて得た額 (2) 所得税額の特別控除の額（国税分） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 2 補助金は上記合計額から(2)の額を差し引いた額を交付するものとする。	住宅 1棟当たり90万円

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

令和 年度 海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度 海士町木造住宅耐震化促進事業について、補助金の交付を受けたいので、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の概要
- 3 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日
- 4 交付申請額 千円

様式第2号（第7条関係）

指令海環第 号

補助事業者名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度 海士町木造住宅耐震促進事業費補助金については、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海士町長

印

記

- 1 この事業の補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 千円

- 2 交付の条件は、次のとおりとする。
- (1) この事業の実施について、次の各号に該当する場合においては、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- イ この事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するとき。
- ロ この事業を廃止し、又は中止するとき。
- (2) この事業が令和 年 月 日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) この事業が完了したときは、事業完了の日から起算して10日以内に実績報告書を提出しなければならない。

様式第 2 号（第 7 条関係）

指令海環第 号

補助事業者名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度海士町木造住宅耐震促進事業費補助金については、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、却下することに決定しましたので、同条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海士町長

印

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

海士町長 様

補助事業者 印

令和 年度 海士町木造住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け指令海環第 号で交付決定の通知を受けた標記事業の補助金について変更交付を受けたいので、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称

- ## 2 変更内容

- ### 3 変更の具体的理由

- 4 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

5	交付決定額	千円
	交付変更申請額	千円
	差引増△減額	千円

以上

指令海環第 号

補助事業者名

令和 年 月 日付け 指令海環第 号で補助金の交付決定を行った
令和 年度海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金については、下記のとおり当該決定
の額及び内容を変更しましたので、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第8
条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海士町長

印

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、令和 年 月 日付け指令海環第 号による
交付変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助金の額は、次のとおりとする。

	前回交付決定額	差引増△減額	変更交付決定額
補助金の額	千円	千円	千円

様式第 3 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

海士町長 様

補助事業者 印

令和 年度 海士町木造住宅耐震化促進事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令海環第 号で交付決定の通知を受けた標記事業について事業内容を変更したいので、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更内容
- 3 変更の具体的理由
- 4 添付書類

指令海環第 号

補助事業者名

令和 年 月 日付け指令海環第 号で補助金の交付決定を行った
令和 年度海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金について、下記事項に関する事業内
容の変更を承認しましたので、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第 8 条の
規定により通知します。

令和 年 月 日

海士町長

印

記

変更内容

様式第4号（第9条関係）

海士町長

様

補助事業者名

令和 年 海士町木造住宅耐震化促進事業費実績報告書

令和 年 月 日付け指令海環第 号で補助金の交付（変更）決定の通知を受けた標記事業が完了したので、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称

- ## 2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額

千円

精 算 額

千円

- ### 3 補助事業の実施期間

自

令和

年

月

日

至

令和

年

月

日

- #### 4 補助事業の成果

耐震診断

実施件数

件

補強計画策定

実施件数

件

耐震改修

実施件数

件

様式第5号（第10条関係）

指令海環第 号

補助事業者名

令和 年 月 日付け指令海環第 号で交付(変更)決定を行った令和 年度海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金については、海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定しましたので、同条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海士町長

印

記

確定額

千円

令和 年 月 日

海士町長 様

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

令和 年度海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付請求書

海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 事業内容 別紙実績報告書のとおり
- 2 経費の精算額 _____ 円
- 3 交付決定額 _____ 円
- 4 補助金確定額 _____ 円
- 5 請求額 _____ 円

6 お振込先金融機関口座等

金融機関名								
支店名								
口座名義（フリガナ）								
口座名義（漢字）								
預金種類	1. 普通 2. 当座 3. その他（ ）							
口座番号								
電話番号								

○海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(令和4年7月1日海士町告示第25号)

海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成24年海士町告示19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 海士町は、島内の再生可能エネルギー自給の促進を図ることを目的として、自ら居住する住宅に太陽光発電システム等（以下「システム等」という。）を設置する者に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この要綱による補助金を受けることができる者は、町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅（店舗、事務所等の兼用住宅を含む）にシステム等を設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 電力会社と電灯契約を結んでいる者であること。

(2) 町税等の滞納がないこと。

（補助対象設備及び補助金の額）

第3条 補助の対象となるシステム等にかかる補助金の額は、別表に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置工事を着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定通知）

第5条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定内容に適合するかを審査し、適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（帳簿等の管理）

第8条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限等）

第9条 交付決定者は、補助金により取得した対象設備を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象設備の要件	補助金の額
太陽光発電システム (1) システムは、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。 (2) システムを設置する場所は、第2条の住宅又はその敷地内とする。 (3) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）	出力1kWあたり4万円 （上限4kW、16万円） 補助金の額は、太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、4万円を乗じて得た額とする。（千円未満の端数は切り捨てる） ※ 補助金額は、出力1kWあたり県負担が2万円含まれている。
蓄電池設備 (1) 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。 (2) システムを設置する場所は、第2条の住宅又は、その敷地内とし、上記太陽光発電システムの要件(1)を満たした住宅用太陽光発電設備が設置されていること（同時に設置する場合を含む。）。 (3) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）	20万円とする（千円未満の端数は切り捨て、設置経費を上限とする。）。 ※ 補助金額は、10万円までは県負担金が含まれている。

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

印

海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

年度において、海士町太陽光発電システム等設置費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助事業の対象設備 ☐ 太陽光発電システム
☐ 蓄電池設備
- 2 太陽電池の公称最大出力 kW
蓄電池の蓄電容量 kWh
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 (地区)
- 5 工事着工予定日及び完了予定日
着工予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 工事見積明細書
 - (2) システムを構成する太陽電池の最大出力が確認できる書類
 - (3) 蓄電池の蓄電容量が確認できる書類
 - (4) 現況写真
 - (5) その他

様式第2号（第5条関係）

指令 番 号
年 月 日

様

海士町長

印

海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町太陽光発電システム等設置費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

なお、この補助金は、要件を満たした設備について島根県の太陽光発電等導入支援事業補助金が充当されています。

記

1 補助事業の対象設備

- ☐ 太陽光発電システム
- ☐ 蓄電池設備
- ☐ 蓄電池設備（県補助対象外）

2 補助金交付決定額

円

○海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付規程

(平成27年6月2日海士町告示第17号)

(趣旨)

第1条 この告示は、太陽熱利用温水器の設置を奨励し、エネルギー消費の節約を図り、もって町民生活の向上に資するため当該太陽熱利用温水器の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「太陽熱利用温水器」とは、太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯や家の冷暖房に用いるために一般家庭に備え付けられる温水器で、集熱器と貯湯槽が分離しているもの（ソーラーシステム）をいう。

(補助対象経費)

第3条 この告示による補助対象経費は、太陽熱利用温水器（以下「対象機器」という）の購入費及び工事費とする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅（店舗、事務所等の兼用住宅を含む。）に対象機器を設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）する者

(2) 町税等の滞納がない者

(申請の制限)

第5条 補助金の申請は、1対象機器につき1回限りとする。

(補助対象設備及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる対象設備にかかる補助金の額は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置工事を着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付申請内容を変更する場合又は対象機器の設置を中止する場合は、速やかに海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認)

第10条 町長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めたときは、海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日

の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定内容に適合するかを審査し、適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（帳簿等の管理）

第13条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限等）

第14条 交付決定者は、補助金により取得した対象機器を町長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象設備の条件	補助金の額
太陽熱利用温水器（ソーラーシステムに限る。） (1) 太陽熱を給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの (2) 未使用品であること（中古品は対象外とする）。 (3) 設置後2年間は、電気代ガス代等の利用状況を報告すること。	設置費用の1／2以内とし、40万円を上限とする。 ※補助金額は県負担も含む。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

印

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付申請書

年度において、海士町太陽熱利用温水器設置費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査すること、また、設置
後 2 年間は、電気代ガス代等の利用状況を報告することに同意します。

記

- 1 補助対象経費（太陽熱利用温水器設置経費） 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置予定太陽熱利用温水器（メーカー、機種、製品名）
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）
- 5 設置予定日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 太陽熱利用温水器の仕様が確認できるカタログその他の写し
 - (3) 現況写真
 - (4) その他

様

海士町長

印

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町太陽熱利用温水器設置費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。
なお、この補助金には島根県の太陽光発電等導入支援事業補助金が充当されています。

記

1 補助金交付決定額

円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更又は中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）及び海士町太陽熱利用温水器設置補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名

印

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令第 号をもって、交付決定のあった海士町太陽熱利用温水器設置費補助金について、申請内容を変更したいので、海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の種類 : 変更 ・ 中止

2 変更内容 :

3 変更・中止理由 :

様式第 4 号（第10条関係）

海環指令 第 号
年 月 日

様

海士町長

印

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町太陽熱利用温水器設置費補助金の
変更申請については、下記のとおり承認しましたので、海士町太陽熱利用温水器設置費補
助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 変 更 の 種 類 : 変更 ・ 中止

2 変 更 内 容 :

3 変更交付決定額 : 円

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

印

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号をもって、交付決定通知のあった海士町
太陽熱利用温水器設置費補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象経費（太陽熱利用温水器設置経費） 円
- 2 補助金交付額 円
- 3 設置太陽熱利用温水器（メーカー、機種、製品名）
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）
- 5 設置完了日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 太陽熱利用温水器設置に要した費用の内訳が分かる書類
 - (2) 太陽熱利用温水器設置に係る領収書の写し
 - (3) 太陽熱利用温水器の設置状況を示す写真
 - (4) 請求書

○海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱

(令和4年9月1日海士町告示第31号)

海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱（平成25年海士町告示第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 海士町は、島内の再生可能エネルギー自給の促進を図ることを目的として、薪ストーブ又は薪ボイラー（以下「薪ストーブ等」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この要綱による補助金を受けることができる者は、町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は、町内に店舗を置く事業所において薪ストーブ等を設置する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税その他町に納付すべき料金を滞納していないこと。
- (2) 補助金交付の申請を行う日の属する年度の3月31日までに、薪ストーブ等の設置を完了する者であること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 薪ストーブ等の設置に関する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を含む。）
- (2) これまでに海士町薪ストーブ等設置費補助金の交付を受けて設置した薪ストーブ等の更新以外の費用

（補助対象設備及び補助金の額）

第4条 補助対象設備及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薪ストーブ等を設置する前に、海士町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 薪ストーブ等の仕様が確認できるカタログその他の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（補助金交付決定）

第6条 町長は前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定し、その旨を海士町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査にあたっては、申請者に対してヒアリングを実施し、薪ストーブ等の使用方法や燃料等の調達、メンテナンス等について確認するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付申請内容を変更する場合又は薪ストーブ等の設置を中止する場合は、速やかに海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければなら

らない。

（変更承認）

第8条 町長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めたときは、海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、海士町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等設置に要した費用の内訳が分かる書類
- (2) 薪ストーブ等設置に係る領収書の写し
- (3) 薪ストーブ等の設置状況を示す写真
- (4) 請求書

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定内容に適合するかを審査し、適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（帳簿の管理）

第11条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 交付決定者は、補助金により取得した対象設備を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（協力の要請）

第13条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて当該薪ストーブ等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象設備の要件	補助金の額
薪ストーブ等 (1) 薪を燃料として使用する設計及び仕様であること。 (2) 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。	左記要件を満たす場合、設置費用の2分の1以内とし、上限額800,000円とする。（千円未満の端数は切り捨て） ※ 補助金額の2分の1には、県負担が含まれている。（千円未満の端数が生じた場合は、千円未満切り捨て）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書

年度において、海士町薪ストーブ等設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助対象経費（薪ストーブ等設置経費） 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置予定薪ストーブ等（メーカー、機種、製品名）
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）
- 5 設置予定日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 薪ストーブ等の仕様が確認できるカタログその他の写し
 - (3) その他

指 令 番 号
年 月 日

様

海士町長

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町薪ストーブ等設置費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

なお、この補助金には島根県の再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。

記

1 補助金交付決定額 円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）及び海士町薪ストーブ等設置補助金交付要綱の規定を遵守すること

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定のあった海士町薪ストーブ等設置費補助金について、申請内容を変更したいので、海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の種類 : 変更 ・ 中止

2 変更内容 :

3 変更・中止理由 :

様式第4号（第8条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

海士町長

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町薪ストーブ等設置費補助金の変更申請については、下記のとおり承認しましたので、海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更の種類 : 変更 ・ 中止

2 変更内容 :

3 変更交付決定額 : 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定通知のあった海士町薪ストーブ等設置費補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費（薪ストーブ等設置経費） 円

2 補助金交付額 円

3 設置薪ストーブ等（メーカー、機種、製品名）

4 設置場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）

5 設置完了日 令和 年 月 日

6 添付書類

- (1) 薪ストーブ等設置に要した費用の内訳が分かる書類
- (2) 薪ストーブ等設置に係る領収書の写し
- (3) 薪ストーブ等の設置状況を示す写真
- (4) 請求書

○海士町空き家等の適正管理に関する条例

(平成25年10月3日海士町条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全と良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地又は現に人が使用していない土地で町長が適正に管理する必要があると認めたものをいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかの状態にあるものをいう。
 - ア 建物その他の工作物の倒壊若しくは破損により、又は建築材料等の飛散により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
 - イ 不特定の者が侵入すること等により火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は衛生害虫の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
 - エ 人の健康を害し、又は害するおそれがある状態
 - オ その他町民の安全と良好な生活環境を著しく阻害するおそれがあると町長が認める状態
- (3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、当該空き家等を適正に管理し、当該空き家等が管理不全な状態にならないようにしなければならない。

(調査)

第4条 町長は、前条に規定する適正な管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の状態、所有者等の情報その他必要な事項について当該職員に調査をさせることができる。

(指導)

第5条 町長は、前条の調査により、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対して、管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずることを指導することができる。

(勧告)

第6条 町長は、所有者等が前条の規定による指導に従わないときは、期限を定めて当該空き家等の管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(措置命令)

第7条 町長は、所有者等が前条の規定による勧告に従わず、かつ、当該空き家等の管理不全な状態が著しいと認めるときは、期限を定めて当該空き家等の管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(命令代行措置)

第8条 町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等から当該命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該申出にかかる理由が正当であ

り、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(公表)

第9条 町長は、第7条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 当該命令の対象となった空き家等の所在地

(3) 当該命令の内容

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第10条 町長は、第7条の規定による命令を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(警察署との連携)

第11条 町長は、空き家等の管理不全な状態を改善するため必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署に対し協力を求めるものとする。この場合において、町長は、当該警察署に対し、第5条から第10条までの規定による措置等の内容を提供することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(平成25年10月2日海士町規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年海士町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(勧告書)

第3条 条例第6条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(措置命令書)

第4条 条例第7条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第2号）により行うものとする。

(命令代行措置)

第5条 条例第8条第1項に規定する申出は、命令代行措置に関する申出書（様式第3号）により行うものとする。

2 町長は、条例第8条第1項に規定する申出があったときは、これを審査し、その結果を命令代行措置承認・不承認通知書（様式第4号）により、当該申出を行った所有者等に通知するものとする。

3 条例第8条第1項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令代行措置の内容
- (2) 命令代行措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他町長が必要と認める事項

4 町長は、前項に規定する事項について所有者等から同意を得るときは、命令代行措置に関する同意書（様式第5号）の提出を受けるものとする。

(公表)

第6条 条例第9条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 海士町公告式条例（昭和27年海士町条例第103号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法
- (2) インターネットの利用による方法
- (3) その他町長が必要と認める方法

2 前項の公表を行うときは、その旨を公表通知書（様式第6号）により当該公表の対象となる者に通知するものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 条例第9条第2項の規定による意見を述べる機会（次項において「意見陳述の機会」という。）については、町長が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（様式第7号。次項において「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 町長は、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表の対象となる者に対し、意見陳述の機会付与通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(戒告書)

第8条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告については、戒告書(様式第9号)により行うものとする。

(代執行令書)

第9条 行政代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書(様式第10号)により行うものとする。

(証票)

第10条 行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(様式第11号)とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

氏名 様

海士町長 印

勸 告 書

下記の空き家等について、海士町空き家等の適正管理に関する条例第 6 条の規定により
下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告の対象
- 2 勧告の内容
- 3 履行期限
- 4 勧告の理由

（注）同封の「回答はがき」に必要事項を記入の上、必ず投函してください。

様式第2号（第4条関係）

達 第 号
年 月 日

氏名 様

海士町長 印

措 置 命 令 書

下記の空き家等について、海士町空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定により
下記のとおり命令します。

記

- 1 措置命令の対象
- 2 措置命令の内容
- 3 履行期限
- 4 措置命令の理由

（注1）同封の「回答はがき」に必要事項を記入の上、必ず投函してください。

（注2）正当な理由がなくこの命令に従わないときは、海士町空き家等の適正管理に関する条例第9条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

（注3）この命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、代執行をすることがあります。

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海士町を被告として提訴することができます。

命令代行措置に関する申出書

（あて先）海士町長

氏名

住所

連絡先電話番号

— —

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付け海士町達第 号で命令がありました事案に関し、下記の理由から当該命令に係る措置を履行することができないため、海士町空き家等の適正管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、命令代行措置を依頼します。

記

- 1 命令の対象
- 2 命令の内容
- 3 命令に係る措置を履行することができない理由

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日

氏名 様

海士町長 印

命令代行措置承認・不承認通知書

年 月 日付けで申出がありました命令代行措置について、審査の結果、当該申出を（承認・不承認）することとしましたので、海士町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

※不承認の場合、理由

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海士町を被告として提訴することができます。

様式第5号（第5条関係）

命令代行措置に関する同意書

年 月 日付け第 号で承認されました命令代行措置について、下記の事項に同意します。

また、当該措置に係る費用について、下記のとおりこれを負担することに併せて同意し、当該措置後、必ず納付します。

記

- 1 命令代行措置の対象
- 2 命令代行措置の内容
- 3 命令代行措置の概算費用
- 4 所有者等の費用負担
- 5 その他町長が必要と認める事項

年 月 日

氏名

印

住所

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 年 月 号
日

氏名 様

海士町長 印

公 表 通 知 書

年 月 日付け海士町達第 号により命令しました事案に関し、海士町
空き家等の適正管理に関する条例第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり公表することと
しましたので、海士町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定によ
り通知します。

記

- 1 公表の内容
- 2 公表の理由
- 3 公表の方法
- 4 公表の期間

年 月 日

意 見 書

（あて先）海士町長

氏名

住所

年 月 日付け第
次のとおり意見を述べます。

号で意見陳述の機会付与通知書が送付されたので、

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

氏名 様

海士町長

印

意見陳述の機会付与通知書

年 月 日付け海士町達第 号により命令しました事案に関し、正当な理由がなく当該命令の内容に従った措置を講じていないので、下記の件につき、海士町空き家等の適正管理に関する条例第 9 条第 2 項の規定による意見陳述の機会を付与しますので、海士町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 公表しようとする内容
- 2 公表の原因となる事実
- 3 意見書の提出先
- 4 意見書の提出期限

※意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。

様式第9号（第8条関係）

第 年 月 日

氏名 様

海士町長 印

戒 告 書

下記の空き家等について、海士町空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定に基づき 年 月 日付け第 号により必要な措置を講ずるよう命令しましたが、命令の内容に従った措置が講じられていないので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、下記のとおり措置を講ずるよう戒告します。

なお、履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法第2条の規定により代執行をし、同法第2条、第5条及び第6条の規定に基づきその費用をあなたから徴収しますので念のため申し添えます。

記

- 1 命令の対象
- 2 命令の内容
- 3 履行期限

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海士町長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海士町を被告として提訴することができます。

第 年 月 日 号

氏名 様

海士町長 印

代 執 行 令 書

下記の空き家等について、必要な措置を講ずるよう 年 月 日付け第 号により戒告しましたが、命令に沿った措置が講じられていないので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり代執行をしますので通知します。

記

代執行の対象	
代執行の内容	
代執行の実施期日	年 月 日
代執行責任者	
代執行に要する費用の額（概算）	円 ※ 上記費用は概算での見積額となりますので、実際に要した費用の額及び納期日は後日通知します。送付された納付書により納付してください。

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、海士町長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、海士町を被告として提訴することができます。

様式第 1 1 号（第10条関係）

（表）

執 行 責 任 者 証								
写真貼付欄	次の者は、			年	月	日	第	号
	の代執行令書に定める代執行責任者であることを証明							
	します。							
	所	属						
	職	名						
氏	名							
生	年	月	日	年	月	日		
				年	月	日		
							海士町長	印

（裏）

注意	
1	この証票は、空き家等に係る措置の代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。
2	この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3	この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

備考 縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

○海士町空き家バンク制度要綱

(平成28年7月1日海士町告示第16号)

海士町空き家バンク制度要綱（平成16年8月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、海士町における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、海士町空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海士町空き家バンク制度（以下「本バンク」という。）とは、海士町内に存する空き家（空き家となる予定のもの含む。）又は土地（以下「空き家等」という。）を登録し、町内に在住する者で海士町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して情報提供を行うシステムをいう。
- (2) 所有者等とは、当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

（空き家等の登録申し込み等）

第3条 本バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家を登録する場合は海士町空き家バンク登録申請書（様式第1号）、土地を登録する場合は海士町空き家バンク登録申請書（土地）（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、海士町空き家バンク登録データベース（以下「空き家データベース」という。）に登録し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

- (1) 所有者等が明確ではない物件
- (2) 相続等の所有権登記が見込めない物件
- (3) 建物に損壊等があり居住が不適当な物件
- (4) その他、町長が不適当と認めた物件

3 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、本バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（空き家データベースの登録の抹消）

第5条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、空き家データベースに登録してから1年が経過したとき又は空き家データベースの登録抹消の届出があったときは、当該空き家データベースの登録を抹消し、その旨を当該空き家等登録者に通知するものとする。ただし、登録から1年を経過したものについては、改めて登録申し込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供等)

第6条 本バンクによる情報提供を受けようとする利用希望者は、海士町空き家バンク利用申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当しない者に対してのみ情報提供ができるものとする。

- (1) 海士町に住民登録をしていない者
- (2) 海士町に住民登録をしているが、町内で生活実態がない者
- (3) 海士町に住民登録をしてから2年未満の者
- (4) 町税等の滞納がある者
- (5) 転売を目的としている者
- (6) その他、町長が不適当と認めた者

3 町長は、空き家登録者及び利用希望者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

4 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(情報提供の中止)

第7条 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家データベースによる情報提供を中止することができるものとする。

- (1) 利用希望者が前条第2項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(個人情報の保護)

第8条 第3条第2項の規定による空き家データベースに保有する個人情報の取扱いについては、海士町個人情報保護条例(平成18年海士町条例第3号)に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

海士町空き家バンク登録申請書

海士町長 様

なお、本申請にあたり以下の調査を海士町が実施することに同意します。

1. 該当不動産の登記情報照会及び納税状況照会
2. 該当不動産の現地立ち入り調査
3. 該当不動産の権利者確認調査

申 込 者		住 所		
		氏 名	⑤ 所有者との続柄 ()	
		連絡先	TEL () FAX () E-Mail	
空き家の所在地		海士町大字 (地区名)		
空き家の状況	権利関係	所有者氏名 (相続人権利者 人)		
	用 途	1. 住宅 2. 店舗 3. 倉庫 4. その他 ()		
	構 造	1. 木造(平屋建て・ 階建て) 2. 鉄筋鉄骨(平屋建て・ 階建て)		
	建築面積	m ² (坪)		
	延床面積	m ² (坪)		
	建築時期	明治・大正・昭和・平成 年(頃) [築 年経過]		
	程 度	1. 即入居可能 2. 小規模改修必要(畳替え、内装程度) 3. 中規模改修必要(外装、窓、畳替え、内装程度等) 4. 大規模改修必要(屋根替え、トイレ、風呂、内外装、窓、畳替え等) 5. その他 ()		
	空き家になった時期	昭和・平成・令和 年頃(約 年経過)		
敷地	権利関係	所有者氏名 (相続人権利者 人)		
	面 積	m ² (坪)		
	駐 車 場	1. 可能 (台) 2. 不可能		
	家庭菜園	1. 可能 (m ² (坪)) 2. 不可能		
設備関係		水道	簡易水道(休止中・廃止) 井戸(有・無)	
		電気	休止中・廃止・その他 ()	
		ガス	ガス配管(有・無) ガス台(有・無)	
		設備	エアコン(有(室)・無) 光回線(接続・休止・未接続)	
		風呂	ボイラー(追い焚き可・追い焚き無し)、釜・シャワー(有・無)	
		トイレ	1. 水洗(下水道・浄化槽) 2. 簡易水洗 3. 汲み取り	
附帯物件 (敷地外含)		建物	1. 利用可能(約 m ²) 2. 無 3. 構造・間取り等 ()	
		田・畑	1. 利用可能(約 m ²) 2. 無	
		山林	1. 利用可能(約 m ²) 2. 無	
		その他		

裏面に続きます。

賃貸、売買の意向 及び 賃貸、売買の条件	1. 賃貸可能（賃貸希望金額 円／月）←具体的にあれば その他賃貸条件（敷金・礼金他 ） 2. 売却可能（売却希望金額 円）←具体的にあれば その他売却条件（ ） 3. 賃貸、売却両方可能 4. 話し合いによることも可能
町内管理委託者 （申込者の場合は不要）	氏名 所有者との関係（ ） TEL
特記事項	

（住宅間取り図）

様式第2号（第3条関係）

海士町空き家バンク登録申請書（土地のみ）

令和 年 月 日

海士町長 様

海士町空き家バンクへの登録を申請します。
なお、本申請にあたり以下の調査を海士町が実施することに同意します。

- 1. 該当不動産の登記情報照会及び納税状況照会
- 2. 該当不動産の現地立ち入り調査
- 3. 該当不動産の権利者確認調査

※受付番号【 】

申 込 者		住 所		
		氏 名	㊞ 所有者との続柄（ ）	
		連絡先	TEL （ ） FAX （ ） E-Mail	
土 地 の 状 況	①土地の所在地	海士町大字 （地区名 ）		
	地目・面積	地目	面積	m ²
	権利関係	所有者氏名 （相続人権利者 人）		
	備考			
	②土地の所在地	海士町大字 （地区名 ）		
	地目・面積	地目	面積	m ²
	権利関係	所有者氏名 （相続人権利者 人）		
	備考			
	③土地の所在地	海士町大字 （地区名 ）		
	地目・面積	地目	面積	m ²
	権利関係	所有者氏名 （相続人権利者 人）		
	備考			
※記入欄が不足する場合は、特記事項欄にご記入ください。				
賃貸、売買の意向 及び 賃貸、売買の条件		1. 賃貸可能（賃貸希望金額 円／月）←具体的にあれば その他賃貸条件（ ） 2. 売却可能（売却希望金額 円）←具体的にあれば その他売却条件（ ） 3. 賃貸、売却両方可能 4. 話し合いによることも可能		
町内管理委託者 （申込者の場合は不要）		氏名 所有者との関係（ ） TEL		
特記事項				

○海士町空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱

(平成29年6月9日海士町告示第18号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海士町空き家バンク制度要綱（平成28年海士町告示第16号）に定める空き家データベースへの登録を促進するため、空き家所有者がその所有する空き家において残置物処分等を行う場合に、町が予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 通常の住居として現に使用されていない住宅又は利用しなくなることが確実な住宅及びその附帯施設
- (2) 所有者 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (3) 残置物 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に空き家を所有する者
- (2) 当該空き家を海士町空き家バンクに登録する者
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる費用とし、事業完了後に海士町空き家バンクに登録される物件とする。

- (1) 残置物処分
空き家の残置物処分及び庭木の剪定や除草等に要する経費
- (2) ハウスクリーニング
空き家の内部クリーニングに要する経費

(補助金の額)

第5条 町長が交付する補助金は、前条に定める経費に交付するものとし、その額は、次に定める額を合計した額（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 残置物処分
1件あたり200千円を上限とする。
- (2) ハウスクリーニング
1件あたり120千円を上限とする。

(補助申請及び交付決定)

第6条 補助金を受けようとする所有者（以下「申請者」という。）は、海士町空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、作業完了後30日以内に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該対象経費の明細書
- (2) 当該対象経費の領収書
- (3) 作業実施前と実施後の写真

(4) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認め、交付決定をしたときは、海士町空き家バンク登録支援事業交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定者の責務）

第8条 交付決定者は、交付決定の日から5年間当該空き家を自らのために使用してはならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（帳簿等の管理）

第10条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名
電話 () 印

海士町空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書

海士町空き家バンク登録支援事業交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。
なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

空 き 家 バ ン ク 登 録 番 号	
空 き 家 所 在 地	海士町大字
対 象 経 費 総 額	円
対 象 経 費 内 訳	(1) 残置物処分 円 (2) ハウスクリーニング 円
作 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補 助 金 申 請 額	円
添 付 書 類	☐ 対象経費の明細書 ☐ 対象経費の領収書 ☐ 作業実施前、実施後の写真 ☐ その他 ()

※ 交付の可否及び交付決定金額については、後日決定通知書により通知します。
※ 補助金申請額は、(1)残置物処分にあつては200千円、(2)ハウスクリーニングにあつては120千円を上限とします。（合計した金額の千円未満の端数は切り捨てる。）

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 号
日

様

海士町長 印

海士町空き家バンク登録支援事業交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった海士町空き家バンク登録支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

補助金の額 円

○海士町景観条例

(平成27年10月5日海士町条例第21号)

改正 平成28年12月27日条例第31号

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 良好な景観形成

第1節 景観計画等（第7条・第8条）

第2節 景観計画区域内における行為の制限等（第9条―第16条）

第3節 景観重要構造物等（第17条）

第4節 景観阻害物件等（第18条・第19条）

第3章 町民参加による良好な景観形成（第20条―第22条）

第4章 海士町景観審議会（第23条―第28条）

第5章 雑則（第29条）

附則

全改（平28条例第31号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他景観づくりに必要な事項を定めることにより、本町の景観に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誇りと愛着の持てる良好な景観づくりに資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 景観法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
- (5) 事業者 商工業及び農林水産業など事業を営む者をいう。
- (6) 町民 町内に居住又は滞在する者をいう。
- (7) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 良好な景観は、地域の自然環境、歴史的背景との調和に配慮して形成されなければならない。

2 良好な景観は、地域の特色を尊重し、町民が快適で心地良い生活を営むことができるよう形成されなければならない。

3 良好な景観は、地域の活性化に資するよう、町、事業者及び町民が互いに協力し、一体的な取り組みのもとで形成されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、行政の立場から、良好な景観に寄与するよう努めるとともに、景観づくりに関する事業者、町民の行動に協力するよう努めなければならない。

2 町は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

3 町は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び町民の意見を反映するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、町内で活動する法人の立場から、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、良好な景観形成に寄与するよう努めるとともに、景観づくりに関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、積極的に良好な景観づくりを行うよう努めなければならない。

2 町民は、自ら進んで景観づくりに寄与するよう努めるとともに、景観づくりに関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 良好な景観形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 町長は、景観計画を定め、景観計画区域を指定するものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する海士町景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点区域の指定)

第8条 町長は、景観計画区域のうち、特に良好な景観づくりを図る必要があると認める地区を、景観形成重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

2 前条第2項の規定は、重点区域の指定、指定の解除及び区域の変更について準用する。

第2節 景観計画区域内における行為の制限等

追加（平28条例第31号）

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号の規定による良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、別表に定める規模の行為

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、別表に定める規模の行為

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、別表に定める規模の行為

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更で、別表に定める規模の行為

(5) 木竹の伐採で、別表に定める規模の行為

2 前項に定める行為をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為の完了予定日、並びに行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を町長に届け出なければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 次に掲げる行為については、適用除外とする。

- (1) 災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 以下に該当する通常の管理行為、軽易な行為
- 2 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが5メートルを超えるものとなる場合における新築、改築又は増築を除く。）
- 3 工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去（増築後又は改築後において、その高さ又は面積がアからオまでに規定する高さ又は面積を超えるものとなる場合における増築又は改築を除く。）で次に掲げるもの
 - ア 垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもので高さが1.5メートル以下のもの
 - イ 煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、電波塔、記念塔、物見塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑その他これらに類するもので高さが5メートル以下のもの
 - ウ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースター、太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもので、高さが5メートル以下で、かつ、築造面積（太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計）が10平方メートル以下のもの
 - エ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）で、高さが10メートル以下のもの
 - オ 広告板、広告塔、装飾塔、その他これらに類するもののうち、高さが5メートル以下で、かつ、表示面積の合計が10平方メートル以下のもの
- 4 設置期間が90日を超えない仮設の建築物等（条例で定める届出行為のうち、届出対象の規模に該当するものを除く）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
- 5 建築物等の外観の変更（外壁の改修、塗装行為等を含む。）で当該変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（外観の大部分に施す場合を除く。）
- 6 木竹の伐採で次に掲げるもの
 - ア 高さが10メートル以下の木竹の伐採
 - イ 農業、林業、畜産業を営むために行う木竹の伐採
 - ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 7 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で次に掲げるもの
 - ア 高さが1.5メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が100平方メートル以下のもの
 - イ 90日を超えて継続しない物件の堆積
- 8 鉱物の掘採又は土石等の採取で、当該行為に係る部分の面積が300平方メートル以下で、かつ、当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの

- 9 土地の区画形質の変更で次に掲げるもの
ア 変更に係る部分の面積が300平方メートル以下で、かつ、当該変更に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
イ 農業、林業、畜産業又は漁業を営むために行うもの（宅地の造成、土地の開墾並びに水面の埋立て及び干拓を除く。）
- 10 地盤面下又は水面下における行為
- 11 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(1) 国の機関又は地方公共団体の行う行為（国や県の機関の実施する行為で届出対象となる規模の行為については事前に通知・協議が必要。）
(2) 次の法令に基づき許可、認可、届出等を要する行為
ア 文化財保護法、島根県文化財保護条例、海士町文化財保護条例
イ 屋外広告物法
ウ 自然公園法、島根県立自然公園条例
エ 島根県自然環境保全条例
(3) 土地改良事業、土地区画整理事業
(4) 専ら自己の居住の用に供する個人所有の一戸建住宅の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
(5) 既着手行為（平成28年4月1日までに着手している行為）
（行為の届出）
- 第11条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行う。
（行為の完了の届出）
- 第12条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出による行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。
（事前協議）
- 第13条 法第16条第1項に規定する届出を行う者は、その届出を行う前にあらかじめ、町長と協議しなければならない。その協議を行った行為の変更についても同様とする。
2 町長は、前項の規定による協議があったときは、当該行為が景観計画に適合しているかを回答するものとする。
（助言及び指導）
- 第14条 町長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。
（勧告又は命令に係る手続）
- 第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は同法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、海士町景観審議会の意見を聴かなければならない。
（勧告に従わないときの措置）
- 第16条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。
2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、海士町景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 景観重要建造物等

繰下げ（平28条例第31号）

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除）

第17条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する海士町景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

繰下げ（平28条例第31号）

第4節 景観阻害物件等

繰下げ（平28条例第31号）

（景観阻害物件等の所有者等に対する要請）

第18条 町長は、重点区域内の良好な景観づくりを阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件、広告物等があるときは、当該物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、良好な景観づくりに関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

繰下げ（平28条例第31号）

（空地の利用等に関する要請）

第19条 町長は、重点区域内の空地が良好な景観づくりを阻害していると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、良好な景観づくりに配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

繰下げ（平28条例第31号）

第3章 町民参加による良好な景観形成

（普及啓発）

第20条 町長は、町民に対し、良好な景観づくりに関する啓発及び知識の普及を図るため、広報活動、情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

繰下げ（平28条例第31号）

（景観形成活動団体）

第21条 町長は、良好な景観づくりを図る目的をもって活動する団体を景観形成活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

2 町長は、活動団体が、活動団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

3 町長は、良好な景観づくりに貢献したと認める活動団体を表彰することができる。

4 町長は、活動団体に対し、情報の提供、学習機会の提供等その他必要な支援をすることができる。

5 町長は、活動団体に対し、良好な景観づくりに関する意見を求めることができる。

繰下げ、改正（平28条例第31号）

第22条 活動団体は、良好な景観づくりに関し、町長に対し意見を申し出、又は審議会に意見書を提出することができる。

2 町長は、前項の意見の申し出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。

繰下げ、全改（平28条例第31号）

第4章 海士町景観審議会

（設置）

第23条 景観づくりに関する重要事項を調査審議するため、海士町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

繰下げ（平28条例第31号）

（所掌事務）

第24条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項

(2) その他本町の良好な景観づくりに関し、町長が必要と認める事項

繰下げ（平28条例第31号）

（組織等）

第25条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

繰下げ（平28条例第31号）

（会長）

第26条 審議会に会長1人を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

繰下げ（平28条例第31号）

（会議）

第27条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

繰下げ（平28条例第31号）

（委任）

第28条 第15条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

繰下げ（平28条例第31号）

第5章 雑則

（委任）

第29条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

繰下げ（平28条例第31号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係） 追加（平28条例第31号）
 条例で定める届出行為

行為の種類	左の行為のうち届出の対象となる規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13m若しくは4階建て又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
<div data-bbox="159 443 304 936" data-kind="parent" data-rs="6"> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 </div> <div data-bbox="304 443 863 488"> 垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等 </div> <div data-bbox="304 488 863 1234"> 煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 </div> <div data-bbox="304 1234 863 1317"> 自動車車庫の用に供する立体的施設 </div> <div data-bbox="304 1317 863 1444"> 橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、栈橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等 </div> <div data-bbox="304 1444 863 1653"> 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む。） </div> <div data-bbox="304 1653 863 1736"> 広告板、広告塔、装飾塔等 </div>	高さが5mを超えるもの 高さが13m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの （注1、2） 注1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるもの 注2：太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が1,000㎡を超えるもの 高さが13m又は築造面積が500㎡を超えるもの（注3：注1に同じ） 長さが20mを超える、又は高さが5mを超えるもの 高さが20mを超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが10mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの） 高さが13m又は表示面積が25㎡を超えるもの（注4：注1に同じ）
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さが5m又は面積が1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	面積が10,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
木竹の伐採	面積が10,000㎡を超える木竹の伐採

○海士町景観条例施行規則

(平成27年12月1日海士町規則第11号)

改正 平成29年1月16日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町景観条例（平成27年海士町条例第21号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (4) 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (6) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (10) 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
- (11) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- (12) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）
- (13) 橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、栈橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明その他これらに類するもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

(行為の届出)

第3条 法第16条第1項又は条例第11条の規定による届出は、当該各行為の着手予定日の30日前までに、景観計画区域内行為届出書（様式第1号）を町長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出書には、別表に掲げる行為の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、別表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認める場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるときは、別表の右欄に掲げる図書の添付を省略させることができる。

追加（平29規則第1号）

(変更の届出)

第4条 法第16条第2項及び条例第11条の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）を町長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出書には、第3条第2項に規定する図書を添付しなければならない。

追加（平29規則第1号）

(行為の完了の届出)

第5条 条例第12条の規定による届出は、景観計画区域内における行為完了届(様式第3号)に完了後の状況を示す写真を添付して行うものとする。 追加(平29規則第1号)

(景観計画区域内事前協議書の提出)

第6条 条例第13条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議書(様式第4号)を町長に提出することにより行うものとする。 追加(平29規則第1号)

(国の機関等の行為の通知等)

第7条 法第16条第5項に規定する通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第5号)に必要な図書を添付して行うものとする。

2 前項の図書については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 法第16条第6項に規定する協議は、景観計画区域内行為協議書(様式第6号)により行うものとする。 追加(平29規則第1号)

(勧告等)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第7号)により行うものとする。 追加(平29規則第1号)

(景観重要建造物の指定等)

第9条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第21条第2項の規定による標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の年月日
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 法第27条第3項の規定において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第9号)により行うものとする。

改正、繰下げ(平29規則第1号)

(景観重要樹木の指定等)

第10条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第30条第2項の規定による標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 指定の年月日
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 法第35条第3項の規定において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第11号)により行うものとする。

改正、繰下げ(平29規則第1号)

(審議会)

第11条 海士町景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を1人置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総務する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

繰下げ(平29規則第1号)

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会長は、会議の議長となる。
 - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。繰下げ（平29規則第1号）
- （審議会の庶務）
- 第13条 審議会の庶務は、環境整備課において処理する。繰下げ（平29規則第1号）
（委任）
- 第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。繰下げ（平29規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条・第4条関係） 追加（平29規則第1号）

行為の種類	図 書		
	種 類	明示すべき事項	備 考
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図(50,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	付近見取図(2,500分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	配置図(200分の1程度の縮尺のもの)	方位、敷地の形状及び寸法 届出に係る建築物等と他の建築物等の別隣接する道路の位置及び幅員 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積	
	平面図(100分の1程度の縮尺のもの)	方位及び寸法 開口部の位置	各階平面図
	立面図(100分の1程度の縮尺のもの)	各面の寸法、仕上げ材料、色彩、開口部の位置、付属設備	
	現況写真 合成写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
木材の伐採	位置図(50,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	付近見取図(2,500分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図(1,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、伐採区域、付近の土地利用の状況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ、隣接する道路の位置及び幅員	

	土 地 利 用 計 画 図 (1,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、行為後の土地利用計画	
	現況写真 合成写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	位置図(50,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	付近見取図(2,500分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	配置図(200分の1程度の縮尺のもの)	方位、敷地の形状及び寸法 物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員	
	現況写真 合成写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
土 地 の 開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	位置図(50,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	付近見取図(2,500分の1程度の縮尺のもの)	方位、道路、目標となる地物 行為の位置	
	現況図(1,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、行為地及び周辺の土地利用状況隣接する道路の位置及び幅員	
	計画図(1,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、鉱物の掘採又は土石等の採取にあつては、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	土 地 利 用 計 画 図 (1,000分の1程度の縮尺のもの)	方位、行為後の土地利用計画(鉱物の掘採又は土石等の採取にあつては、事後措置)及び緑化計画	
	縦横断面図(1,000分の1程度の縮尺のもの)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	現況写真 合成写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真

様式第 1 号（第 3 条関係） 追加（平29規則第 1 号）
景観計画区域内行為届出書

※ 受付印		受付番号		第 号		届 出 者		住 所 (所在地)				
令和 年 月 日 海士町長 様				氏 名 (名称及び代表者の氏名)				電 話 () -		Ⓔ		
行 為 の 場 所		隠岐郡海士町										
行 為 の 期 間		着手予定日		年 月 日		完了予定日		年 月 日				
行 為 の 種 類		☐ 建築物		用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更								
		☐ 工作物		種類及び用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更								
		☐ 木材の伐採		☐		屋外における土石、 廃棄物、再生資源、 その他物件の堆積		☐		土地の開墾、土石の採 取、鉱物の掘採その他 土地の形質の変更		
行 為 の 内 容	建 築 物	区 分		届出部分		既存部分		合 計				
		敷 地 面 積		m ²		m ²		m ²				
		建 築 面 積		m ²		m ²		m ²				
		延 べ 面 積		m ²		m ²		m ²				
		最 高 の 高 さ		m		m						
		仕 上 げ 材 料	屋 根									
			外 壁									
		色 彩	屋 根									
			外 壁									
		構 造										
	工 作 物	種 類		高さ及び築造面積		構 造		色 彩				
				m m ²								
				m m ²								
	木 竹 の 伐 採	目 的		伐 採 種 別		樹 種		伐 採 面 積				
								m ²				
		平 均 樹 齢		平 均 胸 高 直 径		伐 採 材 積		伐 採 材 積 歩 合				
				cm		m ³						
	屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、その 他物件の堆積	種 類				高 さ 及 び 面 積						
								m m ²				

行為の内容	鉱物の掘採又は土石等の採取	種類	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	高さ	m
				長さ	m
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	目的	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	高さ	m
				長さ	m
景観形成のために特に配慮した事項					
届出内容の照会先		住所（所在地）		電話	（ ） —
		氏名（名称及び担当者の氏名）			
その他の参考事項					
※指導、助言等		受理年月日	指導等の年月日	勧告年月日	公表年月日
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

（記入要領）

- ※印欄は記入しないでください。
- 必要に応じて、□にレ印をつけてください。
- 建築物及び工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に括弧書で移転前の場所を記入してください。
- 行為の種類欄の「外観の変更」とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものを記入してください（修繕若しくは模様替又は色彩の変更等）。
- 外観の変更の場合は、これに係る部分の面積を、建築物にあっては建築面積欄に、工作物にあっては高さ及び築造面積欄に記入してください。
- 敷地面積、建築面積、延べ面積及び最高の高さについては、建築基準法に準じて算出した数値を記入してください。
- 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記入してください。
- 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、構築物と一体となって設置されるものにあっては当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 伐採種別欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐の別を記入してください。
- 届出内容の照会先欄には、届出者の代理人、行為の直接の担当者など届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。
- その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。
- 行為の変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄に変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内に朱書してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書のうち必要なものを添付してください。

様式第2号（第4条関係） 追加（平29規則第1号）
景観計画区域内行為変更届出書

※受付印		受付番号		第 号		届 出 者		住 所 (所在地)				
令和 年 月 日 海士町長 様								氏 名 (名称及び代表者の氏名)		Ⓔ		
								電 話		() -		
行 為 の 場 所		隠岐郡海士町										
行 為 の 期 間		着手予定日		年 月 日		完了予定日		年 月 日				
行 為 の 種 類		☐ 建築物		用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更								
		☐ 工作物		種類及び用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更								
		☐ 木材の伐採		☐		屋外における土石、 廃棄物、再生資源、 その他物件の堆積		☐		土地の開墾、土石の採 取、鉱物の掘採その他 土地の形質の変更		
行 為 の 内 容	建 築 物	区 分		届出部分		既存部分		合 計				
		敷 地 面 積		m ²		m ²		m ²				
		建 築 面 積		m ²		m ²		m ²				
		延 べ 面 積		m ²		m ²		m ²				
		最 高 の 高 さ		m		m						
		仕 上 げ 材 料	屋 根									
			外 壁									
		色 彩	屋 根									
			外 壁									
		構 造										
	工 作 物	種 類		高さ及び築造面積		構 造		色 彩				
				m m ²								
				m m ²								
	木 竹 の 伐 採	目 的		伐 採 種 別		樹 種		伐 採 面 積				
								m ²				
		平 均 樹 齢		平 均 胸 高 直 径		伐 採 材 積		伐 採 材 積 歩 合				
				cm		m ³						
	屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、その 他物件の堆積	種 類				高 さ 及 び 面 積						
						m m ²						

行為の内容	鉱物の掘採又は土石等の採取	種類	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	高さ	m
				長さ	m
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	目的	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	高さ	m
				長さ	m
景観形成のために特に配慮した事項					
届出内容の照会先		住所（所在地）		電話	（ ） —
		氏名（名称及び担当者の氏名）			
その他の参考事項					
※指導、助言等		受 理 年 月 日	指導等の年月日	勧 告 年 月 日	公 表 年 月 日
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

（記入要領）

- ※印欄は記入しないでください。
- 必要に応じて、□にレ印をつけてください。
- 建築物及び工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に括弧書で移転前の場所を記入してください。
- 行為の種類欄の「外観の変更」とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものを記入してください（修繕若しくは模様替又は色彩の変更等）。
- 外観の変更の場合は、これに係る部分の面積を、建築物にあっては建築面積欄に、工作物にあっては高さ及び築造面積欄に記入してください。
- 敷地面積、建築面積、延べ面積及び最高の高さについては、建築基準法に準じて算出した数値を記入してください。
- 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記入してください。
- 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、構築物と一体となつて設置されるものにあっては当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 伐採種別欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐の別を記入してください。
- 届出内容の照会先欄には、届出者の代理人、行為の直接の担当者など届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。
- その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。
- 行為の変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄に変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内に朱書してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書のうち必要なものを添付してください。

景観計画区域内行為完了届出書

※ 受付印	受付番号	第	号	届 出 者	住 所 (所在地)	
					氏 名 (名称及び代表者の氏名)	⑩
令和 年 月 日 海士町長 様					電 話	() -
行 為 の 場 所		隠岐郡海士町				
行 為 の 種 類	☐	建築物	用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更			
	☐	工作物	種類及び用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更			
	☐	木材の伐採	☐	屋外における土石、 廃棄物、再生資源、 その他物件の堆積	☐	土地の開墾、土石の採 取、鉱物の掘採その他 土地の形質の変更
完 了 日						

景観計画区域内における行為の事前届出書

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名
電話番号（ ） — ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

海士町景観条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為に係る区域の 名 称	☐ 海士町景観計画区域		景観形成地域	☐ （ ） 地域	
他法令による地区 指 定 等 の 状 況	☐ 都市地域		☐ 都市計画区域 ☐ 用途地域、地区（ ）		
	☐ 農業地域		☐ 農振地域 ☐ 農用地地域		
	☐ 森林地域		☐ 国有林 ☐ 地域森林計画対象民有林 ☐ 保安林		
	☐ 自然公園地域		☐ 特別地域 ☐ 普通地域		
	☐ 自然保全地域		☐ 自然環境保全地域		
	☐ その他指定地域		☐ （ ）		
行 為 の 場 所	隠岐郡海士町				
行 為 の 目 的 及 び 理 由					
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日
行 為 の 種 類	☐	建築物	用途（ ） 新築・増築・改築・移転・外観の変更		
	☐	工作物	種類及び用途（ ） 新築・増築・改築・移転・外観の変更		
	☐	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積			
	☐	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更			
	☐	都市計画法第 4 条第12項に規定する開発行為			
	☐	水面の埋立て又は干拓			
	☐	木竹の伐採			

行 為 の 内 容	建 築 物	区 分		届出部分	既存部分	合計
		敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
		最 高 の 高 さ		m	m	
		仕 上 げ 材 料	屋 根			
			外 壁			
		色 彩	屋 根			
			外 壁			
	構 造					
	工 作 物	区 分		届出部分	既存部分	合計
		高 さ 及 び 築 造 面 積		m m ²	m m ²	m m ²
		構 造				
		色 彩				
	屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その他 の物件の堆積	種 類			高 さ 及 び 面 積	
					m m ²	
	土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地 の形質の変更	種 類	面 積		法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²		高 さ m 長 さ m	
	都 市 計 画 法 第 4 条 第 12 項 に 規 定 す る 開 発 行 為	面 積			法面又は擁壁の高さ及び長さ	
		m ²			高 さ m 長 さ m	
	水面の埋立て 又は干拓	面 積			法面又は擁壁の高さ及び長さ	
		m ²			高 さ m ・ 長 さ m	
	木 竹 の 伐 採	目 的	伐採種別		樹 種	伐採面積
						m ²
		平均樹齢	平均胸高直径		伐採材積	伐採材積歩合
		cm		m ³		
景観形成のために 特に配慮した事項						
届出内容の照会先	住所（所在地）			電 話	（ ） —	
	氏名（名称及び担当者の氏名）					
その他の参考事項						

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

海士町長 様

住所
氏名
電話番号（ ） ー ⑩

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為に係る区域の 名 称	☐ 海士町景観計画区域		景観形成地域	☐ （ ） 地域	
他法令による地区 指 定 等 の 状 況	☐ 都市地域		☐ 都市計画区域 ☐ 用途地域、地区（ ）		
	☐ 農業地域		☐ 農振地域 ☐ 農用地地域		
	☐ 森林地域		☐ 国有林 ☐ 地域森林計画対象民有林 ☐ 保安林		
	☐ 自然公園地域		☐ 特別地域 ☐ 普通地域		
	☐ 自然保全地域		☐ 自然環境保全地域		
	☐ その他指定地域		☐ （ ）		
行 為 の 場 所	隠岐郡海士町				
行 為 の 目 的 及 び 理 由					
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日
行 為 の 種 類	☐	建築物	用途（ ）新築・増築・改築・移転・外観の変更		
	☐	工作物	種類及び用途（ ）新築・増築・改築・移転・外観の変更		
	☐	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積			
	☐	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更			
	☐	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	☐	水面の埋立て又は干拓			
	☐	木竹の伐採			

行為の内容	建築物	区分		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積		m ²	m ²	m ²
		建築面積		m ²	m ²	m ²
		延べ面積		m ²	m ²	m ²
		最高の高さ		m	m	
		仕上げ材料	屋根			
			外壁			
		色彩	屋根			
			外壁			
	構造					
	工作物	区分		届出部分	既存部分	合計
		高さ及び面積		m m ²	m m ²	m m ²
		構造				
		色				
	屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その他 の物件の堆積	種類			高さ及び面積	
					m m ²	
	土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地 の形質の変更	種類	面積		法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²		高さ m 長さ m	
	都市計画法 第4条第12項 に規定する 開発行為	面積			法面又は擁壁の高さ及び長さ	
		m ²			高さ m 長さ m	
	水面の埋立て 又は干拓	面積			法面又は擁壁の高さ及び長さ	
		m ²			高さ m ・ 長さ m	
	木竹の伐採	目的	伐採種別		樹種	伐採面積
						m ²
		平均樹齢	平均胸高直径		伐採材積	伐採材積歩合
			cm		m ³	
景観形成のために 特に配慮した事項						
届出内容の照会先	住所（所在地）			電話	（ ） —	
	氏名（名称及び担当者の氏名）					
その他の参考事項						

第 年 月 号
年 月 日

景観計画区域内行為協議書

様

海士町長 印

景観法第16条第 6 項の規定により、 年 月 日付けで提出されました通知書の
行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

第 年 月 号
日

景観計画区域内行為勧告書

様

海士町長 印

景観法第16条第 3 項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

景観重要建造物指定通知書

年 月 日

様

海士町長 印

下記の物件は、景観の形成を図る上において特に重要な価値があると認められますので、景観法第21条第 1 項の規定により、景観重要建造物として指定したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
景 観 重 要 建 造 物 の 名 称	
景 観 重 要 建 造 物 等 の 所 在 地	島根県隠岐郡海士町
所 有 者 名	
所 有 者 住 所	
指 定 の 理 由 ・ 特 徴	
土 地 そ の 他 物 件 の 範 囲	

景観重要建造物指定解除通知書

年 月 日

様

海士町長 印

下記の物件は、景観法第27条第 3 項の規定により、景観重要建造物の指定を解除したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
景 観 重 要 建 造 物 の 名 称	
景 観 重 要 建 造 物 等 の 所 在 地	島根県隠岐郡海士町
所 有 者 名	
所 有 者 住 所	
指 定 の 解 除 と な っ た 理 由	

景観重要樹木指定通知書

年 月 日

様

海士町長 印

下記の物件は、景観の形成を図る上において特に重要な価値があると認められますので、景観法第28条第 1 項の規定により、景観重要樹木として指定したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
景 観 重 要 樹 木 の 樹 種	
景 観 重 要 樹 木 の 所 在 地	島根県隠岐郡海士町
所 有 者 名	
所 有 者 住 所	
指 定 の 理 由 ・ 特 徴	

景観重要樹木指定解除通知書

年 月 日

様

海士町長 印

下記の物件は、景観法第35条第 3 項の規定により、景観重要樹木の指定を解除したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
景 観 重 要 樹 木 の 樹 種	
景 観 重 要 樹 木 の 所 在 地	島根県隠岐郡海士町
所 有 者 名	
所 有 者 住 所	
指 定 の 解 除 と な っ た 理 由	

第2章 港湾

○海士町港湾施設条例

(昭和48年9月28日海士町条例第30号)

改正	昭和57年6月29日条例第14号	昭和61年9月24日条例第22号
	平成元年3月31日条例第16号	平成9年6月23日条例第13号
	平成12年3月24日条例第6号	

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で町が設置するものをいう。以下同じ。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表第1に掲げる港湾に港湾施設を設置する。

2 前項の港湾施設の概要は、別に公示する。

(利用の許可)

第3条 港湾施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に当たっては、利用の目的、期間その他港湾施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料の納付)

第4条 前条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 次の各号に掲げる船舶をけい留する目的とする岸壁又はさん橋の利用については、その使用料を免除するものとする。

(1) 5トン未満の船舶

(2) 公用の船舶

2 町長は、前項に規定するもののほか、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 第3条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、港湾施設を許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 利用者は、その利用する港湾施設の原状を変更してはならない。ただし、町長の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 町長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は付した条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第3条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 町長は、公用又は公共用に供するため特に必要があると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は付した条件を変更することができる。

(原状回復義務)

第9条 利用者は、利用期間が満了したとき若しくは利用を終わったとき又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該湾港施設を原状に回復しなければならない。

(罰則)

第10条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第3条第1項に規定する許可を受けないで利用する者

(2) 第7条の規定に違反した者

(3) 前条の規定に違反した者

改正(平12条例第6号)

第11条 町長は、詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

改正(平12条例第6号)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月29日条例第14号)から

附 則(平成9年6月23日条例第13号)まで 略

附 則(平成12年3月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係） 改正（昭61条例第22号）

名 称	位 置	名 称	位 置
諏 訪 港	海士町大字海士	須 賀 港	海士町大字御波
日 ノ 津 港	海士町大字海士	保 々 見 港	海士町大字知々井
堤 港	海士町大字崎	海 士 港	海士町大字福井

別表第 2（第 4 条関係） 改正（平 9 条例第13号）

港湾施設の種類	利用目的	単 位	使用料の 算定区分	使用料の額
岸 壁 （棧橋を含む。）	船 舶 け い 留	1 トン	貨物船	1 日につき 10円
岸 壁 （棧橋を含む。） 野 積 場	一般使用	3.3平方 メートル	利用期間 1 日 以上	1 日につき 103円
岸 壁 （棧橋を含む。） 野 積 場	一般使用	1.0平方 メートル	利用期間 1 年	1 日につき 3 円

備考

- (1) 船舶のトン数は、総トン数による。ただし、総トン数不明のときは町長の認定したトン数による。
- (2) 岸壁及び野積場の利用時間は原則として24時間以内とし、この場合は使用料を徴収しない。
- (3) 使用料は 1 日を経過し第 2 日目からは 1 日に満たない端数を生じたときは、1 日とする。

○海士町漁港管理条例

(昭和61年3月24日海士町条例第3号)

改正 平成元年3月31日条例第17号 平成12年3月24日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、漁港法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、町が管理する別表第1に掲げる漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁港施設の維持運営)

第2条 町長は、町の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止又は第8条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 町長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対しその維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

(漁港の保全)

第3条 何人も漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに町長に届け出るとともに、町長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第4条 漁港の区域内の陸域で町長が指定する区域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限ってするものとする。

4 町長は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

(港内の秩序維持)

第5条 町長は、港内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。

(停けい泊禁止区域)

第6条 町長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 船舟又はいかだは、停けい泊禁止区域においては、停けい泊をしてはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第7条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、町長の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は別表第2に掲げるとおりとする。

(放置物件の除去命令)

第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物、その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、町長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。

(けい留施設における行為の制限)

第9条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 船舟のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかなる、その他の物件をけい留すること。

(2) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。

(3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。

(4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第10条 町長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 町長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第11条 甲種漁港施設（航路を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ町長に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設については、町長が公示により指定するものに限るものとする。

(占用の許可等)

第12条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の占用の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占用にあっては1年）を超えることができない。ただし、町長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(占用料等)

第13条 甲種漁港施設を占用する者からは、別表第3に掲げる占用料を徴収する。

2 占用料は、前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 3 町長は、特別の事由があると認めるときは、占用料を減免し、又は分納させることができる。
- 4 既納の占用料は、返還しない。ただし、町長において占用者の責めに帰することができない事由があると認めたときはこの限りでない。

(入出港届)

第14条 船舟は、漁港に入港したとき又は当該漁港を出港しようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舟については、この限りでない。

(監督処分)

第15条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第12条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第16条 町長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による承認若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、町は通常生ずべき損失を補償するものとする。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による町長の命令に従わない者
- (3) 第6条第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (4) 第8条の規定による町長の命令に従わない者
- (5) 第9条、第10条第3項、第12条第1項又は第14条の規定に違反した者
- (6) 第15条又は第16条第1項の規定による町長の命令に違反した者

改正(平12条例第6号)

第18条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

改正(平12条例第6号)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第17号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 1 条関係)

漁 港 の 名 称	漁 港 の 種 類	所 在 地
菱 浦	第 1 種	海士町大字福井
宇 受 賀	第 1 種	海士町大字宇受賀
高 石	第 1 種	海士町大字海士
多 井	第 1 種	海士町大字崎

別表第 2（第 7 条関係）

危 険 物 等 の 種 類

区 分	内 容
爆 発 物	1 火薬類（有煙火薬・無煙火薬の類）
	2 雷酸煙類（雷こうの類）
	3 起爆の用に供する窒化物（窒化鉛の類）その他起爆剤
	4 ニトログリセリン及びこれを主とする爆発薬（各種ダイナマイト類）、綿火薬、硝化綿、爆発性芳香系列、硝化物（ニトロベンゾール、ニトロトルオール、ピクリン酸の類）
	5 塩素酸塩類（塩素酸ソーダ、塩素酸カリの類）、過塩素酸塩類（過塩酸カリ、過塩酸アンモニアの類）、硝酸塩類（硝石、チリ硝石、硝酸アンモニアの類）
	6 実包、空包、薬筒の類
	7 火薬又は爆薬を装てんした弾丸、信管
	8 煙火その他火薬又は煙薬を用いた火工品（がん具用普通加工品を除く。）
	9 圧縮ガス類
そ の 他 の 危 険 物	1 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、その他の石油類
	2 セルロイド
	3 黄リン、赤リン、無水リン酸
	4 カリウム、ナトリウム、マグネシウム、過酸化カリ、過酸化ソーダ
	5 リン化カルシウム、カーバイト、生石灰
	6 エーテル、二硫化炭素、クロロホン、メタノール、アルコール、ベンゾール、トリオール、ソルベントナフサ、アセトン、キシロール、テレビン油
	7 濃硫酸、濃硝酸
	8 その他「エーベル」又は「ベンスキー」閉そく発煙試験器を用い、1,013ミリバールの気圧において、35度以下の温度で発煙するもの
衛 生 上 有 害 と 認 め ら れ る も の	1 じんあい
	2 汚物
	3 腐敗物
	4 その他衛生上有害と認められるもの

別表第3（第13条関係） 改正（平元条例第17号）

占 用 の 種 別		占 用 料 の 額
荷さばき所・水産倉庫・漁船修理場・漁貝干場・給水施設・給油施設・製氷冷蔵施設・加工場・事務所又はこれらに類する施設の設置		1平方メートル1年につき 257円
起重機の設置		1基1年につき 1,854円
砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置		1基1年につき 5,150円
柱類の建設	電柱	1本1年につき 618円
	電話柱	1本1年につき 309円
	街灯柱	1本1年につき 309円
	その他の柱類	1本1年につき 515円
管類の布設	外径0.2メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき 103円
	外径0.2メートル以上 0.4メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき 206円
	外径0.4メートル以上 1メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき 309円
	外径1メートル以上の管類	長さ1メートル1年につき 515円
施設又は工作物の設置を伴わない場合		1平方メートル1月につき 103円

備考

- (1) 漁港施設の占用面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- (2) 電柱、電話柱又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。
- (3) 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- (4) 占用料の額が月額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が1月未満であるとき、又は当該占用期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数は、それぞれ1月として計算する。
- (5) 占用料の額が年額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときの占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。）に、この表に定める占用料の年額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。

○海士町漁港管理条例施行規則

(平成17年 8 月20日海士町規則第11号)

(目的)

第1条 この規則は、海士町漁港管理条例（昭和61年海士町条例第3号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(甲種漁港施設の滅失又は損傷の届出)

第2条 条例第3条第2項の規定による届出は、様式第1号により、町長に提出しなければならない。

(指定区域内における承認を要する行為の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、様式第2号の申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 一般平面図
- (2) 求積図
- (3) 工作物の新築又は改築の場合にあっては、建造物の設計書
- (4) 土砂の採取又は土地の掘さくの場合にあっては、平面図及び横断面図

(危険物等の荷役の許可申請)

第4条 条例第7条第2項による許可を受けようとする者は、様式第3号の申請書を町長に提出しなければならない。

(利用の届出)

第5条 条例第11条の規定による届出は、様式第4号の届書を町長に提出しなければならない。

(占用等の許可申請)

第6条 条例第12条第1項の規定により占用等の許可を受けようとする者は、様式第5号の申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 一般平面図
- (2) 求積図
- (3) 工作物を新築し、改築し、増築し、又は除去しようとするときは、当該工作物の設計書

(入出港届)

第7条 条例第14条の規定による届出は、様式第6号（国際航海に従事する船舶については漁港漁場整備法施行規則第8条の2に規定する様式）の届書を町長に提出しなければならない。

(占用等の廃止届等)

第8条 条例第12条第1項の規定により占用等の許可を受けた者は、占用期間が満了する場合又は占用期間内においてその占用等を廃止しようとする場合においては、あらかじめ様式第7号の届書を町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略

○承久海道キンニャモニャセンターの設置及び管理に関する条例

(平成13年12月26日海士町条例第27号)

改正 平成28年7月6日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、承久海道キンニャモニャセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町の農林水産業の振興、交流人口の拡大、観光産業の振興及び特産品の開発等地域活性化の拠点基地として次の施設を設置する。

名	称	位	置
承久海道キンニャモニャセンター		海士町大字福井1365-5	

(愛称)

第2条の2 センターの愛称は、「島の駅キンニャモニャセンター」とする。

(管理)

第3条 センターの管理は、町長が行う。

(使用許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に当たっては、使用の目的、期間その他センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第5条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、町長が公益上特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(共益費の負担)

第6条 使用者は、電気、ガス、水道等を使用した場合には、その実費を納付しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第8条 町長は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこれに基づく指示命令に違反したとき。
- (2) その他施設の設置目的に反すると認められるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年 7 月 6 日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

使 用 の 形 態	使 用 料 の 額
使用期間30日以下	1 平方メートル 1 日につき 22円
使用期間31日以上 1 年未満	1 平方メートル 1 日につき 44円
使用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき 15,870円

○承久海道キンニャモニャセンター管理運営に関する規則

(平成14年3月1日海士町規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、承久海道キンニャモニャセンターの設置及び管理に関する条例（平成13年海士町条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、承久海道キンニャモニャセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第4条に定める使用者（以下「使用者」という。）でセンターを使用しようとする者は、承久海道キンニャモニャセンター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第3条 町長は、前条の使用について申請書を受理したときは、当該申請者について使用の可否を決定し、その結果を申請者に通知（様式第2号、様式第2号の2）するものとする。

(使用料の徴収等)

第4条 使用料は、当該使用料を月割りで算出した額を町長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年2月12日から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名

承久海道キンニャモニャセンター使用許可申請書

次のとおり、上記の施設を使用したいので申請します。

1 使用目的	
2 使用面積	m ²
3 使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 使用時間	時 から 時 まで
5 添付図書	平面図

様式第2号（第3条関係）

指令海産建 第2号

申請者

年 月 日付けで申請のあった施設の使用は、承久海道キンニャモニャセンターの設置及び管理に関する条例に基づき、下記のとおり許可します。

年 月 日

海士町長

- 1 使用を許可する施設 承久海道キンニャモニャセンター （ m²）
隠岐郡海士町大字福井1, 365番地5
- 2 使用目的 隠岐～本土航路のフェリー及び高速船の発着業務を行うため
- 3 使用の期間 年 月 日から 年 月 日とする。ただし、
相方いずれか一方より何等かの申出がない限り、更に1年間同一条件
で更新し、以下同様とする。
- 4 使用料 金 円
- 5 使用料の納付方法 月割りで算出した額を別途発行する納入通知書により、翌月の15日ま
でに納付すること。
- 6 許可条件
 - (1) この施設の使用に当たっては、承久海道キンニャモニャセンターの設置及び管理に関する
条例を遵守するとともにこの施設を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。
 - (2) 使用者は、使用期間中許可を受けた使用目的以外の目的に使用してはならない。
 - (3) 次のいずれかに該当するときは、許可の内容を変更し、又は許可を取り消すことができる。
ア 使用者が使用条件に違反したとき。
イ 町において漁港工事に又は公益上必要とするとき。
 - (4) 使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は自己の負担にお
いてこの施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に事由有りとして認め
て免除したときはこの限りでない。
 - (5) 使用者は、その責めに帰する事由により、この施設の全部又は一部を滅失又はき損したと
きは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を、損害賠償として支払わなければな
らない。ただし、前項の規定により施設を原状に回復した場合は、この限りでない。
 - (6) 使用者は、この施設及び施設に許可を受けて設置した使用者の工作物設備等を他の者に転
貸し、又は担保に供してはならない。
 - (7) 町は、この施設について随時に実地調査し、又は所用の報告を求め、その維持利用に教示
することができる。
 - (8) 使用者は、第三者に損害を与えないよう万全の方策を講じなければならない。町は、第三
者への損害を防止するため、使用者に対して対策を指示し、又は使用を中止させることがで
きる。
 - (9) 使用者は、許可施設維持のため許可施設に附帯する電気・水道・下水道等の光熱水費を別
途定める覚書により負担しなければならない。

様式第 2 号の 2（第 3 条関係）

指令海 第 号

年 月 日

海士町長

年 月 日付けで申請のあった施設の利用は、下記の理由により却下します。

記

（却下理由）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第3章 町営住宅

○海士町営住宅設置及び管理条例

(平成9年11月26日海士町条例第26号)

改正	平成12年3月24日条例第6号	平成12年12月26日条例第33号
	平成18年3月27日条例第21号	平成19年12月25日条例第34号
	平成23年3月23日条例第9号	平成24年3月21日条例第10号
	平成25年3月21日条例第12号	令和2年3月17日条例第9号
	令和5年6月14日条例第13号	

目次

第1章 総則（第1条―第2条の2）

第2章 町営住宅の管理（第3条―第41条）

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第42条―第48条）

第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第49条―第53条）

第5章 駐車場の管理（第54条―第64条）

第6章 補則（第65条―第70条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町営住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借り上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 町営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 町営住宅監理員 法第33条の規定により町長が任命する者をいう。

（設置）

第2条の2 町営住宅（共同施設を含む。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第2章 町営住宅の管理

（入居者の公募の方法）

第3条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうちで行うものとする。

- (1) 広報無線
- (2) 町の掲示場及び町内の適当な場所における掲示
- (3) 町の広報紙

2 前項の公募に当たっては、町長は、町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第4条 町長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 町営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。
- (2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に依り、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (ア) 入居者又は同居者にaからeまでのいずれかに該当する者がある場合
 - a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けているもの者
 - d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ｅ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（イ）入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

（ウ）同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

（3）入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 改正（平25条例第12号）

2 前項の規定にかかわらず、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（次項及び第4項において「要介護者」という。）を除く。）にあつては、前項第1号に掲げる条件を具備することを要しない。

（1）60歳以上の者

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（4）前項第2号ア(7) a から e までのいずれかに該当する者

（5）福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定の適用を受ける者（入居者資格の特例）

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

全改（平25条例第12号）

2 前条第1項第2号イに掲げる場合にあっては町営住宅の入居者は、前条第1項（同条第2項に規定する者）にあつては、同条第1項第2号及び第3号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

《公開抽選及び選考による場合》

2 町長は、第1項各号の一に該当する入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 町長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭坑離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

《選考による場合》

2 町長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭坑離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第9条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者の他に補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第10条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第18条の規定により敷金を納付すること。

2 町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 町営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第12条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額の範囲内において規則で定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 町長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促、延滞金の徴収)

第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(敷金)

第18条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収することができる。

2 町長は、第15条の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより、当該敷金の減免又

は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には、利子をつけない。

(敷金の運用等)

第19条 町長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第20条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、町の負担とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ町営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじん芥の処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚物処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第22条 入居者は、町営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、町営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第23条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第24条 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第25条 入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第26条 入居者は、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第27条 入居者は、町営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該町営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに町営住宅を模様替えし、又は増築をしたときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 町長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第29条 収入超過者は、町営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額の範囲内において規則で定める。

3 第15条、第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第31条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求する。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）毎月、近傍同種の住宅の家賃の範囲内において規則で定める。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第15条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条及び第17条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第33条 町長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において町営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするよう特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第34条 町長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の町営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明け渡し後に入居した当該他の町営住宅に入居している期間に通算する。

2 町長が第37条の規定による申出をした者を町営住宅建替事業により新たに整備された町営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が当該町営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された町営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 町長は、第13条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 町長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第36条 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする町営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、第32条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される町営住宅への入居)

第37条 町営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される町営住宅に入居を希望するときは、町長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入

居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

（公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例）

第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

（住宅の検査）

第40条 入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第27条の規定により町営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

（住宅の明渡し請求）

第41条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。 改正（平19条例第34号）

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。
- (5) 第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 町長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 町長は、町営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、町営住宅の借りに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第42条 町長は、社会福祉法人又は公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。

2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。

改正（平12条例第33号）

(使用手続)

第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用するときは、町長の定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可の申請をしなければならない。

2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに町営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、町営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長の定める日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第45条 社会福祉法人などによる町営住宅の使用に当たっては、第16条から第27条まで、第36条、第40条及び第67条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第10条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 町長は、町営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該町営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該町営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 町営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第48条 町長は、次の各号の一に該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

（使用許可）

第49条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。

（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）

第50条 町長は、町営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該町営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

改正（平12条例第33号）

（入居者資格）

第51条 第49条の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がある者
- (2) 特定優良賃貸住宅施行規則第7条各号に定める者

（家賃）

第52条 第49条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。

2 前項の入居者の収入については第14条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第13条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

（準用）

第53条 第49条の規定による町営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第12条まで、第15条から第27条まで、第35条から第41条まで及び第66条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中、「前2条」とあるのは「第51条」と、第16条第1項中「第31条第1項又は第36条の第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第13条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第30条第3項又は第32条又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

第54条 町営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行わなければならない。

(使用許可)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第56条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 町営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第41条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第57条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、町長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第58条 町長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、町長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第59条 第57条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に町長が別に定める所定の書類を提出しなければならない。

- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 町長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の決定を取り消すことができる。
- 4 町長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第60条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、町長が定めるものとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第61条 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第62条 町長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第18条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第63条 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(5) 第56条に規定する使用資格を失ったとき。

(6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。

この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条 駐車場の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第16条、第17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(町営住宅監理員及び町営住宅管理人)

第65条 町営住宅監理員は、町長が町職員のうちから2人以内の範囲内において任命する。

2 町営住宅監理員は、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、町営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 町長は、町営住宅監理員の職務を補助させるため、町営住宅管理人を置くことができる。

4 町営住宅管理人は、町営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡事務を行う。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、町営住宅監理員及び町営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第66条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせること

ができる。

2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（敷地の目的外使用）

第67条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。
繰上げ（平18条例第21号）

（罰則）

第68条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

繰上げ（平18条例第21号）

（施行規則の制定）

第69条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。
繰上げ（平18条例第21号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年12月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例（以下「新条例」という。）第3条第2項、第4条第8号、第5条、第6条、第11条から第19条まで、第22条から第39条まで及び第41条の規定は適用せず、旧条例第3条第2項、第4条第6号、第7号及び第9号、第5条、第10条から第18条まで、第21条から第35条まで、第37条並びに附則第5項及び第6項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の町営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第4条の規定は適用せず、旧条例第4条第8号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該公営住宅に」とあるのは、「現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

4 新条例の施行の日において現に町が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第5条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。

5 新条例第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の町営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

- 6 平成10年4月1日において現に附則第3項の町営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第13条又は第15条の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第13条又は第15条の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額に旧条例第30条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じていた額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年 度 の 区 分	負 担 調 整 率
平 成 10 年 度	0.25
平 成 11 年 度	0.5
平 成 12 年 度	0.75

- 7 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 8 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される町営住宅に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「建設、買取り又は借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付」とする。
- 9 当分の間、町営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該町営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。

附 則（平成12年3月24日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成12年12月26日条例第33号）
この条例は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成18年3月27日条例第21号）
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成19年12月25日条例第34号）
この条例は、平成20年1月1日から施行する。
- 附 則（平成23年3月23日条例第9号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年3月21日条例第10号）
この条例は、平成24年4月1日より施行する。
- 附 則（平成25年3月21日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年３月17日条例第９号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年６月14日条例第13号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条の２関係） 改正（令５条例第13号）

所 在 地	団地の名称	区 分	建設年度	戸 数	備 考
海士町大字崎	崎団地	耐火構造３階建	57	6	
海士町大字海士	宇受賀団地	木造平屋建	5	4	
海士町大字海士	宇受賀団地	木造平屋建	6	4	
海士町大字海士	東団地	木造平屋建	8	4	
海士町大字豊田	豊田団地	木造平屋建	22	2	

○海士町営住宅設置及び管理条例施行規則

(平成9年12月1日海士町規則第9号)

(目的)

第1条 この規則は、海士町営住宅設置及び管理条例（平成9年海士町条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入居申込)

第2条 条例第7条の規定により町営住宅入居の許可を受けようとする者は、町営住宅入居申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(入居の決定通知等)

第3条 条例第7条第2項及び第10条第5項の入居決定に関する通知は、町営住宅入居決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(請書)

第4条 条例第10条第1項第1号の規定による請書は、町営住宅使用請書（様式第3号）によるものとする。

(使用許可書)

第5条 町長は、町営住宅の使用を許可したときは、町営住宅使用許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(異動の届出等)

第6条 入居者は、次の各号に該当するときは、町営住宅同居親族等異動届（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 入居者が氏名を変更したとき。
- (2) 入居者の同居家族に異動を生じたとき。
- (3) 同居親族以外の者を同居させようとするとき。

(保証人の変更等)

第7条 入居者は、条例第10条第1項第1号による保証人が死亡し、又は保証人たる資格を欠くに至ったときは、遅滞なく町営住宅保証人変更届（様式第6号）を町長に提出しその承認を受けなければならない。

(入居の継承)

第8条 条例第12条に規定する入居の継承を希望するときは、遅滞なく町営住宅入居継承承認願（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(家賃の決定)

第9条 条例第13条第1項の規定による算出方法で得た額は、90,000円以下の範囲内とする。

2 条例第13条第2項に規定する数値は、別表により算出したものとする。

(収入の申告)

第10条 条例第14条第1項の規定による収入に関する申告は、収入申告書（様式第8号）によって町長に申告しなければならない。

(敷金、家賃の減免及び徴収猶予)

第11条 条例第15条及び第18条第2項の規定により敷金又は家賃の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、町営住宅家賃減免（延納）承認願（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(休止の届出)

第12条 条例第24条に規定する届出は、使用しない事由が発生したときは速やかに町営住宅使用休止届(様式第10号)を提出しなければならない。

(模様替え又は増築)

第13条 条例第27条の規定により、町長が住宅を模様替えし、又は増築することを承認する場合は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 模様替えは、住宅をき損しない程度のもので必要やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 増築は、物置、風呂場、板へい等事情やむを得ないと認められるもので増築する部分の床面積の合計が10平方メートル以内のものであること。

2 前項の規定により、模様替え又は増築しようとする者は、町営住宅模様替(増築)申請書(様式第11号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(収入超過者に対する家賃等)

第14条 条例第30条及び第32条第1項に規定する額は、当分の間、第9条第1項に規定する額と同じ額とする。

(住宅の検査)

第15条 条例第40条第1項に規定する町営住宅を明け渡そうとするときは、遅滞なく町営住宅退去届(様式第12号)を提出し、検査を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。
- 2 海士町営住宅設置及び管理条例施行規則(昭和57年海士町規則第9号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則(以下「新規則」という。)は適用せず、旧規則の規定がなお効力を有する。
- 4 前項の町営住宅の敷金は、入居時における3月分の家賃に相当する金額とし、新規則に定める家賃の額に変更があっても追加徴収又は差額還付はしないものとする。

別表（第9条関係）

利 便 性 係 数 設 定 に 係 る 算 出

建設経過			浴槽関係			トイレ関係		
区 分		増減ポイント	物置関係	区 分		増減ポイント	汲み取り方式	増減ポイント
0～2年		0.02		タイル浴槽で給湯設備が独立		0.05		0.05
3年以上5年まで		0.03		給湯設備がガス方式		0.03		
6年以上8年まで		0.04						
9年以上10年まで		0.05						
11年以上12年まで		0.06						
13年以上15年まで		0.07						
16年以上18年まで		0.08						
19年以上21年まで		0.09						
22年以上24年まで		0.1						
25年以上27年まで		0.11						
28年以上30年まで		0.12						
30年以上		0.14						

駐車関係		
区 分		増減ポイント
駐車出来るスペースがない		0.03
数台は駐車可能		0.02
入居者数分の駐車が十分可能		0

構造関係		
区 分		増減ポイント
中 耐		0.05
簡 2		0.04
木 造		0.03

様式第 1 号（第 2 条関係）

		希望住宅名	受付番号	書 類 調 査				実態調査
			※	※ 1 有資格 2 無資格				※
町 営 住 宅 入 居 申 込 書								
ふ り が な 申 込 者 氏 名				職 業	職 務 内 容			
本 籍 地					勤 務 先		(電話 番)	
現 住 所					所 在 地			
入 居 す る 親 族	続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	年間収入金額	収入の生ずる 場所又は方法	現在同居 別居の別	備 考
	本 人							
年 間 収 入 金 額		所得税法の例に より控除する額	所 得 金 額	平 均 月 収	扶 養 控 除 額	公営住宅法による収入		
※ 円		※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円		

- 備考
- 1 この申込書はインクで記入して下さい。
 - 2 扶養親族については、当該氏名の欄外に○印をして下さい。
 - 3 収入を証明する書類を添付して下さい。
 - 4 ※印欄は記入しないで下さい。

住 宅 困 窮 状 況	該 当 事 項	住 宅 困 窮 の 状 況	現 住 所 見 取 図 (目標を明示して下さい。)
	(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住		
	(2) 保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住		
	(3) 他の世帯と同居し著しく生活上の不便を受けている。		
	(4) 住宅がないため親族と同居することができない。		
	(5) 住宅の規模又は間どりと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。		
	(6) 正当な事由による立ち退きの要求を受け適当な立ち退き先がないため困窮している。		
	(7) 勤務場所から著しく遠隔地に居住を余儀なくされている。		
	(8) 毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。		
(9) その他住宅に困窮している理由			

上記のとおり相違ありませんから、入居を許可されますよう申し込みます。
なお、本書記載事項が入居の際事実と相違するときは、使用許可を取り消されても異議ありません。

年 月 日

海士町長 殿

申込者 氏 名 印

第 年 月 号
年 月 日

殿

海士町長

町 営 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

町営住宅申込みについて、あなたの入居が決定しましたので通知します。

記

- 1

入居決定住宅

第 号
- 2

家賃

円
- 3

入居可能年月日

年 月 日
- 4

特記事項

様式第3号（第4条関係）

町 営 住 宅 使 用 請 書

収入
印紙

使用許可住宅	所在地	島根県隠岐郡海士町大字		
	住宅名	町営住宅		団地 号
	構造規格		延面積	m ²
	入居年月日	年 月 日		
	家賃	円	敷金	円
入居者	本籍地			
	現住所			
	氏名	印	(年 月 日生)	
保証人	本籍地			
	現住所			
	氏名	印	(年 月 日生)	
	勤務先			
	勤務証明	上記の者は、当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 (証明者) 印		
	本籍地			
	現住所			
	氏名	印	(年 月 日生)	
	勤務先			
	勤務証明	上記の者は、当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 (証明者) 印		
入居者は、上記住宅の使用許可を受けた上は、公営住宅法、海士町営住宅設置及び管理条例及びこれに基づく命令を堅く守ります。 保証人は、入居者が家賃その他の債務を履行しない場合に、その義務を負担します。 年 月 日 海士町長 殿				

備考
1 入居者及び保証人の印鑑証明書を裏面にはりつけること。
2 収入証明のとれない保証人は、納税証明書を添付すること。

指令	第	号
入居者氏名		
町 営 住 宅 使 用 許 可 書		
1	許可年月日	
2	許可住宅名	第 号
3	構造規格	
海士町長		印

(注 意 事 項)

- 1 本書に町長印のないものは無効です。
- 2 本書を他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 3 本書は使用廃止まで大切に保管され、退去する際には返却して下さい。
- 4 入居者の氏名が変わったとき又は汚損したときには、再発行しますので申し出て下さい。

様式第5号（第6条関係）

町 営 住 宅 同 居 親 族 等 異 動 届

使用許可住宅	住 宅 名	町営住宅 第 号						
	所 在 地							
	構 造 規 格	延面積 m ²						
	入 居 年 月 日	年 月 日						
異動親族等	続柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	月 収	収入の生じる場所又は方法	異 動 理 由	
上記のとおり、同居親族の異動がありましたのでお届けいたします。								
年 月 日								
入居者氏名 印								
海士町長 殿								

様式第 6 号（第 7 条関係）

町 営 住 宅 保 証 人 変 更 届

使用許可住宅	住 宅 名		町営住宅 第 号				
	所 在 地						
	構 造 規 格			延面積	m ²		
	入 居 年 月 日		年 月 日				
	家 賃		円	敷 金	円		
保 証 人	旧	氏 名 印	印	変 更 年 月 日	年 月 日		
		変 更 理 由					
		氏 名 印	印	変 更 年 月 日	年 月 日		
		変 更 理 由					
	新	氏 名 印	印 （ 年 月 日生）				
		住 所					
		勤 務 先		（電話 ）			
		氏 名 印	印 （ 年 月 日生）				
		住 所					
		勤 務 先		（電話 ）			
	上記のとおり、保証人の変更をしたいので承認されますようお願いいたします。						
	年 月 日						
入居者氏名 印							
海士町長 殿							

備考

- 1 保証人の印鑑証明書を裏面に貼付すること。
- 2 収入証明のとれない保証人は、納税証明書を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

町 営 住 宅 入 居 継 承 承 認 願

使用許可住宅	住 宅 名	町営住宅			第 号	
	所 在 地					
	構 造 規 格		延面積	㎡		
	入 居 年 月 日	年 月 日				
	家 賃	円	敷 金	円		
前入居者			継 承 理 由			
継承人	本 籍 地					
	現 住 所					
	職 業		月 収	円		
	勤 務 先			（電話 ）		
	氏 名 印			印	（ 年 月 日生）	
保証人	保 入居者との関係					
	住 所					
	氏 名 印			印	（ 年 月 日生）	
	勤 務 先			（電話 ）		
	保 入居者との関係					
	住 所					
	氏 名 印			印	（ 年 月 日生）	
	勤 務 先			（電話 ）		
継承人として私は、上記住宅に引き続き入居したいので承認されますようお願いいたします。 連帯保証人は、継承人が家賃その他の債務を履行しない場合に継承人と連帯してその債務を負担いたします。 年 月 日 海士町長 殿						

様式第 8 号（第10条関係）

収 入 申 告 書											
使用許可住宅		住 宅 名		町営住宅						第 号	
		所 在 地									
		入 居 年 月 日		年 月 日							
続柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	年 間 収 入 金 額			収入の生ずる場所又は方法	備 考			
				給与所得	給 与 所 得 以 外 の 所 得						
					所得の種類	所 得 額					
本人											
年 間 収 入 金 額		所得税法の例により控除する額		所 得 金 額		平 均 月 収		扶 養 控 除 額		公 営 住 宅 法 に よ る 収 入	
※ 円		※ 円		※ 円		※ 円		※ 円		※ 円	
収入について、上記のとおり申告いたします。 年 月 日										入居者氏名 印	
海士町長 殿											

備考

- 1 この申告書は、インクで記入して下さい。
- 2 扶養親族については、当該氏名の欄外に○印を付して下さい。
- 3 収入を証明する書類を添付して下さい。
- 4 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第9号（第11条関係）

町 営 住 宅 家 賃 減 免 （ 延 納 ） 承 認 願

使 用 許 可 住 宅	住 宅 名	町営住宅 第 号		
	所 在 地			
	構 造 規 格		延面積	m ²
	入 居 年 月 日	年 月 日		
	家 賃		敷 金	円
減 免 （ 延 納 ） の 理 由				
減 免 （ 延 納 ） の 期 間				
減 免 （ 延 納 ） 家 賃 の 納 付 方 法				
上記のとおり、家賃の減免（延納）を受けたいので承認されますようお願いいたします。 年 月 日 入居者氏名 印 海士町長 殿				

備考 家賃の減免（延納）の理由となった事実を証明する書面があれば添付すること。

様式第 1 0 号（第12条関係）

町 営 住 宅 使 用 休 止 届

使 用 許 可 住 宅	住 宅 名	町営住宅 第 号		
	所 在 地			
	構 造 規 格		延面積	m ²
	入 居 年 月 日	年 月 日		
使 用 休 止 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日		
使 用 休 止 理 由				
休 止 中 の 連 絡 先		(住所) (電話)		
休 止 中 の 管 理 人		(住所) (電話)		
町営住宅使用休止期間中に限り、上記の者を管理人に定めおおむね 1 週間に 1 回以上住宅の清掃を行うなどして維持管理を行うとともに、使用休止期間中における町営住宅入居者として一切の権利及び義務を上記の者に委任することをお届けいたします。 また、届け出た使用休止期間を過ぎても使用を再開しない場合は町の処分に従うことを誓約いたします。 年 月 日 入居者 氏 名 印 使用休止中の管理人（受任者） 住 所 氏 名 印 海士町長 殿				

様式第 1 1 号（第13条関係）

町 営 住 宅 模 様 替 （ 増 築 ） 申 請 書

使用許可住宅	住 宅 名	町営住宅			第	号
	所 在 地					
	構 造 規 格		延面積		m ²	
	入 居 年 月 日	年 月 日				
模 様 替 又 は 増 築 の 別						
必 要 と す る 理 由						
施 工 方 法 等						
退 去 す る と き の 措 置						
上記のとおり、模様替（増築）したいので、承認いただきますようお願いいたします。 なお、町の指示により撤去を要する場合及び住宅を退去する場合は、無条件で原状に復します。 年 月 日 入居者氏名 印 海士町長 殿						
※工 事	着 手	年 月		検 査 員		
	完 成	年 月				

備考

1 配置図、平面図及び立面図等を添付すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 1 2 号（第15条関係）

町 営 住 宅 退 去 届

使用許可住宅	住 宅 名	町営住宅			第 号	
	所 在 地					
	構 造 規 格	m ²				
	入 居 年 月 日	年 月 日				
	家 賃	円	敷 金	円		
立 ち 退 き 日 時						
立 ち 退 き 理 由						
移 転 先						
上記のとおり、退去したいのでお届けいたします。						
年 月 日						
海士町長 殿		入居者氏名		印		
管 理 人 記 載 欄						
管 理 人 氏 名		印				
※ 検査事項等	建 物 ・ 附 帯 施 設 の 損 傷					
	模 様 替 の 原 状 回 復					
	未 納 家 賃		円			
	損 害 賠 償 金		円			
	差 額 不 足 額 又 は 敷 金 還 付 額		円			
検 査 実 施 日		年 月 日	検査員氏名	印		
特 記 事 項						

備考 ※印の欄は記入しないこと。

○海士町営住宅敷金、家賃減免及び徴収猶予取扱要綱

(平成9年12月1日海士町告示第25号)

(趣旨)

第1 海士町営住宅設置及び管理条例(平成9年海士町条例第26号。以下「条例」という。)
第15条及び第18条第2項並びに海士町営住宅設置及び管理条例施行規則(平成9年海士町規則第9号。以下「規則」という。)第11条に定める敷金、家賃の減免及び徴収猶予
(以下「減免等」という。)の実施については、この要綱の定めるところによる。

(減免等の基準)

第2 敷金、家賃の減免対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条で定める市町村民税非課税世帯
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯
- (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条に定める災害により損害を受けた世帯

2 敷金、家賃の徴収猶予は、前項各号に該当しない場合で、条例第15条各号及び第18条第2項に該当する世帯とする。

(減免額)

第3 敷金、家賃の減免額は、次のとおりとする。ただし、計算して得た額の10円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 第2第1項第1号に該当する場合は、家賃の25パーセントに相当する額
- (2) 第2第1項第2号に該当する場合は、住宅扶助限度額を超える額
- (3) 第2第1項第3号に該当する場合は、家賃の50パーセントに相当する額以内で、その都度町長が定める。

(減免等の期間)

第4 敷金、家賃の減免は、承認のあった日の属する日の翌月(その日が月の初日である場合は当該月)から行うこととし、その期間は次のとおりとする。

- (1) 第2第1項第1号に該当する場合は、非課税証明対象年度の10月1日から翌年度の9月30日までとする。
- (2) 第2第1項第2号に該当する場合は、被保護期間とする。
- (3) 第2第1項第3号に該当する場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から3年以内で町長が定める期間とする。

2 敷金、家賃の徴収猶予は、承認のあった日の属する日の翌月(その日が月の初日である場合は当該月)から行うこととし、その期間は6月を限度とし、更新は行わない。

(減免等の申請)

第5 敷金、家賃の減免等を受けようとする者は、規則第11条に定める町営住宅家賃減免(延納)承認願及び申請者の世帯全員の住民票に次の各号に掲げる書類を添付して町長あてに申請しなければならない。

- (1) 第2第1項第1号に該当する場合は、申請者の世帯全員に町長が発行する非課税証明書
- (2) 第2第1項第2号に該当する場合は、被保護世帯及び住宅扶助支給額を証する福祉事務所長が発行する証明書
- (3) 第2第1項第3号に該当する場合は、その事実を証明する公的機関が発行する書類
- (4) 第2第2項に該当する場合は、その事実を証明する書類

(減免等の承認)

第6 町長は、第5の申請を受理した場合において、敷金、家賃の減免等を決定したとき及び減免等をしないことを決定したときは、申請者に通知する。

(減免等の辞退及び取消し)

第7 敷金、家賃の減免を受けている者が減免等の基準に該当しなくなった場合は、直ちに辞退届を提出しなければならない。

2 前項の書類の提出があったときは、その翌月から減免等を解除するものとする。

3 承認届に虚偽があることが分かったとき、減免等の基準に該当しなくなったとき又は3箇月以上家賃を滞納したときは、減免等を取り消すものとする。

(減免等の適用除外)

第8 家賃を滞納している者又は町長の要求した住宅の交換若しくは移転に対し相当の理由がなく従わない者に対しては、敷金、家賃の減免等を行わない。

附 則

この告示は、平成9年12月1日から施行する。

○海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(平成9年12月26日海士町条例第36号)

改正 平成11年3月19日条例第10号 平成12年3月24日条例第16号
平成14年3月29日条例第14号 平成18年3月27日条例第22号
平成19年6月29日条例第20号 平成22年12月17日条例第37号
平成24年6月26日条例第17号 平成25年6月28日条例第23号
平成27年3月13日条例第15号 平成27年6月18日条例第19号
平成27年12月24日条例第33号 平成28年7月6日条例第19号
平成28年12月27日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、海士町定住促進住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 海士町過疎地域活性化対策として、海士町へのU・Iターン者を積極的に受け入れ労働力の確保と人口の増加を図るため、海士町定住促進住宅（以下「定住住宅」という。）を設置する。

改正（平28条例第32号）

所 在	名 称	区 分	建設年度	戸 数	備 考
海士町大字海士3192番地2	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H9	3	温泉付
海士町大字海士3192番地2	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H10	3	
海士町大字海士3192番地2	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H11	1	
海士町大字福井771番地4	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H13	3	
海士町大字海士3980番地18	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H15	1	
海士町大字海士3980番地19	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H15	1	
海士町大字海士3980番地26	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H17	1	
海士町大字海士3980番地27	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H17	1	
海士町大字海士3980番地28	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H17	6	
海士町大字海士3980番地29	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H17	3	
海士町大字海士2884番地2	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H17	1	
海士町大字海士2891番地	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H17	6	
海士町大字崎1749番地	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H17	1	
海士町大字崎1660番地5	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H17	1	
海士町大字豊田146番地5	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H18	3	
海士町大字福井771番地4	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H22	2	
海士町大字海士2911番地1	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H22	2	
海士町大字海士2904番地	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H23	1	
海士町大字海士2903番地	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H23	1	
海士町大字海士2901番地	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H23	6	

海士町大字海士3980番地17	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H23	4	
海士町大字海士2806番地内 2	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H24	2	
海士町大字海士3980番地24	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H26	2	
海士町大字海士2453番地 2	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H26	3	
海士町大字海士2806番地内 2	海士町定住促進住宅	木造平屋住宅	H26	1	
海士町大字御波2200番地14	海士町定住促進住宅	木造長屋住宅	H27	4	
海士町大字福井782番地 1	海士町定住促進住宅	木造平家住宅	H27	1	
海士町大字福井782番地 2	海士町定住促進住宅	木造平家住宅	H27	2	
海士町大字福井126番地	海士町定住促進住宅	木造平家住宅	H28	2	

(使用の許可)

第3条 この定住住宅を利用しようとする者は、別に定める申請書を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、定住住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 町長は、定住住宅の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上、支障があると認められるとき。
- (3) その他、町長が適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第5条 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可を取消し使用を停止又は使用の条件を変更することができる。

- (1) 申請に偽りがあったとき。
- (2) 第3条第2項の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当するとき。
- (4) その他この条例に違反したとき。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、定住住宅の使用にあたってはこの条例を守り、常にこの定住住宅の善良な維持管理に協力しなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取消されたときは、直ちに原形に復し返還しなければならない。

(使用料)

第7条 使用者は、定住住宅1戸につき、下表の使用料を納付しなければならない。

住 宅 名	所 在 地	使 用 料
海士町定住促進住宅1号	海士町大字海士3192番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅2号	海士町大字海士3192番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅3号	海士町大字海士3192番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅4号	海士町大字海士3192番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅5号	海士町大字海士3192番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅6号	海士町大字海士3192番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅7号	海士町大字海士3192番地 2	月額 32,000円
海士町定住促進住宅8号	海士町大字福井771番地 4	月額 20,000円

海士町定住促進住宅9号	海士町大字福井771番地 4	月額 20,000円
海士町定住促進住宅10号	海士町大字福井771番地 4	月額 20,000円
海士町定住促進住宅11号	海士町大字海士3980番地18	月額 32,000円
海士町定住促進住宅12号	海士町大字海士3980番地19	月額 32,000円
海士町定住促進住宅13号	海士町大字海士3980番地26	月額 30,000円
海士町定住促進住宅14号	海士町大字海士3980番地27	月額 30,000円
海士町定住促進住宅15号	海士町大字海士3980番地28	月額 20,000円
海士町定住促進住宅16号	海士町大字海士3980番地28	月額 20,000円
海士町定住促進住宅17号	海士町大字海士3980番地28	月額 20,000円
海士町定住促進住宅18号	海士町大字海士3980番地28	月額 20,000円
海士町定住促進住宅19号	海士町大字海士3980番地28	月額 20,000円
海士町定住促進住宅20号	海士町大字海士3980番地28	月額 20,000円
海士町定住促進住宅21号	海士町大字海士3980番地29	月額 24,000円
海士町定住促進住宅22号	海士町大字海士3980番地29	月額 24,000円
海士町定住促進住宅23号	海士町大字海士3980番地29	月額 24,000円
海士町定住促進住宅24号	海士町大字海士2884番地 2	月額 24,000円
海士町定住促進住宅25号	海士町大字海士2891番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅26号	海士町大字海士2891番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅27号	海士町大字海士2891番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅28号	海士町大字海士2891番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅29号	海士町大字海士2891番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅30号	海士町大字海士2891番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅31号	海士町大字崎1749番地	月額 30,000円
海士町定住促進住宅32号	海士町大字崎1660番地 5	月額 30,000円
海士町定住促進住宅33号	海士町大字豊田146番地 5	月額 20,000円
海士町定住促進住宅34号	海士町大字豊田146番地 5	月額 20,000円
海士町定住促進住宅35号	海士町大字豊田146番地 5	月額 29,000円
海士町定住促進住宅36号	海士町大字福井771番地 4	月額 31,000円
海士町定住促進住宅37号	海士町大字福井771番地 4	月額 31,000円
海士町定住促進住宅38号	海士町大字海士2911番地 1	月額 29,000円
海士町定住促進住宅39号	海士町大字海士2911番地 1	月額 29,000円
海士町定住促進住宅40号	海士町大字海士2904番地	月額 29,000円
海士町定住促進住宅41号	海士町大字海士2903番地	月額 29,000円
海士町定住促進住宅42号	海士町大字海士2901番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅43号	海士町大字海士2901番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅44号	海士町大字海士2901番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅45号	海士町大字海士2901番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅46号	海士町大字海士2901番地	月額 20,000円
海士町定住促進住宅47号	海士町大字海士2901番地	月額 20,000円

海士町定住促進住宅48号	海士町大字海士3980番地17	月額 20,000円
海士町定住促進住宅49号	海士町大字海士3980番地17	月額 20,000円
海士町定住促進住宅50号	海士町大字海士3980番地17	月額 20,000円
海士町定住促進住宅51号	海士町大字海士3980番地17	月額 20,000円
海士町定住促進住宅52号	海士町大字海士2806番地内 2	月額 31,000円
海士町定住促進住宅53号	海士町大字海士2806番地内 2	月額 31,000円
海士町定住促進住宅54号	海士町大字海士3980番地24	月額 20,000円
海士町定住促進住宅55号	海士町大字海士3980番地24	月額 29,000円
海士町定住促進住宅56号	海士町大字海士2453番地 2	月額 29,000円
海士町定住促進住宅57号	海士町大字海士2453番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅58号	海士町大字海士2453番地 2	月額 20,000円
海士町定住促進住宅59号	海士町大字海士2806番地内 2	月額 31,000円
海士町定住促進住宅60号	海士町大字御波2200番地14	月額 22,000円
海士町定住促進住宅61号	海士町大字御波2200番地14	月額 22,000円
海士町定住促進住宅62号	海士町大字御波2200番地14	月額 22,000円
海士町定住促進住宅63号	海士町大字御波2200番地14	月額 22,000円
海士町定住促進住宅64号	海士町大字福井782番地 1	月額 34,000円
海士町定住促進住宅65号	海士町大字福井782番地 2	月額 34,000円
海士町定住促進住宅66号	海士町大字福井782番地 2	月額 34,000円
海士町定住促進住宅67号	海士町大字福井126番地	月額 33,000円
海士町定住促進住宅68号	海士町大字福井126番地	月額 33,000円

改正（平28条例第32号）

- 2 使用者が定住住宅の温泉を使用する場合は、月額2,000円を前項の金額に加算しなければならない。

改正（平14条例第14号）

（損害賠償）

- 第8条 使用者が故意又は過失により建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（免責）

- 第9条 定住住宅の使用に当たり、不可抗力及び本人の不注意によって生じた事故、その他の損害については、町長はその責めを負わない。

繰上げ（平18条例第22号）

（委任）

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

繰上げ（平18条例第22号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第22号）
この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月29日条例第20号）
この条例は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行し、平成22年 9 月21日から適用する。

附 則（平成24年 6 月26日条例第17号）
この条例は、公布の日から施行し、平成24年 3 月24日から適用する。

附 則（平成25年 6 月28日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月13日条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 6 月18日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成27年12月24日条例第33号）
この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月 1 日より適用する。

附 則（平成28年 7 月 6 日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年12月27日条例第32号）
この条例は、公布の日から施行し、平成28年10月 1 日より適用する。

○海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成9年12月26日海士町規則第14号)

改正 平成15年4月15日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年海士町条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 海士町定住促進住宅（以下「定住住宅」という。）を使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 海士町以外から海士町内の企業等に就職が内定又は決定している者で、海士町へ住民登録をした日から2年以内の者

2 前項の規定にかかわらず町長が適当と認めた場合は、この限りでない。

改正（平15規則第2号）

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者は、海士町定住促進住宅使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用を開始する日の2週間前までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第4条 町長は、定住住宅の使用を許可したときは、海士町定住促進住宅使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料の納付)

第5条 使用料は、使用開始日から定住住宅を明け渡した日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

3 定住住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算による。

(修繕費用の負担)

第6条 定住住宅の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、町の負担とする。

2 使用者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず使用者は、町長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(敷金)

第7条 町長は、入居者から3月分の家賃（家賃が変更された場合は当該家賃の額）に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 前項の規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くときこれを還付する。

ただし、未納家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちこれを控除する。

3 敷金には、利子をつけない。

（使用者の費用負担義務）

第8条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道、温泉及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用その他共益費

（使用者の保管義務）

第9条 使用者は、当該定住住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者が当該定住住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出をしなければならない。

（住宅の検査）

第10条 使用者は、定住住宅を明け渡そうとするときは、遅滞なく海士町定住促進住宅退去届（様式第3号）を提出し検査を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月15日規則第2号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

海 士 町 定 住 促 進 住 宅 使 用 申 請 書

使用許可住宅	所在地	島根県隠岐郡海士町大字		
	住宅名	海士町定住促進住宅 号		
	構造規格		延面積	m ²
	入居年月日	年 月 日		
	家賃	円	敷金	円
入居者	本籍地			
	現住所			
	氏名	印	(年 月 日生)	
保証人	本籍地			
	現住所			
	氏名	印	(年 月 日生)	
	勤務先			
	勤務証明	上記の者は、当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日（証明者） 印		
	本籍地			
	現住所			
	氏名	印	(年 月 日生)	
	勤務先			
	勤務証明	上記の者は、当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日（証明者） 印		
入居者は、上記住宅の使用許可を受けた上は、海士町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及びこれに基づく命令を堅く守ります。 保証人は、入居者が家賃その他の債務を履行しない場合に、その義務を負担します。 年 月 日 海士町長 様				

注)

- 1 入居者及び保証人の印鑑証明を裏面に貼付すること。
- 2 収入証明のとれない保証人は、納税証明書を添付すること。

指令 第 号

入居者 氏 名

海 士 町 定 住 促 進 住 宅 使 用 許 可 書

1 許可年月日 年 月 日

2 許可住宅名 海士町定住促進住宅 号

3 構造規格

海士町長 印

様式第 3 号（第10条関係）

海 士 町 定 住 促 進 住 宅 退 去 届

使用許可住宅	住 宅 名	海士町定住促進住宅 号		
	所 在 地	隠岐郡海士町大字 番地		
	構 造 規 格			
	入 居 年 月 日	年 月 日		
	使 用 料	円	敷 金	円
立 ち 退 き 日 時		年 月 日		
立 ち 退 き 理 由				
移 転 先				
上記のとおり、退去したいのでお届けいたします。 年 月 日 入居者氏名 印 海士町長 様				
管 理 人 記 載 欄				
管 理 人 氏 名				
※ 検 査 事 項 等	建 物 ・ 附 帯 施 設 の 損 傷			
	模 様 替 え の 原 状 回 復			
	未 納 使 用 料			
	損 害 賠 償 金			
	差 額 不 足 分 額 又 は 敷 金 返 還			
検 査 実 施 日		年 月 日	検 査 員 氏 名	
特 記 事 項				

備考 ※印の欄は記入しないこと。

○海士町空き家リニューアル事業活用住宅管理規則

(平成12年 3 月27日海士町規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、県内定住を促進する目的で、財団法人ふるさと島根定住財団が空き家活用助成事業として実施する海士町空き家リニューアル事業活用住宅（以下「海士町ゆう・あい住宅」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 海士町ゆう・あい住宅を使用できる者は、海士町へのＵＩターン者のうち、住宅確保の困難な者とする。

2 前項の規定にかかわらず町長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(使用許可の申請)

第3条 海士町ゆう・あい住宅を使用しようとする者は、使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用を開始する日の2週間前までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第4条 町長は、海士町ゆう・あい住宅の使用を許可したときは、許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料の納付)

第5条 海士町ゆう・あい住宅の入居者は、別に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

3 海士町ゆう・あい住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算による。

(修繕費用の負担)

第6条 海士町ゆう・あい住宅の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、町の負担とする。

2 使用者の責めに期すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の既定にかかわらず、使用者は町長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(敷金)

第7条 町長は、入居者から3月分の家賃（家賃が変更された場合は、当該家賃の額）に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くときこれを還付する。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金の内からこれを控除する。

3 敷金には、利子を付けない。

(使用者の費用負担義務)

第8条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道、温泉及び下水道の使用料

(2) 汚物及び塵芥の処理に要する費用

（使用者の保管義務）

第 9 条 使用者は、当該海士町ゆう・あい住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者が当該海士町ゆう・あい住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出をしなければならない。

（住宅の検査）

第 10 条 使用者は、海士町ゆう・あい住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに退去届（様式第3号）を提出して検査を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

海 士 町 ゆ う ・ あ い 住 宅 使 用 申 請 書

使用 申請 住宅	所 在 地	島根県隠岐郡海士町大字		
	住 宅 名	海士町ゆう・あい住宅 号		
	構 造 規 格		延 面 積	m ²
	入 居 年 月 日	年 月 日		
	家 賃	円 敷	金	円
入 居 者	本 籍 地			
	現 住 所			
	氏 名	印	(年 月 日生)	
保 証 人	本 籍 地			
	現 住 所			
	氏 名	印	(年 月 日生)	
	勤 務 先			
	勤 務 証 明	上記の者は、当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 (証明者) 年 月 日 印		
	本 籍 地			
	現 住 所			
	氏 名	印	(年 月 日生)	
	勤 務 先			
	勤 務 証 明	上記の者は、当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 (証明者) 年 月 日 印		
入居者は、上記住宅の使用許可を受けた上は、海士町空き家リニューアル事業活用住宅管理規則に基づく命令を堅く守ります。 保証人は、入居者が家賃その他の債務を履行しない場合に、その義務を負担します。 年 月 日 海士町長 様				

注)

- 1 入居者及び保証人の印鑑証明を裏面に貼付すること。
- 2 収入証明のとれない保証人は、納税証明書を添付すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

指令 第 号

入居者 氏 名

海 士 町 ゆ う ・ あ い 住 宅 使 用 許 可 書

1 許可年月日 年 月 日

2 許可住宅名 海士町ゆう・あい住宅 号

3 構造規格

海士町長 印

様式第3号（第10条関係）

海 士 町 ゆ う ・ あ い 住 宅 退 去 届

使用許可住宅	住 宅 名	海士町ゆう・あい住宅 号		
	所 在 地	隠岐郡海士町大字 番地		
	構 造 規 格			
	入 居 年 月 日	年 月 日		
	使 用 料	円	敷 金	円
立 ち 退 き 日 時		年 月 日		
立 ち 退 き 理 由				
移 転 先				
上記のとおり、退去したいのでお届けいたします。 年 月 日 入居者氏名 印 海士町長 様				
管 理 人 記 載 欄				
管 理 人 氏 名				
※ 検査事項等	建 物 ・ 附 帯 施 設 の 損 傷			
	模 様 替 え の 原 状 回 復			
	未 納 使 用 料			
	損 害 賠 償 金			
	差 額 不 足 分 額 又 は 敷 金 返 還			
検 査 実 施 日		年 月 日	検査員氏名	
特 記 事 項				

備考 ※印の欄は記入しないこと。

○海士町特定公共賃貸住宅管理条例

(平成17年3月31日海士町条例第12号の10)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令16号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、特定公共賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、特定賃貸住宅を別表第1のとおり設置する。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公共賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という） 町が法の定めるところにより、国の補助を受けて建設し、住民に賃貸する住宅及び付帯施設をいう。
- (2) 共有部分 施行規則第19条に規定する部分をいう。
- (3) 所得 施行規則第1条第3号に規定する所得をいう。

(入居募集の方法)

第4条 町長は賃貸住宅の入居者を次の各号に掲げる方法より公募しなければならない。

- (1) 広報無線
- (2) 町の掲示場及び町内の適当な場所における掲示
- (3) 町の広報誌等

2 前項の公募に当たっては、町長は賃貸住宅の建設場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(入居者の資格)

第5条 賃貸住宅の入居者の資格は、施行規則第26条各号に規定するものとする。

- 2 施行規則第26条第4号の町長が定める額は、60万1,000円とする。
- 3 施行規則第26条第5号の町長が定める額は、60万1,000円とする。

(入居の申込み及び決定)

第6条 前条に規定する入居資格のある者で、賃貸住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により、入居の申込みをした者を賃貸住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知するものとする。

(入居者の選定)

第7条 町長は、入居の申込をした者が入居させるべき賃貸住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号に掲げる者について行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の所帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由により立退きの要求を受け適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項各号に規定する者について住宅の困窮する実情を調査し住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

（入居者の選定の特例）

第7条の2 町長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で町長が定めるものについては、施行規則第29条の規定に基づき入居者を選定することができる。

（入居者の補欠者）

第8条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居を許可された者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居を許可された者が賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居順位を決定しなければならない。

（住居入居の手続き）

第9条 賃貸住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

(1) 町内に居住し、かつ、入居を許可された者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。

(2) 第16条の規定により敷金を納付すること。

2 賃貸住宅の入居を許可された者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続きをしなければならない。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の徴収の減免若しくは徴収を猶予することができる。

4 町長は、賃貸住宅の入居を許可された者が、第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続きをしないときは、賃貸住宅の入居の許可を取り消すことができる。

5 町長は、賃貸住宅の入居を許可された者が、第1項又は第2項の手続きをしたときは、当該入居者に対して、速やかに賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 賃貸住宅の入居を許可された者は、前項により通知された入居可能日から30日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。

（入居の承継）

第10条 賃貸住宅の入居者が死亡し、又はその同居の親族を残して退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該賃貸住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に、町長の定めるところにより承認を受けなければならない。

(家賃の決定)

第11条 賃貸住宅の家賃は、法第13条第1項及び施行規則第20条に規定する算出方法により算出する。

(家賃の変更)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 賃貸住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 賃貸住宅について改良を施したとき。

(家賃の納付)

第13条 家賃は、第9条第5項の入居可能日から賃貸住宅を明け渡した日（明け渡しの請求のあったときは、明け渡しの請求のあった日）まで徴収する。

- 2 家賃は、毎月末日（ただし、12月は、25日。月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日又は国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。この場合においてその額に100円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。
- 4 入居者が第27条の手続きを経ないで賃貸住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず町長が明け渡しの日を設定しその日までに家賃を徴収する。

(家賃の減額)

第13条の2 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる。

- 2 町長が前項の規定により家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて次条に規定する入居者負担額を入居者から徴収する。
- 3 家賃の減額を受けようとする入居者は、規則の定めるところにより、家賃減額申請書を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、家賃減額申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに適否を決定する。
- 5 町長は、前項の規定に基づき家賃の減額を行うことを決定したときには、次条に規定する入居者負担額その他の必要な事項を当該入居者に通知するものとする。

(入居者負担額)

第13条の3 入居者負担額は、毎年度入居者からの所得の申告に基づき、別表第2に定める算定基礎額に次に掲げる数値を乗じて得た額とする。

- (1) 公営住宅施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第1号に規定する数値
- (2) 各戸の床面積（共同住宅にあたっては、共用部分の床面積を除く。）を75平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅施行令第2条第1項第3号に規定する数値
- (4) 公営住宅施行令第2条第1項第4号に規定する数値

(家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予)

第14条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予を必要とする者に対して町長が定める減免基準により当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者が疾病にかかったとき。
- (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他前2号に準ずる特別の事情あるとき。

(督促、延滞金の徴収)

第15条 家賃又は入居者負担額を第13条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は期限を指定して督促しなければならない。

2 入居者は前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6%（指定納期限の翌日から1月を経過するまで期間については、年7.3%）の割合を乗じて得た額に相当する滞納金を加算して納付しなければならない。

3 町長は、入居者がやむをえない事由により指定納期限までに家賃又は入居者負担額を納付できなかった場合においては、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(敷金)

第16条 町長は、入居者から3月分の家賃（家賃が変更された場合は、当該家賃の額）に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立退くときこれを還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

3 敷金には、利子をつけない。

(敷金の運用)

第17条 町長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費にあてる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の建設に要する費用に充てる等、入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第18条 賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、障子の張替え、襖紙の張り替え、破損ガラスの取替等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、町の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者負担とする。

- (1) 電気・ガス・水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又は、エレベーター給水施設及び污水处理施設の使用、維持又は運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管の義務)

第20条 入居者は、当該賃貸住宅又は共同施設の使用について必要な注意をはらい、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により賃貸住宅又は共同施設が滅失又は、棄損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者が当該賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長が別に定めるところにより届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第21条 入居者は、賃貸住宅を他のものに貸し、又はその入居の権利を他のものに譲渡してはならない。

(用途外使用の禁止)

第22条 入居者は、賃貸住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該住宅の一部を住宅以外の用途に供することができる。

(模様替え又は増築等の禁止)

第23条 入居者は、賃貸住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うにあたり入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復は又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

(所得の申告等)

第24条 入居者は、毎年度町長に対し、所得を申告しなければならない。

2 前項に規定する所得の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

(1) 当該入居者に係る所得

(2) 当該入居者又は同居者が施行規則第1条第3号イからへのいずれかに該当する場合

3 町長は、第1項の規定による所得の申告に基づき、所得の額を認定し、入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(高額所得者に対する通知等)

第25条 町長は、賃貸住宅に入居している期間が2年以上である入居者で前条の規定により調査した所得の額が最近2年間引き続き第5条に定める所得基準をこえるもの（以下「高額所得者」という。）に対しては、その旨を通知する。

(高額所得者に対する明け渡し請求)

第26条 町長は高額所得者に対し、期限を定めて当該住宅の明け渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により明け渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者（扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が病気にかかっているとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者が近い将来において定年退職する等の事由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(住宅の検査)

第27条 入居者は、賃貸住宅を明け渡そうとするときは、14日前までに町長に申し出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が、第23条の規定により賃貸住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の時までに入居者の費用で原状回復又は撤去しなければならない。

（住宅の明け渡し請求）

第28条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、賃貸住宅の明け渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 正当な事由によらないで家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅又は共有部分を故意に棄損したとき。
- (5) 第20条から第23条までの規定に違反したとき。
- (6) 正当な事由によらないで、次条第1項の規定に基づく住宅の立ち入り検査を拒んだとき。

2 前項の規定により住宅の明け渡し請求を受けた者は、速やかに当該賃貸住宅を明け渡さなければならない。この場合においては、入居者は町長の定めるところにより明け渡し請求を受けた翌日から明け渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する損害賠償をしなければならない。

（立ち入り検査）

第29条 町長は、賃貸住宅の管理上必要があると認めたときは、指定した者に賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において現に使用している賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該入居者の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示し証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第30条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

団地名	位置	建設年度	床面積（㎡）	戸数（戸）
諏訪ひまわり	海士町大字海士3980番地21	H16	81.3	1
諏訪ひまわり	海士町大字海士3980番地22	H16	81.3	1
諏訪ひまわり	海士町大字海士3980番地23	H16	81.3	1

別表第 2（13条の 3 関係）

入居者の所得	家賃算定基礎額
322,000円以下である場合	公営住宅施行令第 2 条第 2 項で定める入居者の収入が200,000円を超え、238,000円以下の場合の額
322,000円を超え455,000円以下である場合	公営住宅施行令第 2 条第 2 項で定める入居者の収入が238,000円を超え268,000円以下の場合の額
455,000円を超える場合	公営住宅施行令第 2 条第 2 項で定める入居者の収入が268,000円を超え322,000円以下の場合の額

○海士町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則

(平成17年 3 月31日海士町規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町特定公共賃貸住宅管理条例（平成16年海士町条例第12号の10以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居申込み)

第 2 条 条例第 6 条の規定により特定公共賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）入居の許可を受けようとする者は、様式第 1 号による特定公共賃貸住宅入居申込書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、入居資格の調査上必要がある場合には、申込者に対し必要と認める書類等の提示を求め、又は提出させることができる。

(許可書)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規定による入居者への通知は、様式第 2 号による特定公共賃貸住宅使用許可書によるものとする。

(請書)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定による請書は、様式第 3 号による特定公共賃貸住宅使用請書を町長に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第 5 条 入居者は、条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定による連帯保証人が欠け、又は保証能力がなくなったときは、直ちに連帯保証人を補充し、様式第 4 号による連帯保証人変更届を町長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第 6 条 条例第10条の規定による承認を受ける場合は、様式第 5 号による入居承継承認願を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認をした場合は、様式第 6 号による入居承継承認書を交付するものとする。

(敷金、家賃又は、入居者負担額の減免及び徴収猶予)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項及び第14条の規定により敷金、家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、様式第 7 号による承認願いを町長に提出しなければならない。

(家賃の減額)

第 8 条 条例第13条の 2 の規定による減額申請は、様式第 8 号による家賃減額申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認した場合、様式第 9 号による家賃減額決定通知書により通知するものとする。

(収入の申告)

第 9 条 条例第24条の規定による収入の申告は、様式第10号による収入申告書を町長に提出しなければならない。

(滅失等の届出)

第 10 条 入居者は、当該賃貸住宅又は共同施設を滅失し、又は棄損したときは、様式第 11 号による住宅滅失・棄損届けを町長に届け出て、その状況を報告しなければならない。

(模様替え及び増改築)

第 1 1 条 条例第23条の規定により、町長が住宅を模様替えし、又は増築することを承認する場合は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 模様替えは、住宅を棄損しない程度のもので、必要やむを得ないと認められるもの
- (2) 増築は、物置、風呂場、板へい等事情やむを得ないと認められるもので増築する床面積の合計が10平方メートル以内のもの

2 前項の規定により、模様替え又は増築をしようとする者は、様式第12号による住宅模様替・増築修繕承認願いを町長に提出し、許可を受けなければならない。

(異動の届出)

第 1 2 条 入居者は、次の各号に該当するときは、直ちにそれぞれ当該各号に定めるところにより町長に届け出なければならない。

- (1) 入居者が氏名を変更したとき 住民票等変更となった内容が確認できる書類
- (2) 保証人が住所又は氏名を変更したとき 住民票等変更となった内容が確認できる書類
- (3) 入居者の同居家族に異動が生じたとき 様式第13号による住宅同居親族異動届
附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 入 居 申 込 書														
申込者					希 望 団 地							課 長	補 佐	係 員
					勤 務 先									
住 所		電 話			所 在 地									
入居する親族及び扶養親族	申込者との続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	該 当 す る 欄 に ○ 印						職 業 (勤務先)	年間収入金額 (年間所得金額)	現 在 同 居 別 居 の 別	
	控 除 対 象 配 偶 者	扶 養 親 族	特 別 障 害 者	そ の 他 障 害 者	老 年 者	寡 婦								
	本 人													

※ この欄は記入しないでください。

年間収入金額	所 得 金 額	控 除 の 種 類	人数	1 人当控除額	控 除 額	控 除 の 種 類	人数	1 人当控除額	控 除 額
円	円	同 居 親 族 控 除	人	円	円	特 別 障 害 者 控 除	人	円	円
円	円	非同居扶養親族控除	人	円	円	老 年 者 控 除	人	円	円
円	円	老人扶養親族控除	人	円	円	寡 婦 控 除	人	円	円
		障 害 者 控 除	人	円	円	特 定 扶 養 控 除	人	円	円
所得金額の合計 ①						控除額の合計 ②		円 ②	
① - ②		③ 公営住宅法上の収入			③／12月 円		資格	有 ・ 無（収入超過）	

様式第2号（第3条関係）

指 令 第 号

入居者氏名 様

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 使 用 許 可 書

1 許可年月日 令和 年 月 日

2 許可住宅名 町営住宅 団地 第 号

海士町長 印

（ 注 意 事 項 ）

- 1 本書に町長印のないものは無効です。
- 2 本書を他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 3 本書は使用廃止まで住宅の屋内の見やすい箇所に掲示しておき、退去の際は返還してください。
- 4 入居者の名義が変わったとき又は汚損したときは、書き替えますから提出してください。

様式第3号（第4条関係）

特定公共賃貸住宅使用請書

収 入
印 紙

使用許可住宅	所在地	市 郡 町 村	番地
	住宅名	団地 第 号	
	構造規格	造 延べ面積	m ²
	入居年月日	年 月 日	
	家賃	円 敷	金 円
入居者	現住所	電話 () —	
	ふりがな		
	氏名	実印 (年 月 日 生)	
	勤務先	電話 () —	
連帯保証人	現住所	電話 () —	
	ふりがな		
	氏名	実印 (年 月 日 生)	
	勤務先	電話 () —	
	勤務先の証明	上記の者は当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 証明者 (印)	
証人	現住所	電話 () —	
	ふりがな		
	氏名	実印 (年 月 日 生)	
	勤務先	電話 () —	
	勤務先の証明	上記の者は当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 証明者 (印)	
入居者は、上記住宅の使用許可を受けた上は、公営住宅法、海士町公営住宅管理条例及びこれに基づく命令を固く守ります。 連帯保証人は、入居者が家賃その他の債務を履行しない場合に、その債務を負担します。 年 月 日 海士町長 様			

備考 1 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

2 連帯保証人は、町村の発行する所得証明書を添付すること。なお、所得証明書が取れない方は、勤務先の所得に関する証明を受けること。

様式第4号（第5条関係）

連帯保証人変更届		受 付		年 月 日		
		進 達		年 月 日		
入 居 者	所 在 地		市 郡		町 村 番地	
	住 宅 名		町営住宅 団地 第 号			
	入 居 年 月 日		年 月 日			
	家 賃		円 敷	金	円	
連 帯 保 証 人	旧	氏 名				
		変 更 理 由			変 更 年 月 日	年 月 日
	新	現 住 所	電話 () —			
		勤 務 先	電話 () —			
		月 収	円	入 居 者 と の 関 係		
		私は、入居者が家賃その他の債務を履行しない場合に、その債務を負担します。 ふりがな 氏 名 (年 月 日 生)				
		勤 務 先 の 証 明	上記の者は当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 (証明者)			
	上記のとおりお届けします。 年 月 日					
海士町長		入居者氏名 様				
管 理 人 記 載 欄			管 理 人 氏 名 印			

備考 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

2 連帯保証人は町村の発行する所得証明書を添付すること。町村の所得証明書の取れない連帯保証人は、勤務先の所得に関する証明をして貰うこと。

様式第5号（第6条関係）

入居継承承認願		受 付	年 月 日		
		進 達	年 月 日		
使用許可住宅	所在地	市 郡		町 村	番地
	住宅名	団地 第 号			
	構造規格	造 延べ面積		㎡	
	入居年月日	年 月 日			
	家賃	円	敷 金	円	
前 入 居 者				継 承 理 由	
承継人	現 住 所	電話 () —			
	ふ り が な				
	氏 名	(年 月 日 生)			
	勤 務 先	電話 () —	月 収	円	
連帯保証人	現 住 所	電話 () —			
	ふ り が な				
	氏 名	(年 月 日 生)			
	勤 務 先	電話 () —			
	勤 務 先 の 証 明	上記の者は当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 証明者 (印)			
	現 住 所	電話 () —			
	ふ り が な				
	氏 名	(年 月 日 生)			
	勤 務 先	電話 () —			
	勤 務 先 の 証 明	上記の者は当所に勤務し平均月収 円あることを証明する。 年 月 日 証明者 (印)			
承継人は、上記住宅に引き継ぎ入居したいので承認頂きますようお願いします。 連帯保証人は、入居者が家賃その他の債務を履行しない場合に、その債務を負担します。 年 月 日 海士町長 様					

備考 1 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
 2 連帯保証人は、町村の発行する所得証明書を添付すること。なお、所得証明書が取れない方は、勤務先の所得に関する証明を受けること。

様式第6号（第6条関係）

指 令 第 号

入居者氏名

入 居 継 承 承 認 書

1 承認年月日 年 月 日

2 承認住宅名 町営住宅 団地
第 号

海士町長



（ 注 意 事 項 ）

- 1 本書に町長印のないものは無効です。
- 2 本書を他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 3 本書は使用廃止まで住宅の屋内の見やすい箇所に掲示しておき、退去の際は返還してください。

様式第 7 号（第 7 条関係）

家賃等減免（徴収猶予）承認願		受 付	年 月 日
		進 達	年 月 日
入 居 住 宅	所 在 地	市 町 村 番地	
	住 宅 名	団地 第 号	
	家 賃 等	円	
減 免（徴収猶予） の 理 由			
徴 収 猶 予 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
徴 収 猶 予 家 賃 の 納 付 方 法			
上記のとおり家賃等（徴収猶予）を受けたいので承認願います。 年 月 日 入居者氏名 ⑩ 海士町長 様			

備考 家賃等の減免又は徴収猶予の理由となった事実を証する書面を添付すること。

様式第8号（第8条関係）

家賃減額申請書

入 居 住 宅	所 在 地	郡	町	番地
	住 宅 名	団地	第	号
	家 賃 額	円		

海士町特定公共賃貸住宅管理条例第13条の2第3項の規定に基づき上記住宅家賃の減額を申請します。

年 月 日

入居者氏名



海士町長

様

様式第9号（第8条関係）

家賃減額決定通知書

入 居 住 宅	所 在 地	郡 町 番地
	住 宅 名	団地 第 号
	家 賃 額	円
	入 居 者 負 担 額	円(減額 円)

年 月 日付けで家賃減額申請のあった住宅について、上記のとおり決定いたします。

なお、入居者負担額算定内容については別紙のとおりです。

年 月 日

海士町長

入居者

様

様式第 1 0 号（第 9 条関係）

収 入 報 告 書											
所 在 地		郡 町 番地			入 居 年 月 日		年 月 日				
住 宅 名		団地第 号									
続 柄	氏 名	生 年 月 日	年 間 収 入 金 額			収入の生ずる場所又は方法 (勤務先等)		備 考			
			給 与 所 得	給 与 所 得 以 外 の 所 得							
			所得の種類		所得額						
本 人											
年 間 収 入 金 額		所得税法の令により 控除する額		所 得 金 額		平 均 月 収		扶 養 控 除 額		公 営 住 宅 法 に よ る 収 入	
※ 円		※ 円		※ 円		※ 円		※ 円		※ 円	
収入について上記のとおり報告します。 年 月 日											
海士町長				様		入 居 者 氏 名				Ⓔ	

- 備考 1 この報告書はインクで記入してください。
- 2 扶養親族については、当該氏名の欄外に○印をしてください。
- 3 収入を証明する書類を添付してください。
- 4 ※印欄は記入しないでください。

様式第 1 1 号（第10条関係）

住宅滅失（き損）届		受 付	年 月 日
		進 達	年 月 日
入 居 住 宅	所 在 地	市 町 村 番地	
	住 宅 名	団地 第 号	
滅 失 （ き 損 ） の 場 所 及 び 略 図			
程 度 ・ 原 因 そ の 他			
上記のとおり滅失（き損）したのでお届けします。			
年 月 日			
入居者氏名 ⑩			
海士町長 様			

様式第 1 2 号（第11条関係）

住宅模様替（増築・修繕）承認願			受 付	年 月 日		
			進 達	年 月 日		
入 居 住 宅	所 在 地	市 郡 町 村 番 地				
	住 宅 名	団 地 第 号				
	入 居 年 月 日	年 月 日				
模 様 替 ・ 増 築 修 繕 の 別						
理 由						
施 工 方 法						
退 去 す る と き の 措 置						
上記のとおり模様替（増築・修繕）したいので、承認になりますようお願いしま す。 年 月 日 入居者氏名 ㊞ 海士町長 様						
管 理 人 記 載 欄				管 理 人 氏 名 印		
※ 工 事	着手	年 月 日		検 査 印	㊞	
	完成	年 月 日				

- 備考 1 配置図、平面図及び立面図を添付すること。
2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 1 3 号（第12条関係）

住宅同居親族異動届					受 付	年 月 日		
					進 達	年 月 日		
入 居 住 宅	所 在 地		市 町 村		番 地			
	住 宅 名		町営住宅 団地 第 号					
	入 居 年 月 日		年 月 日					
異 動 の あ っ た 同 居 親 族	続 柄	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先	現 住 所	年 収 入 間 額		
上記のとおりお届けします。								
年 月 日								
入居者氏名 印								
海士町長 様								

備考 異動者の住民票を添付すること。

○海士町公営住宅等整備条例

(平成25年 3 月21日海士町条例第 3 号)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条―第 4 条)

第 2 章 敷地の基準 (第 5 条、第 6 条)

第 3 章 公営住宅等の基準

第 1 節 公営住宅の基準 (第 7 条―第12条)

第 2 節 共同施設の基準 (第13条―第16条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第 2 条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第 3 条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第 4 条 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第 2 章 敷地の基準

(位置の選定)

第 5 条 公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第 6 条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第 3 章 公営住宅等の基準

第 1 節 公営住宅の基準

(住棟等の基準)

第 7 条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第8条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第9条 公営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第10条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第11条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第12条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第2節 共同施設の基準

(児童遊園)

第13条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第14条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第15条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第16条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱

(平成25年 6 月20日海士町告示第11号)

(趣旨)

第1条 この告示は、海士町営住宅、海士町特定公共賃貸住宅、海士町有住宅、海士町産業体験住宅、海士流産業育成型宿泊研修施設及び海士町空き家リニューアル事業活用住宅等の家賃及び使用料（以下「家賃等」という。）の滞納整理事務を適切に処理するため、必要な事項を定める。

(催告及び納付指導の通則)

第2条 町長は、次条以下の規定による滞納整理事務を行うほか、必要に応じ住宅訪問、電話等による催告又は納付指導を行う。

2 前項の催告又は納付指導は、次に掲げる事項に留意して行う。

- (1) 家賃等を納入通知書により納期限内に納付させるようにすること。
- (2) 家賃等を長期間滞納している者に対しては、明渡請求等の法的措置を行うことを周知させること。
- (3) 家賃等を滞納している者（以下「滞納者」という。）に海士町営住宅設置及び管理条例（平成9年海士町条例第26号。以下「条例」という。）第15条に掲げる事情があるときは、家賃の減免又は徴収猶予の申請を行うよう指導すること。
- (4) 特定公共賃貸住宅へ入居をしている滞納者に対しては、低額の町営住宅への住み替えを行うよう指導すること。

(督促書の発送)

第3条 町長は、納期限を経過した滞納者について督促書を20日以内に送付する。

2 前項の督促書の指定納期限は、発行の日から15日以内とする。

(滞納整理台帳の作成)

第4条 町長は、毎年度出納閉鎖後において繰越調定の手続を行った滞納者及び現年度において3月以上滞納している者について滞納整理台帳を作成し、滞納整理事務の処理状況を記録する。

(納付誓約書)

第5条 町長は、納付指導の結果、一括納付が困難であると認められるものについては、納付誓約書（様式第1号）を提出させる。

2 町長は、前項の納付誓約書による納付履行を求め、履行状況を監督管理する。

3 町長は、納付誓約書を提出した滞納者が履行を怠った場合は、納付誓約の履行催告書（様式第2号）により履行を求める。

(催告書等の発送)

第6条 町長は、滞納者の滞納月数に応じて、それぞれ次に掲げる措置を講じる。

- (1) 滞納月数3月の滞納者については催告書（Ⅰ）（様式第3号）を、連帯保証人については町営住宅家賃等滞納額通知書（様式第4号）をそれぞれ送付し、町営住宅家賃等滞納納付誓約書（様式第5号）を提出させる。
- (2) 滞納月数4月の滞納者については催告書（Ⅱ）（様式第6号）を、連帯保証人については町営住宅家賃等債務履行協力依頼書（様式第7号）をそれぞれ送付する。
- (3) 滞納月数5月以上の滞納者又は前条第3項の規定による、納付誓約の履行催告書の指定納期限を経過した滞納者については、最終催告書（様式第8号）を、連帯保証人については連帯保証債務履行請求書（様式第9号）を送付する。

- (4) 前各号に規定する催告書に記載した指定納期限までに納付しない滞納者に、家賃等の納付に関する呼出状（様式第10号）を送付し、呼出しによる個別指導を行うものとする。
- (5) 前第1号から第3号までに規定する様式中の指定納期限は、発送月の末日とする。
- 2 町長は、滞納家賃を支払わずに町営住宅を退去した者のうち、滞納家賃を敷金で充当してもなお未納額のある者については、前項の規定を準用した措置をとるものとする。
- 3 滞納者が納付誓約書を提出し、その内容に従い家賃を納付しているときは、町長は前2項の措置を行わないことができる。

（法的措置対象者）

第7条 前条第1項第3号及び第2項の規定による最終催告書の送付を受けその指定納期限までに納付しない着で、次の各号のいずれかに該当するものは、次条以下に規定する法的措置の対象者（以下「法的措置対象者」という。）とする。

- (1) 呼出しに応じない者
 - (2) 納付誓約書を提出しない者
 - (3) 納付誓約書に従い納付を履行しない者
 - (4) 滞納家賃納付誓約書を提出しない者
 - (5) 滞納家賃納付誓約書に従い納付を履行しない者
 - (6) その他法的措置によらなければ納付が期待できない者
- 2 前項に該当する者で、次の各号のいずれかに該当するものは、法的措置対象者から除外することができる。
- (1) 入居者又は同居者が病気等の療養のため、多額の出費を余儀なくされていると認められる者
 - (2) 最近主たる生計維持者が死亡した者
 - (3) 最近不慮の災害にあった者
 - (4) 前各号に掲げるほかやむを得ない特別の事情があると認められる者
- 3 担当課長は、前2項の規定による法的措置対象者について、法的措置対象者一覧表及び町営住宅使用料滞納者実態調査票を作成し、滞納者一覧表を添付し町長へ報告するものとする。

（法的措置及び明渡請求）

第8条 町長は、前条第3項の規定により報告を受けた法的措置対象者一覧表に記載された法的措置対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して法的措置を決定し、法的措置予告通知書（様式第11号）により納付勧告を行うものとする。この場合において、必要に応じて連帯保証人に対しても通知するものとする。

- (1) 家賃滞納額が20万円を超える者
 - (2) 家賃滞納額が3月を超える者
 - (3) その他法的措置によらなければ、納付を期待できない者
- 2 前項の規定による法的措置予告通知書に指定した納期限を経過しても納付がない者に対し、法的措置に移行した旨を法的措置移行通知書（様式第12号）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて連帯保証人に対し通知するものとする。
- 3 前項の規定による法的措置に応じない者に対しては、海士町営住宅管理条例（平成9年海士町条例第26号。以下「条例」という。）第41条の規定により明渡請求を行う。
- 4 町長は、前項の規定にかかわらず、特に悪質な法的措置対象者に対し、法的措置の手続を経ないで条例第41条の規定による明渡請求を行うことができる。

(明渡訴訟)

第9条 町長は、前条の規定による明渡請求を受けたにもかかわらず住宅の明渡しを行わない者に対して、住宅明渡訴訟を行うものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成25年7月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

納 付 誓 約 書

海士町長 様

年 月 日

团地 号

住所
氏名
連絡先（自宅）
（勤務先）

私は、下記のとおり町営住宅家賃等を滞納しています。

この滞納家賃等については、納付内訳のとおり納付することを約束します。また、今後の町営住宅家賃等についても納付内訳のとおり納付することを約束します。

なお、この誓約内容の履行を怠ったときは、住宅を明け渡します。

記

1	滞納金額	円
2	滞納期間	年 月分 ~ 年 月分
3	滞納の理由	
4	納付内訳	

[illegible]

住所
団地 号
様

海士町長

納付誓約の履行催告書

あなたの滞納家賃等については、 年 月 日に納付誓約書の提出があり、法的措置の執行を猶予していましたが、納付誓約書どおりの納付がありません。下記期限までにこれまでの不履行分全額を納付してください。

もし、今後もしも不履行になりますと、裁判所に対し滞納家賃等全額に係る支払督促の申立てを行うとともに町営住宅の明渡しを請求することとなりますので予め申し添えます。

記

滞納家賃等	円（ ヶ月分）					
内 訳	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
指定納期限	年 月 日					
催告書作成 年 月 日	年 月 日					

- 1 支払方法
- (1) 納入通知書をお持ちの方は直接金融機関に振り込んでください。
 - (2) 納入通知書を紛失した場合は本書を持って来庁してください。
- 2 その他
- この催告書は上記「催告書作成年月日」付けで作成したものであり、行き違いの場合は、悪しからず御了承ください。

様式第3号（第6条関係）

海 発第 号
年 月 日

住所

団地 号
様

海士町長

催告書（Ⅰ）

あなたは、下記のとおり町営住宅家賃等を滞納しており、町営住宅の管理上、多大の支障を来しています。速やかに納付してください。下記指定納期限までに納付がない場合は、家賃の支払及び住宅の明渡しを請求するための訴訟を裁判所に提起することがあります。

また、滞納について特別な事情がある場合は、来庁のうえご相談ください（来庁のない場合は、特段の事情が無いものとみなします。）。

なお、あなたの連帯保証人に対しても滞納状況を通知し、あなたに対する納付指導を依頼しておりますので申し添えます。

記

年度分					
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
		月数	ヶ月分	計	円
年度以前分		月数	ヶ月分	計	円
督促手数料		月数	ヶ月分	計	円
滞納家賃等合計		月数	ヶ月分	合計	円
指 定 納 期 限		年 月 日			
金融機関収納確認日		これは、 年 月 日以前に金融機関に収納がない家賃等についての催告です。			

1 住宅の明渡請求

指定納期限までに納付しなかった場合には、海士町営住宅設置及び管理条例第41条の規定により、住宅の明渡請求をすることがありますので、予め申し添えます。

2 支払方法

- (1) 納入通知書をお持ちの方は直接金融機関に振り込んでください。
- (2) 納入通知書を紛失した場合は本書を持参の上、来庁してください。

3 その他

この催告書は上記「金融機関収納確認日」付けで作成したものであり、行き違いの場合は、悪しからず御了承ください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

海 発第 号
年 月 日

住 所

様

海士町長

町営住宅家賃等滞納額通知書

あなたが連帯保証されている下記入居者は、次のとおり町営住宅家賃等を滞納しており、住宅管理上、多大の支障を来しております。
滞納家賃等につき、速やかに納付するよう指導をお願いします。
なお、納付がなく、このまま推移する時は、誠に遺憾ですが、あなたあて家賃等の支払を請求することになりますので予め申し添えます。

記

入 居 者		団地名等		団地 号	
		氏 名			
年度分					
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
		月数	ヶ月分	計	円
年度以前分		月数	ヶ月分	計	円
督促手数料		月数	ヶ月分	計	円
滞納家賃等合計		月数	ヶ月分	合計	円
指 定 納 期 限		年 月 日			
催告書発付年月日		本人には 年 月 日付で 催告書を発付しています。			

様式第5号（第6条関係）

町営住宅家賃等滞納納付誓約書

				海 発第		年 月 日	
海士町長 様							
住所 海士町大字							
氏名				団地 棟 号			
				氏名 ⑩			
				連帯保証人			
				住所 海士町大字			
				氏名 ⑩			
				住所 海士町大字			
				氏名 ⑩			
先に貴町から催告を受けた滞納家賃の納付については、納付計画により完全履行することを誓約いたします。万一、この計画に基づく滞納家賃の納付を一度でも怠ったときは、連帯保証人への請求又は滞納家賃等全額の支払請求の法的措置等をとられても異議は申しません。							
	年度	滞納家賃	督促手数料	年度	滞納家賃	督促手数料	
滞納家賃明細		円	円		円	円	
		円	円		円	円	
		円	円		円	円	
		円	円		円	円	
		円	円		円	円	
		円	円	合計 円			
	回	納付日	納付金額	回	納付日	納付金額	
納付計画	1			8			
	2			9			
	3			10			
	4			11			
	5			12			
	6			13			
	7			14			
町長	副町長	課長	主査	係長	主事	担当	

住 所

様

海士町長

催告書（Ⅱ）

あなたは、下記のとおり町営住宅家賃等を滞納しているので、指定納期限までに必ず支払うよう、再度催告します。

指定納期限までに支払いがない場合は、あなたの連帯保証人に対し請求するとともに、あなたへは家賃等の支払督促の申立てを裁判所に提起し、住宅明渡請求を行うこととなります。

なお、あなたの連帯保証人に対しても今回の滞納状況を再度通知し、協力を依頼していますので申し添えます。

記

年度分					
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
		月数	ヶ月分	計	円
年度以前分		月数	ヶ月分	計	円
督促手数料		月数	ヶ月分	計	円
滞納家賃等合計		月数	ヶ月分	合計	円
指 定 納 期 限		年 月 日			
金融機関収納確認日		これは、 年 月 日以前に金融機関に収納がない家賃等についての催告です。			

- 1 支払方法
本書を持参し、来庁のうえ支払うこと。
- 2 事情説明
指定納期限までにどうしても納付できない事情のある場合は、来庁のうえその旨を説明すること。
- 3 その他
この催告書は上記「金融機関収納確認日」付けで作成したものであり、行き違いの場合は、悪しからず御了承ください。

様式第 7 号（第 6 条関係）

海 発第 号
年 月 日

住 所

様

海士町長

町営住宅家賃等債務履行協力依頼書

あなたが連帯保証人になっておられます、

団地 号 様

は、下記のとおり家賃を滞納しており、再三にわたり納付を催告いたしましたが、いまだに納付されておられません。

あなたから本人に対し、指定納期限までに支払うよう督促してくださるようお願いいたします。

なお、この期限までに本人から納付がないときは、あなたに請求することになりますので念のため申し添えます。

記

入 居 者		団地名等		団地 号	
		氏 名			
年度分					
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
月	円	月	円	月	円
		月数	ヶ月分	計	円
年度以前分		月数	ヶ月分	計	円
督促手数料		月数	ヶ月分	計	円
滞納家賃等合計		月数	ヶ月分	合計	円
指 定 納 期 限		年 月 日			
催告書発付年月日		本人には 年 月 日付けで催告書を発付しています。			

住所
団地 号
様

海士町長

最 終 催 告 書

あなたは、再三にわたる納付の督促、催告にもかかわらず、町営住宅家賃等を下記のとおり滞納しているので、指定納期限までに全額納付してください。

これが最終催告であり、指定納期限までに納付がない場合は、滞納家賃等の支払督促申立等の法的措置をとるとともに、町営住宅明渡請求を行うことを予告します。

なお、指定納期限までに全額納付できない場合でも、早期に滞納解消することを誓約できるのであれば、分納等に応じられる場合もあるので、指定納期限までに来庁し相談してください。

記

滞納家賃等	円（ ヶ月分）					
住宅家賃 滞納内訳	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
督促手数料	円（ ヶ月分）					
指定納期限	年 月 日					
催告書作成 年 月 日	年 月 日					

- 1 支払方法
本書を持参し、来庁のうえ支払うこと。
- 2 事情説明
指定納期限までにどうしても納付できない事情のある場合は、来庁のうえその旨を説明すること。
- 3 その他
この催告書は上記「催告書作成年月日」付けで作成したものであり、行き違いの場合は、悪しからず御了承ください。

住 所

様

海士町長

連帯保証債務履行請求書

先に、あなたが連帯保証人になっておられます、
団地 号 様
の滞納家賃等について、あなたから本人への納付督促をお願いしましたが、いまだ納付されておられません。
したがって、やむを得ず民法第446条の規定により連帯保証人のあなたに対し、下記の金額を支払われるよう請求します。
なお、お支払後あなたは、本人に対し支払額の償還を請求できますので申し添えます。

記

滞納家賃等	円（ ヲ月分）					
住宅使用料 内訳	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
	年 月分	円	年 月分	円	年 月分	円
督促手数料	円（ ヲ月分）					
指定納期限	年 月 日					

- 1 支払方法
本書を持って来庁のうえ支払ってください。
- 2 事情説明
指定納期限までに納付できない事情のある場合は、来庁のうえその旨を説明してください。

様式第 10 号（第 6 条関係）

海 発第 号
年 月 日

住所

団地

号
様

海士町長

呼 出 状

あなたが入居されている住宅の家賃について、再三にわたり納付指導及び催告等を行ってききましたが、 年 月 日現在、いまだに下記のとおり滞納となっています。

つきましては、滞納家賃の支払計画について話し合いをしますので、印鑑を持参の上、下記の日時に必ず来庁してください。

なお、指定の日時に来庁しないで何の連絡もない場合は、納付の意思がないものと判断し、法的措置対象者としますので念のため申し添えます。

記

1 滞納金額 年度分 円（ 月分）

2 日 時 年 月 日 時 分

3 場 所 海士町役場

4 連絡先

※ 本状到達前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。

海 癸 第 号
年 月 日

団地 号様

法的措置予告通知書

つきましては、別添の納付書により下記の指定納期限までに納付してください。指定納期限までに納付されない場合は、法的措置をとることになりますので通知します。

1 滞納家賃額 年度分 円
(年 月 日現在)

3 納付場所 海士町役場又は納付書記載の金融機関

※ 本状到達前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

海 発第 号
年 月 日

住所

団地

号
様

海士町長

法的措置移行通知書

あなたの滞納家賃につきましては、催告書等によりお知らせし、再三納付をお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

つきましては、下記のとおり法的措置をとることになりましたので通知します。

記

1 滞納家賃額 年度分 円
(年 月 日現在)

2 法的措置

3 裁判所
支払督促の申立て（民事訴訟法第382条・第383条）
松江地方裁判所

※ 本状到達前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。

第 1 1 編 水道

○海士町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(令和 4 年12月19日海士町条例第16号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、海士町が経営する公営企業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(簡易水道事業及び下水道事業の設置)

第 2 条 町の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、海士町簡易水道事業を設置する。

2 町民の公衆衛生の向上及び下水道事業の円滑な運営を図るため、海士町下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び令第 1 条第 2 項の規定により、海士町簡易水道事業及び下水道事業（以下「簡易水道事業及び下水道事業」という。）に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 簡易水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第33条第 2 項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 8 項の規定により簡易水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 簡易水道事業及び下水道事業の業務に関し、法第40条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第 8 条 法第34条の 2 ただし書きの規定により、簡易水道事業及び下水道事業の出納その

他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第9条 法34条第2項に定める管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）は、簡易水道事業及び下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による下水道事業に係る規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 附則第5項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(海士町特別会計設置条例の一部改正)
- 5 海士町特別会計設置条例の一部を次のように改正する。
第1条第4号を削り、第5号を第4号とする。

○海士町簡易水道事業条例

(平成10年6月29日海士町条例第13号)

改正	平成12年3月24日条例第6号	平成12年12月26日条例第33号
	平成14年9月25日条例第28号	平成22年3月31日条例第17号
	平成24年3月21日条例第11号	平成26年3月17日条例第5号
	令和元年9月11日条例第14号	

海士町簡易水道事業条例（昭和60年海士町条例第9号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条－第11条）
- 第3章 給水（第12条－第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条－第33条）
- 第5章 管理（第34条－第39条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）
- 第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町簡易水道事業の設置及び水道の給水についての料金、給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平24条例第11号）

（設置）

第2条 生活用水、その他の浄水を町民に供給するため水道を設置する。

2 海士町簡易水道事業の給水区域は、別表第1のとおりとする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯（戸）又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯（戸）若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の申込み）

第5条 給水装置を新設、増設、改造及び修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項による給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「工事」という。）しようとする者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（工事の費用負担）

第6条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、町長が町の費用で施行

することを適当と認めたものについてはこの限りでない。

（工事の施行）

第7条 給水装置の工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 町長は、第1項の規定により工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにする必要があると認めるときは、配水管の分岐から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 配水管連絡費
- (6) 設計監督費
- (7) その他の費用

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

（工事費の予納）

第10条 町長が給水装置の工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

（給水装置の変更等の工事）

第11条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することができない。

2 前項の給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても、町はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 給水装置を所有しようとする者又は使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 給水装置の使用が、町内に居住しないとき。
- (4) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーター、止水栓、量水器ボックス（以下「メーター等」という。）は、町長が設置して給水装置の所有者又は代理人若しくは水道の利用者又は管理人（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 メーター等の費用は、その費用の2分の1を水道利用者等が負担する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 水道利用者等は、善良な管理者の注意を持って、メーター等を管理しなければならない。

4 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーター等を亡失又はき損したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を休止又は中止（給水装置の廃止をいう。）するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習又はその他に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 給水装置を臨時に設置し、使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。ただし、町長が必要があると認めたときは、この限りでない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。
(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意を持って、水が汚染又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに町長に届出をし、修繕その他必要な処置は、管理者の責任をもって行わなければならない。

2 前項による届出がなくても町長が必要と認めたときは、町長が修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項においてその修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、次の各号により別表第2のとおりとする。

(1) 専用給水装置

(2) 共用給水装置 1世帯又は1箇所につき

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料金の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) 共用給水装置により使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始又は中止若しくは使用者に変更があったときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1以上のときは、1箇月とみなして算出する。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。ただし、用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、町長がこれを認定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 臨時給水その他で町長が必要であると認めたときは、給水装置の使用申込みの際、町長が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用の中止の届出があったときに精算する。ただし、届出のない場合は、町長がその状態にあると認めたときにこれを精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長が必要でないと認めたときはこの限りでない。

(加入者負担金)

第29条 町長は、給水装置の新設又は増径工事の申込者から別表第3により加入者負担金を徴収する。ただし、増径工事の申込者から徴収する加入者負担金は、新口径に係る加入者負担金と旧口径に係る加入者負担金との差額とする。

2 前項の加入者負担金は、給水工事の申込みの際に徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(手数料)

第30条 手数料はく次の各号の区別により申込者から申込みの際に徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

(1) 給水装置工事の設計をするとき 1件につき5,000円

(2) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき3,000円

(3) 第7条第2項の設計審査をするとき 1件につき3,000円

(4) 第7条第2項の竣工検査をするとき 1件につき4,000円

(督促手数料)

第31条 料金及び手数料若しくはこの条例により納付すべき金額を期限内に納付しない者に対しては、海士町税条例(昭和40年海士町条例第11号)第21条の規定を適用する。

(納期限後に納付する料金、使用料等に係る延滞金)

第32条 納期限後に料金及び手数料等を納付するときは、海士町税条例第19条の規定を適用する。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料若しくはその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査及び費用負担)

第34条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 町長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、給水装置が指定給水装置工事業者の施工したものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該

給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

改正（平12条例第33号）

（給水の停止）

第36条 町長は、次の各号の一に該当するときは水道の利用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者等が、この条例により納付すべき料金、手数料及び工事費等を納期限内に納入しないとき。
- (2) 水道利用者等が、正当な理由もなく係員の職務執行を拒み又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第37条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

（過料）

第38条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに、給水装置の工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第34条の給水装置の検査、又は第36条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第39条 町長は、詐欺その他不正行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科すことができる。

改正（平12条例第6号）

第6章 貯水槽水道

（町の責務）

第40条 水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

全改（平14条例第28号）

（設置者の責務）

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところによりその水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

追加（平14条例第28号）

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

繰下げ（平14条例第28号）

附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第6号）から

附 則（平成14年9月25日条例第28号）まで 略

附 則（平成22年3月31日条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日条例第14号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 改正（平22条例第17号）

給 水 区 域

簡易水道名	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m^3)	給水区域
海士町簡易水道	3,055	1,426.7	大字福井 大字海士 大字宇受賀 大字豊田 大字知々井 大字御波 大字崎

別表第2（第23条関係） 全改（令元条例第14号）

種 類	料 金		超 過 料 金	備 考
	使 用 水 量	料 金		
一 般 用	0～8 m ³	1,310円	270円	料金は、基本料金と超過料金の合計額とする。ただし、休止についての超過料金は、1 m ³ 毎に加える。
営 業 用	0～8 m ³	1,310円	270円	
独 居 高 齢	0～4 m ³	630円		
	5～8 m ³	1,310円	270円	
公 共 用	0～8 m ³	1,310円	270円	
定 額		630円		
船 舶 用	0～8 m ³	1,310円	270円	
臨 時 用	0～8 m ³	1,310円	270円	
休 止	0 m ³	420円	270円	
無 料				

（用語の定義）

- ※ 一般用とは、日常生活の用に使用するもの
- ※ 営業用とは、料理飲食店、旅館、理髪美容店、工場、事業所、食品製造業等、営業の用に使用するもの
- ※ 独居高齢とは、70歳以上の1人暮らしの者が使用するもの
- ※ 公共用とは、官公署、学校、保育所その他これに準ずるものなどに使用するもの
- ※ 定額とは、各地区公民館（区事務所を含む）に使用するもの
- ※ 船舶用とは、船舶の給水の用に使用するもの
- ※ 臨時用とは、工事その他臨時に給水装置を設置し使用するもの
- ※ 休止とは、使用者が町内にいないもの又は常時使用しないもの
- ※ 無料とは、墓参道、日常生活のない神社仏閣寺に使用するもの

別表第3（第29条関係）

加 入 者 負 担 金	
メ ー タ ー の 口 径	加 入 者 負 担 金 額
13mm	46,300円
20mm	56,600円
25mm	87,500円
30mm	139,000円
40mm	288,400円
50mm	504,700円
75mm	1,390,500円
100mmを超えるものは、町長が別に定める。	

○海士町簡易水道事業規則

(平成10年6月29日海士町規則第25号)

改正 平成14年10月1日規則第21号 平成24年7月9日規則第2号
令和2年9月2日規則第4号

海士町簡易水道事業規則（平成4年海士町規則第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、海士町簡易水道事業条例（平成10年海士町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（工事の申込み）

第2条 条例第5条の規定による給水装置の工事の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）による。

（指定給水装置工事事業者が提出する書類）

第3条 条例第7条第1項の規定による指定給水装置工事事業者及びその指定を受けようとする者は、別表のとおり書類を提出するものとする。

（工事費の算出方法）

第4条 条例第9条に規定する工事費の算出方法は、水道事業実務必携及び環境衛生施設整備積算要領によるものとする。

（工事費の納入）

第5条 条例第10条第1項の規定による給水装置の工事費概算額の納入は、納入通知書による。

（給水の申込み）

第6条 条例第13条の規定による給水の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）による。

（代理人の選定届出）

第7条 条例第14条の規定による代理人の選定又はその変更は、代理人選定（変更）届（様式第2号）による。

（管理人の選定届出）

第8条 条例第15条の規定による管理人の選定又はその変更は、管理人選定（変更）届（様式第2号）による。

（メーター等の費用の納入）

第9条 条例第17条第2項及び第4項の規定によるメーター等の費用又は損害額の納入は、納入通知書による。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第10条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 給水装置の使用を休止、中止又は用途及び名義に変更があったときは、給水装置使用（休止・中止・変更）届（様式第3号）による。
- (2) 消防演習に私設消火栓を使用するときは、私設消火栓使用届（様式第4号）による。
- (3) 給水装置を臨時に設置し、使用するときは、給水装置工事申込書（様式第1号）による。
- (4) 給水装置の所有者又は使用者に変更があるときは、給水装置使用休止・中止・変更届（様式第3号）による。

(5) 消火用として水道を使用したときは、消火用水使用届（様式第5号）による。

（私設消火栓の使用）

第11条 消防又は演習以外に私設消火栓を使用するときは、使用しようとする3日前までに町長の許可（様式第5号）を得なければならない。

（給水量の認定）

第12条 条例第25条の規定による給水量の認定に際し、メーターの異常又はその他の理由により給水量が不明のときは、当該使用者の使用水量の実績又は季節的変動及び使用状態その他を考慮して認定する。

（料金の精算）

第13条 水道料金を調定又は徴収した後、その算定に誤りがあったときは、翌月分以降において過不足を精算することができる。ただし、給水装置の使用をやめた場合においては、速やかに過不足を精算する。

（臨時使用料金の納入方法）

第14条 条例第27条第1項の規定による臨時使用の水道料金の前納は、使用予定期間の基本料金と使用予定水量に相当する給水料金を合算したものの概算料金とする。

（措置命令等）

第15条 条例第34条の規定による措置又は条例第36条第4号の規定による警告は、給水装置に関する命令書（様式第6号）又は警告書（様式第7号）により行う。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（給水停止の方法）

第16条 条例第36条の規定による給水停止は、止水栓若しくは仕切弁の閉鎖、メーターの撤去又は給水管との切断等によって行う。

（給水装置の切離し）

第17条 条例第37条の規定による切離しは、メーターの撤去又は給水管の切断等によって行う。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第18条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期に行うこと。

イ 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検など必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回定期に、地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定するもの又は町長が認めるものによる給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査を受けること。

追加（平14規則第21号）

附 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成14年10月 1 日規則第21号）
この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 9 日規則第 2 号）抄

1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 2 日規則第 4 号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係） 改正（令 2 規則第 4 号）

申 請 ・ 届 出		提 出 書 類
指定給水装置工事業者の指定を受けるとき。 ※指定の基準は、法第25条の 3 を参照 ※指定の更新は、法第25条の 3 の 2 を参照		指定給水装置工事業者指定申請書（様式第 8 号） 機械器具調書（様式第 9 号） 誓約書（様式第10号） [法人の場合] 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 [個人の場合] 住民票の写し
給水装置工事主任技術者を選任・解任したとき。 ※ 延滞なく届け出ること。		給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第11号） ※ 選任については、法第25条の 4 第 1 項を参照
指定事項に変更があったとき。 ※ 変更の日から 30日以内に届け出ること。	海士町の給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地の変更	指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第12号）
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更	指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第12号） [法人の場合] 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 [個人の場合] 住民票の写し
	法人にあっては役員の氏名	指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第12号） 誓約書（様式第10号） 登記簿の謄本
	給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号	指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第12号）
給水装置工事の事業を廃止・休止・再開するとき。 ※ 廃止・休止の日から30日以内 ※ 再開の日から10日以内		指定給水装置工事業者廃止・休止・再開届出書（様式第13号）

受付
 加入者負担金納入額

課 長	係 長	係

なお、この工事に関し利害関係人は
いません。
下記のとおりです。

給 水 装 置 の 所 在 地		海士町大字		番地	
所 有 者	住 所				
	氏 名				
使 用 者	住 所				
	氏 名				
使 用 者 電 話 番 号					
用 途		一般 無料	営業 休止	公共	船舶 臨時 定額 独居
使 用 開 始 年 月 日		年 月 日			
集 金 人	地 区 名				
	口 座 振 替		海士町農協 山陰合同銀行		

利害関係人として、上記の工事に同意し、今後この給水装置の維持管理並びに使用に
関し、一切の異議は申しません。

利 害 関 係	住 所	氏 名
土 地 所 有 者		(印)
家 屋 所 有 者		(印)
給 水 管 路 所 有 者		(印)
給 水 管 使 用 者		(印)

巡 回 順 路				メ ー タ ー 関 係		
使用者番号	地区番号	整理番号	枝番号	メ ー タ ー 番 号		口 径 指 針
						mm m ³

様式第2号（第7条、第8条関係）

課長	係長	係

代理人（選定・変更）届 年 月 日 海士町長 様 届出者 住所 氏 名 ⑩ 下記のとおり 代理人 選定 変更 したのでお届けします。		
給 水 装 置 の 所 在 地	海士町大字 番地	
所 有 者 の 氏 名 現 在 使 用 者		
所 有 者 代 理 人 の 氏 名 新 管 理 人		
所 有 者 代 理 人 の 住 所 新 管 理 人		
集 金 人	地 区 名	
	口 座 振 替	海士町農協 山陰合同銀行
備 考		

現在使用者番号	地区番号	整理番号	枝 番 号	現在指針	新使用者番号
				m ³	

様式第 3 号（第10条関係）

課 長	係 長	係

給水装置使用（休止・中止・変更）届		
年 月 日		
海士町長 様		
届出者 住 所 氏 名 印		
下記のとおり給水装置の用途又は使用を 休止・中止・変更 したいので 届け出ます。		
所 有 者 使 用 者 名 義 変 更	現 在 所 有 者、使用 者 名	
	新 規 所 有 者、使用 者 名	
メー ター 移 転	給水装置の現所在地	海士町大字 番地
	給水装置の新所在地	海士町大字 番地
用 途 変 更	給水装置の現在用途	一般 営業 公共 船舶 臨時 独居老人 休止
	給水装置の新規用途	一般 営業 公共 船舶 臨時 独居老人 休止
使 用 休 止 中 止	年 月 日	年 月 日
集 金 人	地 区 名	
	口 座 振 替	海士町農協 山陰合同銀行
備 考	※ 休止とは、給水装置の使用者が町内にいない 場合をいう。 ※ 中止とは、給水装置を完全に廃止する場合を いう。	

地 区 名	使 用 者 番 号	巡 回 順 路		
		地区番号	整理番号	枝番号

様式第4号（第10条関係）

課	長	係	長	係

私 設 消 火 栓 使 用 届			
海士町長 様		届出者 住 所 氏 名 ⑩	
下記のとおり私設消火栓を使用したいので届け出ます。			
使 用 代 表 者 名			
使用代表者連絡先			
消 火 栓 の 設 置 場 所	海士町大字 番地		
消 火 栓 の 種 類	地上式 口径 mm	地下式 口径 mm	
使 用 日 時	月 日 時 分から		
	月 日 時 分まで		
使 用 の 目 的	消 防 演 習 (その他)		
備 考			

様式第 5 号（第10条関係）

課 長	係 長	係

消 火 用 水 使 用 届	
海士町長 様	
届出者 住 所 氏 名	
印	
下記のとおり消防用として水道を使用したので届け出ます。	
給 水 装 置 の 所 在 地	海士町大字 番地
給 水 装 置 の 使 用 者 名	
使 用 日 時 及 び 時 間	月 日 時 分～ 時 分
使 用 の 目 的	海士町 地区 様方に発生した火災の 消火のために使用しました。
備 考	

様式第 6 号（第15条関係）

海建水第 号
年 月 日

給水装置の所在地
地 区 名
給水装置の使用者名 様

海士町長 印

管理義務違反の給水装置に関する措置命令書

海士町簡易水道事業条例第34条の規定に基づき、下記のとおり措置をするよう命令する。

記

命令事項

様式第 7 号（第15条関係）

海建水第 号
年 月 日

給水装置の所在地
地 区 名
給水装置の使用者名 様

海士町長 印

管理義務違反の給水装置に関する措置警告書

海士町簡易水道事業条例第34条の規定に基づき、下記のとおり措置をするよう警告する。

記

警告事項

様式第 8 号（第 3 条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

海士町長 様

年 月 日

申請者 住 所
 名 称
 代表者名 ㊟

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり
海士町給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

様式第 9 号（第 3 条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式・性能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第 10 号（第 3 条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも、該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者	住 所
	名 称
	代表者氏名
	印

海士町長 様

様式第11号（第3条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

海士町長 様

年 月 日

届出者	住氏	所名
山田太郎	山田	太郎
山田次郎	山田	次郎
山田三郎	山田	三郎
山田四郎	山田	四郎
山田五郎	山田	五郎
山田六郎	山田	六郎
山田七郎	山田	七郎
山田八郎	山田	八郎
山田九郎	山田	九郎
山田十郎	山田	十郎
山田十一郎	山田	十一郎
山田十二郎	山田	十二郎
山田十三郎	山田	十三郎
山田十四郎	山田	十四郎
山田十五郎	山田	十五郎
山田十六郎	山田	十六郎
山田十七郎	山田	十七郎
山田十八郎	山田	十八郎
山田十九郎	山田	十九郎
山田二十郎	山田	二十郎
山田二十一郎	山田	二十一郎
山田二十二郎	山田	二十二郎
山田二十三郎	山田	二十三郎
山田二十四郎	山田	二十四郎
山田二十五郎	山田	二十五郎
山田二十六郎	山田	二十六郎
山田二十七郎	山田	二十七郎
山田二十八郎	山田	二十八郎
山田二十九郎	山田	二十九郎
山田三十郎	山田	三十郎
山田三十一郎	山田	三十一郎
山田三十二郎	山田	三十二郎
山田三十三郎	山田	三十三郎
山田三十四郎	山田	三十四郎
山田三十五郎	山田	三十五郎
山田三十六郎	山田	三十六郎
山田三十七郎	山田	三十七郎
山田三十八郎	山田	三十八郎
山田三十九郎	山田	三十九郎
山田四十郎	山田	四十郎
山田四十一郎	山田	四十一郎
山田四十二郎	山田	四十二郎
山田四十三郎	山田	四十三郎
山田四十四郎	山田	四十四郎
山田四十五郎	山田	四十五郎
山田四十六郎	山田	四十六郎
山田四十七郎	山田	四十七郎
山田四十八郎	山田	四十八郎
山田四十九郎	山田	四十九郎
山田五十郎	山田	五十郎
山田五十一郎	山田	五十一郎
山田五十二郎	山田	五十二郎
山田五十三郎	山田	五十三郎
山田五十四郎	山田	五十四郎
山田五十五郎	山田	五十五郎
山田五十六郎	山田	五十六郎
山田五十七郎	山田	五十七郎
山田五十八郎	山田	五十八郎
山田五十九郎	山田	五十九郎
山田六十郎	山田	六十郎
山田六十一郎	山田	六十一郎
山田六十二郎	山田	六十二郎
山田六十三郎	山田	六十三郎
山田六十四郎	山田	六十四郎
山田六十五郎	山田	六十五郎
山田六十六郎	山田	六十六郎
山田六十七郎	山田	六十七郎
山田六十八郎	山田	六十八郎
山田六十九郎	山田	六十九郎
山田七十郎	山田	七十郎
山田七十一郎	山田	七十一郎
山田七十二郎	山田	七十二郎
山田七十三郎	山田	七十三郎
山田七十四郎	山田	七十四郎
山田七十五郎	山田	七十五郎
山田七十六郎	山田	七十六郎
山田七十七郎	山田	七十七郎
山田七十八郎	山田	七十八郎
山田七十九郎	山田	七十九郎
山田八十郎	山田	八十郎
山田八十一郎	山田	八十一郎
山田八十二郎	山田	八十二郎
山田八十三郎	山田	八十三郎
山田八十四郎	山田	八十四郎
山田八十五郎	山田	八十五郎
山田八十六郎	山田	八十六郎
山田八十七郎	山田	八十七郎
山田八十八郎	山田	八十八郎
山田八十九郎	山田	八十九郎
山田九十郎	山田	九十郎
山田九十一郎	山田	九十一郎
山田九十二郎	山田	九十二郎
山田九十三郎	山田	九十三郎
山田九十四郎	山田	九十四郎
山田九十五郎	山田	九十五郎
山田九十六郎	山田	九十六郎
山田九十七郎	山田	九十七郎
山田九十八郎	山田	九十八郎
山田九十九郎	山田	九十九郎
山田一百郎	山田	一百郎

水道法第25条の4の規定に基づき、

次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の番号	選任・解任の年月日

様式第 1 2 号（第 3 条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

海士町長 様

年 月 日

届出者 住 所
 氏 名 ⑩

水道法第25条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

住 所			
フ リ ガ ナ			
名 称			
フ リ ガ ナ			
代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

様式第 1 3 号（第 3 条関係）

指定給水装置工事事業者

廃止
休止
再開

届出書

海士町長 様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名 ⑩

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の【廃止・休止・再開】の届出をします。

住 所	
フ リ ガ ナ	
名 称	
フ リ ガ ナ	
代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

○海士町簡易水道事業運営協議会の設置に関する条例

(昭和60年 3 月23日海士町条例第 8 号)

改正 平成 3 年 4 月 1 日条例第 8 号 平成 6 年 3 月22日条例第13号
平成 9 年11月26日条例第22号 平成 9 年12月26日条例第38号
平成22年 6 月17日条例第20号

(設置)

第 1 条 海士町に簡易水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、簡易水道事業の運営に関する事項について、調査、審議する。

改正（平 9 条例第38号）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員17人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者につき、町長が委嘱する。

(1) 各地区を代表する者 14人

(2) 議会議員 2人

(3) 識見を有する者 1人

改正（平 3 条例第 8 号）

(委員の任期)

第 3 条 協議会の委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 町長から諮問があったとき。

(2) 委員定数の 2 分の 1 以上の委員からの招集の請求があったとき。

(3) その他会議を開く必要があると認められるとき。

2 協議会を招集しようとするときは、町長にその旨を通知しなければならない。

3 初めて協議会を招集するときは、第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(費用弁償)

第 7 条 委員が招集に応じ会議に出席したときは、町長が定める費用弁償を支給する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、環境整備課で所掌する。

改正（平22条例第20号）

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会に必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成３年４月１日条例第８号）から
附 則（平成９年12月26日条例第38号）まで 略
附 則（平成22年６月17日条例第20号）
この条例は、平成22年７月１日から施行する。

○海士町簡易水道施設等破損事故に対する取扱い規程

(昭和56年12月26日海士町規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、海士町簡易水道給水区域内において、第三者の行為（建設工事等）による導水管、送水管、配水管等の破損事故に対する費用負担等の取扱い規定を定めることを目的とする。

(破損事故連絡聴取)

第2条 事故連絡を受けた者は、次の事項を水道修理等聴取台帳に記入しなければならない。

- (1) 事故の場所、時間
- (2) 事故者の住所、氏名
- (3) 事故の状況
- (4) 事故者の連絡方法
- (5) 事故現場近接家庭の電話番号

(事故者に対する処置)

第3条 事故聴取した者は、次の処置を行う。

- (1) 事故聴取事項を上司に報告する。
- (2) 上司の命により、給水工事業者に復旧工事について連絡する。
- (3) 破損状況により、断水等の措置につき関係地域住民に放送等により周知徹底させる。

(自認書の徴収)

第4条 事故発生に際し事故原因者から別記様式の自認書を徴収する。

(復旧工事しゅん工検査)

第5条 工事完了後、しゅん工検査を実施し、検査結果を町長に報告する。

(工事費等の請求)

第6条 検査合格後、施行業者に復旧工事費請求書（工事費明細書を添付）を5日以内に提出を求めるものとし、その内容審査のうえ、事故者へ次の区分により、費用負担の請求をする。

- (1) 復旧工事費
- (2) 支給材料費
- (3) 事務雑費（復旧工事費の100分の20）
- (4) 推定無効水量料金（管径に破損から止水までの時間に乗じたものに1立方メートル当たり 円を乗じた額）

2 費用負担の納付期限は、請求の日から10日以内とする。

(費用区分の増額)

第7条 善良な管理上の注意を怠って損傷を与えたときは、前条の額の5倍以内の費用を増額して徴することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

自 認 書

下記のとおり海士町簡易水道の 施設に損傷を与えたことを認めます。
おって海士町から費用負担の請求を受けた場合は、指示どおり確実に支払いします。

記

1 事故発生の日時 年 月 日
午前 時 分
午後

2 事故発生場所 海士町大字

3 事故の内容

年 月 日

住 氏 所 名 印

海士町長 殿

○海士町下水道条例

(平成13年12月26日海士町条例第28号)

改正 平成25年3月21日条例第13号 平成26年3月17日条例第6号
令和元年9月11日条例第15号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備の設置等（第3条―第7条）
- 第3章 公共下水道の使用（第8条―第17条）
- 第4章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第18条―第22条）
- 第5章 雑則（第23条―第33条）
- 第6章 罰則（第34条・第35条）

附則

改正（平25条例第13号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、法又は法に基づく命令で定めるもののほか、海士町公共下水道管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等に関して必要な事項を定めるものとする。

改正（平25条例第13号）

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
- (5) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。
- (6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (7) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (11) 水道及び給水装置 それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (12) 使用期間 下水道使用料徴収の便宜上区分された期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

改正（平25条例第13号）

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の設置）

第3条 法第9条第1項に規定する公共下水道の供用開始の日において法第10条第1項各号のいずれかに該当する者は、当該日から3年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離して排除する構造とし、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道の公共排水ますその他の排水施設（以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の上覧の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管用で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾 配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を町長に届け出るをもって足りる。

3 法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設の新設等については、前2項の規定を準用する。

（排水設備の工事の実施）

第6条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、規則で定めるところにより町長が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

（排水設備の工事の検査）

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了後速やかにその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

第3章 公共下水道の使用

(下水道保護のための除害施設の設置等)

第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合していない下水を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が規則で定める量に満たない者には、適用しない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年島根県条例第48号）により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(水質保全のための除害施設の設置等)

第10条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - (2) 温度 45度未満
 - (3) アンモニア性窒素、亜硝酸硝酸性窒素及び硝酸性窒素 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
 - (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (9) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
 - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が規則で定める量に満たない者には、適用しない。
- （水質管理責任者制度）
- 第11条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
- （除害施設の設置等の届出）
- 第12条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- （排除の停止又は制限）
- 第13条 町長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。
- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
 - (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が管理上必要があると認めるとき。
- （使用開始等の届出）
- 第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- （使用料の徴収等）
- 第15条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。
- 2 使用料は、毎使用期間ごとに、その使用期間における公共下水道の使用について、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。
 - 3 使用料は、町長が定める納期限内に納入しなければならない。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、町長は土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると

認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他町長が必要があると認めたときに行う。

（使用料の算定方法）

第16条 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 使用者が使用期間の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した月の使用料は、1箇月分として算定する。

（資料の提出）

第17条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第4章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第18条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第20条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

追加（平25条例第13号）

（排水施設の構造の基準）

第19条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべき蓋）又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。

追加（平25条例第13号）

（処理施設の構造の基準）

第20条 第18条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

追加（平25条例第13号）

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

（適用除外）

第21条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

追加（平25条例第13号）

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第22条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節するものとする。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 臭気、蚊、ハエ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

追加（平25条例第13号）

第5章 雑則

（改善命令）

第23条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害設備の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害設備の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

繰下げ（平25条例第13号）

（行為の許可）

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

繰下げ（平25条例第13号）

（許可を要しない軽微な変更）

第25条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

繰下げ（平25条例第13号）

（占用）

第26条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（次条に規定する電線又は物件を除く。以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする

ときも、同様とする。ただし、占用物件については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- (1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的
- (2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間
- (3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所
- (4) 占用物件の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の期間
- (7) 公共下水道の復旧の方法

繰下げ（平25条例第13号）

2 町長は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。

3 前項の占用料の額及び徴収方法については、海士町道路占用料徴収条例（昭和60年海士町条例第15号）の規定を準用する。

（暗きよの使用に係る調査）

第27条 公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分（以下単に「暗きよ」という。）に電線又は下水道法施行令第17条の3に規定する物件（以下「電線等」という。）を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗きよについての使用の可能性を確認する調査（以下単に「調査」という。）を町長に申請しなければならない。

繰下げ（平25条例第13号）

2 町長は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。

（暗きよの使用）

第27条の2 暗きよに電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 暗きよの使用の目的
- (2) 暗きよの使用の期間
- (3) 暗きよの使用の場所及び電線等の設置箇所
- (4) 電線等の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の期間
- (7) 公共下水道の復旧の方法

繰下げ（平25条例第13号）

2 前条第1項に規定する調査を申請した者が自ら調査を行った場合においては、前項の申請書に当該調査の結果を記載した書面を添付しなければならない。

（暗きよの使用に係る許可の基準）

第27条の3 町長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。

- (1) 暗きよについて使用の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。

ア 電線等を敷設する箇所が下水の排除及び暗きよの管理上支障のない箇所であること。

イ 電線等を敷設する管きよの断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線等の本数が下水の排除及び暗きよの管理上支障のないものであること。

ウ 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐しよく性及び耐水性のあるものであること。

エ 電線等の敷設により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

オ 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。

カ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(2) 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、町長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

(3) 申請者がその責めに帰すべき事由により暗きょの使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。

(4) 申請者が法人である場合、その役員のうちに前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(5) 申請者が個人である場合、その支配人のうちに第3号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(6) 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

(7) 暗きょの使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。

(8) 使用の申請に係る暗きょにおいて下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。

繰下げ（平25条例第13号）

2 町長は、申請者による使用の申請があつた日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

3 町長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

4 町長は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

5 町長は、第1項の許可を受けた者から、暗きょの使用に係る使用料（以下「暗きょ使用料」という。）を徴収する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

6 前項の暗きょ使用料の額及び徴収の方法については、海士町道路占用料徴収条例（昭和60年海士町条例第15号）の規定を準用する。

（許可の条件）

第27条の4 町長は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

繰下げ（平25条例第13号）

(1) 使用の許可を受けた者（以下「暗きょ使用者」という。）は、町長に対し自己の責めに帰すべき事由により暗きょの使用の中止を求める場合には、当該暗きょ使用者の負担により電線等を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(2) 暗きょ使用者は、暗きょの使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該暗きょ使用者の負担により電線等を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(3) 暗きょ使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該暗きょ使用者の負担に

より電線等を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(占用期間)

第28条 第21条第1項の規定による占用の期間は、5年以内とする。

繰下げ(平25条例第13号)

(使用期間等)

第28条の2 第22条の2第1項の規定による使用の期間は、5年以内とする。

2 町長は、暗きょ使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗きょに電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第22条の3第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、町長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めたときは、この限りでない。

繰下げ(平25条例第13号)

(使用の許可の取消し)

第28条の3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、暗きょ使用者の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 暗きょ使用者が暗きょに敷設した電線等が第22条の3第1項に規定する基準に該当しなくなった場合
- (2) 暗きょ使用者が暗きょ使用料を支払わなかった場合
- (3) 暗きょ使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗きょを使用している実態がない場合
- (4) 暗きょ使用者が暗きょの使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合
- (5) 使用の申請内容と使用している実態が過度に異なる場合
- (6) 暗きょ使用者が使用条件に違反した場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、町長が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合

繰下げ(平25条例第13号)

(原状回復)

第29条 第21条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を速やかに撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

繰下げ(平25条例第13号)

2 町長は、第19条第1項の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

3 町長は、第22条の2第1項に定める使用期間が満了したとき又は暗きょ使用者が暗きょを使用する必要がなくなったときは、当該暗きょ使用者に対して、第22条の4の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。

4 町長は、第22条の4の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、暗きょの使用期間が満了した場合又は暗きょ使用者が暗きょを使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適当であると認めたときは、暗きょ使用者に対して、必要な指示をすることができる。

(指定工事店の指定手数料)

第30条 町長は、第6条に定める指定工事店の指定に関する事務について、当該申請者から、次の各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 指定工事店の指定 1件につき3,000円
- (2) 指定工事店の指定の継続 1件につき3,000円

繰下げ(平25条例第13号)

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

(使用料等の督促)

第31条 町長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、規則で定める督促状を発行して督促する。繰下げ（平25条例第13号）

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、規則で定める。

(督促手数料)

第31条の2 督促手数料については、海士町税条例（昭和40年海士町条例第11号）第21条の規定を準用する。繰下げ（平25条例第13号）

(納期限後に納付する使用料等に係る延滞金)

第31条の3 納期限後に使用料等を納付するときは、海士町税条例第19条の規定を準用する。繰下げ（平25条例第13号）

(使用料等の減免)

第32条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減免することができる。繰下げ（平25条例第13号）

(規則への委任)

第33条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。繰下げ（平25条例第13号）

第5章 罰則

(過料)

第34条 町長は、次の各号に掲げる者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設の新設等を行った者
 - (2) 第6条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
 - (3) 排水設備の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
 - (4) 第8条又は第10条の規定に違反した使用者
 - (5) 第12条の規定による届出を怠った者
 - (6) 第17条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
 - (7) 第18条に規定する命令に従わなかった者
 - (8) 第24条第2項、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者
 - (9) 第5条第1項、第19条の規定による申請書又は図書、第5条第2項本文、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
- 繰下げ（平25条例第13号）

第35条 町長は、偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

繰下げ（平25条例第13号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成25年3月21日条例第13号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第18条から第20条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則（平成26年3月17日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日条例第15号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第16条関係） 全改（令元条例第16号）

使 用 料 （1箇月につき）			
休止（1戸当たり）			420円
世 帯 用	基本料金（1戸当たり）		1,780円
	人 数 割	5人まで1人当たり	840円
		6人目以降	無 料
事 業 用	日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」で定める人槽ごと次の料金とする。		
	5人槽から9人槽		3,610円
	10人槽から14人槽		5,340円
	15人槽から19人槽		5,430円
	20人槽から24人槽		6,560円
	25人槽から29人槽		7,010円
	30人槽から34人槽		7,300円
	35人槽から39人槽		8,570円
	40人槽から44人槽		9,500円
	45人槽から49人槽		12,320円
	50人槽から59人槽		14,530円
	60人槽から69人槽		16,850円
	70人槽から79人槽		19,190円
	80人槽から89人槽		21,480円
	90人槽から99人槽		23,590円
	100人槽から149人槽		32,210円
	150人槽から199人槽		43,050円
	200人槽から249人槽		53,900円

	250人槽から299人槽	64,730円
	300人槽から349人槽	75,580円
	350人槽から399人槽	86,410円
	400人槽から449人槽	97,250円
	450人槽から499人槽	108,090円
	500人槽以上	129,780円

備考

- 1 休止とは、条例第14条に規定する休止をいう。
- 2 世帯用の使用料は、基本料金と人数割の合計額とする。ただし、独居高齢については、1,310円とする。
- 3 事業用と世帯用を併用して使用するものの使用料は、いずれか多い方の額とする。

○海士町下水道条例施行規則

(平成14年 3 月28日海士町条例第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町下水道条例（平成13年海士町条例第28号。以下「条例」という。）第28条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の固着方法)

第 2 条 条例第 4 条第 2 号の規定による排水設備を公共ますに固着させるときは、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高にくい違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、固着部分からの漏水防止の措置を講じなければならない。

2 前項の規定により難い特別の事由があるときは、町長の指示を受けなければならない。

第 3 条 条例第 5 条の規定による排水設備の構造は、別表第 1 に定める基準によらなければならない。ただし、建物又は土地の状況等によりその必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

(排水設備の承認申請)

第 4 条 条例第 5 条の規定により排水設備の新設等又は変更の確認を受けようとする者は、当該工事の着手前に排水設備計画承認申請書（様式第 1 号）に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。この場合において、建物又は土地の状況等により数人共同して設置するときは代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 排水設備工事平面図及び縦断図（様式第 2 号）

ア 平面図 縮尺100分の 1 とし、次の事項を記載するもの

(ア) 申請地内にある建物及び台所、浴場、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置

(イ) 排水管、ます等の設置予定位置

(ウ) 申請地付近の道路及び公共下水道の位置

(エ) 公共ます、マンホール、除害施設及びポンプ施設の位置

(オ) その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な図面

イ 縦断図 横は平面図の縮尺に準じ、縦はその10倍とし、管渠の大きさ、勾配及び高さを記入し、かつ、接続させるますの高さを記入するもの

ウ 他人の排水設備を使用するとき、又は共同で公共ますを使用するときは、他人又は共同者の同意書

2 町長は、前項に規定する申請により排水設備の新設等又は変更を確認したときは、排水設備計画承認書（様式第 3 号）により通知するものとする。

3 第 1 項に規定する申請書を提出した者が当該申請書を取り下げようとするときは、当該提出者は、文書をもってその旨を町長に届け出なければならない。

(軽微な工事等)

第 5 条 条例第 6 条に規定する軽微な工事とは、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない工事であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) ますの蓋の取替工事

(2) 防臭装置その他排水設備の附属装置の修繕工事

(3) その他町長が認めた工事

(材料の検査)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、排水設備の新設等に使用する材料を検査することができる。

(排水設備工事の完了届)

第7条 条例第7条第1項の規定による排水設備の新設等の工事が完了した旨の届出は、排水設備工事完了届(様式第4号)によるものとする。

2 条例第7条第2項に規定する検査済証は、様式第5号とする。

3 前項の検査済証は、門戸等見やすい場所に掲げなければならない。

(除害施設の設置等の特例)

第8条 条例第8条第2項に規定する規則で定める下水の量は、50立方メートルとする。

2 条例第10条第2項に規定する規則で定める下水の水質の基準に係る物質又は項目及び下水の量は、次の表に掲げるとおりとする。

物質又は項目	下水の量
水素イオン濃度	50立方メートル
生物化学的酸素要求量	
浮遊物質	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
ア 鉱油類含有量 イ 動植物油脂類含有量	

(水質の測定等)

第9条 条例第11条に規定する水質管理責任者は、下水道法(昭和33年法律第179号。以下「法」という。)第12条の11の規定に基づき、次の各号に掲げるところにより当該除害施設又は特定施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定しなければならない。

(1) 測定の方法は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生・建設省令第1号)に定める検定の方法その他町長が認める検定の方法によること。

(2) 測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目又は物質に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる回数とすること。

水質の項目又は物質	測定の回数
温度	1週に1回以上
水素イオン濃度	
生物化学的酸素要求量	1月に1回以上
浮遊物質	
前記に掲げる項目以外の項目又は物質	3月に1回以上

(3) 測定の地点は、除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点とすること。

2 前項の規定による水質の測定結果は、除害施設水質測定記録表(様式第6号)により記録し、5年間保存しなければならない。

3 町長は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、第1項の水質管理責任者から事業場等の状況に関し報告を徴し、又は前項に規定する記録表の提出を求めることができる。

(除害施設の設置等の届出)

第10条 条例第12条に規定する除害施設の設置等の届出は、除害施設設置等届(様式第7号)に町長が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第11条 条例第14条に規定する公共下水道の使用開始等の届出は、処理施設使用開始等届(様式第8号)によるものとする。

(行為の許可申請)

第12条 条例第19条に規定する申請書は、物件設置許可申請書(様式第9号)によるものとし、同条第1号に掲げる平面図は、500分の1以上の縮尺とし、同条第2号に掲げる図面は、50分の1以上の縮尺としなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、物件設置許可決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(既設の下水道への接続許可申請)

第13条 法第2条第7号に規定する排水区域内において既設の公共下水道に新たな排水施設を接続しようとする者は、排水施設設置許可申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 排水施設を設ける場所を表示した位置図(縮尺500分の1以上)

(2) 排水施設の配置及び構造を表示した平面図及び断面図(縮尺50分の1以上)

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、排水施設設置許可決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(占用の許可申請)

第14条 条例第21条の規定による占用の許可を受けようとする者は、公共下水道敷地等占用許可申請書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 物件を設ける場所を表示した平面図(縮尺500分の1以上)

(2) 物件の位置及び構造を表示した平面図及び断面図(縮尺50分の1以上)

(3) 占用が隣接の建物又は土地の所有者に利害関係を有すると認められるものについては、その建物又は土地の所有者の同意書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、公共下水道敷地等占用許可決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(占用許可の更新)

第15条 条例第21条の規定による占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、条例第23条に規定する占用の期間満了後も引き続き占用しようとするときは、その期間満了の30日前までに前条第1項に規定する公共下水道敷地等占用許可申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可事項の変更)

第16条 占用者は、条例第21条第1項各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、公共下水道敷地等占用許可事項変更申請書(様式第15号)を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 占用者は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第17条 町長は、次に掲げる各号の一に該当するときは、占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、占用物件の除去若しくは公共下水道を原状に回復することを命ずることがある。

(1) 公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

2 町長は、前項の規定による処分によって、占用者に損害を及ぼすことがあっても、その責めは負わない。

(立入検査員証)

第18条 法第13条第2項及び第32条第5項の規定による職員の身分を示す証明書は、下水道立入検査員証（様式第16号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種 別	排 水 設 備 の 構 造	
管 渠	1 管渠の構造は暗きよとすること。	
	2 排水管渠の内径、勾配	
	排水管の内径（ミリメートル）	排 水 管 の 勾 配
	100以上	100分の2.0以上
	125以上	100分の1.7以上
	150以上	100分の1.5以上
	200以上	100分の1.2以上
	3 枝管の内径	
	枝 管 の 種 別	枝管の内径（ミリメートル）
	大 便 器	75以上
ま す	小 便 器	50以上
	浴 室	50以上
	台 所	50以上
	床 排 水	50以上
	1 設置場所	
	ますの設置箇所は、管渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類を異にする管渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、掃除又は検査の容易な場所には枝付管若しくは曲管を用いることができる。	
	2 間隔	
	ますは、管渠の直線部において管径の120倍以下に設けること。	

	3 内のり	
	種 類	ます の 内 の り
	管底と地表面との差が600ミリメートル未満のとき。	150ミリメートル以上
	管底と地表面との差が600ミリメートルを超え1,200ミリメートル未満のとき。	200ミリメートル以上
	管底と地表面との差が1,200ミリメートルを超えるとき。	300ミリメートル以上
	4 蓋など	
	ア ますの蓋は密封とすること。	
	イ ますの底部は、集合又は接続する管渠の内径に応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにする。	
防 臭 装 置	水洗便所、台所、浴場、洗濯場その他汚水流出箇所にはトラップを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損する恐れがあるときは通気管を設けること。	
ご み よ け 装 置	台所、浴場、洗濯場その他汚水の流出口には、ごみ、その他の固形物の流下を防ぐために目幅10ミリメートル以下のごみよけ装置（ストレーナー）を設けること。	
油 脂 遮 断 装 置	油脂販売店その他油脂類を多量に排出する場所の吐口には油脂遮断装置を設けること。	
沈 殿 装 置	洗車場その他土砂を多量に排出する場合には適当な砂だまりを設けること。	
構 造 及 び 材 料	管渠及びますその他附属装置は、硬質塩化ビニール製のものを用い不浸透耐久構造とする。	

様式第 1 号（第 4 条関係）

排 水 設 備 計 画 承 認 申 請 書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

次のとおり排水設備（新設・改造・撤去）工事をしたいので、関係書類を添えて申請します。

設 置 場 所		
土 地 保 有 者	住 所	
	氏 名	T E L
家 屋 所 有 者	住 所	
	氏 名	T E L
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	

処理欄

受 付 年 月 日	年 月 日	受 付 番 号	No.
承 認 年 月 日	年 月 日	承 認 番 号	No.

(第 1 面)

(単位 円)

排水設備工事調書									
名 称		形状寸法	単 位	設 計			変 更		摘 要
				数量	単価	金額	数量	金額	
便 所 内 部 工 事	便器								
	便器								
	器								
	器								
	槽処理工								
	床取り壊し工								
	床復旧工								
① 便所内部工事費計									
	管敷設工								
	〃								
	〃								
	〃								
	ます設置工								
	〃								
	〃								
	〃								
	〃								
② 排水設備工事費計									

(第2面)

名 称		形状寸法	单 位	設 計			変 更		摘 要
				数量	単価	金額	数量	金額	
付 帯 工 事									
③ 付 帯 工 事 費 計									
④ 直 接 工 事 費 計				①+②+③					
⑤ 共 通 仮 設 費 計									
⑥ 純 工 事 費				④+⑤					
⑦ 諸 経 費									
⑧ 工 事 費				⑥+⑦					
⑨ 設 計 手 数 料									
⑩ 給 水 工 事 費									別 紙
⑪ 総 工 事 費				⑧+⑨+⑩					
関 連 工 事									
⑫ 関 連 工 事 費 計									
⑬ 全 体 工 事 費				⑪+⑫					

様式第2号（第4条関係）

排水設備工事平面図及び縦断図

(申請者：)

<u>平面図</u>	起点ます深さ :	cm
	起点土被り :	cm
	公共ます深さ :	cm

縦断図	
管種・管径	
勾配	
土被り	
管底高	
地盤高	
追加距離	
区間距離	

様式第 3 号（第 4 条関係）

排水設備（新設・改造・撤去）計画承認書

年 月 日

様

海士町長 印

年 月 日付けで申請のあった計画については、次のとおり承認します。

記

承認番号	第 号
施工場所	隠岐郡海士町
申請者	TEL
工事期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
工事施工者	TEL

様式第 4 号（第 7 条関係）

排 水 設 備 工 事 完 了 届

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

次のとおり排水設備（新設・改造・撤去）工事が完了したので、お届けします。

記

設 置 場 所	
承 認 年 月 日	年 月 日
承 認 番 号	第 号
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 施 工 者	T E L

処理欄

検 査	年 月 日	検 査 成 績	合 ・ 不
検 査 員 職 氏 名	年 月 日		

様式第 5 号（第 7 条関係）

排 水 設 備 工 事 検 査 済 証

年 月 日

様

海士町長 印

年 月 日付けで完了届のあった工事について検査した結果、工事基準に合格していることを認めたので、ここに通知する。

工 事 場 所	隠岐郡海士町大字
住 所	隠岐郡海士町大字
氏 名	
電 話 番 号	
工 事 金 額	
検 査 年 月 日	年 月 日

様式第 6 号（第 9 条関係）

除害施設水質測定記録表											
(工場又は事業場の名称)											
(除害施設管理責任者氏名)											
(採水場所) (年 月分)											
測 定 の 日	採 水 の 日	採 水 の 時	排 水 量 (m ³ /日)	除害施設の 使 用 状 況	採 水 者	分 析 者	測定結果 (mg/リットル)				備 考

注：採水は、除害施設の排水口ごとに、他の排水の影響の及ばない地点で行うこと。

様式第 7 号（第10条関係）

除 害 施 設 設 置 等 届			
年 月 日			
海士町長 様		届出者 住 所 氏 名 印 (電話)	
海士町下水道条例第12条の規定により次のとおり届け出ます。			
設 置 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ その他 ()	
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称			
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地			
工 場 又 は 事 業 場 の 概 要			
除 害 施 設 者 管 理 責 任 者	住 所 氏 名	印 (電話)	
除 害 施 設 者 施 工 業 者	住 所 氏 名	印 (電話)	
除 害 施 設 の 構 造			
除 害 施 設 の 使 用 の 方 法			
日 平 均 排 水 量	m ³	処理水質項目	
添 付 図 書	1 付近の見取図 3 生産工程図 2 配置図 4 除害施設の説明書		

様式第 8 号（第11条関係）

処 理 施 設 使 用 開 始 等 届

年 月 日

海士町長 様

使用者 住 所
氏 名 印

次のとおり施設の使用を（開始・休止・再開・廃止）したいので、お届けします。

記

設 置 場 所	
開 始 等 の 年 月 日 （休止の場合はその期間）	年 月 日から開始 （ 年 月 日から 年 月 日）

様式第9号（第12条関係）

物 件 設 置 許 可 申 請 書

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
氏 名 印
(電話)

海士町下水道条例第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申 請 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	変 更 前 許可年月日	年 月 日 第 号
設 置 場 所			
物 件 の 名 称 及 び 構 造			
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			
工 事 施 工 者	住 所 氏 名 印 (電話)		
添 付 書 類	1 施設又は工作物その他の物件を設ける場所を表示した 平面図（縮尺1／500以上） 2 物件の配置及び構造を表示した図面（縮尺1／50以 上）		

様式第 1 0 号（第12条関係）

物 件 設 置 許 可 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

海士町長

印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の物件設置（変更）については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 許可します ☐ 許可しません		
申 請 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	変 更 前 許 可 年 月 日	第 年 月 日 号
設 置 場 所			
物 件 の 名 称 及 び 構 造			
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
決 定 理 由			
条 件 及 び 指 示 事 項			

様式第 1 1 号（第13条関係）

排 水 施 設 設 置 許 可 申 請 書

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
氏 名 印
(電話)

海士町下水道条例施行規則第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申 請 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	変 更 前 許 可 年 月 日	年 月 日 第 号
設 置 場 所			
物 件 の 名 称 及 び 構 造			
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			
工 事 施 工 者	住 所 氏 名 印（電話 ）		
添 付 書 類	1 施設又は工作物その他の物件を設ける場所を表示した 平面図（縮尺 1／500以上） 2 物件の配置及び構造を表示した図面（縮尺 1／50以上）		

様式第 1 2 号（第13条関係）

排水施設設置許可決定通知書

第 年 月 号
日

様

海士町長

印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の排水施設設置
（変更）については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 許可します ☐ 許可しません		
申 請 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	変 更 前 許 可 年 月 日	第 年 月 日 号
設 置 場 所			
物 件 の 名 称 及 び 構 造			
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
決 定 理 由			
条 件 及 び 指 示 事 項	1 工事に関する費用はすべて申請者が負担すること。 2 工事の計画については、逐次協議すること。 3 完成後は申請者の費用でＴＶカメラを入れ、完工届及び 工事写真、管理資料、管路台帳資料等を提出し完工検査を 受けること。 4 施設の譲渡は書面で提出すること。 5 その他疑義が生じたときは、双方で協議すること。		

様式第 1 3 号（第14条関係）

公 共 下 水 道 敷 地 等 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

海士町長 様

届出者 住 所
氏 名 印
(電話)

海士町下水道条例第21条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

占 用 の 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 面 積 及 び 延 長	m ² m
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	住 所 氏 名 印（電話 ）
継続申請の場合 の 許 可 年 月 日	年 月 日付け 第 号
添 付 書 類	1 物件を設ける場所を表示した平面図（縮尺 1／500 以上） 2 物件の配置及び構造を表示した平面図及び断面図（縮尺 1／50以上） 3 占用が隣接の建物又は土地の所有者に利害関係を有すると認めたものについては、当該所有者の同意書

様式第 1 4 号（第14条関係）

公共下水道敷地等占用許可決定通知書			
年 月 日			
海士町長 様		届出者 住 所 氏 名 印 (電話)	
年 月 日付けで申請のあった公共下水道敷地の占用（変更）については、次のとおり決定したので通知します。			
決 定 区 分	☐ 許可します ☐ 許可しません		
申 請 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	変 更 前 許可年月日	年 月 日 第 号
占 用 の 場 所			
占 用 の 目 的			
占 用 の 面 積 及 び 延 長	m ² m		
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間		
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 施 工 者	住 所 氏 名		
条 件 等			

様式第 1 5 号（第16条関係）

公共下水道敷地等占用許可事項変更申請書

年 月 日

海士町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(電話)

次のとおり許可事項に変更がありましたので、海士町下水道条例施行規則
第16条第 1 項の規定により申請します。

変更前許可年月日	年 月 日付け 第 号
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

様式第 1 6 号（第18条関係）

（表）

下 水 道 立 入 検 査 員 証		
所 属 氏 名	年 月 日生	3 cm 写 真 2. 5cm
下水道法第13条第 2 項及び第32条第 5 項の規定による職務を行う者であることを証明する。		
年 月 日		
海士町長		印

9 cm

6. 5cm

（裏）

- 1 本証は、職務の執行に際し必要があるときは、提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 本証は紛失し、又はき損したときは直ちに届け出なければならない。
- 4 資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。

○海士町下水道排水設備指定工事店規則

(平成14年3月1日海士町規則第2号)

改正 平成23年6月30日規則第5号 平成24年7月9日規則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定工事店の指定等（第3条―第10条）
- 第3章 責任技術者（第11条・第12条）
- 第4章 雑則（第13条―第17条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町下水道条例（平成13年海士町条例第28号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、海士町下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正（平23規則第5号）

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第6条の規定に基づき排水設備工事の施行ができる者として、町長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 島根県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験に合格してその資格を認定され県支部に登録した者。以下「責任技術者」という。）をいう。

第2章 指定工事店の指定等

(指定工事店の指定)

第3条 条例第6条に規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合しているものとし、町長は、これを指定工事店として指定するものとする。

改正（平23規則第5号）

- (1) 責任技術者1名以上を専属で雇用していること（指定を受ける者自らが責任技術者である場合を含む。）。
- (2) 工事の施行に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 島根県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者であって復権していない場合

イ 協会の責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過していない場合

ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない場合

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、事業経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に掲げる書類
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図(様式第2号)並びに営業所の写真
- (4) 専属責任技術者名簿(様式第3号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- (6) 機械器具調書(様式第4号)

改正(平24規則第2号)

(指定工事店証)

第5条 町長は、指定工事店として指定した者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第5号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第6号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い誠実に排水設備工事(以下この条において「工事」という。)を施行しなければならない。

- 2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は、適正な工事費で施行しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事費、工期その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 工事は、責任技術者の管理及び監督の下においてでなければ設計し、又は施行してはならない。
 - (7) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年間とする。ただし、特別の理由があるときは、町長は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに指定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備指定工事店指定辞退届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (5) 営業所の所在地、住居の表示又は電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不相当と認めたとき。

第3章 責任技術者

(責任技術者の責務)

第11条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行(管理及び監督を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(身分を証明する書類の携帯)

第12条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常にその身分を証明する書類を携帯し、町の職員等の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

第4章 雑則

(公示)

第13条 町長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 第3条第1項の規定により、新たに指定工事店を指定したとき。
- (2) 第10条第1項及び第2項の規定により、指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を一時停止したとき。
- (3) 第7条の規定による指定工事店の指定の有効期間満了に際し、第8条第1項の申請に基づく継続指定をしなかったとき。

(4) 第9条第2項第2号、第3号及び第5号の届出を受理したとき。

(協会への報告)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を協会に対し報告するものとする。 改正（平23規則第5号）

(1) 第10条の規定に基づき指定工事店の指定を取り消し、又はその効力を停止したとき。

(2) 指定工事店に専属する責任技術者が条例又はこの規則等に違反し、若しくは業務に関し不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適當と認めたとき。

(事務連絡会)

第15条 町長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施行等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店及び責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(諮問機関の設置)

第16条 町長は、第10条の規定による指定工事店の指定の取消し及び指定の効力の一時停止に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、海士町下水道排水設備指定店審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することができる。

2 前項の審査委員会の構成及び運用その他必要な事項は、別に定める。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第2号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第2号）抄

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
（新規・継続）

海士町長 様

申 請 者	ふ り が な 商 号			
	営 業 所 所 在 地 電 話 番 号	〒 電話 ()		
	ふ り が な 代 表 者 氏 名		印	
	代 表 者 住 所 電 話 番 号	〒 電話 ()		

〔注〕 法人の場合は会社印を押印すること。

〔添付書類〕

- 個人又は法人の代表者
 - 住民票記載事項証明書
 - 事業経歴書
 - 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
- 個人又は法人
 - 営業所の平面図及び付近見取図（様式第 2 号）
 - 専属する責任技術者名簿（様式第 3 号）
 - 機械器具調書（様式第 4 号）
- 法人
 - 商業登記簿謄本及び定款の写し

様式第 2 号（第 4 条関係）

営 業 所 の 平 面 図 及 び 付 近 見 取 図		
平 面 図	面 積	m ²
付近見取図		

〔注〕 1 外部及び内部の状態がわかる写真数枚を添付すること。
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅又は公共機関など主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・解除）

海士町長 様

指 定 番 号 第 号
商 号
〒

営業所所在地
電話 （ ）

代 表 者 氏 名

ふ り が な 責任技術者氏名	住 所	登 録 番 号	異 動 の 内 容 及 び 理 由
	〒	第 号	新規・解除
	〒	第 号	新規・解除
	〒	第 号	新規・解除
	〒	第 号	新規・解除
	〒	第 号	新規・解除
	〒	第 号	新規・解除

- 〔添付書類〕 1 責任技術者証の写し
2 組合健康保険証、政府管掌健康保険被保険者証（国民健康保険証を除く。）、雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書、従業員全員の賃金台帳、源泉徴収簿及び所得税納付額領収書のうち、いずれかの写し

様式第 4 号（第 4 条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

機 械 器 具 の 種 別	機 械 器 具 の 名 称	数 量	備 考

- 〔注〕 1 機械器具の種別欄には、「管の切断用の機械器具」、「測量用の器具」、「掘削用の機械器具」、「埋め戻し用の機械器具」の別を記入すること。
- 2 機械器具の名称欄には、金切り鋸等の「管の切断用の機械器具」、レベル・テープ等の「測量用の器具」、スコップ・つるはし等の「掘削用の機械器具」、タンパ等の「埋め戻し用の機械器具」その他これらと同等以上の機能を有するものを記入すること。
- 3 それぞれの機械器具の写真を添付すること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

下 水 道 排 水 設 備
指 定 工 事 店 証

海士町長 

海士町下水道条例第 6 条の規定に基づき、下記の者を海士町下水道排水設備指定工事店として指定します。

指 定 番 号	第 号
指 定 工 事 店 名 （ 商 号 ）	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

指 定 工 事 店 証 再 交 付 申 請 書

海士町長 様

申 請 者	指 定 番 号	第 号		
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商 号)			
	ふ り が な 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	〒 電 話 ()	印	
	ふ り が な 営 業 所 所 在 地	〒 電 話 ()		

【理由及び経過説明】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

〔添付書類〕 指定工事店証（き損した場合）

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定辞退届

海士町長 様

申 請 者	指 定 番 号	第 号		
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商 号)			
	ふ り が な 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	〒 電 話 ()	印	
	ふ り が な 営 業 所 所 在 地	〒 電 話 ()		

【理由及び経過説明】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

〔添付書類〕 指定工事店証

年 月 日

指 定 工 事 店 異 動 届

海士町長 様

指 定 番 号 第 号

商 号 干

営業所所在地 電話 ()

代 表 者 氏 名

下記のとおり変更を生じたので、海士町下水道排水設備指定工事店規則第 9 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

異 動 事 項	新	旧

〔注〕 異動事項欄には、下表の異動項目欄から該当するものを選んで記入すること。

異 動 項 目	添 付 書 類
商 号 （ 組 織 ）	商業登記簿謄本の写し（法人のみ）、指定工事店証
氏 名 （ 代 表 者 ）	商業登記簿謄本の写し（法人のみ）、指定工事店証、住民票記載事項証明書、事業経歴書、欠格者でないことの証明書
専 属 す る 責 任 技 術 者	専属責任技術者名簿（様式第 3 号）、責任技術者証の写し
住 居 表 示	住民票記載事項証明書、指定工事店証
電 話 番 号	
営 業 所 の 移 転	商業登記簿謄本の写し（法人のみ）、指定工事店証、固定資産物件証明書、営業所の平面図及び付近見取図（様式第 2 号）と添付写真
営 業 所 の 仮 移 転	固定資産物件証明書、営業所の平面図及び付近見取図（様式第 2 号）と添付写真

○海士町下水道排水処理施設の設置及び管理に関する 条例

(平成13年12月26日海士町条例第29号)

(目的)

第1条 この条例は、地域の公衆衛生及び環境衛生の向上を図るために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町下水道排水処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称等)

第2条 施設の名称、位置及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 施設の管理者は町長とし、管理運営に関する事務は、町長が別に定める。

(管理の委託)

第4条 施設の設置及び管理は、町が行うものとする。ただし、施設の目的を効果的に達成するためにその管理の一部を委託することができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施 設 の 名 称	位 置	区 域
海士町浄化センター	海士町大字福井511-4	菱浦、福井、西、中里、東、北分、宇受賀

○海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例

(平成14年 3 月20日海士町条例第12号)

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 排水設備及び前処理施設の設置等（第 6 条－第14条）

第 3 章 施設の使用（第15条－第20条）

第 4 章 施設への加入及び脱退（第21条－第25条）

第 5 章 雑則（第26条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地域の公衆衛生及び環境衛生の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、海士町特定生活排水処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設の設置区域）

第 2 条 施設の設置区域は、町長が指定する区域とする。

（設置及び管理）

第 3 条 処理施設の設置及び管理は、町が行うものとする。ただし、施設の目的を効果的に達成するため、その管理の一部を委託することができる。

（用語の定義）

第 4 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活及びその他の用途に起因するし尿及び雑排水をいう。
- (2) 処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管、合併処理浄化槽及びこれに接続して汚水を処理するために設けられるもので町が管理するものの総体をいう。
- (3) 排水設備 汚水を処理施設に流入させるために必要な排水管その他の排水に必要な施設で加入者が管理するものをいう。
- (4) 前処理施設 施設の機能を妨げ、若しくは施設を損傷するおそれのある汚水による障害を除去するために必要なもので加入者が管理するものをいう。
- (5) 加入分担金 海士町分担金徴収条例（昭和40年海士町条例第 9 号）第 2 条に定める分担金をいう。
- (6) 加入者 施設を使用するため、加入分担金を支払った者をいう。

（工事計画の作成等）

第 5 条 施設の設置区域の加入者は、町長に対し処理施設の設置を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請を行った加入者に示すものとする。

- (1) 工事の内容
- (2) 工事の時期
- (3) その他工事の遂行に必要な事項

3 加入者は、工事計画に異議のあるときは、町長に対し、変更を求めることができる。

4 工事計画を承認した加入者は、当該工事計画に基づく処理施設の設置について必要な協力をしなければならない。

第2章 排水設備及び前処理施設の設置等

(排水設備設置義務)

第6条 加入者は、処理施設の供用が開始された日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、町長が必要と認めた場合にはこの限りでない。

(前処理施設の設置義務)

第7条 加入者は、施設の機能を妨げるおそれのある排水を施設に流入させようとする場合、事前に前処理施設を設けなければならない。

(代理人の選定)

第8条 町長は、加入者で町内に住所又は居所を有しない者に対しこの条例に規定する事項を処理させるため、町内に住所（法人にあってはその主たる事務所）又は居所を有する者のうちから代理人を選定し届け出なければならない。

(排水設備の新設等)

第9条 排水設備及び前処理施設の新設、修理又は撤去（以下「新設等」という。）の工事等に要する費用は、新設等をしようとする者が負担する。ただし、町長がその費用を町において負担することが適当であると認めたものについては、この限りでない。

2 排水設備を処理施設に接続させるときは、処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない工事の実施方法で規則で定めるところにより行わなければならない。

(町長の確認等)

第10条 排水設備の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより申請し、町長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定により工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

(工事業者の指定)

第11条 排水設備の工事は、町長の指定する排水設備業者でなければ行うことができない。また、前処理施設の設置工事についてもこれと同様とする。

(排水設備の工事の検査)

第12条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは速やかに町長に届け出て町の検査を受けなければならない。

(無断接続に対する措置)

第13条 無断で排水設備を接続した者については、町長は期限を定め排水設備の撤去、改修又は使用の停止を命ずることができる。

(排水施設の使用開始、中止、変更等の届出)

第14条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 処理施設の使用を開始し、又は再開するとき。

(2) 処理施設の使用を休止し、又は廃止するとき。

2 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 排水設備の所有者に変更があったとき。

(3) 第8条に規定する代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

第3章 施設の使用

(加入者の義務)

第15条 加入者は、処理施設の機能維持に障害となる物質（塩酸、油、布類、薬品等）を当該処理施設に流入させてはならない。

(加入者の管理上の責任)

第16条 加入者は、善良な管理者の注意をもって排水設備を管理し、異常があるときは直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は加入者の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、加入者の責任とする。

(使用料の徴収)

第17条 町長は、加入者又は加入者から住宅等を借り受けて施設を使用する者（以下「使用者」という。）から納入通知書又は口座振替により毎月使用料を徴収する。

2 使用者から使用料を徴収することができない場合は、加入者からその使用料を徴収することができる。

3 使用料は、処理施設使用届の提出のあった月から徴収する。

(使用料の算定)

第18条 使用料の額は、海士町下水道条例（平成13年海士町条例第28号）に定める額と同様にする。

2 町長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない使用料を軽減し、又は免除することができる。月の途中で処理施設の使用を開始し、又は再開したときの使用料は、1箇月分として算定し、月の途中で休止又は廃止したときの使用料は、当該休止又は廃止の日の属する月分まで算定するものとする。

3 町長は、加入者から使用料を算定するために必要な資料の提出を求めることができる。

(処理施設の使用の停止)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間処理施設の使用を停止することができる。

(1) 加入者が60日以上所在不明であるとき。

(2) 排水設備が停止状態の状態にあって、かつ、将来に向かって使用の見込みがないと認めるとき。

(罰則)

第20条 町長は、詐欺その他の不正な行為により使用料の徴収を免れた者に、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科すことができる。

第4章 施設への加入及び脱退

(加入及び脱退の申請)

第21条 施設へ加入しようとする者は加入分担金を、また脱退しようとする者はその理由書を添えて、町長に申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たり町長が必要と認めた場合には、利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

(加入分担金の賦課)

第22条 町長は戸別合併浄化槽の設置について、住宅所有者ごとに、分担金の額を定め賦課するものとする。分担金の額は、1戸当たり30,000円とする。

2 町長は、当該分担金の納付期日その他分担金の納付に必要な事項を住宅所有者に通知し、徴収するものとする。

（加入分担金の返還）

第23条 既に納付した加入分担金は、返還しない。

（加入者の地位の承継）

第24条 加入者に変更があったときは、新たに加入者になった者が、従前の加入者の地位を承継するものとする。ただし、加入分担金のうち、加入者の変更があった日までに納付すべきものについては、従前の加入者が納付するものとする。

2 前項の規定により加入者の地位を承継した者は、その旨を町長に届け出なければならない。

（既設処理施設の維持管理）

第25条 施設の設置区域内における既設処理施設の設置者（使用者を含む。）は、この条例の目的を達成するために維持管理を町長に申請することができる。

2 前項の規定による申請をした者の分担金は、免除する。

3 町長は、第17条の規定に基づき、第1項の規定による申請をした者から使用料を徴収し、維持管理を行うものとする。

第5章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する規則

(平成14年 3 月28日海士町規則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成14年海士町条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(土地使用貸借)

第 2 条 処理施設が設置されている土地については、町長と、土地についての権限を有するものとの間で、土地使用貸借契約書（様式第 1 号）を取り交わすものとする。

(既設処理施設維持管理委託の申請)

第 3 条 条例第25条の規定により、既設処理施設の設置者（使用者を含む。）が町長に維持管理の委託を申請する際には、既設合併処理浄化槽維持管理委託申請書（様式第 2 号）及び既設合併浄化槽設備一式の寄附採納願（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

(受託)

第 4 条 町長は、前条の申請を受理し受託を決定したときには、既設合併処理浄化槽維持管理承諾書（様式第 4 号）及び受納書（様式第 5 号）を申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

土 地 使 用 賃 借 契 約 書

貸付人（以下「甲」という。）と、借受人 海士町長
（以下「乙」という。）とは、土地の使用賃借について次のとおり契約を締結する。
（契約の物件）

第 1 条 甲は、その所有する次の土地を（以下「賃借物件」という。）を乙に無償で
使用させるものとする。

所 在 地	地 目	地 積	備 考
海士町 番地		m ²	

（契約の期間）
第 2 条 この契約の有効期間は、 年 月 日から使用目的が存続する日
までとする。

（使用の目的）
第 3 条 乙は、賃借物件を戸別合併処理浄化槽の設置場所として使用する。

（公租公課の負担）
第 4 条 賃借物件の公租公課は、甲の負担とする。

（転貸等の禁止）
第 5 条 乙は、甲の承諾を得ないで賃借物件を他人に使用させ、又は使用目的以外に
使用してはならない。

（契約の解除）
第 6 条 乙は、必要があるときは、その 1 箇月前に甲に予告して、この契約を解除す
ることができる。この場合においては、甲は、異議を申し立て、又は損害賠償を請
求しないものとする。

（通知の義務）
第 7 条 甲は、契約物件を第三者に売り払う場合は、あらかじめその旨を乙に通知し
なければならない。

（疑義等の決定）
第 8 条 この契約について疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	氏 名	海士町長 印

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
氏 名 印

既設合併処理浄化槽維持管理委託申請書

私が設置者（又は使用者）である、既設合併処理浄化槽の維持管理を、海士町長に委託したいので、海士町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例、同規則及び下記条件を承知した上で申請します。

記

- 1 維持管理を委託する施設は、私が既に設置している合併処理浄化槽本体及び浄化槽から流末までの管路並びにブローア設備一式とする。
- 2 施設が設置してある土地については、町長と土地使用貸借契約書（様式第 1 号）を締結します。また合併処理浄化槽本体及び浄化槽から流末までの管路並びにブローア設備については、寄附採納額（様式第 3 号）をもって町長に寄附します。
- 3 私が既に委託管理している合併処理浄化槽管理業者との契約は、私の責任で契約解除し、町長が委託契約をした管理業者が維持管理することを承諾します。
- 4 海士町が管理を開始する日以前の 1 箇月以内に、私の責任で浄化槽内の汚泥抜取り、清掃をした後、町の担当職員（町長が委託契約した管理業者も含む。）確認の上で引き渡します。

様式第 3 号（第 3 条関係）

寄 附 採 納 願

既設合併処理浄化槽設備 一式

[	所在地	海士町	番地内	]
	機種等			

上記のとおり寄附したいので、採納下さるようお願いします。

年 月 日

住 所 海士町

氏 名 印

海士町長 様

様式第 4 号（第 4 条関係）

既設合併処理浄化槽維持管理承諾書

年 月 日付けで申請のあった、既設合併処理浄化槽の維持管理
については、海士町が維持管理することを承諾します。

なお、施設の管理開始日については、諸手続が完了次第協議いたします。

年 月 日

海士町長

海士町

様

様式第 5 号（第 4 条関係）

受 納 書

年 月 日付けで寄附願いのありました既設合併処理浄化槽設備一式を受納いたします。

年 月 日

海士町長

海士町
様

○海士町水道技術管理者等の資格基準等に関する条例

(平成24年 3 月21日海士町条例第 3 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに法第19条第 3 項の規定に基づき、水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第12条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設において、法第 3 条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第12条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において 6 箇月以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 6 箇月以上、第 2 号の卒業生にあつては 1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の規定による条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する布設工事監督者たる資格を有する者
 - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、前条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、前条第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、前条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目及びこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、前条第1号に規定する学校の卒業した者については、2年6箇月以上、前条第3号に規定する学校の卒業した者については3年6箇月以上、前条第4号に規定する学校の卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○海士町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する 条例施行規則

(平成25年 3 月25日海士町規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町下水道条例（平成25年海士町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第 2 条第 1 号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 終末処理場 法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。
- (5) 処理施設 法第 2 条第 2 号に規定する処理施設をいう。
- (6) レベル 1 地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (7) レベル 2 地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- (8) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
 - ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
 - イ 破損した場合に 2 次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
- (9) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第 3 条 条例第18条第 3 号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 6 条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が 2 度以下であること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年 3 月21日国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能)

第4条 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置)

第5条 条例第18条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置
(排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値)

第6条 条例第19条第1号に規定する規則で定める数値は、排水管内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管内径にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第7条 条例第20条第2号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第8条 条例第22条第6号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町上下水道使用料滞納整理事務処理要綱

(平成25年6月20日海士町告示第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海士町上下水道使用料（以下「使用料」という。）の滞納整理事務を適切に処理するため、必要な事項を定める。

(催告及び納付指導の通則)

第2条 町長は、次条以下の規定による滞納整理事務を行うほか、必要に応じ住宅訪問、電話等による催告又は納付指導を行う。

2 前項の催告又は納付指導は、次に掲げる事項に留意して行う。

(1) 使用料を納入通知書により納期限内に納付させるようにすること。

(2) 使用料を長期間滞納している者に対しては、給水停止措置を行うことを周知させること。

3 滞納者の新たな給水申込みは、使用料の全額納付が確認されるまで無効とすることができる。

(督促状の発送)

第3条 町長は、納期限を経過した滞納者について督促状を20日以内に送付する。

2 前項の督促状の指定納期限は、発行の日から15日以内とする。

(滞納整理台帳の作成)

第4条 町長は、過年度分滞納者及び現年度において1月以上滞納している者について滞納整理台帳を作成し、滞納整理事務の処理状況を記録する。

(納付誓約書)

第5条 町長は、納付指導の結果、一括納付が困難であると認められるものについては、納付誓約書（様式第1号）を提出させる。第6条第1項第1号の規定による未納上下水道使用料納付催告書（Ⅰ）（様式第4号）の発送後については、滞納上下水道使用料納付誓約書（様式第2号）を提出させる。

2 町長は、前項の納付誓約書による納付履行を求め、履行状況を監督管理する。

3 町長は、納付誓約書を提出した滞納者が履行を怠った場合は、納付誓約の履行催告書（様式第3号）により履行を求める。

(催告書等の発送)

第6条 町長は、滞納者の滞納月数に応じて、それぞれ次に掲げる措置を講じる。

(1) 滞納月数3月の滞納者については、未納上下水道使用料納付催告書（Ⅰ）（様式第4号）を送付する。

(2) 滞納月数4月の滞納者については、未納上下水道使用料納付催告書（Ⅱ）（様式第5号）を送付する。

(3) 滞納月数5月以上の滞納者又は前条第3項の規定による納付誓約の履行催告書の指定納入期限を経過した滞納者については、未納上下水道使用料納付最終催告書（様式第6号）を送付する。

(4) 前3号に規定する催告書に記載した指定納入期限までに納付しない滞納者に使用料納付に関する呼出状（様式第7号）を送付し、呼出しによる個別指導を行うものとする。

(5) 第1号から第3号までに規定する様式中の指定納入期限は発送の日から20日以内とする。

2 滞納者が納付誓約書を提出し、その内容に従い使用料を納付しているときは、町長は前項の措置を行わないことができる。

（給水停止措置対象者）

第7条 前条第1項第3号の規定による最終催告書の送付を受けその指定納入期限までに納付しない者で、次の各号のいずれかに該当するものは、次条以下に規定する給水停止措置の対象者（以下「給水停止措置対象者」という。）とする。

- (1) 呼出しに応じない者
- (2) 納付誓約書を提出しない者
- (3) 納付誓約書に従い納付を履行しない者
- (4) その他給水停止措置によらなければ納付が期待できない者

2 前項に該当する者で、次の各号のいずれかに該当するものは、給水停止措置対象者から除外することができる。

- (1) 使用者又は同居者が病気等の療養のため、多額の出費を余儀なくされていると認められる者
- (2) 最近主たる生計維持者が死亡した者
- (3) 最近不慮の災害にあった者
- (4) 前各号に掲げるほか、やむを得ない特別の事情があると認められる者

3 担当課長は、前第1項の規定による給水停止措置対象者について、給水停止措置対象者一覧表及び使用料滞納者実態調査票を作成し、滞納者一覧表を添付し町長へ報告するものとする。

（給水停止措置）

第8条 町長は、海士町簡易水道事業条例（平成10年海士町条例第13号）第36条の規定に基づくほか、前条第3項の規定により報告を受けた給水停止措置対象者一覧表に記載された給水停止措置対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して給水停止措置を決定し、給水停止措置予告通知書（様式第8号）により納付勧告を行うものとする。

- (1) 使用料滞納額が6月を超える者
- (2) その他給水停止措置によらなければ、納付を期待できない者

2 前項の規定による給水停止措置予告通知書に指定した納期限を経過しても納付がない者に対し、給水停止措置を実施する旨を給水停止措置執行通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 町長は、特に悪質な給水停止措置対象者に対し、使用料の支払を求める法的措置を行うものとする。

（給水停止の方法）

第9条 給水停止は、止水栓を閉栓して行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、水道メーターを撤去して行うものとする。

2 給水停止は水道使用者が不在であっても執行する。

（給水停止措置の中断）

第10条 給水停止措置の執行中において給水停止措置執行通知書に記載された滞納額の2分の1以上を納入し、かつ、残金の納入期日及び納入方法を納付誓約書により誓約した者については給水停止措置を中断することができる。ただし、納入の誓約をした者がその誓約を履行しなかった場合は直ちに給水を停止することができる。

2 前項に規定するほか、町長が特に必要と認めたときは、給水停止措置を中断できる。

（給水停止措置の解除）

第11条 町長は、使用料の完納をもって給水停止措置を解除する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

納 付 約 書

海士町長 様

住 所 _____
勤務先 _____
氏 名 _____ (印)

滞納上下水道使用料につきまして、今後は、下記の支払計画を誠実に履行し、完納することを確認します。

記

1 滞納額 _____ 円（ 年 月 日現在）

滞納額明細

年度	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
計	円	円	円	円

2 納付計画

回	納付日	納付金額	回	納付日	納付金額
1			8		
2			9		
3			10		
4			11		
5			12		
6			13		
7			14		

様式第2号（第5条関係）

滞納上下水道使用料納付誓約書

令和 年 月 日

海士町長 様

住所
氏名

印

先に貴町から催告を受けた滞納上下水道使用料の納付については、納付計画により完全履行することを誓約いたします。万一、この計画に基づく滞納上下水道使用料の納付を一度でも怠ったときは、給水停止措置又は滞納上下水道使用料支払請求の法的措置等をとられても異議は申しません。

	年度	水道使用料	下水道使用料	催促手数料	計	
滞納額明細		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
	回	納付日	納付金額	回	納付日	納付金額
納付計画	1			8		
	2			9		
	3			10		
	4			11		
	5			12		
	6			13		
	7			14		
町長	副町長	課長	主査	係長	主事	担当

年 月 日

様

海士町長

納付誓約の履行催告書

あなたの滞納上下水道使用料につきましては、 年 月 日に納付誓約書の提出
がありましたが、納付誓約書どおりの納付がありません。下記期限までにこれまでの不履
行分全額を納付してください。

もし、今後もしも不履行になりますと、給水停止措置を行うこととなりますので予め申し添
えます。

記

・ 不履行額明細

	納付予定日	納付予定額
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
計		円

- ・ 指定納入期限

年 月 日
- ・ 催告書作成年月日

年 月 日

※ 支払い方法

納入通知書をお持ちの方は直接金融機関に振り込んで下さい。

納入通知書を紛失された場合は本書を持って来庁して下さい。

※ この催告書は上記「催告書作成年月日」付けで作成したものであり、行き違いの場合
はあしからずご了承願います。

様
(ー)

海士町長

未納上下水道使用料納付催告書（Ⅰ）

あなたの上下水道使用料につきましては下記のとおり未納がありますので速やかに納付してください。

下記指定納入期限までに納付がない場合は、給水停止措置を行うことがあります。

また、滞納について特別な事情がある場合は、来庁のうえご相談ください（来庁のない場合は、特段の事情のないものとみなします。）

年度分未納上下水道使用料

月	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	合計
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
計	円	円	円	円

年度以前分未納上下水道使用料

年度	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	合計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
計	円	円	円	円

・ 指定納入期限 年 月 日

※ 支払い方法

納入通知書をお持ちの方は直接金融機関に振り込んで下さい。

納入通知書を紛失された場合は本書を持って来庁して下さい。

※ 本状到達前にすでに納入いただいている場合は、お許し願いますとともに、お手数ですが、その旨をご連絡願います。

様
(—)

海士町長

未納上下水道使用料納付催告書（Ⅱ）

あなたの上下水道使用料につきましては下記のとおり未納がありますので下記指定納入期限までに必ず支払うよう、再度催告します。指定納入期限までに支払いがない場合は、給水停止措置を行うことがあります。

年度分未納上下水道使用料

月	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	合計
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
計	円	円	円	円

年度以前分未納上下水道使用料

年度	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	合計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
計	円	円	円	円

・ 指定納入期限 年 月 日

※ 支払い方法

納入通知書をお持ちの方は直接金融機関に振り込んで下さい。

納入通知書を紛失された場合は本書を持って来庁して下さい。

※ 指定納入期限までにどうしても納付できない事情がある場合は、来庁のうえその旨を説明すること。

※ 本状到達前にすでに納入いただいている場合は、お許し願いますとともに、お手数ですが、その旨をご連絡願います。

様
(—)

海士町長

未納上下水道使用料納付最終催告書

あなたは、再三にわたる納付の督促、催告にもかかわらず、上下水道使用料を下記のとおり滞納しているので、指定納入期限までに全額納付してください。

これが最終催告であり、指定納入期限までに納付がない場合は、給水停止の措置を行うことを予告します。なお、指定納入期限までに全額納付できない場合でも、早期に滞納解消することを誓約できるのであれば、分納等に応じられる場合がありますので、指定納入期限までに来庁し相談してください。

年度分未納上下水道使用料

月	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	合計
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
計	円	円	円	円

年度以前分未納上下水道使用料

年度	水道使用料	下水道使用料	督促手数料	合計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
計	円	円	円	円

・ 指定納入期限 年 月 日

※ 支払い方法

納入通知書をお持ちの方は直接金融機関に振り込んで下さい。

納入通知書を紛失された場合は本書を持って来庁して下さい。

※ 指定納入期限までにどうしても納付できない事情がある場合は、来庁のうえその旨を説明すること。

※ 本状到達前にすでに納入いただいている場合は、お許し願いますとともに、お手数ですが、その旨をご連絡願います。

様式第7号（第6条関係）

海 発第 号
年 月 日

様
(ー)

海士町長

呼 出 状

あなたの滞納上下水道使用料について、再三にわたり納付指導及び催告等を行ってき
ましたが、 年 月 日現在、いまだに下記のとおり滞納となっています。

つきましては、滞納上下水道使用料の支払計画について話し合いをしますので、印鑑を
持参の上、下記の日時に必ず来庁してください。

なお、指定の日時に来庁しないで何の連絡もない場合は、納付の意思がないものと判断
し、給水停止措置対象者としますので念のため申し添えます。

記

1 滞納金額 年度 円（ か月分）

2 日 時 年 月 日 時 分

3 場 所 海士町役場

4 連 絡 先

※ 本状到達前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。

様

海士町長

給水停止措置予告通知書

あなたの未納上下水道使用料につきましては、再三にわたり督促、催告を行いましたが、最終催告の指定納入期限を過ぎましても納入いただいておりますので、すみやかに納入下さるようお願いいたします。

なお、上下水道使用料は海士町役場、山陰合同銀行海士支店、隠岐どうぜん農業協同組合で納入できますが、これらの窓口で納入されたときは、お手数ですが、上下水道係までご連絡をお願いします。

指定納入期限を過ぎた上下水道使用料につきまして、下記給水停止予定日前日までに納入いただけない場合は、海士町水道事業給水条例第36条の規定により給水を停止いたしますので、ご了承願います（ご不在の場合でも給水を停止いたします。）。

この通知書が到達する前に納入いただいた場合は、お許し願いますとともに、お手数ですが、その旨をご連絡ください。

記

1 給水停止予定日 年 月 日（ 曜日）

2 未納水道使用料等

現年度水道使用料等滞納額 （単位：円）

水道使用料	下水道使用料	督促手数料	計	備考

過年度水道使用料等滞納額 （単位：円）

水道使用料	下水道使用料	督促手数料	計

※ 注意

給水停止により給湯器等に損害を生じることがあっても、町はその責を負いません。

様

海士町長

給水停止措置執行通知書

年 月 日付の給水停止予告通知書により、水道の給水停止について予告申し上げておりましたが、年 月 日現在、上下水道使用料等の納入が確認できませんので、水道法第15条第 3 項及び海士町簡易水道事業条例第36条の規定により、本日、給水停止を執行いたしましたので通知します。

- ・未納上下水道使用料等の全額を納入いただくまで、開栓できません。
- ・午後 4 時以降の納入の場合の開栓は、翌平日になります。
- ・この件に関するお問い合わせは、平日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までに海士町役場環境整備課上下水道係へお願いします。

※ 注意

未納上下水道使用料を納入しないで無断で水道を使用した場合は、海士町簡易水道事業条例第38条第 1 項第 2 号の規定により過料に処せられます。

現年度分滞納額

水道使用料	下水道使用料	督促手数料	計	備考
円	円	円	円	か月分

過年度分滞納額

水道使用料	下水道使用料	督促手数料	計	備考
円	円	円	円	か月分

第 1 2 編 防災

第 1 章 災害対策

○海士町防災会議条例

(昭和37年11月30日海士町条例第14号)

改正 平成 5 年12月22日条例第19号 平成12年 3 月24日条例第 5 号
平成24年 9 月21日条例第23号 平成28年10月 4 日条例第22号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、海士町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

改正（平12条例第 5 号）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海士町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、海士町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

改正（平24条例第23号）

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

改正（平28条例第22号）

- (1) 島根県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 島根県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 隠岐島消防署海士出張所長及び海士町消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (8) その他町長が必要と認め、任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号の委員定数は、それぞれ 2 人、2 人、5 人、2 人及び 2 人とする。

改正（平24条例第23号）

7 第 5 項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

改正（平24条例第23号）

8 前項の委員は、再任されることができる。

改正（平 5 条例第19号）

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県職員、海士町職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第23号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条第5項第7号の委員の最初の任期は、同条第7項の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成28年10月4日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町災害対策本部条例

(昭和37年11月30日海士町条例第15号)

改正 平成8年3月8日条例第3号 平成24年9月21日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、海士町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平24条例第24号）

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

追加（平8条例第3号）

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

繰下げ（平8条例第3号）

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（平成8年3月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町災害対策本部規程

(平成5年12月22日海士町訓令第4号)

改正 平成8年11月1日訓令第5号 平成10年1月30日訓令第3号
平成14年9月20日訓令第7号 平成19年3月30日訓令第2号
平成28年3月28日訓令第4号 平成30年9月28日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、海士町災害対策本部条例（昭和37年海士町条例第15号）第5条の規定に基づき、海士町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 改正（平8訓令第5号）

(定義)

第2条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、適切な措置を行うため必要に応じ、災害対策本部を設置することができる。 改正（平8訓令第5号）

(災害対策本部の設置)

第3条 災害対策本部は、次に掲げる場合において、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

2 前項の規定により設置された災害対策本部は、災害対策本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたときは、これを廃止する。 改正（平8訓令第5号）

(部の設置及び所掌事務)

第4条 災害対策本部に別表に掲げる部を置く。

2 部は、事務を統括し、別表に掲げる事務を分掌する。 改正（平8訓令第5号）

(災害対策本部の組織)

第5条 災害対策本部は、災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の職務をつかさどるものとする。

3 災害対策副本部長は、副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。 改正（平19訓令第2号）

4 災害対策本部員は、別表に掲げる部長、副部長及びその他の職員をもって充て、その職務はそれぞれ次表右欄のとおりとする。 改正（平8訓令第5号）

職	職務
部長	災害対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副部長	部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
その他の職員	上司の命を受け、部の事務を掌理する。

(本部会議)

第6条 災害対策本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、災害に対する応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

3 本部会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成する。

4 本部会議の会務は本部長が総理する。改正（平8訓令第5号）

（その他）

第7条 この規程に定めない行政機関及び地区機関にあっては、災害対策本部長及び地区本部長から災害対策に関する所要事務の指示があった場合これに即応するものとする。

改正（平8訓令第5号）

第8条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項は海士町地域防災計画の定めるところによる。

改正（平8訓令第5号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年11月1日訓令第5号）

この訓令は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成10年1月30日訓令第3号）

この訓令は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月28日訓令第3号）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係） 改正（平30訓令第3号）

部	構 成	所掌事務又は業務
総務部	部長 総務課長 副部長 財政課長 総務課防災担当主査 総務課 財政課	1 本部会議に関すること。 2 各班との連絡調整に関すること。 3 県及び官公署、その他機関との連絡調整に関すること。 4 職員の動員に関すること。 5 本部及び現地連絡員に関すること。 6 協力団体との連絡調整に関すること。 7 避難所の管理運営に関すること。 8 広報活動に関すること。 9 情報の収集、被害近況の調査、報告に関すること。 10 緊急物資の調達に関すること。 11 関係団体との連絡調整に関すること。 12 財政に関すること。 13 その他、他の班に属さないこと。

部	構 成	所掌事務又は業務
教育部	部長 教育長 副部長 教育総務課長 地域共育課長 教育委員会	1 学校施設の災害対策に関すること。 2 学校に避難所を設置する場合の協力に関すること。 3 学校間の連絡調整に関すること。 4 児童生徒の避難に関すること。 5 応急教育に関すること。 6 教育災害状況調査に関すること。 7 地区公民館の災害対策に関すること。
産業部	部長 地産地商課長 副部長 交流促進課長 地産地商課 交流促進課	1 被害農作物の応急技術対策に関すること。 2 罹災家畜の収容等畜産被害応急対策に関すること。 3 農地及び農業施設災害対策に関すること。 4 林産物及び治山林業施設災害対策に関すること。 5 災害応急対策用生産資材に関すること。 6 水田、畑の排水に関すること。 7 農林災害状況の調査把握に関すること。 8 漁船に関すること。 9 漁業資源の災害対策に関すること。 10 商工鉱業関係災害対策に関すること。 11 観光施設災害対策に関すること。 12 商工観光関係災害状況調査把握に関すること。 13 関係機関、諸団体との連絡調整に関すること。
建設部	部長 環境整備課長 副部長 環境整備課主査 環境整備課	1 道路、橋梁、河川その他公共土木施設の災害対策に関すること。 2 港湾、漁港、海岸の災害対策に関すること。 3 水防資材及び輸送車両に関すること。 4 交通不能箇所の調査に関すること。 5 土木関係官公署との連絡調整に関すること。 6 下水道施設災害対策に関すること。 7 し尿、ごみ処理に関すること。 8 飲料水に関すること。 9 水道施設災害に関すること。
厚生部	部長 健康福祉課長 副部長 診療所事務長 住民生活課長 健康福祉課 診療所 住民生活課	1 災害救助物資に関すること。 2 罹災者の生活保護法及び身体障害者福祉法の適用、その他罹災者の更生に関すること。 3 罹災者の被害調査に関すること。 4 救護関係機関との連絡調整に関すること。 5 保育所の災害対策に関すること。 6 感染予防及び防疫に関すること。 7 応急医療に関すること。 8 その他の衛生に関すること。 9 医療衛生関係機関との連絡調整に関すること。 10 死体の処理、埋葬に関すること。

部	構 成	所掌事務又は業務
会計部	部長 会計管理者 副部長 議会事務局長 会計課 議会事務局	1 災害対策費の経理に関すること。 2 災害関係物資の出納に関すること。
消防部	部長 消防団長 副部長 消防団副団長	1 消（水）防に関すること。 2 消防団の動員に関すること。 3 人命救助及び捜索に関すること。 4 災害危険箇所の査察警戒に関すること。 5 消（水）防機関との連絡調整に関すること。
現 地 連絡員	災害の規模及び範 によりその都度任 命派遣（要員は予め 別に定めておく。）	1 現地と本部との連絡に関すること。 2 現地間の連絡に関すること。 3 現地動員組織との連絡調整に関すること。 4 その他災害対策に関する連絡調整に関すること。

○海士町防災行政無線の設置及び管理に関する条例

(昭和60年3月23日海士町条例第6号)

改正 平成17年3月25日条例第11号 令和2年3月17日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、防災行政無線の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、気象業務法（昭和27年法律第165号）等の諸法令に基づき地域における防災、応急救助及び災害復旧に関する事務並びに一般行政事務の円滑化を図り、住民の福祉に資するため海士町防災行政無線を次のとおり設置する。

(1) 呼出名称

固定系無線局 「ぼうさいあまちょう」
固定系無線局 「ぼうさいただやまちゅうけい」
固定系無線局 「ぼうさいあまちょうほぼみ」
固定系無線局 「ぼうさいあまちょうみなみ」
固定系無線局 「ぼうさいあまちょうさき」
固定系無線局 「ぼうさいあまちょうさきじょうかせんたー」
移動系デジタル簡易無線

(2) 通信所の設置場所

島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地 隠岐開発総合センター
島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地 海士町役場
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町163番地 隠岐広域連合消防本部

(3) 屋外等受信設備の設置場所

海士町の主な集落で町長が別に規則で定める場所

(4) 戸別受信設備の設置場所

海士町内に住所を有する世帯及び町内の公共機関又は事業所等で町長が必要と認める場所

改正（令2条例第10号）

(通信業務)

第3条 防災行政無線による通信業務は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法、水防法、消防法、消防組織法、災害救助法、気象業務法等の諸法令に基づく地域における防災、応急救助、災害復旧に関する事項

(2) 町の一般行政事務に関し、町長が必要と認める事項

(通信の業務区域)

第4条 通信業務を行う区域は、海士町全域とする。

(受信機等の貸与)

第5条 戸別受信設備等の貸与を受けようとする者は、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 戸別受信設備の貸与を受けることができる者は、海士町内に住所を有する者又は第2条第4号に掲げる公共機関及び事業所等の代表者とする。

3 貸与を受けることができる戸別受信設備の数は、1世帯、1公共機関又は1事業所に
ついて1台とする。

(設備の保全)

第6条 前条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、戸別受信設備に特
別な設備をし、又は変更を加えてはならない。

2 使用者は、受信機等の善良な保管に努め、異状を認めたとき又は前条第2項の要件を
欠くに至るときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことがで
きる。

(1) 承認の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) その他、町長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料等)

第8条 戸別受信機の使用は、原則として無料とする。

2 戸別受信設備の設置に要する経費は、原則として町の負担とする。ただし、第2条第
4号の公共機関又は事業所等の経費は有料とすることができる。

3 戸別受信設備の維持管理に要する経費は、使用者の負担とする。

(権利の移譲)

第9条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(損失補償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失によって戸別受信設備を亡失又は損傷したとき
は、町長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が損害額を賠償させ
ることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月17日条例第10号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○海士町防災行政無線管理運用規則

(昭和60年3月28日海士町規則第1号)

改正	平成6年3月31日規則第6号	平成10年1月30日規則第16号
	平成10年12月24日規則第31号	平成12年12月26日規則第20号
	平成13年4月1日規則第10号	平成16年12月22日規則第10号
	平成22年7月1日規則第5号	

(目的)

第1条 この規則は、海士町地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する海士町防災行政無線（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。
- (2) 無線設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線の操作をしようする資格を有する者をいう。
- (4) 固定系親局 特定の2つ以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を行うため送信する無線局をいう。
- (5) 固定系子局 固定系親局からの電波を専ら受信するための設備をいう。
- (6) 移動系親局 移動系子局（陸上移動局）と通信を行うため役場庁舎内に開設する移動しない無線局をいう。
- (7) 移動系子局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中、親局（基地局）又は子局と相互に通信を行う「陸上移動局」をいう。
- (8) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた無線通信システムの全体をいう。
- (9) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度において、これらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (10) 防災 災害を未然に防止すること又は発生のおそれがある場合の事前準備、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。

改正（平12規則第20号）

(無線局運用の目的)

第3条 海士町の無線系に属する無線設備等を効率的に運用し、住民の生命、財産を災害から保護し福祉の増進に資するため、通報及び通信を行うこととする。

(管理運用組織)

第4条 無線系の管理運用のための組織は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者 総括責任者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督するものとし、この任は町長が充たる。
- (2) 管理責任者無線系施設及び運用の管理者 総務課長管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督し、当該無線局の運用状況及び無線設備の状態等を把握しその機能が十分発揮できるようにするものとする。

(3) 通信取扱責任者 管理責任者の命を受け、無線系の管理を行うとともに無線局の運用に係る業務を所掌するものとし、この任には海士町職員を充てる。

(4) 無線従事者 通信取扱責任者の指揮のもとに、無線系に属する無線局の無線設備の技術操作を行うとともに、無線業務日誌の記載を行うほか、通信取扱者の行う通信操作を指揮監督するものとし、この任には無線従事者の資格を有する海士町職員を充てる。

(5) 通信取扱者 無線従事者の監督のもとに、無線局の通信操作を行う者であって海士町職員に限定する。

改正（平13規則第10号）

（総括責任者の業務）

第5条 総括責任者は、無線局の運用形態に応じ無線従事者を適正に配置する義務を負う。また適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

（運用時間等）

第6条 無線局の運用時間は常時とし、職員の配置は勤務時間内とする。ただし、管理責任者が特に命ずる場合はこの限りでない。

2 通信に使用する時刻は、24時間とする。

（待機命令等）

第7条 管理責任者は、災害その他緊急の事態が発生するおそれがあるときは、必要な職員を待機させ通信に必要な措置をとらなければならない。

（通信事項）

第8条 無線局の通信事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害、防災等に関する事項

ア 火災、風水害、地震等の災害情報、警戒情報の伝達

イ 人命救助、災害救援、復旧等の情報伝達

ウ 交通、通信の確保又は秩序の維持に関する事項

(2) 一般行政に関する事項

ア 住民の便益に係る突発的事項

イ 住民の理解、協力を得るための伝達事項

ウ 事業推進に係る情報伝達事項

エ その他一般行政連絡事項

(3) その他町長が必要と認める事項

（通信の禁止）

第9条 次の各号に該当する通信については、これを禁止する。

(1) 特定の個人又は政党の宣伝及びこれに類する事項

(2) 営利を目的とする宣伝等の伝達

(3) 非常の場合を除き、免許された目的、通信の相手方、通信事項以外の通信を行うこと。

（通信の種別）

第10条 無線局による通信の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 非常、災害通信

(2) 一般行政通信

(3) 訓練通信

(4) その他町長が必要と認める通信

（非常時の通信）

第11条 非常、災害時の通信は、次の各号による。

- (1) 非常、災害の通信は、総括責任者の指揮のもとに行い、一般行政通信に優先する。
- (2) 水防、災害対策本部が設置されたときは、その指揮下で行うものとし、通信の統制を行う。
- (3) 通信の統制は、水防、災害対策本部解散後総括責任者の命により解除する。
(平常時の通信)

第12条 平常時における一般行政通信は、次の各号により行う。

- (1) 固定系による定時通報
 - ア 6時30分 時報 朝のお知らせ
 - イ 12時00分 時報
 - ウ 17時00分 時報
 - エ 19時30分 (5月から9月までの時期は20時) 夜のお知らせ
- (2) 固定系による臨時通報
- (3) 移動系による一般業務連絡
(訓練通信)

第13条 非常災害時の異常事態に備え、防災行政無線通信及び非常無線通信の円滑な運用を図るため、次の各号により訓練通信を行う。

- (1) 訓練は、通信統制、住民への警報通報及び災害情報収集を重点に行い、住民参加のもとで実施する。
- (2) 国、県との総合防災通信訓練に参加し、総合通信訓練を実施する。
(通報の手続)

第14条 固定系における通信をしようとするときは、定められた用紙に通信事項を記載し、運用管理者に2日前までに提出しなければならない。ただし、臨時又は非常通信についてはこの限りでない。

(陸上移動局の運用)

第15条 陸上移動局は、出動と同時に開局し、その旨を基地局に通報しなければならない。

- 2 陸上移動局は、出動中故障又は正当な理由により基地局の承認を得た場合のほか、無線機を常に送受信状態に保たなければならない。

(屋内外受信設備の設置場所)

第16条 海士町防災行政無線の設置及び管理に関する条例(昭和60年海士町条例第6号)第2条第3号に定める施設は、別表第1のとおりとする。

(移動無線局の種別、呼出名称等)

第17条 移動無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表第2のとおりとする。

(備付書類等)

第18条 無線局には、電波法及び関係法規に定める業務書類のほか、戸別受信設備貸与台帳を備えて整理しておかななければならない。

(提出書類等)

第19条 次の各号の書類は、運用管理者が作成し、総括責任者の承認を得て提出する。

- (1) 日誌抄録 無線業務日誌に基づく毎年1月から12月までの日誌抄録を中国電波監理局長に提出する。
- (2) 無線従事者選解任届 無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく中国電波監理局長に届け出る。

(設備の点検整備)

第20条 無線設備の正常な機能を確保するため次の各号の点検整備を行う。

- (1) 毎日点検 無線従事者又は通信取扱者により通話状態の確認を行う。
- (2) 毎月点検 通信取扱責任者の監督のもとで無線従事者が行う。
- (3) 6箇月点検 監理責任者の監督のもとで機器納入業者に委託実施する。
- (4) 臨時点検 必要の都度6箇月点検に準じ実施する。
- (5) その他 予備装置、予備電波については、毎月1回以上その装置を動作させ機能の確認を行う。
- (6) 前各号の点検細目については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第6号）から

附 則（平成13年4月1日規則第10号）まで 略

附 則（平成16年12月22日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月1日規則第5号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

別表第1（第16条関係） 改正（平16規則第10号）

施 設 名	子局 番号	設 置 場 所
屋 外 受 信 設 備	1	海士町大字福井968番地 4
	2	海士町大字福井1365番地 4
	3	海士町大字福井776番地15
	4	海士町大字福井457番 1
	5	海士町大字福井419番 3 地先
	6	海士町大字福井1489番地 1
	7	海士町大字福井277番地 3
	8	海士町大字福井362番地 3
	9	海士町大字海士159番地 1
	10	海士町大字海士943番 1 地先
	11	海士町大字海士6432番地 8
	12	海士町大字海士26番地先
	13	海士町大字海士1509番地 1
	14	海士町大字海士1490番地
	15	海士町大字海士1089番地 8
	16	海士町大字海士2458番地 3
	17	海士町大字海士3435番地
	18	海士町大字海士2946番地 1
	19	海士町大字海士2678番地
	20	海士町大字海士5417番地 1
	21	海士町大字海士4392番地
	22	海士町大字海士4547番地

		23	海士町大字海士3698番地
		24	海士町大字海士3976番地 1
		25	海士町大字海士3967番地 5
		26	海士町大字海士4057番 1 地先
		27	海士町大字海士4301番地 1
		28	海士町大字宇受賀202番地 1
		29	海士町大字宇受賀699番地 1
		30	海士町大字宇受賀338番地 3
		31	海士町大字宇受賀4919番地 1
		32	海士町大字宇受賀26番地 2
		33	海士町大字宇受賀222番地 9
		34	海士町大字豊田146番地 5
		35	海士町大字豊田48番地 1
		36	海士町大字知々井498番地
		37	海士町大字知々井1589番地10
		38	海士町大字御波20番地 5
		39	海士町大字御波2175番地 1
		40	海士町大字崎1047番地 1
		41	海士町大字崎1749番地
		42	海士町大字崎135番地11
		43	海士町大字御波554番 3 地先
		44	海士町大字御波429番地 4
共 親	同 受 信 用 局		海士町大字崎1518番地 1 海士町大字崎1748番地 海士町大字崎1530番地 3 海士町大字崎135番地 9
非 第	常 2 空 時 中 用 線		海士町大字崎1666番地 7

別表第 2（第17条関係） 改正（平22規則第 5 号）

種 別	呼 称 名 称		設 置 場 所
基地局	ぼうさい あま		海士町大字海士1490番地
陸 上 移 動 局	あま	101	車載型（総務課）
	あま	102	車載型（環境整備課）
	あま	103	車載型（住民生活課）
	あま	104	車載型（健康福祉課）
	あま	105	車載型（地産地商課）
	あま	106	車載型（環境整備課）
	あま	107	車載型（環境整備課）
	あま	108	車載型（総務課）
	あま	109	車載型（健康福祉課）
	あま	110	車載型（環境整備課）
	あま	111	車載型（消防車）
	あま	201	可搬型（無線室）
	あま	202	可搬型（無線室）
	あま	301	携帯型（無線室）
	あま	302	携帯型（無線室）
	あま	303	携帯型（無線室）

○海士町ヘリコプター臨時離着陸場条例

(平成6年6月30日海士町条例第25号)

改正 平成12年3月24日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、海士町ヘリコプター臨時離着陸場（以下「海士町ヘリポート」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 海士町ヘリポートを海士町大字海士3732番地に設置する。

(運用時間)

第3条 海士町ヘリポートの運用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(施設の使用)

第4条 海士町ヘリポートの施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。

2 前項の許可を受けた者は、海士町ヘリポートの施設がヘリコプターの離着陸又は停留に支障がないことを自ら確認して使用しなければならない。

(重量制限)

第5条 ヘリコプターの離陸重量又は換算単車輪荷重が5.3トン以上となる場合においては、海士町ヘリポートの施設を使用してはならない。ただし、町長の認可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可は、海士町ヘリポートの施設が当該ヘリコプターの安全な離着陸に耐えることができると認められる場合でなければしてはならない。

(車両の運転等の制限)

第6条 町長の定める場所以外の場所においては、車両の運転、駐車、修理又は清掃をしてはならない。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(給油作業等の制限)

第7条 次の各号の一に該当する場合においては、ヘリコプターの給油又は排油を行ってはならない。

(1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にある場合

(2) 発動機が運転中又は加熱状態にある場合

2 給油中又は排油中においては、ヘリコプターの無線設備又は電気設備を操作し、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件を使用してはならない。

3 給油を行う場合においては、ヘリコプター及び給油装置をそれぞれ電位零の地点に設置しなければならない。

(禁止行為)

第8条 海士町ヘリポートにおいては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 標札、標識、芝生その他の海士町ヘリポートの施設をき損し、又は汚損すること。

(2) 町長の許可を受けないで、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。

(3) 町長が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。

- (4) 町長の許可を受けないで裸火を使用すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が海士町ヘリポートの機能を損なうおそれがある
と認める行為をすること。

(着陸料等)

第9条 ヘリコプターの離着陸又は停留のため海士町ヘリポートの施設を使用した者は、
別表の定めるところにより着陸料、夜間照明料又は停留料（以下「着陸料等」という。）
を納付しなければならない。

2 前項の着陸料等の額は、別表に定める着陸料等の額にそれぞれ1.03を乗じて得た額と
する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除する
こととされたヘリコプターの着陸料等の額は、同表に定める額とする。

3 着陸料等は、あらかじめ町長が承認した場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、
それぞれ当該各号に定めるときに納付しなければならない。

(1) 着陸料 着陸直後

(2) 夜間照明料 着陸の場合にあっては着陸直後、離陸の場合にあっては離陸前

(3) 停留料 停留を終えたとき。

(着陸料の減免)

第10条 町長は、災害その他特別の事由があると認める場合及び公益上特に必要がある
と認める場合においては、着陸料を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 正当な理由がなくて第4条第2項の規定に違反して海士町ヘリポートの施設を
使用した者は、50,000円以下の過料を科する。 改正（平12条例第6号）

附 則

この条例は、平成6年6月30日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

種 別	金 額
着 陸 料	1 トン以下の重量については、当該重量に対し 350円
	1 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し 350円
	6 トンを超え 25 トン以下の重量については、1 トンごとに 580円
夜 間 照 明 料	夜間における着陸又は離陸 1 回ごとに、普通着陸料の計算に準じて得た金額の 5 パーセントに相当する金額
停 留 料	停留時間 24 時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額
	3 トン以下の航空機については、当該重量に対し 810円
	3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し 810円
	6 トンを超え 23 トン以下の重量については、1 トンごとに 30円

備考

- (1) 「重量」とは、航空機の最大離陸重量をいう。
- (2) 重量が 1 トン未満であるときは 1 トンとし、重量が 1 トンを超える場合において 1 トン未満の端数があるときは、当該端数は、1 トンとして計算する。
- (3) 「夜間」とは、4 月 1 日から 9 月 30 日までの間については午後 7 時から翌日の午前 5 時までをいい、10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間については午後 5 時から翌日の午前 7 時までの間をいう。

○海士町ヘリコプター臨時離着陸場条例施行規則

(平成6年6月30日海士町規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町ヘリコプター臨時離着陸場条例(平成6年海士町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(海士町ヘリコプター臨時離着陸場施設の使用)

第2条 条例第4条第1項の規定により、海士町臨時離着陸場(以下「海士町ヘリポート」という。)の運用時間内に海士町ヘリポートの施設を使用しようとする者は、海士町ヘリポート施設使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、口頭その他の方法によることができる。

2 条例第4条第2項の規定により、海士町ヘリポートの運用時間外に海士町ヘリポートの施設を使用しようとする者は、時間外海士町ヘリポート施設使用許可申請書(様式第1号の2)を町長に提出しなければならない。

(禁止行為)

第3条 条例第8条第5号に規定する町長が海士町ヘリポートの機能を損なうおそれがあると認める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 滑走路、誘導路、エプロンその他町長が定める区域(以下「制限区域」という。)に立ち入ること(町長が必要と認める者が立ち入る場合を除く。)
- (2) 制限区域その他町長が定める場所で喫煙すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、航空機の安全な離着陸若しくは停留を妨げ、又は海士町ヘリポートの施設をき損し、若しくは汚損するおそれのある行為で町長が別に定めるもの

(入場の制限)

第4条 町長は、混雑の予防その他海士町ヘリポートの管理上必要があると認めるときは海士町ヘリポートの入場を制限し、又は禁止することができる。

(着陸料等の納付)

第5条 着陸料、夜間照明料及び停留料(以下「着陸料等」という。)の納付は、着陸料等納付書(様式第2号)により納付しなければならない。

(着陸料等の納付の特例)

第6条 条例第9条第3項に規定する着陸料等の納付の特例承認を受けようとする者は、納付特例承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(着陸料等の減免)

第7条 条例第10条の規定により着陸料等を減免する場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のため使用したとき。
- (2) 行政上の必要から着陸を命ぜられて着陸し、又は停留したとき。
- (3) 離陸後やむを得ない事由により、他の空港に着陸することなく再び着陸したとき。
- (4) 災害のため、やむを得ず着陸し、又は停留したとき。
- (5) やむを得ない事由により不時着したとき。
- (6) 航空保安事務所長の認めた試験飛行のため着陸したとき。
- (7) 前各号に定める場合のほか、町長が特に必要と認めたとき。

- 2 条例第10条の規定により着陸料等の減免を受けようとする者は、着陸料等減免申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 殿

住 所
氏 名

印

海士町ヘリポート施設使用許可申請書

次のとおり海士町ヘリポート施設を使用したいので、許可されるよう申請します。

- 1 使用施設の名称
海士町ヘリポート
- 2 航空機の種類、型式及び登録番号
- 3 航空機の最大離陸重量
- 4 着陸及び離陸の日時
- 5 その他参考事項

様式第 1 号の 2（第 2 条関係）

年 月 日

海士町長 殿

住 所
氏 名 印

時間外海士町ヘリポート施設使用許可申請書

次のとおり海士町ヘリポート施設を時間外に使用したいので、許可されるよう申請します。

- 1 使用施設の名称
海士町ヘリポート
- 2 航空機の種類、型式及び登録番号
- 3 航空機の最大離陸重量
- 4 着陸及び離陸の日時
- 5 その他参考事項

様式第 2 号（第 5 条関係）

着 陸 料 等 納 付 書

年 月 日

海士町長 殿

納付者 住所又は
所在地

氏名又は
名 称 ⑩

次のとおり、着陸料等を納付します。

納 付 額	円	内 訳	着 陸 料	円
			夜間照明料	円
			停 留 料	円
使 用 空 港 名	海士町ヘリポート			
空港使用日時 〔 2 回以上使用の 場合は明細書を 添付すること。〕	着陸 年 月 日 時 分 離陸 年 月 日 時 分 停留 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (停留 時間)			

年 月 日

海士町長 殿

住所又は
所在地

氏名又は
名 称

印

納 付 特 例 承 認 申 請 書

次のとおり着陸料等の納付の特例について、承認を受けたいので申請します。

- 1 使用しようとする空港名
海士町ヘリポート
- 2 特別徴収を受けようとする着陸料等
- 3 特別徴収を受けようとする理由
- 4 特別徴収を受けようとする期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 5 着陸料等の納付方法
- 6 その他参考事項

年 月 日

海士町長 殿

住所又は
所在地

氏名又は
名 称

印

着 陸 料 等 減 免 申 請 書

次のとおり着陸料（夜間照明料、停留料）の減免を受けたいので申請します。

1 使用しようとする空港名
海士町ヘリポート

2 着陸料等の額

(1) 規定の着陸料等の額

着 陸 料
夜間照明料
停 留 料

(2) 減免を受けようとする着陸料等の額

ア 減額	着 陸 料
	夜間照明料
	停 留 料
イ 免除	着 陸 料
	夜間照明料
	停 留 料

3 免除を受けようとする場合にあっては、その理由

4 その他参考事項

○海士町被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

(平成26年 3 月28日海士町告示第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による被災者生活再建支援金の支給対象となる被害と同等の被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「施行令」という。）第 1 条に定める規模に達しないため、支援法による支援を受けられないものに対し、その生活の再建を支援するため、海士町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象となる自然災害)

第 2 条 支援金の支給の対象となる自然災害は、支援法が適用されない海士町の区域内における自然災害とする。

(支援金の支給)

第 3 条 町長は、支援金を予算の範囲内で支給する。

2 支援金の支給額の算出において 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援金の支給対象世帯)

第 4 条 町長は、第 2 条に定める自然災害により、次項各号のいずれかに該当する世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。この場合において、世帯主及び世帯に属する者の認定は、原則として、第 2 条に定める自然災害により、その居住する住宅に被害が発生した日を基準とする。

2 前項のいずれかに該当する世帯は、次のとおりとする。

(1) その居住する住宅が全壊した世帯

(2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不可能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

3 住宅の被害認定は、統一基準（「災害の被害認定基準について」（平成13年 6 月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知））により町長が行う。被害認定に当たっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。なお、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

(支援金の額)

第 5 条 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が 1 である世帯（第 3 項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円）とし、

当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

2 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

3 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前2項の規定を準用する。この場合において、第1項及び第2項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、第1項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第6条 前条第1項の規定による支援金（同項各号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額に係る部分を除く。）の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して13か月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準ずる者）の申請に基づき行うものとする。

2 前条第1項の規定による支援金（同項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して37か月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者）の申請に基づき行うものとする。

3 町長は、やむを得ない事情があると認められるときは、前項の支援金の申請期間を延長することができるものとする。

4 支援金の支給申請は、被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して、町長に行われなければならない。

- (1) 住民票（世帯全員及び続柄の記載があること）
- (2) 官公署が発行する住宅のり災証明書
- (3) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体した場合は、その解体を証明する書類
- (4) 住宅の再建方法に応じた支援金の支給申請を同時に行う場合にあつては、住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸をしたこと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し

（支援金の支給決定）

第7条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）又は被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 町長は、被災者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの告示に基づく請求に応じないとき。

2 町長は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第4号）を当該被災者に交付するものとする。

（支援金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、被災者生活再建支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて、当該被災者に支援金の返還を請求するものとする。

（他の支援金の一時停止）

第10条 被災者に対し支援金の返還を請求し、当該被災者が当該支援金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災者に対して支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

（関係書類の保存）

第11条 本事業の関係書類は、本事業実施後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、交付については支援法に基づく支給内容に準じて行うものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

被災者生活再建支援金支給申請書

令和 年 月 日

海士町長 様

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支 給 番 号	〔 世帯主以外の方が申請する場合はその理由： 〕

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名		よみがな	

③被災した住宅の住所	〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	〒
電 話 番 号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

金 融 機 関 名				支 店 名 等				種 別	口 座 番 号							
								普通・当座 ・その他								
ゆうちょ銀行	記号							番号								

Ⅳ 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：令和 年 月 日）

被害状況 （全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難）	（半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：）

Ⅴ

- (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 （初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。）

区 分	今回申請（A）		受給済（B）		備考（添付書面等）
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票謄本 預金通帳の写し り災証明書 その他（ ）
解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額（A－B）： 万円

- (2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請（C）		受給済（D）		備考（添付書面等）
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他（ ）
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額（C－D）： 万円

注1）備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで（その他の場合は書面名も記入して）ください。

注2）それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村役場記入欄
（災害名）

第 年 月 日

様

海士町長

印

被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日に申請された被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

1 支給番号 第 号

2 支給額 円

3 支給方法 口座振込支給（振込日 ）

4 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 海士町は、海士町被災者生活再建支援金支給事業実施要綱（以下「要綱という。」）第8条第1項の規定により次の事項に該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

① 偽りその他の不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

② 支給決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

また、支給決定を取り消したときは、取消に係る支援金をすでに支給している場合、海士町は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年 %の割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年 %の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

(2) 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、又は未納額と相殺することになります。

(3) 延滞金及び加算金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 年 月 号
日

様

海士町長 印

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年 月 日に申請された被災者生活再建支援金につきまして、審査の結果、
下記の理由により申請を却下することと決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 年 月 号
日

様

海士町長 印

被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定しました被災者生活再建支援金の支給については、下記の理由で支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理由）

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 日

様

海士町長

印

被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で支給決定しました被災者生活再建支援金
については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 支援金を受領した日から納付の日までに日数に応じて、当該支援金に年 %の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年 %の割合で計算した延滞金を納付してください。

○海士町避難行動要支援者名簿の整備に関する要綱

(平成28年12月1日海士町告示第23号)

海士町災害時要援護者台帳の整備に関する要綱（平成23年9月1日改正）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、海士町地域防災計画等に基づき、高齢者又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）で定める障害者（以下「障がい者」という。）等が、災害時又は災害の発生するおそれのあるとき及び感染症の流行時等（以下「災害時等」という。）において安全な場所に避難できるよう、迅速かつ的確な避難等の支援が地域の中で受けられる平常時からの支援体制を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 自分の身の危険を察知できない者
 - イ 危険を知らせる情報を受けとることができない者
 - ウ 身の危険を察知できても救助者に伝えることができない者
 - エ 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動をとることができない者
 - オ 災害時（避難準備情報発令から平常の生活が回復するまでの間）に被災地で生活する際に何らかの配慮を要する者
- (2) 避難行動要支援者 海士町地域防災計画で定める範囲及び前号で定める要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
- (3) 避難支援者 前号に定める避難行動要支援者が、その家族等による避難支援が得られない場合に、その避難支援に協力する者

(避難行動要支援者の登録)

第3条 町長は、次条の規定により、避難行動要支援者の登録を行うものとする。

(登録の手続き)

第4条 避難行動要支援者は、海士町避難行動要支援者名簿登録（変更）書（様式第1号）に、支援を受けるために必要な個人情報に記載して町長に提出するものとする。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第5条 町長は、前条の規定に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（様式第2号。以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しなければならない。

2 前項に定める避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 地区名
- (2) 氏名

- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 生年月日
- (6) 年齢
- (7) 本人電話番号
- (8) 世帯状況
- (9) 要支援候補者
- (10) 申請区分
- (11) 誘導内容
- (12) 町内支援者氏名

- 3 地区又は地域自主組織、海士町地域包括支援センターは、互いに連携を図り、日頃の活動等を通じて、また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町関係機関等と協力し、生活の基盤が自宅にある避難行動要支援者を把握するとともに、第1項に定める避難行動要支援者名簿に準じた名簿を作成し、町長にその名簿の情報を提供するものとする。
- 4 町長は、第1項に定める避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(情報の共有)

第6条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、前条に定める避難行動要支援者名簿のうち情報提供について同意があった者について、次に掲げる情報共有機関に対し提供する。

- (1) 消防機関
 - (2) 警察機関
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) 各地区の区長
 - (6) その他、町長が特別に認める者
- 2 町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、前項の規定に関わらず、要支援者名簿等を提供することができる。この場合において、要支援者名簿等を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(避難支援者による支援)

第7条 避難支援者は、避難行動要支援者に対し、次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害時等における情報の伝達、現況の確認、避難誘導、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等

(要支援者名簿等の変更)

第8条 避難行動要支援者は、要支援者名簿等に記載又は記録する内容に変更が生じたときは、速やかに地区又は地域自主組織、海士町地域包括支援センターに届出るものとする。

- 2 地区又は地域自主組織は、前項に定める届出がされた場合は、速やかに要支援者名簿等の変更を行い、町長へ提供するものとする。
- 3 町長は、前項の提供があった場合は、速やかに要支援者名簿等の変更又は差し替えを行うとともに、第6条に定める情報共有機関に提供するものとする。

- 4 町長は、地区又は地域自主組織に対して、要支援者名簿等の内容の変更を把握するため、調査及び報告を依頼することができる。

(登録情報の保護義務)

第9条 地区、地域自主組織、第2条に定める避難支援者及び第6条に定める情報共有機関(以下「要支援者名簿等管理者」という。)は、要支援者名簿等の適正な管理に努めるとともに、要支援者名簿等に記載された個人情報及び支援上知り得た秘密について、正当な理由がなく、他に漏らしてはならない。この場合において、その役割を退いた後も同様とする。

- 2 要支援者名簿等管理者がその任を引き継ぐ場合は、後任者に要支援者名簿等を適切に引き継がなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の海士町災害時要援護者台帳の整備に関する要綱第4条の規定により作成された海士町災害時要援護者名簿については、改正後の海士町避難行動要支援者名簿の整備に関する要綱第3条に定める避難行動要支援者名簿が作成されるまでの間は、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

海士町避難行動要支援者名簿登録（変更）書

申請日 令和 年 月 日

海士町長 様

私は、災害時等において支援が必要なため、海士町避難行動要支援者名簿への登録（変更）を申し込みます。

対象者（登録者）				
氏 名		男・女	住 所	海士町
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		電話番号/FAX番号	
家族状況	☐ 一人暮らし ☐ 高齢者、障害者のみの世帯 ☐ 世帯内に介助者がいるが家族だけでは困難 ☐ 世帯内に介助者がいるが、日中はいない ☐ 介護者がいる ☐ その他（ ）			
支 援 が 必 要 な 理 由	該当するものにレ印をつけて下さい。 ☐ 介護認定者 ☐ 75歳以上の高齢者 ☐ 身体障害者手帳保持者（ ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 言語障害 ☐ 肢体不自由 ☐ 内部障害） ☐ 療育手帳保持者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳保持者 ☐ 難病患者 ☐ その他（支援を必要とする理由 ）			
支 援 内 容 等	避難するにあたり、どのような支援が必要ですか。該当するところにレ印をつけて下さい。 ☐ 車椅子又は担架が必要 ☐ その他 ☐ 長距離は歩けないため車での支援が必要 ☐ 必要なし ☐ 声かけや誘導が必要			
避 難 所				
支援を受ける場合に配慮して欲しいことや、心身の状態などを記入して下さい。				

町内支援者の連絡先（支援者了解の上記入して下さい。）			※支援者がいない方は、書かなくても結構です。	
順位	住所	氏名	電話番号	申請者との関係
1	海士町		2－	
2	海士町		2－	
3	海士町		2－	

家族等の連絡先（町外に住んでいる方も含みます。）			※親族がいない方は、書かなくても結構です。	
住所	氏名	電話番号	申請者との関係	
		（ ）		
		（ ）		
		（ ）		

同 意 書

私は、災害時における支援や日頃の見守り活動などのために、上記の記載事項について、町の関係部署、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区の区長等に情報提供されることに、

☐ 同意します。

☐ 同意しません。

氏 名 印

※本人自署の場合は押印は必要ありません。

申請者署名が代筆の場合は、下記に代理人の住所氏名等をご記入の上、押印して下さい。

住所 ー

代理人氏名 印 （続柄）

電話番号（）

※本人死亡、転出、施設に入所した場合は、自動的に登録を取り消します。

様式第 2 号（第 5 条関係）

海士町避難行動要支援者名簿

地区名	氏名	性別	住所	番地	生年月日	年齢	本人電話 番号	世帯状況	要支援 候補者	申請区分	誘導内容	町内支援 者①氏名	町内支援 者②氏名	町内支援 者③氏名	備考

※備考欄 1 は情報提供同意あり

○海士町崩落土砂災害撤去費等助成金交付要綱

(令和3年9月1日海士町告示第25号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害により現に使用する建物（以下、「家屋等」という。）又はその周辺の土地等へ土砂等が崩落した場合において、土砂等の撤去及び崩壊法面の整形等を行う者に対し、住民の生命及び財産の保護並びに住民負担の軽減を図るため、予算の範囲内で海士町崩落土砂災害撤去費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家屋等 土砂災害発生時において現に使用している建物をいう。
- (2) 土砂災害 大雨、強風、大雪、地震その他異常な自然現象を原因として発生したがけ崩れ、土石流及び地すべり等をいう。
- (3) 土砂等 土砂災害により家屋等又はその周辺の土地等へ崩落した、又は崩落するおそれのある土砂、石、岩及び樹木をいう。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象とする経費は、町の指定した土砂災害により発生した土砂等の撤去及び崩壊法面の整形等（以下「土砂災害撤去等」という。）の費用として業者に支払う費用とする。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、土砂災害により土砂等の発生した家屋等又はその周辺の土地を所有し、かつ、自己の責任において前条の費用を負担し業者に発注する者等（法人を除く。）であって、町長が認めるものとする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土砂災害発生後3月以内に、崩落土砂災害撤去費等助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 見積書等土砂災害撤去費等が確認できる書類
 - (2) 土砂災害撤去等前の状況が確認できる写真
- 2 申請者は、土砂災害撤去等完了後に前項の申請を行うときは、前項第2号の書類に替えて次に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。
- (1) 土砂災害撤去等代金の領収書の写し等業者に土砂災害撤去等を発注したことが確認できる書類
 - (2) 第三者の証明を受けた土砂災害発生状況見取図（様式第2号）

(交付の決定)

第7条 町長は、申請書が提出されたときは、その適否について審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、崩落土砂災害撤去費等助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(交付金額の変更)

第8条 申請者は、土砂災害撤去費等を変更しようとするときには、崩落土砂災害撤去費等助成金変更申請書（様式第4号）に変更後の土砂災害撤去費等が確認できる書類を添えて、町長に提出し承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、土砂災害撤去等が完了したときは、崩落土砂災害撤去費等助成金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、町長に請求するものとする。

(1) 土砂災害撤去等代金の領収書の写し

(2) 土砂災害撤去等後の状況が確認できる写真

(助成金の交付)

第10条 町長は、請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年8月9日から適用する。

海士町長 様

住 所
フリガナ
申請者 氏 名
電 話 ()

印

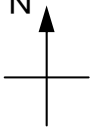
崩落土砂災害撤去費等助成金交付申請書

崩落土砂災害撤去費等助成金の交付を受けたいので、海士町崩落土砂災害撤去費等助成金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

助 成 対 象 経 費		円
交 付 申 請 額		円
崩 落 箇 所		
崩 落 箇 所 住 所		
土 地 所 有 者 氏 名		
家 屋 等 住 所		
所 有 者 氏 名		
業 務 の 概 要	工 事 内 容	☐ 撤去土砂 ☐ 法面整形等
		☐ 撤去石・岩 ☐ その他 ()
		☐ 撤去樹木
	施 工 業 者	所在地
名称 電話		
添 付 書 類		(第 6 条第 1 項該当のとき) 1 見積書等土砂等撤去費が確認できる書類 2 土砂等の撤去等前状況が確認できる写真 (第 6 条第 2 項該当のとき) 1 見積書など土砂等撤去費等が確認できる書類 2 土砂等の撤去等代金の領収書の写し等業者に土砂等撤去を発注したことが確認できる書類 3 第三者の証明を受けた土砂災害発生状況見取図

様式第 2 号（第 6 条関係）

土砂災害発生状況見取図

居住家屋の所在地	
N  崩落箇所と居住家屋の距離や位置関係を、分かりやすく記入すること。	
第三者証明欄	上記の内容について相違ないことを証明します。 住 所 氏 名 印

第 年 月 号
年 月 日

様

海士町長

印

崩落土砂等撤去費等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった崩落土砂撤去費等助成金について、下記
のとおり決定しましたので海士町崩落土砂撤去費等助成金交付要綱第 7 条の規定により通
知します。

記

助成金交付金額 円

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
フリガナ
申請者 氏 名
電 話 ()

印

崩落土砂災害撤去費等助成金変更申請書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった崩落土砂災害撤去費等助成金について、次のとおり申請内容を変更したいので、海士町崩落土砂災害撤去費等助成金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変 更 内 容 及 び 理 由	
変更前の助成対象経費	円
交 付 決 定 金 額	円
変更後の助成対象経費	円
変 更 交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	見積書等土砂等撤去費等が確認できる書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

海士町長 様

住 所
フリガナ
申請者 氏 名
電 話 ()

印

崩落土砂災害撤去費等助成金交付請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった崩落土砂災害撤去費等助成金について、海士町崩落土砂災害撤去費等助成金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

助成金交付請求額 円

- 添付書類 1 土砂等の撤去等代金の領収書の写し
2 土砂等の撤去等後の状況が確認できる写真

振 込 先	金 融 機 関 名	() 銀行・農協・信用金庫 () 支店
	口 座 番 号	普通・当座 ()
	フリガナ 名 義 人	

第2章 消防

○海士町消防団の設置に関する条例

(昭和42年8月2日海士町条例第13号)

改正 平成24年9月21日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

改正（平24条例第25号）

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 海士町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 海士町消防団

区域 海士町の区域全域

附 則

昭和25年2月24日施行の海士町消防団規則は、この条例施行と同時にその効力を失う。

附 則（平成24年9月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

(昭和42年 8 月 2 日海士町条例第14号)

改正	昭和44年 3 月17日条例第 9 号	昭和45年 3 月23日条例第13号
	昭和47年 3 月21日条例第 5 号	昭和48年 3 月22日条例第 8 号
	昭和49年 3 月25日条例第 9 号	昭和50年 3 月25日条例第 7 号
	昭和51年 6 月29日条例第14号	昭和52年 9 月22日条例第17号
	昭和55年 3 月25日条例第 6 号	昭和56年 3 月17日条例第 5 号
	昭和57年 3 月18日条例第 6 号	昭和60年 3 月23日条例第 4 号
	昭和61年 3 月24日条例第 6 号	平成元年 7 月 1 日条例第27号
	平成 4 年 3 月23日条例第 7 号	平成 6 年 3 月22日条例第14号
	平成 8 年 3 月 8 日条例第 4 号	平成 9 年12月26日条例第35号
	平成12年 3 月24日条例第13号	平成17年 3 月31日条例第12号の9
	平成22年10月 7 日条例第32号	平成24年 9 月21日条例第26号
	平成30年 9 月26日条例第21号	令和 2 年 3 月17日条例第11号
	令和 5 年 3 月14日条例第 9 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条及び第23条の規定に基づき、海士町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

改正（平24条例第26号）

(定員)

第 2 条 団員の定数は、119人とする。

改正（平30条例第21号）

(任用)

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任免する。

- (1) 海士町の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢満18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第 6 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 6 箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

改正（令 2 条例第11号）

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 執務実績がよくない場合
- (2) 心身故障のため、職務に支障があり、またこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号の一に該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

改正（令2条例第11号）

（懲戒）

第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1箇月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、海士町規則で定める。

（服務規律）

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬）

第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

（手当及び費用弁償）

第13条 団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第1に定める手当を支給する。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）を準用する。

3 団員が諸議会に出席した場合の費用弁償は別表第1により支給する。

（貸与品）

第14条 団員には、別表第2に定める被服等を貸与する。

2 団員が退職し又は死亡したときは、前項の貸与品を返納しなければならない。

（公務災害補償）

第15条 団員が公務により、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給の方法については、別に定める。

（退職報償金）

第16条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職報償金を支給する。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

- 2 海士町消防団条例（昭和25年海士町条例第74号）は、廃止する。
- 附 則（昭和44年3月17日条例第9号）から
附 則（平成12年3月24日条例第13号）まで 略
附 則（平成17年3月31日条例第12号の9）
（施行期日等）
- 1 この条例は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成22年10月7日条例第32号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成24年9月21日条例第26号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成30年9月26日条例第21号）
この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 附 則（令和2年3月17日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和5年3月14日条例第9号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第12条、第13条関係） 改正（令5条例第9号）

区 分	報 酬	手 当		諸 会 議 費 用 弁 償
		出 勤	訓 練	
団 長	年 82,500円	1回につき 5,000円	1回につき 5,000円	5,000円
副 団 長	年 69,000円			
分 団 長	年 50,500円			
副 分 団 長	年 45,500円			
班 長	年 37,000円			
団 員	年 36,500円			
ポンプ機関手	年 15,000円			
自動車機関手	年 28,000円			

備考

- 1 ポンプ機関手及び自動車機関手の報酬は、ポンプ及び自動車を管理する班の班長に支給する。
- 2 4時間未満の会議に出席したときは、半額を支給する。

別表第 2 （第14条関係） 全改（令 2 条例第11号）

貸 与 品		
品 目	員 数	
活 動 服	1	
ア ポ ロ キ ャ ッ プ	1	
保 安 帽	1	

○海士町消防団の階級に関する規則

(昭和43年 5 月15日海士町規則第 8 号)

改正 平成24年12月20日規則第12号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第 2 項の規定に基づき、消防団員の階級について定めるものとする。

改正（平24規則第12号）

(階級)

第 2 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員とする。

(団長)

第 3 条 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。

(団長以外の消防団員)

第 4 条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員とする。

附 則

この規則は、昭和43年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町消防団の組織に関する規則

(昭和42年 8 月 2 日海士町規則第 5 号)

改正	昭和49年 3 月25日規則第 4 号	昭和50年 3 月31日規則第 3 号
	平成10年 4 月 1 日規則第20号	平成17年 3 月31日規則第 3 号
	平成24年12月20日規則第11号	平成30年 9 月26日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織について定めるものとする。

改正（平24規則第11号）

(組織及び管轄区域)

第 2 条 海士町消防団（以下「消防団」という。）に本部及び分団を置く。

2 分団の名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(消防団長及び副団長)

第 3 条 消防団に消防団長（以下「団長」という。）及び副団長を置く。

2 団長は、消防団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐する。

(本部)

第 4 条 本部は、海士町役場内に置く。

2 本部は、次に掲げる事務进行处理する。

(1) 団員の任免、賞罰その他身分に関すること。

(2) 団員の諸給与に関すること。

(3) 団員の教養、訓練に関すること。

(4) 団員の公務災害補償に関すること。

(5) 予算及び経理に関すること。

(6) 不動産の管理及び営繕に関すること。

(7) 消防機械器具その他物品の管理、配置、修理及び燃料の受払いに関すること。

(8) 消防団の諸計画に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、消防団の事務に関すること。

3 本部に、本部長及び副部長を置く。

4 本部長は、団長の命を受けて本部の事務を掌理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け事務に従事する。

(分団)

第 5 条 分団に分団長、副分団長及び班長を置く。

2 分団長は、団長の命を受け、分団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 班長は、上司の命を受けて団務を行う。

(職務の代理)

第 6 条 団長が事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは、団長の定める順序に従い分団長又は副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては副団長、分団長、副分団長及び班長の任免を行うことはできない。

(団員の訓練、礼式及び服制)

第7条 団員の訓練、礼式及び服制については、消防庁が定める基準による。

追加(平30規則第7号)

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2 海士町消防団規則(昭和25年海士町規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和49年3月25日規則第4号)から

附 則(平成10年4月1日規則第20号)まで 略

附 則(平成17年3月31日規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月26日規則第7号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表(第2条関係) 全改(平30規則第7号)

(平成30年10月1日施行)

区分	団長	副団長	分団		班	
海士町 消防団 (119名)	団長 1	副団長 1	消防団本部 (12名)			12
			第1分団 (70名)	分団長 1 副分団長 2	菱 浦	10
					福 井	7
					西・日須賀	9
					中 里	10
					東	10
					北 分	7
					宇 受 賀	7
					豊 田	7
			第2分団 (35名)	分団長 1 副分団長 2	保 々 見	7
					知 々 井	7
					御 波	7
					多 井・崎	11

○海士町役場職員消防団員勤務規程

(昭和44年4月1日海士町訓令第1号)

(趣旨)

第1条 海士町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和42年海士町条例第14号。以下「条例」という。)の定めるところにより海士町役場職員で非常勤消防団員に任命された職員は、この規程の定めるところによる。

(服務規律)

第2条 役場職員消防団員の服務規律については、条例第8条の定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 役場職員として勤務し、又は役場庁舎内にあるとき、消防団長の招集によって消防の職務に従事するときは、班長の指示に従い直ちに出勤し、消防団長の指揮を受けなければならない。
- (2) 前号のほか退庁後又は休日の場合、消防団長の招集があるとき又は自ら水火災その他の災害を知った場合は、あらかじめ指定した場所に集合し、消防団長の命を受けなければならない。
- (3) 緊急災害が発生したとき、海士町外の地域出勤については、直接町長の指揮命令を受け、その業務に従事するものとする。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

○海士町消防表彰条例

(昭和42年 8 月 2 日海士町条例第15号)

改正 平成 8 年 9 月27日条例第16号 平成12年 6 月26日条例第23号

(趣旨)

第 1 条 海士町消防団員の消防表彰については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(消防団員及び消防団体の表彰)

第 2 条 消防団員で次の各号の一について消防上特に功労があると認められる者に対しては、町長又は消防団長がこれを表彰する。

- (1) 水火災その他災害予防、警戒、防ぎよ
- (2) 水火災現場における人命救助
- (3) 消防機械器具の発明改良
- (4) 火災の早期発見通報
- (5) その他特に消防に寄与した事項

2 前項の規定は、消防の団体に対してこれを準用する。

(消防団員以外の個人又は消防の団体以外の団体の表彰)

第 3 条 消防団員以外の個人又は消防の団体以外の団体で、次の各号の一について消防上特に功労があると認められる者に対しては、町長又は消防団長において感謝状を贈ってこれを行う。

- (1) 火災の早期発見
- (2) 水火災その他の予防、警戒、防ぎよ
- (3) その他消防に対してなした協力

(表彰の区分)

第 4 条 第 2 条第 1 項の表彰は、次の区分により、これを行う。

- (1) 消防功労章は、功労抜群で他の模範となる者に対して、町長が別に定める副賞を添えて授与する。
- (2) 消防功績章は、功労が特に顕著なものに対して、町長が別に定める副賞を添えて授与する。
- (3) 賞状は、前 2 号に定めるもののほか、勇敢な行為又は消防上の功労の著しいものに対して、町長又は消防団長が授与する。

2 第 2 条第 2 項の団体表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(永年勤続者表彰)

第 5 条 消防団員で満10年以上勤続し、職務に勉励し、他の模範となるものに対しては、町長又は消防団長が永年勤続証書を授与してこれを表彰する。

改正 (平12条例第23号)

(配偶者等に対する功労章等の授与)

第 6 条 表彰を受けるものが表彰前に死亡したときは、消防功労章、消防功績章、賞状等(以下「功労章等」という。)は、次の順位によってこれを授与する。

- (1) 配偶者(内縁関係を含む。)
- (2) 直系卑属

(3) 直系尊属

(4) 兄弟姉妹

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長がこれを定める。

繰上げ（平8条例第16号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

(昭和45年 3 月23日海士町条例第17号)

改正	昭和49年12月25日条例第30号	昭和51年 6 月29日条例第15号
	昭和58年 6 月19日条例第16号	昭和60年 7 月 1 日条例第20号
	平成 4 年 6 月30日条例第11号	平成 7 年 6 月26日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、海士町に勤務する消防吏員及び消防団員に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。改正(昭58条例第16号)

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 町長は、消防吏員及び消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。改正(昭58条例第16号)

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとし、別表の定めるところによりこれを授与する。

- (1) 殉職者賞じゅつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって定める。
- (2) 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。改正(平7条例第34号)

(殉職者特別賞じゅつ金)

第3条の2 町長は、消防吏員及び消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。改正(平7条例第34号)

(授与の対象)

第4条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。改正(昭58条例第16号)

(審査)

第5条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、海士町賞じゅつ金等審査委員会の審査を経なければならない。改正(昭58条例第16号)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年12月25日条例第30号)から

附 則(平成4年6月30日条例第11号)まで 略

附 則（平成 7 年 6 月 26 日 条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係） 改正（平 7 条例第 34 号）

障 害 者 賞 じ ゅ つ 金

障 害 の 等 級	功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額
第 1 級	20,600,000 円以下 4,900,000 円以上
第 2 級	15,500,000 円以下 4,600,000 円以上
第 3 級	13,600,000 円以下 4,100,000 円以上
第 4 級	12,100,000 円以下 3,600,000 円以上
第 5 級	10,300,000 円以下 3,100,000 円以上
第 6 級	9,000,000 円以下 2,800,000 円以上
第 7 級	7,600,000 円以下 2,300,000 円以上
第 8 級	6,400,000 円以下 1,900,000 円以上

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第 3 に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第 6 条第 2 項から第 6 項（第 3 項第 1 号を除く。）までの規定の例による。

○海士町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則

(平成8年11月1日海士町規則第16号)

改正 平成19年3月30日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、海士町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和45年海士町条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 消防団長は、賞じゅつを行うべき事由が発生したときは速やかに賞じゅつ上申書に次の事項を添えて町長に具申しなければならない。

(1) 殉職者賞じゅつに関する上申の場合

- ア 死亡の原因及び療養の経過を明らかにした書類
- イ 災害発生を確認した者の現認書又は事実調査書
- ウ 現場写真又は見取図
- エ 本人と扶養親族との関係を明らかにした町長の証明書又は戸籍謄抄本
- オ 賞じゅつ金を受けるべき者が配偶者であって本人の死亡当時婚姻の届出をしていない場合は事実上婚姻と同等の関係にあった事を認める書類
- カ 賞じゅつ金を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは先順位者のいないことを証明する書類及び本人が死亡当時その収入によって生計を維持していた事実又は生計を一にしていた事実を認めることのできる書類
- キ 本人があらかじめ殉職者賞じゅつ金を受けるべき者を遺言し、又は予告していた場合はこれを証明することのできる書類
- ク 賞じゅつ金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合でその請求又は受領すべき代表者を選任したときは、その選任を証明する書類
- ケ その他参考書類

(2) 障害者賞じゅつに関する上申の場合

- ア 障害の原因及び療養の経過を明らかにした書類及び条例第3条に定める第8級以上の障害の各項に該当する事実を記載した医師の診断書
- イ 災害発生を確認した者の現認書又は事実調査書
- ウ 現場写真又は見取図
- エ 本人と扶養親族との関係を明らかにした町長の証明書又は戸籍謄抄本
- オ その他参考事項

(審査委員会)

第3条 条例第5条に規定する海士町賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮る事項は、次のとおりとする。

- (1) 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する事項
- (2) 賞じゅつ金に関する事項で異議の申立てのあったとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次のとおりとし、町長がこれを委嘱し又は任命する。

- (1) 議会総務常任委員会委員長
- (2) 副町長
- (3) 会計管理者
- (4) 総務課長
- (5) 消防団長

改正（平19規則第9号）

第5条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、副町長とする。

改正（平19規則第9号）

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が臨時にその職務を代理する。

第6条 委員会に書記を置く。

2 書記は、町長が任命する。

3 書記は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。

（委員会の招集、定数及び議決）

第7条 委員長は、町長から事案を付議されたときは委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は必要と認めたときは、賞じゅつ金を受けるべき者又は災害の現認者等の出席を求めて災害発生当時の状況を開くことができる。

（委員の除斥）

第8条 委員は、自己又は親族である者の賞じゅつの審査に参加することはできない。

（答申）

第9条 委員長は、審査の結果について町長に答申するものとする。

（答申の措置）

第10条 町長は、前条の答申があったときは、その内容を審査して採否を決定し、その結果を委員会に通知する。

第11条 町長は、賞じゅつ金の支給を決定したときは、本人又はその遺族に通知する。

（支給方法）

第12条 賞じゅつ金は、賞じゅつ金支給証書をもって本人又はその遺族に支給する。

（賞じゅつ原簿）

第13条 消防団員は、賞じゅつ原簿を備えて所要の事項を記入しこれを保管しなければならない。

（委任）

第14条 この規則施行について、必要な書類の様式その他の書類は、消防団長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(昭和39年7月20日海士町条例第18号)

改正	昭和43年9月30日条例第14号	昭和49年12月25日条例第28号
	昭和50年10月1日条例第17号	昭和51年6月29日条例第16号
	昭和52年7月1日条例第7号	昭和53年12月24日条例第15号
	昭和54年7月1日条例第3号	昭和55年7月4日条例第9号
	昭和57年6月29日条例第14号	昭和61年6月26日条例第17号
	昭和63年6月24日条例第9号	平成元年7月1日条例第28号
	平成3年6月27日条例第14号	平成4年6月30日条例第12号
	平成5年6月28日条例第11号	平成6年9月30日条例第30号
	平成7年6月26日条例第32号	平成8年9月27日条例第16号
	平成8年9月27日条例第21号	平成9年6月23日条例第11号
	平成10年6月29日条例第14号	平成11年6月28日条例第19号
	平成12年9月25日条例第25号	平成12年12月20日条例第31号
	平成13年6月26日条例第14号	平成14年6月28日条例第17号
	平成15年6月27日条例第9号	平成16年4月1日条例第21号
	平成17年3月31日条例第12-14号	平成18年3月31日条例第34号
	平成18年9月29日条例第44号	平成26年3月17日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。改正（平18条例第44号）

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。改正（昭54条例第3号）

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。改正（平12条例第31号）

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第4条の2 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。追加（平8条例第16号）

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。 改正（昭57条例第14号）

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者 追加（昭61条例第17号）

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適當と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第8条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 追加（昭63条例第9号）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

附 則（昭和43年9月30日条例第14号）から

附 則（平成15年6月27日条例第9号）まで 略

附 則（平成16年4月1日条例第21号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成16年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成16年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成17年3月31日条例第12-14号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第34号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第44号）

この条例は、消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第7号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表（第2条関係） 全改（平26条例第7号）

退職報償金支給額表

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

○海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則

(昭和63年 6 月24日海士町規則第 3 号)

改正 平成 3 年 6 月27日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海士町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年海士町条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
改正（平 3 規則第 5 号）

(規則で定める階級)

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて 1 年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月27日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町消防団員等公務災害補償条例

(昭和41年9月24日海士町条例第30号)

改正	昭和42年11月24日条例第26号	昭和49年12月25日条例第29号	昭和50年10月1日条例第18号
	昭和51年6月29日条例第17号	昭和51年12月27日条例第23号	昭和52年7月1日条例第8号
	昭和53年6月15日条例第10号	昭和54年7月1日条例第4号	昭和55年7月4日条例第10号
	昭和56年3月17日条例第6号	昭和56年12月26日条例第30号	昭和57年3月18日条例第7号
	昭和57年12月24日条例第20号	昭和58年6月19日条例第15号	昭和60年7月1日条例第19号
	昭和60年12月23日条例第24号	昭和61年3月31日条例第18号	昭和62年7月1日条例第12号
	昭和63年6月24日条例第10号	平成元年7月1日条例第29号	平成2年9月29日条例第12号
	平成3年6月27日条例第15号	平成4年6月30日条例第13号	平成5年6月28日条例第12号
	平成6年9月30日条例第12号	平成6年12月21日条例第37号	平成7年6月26日条例第33号
	平成7年9月29日条例第42号	平成8年3月8日条例第5号	平成8年6月24日条例第14号
	平成8年9月27日条例第16号	平成8年9月27日条例第20号	平成9年6月23日条例第12号
	平成10年6月29日条例第15号	平成11年6月28日条例第18号	平成12年9月25日条例第24号
	平成12年12月20日条例第31号	平成12年12月20日条例第32号	平成13年6月26日条例第13号
	平成14年6月28日条例第18号	平成15年6月27日条例第10号	平成16年4月1日条例第22号
	平成17年3月31日条例第12-15号	平成18年3月31日条例第35号	平成18年3月31日条例第36号
	平成18年9月29日条例第45号	平成18年12月25日条例第51号	平成19年6月29日条例第21号
	平成20年6月30日条例第15号	平成21年9月19日条例第28号	平成22年6月17日条例第25号
	平成24年9月21日条例第27号	平成25年3月21日条例第6号	平成26年3月17日条例第8号
	平成26年12月19日条例第28号	平成28年3月18日条例第11号	平成30年3月22日条例第4号
	令和2年6月22日条例第24号	令和4年3月14日条例第6号	

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 損害補償（第4条―第25条）

第3章 雑則（第26条―第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

改正（平18条例第45号）

（損害補償を受ける権利）

第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下

「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。))が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。))に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

改正(平30条例第4号)

第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は、変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

改正(令4条例第6号)

第2章 損害補償

(損害補償の種類)

第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
- (7) 葬祭補償

改正(平8条例第14号)

(補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基準として行う。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

- (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において、当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて、別表に定める額とする。
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した

ことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

改正（令2条例第24号）

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

改正（令2条例第24号）

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基準額とする。

改正（平15条例第10号）

（療養補償）

- 第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、町は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

改正（平18条例第51号）

（療養及び療養費の支給）

- 第7条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

- 2 町は、その経営する医療機関若しくは薬局又は町長若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第4号までの療養を行うものとする。

- 3 町は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると町長が認めたとき、非常勤消防団員等が前項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると町長が認めたとき、又は非常勤消防団員等が第1項第5号若しくは第6号の療養を受けた場合において町長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を

当該非常勤消防団員等に支払う。

改正（平8条例第16号）

（休業補償）

第8条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、町は、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。

(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

改正（平18条例第51号）

（傷病補償年金）

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、町は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

全改（平18条例第51号）

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第1級 313倍

(2) 第2級 277倍

(3) 第3級 245倍

追加（平18条例第51号）

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

繰下げ（平18条例第51号）

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

繰下げ、改正（平18条例第51号）

（障害補償）

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、町は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

改正（平18条例第51号）

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

追加（平18条例第51号）

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額

とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

追加（平18条例第51号）

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

追加（平18条例第51号）

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

繰下げ、改正（平18条例第51号）

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

- (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級
- (2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級
- (3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級

繰下げ、改正（平18条例第51号）

7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。

繰下げ、改正（平18条例第51号）

8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差引いた金額をもって障害補償の金額とする。

- (1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償年金の額
- (2) その者の加重前の障害等級が第8級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額
- (3) その者の加重後の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額

繰下げ、改正（平18条例第51号）

- 9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

繰下げ、改正（平18条例第51号）

（介護補償）

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、町は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

改正（平26条例第8号）

- 2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

改正（平26条例第8号）

（遺族補償）

第10条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

- (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母については、60歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）にあること。

改正（平18条例第51号）

- 2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

- 3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及

び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

改正（平8条例第16号）

第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）
- (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
- (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

改正（平18条例第51号）

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

改正（平18条例第51号）

- (1) 55歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。
- (2) 特定障害状態になり、又はその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

改正（平18条例第51号）

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
 - (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
 - (4) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。
 - (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。
 - (6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある下又は非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。
- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

改正（平8条例第14号）

第14条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合におい

て、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替える。

(遺族補償一時金)

第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していたもの

(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 非常勤消防団員等が、遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して、遺族補償一時金を受けるものとする。

第16条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第16条の2 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(1) 第15条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍

(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍

(3) 第15条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 1,000倍

改正（平18条例第51号）

2 第12条第2項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。

改正（昭57条例第20号）

(遺族からの排除)

第17条 非常勤消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

- 3 非常勤消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の、当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該非常勤消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。
- 4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。
- 6 第13条第1項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、又は応急措置の業務に従事し、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

改正（平18条例第51号）

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

改正（平18条例第51号）

(損害補償の制限)

第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、町は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

改正（昭57条例第20号）

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第19条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

追加（昭56条例第30号）

(年金たる損害補償の支給期間等)

第20条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる損害補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても支給する。

改正(平8条例第14号)

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3箇月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

(未支給の損害補償)

第22条 この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときはその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。

3 前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序(遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序)とする。

4 第1項及び第2項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金たる損害補償等の支給額の調整)

第23条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

改正(昭52条例第8号)

第23条の2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として、当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、町は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償

(2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金

追加（昭56条例第30号）

（補償の免責及び求償権）

第24条 町は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責めを免かれる。

2 町は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害補償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責めを免かれる。

3 町は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行ったときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償）

第25条 非常勤水防団員に対する水防法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあっては、その者が所属する消防団が置かれている町が行う。

第3章 雑則

（審査請求）

第26条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して、審査請求をすることができる。

改正（平28条例第11号）

（報告、出頭等）

第27条 町は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第28条 町は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、町はその損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第29条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

改正（平18条例第51号）

第3条 適用日の前日において現に改正前の海士町消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は第1種障害補償を受けることができる者には、改正後の町消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は障害補償年金を支給する。

改正（昭49条例第29号）

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第3条の2 この条例に基づく療法（療養に要する費用の支給に係る当該療法をふくむ。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

追加（平18条例第51号）

(障害補償年金差額一時金)

第3条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第18条の2の規定が適用された場合にあっては、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、町は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第 1 級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第 2 級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第 3 級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第 4 級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第 5 級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第 6 級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第 7 級	補償基礎額に560を乗じて得た額

繰下げ、改正（平18条例第51号）

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第8項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、町は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重後の障害等級に応じ、それぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条の規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（加重後の障害が同条に規定する公務

上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額

- (2) その者の加重前の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害等級に応じ、それぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第9条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第1項の規定による金額（加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した金額）で除して得た数に乗じて得た額

改正（平18条例第51号）

- 3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 4 第12条第2項の規定は、障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第15条第3項、第17条第1項及び第2項並びに第21条の規定は、障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第3条の2第1項」と、第15条第3項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「附則第3条の2第3項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第17条第1項中「遺族補償」とあり、同条第2項中「遺族補償年金」とあり、及び第21条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「遺族補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

- 5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第22条及び第23条の2の規定の適用については、第22条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第3項中「遺族補償年金については、第11条第3項」とあるのは「遺族補償年金については第11条第3項、障害補償年金差額一時金については附則第3条の2第3項後段」と、第23条の2第1号中「又は葬祭補償」とあるのは「、葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。

改正（昭57条例第20号）

（障害補償年金前払一時金）

- 第3条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、町は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

繰下げ、改正（平18条例第51号）

- 2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
- 3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。

- 4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあっては、加重前の障害等級に応じ前条第2項各号に定める額（加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

改正（平18条例第51号）

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

改正（令2条例第24号）

- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

改正（令2条例第24号）

（遺族補償年金前払一時金）

第4条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、町は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことがで

きる。

- 3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。
 - 4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。
 - 5 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、第1項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。
 - 6 第12条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
 - 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
 - (1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額
 - (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 改正（令2条例第24号）
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額

停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

改正（令2条例第24号）

- 9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第16条、第16条の2又は第22条の規定の適用については、第16条第2号及び第16条の2第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第22条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第3項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

改正（昭60条例第24号）

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

- 第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した非常勤消防団員等の遺族に対する第11条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第11条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和60年10月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

- 2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は救急措置の業務に従事したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第11条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第11条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第13条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

- 3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けべき順位は、第11条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第1項から第8項までの規定の適用を妨げるものではない。

5 第2項に規定する遺族に対する第22条の規定の適用については、同条第3項中「第11条第3項」とあるのは、「附則第4条の2第3項」とする。 改正（平8条例第14号）
（他の法律による給付との調整）

第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。 改正（平28条例第11号）

1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下、この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）
3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81）

5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

- 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

改正(平28条例第11号)

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88

2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

- 3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。
- 改正（平28条例第11号）

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92）

3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

- 4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

改正（平28条例第11号）

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

全改（平28条例第11号）

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

改正（平28条例第11号）

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

- 7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合
児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法
第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付 改正（平26条例第28号）
（葬祭補償の額に関する暫定措置）

第6条 当分の間、第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たない
ときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

追加（昭51条例第17号）

附 則（昭和42年11月24日条例第26号）から

附 則（平成15年6月27日条例第10号）まで 略

附 則（平成16年4月1日条例第22号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の海士町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成16年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第12-15号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 第2条 新条例第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年6月30日以前に治ったとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償については、なお従前の例による。
- 2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年7月1日からこの条例の施行の日に属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該機関において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は一手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

3 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第3条 非常勤消防団員等が平成16年6月30日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合における旧条例第10条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成16年7月1日からこの条例の施行の日に属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、又は当該期間において新条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第12条第4項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第10条の規定による遺族補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

3 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第35号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成18年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第36号）

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日条例第45号）

この条例は、消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第51号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定及び同項に 1 号を加える改正規定は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の規定（第 9 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を除く。以下同じ。）は、平成18年 4 月 1 日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年 6 月29日条例第21号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成19年 4 月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年 3 月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月30日条例第15号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正後の規定は、平成20年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 9 月19日条例第28号）

この条例は、消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年 6 月17日条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 9 月21日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 3 月21日条例第 6 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月17日条例第 8 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 3 月18日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第 1 条の規定は平成28年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は、公布の日から施行し、平成27年10月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の海士町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の海士町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

附 則（平成30年3月22日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の海士町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた海士町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月22日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の海士町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた海士町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月14日条例第6号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

別表（第5条関係） 全改（令2条例第24号）

補 償 基 礎 額 表

階 級	勤 務 年 数		
	10 年 未 満	10年以上20年未満	20 年 以 上
団 長 及 び 副 団 長	12,440円	13,320円	14,200円
分 団 長 及 び 副 分 団 長	10,670円	11,550円	12,440円
部 長、班 長 及 び 団 員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任免された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日におけるその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任免された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

○海士町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則

(平成26年4月1日海士町規則第2号)

改正 令和4年5月16日規則第3号

海士町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年海士町条例第30号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支給された費用の金額（その額が171,650円を超えるときは、171,650円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。）。	月額75,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護を要する費用として支出された費用の額（その額が85,780円を超えるときは、85,780円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）。	月額36,500円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

改正（令4規則第3号）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月16日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○海士町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則

(平成26年4月1日海士町規則第3号)

海士町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○海士町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則

(平成23年 3 月31日海士町規則第 2 号)

改正 令和 4 年 6 月 8 日規則第 4 号

(損害補償のうち休業補償を行わない場合)

第 1 条 海士町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年海士町条例第30号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容され、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

改正（令 4 規則第 4 号）

(傷病等級)

第 2 条 条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第 1 のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第 2 に定めるところによる。

- 2 別表第 2 に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護補償に係る障害)

第 4 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第 3 に定める障害とする。

(特定障害状態)

第 5 条 条例第11条第 1 項第 4 号の規則で定める障害の状態は、別表第 2 に定める第 7 級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 8 日規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

傷病等級	障害の状態
第 1 級	1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの 9 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 2 級	1 両眼の視力が0.02以下になっているもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの 6 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 3 級	1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 6 第 3 号及び第 4 号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

傷病等級	障害
第 1 級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの

第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他眼の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

	6 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの

第10級	1 1 眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1 手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの 9 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1 手の小指を失ったもの 10 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に著しい醜状を残すもの
第13級	1 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面視以外で複視を残すもの 3 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの

	4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 1 手の小指の用を廃したもの 8 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1 足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの

別表第3（第4条関係）

介護を要する状態の区分	障害
常時介護を要する状態	1 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 2 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 3 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	1 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 2 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 3 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

○海士町消防団員被服等貸与規則

(昭和43年 5 月15日海士町規則第 7 号)

改正 令和 2 年 3 月17日規則第 1 号

第 1 条 海士町消防団員に対する被服及び附属品の貸与については、この規則の定めるところによる。

第 2 条 消防団員には、襟章及び海士町消防団の定員、任免、服務等に関する条例（昭和42年海士町条例第14号）第14条別表第 2 に定める被服等を貸与する。

2 前項のほか、勤務の性質により防火用被服を貸与する。

第 3 条 消防団員は、退職、休職又は死亡の際は、貸与品を返納しなければならない。

2 別表に定める使用期限の終わった貸与品は、返納することを要しない。

第 4 条 貸与品をき損又は紛失したときは、代品を再貸与する。ただし、き損又は紛失が自己の責任によるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、当該消防団員はその弁償の責めを負わなければならない。

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、消防団長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、昭和43年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の日以前に貸与した貸与品の使用期限については、それを支給したときからこれを起算する。

附 則（令和 2 年 3 月17日規則第 1 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の日以内に貸与した貸与品の使用期限については、それを支給した時からこれを起算する。

別表（第 3 条関係） 全改（令 2 規則第 1 号）

ー 活動服	10年
ー アポロキャップ	10年
ー 保安帽	20年

○海士町火入れに関する条例

(昭和59年 3 月26日海士町条例第 7 号)

改正 平成 3 年12月24日条例第25号

(目的)

第 1 条 この条例は、海士町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第21条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、様式第 1 号による申請書 2 通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が森林法第21条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第15条まで及び第16条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第 2 号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 7 日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については8メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは10人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.2ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、火たたき、バケツ、鋸、鉋、鎌、鍬、チェーンソー、ヌレムシロ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小區画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係） 改正（平 3 条例第25号）

火 入 許 可 申 請 書		
海士町長 殿		年 月 日
申請者 住 所 氏 名		印
次のように火入れを行いたいので許可されたく「海士町火入れに関する条例」第 2 条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()
	所 有 区 分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 方 法		
防 火 体 制	火 入 従 事 者	男 人、 女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

- 注
- 1 保安林の () の中には保安林種を記入
 - 2 その他の () には土地現況を記入
 - 3 所有区分の () には、所有形態の細分（部分林、部落有林、社寺有林等）を記入

火 入 許 可 証	
年 月 日	
許可番号 号	
申請人 殿	
海士町長 印	
月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

○海士町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成26年9月1日海士町告示第22号)

(目的)

第1条 この告示は、海士町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 機能別消防分団 消防庁通知（平成17年1月26日付け消防消第18号）に基づき、特定の活動、役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- (5) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、海士町に海士町消防団事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について町長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- (5) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 町長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した町名、交付された年月等を付して、表示証を表

示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、同条第1項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第2号のほか、同様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第8条 表示証の交付に際して、町長は、海士町消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第10条 町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 町長は、協力事業所の名称、海士町消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（協力事業所の表彰）

第12条 町長は、協力事業所を海士町表彰規程（昭和38年海士町規程第1号）に基づき表彰することができる。

（所掌）

第13条 この告示に関する事務は、総務課において所掌する。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

海士町消防団事業所表示申請書

令和 年 月 日

海士町長 様

協力事業所所在地	
協力事業所名称	
代 表 者	⑤
担 当 者	
電 話	

海士町消防団協力事業所表示制度実施要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
- ☐新 規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
- ☐追 加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合）
- ☐再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○印	取組内容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

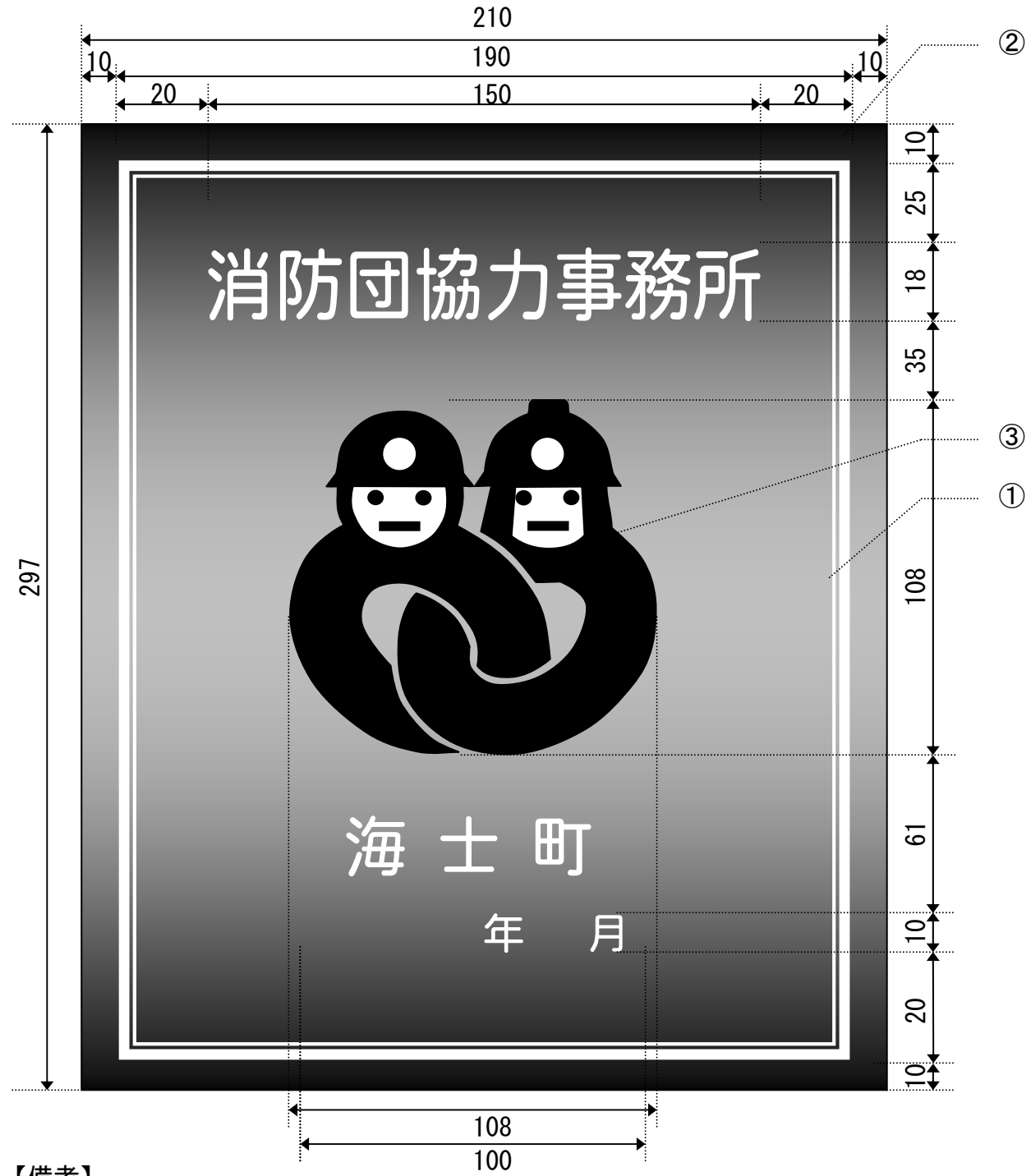
従業員の氏名	所属消防団名	市町村名

4 添付書類

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な書類

海士町 記入欄	☐ 申請	【特記事項】 表示年月日 令和 年 月 日
	☐ 推薦	

様式第2号（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚さは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：68%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

様式第 3 号（第 8 条関係）

海士町消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第 4 条関係) ※ 該当項に ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	主担当 市町村	表示連名 市町村	備 考 ※ 該当に ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
1				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5			☐ 申請 ☐ 推薦
2				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5			☐ 申請 ☐ 推薦
3				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5			☐ 申請 ☐ 推薦
4				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5			☐ 申請 ☐ 推薦
5				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5			☐ 申請 ☐ 推薦

第 1 3 編 教育

第 1 章 教育委員会

○海士町教育委員会委員の定数を定める条例

(平成26年12月19日海士町条例第19号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第 3 条ただし書きの規定に基づき、海士町教育委員会委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 海士町教育委員会委員の定数は、4 名とする。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日より施行する。

○海士町教育委員会公告式規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則(以下「規則」という。)並びに教育委員会の定める告示及び規程で公表を要するもの(以下「規程等」という。)の公布に関しては、この規則の定めるところによる。

(規則の公布)

第2条 規則は、会議において決議した日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 規則を公布するときは、番号、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に教育委員会委員長が署名しなければならない。

3 規則の公布は、海士町公告式条例(昭和27年海士町条例第103号)に定める掲示場に掲示して行う。

(規程等の公表)

第3条 規程等を公表しようとするときは、番号、公表の旨の前文、年月日及び教育委員会委員長名を記入して、教育委員会委員長印を押さなければならない。

2 前条第3項の規定は、教育委員会の定める規程等についても準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町教育委員会会議規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第2号)

改正 平成7年7月13日教委規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(委員長及び職務代理者の選挙)

第2条 委員長の選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないとき、又は事故があるときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

2 委員長の選挙は、会議において無記名投票とし、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めた者）をもって当選人とする。ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 委員長職務代理者の選挙は、前項の委員長の選挙の規定に準ずる。

(会議の招集)

第3条 委員長は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事件を、開会前3日までに委員にあらかじめ通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 通知した場合は、直ちに会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事件を告示するものとする。

(参集)

第4条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 招集に応じることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(定例会及び臨時会)

第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めた場合又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

(会議の開閉)

第6条 会議の開閉は、委員長がこれを宣告する。

2 会議は、午前9時に開き、遅くとも午後4時に終わる。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(会議の順序)

第7条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 教育長報告
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

(会議の議題)

第8条 会議の事件を議題としようとするときは、委員長がこれを宣告する。

(会議の発言)

第9条 発言しようとするときは、委員長の許可を得て発言しなければならない。

2 一議題の審議中は他の議題について発言することはできない。

3 委員長は、質疑、討論その他の発言について時間を制限することができる。

(動議の提出)

第10条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、委員長は会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(請願又は陳情)

第11条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとするときは、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(採決)

第12条 委員長において論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 採決のとき議席にいる委員は、採決の数に加わらなければならない。ただし、委員長は、議決に加わる権利を有しない。

3 採決の結果可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(修正の動議)

第13条 修正の動議は、原案に先立って可否を決定する。

2 同一の議題について修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決しなければならない。

3 すべて修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(会議の傍聴)

第14条 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、議決により秘密会としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴について必要な事項は別に定める。

(会議録)

第15条 会議録は、委員長が事務局職員の中から教育長の推薦する者を指名して会議の次第を記録させる。

2 会議録には、委員長が署名しなければならない。

改正（平7教委規則第22号）

(会議録の記載事項)

第16条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及びその年月日
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった発議及び発議者の氏名
- (7) 質問又は討論した者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

2 会議録に記載した事項に関し委員の中に異議があるときは、委員長は会議に諮って決定する。

(委任)

第17条 このほか、会議その他議事の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月13日教委規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町教育委員会傍聴人規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第3号)

改正 平成14年3月28日教委規則第4号

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他委員長の必要と認める事項を告げて委員長の許可を受けなければならない。

第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許可しないものとする。

- (1) 酩酊していると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか委員長において傍聴を不適當と認められる者

改正 (平14教委規則第4号)

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 前各条のほか傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

○教育長に対する事務の委任規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第5号)

改正 平成8年12月2日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事務)

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針を決定すること。
- (2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める訓令を制定し、又は改廃すること。
- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見を申し出ること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。
- (5) 教育長、課長その他教育機関の長の任免及び分限を行うこと。
- (6) 附属機関の委員を任命し、又は解任すること。
- (7) 県費負担教職員の懲戒並びに県費負担教職員たる校長の任免及び分限について内申すること。
- (8) 重要な褒賞を行い、及び国又は県の行う重要な褒賞について推薦すること。
- (9) 請願、陳情等を処理すること。
- (10) 教科書の採択に関すること。
- (11) 学齢児童の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。
- (12) 町文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (13) 1件の予定価格が100万円以上の教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (14) 1件500万円以上の工事の計画を策定すること。 改正（平8教委規則第1号）

(委任の留保)

第3条 教育委員会は、前条の規定により委任した事務であっても、特に必要があるときは、自らこれらの事務を行うことがある。

(報告の徴収等)

第4条 教育委員会は、第2条の規定により委任した事務であっても、特に必要があるときは、報告を徴し、又は指示することがある。

(委任事務の処理の特例)

第5条 教育長は、第2条の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の決定を求めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町教育委員会の権限の一部を海士町副町長に委任する規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第13号)

改正 平成20年12月22日教委規則第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限のうち教育に関する次に掲げるものを海士町副町長に委任する。

海士町通学バスの運行及び管理に関すること。

改正(平20教委規則第1号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月22日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

○教育長の権限を委任する規程

(平成7年4月1日海士町教育委員会訓令第1号)

改正 平成9年8月18日教委訓令第1号 平成19年8月1日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

(委任の留保)

第2条 教育長は、この規程の定めるところにより委任した事務であっても、特に必要があるときは、自らこれらの事務を行うことがある。

(報告の徴収等)

第3条 教育長は、この規程の定めるところにより委任した事務について、必要があるときは報告を徴し、又は指示することができる。

(委任事務処理の特例)

第4条 この規程の定めるところにより事務の委任を受けたものは、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。

(学校その他の教育機関の長に対する共通委任)

第5条 前条に規定するもののほか、学校その他の教育機関の長に対し、当該機関の所掌に係る別表第1に掲げる事務を委任する。

(学校その他の教育機関の長に対する個別委任)

第6条 前条に規定するもののほか、学校その他の教育機関の長に対し、当該機関の所掌に係る別表第2に掲げる事務を委任する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月18日教委訓令第1号)

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月1日教委訓令第1号)

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係） 改正（平19教委訓令第 1 号）

(1) 学校その他の教育機関の長に対する共通委任事項

- ア 職員の所属内部組織及び事務分担の決定
- イ 職員の有給休暇の承認（学校その他の教育機関の長の引き続き 3 日以上のもを
除く。）
- ウ 職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿、日直勤務の命令
- エ 職員の旅行命令及びその復命の受理（学校その他の教育機関の長の引き続き 3 日
以上の旅行に係るものを除く。）
- オ 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11
号。以下「給与規則」という。）第28条の 8 の規定による住居手当の届出に係る事
業の確認及び同手当の月額決定又は改定並びに給与規則第28条の11の規定による
同手当に係る随時の確認
- カ 給与規則第29条の 4 の規定による通勤手当の届出に係る事業の確認及び同手当の
月額決定又は改定並びに給与規則第30条の規定による同手当に係る随時の確認
- キ 職員の服務に関する諸届の受理（学校その他の教育機関の長に対するものを除
く。）
- ク 事実証明及び謄本、抄本等の交付
- ケ 保存文書その他資料の閲覧許可
- コ 事務処理に付随する申請、催告、通知、照会、回答、届出等並びにそれらの受理
及び処理
- サ 軽易な表彰
- シ その他所掌する事務に付随して生ずる事項の処理
- ス 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11
号。以下「給与規則」という。）第27条の 2 第 2 項の規定による届出に係る事実及
び扶養手当の月額の認定、同条第 3 項の規定による扶養手当台帳への記載、同条第
4 項の規定による書類の提出の求め並びに給与規則第28条の規定による扶養手当の
随時の確認
- セ 給与規則第31条の 9 第 1 項の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当
の月額決定又は改定、給与規則第31条の11第 1 項の規定による単身赴任手当に係
る随時の確認並びに同条第 2 項の規定による書類の提出の求め

別表第 2（第 6 条関係）

(1) 学校長

- ア 職員に対する勤務時間の割り振り
- イ 学校施設、設備の目的外利用の許可

(2) 学校以外の教育機関の長

- ア 学校以外の教育機関の臨時休館日を決定すること。
- イ 図書を貸し出すこと。

○海士町教育委員会決裁規程

(平成7年4月1日海士町教育委員会訓令第3号)

改正 平成10年1月29日教委訓令第1号 平成12年3月24日教委訓令第1号
平成19年3月15日教委訓令第1号 平成21年3月23日教委訓令第1号
平成25年10月24日教委訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、海士町教育委員会における事務の決裁の区分及び手続を定めることにより、責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長が、その権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 教育長の権限に属する事務を、この規程の定めるところにより、教育長に代わり常時決裁することをいう。
- (3) 代決 教育長又は専決することができる者に代わり、臨時に代決することをいう。

(決裁の手続)

第3条 事務は原則として順次係の上席者を経て、直接上司の決定及び関係課の合議を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(課長の専決事項)

第4条 課長の専決することができる事項は、次のとおりとする。

(1) 一般事務

- ア 予算の定めてある国庫補助、県補助金の申請に関すること。
- イ 所轄に属することで、軽易な広報宣伝に関すること。
- ウ 定例に属し、かつ、重要でない事項の指令、通知、申請、届出、照会、回答及び報告、証明、告示及び公示に関すること。
- エ 軽易な事件に関する職員の復命を受けること。
- オ 軽易な事件に関する届出の受理及び処理に関すること。
- カ 各種台帳の調製及び備付けに関すること。
- キ 職員の管内出張に関すること。
- ク 職員の服務、遅刻、早退に関すること。
- ケ 出勤簿及び委員会に関すること。
- コ 文書の配布及び発送に関すること。
- サ 教育広報の編集に関すること。
- シ 諸統計に関すること。
- ス 教職員住宅の入居に関すること。
- セ 公用車の管理及び使用に関すること。
- ソ 職員の扶養の認定、住宅手当に係る確認、通勤手当及び児童手当の認定に関すること。
- タ 教科書の無償給与に係る諸報告に関すること。
- チ 学校給食物資の需要申請に関すること。
- ツ 学校健康会に関すること。
- テ 児童生徒の就学の通知及び督促に関すること。

- ト 社会教育資料の刊行及び発行に関すること。
- ナ 青年学級、婦人学級その他各種学級及び社会教育団体の講師派遣に関すること。
- ニ 社会教育施設整備、機材及び資料の提供に関すること。
- ヌ 情報の交換及び調査研究に関すること。
- ネ 学校体育施設の利用許可に関すること。
- ノ 文化財の保存及び活用に関すること。
- ハ 前各号のほか、所掌事務のうち定例に属し、かつ、重要でないもの

(2) 財務事務

- ア 海士町財務規則（昭和41年海士町規則第5号。以下「規則」という。）第17条の規定により、1件30,000円以下の節の経費の金額を流用すること。
- イ 収入を調停し、収入命令を発し、及び納入の通知をすること。ただし、分担金及び負担金のうち建設事業に係るもの、財産収入のうち不動産売却収入、寄附金、繰越金及び町債に係るものを除く。
- ウ 納入通知書の再発行をすること。
- エ 収入更正をすること。
- オ 歳出予算の配当を受けて、その範囲内で次に掲げる事項について支出負担行為をすること。
 - (ア) 報酬、給料、職員手当、共済費、災害補償費並びに恩給及び退職年金に係るもの
 - (イ) その他については、1件金額300,000円未満に係るもの
- カ 支出負担行為をしたものについて支出の調査、決定をし及び支出命令を発すること。ただし、1件金額300,000円以上の支出（前(ア)に掲げるものを除く。）に係るものを除く。
- キ 過誤払金の戻入について調査決定し、戻入命令及び返納通知書を発すること。
- ク 支出更正をすること。
- ケ 規則第82条の規定により、入札参加の参加資格を確認すること。
- コ 規則第105条及び第106条の規定による監督職員並びに検査職員を命ずること。
- サ 規則第128条第1項第2号又は第3号の事由に基づき、行政財産の使用を許可すること。

改正（平21教委訓令第1号）

（代決）

第5条 事務の決裁をする者が、出張その他やむを得ない事情により不在であり、かつ、当該事務の施行が急を要するときは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める者が代わって決裁することができる。

改正（平25教委訓令第1号）

- (1) 教育長が決裁者であるとき 課長
- (2) 課長が決裁者であるとき 主査又はあらかじめ課長が定めた係長

（代決についての特例）

第6条 前条の場合においても、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの、又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

（代決後の手続）

第7条 代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年 1 月29日教委訓令第 1 号）
この訓令は、平成10年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月24日教委訓令第 1 号）
この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月15日教委訓令第 1 号）
この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日教委訓令第 1 号）
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年10月24日教委訓令第 1 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

○海士町教育委員会事務専決規程

(平成8年7月12日海士町教育委員会訓令第2号)

第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務の教育長による専決について必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、教育長に対する事務の委任規則（平成7年海士町教育委員会規則第5号）第2条に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、簡易なものに限る。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○海士町教育委員会公印規則

(平成 7 年 4 月 1 日海士町教育委員会規則第 6 号)

改正 平成10年 1 月29日教委規則第 1 号 平成19年 3 月15日教委規則第 2 号
平成21年 3 月23日教委規則第 3 号 平成24年 8 月 1 日教委規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、海士町教育委員会の公印（以下「公印」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類及び管守者等)

第 2 条 公印の種類、ひな型、寸法及び公印を管守する者は、別表のとおりとする。

(公印の告示)

第 3 条 公印を調製し、改刻し又は廃棄したときはこれを告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 1 月29日教委規則第 1 号）

この規則は、平成10年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月15日教委規則第 2 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日教委規則第 3 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 8 月 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成24年 8 月 1 日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係） 改正（平24教委規則第 2 号）

公 印 の 種 類	ひ な 型	寸 法	管 守 者	摘 要
海士町教育委員会 印	員 町 岐 島 会 教 郡 根 之 育 海 県 印 委 士 隠	24ミリメートル 平 方	教 育 総 務 課 長	
海士町教育委員会 委員長印	委 教 郡 島 員 育 海 根 長 委 士 県 之 員 土 隠 印 会 町 岐	21ミリメートル 平 方	教 育 総 務 課 長	

海士町教育委員会 教育長印	島根県隠岐郡海士町 教育委員会 教育長之印	20ミリメートル 平方	教育総務課長	
海士町教育委員会 教育長職務代行者 印	島根県隠岐郡海士町 教育委員会 教育長職務 代行者之印	20ミリメートル 平方	教育総務課長	
福井小学校印	島根県隠岐郡福井 小立小学校 校印	35ミリメートル 平方	福井小学校校長	
福井小学校長印	島根県隠岐郡福井 小立小学校 校長印	20ミリメートル 平方	福井小学校校長	
海士小学校印	島根県隠岐郡海士 小立小学校 校印	35ミリメートル 平方	海士小学校校長	
海士小学校長印	島根県隠岐郡海士 小立小学校 校長印	20ミリメートル 平方	海士小学校校長	
海士中学校印	島根県隠岐郡海士 中立中学校 校印	35ミリメートル 平方	海士中学校校長	
海士中学校長印	島根県隠岐郡海士 中立中学校 校長印	20ミリメートル 平方	海士中学校校長	

海士町中央公民館 長印	島根県隠岐郡海士町 公民館中央 長印	18ミリメートル 平方	海士町 中央公民館長	
海士町学校給食 共同調理場長印	島根県隠岐郡海士町 学校給食共 同調理場長 印	18ミリメートル 平方	海士町学校給食 共同調理場長	

○海士町教育委員会事務局組織規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第4号)

改正	平成10年1月29日教委規則第1号	平成12年3月24日教委規則第1号
	平成16年4月1日教委規則第1号	平成19年3月15日教委規則第1号
	平成21年3月23日教委規則第2号	平成24年8月1日教委規則第1号
	平成25年10月24日教委規則第2号	

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づき、教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び職員の職の設置について定めるとともに、その分担事務を明確にし、もって教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(この規則の規定事項)

第2条 内部組織、分掌事務及び職員の職については、法令に定めるものを除くほか、すべてこの規則により、又はこの規則に基づいて定めるものとする。

(課及び係の設置)

第3条 事務局に教育総務課及び地域共育課を置く。改正（平24教委規則第1号）

2 教育総務課長及び地域共育課長は、教育長を助け、所属職員を指揮監督する。

改正（平24教委規則第1号）

3 事務局に教育総務係及び地域共育係を置く。

改正（平24教委規則第1号）

(所掌事務)

第4条 係の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員及び社会教育委員等附属機関の人事記録に関すること。
- (4) 教育委員会歳入歳出予算の編成及び経理に関すること。
- (5) 会議の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。
- (6) 栄転及び喪章に関すること。
- (7) 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員は除く。）の進退、身分及び服務に関すること。
- (8) 事務局職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (9) 事務局職員の福利厚生に関すること。
- (10) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。
- (11) 学校職員の服務に関すること。
- (12) 庁舎及び庁用備品に関すること。
- (13) 請願又は陳情に関すること。
- (14) 公印の管守に関すること。
- (15) 広報に関すること。
- (16) 公文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (17) 学校予算の編成及び経理に関すること。
- (18) 教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

- (19) 教育財産の取得及び管理に関する事。
- (20) 学校備品の取得及び管理に関する事。
- (21) 文教施設整備計画の策定及び補助申請に関する事。
- (22) 調査及び統計に関する事。
- (23) 学級編制に関する事。
- (24) 教育内容及びその取扱いに関する事。
- (25) 教科書その他教材の取扱いに関する事。
- (26) 学校保健に関する事。
- (27) 学校安全に関する事。
- (28) 学校給食に関する事。
- (29) 学校職員の研修及び福利厚生に関する事。
- (30) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (31) 要保護及び準要保護児童・生徒の援助、認定に関する事。
- (32) 諸届承認に関する事。
- (33) 教職員住宅に関する事。
- (34) 英語指導助手に関する事。
- (35) その他学校教育に関する事。
- (36) 前各号に掲げるもののほか、他係に属さない事。

地域共育係

- (1) 生涯学習推進に関する事。
- (2) 社会教育の推進に関する事。
- (3) 社会教育予算の編成及び経理に関する事。
- (4) 社会教育機関の運営に関する事。
- (5) 社会教育団体に関する事。
- (6) 社会教育施設の整備に関する事。
- (7) 社会同和教育に関する事。
- (8) 視聴覚教育に関する事。
- (9) 読書活動に関する事。
- (10) スポーツ振興に関する事。
- (11) 健康づくりに関する事。
- (12) 文化財の保存・活用に関する事。
- (13) 文化・芸術の振興に関する事。
- (14) 文化財の調査・研究に関する事。
- (15) その他生涯学習に関する事。
- (16) 地区集会所建設に関する事。
- (17) 地区公民館との連携に関する事。
- (18) 中央公民館に関する事。
- (19) 中央公民館（開発センター）運営審議会に関する事。
- (20) 集落活性化に関する事。
- (21) IT関係普及に関する事。
- (22) 地域社会と学校の融合に関する事。

改正（平24教委規則第1号）

（係の分担事務）

第5条 係の分担事務は、教育総務課長及び地域共育課長が定める。この場合において、教育総務課長及び地域共育課長は速やかにその分担事務を教育長に報告しなければならない。

改正（平24教委規則第1号）

(臨時、特別の事務)

第6条 臨時又は特別の事務については、第4条に定める分掌事務によらず処理されることがある。

(所管の明らかでない事務)

第7条 所管の明らかでない事務があるときは、教育長がその所管を定める。

(教育総務課及び地域共育課)

第8条 次の表の左欄に掲げる機関及び内部組織に、当該中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ当該右欄のとおりとする。

改正(平25教委規則第2号)

機関及び内部組織	職	職務
事務局	課長	上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	主査	課長を補佐する。
	係長	上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

(役付職員)

第9条 前条に規定する職は、事務職員をもって充てる。

(役付以外の職員)

第10条 事務局に次の表の左欄に掲げる職のうち必要な職を置き、その職にある者はそれぞれ上司の命を受け同表右欄に掲げる事務を処理する。

職	職務
指導主事	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の助言及び指導に関する事務に従事する。
主任主事	上司の命を受け、分掌事務の遂行を図る。
主事	同上
主事補	上司の命を受け、分掌事務の補助に従事する。
自動者運転手	上司の命を受け、業務を遂行する。
用務員	上司の命を受け、町内外の清掃その他の用務を処理する。

2 前項に規定する職のうち、社会教育主事、主任主事、主事及び主事補は、事務職員、その他の職は、事務職員以外の職員をもって充てる。

改正(平12教委規則第1号)

(嘱託職員)

第11条 事務局に必要があるときは、嘱託職員を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年1月29日教委規則第1号)

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日教委規則第1号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日教委規則第2号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月1日教委規則第1号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日教委規則第2号）
この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

○海士町教育委員会事務局処務規程

(平成7年4月1日海士町教育委員会訓令第2号)

改正	平成8年12月2日教委訓令第3号	平成10年1月29日教委訓令第1号
	平成12年3月24日教委訓令第2号	平成19年3月15日教委訓令第2号
	平成21年3月23日教委訓令第2号	平成24年8月1日教委訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、他の法令に特別の定めがあるもののほか、海士町教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の事務処理及び職員の服務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の事務分担)

第2条 教育長は、事務局の事務が能率的に処理できるよう、所属職員の事務分担を定めなければならない。

2 職員は、分担外の事務にあっても、その緩急に応じ、相互に協力しなければならない。

(教育長の職務代行者)

第3条 教育長が欠けたとき又は事故があるとき、職務代理者を次のとおり指定して職務を代決する。

教育総務課長

改正（平24教委訓令第1号）

(事務の代決)

第4条 教育長が不在のときは、職務代理者がその事務を代決する。

(代決の範囲及び後関)

第5条 重要又は異例に属する事務については、前条による代決をすることができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもので特に急施を要するものについては、この限りでない。

(条例等の準用)

第6条 事務局職員の服務及び事務処理等に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、海士町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年海士町条例第90号）、海士町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年海士町条例第91号）、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年海士町条例第25号）、海士町公文書管理規程（平成14年海士町訓令第1号）及び海士町職員服務規程（平成8年海士町訓令第3号）をそれぞれ準用する。

改正（平24教委訓令第1号）

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月2日教委訓令第3号）

この訓令は、平成8年12月2日から施行する。

附 則（平成10年1月29日教委訓令第1号）

この訓令は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日教委訓令第2号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日教委訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日教委訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 8 月 1 日教委訓令第 1 号）
この訓令は、平成24年 8 月 1 日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

○海士町教育委員会教育功労表彰規程

(平成8年2月26日海士町教育委員会訓令第1号)

第1条 次の各号の一に該当するものは、この規程により表彰する。

- (1) 学校及び教職員で教科、道德、特別活動のほか複式教育、特殊教育、視聴覚教育、学級、学校経営、生徒指導、給食指導等の研究及び実践において功労顕著なもの
- (2) 教育、学術、文化及び体育に関する団体又は役職員で功労顕著なもの
- (3) 前各号以外のもので海士町の教育のために尽くし、功績顕著なもの

第2条 教育委員会は、教育長が委嘱した選考委員で選考したものを表彰する。

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞として金品を添えることがある。

第4条 表彰を受けるべきものが死亡したときは、これを追賞することができる。

附 則

この規程は、平成8年2月26日から施行する。

第2章 学校教育

○海士町立学校設置条例

(昭和30年4月1日海士町条例第20号)

改正 昭和58年2月28日条例第1号 平成27年10月5日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、海士町立学校の設置について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 海士町は、小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第3条 小学校、中学校の名称及び位置は、別表第1、別表第2のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年2月28日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月5日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係） 全改（平27条例第25号）

小学校の名称	位 置
福井小学校	隠岐郡海士町大字福井394番地2
海士小学校	隠岐郡海士町大字海士3428番地1

別表第2（第3条関係）

中学校の名称	位 置
海士中学校	隠岐郡海士町大字海士944番地

○小中学校通学区域規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第10号)

改正 平成8年12月2日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第4号の規定に基づく、海士町立小中学校(以下「学校」という。)の通学区域(以下「区域」という。)及び入学等については、この規則の定めるところによる。

改正(平8教委規則第1号)

(通学区域)

第2条 学校の区域は、別表のとおりとする。

改正(平8教委規則第1号)

(入学等)

第3条 学校に入学しようとするものは、その保護者(本人を主として扶養するものをいう。以下同じ。)が住所を有する学区内所在の学校に入学しなければならない。

2 正当と認められる特別な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、学区外の学校に入学することができる。

改正(平8教委規則第1号)

第4条 前条第2項の規定による学区外の学校に入学しようとするときは、保護者より入学希望学校長に、学区外学校入学許可願いを提出して、その許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定により、学区外の者を入学させようとするときは、当該学校長は教育委員会の承認を得なければならない。

第5条 虚偽の願出により、第3条の規定に反して学区外学校に入学した者については、学校長は、その入学を取消することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月2日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

学 校 名	通 学 区 域
福井小学校	菱浦、福井、西、中里、保々見、知々井、御波、多井、崎、日須賀地区
海士小学校	東、北分、宇受賀、豊田地区
海士中学校	海士町全域

○海士町立小・中学校管理規則

(平成23年3月25日海士町教育委員会規則第1号)

小・中学校管理規則(平成14年海士町教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学年・学期及び休業日(第2条―第4条)
- 第3章 学級編制(第5条)
- 第4章 教育活動(第6条―第10条)
- 第5章 児童・生徒の管理(第11条―第20条)
- 第6章 教科用図書その他の教材の取扱い(第21条―第23条)
- 第7章 職員及び職員会議(第24条―第28条)
- 第8章 学校評議員(第29条)
- 第9章 学校評価(第30条―第32条)
- 第10章 施設及び設備等の管理(第33条―第36条)
- 第11章 雑則(第37条―第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき、海士町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日等)

第3条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 削除
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 校長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、学年を通じ5日以内の範囲で、あらかじめ休業日承認申請書(様式第1号)により海士町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、休業日を定めることができる。

3 校長は、特に必要と認めるときは、あらかじめ休業日変更承認申請書(様式第2号)により教育委員会の承認を得て、第1項第4号から第7号まで及び第2項の休業日につ

き、その総日数の範囲内においてその時期及び日数を変更することができる。

4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ休業日変更承認申請書（様式第2号の2）により教育委員会の承認を得て、第1項第4号から第7号までの休業日に授業日を設定することができる。

5 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ振替授業承認申請書（様式第3号）により教育委員会の承認を得て、第1項第1号及び第2号の休業日に授業を行い、その代替として授業を行う日を休業日とすることができる。

（臨時休業）

第4条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、授業を行う日にあっても臨時に授業を行わないことができる。この場合において校長は、速やかに臨時休業報告書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、教育委員会が感染症予防上必要があると認めて、学校の全部又は一部の休業を決定したときは、その指示により臨時に授業を行わないものとする。

第3章 学級編制

（学級編制）

第5条 校長は、毎年2月末日までに、翌年度の学級編制計画書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、教育委員会が定めた学級数及び学級ごとの児童生徒数により、学級を編制しなければならない。

3 校長は、前項の学級編制を変更する必要があると認めるときは、学級編制変更申請書（様式第6号）により教育委員会に変更の申請をしなければならない。

第4章 教育活動

（教育課程の編成）

第6条 校長は、学習指導要領並びに島根県教育委員会及び教育委員会の定める基準により教育課程を編成するものとする。

2 校長は、毎年4月末日までに、当該年度の教育課程に関する届出書（様式第7号）及び前年度の教育課程実施状況報告書（様式第7号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

（複式学級教育課程編成等の届出）

第7条 校長は、複式学級、特別支援学級又は通級による指導について特別の教育課程を編成しようとする場合は、あらかじめ複式学級教育課程に関する届出書（様式第8号）、特別支援学級教育課程に関する届出書（様式第8号の2）及び通級による指導のための特別の教育課程に関する届出書（様式第8号の3）により教育委員会に届け出なければならない。

（校外における教育活動）

第8条 校外において教育課程に基づく教育活動（修学旅行を除く。以下この条において同じ。）を実施するに当たっては、周到な計画を立て、特に児童又は生徒の保健及び安全のため適切な措置を講じ、教育効果をあげることに努めなければならない。

2 校長は、教育課程に基づく教育活動を海士町の区域外で実施しようとするときは、実施しようとする日の5日前までに、校外教育活動実施届（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 校長は、教育課程に基づく教育活動で宿泊を要するもの（校内で行う場合を含む。）については、実施しようとする日の2週間前までに校外教育活動実施承認申請書（様式第10号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 前項の場合において、宿泊施設（国立青少年交流の家及びこれに準ずる国立の施設並びに県立少年自然の家及びこれに準ずる県立の施設を除く。以下同じ。）及び弁当調製所を利用する場合は、利用しようとする日の1月前までに宿泊施設及び弁当調製所の食品衛生管理について都道府県衛生主管部長あて、文書（様式第11号）により依頼しておかなければならない。
- 5 第3項の場合において、宿泊施設を利用する場合は、利用しようとする日の2週間前までに、宿泊施設の防火管理等について所轄消防署長あて、文書（様式第11号の2）により依頼し、その状況を確認しておかなければならない。
- 6 第3項の場合において、学校を管轄する警察署以外の警察署管内で実施する場合は、実施しようとする日の2週間前までに、宿泊場所（国立青少年交流の家及びこれに準ずる国立の施設並びに県立少年自然の家及びこれに準ずる県立の施設を除く。）における生徒指導上の協力方について所轄警察署長あて、文書（様式第11号の3）により依頼しておかなければならない。

（修学旅行）

第9条 修学旅行を計画するについては、児童又は生徒の安全の確保と、保護者の経済的負担を考慮するものとし、旅行の実施に当たっては特に秩序を保ち、規律のある行動をするよう指導しなければならない。

- 2 修学旅行は、実施学年に在籍する児童又は生徒のうち、病弱者などやむを得ない事情のある者を除き全員が参加するものとする。
- 3 修学旅行日数は、中学校は3泊4日以内、小学校は1泊2日以内とし、へき地指定校又はこれに準ずる学校についてはそれらの旅行日数を延長することができる。ただし、中学校の船車中泊は帰路1回とする。
- 4 校長は、修学旅行の1月前までに、利用しようとする宿泊施設及び弁当調製所の食品衛生管理について都道府県衛生主管部長あて、文書（様式第11号）により依頼しておかなければならない。
- 5 校長は、修学旅行の2週間前までに、利用しようとする宿泊施設の防火管理等について所轄消防署長あて、文書（様式第11号の2）により依頼し、その状況を確認しておかなければならない。
- 6 校長は、修学旅行の2週間前までに、利用しようとする宿泊施設及び主たる見学地における生徒指導上の配意事項について所轄警察署長あて、文書（様式第11号の4）により依頼し、その状況を確認しておかなければならない。
- 7 校長は、修学旅行を実施しようとするときは、実施1月前に修学旅行実施届（様式第12号）により教育委員会に届け出なければならない。
- 8 校長は、海外への修学旅行を実施しようとするときは、海外修学旅行実施計画書（様式第12号の2）により、実施6月前までに教育委員会へ協議しなければならない。
- 9 校長は、修学旅行が終了したときは、速やかに修学旅行終了報告書（様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。

（事故報告）

第10条 校長は、次の各号に掲げる事故があった場合には、直ちに児童（生徒）の事故報告書（様式第14号）によりその状況及びてん末を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 児童又は生徒が傷害を受け又は死亡した場合
- (2) 児童又は生徒に集団食中毒その他の集団事故が発生した場合
- (3) 児童又は生徒に暴力行為、窃盗その他の非行があった場合

第5章 児童・生徒の管理

(転出、転入の報告)

第11条 校長は、児童又は生徒が転出又は転入したときは、速やかに児童（生徒）転出（転入）報告書（様式第15号）を教育委員会に提出しなければならない。

(特別支援学校就学該当者の通知)

第12条 校長は、児童又は生徒で視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者になった者があるときは、速やかにその旨を特別支援学校就学該当者通知書（様式第16号）により教育委員会に通知しなければならない。

(出席の督促)

第13条 校長は、出席状況が良好でない児童又は生徒があるときは、保護者に対して出席督促書（様式第17号）により出席の督促をしなければならない。

2 校長は、児童又は生徒が休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかにその旨を出席不良児童（生徒）通知書（様式第18号）により教育委員会に通知しなければならない。

(性行不良による出席停止)

第14条 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがある児童又は生徒について、出席停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかにその旨を性行不良児童（生徒）の申出書（様式第19号）により教育委員会に申し出なければならない。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、出席停止を命ぜられた児童又は生徒についてその解除を適当と認めるときは、速やかに理由を付してその旨を教育委員会に申し出なければならない。

(感染症等による出席停止)

第15条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑があり、又はかかるおそれのある児童又は生徒の出席停止を命ずる場合には、その保護者に対して感染症等通知書（様式第20号）により通知しなければならない。

2 前項の場合には、校長は、速やかに感染症等報告書（様式第21号）を教育委員会に提出しなければならない。

(特別欠席)

第16条 校長は、児童又は生徒が次の各号に掲げる理由のため必要と認められる日数を欠席したときは、出席しなければならない日数及び欠席日数のいずれにも算入しない。

- (1) 性行不良・感染症等による出席停止
- (2) 忌引
- (3) 風水震、火災その他の非常災害による交通しや断
- (4) 進学又は就職のための受験
- (5) その他校長が、出席しなくてもやむを得ないと認める場合

(原級留置)

第17条 校長は、小学校又は中学校の各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の処置を行ったときは、速やかに原学年留置報告書（様式第22号）を教育委員会に提出しなければならない。

(卒業証書)

第18条 校長は、小学校又は中学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書（様式第23号）を授与しなければならない。

(全課程修了者の通知)

第19条 校長は、毎学年の終了後速やかに、小学校又は中学校の全課程修了者の氏名を全課程修了者通知書（様式第24号）により教育委員会に報告しなければならない。

(他市町村教育委員会への報告)

第20条 第11条、第12条、第13条第2項、第17条第2項及び第19条の場合において、当該児童又は生徒が他市町村に住所を有する者であるときは、速やかにその旨を当該児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会にも報告しなければならない。

第6章 教科用図書その他の教材の取扱い

(教科用図書及び教材の使用)

第21条 学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものはこれを使用することができる。ただし、その選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないように考慮しなければならない。

(教材の承認)

第22条 校長は、教科用図書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書（以下「準教科書」という。）又は道徳用図書を使用する場合は、使用する日の1月前までに準教科書（道徳用図書）使用承認申請書（様式第25号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第23条 校長は、学年若しくは学級の全員又は特定の集団全員の教材として計画的、かつ、継続的に次の名号に掲げるものを使用する場合は、あらかじめ教材使用届（様式第26号）により教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教科用図書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他これらに類する参考書

(2) 学習の過程及び休業中に使用する学習帳、練習帳その他これらに類するもの

第7章 職員及び職員会議

(職員)

第24条 学校には、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。ただし、教育委員会の指定する学校には、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員又は事務職員を置かないことができる。

2 学校には、前項に規定する職員のほか、必要に応じて学校用務員その他の職員を置くことができる。

3 第1項に規定する学校栄養職員とは、学校栄養主幹、主任学校栄養士及び学校栄養士をいい、事務職員とは、事務リーダー、主幹、事務主幹、主任、主任主事及び主事をいう。

4 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

5 第1項に規定する職員、第2項に規定する学校用務員、第3項に規定する職員及び第4項に規定する職員の職務は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- (2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。
- (3) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、及び児童又は生徒の教育をつかさどる。
- (4) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- (5) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。
- (6) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- (7) 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- (8) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- (9) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- (10) 学校栄養主幹は、学校給食に関する特に高度の専門的事項をつかさどる。
- (11) 主任学校栄養士は、学校給食の栄養に関する高度の専門的事項をつかさどる。
- (12) 学校栄養士は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
- (13) 事務リーダーは、事務グループ内の指導的役割を果たし、特に困難な事務をつかさどる。
- (14) 主幹及び事務主幹は、特に困難な事務をつかさどる。
- (15) 主任は、困難な事務をつかさどる。
- (16) 主任主事は、事務をつかさどる。
- (17) 主事は、事務に従事する。
- (18) 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。
- (19) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導に従事する。

(校務分掌)

第25条 学校には、学級担任を置くものとする。

2 学級担任は、校長の監督を受け、当該学級の直接の教育活動に当たる。

3 学級担任は、教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）のうちから、校長が命免し教育委員会に報告するものとする。

第25条の2 学校には、教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭、防火管理者及び研究主任を置くものとする。ただし、教育委員会の指定する学校には、教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭又は研究主任を置かないことができる。

2 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置くものとする。ただし、教育委員会の指定する学校には、生徒指導主事を置かないことができる。

3 分校には、分校主任を置くものとする。

4 寄宿舎を附置する学校には、寮務主任を置くものとする。

5 校長は、前4項に規定する主任等のほか、必要に応じて事務主任、給食主任その他の主任等を置くことができる。

6 前3項に規定する主任等は、校長の監督を受け、それぞれ次の職務をつかさどる。

- (1) 教務主任 教育計画の立案その他の教務に関する事項
- (2) 学年主任 当該学年の教育活動に関する事項
- (3) 保健主事 学校保健に関する事項
- (4) 司書教諭 学校図書館の専門的事項
- (5) 防火管理者 学校の防火に関する事項
- (6) 研究主任 研修に関する事項
- (7) 生徒指導主事 生徒指導に関する事項

- (8) 進路指導主事 生徒の職業指導、進学指導その他の進路指導に関する事項
- (9) 分校主任 分校に関する校務
- (10) 寮務主任 寮務に関する事項
- (11) 事務主任 学校事務に関する事項
- (12) 給食主任 学校給食に関する事項
- (13) 前項に規定するその他の主任等 校長が別に定める事項

7 第1項から第4項までに規定する教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭、研究主任、生徒指導主事、及び進路指導主事、分校主任及び寮務主任は、教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）のうちから、第1項に規定する防火管理者及び第5項に規定するその他の主任等（事務主任を除く。）は、教員のうちから、第5項に規定する事務主任は、事務職員のうちから、校長の意見を聞いて、教育委員会が命免する。

8 校長は、主任等発令意見具申書（様式第27号）により、毎年度当初又は年度中途において主任等に異動が生じた場合はそのつど、速やかに教育委員会に意見を申し出なければならない。

（校務分掌の報告）

第26条 校長は、教育長が別に定めるところにより、校務分掌の状況を、毎年4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、特別支援学級、多学年学級又は通級による指導の担当教員を命免した場合は、特別支援（多学年）学級等担当教員報告書（様式第28号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、分校勤務教員を命免した場合は、分校教員勤務報告書（様式第28号の2）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

4 校長は、分校勤務教員報告書（様式第29号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（職員会議）

第27条 学校には、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くものとする。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前2項に規定するもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

（服務）

第28条 職員の服務に関しては、別に定める。

第8章 学校評議員

（学校評議員）

第29条 学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第9章 学校評価

（自己評価）

第30条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

（学校関係者評価）

第31条 校長は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の

保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

（評価結果の報告）

第32条 校長は、第30条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。

第10章 施設及び設備等の管理

（保全）

第33条 校長は、学校の施設及び設備等（以下「教育財産」という。）の保全に努め、その活用を図らなければならない。

2 校長は、教育財産の台帳の副本を調製し、常にその現存状況を明らかにしておかなければならない。

3 校長は、教育財産の使用区分を変更しようとするときは、あらかじめ教育財産使用区分変更承認申請書（様式第30号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 校長は、教育財産のうち、学校の用に供する必要がなくなったものについては、速やかに不用教育財産申出書（様式第31号）により教育委員会に申し出なければならない。

5 校長は、教育財産の一部若しくは全部がき損し、又は亡失した場合は、速やかに教育財産き損（亡失）報告書（様式第32号）を教育委員会に提出しなければならない。

（教育財産の目的外使用）

第34条 校長は、学校教育上支障のない限り教育財産の使用を許可することができる。

2 前項の場合において、使用期間が長期にわたる場合又は使用目的が特殊な場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

（学校の防災及び警備）

第35条 校長は、学校の防災及び警備に関し職員の職務分担を定め、学校防災及び警備の徹底を期さなければならない。

2 校長は、毎年4月末日までに、防災計画書（様式第33号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 校長は、前項の計画書に基づき、毎学期1回以上必要な訓練を実施しなければならない。

4 校長は、学校に火災、盗難等の事故が発生したときは、直ちに事故報告書（様式第34号）を教育委員会に提出しなければならない。

（宿日直）

第36条 校長は、所属職員又は宿日直代行員に宿日直勤務を行わせることができる。

2 校長は、前項の宿日直勤務に関し必要な事項について、規程を定めなければならない。

3 宿日直代行員について必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

（寄宿舍）

第37条 海士町立小（中）学校には、必要に応じて寄宿舍を設けるものとする。

2 寄宿舍の管理運営に関しては、別に定める。

（備付表簿及び保管）

第38条 学校には、次の各号に掲げる表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 教育財産の台帳の副本
- (3) 学校に関係のある法令並びに条例、規則及び規程
- (4) 公文書綴及び往復文書処理簿

- (5) 学校要覧
- (6) 出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
- (7) 調査統計綴
- (8) 教育課程表
- (9) 学校日誌、宿日直勤務命令簿及び宿日直日誌
- (10) 勤務記録
- (11) 辞令写簿（発令通知書綴）
- (12) 出張命令簿
- (13) 出勤簿並びに休暇願簿及び欠勤記録簿
- (14) 卒業証書授与台帳
- (15) 指導要録、その写し及び抄本
- (16) 転出・転入者名簿
- (17) 出席簿及び健康診断に関する表簿
- (18) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師執務記録簿

2 前項に掲げる学校要覧には、職員の名簿、学級担任、教科担任その他の校務分掌、時間表及び校地校舎の図面等を記載するものとする。

3 第1項の各号に掲げる表簿のうち、学校沿革誌、卒業証書授与台帳及び勤務記録は永久に、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については20年間、その他の表簿は5年間、それぞれ保存しなければならない。

（校内規程）

第39条 校長は、学校運営について必要な規程を定めることができる。

（委任）

第40条 この規則に定めるもののほか、学校管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

		第	号
		年	日
海士町教育委員会 様			
		海士町立〇〇小（中）学校長	
		氏 名	印
休 業 日 承 認 申 請 書			
下記のとおり休業日を定めたいので承認を申請します。			
記			
1	期日及び期間		
2	対 象		
3	事 由		
4	その他		

上記の申請を承認する。			
年		月	日
		海士町教育委員会教育長 印	

（注）申請書は 2 部提出すること。

様式第2号（第3条関係）

		第 年	月	号 日
海士町教育委員会 様		海士町立〇〇小（中）学校長 氏 名 印		
休 業 日 変 更 承 認 申 請 書				
下記のとおり休業日を変更したいので承認を申請します。				
記				
1 変更を要する時期及び期間				
2 対 象				
3 事 由				
4 その他				

上記の申請を承認する。				
年 月 日				
海士町教育委員会教育長 印				

（注）申請書は2部提出すること。

様式第2号の2（第3条関係）

		第 年	月	号 日
海士町教育委員会 様		海士町立〇〇小（中）学校長 氏 名 印		
休 業 日 変 更 承 認 申 請 書				
下記のとおり休業日を授業日に変更したいので承認を申請します。				
記				
1 授業を行う日又は期間				
2 対 象				
3 事 由				
4 その他				
上記の申請を承認する。				
年 月 日				
海士町教育委員会教育長 印				

（注）申請書は2部提出すること。

様式第 3 号（第 3 条関係）

		第	号
		年	日
海士町教育委員会 様			
		海士町立〇〇小（中）学校長	
		氏 名	印
振 替 授 業 承 認 申 請 書			
下記のとおり授業日と休業日との振替をしたいので承認を申請します。			
記			
1 授業を行う休業日			
2 振替休業日			
3 対 象			
4 事 由			
5 その他			

上記の申請を承認する。			
年 月 日			
海士町教育委員会教育長 印			

（注）申請書は 2 部提出すること。

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

臨 時 休 業 報 告 書

下記のとおり臨時休業をしたので報告します。

記

- 1 期日及び期間
- 2 対 象
- 3 非常変災その他急迫の事情の概要
- 4 今後の措置

様式第5号（第5条関係）

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

学 級 編 制 計 画 書

別紙のとおり 年度の学級編制を計画したので提出します。

学 級 編 制 表

学年 性別		学級								学校名		学級数
		組	組	組	組	組	組	組	特別支援学級	計		
1	男											
	女											
	計											
2	男											
	女											
	計											
3	男											
	女											
	計											
4	男											
	女											
	計											
5	男											
	女											
	計											
6	男											
	女											
	計											
合計	男										通常の 学級数 () 特別支援 学級数 ()	
	女											
	計											

（注）教室配置図に各室の面積を記入したものを添付すること。

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 年 月 号
日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

学 級 編 制 変 更 報 告 書

下記の事由により別紙のとおり学級編制を変更したので報告します。

記

1 変更を要する事由

2 変更の時期

<別紙>

（注） 様式第 5 号の別紙を使用するものとし、現行の学級編制及び変更しようとする内容（朱書すること。）を記載すること。

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

教 育 課 程 に 関 す る 届 出 書

下記のとおり 年度の教育課程を編成したので届けます。

記

- 1 学級編制
- 2 教育目標
- 3 努力目標
- 4 学校経営の重点
- 5 研究計画
- 6 教育課程の編成に関する事項
 - (1) 生活時程
 - (2) 1単位時間
 - (3) 各教科、道徳、特別活動（学級活動）及び総合的な学習の時間の合計週時数
 - (4) いわゆる「学校裁量の時間」の活用状況（週当たりの時数）
 - (5) 全体計画、指導計画・評価計画
 - (6) 年間予定授業時数等
 - (7) 総合的な学習の時間の実施計画の概要
 - (8) 学校行事等の年間予定時数
 - (9) クラブ活動の年間予定授業数と実施形態
 - (10) 選択教科の開設計画
- 7 教育課程についての配慮事項
 - (1) 教育課程の編成・実施
 - (2) 授業の改善と評価の工夫
 - (3) 教育課程の管理

（注1） 6－(9)は、小学校のみに該当する。

（注2） 6－(10)は、中学校のみに該当する。

様式第7号の2（第6条関係）

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

教 育 課 程 実 施 状 況 報 告 書

下記のとおり 年度の教育課程を実施したので報告します。

記

- 1 授業日数
 - (1) 休業日数
 - (2) 授業日数
- 2 授業時数
 - (1) 各教科
 - (2) 道徳
 - (3) 特別活動（学校活動）
 - (4) 総合的学習の時間
 - (5) 学校行事等
 - ① 児童（生徒）会活動
 - ② クラブ活動
 - ③ 学校行事
- 3 総合的な学習の時間の実施の概要
- 4 選択教科の実施の概要
- 5 各教科等の評価・反省

（注1） 2－(5)－②は、小学校のみに該当する。

（注2） 4は、中学校のみに該当する。

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

複 式 学 級 教 育 課 程 に 関 す る 届 出 書

下記のとおり 年度の教育課程を編成したので届けます。

記

学級 （固有・名詞）	担任	編制 学年	児童数 （生徒数）	学年別の順序によらないで行う教科			
				教科名	年間 時数	週当た り時数	使用教科書 （準教科書）
		年	人				
		年	人				
		年	人				

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

特別支援学級教育課程に関する届出書

下記のとおり 年度の教育課程を編成したので届けます。（学級種別： ）

児童（生徒）名 イニシャルで記入									
学年									
区分		年間授 業時数	年間授 業時数	年間授 業時数	年間授 業時数	年間授 業時数	年間授 業時数	年間授 業時数	年間授 業時数
領域・教科を 合わせた指導									
教科別の 指導									
選択教科 （中学校）	選 択 教 科								
	その他の教科								
道 徳									
特 別 活 動	学 級 活 動								
自 立 活 動									
総 合 的 な 学 習 の 時 間									
年 間 授 業 時 数									
年 間 授 業 日 数									

- （注）① 児童生徒が同一の教育課程による場合は、まとめて記入する。
② （中）は、中学校の特別支援学級で実施している場合、記入する。
③ （学級種別： ）の欄には、学校開設認可時の種別を記入する。

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

特別支援学級教育課程に関する届出書

下記のとおり進級による指導が必要な児童（生徒）に対し、特別な教育課程を編成したので届けます。

記

- 1 児童（生徒）
 - (1) 学年・組
 - (2) 氏名
 - (3) 通級による指導実施校名

2 教育課程

区 分		年間時数	区 分		年間時数		
教科（必修教科）	国 語		（選択教科）				
	社 会						
	算 数 （ 数 学 ）						
	理 科		道 徳				
	生 活		特 別 活 動	学 級 活 動			
	音 楽		総 合 的 な 学 習 の 時 間				
	図画工作（美術）		特別の指導	自 立 活 動		〈 〉	
	家庭（技術・家庭）			教科の補充			〈 〉
	体育（保健体育）						〈 〉
	（ 外 国 語 ）						〈 〉
			年間授業時数				

- 3 通級による指導曜日・時間
() 曜日・時間 : ~ : () 曜日・時間 : ~ :

- 4 指導開始日
令和 年 月 日

- 5 通級による指導に係る連絡会等の計画

(注) (1) 表の中の () は、中学校の場合である。
(2) 「特別の指導」欄は、通級による指導のために特別の教育課程を編成する場合の特別指導について記入する。
(3) 「特別の指導」欄については、自立活動の指導に合せて教科の補充として指導を行う場合は、その教科名及び時数についても記入する。
(4) 「特別の指導」欄の時数については、「巡回による指導」の次数を 〈 〉 内に内数で記入する。

様式第9号（第8条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

校 外 教 育 活 動 実 施 届

下記のとおり海士町の区域外で教育活動を実施したいので届けます。

記

- 1 名 称
- 2 目 的
- 3 実施場所
- 4 日 程（利用する交通機関名も含む。）
- 5 参加児童（生徒）の学年別、男女別数
- 6 引率教員の職、氏名及び分担事務
- 7 安全のための措置
- 8 経費（児童（生徒）1人当たりの経費）
- 9 その他

（注）必要に応じ場所の図面等を添付すること。

		第 年	月	号 日
海士町教育委員会 様		海士町立〇〇小（中）学校長 氏 名 印		
校 外 教 育 活 動 実 施 承 認 申 請 書				
下記のとおり宿泊を伴う教育活動を実施したいので承認を申請します。 記				
1	名称			
2	目的			
3	実施場所			
4	日程（利用する交通機関名も含む。）			
5	宿泊場所			
6	参加児童（生徒）の学年別、男女別数			
7	不参加児童（生徒）数及びその措置			
8	引率教員の職、氏名及び分担事務			
9	安全のための措置			
10	経費（児童（生徒）1人当たりの経費）			
11	その他			
上記の申請を承認する。				
年 月 日				
海士町教育委員会教育長 印				

（注）申請書は2部提出すること。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

第 年 月 号
日

〇〇都道府県衛生主管部長 様

島根県海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

宿泊施設等の衛生管理について（依頼）

本校では下記の計画で（ ）を実施したいので、宿泊施設及び弁当調製所の職員衛生及び環境衛生についての監督をお願いします。

記

- 1 日程
- 2 利用しようとする宿泊施設及び弁当調製所（名称、所在地、利用日時）
- 3 参加人員 教員 名 児童（生徒） 名
- 4 その他

様式第 11 号の 2（第 8 条、第 9 条関係）

< 往 信 >

第 年 月 日 号

〇〇都道府県〇〇消防署長 様

島根県海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

宿泊施設の防火管理等について（依頼）

本校では下記の計画で（ ）を実施したいので、復信記載事項について回報を
いただくとともに宿泊施設の防火管理等についての監督をお願いいたします。

記

- 1 日 程
- 2 利用する宿泊施設（名称、所在地、利用日時）
- 3 参加人員 教員 名 児童（生徒） 名
- 4 その他

< 復 信 >

第 年 月 日 号

島根県海士町立〇〇小（中）学校長 様

〇〇都道府県〇〇消防署長
氏 名 印

宿泊施設の防火管理等について（回答）

年 月 日付け第 号で依頼のありましたこのことについては、下記のと
おりです。

記

- 1 宿泊施設の消防用設備とその管理の状況
- 2 宿泊施設の防火管理体制の状況
- 3 その他

様式第 1 1 号の 3（第 8 条関係）

第 年 月 日

〇〇都道府県〇〇警察署長 様

島根県海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

宿泊場所における生徒指導上での協力方について（依頼）

本校では下記の計画で（ ）を実施したいので、宿泊場所での生徒指導について
ご協力をお願いします。

記

1 日 程

2 宿泊場所（名称、所在地、日時）

3 参加人員 教員 名

児童（生徒） 男 名・女 名

計 名

4 その他

様式第 11 号の 4（第 9 条関係）

<往 信>

第 年 月 号
日

〇〇都道府県〇〇警察署長 様

島根県海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

宿泊施設等における生徒指導上の配意事項について（依頼）

本校では下記の計画で修学旅行を実施したいので、復信記載事項について回報をいただくとともに宿泊施設及び見学地での生徒指導につきご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 程
- 2 利用する宿泊施設及び主たる見学地（名称、所在地、利用日時）
- 3 参加人員 教員 名 児童（生徒） 男 名・女 名
計 名
- 4 その他

<復 信>

第 年 月 号
日

島根県海士町立〇〇小（中）学校長 様

〇〇都道府県〇〇警察署長
氏 名 印

宿泊施設等における生徒指導上の配意事項について（回答）

年 月 日付け第 号で依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 宿泊施設等所在地の風紀状況
- 2 自由行動時の注意事項
- 3 その他

第 年 月 号
日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

修 学 旅 行 実 施 届

このことについて、下記のとおり実施したいので届け出ます。

記

1 日程及び見学場所

[発着時刻、汽車、船、バス、航空機の区別、旅行地、見学場所、
宿泊地等を明記し、最後に所要の時間数の合計を記入すること。]

2 参加児童（生徒）の学年別、男女別数

3 不参加児童（生徒）数及びその措置

4 引率教員の職、氏名及び分担事務

5 経費（児童（生徒）1人当たりの経費及び内訳）

6 旅行の準備計画（旅行準備の日程等）

7 旅行の安全計画

- (1) 参加児童（生徒）の身体検査状況
- (2) その他安全に関する準備事項

8 旅行終了後の措置

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

海 外 修 学 旅 行 実 施 計 画 書

このことについて、下記のとおり実施したいので、協議します。

記

1 目 的

2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）

3 旅行先（国名）

4 宿泊地、宿泊先

5 参加児童（生徒）数 学年、男 名、女 名、計 名
参加率 %

6 引率責任者職氏名
その他の引率者の職、氏名及び分担事務

7 児童（生徒）1人当たりの旅費（小遣いを除く。）

8 不参加者数 名
理由とその取扱い

9 添付資料

- (1) 旅行のねらいと教育的意義
- (2) 旅行の安全確認（事前調査）
 - 旅行地の治安について
 - 利用交通機関の安全性について
 - 参加者の健康診断等の実施状況
- (3) 教職員、保護者の意見
- (4) 旅行業者の選定
- (5) 旅程表と経費明細表
- (6) 保険契約計画について
- (7) 緊急時の連絡体制

（注）計画書は、実施 6 月前までに教育委員会に提出し協議すること。

様式第 13 号（第 9 条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

修 学 旅 行 終 了 報 告 書

下記のとおり修学旅行を終了したので報告します。

記

- 1 出発日時
- 2 帰着日時
- 3 旅行地
- 4 旅行中の概況
- 5 その他

様式第 1 4 号（第10条関係）

第 年 月 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

児 童 （ 生 徒 ） の 事 故 報 告 書

下記のとおり児童（生徒）の事故が発生したので報告します。

記

- 1 事故者（学年・氏名・年齢）
- 2 事故の日時
- 3 事故の内容
- 4 事故発生場所及び事故現場にいた理由
- 5 事故の原因及び状況
- 6 被害児童（生徒）の状況
- 7 事故に対し学校側のとった措置
- 8 その他

（注）必要に応じ事故現場の図面等を添付すること。

様式第 1 5 号（第11条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

児 童 （ 生 徒 ） 転 出 （ 転 入 ） 報 告 書

下記の児童（生徒）が転出（転入）したので報告します。

記

- 1 児童（生徒）
 - (1) 学年・氏名
 - (2) 生 年 月 日
 - (3) 住 所

- 2 保護者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名

- 3 転出（転入）の年月日

- 4 その他

様式第 16 号（第12条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

特別支援学校就学該当者通知書

下記の児童（生徒）は、特別支援学校への就学が望ましいと考えられるので通知します。

記

1 児童（生徒）

- (1) 学年・氏名
- (2) 生 年 月 日
- (3) 住 所

2 保護者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

3 就学が望ましいと判断した理由

様式第 1 7 号（第13条関係）

第 年 月 号
日

保護者 氏 名 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

出 席 督 促 書

あなたのお子様は、出席状況がよくないので出席させるようにしてください。

学年 組

児童（生徒） 氏 名

様式第 18 号（第13条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

出 席 不 良 児 童 （ 生 徒 ） 通 知 書

下記の児童（生徒）は、出席状況が良好でないので通知します。

記

1 児童（生徒）

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 学 年

2 保護者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

3 欠席の状況

4 理 由

5 校長の意見（今後の措置）

様式第 19 号（第14条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

性行不良児童（生徒）の申出書

下記の児童（生徒）は性行不良につき出席停止の措置をとられるよう申し出ます。

記

1 児童（生徒）

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 学 年

2 保護者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

3 出席停止を必要とする理由

4 出席停止を必要とする期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

5 出席停止期間の対応

6 その他

様式第 20 号（第15条関係）

第 年 月 日

保護者 氏 名 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

感 染 症 等 通 知 書

あなたのお子様は、感染症等により出席停止を命じますので登校させないでください。

記

1 児童（生徒）

(1) 氏 名

(2) 学 年

2 出席停止を命じた理由

3 出席停止期間

4 今後の措置

5 その他

様式第 2 1 号（第15条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

感 染 症 等 報 告 書

下記のとおり感染症予防のため出席停止の措置をとったので報告します。

記

- 1 出席を停止させた理由及び期間
- 2 出席停止を指示した年月日
- 3 出席を停止させた児童（生徒）の学年別人数
- 4 出席を停止させた児童（生徒）
（学年・氏名）
- 5 学校医の意見
- 6 今後の措置
- 7 その他

様式第 2 2 号（第17条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

原 学 年 留 置 報 告 書

下記の児童（生徒）に対して、原学年留置の処置をとったので報告します。

記

1 児童（生徒）

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 学 年

2 保護者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

3 留め置いた理由

4 その他

第 号

割
印

卒
業
証
書

校
印

氏 名

年 月 日生

小（中）学校の全課程を修了したことを証する。

年 月 日

島根県隠岐郡海士町立〇〇小学校
中学校長 氏 名 印

様式第24号（第19条関係）

第 号
年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

全 課 程 修 了 者 通 知 書

下記の児童（生徒）は、小（中）学校の全課程を修了したので通知します。

記

[illegible]

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

準教科書（道徳用図書）使用承認申請書

下記のとおり準教科書（道徳用図書）を使用したいので承認を申請します。

記

- 1 準教科書（道徳用図書）名
- 2 著者及び発行者名
- 3 価 格
- 4 使用教科名
- 5 使用学年及び使用児童（生徒）数
- 6 使用期間
- 7 使用理由

上記の申請を承認する。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 印

- （注）(1) 見本を 1 部添付すること。
(2) 申請書は 2 部提出すること。

様式第 26 号（第23条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

教 材 使 用 届 出 書

下記の教材を使用しますので届けます。

記

- 1 教材名
- 2 著者及び発行者名
- 3 価 格
- 4 使用教科名
- 5 使用学年及び使用児童（生徒）数
- 6 使用期間
- 7 使用理由

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

主 任 等 発 令 報 告 書

本校において、下記の教員を主任等として適任であると考えられますので、発令されるよう具申します。

記

主任等名	職 名	氏 名	年 齢	選 任 事 由	備 考

- （注）
- （1） 主任等名の記載順は、海士町立小・中学校管理規則第25条第 2 項により置かれることとされた主任等順によること。
 - （2） 海士町立小・中学校管理規則第25条第 5 項により校長が設置したその他の主任等は、備考欄にその職務内容を記載すること。

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

特殊（多学年）学級等担当教員報告書

下記のとおり特殊（多学年）学級等担当教員を命免しましたので報告します。

記

職 名	氏 名	担 当 特 殊 （ 多 学 年 ） 学 級 等 の 名 称 編 制 学 年	担 当 職 務 内 容	同 左 の 1 週 間 の 授 業 時 間 数	本 人 の 1 週 間 の 総 授 業 時 間 数	年 月 日		備 考
						命	免	

（注）(1) 特殊学級担当職員、多学年学級担当教員、通級による指導の担当教員は別葉とし、命免の順に記載すること。
(2) 報告書は、3部提出すること。

様式第 2 8 号の 2 （第26条関係）

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

分 校 勤 務 教 員 報 告 書

下記のとおり分校勤務教員を命免しましたので報告します。

記

職 名	氏 名	年 齢	分校名	年 月 日		備 考
				命	免	

- （注）(1) 命免の順に記載すること。
(2) 報告書は3部提出すること。

第 年 月 号 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

本 分 校 勤 務 教 員 報 告 書

下記のとおり本分校勤務教員を命免しましたので報告します。

記

職 名	所 在 地		本校又は分校間の摘要事項													
氏 名			本人の週あたり 担当授業時数				交通 機関 等名		距離 (片道)		所要 経費 (片道)		所要 時間 (片道)			
現任本 校又は 分校名		海士町 番地														
勤務本 校又は 分校名		海士町 番地														
勤務本 校又は 分校に おける 年間月 別担当 授業時 数	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	備考	
	担当 教科名															
年月日	命					免					免者職氏名					

- (注) (1) 本分校勤務教員 1 名ごとに別葉とすること。
(2) 交通機関等名は、バス、徒歩等と記入すること。
(3) 免ずるだけの場合は、その教員の職氏名と命年月日のみを記載すればよいこと。
(4) 報告書は 3 部提出すること。

第 年 月 日 号

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

教育財産使用区分変更承認申請書

下記のとおり教育財産の使用区分を変更したいので承認を申請します。

記

- 1 変更前及び変更後の使用区分
- 2 変更理由
- 3 変更にあつる予算及びその負担区分
- 4 その他

上記の申請を承認する。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 印

（注）

- （1） 必要に応じ配置図及び平面図（変更後の使用区分）並びに関係書類を添付すること。
- （2） 経費を伴うものについては、仕様書及び詳細図をつけること。
- （3） 申請書は、2部提出すること。

様式第 3 1 号（第33条関係）

第 年 月 号
日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

不 用 教 育 財 産 申 出 書

下記の教育財産は不用になったので申し出ます。

記

- 1 不用となった教育財産について台帳の副本の記載事項
- 2 不用となった理由
- 3 処分案
- 4 その他

（注） 必要に応じ関係書類を添付すること。

様式第 3 2 号（第33条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

教育財産き損（亡失）報告書

下記のとおり教育財産をき損（亡失）したので報告します。

記

- 1 き損（亡失）した教育財産の台帳の副本記載事項
- 2 き損（亡失）の時期及びその理由
- 3 き損したものの復旧に要する経費（亡失したものの時価）
- 4 その他

（注） 必要に応じ図面、写真等を添付すること。

様式第 3 3 号（第35条関係）

第 年 月 日

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

防 災 等 計 画 書

下記のとおり 年度の防災計画書を提出します。

記

- 1 防災等のための施設、設備計画
- 2 火気の取締り及び査察計画
- 3 防災及び避難訓練等の計画
- 4 防災組織及び分担
- 5 施設、設備の整備点検
- 6 非常変災時の措置
- 7 その他

（注）検地校舎の図面に避難経路、消火器、消火栓等の位置を明示したものを必ず添付すること。

様式第 3 4 号（第35条関係）

海士町教育委員会 様

海士町立〇〇小（中）学校長
氏 名 印

事 故 状 況 報 告 書

下記のとおり事故が発生したので報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故発生の日時
 - (1) 日時
 - (2) 宿直員（警備員）の巡視時刻
 - (3) 事故発生直前の巡視時刻及び状況
- 3 事故発見の状況
 - (1) 発見時刻
 - (2) 発見者
 - (3) 発見時の状況
- 4 被害の程度
- 5 事故発生の原因
 - (1) 事故の発生及び現場状況
 - (2) 管理責任者その他の注意状況
- 6 応急措置状況
 - (1) 警察、消防署への連絡時刻及び連絡者氏名
 - (2) 校長、町教育委員会への連絡時刻
 - (3) 現場の措置
- 7 校舎の図面
- 8 その他

（注）

- (1) 報告書は、3 部提出すること。
- (2) 参考資料がある場合は、添付すること。

様式第35号

第 年 月 号
日

海士町立〇〇小（中）学校長 様

海士町教育委員会 印

入 学 児 童 （ 生 徒 ） 通 知 書

下記の児童（生徒）は 年 月 日〇〇小（中）学校に入学する者である
ので通知する。

記

[illegible]

年 月 日

保護者 氏 名 様

海士町教育委員会 印

入 学 期 日 及 び 学 校 指 定 通 知 書

児童（生徒） 氏 名

年 月 日生

1 入学期日 年 月 日

2 入学すべき学校 海士町立〇〇小（中）学校

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

年 月 日

海士町教育委員会 様

保護者 氏 名 印

受 領 書

児童（生徒） 氏名

年 月 日生

年 月 日付け入学期日及び学校指定通知書を受領しました。

様式第 37 号

年 月 日

海士町教育委員会 様

保護者 住 所
氏

名 印

指 定 学 校 変 更 申 出 書

下記のとおり指定学校の変更を申し出ます。

記

1 児童（生徒）

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 学 年

2 指定学校

3 変更希望校

4 変更理由

（注）（1） 理由は詳細に記入すること。

（2） 医師の診断書等理由を証する書類がある場合は添付すること。

様式第 38 号

年 月 日

海士町教育委員会 様

保護者 住 所
氏

名 印

区 域 外 就 学 届

下記のとおり区域外の学校に就学させたいので届けます。

記

- 1 児童（生徒）
 - (1) 氏 名
 - (2) 生年月日
 - (3) 学 年

2 区域外就学学校名

（注）当該学校を所管する市町村教育委員会の承諾書を添付すること。

様式第 39 号

年 月 日

海士町教育委員会 様

保護者 住 所
氏

名 印

就 学 義 務 猶 予 願

下記のとおり就学困難につき就学猶予を願い出ます。

記

1 児童（生徒）

(1) 氏 名

(2) 生年月日

2 就学すべき学校名及び学年

3 就学困難な理由

4 就学猶予期間

5 保護者

(1) 氏 名

(2) 現住所

（注）医師の証明書等その理由を証するにたる書類を添付すること。

様式第 4 0 号

年 月 日

海士町教育委員会 様

保護者 住 所
氏

名 印

就 学 義 務 免 除 願

下記のとおり就学困難につき就学免除を願い出ます。

記

1 児童（生徒）

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 学校名

2 就学すべき学校名及び学年

3 就学困難な理由

4 保護者

- (1) 氏 名
- (2) 現 住 所

（注）医師の証明書等その理由を証するにたる書類を添付すること。

様式第 4 1 号

年 月 日

海士町教育委員会 様

保護者 氏 名 印

就 学 猶 予 (免 除) 消 滅 届

下記のとおり就学猶予(免除)を受けておりましたが、理由がなくなったので届けます。

記

1 児童(生徒)

(1) 氏 名

(2) 生年月日

2 就学猶予(免除)消滅理由

3 就学猶予消滅期日

4 就学すべき学校名

5 保護者

(1) 氏 名

(2) 現 住 所

(注) 医師の証明書等を添付すること。

年 月 日

保護者 氏 名 様

海士町教育委員会 印

出席停止（解除）通知書

あなたのお子様に対して出席停止の措置をとったので（解除したので）通知します。

記

1 学校名

2 児童（生徒）

(1) 氏 名

(2) 生年月日

(3) 学 年

3 出席停止を命じた理由

4 出席停止期日及び期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

5 出席停止の解除期日

令和 年 月 日

様式第 4 3 号

第 年 月 日 号

海士町立〇〇小（中）学校長 様

海士町教育委員会 印

臨 時 休 業 に 関 す る 通 知 書

下記のとおり伝染病予防上臨時休業の措置をとるよう通知する。

記

- 1 期 日
- 2 対象（学校の全部、学校の一部）
- 3 事情の概要及び児童（生徒）に対する処置
- 4 その他必要事項

○海士町立小・中学校の体育施設開放に関する規則

(平成29年3月14日海士町教育委員会規則第4号)

海士町立小・中学校の体育施設開放に関する規則（平成7年海士町教育委員会規則第21号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、広く住民にスポーツ活動の実践の機会を与えるため、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を提供し（以下「学校開放」という。）、もって住民の健康の保持増進及び体力の向上並びにスポーツの健全な普及発展を図ることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、当該学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(巡視員)

第3条 教育長は、管理運営を円滑に行うため必要に応じ、巡視員を置くことができる。

(開放の施設)

第4条 学校開放に係る施設は、次に掲げるものとする。

海士町立小・中学校の屋外運動場及び屋内運動場並びにこれらの附帯施設

(開放の日時)

第5条 学校開放を行う日時は、別表第1の時間の範囲内で当該学校長が定める。

(使用者の範囲)

第6条 学校開放の施設を使用できる団体は、海士町に在住又は在学する者が10人以上で構成する次の各号に掲げる団体とする。

(1) 決まった施設の決まった曜日に使用し、1箇月の使用見込みが2日以上である団体（以下「定期使用団体」という。）。)

(2) その他教育長が適当と認める団体（以下「定期外使用団体」という。）。)

(使用許可)

第7条 学校開放の施設を使用しようとする団体の責任者は、町村立学校体育施設使用団体登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、登録した場合に限り許可する。

2 前項の規定による使用許可を受けた団体の責任者は、常に使用規程を遵守し、使用施設の善良な管理者としての責任と注意をもってことに当たるものとする。

3 前項の義務を怠った場合において、第1項の登録を取り消すことがある。

(使用の禁止)

第8条 学校開放による当該利用が次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を認めない。

(1) 公安を害し、風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 政治活動、布教又は商行為をするおそれがあるとき。

(3) その他教育委員会及び学校長において支障があると認めたとき。

(使用の中止)

第9条 教育委員会及び学校長は、この規則又は使用規程に違反し、指示に従わない使用者に対しては、使用中でもその中止を命ずることができる。

(使用の手続)

第10条 学校開放の施設を使用しようとする団体の責任者は、使用を希望する日の7日以前に学校施設設備使用許可申請書（様式第2号）により当該学校長に申込み、あらか

じめその許可を得なければならない。

（使用料及び弁償責任）

第 11 条 開放施設の使用料は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 使用者は、開放校の施設設備を故意又は過失によりき損し、又は亡失したときは、その使用団体の責任者が弁償の責任を負うものとする。

（使用料の減免）

第 12 条 前条に規定する使用料の減免は、次に定めるところによる。

(1) 町内の小学生及び中学生で構成される団体が使用するとき。

(2) その他教育長が特別の事由があると認めたとき。

（使用料の返還）

第 13 条 既納の使用料は、次の場合において、その全部又は一部の返還を受けることができる。

(1) 使用前に使用料返還申請書（様式第 3 号）により使用の許可の取消又は変更の申出をなし、教育長が認めたとき。

（事故の処理）

第 14 条 管理責任者は、開放中に事故が発生したときは、直ちにその概要を教育委員会に通報し、後日文書により報告しなければならない。

2 開放中に発生した事故については、教育委員会及びその関係者は、一切その責任を負わないものとする。

（施設の使用後の措置）

第 15 条 使用責任者は、使用後速やかに施設用具を点検し、原形に復し、使用簿に記載しなければならない。

（委任）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

施設 \ 区別	土曜日・日曜日・ 祝日・長期休業日	平日
屋外運動場	日の出から日没まで	
屋内運動場	午前 9 時から午後 10 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで

別表第 2（第 11 条関係）

定期・定期外 \ 区別	単位	金額
定期使用団体	週 1 回使用	1,000 円／ 1 箇月
	週 2 回使用	2,000 円／ 1 箇月
	週 3 回使用	3,000 円／ 1 箇月
	週 4 回使用	4,000 円／ 1 箇月
	週 5 回使用	5,000 円／ 1 箇月
定期外使用団体	1 日につき	500 円

様式 略

○海士町立小・中学校教職員の服務規則

(平成23年3月25日海士町教育委員会規則第2号)

改正 平成25年10月24日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 海士町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の教職員並びに海士町立の共同調理場に勤務する学校栄養職員（以下「共同調理場勤務の学校栄養職員」という。）の服務については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）をいう。
- (2) 「教職員」とは、前号に規定する教育職員のほか、学校栄養職員及び事務職員（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 所属長とは、校長にあっては、海士町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をいい、共同調理場勤務の学校栄養職員を除くその他の教職員にあっては、その者の属する学校の校長（以下「校長」という。）をいい、共同調理場勤務の学校栄養職員にあっては、その者の勤務する共同調理場の長をいう。

(服務の原則)

第3条 教職員は、全体の奉仕者として公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実、かつ、公正に服務しなければならない。

(服務の宣誓)

第4条 新たに教職員となった者は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年海士町条例第90号）第2条の規定により所属長の面前において、宣誓書に署名しなければならない。

(出勤簿の押印)

第5条 教職員は、所定の時刻までに出勤し、直ちに出勤簿（様式第1号）に自ら押印しなければならない。

(欠勤)

第6条 教職員は、欠勤する場合は事前に、やむを得ない場合は事後に速やかに欠勤記録簿（様式第2号）に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、教職員の欠勤を確認したときは、教育長に報告しなければならない。

(深夜勤務又は時間外勤務の制限の請求手続き等)

第7条 教職員は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）（以下「給与等条例」という。）第22条の8第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求又は同条第2項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の請求をする場合は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第3号）を所属長を経由し教育委員会に提出しなければならない。

2 教職員は、市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号。以下「勤務時間規則」という。）第13条第3項（勤務時間規則第14条において準用する場合を含む。）又は第17条第3項（勤務時間規則第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合は、育児又は介護の状況変更届（様式第4号）を所属長を経由し教育委員会に提出しなければならない。

（年次有給休暇）

第8条 教職員は、給与等条例第22条の9により県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号。以下「教職員の休日休暇条例」という。）第6条に規定する年次有給休暇を受けようとする場合は、休暇願簿（様式第5号）に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。

（公務傷病等による休暇）

第9条 教職員は、教職員の休日休暇条例第7条に規定する公務傷病等による休暇（以下「公務傷病等休暇」という。）を受けようとする場合は、休暇願簿に医師の診断書及び公務災害認定通知書又は通勤災害認定通知書を添えて所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、職員の公務傷病等休暇を引き続き30日以上承認した場合は、公務傷病等休暇報告書（様式第6号）を速やかに教育長に提出しなければならない。

（私傷病による休暇）

第10条 教職員は、教職員の休日休暇条例第8条に規定する私傷病による休暇（以下「傷病休暇」という。）を受けようとする場合は、休暇願簿に所要事項を記載し、医師の診断書を添えて所属長に提出しなければならない。ただし、当該休暇の期間が週休日、休日及び休日の代休日を除いて引き続き6日以内であるときは、医師の診断書は要しない。

2 所属長は、教職員の私傷病休暇を引き続き30日以上承認した場合は、私傷病休暇報告書（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

（夏季休暇）

第11条 教職員は、教職員の休日休暇条例第8条の2に規定する夏季休暇を受けようとする場合は、休暇願簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。

（生理休暇）

第12条 教職員は、教職員の休日休暇条例第9条に規定する生理休暇を受けようとする場合は、休暇願簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。

（産前産後の休暇）

第13条 教職員は、教職員の休日休暇条例第10条に規定する産前産後の休暇を受けようとする場合は、産前（産後）休暇願（様式第8号）に所要事項を記載して、産前の休暇にあつては出産予定日の証明書（医師又は助産師が作成したものに限る。以下、この条において同じ。）を、産後の休暇にあつては出産日の証明書を添えて所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（慶弔休暇）

第14条 教職員は、教職員の休日休暇条例第11条に規定する慶弔休暇を受けようとする場合は、休暇願簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。

（介護休暇）

第15条 教職員は、教職員の休日休暇条例第12条に規定する介護休暇を受けようとする場合は、介護休暇簿（様式第9号）に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

2 教職員は、介護休暇の承認の取消しを申請する場合は、介護休暇簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。

- 3 所属長は、介護休暇を承認した場合又は介護休暇の承認を取り消した場合は、介護休暇簿の写しを添えて、速やかに教育長に報告しなければならない。

（特別休暇）

第16条 教職員は、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号。以下「教職員の休日休暇規則」という。）第3条の規定による休暇を受けようとする場合は、休暇願簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。この場合において、同条の表第14号の2に該当する休暇を受けようとするときは要介護者の状態等申出書（様式第10号）を、同条の表第16号に該当する休暇を受けようとするときはボランティア活動計画書（様式第10号の2）を添付しなければならない。

改正（平25教委規則第2号）

（休暇手続きの特例）

第17条 教職員は、第8条から第14条まで及び第16条に規定する休暇の手続きを、病気、災害その他やむを得ない事由により事前にとれなかった場合は、その勤務しなかった日から週休日及び休日を除き遅くとも3日以内に、その理由を付して所定の手続きをとらなければならない。

（育児休業）

第18条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に規定する育児休業をしようとする場合は、育児休業承認請求書（様式第11号）に所要事項を記載し、休業しようとする日の1月前までに、所属長及び教育長を経由して島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。

2 教職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第3条第3号に規定する事情により再度の育児休業をしようとする場合は、あらかじめ育児休業等計画書（様式第12号）により申し出るものとし、前項に規定する育児休業承認請求書とともに、最初に休業しようとする日の1月前までに所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

3 教職員は、第1項に規定する育児休業の承認を受けた後さらに育児休業の期間を延長しようとする場合は、育児休業期間延長承認請求書（様式第13号）に所要事項を記載し、当該育児休業承認期間満了の日の1月前までに、所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

（部分休業）

第19条 教職員は、育児休業法に規定する部分休業をしようとする場合は、部分休業承認請求書（様式第14号）に所要事項を記載し、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

2 前項に規定する部分休業の承認を受けた教職員が、当該承認期間の一部の取消しをしようとする場合は、部分休業承認取消請求簿（様式第15号）に所要事項を記載し、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（育児短時間勤務）

第20条 教職員は、育児休業法第10条第1項の規定に基づく育児短時間勤務をしようとする場合は、育児短時間勤務承認請求書（様式第16号）に所要事項を記載し、育児短時間勤務をしようとする日の1月前までに所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 教職員は、育児休業条例第9条第5号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書の提出と同時に、育児休業等計画書（様式第12号）を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 3 教職員は、育児休業法第11条第1項の規定に基づく育児短時間勤務の期間の延長をしようとする場合は、育児短時間勤務期間延長承認請求書（様式第17号）に所要事項を記載し、当該育児短時間勤務期間の末日の翌日の1月前までに所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

（大学院修学休業）

- 第21条 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）に規定する大学院修学休業をしようとする場合は、大学院修学休業許可申請書（様式第18号）に所要事項を記載し、別に定める期日までに所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（自己啓発等休業）

- 第22条 教職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発条例」という。）第2条の規定に基づく自己啓発等休業をしようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書（様式第19号）に所要事項を記載し、自己啓発等休業をしようとする日の1月前までに所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 教職員は、自己啓発条例第7条第1項の規定に基づく自己啓発等休業の期間を延長しようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書に所要事項を記載し、当該自己啓発等休業期間満了の日の1月前までに所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 3 教職員は、自己啓発条例第9条第1項の規定に基づく報告を求められた場合は、遅滞なく、所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

（修学部分休業）

- 第23条 教職員は、法第26条の2第1項の規定に基づく修学部分休業をしようとする場合は、修学部分休業承認申請書（様式第20号）に所要事項を記載し、修学部分休業をしようとする日の1月前までに所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 教職員は、承認された修学部分休業に変更がある場合は、遅滞なく、修学状況変更届（様式第21号）を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

（休職）

- 第24条 所属長は、心身の故障のため法第28条第2項第1号の規定に該当し休職させることが適当と認められる教職員がある場合は、私傷病休暇を認めることができる期間が満了する日の1月前までに、休職についての意見書（様式第22号）を、当該職員に係る医師2名の診断書を添え、教育長に提出しなければならない。

（休暇、休業又は休職中の旅行）

- 第25条 教職員は、休暇、休業又は休職中に、10日以上にわたる旅行をしようとする場合は、旅行先、期間及び理由を所属長に届け出なければならない。

（復職等）

- 第26条 法第28条第2項第1号の規定による休職中の教職員は、復職しようとする場合は、復職願（様式第23号）に医師2名の診断書を添えて、所属長及び教育長を経由して島根県教育委員会に提出しなければならない。その際、所属長は職務復帰及び復職に関する意見書（様式第24号）を添付しなければならない。

- 2 教職員の休日休暇条例第7条又は第8条の規定による引き続く30日以上 of 公務傷病等休暇又は私傷病休暇中の教職員は、職務に復帰しようとする場合は、職務復帰願（様式第25号）に医師の診断書を添えて、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。その際、当該教職員が50日以上 of 私傷病休暇中の者で、職務復帰の可否について、教育

委員会が島根県教育委員会復職審査会又は島根県教育委員会専門復職審査会への諮問を依頼する場合は、所属長は職務復帰及び復職に関する意見書（様式第24号）を添付しなければならない。

（養育状況の変更及び職務復帰）

第27条 育児休業をしている教職員は、産前の休暇を始め、若しくは出産した場合、当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合等養育状況に変更のあった場合は、当該事実が発生した後遅滞なく養育状況変更届（様式第26号）を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、部分休業の場合について準用する。この場合において、前項の規定中「所属長及び教育長を経由して県教育長」とあるのは「所属長を経由して教育長」と読み替えるものとする。

3 育児休業の承認を受けた教職員は、育児休業承認期間満了により職務復帰となる場合は、職務復帰届（育児休業）（様式第27号）を、当該育児休業承認期間満了の日の1月前までに、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（大学院修学休業に伴う職務復帰）

第28条 大学院修学休業の許可を受けた主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）は、大学院修学休業許可期間満了により職務復帰となる場合は職務復帰届（大学院修学休業）（様式第28号）を、当該大学院修学休業許可期間満了の日の1月前までに、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（着任）

第29条 転任若しくは転補を命ぜられた教職員又は採用された教職員は、その通知を受けた日から7日以内に着任しなければならない。ただし、病気その他の事由により当該期間に着任できない場合は、速やかにその理由及び着任の期日を所属長に届け出なければならない。

2 教職員は、着任したときは、直ちに着任届（様式第29号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（勤務記録）

第30条 教職員は、採用又は転任若しくは転補により着任したときは、着任した日から7日以内に、勤務記録（様式第30号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（職員の出張）

第31条 教職員（校長を除く。）の出張は、所属長が命ずる。ただし、校長が出張しようとする場合は、教育長に届け出なければならない。

（校外勤務）

第32条 教職員（校長及び共同調理場勤務の学校栄養職員を除く。）が、出張による場合を除き、家庭訪問、教育課程に基づく教育活動その他の職務に関する用務のため、勤務場所を離れて勤務する場合は、校外勤務簿（様式第31号）に所要事項を記載し校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は事後速やかにその手続きをとらなければならない。

（復命）

第33条 第36条に規定する場合を除き、教職員（校長を除く。）は、出張又は校外勤務から帰った場合は、速やかに文書又は口頭をもって所属長に復命しなければならない。

2 校長は、出張から帰った場合又は教職員からの復命を受けた場合で、特に必要と認めるときは、文書又は口頭をもって教育長に復命又は報告しなければならない。

（職務専念義務の免除）

第34条 教職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年海士町条例第91号）第2条の規定による、職務に専念する義務の免除を受けようとする場合は、職免承認申請書（様式第32号）を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（教職員の研修）

第35条 教育職員（校長を除く。）が、教特法第22条第2項の規定により研修を行なおうとする場合は、研修承認申請書（様式第33号）を所属長に提出しなければならない。

2 教職員が、国内において15日以上にわたる研修又は国外において研修を行なおうとする場合は、教育委員会から命ぜられたときを除き、長期研修承認申請書（様式第34号）を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（研修報告）

第36条 教職員が、研修を修了した場合は、速やかに研修結果報告書（様式第35号）を所属長に提出しなければならない。

（職務に関する証言等）

第37条 教職員は、職務に関して証言等をする場合において、職務上の秘密に属する事項を公表しようとするときは、あらかじめ証言等許可願（様式第36号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（教育事務等の従事）

第38条 教育職員は、教特法第17条第1項の規定により教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとする場合は、教育委員会から命ぜられた場合を除き、教育事務等従事承認申請書（様式第37号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（営利企業等の従事）

第39条 教職員が、法第38条第1項の規定により営利企業等に従事しようとする場合は、営利企業等従事許可申請書（様式第38号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

（勤務状況報告）

第40条 所属長は、毎月の教職員の休暇、欠勤、出張等について勤務状況報告書（様式第39号）を、翌月の5日までに教育長に提出しなければならない。

（事故報告）

第41条 所属長は、次の各号に掲げる事故があった場合は、速やかに事故報告書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 教職員が傷害を受け又は死亡した場合（様式第40号）
- (2) 教職員に集団食中毒その他の集団事故が発生した場合（様式第40号）
- (3) 教職員が刑事事件に関し起訴（略式手続の場合を除く。）された場合又は有罪判決（禁錮以上の場合に限る。）を受けた場合（様式第40号）
- (4) 教職員に暴力行為その他の非行があった場合（様式第40号）
- (5) 教職員に児童生徒に対する体罰又はセクシュアル・ハラスメントがあった場合（様式第41号）
- (6) 教職員を当事者とする交通事故等があった場合（様式第42号）

（身上変更届）

第42条 教職員は、氏名、国籍、学歴、資格又は都道府県を異にして本籍に変更があった場合は、速やかに身上変更届（様式第43号）にその事実を証する書類を添付して、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第43条 身分証明書を紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに身分証明書再交付(書換交付)申請書(様式第45号)を所属長を経由して教育長に提出し、身分証明書の再交付又は書換交付を受けなければならない。

繰上げ(平25教委規則第2号)

2 海士町の教職員としての身分を失った者は、遅滞なく身分証明書を教育長に返納しなければならない。

繰上げ(平25教委規則第2号)

(校務の引継)

第44条 教職員は、担当する職務に変更があった場合は、速やかに文書又は口頭をもって後任者に当該職務を引継ぎ、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、校長が校務の引継ぎを修了した場合は、速やかに校務引継報告書(様式第46号)を教育長に提出しなければならない。

(委任)

第45条 この規則に定めるもののほか、教職員の服務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 小・中学校の職員の服務規則(平成14年海士町教育委員会規則第2号)は廃止する。

附 則(平成25年10月24日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)
(表)

出勤簿 (年)

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	31	備考
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
1月																	
2月																	
3月																	
4月																	
5月																	
6月																	
職名				氏名													

(裏)

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	備考
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
7月		☐	☐						☐	☐						☒
	☐	☐	☐					☐	☐						☐	☐
8月						☐	☐						☐	☐		☒
					☐	☐						☐	☐			
9月			☐	☐						☐	☐					☒
		☐	☐	☐				☐	☐	☐						☒
10月	☐	☐						☐	☐	☐					☐	☒
	☐						☐	☐						☐	☐	
11月			☐		☐	☐						☐	☐			☒
				☐	☐			☐			☐	☐				☒
12月			☐	☐						☐	☐					☒
		☐	☐					☐	☐	☐				☐	☐	☐
備考																

様式第 2 号（第 6 条関係）

欠 勤 記 録 簿

職 名						氏 名					
所属長 (校長) 確認印	(教頭) 確認印	期 間				日数及び時数		理 由		印	
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				
		月 月	日 日	時 時	分 分		日				
							時				
							分				

様式第3号（第7条関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日 海士町教育委員会 様 次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 深夜勤務 ☐ 時間外勤務 の制限を請求します。 請求者 所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ (印)		
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生 (☐ 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 教職員の配偶者 で当該子の親である者の有無及び状況	☐ 有 ☐ 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) ☐ 就業している (時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) ☐ 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である ☐ 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である ☐ 上記のいずれにも該当しない(養育できる) ☐ 無	
3 要介護者の状態 及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から ☐ 毎 日 年 月 日まで ☐ その他 ()
	時間外勤務の制限	年 月 日から ☐ 1 年 ☐ 1 年に満たない期間 (月)
(注) 1 について ① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の ☐ にレ印を記入すること。 ② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について ① この欄は、子を養育するための請求する場合のみ記入すること。 ② 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。		

育児又は介護の状況変更届

年 月 日届出

海士町教育委員会 様

次のとおり ☐ 深夜勤務
☐ 時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に

ついて変更が生じたので届け出ます。

請求者 所 属
職 名
氏 名 ⑤

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- ☐ 子が死亡した
- ☐ 教職員の子でなくなった
(☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し)
- ☐ 同居しなくなった
- ☐ 教職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変更

- ☐ 要介護者が死亡した
- ☐ 要介護者と教職員の親族関係が消滅した
(消滅の理由：)
- ☐ 同居しなくなった

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

様式第 5 号（第 8 条関係）

休 暇 願 簿

所 属			職			氏 名			本年請求できる 年次有給休暇		
										日	
所属長			期 間	休暇			理 由	印	備考		
				日数及び時間	区分	累計					
			月 日 時 分	日		日					
			月 日 時 分	時		時 分					
			月 日 時 分	日		日					
			月 日 時 分	時		時 分					
			月 日 時 分	日		日					
			月 日 時 分	時		時 分					
			月 日 時 分	日		日					
			月 日 時 分	時		時 分					
			月 日 時 分	日		日					
			月 日 時 分	時		時 分					
			月 日 時 分	日		日					
			月 日 時 分	時		時 分					

（注） 1 休暇の区分欄には、年休有給、公務傷病等、私傷病、夏季、生理、慶弔及び特別の各休暇のうち該当事項を記載すること。
2 理由欄は、具体的に詳記すること。
3 累計欄は、年次有給休暇について累計すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 日
号

海士町教育委員会教育長 様

（所属長） 職 氏 名 印

公 務 傷 病 等 休 暇 報 告 書

下記のとおり公務傷病等休暇を承認したので報告します。

記

公務傷病等休暇者 職 ・ 氏 名		年 齢 歳
休 暇 の 期 間		
傷 病 名		
備 考		

第 年 月 日 号

海士町教育委員会教育長 様

（所属長） 職 氏 名 印

私 傷 病 休 暇 報 告 書

下記のとおり私傷病休暇を承認したので報告します。

記

私 傷 病 休 暇 者 職 ・ 氏 名		年 齢 歳
休 暇 の 期 間		
傷 病 名		
校 長 の 意 見		

（注）校長の意見欄には、校長の確認した病状等を記入すること。

年 月 日	
海士町教育委員会教育長 様	
所 属 職 名 氏 名	印
産 前 (産 後) 休 暇 願	
私は、下記のとおり産前（産後）休暇を受けたいので承認をお願いします。	
記	
1 出産（予定）日 2 休暇の期間 3 育児休業申請の予定等 (1) 申請しない (2) 今のところ未定 (3) 申請の予定（ 月ぐらい）	
上記の願いを承認する。	
期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日	
海士町教育委員会教育長 図	

様式第 9 号（第15条関係）

介 護 休 暇 簿

所属	氏名

※ 要介護者 に関する 事 項	氏 名			※ 要介護者の 状態及び具 体的な介護 の 内 容								
	続 柄											
	同・別居	☐ 同居	☐ 別居									
	介護が必要となった時期 年 月 日											
連続する 6 月の期間 年 月 日から 年 月 日												
※ 請 求 の 期 間				※ 請 年 月 日	※ 本人 印	承認の 可 否	決 裁			備考		
年 月 日		時 間	日・時間数									
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日		☐ 承 認 ☐ 不承認						
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日		☐ 承 認 ☐ 不承認						
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日		☐ 承 認 ☐ 不承認						
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日		☐ 承 認 ☐ 不承認						
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日		☐ 承 認 ☐ 不承認						
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日		☐ 承 認 ☐ 不承認						

(※印の欄は教職員が記入し又は押印する。)

(表面)

※ 休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間				※ 本人印	決 裁			備 考	
年	月	日	時 間		日・時間数				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				
年	月	日から	時 分～	時 分	日				
年	月	日まで	時 分～	時 分	時				

(※印の欄は教職員が記入し又は押印する。)

(裏面)

要 介 護 者 の 状 態 等 申 出 書

年 月 日

所 属

氏 名

㊞

1. 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 教職員との続柄

(3) 教職員との同居又は別居の別

☐同居

☐別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

2. 要介護者の状態

3. 備考

注 1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、教職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 計 画 書

所 属

氏 名

1 活動期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 活動の種類

☐被災者への支援活動 ☐社会福祉施設等における活動 ☐その他

3 活動場所

施設名等：

所 在 地：

電 話：（ ）

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等（自ら活動主体となって活動を行う団体を含む。）による仲介等の有無及びその団体名

☐有 ☐無

団 体 名：

電 話：（ ）

6 備 考

注意 1 3及び4については、当該活動が仲介団体等の仲介等によるものであり、当該仲介団体等により活動内容等についての証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 3については、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名、住所等を記入すること。

3 6については、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等の仲介によらないで行う場合は、その者の状態について記入すること。

4 該当する口には、レ印を記入すること。

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
島根県教育委員会教育長 様		年 月 日
請求者 所 属 職 名 氏 名		印
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子		
氏 名		
続 柄		
生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容		
区 分	☐ 育児休業	☐ 再度の育児休業
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
再 度 の 育 児 休 業 が 必 要 な 事 情		
既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 備 考		

注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児休業の請求の場合は不要）。

2 子の出生前に請求する場合は、「2 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「3 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第10条第2号又は県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第10条第2号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった教職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

4 該当する口にはレ印を記入すること。

育 児 休 業 計 画 書			
		年 月 日	
島根県教育委員会教育長 様			
請求者 所 属			
職 名			
氏 名			
(印)			
職員の育児休業等に関する条例（平成４年島根県条例第９号）第３条第４号又は第９条第５号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
１ 請求の別	☐ 育児休業	☐ 育児短時間勤務	
２ 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
３ 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
４ 備 考			

- 注 1 育児休業計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 請求者の請求期間には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する□にはレ印を記入すること。

育 児 休 業 期 間 延 長 承 認 請 求 書		
島根県教育委員会教育長 様		年 月 日
請求者 所 属 職 名 氏 名		⑩
下記のとおり育児休業期間の延長の承認を請求します。		
1 請求にかかる子		
氏 名		
続 柄		
生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容		
区 分	☐ 育児休業期間の延長	☐ 再度の育児休業期間の延長
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児休業 期間の延長が 必要 な 事 情		
既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
3 備 考		

注 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第 1 4 号（第19条関係） 改正（平25教委規則第 2 号）

部 分 休 業 承 認 請 求 書				
年 月 日				
海士町教育委員会教育長 様				
請求者 所 属 職 名 氏 名				
Ⓔ				
下記のとおり部分休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子				
氏 名				
続 柄				
生 年 月 日	年 月 日生			
2 請求内容	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分
3 備 考				

注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。
2 該当する口にはレ印を記入すること。

受理年月日	年 月 日	決 裁 欄		
決裁年月日	年 月 日			
承 認 ・ 不 承 認				

様式第15号（第19条関係）

部 分 休 業 承 認 取 消 請 求 簿

[illegible]

育児短時間勤務承認請求書			
島根県教育委員会教育長 様		年 月 日	
請求者		所 属 職 名 氏 名	
下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。		印	
1 請求に係る子			
氏	名		
続	柄		
生	年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容			
区 分	☐ 育児短時間勤務	☐ 再度の育児短時間勤務	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
再度の育児短時間勤務が必要な事情			
勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第 1 項 ☐第 1 号 ☐第 2 号 ☐第 3 号 ☐第 4 号 ☐第 5 号 の勤務形態）		
勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）		
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児短時間勤務の請求の場合は不要）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「2 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する等当該欄により難しい場合には、「3 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「備考欄」には、①請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する口には ✓ 印を記入すること。

育児短時間勤務期間延長承認請求書		
島根県教育委員会教育長 様		年 月 日
請求者 所 属 職 名 氏 名		印
下記のとおり育児短時間勤務期間の延長の承認を請求します。		
1 請求に係る子		
氏 名		
続 柄		
生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容		
区 分	☐ 育児短時間勤務期間の延長	☐ 再度の育児短時間勤務期間の延長
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児短時間勤務期間の延長が必要な事情		
勤 務 の 形 態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 の勤務形態)	
勤 務 の 日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)	
既 に 育 児 短 時 間 勤 務 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
3 備 考		

注 1 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する等当該欄により難しい場合には、「3 備考」欄に必要な事項を記入すること。

2 「3 備考」欄には、①請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

3 該当する口には✓印を記入すること。

大 学 院 修 学 休 業 許 可 申 請 書

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様

所 属
職 名
氏 名

印

教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第20条の 5 第 1 項の規定により、下記のとおり大学院修学休業の許可を申請します。

記

- 1 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状の種類
- 2 上記 1 の免許状を使用しての在職年数 年
- 3 取得しようとする専修免許状の種類
- 4 在学しようとする大学院の課程等
- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 履修予定内容
- 5 大学院修学休業期間 年 月 日から 年 月 日まで
(年間)
- 6 その他特記事項

教育長の意見

海士町教育委員会教育長
氏 名

印

注 1 上記 1 の免許状の写し（両面コピー）又は免許状授与証明証を添付すること。
注 2 合格を証する通知等の写しを添付すること。

様式第19号（第22条関係）

自己啓発等休業承認申請書										
島根県教育委員会教育長 様										
請求者 所 属 職 名 氏 名 (印)										
下記のとおり 自己啓発等休業 期 間 の 延 長 を申請します。										
1	申請の区分	☐ 自己啓発等休業（２及び３に記入） ☐ 期間の延長（２及び４に記入）								
2	自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()						
			課程(修業年限)	()						
			履修の期間	年 月 日から		年 月 日まで				
		国際貢献活動	活動組織				活動分野			
			活動国・地域							
			活動期間	国内訓練	年 月 日から		年 月 日まで			
活動国滞在	年 月 日から			年 月 日まで						
3	申請期間	年 月 日から		年 月 日まで						
4	延長の期間	年 月 日から		年 月 日まで						
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から		年 月 日まで						
5	備考									

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第 2 0 号（第23条関係）

修学部分休業承認申請書				
島根県教育委員会教育長 様			年 月 日	
請求者 所 属 職 名 氏 名			印	
下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。				
1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間 分	
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 休業期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
6 備考				

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日在学証明書及びカリキュラム予定表を添付すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄には、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「5 休業期間」欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」欄に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を別紙に記入すること。

(別紙)

[illegible]

様式第 2 1 号（第23条関係）

修 学 状 況 変 更 届

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 所 属

職 名

氏 名

印

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

☐ 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。

☐ 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

☐ その他 （ ）
※具体的な変更内容を以下に記載すること。

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

（注）該当する口には、✓印を記入すること。

様式第 2 2 号（第24条関係）

第 年 月 日 号

海士町教育委員会教育長 様

（所属長）職 氏 名 印

休 職 に つ い て の 意 見 書

下記のとおり本所属職員の休職について意見を申し出ます。

記

1 休職を必要と認める教職員

- (1) 職・氏 名
- (2) 生年月日・年齢
- (3) 所有教員免許状
- (4) 校務分掌等

2 休職を必要と認める理由

- (1) 病 状
- (2) 勤務状況

- （注）(1) 所定の書証を添付すること。
(2) 本人の願い出もある場合は、本人の休職願書 2 部を添付すること。

様式第 2 3 号（第26条関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

所 属
職 名
氏 名

印

復 職 願

私は、下記のとおり復職したいので願い出ます。

記

- 1 復職の期日
- 2 休職中の病名
- 3 休職を発令された期間
- 4 復職の理由

（注）(1) 復職願は、2 部提出すること。
(2) 所定の書証を添付すること。

様式第 2 4 号（第26条関係）

職務復帰及び復職に関する意見書	
所 属 名 所 属 長 記載年月日： 年 月 日	
氏 名（性別）	(男性・女性)
生年月日（年齢）	年 月 日生（ 歳）
審 査 区 分	復 職（休職）・職務復帰（私傷病休暇）
復職等希望年月日	年 月 日（ ）
疾 患 名	
職 種 （職務内容）	()
職 場 の 概 要	生徒児童数（ ）人 / 学級数（ ） 教職員数 （ ）人
私 傷 病 休 暇 取 得 及 び 休 職 の 状 況	1 私傷病休暇取得（過去3ヵ年以内の継続して1か月以上の私傷病休暇） 年 月 日 ～ 年 月 日（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日（ ） 2 休職 年 月 日 ～ 年 月 日（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日（ ）
勤 務 履 歴	1 採用年月日及び赴任地 年 月（ ） 2 在職期間及び勤務先 年～ 年（ ） / 年～ 年（ ） 年～ 年（ ） / 年～ 年（ ） 年～ 年（ ） / 年～ 年（ ） 年～ 年（ ） / 年～ 年（ ）
家 族 構 成	家族構成（同居・別居）
住 居 地 及 び 通 勤 方 法	現住所：（ ） 復帰後住所：（ ） 通勤方法：徒歩（ 分）・自家用車（ 分）・その他（ 分）

家 族 と の 連 絡 状 況	復帰等についての家族の意見
主 治 医 と の 連 絡 状 況	1 受診状況 2 主治医との連絡状況及び主治医からの指示等
職 務 復 帰 等 に 対 する 所 属 長 の 意 見	1 現在の本人の状態（生活状況や復職訓練等の概要） 2 復職等後の職務内容及び勤務の軽減について 3 復職等についての総合的意見

様式第 2 5 号（第26条関係）

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様

所 属
職 名
氏 名

⑩

職 務 復 帰 願

私は、〔公務傷病等、私傷病〕のため休暇中のところ全治したので、下記のとおり職務復帰を願い出ます。

記

- 1 職務復帰の期日
- 2 休暇中の傷病名
- 3 休暇を承認された期間

- （注）(1) 職務復帰願は2部提出すること。
(2) 所定の書証を添付すること。

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 所 属
職 名
氏 名

㊞

育 児 休 業
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
部 分 休 業

1 届出の事由

- ☐ 休業に係る子を養育しなくなった
- ☐ 同居しなくなった
- ☐ 負傷・疾病
- ☐ その他（ ）
- ☐ 産前の休暇を始めた 又は出産した
- ☐ 休業に係る子が死亡した
- ☐ 休業に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む）
- ☐ 休業に係る子との親族関係を特別養子縁組により終了した
- ☐ その他

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する□にはレ印を記入すること。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様

所 属
職 名
氏 名

印

職 務 復 帰 届 （ 育 児 休 業 ）

育児休業期間の満了により職務復帰となりますので届け出ます。

記

1 職務復帰となる年月日

年 月 日

2 承認を得ている休業期間

年 月 日から 年 月 日まで

（注）(1) 職務復帰届は2部提出すること。

(2) 職務復帰となる年月日は、休業満了日の翌日であること。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様

所 属
職 名
氏 名

印

職 務 復 帰 届（大学院修学休業）

大学院修学休業期間の満了により職務復帰となりますので届け出ます。

記

1 職務復帰となる年月日

年 月 日

2 許可を得ている休業期間

年 月 日から 年 月 日まで

- （注）（1） 職務復帰届は、2部提出すること（1部は学校控）。
（2） 職務復帰となる年月日は、休業満了日の翌日であること。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様

所 属
職 名
氏 名

印

着 任 届

私は、下記のとおり着任したので届け出ます。

記

- 1 前任所属
- 2 新任所属
- 3 発令年月日
- 4 着任年月日

（注）採用のときは、1にその旨を記入すること。

様式第 3 0 号（第30条関係）

勤 務 記 録									
生 年 月 日	年 月 日			性 別	ふ り が な 氏 名				印
				男 ・ 女					
本 籍	都 ・ 道 府 ・ 県	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県			新 氏 名	(年 月 日改姓)			
	(年 月 日変更)								
学 歴	学 校 名			学部・学科		修 学 期 間		卒業・修了・中退	
						年 月 日入学 年 月 日		第 学年	卒業 終了 中退
						年 月 日入学 年 月 日		第 学年	卒業 終了 中退
						年 月 日入学 年 月 日		第 学年	卒業 終了 中退
						年 月 日入学 年 月 日		第 学年	卒業 終了 中退
						年 月 日入学 年 月 日		第 学年	卒業 終了 中退
教員免許 (旧・新免許)	種 類	教 科	記号番号		授与年月日		授与権者		写真貼付 3.5cm×5cmで上半身
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
そ の 他 試 験 資 格 取 得	種 類		記号番号		授与年月日		授与権者		平成 年 月 日撮影
					・ ・				備 考
					・ ・				
					・ ・				
研 修	研修の名称		期 間		日 数		機関名		
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
賞 罰	年 月 日		賞 罰 事 項				賞罰機関		

様式第31号（第32条関係）

校外勤務簿

[illegible]

様式第 3 2 号（第34条関係）

年 月 日 海士町教育委員会教育長 様 所 属 職 名 氏 名 職 免 承 認 申 請 書 私は、下記の事務（事業）に従事したいので、職務に専念する義務の免除を承認されるよう申請します。なお給与の減額をされないよう併せて申請します。 記																										
従事しようとする事務又は事業																										
1 勤務先又は 主催団体名	7 事務又は事業の内容																									
2 所在地又は 開 催 地																										
3 業務種目																										
4 職 名	8 従事を必要とする理由																									
5 給料又は報酬の額（該当を○でかこむ） 年額、月額、日額、1時間当り、その他 円																										
6 従事する期間及び時間																										
9 その他参考事項																										
所属長の意見	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">時から</td> <td style="width: 10%;">時まで</td> <td style="width: 10%;">時間</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> <td></td> <td>日</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> <td>非常勤として</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> <td>1日平均時間</td> <td></td> <td>時間</td> </tr> </table>		年	月	日	時から	時まで	時間	年	月	日から		日	時間	年	月	日から	非常勤として			年	月	日まで	1日平均時間		時間
年	月	日	時から	時まで	時間																					
年	月	日から		日	時間																					
年	月	日から	非常勤として																							
年	月	日まで	1日平均時間		時間																					
上記の申請については、下記の条件を付して承認する。 条 件																										
年 月 日 海士町教育委員会教育長 印																										

（注）申請書は2部提出のこと。

年 月 日

海士町立〇〇小・中学校長 様

職 氏

名 ⑩

研 修 承 認 申 請 書

私は、下記のとおり研修を行いたいので承認を申請します。

記

- 1 期日又は期間
- 2 研修の名称
- 3 主 催 者
- 4 場 所
- 5 目 的
- 6 内 容

上記の申請を承認する。

年 月 日

海士町立〇〇小・中学校長 ⑩

（注）承認申請書は2部提出すること。

様式第 3 4 号（第35条関係）

		年	月	日
海士町教育委員会教育長 様				
		所 属 職 名 氏 名	⑩	
長 期 研 修 承 認 申 請 書				
私は、下記のとおり長期研修をしたいので承認を申請します。				
記				
1 所有する教員免許状				
2 期 間				
3 研修の名称				
4 主 催 者				
5 場 所				
6 目 的				
7 内 容				
所属長の意見				
		年	月	日
		(所属長) 職 氏名 ⑩		
上記の申請を承認する。				
		年	月	日
		海士町教育委員会教育長 ⑩		

(注) (1) 研修日程等参考資料を添付すること。

(2) 承認申請書は2部提出すること。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様
（海士町立〇〇小（中）学校長）

所 属
職 名
氏 名
⑩

研 修 結 果 報 告 書

私は、研修を終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 期日又は期間
- 2 研修の名称
- 3 主 催 者
- 4 場 所
- 5 目 的
- 6 研修の結果及び感想

様式第 3 6 号（第37条関係）

年 月 日

海士町教育委員会教育長 様

所 属
職 名
氏 名

⑩

証 言 等 許 可 願

私は、下記のとおり証言等を求められたので職務上の秘密に属する事項の発表について許可を願います。

記

- 1 証言等を求められた機関
- 2 証言等の日時及び場所
- 3 証人又は鑑定人等の別
- 4 証言等を求められた事項
- 5 証言しようとする内容

上記の願いを許可する。

年 月 日

海士町教育委員会教育長 印

（注）許可願は2部提出すること。

様式第 3 7 号（第38条関係）

年 月 日	
海士町教育委員会教育長 様	
海士町立〇〇小（中）学校 職 氏 名 印	
教育事務等従事承認申請書	
私は、下記のとおり教育事務等に従事したいので承認されるよう申請します。	
記	
兼 職、事 業 又 は 事 務 の 名 称	
場 所	
従 事 す る 職 名	
勤 務（業 務）の 内 容	
従 事 す る 期 間 及 び 時 間	時から 時間 年 月 日 時まで
	日 時間 年 月 日から 年 月 日まで
	非常勤として 時間 年 月 日から 年 月 日まで
	週平均時間 年 月 日から 年 月 日まで
給 料 又 は 報 酬 の 有 無 及 び 金 額	年額、月額、日額、1 時間当り、その他、支給されない （該当を○でかこむ） 円
校長の意見 年 月 日 海士町立〇〇小（中）学校長 氏 名 印	
上記の申請については、下記の条件を付して承認する。 条 件 年 月 日 海士町教育委員会教育長 印	

（注）承認申請書は2部提出すること。

様式第 3 8 号（第39条関係）

海士町教育委員会教育長 様		年 月 日	
		所 属 職 名 氏 名 ⑩	
営利企業等従事許可申請書			
私は、下記のとおり営利企業等に従事したいので許可されるよう申請します。			
記			
兼業しようとする職の説明			
1 勤務先又は 事業名	7 職務内容と責任程度		
2 所在地			
3 事業内容			
4 職 名	8 兼業を必要とする理由		
5 報酬（収入） 年収、月収、週給、日収、1時間当り、 その他 （該当を○でかこむ） 円			
6 勤務期間及び時間 年 月 日から 年 月 日まで 常 勤 非常勤	9 その他参考事項		
所属長の意見 年 月 日 (所属長) 職 氏 名 ⑩			
上記の申請については、下記の条件を付して許可する。 条 件 年 月 日 海士町教育委員会教育長 ⑩			

（注）許可申請書は2部提出すること。

第 年 月 号 日

海士町教育委員会教育長 様

（所属長）職 氏 名 印

勤 務 状 況 報 告 書

別紙のとおり 年 月の勤務状況を報告します。

<別紙> 年 月勤務状況 学校名

職	区分 氏名	休 暇 （日）（時）（分）						出張 （日）	職免 （日）	研修 （日）	欠勤 （日） （時） （分）			備考
		年 次 有 給	私 傷 病	慶 弔	特別									
		当月												
		累計												
		当月												
		累計												
		当月												
		累計												
		当月												
		累計												
		当月												
		累計												

（注）（1） 出張、職免、研修の累計は、当年 4 月より翌年 3 月までとすること。
（2） 備考には、私傷病休暇の月日等を略記すること。

様式第 4 0 号（第41条関係）

第 年 月 号
日

海士町教育委員会教育長 様

（所属長）職 氏 名 印

事 故 報 告 書

下記のとおり所属職員の事故が発生したので報告します。

記

- 1 事故を起こした所属職員
 - (1) 職・氏名・年齢
 - (2) 生年月日
 - (3) 住 所
 - (4) 所有する教員免許状
 - (5) 担任学年（担当教科）
 - (6) その他参考事項
- 2 事故の日時、場所及び原因
- 3 事故内容
- 4 事前における当該職員の状況
- 5 事後における当該職員の状況
- 6 所属長又は関係者のとった措置
- 7 所属長の意見
- 8 その他

- （注）(1) 事故を起こした所属職員の欄は、内容により必要事項のみ記載すること。
(2) 参考資料がある場合は添付すること。

海士町教育委員会教育長 様

（所属長）職 氏 名 印

体罰・セクシュアル・ハラスメント事故報告書

次のとおり所属職員の 体 罰 が発生したので報告します。
セクシュアル・ハラスメント

1	発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃							
2	発 生 場 所								
3	体罰・セクハラを行 っ た 教 職 員	職 名		氏 名		年 齢		性 別	
4	体罰・セクハラを受 け た 児 童 生 徒	氏 名			学 年		年 齢		性 別
5	体罰・セクハラに 至 る 経 過								
6	体罰・セクハラの 概 要								
7	事 情 聴 取 (体罰・セクハラに 至る経過、体罰・セクハラの概要)	○体罰・セクハラを行 っ た 教 職 員 ○体罰・セクハラを受 け た 児 童 生 徒 ○現場に居合わせた教職員・児童生徒等							
8	障 害 の 程 度 、 そ の 後 の 経 過								
9	体 罰 ・ セ ク ハ ラ 発 生 後 の 措 置	○体罰・セクハラを受 け た 児 童 生 徒 対 する 対 応 ○保護者に対する対応（保護者が述べた意見、申し入れ等を含む） ○体罰・セクハラを行 っ た 教 職 員 対 する 対 応 ○学校内の対応							
10	所 属 長 の 意 見								
11	参 考 事 項	上記のほか参考となる事項							

(注) 参考資料がある場合は添付すること。

海士町教育委員会教育長 様

（所属長）職 氏 名 印

交 通 事 故 等 報 告 書

下記のとおり所属職員の交通事故等が発生したので報告します。

記

- 1 事故等を起こした所属職員
 - (1) 職・氏名・年齢
 - (2) 住所
- 2 事故等の種類及び発生日等
 - (1) 事故等の種類
 - (2) 発生日
 - (3) 発生場所
- 3 事故等の発生状況及び原因
 - (1) 発生状況
 - (2) 発生の原因
 - (3) 現場の略図（別紙）
- 4 事故等の程度
 - (1) 違反過失の内容
 - (2) 相手方の過失の有無及び程度
 - (3) 相手方に与えた損害の程度
 - (4) 本人又は同乗者の損害の程度
- 5 事後措置状況
 - (1) 事故後の措置状況
 - (2) 今後の処理の見通し
- 6 事故等に対する意見等
 - (1) 本人の申し立て又は反省
 - (2) 被害者の意見又は態度
 - (3) 参考人の意見（医師の診断等）
 - (4) 警察の態度又は処分
- 7 所属長の判断及び所見

- （注）(1) 報告書は事故等の内容により必要な事項について記入すること。
(2) 参考資料がある場合には添付すること。

様式第 4 3 号（第42条関係）

年 月 日			
海士町教育委員会教育長 様			
所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ (印)			
身 上 変 更 届			
下記のとおり身上変更について届け出ます。			
記			
変更種別	1 氏名変更 2 本籍 3 国籍変更 4 学歴変更 5 資格取得（変更）		
1 氏名	【新】ふりがな	【旧】ふりがな	変更年月日
			年 月 日
2 本籍	【新】	【旧】	変更年月日
	都・道・府・県	都・道・府・県	年 月 日
3 国籍	変 更 の 内 容		変更年月日
			年 月 日
4 学歴	学校名（学部・学科名）	修学期間	卒業・修了・中退
	（ ）	年 月から 年 月まで （ 年）	第 学年 卒業 修了 中退
5 資格	名 称		取得（変更）年月日
			年 月 日

- 注意 1 変更種別欄の当該番号を○で囲み、以下変更のある欄のみ記入すること。
- 2 変更の事実を証明する書類を添付すること。
- 3 氏名の変更の場合には、別途身分証明書の書換交付手続きをとること。

様式第 4 4 号

(裏 面)

5.5
cm

第 号

身 分 証 明 書

海士町教育委員会

8.5 cm

(裏 面)

生 年 月 日 年 月 日 生

交付年月日 年 月 日

撮影年月日

年 月 日

写 真
貼 付

縦 30mm
横 25mm

1 本証は常に所持しなければならない。

2 退職その他身分を失ったときは、直ちに返納しなければならない。

3 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けなければならない。

4 本証は他人に貸与し、又は書換え、汚損する等の行為をしてはならない。

年 月 日			
海士町教育委員会教育長 様			
所 属 職 名 氏 名			
印			
身分証明書再交付（書換交付）申請書			
下記のとおり身分証明書の再交付（書換交付）を申請します。			
記			
再 交 付 の別※ 書換交付	1 再交付	2 書換交付	番 号 第 号
書 換 事 項	新		
	旧		
理 由			

- （注） 1 ※欄は該当する番号を○でかこむこと。
2 理由は詳細に記入すること。
3 書換交付申請の場合は、当該身分証明書を添付すること。

第 年 月 日
号

海士町教育委員会教育長 様

海士町立〇〇小（中）学校
引受者 職 氏 名 印
引継者 前職 氏 名 印

校 務 引 継 報 告 書

下記のとおり校務の引継を終了したので報告します。

記

- 1 引継の理由（転・退職等）
- 2 引継の概要
 - (1) 重要簿冊・備品・現金等
 - (2) 処分未了事項等重要案件
 - (3) 将来に対する計画意見等
- 3 引継の終了年月日

（注）報告書は、引継者が提出すること。

○教職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準

(平成9年3月18日海士町教育委員会告示第6号)

改正 平成9年11月12日教委告示第7号

教職員の自家用自動車（町有自動車以外の自動車で原動機付自転車を含む。以下「自家用車」という。）は、公務に使用してはならない。ただし、次に掲げる場合で学校長又は教育長がその使用を承認した場合は、この限りでない。

1 承認の基準

学校長が、自家用車を公務に使用することを承認することができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害その他緊急やむを得ない用務を処理する場合
- (2) 公務を遂行するに当たって、交通機関若しくは公用車の利用が困難であって、交通機関を利用すると公務遂行の能率が著しく低下すると認められる場合
- (3) 書類、物品又は用務先が多く、自家用車を利用すると効率的な処理が出来ると認められる場合

2 学校長の承認

学校長は、上記1の基準に該当する場合であっても次のいずれかに該当すると認めるときは、自家用車を公務に使用することを承認してはならない。

- (1) 教職員の心身の状態が、傷病、過労、睡眠不足、薬物の影響等で自動車を運転することが不適当な場合
- (2) 当該教職員が、過去1年以内に道路交通法による運転免許の取消し又は停止の処分を受けている場合
- (3) 当該職員の運転経験が十分でない場合（運転免許取得後1年未満の者を含む。）
- (4) 公務に使用しようとする自家用車が、使用する職員以外の者から借りたものである場合
- (5) 公務に使用しようとする自家用車の車両点検が十分でない場合
- (6) 公務に使用しようとする自家用車に、任意保険契約（対人無制限かつ対物並びに搭乗者10,000千円以上）の締結がなされていない場合

3 教育長の承認

上記1、2によるほか、特別な事情により公務に自家用車を使用しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

4 承認の手続

改正（平9教委告示第7号）

- (1) 教職員が自家用車を公務に使用しようとするときは、あらかじめ「自家用自動車公務使用承認申請書」（様式第1号）を提出しておかなければならない。
- (2) 教職員が自家用車を公務に使用しようとするときは、その都度事前（上記1(1)の場合で学校長の承認を受けるとまがない場合を除く。）に「自家用自動車公務使用承認簿」（様式第2号）により学校長又は教育長の承認を受けなければならない。

5 報償費の取扱い

- (1) 自家用車の公務使用を承認された場合は、別に定める報償費を支給する。

6 損害賠償

- (1) 上記1、2及び3の基準により承認され、かつ、通常の経路上における事故によって起きた損害賠償等の処理については、町の定める損害賠償事務取扱要領（平成9年

海士町告示第10号)及び島根県の定める損害賠償事務取扱基準要領(昭和43年7月24日訓人第112号)に準じて行うものとする。

- (2) 上記1、2及び3の基準により承認され、かつ、通常経路上における事故によって起きた自家用車の故障に係る修理に要する費用は、事故証明を受けたものに限り弁償するものとする。ただし、教職員の故意又は重大な過失によるものは弁償しない。

7 その他

- (1) 町の定める町有自動車管理規則並びに県有自動車管理規則(昭和38年島根県規則第59号)第10条、第12条及び第14条の規定は、この基準により使用した自家用車について準用する。
- (2) 承認を受けないで自家用車を公務に使用して発生した災害については、公務上の災害として認めない。
- (3) 自家用車を運転する教職員以外の者が同乗する場合は、同乗者は必要最小限度とする。また公務以外の者を同乗させた場合は、同乗者は公務災害の賠償対象としない。

8 実施日

この基準は、平成9年4月1日から実施する。

附 則(平成9年11月12日教委告示第7号)

この基準は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（基準 4 関係） 改正（平 9 教委告示第 7 号）

自家用自動車公務使用承認申請書												
私の所有する下記の自動車を公務に使用したいので、教職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準 4 により届け出ます。												
年 月 日												
申請者 職 名 _____												
氏 名 _____ 印												
教育長・学校長 殿												
教育長		校 長		教 頭								
免 許 証		免 許 の 種 類		取 得 年 月 日		有 効 期 限		免 許 の 条 件		運 転 経 験 年 数		
過去 1 年以内の 免許取消し又は 停 止		☐ 有 ・ ☐ 無				過去 1 年以内の 交通違反による 刑罰		☐ 有 ・ ☐ 無				
使 用 車 両		車両・車名				自動車登録番号						
		初年度登録年月日		車 台 番 号		総 排 気 量		乗 車 定 員				
						cc		人				
		自動車検査証有効期限		所有者住所・氏名（教職員との関係）								
加 入 し て い る 保 険		種 類		契 約 先		契 約 金 額		契 約 期 間		契 約 者		
		自賠償保険										
		任 意 保 険	対 人									
			対 物									
			搭 乗 者									

注 提出期日 毎年度始め。ただし、車両を交換した場合はその都度提出すること。

様式第 2 号（基準 4 関係） 改正（平 9 教委告示第 7 号）

自家用自動車公務使用承認簿							
職 名			氏 名				
承認印		使用年月日	使用車両の 登録番号	用 務	用 務 先	使用距離 km	備 考
校 長	教 頭						

注 備考欄には、同乗車の氏名等を記入すること。

○損害賠償事務取扱要領

(平成9年3月25日海士町告示第10号)

(趣旨)

第1条 海士町教育委員会の教職員の自家用車の公務使用に関する取り扱い基準（平成9年海士町教育委員会告示第6号）に基づき、教職員が自家用自動車を使用した場合の国家賠償法（昭和22年法律第125号）、自動車損害賠償法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第39号）等の規定による町の損害賠償及び求償並びに職員の損害賠償に関する事務（以下「損害賠償等に関する事務」という。）の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(損害賠償等に関する事務の処理)

第2条 賃貸借、使用貸借等により町の業務の遂行に供されている自動車等による事故（国家賠償法第1条若しくは第2条、自動車損害賠償保障法第3条又は民法第715条の規定が適用されることとなる事故をいう。）により損害を生ずる原因となった職員の行為が発生した学校長は、当該事故に係る損害賠償等に関する事務を所掌するものとする。

(事故の報告)

第3条 前条に規定する学校長は、町有自動車による事故が発生した場合においては、次の各号に定めるところにより、当該事故に係る事務を処理するものとする。

- (1) 学校長は、事故報告書（様式第1号）を作成し、当該学校を所管する課の長に提出するものとする。
- (2) 前号の規定により事故報告書の提出を受けた課の長（以下「主務課長」という。）は、事故報告書に損害認定調査書（様式第2号）を添え、総務課長の決裁を経て副町長に提出するものとする。
- 2 学校長は、前項の事故報告書及び損害認定調査書の作成に当たっては事実を調査の上、適正な記載を行うものとする。

(損害の認定)

第4条 副町長は、前条第1項第2号の規定による審査の請求に基づき町の賠償責任の有無を認定し、賠償責任があると認定したときは、賠償予定額、当該事故を生じた職員の過失の有無その他の事項について認定するものとする。

- 2 副町長は、審査に当たって主務課長又は学校長その他の関係者の出席を求め、事情の聴取を行うことができる。
- 3 副町長は、必要に応じ審査会を組織し、審査させることができる。

(町の賠償の交渉)

第5条 主務課長は、前条の審査の結果に基づいて、賠償予定額の範囲内で事故の相手方と協議するものとする。

- 2 主務課長は、必要に応じ、前項の協議の経過を副町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 主務課長は、事故の相手方と賠償に関する協議が成立したときは、その結果を副町長に報告するものとする。

(賠償額の決定等)

第6条 主務課長は、前条の規定により賠償についての協議が成立したときは、賠償額の決定について町長の決裁を受けるものとする。

(賠償額の支払)

第7条 主務課長は、賠償について町議会の決裁（地方自治法第179条又は第180条の規定による専決処分があったときを含む。）があったときは、速やかに事故の相手方に対して賠償金の支払ができるよう所定の手続を行うものとする。

(自賠償保険の請求及び収納)

第8条 主務課長は、損害賠償金の支払を行った後、速やかに自賠償保険契約等に基づき、加害者請求の方法により保険会社に対して保険金支払の請求及び収納を行うものとする。

(保険金の収入)

第9条 主務課長は、保険金の支払があったときは、次の費目をもって歳入処理を行うものとする。

(款) 諸収入

(項) 雑入

(目) 雑入

(節) 雑入

(求償)

第10条 副町長は、第5条の規定により職員に過失があると認定したときは、その過失の程度その他の事情を考慮して、町の支払った賠償額のうち当該職員に求償すべき額を定め、主務課長に通知するものとする。

2 主務課長は、前項の通知に基づき、求償権の行使について町長の決裁を受けるとともに、所定の手続を経て、当該事故に係る職員に対し納入通知を発しなければならない。

第11条 事故による損害賠償が全額自動車損害賠償保険により支払われる場合は、第4条から第9条までの規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

町 有 自 動 車 事 故 報 告 書						
年 月 日						
海士町長 様						
〇〇課等の長 印						
下記のとおり自動車事故がありましたので報告いたします。						
記						
事 故 者 職 氏 名			車 種 車 名			
購 入 年 月 日	年 月 日		購 入 時 の 価 格	円	公用車	公用車 私有車
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日		事 故 の 場 所			
公 用 又 は 私 用 の 別			亡 失 又 は 棄 損 の 別		亡 失 又 は 棄 損 の 損 害 額	円
事 故 の 状 況						
使 用 当 時 の 状 況 (保 管)						
そ の 参 他 考 事 項						

注： 現場の見取り図及び写真を添付のこと。

様式第2号（第3条関係）

損 害 認 定 調 査 書

調査書作成年月日		年 月 日		作成者氏名					
事故発成年月日		年 月 日							
事故発生の場所									
区 分		町 側			相 手側				
所 属									
車 両		種類		番号		種類		番号	
乗 車 者	運 転 者	所属	職名	氏名	所属	職名	氏名	住所	年齢
	同 乗 者								
車 両 物 件 損 害									
人 身 損 害									
事 故 概 要									
町 過 又 失 は の 相 程 手 の 度									
1 物件の損害		2 人身に対する損害				3 その他見舞金			
円		円				円			
① 回復までに要する費用 円		① 救助捜査費 円							
② 回復までの損害補償 円		② 医 療 費 円							
③ 交換価格の保障 円		③ 休業補償費 円							
		④ 慰 謝 料 円							
		⑤ 死者の得べかりし利益 円							
		⑥ 葬 祭 費 円							

○海士町教職員住宅設置及び管理条例

(平成28年 7 月 6 日海士町条例第15号)

改正 平成30年 9 月26日条例第22号 令和 5 年 3 月14日条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、教職員の福利増進を図り、学校教育の振興に資するため、海士町教職員住宅（以下「住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(所在地等)

第 2 条 住宅の所在地、建築年度等は次の表のとおりとする。

所 在 地	住宅種別	建築年度	戸数	床面積	備 考
海士町大字海士4931番地 3	木造平屋建て	H 8	2 戸	67.00㎡	
海士町大字海士4931番地 3	木造平屋建て	H 9	2 戸	67.00㎡	
海士町大字福井771番地 3	木造平屋建て	H12	2 戸	67.00㎡	外倉庫あり
海士町大字福井771番地 3	木造平屋建て	H14	5 戸	67.00㎡	外倉庫あり
海士町大字海士980番地	木造平屋建て	H27	1 戸	81.15㎡	電化住宅
海士町大字海士1072番地 3	木造平屋建て	H27	1 棟 2 戸	81.36㎡	電化住宅
海士町大字海士164番地 3	木造平屋建て	H29	1 棟 2 戸	49.50㎡	電化住宅
海士町大字海士4965番地 1	木造 2 階建て	H29	2 棟 4 戸	47.00㎡	電化住宅
海士町大字海士164番地 4	木造平屋建て	R 5	1 棟 2 戸	49.50㎡	電化住宅

改正 (令 5 条例第10号)

(入居できる者)

第 3 条 住宅へ入居できる者は、海士町内の学校に勤務する教職員及びその家族のうち現に住宅への入居を希望する者とする。ただし、住宅の入居状況を勘案し、海士町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認める場合には、これら以外の者でも入居することができる。

(入居の申込み)

第 4 条 住宅に入居しようとする者は、別に定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居の許可)

第 5 条 教育長は、住宅への入居が適当と認めたときは、入居を許可するものとする。

2 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、住宅に困窮する実情に応じ、住宅困窮度の高いものから住宅の入居者を決定するものとする。

(入居の取り消し等)

第 6 条 教育長は、使用者が次の各号の一に該当すると認められたときは、使用の許可を取り消し、使用を停止又は使用の条件を変更することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上、支障があると認められるとき。
- (3) その他、教育長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第7条 住宅の利用者は、下表の使用料を納付しなければならない。

住 宅 名	所 在 地	使 用 料
海士町教職員住宅 21号館	海士町大字海士4931番地 3	月額 20,000円
海士町教職員住宅 22号館	海士町大字海士4931番地 3	月額 23,000円
海士町教職員住宅 23号館	海士町大字海士4931番地 3	月額 23,000円
海士町教職員住宅 24号館	海士町大字海士4931番地 3	月額 23,000円
海士町教職員住宅 25号館	海士町大字福井771番地 3	月額 25,000円
海士町教職員住宅 26号館	海士町大字福井771番地 3	月額 25,000円
海士町教職員住宅 27号館	海士町大字福井771番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 28号館	海士町大字福井771番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 29号館	海士町大字福井771番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 30号館	海士町大字福井771番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 31号館	海士町大字福井771番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 32号館	海士町大字海士980番地	月額 32,000円
海士町教職員住宅 33号館	海士町大字海士1072番地 3	月額 32,000円
海士町教職員住宅 34号館	海士町大字海士1072番地 3	月額 32,000円
海士町教職員住宅 35号館	海士町大字海士164番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 36号館	海士町大字海士164番地 3	月額 26,000円
海士町教職員住宅 37号館	海士町大字海士4965番地 1	月額 25,000円
海士町教職員住宅 38号館	海士町大字海士4965番地 1	月額 25,000円
海士町教職員住宅 39号館	海士町大字海士4965番地 1	月額 25,000円
海士町教職員住宅 40号館	海士町大字海士4965番地 1	月額 25,000円
海士町教職員住宅 41号館	海士町大字海士164番地 4	月額 26,000円
海士町教職員住宅 42号館	海士町大字海士164番地 4	月額 26,000円

改正（令5条例第10号）

(使用料の変更)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料を変更、又は前条の規定にかかわらず使用料を別に定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 住宅について改良を施したとき。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、住宅の使用にあたってはこの条例を守り、常にこの住宅の善良な維持管理に協力しなければならない。

2 利用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原形に復し返還しなければならない。

(準用)

第10条 この条例に定めるもののほか、住宅の検査、住宅の明渡し請求、管理人、立入検査及び罰則に関しては、海士町営住宅設置及び管理条例（平成9年海士町条例第26号）の例による。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 9 月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

○海士町立学校教職員住宅管理規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第8号)

改正	平成9年3月18日教委規則第2号	平成9年9月12日教委規則第5号
	平成10年3月25日教委規則第2号	平成11年3月25日教委規則第1号
	平成19年4月1日教委規則第3号	平成24年8月1日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、海士町から委任を受けた町立学校教職員住宅（以下「住宅」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(所在地等)

第2条 教育委員会に属する住宅は、別表のとおりとする。

(入居者の資格)

第3条 住宅の入居者は、町立小、中学校に勤務する教職員及びその家族でなければならない。ただし、特別な事由により、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入居の申込み及び許可)

第4条 住宅に入居しようとする者は、様式第1号による入居申込書を教育長に提出し、その許可（様式第2号）を受けなければならない。

(入居の手続)

第5条 住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に入居し、速やかに様式第3号による入居届を教育長に提出しなければならない。

2 前条の入居許可を得た者が正当な理由がなく、前項の期限内に入居しないときは、入居許可を取り消すことがある。

(使用料の納付)

第6条 住宅の入居者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合はその日）までにその月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに入居し又は明け渡した場合で、その月の使用期間が1箇月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算とする。

(修繕費の負担)

第7条 住宅の維持管理上必要な修繕費は、海士町の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は教育長の選択に従い修繕し、その費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第8条 次の各号に掲げる費用は、前条第1項の規定にかかわらず、入居者の負担とする。

(1) 電話、電気、水道、ガス及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 破損ガラスの取替え、障子、ふすまの張り替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(入居者の管理義務)

第9条 入居者は、善良な管理者の注意をもって、住宅を正常な状態において維持しなければならない。

(損害の賠償)

第10条 入居者が故意又は過失により、建物又はその附属物をき損し、汚損し、又は焼失したときは、入居者はこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料等の減免)

第11条 教育長は、次の各号に掲げる特別の事由があると認める者に対しては、第6条第1項の使用料、第7条第2項の修繕費及び前条の賠償金を減免することができる。

- (1) 入居者(第3条に規定する家族を含む。以下この条において同じ。)が疾病にかかったとき。
- (2) 入居者が災害により損害を受けたとき。
- (3) その他前2号に準ずる特別の事情があるとき。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、様式第4号による減免申請を教育長に提出して、許可を受けなければならない。

(禁止事項)

第12条 入居者は、次の各号に掲げることをしてはならない。

- (1) 住宅の全部又は一部を他人に転貸しすること。
- (2) 住宅を住宅以外の用途に使用すること。
- (3) 住宅を模様替えし、又は増築すること。ただし、原形回復又は撤去が容易である場合で、教育長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項第3号ただし書の規定により教育長の承認を受けようとする者は、様式第5号による承認申請書を提出しなければならない。

(住宅の明渡し)

第13条 入居者が町立小、中学校職員の身分を喪失したときは、その喪失の日から5日以内に住宅を明け渡さなければならない。ただし、教育長がやむを得ない事由があると認めたときは、その期間を延期することができる。

(住宅の明渡しの届出)

第14条 住宅を明け渡す者は、明渡し前5日までに、その旨を様式第6号により教育長に届け出なければならない。

(事務処理等)

第15条 住宅に関する事務処理及び使用料等関係納付金の徴収は、教育長が行うものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月18日教委規則第2号) から

附 則 (平成11年3月25日教委規則第1号) まで 略

附 則 (平成19年4月1日教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月1日教委規則第3号)

この規則は、平成24年8月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表（第2条、第6条関係） 改正（平24教委規則第3号）

住宅名	所 在 地	建築年度	床面積	使 用 料
3号館	海士町大字福井272番地 5	平成3年	78.00m ²	月額 25,000円
13号館	海士町大字海士3438番地 3	昭和63年	65.00m ²	月額 25,000円
14号館	海士町大字海士1113番地 1	昭和63年	63.00m ²	月額 25,000円
15号館	海士町大字海士1112番地 1	平成元年	63.00m ²	月額 25,000円
16号館	海士町大字海士1114番地 1	平成元年	63.00m ²	月額 25,000円
17号館	海士町大字海士980番地	平成2年	63.00m ²	月額 25,000円
18号館	海士町大字海士980番地	平成2年	63.00m ²	月額 25,000円
19号館	海士町大字海士3656番地 1	平成3年	68.00m ²	月額 25,000円
20号館	海士町大字海士3658番地 3	平成3年	68.00m ²	月額 25,000円
21号館	海士町大字海士4931番地 3	平成8年	67.00m ²	月額 30,000円
22号館	海士町大字海士4931番地 3	平成8年	67.00m ²	月額 30,000円
23号館	海士町大字海士4931番地 3	平成9年	67.00m ²	月額 30,000円
24号館	海士町大字海士4931番地 3	平成9年	67.00m ²	月額 30,000円
25号館	海士町大字福井771番地 3	平成12年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円
26号館	海士町大字福井771番地 3	平成12年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円
27号館	海士町大字福井771番地 3	平成14年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円
28号館	海士町大字福井771番地 3	平成14年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円
29号館	海士町大字福井771番地 3	平成14年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円
30号館	海士町大字福井771番地 3	平成14年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円
31号館	海士町大字福井771番地 3	平成14年	67m ² +6 m ²	月額 40,000円

様式第 1 号（第 4 条関係）

学 校 教 職 員 住 宅 入 居 申 込 書

申 込 者		家 族 構 成		
氏 名		続柄	氏 名	生年月日
生 年 月 日				
勤 務 先				
本 籍				
住 所				
自 宅 所 在 地				
申 込 住 宅	名 称			
	所 在 地	隠岐郡海士町大字 番地		
入 居 期 日	年 月 日			
事 由				

上記のとおり学校教職員住宅の入居申し込みをしますから許可して下さいますようお願いします。
入居の上は関係諸規定を遵守します。

年 月 日

申込者氏名 ㊟

海士町教育委員会 殿

様式第2号（第4条関係）

指令教第 号
入居者氏名

学 校 教 職 員 住 宅 入 居 許 可 書

1 許可年月日 年 月 日

2 許可住宅名

海士町教育委員会 印

（注意事項）

- 1 本書に公印のないものは、無効です。
- 2 本書を他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 3 本書は大切に保管し、退去の際は返して下さい。
- 4 汚損又は紛失したときは、申出により再交付します。

学 校 教 職 員 住 宅 入 居 届

1 住 宅 の 名 称	
2 住 宅 の 所 在 地	隠岐郡海士町大字 番地
3 使 用 料	月額 円也
4 入 居 年 月 日	年 月 日
5 入 居 人 員	人
備 考	

上記のとおり入居しましたので海士町立学校教職員住宅管理規則の定めるところによりお届けします。

年 月 日

学校名

職 氏 名 ⑩

海士町教育委員会 殿

様式第 4 号（第11条関係）

学校教職員住宅

使用料
修繕費
賠償金

減免申請書

住 宅 の 名 称					
住 宅 の 所 在 地					
金 額					
内 訳					
減 免 申 請 額	減 額	%	円	審 査	%
	免 除		円	（ 決 定 ）	円
申 請 の 理 由					

上記のとおり減免していただきたく、海士町立学校教職員住宅管理規則第11条の規定により申請します。

年 月 日

入居者氏名 ⑩

海士町教育委員会 殿

指令教第 号

上記の申請に対し、審査（決定）額のとおり許可する。

年 月 日

海士町教育委員会 ⑩

様式第 5 号（第12条関係）

学校教職員住宅模様替（増築）承認申請書

住 宅 の 名 称	
住 宅 の 所 在 地	隠岐郡海士町大字 番地
申 請 区 分	模様替 増築
理 由	
施 工 方 法	
退 去 時 の 措 置	

上記のとおり模様替（増築）をしたいので承認していただきたく申請します。

年 月 日

入居者氏名 ⑩

海士町教育委員会 殿

指令教第 号

上記の申請はこれを承認する。

年 月 日

海士町教育委員会 ⑩

※工 事	着 手	年 月 日	検 査 員	⑩
	完 成	年 月 日		

様式第 6 号（第14条関係）

学 校 教 職 員 住 宅 明 渡 し 届

1 住 宅 の 名 称	
2 住 宅 の 所 在 地	隠岐郡海士町大字 番地
3 入 居 年 月 日	
4 明 渡 し 年 月 日	
備 考	

上記のとおり教職員住宅を明け渡したいので海士町立学校教職員住宅管理規則第14条の規定によりお届けします。

年 月 日

入居者氏名 印

海士町教育委員会 殿

○海士町学校給食共同調理場設置条例

(昭和57年3月18日海士町条例第9号)

改正 平成2年3月17日条例第2号 平成7年3月7日条例第7号

(設置)

第1条 海士町は、海士町立の小学校及び中学校の給食のためその調理等の業務を一括処理する施設として、海士町学校給食共同調理場（以下「海士町共同調理場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 海士町共同調理場は、海士町大字海士944番地に置く。

(職員)

第3条 海士町共同調理場に場長、事務職員、運転手、調理員を置く。

2 前項の職員の定数は、海士町職員定数条例（昭和28年海士町条例第6号）の定めるところによる。

改正（平7条例第7号）

(職務)

第4条 場長は、海士町共同調理場に属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 事務職員は、事務に従事する。

3 学校栄養士は、献立の作成その他栄養に関する業務に従事する。

4 調理員は、調理等に従事する。

5 運転手は、運搬車の運転その他給食物の運搬に従事する。

(運営委員会)

第5条 海士町共同調理場には、その運営を適正かつ円滑ならしめるため、海士町共同調理場運営委員会を置く。

2 運営委員会は、共同調理場の運営に関する重要な事項について審議し、場長に助言する。

3 前項の審議を行うため、これに必要な調査、研究を行う。

改正（平7条例第7号）

(委員)

第6条 運営委員会の委員の定数は、10名とし、次の各号に掲げる者を教育委員会が委嘱するものとする。

(1) 小中学校の教職員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 小中学校在校生保護者代表

(4) 識見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

改正（平2条例第2号）

(報酬及び費用弁償)

第7条 運営委員会の委員に、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月17日条例第2号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月7日条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

○海士町学校給食共同調理場管理運営規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第11号)

(目的)

第1条 この規則は、海士町学校給食共同調理場設置条例（昭和57年海士町条例第9号）第8条に基づき、海士町学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給食回数)

第2条 学校給食の実施は、通常1週間に5日以上、年間210日以内とし、学校における学年、学期休業日等の実情に即応するよう、常に学校と緊密な連絡のもとに実施する。

(給食費の額)

第3条 児童、生徒、学校教職員等の給食費日額については、共同調理場運営委員会において定める。

(給食費の納入)

第4条 給食費は、当該学校長が毎月これを取りまとめ、翌月15日までに教育長が発行する納付書により納入する。

(給食費の欠食扱い)

第5条 給食費は、次の各号の一に該当するものについては、欠食扱いとし計算することができる。

- (1) 児童又は生徒の死亡・転出による場合
- (2) 病気又は事故その他の理由で4日以上連続欠席者については、3日を超過した日数だけ欠食の届出をした場合

(献立)

第6条 学校給食の実施に当たっては、学校給食実施基準（文部省告示）に示された児童又は生徒1人当たりの平均所要栄養量の基準を参考とし、毎月末までに翌月の献立表を作成しなければならない。

(物資の購入)

第7条 物資は、指定業者により購入するを原則とし、購入に当たってはその鮮度汚染状況等に充分注意し、衛生的に安全なものを選定しなければならない。

(経理)

第8条 学校給食に関する経理は、厳正的確に処理し、運営委員会の承認を得て別に定める様式により教育委員会へ報告しなければならない。

(職員管理)

第9条 場長は、所属職員の任免、その他進退に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

2 職員の出張は、場長が命ずる。

3 職員の休暇（6日以内）は、場長の承認を要するものとする。

(施設設備)

第10条 場長は、共同調理場の施設設備（備品を含む。以下「設備」という。）の保全に努め、その活用をはからなければならない。

2 場長は、設備台帳を整備し、常に現有状況を明らかにしておかななければならない。

(災害報告)

第 1 1 条 場長は、共同調理場の災害又は事故が発生した場合、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(宿日直)

第 1 2 条 共同調理場のため、日直及び宿直は置かないものとする。

2 共同調理場における火気の取扱いについては、特に細心の注意を払い、後始末を完全にするとともに出勤時以外は施錠して一切の出入りを禁ずるものとする。

(備付表簿)

第 1 3 条 共同調理場には、次の表簿を備えなければならない。

- (1) 海士町学校給食沿革誌
- (2) 公文書綴及び往復文書処理簿
- (3) 給食日誌及び献立表綴
- (4) 設備台帳
- (5) 出納簿及び経費の予算決算
- (6) 物資購入簿
- (7) その他学校給食に必要な表簿

2 前項各号に掲げる表簿のうち給食沿革誌は、永久保存とし、その他は5年以上必要の期間これを保存しなければならない。

(内務規定)

第 1 4 条 場長は、法令、条例及びこれらに基づく規則等に違反しない限りにおいて、必要な規程を定めることができる。

(委任)

第 1 5 条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町学校給食共同調理場運営委員会規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第12号)

(趣旨)

第1条 この委員会は、海士町学校給食共同調理場設置条例(昭和57年海士町条例第9号。以下「条例」という。)第5条に基づき定めるもので、海士町学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称し、事務所を海士町学校給食共同調理場(海士中学校併置)に置く。

(運営委員会の目的)

第2条 運営委員会は、条例第5条に基づく事項につき審議し、場長に助言し、かつ、必要な調査及び研究を行うことを目的とする。

(審議内容及び諮問)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議するとともに場長の諮問に応ずるものとする。

- (1) 給食物資の調達調整に関すること。
- (2) 給食費の決定に関すること。
- (3) 給食施設整備に関すること。
- (4) 給食の指導及び研究調査に関すること。
- (5) その他学校給食運営に関すること。

(役員及び任期)

第4条 運営委員会に次の役員を置き、任期を1年とする。

委員長 1名
副委員長 1名
幹事 1名

(役員の仕事及び選出)

第5条 前条に定める役員の仕事は、次のとおりとし、役員の選出は、委員の互選とする。

- (1) 委員長は、委員会を統理し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 幹事は、委員長を助け、事務局の業務にあたる。

(委員会の招集)

第6条 運営委員会は、毎年1回開くことを原則とし、委員長は必要に応じて招集できるものとする。

(部会)

第7条 運営委員会には、必要に応じて部会を設けることができる。

(経費)

第8条 運営委員会の経費は、学校給食共同調理場の予算をもって充てる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○学校給食に関する食中毒発生事故対策要綱

(平成8年9月12日海士町教育委員会告示第2号)

(目的)

第1条 学校給食により集団食中毒(以下「食中毒」という。)事態を生じた場合、学校給食共同調理場・学校及び児童生徒の家庭間の緊急連絡を図り事故を最小限度にとどめるために、必要な事項を定めるものとする。

(措置・分担)

第2条 食中毒発生時における関係者の措置分担は、次のとおりとする。

(1) 学校給食共同調理場のとるべき措置

- ア 学校より通報を受けた場合、速やかに町教育委員会へ連絡をとり、指示を受ける。
- イ 保健所へ速やかに報告の上、事後措置について指示を受けるとともに協力を仰ぐ。
- ウ 保健所の指示に従い、速やかに予防その他必要な措置を講ずる。
- エ その他の学校の状況把握、医師の派遣、関係職員の動員等応急措置を講ずる。

(2) 学校のとるべき措置

- ア 児童生徒の家庭より通報を受けた場合、その症状を詳しく把握する。
- イ 通報を受けた場合、その症状を詳しく把握し、町教育委員会へ連絡して指示を受ける。
- ウ 学校給食共同調理場へ速やかに、詳しく連絡する。

(3) 児童生徒の家庭のとるべき措置

- ア 異常を認めた場合、早急に医師の診断を受ける。
- イ 医師の指示による措置を行い、食中毒症状の疑いのあるものは学校に緊急通報する。

(直接連絡通報)

第3条 診察医より保健所に直接連絡通報のあった場合、保健所から学校給食共同調理場が連絡通報を受理する。

2 学校給食共同調理場は、保健所の指示に従い、前条第1号に準じ措置する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

○海士町通学バスの設置及び管理に関する条例

(昭和58年 3 月19日海士町条例第 8 号)

改正 平成 3 年 6 月27日条例第12号 平成 6 年 3 月22日条例第 9 号
平成 7 年 3 月 7 日条例第 8 号 平成12年 3 月24日条例第14号
平成13年 5 月 1 日条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、通学バスの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 海士町立福井小学校児童（以下「児童」という。）で遠距離通学児童の通学の利便及び安全を図るため、通学バスを設置する。

(利用者)

第 3 条 通学バスを利用する児童は、昭和58年 3 月31日現在の海士町立福井小学校の通学区域外から通学する児童とする。ただし、当該通学区域内の児童であっても身体の虚弱若しくは障害又は遠距離のため徒歩で通学することが困難であると教育委員会が認めた児童は通学バスを利用させることができる。

2 児童の登下校に支障のない範囲内で、住民についても通学バスを利用させることができる。この場合においては、海士町が運行する路線バスの乗車料金相当額を徴収する。

改正（平13条例第10号）

(運行管理)

第 4 条 通学バスの運行及び管理は教育委員会が行う。

2 通学バスは最も安全確実を旨とし、常に良好な状態に管理し、かつ効率的に運行しなければならない。

改正（平 7 条例第 8 号）

(通学以外の臨時運行)

第 5 条 第 3 条の利用者のほか、次に掲げるものから公的又は公共的目的のため利用の申出があったときは教育委員会が児童の通学に支障がないと認めたときに限り、臨時運行により通学バスを利用させることができる。

(1) 町の教育関係機関

(2) 町の行政機関

改正（平 7 条例第 8 号）

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

改正（平 7 条例第 8 号）

附 則

この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月27日条例第12号）から

附 則（平成12年 3 月24日条例第14号）まで 略

附 則（平成13年 5 月 1 日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町通学バスの運行及び管理に関する要綱

(平成7年3月20日海士町要綱第1号)

改正 平成10年7月31日告示第10号 平成15年10月31日告示第1号
平成16年3月31日告示第8号 平成25年3月25日訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、海士町通学バスの設置及び管理に関する条例（昭和58年海士町条例第8号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき通学バスの運行及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通学バスの運行日)

第2条 通学バスの運行日は、福井小学校の出校日とし、運行時刻は教育長及び小学校長と協議して決定する。

(停留所)

第3条 通学バスの利用者が乗降できる停留所は、次のとおりとする。

地 区 名	停 留 所 の 場 所
保 々 見 地 区	保々見公民館前
知 々 井 地 区	知々井港
御 波 地 区	太井、布施
崎 地 区	崎バス停留所、青谷
日 須 賀 地 区	ひすか会館
多 井 地 区	多井

改正（平16告示第8号）

(運転業務者の指導)

第4条 副町長は、運転業務者に対し、次の事項を遵守するよう指導しなければならない。

- (1) 交通関係法令を遵守し、通学バスの運行に関し他に損傷を与えないようたえず注意をすること。
- (2) 常に車両の点検を行い、故障その他運行に支障のないことを確認のうえ運転し、車両に不備を発見したときは、直ちに法の規定に基づき整備管理者に報告すること。
- (3) 運転しないときの車両は、常に施錠し盗難、無断乗車などのないよう注意するとともに洗車、点検等車両の愛護に努めること。
- (4) 児童等の乗降には、最善の注意をはらい親切に利便と安全をはかること。
- (5) 故障その他により運転不能な場合は、直ちに副町長及び福井小学校長に報告しなければならない。
- (6) 運転中事故が発生した場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに副町長及び福井小学校長に報告しなければならない。
- (7) 運転日誌（様式第1号）を記録し、副町長の閲覧を受けなければならない。

(運賃)

第5条 通学のためのバスの運賃は無料とする。

2 多井地区及び日須賀地区の住民で65歳以上の該当者については、当分の間無料とする。

改正（平16告示第8号）

(利用者の義務)

第6条 通学バスを利用する者は、運転者の指示に従い車両の愛護に努めなければならない。

2 多井地区及び日須賀地区の住民で65歳以上の該当者で乗車の際は、町が発行する乗車証を必ず提示しなければならない。 改正（平16告示第8号）

(通学以外の臨時運行)

第7条 条例第5条に定める通学バスの臨時運行については、その都度副町長が決定する。ただし、定例に属する場合は、総務課長に決定させることができる。

2 臨時運行使用者は、通学バス運行願（様式第2号）を少なくとも5日前までに提出しなければならない。 改正（平15告示第1号）

(整備管理者)

第8条 車両整備管理者は、車両が常に良好な状態で運転できるよう次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 1箇月に1回車両の定期検査を行い、所定の点検表を副町長に提出する。

(2) 定期点検のほか、運転者の報告又は要請により臨時の点検を行う。

(3) 前2号の点検により車両の不備を発見したときは、副町長の指示に従い適切な処置を講ずる。

(小学校長の義務)

第9条 当該小学校長は、児童が安全に通学できるよう適切な指導及び教育を行わなければならない。

2 第4条第5号又は第6号の報告を受けたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて副町長が定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成10年7月31日告示第10号）

この告示は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成15年10月31日告示第1号）

この告示は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第1号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係） 改正（平25訓令第 1 号）

副町長	課 長	主 査	係 長	係

運 転 日 誌

年 月 日 曜日（天候 ）

車 番					スクールバス路線名		
乗 務 員 氏 名		行 き			帰 り		
出 庫 時 間	発 地	発 時 刻	着 地	着 時 刻	帰 庫 時 刻	備 考	
時 分		時 分		時 分	時 分		
時 分		時 分		時 分	時 分		
時 分		時 分		時 分	時 分		
時 分		時 分		時 分	時 分		
終 業 時 k m 数				km	注 軽 油	リットル	
始 業 時 k m 数				km	エ ン ジ ン オ イ ル	リットル	
走 行 k m 数				km	油		
整 備 時 間	時 分	整備内容					
	時 分						
	時 分						
特記事項							

通 学 バ ス 運 行 願

	副町長		課長		係長		係員	
運 行 年 月 日	年 月 日 （ 曜 日 ）							
運 行 経 路 及 び 間	(往路) から まで (: 発)(: 着)				(復路) から まで (: 発)(: 着)			
運 行 の 目 的								
乗 車 人 員	(往路)		大人	人	(復路)		大人	人
			小人	人			小人	人
			合計	人			合計	人
安 全 対 策 等								
上記のとおり、通学バスの運行をお願いします。 年 月 日 申請者 団体名 代表者名 ⑩ 海士町副町長 様								
運 行 許 可 上記の運行を許可する。 年 月 日 海士町副町長 ⑩								

○海士町立中学校通学費助成に関する規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第14号)

(目的)

第1条 この規則は、海士中学校に遠距離から通学する生徒に対して、通学に必要な経費の一部を助成することについて定める。

(定義)

第2条 この規則において遠距離から通学する生徒とは、おおむね6キロメートル以上から通学する生徒をいう。

(助成率)

第3条 通学助成率は別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地 域	助 成 率
崎、多井地域	通学定期運賃の2分の1
御波地域	
知々井、保々見地域	

○海士町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例

(平成14年 3 月20日海士町条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、海士町立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成14年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

○海士町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する規則

(平成14年3月28日海士町教育委員会規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年海士町条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、海士町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害発生の報告)

第2条 海士町立の学校の校長は、当該学校の学校医等について、公務に基づくと認められる災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）が発生したときは、海士町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し、速やかに公務災害発生報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 教育長は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、災害が公務上のものであると認定したときは、条例第2条の規定による通知を公務災害補償通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補償請求の手続)

第4条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第3条に規定する補償（以下「補償」という。）を受けようとする者は、補償の請求書を、所属する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育長に提出しなければならない。ただし、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第3条第2項の規定により教育長があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において療養を受ける場合の療養補償の手続については、この限りでない。

2 前項の請求書は、受けようとする補償の種類に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 療養の給付請求書
- (2) 療養補償請求書
- (3) 休業補償請求書
- (4) 障害補償年金請求書
- (5) 障害補償年金差額一時金請求書
- (6) 障害補償年金前払一時金請求書
- (7) 障害補償一時金請求書
- (8) 障害補償変更請求書
- (9) 介護補償請求書
- (10) 遺族補償年金請求書
- (11) 遺族補償年金前払一時金請求書
- (12) 遺族補償一時金請求書
- (13) 葬祭補償請求書
- (14) 未支給の補償請求書

(補償の決定等)

第5条 教育長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、その結果を請求書に災害補償決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、速やかに補償を行わなければならない。

(傷病補償年金の支給の決定等)

第6条 前2条の規定にかかわらず、教育長は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日(以下この条において「基準日」という。)から相当の期間内に、基準日において政令第4条の2第1項各号のいずれにも該当するかどうかを決定し、当該学校医等に通知するとともに、同項各号のいずれにも該当する場合には、速やかに傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

2 教育長は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、基準日後に政令第4条の2第1項各号のいずれにも該当するものと決定したときは、速やかにその旨を当該学校医等に通知するとともに、傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

3 教育長は、傷病補償年金を受けている者が政令第4条の2第3項に規定する場合に該当するものと決定したときは、速やかにその旨を当該傷病補償年金を受けている者に通知するとともに、新たに該当するに至った傷病等級に应ずる傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

4 教育長は、傷病補償年金を受けている者の障害の程度が政令別表第2に定める傷病等級に該当しなくなったものと決定したときは、その旨を当該傷病補償年金を受けている者に通知しなければならない。

(年金たる補償の額を改定した場合の通知)

第7条 教育長は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額の改定を行ったときは、当該年金たる補償を受けている者に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第8条 政令第11条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止解除申請書に、遺族補償年金支給の停止の解除を申請する場合にあっては年金証書を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(年金証書)

第9条 教育長は、年金たる補償の支給の決定の通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

(1) 年金証書の番号

(2) 年金たる補償を受けるべき者の氏名及び生年月日

(3) 年金たる補償の種類(傷病補償年金又は障害補償年金の場合にあっては、該当する傷病等級又は障害等級を含む。)

(4) 年金の額

(5) 支給開始年月日

2 教育長は、既に交付した年金証書の記載事項(前項第4号に掲げる者を除く。)を変更する場合は、当該年金証書と引き換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、次に掲げる事項を記載した再交付の請求書に、亡失の理由を証明する書類又は損傷した年金証書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 年金証書の番号

(2) 亡失又は損傷の理由

4 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく当該年金証書を教育長に返付しなければならない。

(療養の現状等に関する報告)

第10条 教育長は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者から、別に定めるところにより、同日後1月以内に、療養の現状等に関する報告書を提出させるものとする。

2 教育長は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者であって、傷病補償年金を受けていない者から、別に定めるところにより、療養の現状に関する報告書を提出させるものとする。

(定期報告)

第11条 年金たる補償を受けている者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その負傷若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状について、傷病若しくは障害の現状報告書又は遺族の現状報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第12条 年金たる補償を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を教育長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 傷病補償年金を受けているものにあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治ったとき。

イ その障害の程度に変更があつたとき。

(3) 障害補償年金を受けている者にあつては、その障害の程度に変更があつたとき。

(4) 遺族補償年金を受けている者にあつては、次に掲げる場合

ア 政令第10条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。

イ 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたとき。

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その妻が55歳に達したとき（政令第8条第1項第4号に規定する状態にあるときを除く。）、又は同号に規定する状態になり、若しくはその事情がなくなったとき（その妻が55歳以上であるときを除く。）。)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なくその旨を教育長に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明する書類その他の資料を添えて提出しなければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第13条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、遅滞なくその事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨)並びに被害の状況を教育長に届け出なければならない。

(校長の助力等)

第14条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

(災害補償記録簿)

第15条 教育長は、災害補償記録簿を備え、補償を行った場合その他必要があるときは、これに必要な事項を記入しなければならない。

(様式)

第16条 この規則による書類の様式は、この規則に定めるものを除くほか、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第3条に規定する地方公務員災害補償基金が同法の規定に基づいて実施する補償について定める様式のうち、この規則による書類の様式の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

学 校 医 等 災 害 補 償
公 務 災 害 発 生 報 告 書

海士町教育委員会委員長 様 下記の災害については、公務により生じたものと認められるので報告します。 年 月 日 学校長 印			
被災した学校医等の氏名及び生年月日		左 の 住 所	
補償を受ける者の氏名及び生年月日		左 の 住 所	
災 害 発 生 日 時		災 害 発 生 場 所	
傷 病 名		傷病の部位及びその程度	
災 害 発 生 の 状 況 と そ の 原 因			
添 付 書 類 名			

* 受 理	年 月 日	* 認 定	年 月 日
* 通 知	年 月 日		公務上 公務外

- （注） 1 診断書、現場見取図、現認書又は災害状況報告書その他公務従事に関する証明資料等必要な書類を添付すること。
- 2 所定欄に記入できない場合は、別紙に記載し、これを添付すること。
なお、この場合には、別紙に校長の証明を要すること。
- 3 報告書は*印の欄は記入しないこと。

様式第 2 号（第 3 条関係）

学 校 医 等 災 害 補 償
公 務 災 害 補 償 通 知 書

認定番号

年 月 日

様

海士町教育委員会委員長 印

あなたは、海士町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 3 条の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので通知します。

記

- 1 被災した学校医等の所属、職名及び氏名
- 2 傷病名
- 3 災害発生年月日

なお、この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に島根県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

様式第3号（第5条関係）

学 校 医 等 災 害 補 償
災 害 補 償 決 定 通 知 書

認定番号

年 月 日

様

海士町教育委員会委員長 印

年 月 日付けをもって請求のありました
について、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 支給

☐ 不支給

1 受給権者氏名 (年金証書の番号)

2 支給金額

- (1) 補償基礎額
- (2) 障害等級
- (3) 受給権者以外の遺族補償年金額
の算定基礎となる遺族の氏名

3 支払金額

4 支払方法及び場所

5 支払日（振込年月日）

6 その他

なお、この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に島根県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

○海士町いじめ問題対応専門委員会等設置条例

(平成28年 7 月 6 日海士町条例第16号)

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 海士町いじめ問題対応専門委員会（第 2 条―第10条）

第 3 章 海士町いじめ問題調査委員会（第11条―第19条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規程に基づき、海士町におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のために必要な組織の設置について定めるものとする。

第 2 章 海士町いじめ問題対応専門委員会

（設置）

第 2 条 法第14条第 3 項の規定に基づき、教育委員会に海士町いじめ問題対応専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため専門的知見から調査し、その結果を教育委員会に報告すること。
- (2) 法第28条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行い、その結果を教育委員会に報告すること。
- (3) 前号の重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置について専門的知見から審議し、その結果を教育委員会に報告すること。

（組織）

第 4 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 派遣指導主事
- (2) スクールソーシャルワーカー又はスクールカウンセラー
- (3) 前各号に掲げる者の他、教育委員会が適当と認める者

（委員の任期等）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(報告)

第8条 委員長は、調査の結果を文書をもって教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 海士町いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、海士町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、町長が法第30条第1項の規定に基づき報告のあった重大事態に係る対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、法第28条第1項の規定による調査結果について調査するほか、当該重大事態について町長が必要と認める調査を行い、その結果を町長に報告する。

(組織)

第13条 調査委員会は、調査委員5人以内をもって組織する。

2 調査委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医師会関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 人権擁護委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(調査委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第15条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、調査委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、調査委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の会議に調査委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(報告)

第17条 委員長は、調査の結果を文書をもって町長に報告するものとする。

(守秘義務)

第 18 条 調査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

○海士町小中学校運営協議会の設置等に関する規則

(令和4年4月25日海士町教育委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、海士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに校長の権限及び責任の下、「町・地区・学校」というコミュニティの中で地区及び学校が発展するために対等の立場で理解し合い協力するための相談の場として、地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画及び地域住民等による学校運営への連携・協力を促進することにより、学校・地域が一体となって学校運営の改善及び「海士らしい児童生徒の健全育成」（以下「あまっ子育成」という。）に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし2以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会が運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(所掌事項)

第4条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校、地域住民等との連携・協働による教育の充実に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (5) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って、学校運営を行うこととする。

3 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、あまっ子育成に関する基本的な方針について協議を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由して、島根県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は17名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長、教職員
 - (5) その他当該教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第6条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第9条 委員の報酬は、別に定める。

（会長及び副会長）

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（議事）

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議の公開）

第12条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、議題に個人情報が含まれる等会長が公開することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会長は、会議を傍聴する者が会議の進行を妨げる行為をするときは、退出を命じることができる。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第7条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 会長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(学校運営等に関する評価)

第15条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うことができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第3章 社会教育

○隠岐開発総合センター設置及び管理に関する条例

(平成13年4月1日海士町条例第8号)

改正 平成22年12月17日条例第38号

隠岐開発総合センター設置及び管理に関する条例（昭和53年海士町条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、隠岐開発総合センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本町の産業振興、社会教育の推進、生活便益の確保、保健福祉の増進及び離島文化の保存等の多目的施設として、隠岐開発総合センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
隠岐開発総合センター	隠岐郡海士町大字海士1490番地

（使用の許可）

第3条 センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、施設等の使用の目的、方法等が次のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他センターの管理に支障があると認められるとき。

3 町長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に当たり条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第4条 町長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、許可を取り消し、前条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を求めることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第5条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者がその責めに帰することができない理由により、施設等を使用できなくなったとき。
- (2) 町長が、センターの管理上特に必要があるため第4条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の前日までに使用の中止を申し出たとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があるとき、認めるときは、賠償額を減免することができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

使 用 料 の 額

施 設 等	基本料金 （1時間当たり）	冷暖房料金 （1時間当たり）
島民ホール	2,000円	1,500円
調理室	500円	1,000円
1階和室	500円	1,000円
研修室	1,000円	1,000円
2階和室(1)	500円	1,000円
2階和室(2)	500円	1,000円
第1会議室	500円	1,000円
第2会議室	500円	1,000円
大会議室	500円	1,000円
創作室	500円	1,000円

備考

- 1 研修等のため宿泊する場合は、1人当たり800円を別に徴収する。
- 2 営利を目的とし、又は入場料を取って施設等を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間が1時間に満たないとき又は1時間に満たない端数を生じたときは、1時間とする。

○隠岐開発総合センター管理運営規則

(平成13年4月1日海士町規則第8号)

改正 平成21年3月1日規則第2号

隠岐開発総合センター管理運営規則（昭和56年海士町規則第6号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、隠岐開発総合センター設置及び管理に関する条例（平成13年海士町条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等）

第2条 隠岐開発総合センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（休所日等）

第3条 センターの休館日は、8月13日から8月16日までの日及び12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

改正（平21規則第2号）

（使用の許可の申請）

第4条 条例第3条第1項前段の許可を受けようとする者は、使用を開始しようとする日の3月前から使用を開始しようとする日（使用時間の全部又は一部が夜間の場合は、使用を開始しようとする日の1週間前）までに、使用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（使用の許可）

第5条 町長は、条例第3条第1項前段の許可をしたときは、使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（使用終了の届出）

第6条 条例第3条第1項前段の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がセンターの使用を終了したときは、会場使用報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（使用料の減免団体等）

第7条 条例第7条の規定により、使用料の減免を受けることができる団体及び減免の内容は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

使用料の減免を受けることができる団体	減 免 の 内 容
社会教育関係団体	左の各団体が、センターを会議又は研修に使用した場合は、使用料は無料とする。ただし、宿泊した場合の宿泊費（1人当たり800円）は徴収する。
産業開発関係団体	
地方公共団体、公共的団体	
その他所長が認めた団体	

様式第 1 号（第 4 条関係）

隠岐開発総合センター使用申請書	所長		所員		合議	
年 月 日 隠岐開発総合センター所長 様 住所（又は団体名） 使用申請者 氏名 下記のとおり隠岐開発総合センター使用の許可を受けたいので申請します。						
使用期間	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分					
使用施設 （○で囲む）	談話室・婦人教養室・調理室・集会室・島民ホール・研修室・ 小会議室・宿泊室・娯楽室・青年会議室・遊戯室・図書閲覧 室・その他（ ）					
使用目的					冷暖房使用	有・無
使用人数	予定 名	使用責任者				
入場料徴収	有 ・ 無		※使用料			
※使用料 免税申請	有料 円	条件 無料	1 社会教育関係団体 2 産業開発関係団体 3 地方公共団体、公共的団体 4 所長が認めたもの			

切 り 取 り 線

様式第 2 号（第 5 条関係）

隠岐開発総合センター使用許可書	所長		所員		合議	
年 月 日 様 隠岐開発総合センター所長 月 日付けで申請のあった隠岐開発総合センターの使用について 下記のとおり許可します。						
使用期日等	申請どおり	変 更				
使用期間	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分					
使用施設 （○で囲む）	談話室・婦人教養室・調理室・集会室・島民ホール・研修室・ 小会議室・宿泊室・娯楽室・青年会議室・遊戯室・図書閲覧 室・その他（ ）					

隠岐開発総合センターの備品使用申請書

貸 出 日 時		年 月 日 () 時 分		
使 用 期 間		月 日 () ～ 月 日 ()		
使 用 目 的				
使 用 す る 備 品 と 数	N0	備 品 名	数 量	個 々 の 返 却 日
	1			月 日
	2			月 日
	3			月 日
	4			月 日
	5			月 日
	6			月 日
	7			月 日
	8			月 日

上記の通り隠岐開発総合センターの備品を使用したいので許可願いたく申請いたします。

隠岐開発総合センター所長 殿

団体名
氏 名

貸 出 人		貸 出 日	／	特 記 事 項	
受 取 人		返 却 日	／		

様式第3号（第6条関係）

会 場 使 用 報 告 書

使 用 団 体				使 用 上 の 注 意		
代 表 者				1 部屋に備付けの器具を使用される場合は、責任を持って下さい。 2 使用後は次の事を守って下さい。 ◎部屋の清掃及び整理整頓 ※ 清掃用具は、各階の掃除用具入れロッカーに入っています。 ◎火の始末 ◎ガスの元栓を切りコンロを拭いておく。 ◎便所の明かりを消しておく。 ◎湯飲み、やかん、ポットは洗って拭いておく。 ◎茶がらは、流し台にある茶がら入れに入れる。 ◎流し台をきれいにしておく。 ◎黒板、黒板拭きをきれいにしておく。		
使 用 目 的						
参 加 人 数		男 子	女 子			合 計
	成 人					
	青 年					
	少 年					
	合 計					
使 用 日 時		月 日 () 曜日		3 この使用報告書は、事務室又は1階の管理人室に出して下さい。		
		時 分 ~ 時 分				
使用施設 (○印で囲む)	老人休養室・婦人教養室・調理室・集会室・島民ホール・研修室・小会議室・宿泊室・青年会議室・図書資料室・図書閲覧室・娯楽室(他)					
使用した器具と数	器 具 名		個 数			

○海士町中央公民館設置及び管理に関する条例

(昭和28年5月18日海士町条例第11号)

改正	昭和37年7月31日条例第13号	昭和42年8月29日条例第22号
	昭和44年11月17日条例第30号	昭和45年12月23日条例第27号
	昭和47年3月21日条例第7号	昭和48年3月22日条例第7号
	昭和48年12月20日条例第40号	昭和49年3月25日条例第5号
	昭和49年9月30日条例第22号	昭和50年3月25日条例第5号
	昭和51年3月22日条例第4号	昭和51年6月29日条例第12号
	昭和52年3月28日条例第2号	昭和53年3月20日条例第2号
	昭和55年3月25日条例第5号	昭和60年7月1日条例第17号
	平成元年7月1日条例第26号	平成2年9月29日条例第9号
	平成7年3月7日条例第10号	平成9年11月26日条例第23号
	平成12年3月24日条例第5号	平成13年4月1日条例第7号
	平成24年3月21日条例第12号	

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び第30条の規定に基づき、海士町中央公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平24条例第12号）

(設置)

第2条 海士町中央公民館は、隠岐郡海士町大字海士1490番地の隠岐開発総合センター内に置き、中央公民館と称する。

2 中央公民館の事業の対象となる区域は、海士町全域とする。

改正（平7条例第10号）

(管理)

第3条 中央公民館は、教育委員会が管理する。

改正（平7条例第10号）

(職員)

第4条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、他の公務員をもって兼任させることができる。

3 館長は、中央公民館の行う各種の事業の企画、実施その他必要な事務を行い、職員を監督する。主事及びその他の職員は、館長の命を受け、中央公民館の事業の実施にあたる。

4 職員の服務に関しては、海士町職員服務規程（平成8年海士町訓令第3号）を準用する。

改正（平13条例第7号）

(報酬及び費用弁償)

第5条 館長、主事及びその他の職員の給与及び旅費については、海士町職員の例による。

改正（平2条例第9号）

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、10人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

繰上げ（平24条例第12号）

3 海士町社会教育委員の設置に関する条例（平成7年海士町条例第9号）による社会教育委員は、審議会の委員に充てられたものとする。

繰上げ（平24条例第12号）

- 4 審議会の委員に特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところにより、報酬の支給及び費用弁償を行う。
繰上げ（平24条例第12号）

（審議会の委員の委嘱の基準）

- 第7条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
追加（平24条例第12号）

（委任）

- 第8条 この条例に定めるもののほか、中央公民館の管理運営並びに審議会の組織及び運用に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。
繰下げ（平24条例第12号）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年7月31日条例第13号）から

附 則（平成13年4月1日条例第7号）まで 略

附 則（平成24年3月21日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○海士町中央公民館管理運営規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第17号)

改正 平成9年2月19日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、海士町中央公民館設置及び管理に関する条例（昭和28年海士町条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、中央公民館の管理及び運営並びに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 条例第2条に規定する公民館は、住民に対し、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第22条に規定する事業（以下「事業」という。）を行う。

(館長及び職務代行)

第3条 条例第4条に規定する館長は、非常勤とすることができる。

2 館長の任期は、2箇年とする。ただし、再任を妨げない。

3 館長に事故あるときは教育委員会が必要に応じて任命する職員がその職務を代行する。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の過半数の出席によらなければ会議を開くことができない。

(議事)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開館等)

第7条 公民館の開館、閉館及び休館等については、公民館長が定め、教育委員会の承認を得るものとする。

(教育財産のき損)

第8条 館長は、教育財産の一部又は全部をき損し、又は亡失した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。 繰上げ（平9教委規則第1号）

(委任)

第9条 この規則に定めのない事項は、教育長が定める。 繰上げ（平9教委規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月19日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

○海士町中央図書館の設置及び管理に関する条例

(平成22年12月17日海士町条例第34号)

改正 平成24年3月21日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、海士町中央図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 図書館は、隠岐郡海士町大字海士1490番地の隠岐開発総合センター内に置く。

2 図書館の事業の対象となる区域は、海士町全域とする。

(管理)

第3条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 法第13条第1項の規定により、図書館に館長その他必要な職員を置く。

(報酬及び費用弁償)

第5条 館長、主任及びその他の職員の給与及び旅費については、海士町職員の例による。

(図書館運営協議会)

第6条 法第14条1項の規定に基づき、海士町中央図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

改正（平24条例第13号）

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員に特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところにより、報酬の支給及び費用弁償を行う。

(協議会の委員の任命の基準)

第7条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

追加（平24条例第13号）

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営及び協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

繰下げ（平24条例第13号）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年10月16日から適用する。

附 則（平成24年3月21日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○海士町地区公民館の助成に関する条例

(昭和47年 6 月21日海士町条例第16号)

改正 昭和49年 9 月30日条例第23号 平成 7 年 3 月 7 日条例第11号

(目的)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第42条の規定に基づき、公民館類似施設（以下「地区公民館」という。）の助成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 地区公民館は、区長がこれを設置して教育委員会の認可を受けなければならない。
改正（平 7 条例第11号）

(任務)

第 3 条 地区公民館は、中央公民館の施策に即応し、又は独立に地区内の社会教育の推進の中核となる。

(組織)

第 4 条 地区公民館に館長 1 名を置く。

2 主事その他の職員は、必要に応じておくことができる。

(助成)

第 5 条 教育委員会は、地区公民館を設置した地区の区長に、運営費及び地区公民館長の活動費を助成することができる。
改正（平 7 条例第11号）

(委任)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
改正（平 7 条例第11号）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和49年 9 月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 7 日条例第11号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

○地区集会所建築要綱

(平成8年12月24日海士町告示第9号)

(目的)

第1条 この要綱は地域住民の福祉の増進と文化の向上並びに社会教育の振興を図るため地区集会所(以下「集会所」という。)を建築するに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(建築)

第2条 集会所の建築を必要とする地区は、建築を必要とする理由、建築規模等が記載された申請書(様式自由)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を審査し、当集会所の建築が妥当であると認めたときは、過疎債、辺地債等を考慮し予算の範囲内において建築するものとする。

(事業費)

第3条 集会所の建築事業費は、町費及び地区負担金をもって充てる。

2 地区負担金は、地区負担金徴収基準(別紙1)による。

(負担金の納付時期)

第4条 地区負担金は、地区集会所の建築年度の末日までに町長の発行する納付通知書により納付しなければならない。ただし、地区負担金徴収基準の3及び4の規定によるものについては、それぞれ年度分割し各年度末までに地区より納付するものとする。

(所有権)

第5条 集会所の所有権は、海士町に帰属する。

(管理、運営)

第6条 集会所の管理運営については、海士町地区集会所設置及び管理に関する条例(昭和62年海士町条例第1号)による。

(用地の確保)

第7条 集会所の用地については、地区において責任をもって確保し、無償で町に貸し付けることを条件とする。

(施設の規模)

第8条 建築しようとする施設の規模は、当該年度の4月1日現在における住民世帯数を基準に次に示す区分とする。

世帯数	20世帯以下	100㎡以下
	21世帯以上～40世帯以下	130㎡以下
	41世帯以上～60世帯以下	160㎡以下
	61世帯以上～100世帯以下	200㎡以下
	101世帯以上～150世帯以下	250㎡以下
	151世帯以上	300㎡以下

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 地区集会所建築要綱(昭和63年海士町要綱第1号)は、廃止する。

別紙 1（第 3 条第 2 項関係）

地 区 負 担 金 徴 収 基 準

- 1 当該年度の 4 月 1 日現在における住民世帯数を基準に 1 世帯当たり平均10万円を地区負担金として徴収する。
- 2 海士町外から転入した者の世帯で、定住の可能性のない次の世帯は負担金の徴収は除くものとする。
銀行、駐在所、消防署、学校等に勤める者の世帯
- 3 既に海士町に定住している者の世帯で、町内を移動する可能性のある次の世帯の負担金については、地区集会所の建築後当該地区に居住する年数に応じ 1 年につき 1 万円とし、10年間で10万円を限度に徴収する。
町営住宅、教員住宅、公営住宅等に一時居住する者の世帯
- 4 前項の規定により限度額の10万円を納付していない世帯で、その後の転居先における地区集会所の建築についての負担金は、前居住地で既に納付した残額を前項の規定に準じて徴収するものとする。
- 5 地区集会所の建築に当たり、海士町内において、既に負担金の10万円を納付した世帯については、負担金は徴収しないものとする。
- 6 その他、この地区負担金徴収基準に定めのない事項や疑義については、その都度地区と町で協議し決定するものとする。

○海士町地区集会所設置及び管理に関する条例

(昭和62年 3 月20日海士町条例第 1 号)

改正 平成 8 年 9 月27日条例第16号 平成 9 年11月26日条例第24号
平成10年 6 月29日条例第16号 平成11年 6 月28日条例第20号
平成16年 3 月24日条例第19号 平成16年 7 月 2 日条例第26号
平成18年 3 月27日条例第23号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項及び第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、この町の地域に集会所（以下「地区集会所」という。）を設置することによって、地域住民の福祉の増進と文化の向上並びに社会教育の振興を図ることを目的とする。

改正（平 8 条例第16号）

(設置)

第 2 条 海士町に次の地区集会所を設置する。

全改（平16条例第26号）

名 称	位 置	構造	床面積 ㎡
菱浦地区集会所	海士町大字福井968番地 4 ・ 968番地 8 ・ 968番地11	木造平屋建瓦葺	339. 52
福井地区集会所	海士町大字福井277番地 3	木造平屋建瓦葺	158. 98
西地区集会所	海士町大字海士116番地 1	木造平屋建瓦葺	159. 82
中里地区集会所	海士町大字海士1453番地	木造平屋建瓦葺	205. 24
東地区集会所	海士町大字海士2458番地 3	木造平屋建瓦葺	259. 45
北分地区集会所	海士町大字海士4392番地	木造平屋建瓦葺	225. 17
宇受賀地区集会所	海士町大字宇受賀202番地 1	木造平屋建スレート葺	206. 20
豊田地区集会所	海士町大字豊田146番地 5	木造平屋建瓦葺	153. 20
保々見地区集会所	海士町大字知々井498番地	木造平屋建瓦葺	162. 72
知々井地区集会所	海士町大字知々井43番地	木造平屋建セメント瓦葺	291. 00
御波地区集会所	海士町大字御波166番地 2	木造平屋建瓦葺	299. 00
多井地区集会所	海士町大字崎1052番地 2	木造平屋建瓦葺	99. 53
崎地区集会所	海士町大字崎1748番地	木造 2 階建洋瓦葺	298. 96
日須賀地区集会所	海士町大字御波554番地 1	木造平屋建スレート葺	100. 96

(管理運営)

第 3 条 町長は、必要があると認めるときは、地区集会所の管理運営を法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第23号）

(利用)

第 4 条 地区集会所の利用は、原則として当該地区住民とする。

- 2 管理者において特に認めた場合においては、前項以外のものでも利用させることができる。
- 3 当該集会所を利用しようとするものは、管理者に申し出て許可を受けなければならない。
- 4 使用者は管理者が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(利用料)

第5条 地区集会所の利用に係る料金（以下「利用料」という。）は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

- 2 前項の利用料を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

全改（平18条例第23号）

(利用料の納入)

第6条 利用者は、前条第1項の規程による利用料を納入しなければならない。

- 2 町長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加（平18条例第23号）

(利用料の減免)

第7条 指定管理者は、公用又は公益のため地区集会所の使用を認めたときは、利用料の全部又は一部を減免することができる。

改正、繰下げ（平18条例第23号）

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、使用者がこの条例又はその他の規定に違反したときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は退館を命ずることができる。

改正、繰下げ（平18条例第23号）

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

繰下げ（平18条例第23号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月27日条例第16号）から

附 則（平成11年6月28日条例第20号）まで 略

附 則（平成16年3月24日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月2日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第23号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 改正（平11条例第20号）

地 区 集 会 所 利 用 料 金

区 分	時 間	1 時間当たり
大 集 会 室		2,000円
小 集 会 室		1,000円
調 理 室		1,000円

○海士町運動公園設置及び管理に関する条例

(平成11年3月19日海士町条例第12号)

改正 平成14年8月5日条例第24号 平成18年3月27日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町民のスポーツ・レクリエーション活動、健康の維持増進のための活動の場を確保し、地域住民のコミュニティ活動の育成を図り、もって地域の生活環境の向上に資するために海士町運動公園（以下「運動公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 海士町運動公園
- (2) 位置 海士町大字海士3967番地5

(管理運営)

第4条 運動公園の管理は教育長とし、教育長は、必要があると認めるときは、運動公園の管理運営を法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

全改（平18条例第24号）

(使用の許可)

第5条 運動公園内のコート及びクラブハウス（以下「施設設備」という。）を使用しようとする者は、教育長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

改正（平18条例第24号）

(使用の不許可)

第6条 教育長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設設備の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他施設設備の管理運営上支障があると認めるとき。

改正（平18条例第24号）

(使用の制限等)

第7条 教育長又は指定管理者は、第5条の規定により使用の許可を受けた者又は運動公園の利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第1号から第3号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (4) その他運動公園の管理運営上支障があると認めたとき。

改正（平18条例第24号）

(原状回復)

第8条 使用者は、使用が終わったときは、直ちにその使用施設設備を原状に復さなければならない。
改正、繰下げ(平14条例第24号)

(使用料)

第9条 施設設備の使用に係る料金(以下「使用料」という。)は別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の使用料を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
全改(平18条例第24号)

(使用料の納入)

第10条 利用者は、前条第1項の規程による使用料を納入しなければならない。

2 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。
全改(平18条例第24号)

(使用料の減免)

第11条 教育長又は指定管理者は、公用又は公益事業のため施設設備を使用する場合において、相当の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

改正(平18条例第24号)

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用しないとき。

(2) 使用前に使用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育長が相当の理由があると認めるとき。
繰下げ(平14条例第24号)

(使用時間)

第13条 施設設備の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育長又は指定管理者において必要と認めた場合は、規定時間外においても使用することができる。
改正(平18条例第24号)

(使用者の義務)

第14条 使用者は、その責めに帰する理由によって運動公園の施設設備を損傷し、又は滅失したときは、教育長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

改正(平18条例第24号)

(委任)

第15条 この条例に規定するもののほか、運動公園の管理及び運営について必要な事項は、教育長又は指定管理者が別に定める。
改正(平18条例第24号)

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成14年8月5日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第 9 条関係） 改正（平14条例第24号）

使 用 料	備 考
コート テニスコート 1 面につき 1 時間 300円 ゲートボール 1 面につき 1 時間 300円 フットサル 1 面につき 1 時間 300円	コートを他の目的で使用する場合は、その面積に応じて別に定める。
照明施設 テニスコート 1 面につき 30分 300円	
○ 小学生以下の使用料については、徴収しない。 ○ 町外者の利用については、町内利用者の倍額を徴収する。	

○コミュニティ活動支援施設設置及び管理に関する条例

(平成22年3月19日海士町条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、コミュニティ活動支援施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本町の社会教育の推進及び伝統文化の継承活動、趣味の活動等の拠点施設とするため、コミュニティ活動支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 コミュニティ活動支援施設
- (2) 位置 海士町大字海士4959番地1

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(管理運営)

第5条 町長は、必要があると認めたときは、施設の管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規定を設け、適正な管理に努めなければならない。

(使用料)

第6条 使用者は、施設使用料として1時間当たり500円を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、施設の使用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町島前研修交流センターの設置及び管理に関する条例

(平成26年12月19日海士町条例第29号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海士町島前研修交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町内で長期的に滞在しながら学習・研修・交流等を行う者を支援することを目的として海士町島前研修交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 海士町島前研修交流センター

位置 海士町大字福井1375番地25

(業務)

第4条 施設で行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修事業の企画及び実施
- (2) 宿泊室の提供
- (3) その他、施設の設置の目的を達成するため必要な業務

(使用の許可)

第5条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、施設の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を認めない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他町長が管理上適当でないと認めたとき。

(使用料)

第7条 第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、許可に係る施設の使用の開始前で町長が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。

3 使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

5 使用者が、新たに宿泊室を使用した場合又は宿泊室を明渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たなかったときは、その月の使用料は、日割り計算による。

(施設等の変更の禁止)

第8条 使用者は、施設若しくは設備に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。

ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用の許可の取消し等）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による許可を取消し又は使用を制限し若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が第6条各号（同項第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 使用者が第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 当該許可に係る施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (6) その他町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は前項の規定により許可の取消し、使用の制限又は使用の停止若しくは新たに条件を付したことによって、使用者がこうむった損害については賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取消されたときも、同様とする。

（指定管理者による管理）

第11条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 町長が指定管理者に前項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第5条、第6条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の申請等）

第13条 町長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第11条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画その他規則で定める書類を添えて、町長が定める期日までに町長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第14条 町長は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、施設の管理を最も円滑にできると認めた団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な使用が図られるものであること及び施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、規則で定める日までに施設の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(事業報告の聴取等)

第16条 町長は、施設の管理を適正に期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第17条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第18条 第11条の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を受けて定める額とする。

4 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

5 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、利用料金を減免することができる。

6 指定管理者は、利用料金の還付又は減免をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(費用の負担)

第19条 施設等の管理運営に要する費用は、指定管理者が負担する。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者又は施設を使用する者は、故意又は過失により施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者は施設が保有する個人情報（以下、この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第16条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容若しくは管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第 2 2 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第17条第 1 項の規定により指定を取消され、若しくは期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 指定管理者に海士町島前研修交流センターの管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に海士町島前研修交流センターの規定により町長がした許可その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第 7 条関係）

区分	基準額
宿泊室	45,000円／1室1月

○隠岐國学習センターの設置及び管理に関する条例

(平成27年3月13日海士町条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、隠岐國学習センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学習・研修・交流等を行う者を支援することを目的として隠岐國学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 隠岐國学習センター

位置 海士町大字福井1339番地

(管理運営)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、センターの管理運営を法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に対し、センターの効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第6条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 施設、設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第7条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条各号の一に該当する事由が発生したとき。

(4) その他、管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 センター利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に定める金額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第9条 利用者は、前条第1項の規定による利用料金を納入しなければならない。

2 町長は、利用料金を指定管理の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 町長又は指定管理者は、公用又は公益事業のためにセンターを利用する場合において、相当の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合において、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用しないとき。

(2) 利用前に利用の許可の取り消し又は変更の申し出をなし、町長が相当の理由があると認めたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設等	利用料金
隠岐國学習センター	1団体 2,000円／日

備考 光熱水費等は実費とする。

○海士町社会教育委員の設置に関する条例

(平成7年3月7日海士町条例第9号)

改正 平成8年9月27日条例第16号 平成29年3月22日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の設置、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。
改正（平8条例第16号）

(定数)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解任することができる。

(報酬及び費用弁償)

第4条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

繰上げ（平8条例第16号）

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。
繰上げ（平8条例第16号）

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○海士町社会教育委員会議規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第15号)

改正 平成8年12月2日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、海士町社会教育委員の設置に関する条例（平成7年海士町条例第9号）第6条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に委員長及び副委員長1人を置き、その選任は、委員の互選とする。

全改（平8教委規則第1号）

(委員長及び副委員長の任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ通知して行う。

第6条 委員長及び副委員長ともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず教育長が招集する。

(会議の定足数及び議決)

第7条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町社会教育指導員の設置に関する規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第16号)

(設置)

第1条 社会教育指導層の充実を図るため、海士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「社会教育」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定するものを、社会教育団体とは、同法第10条に規定するものをいう。

(職務)

第3条 指導員は、社会教育の特定分野について次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する直接指導及び学級運営等の相談に関すること。
- (2) 社会教育関係団体の育成に関すること。

(定数)

第4条 指導員の定数は、1名とする。

(任期)

第5条 指導員の任期は、1年とする。ただし、補欠により就任した指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、特別の事由があるときは、前項の期間中においても指導員を免職することができる。
- 3 指導員は、再任されることができが通算年数は、原則として3年を超えることができない。

(服務)

第6条 指導員は、非常勤とする。

- 2 指導員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び教育委員会規則等に従わなければならない。
- 3 指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第7条 指導員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術修得に努めなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員に報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、社会教育指導員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成7年海士町条例第5号）に定めるところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○社会教育指導員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(平成7年3月7日海士町条例第5号)

(目的)

第1条 この条例は、海士町社会教育指導員の設置に関する規則（平成7年海士町教育委員会規則第16号）第8条に規定する社会教育指導員の報酬及び費用弁償等を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 社会教育指導員の報酬は、月額123,000円とする。

(費用弁償)

第3条 社会教育指導員が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和32年海士町条例第15号）の例による。

(その他の給与)

第4条 社会教育指導員に対しては、前2条に規定する報酬及び費用弁償のほかに職員の給与に関する条例（昭和38年海士町条例第2号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により期末手当及び通勤手当を支給する。

(支給方法)

第5条 前3条に規定する報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職員の例による。

(勤務時間その他勤務条件)

第6条 社会教育指導員の勤務時間その他勤務条件は、教育長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

○海士町スポーツ推進委員に関する規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第18号)

改正 平成8年12月2日教委規則第1号 平成12年3月24日教委規則第3号
平成25年2月4日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づきスポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平25教委規則第4号）

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

改正（平25教委規則第4号）

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項各号により、委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

改正（平25教委規則第4号）

(定数)

第3条 委員の定数は、5名とする。

改正（平8教委規則第1号）

(委嘱)

第4条 委員の委嘱は、教育委員会が行うものとする。

追加（平8教委規則第1号）

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再委嘱されることができる。

改正（平12教委規則第3号）

(服務)

第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例及び教育委員会の定める規則等に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

改正、繰下げ（平8教委規則第1号）

(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行ううえで必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

改正、繰下げ（平8教委規則第1号）

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海士町条例第5号）の定めるところによる。

改正、繰下げ（平8教委規則第1号）

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

繰下げ（平8教委規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日教委規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月4日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町総合災害補償規程

(平成25年 7 月26日海士町告示第14号)

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、海士町（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他甲が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定める。

（補償する対象）

第1条 甲は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者（以下「被災者」という。）又はその者の相続人に対し、この規程に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は含まない（学校管理下にある者はこの限りでない。）。

3 本規定において「参加中」には、次の各号の要件を満たす行事等の所定の集合・解散場所及び被災者の通常の経路往復中を含む。

(1) 行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、甲が備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限る。

(2) 所定の集合・解散場所は、甲の備える資料により確定しているものに限る。

（補償金額と補償基準）

第2条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については入通院補償給付金は対象とならない。

（補償金を支払わない場合）

第3条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失

(2) この「総合災害補償規程」に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、給付金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、給付金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産

(6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が給付金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、給

付金を支払うものとする。

- (7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この限りでない。
 - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 地震、噴火、若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (11) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (12) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
 - (13) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故
- 2 前項の他頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

（この規程の適用除外）

第4条 この規程は、次の各号の者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人（甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含む。）の学生・生徒・官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

（準用規程）

第5条 この規程にない事項については、「全国町村会賠償責任保険契約及び災害補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約」、「学校管理下災害補償特約」、「施設災害補償特約」、「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約」及び「死亡補償保険金、後遺障害補償のみ支払特約」の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）
給付表

区 分	給 付 額（最高）	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 15万円 ～ 500万円	
医療補償給付金	入院日数 2万円 1日以上5日まで	通院日数 0.5万円 1日以上5日まで
	入院日数 6万円 6日以上15日まで	通院日数 2万円 6日以上15日まで
	入院日数 12万円 16日以上30日まで	通院日数 6万円 16日以上30日まで
	入院日数 18万円 31日以上60日まで	通院日数 9万円 31日以上60日まで
	入院日数 24万円 61日以上90日まで	通院日数 12万円 61日以上
	入院日数 30万円 91日以上	

○隠岐島前高校生里帰交通費等補助金支給要綱

(平成22年4月1日海士町告示第1号)

改正 平成28年3月31日告示第28号 平成29年3月31日告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐島前地域外から島根県立隠岐島前高等学校（以下「高校」という。）の寮に入寮する者又は下宿等の施設に居住する生徒のうち修学の意欲の高い生徒に対して里帰交通費等補助金を支給することにより、生徒の確保と活性化を図り、もって高校の魅力化に資することに関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

改正（平29告示第31号）

(申請者の資格)

第2条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、隠岐島前地域外から高校の寮に入寮を予定する者又は、下宿等の施設に居住する生徒又は現に在寮している高校の生徒であって、品行方正であり、学業又は諸活動に意欲的で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高校に入学を予定する者にあつては、中学校3年間の全科目の評定平均値が3.4以上又は部活動、地域活動若しくはその他の活動に熱意が認められること。
- (2) 高校に在学する者にあつては、過去6月の間に懲戒処分を受けておらず、及び1の学期における学業成績の評定平均値が6.8以上又は部活動、地域活動若しくはその他の活動に熱意が認められること。
- (3) その他の者にあつては、前2号に定める要件のいずれかと同等の能力又は意欲を持つと町長が特に認めること。

(補助金の申請)

第3条 申請者は、規則第4条の規定にかかわらず、本人の父母又はこれに代わる者（以下「保護者等」という。）と連署して里帰交通費等補助金支給申請書（様式第1号）を添えて町長に提出しなければならない。

改正（平29告示第31号）

(選考委員会)

第4条 次条の規定による受給者の決定又は第9条及び第10条の規定による補助金の停止、廃止又は減額について、町長の諮問に応ずるため、里帰交通費等補助高校生選考委員会を置く。

改正（平29告示第31号）

(受給者の決定)

第5条 町長は、第3条の規定による申請があつたときは、補助金支給の可否を決定し、すみやかにその旨を補助金支給決定書（様式第2号）により本人及び保護者等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の支給決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、前項の通知を受けた日から14日以内に、保護者等と連署して誓約書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。
- 3 受給者が前項の規定による期間内に誓約書を提出しないときは、支給の決定を取り消すものとする。ただし、期間内に誓約書を提出できないことについて特別の事情があるときは、この限りではない。

(補助金の額)

第6条 町長は、次の表に定める額を里帰交通費等補助金として予算の範囲内で支給する。

区分	寮費	里帰交通費
里帰交通費等補助金	1月あたり 10,000円	交通費の半額 (1回につき30,000円を上限とし、年 4回を限度とする)

改正(平29告示第31号)

(支給の方法及び時期)

第7条 補助金は、次項及び第3項に規定する費用については、原則として、高校が里帰交通費等の振込先として指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

改正(平29告示第31号)

2 里帰交通費及び保護者来島交通費は、随時支給する。 改正、繰上げ(平29告示第31号)

(受給者等の義務)

第8条 受給者は、毎年学期末までに実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 受給者の保護者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(1) 受給者が休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 受給者又は保護者等の住所、氏名その他の事項に異動があったとき。

3 受給者又は保護者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

(1) 学期における教科成績で欠点科目が出たとき(欠点科目がなくなると補助復活)

(2) 学期における欠課時数が総授業時間数の1/3を超える科目が出たとき。

(3) 懲戒処分を受けたとき(6ヶ月支給停止)。

(4) 休学したとき。

(5) 心身の故障のため学業を続ける見込みがないとき

(6) 学校生活・寮生活において模範となる態度が見られなかったとき。

(7) 補助金の給付を必要としない事情が生じたとき。

(8) その他受給者としての資格を失ったとき。

(補助金の支給停止及び解除)

第9条 町長は、受給者が前条第3項各号の規定に該当するときは、補助金の支給を停止し、補助金支給停止通知書(様式第5号)により本人及び保護者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の支給を停止された者について、その理由が止んだ場合には、補助金の支給の停止を解除することができる。ただし前条第3項第2号に該当する場合は処分の日から6月を経過しないと解除できない。

3 町長は、前項の規定により補助金の支給の停止を解除したときは、補助金支給停止解除通知書(様式第6号)により本人及び保護者等に通知するものとし、翌月以降から支給するものとする。

(補助金の減額又は廃止)

第10条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、第8条第3項各号に定めるほか支給決定者に補助金を支給者に全額支給することが適当でないと認める事情が生じたときは、補助金額を減額し、又はこれを廃止することができる。

(補助金の返還)

第11条 既に支給された補助金は、返還を要しない。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、虚偽の申請その他不正な手段により、支給決定者となった者に対しては、直ちにその決定を取り消すものとし、既に支給した補助金の全額を返還させなければならない。ただし、特に必要と認めた場合には、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、この告示の施行の日において現に在寮する者にあつては、1の学期における教科成績で欠点保有科目数が2以下であり過去6月の間に懲戒処分を受けていない者は、申請できるものとする。

附 則 (平成28年3月31日告示第28号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日告示第31号)

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

令和 年 月 日

里帰交通費等補助金支給申請書（新入生・編入生用）

寮費補助に係る補助金の支給を受けたいので、隠岐島前高校生里帰交通費等補助金支給要綱第 3 条の規定により、次の通り申請します。

申請者	ふりがな		性別	中学校等での主な活動 （部活動又は他の諸活動）	
	氏 名			入学後希望する活動 （部活動又は他の諸活動）	
	生年月日	年 月 日生			
保護者等	住所 連絡先 氏名 印（申請者との続柄 ）				

入学後の抱負及び自己 P R（※学習面、諸活動面を踏まえ本人が記入すること）

中学時等における学業実績（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
中学校 3 年間の全科目の評定平均値				3.0未満		3.0以上	
中学時又は前校における諸活動の実績（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
A 部活動	大会名・活動（区分）	学年	種目	ポジション等	個人・ 団体	大会参加数 （団体はチーム 数、個人は人数）	実績 （成績・記録）
B その他の活動	（役割や実績をできるだけ具体的に書くこと。）						
C 特記事項							

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

令和 年 月 日

学校長 印

令和 年 月 日

里帰交通費等補助金支給申請書（在校生用）

寮費補助に係る補助金の支給を受けたいので、隠岐島前高校生里帰交通費等補助金支給要綱第 3 条の規定により、次の通り申請します。

申請者	ふりがな		性別	主な活動（所属部活動その他の諸活動等）
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
保護者	住所 連絡先 氏名 印（申請者との続柄 ）			

新学期の抱負（※学習面、諸活動面を踏まえ本人が記入すること）

第 学期にかかる学業実績及び処分（※本人が記入し、担任等確認のこと）			
評定平均値	3.5未満		3.5以上
欠点保有科目数			
懲戒処分の有無 （有の場合は最後に受けた日）	有 ・ 無	有の場合 年 月 日	

第 学期にかかる諸活動の実績（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
A 部活動	大会名・活動（区分）	学年	種目	ポジション等	個人・団体	大会参加数 （団体はチーム数、個人は人数）	実績 （成績・記録）
B その他の活動	（役割や実績をできるだけ具体的に書くこと。）						
C 特記事項							

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

令和 年 月 日

学校長 印

令和 第 年 月 日

様

海士町長

印

補助金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました里帰交通費等補助金について、下記のとおり支給の決定をすることにしたので通知します。

記

- 1 支給決定年月日 令和 年 月 日
- 2 支給開始月 令和 年 月分から

誓 約 書

隠岐島前高校生里帰交通費等補助金支給要綱の趣旨を理解して同規定を遵守し、かつ、隠岐島前高校生の自覚をもって学業をはじめとして部活動、地域活動等の諸活動にも熱心に取り組み、他の生徒の模範となるよう努力します。

また、寮生活においては、相互の理解と信頼・協力により、ルールを守り、寮の健全な運営と就学意欲の高揚に努めることを誓約します。

令和 年 月 日

海士町長 様

申請者	住所 氏名	印
申請者保護者等	住所 氏名	印

令和 年 月 日

海士町長 様

学期末実績報告書

下記のとおり隠岐島前高校生里帰交通費等補助金支給要綱第 8 条の規定に係る学期末実績報告書を提出します。

申請者	ふりがな		性別	学 年	
	氏 名			学 期	
	生年月日	年 月 日生		所 属 部	

来学期の抱負（※学習面、諸活動面を踏まえ本人が記入すること）

第 学期にかかる学業実績及び処分（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
評定平均値		3.5未満			3.5以上		
欠点保有科目数							
懲戒処分の有無 （有の場合は最後に受けた日）		有 ・ 無		有の場合 年 月 日			
第 学期にかかる諸活動の実績（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
A 部活動	大会名・活動（区分）	学年	種目	ポジション等	個人・団体	大会参加数 （団体はチーム数、個人は人数）	実績 （成績・記録）
B その他の活動	（役割や実績をできるだけ具体的に書くこと。）						
C 特記事項							

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

令和 年 月 日

学校長

印

令和 第 年 月 号 日

補助金支給停止通知書

様

海士町長 印

年 月 日付け第 号で支給決定した里帰交通費等補助金について、下記の通り支給の停止をすることにしたので通知します。

記

- 1 支給決定年月日 令和 年 月 日
- 2 支給停止開始月 令和 年 月分から
- 3 支給停止の理由

令和 第 年 月 号
日

様

海士町長 印

補助金支給停止解除通知書

年 月 日付け第 号で支給停止決定した里帰交通費等補助金について、
下記のとおり支給の停止を解除することにしたので通知します。

記

- 1 支給停止解除決定年月日 令和 年 月 日
- 2 再支給開始月 令和 年 月分から
- 3 支給停止を解除する理由

第4章 文化財

○海士町文化財保護条例

(平成7年3月7日海士町条例第12号)

改正 平成11年6月28日条例第21号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 指定文化財（第4条―第17条）
- 第3章 文化財保護審議会（第18条―第23条）
- 第4章 補則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、海士町内にある文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で、「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 海士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たって関係者の所有権その他財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 指定文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財保護法及び島根県文化財保護条例（昭和31年島根県条例第6号）の指定を受けた文化財以外の文化財で重要なものを、海士町指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、あらかじめ、別に定める海士町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮るものとする。

3 第1項の規定による文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）を指定文化財に指定するに当たっては、教育委員会は、あらかじめ、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定により無形文化財を指定文化財に指定するに当たっては、当該無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）の所有者に指定書を交付しなければならない。

改正（平11条例第21号）

(解除)

第5条 指定文化財が、その価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、審議会に諮って、その指定を解除することができる。

2 指定文化財が、文化財保護法及び島根県文化財保護条例に規定する指定を受けたときは、当該文化財の指定は解除されたものとする。改正（平11条例第21号）

(告示及び通知)

第6条 第4条による指定若しくは認定又は前条による解除は、その旨を告示し、かつ、所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体に通知してする。

(管理義務)

第7条 指定文化財の所有者は、この条例及び教育委員会規則並びに教育委員会の発する指定文化財の管理に関する必要な指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 管理責任者を選任し、又は解任したときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(所有者の変更等)

第8条 指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失又はき損)

第9条 指定文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、一時的な変更の場合を除き、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(補助及び保存)

第11条 指定文化財の管理又は修理、保存若しくは復旧につき、町は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は保持者若しくは所持団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理、保存若しくは復旧に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、指定文化財（無形文化財に限る。この項において同じ。）の保存のため必要があると認めるときは、指定文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成、その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

(補助金の返還等)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次に掲げる各号の一に該当したときは、町は、当該補助金の全部又は一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第13条 管理が適当でないため、指定文化財が滅失し、き損し、又は衰亡するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、その所有者に対しその修理又は復旧について必要な勧告をすることができる。

(現状変更)

第14条 補助を受けた指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項以外の指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会にあらかじめ届け出なければならない。

3 教育委員会は、第1項の許可を与えるときは、同項の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な勧告又は指導をすることができる。前項の届出があったときも、同様とする。

(公開)

第15条 教育委員会は、指定文化財(無形文化財及び記念物を除く。)の所有者に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該指定文化財を出品することを勧奨することができる。

(調査)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、その現状又は管理、修理、保存若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(技術的指導)

第17条 教育委員会は、指定文化財の管理、修理、保存又は復旧に関し技術的指導をすることができる。

第3章 文化財保護審議会

(設置)

第18条 教育委員会に審議会を置く。

改正(平11条例第21号)

(所掌事務)

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、海士町内にある文化財の保存及び活用に関し調査研究を行い、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

改正(平11条例第21号)

(定数及び選任方法)

第20条 審議会の委員(以下「審議会委員」という。)の定数は、6名とする。

2 特定の事項を調査するため必要があるときは、前項に定める者のほか臨時に委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

3 審議会委員及び臨時委員は、有識者又は文化財に関し識見を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

改正(平11条例第21号)

(任期)

第21条 審議会委員の任期は、4年とする。ただし、再任されることができる。

2 臨時委員の任期は、特定の事項を調査するため必要な期間とする。

改正(平11条例第21号)

(服務)

第22条 審議会委員及び臨時委員は、非常勤とする。

改正(平11条例第21号)

(報酬及び費用弁償)

第23条 審議会委員及び臨時委員には、報酬及び費用弁償を行うことができる。

改正(平11条例第21号)

第4章 補則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(海士町文化財保護条例の廃止)

2 海士町文化財保護条例(昭和48年海士町条例第28号)は、平成7年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成11年6月28日条例第21号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

○海士町文化財保護条例施行規則

(平成7年4月1日海士町教育委員会規則第19号)

改正 平成11年6月18日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、海士町文化財保護条例（平成7年海士町条例第12号。以下「条例」という。）第24条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意書)

第2条 海士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第4条第3項の規定により、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得ようとするときは、様式第1号による指定同意書の提出を求めるものとする。

(指定書の様式)

第3条 条例第4条第5項の規定による海士町指定文化財（以下「指定文化財」という。）の種別ごとの指定書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有形文化財 様式第2号
- (2) 有形の民俗文化財 様式第3号
- (3) 記念物 様式第4号

2 指定文化財の所有者は、交付を受けた指定書を滅失し、又はき損したときは、再交付申請することができる。

3 前項の申請には、これらの事実を証明する書類及びき損により再交付を申請するときは当該き損した指定書を添えなければならない。

(解除の通知書)

第4条 条例第5条の規定による指定解除の通知書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 員数
- (3) 所有者の氏名
- (4) 管理者の氏名
- (5) 指定解除の年月日
- (6) 解除の理由
- (7) その他必要な事項

(管理責任者選任又は解任の届出書の記載事項)

第5条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名、住所、職業及び年齢
- (6) 選任又は解任の年月日
- (7) 選任又は解任の事由
- (8) 解任のときは、新管理者の選任に関する見込み

- (9) その他参考となるべき事項
(所有者変更等の届出書)

第6条 条例第8条第1項の規定による所有者の変更の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 新所有者の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 変更の事由
- (8) その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(所有者等の氏名の変更の届出書等)

第7条 条例第8条第2項の規定による所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- (5) 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- (6) 変更の年月日
- (7) その他参考となるべき事項

2 条例第8条第2項の規定により届け出なければならない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 保持者又は保持団体が芸名、雅号等を変更したとき。
- (2) 保持者について、その保持する指定文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
- (3) 保持者が死亡したとき。
- (4) 保持団体が解散し、又は消滅したとき。

(滅失又はき損の届出書)

第8条 条例第9条の規定による海士町指定文化財の滅失き損等の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 滅失又はき損の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失又はき損の生じた当時における管理状況
- (8) 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- (9) 滅失又はき損の事実を知った日
- (10) 滅失又はき損の事実を知った後に取られた措置

(11) その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所の変更の届出書)

第9条 条例第10条の規定による海士町指定文化財の所在の場所の変更の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (5) 指定書記載の所在の場所
- (6) 変更後の所在の場所
- (7) 変更しようとする年月日
- (8) 変更を必要とする事由
- (9) その他参考となるべき事項

(現状変更の許可申請書)

第10条 条例第14条の規定による現状変更の許可申請書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (6) 許可申請者の氏名又は名称及び住所
- (7) 現状変更等を必要とする事由
- (8) 現状変更等の内容及び実施の方法
- (9) 現状変更等のため所在の場所を変更しようとするときは、その場所及び現状変更等の後復すべき所在の場所並びにその時期
- (10) 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により記念物に及ぼす影響に関する事項（記念物の場合に限る。）
- (11) 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- (12) 工事施工者の氏名又は名称及び住所
- (13) その他参考となるべき事項

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等をしようとする物件の見取図及び写真
- (3) 現状変更等実測図
- (4) 許可申請者が所有者又は権原に基づく占有者以外の者であるときは、所有者又は占有者の承諾書

3 第1項の許可申請に係る文化財が記念物である場合には、前項の書類、図面及び写真に加えて、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- (1) 現状変更等をしようとする地域及びこれに関する地域の地番、地ぼうを表示した実測図

(2) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の意見書

(着手及び終了の報告)

第 1 1 条 条例第14条第 1 項の規定による許可を受けたものは、当該許可に係る現状変更
に着手し、及びこれを終了したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければ
ならない。

2 前項の場合において、終了の届出には、その結果を示す実測図及び写真を添えなけれ
ばならない。

(認定書の交付)

第 1 2 条 教育委員会は、条例第 4 条第 4 項の規定により無形文化財の保持者又は保持団
体（以下「保持者等」という。）を認定したときは、当該保持者等に対して様式第 5 号
の認定書を交付するものとする。この場合において、同一指定文化財につき 2 人以上の
者を保持者として認定したときは当該認定した保持者全員に対して、保持団体を認定し
たときはその代表者に対して、認定書を交付するものとする。

2 第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、認定書の再交付について準用する。

(証明書の交付)

第 1 3 条 教育委員会は、条例第 4 条第 1 項の規定により指定文化財（無形の民俗文化財
に限る。）を指定した場合で当該保持者又は保持団体が明らかなものに対しては、様式
第 6 号の証明書を交付するものとする。この場合において、同一指定文化財につき 2 人
以上の者が保持者であるときはその全員に対して証明書を、保持団体としての構成が明
らかであるときは、その代表者に対して証明書を交付するものとする。

2 第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、証明書の再交付について準用する。

(委任)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 6 月18日教委規則第 4 号）

この規則は、平成11年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海士町教育委員会 様

住 所
氏 名 印

私の所有（又は占有）する下記の文化財を海士町指定文化財に指定することに
同意します。

記

1 名称

員数

2 所在地（又は伝承地）

3 その他

（表）

記号番号	名称	員数
指 定 書		
当該文化財の特徴を示す簡単な事項		
右を海士町指定文化財に指定する。		
年 月 日		
海士町教育委員会 印		

割
印

- 記載上の注意
- 一 記号は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、考古資料及び古文書にあつてはそれぞれ頭文字とする。
 - 二 番号は、記号ごとの追番号とする。
 - 三 細目記載の必要がある場合には、別紙付書を使用する。

(裏)

			所有者			所有者
			所有者の住所			所有者の住所
			所在の場所			所在の場所
			交付又は再交付の年月日			交付又は再交付の年月日

備考 次の場合には、海士町文化財保護条例の規定により海士町教育委員会に届け出なければならない。

- 一 海士町指定文化財の所有者が変更したとき。
- 二 海士町指定文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 三 海士町指定文化財の所在の場所を変更したとき。

記号番号

海士町指定文化財指定書付書

名称

員数

割印

員数の細目並びに構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他特徴

（表）

記号番号	指定書	名称	員数
形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事項			
右を海士町指定文化財（有形の民俗文化財）に指定する。			
年 月 日			
海士町教育委員会			
印			

割印

記載上の注意
細目記載の必要がある場合には、別紙付書を使用する。

(裏)

			所 有 者			所 有 者
			所 有 者 の 住 所			所 有 者 の 住 所
			所 在 の 場 所			所 在 の 場 所
			交 付 又 は 再 交 付 の 年 月 日			交 付 又 は 再 交 付 の 年 月 日

備考 次の場合には、海士町文化財保護条例の規定により海士町教育委員会に届け出なければならぬ。

- 一 海士町指定文化財（有形の民俗文化財）の指定が解除されたとき。
- 二 海士町指定文化財（有形の民俗文化財）の所有者の氏名又は住所の変更があつたとき。
- 三 海士町指定文化財（有形の民俗文化財）の所在の場所を変更したとき。
- 四 海士町指定文化財（有形の民俗文化財）が滅失又は亡失したとき。

割
印

番号	名称	員数	形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事項
海士町指定文化財（有形の民俗文化財）指定書付書			

（表）

記号番号	名称	指定書	特記すべき事項	右を海士町指定文化財（記念物）	年 月 日	海士町教育委員会 印			
				<table><tr><td>史跡</td><td>名勝</td><td>天然記念物</td></tr></table> に指定する。	史跡	名勝	天然記念物		
史跡	名勝	天然記念物							

- 記載上の注意
- 一 記号は、史跡、名勝、天然記念物のそれぞれの頭文字とする。
 - 二 番号は、記号ごとの追番号とする。
 - 三 細目記載の必要がある場合には、別紙付書を使用する。

(裏)

所有者 氏 名

住 所

所在の場所

交付年月日

再交付年月日

- 備考 次の場合には、海士町教育委員会に届け出なければならない。
- 一 所有者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - 二 指定が解除されたとき。

記号番号

右を海士町指定文化財（記念物）

史 跡
名 勝
天然記念物

指定書付書

名称

割
印

資料、地域、景観、員数又は大きさ若しくは特徴を示す事項

（表）

記号番号	
認定書	
氏名（団体名）	
（芸名、雅号等）	
年 月 日生	
特記すべき事項	
海士町指定文化財（無形文化財）の保持者（保持団体）として認定する。	
年 月 日	
海士町教育委員会 印	

記載上の注意
一 記号は、工芸芸術を「技」、芸術を「芸」とする。
二 番号は、記号ごとの追番号とする。

(裏)

指 定 の 要 件

保持者（保持団体の代表者）の住所

交付又は再交付年月日

備考

- 一 次の場合には、海士町教育委員会に届け出なければならない。
 - 1 保持者（保持団体）が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。
 - 2 保持者が死亡したとき。
 - 3 保持団体が解散し、又は消滅したとき。
- 二 保持者（保持団体）の認定を解除されたときは本書を返付すること。

（表）

記号番号	
証 明 書	
氏 名（団体名）	
（芸名、雅号等）	
年 月 日生	
特記すべき事項	
海士町指定文化財（無形文化財）の保持者（保持団体）として認定する。	
年 月 日	
海士町教育委員会	
印	

記載上の注意

- 一 記号は、「工芸芸術を」「技」、芸術を「芸」とする。
- 二 番号は、記号ごとの追番号とする。

(裏)

指 定 の 要 件

保持者の住所

交付又は再交付年月日

備考

- 一 次の場合には、海士町教育委員会に届け出なければならない。
 - 1 保持者（保持団体）が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。
 - 2 保持者が死亡したとき。
 - 3 保持団体が解散し、又は消滅したとき。
- 二 保持者（保持団体）の認定を解除されたときは本書を返付すること。

○海士町ふるさと伝承施設の設置及び管理等に関する 条例

(平成19年12月25日海士町条例第1号)

海士町歴史民俗資料館の設置及び管理等に関する条例（昭和55年海士町条例第15号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、海士町の今昔にわたる文化財及び民俗資料を収集保存し、かつ、展示により郷土の教育、文化の振興、交流観光の振興に資するためふるさと伝承施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所及び名称)

第2条 ふるさと伝承施設を、別表のとおり設置する。

(職員)

第3条 ふるさと伝承施設に館長及び必要な職員を置く。

2 館長は、非常勤とし、教育委員会が委嘱する。

3 職員は、必要に応じて教育長が任命する。

4 職員は、上司の命を受け、資料の収集、整理、展示及び入館者の誘導その他館務に従事する。

(管理運営)

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、ふるさと伝承施設の管理運営を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため応分の費用をもって委託することができる。

3 指定管理者は、前条の館長及び必要な職員を置かなければならない。ただし、この場合館長及び職員の人件費は管理委託料に含めることとする。

4 指定管理者は、管理運営規程等を設け、適正な管理に努めなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、ふるさと伝承施設の運営及び管理に必要な事項は、別に教育委員会が教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
後鳥羽院資料館	海士町大字海士1521番地の1
民具展示館	海士町大字海士1521番地の1
民具館	海士町大字海士1521番地の1
観光休憩所	海士町大字海士1521番地の1

○海士町ふるさと伝承施設管理運営規則

(平成19年12月25日海士町教育委員会規則第2号)

海士町歴史民俗資料館設置管理運営規則(平成7年海士町教育委員会規則第20号)の全部を改正する。

第1条 海士町ふるさと伝承施設の管理運営については、この規則の定めるところによる。

第2条 海士町ふるさと伝承施設の開館及び閉館時刻並びに入館料は、別表のとおりとする。

第3条 海士町ふるさと伝承施設は、次のとおり閉館期間を設ける。

自12月1日至翌年2月末日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

開館及び閉館時刻	午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で					
入 館 料	大人	1人	300円	団体	大人1人	250円
	小人	1人	150円	団体	小人1人	100円

(1) 団体は、15人以上をいう。

(2) 教育長が認めた場合は、入館料を減免又は免除することができる。

○村上家資料館の設置及び管理に関する条例

(平成25年 5 月14日海士町条例第16号)

(設置)

第1条 海士町指定文化財「村上助九郎邸」の保存及び公開並びに旧村上助九郎家（以下「村上家」という。）に関する古文書等の展示等を行うことにより、町民並びに観光客等に対し、歴史及び文化の普及を図るため、村上家資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 村上家資料館

位置 海士町大字海士1700番地 2

(事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海士町指定文化財「村上助九郎邸」の保存及び公開に関すること。
- (2) 村上家に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 町民並びに観光客等に対し、村上家の顕彰及び学習の機会の提供を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(管理運営)

第4条 教育委員会は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者に対し、施設の効果的利用その他管理運営の適正を期するため必要な条件を付することができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月1日から翌年の2月末日まで
- (2) 教育委員会の承認を得た期間

(観覧料)

第8条 資料館を観覧しようとする者は、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、別表第1に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の

承認を得て定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、中学生以下の者については、この限りでない。

- 2 特別展示等を行う場合で、前項の観覧料の額により難しいときは、指定管理者がその都度、教育委員会の承認を得て観覧料の額を別に定める。

（施設の利用）

第9条 資料館の座敷、庭園等の施設は、町民及び観光客等の利用に供することができる。

- 2 前項の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の許可の際、資料館の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第10条 指定管理者は、前条第2項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可を受けた利用目的以外に利用したとき。

(3) 資料館の設置目的に反すると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の管理上特に必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、資料館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

（入館の制限）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(2) 展示品又は施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(3) 資料館の管理上必要な指示に従わない者

（利用料金）

第14条 利用者は、利用料金として別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額の利用料金を納入しなければならない。

- 2 利用料金は、利用許可の際、納入しなければならない。

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

第 17 条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第 18 条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 8 条関係)

観覧料

区 分	金 額
個 人	300円／1 人
団体(20人以上)	270円／1 人

別表第 2 (第14条関係)

利用料金

区 分	金 額
1 日	10,000円

第 1 4 編 規約等

○公平委員会の事務委託に関する規約

(昭和41年 1 月28日)

(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、海士町（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和41年 4 月 1 日から施行する。

○島前町村組合規約

(昭和57年 3 月20日)

改正 昭和61年 9 月25日規約第 1 号

島前内航船事業組合規約（昭和40年内航告示第 1 号）の全部を次のように改正する。

（名称）

第 1 条 この組合は、島前町村組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第 2 条 組合は、西ノ島町、海士町及び知夫村（以下「組合町村」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 この組合は、次の各号に定める事業に関する事務を共同処理する。

- (1) 診療所の管理運営に関すること。
- (2) 海上渡船事業の管理運営に関すること。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地 1 に置く。

（議会の組織及び議員の選挙方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9 人とする。

- 2 前項の組合議員は、組合町村の長及び組合町村の議会からそれぞれ 2 人ずつ選出された議員とする。
- 3 組合町村の長が第 7 条に定める管理者に選任された場合は、当該町村の議会から選出された議員をもって組合議員に充てる。

（議員の任期及び失職）

第 6 条 組合議員の任期は、組合町村の長の任期によるものとし、組合町村の議会から選出された組合議員は、当該町村の議会の議員の任期による。

- 2 組合議員が組合町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

（執行機関の組織及び選任方法）

第 7 条 組合には、管理者、助役及び収入役を置く。

- 2 管理者は、組合町村の長のうちから組合の議会において選挙する。
- 3 助役及び収入役は、管理者が組合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 4 管理者、助役及び収入役の任期は、4 年とする。

（職員）

第 8 条 前条に定めるもののほか、組合に吏員その他の職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（監査委員）

第 9 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有するもののうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任

者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（経費）

第 10 条 組合の経費は、組合町村の分担金及び組合有財産並びに事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金は、組合議会で定めた率により組合町村が分担する。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和61年9月25日規約第1号）

この規約は、許可の日から施行する。

○島前環境衛生組合規約

(昭和48年12月20日規約第1号)

(組合の名称)

第1条 この組合は、島前環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する町村)

第2条 隠岐郡西ノ島町、海士町、知夫村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、島前し尿処理場の設置、管理及びし尿収集処理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、隠岐郡西ノ島町役場内に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9名とする。

2 組合議員は、関係町村の長（町長又は村長に事故あるとき又は欠けたときは助役）及び関係町村の議会において互選された者6名とする。

3 前項の関係町村の議会において選出される組合議員の選出区分は、次のとおりとする。

西ノ島町 2名

海士町 2名

知夫村 2名

4 関係町村の長が第7条に規定する管理者に選出されたときは、その属する関係町村の議会において、当該議会議員のうちから、組合議員を選出するものとする。

5 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係町村は、直ちに、これを補充しなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係町村の議会の議員又は長としての任期による。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合には管理者、助役及び収入役を置く。

2 管理者は、組合の議会において、関係町村の長のうちから選任する。

3 助役及び収入役は、管理者が議会の同意を得て、これを選任する。

(管理者、助役及び収入役の任期)

第8条 管理者の任期は、関係町村長としての任期による。

2 助役及び収入役の任期は、4年とする。

(補助職員)

第9条 組合に、吏員その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の吏員その他の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、組合議員及び学識経験者のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任されたものにあつては組合議員としての任期によるものとし、学識経験者のうちから選任されたものにあつては3年とする。

（組合の経費）

第 1 1 条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入その他の収入をもって充てるほか、不足額は、最近の国勢調査による組合町村の人口及び収集量を基準として次表に定める割合によって算定した額を組合町村が負担する。

人 口 割	100分の50
収 集 量 割	100分の50

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

○海士町、西ノ島町し尿処理に関する事務の委託に関する規約

(昭和52年 8 月29日規約第 1 号)

(委託事務の範囲)

第 1 条 海士町は、し尿の処理（収集を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を西ノ島町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、西ノ島町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、海士町の負担とし、海士町は、あらかじめ、これを西ノ島町に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、西ノ島町長が海士町長と協議して定める。この場合において、西ノ島町長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を海士町長に送付しなければならない。

第 4 条 西ノ島町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、西ノ島町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第 5 条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料等の収入は、すべて西ノ島町の収入とする。

第 6 条 西ノ島町長は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、西ノ島町長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに海士町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第 7 条 西ノ島町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 5 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を海士町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第 8 条 西ノ島町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、海士町長と年 2 回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、海士町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第 9 条 委託事務の管理及び執行について適用される西ノ島町の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、西ノ島町は、あらかじめ、海士町に通知しなければならない。

第 10 条 委託事務の管理及び執行について適用される西ノ島町の条例等の全部若しくは一部が改正された場合においては、西ノ島町は、直ちに当該条例等を海士町に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知があったときは、海士町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和62年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 海士町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する西ノ島町の条例等が海士町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、西ノ島町長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生じる剰余金は、速やかに海士町に還付しなければならない。

○隠岐広域連合規約

(平成11年8月13日自治許第643号)

改正	平成13年3月26日総行整第21号	平成14年3月15日総行市第41号
	平成14年7月25日隠岐広第167号	平成15年3月11日総行市第86-1号
	平成16年9月24日総行市第440号	平成18年2月6日総行市第21号
	平成19年1月16日総行市第4号	平成20年2月7日総行市第27号
	平成20年3月24日隠広総第141号	平成22年3月4日総行市第43号
	平成23年3月7日総行市第278号	平成23年9月7日総行市第94号
	平成26年7月1日隠広総第36-1号	平成26年7月1日隠広総第36-2号
	平成27年3月11日総行市第51号	平成27年11月20日隠広総第96号
	平成28年11月15日隠広総第99号	平成29年8月10日隠広総第55号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、隠岐広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、島根県並びに隠岐の島町、海士町、西ノ島町及び知夫村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、隠岐の島町、海士町、西ノ島町及び知夫村（以下「関係町村」という。）の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 隠岐病院の設置、管理及び運営に関する事務
- (2) 隠岐島前病院の設置、管理及び運営に関する事務
- (3) 介護保険の実施に関する事務（県の事務並びに町村の事務のうち各種申請書の受理、各種証明書の交付及び要介護認定に係る調査を除く。）
- (4) 救急医療対策事業に関する事務
- (5) 消防に関する関係町村の事務（消防団及び消防水利施設に関する事務を除く。）
- (6) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務
- (7) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務
- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務
- (9) 障害者支援施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (10) 障害福祉サービス事業の管理運営に関する事務
- (11) レインボープラザの設置、管理及び運営に関する事務
- (12) 隠岐広域連合人材育成基金の設置、管理及び処分に関する事務
- (13) 福祉型障害児入所施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (14) 隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船の設置、管理及び運営に関する事務
- (15) 国民健康保険、後期高齢者医療制度の特別徴収に係る電子データの処理に関する事務

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 医療提供体制の基本方針に関する事。
- (2) 介護保険の実施に係る基本方針に関する事。
- (3) 消防の基本方針に関する事。
- (4) 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関する事。
- (5) フェリー及び超高速船運航の基本方針に関する事。
- (6) 計画期間及び変更に関する事。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、島根県隠岐郡隠岐の島町に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、14人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 構成団体において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 島根県 2人
- (2) 隠岐の島町 6人
- (3) 海士町 2人
- (4) 西ノ島町 2人
- (5) 知夫村 2人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長5人以内及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成団体の長、構成団体の職員又は人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)のうちから選任する。

4 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、構成団体の長としての任期による。

- 2 副広域連合長の任期は、構成団体の長のうちから選任される者にあつては構成団体の長としての任期とし、構成団体の職員又は識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔なもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、識見を有する者及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国、県及び関係町村の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) その他
- 2 前項第1号に掲げる構成団体の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、次の各号に定めるところにより按分する。
- (1) 別表の区分の欄に掲げる経費に係る負担金(次号に掲げる負担金を除く。)は、当該経費の区分に応じ、同表の負担割合の欄に定めるところにより按分する。
 - (2) 地方交付税の算定の基礎となった経費(広域連合の処理する事務に係るもので広域連合長が別に定めるものに限る。)に係る当該算定された地方交付税の額に相当する負担金は、当該地方交付税の交付を受ける構成団体が負担する。

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則(平成11年8月13日自治許第643号許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成11年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 広域連合長が選任されるまでの間、島後町村組合の管理者が、隠岐広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

附 則(平成13年3月26日総行整第21号許可)

この規約は、総務大臣の許可があつた日から施行する。

附 則(平成14年3月15日総行市第41号許可)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月25日隠岐広発第167号届出）
この規約は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月11日総行市第86－1号許可）
この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月24日総行市第440号許可）
（施行期日）

- 1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日以後最初に行われる隠岐の島町議会の議員の一般選挙までの間における第7条及び第8条第2項の規定の適用については、第7条中「14人」とあるのは「20人」と、第8条第2項中「隠岐の島町 6人」とあるのは「隠岐の島町 11人」と、「西ノ島町 2人」とあるのは「西ノ島町 3人」とする。

- 3 この規約による変更後の規約別表の規定は平成17年度から適用することとし、平成16年度の隠岐の島町の負担金の額は、この規約による変更前の規約別表の規定により算定した西郷町、布施村、五箇村及び都万村の負担金の額を合算した額とする。

附 則（平成18年2月6日総行市第21号許可）
この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成19年1月16日総行市第4号許可）
（施行期日等）

- 1 この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。ただし、第4条に1号を加える変更規定、第5条第7号、第11条及び第12条第4項の変更規定、第13条第3項を削る変更規定並びに第14条の変更規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の第4条第10号の規定は、平成18年4月1日から適用する。この場合において、同日から同年9月30日までの間における同号の規定の適用については、同号中「短期入所、共同生活介護及び共同生活援助」とあるのは、「短期入所及び共同生活援助」とする。

（経過措置）

- 3 平成19年3月31日までの間は、この規約による変更後の第4条第17号に規定する事務の準備行為を行うものとする。

附 則（平成20年2月7日総行市第27号許可）
（施行期日等）

- 1 この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。ただし、第4条第18号を加える変更規定は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成20年3月31日までの間は、この規約による変更後の第4条第18号に規定する事務の準備行為を行うものとする。

附 則（平成20年3月24日隠広総第141号届出）
この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月4日総行市第43号許可）
この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日総行市第278号許可）
この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月7日総行市第94号許可）
この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成26年7月1日隠広総第36－1号届出）
この規約は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日隠広総第36－2号届出）
この規約は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日総行市第51号許可）
この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成27年11月20日隠広総第96号届出）
この規約は、平成27年12月1日から施行し、この規約による変更後の規約別表の規定は、平成27年度以後の予算に係る関係町村の負担金について適用する。

附 則（平成28年11月15日隠広総第99号届出）
この規約は、平成28年12月1日から施行する。ただし、別表中レインボープラザ管理費管理運営費の変更規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月10日隠広総第55号届出）
この規約は、平成29年9月1日から施行し、この規約による変更後の規約別表の規定は、平成29年度以後の予算に係る関係町村の負担金について適用する。

別表（第17条関係） 改正（平29規約第55号）

区 分		負 担 割 合	構 成 割 合	
本部管理費		島根県	5分の1	
		関係町村	5分の4	平等割 100分の10 人口割 100分の55 本部管理費利用割 100分の30 事務所所在地割 100分の5
介護保険 事業費	共通経費	関係町村	10分の10	平等割 100分の10 1号被保険者割 100分の50 2号被保険者割 100分の40
	低所得者に対する 保険料軽減額	関係町村	10分の10	相当額
	保険給付費	関係町村	10分の10	給付実績割 100分の100
	地域支援事業費	関係町村	10分の10	地域支援事業実績額割 100分の100
救急医療 対策事業費	在宅当番医制事業 （隠岐の島町に係る ものに限る。）	隠岐の島町	10分の10	
	在宅当番医制事業 （島前3町村に係る ものに限る。）	海士町	100分の35.2	
		西ノ島町	100分の43.2	
		知夫村	100分の21.6	
	病院群輪番制病院事業	関係町村	10分の10	平等割 100分の8.57 人口割 100分の26.7 事務所所在地割 100分の6.43 病院群輪番制病院事業利用割 100分の58.3

隠岐病院 事業費	高度な医療 機能経費	管理運営費	島根県	10分の10	
		建設費	島根県	10分の10	
	高度な医療 機能経費 以外の医療 機能経費	管理運営費	隠岐の島町	10分の10	
		建設費	隠岐の島町	10分の10	
隠岐島前 病院事業費	管理運営費	一般病床 運営費	島前3町村	10分の10	平等割 100分の5 隠岐島前病院所在地割 100分の50 一般病床利用割 100分の45
		療養型病床 群運営費	島前3町村	10分の10	平等割 100分の10 隠岐島前病院所在地割 100分の30 療養型病床群利用割 100分の60
	建設費	一般病床 運営費	島前3町村	10分の10	人口割 100分の25 隠岐島前病院所在地割 100分の50 一般病床利用割 100分の25
		療養型病床 群運営費	島前3町村	10分の10	平等割 100分の5 人口割 100分の20 隠岐島前病院所在地割 100分の50 療養型病床群建設費利用割 100分の25
	隠岐医療財政支援事業費		島根県	10分の10	
	消防事業費		庁舎所在地割	10分の10	
障害者支援 施設事業費	用地及び用地の造成等 に係る経費		関係町村	10分の10	基準財政需要額割 100分の10 庁舎所在地割 100分の90
	消防施設の建設に係る 経費		関係町村	10分の10	基準財政需要額割 100分の100
	管理運営費（無線設備 等備品整備を含む。）		関係町村	10分の10	
	用地及び用地の造成等 に係る経費		隠岐の島町	10分の10	
レインボー プラザ 管理費	入所施設の建設に係る 経費		関係町村	10分の10	平等割 100分の8.57 人口割 100分の55 （平成17年国勢調査） 施設所在地割 100分の36.43
	作業棟等の建設に係る 公債償還費		関係町村	10分の10	平等割 100分の5.716 人口割 100分の90 （昭和60年国勢調査） 施設所在地割 100分の4.284
	管理運営費		関係町村	10分の10	平等割 100分の10 人口割 100分の40 施設所在地割 100分の30 入所者数割 100分の20
	大規模改修に係る経費		関係町村	10分の10	平等割 100分の15 人口割 100分の42.5 利用者割 100分の42.5
管理費	管理運営費		関係町村	10分の10	平等割 100分の15 一般利用者割 100分の66.915 妊産婦利用者割 100分の18.085

福祉型障害 児入所施設 事業費	障害児施設の建設に 係る公債償還費	関係町村	10分の10	施設所在地割	100分の36.43
				平等割	100分の8.57
	管理運営費	関係町村	10分の10	人口割	100分の55 (平成12年国勢調査)
				平等割	100分の10
				人口割	100分の40
				施設所在地割	100分の30
				入所児童割	100分の20
超高速船事業費		関係町村	10分の10	平等割	100分の8.57
				人口割	100分の91.43 (平成17年国勢調査)

(備考)

- 1 この表において、次の(1)から(24)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(24)までに定めるところによる。
 - (1) 平等割とは、均等の額によって負担する負担金をいう。
 - (2) 人口割とは、最近の国勢調査の結果による当該町村の人口に応じて負担する負担金をいう。
ただし、下段に国勢調査の実施年が記載してあるものについては、当該年の国勢調査の人口に応じて負担する負担金をいう。
 - (3) 本部管理費利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。
 - (4) 事務所所在地割とは、隠岐広域連合事務所の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。
 - (5) 1号被保険者割とは、前年9月末日現在の当該町村の65歳以上の人口に応じて負担する負担金をいう。
 - (6) 2号被保険者割とは、前年9月末日現在の当該町村の40歳以上65歳未満の人口に応じて負担する負担金をいう。
 - (7) 給付実績額割とは、介護保険事業に係る当該年度における当該町村の保険給付費の実績額に応じて負担する負担金をいう。
 - (8) 地域支援事業実績額割とは、介護保険事業に係る当該年度における当該町村の地域支援事業費の実績額に応じて負担する負担金をいう。
 - (9) 病院群輪番制病院事業利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。
 - (10) 高度な医療機能とは、島根県保健医療計画の別表「二次医療圏で確保すべき医療機能」のB欄に掲げる医療機能をいう。
 - (11) 島前3町村とは、海士町、西ノ島町及び知夫村をいう。
 - (12) 隠岐島前病院所在地割とは、隠岐島前病院の所在地である西ノ島町が負担する負担金をいう。
 - (13) 一般病床利用割とは、3年ごとに算出する一般病床平均患者数（当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の一般病床の入院患者数及び外来患者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。
 - (14) 療養型病床群利用割とは、3年ごとに算出する療養型病床群平均患者数（当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の療養型病床群の患者数を平均した数（隠岐島前病院の療養型病床群の利用を開始することとなった年度から3年度にあっては、3町村で協議の上、別に定める数）をいう。）に応じて負担する負担金をいう。
 - (15) 療養型病床群建設費利用割とは、平成9年島根県調査（療養型病床の必要数調査）における特別養護老人ホーム待機者に係る療養型病床の対象者の数及び特別養護老人ホーム待機者以外に係る療養型病床の対象者のうち在宅待機者の数の合計数に応じて負担する負担金をいう。
 - (16) 隠岐医療財政支援事業費とは、隠岐病院及び隠岐島前病院に係る次の経費をいう。
 - イ 管理及び運営に係る経費のうち、不採算経費として広域連合長が別に定める経費の3分の1に相当する額

- ロ 建設及び改良に係る経費のうち、広域連合長が別に定める経費の2分の1に相当する額
- (17) 施設所在地割とは、障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。
 - (18) 入所者数割とは、障害者支援施設における前年度の入所者数のうち、関係町村ごとの出身者の人数に応じて負担する負担金をいう。
 - (19) 作業棟等の建設に係る公債償還費とは、平成10年度に建設した作業棟、浴室に係る公債償還費をいう。
 - (20) 基準財政需要額割とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定される関係町村の当該年度の消防事業に係る基準財政需要額に応じて負担する負担金をいう。ただし、基準財政需要額割で算出した負担金において、島前3町村の各負担金に100分の3を乗じた額を調整額として各負担金に増額し、島前3町村の調整額の合計額を隠岐の島町の調整額として隠岐の島町負担金から減額する。
 - (21) 庁舎所在地割とは、建設する庁舎の所在地町村が負担する負担金をいう。
 - (22) 利用者割とは、大規模改修を行う年の直近5年間で算出するレインボープラザ平均宿泊者数（当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。ただし、大規模改修を複数年かけて行う場合、初年度の利用者割を適用する。
 - (23) 一般利用者割とは、直近5年間で算出する妊産婦宿泊者数を除くレインボープラザ平均宿泊者数（当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの妊産婦宿泊者数を除いた宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。
 - (24) 妊産婦利用者割とは、直近5年間で算出するレインボープラザの平均妊産婦宿泊者数（当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの妊産婦宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。
- 2 関係町村又は島前3町村に係る負担金の構成は、構成割合の欄に定めるところによる。
- 3 人口割、本部管理費利用割、1号被保険者割、2号被保険者割及び病院群輪番制病院事業利用割による各構成団体ごとの負担割合の算定において、平成16年9月30日以前の人口、入院患者数及び外来患者数を用いる場合は、当該年又は年度の西郷町、布施村、五箇村及び都万村を合わせた人口、入院患者数及び外来患者数を隠岐の島町の当該数とみなす。

○戸籍システムの事務委託に関する規約

(平成25年9月30日規約第21号)

(委託事務の範囲)

第1条 海士町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を知夫村に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 海士町（以下「委託町」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を知夫村（以下「受託村」という。）に委託する。

- (1) 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子計算機装置（以下「処理装置」という。）の保守、運用に関する事務
- (2) 処理装置に係る周辺機器の保守、運用に関する事務
- (3) 処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、受託村の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、負担割合により委託町の負担分を、受託村に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、受託村の長と委託町の長との協議により定めるものとする。この場合において、受託村の長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を委託町の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 受託村は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、受託村歳入歳出予算において計上するものとする。

(管理執行状況の通知)

第6条 受託村の長は、毎年度決算が確定したときは、速やかに委託事務の管理及び執行状況を委託町の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 受託村及び委託町の長は、委託事務について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要があると認める場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定・改廃の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される受託村の条例等が制定又は改廃された場合においては、受託村の長は、直ちに委託町の長に通知しなければならない。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、受託村の長と委託町の長が協議して定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託村の長がこれを決算する。この場

合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかにこれを精算するものとする。

廃止

○隠岐開発総合センターテニスコート管理使用規則を 廃止する規則

(平成11年6月1日海士町規則第9号)

隠岐開発総合センターテニスコート管理使用規則(昭和58年海士町条例第13号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○隠岐島町村組合規約を廃止する告示

(平成11年9月1日海士町告示第20号)

隠岐島町村組合規約(昭和42年海士町告示第1号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条 例を廃止する条例

(平成12年海士町条例第34号)

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成2年海士町条例第4号)は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

○固定資産税の課税免除に関する条例施行規則を廃止 する規則

(平成12年海士町規則第21号)

固定資産税の課税免除に関する条例施行規則(平成2年海士町規則第1号)は廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

○海士町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(平成12年 3 月24日海士町条例第 8 号)

海士町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例(昭和40年海士町条例第20号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

○海士町手数料規則を廃止する規則

(平成12年 3 月27日海士町規則第 6 号)

海士町手数料規則(平成 9 年海士町規則第 2 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の海士町手数料規則に基づく申請その他の手続に係る手数料については、なお従前の例による。

○海士町乗合自動車乗車料金助成条例を廃止する条例

(平成12年 9 月25日海士町条例第26号)

海士町乗合自動車乗車料金助成条例(昭和61年海士町条例第 1 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成12年10月 1 日から施行する。

○海士町乗合自動車乗車料金助成条例施行規則を廃止する規則

(平成12年 9 月25日海士町規則第18号)

海士町乗合自動車乗車料金助成条例施行規則(昭和61年海士町規則第 4 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年10月 1 日から施行する。

○海士町宿泊施設基金条例を廃止する条例

(平成13年 4 月 1 日海士町条例第 5 号)

海士町宿泊施設基金条例（平成 6 年海士町条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町患者輸送車設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(平成13年 7 月23日海士町条例第15号)

海士町患者輸送車設置及び管理に関する条例（平成 6 年海士町条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町総合福祉施設建設基金条例を廃止する条例

(平成14年 3 月20日海士町条例第 7 号)

海士町総合福祉施設建設基金条例（昭和63年海士町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

○町有牛貸付条例を廃止する条例

(平成16年 3 月24日海士町条例第17号)

町有牛貸付条例（昭和56年海士町条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○町有牛貸付規則を廃止する規則

(平成16年 3 月24日海士町規則第11号)

町有牛貸付規則（昭和56年海士町規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例

(平成18年 3 月27日海士町条例第 3 号)

海士町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（平成11年海士町条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

○海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(平成18年 3 月27日海士町条例第 7 号)

海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年海士町条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

○海士町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(平成18年 3 月27日海士町条例第27号)

海士町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例（平成 8 年海士町条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町青少年、老人研修集会所設置及び管理に関する 条例を廃止する条例

(平成18年 3 月27日海士町条例第26号)

海士町青少年、老人研修集会所設置及び管理に関する条例（昭和49年海士町条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する 条例施行規則を廃止する規則

(平成18年 3 月31日海士町規則第 6 号)

海士町緑の復興体験交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町に収入役を置かない条例を廃止する条例

(平成19年 3 月19日海士町条例第 2 号)

海士町に収入役を置かない条例（平成14年海士町条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

○海士町収入役の事務を兼掌する助役の事務委任に関 する規則を廃止する規則

(平成19年 3 月30日海士町規則第 9 号)

海士町収入役の事務を兼掌する助役の事務委任に関する規則（平成14年海士町規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

○キンニャモニャセンター特別会計設置条例を廃止する条例

(平成20年 6 月30日海士町条例第16号)

キンニャモニャセンター特別会計設置条例（平成14年海士町条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町ふるさと創生基金条例を廃止する条例

(平成21年 3 月26日海士町条例第14号)

海士町ふるさと創生基金条例（平成元年海士町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

○伝染病患者及び保菌者の薬価徴収に関する条例等を廃止する条例

(平成23年 3 月23日海士町条例第10号)

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伝染病患者及び保菌者の薬価徴収に関する条例（昭和33年海士町条例第 4 号）
- (2) 海士町農業大学校生奨学金貸与条例（昭和57年海士町条例第17号）
- (3) 海士町農業及び漁業協同組合学校生奨学金貸与条例（昭和58年海士町条例第22号）
- (4) 海士町消防委員会条例（昭和25年海士町条例第75号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海士町スポーツ指導員派遣要綱を廃止する告示

(平成25年 2 月 4 日海士町教委要綱第 1 号)

海士町スポーツ指導員派遣要綱（平成 7 年海士町教育委員会要綱第 1 号）を廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○海士町ホームヘルプ事業実施要綱等を廃止する告示

(平成23年2月9日海士町告示第1号)

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 海士町ホームヘルプ事業実施要綱（昭和59年3月28日）
- (2) 海士町要保護老人ショートステイ事業実施要綱（平成4年海士町要綱第1号）
- (3) 海士町ねたきり老人等介護手当支給要綱（平成5年海士町要綱第3号）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○海士町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例

(平成28年12月27日海士町条例第33号)

海士町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年海士町条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。